

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和3年2月16日 開会 }  
令和3年3月31日 閉会 } 44日間

沖 縄 県 議 会



令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程 .....	9
1. 開会日に応招した議員 .....	11
1. 2月18日に応招した議員 .....	11
1. 2月22日に応招した議員 .....	11

○第1号（2月16日）

1. 開会年月日時 .....	13
1. 議事日程 .....	13
1. 本日の会議に付した事件 .....	13
1. 出席議員 .....	15
1. 欠席議員 .....	16
1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....	16
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	16
1. 開 会 .....	16
1. 諸般の報告 .....	16
1. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....	17
1. 日程第2 会期の決定 .....	17
1. 日程第3 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで .....	17
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明 .....	17
1. 教育委員会（金城弘昌君）の意見 .....	26
1. 一括議題 { 日程第4 議員提出議案第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書 } .....	26
{ 日程第5 議員提出議案第2号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議 }	
1. 照屋 守之君の提案理由説明 .....	26
1. 採 決 .....	27
1. 議員派遣 .....	27
1. 日程第6 陳情第2号、第3号及び第20号の付託の件 .....	27
1. 委員会付託 .....	27
1. 休会の議決 .....	27
1. 散 会 .....	27

○第2号（2月24日）

1. 開議年月日時 .....	29
1. 議事日程 .....	29
1. 本日の会議に付した事件 .....	29
1. 出席議員 .....	29
1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....	30
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	30
1. 開 議 .....	30
1. 諸般の報告 .....	30

1. 一括議題	日程第1 議員提出議案第3号 米軍人による強制わいせつ事件に関する 意見書 日程第2 議員提出議案第4号 米軍人による強制わいせつ事件に関する 抗議決議	30
1. 照屋 守之君の提案理由説明		31
1. 採 決		31
1. 議員派遣		31
1. 日程第3 代表質問		31
照屋 守之君		31
仲田 弘毅君		50
下地 康教君		63
1. 散 会		76

### ○第3号（2月25日）

1. 開議年月日時	79
1. 議事日程	79
1. 本日の会議に付した事件	79
1. 出席議員	79
1. 説明のため出席した者の職、氏名	79
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	80
1. 開 議	80
1. 日程第1 代表質問	80
上里 善清君	80
比嘉 京子さん	90
渡久地 修君	104
玉城 武光君	122
1. 散 会	131

### ○第4号（2月26日）

1. 開議年月日時	133
1. 議事日程	133
1. 本日の会議に付した事件	133
1. 出席議員	133
1. 説明のため出席した者の職、氏名	133
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	134
1. 開 議	134
1. 日程第1 代表質問	134
瑞慶覧 功君	134
翁長 雄治君	143
1. 議長の発言取消し留保の宣告	155
平良 昭一君	155
上原 章君	175
大城 憲幸君	185
1. 散 会	194

○第5号（3月1日）

1. 開議年月日時	197
1. 議事日程	197
1. 本日の会議に付した事件	197
1. 出席議員	199
1. 説明のため出席した者の職、氏名	199
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	200
1. 開 議	200
1. 一括議題	} 200
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで	
1. 一般質問・質疑	200
仲里 全孝君	200
石原 朝子さん	208
新垣 新君	215
新垣 淑豊君	226
西銘啓史郎君	234
仲村 家治君	247
小渡良太郎君	254
又吉 清義君	259
1. 散 会	269

○第6号（3月2日）

1. 開議年月日時	271
1. 議事日程	271
1. 本日の会議に付した事件	271
1. 出席議員	273
1. 説明のため出席した者の職、氏名	273
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	274
1. 開 議	274
1. 一括議題	} 274
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで	
1. 一般質問・質疑	274
島袋 大君	274
1. 知事（玉城デニー君）の発言取消しの申出	275
1. 議長の発言取消し留保の宣告	275
大浜 一郎君	283
中川 京貴君	292
島尻 忠明君	302
呉屋 宏君	312
花城 大輔君	318
座波 一君	327
末松 文信君	336

1. 散 会 .....	346
--------------	-----

○第7号（3月3日）

1. 開議年月日時 .....	349
1. 議事日程 .....	349
1. 本日の会議に付した事件 .....	349
1. 出席議員 .....	351
1. 欠席議員 .....	351
1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....	351
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	352
1. 開 議 .....	352
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで } .....	352
1. 一般質問・質疑 .....	352
金城 勉君 .....	352
當間 盛夫君 .....	361
玉城健一郎君 .....	370
次呂久成崇君 .....	380
喜友名智子さん .....	389
國仲 昌二君 .....	399
島袋 恵祐君 .....	406
照屋 大河君 .....	415
1. 散 会 .....	421

○第8号（3月4日）

1. 開議年月日時 .....	423
1. 議事日程 .....	423
1. 本日の会議に付した事件 .....	423
1. 出席議員 .....	425
1. 欠席議員 .....	425
1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....	425
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	426
1. 開 議 .....	426
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで } .....	426
1. 一般質問・質疑 .....	426
比嘉 瑞己君 .....	426
山里 将雄君 .....	435
新垣 光栄君 .....	443
西銘 純恵さん .....	453
崎山 嗣幸君 .....	462
瀬長美佐雄君 .....	471

1. 子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）の釈明発言の申出	481
仲村 未央さん	481
1. 予算特別委員会の設置	487
1. 予算特別委員会委員の選任	488
1. 委員会付託	488
1. 休会の議決	488
1. 散    会	488

### ○第9号（3月10日）

1. 開議年月日時	491
1. 議事日程	491
1. 本日の会議に付した事件	491
1. 出席議員	491
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	492
1. 開    議	492
1. 諸般の報告	492
1. 日程第1 乙第10号議案及び乙第13号議案	492
1. 委員長報告（経済労働委員長）	492
1. 採    決	493
1. 日程第2 乙第38号議案	493
1. 委員長報告（総務企画委員長）	493
1. 討    論	494
島尻 忠明君	494
國仲 昌二君	495
照屋 守之君	496
1. 採    決	499
1. 日程第3 乙第34号議案	501
1. 委員長報告（経済労働委員長）	501
1. 採    決	502
1. 日程第4 甲第25号議案から甲第34号議案まで	502
1. 委員長報告（予算特別委員長）	502
1. 採    決	504
1. 休会の議決	504
1. 散    会	504

### ○第10号（3月24日）

1. 開議年月日時	507
1. 議事日程	507
1. 本日の会議に付した事件	507
1. 出席議員	507
1. 説明のため出席した者の職、氏名	507
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	508
1. 開    議	508
1. 諸般の報告	508

1. 日程第1 甲第35号議案	508
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	508
1. 委員会付託	508
1. 日程追加 甲第35号議案	509
1. 委員長報告（予算特別委員長）	509
1. 採決	509
1. 散会	510

## ○第11号（3月30日）

1. 開議年月日時	513
1. 議事日程	513
1. 本日の会議に付した事件	514
1. 出席議員	516
1. 説明のため出席した者の職、氏名	517
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	517
1. 開議	517
1. 諸般の報告	517
1. 予算特別委員会の存続	517
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案	517
1. 委員長報告（総務企画委員長）	518
1. 採決	519
1. 日程第2 乙第11号議案及び乙第12号議案	519
1. 委員長報告（経済労働委員長）	519
1. 採決	520
1. 日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案まで	520
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	520
1. 採決	522
1. 日程第4 乙第14号議案及び乙第15号議案	522
1. 委員長報告（土木環境委員長）	522
1. 採決	523
1. 日程第5 議員提出議案第5号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則	523
1. 當間 盛夫君の提案理由説明	523
1. 採決	523
1. 日程第6 乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、 乙第35号議案及び乙第39号議案から乙第43号議案まで	523
1. 委員長報告（総務企画委員長）	524
1. 採決	525
1. 日程第7 乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案	525
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	525
1. 採決	526
1. 日程第8 乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案	526
1. 委員長報告（土木環境委員長）	527
1. 採決	528
1. 日程第9 甲第1号議案から甲第24号議案まで	528
1. 委員長報告（予算特別委員長）	528



1. 甲第1号議案に対する修正動議の提出	531
1. 座波 一君の提出理由説明	531
1. 討 論	532
当山 勝利君	532
西銘啓史郎君	534
1. 採 決	536
1. 一括議題	537
日程第10 議員提出議案第6号 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における 日本漁船への威圧行為に対する意見書	
日程第11 議員提出議案第7号 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における 日本漁船への威圧行為に対する抗議決議	
1. 又吉 清義君の提案理由説明	537
1. 採 決	537
1. 日程第12 陳情令和2年第118号、同第135号、陳情第31号及び第52号	537
1. 委員長報告（総務企画委員長）	537
1. 採 決	537
1. 日程第13 陳情令和2年第57号	538
1. 委員長報告（経済労働委員長）	538
1. 採 決	538
1. 日程第14 陳情令和2年第23号、同第35号、同第92号、同第156号、同第162号、同第166号、 同第194号、同第197号、同第202号、陳情第18号の2及び第59号の2	538
1. 委員長報告（土木環境委員長）	538
1. 採 決	538
1. 日程第15 陳情令和2年第131号、同第132号、同第208号、同第209号及び陳情第2号	538
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	538
1. 採 決	538
1. 日程第16 陳情令和2年第152号	539
1. 委員長報告（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長）	539
1. 採 決	539
1. 日程追加 甲第36号議案	539
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	539
1. 質 疑	539
下地 康教君	540
末松 文信君	541
照屋 守之君	543
呉屋 宏君	545
仲村 未央さん	547
比嘉 瑞己君	549
翁長 雄治君	552
平良 昭一君	555
金城 勉君	558
大城 憲幸君	559
1. 委員会付託	561
1. 日程追加 会期延長の件	562
1. 採 決	562
1. 延 会	562

## ○第12号（3月31日）

1. 開議年月日時	565
1. 議事日程	565
1. 本日の会議に付した事件	565
1. 出席議員	565
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	565
1. 開議	566
1. 諸般の報告	566
1. 日程追加 甲第36号議案	566
1. 委員長報告（予算特別委員長）	566
1. 採決	567
1. 一括議題	567
日程追加 議員提出議案第8号 感染拡大防止協力等に関する決議	
日程追加 議員提出議案第9号 甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議	
1. 仲村 未央さんの提案理由説明	567
1. 質疑	567
下地 康教君	567
仲里 全孝君	569
末松 文信君	570
1. 座波 一君の提案理由説明	572
1. 討論	572
大浜 一郎君	572
新垣 淑豊君	573
1. 採決	574
1. 日程第1 閉会中の継続審査の件	574
1. 採決	574
1. 閉会	574

## ○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	577
1. 議員提出議案	727
1. 諸般の報告	737
1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について	741
1. 議案付託表	743
1. 委員会審査報告書	745
1. 乙第38号議案の記名投票の結果	759
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	761
1. 予算特別委員名簿	773
1. 陳情文書表	775
1. 議案等処理一覧表	821





# 令和3年第1回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期44日間  
自 令和3年2月16日  
至 令和3年3月31日

	月日	曜日	日 程	備 考
1	2月16日	火	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (知事提出議案の説明) (議員提出議案の説明、採決)	請願・陳情付託
2	17日	水	議 案 研 究	
3	18日	木	議 案 研 究	代表質問通告締切（正午）
4	19日	金	議 案 研 究	一般質問通告締切（正午）
5	20日	⊕	休 会	
6	21日	⊕	休 会	
7	22日	月	議 案 研 究	
8	23日	⊕	休 会	天皇誕生日
9	24日	水	本 会 議 (代表質問)	
10	25日	木	本 会 議 (代表質問)	
11	26日	金	本 会 議 (代表質問)	
12	27日	⊕	休 会	
13	28日	⊕	休 会	
14	3月1日	月	本 会 議 (一般質問)	
15	2日	火	本 会 議 (一般質問)	
16	3日	水	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情提出期限（特別委）
17	4日	木	本 会 議 (一般質問) 本 委 員 会 (予算特別委員会設置)	議案付託
18	5日	金	委 員 会 (予算特別委員会・補正予算審査)	
19	6日	⊕	休 会	
20	7日	⊕	休 会	
21	8日	月	委 員 会 (常任委員会・先議案件審査、採決) (予算特別委員会・補正予算採決)	
22	9日	火	議 案 整 理 委 員 会 (議会運営委員会)	
23	10日	水	本 会 議 (補正予算・先議案件委員長報告、採決) 委 員 会 (予算特別委員会)	請願・陳情付託（特別委） 請願・陳情提出期限（常任委）
24	11日	木	委 員 会 (常任委員会)	
25	12日	金	委 員 会 (常任委員会)	
26	13日	⊕	休 会	
27	14日	⊕	休 会	
28	15日	月	議 案 整 理	
29	16日	火	議 案 整 理	
30	17日	水	議 案 整 理	請願・陳情付託（常任委）
31	18日	木	委 員 会 (予算特別委員会)	
32	19日	金	委 員 会 (予算特別委員会)	
33	20日	⊕	休 会	春分の日
34	21日	⊕	休 会	
35	22日	月	委 員 会 (常任委員会)	
36	23日	火	委 員 会 (常任委員会)	
37	24日	水	本 会 議 (知事提出議案説明、質疑) 本 委 員 会 (予算特別委員会)	
38	25日	木	委 員 会 (特別委員会)	
39	26日	金	休 会 (予備日)	
40	27日	⊕	休 会	
41	28日	⊕	休 会	
42	29日	月	議 案 整 理 委 員 会 (議会運営委員会)	
43	30日	火	本 会 議 (委員長報告、採決) 委 員 会 (知事提出議案説明、質疑、会期延長) 委 員 会 (予算特別委員会)	
44	31日	水	委 員 会 (予算特別委員会) 本 会 議 (委員長報告、採決)	

- (注1) 3月24日は休会の日と議決されていたが、3月23日の議会運営委員会の協議に基づき、「甲第35号議案」を審議するため特に会議を開いた。
- (注2) 当初、会期は3月30日までの43日間と議決されていたが、3月29日に知事から新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算「甲第36号議案」が追加提出され、付託した予算特別委員会での審査が長引き会期内での日程消化が危ぶまれたため、会期を3月31日まで1日延長し、以後の日程については延会することに決定した。
-







開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	仲 村 家 治 君
仲 田 弘 毅 君	山 里 将 雄 君
新 垣 光 栄 君	玉 城 武 光 君
玉 城 健一郎 君	比 嘉 瑞 己 君
島 袋 恵 祐 君	仲 村 未 央 さん
上 里 善 清 君	照 屋 大 河 君
大 城 憲 幸 君	仲宗根 悟 君
上 原 章 君	西 銘 啓史郎 君
小 渡 良太郎 君	座 波 一 君
新 垣 淑 豊 君	大 浜 一 郎 君
島 尻 忠 明 君	呉 屋 宏 君
仲 里 全 孝 君	花 城 大 輔 君
平 良 昭 一 君	又 吉 清 義 君
喜友名 智 子 さん	山 内 未 子 さん
國 仲 昌 二 君	瑞慶覧 功 君
瀬 長 美佐雄 君	玉 城 ノブ子 さん
次呂久 成 崇 君	西 銘 純 恵 さん
当 山 勝 利 君	渡久地 修 君
當 間 盛 夫 君	崎 山 嗣 幸 君
金 城 勉 君	比 嘉 京 子 さん
新 垣 新 君	末 松 文 信 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君

---

2月18日に応招した議員

翁 長 雄 治 君

---

2月22日に応招した議員

島 袋 大 君

---



令和3年2月16日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和3年2月16日（火曜日）午前10時開会

## 議 事 日 程 第1号

令和3年2月16日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（知事説明）
- 第4 米軍航空機の低空飛行に関する意見書

}	照屋 守之君 小渡良太郎君	提出 議員提出議案第1号
	仲里 全孝君 仲村 家治君	
	又吉 清義君 上里 善清君	
	照屋 大河君 瀬長美佐雄君	
	比嘉 瑞己君 玉城健一郎君	
	山里 将雄君 新垣 光栄君	
	金城 勉君 當間 盛夫君	

- 第5 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議

}	照屋 守之君 小渡良太郎君	提出 議員提出議案第2号
	仲里 全孝君 仲村 家治君	
	又吉 清義君 上里 善清君	
	照屋 大河君 瀬長美佐雄君	
	比嘉 瑞己君 玉城健一郎君	
	山里 将雄君 新垣 光栄君	
	金城 勉君 當間 盛夫君	

- 第6 陳情第2号、第3号及び第20号の付託の件

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで
  - 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算
  - 甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
  - 甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
  - 甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
  - 甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算
  - 甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
  - 甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
  - 甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
  - 甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
  - 甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
  - 甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

- 甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）
- 甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
- 乙第11号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例  
 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する  
 条例  
 乙第22号議案 工事請負契約について  
 乙第23号議案 工事請負契約について  
 乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について  
 乙第25号議案 財産の取得について  
 乙第26号議案 訴えの提起について  
 乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について  
 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について  
 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について  
 乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
 乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
 乙第34号議案 指定管理者の指定について  
 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について  
 乙第36号議案 県道の路線の認定について  
 乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について  
 乙第38号議案 副知事の選任について  
 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
 乙第40号議案 専決処分の承認について  
 乙第41号議案 専決処分の承認について  
 乙第42号議案 専決処分の承認について  
 乙第43号議案 専決処分の承認について

- 日程第4 議員提出議案第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書  
 日程第5 議員提出議案第2号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議  
 日程第6 陳情第2号、第3号及び第20号の付託の件

出席議員(46名)

議長	赤嶺昇君	16番	次呂久成崇君
副議長	仲田弘毅君	17番	当山勝利君
1番	新垣光栄君	18番	當間盛夫君
3番	玉城健一郎君	19番	金城勉君
4番	島袋恵祐君	20番	新垣新君
5番	上里善清君	21番	下地康教君
6番	大城憲幸君	22番	石原朝子さん
7番	上原章君	23番	仲村家治君
8番	小渡良太郎君	25番	山里将雄君
9番	新垣淑豊君	26番	玉城武光君
10番	島尻忠明君	27番	比嘉瑞己君
11番	仲里全孝君	28番	仲村未央さん
12番	平良昭一君	29番	照屋大河君
13番	喜友名智子さん	30番	仲宗根悟君
14番	國仲昌二君	31番	西銘啓史郎君
15番	瀬長美佐雄君	32番	座波一君

33 番	大 浜 一 郎 君	40 番	西 銘 純 恵 さん
34 番	呉 屋 宏 君	41 番	渡 久 地 修 君
35 番	花 城 大 輔 君	42 番	崎 山 嗣 幸 君
36 番	又 吉 清 義 君	43 番	比 嘉 京 子 さん
37 番	山 内 末 子 さん	44 番	末 松 文 信 君
38 番	瑞 慶 覧 功 君	46 番	中 川 京 貴 君
39 番	玉 城 ノブ子 さん	47 番	照 屋 守 之 君

欠 席 議 員 (2名)

2 番	翁 長 雄 治 君	45 番	島 袋 大 君
-----	-----------	------	---------

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	土 木 建 築 部 長	上 原 国 定 君
副 知 事	富 川 盛 武 君	企 業 局 長	棚 原 憲 実 君
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	病 院 事 業 局 長	我 那 覇 仁 君
政 策 調 整 監 事	島 袋 芳 敬 君	会 計 管 理 者	伊 川 秀 樹 君
知 事 公 室 長	金 城 賢 君	知 事 公 室	平 敷 達 也 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	秘 書 防 災 統 括 監	平 田 正 志 君
企 画 部 長	宮 城 力 君	総 務 部 財 政 統 括 監	金 城 弘 昌 君
環 境 部 長	松 田 了 君	教 育 長	與 儀 弘 子 さん
子 ども 生 活 福 祉 部 長	名 渡 山 晶 子 さん	公 安 委 員 会 委 員 長	日 下 真 一 君
保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん	警 察 本 部 長	藤 田 広 美 君
農 林 水 産 部 長	長 嶺 豊 君	労 働 委 員 会 会 長	比 嘉 悦 子 さん
商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君	人 事 委 員 会 委 員	安 慶 名 均 君
文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長	渡 久 地 一 浩 君	代 表 監 査 委 員	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	勝 連 盛 博 君	主 査	親 富 祖 満 君
次 長	知 念 弘 光 君	政 務 調 査 課 長	上 原 貴 志 君
議 事 課 副 参 事 兼 課 長 補 佐	佐 久 田 隆 君	副 参 事 主 査	中 村 守 君
主 査	宮 城 亮 君		城 間 旬 君

○議長(赤嶺 昇君) ただいまより令和3年第1回 沖縄県議会(定例会)を開会いたします。

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案77件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和3年1月末現在の令和2年度一般会計予算執行状況報告書及び同一一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、照屋守之君外13人から、議員提出議案第1号「米軍航空機の低空飛行に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍航空機の低空飛行に関する

抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情21件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日、24日から26日まで及び3月1日から4日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に人事委員会委員比嘉悦子さん、24日から26日まで及び3月1日から4日までの会議に人事委員会事務局局長大城直人君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に



より御了承願います。

---

[諸般の報告 巻末に掲載]

---

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

5番 上 里 善 清 君 及び

10番 島 尻 忠 明 君

を指名いたします。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月30日までの43日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月30日までの43日間と決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

---

[知事提出議案 巻末に掲載]

---

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

令和3年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

私が県知事に就任してから2年余りが経過いたしました。この間、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自

然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づく政策を推進してまいりました。

私が掲げた公約については、その全てに着手しており、「新時代沖縄の到来」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会の構築」の視点の下、引き続き諸施策を展開してまいります。

さて、昨年2月に沖縄県内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年が経過しました。

県では、これまで14次にわたる補正予算により、総額約1626億円の予算を確保し、切れ目なく対策を実施してまいりました。また、今回提案する令和2年度2月補正と令和3年度当初予算において、合わせて約1058億円のコロナ対策関連予算を計上しているところです。引き続き、水際対策を含め、感染拡大防止と県民生活の安定並びに経済の回復に向け、全庁一丸となって取り組んでまいります。

感染拡大防止に向けては、「感染症対策課（仮称）」を新設し、エッセンシャルワーカーに対するPCR検査の強化など、医療提供体制と検査体制の拡充に取り組むとともに、保健所の体制強化や宿泊療養施設の確保、医療機関の支援などに取り組みます。

ワクチン接種については、予防接種の実施主体となる市町村を広域的視点からサポートしながら、国や医師会等の関係機関と連携し、接種体制を整えてまいります。

介護施設、保育所などの社会福祉施設や幼稚園などの教育施設の感染防止対策の支援に取り組めます。

生活に困窮する世帯の増加等に対応し、生活困窮者自立支援制度を通じた相談体制の充実や住居の確保、就労支援などに取り組めます。

経済対策については、中小企業・小規模事業者などの事業継続や雇用の維持・安定に向けた取組を推進するとともに、社会経済活動の再開と一日も早い県経済の回復を目指します。そのため、旅行者専用相談センター沖縄（TACO）の機能強化など、安全・安心の島沖縄の構築と県民の生活・雇用・事業の維持を軸とした経済対策等の各種施策を展開します。

私は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済の回復に向け、全身全霊で取り組んでまいります。

首里城火災から1年余りたちますが、多くの励ましの言葉や寄せられた寄附金は大きな励みになりました。私は、皆様の強い願いを実現させるため、国や那覇市等の関係機関や地域との連携の下、安全性の高い施設管理体制の構築や首里城に象徴される琉球の歴

史・文化の復興など、一日も早い首里城の復旧・復興に向けた取組を推進します。

令和3年度は、首里城復興基本計画に基づき新首里杜構想による歴史まちづくりや、国内外から寄せられた寄附金を活用し、県産材を含め、首里城正殿を支える柱材や赤瓦の調達など、より具体的な取組を加速してまいります。

SDGsについては、「SDGs推進室（仮称）」を新設し、全庁的な取組の加速と企業・団体等とのパートナーシップの促進を図ります。SDGsに関する万国津梁会議の提言を踏まえ、「沖縄県SDGs実施指針（仮称）」の策定に向けて取り組むとともに、アドバイザーボードを設置するなど、外部からの意見を積極的に取り込み、様々なステークホルダーが交流し、参画できる環境づくりに取り組みます。これらの取組を通じ、経済・社会・環境の3側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

経済面においては、「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」に基づく各種施策を展開するとともに、アフターコロナを見据え、成長が期待されるアジアのダイナミズムを取り込むための取組を推進します。企業等のデジタル化を促進するとともに、産業横断的なマーケティング戦略を策定し、企業や地域、県民の稼ぐ力の強化に取り組みます。

社会面においては、コロナ禍に伴う雇用情勢の悪化を踏まえ、子供の貧困対策を最重要施策として強力に推進するとともに、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」、通称子どもの権利尊重条例に基づく施策を実施します。

こども医療費助成制度については、令和4年4月から開始する中学校卒業までの通院対象年齢の拡大に向けて取り組みます。

全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指し「性の多様性尊重宣言（仮称）」や相談窓口の開設などの取組を進めてまいります。ジェンダー平等や女性のキャリア形成の促進に向けて積極的に取り組んでまいります。

環境面においては、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」の策定や「沖縄県気候非常事態宣言（仮称）」の実施に取り組み、県民一丸となった地球温暖化対策を目指します。さらに、国においても目指すこととしている2050年の脱炭素社会の実現に向け、新たなエネルギービジョンを策定し、持続可能なエネルギー政策を推進します。

米軍基地については、本土復帰50年という大き

な節目を来年に控えた今現在もなお、国土面積の約0.6%の沖縄県に米軍専用施設面積の70.3%が集中し続けていることにより、騒音、環境問題、米軍関係の事件・事故が後を絶たない状況にあります。

私は、日米安全保障体制の必要性を理解する立場です。しかしながら、沖縄の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではありません。沖縄の過重な基地負担を軽減するためには、普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が確実に実施される必要があると考えます。しかし、統合計画による返還が全て実施されたとしても沖縄の米軍基地専用施設面積は全国の69%程度にとどまり、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。

このため、私は、沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めることとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、それを実現するよう日米両政府に対して求めてまいります。

特に、辺野古新基地建設問題については、完了までに要する期間が約12年、総工費が当初の約4倍に相当する約9300億円になることが令和元年12月に公表され、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になりました。また、令和元年度に沖縄県が設置した米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言においても、辺野古新基地計画は、軟弱地盤の存在が明らかになるなど、技術的にも財政面からも完成が困難であることが明白になりつつあると指摘されております。

辺野古新基地建設問題については、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、政府に対し、工事を直ちに中止した上で、県との対話に応じるよう求めてまいります。

一方で、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、辺野古移設に関わりなく、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を政府に対し強く求めてまいります。

私は、辺野古に新基地は造らせないという公約の実

現に向けて、今後も諦めず、おれることなく、全身全霊をもって、県民の思いに応えてまいります。

第32軍司令部壕については、保存・公開に向け、平和発信・継承の在り方等の議論を進めてまいります。

私は、公約に掲げた諸施策を職員一丸となって推進し、未来を担う子供たち、若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、「新時代沖縄」を託せるよう、全力で県政運営に当たる決意であります。

第2に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

国際社会においては、2019年末以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい、経済、社会など様々な面で大きな影響を及ぼしています。今後、グローバル化による感染症の脅威や気候変動の影響による自然災害の激甚化などの地球規模の課題を解決するため、SDGsの取組を着実に実施し、経済・社会・環境分野の課題に統合的に取り組むことが重要となっています。

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に厳しい状況となっております。今後も国内外の感染拡大による経済活動下振れリスクや債務返済等の金融リスクの影響などを注視する必要があります。本県においても、感染拡大に伴う影響が様々な面で生じていることから、引き続き感染拡大防止の徹底と社会経済活動の回復に向けて全力で取り組んでまいります。

第3に、「今後の沖縄振興に向けた取組について」申し上げます。

令和4年度から始まる新たな沖縄振興については、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、新しい生活様式に対応した各種施策やSDGsを反映させ、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、「新時代沖縄」を展望し得る新たな振興計画の策定に取り組んでまいります。

令和3年度が沖縄21世紀ビジョン基本計画の最終年度であることから、計画の総仕上げに向けて全力で取り組みます。引き続き県民所得の向上、子供の貧困の解消、過重な基地負担の軽減等の重要課題に対応し、公約に掲げた「新時代沖縄」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会の構築」の実現に向け、万国津梁会議の議論等を踏まえながら、諸施策を展開してまいります。

「新時代沖縄の到来—経済分野—」については、AI、IoTなど先進技術の活用やデジタルトランスフォーメーション(DX)の促進など「Resort Okinawa(リゾートおきなわ)」の取

組を推進します。「リゾート推進班(仮称)」を新設し、国際IT見本市の継続開催や県内IT企業と他産業の連携による稼ぐ力の向上、社会課題の解決に取り組みます。「東海岸サンライズベルト構想」を策定し、マリントウンMICEエリアの形成を含む東海岸一帯の活性化に向けて取り組みます。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、国との議論を加速させるとともに、県民と一体となって機運の醸成を図ります。

「誇りある豊かさ—平和分野—」について申し上げます。

基地問題については、本県に広大な米軍基地が集中することにより、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、自然環境の破壊、航空機事故のほか、米軍人・軍属等による事件・事故等、県民生活に様々な影響を及ぼしています。これらの問題を解決するため、在沖米軍基地の整理縮小、県外・国外への訓練移転、ローテーション配備、訓練水域・空域の削減、日米地位協定の抜本的な見直し等を日米両政府に強く求めるなど、基地問題の解決に全力で取り組んでまいります。

駐留軍用地跡地の利用については、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な利用を推進してまいります。

「沖縄らしい優しい社会の構築—生活分野—」については、子供の貧困対策として、各種居場所の設置や支援員等の研修の充実など、支援の質の向上を図るとともに、「沖縄子どもの未来県民会議」を中心とした県民運動などにより、学びと育ちを支えてまいります。

中高生のバス通学無料化については、交通費負担の大きい中学生への支援拡充に向けて取り組みます。

「琉球歴史文化の日条例」を制定し、琉球、ウチナー文化のさらなる普及、継承、発展及び発信に取り組んでまいります。

公立北部医療センターについては、「北部医療センター整備推進室(仮称)」を新設し、早期整備に向けて取り組みます。

北部地区の教育環境の充実については、令和5年度の中高一貫校の設置に向けて取り組んでまいります。

離島や僻地の定住条件整備を推進するとともに、地域の特色や魅力を生かした産業の振興に取り組みます。

令和3年度の県政運営の「重点テーマ」としては、「安全・安心の島“沖縄”の構築及び県民の生活・雇用・事業の維持」などの7項目を掲げ、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組んでまいります。

職員一人一人が、意欲的かつ柔軟な発想で働くことができる職場づくりを進め、限りある行政資源の下

で、多様な行政需要に対応する組織の編成に取り組みます。

第4に、「内閣府予算案及び税制改正について」申し上げます。

令和3年度内閣府沖縄振興予算案においては、令和2年度第3次補正予算に計上された公共事業関係費等を含めると、約3200億円が確保され、子供の貧困対策、離島活性化の推進、首里城復元に向けた取組などが計上されたほか、新しい生活様式に配慮した観光サービスの創出支援事業が盛り込まれました。また、令和3年度税制改正においては、7つの沖縄関係税制の延長が認められました。

県としては、沖縄振興予算及び税制を積極的に活用し、最終年度を迎える沖縄振興計画の総仕上げに向けて全力で取り組んでまいります。

次に、令和3年度における施策の概要について、御説明申し上げます。

第1は、「経済分野」に関して、新時代沖縄の到来の視点であります。

本県の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、深刻な影響を受けていることから、県内事業者の事業継続や雇用の維持等の支援に取り組むとともに、経済活動の回復に向けた取組を展開します。また、今後も発展が見込まれるアジアの活力を取り込むための施策など、未来を先取りした取組を併せて推進してまいります。

「自立型経済発展資源の創出」について申し上げます。

持続的な県経済の成長・発展に向け、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、アジアの活力を取り込むためのインフラの整備やビジネス・ネットワークの連携強化、アジアとの経済交流の活性化に向けた取組を推進します。各産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するとともに、グローバル人材、起業家人材、県内産業の成長に資する人材などの育成を推進します。

「社会資本・産業基盤の整備」について申し上げます。

那覇空港については、利便性の向上を図るとともに、県内経済界等とも連携し、機能強化及び拡充に向けて取り組めます。

那覇港については、総合物流センターにおいて、集貨・創貨の促進を図るとともに、臨港道路やクルーズバース等の整備を推進します。

中城湾港については、東海岸地域の活性化に向けて、新港地区、泡瀬地区の整備を推進するとともに、関係市町村と連携し、新港地区における航路の拡充、

産業支援港湾としての機能向上等に取り組めます。

本部港については、物流、人流機能の向上に向けて取り組んでまいります。

沖縄都市モノレールについては、引き続き3両編成化による輸送力増強に向けて取り組めます。

幹線道路網については、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路、浦添西原線等の整備を推進し、ハシゴ道路ネットワークの早期構築を図ります。

「沖縄らしい観光・リゾート地の形成」について申し上げます。

観光振興においては、ウイズコロナからアフターコロナを見据え、1人当たりの消費単価の向上や観光客等の満足度向上など量から質への転換を目指します。沖縄型ワーケーションなど新しい生活様式に対応した沖縄観光や自然の保全・継承と持続可能な活用を目指した各種ツーリズム等を促進します。

クルーズ船の受入れ再開に向けて、安全・安心の確保が図られるよう関係機関と連携し、受入れ体制の構築に取り組むとともに、国際旅客ハブの形成に向けた施策の展開、外国人観光客の受入れに向けたICTの活用や通訳育成などに取り組めます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、感染症予防を意識した聖火リレーの実施や事前キャンプの受入れ市町村の支援等に取り組んでまいります。

スポーツツーリズムの推進については、プロスポーツとの連携の促進やJ1規格スタジアムの整備に向けた検討を進めてまいります。

「産業の振興と雇用の創出・安定」について申し上げます。

産業振興においては、「ResorTech Okinawa（リゾートテックおきなわ）」の取組として、スタートアップ企業の支援、人材育成等により、ITを活用した産業振興と国際情報通信拠点の形成を目指します。Eコマース市場やデリバリー等の販路開拓の支援や産業横断的なマーケティング等の取組を推進し、県産品の販路拡大と販売促進を図ります。

全国の特産品等をアジアへ届ける流通プラットフォームの構築や、国境を越えて電子商取引を行う越境ECを促進するとともに、ウイズコロナに対応し、オンラインとオフラインが融合したハイブリッド型の沖縄大交易会や離島フェア等の開催に向けて取り組めます。さらに、海外事務所等のネットワークを活用し、戦略的な観光誘客、県内企業の海外展開などに取り組めます。

企業誘致については、国際物流拠点産業集積地域などの特区制度や税制優遇措置などを活用するとともに、賃貸工場の整備、航空関連産業クラスターの形成など、臨空・臨港型産業等の集積を促進します。

ものづくり産業については、付加価値の高い製品開発や生産性の向上、県内発注の促進等により、域内の経済循環を高めるとともに、先端的な研究機関との連携により県内企業への技術導入を促進してまいります。

沖縄科学技術大学院大学OISTをはじめとする県内大学等を核とした企業等との共同研究を支援し、新事業の創出に向け取り組んでまいります。また、再生医療等の先端医療技術や医薬品・医療機器等の研究開発及び事業化の促進に向けて取り組みます。

泡盛製造業については、販路拡大に向けたマーケティング等を支援するとともに、国との連携による海外輸出の促進に取り組みます。

伝統工芸産業については、後継者育成や原材料の安定確保、製品開発等に取り組むとともに、「おきなわ工芸の杜」の令和4年3月の供用開始に向け、整備を進めてまいります。

中小企業・小規模事業者の支援については、経営革新やIT技術の活用等による生産性の向上、事業承継及び資金調達の円滑化など、総合的な支援を推進します。また、商工会・商工会議所等の支援体制の強化に取り組むとともに、市町村と連携した商店街への支援等を実施します。

エネルギー分野については、島嶼地域に適した再生可能エネルギーの導入拡大など、低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会を目指してまいります。

雇用の安定については、沖縄県雇用対策アクションプランに基づき、雇用維持の取組を推進するとともに、就職困難者等へのきめ細かな支援や新卒者と企業のマッチング促進などに取り組みます。

雇用の質の改善に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進、正規雇用の拡大、働きやすい環境づくり等に取り組む企業の支援を行うとともに、企業、地域、県民の稼ぐ力の向上に資する取組を推進し、県民所得の向上、子供の貧困の解消につなげてまいります。

「農林水産業の振興」について申し上げます。

農林水産業の振興については、生産者の事業継続や経営安定の対策を総合的に講ずるとともに、多様なニーズに対応した販路の拡大や生産供給体制の強化等「攻めの農林水産業・畜産業」に取り組みます。戦略品目の拠点産地形成、研究開発の推進、担い手の育成・確保、生産基盤の整備に取り組みます。6次産業化、

販路開拓などの取組や流通条件の不利性に対応した輸送コスト低減対策を推進します。農林水産物のブランド化及び海外輸出体制強化に向け、高度衛生管理型荷さばき施設等の整備を進めてまいります。農地中間管理機構等を通じた農地利用の拡大や中央卸売市場の機能強化に向けて取り組みます。

担い手育成の強化については、沖縄県立農業大学の移転整備に向けた取組を推進します。農山漁村地域の多面的機能の保全、環境保全型農業の推進、赤土等流出防止対策など、SDGsの理念に基づく施策を推進してまいります。

サトウキビについては、安定生産に向けた取組や製糖工場の安定操業に向けた支援などを推進してまいります。

畜産業については、経営基盤や生産供給体制の強化、飼料コスト低減対策などに取り組みます。特定家畜伝染病対策に向けて、「家畜防疫対策班（仮称）」を新設するなど、防疫体制の強化を図ります。豚熱について、感染防止対策を強化するとともに、豚熱発生農家や制限区域内生産農家への経営支援に取り組みます。高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱などの侵入防止について、国と連携した水際対策や飼養衛生管理基準の指導強化に取り組んでまいります。

林業については、環境保全に配慮した森林施業を実施し、県産木材の利用推進や特用林産物の生産拡大に取り組みます。

水産業については、新規漁業就業者の支援などに取り組むとともに、糸満漁港の加工施設等について、整備を進めてまいります。ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除区域及び対象漁業の拡大や、日台漁業取決め及び日中漁業協定等の見直しを求めるとともに、日台漁業取決めの影響緩和のための基金を活用し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化などに取り組んでまいります。

尖閣諸島をめぐる情勢については、県民の平穏な生活環境及び県内漁業者の安全確保に向けて国に要請するとともに、国の関係機関との連携を強化してまいります。パラオ共和国の排他的経済水域（EEZ）における本県マグロはえ縄漁船の安定的な操業継続に向けて、水産技術交流等に関するMOU締結を進め、友好関係の強化を図ります。

国際貿易交渉については、TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）等の貿易自由化への対応として、TPP等対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組みます。

第2は、「平和分野」に関して、誇りある豊かさの視点であります。

まず、「国際交流・協力の推進」について申し上げます。

国際交流・協力の推進については、JICAと連携し、ウチナーネットワークの安定的な継承と発展に向けたプラットフォームの構築や、将来の国際協力を担う人材の育成を推進します。さらに、アジア諸国等の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、「国際災害救援センター（仮称）」の役割を検討します。

「第7回世界のウチナーンチュ大会」の令和4年開催に向けて、機運醸成を図ります。本県の地理的特性や歴史、ソフトパワーを生かし、国際交流、国際貢献を通じた平和の緩衝地帯の形成を目指します。

「基地問題等の解決と駐留軍用地の跡地利用」について申し上げます。

在沖米軍基地の整理縮小については、普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等を確実に実施するとともに、さらなる基地の整理縮小について具体的な数値目標を設定し、県民の目に見える形で取り組むことを日米両政府に求めてまいります。

普天間飛行場については、県内移設を断念することやオスプレイの配備計画の撤回を求める建白書の精神に基づき、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を日米両政府に求めてまいります。また、訓練移転等については、県外または国外への分散移転、ローテーション配備を一層促進することを求めてまいります。

辺野古新基地建設問題については、これまでに小金井市議会や小平市議会等全国約50の地方議会で、国民的議論で問題解決を求める意見書等が採択されており、全国において沖縄の基地問題について議論が深まりつつあると考えております。

今後も法令に基づく権限を適切に行使するほか、全国でのトークキャラバン等を通じ、県民投票結果をはじめとする辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、国民的議論を喚起し、理解と協力を促してまいります。

加えて、沖縄本島周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにすること、さらなる在沖米軍基地の整理縮小について、次期日米防衛政策見直し協議（DPRI）や日米安全保障協議委員会（2プラス2）等で積極的な協議を行うとともに、日米両政府に沖縄県を加えた

3者で協議を行う場「SACWO」を設けること等を日米両政府に求めてまいります。日米地位協定に関しては、他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会と共有し、働きかけを行ったところ、昨年11月の全国知事会議において、新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。引き続き、全国知事会や渉外知事会等と連携するとともに、様々な機会を捉えて全国に情報発信を行うなど、日米地位協定の抜本の見直しの実現に向けた取組を強化してまいります。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、米国側の理解と協力が重要であると考えております。これまで行ってきた訪米活動やワシントン駐在の働きかけもあり、2020年6月、米連邦議会下院の軍事委員会即応力小委員会は、2021年度国防権限法案に関する報告書に、国防総省に対して辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果などの提出を求めることを明記しました。軍事委員会では採用されませんでした。政府が唯一の解決策とする辺野古新基地建設計画に関し、米議会の小委員会で懸念が示されたことには大きな意義があると考えております。

米国におけるバイデン新政権の発足を重要な好機と捉え、バイデン新政権に沖縄の実情を理解してもらうため、引き続きワシントン駐在を活用し、米国内での情報収集及び情報発信、国連との連携や有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者への働きかけや沖縄への招聘にも取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、私が直接訪米し、米国に在住する沖縄県系の方々とも連携しながら、米国政府、米国連邦議会議員等に対し、沖縄の米軍基地問題の実情等を訴えてまいります。

尖閣諸島をめぐる問題については、日本政府に対し、尖閣諸島周辺海域の安全確保等の適切な措置を図ること、平成26年に日中両国間で確認された「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項に基づき、冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等を求めてまいります。

普天間飛行場をはじめとした返還予定地については、関係市町村等と連携を図り、跡地利用計画の策定を促進します。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦における戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。

所有者不明土地問題については、早期に抜本的解決が図られるよう法制上の措置や財政措置などを国に求めてまいります。

「沖縄から世界へ、平和の発信」について申し上げます。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信に向け、平和の礎や沖縄平和賞などの取組を推進するとともに、平和祈念資料館における学芸員育成や調査研究の充実を図ります。

第32軍司令部壕については、「第32軍司令部壕保存・公開検討委員会」において、保存・公開に向けた議論を進めてまいります。

第3は、「生活分野」に関して、沖縄らしい優しい社会の構築の視点であります。

「地域力の向上・くらしの向上」について申し上げます。

地域の課題解決に向けて、ボランティア、NPO活動などに県民が主体的に参加できる仕組みづくりや「おきなわSDGsパートナー」の連携促進など、多様な主体が連携した取組を促進します。民生委員・児童委員の活動環境の改善と充足率向上を図るとともに、適切な福祉サービスが利用できる体制の構築を推進します。県外都市部における移住相談会や移住体験ツアーの開催など、UJ Iターナー者の持続的受入れに向けた取組を推進します。

「世界に誇る沖縄の自然環境を守る」について申し上げます。

環境分野においては、地球温暖化対策及び自然環境の保全の啓発等に取り組みます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産の登録に向け、国等と連携を強化するとともに、「国立自然史博物館」の誘致に向けて、官民一体となった取組を進めてまいります。

「沖縄県希少野生動植物保護条例」に基づく、希少種保護や外来種対策等に取り組むとともに、ジュゴンの生息状況等の調査を継続してまいります。

犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、譲渡の拠点施設を整備します。

「沖縄県自然環境再生指針」を踏まえ、再生事業に関する市町村支援や自然環境の保全・再生・適正利用を図ります。森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、北部地域の水源の維持や環境保全、地域振興等、やんばるの森・いのちの水を守る取組を推進します。

「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づく総合的な取組を推進するとともに、全島緑化の取組などを推進します。海岸漂着物の回収処理を推進するとともに、海洋プラスチック等の抑制に向けた陸域の発生源対策等に取り組みます。

食品ロス問題について、多様な主体が連携し、県民運動として展開していくため、「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けて取り組んでまいります。

「歴史と誇りある伝統文化の継承と発展」について申し上げます。

伝統文化の継承と発展については、「しまくとぅば普及センター」の役割や取組を強化するとともに、組踊、琉球舞踊、ウチナー芝居などの伝統文化の後継者育成の取組を強化してまいります。

空手の保存・継承・発展については、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に広く発信するとともに、指導者・後継者の育成、受入れ体制の強化による交流人口の拡大を図ります。あわせて、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民機運の醸成や、沖縄伝統空手道振興会の運営基盤強化に向けた支援等を通じ、沖縄空手振興ビジョンで示す将来像の実現に向けて取り組みます。

令和4年度に初めて沖縄県で開催される「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」については、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室（仮称）」を新設し、市町村など関係機関と連携しながら、開催成功に向けて取り組んでまいります。

「医療の充実・健康福祉社会の実現」について申し上げます。

医療の提供体制の充実に向けては、現状を踏まえ、地域医療連携体制の強化や不足が見込まれる医療機能の病床の整備などに取り組むとともに、北部、離島地域の医師不足及び県内全域における医師の診療科偏在の解消などに取り組みます。

薬剤師確保については、需給予測を踏まえ、県内国公立大学への薬学部設置の可能性などについて調査を行います。

沖縄県立看護大学については、公立大学法人化に向け、計画的に移行作業を進めてまいります。

西普天間住宅地区跡地においては、沖縄健康医療拠点の形成を促進します。

健康福祉社会に向けては、働き盛り世代の健康増進や歯科口腔保健対策の強化に取り組むなど、健康長寿復活プロジェクトを推進してまいります。障害のある人に対する誤解や偏見等をなくするための取組や手話の普及啓発、発達障害に対する地域支援体制の整備など、障害者の地域生活支援に取り組んでまいります。

ひきこもりの問題については、調査や支援が行えるよう体制づくりに取り組みます。

「子育て・高齢者施策の推進」について申し上げます。子供の貧困対策については、就学援助等の充実、生

活困窮家庭に対する食支援体制の整備などに取り組みます。令和3年度末までの待機児童の解消に向け、保育所の施設整備の支援や保育士確保を重点に置いた施策等による市町村の支援を強化します。また、認可外保育施設の入所児童の処遇向上などを含め、多様なニーズに対応した子育て支援、保育サービスなどの充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育の提供に向けて取り組みます。

放課後児童クラブについては、設置促進や運営費等に対する支援を行い、利用料金の低減や登録できない児童の解消に取り組みます。

母子健康包括支援センターの設置促進などライフステージに即した母子保健、子育て支援の施策を推進します。両親以外の者が子供を育てる養育者世帯の課題を把握し、相談体制を強化するなど、引き続き独り親家庭等の支援を推進します。

児童虐待防止対策については、児童相談所の体制強化を図るとともに、虐待を受けた子供の相談が容易にできる環境を整備します。

介護サービスの充実に向け、地域包括ケアシステムの推進や介護人材の確保に取り組むとともに、認知症施策の強化や特別養護老人ホーム等の整備支援などに取り組みます。

「安心・安全で快適な社会づくり」について申し上げます。

人に優しい交通手段の確保に向けて、基幹バスシステムの構築やバス運転手確保の支援に取り組むとともに、ICTで交通手段などをつなぐ、Ma a S（マース）の導入など、公共交通の利便性向上を目指します。

住環境の整備については、県営高原団地、赤道団地、平良北団地等の建て替えを推進するとともに、民間住宅の省エネ化やバリアフリー化を促進します。

高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の促進に向けて取り組みます。

「新たな日常」の実現に向けて、「デジタル社会推進課（仮称）」を新設し、デジタル化を強力かつ速やかに推進します。

大規模災害の教訓を踏まえ、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動の確保を図るとともに、国、市町村、民間事業者等と連携した防災訓練や地域防災力の一翼を担う消防団の充実強化や消防防災ヘリコプターの導入に向けた取組を推進します。自然災害や感染症などの危機事案に対応するため、「防災危機管理センター棟（仮称）」の整備に向けて取り組みます。災害時要配慮者に対する福祉支援体制の充実を図ります。

災害に強い県土づくりに向けては、無電柱化の推

進、老朽化した道路施設及び海岸堤防等の改修、民間施設などの耐震診断及び改修の支援など、強靱化に向けた取組を推進します。治水・浸水、土砂災害、高潮などの対策や、森林の維持・造成による潮風害の防止、山地災害復旧・予防及び生活環境の保全を図ります。水道施設の計画的な更新や耐震化を推進するとともに、下水道施設の整備拡張や計画的な更新、耐震化の推進、市街地の浸水対策の促進などに取り組みます。

ちゅうちなー安全なまちづくり条例に基づき、適正飲酒の働きかけを含めたちゅうらさん運動を一層深化させます。

「沖縄県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けて取り組むとともに、犯罪被害者支援活動の充実に向けた取組を推進します。子供・女性・高齢者等の安全確保、少年の非行防止・保護対策のほか、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の改正等による水難事故防止対策の強化など、安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組めます。交通ルールの遵守とマナーの向上、飲酒運転根絶に向けた県民意識の高揚など、交通の安全を確保するための取組を推進します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う聖火リレーなど、大規模な行事に備えたテロ等の未然防止対策のほか、緊急の事態に即応するための諸対策を推進するとともに、国境離島の警備強化に取り組めます。また、サイバー空間における脅威や暴力団・準暴力団等による組織犯罪などへの的確な対処に取り組んでまいります。

DVやストーカー、性犯罪等の被害未然防止対策を強化するとともに、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」における被害者支援に取り組めます。国籍が異なる男女間のトラブル等の相談及び支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

消費者被害の未然防止と早期救済に向けた市町村相談体制の充実や消費者への啓発などに取り組むとともに、令和4年度の成年年齢引下げに向けた消費者教育に取り組めます。

「離島力の向上」について申し上げます。

離島の新型コロナウイルス感染症対策については、市町村及び関係機関と連携し、医療人材の確保・支援、患者搬送体制の整備などに取り組めます。

離島診療所への医師派遣や専門医による巡回診療などによる医療提供体制の確保、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組んでまいります。

離島航路及び航空路の交通コストの低減、生活コストの低減、離島からの高校進学等の支援、船舶建造の



支援など、離島の定住条件の整備に取り組みます。本島周辺離島8村への水道水の安定供給と料金低減などを図るため、水道広域化に取り組んでまいります。

情報通信については、離島の情報通信基盤の高度化の一環として、本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備を推進するとともに、離島及び過疎地域における陸上の光ファイバー網の整備、八重山地区民放ラジオ放送中継局等の再構築及び強靱化等に取り組みます。

農林水産業については、生産性向上、担い手の育成・確保、製糖業の経営安定、黒糖や地域の農林水産物の販路拡大、6次産業化などの取組を推進し、離島の稼ぐ力の向上に向けて取り組んでまいります。

肉用牛生産の活性化に向けて、飼料生産の基盤整備などを推進するとともに、農業用水確保等の農業生産基盤の整備に取り組みます。

港湾・空港施設の更新整備・機能向上、道路・公園等の離島における社会基盤の整備を推進します。

下地島空港については、周辺用地を含め、利活用を促進するとともに、「下地島宇宙港事業」の早期展開を支援します。デジタルトランスフォーメーション(DX)・オンラインの活用も含めた交流促進や観光振興などにより、離島・島嶼地域の活性化を図るとともに、離島におけるテレワーク活用を促進します。

「教育振興」について申し上げます。

持続可能な社会の担い手の育成に向けて、教育活動を通じたSDGsの推進に取り組みます。

学校教育については、新たな時代を創造する力を育むため、授業改善や学校改善を推進します。また、少人数学級を中学3年生まで拡大し、学校教育の充実に取り組むとともに、ICTを活用した教育環境の整備と学習活動の充実に取り組みます。生徒指導の充実に向けて、正規教員率の改善に取り組むとともに、地域や保護者の理解を得ながら、長時間勤務の縮減をはじめとする学校の働き方改革に取り組みます。

小学校から高等学校までの学びをつなぎ、自己実現と社会参画を図るキャリア教育の充実にも努めてまいります。沖縄らしいインクルーシブ教育システムの構築に向けて、県立真和志高等学校に「ゆい教室」を開設し、障害のある人も障害のない人も共に学ぶ取組を進めてまいります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等により、いじめや不登校等の未然防止、早期対応に取り組むとともに、薬物乱用防止教育などを推進します。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、海外短期研修の高校生派遣など、グローバル人材

の育成に向けて取り組みます。

那覇市内の新たな特別支援学校について、令和4年度の開校に向けた取組を推進するとともに、中部地区の特別支援学校の過密化解消に向けて抜本的な対策に取り組めます。

特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献している私立学校を支援し、私学教育の充実、多様な人材の育成に取り組めます。

給付型奨学金の実施など、大学等への進学を支援し、進学率の向上を図るとともに、大学や専門学校等に進学の意欲がある低所得世帯の学生に対し、国と連携し、支援に取り組んでまいります。

また、「家～なれ～」運動を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画による学習補助や学校支援、子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりに取り組みます。

「知の拠点」として県立図書館が県民に親しまれるよう取り組むとともに、離島等の図書館未設置町村における移動図書館の実施などにより読書環境の充実を図ります。

玉城青少年の家については、令和4年度の全面開所に向けて、取り組んでまいります。

次に、甲第1号議案から甲第34号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和3年度は、コロナ禍においても、県民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、より幅広い分野においてウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通した取組を進める必要があります。このため、「重点テーマ」を踏まえつつ、「沖縄県PDCA」等の反映及び「沖縄県行政運営プログラム」の推進により、限られた財源を重点的に配分することにより、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくり(SDGs)の実現に向けて取り組む方針の下、必要な予算を計上いたしました。

その結果、令和3年度当初予算は、

一般会計において	7912億2600万円
特別会計において	2312億7360万円
企業会計において	1393億3178万円

の規模となっております。

また、令和2年度補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症や国の補正予算への対応、その他の事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において192億1278万2000円を計上しているほか、7の特別会計、水道事業会計及び流域下水道事業会計において所要の補正予算を計上しております。

これらの補正予算10件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第1号議案から乙第43号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」など21件、議決議案が「工事請負契約について」など16件、同意議案が「副知事の選任について」など2件、承認議案として「専決処分の承認について」を4件提案しております。

このうち、乙第10号議案「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例」など4件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、乙第19号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により教育委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから教育委員会教育長の意見を求めます。

教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

それでは、ただいま議長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき、教育委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることになっております。

乙第19号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する

事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、法律の規定の趣旨に沿ってこれらの事務を市町村が処理することとするものであることから、適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育委員会教育長の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第4 議員提出議案第1号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書及び日程第5 議員提出議案第2号 米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び同第2号の2件につきまして、2月10日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍航空機の低空飛行について関係要路に要請するためであります。県民に不安を与える低空飛行については容認できるものではありません。

私どもは県民の生命財産を守る、県民に不安を与えない、このことが最優先であります。

議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔米軍航空機の低空飛行に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第1号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第2号の抗議決議の宛先で、在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第1号「米軍航空機の低空飛行に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第1号及び第2号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を

派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 陳情第2号、第3号及び第20号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件のうち、陳情第2号及び第3号については米軍基地関係特別委員会に、第20号については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明2月17日から23日までの7日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明2月17日から23日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、2月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明

令和3年2月24日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和3年2月24日（水曜日）午前10時開議

## 議 事 日 程 第2号

令和3年2月24日（水曜日）

午前10時開議

### 第1 米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書

}	照屋 守之君 小渡良太郎君	}
	仲里 全孝君 仲村 家治君	
	又吉 清義君 上里 善清君	
	照屋 大河君 瀬長美佐雄君 提出 議員提出議案第3号	
	比嘉 瑞己君 玉城健一郎君	
	山里 将雄君 新垣 光栄君	
	金城 勉君 當間 盛夫君	

### 第2 米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議

}	照屋 守之君 小渡良太郎君	}
	仲里 全孝君 仲村 家治君	
	又吉 清義君 上里 善清君	
	照屋 大河君 瀬長美佐雄君 提出 議員提出議案第4号	
	比嘉 瑞己君 玉城健一郎君	
	山里 将雄君 新垣 光栄君	
	金城 勉君 當間 盛夫君	

### 第3 代表質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1 米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書

日程第2 米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議

日程第3 代表質問

## 出席議員（48名）

議 長	赤 嶺 昇 君	11 番	仲 里 全 孝 君
副議長	仲 田 弘 毅 君	12 番	平 良 昭 一 君
1 番	新 垣 光 栄 君	13 番	喜友名 智 子 さん
2 番	翁 長 雄 治 君	14 番	國 仲 昌 二 君
3 番	玉 城 健 一 郎 君	15 番	瀬 長 美 佐 雄 君
4 番	島 袋 恵 祐 君	16 番	次 呂 久 成 崇 君
5 番	上 里 善 清 君	17 番	当 山 勝 利 君
6 番	大 城 憲 幸 君	18 番	當 間 盛 夫 君
7 番	上 原 章 君	19 番	金 城 勉 君
8 番	小 渡 良 太 郎 君	20 番	新 垣 新 君
9 番	新 垣 淑 豊 君	21 番	下 地 康 教 君
10 番	島 尻 忠 明 君	22 番	石 原 朝 子 さん

23番	仲村家治君	36番	又吉清義君
25番	山里将雄君	37番	山内末子さん
26番	玉城武光君	38番	瑞慶覧功君
27番	比嘉瑞己君	39番	玉城ノブ子さん
28番	仲村未央さん	40番	西銘純恵さん
29番	照屋大河君	41番	渡久地修君
30番	仲宗根悟君	42番	崎山嗣幸君
31番	西銘啓史郎君	43番	比嘉京子さん
32番	座波一君	44番	末松文信君
33番	大浜一郎君	45番	島袋大君
34番	呉屋宏君	46番	中川京貴君
35番	花城大輔君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	上原国定君
副知事	富川盛武君	企業局長	棚原憲実君
副知事	謝花喜一郎君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	伊川秀樹君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書	平敷達也君
総務部長	池田竹州君	防災統括監	
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	長嶺豊君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君		

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事務局長	勝連盛博君	主査	親富祖満君
次長	知念弘光君	政務調査課長	上原貴志君
議事課長	平良潤君	副参事	中村守君
副参事兼課長補佐	佐久田隆君	主幹	城間旬君
主査	宮城亮君		

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

2月16日、照屋守之君外13人から議員提出議案第3号「米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から26日まで及び3月1日から4日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、労働委員会事務局

長山城貴子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺昇君） この際、日程第1 議員提出議案第3号 米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書及び日程第2 議員提出議案第4号 米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議を一括議題といたします。



提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

---

[議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載]

---

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び同第4号の2件につきまして、2月16日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人による強制わいせつ事件について関係要路に要請するためであります。

私ども県議会は、度重なる低空飛行への抗議を行ってきたわけでありませけれども、このたびのわいせつ事件についても誠に遺憾であり、容認できるものではないと思っております。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

[米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書朗読]

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

[米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議の宛先朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第3号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第4号の抗議決議の宛先で、第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

○議長(赤嶺 昇君) これより議員提出議案第3号「米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍人による強制わいせつ事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(赤嶺 昇君) ただいま可決されました議員提出議案第3号及び第4号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号及び第4号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

---

○議長(赤嶺 昇君) この際、念のため申し上げます。本日から26日まで及び3月1日から4日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

---

○議長(赤嶺 昇君) 日程第3 代表質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。照屋守之君。

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 おはようございます。

沖縄・自民党を代表し、質問を行います。



えるが、知事の見解を伺いたい。また、知事は、移設容認を明確にしながら移設反対を公約とする候補の応援に入っている。知事の政治姿勢として一貫性を欠いているのではないかと伺います。

(5)、首里城火災で明らかとなったのは、火災発見の遅れ、初期消火の失敗である。関係機関の連携不足が指摘されているが、今後の防火機能の強化について、どのような議論がなされているか伺います。

(6)、尖閣諸島の周辺海域における中国の行動が激化している中、中国は、海上で中国の主権や管理権を侵害する外国の組織、個人に対し、中国海警局に武器の使用を認める海警法を成立させ、圧力を強めている。島、岩礁に外国組織が設けた建造物を強制的に取り壊せるとも規定しているようであり、本県漁船への危険性や尖閣の島に上陸の可能性も指摘されている。知事の認識と対応について伺います。

(7)、中国海警局に武器の使用を認める海警法の成立を受け、尖閣諸島周辺における警戒の重要性が再認識された。我が国の主権を守り、本県漁船の安全をいかに守り安心して操業できるか。現在進められている自衛隊の離島配備の必要性が高まったと考えるが、知事の所見を伺います。

(8)、知事は、富川副知事の後任に現政策参与の照屋義実氏を起用するとしている。現在県は、次期沖縄振興計画の策定や新型コロナウイルス感染症で疲弊した企業等の支援、県経済の立て直しという重要な時期である。この時期の人事として適切とは思えない。報道ではオール沖縄の立て直しの政治的人事としている。知事は県経済より選挙が重要であるか伺います。

(9)、オール沖縄とは、選挙で勝つための仕組みであり、その理念である保革が腹八分で問題を解決することができていないと思う。オール沖縄は崩壊し、革新共闘になっている。知事の見解を伺います。

(10)、玉城知事は、就任2か年間の評価を問われ、「自分自身はいつも0点と思っているが、0点では全く仕事をしていないことになりかねないので、折り返しの50点」と語っていた。なぜ、玉城知事は仕事をしないのか伺います。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君（パネルを掲示） この玉城知事の仕事しない発言は、10月3日の報道であります。私は非常に不思議に思いました。なぜこのように玉城知事

は、公の場で仕事をしない0点、あるいは50点、そういうふうな発言をしたのか。非常に不思議であります。県民に対してそういうアピールをなぜする必要があるのかということも含めて、なぜ玉城知事は仕事をしないのか伺います。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、新型コロナウイルス感染症対策については、特別措置法に基づいて、国、県、市町村が行動計画をつくり進めることになっている。沖縄県の行動計画と市町村との連携について伺います。

(2)、県独自の緊急事態宣言を発出し、飲食店等に時短営業や県民に不要不急の外出自粛を要請した。この間の感染防止への対応と対象企業や観光関連業等への支援、県民の外出自粛の効果について伺いたい。

(3)、今回の緊急事態宣言による企業への支援について、緊急小口資金、総合支援資金等の延長や拡充がなされたが、コロナが終息しない中、中小企業セーフティネット資金追加融資による中小企業・零細企業支援を拡充する必要性について、県の認識と対応について伺います。

(4)、新型コロナ感染症で観光関連業の休業や廃業が危惧され、従業員の雇用を守るため、県や市町村による観光関連企業からの出向受入れ等の要請もあるが、県の対応を伺います。

(5)、時短営業要請に応じた飲食業への協力金について、本県における対象店舗数、申請数及び支払い件数等について伺います。

(6)、県内の観光関連業を中心に緊急事態宣言による支援等について、国の緊急事態宣言と同様な支援金の支給を求めている。県の認識と国の対応について伺います。

(7)、新型コロナ感染症の影響で、県内の企業の休業や解散が最多となった。今後コロナの終息が見通せない中でさらなる廃業・休業が増えると思われる。現状把握と県独自の支援策について伺います。

(8)、本県の人口10万人当たりの新規感染者数は、全国の中でも高止まりしており、病床占有率は限界に近づき重症者も増えており危機的な状況にある。受入れ病床の現状と今後の見通しについて伺いたい。

(9)、感染拡大が止まらず、新型コロナ患者の受入れ病院の逼迫に伴い、民間病院での受入れや病床設置の要請もあるが、本県における状況と可能性について伺います。

(10)、国は、ワクチン接種に向け準備を進めているが、接種実施は市町村が担う。本県における市町村の体制整備は順調か。また、接種の方針や優先順位、国

との調整等県の取組状況について伺います。

(11)、感染拡大で病床が逼迫している中で、特に離島においては医療崩壊の危機にあるようだが、離島の現状と本島医療機関との連携・協力体制は構築されているか伺います。

(12)、感染拡大で、演劇やコンサート、各種イベント等の中止で、文化芸能関係は深刻な打撃を受けている。本県における状況と、県としてどのような支援策や対策を講じているか伺います。

(13)、休業手当の一部を補填する雇用調整助成金の制度が延長されたが、申請があった企業の内訳や申請がない企業への指導方法など、県の取組について伺います。

(14)、本県は、観光が県経済を支えている現状から、医療の逼迫を防ぎコロナの感染防止が最優先との声がある中、医療と経済の両立を求める声も強い。県の認識と対応について伺います。

(15)、若者の感染が増え、症状が軽いことから感染防止意識が薄いと言われる。現実には若者から中高年層への感染も指摘されており、県の若者向けの情報発信や指導はどのように行われているか伺います。

(16)、玉城知事は、議事録の作成、クラスター数の公表、PCR検査での振る舞い、モーニングスマイルの録音等コロナ対策本部長として極めて不適切な対応であり、責任が問われると思います。知事の見解を伺います。

### 3、県内産業の振興について。

(1)、2020年上半期における県内企業の倒産状況について、その要因とそのうち新型コロナウイルス感染拡大により倒産した割合について伺います。

(2)、国や県の休業要請で休業した企業の多くは、資金繰りや雇用の維持等で苦しんでいる。本県の経営基盤の脆弱な企業に対しては、現状の支援策のほか、さらなる国や県の支援が必要と考えるが、県の対応を伺います。

(3)、新型コロナウイルス感染症により県内企業は大きな打撃を受け、資金繰りに苦慮している。国及び県の支援策と県信用保証協会への保証申込みの状況と件数、業種別等について伺います。

(4)、国は、2030年度までに段階的に石炭火力発電所の休廃止の検討に入ったが、本県における石炭発電の状況と休廃止への取組、また、離島県という地理的状況への配慮はあるか伺います。

(5)、コロナ感染拡大の影響で公的機関や民間企業等で在宅勤務が増えたが、コロナ後を見据えウイズコロナと言われる中、自治体が率先して在宅勤務を進め

る必要があると考えるが、本県における取組について伺います。

### 4、県内社会資本の整備について。

(1)、県における新型コロナウイルス感染症の影響で国及び県が実施する道路・港湾、公共施設等の事業で、入札不調や事業の延期、中断や遅れ、事業縮小など、現状を伺います。

(2)、道路、河川、下水道などの社会基盤の老朽化への対応や改修等について、優先度により沖縄振興公共投資交付金や国庫補助等を活用し耐震化に取り組んでいるが、沖縄振興公共投資交付金は年々減額され、国庫補助等も大幅な増額は期待できない中で、計画は達成できるのか伺います。

(3)、我が国における外国資本による土地取得増加が問題視されている。取得制限には様々な課題があるようだが、本県における事例について県は把握しているか伺います。

(4)、県職員の間にも業務に起因する訴訟に備えて保険に加入する職員が増えているというが、その背景に何があるか。この状況を知事はどのように受け止めているか伺います。

(5)、座間味村の浄水場建設地が決定されたが、浄水場の建設場所について座間味村及び村民の同意は得られたか。建設着工時期など今後のスケジュールについて伺います。

(6)、県は、建設人材の確保・育成について、沖縄県建設産業ビジョン2018において最重要課題と位置づけているが、人材確保には教育機関や産業界との連携や魅力ある産業の育成、雇用環境の改善など課題は多い。どのように取り組むか伺います。

### 5、子ども・子育て支援について。

(1)、待機児童の解消に向け、国は2024年度末までを目標に設定した。その間、保育の受皿を14万人分整備するとしている。これまで県も達成年度を先送りにしており、国と歩調を合わせ達成に向けた取組が必要ではないか伺います。

(2)、県は、保育士確保に向け県独自の施策を進めているが、潜在保育士の保育業務への復帰を促進するための施策や支援策等とこれまでの成果について伺います。

(3)、こども医療費の助成について、中学卒業までからさらなる拡充が必要であるが、窓口無料化に対する国庫負担金の減額に対する県の対応と今後の18歳までの無償化拡充に向けた考え方について伺います。

(4)、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の雇用維持体制が崩れているが、特に、障害者の雇用や就労支援事

業にも影響している。現状と県の対応について伺います。

(5)、子供の貧困対策に関し、沖縄子供の貧困緊急対策事業の活用状況とこれまでどのような成果があり、今後の貧困解消に向けた対策等について伺います。

(6)、新型コロナの感染拡大を懸念し、児童の保育園への登園自粛の要請や保護者からの嫌がらせが聞かれたが、第3波の現状における状況と県の対応について伺います。

よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

代表質問、誠実に、真摯に答弁を心がけてまいりたいと思います。

それでは、照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(6)、中国海警法に対する認識と対応についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

沖縄県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し、同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところであります。

次に1の(10)、知事就任2年間の評価についてお答えいたします。

御指摘の件については、昨年10月2日の記者会見における就任2年を迎えて自分自身に点数をつけるとしたら、何点かとの御質問に対し、お答えしたものであります。自分自身を評価することはおこがましいことでもあり、大変難しいことではありますが、掲げた公約の全てに着手し、100点を目指して取り組んでおり、任期4年の折り返し地点であるとの趣旨から、50点と述べさせていただいたものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の2の(10)、県や市町村のワクチン接種に係る取組状況についてお答えいたします。

現在、沖縄県内の全市町村においては、新型コロナ

ウイルスワクチン接種に係る対策チームの発足等、住民接種に向けた体制の構築が進められております。接種方針については、集団接種または各医療機関での個別接種を想定しています。接種に当たっては、医療従事者等から開始し、次に高齢者、その次に基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者と国において順序が示されております。沖縄県ではワクチンチームを立ち上げ、人口規模や地理的条件等、地域の実情に合わせ検討しているところであり、特に小規模離島については、クラスター対策及び医療崩壊を防ぐために、高齢者と高齢者施設等の従事者やその他の住民の接種を同時期に行うなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう国と調整を図っているところであります。

沖縄県としましては、コロナ対策の切り札となるワクチン接種が円滑に進められるよう市町村及び医師会をはじめ関係医療団体と連携し、万全な体制で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積に係る国等との調整や財源確保についてお答えいたします。

県では、アジアのダイナミズムを取り込み、引き続き県経済の発展を図るため、アジアとの経済交流の重要性を掲げる新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな振興計画の策定を進めているところであります。

県としましては、国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積に向け、国際物流拠点産業集積地域那覇地区の拡充など、今後、新たな振興計画の策定を進める中で、国をはじめとする関係機関等との調整や財源の確保など、施策の推進に必要な取組を進めてまいります。

次に2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(2)、時短要請等の関連事業者への支援についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年12月14日に那覇市、浦添市、沖縄市の3市、12月23日には宜野湾市、名護市の2市、今年の1月8日には宮古島市、石垣市の2市を加えた合計7市の飲食店等事業者に対し、営業時間短縮要請を発出いたしました。さらに、1月19日に県独自の緊急事態宣言を発出し、時短要請を全市町村に拡大したところであります。時短要請の対象となった事業者については、国の

臨時交付金の協力要請推進枠を活用した協力金を支給することとしております。

同じく2の(3)、追加融資による支援拡充の必要性についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期化することにより、中小企業者の資金繰りの深刻化も懸念され、事業継続を図るためにも、引き続き資金繰りを支援する必要があります。県では、昨年2月に、同感染症の影響を受けた中小企業者を対象に中小企業セーフティネット資金の融資を開始したほか、県内金融機関に対し、既存融資の返済猶予等の条件変更や新規貸出しなど、迅速かつ柔軟な対応を求めてまいりました。また、5月からは、3年間実質無利子等の新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、さらに、今年の2月1日には、同資金の融資限度額を4000万円から6000万円に拡充しております。令和2年度分の貸付金予算については、補正分を含め、合計で約602億円を確保したところ、さらなる資金需要の増加に対応するため、同資金の民間金融機関との協調倍率を3倍から5倍に見直した結果、融資枠は約2659億円に拡大しております。

県としては、引き続き円滑な資金繰りを支援し、中小企業者の事業の継続につなげてまいります。

同じく2の(5)、協力金の対象店舗数、申請件数及び支払い件数等についてお答えいたします。

営業時間短縮の要請に係る協力金の店舗については、昨年12月14日と同23日の発出で、5市5878件、今年の1月8日及び同19日の発出により、全市町村9914件が対象となりました。さらに、2月4日に県の緊急事態宣言が延長となったことから、全市町村9914件の飲食店等事業者に再度の時短営業を要請し、累計で2万5706件が対象となり、昨年12月以降の時短要請に係る協力金の予算総額は、206億2528万円となっております。申請状況等については、2月19日時点で、5市分が申請5473件に対し、支払い済み2472件、支給割合は45.2%となっております。また、全市町村を対象とした協力金については2月8日から受付を開始し、順次、審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始する予定としております。

同じく2の(6)、国の緊急事態宣言と同様な支援金の支給に係る県の認識と国の対応についてお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では国に対し、国の

緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところです。その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。加えて、県としては、最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく2の(7)、県内休廃業の現状と県独自の支援策についてお答えいたします。

民間機関の調査によると、県内企業の休廃業等は、平成30年が375件、令和元年が370件、令和2年は384件と推移しております。休廃業等の件数が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、自主的な休廃業等を選択している可能性が指摘されております。

県としては、最重要課題である事業継続と雇用の維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、県産品のEコマース等の情報を集約した「まいにちに。おきなわ」や、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく2の(13)、雇用調整助成金の実績と県の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、雇用調整助成金の申請件数は、2月19日現在で4万1177件となっており、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」からの申請が多いとのこと。県では、同助成金の活用促進のため、事業主への情報提供の強化や出張相談窓口の設置などを行っております。また、去る2月16日には、経済団体に対して、同助成金の活用による雇用維持等への配慮について要請を行ったところであります。引き続き同助成金の活用促進と県独自の乗せ助成を行うことで、雇用の維持を図ってまいります。

同じく2の(14)、医療と経済の両立に係る県の認識と対応についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症対策本部と同緊急経済対策本部を両輪に、知事の陣頭指揮の下、全部

局が連携して、安全・安心の島沖縄の構築と県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、感染症対策と経済対策に取り組んでおります。今後も、経済対策基本方針に基づき、医療提供体制の構築やPCR検査体制の拡充及び水際対策の強化等を図るとともに、県内事業者の事業継続や雇用の維持、経済活動の回復に資する経済対策を切れ目なく実施してまいります。

次に3、県内産業の振興についての御質問の中の(1)、2020年上半期の県内企業倒産状況とその要因等についてお答えいたします。

民間機関の調査によると、2020年上半期の県内における負債総額1000万円以上の倒産発生件数は13件となっております。その要因として、販売不振等の不況型倒産が10件、設備投資過大が3件となっております。新型コロナウイルス感染症関連倒産につきましては、2件で、全体の約15%となっております。

同じく3の(2)、経営基盤の脆弱な企業に対するさらなる国や県の支援についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、事業や雇用の維持に必要な対策を優先的に講じてきました。特に最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。また、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金や中小企業等事業再構築促進事業等の国の支援策の周知及び活用に向けたサポートについても、国と連携して取り組んでまいります。

同じく3の(3)、国及び県の支援策と県信用保証協会への保証申込状況等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、沖縄公庫では新型コロナウイルス感染症特別貸付、県では新型コロナウイルス感染症対応資金において、3年間実質無利子等の資金繰り支援を実施しております。県信用保証協会の同感染症に関する保証申込みについては、2月5日現在、1万3237件、約2178億円で、業種別では、サービス業が全体の約38%と最も多く、次いで飲食業、建設業となっております。なお、今年度の同感染症関連の融資枠利用率は、1月末現在で約67%となっており、今後の資金需要にも対応できると考えております。

同じく3の(4)、石炭発電の状況と休廃止への取組、地理的状況への配慮についてお答えいたします。

沖縄県における石炭火力の電源構成比は、2019年

度時点で約6割となっております。国の石炭火力発電休廃止の検討の中においては、沖縄について地域性を配慮する方針が示されておりますが、県としては、世界的な脱炭素に向けた潮流やSDGsの理念、2050年のカーボンニュートラルを目指す国の方針等を踏まえ、現在策定中の新たなエネルギービジョンにおいて再生可能エネルギーの導入拡大を推進することとしております。また、昨年12月には沖縄電力と脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結するなど、エネルギーの脱炭素化と電気の安定的かつ適正な供給の両立に向け、官民が連携して取り組んでおります。

次に5、子ども・子育て支援についての御質問の中の(4)、障害者雇用の現状と県の対応についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和2年4月から12月までの障害者専用求人数は1549人で、前年と比べ536人減少し、就職件数は1007件で、前年と比べ175件減少しております。県では、障害者就業・生活支援センターを追加設置し、就業と生活の一体的な支援を強化するとともに、経済団体への雇用確保の要請等を行っており、引き続き沖縄労働局等と連携しながら、障害者の雇用機会の確保や創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、那覇港湾施設移設に関する考えについてお答えいたします。

那覇港湾施設は、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され現在に至っているものと理解しております。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

同じく1の(3)、那覇港湾施設の遊休化についてお答えをいたします。

那覇港湾施設については、県議会において、米軍は民間のバースを利用して遊休化しているなどの議論が、これまでも繰り返されてきたところです。また、公表されている同施設の入港隻数は、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減してお

ります。平成15年以降は、在沖米軍から情報提供がないため把握できておりませんが、以前に比べ利用が減っているのではないかと考えております。これらを踏まえ、昨年10月に加藤官房長官及び岸防衛大臣に対し、那覇港湾施設の早期返還を求めるに当たって、仮に遊休化しているのであればと前置きをした上で、基地負担の軽減と産業振興の観点から、代替施設の提供に先立ち、早期の返還を求めています。

同じく1の(4)、那覇港湾施設移設の民意と知事の政治姿勢についてお答えいたします。

今回の浦添市長選挙においては、那覇港湾施設の移設受入れを表明している松本市長が当選したことから、那覇港湾施設の浦添移設については、一定の民意が示されているものと理解しております。また、知事は、建白書の実現など、オール沖縄の枠組みの中で共に取り組んでいただける方をこれまでも支援してきており、今回も同様の考えに基づき支援したところです。

同じく1の(7)、自衛隊の島嶼配備についてお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域における漁業の安全確保や中国公船等への対応については、海上保安庁において、冷静かつ毅然とした対応を継続するとともに、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講ずる必要があると考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県は、住民合意のない自衛隊の強行配備は認められないものと考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うよう求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(8)、照屋義実氏の副知事起用についてお答えいたします。

富川副知事は、このたび任期満了を迎えられることから、その後任の副知事として照屋義実氏を起用したいと考えております。

照屋氏におかれては、長く経済界で活躍され、沖縄県建設業協会会長や沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会委員長や沖縄県政策参与を務められており、豊富な知識や経験から副知事として適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。また、これまで民間企業の経営に携わられた実務経験を生かして、コロナ禍で厳しい状況にある県経済の回復はもとより、本県の各産業分野における施策を推進し、本県の振興・発展に取り組まれるものと考えております。

同じく1の(9)、オール沖縄についてお答えいたし

ます。

オール沖縄は、いわゆる建白書の実現を目指し、保守・革新の立場を超えた広範かつ多様な団体で構成され、玉城県政を支援する団体の一つであると認識しております。なお、知事は県政運営に当たって、沖縄県の代表として役割を真摯に受け止め、全ての県民の思いに寄り添い、誰一人取り残すことのない社会の実現を目指し、本県の様々な課題の解決に全力で取り組んでいるものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(5)、首里城の防火機能強化に係る議論についてお答えいたします。

県の首里城火災に係る再発防止検討委員会では、再発防止に向けての視点として、国営及び県営区域を横断し、ハードとソフトが密に連動した総合的な再発防止策の検討が必要と示されております。国の首里城復元に向けた技術検討委員会では、首里城公園は国営区域と県営区域のそれぞれに防災センター機能が備えられていたが、火災時における情報共有と災害に対応する体制について、首里城公園全体としての仕組みが十分ではなかったと報告されております。国と県では、国営及び県営区域が円滑に連動・連携が可能となるような仕組みを構築し、首里城公園全体を一体的に管理できるよう、防火対策に係る調整を行っているところであります。

次に4、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、新型コロナウイルス感染症の影響による入札不調と事業の遅れについてお答えいたします。

令和3年1月末までに土木建築部が開札した474件の工事のうち不調・不落が113件、全体の24%で、前年度同時期に比べ2%の減となっております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関連して、受注者から申出のあった工事14件、委託業務3件について、4月頃に1か月程度の一時中止が行われておりましたが、現時点においては、全て再開されていることから、新型コロナウイルス感染症による事業への影響はないものと考えております。

次に4の(2)、社会基盤の老朽化対策等の計画達成についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路、河川、下水道などの社会基盤については、長寿命化修繕計画などに基づき、沖縄振興公共投資交付金や国庫補助金等を活用し、効果的・効果的に施設の耐震化や長寿命化等に取り組ん



であります。また、令和3年度から国が重点的・集中的に進める防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、必要な予算を確保し、計画目標が達成できるよう取り組んでまいります。

次に4の(6)、建設業の人材確保・育成についてお答えいたします。

県では、建設業の人材確保・育成に向け、週休2日工事の実施や社会保険加入の徹底等による働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーや、建設業合同企業説明会開催への協力など建設業界の魅力発信に取り組んでいるところであります。また、インターンシップの受入れや学校関係者への現場説明会及び意見交換会の実施により学校教育との連携を図っております。

県としては、引き続き業界団体や教育機関等と連携して人材の確保・育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、沖縄県の行動計画と市町村との連携についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県では同法の第7条の規定により、市町村は第8条の規定により行動計画を策定し対策に当たっております。具体的には、市町村に対して日々の感染状況等の情報提供を行うとともに、県の方針等を随時提供し、住民への感染症対策への周知等の協力をお願いしております。また、営業時間短縮要請の実効性を担保するために、各市町村による店舗への見回り活動を依頼し毎週報告を受けているところです。さらに、市町村が実施主体となるワクチン接種については、国と連携し広域調整を行うなど円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

同じく2の(2)、緊急事態宣言後の感染防止対策及び外出自粛要請の効果についてお答えいたします。

県では、医療フェーズに応じた病床の確保、宮古地域への宿泊療養施設の追加開設、クラスターが発生した施設に対する感染症専門家の派遣等の感染防止対策を実施しています。また、外出自粛要請の効果を定量的に分析するためKDDIの位置情報分析ツールを利用して検証を行っています。12月の第1週と比較して緊急事態宣言後の人出の状況は、繁華街エリアで38.6%の減、商業エリアで38.8%の減となっております。また、新規感染者数の1週間合計も、宣言を発

出した1月19日の609名から2月23日には102名と大幅に減少しており、着実に効果が表れているものと考えております。

同じく2の(8)と(9)、民間病院も含む県内の受入れ病床の現状と今後の見通しについてお答えいたします。2の(8)と2の(9)は関連しますので一括してお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、状況に応じ医療フェーズを段階的に引き上げる等、的確に対応できるよう受入れ体制を整備しております。指定した医療機関のうち、民間病院は12か所で、確保病床の合計は196床となっております。民間病院においても新型コロナウイルス感染者の受入れ病床確保に大きく貢献していただいております。1月からの感染拡大において、病床が逼迫したことを踏まえ、今後も引き続き病床確保に努めてまいります。

同じく2の(11)、離島の現状と本島医療機関との連携・協力体制についてお答えいたします。

宮古地域及び八重山地域においては、県立病院等に新型コロナウイルスの感染者の必要病床を確保しております。入院医療施設のない離島においては、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、沖縄本島、宮古島または石垣島の感染症指定医療機関へ搬送する体制を整備しているところであります。また、宮古地域または八重山地域でコロナの入院患者が重症化するおそれがある場合は、本島の重症者を受け入れる医療機関へ搬送することとしております。さらに、感染者の急増により医療従事者が不足する場合は、本島内の医療機関等から医療従事者を派遣する体制も整備しており、引き続き離島と本島医療機関との連携に努めてまいります。

同じく2の(15)、若者向けの情報発信についてお答えいたします。

県では、重要施策の公表や注意喚起を促す際は、知事記者会見を実施するとともに、毎日、保健医療部にて記者ブリーフィングの実施やホームページにおいて感染情報を発信しています。また、若者への情報発信が課題であると認識しており、日々の情報をLINEやツイッター等のSNSを活用して周知に努めているところです。その他、部活動、学生寮における感染防止対策の徹底や大学等での懇親会などについて、学生等への注意喚起を行うよう教育庁や関係部局を通じて、周知を図っているところです。

同じく2の(16)、コロナ対策本部長としての対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策については、知事を本部長とする対策本部を中心に、様々な対策を講じているところです。対策本部会議の記録については、分かりやすく、かつ事後検証に堪え得る内容となるよう、記録方法の改善を図っております。また、クラスターの公表については、個人の特定や風評被害のおそれ等を考慮し、発表を控えていた分もありましたが、1月以降は、個人情報等に配慮の上、全件数を公表しております。引き続き本部長である知事を先頭に、様々な場面において県民の理解と協力が得られるよう、適切な発信に努めてまいります。

次に5、子ども・子育て支援についての御質問の中の(3)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。18歳までの拡大につきましては、今後、十分な議論が必要と考えておりますので、令和4年度の中学校卒業までの拡大を確実に実施できるよう取り組んでまいります。また、こども医療費の助成を現物給付により実施した場合の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置につきましては、全国知事会等を通して措置の廃止を国に要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに2、新型コロナウイルス感染症対策についての(2)、観光関連産業への支援についてお答えいたします。

県独自の緊急事態宣言下における観光関連産業への支援については、急激な経営悪化に陥っている宿泊事業者に対して、個人及び同居家族に限り、感染防止対策を徹底した宿泊施設で、1泊2食つき、施設内での滞在を条件とした、県民1人当たり1泊5000円の補助を行う家族でStay Hotel事業を実施しております。

続きまして同じく2の(12)、文化芸能関係イベントの開催状況と対策についてお答えいたします。

今年度予定の県及び関係機関における文化関係イベント1192件のうち531件が中止となるなど、県内の文化関係団体は厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では感染症対策を含め、コンテンツ配信等に係る機材の経費や、新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じているところであり、これま

で多くの問合せをいただくなど、ニーズを捉えた事業が展開できているものと考えております。今後も関係団体等と意見交換を行いながら必要な施策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 初めに2、新型コロナウイルス感染症対策についての(4)、県や市町村における出向受入れについてお答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用の維持に苦慮している企業を支援するため、民間企業間の人材マッチング事業を令和2年11月から実施しているところです。令和3年度は、県の業務においても新型コロナウイルス感染症対策の強化等のため、多くのマンパワーを必要としていることから、当該事業を活用し、4月より民間企業からの出向を受け入れることとしております。

県としましては、観光関連企業に限らず広く出向を受け入れ、民間企業の雇用の維持につなげていきたいと考えております。また、人材マッチング事業事務局によると、受入先として市町村からの申請はないと聞いております。

次に3、県内産業の振興についての(5)、本県の在宅勤務の取組についてお答えいたします。

知事部局においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月から、特例的に在宅勤務制度を導入しております。在宅勤務の実施状況として、これまでに全職員のうち約7割が在宅勤務を経験しております。今後もコロナ感染症対策をはじめ、行政サービスの維持を前提としつつ、より活用しやすい在宅勤務制度となるよう、関係規程等の環境整備に取り組んでまいります。また、県内市町村に対しても可能な限り在宅勤務に取り組むよう依頼しているところでございます。

次に4、県内社会資本の整備についての(4)、賠償保険に加入する職員の状況等についてお答えいたします。

総務省の調査によりますと、全国の地方公務員が個人的に賠償責任を負う件数が、平成19年度から20年度にかけては59件、平成28年度から平成29年度にかけては90件となっており、比較しますと約1.5倍に増加しております。県職員の保険加入者数までは把握していませんが、そのようなことを背景に、加入する職員が一定程度いるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 4、県内社会資本の整備についての(3)、外国資本による土地の取得についてお答えいたします。

一定の面積以上の土地売買等の契約をした場合、権利取得者は、知事に当事者の氏名等を届け出る必要があります。この届出書には外国資本か否かを判断できる項目がないことから、外国資本による土地売買等の把握は困難であります。なお、政府においては、外国資本による不透明な取引の監視を主たる目的とした、安全保障上重要な土地の取得等を規制する新たな法律の制定が現在検討されており、今国会での成立を目指すとの報道がなされております。

県としましては、今後、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） おはようございます。

4、県内社会資本の整備についての御質問の(5)、座間味浄水場建設についてお答えします。

座間味浄水場の建設については、昨年10月に座間味村と企業局の双方で、浄水場建設が円滑に進められるよう互いに合意しており、また、本年1月15日には知事、企業局長、村長による面談を実施し、浄水場建設について連携協力していくことを確認しました。浄水場建設のためには、村の理解、協力が不可欠であり、建設に係る協定書の締結に向けて調整を進めております。村との調整が整い次第住民説明会を開催し、それを踏まえて次年度には設計業務に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 5、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童の解消についてお答えいたします。

県では、幼児教育・保育の無償化や、女性の就業率の向上などを加味した保育の提供体制を構築するため、令和6年度末までを計画期間とする黄金っ子応援プランを策定し、保育所整備と保育士確保等に取り組んでいるところです。国においては、来年度以降の保育の受皿確保や保育士確保について、新子育て安心プランを策定しており、県としましては、同プランも踏まえて、地域の実情に応じた市町村の取組を支援して

まいります。

同じく5の(2)、潜在保育士への支援についてお答えいたします。

潜在保育士の復職支援については、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおける就労あっせんや研修等の支援のほか、一定期間就業すれば全額が返還免除となる就職準備金や未就学児の保育料の貸付けを実施しております。これらの取組により、平成27年度から令和元年度までの5年間で延べ1403人の潜在保育士への支援を行ったところです。

同じく5の(4)、就労支援事業の現状と対応についてお答えいたします。

就労支援事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、利用者への賃金に自立支援給付費を充てることのできる等、特例的な取扱いが認められております。また、利用者に在宅支援を行った場合は、通常の報酬が算定できるほか、生産活動収入が一定程度減少した事業所に対する助成も行っております。県では、事業所に対して、引き続き特例的な取扱いの周知徹底を図るとともに、各種支援事業の活用について働きかけてまいります。

同じく5の(5)、緊急対策事業の成果と今後の対策についてお答えいたします。

沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、国・県・市町村が連携し、地域の実情に応じた対策を推進してまいりました。この結果、子供の居場所が145か所設置され、貧困対策支援員が115人配置されるなど、支援体制が整ってきており、支援を受けた子供や保護者は、学習意欲の向上や育児負担感の軽減等、前向きな効果が表れております。

県としましては、これまでの取組を一過性のものとせず、支援を必要とする家庭とつながり、貧困解消を図られるよう取り組んでまいります。

同じく5の(6)、保育所等における第3波への対応についてお答えいたします。

県では、感染者や医療従事者等に対する偏見や差別を行わないよう呼びかけるとともに、市町村を通じ、感染症対策や児童・職員の健康管理を徹底した上での保育の提供を依頼したところです。また、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例においても、県民及び事業者の責務として不当な差別や誹謗中傷を禁止する規定を設けております。現在、保護者からの嫌がらせ等の声は県に寄せられておりませんが、引き続き不当な偏見や差別が起こらないよう呼びかけてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございます。

オール沖縄について、なぜ知事公室長が答えるんですか。オール沖縄は、選挙に勝つための仕組みであるというちゃんとしっかり通告していますよね。玉城知事の見解を問うですよ。オール沖縄を建白書が云々とかと言って、なぜ知事公室長がそういう答弁するんですか。知事もおかしいですよ。オール沖縄というのは、極めて政治的です。特に選挙の問題も含めて翁長前知事がつくったオール沖縄です。知事がしっかり答えてください。逃げないでください。

先ほどの玉城知事の折り返し0点発言。これ、先ほどの答弁と全く違いますよ。「自分自身はいつも0点と思っているが、0点では全く仕事をしていないことになりかねない」これ県知事の言葉ですよ。知事に対して一票一票を投じた県民はどうなるんですか。県政与党はどうなるんですか。知事を支えているんでしょう。仕事をしないんでしょう。なぜ仕事をしないか聞いているんです。答えてください。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 次に、再質問続けますけれども、先ほど私の再質問の内容をコピーを取って知事に渡してあります。

政治姿勢です。次期沖縄振興計画と臨空・臨港構想との関係です。

先ほど答弁ありましたけれども、いま一度、1つ、臨空・臨港構想の進め方、関係地主、那覇市、国との調整、それを説明お願いできませんか。

2つ目、次期振興計画は、振興計画の骨子にするということでもあります。これ国との調整は完了しているのか伺います。このような一大構想を推進する重大な時期に、担当副知事を替えることは理解ができません。説明願います。

また富川副知事に伺います。

今、新沖縄振興計画、沖縄振興法のめど、それはついているのか。あるいは富川副知事は、国とどのような交渉をしているのか。その進捗も含めて御説明願います。

知事の軍港移設方針と浦添市長選挙応援についてであります。

2月2日の組合議会では、玉城知事は軍港移設を表明し翌日3日です。軍港移設反対の候補者の応援に行っております。玉城知事の応援は逆にマイナスになったと思いませんか。知事の見解を伺います。

同時にまた、玉城知事の相手方の応援は、現職にはプラスになったと思います。玉城知事は現職市長を応援したようなものであります。知事の見解も伺います。

那覇軍港や選挙応援について、私は翁長前知事であればと考えてみましたが、翁長知事はオール沖縄については、辺野古反対でまとまり、あとは翁長知事に任せるとのことであったと思います。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 実は新里米吉議長が、退任をされた2020年6月25日の報道ですけれども、新里米吉さんはオール沖縄をつくるのに相当奔走したわけですよ。そのときに、オール沖縄というのは保守の一部を取り込まなければ勝てない。何か月も説得したと。その中に基本政策以外は、候補者の意思を尊重することで同意を得た。これはまさに翁長前知事とのオール沖縄は、辺野古反対でまとまって後は知事に任せるとというのがオール沖縄なんですよ。ですから、今の玉城知事のように——あの視点でやれば迷走はしませんよ。どうですか知事。翁長前知事をつくったオール沖縄は今違うんじゃないですか、選挙の面も含めて。よろしく願います。

次の首里城火災についてであります。

なぜ玉城知事は、首里城火災について所信表明で責任を明らかにしないんですか。説明をお願いします。

次に、首里城火災は緊急事態、災害であります。玉城知事の決断、対応の遅れで全焼させてしまったと考えております。玉城知事は、首里城の管理責任者——全焼したと思っております。訂正します。玉城知事は管理責任者としてどのように責任を感じているのか、そのことを説明お願いできますか。

首里城火災が発生したとき玉城知事は、韓国出張中でありました。玉城知事への報告も遅かったのではないのでしょうか。玉城知事から対策本部をつくり、消火対策あるいは被害防止対策の指示もなかったようであります。県の危機管理体制の甘さが露呈されていると私は考えております。玉城知事をはじめ、担当副知事の責任を明確にすべきだと考えておりますがいかがですか。

首里城の場所、地形、火災発生時間など通常の消防体制では消火活動が厳しいことは容易に想定できたはずであります。にもかかわらず、自衛隊等への出動要請もしなくて全焼してしまっているわけでありまして。なぜ玉城知事は自衛隊要請を決断しなかったのか伺います。

○TVの首里城火災の特番を見ましたけれども、火の勢いで消火活動が後退せざるを得ない状況でした。本来は、県の責任者が現場に張りついて対策を取るのが当然だと思いますが、今回それをどのようにやっているのか、あるいはやっていないのか伺います。

午前2時40分頃出火し、約12時間後に全焼した後、午後2時30分に首里城火災本部を立ち上げ会議が開催されております。対策本部の立ち上げの遅れの責任、これは明確にすべきではありませんか。

お伺いします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 次に、政治姿勢の(6)、尖閣諸島についてであります。

まず尖閣諸島の中国公船の動きについて、米国防総省がメッセージを発信しているようであります。その内容と県知事のこのメッセージに対する見解を伺います。

次に、中国が武器搭載を認めた法律をスタートさせて、中国公船の動きでより強く沖縄にプレッシャーがかかっていると思います。尖閣諸島が危ない、沖縄県が危ない、私はこのように考えております。県民の命と財産を守る責任者として玉城知事は現状をどのように捉え、先ほどありましたけれども、国に要請をしているということでもありますけれども、自ら何らかの形で発信すべきではありませんか。お願いします。

玉城知事は、以前、沖縄の漁船が中国公船に追尾されたとき、中国公船がパトロールしているので刺激しないで——このような趣旨の発言をしております。あの発言によって、沖縄県知事は中国の行為を容認していると誤解を与えてしまったのではないかと危惧しております。玉城知事の見解を伺います。

民主党政権のときに尖閣諸島は国有化されました。それ以降、中国の尖閣周辺の動きが活発化し、今は緊張状態が続いていると思っております。玉城知事はその当時民主党の国会議員で政権を担っていたと思えます。玉城知事は尖閣を守るためにもっと積極的に動く

べきではないか伺います。

照屋参与の副知事人事についてであります。

玉城県政、オール沖縄県政の人事については……。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 人事については、私は特に身内、側近、選挙功労そういうことも含めての人事であると思っております。これまでも元県議が選挙が終わって県の政策調整監になる。オール沖縄の人事ですね、調整監になる。その後に県の参与になる。その後に県議会議員選挙に出馬する。前知事の特別秘書が知事公室の参事になる。これは、前知事の特別秘書はその前は翁長知事の、たしか奥さんの弟が特別秘書になっていました。その方が玉城県政で知事公室の参事になる。前県議が参与——これ宮古島、そうですね。今の知事の特別秘書は、たしか娘婿じゃないですか。

だからそういうふうなことを考えたときに、この人事あるいは照屋参与についても島ぐるみ会議の共同代表ですか、様々な選挙にも関わっていますね。そういうふうなことも含めて、このような人事はやっぱり選挙対策、功労、そういうふうな感じがするわけです。そのような方に参与や副知事にして大きな権限を与えるということは、やっぱり県知事選挙に向けた対策であるというふうに考えざるを得ないわけでありまして。これ撤回すべきではありませんか。

2つ目、今回の玉城県政の副知事人事、先ほどから出ておりますように、新たな沖縄振興の計画をつくらないといけない。それは新たな法律もつくらなければいけない、このように非常に重要な時期です。今の富川副知事はそれをやってきました。政府との信頼関係も持っていると思います。その中でそういうタイミングで副知事を替えていく。これは県内はもとより国に対する相当大きなインパクトを与えることになると思いませんか。新沖縄振興計画やあるいはまた沖振法の制定、これはかなり厳しくなると思います。ですから知事は、次期振計や沖振法は断念してもいいぐらいの覚悟を持っての人事なのか伺います。

ですからこの人事については、撤回したほうがいいと私はそう考えております。今回玉城知事が照屋参与を副知事にすることに、先ほどから申し上げておりますように、次期沖縄振興計画及び沖振法づくりに大きな影響を与え、県益を損なうおそれがあります。

2つ目、玉城知事の選挙功労、選挙対策人事である。

3つ目、公共事業の受注者であるこの会社、義実会長が勤めている会社は、そういう企業、建設業です。その会長を副知事として大きな権限を与えることは、特定の受注業者への利益誘導につながる可能性があって、県政としてはこのような人事は行うべきではないんじゃないですか。そういうことも含めて、私は撤回をしたほうがいいというふうに考えておりますけれども、知事の見解を伺います。

オール沖縄について。

翁長前知事の存在が私はオール沖縄につながったと思っております。先ほどから申し上げておりますように、辺野古反対で一致して他の政策は知事に任せていた。いわゆる腹八分の精神ですね。選挙も政策も進めていくということだったと思います。今の玉城知事は、翁長前知事のオール沖縄というのは継承していないんじゃないかなと思うんですけれども、知事の見解を伺います。今のオール沖縄というのは、私は玉城知事は県知事の立場を維持し、革新政党はそれぞれの政党拡大、党勢拡大、これが目的のような感じがするわけです。知事の見解を伺います。

オール沖縄の理念である腹八分の考え、本当に今の知事も含めて与党の皆様方、支持政党も含めてそういうふうなことになっていきますか、腹八分。我々は自民党で客観的に見ても翁長前知事はそういうふうにやっていたと思いますよ。いかがですか。だからこのことは、那覇軍港の対応を見ると分かりやすいと思います。いつの間にか政党の主義主張が前面に出てきてそういうことになっている。知事は進めたい、支持する側はこれは駄目だ。翁長前知事であればそのようなことはさせなかったと思いますよ。知事いかがですか。

同時にまたオール沖縄というのは、なぜか選挙前に出てくるんですね。選挙前に出てくる。これも不思議ですね。

知事、御説明願います。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 新型コロナウイルス対策についてであります。

知事は、去る22日の対策本部の決定事項とは別の発表をして事もあろうに職員が修正する大失態を演じました。私は非常にこの報道に接して、対策本部長としてどういうことだという疑問が湧きました。玉城知事が表明した分を後で職員が、いや対策本部ではこ

ういう決まり事でしたという形で修正をするわけです。知事は対策本部長ですよ。対策本部長で対策本部で決めながら、発表は別の発表をして、それはいやいやいや違いますよという形で訂正をする。こういう対策本部長、どういうことですか知事。対策本部長が職員に修正されるんですか。逆でしょう。職員の取組を対策本部長がしっかり管理をして直して行って、いい方向に持っていくという。この沖縄県の対策本部はどうなっているんですか。沖縄県の行動計画、いつ、どのように県議会に報告したか伺います。

コロナ対策について、県と市町村の具体的な事例。令和2年12月23日に実はうるま市から玉城知事宛てに、営業時短要請に関する要請が出されております。昨年の12月23日です。県はうるま市を追加対象から除外しております。名護市はたしか追加されました。これはどういうことですか。

時短要請に応じた飲食店への協力金の支払いが、大幅に遅れているということです。県は最短2週間で支給すると説明しています。これは言い訳、通用しますか。

県民は、事業者は、コロナ感染防止に協力をして一生懸命そういう厳しい中で協力して、協力金もすぐ2週間ぐらいでもらえる。県がそう言うからやった。蓋を開けてみたら、そういうのはできない、僅か数%。これはどういうことですか。幾ら予算を使ってもそういう体制をしっかりとつくらなければそういうことはできないじゃないですか。対策本部長、どうするんですかこういうことは。おかしいですよ。県民はみんなつらい思いをしてそういう協力をしているんです、県がそう言うから。いざとなったらそういう体制が整えられておりません、いろいろ問題があります。できません。責任問題じゃないですか、こういうのは。飲食店の補償金、協力金を出す。一方で飲食業を支える仕入れ業者とか、酒屋さんとか、そういうようなところは対象になっていますか。やっていますか。当然飲食業があれば、その仕入れをやる酒屋さんいろんなところがある。そういう業種ごとに対してもやるべきなんでしょう。これやっていますか。やっていないければなぜやらないんですか。やるべきじゃないですか。

知事、今の沖縄県の観光産業も含めてこのコロナの部分も含めて、私はある県民から言われましたけれども、本当に県政不況のおそれがあるませんか。非常に厳しく捉えていますよ。これを打開できるのは、やっぱり県政でしょう。知事がそれに向けてしっかり対策を打ってこの状況を改善していくという方針を示さない限りは厳しいんじゃないですか。

沖縄県の人口10万人当たりの感染者数は、全国の中でも高い状況でした。現状はどうなっていますか。改善されていますか。説明をお願いします。

玉城知事のPCR検査場での振る舞い、これはやっぱり問題ですよ。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 知事、前回11月の議会で取り上げましたけれども、知事は病気療養で出席していないから副知事に聞きました。副知事が、玉城知事のあの振る舞いは決してふざけているとか、そのようなことではなくて——知事を擁護していますよ。私が言ったんじゃないですよ。ふざけているとかそういうことではなくてと、副知事が言うんですね。これ職員の中にそういうふうな印象があるんですか。おかしくないですか。知事の振る舞いがそういうふうに見られているという、そういう可能性があるということじゃないですか。そういうことも含めて、私は対策本部長として一連の——マスクが全国一似合う知事だとか、そういうふうなこともありましたけれども、県民の命に関わる、あるいは暮らしに関わる大変重大な感染症対策を担っている本部長ですよ。やっぱりこういう形でその振る舞いとか、知事の動向というのはもちろん県民にも影響を与えますけれども、今対策本部を担っている職員に対しても非常に影響を与えませんか。本部長を中心にそういう形で先ほど部長がおっしゃっていたように対策をするのであれば、やっぱり知事は知事でそういうふうな振る舞いをしっかりやって、そういう方針を示してそれに対して取り組んでいくという、それが本部長の仕事じゃないですか。振る舞いについては、私はPCR検査については知事はわびるべきだと思います。

せんだって、病で入院をしているときに、コロナウイルス感染の可能性もありました、知事は。モーニングスマイルの録音も29日に病室で行って、30日県庁内の放送をさせております。30日に知事は陰性だという結果が出たみたいです。県民は、県の職員は、知事が病気療養だから理解しますよ。理解しておりますけれども、知事当事者が病気療養でありながら感染のそういうおそれもあるという中で、わざわざ29日病室で録音をして職員に持たせて、翌日、そういうモーニングスマイルの放送をさせる。疑問がありますね。おかしくないですか、対策本部長ですよ。このことに

ついても知事の見解を問います。

先ほど議事録の件ありました。

部長、この対策本部の議事録の作成、これいつから指摘されていますか。マスコミ報道でも何回も指摘されているんでしょう。知事はやると言ったんでしょう。おかしくないですか。県民の命に関わるそういう対策をしている本部のそういういろんな情報が、これまで県民に行かないんです。議事録ってやっぱりきちっとしっかりする。じゃ、最初からしっかりやり直してください、こういうのは。幾ら指摘されても改善しないのに、今またそういう形でやっています。こんな説明がありますか。クラスターの数だってそうでしょう。どういうことですか。皆さんは実態をしっかりと把握して県民もそれを共有して、医療関係者もそれを共有した上で対策を取る。実際にクラスターがある。それが表に出てない。どういうことが起こるか分かりますか。皆様方に対する、県に対する不信感が出てきますよ。そういうことも含めてしっかり対応しないとイケないなと思っています。

とにかくいずれにしても知事、私は2年間の評価を問われて仕事をしない、こういうふうなことを知事が発言をする。本当に県民やあるいはまた支持をいただいた方々に対して失礼だと思っています。

我々自民党は、野党の立場でも県政がなかなか厳しいということだったらいろんな形で物事が進むようにやっております。なぜか。責任政党だからですよ。こういう仕事をしないと云われたら知事が、どうすればいいんですか。そういうことも含めてとにかくしっかり襟を正して取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの照屋守之君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前の照屋守之君の再質問に対する答弁を願います。玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

まず、オール沖縄について、知事の見解を聞きたいとのお尋ねですが、オール沖縄はいわゆる建白書の実現を目指して保守・革新の立場を超えた広範かつ多様

な団体で構成され、県政を支援する団体の一つであると認識をしております。県政の運営に当たっては、沖縄県の代表としての役割を真摯に受け止め、全ての県民の思いに寄り添い、誰一人取り残すことのない社会の実現を目指し、本県の様々な課題の解決に全力で取り組んでまいります。

それから、2年間の評価についてですが、御指摘の件につきましては、私は自分自身を評価することは大変難しいことであり、自分では0点と思っているけれども、しかし0点では仕事をしていないことかのように受け取られかねないということから、掲げた公約の全てに着手し100点を目指して取り組んでいる中で、任期4年の折り返し地点であるとの趣旨から50点と述べさせていただいたものであります。任期の後半も新型コロナウイルス対策などの県政課題、そして公約の実現に全力で当たってまいります。

それから、知事が過去に中国公船がパトロールしているとの発言をし誤解を与えたことについて見解を問うという質問についてですが、令和元年5月31日の知事定例記者会見における尖閣諸島に関する記者からの質問に対し、私は中国公船がパトロールしているので故意に刺激するようなことは控えなければならないと発言をいたしました。しかしこの発言の趣旨は中国公船による領海侵入を許容するというものではなく、不測の事態を回避し、事態をエスカレートさせないようにとのものであります。しかし、私の発言が尖閣諸島周辺海域は日本の領海ではないとの誤解を与えかねず、尖閣諸島に関する私の認識とは異なるものであったことから、令和元年6月17日の記者発表において発言の撤回を行ったものであります。

それから、人事についてお答えいたします。

なぜこの重要な時期に副知事を交代させるかという質問がございましたが、富川副知事におかれましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄県アジア経済戦略構想の推進のほか、新型コロナウイルスの影響等で極めて厳しい状況が続く本県経済の立て直しや新沖縄発展戦略及びSDGsを踏まえた新たな沖縄振興計画の策定に向けた取組に尽力してこられたところであります。令和3年3月8日に任期満了を迎えられます。その後任の副知事におかれては、県政の重要課題に関し富川副知事が進めてこられた取組をしっかりと引き継いでいただき、長年の経済界での活躍などその豊富な実務経験や知識を生かされ、経済政策等の推進に取り組んでいただきたいということから、照屋義実氏を適任とし、議会の同意を得て選任したいと考えているものであります。

それから、PCR検査場での振る舞いということについてですが、基地従業員に対する集団PCR検査については、基地従業員の皆様の不安を県庁全体でも共有したいという観点から会場に出向いたものであります。

それから、モーニングスマイルの件ですが、モーニングスマイルの録音については、感染対策のため職員とのカセットテープなどの受渡しは病院のスタッフを通して行っております。もちろん主治医からは体調を鑑みてそのように判断をしてくださいということのお話もいただいているところであります。

その他の質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきますが、いずれにいたしましても私が新型コロナウイルス対策本部の本部長として、県知事としてさらに与えられた任務に対しては誠心誠意、粉骨砕身しっかりと努めてまいりたいと思っております。御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

〔副知事 富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） 照屋守之議員の再質問にお答えをいたします。

新たな振興計画（骨子案）については、内閣府に既に提供しております。また、沖縄振興特別措置法の継続については、知事と全ての市町村で構成する沖縄振興会議において令和4年度以降も同法の継続を求めていくことが確認されたところであり、今年4月に予定している新たな沖縄振興のための制度提言の中において、同法と同法に基づく特別措置の延長を要望することとしております。国においては現在、これまでの沖縄振興の検証作業を行っている聞いております。

県としましては、国の検証結果を踏まえ、新たな沖縄振興に向けて取り組んでまいりたいと思っております。国との交渉に当たっては、知事を先頭に市町村と一丸となって実現に向けて取り組んでいくと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大変失礼いたしました。

浦添市長選挙についての御質問をお答えすることを失念しておりました。失礼いたしました。

浦添市長選挙において、私は建白書の実現などオール沖縄の枠組みの中で共に取り組んでいただけるという方をこれまで支援してきており、今回も同様な考えに基づき支援をしたところであります。

翁長前知事がオール沖縄の支援を受けて知事選挙に立候補をした際も、普天間基地を閉鎖・撤去し、県内



移設の断念、オスプレイ配備撤回という建白書の精神に基づき立候補したと考えており、翁長前知事の考えと変わらないと考えているものであります。

なお、平成29年に行われた前回の浦添市長選挙において、移設反対を掲げた又吉健太郎候補の応援に当時の翁長知事は、告示前、告示以後ともそれぞれ応援に入っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

まずは臨空・臨港都市の進め方と、国と関係者等との調整についてですが、臨空・臨港都市については新沖縄発展戦略において那覇軍港の跡地利用を含めたシー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワークの強化、それからウオーターフロントのホテルや商業施設の誘致、MR〇等を含めた航空関連産業クラスターの形成、連結する交通システムなどの要素を組み合わせることで那覇空港・港湾の総合的な将来図を描く必要があるとされていることから、今般新たな振興計画の骨子案に臨空・臨港都市の形成を盛り込んでおります。

今後は産業振興の観点からも幅広い議論が必要と考えていることから、国、市町村、地元関係者と意見交換を行ってまいります。

このほか、現在の国際物流拠点産業集積地域那覇地区の1号棟、2号棟は老朽化が著しいことから、建て替えが必要となっております。このためアジア経済戦略構想推進検証委員会からの提言も踏まえ、昨年6月に那覇軍港の国有地部分の共同使用に向けて沖縄防衛局へ要請を行ったところであり、今後とも引き続き関係機関との調整を図ってまいります。

次に、時短要請に係る協力金の支給遅れと支給状況についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、昨年12月の時短要請発出後、要請期間の延長や対象地域の拡大、支給条件の変更等に対し、委託事業者の人員確保や事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、県においても延べ約120名の職員で対応し、事務処理の迅速化を図っているところであります。

県としても時短要請に協力いただいた事業者の店舗運営の影響を最小限に抑えるため、引き続き申請のあった事業者へ一刻も早く協力金を届けられるよう取り組んでまいります。

次に、飲食店以外への支援金の支給についてお答え

いたします。

県では、国に対して国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところです。その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、国の緊急事態宣言地域の飲食店に直接または間接的に納入する県内卸売業等についても対象となり得ることから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。

また、特に最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに飲食店や小売店のほか、旅行、宿泊施設、タクシー、給油所及び理美容業など幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。加えて、様々な業種の中小企業者が現在の厳しい経営環境を乗り越えて事業を継続していけるよう、引き続き国の支援策の充実、県が独自の支援策を実施できるよう財政措置等の支援を求めてまいります。

最後に、厳しい経済状況の打開に向けた対策についてお答えいたします。

県としましては、国や県独自の緊急事態宣言等により、様々な分野に多大な経済的影響が及んでいることを踏まえ、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、回復期の出口戦略として県産品の県外向けの送料支援や奨励キャンペーンの実施、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポン等による地域消費喚起に係る取組等を強化してまいります。さらに成長期の出口戦略として、県による小規模事業者等IT導入支援事業や先端IT利活用促進事業等を活用し、各産業分野における競争力強化やデジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進し、一日も早い県経済の回復に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 首里城火災が発生したとき、玉城知事は韓国へ出張中であり、県の危機管理体制の甘さが露呈をされたという御質問にお答えいたします。

首里城火災については、危機管理事象として10月31日4時には沖縄県危機管理指針に基づく情報収集体制を立ち上げ、那覇市との連絡調整や支援体制構築に努め、韓国出張中の知事への報告を行い、指示を受けてきたところでございます。

県としては、失われた首里城の復旧・復興も視野に長期的に対応することが重要であるという考え方の下、8時30分には副知事を含む庁内緊急部局長会議を開催し、同日14時30分に首里城火災対策等本部会議を開催しました。なお、災害対策本部の設置につきましては、情報収集体制の立ち上げと並行して検討したところであり、この体制の中で那覇市消防局や近隣8消防本部において取り得る消防活動を行っていること、死傷者や近隣の住家への延焼がないことなどの情報が確認され、主に謝花副知事と連絡を取り合い、災害対策本部としては設置しない方向性について確認しております。出張中の知事にはそれらの内容を説明の上、了解を得ております。

次に、自衛隊への出動要請もせず全焼したと、職務怠慢ではないかという御質問にお答えいたします。

災害対策基本法第68条の2に基づき、市町村長は県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができます。今回の火災に関して、那覇市から要請はなく、要請しなかったことについて確認したところ、那覇市消防局としては3次出動を行い、また近隣8消防へ応援要請を行っており、応援要請も含めて消防での対応が可能と判断したと聞いております。自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、那覇市から要請がなくても県は災害派遣要請をすることができますが、県内代表消防である那覇市からの要請がないことに加え、ヘリによる人口密集地帯や夜間の空中消火は行われなことをこれまでの防災訓練等から確認しており、これらのことを総合的に勘案して今回の火災では自衛隊への要請は行わなかったものであります。

次に、対策本部の立ち上げの責任を明確にすべきだという御質問でございます。お答えいたします。

県では午前3時3分に那覇市消防局からの一報を受け、4時に庁内情報収集体制を構築するとともに、消防庁及び知事までの状況報告を行い、消防対応についても調整を行っております。

県としては既に正殿、北殿、南殿等が炎に包まれる中、取り得る消防活動が行われていたことから、応急対策という枠にとらわれず復旧・復興を視野に長期的に対応することが重要であると考え、8時30分に開催した副知事を含む庁内緊急部局長会議において、復旧・復興を含む今後の諸課題に対応するための首里城火災対策等本部設置要綱を策定することと、本部会議を知事の首里城現地確認後に実施する方針を決定したところであり、その後、副知事から知事にその旨を説明し、了承され、知事の現地確認の後、14時

30分に本部会議が開催されております。

次に、米国防総省が尖閣に関するメッセージを出したことについての御質問でございます。

報道によりますと、沖縄県の尖閣諸島の沖合で中国海警局の船が日本の領海への侵入を繰り返していることについて、アメリカ国防総省カービー報道官が、「誤算や物理的な損害にもつながるおそれがある」。米国は尖閣諸島における日本の主権を支持している。海警局の監視船を使った行動を停止するように中国に求めると述べたと承知しております。

次に、中国海警法施行により沖縄が危ないと考えると知事の現状と対応というものと、それから民主党政権の国有化から始まった問題として、知事は積極的に動くべきではないかという御質問でございます。

中国は昨年尖閣諸島海域において領海侵入時間、接続水域における接続航行日数が最長・最多を記録するとともに、領海内で県内漁船を追尾する事態を発生させており、また自らのこうした活動を正当化する海警法を2月1日から施行しております。このことは本県の漁業者や宮古・八重山地域の住民に不安を与えるとともに、我が国の領土主権を侵害しかねない行為であり、断じて容認できるものではありません。

県としましては、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことが重要であると考えており、引き続き国に強く求めてまいります。

次に、知事公室参事、政策参与、知事特別秘書の人事についてお答えをいたします。

知事公室参事には、豊富な経験や優れた識見を有すること、政策参与には県政における重要課題の解決に資するため知事が特に命ずる事項に関する高い専門性、豊富な経験や人脈を有することが求められます。知事特別秘書には、政治的行動への随行や政党、政治団体からの情報収集などの役割があり、知事の求めに応じていつ何どきであっても行動を共にすることが求められます。

御指摘の職につきましては、それぞれに求められる能力等を備えた方が任命されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 再質問にお答えいたします。

首里城火災に係る知事提案説明要旨と火災の検証及び責任の所在等についてまとめてお答えさせていただきます。

知事提案説明要旨では、首里城火災について、国や那覇市等の関係機関や地域との連携の下、安全性の高い施設管理体制の構築や首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興など、一日も早い首里城の復旧・復興に向けた取組を推進しますと記載しております。県が設置しました首里城火災に係る再発防止検討委員会において、火災の検証等を含めた最終報告書を年度末に取りまとめる予定としておりますが、県は施設の管理者として美ら島財団は指定管理者としての責任があるものと考えております。

県としては、最終報告書の内容も踏まえつつ、今後適切な管理体制の構築等について検討していきたいと考えております。

県としては、同委員会における報告については重く受け止め、今後このようなことが二度と起こらないよう国等とも連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 副知事の選任に関する御質問のうち、公共事業の受注者等に関する点につきましてお答えします。

副知事は地方自治法の規定により、当該地方公共団体と請け負うる者等たることができない旨定められております。照屋氏については、これまで複数の企業及び団体の役員を務めてこられました。全ての役職を退任する旨本人から意思表示を受けており、地方自治法の規定には抵触しないものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

2月22日の記者発表について、2月22日の知事記者会見では緊急事態宣言を2月28日まで継続すること、感染状況が改善している石垣市については24日から時短要請を緩和することを決定したことを知事から発表いたしました。その際、記者から宣言は28日で解除することも決定したのかとの趣旨の質問があり、その場に同席しておりました私が、解除の見通しを、解除を決定したと間違えて知事に説明したためにそのような発言となってしまいました。しかしながら、会見の終了の際に本部会議の事項等については、

この後の保健医療部のブリーフィングで説明する旨、知事から発言がございました。その後、部のブリーフィングまでの間に私の認識誤りであったことを報告し、知事から修正の指示を受けて記者の皆様へ説明をしたところでございます。

次に、沖縄県の行動計画をどのように県議会に報告したかとの御趣旨の質問についてお答えいたします。

新型インフルエンザ等行動計画につきましては、国が平成17年11月に策定され、その後、県は同年12月に策定しており、関係する市町村や医療機関、保健所等へ通知するとともに県のホームページに掲載しております。新型コロナに関しては、この行動計画に基づき、県は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を策定しており、ホームページに掲載するなど県民に広く周知しているところです。また対処方針の変更時には、議員の皆様にも資料を提供させていただいておまして、また感染状況につきましては、議案説明会や小委員会において報告をさせていただいたところでございます。

次に、うるま市を時短要請への追加対象としなかった理由についてお答えいたします。

県では、営業時間短縮の要請という私権の強い制限を伴う措置につきましては、できる限り限定的に行うべきであるとの考えでございます。また、経済団体との意見交換の際にも、実施する場合にはできるだけ局所的に行うよう要望もございました。そのため、12月の時点では一部の地域で感染が集中しているということもありまして、一部の市町村を対象として時短要請を行っております。12月25日からは、名護市及び宜野湾市を追加対象としましたが、その際にも県内の感染状況を分析した結果、両市は複数の店舗等で感染が確認されておりましたが、うるま市については新規感染の発生が落ち着いていたことなどから、その感染状況に応じて対象としない判断をしたものでございます。

続きまして、議事録とクラスター発生件数についての御質問でございますが、新型コロナウイルス対策については県民生活に大きく影響する事項でもございますので、その政策決定過程については、透明性や事後検証のためにも記録として残すことは重要であると認識しております。そのため、政策決定の判断根拠となる会議の資料を公表するとともに、事後検証に堪えられ、かつ、県民に分かりやすいものとなるよう検討し、改善を重ねてきております。また、クラスターにつきましては、保健所による積極的疫学調査を進めていくことで、後からクラスターであったことが判明するこ

とも多々ございます。また、判明してすぐに公表すると家族内や施設内でのクラスターは個人や施設の特定につながるおそれもございました。そのため、プライバシーや風評被害への影響を配慮しまして、一定期間経過した後に公表するというようなこととしておりましたので、その準備を進めており、1月にまとめて公表をさせていただいたところです。ただし1月以降は個人情報等に配慮の上、発表の仕方を工夫しまして、全件数を公表することとしてそのように取り扱っております。

次に、県の人口10万人当たりの感染者数は全国と比較して改善していないのではないかと御質問でございました。

本県における人口10万人当たりの新規感染者数の1週間の合計は、これまでのピークである1月22日時点で46.67人となり、全国では4位でありましたが、2月23日時点で6.99人、全国で9位という状況にあります。現在の状況は全国平均6.64人とほぼ同数まで減少してきておまして、緊急事態宣言等の効果が出ているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 こんにちは。

沖縄・自民党、仲田でございます。

昨年から今日まで、コロナ禍により被害を被られている県民の皆様のお気持ちを察すると同時に、残念ながら感染症で亡くなられた皆様には心から哀悼の意を表したいと思っております。そしてこれまで感染拡大防止に向け第一線で献身的に日夜頑張っている医療関係者の皆様には、改めて心から感謝と敬意を表したいと思っております。

また御存じのように、来月、弥生3月は進学、卒業、就職など本県の将来を担っていく子供たちの新たな人生に向けた出発の月でもあります。現状のコロナ禍により門出となる式典等が縮小されるとの報告もあり、県民を代表する県議会からも最大の祝福とエールを送りたいと思っております。

それでは、沖縄・自民党を代表して所見を交えながら質問を行います。

まず、沖縄振興策の推進について。

(1)、2021年、令和3年度沖縄振興予算について。

沖縄振興策を具現化する沖縄振興予算について県の要望に対する結果は厳しいというのが現状であります。令和3年、2021年度の沖縄振興関連予算は、安倍前総理が21年度までの期限付で約束した3000億円台は確保されたものの、4年連続同額の3010億円となりました。また、国直轄事業が増加する反面、県に使途裁量が委ねられる一括交付金は、33億円減の981億円となり、7年連続の減額で初めて1000億円を割り込んでおります。そのことは自立的発展を目指す本県にとって、厳しい内容となっているものと考えております。他方、一括交付金のうちソフト交付金は、市町村において不可欠な予算となっていることから、2019年度に創設されました一括交付金の減額を補完する沖縄振興特定事業推進費が昨年度より30億円増の85億円が措置され、市町村の要望に添えております。県の総点検で沖縄振興の目標は達成されていないというのが現実であり、残り1年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な実施により、県経済の自立に向けた基盤整備と中核産業の創出に向け全力で取り組むことを願っております。

そこで質問を行います。

ア、令和3年度の沖縄振興予算が確定した。新型コロナウイルス感染症への対応で国の財政の逼迫など様々な要因がある中で、知事はどのように評価し、また反省すべき点もあったか見解を伺いたい。

イ、令和3年度沖縄振興予算は、県の要望どおり総額で3000億円台は確保されたが、一括交付金は大幅な減額となった。その背景に何があるか、県と国との対立も要因の一つであるか伺いたい。

ウ、新たに新規事業も盛り込まれた。それぞれの事業の内容と事業の効果について伺いたい。

エ、コロナの感染拡大で落ち込んだ観光の回復に向け、沖縄振興予算を活用し、本県観光の課題である1人当たりの消費額と滞在日数の向上をどのように図り、また、観光客をどのように呼び戻すか伺いたい。

(2)、次期沖縄振興計画等の策定について。

沖縄振興の枠組みは、沖縄振興法や沖縄振興計画そして高率補助及び予算の一括計上等から成っており、本県だけに与えられた特例措置であります。復帰後1972年から実施されてきた沖縄振興計画は、これまで5次にわたり令和4年、2022年には、実に50年の半世紀を迎えます。その間、本県の社会資本は相当程度整備され、本土との格差は大幅に縮小されてきました。しかし道路や港湾、陸上交通など多くの分野で課題や問題点が残されており、一層の振興策の継続が必要であります。そのため、さらなる10年の振興計画

の継続と根本法である沖縄振興特別措置法を延長することが最も大事であります。県においても、長年にわたる沖縄振興計画、21世紀ビジョン基本計画の総点検を行い、目標達成を洗い出しましたが、その中で沖縄振興特別措置法が最終目標に掲げている沖縄の自立的発展と沖縄の豊かな住民生活は実現されているでしょうか。離島県沖縄の特殊性や不利性の克服の難しさが表れております。知事周辺の学者や専門家がたびたび述べている沖縄振興策不要論は、軽々しく発言すべきではありません。また県は、令和4年度以降の次期計画骨子案を公表しておりますが、理念が先行し具体性に乏しく十分な実効性がないとの指摘もあります。いまだ自立できない本県経済の現実に即した立案をすべきだと考えております。

そこで質問します。

ア、沖縄振興特別措置法の目的が克服できない理由として、本土からの遠隔性や離島が散在する地理的特性により高コスト構造を抱えていることを挙げているが、5次・50年間で実現できなかったものが今後10年間で克服できるのか。また、国も同様な見解であるか伺いたい。

イ、県は、新たな沖縄振興計画の骨子案を発表した。SDGsが柱のようだが道半ばとする経済的自立の達成につながるのか。また、計画10年後の県経済を見据えたビジョンになっているか伺いたい。

ウ、沖縄振興計画の最終目標は、民間主導の自立型経済の構築であるが、骨子案で自立に資する産業の基盤整備や経営人材の育成など、盛り込まれた施策内容について伺いたい。

エ、新たな振興計画の策定理由の一つに、県民所得の向上等が十分でないことを挙げているが、復帰以来本県の県民所得は全国最下位であります。その理由や背景と今後どのような対策や取組で向上が図られるのか伺いたい。

オ、新たな振興計画においても一括交付金は必要としているが、現状は減額が続いている。今後どのような戦略で増額を図るか。また新たな振興計画の策定と一括交付金の増額は一体との考えか伺いたい。

カ、中間提言で新たにSDGs推進特区、イノベーションパーク特別地区の創設を目指している。本県には多くの特区制度が存在するが、活用が十分ではないとの指摘がある。効果的な活用が可能か、県の認識を伺いたい。

キ、河野沖縄担当相は、次期沖縄振興計画本文のまとめに対し、具体的な目標を立て、達成のために何をすべきかロジックモデルの策定を要望しております。

県はどのように受け止めるのか。また、骨子案は沖縄相の言わんとすることに応えたものであるか伺いたい。

ク、県は、MICE整備について、新型コロナウイルス感染症の影響で基本計画の策定の見通しが見つからないとし、今後の進め方は当面示せないとしている。これまでMICE事業に応募を示した企業数とコロナを理由に辞退した企業、今後の財源確保の見通しについて伺いたい。

2番目に、海洋資源の開発と科学技術の振興について。

本県近海の伊是名島や久米島等に海底熱水鉱床等の資源が豊富に存在することを受け、国は、平成24年度から国による洋上ボーリング調査を実施しております。

県は、国の調査に協力しながら、将来における経済の自立を目指し、海底資源を活用した産業化を図るとしております。

県の将来像は、本県における次世代のリーディング産業として、また海洋資源調査・開発の支援拠点として位置づけ、海洋産業の創出に取り組むものであります。

一方国においても、我が国における海底資源大国を目指し、様々な調査・発掘を行い、商品化に向けての取組を進めております。その一環として、沖縄近海での採鉱・揚鉱パイロット試験を実施してきました。しかし、その海底熱水鉱床開発に関する報告書で、商業化に向けては、経済性の高い鉱床の発見や効率性・経済性を向上させる技術・システムの確立等、課題も指摘されております。現実には、海底資源発掘や開発技術の確立は簡単ではなく、海底資源を活用した産業化は容易ではありません。しかし観光以外に中核となる産業が見当たらない本県にとって、自らの海に眠る資源を活用した産業化は、絶対に実現すべき課題であります。

このため県は、引き続き将来の海洋資源を活用した産業化に向け、研究機関や関連企業との連携による取組を促進する必要があります。

以上の観点から質問します。

(1)、県は、海底資源を活用した産業化を目指しているが、その目指す具体的な産業の形態と経済への波及効果、また、観光産業に続く基幹産業となり得るか伺いたい。

(2)、国が実施している海底熱水鉱床の資源量の調査等について、進捗状況と県の対応について伺いたい。

(3)、県の目標とするエネルギー自給率の基本的な考え方と目標とする自給率の達成時期について伺いたい。

(4)、本県の豊富な水溶性天然ガスの利活用が期待されているが、取組状況について伺いたい。

### 3、雇用失業問題について。

新型コロナウイルス感染拡大で、世界経済は壊滅的な状況に追い込まれ、我が国経済への影響は、先進国の中でも深刻だと言われております。

本県においても例外ではなく、県経済の柱である観光を直撃し、その余波は多くの産業に及んでおり、今後の県経済はまさに正念場を向かえていると言っても過言ではありません。

企業活動の停滞で、休業や自宅待機など、雇用の維持が難しくなっている企業が増加しています。特に、非正規労働者の雇用止めなど、弱者が追い込まれる状況が懸念されております。

県内企業は、中小規模の企業が多くを占め、労働生産性の低さや小規模経営のため正規の雇用を維持する力が弱く、採用規模も限定されているのが実情であります。今回の新型コロナウイルスによる影響で雇用環境は大きな打撃を受けており、雇用の維持や非正規の正規化は簡単ではありません。現状の県内企業活動が腰折れしないよう、県の継続的な支援が必要であり、期待されております。

そこで伺います。

(1)、コロナ感染症の影響で県内の雇用環境は悪化している。Go Toトラベル事業の実施で持ち直したが、全国一斉停止で今後の見通しが不透明になっております。県の認識と対応策について伺いたい。

(2)、コロナ感染症を要因とする解雇や雇止め等でハローワーク等への相談が増加しているが、県内の状況と正規・非正規でどのような違いがあるか伺いたい。

(3)、今年卒業する高校生や大学生の就職内定率が全国最低のようであるが、その要因の分析結果と今後の課題について、県の取組を伺いたい。

(4)、本県における新規学卒就職者の3年以内の離職率が全国的に高い状況にある。県は改善策としてミスマッチの解消に取り組むとしているが、効果は出ていない。具体的な取組内容について伺いたい。

(5)、県内における休業や廃業に伴う雇用喪失への対応として、失業者の転職等の支援が求められている。県の取組とこれまでの実績について伺いたい。

### 4、教育・文化・スポーツの振興について。

今回の新型コロナウイルスの感染は、本県の教育・文化・スポーツの各分野に大きく影響を及ぼしております。児童生徒の学習の遅れや部活動の制限、また外出自粛によるストレスなど、精神面・健康面へのケア

で担当教師の不安も大きいものがあると思われまます。しかし、感染拡大は一向に収まらず、学校現場にはさらなる万全な対策が求められ、教師の負担が危惧されております。このような状況が続けば、大きな課題となっている教師の過重な長時間勤務の解消は程遠く、負担は増すばかりであります。本県の小中学校教職員が、昨年1か月ごとの時間外、超勤、最多192時間との報告もあり、本県だけではなく全国的に解決すべき教育の根本的な問題となっております。県独自の最重要課題として取り組む必要があります。

また、今日の学校教育は、グローバル化や情報化に対応した教育が望まれており、また、少子化の進展や価値観の多様化などにより、学校現場はこれまでになく授業や学力向上対策が求められております。さらに、社会環境の変化で地域の子は地域で見守るとの意識が薄れ、児童生徒のいじめや不登校の増加など、教師や親の役割は複雑・多様化しているのが実情であります。

このような状況にあって、新型コロナ感染症問題は学校現場に重い課題を突きつけており、県教育委員会の思い切った決断が求められております。

そこで伺います。

(1)、公立小中学校の少人数学級編成で、国は、今後5年間で小学校全学年を35人学級にすることを決定した。本県においては独自の取組も進めているが、さらなる改善に向けた県独自の取組について伺いたい。

(2)、奨学金を借りた学生が社会人となり返済で生活が圧迫される事例が多く、深刻な問題として改善策が求められている。日本学生機構は勤務先企業の肩代わりも検討しているようだが、本県における状況と対応について伺いたい。

(3)、本県における中学卒業生のうち、進学も就職もしない進路未決定者は全国で最も高く、以前から問題が指摘されている。背景に何があるか。また、現状把握と支援の必要性について伺いたい。

(4)、本県においては、高校・大学卒の新規就業者の3年未満での退職が多く、ミスマッチが問題となっているが、文科省は、高校と専門学校との連携を進め職業選択につなげるとしている。本県における専門学校との連携について伺いたい。

(5)、新型コロナ感染を危惧し、出席停止や欠席者が多く見られるが、これらの児童生徒に対し、遅れた学習はどのように補習や対応をしているか伺いたい。

(6)、国の調査によれば、小・中・高校生の自殺が増加傾向にあり、高校生が最も多いようである。県教

育長はその背景に何があると考えているか。また、本県における状況と他県との違いについて伺いたい。

(7)、学校における問題行動等調査で、小・中・高校におけるいじめや暴力行為は後を絶たないようである。不登校につながらないよう学校現場において、教師の対応、保護者の信頼関係をどのように築くか。また、新型コロナウイルス感染症絡みでいじめが増加したことはないか伺いたい。

5、県警関係について。

昨年、県内で発生した交通人身事故2808件のうち、飲酒が絡む事故は48件と全国でいまだ厳しい状態にあります。県警を中心に根絶に向け取組強化しておりますが、飲酒絡みの夜型社会と言われる生活環境の中で、根絶が厳しく難しい状況であります。県警の調査によりますと、刑法犯認知件数は17年連続で減少しているにもかかわらず、飲酒絡みの摘発件数は2割超を続けております。過度な飲酒が犯罪を誘発することが裏づけされており、そのことが本県の飲酒運転根絶が遅々として進まない理由の一つではないでしょうか。この飲酒絡みの刑法犯件数調査から、多量の飲酒が犯罪につながる傾向にあるのは明らかであり、節度ある適度な飲酒の習慣づけが必要であります。

一方、高齢ドライバーによる交通事故が多発し、全国的に社会問題となっております。75歳以上のドライバーに対しては、免許更新時に認知機能検査が行われておりますが、現実的に、事故の発生率は75歳未満の2倍となっております。警察庁では、免許の自主返納の強化や運転できる地域を限定した限定免許制度の導入や車種の限定など、新たな対策を検討しているようであります。

そこで伺います。

(1)、本県における飲酒絡みの交通事故は後を絶たず、一向に改善される兆しが見えない。その背景に何があるか。また、関係機関等の連携や取組について伺いたい。

(2)、高齢者ドライバーによる事故が多発している状況に対し、防止対策と運転免許更新時の教育指導の強化について伺いたい。

(3)、大麻事件の摘発者が増加し、特に若者への浸透に歯止めがかかっていない状況のようだが、本県における状況と特徴について伺いたい。

(4)、新型コロナウイルス感染に絡む詐欺事件が多発しているが、本県の状況と事前の防止対策はどのように講じられているのか伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興策の推進についての御質問の中の1の(1)のエ、観光の回復に向けた取組についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、安全・安心で快適な島沖縄を構築した上で、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、年間を通じた観光客数の平準化や滞在日数の延伸、観光消費額の増加等、質の向上も図ることが重要だと考えております。そのため、ワーケーションの誘致や離島への周遊型観光の促進、国内富裕層やコロナの終息後を見据えた欧米系外国客の誘客に積極的に取り組むことにより、延べ宿泊者数の増加につながり観光消費額の増大が図られるものと考えております。

次に1の(2)のイ、新たな振興計画（骨子案）とSDGsについてお答えいたします。

沖縄県は、平成22年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンで示した県民が望む5つの将来像の実現に向けた各種施策の推進に取り組んできたところであります。5つの将来像の実現に向けたこれまでの取組の延長線上にSDGsを取り入れ、県民一体となった取組を進めることにより、県民が望む将来像の実現により確実に近づくことができるとともに、SDGsの達成にも寄与するものと考えております。新たな振興計画（骨子案）においては、SDGs推進に向けた取組の柱として、12の優先課題を設定しております。具体的には、基幹産業として持続可能で責任ある観光の推進、観光との連携、相乗効果等も活用した産業振興、日本とアジア・太平洋のかけ橋となる物流・情報・金融の拠点の形成等を掲げているところであります。

次に1の(2)のク、MICE事業への関心を示す企業と財源確保等についてお答えいたします。

マリントウンMICEエリア形成事業への参入意欲を持つ民間事業者は複数確認できており、事業者からは、感染の終息を見通せる状態になってからのほうがより積極的な検討を進めやすいとの意見も出ております。MICE施設の整備には、設置主体である県の一定の財政負担が必要となることから、沖縄県としましては、マリントウン全体に民間投資を呼び込むことで新たな税財源等を確保したいと考えており、引き続き事業者の意見を丁寧に確認しながら、新たな基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)のア、令和3年度沖縄振興予算についてお答えいたします。

令和3年度沖縄振興予算案において、沖縄振興一括交付金が前年度より減額となったことは残念ですが、国の財政状況が厳しい中、令和2年度第3次補正予算に計上された公共事業関係費等を含めると約3200億円が確保されました。その中では、子供の貧困対策、離島活性化の推進、首里城復元に向けた取組などが引き続き計上されたほか、新たに観光サービスの創出支援事業が盛り込まれております。

県としては、令和2年度第3次補正予算を含めた沖縄振興予算を積極的に活用し、最終年度を迎える沖縄振興計画の総仕上げに全力で取り組んでまいります。

次に1の(1)のイ、令和3年度の一括交付金減額の背景についてお答えいたします。

令和3年度の沖縄振興予算案について、河野沖縄担当大臣は、現行の沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確保する旨の総理発言を踏まえ、必要な額を積み上げて確保したものであり、沖縄振興一括交付金については、継続事業の状況、新規事業の状況などを兼ね合わせて所要額を計上したものであると述べられております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、沖縄振興策の推進についての(1)のウ、内閣府の新規事業の内容と効果についてお答えいたします。

内閣府においては、令和3年度より新たな沖縄観光サービス創出支援事業を実施すると伺っております。本事業の内容としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止との両立を図りつつ、沖縄の自然、文化等の資源を生かした、観光客の消費単価や滞在日数の向上に資する観光サービスの開発等に要する経費の一部を支援するものと伺っております。本事業は、沖縄の観光産業の収益力向上に寄与する事業の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、沖縄振興策の推進についての(2)のア、新たな振興計画における目標の実現及び国の見解についてお答えいたします。

沖縄県は、本土市場からの遠隔性や離島が散在する

地理的特性により高コスト構造を抱えており、観光・リゾート産業をはじめとした労働集約型の産業構造となっております。

県としては、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた県経済の回復に全力で取り組むとともに、新たな振興計画（骨子案）において、デジタルトランスフォーメーションの推進等による生産性の向上、経営基盤の強化、企業間・産業間の連携による経済循環の向上に取り組むことを盛り込んでおり、企業の稼ぐ力を強化することで、県民所得の着実な向上につなげ、県民が経済的な豊かさを実感できるよう取り組んでまいります。国においては、現在、これまでの沖縄振興の検証作業を行っていると考えております。

県としては、国の検証結果を踏まえ、国と連携しつつ、新たな沖縄振興に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(2)のウ、新たな振興計画（骨子案）における施策内容についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、各種施策展開に通底する基軸的な基本方向の一つとして、強くしなやかな自立型経済の構築を掲げ、基本施策「自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成」の中で、5Gなど次世代の通信環境に対応した情報通信基盤の整備や世界水準の拠点空港等の整備、経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充等に取り組むことを盛り込んでおります。また、基本施策「県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化」の中で、経営人材を含む人材育成による生産性の向上、中小企業等の経営基盤の強化による稼ぐ力の向上等に取り組むことを盛り込んでおります。

同じく1の(2)のエ、県民所得の最下位の理由や対策、取組についてお答えいたします。

本県の1人当たり県民所得が伸び悩む要因としては、労働集約型の第3次産業に非正規雇用者が多いことや、県内産業の労働生産性や経営基盤の弱さ等に起因した構造的な課題があると認識しております。

県としては、新たな振興計画の骨子案において、デジタルトランスフォーメーションの推進等による生産性の向上、経営基盤の強化、企業間・産業間の連携による経済循環の向上に取り組むこととしており、企業の稼ぐ力を強化することで、県民所得の着実な向上につなげていきたいと考えております。

同じく1の(2)のオ、振興計画の策定と沖縄振興特別推進交付金の増額についてお答えいたします。



県と市町村では、一括交付金を活用して多方面において各種施策を展開し、多くの成果を上げてきました。このため、知事と全ての市町村長で構成する沖縄振興会議において、令和4年度以降も同交付金を継続するよう国に求めていくことが確認されたところです。

県としましては、沖縄の特殊事情から派生する固有課題等の解決に向けて、一括交付金等の活用を図る必要があることから、同交付金の継続と必要な予算の確保を市町村と一丸となって、国へ求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(2)の力、新たな特区の効果的な活用についてお答えいたします。

昨年11月10日に公表した制度提言(中間報告)において、新たな制度として、沖縄らしいSDGs推進特区及びイノベーションパーク特別地区を盛り込んでおります。これらについては、市町村、関係団体及び企業から関心が寄せられているところです。今後は、広く活用される効果的な制度となるよう、細部の制度設計に努めるとともに、その実現に向けて国と調整を進めてまいります。

同じく1の(2)のキ、新たな振興計画におけるロジックモデルの策定についてお答えいたします。

新たな振興計画(素案)の策定に向けては、基本施策などの展開を具体化する実施計画の検討作業も並行して行っており、この中で新たに基本施策ごとに成果指標を設定することを検討しております。これにより各種施策の成果指標について、その上位にある基本施策の成果指標との関連体系図を作成することとしております。この関連体系図については、今年5月を予定している沖縄県振興審議会への同素案の諮問と併せて提示し、指標の妥当性などについて審議していただくことを考えております。また、ロジックモデルについては、新たな振興計画の着実な推進を図るための実施計画を策定する中で、関連体系図を基に構築してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、海洋資源の開発と科学技術の振興についての御質問の中の(1)、海底資源を活用した産業形態と県経済への波及効果についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において海洋資源調査・開発の支援拠点形成を施策展開の一つとして位置づけ、将来の産業化も見据え、支援拠点の形成に向けた取組を推進することとしております。一

方、平成30年10月に公表された海底熱水鉱床に関する国の報告書では、収支がマイナスになっていることや必要な法制度が未整備であることなどの産業化に向けた課題はあるものの、引き続き国は調査検討を行うこととしております。

県としましては、今後も海底資源を活用した産業化に向け、国や関係機関と連携して取り組んでまいります。

同じく2の(2)、海底熱水鉱床調査等の進捗状況と県の対応についてお答えいたします。

日本の海底熱水鉱床開発については、国による調査検討が進められており、直近では令和2年3月に奄美大島沖において新たな鉱床も発見されております。県では、国の調査船等が寄港する際の接岸場所の提供や海底資源に関する周知広報等に加え、資源エネルギー庁からの情報収集を進めるなど、将来の産業化も見据え、調査・開発の支援拠点形成に向けた取組を継続してまいります。

同じく2の(3)、県のエネルギー自給率の基本的考え方と目標の達成時期についてお答えいたします。

沖縄県では、2013年度に策定した沖縄県エネルギービジョン・アクションプランにおいて、2020年度におけるエネルギー自給率の目標を7.9%としております。この目標値は、再生可能エネルギーを導入拡大していくに当たっての電力系統安定化対策が実現すること、洋上風力発電等の実証段階の発電技術が確立すること等の課題が解決されていることを前提として設定しております。しかしながら、現時点においても、技術の確立やコスト面での課題が解決に至っていない状況にあることから、2018年度時点のエネルギー自給率は1.4%にとどまっております。

県としては、自給率の向上には再生可能エネルギーの導入拡大が重要であると考えており、現在策定中の新たなビジョンにおいて再生可能エネルギー導入拡大を推進するとともに、新たな振興計画において、民間投資を誘発するための税制優遇等の支援制度を国に要望してまいります。

同じく2の(4)、水溶性天然ガスの利活用に向けた取組の現状についてお答えいたします。

県では、これまで天然ガス資源調査を実施し、民間事業者や市町村による水溶性天然ガスの利活用を促進するため、調査結果の提供等を行っております。これを受け、民間事業者による事業性評価に向けた試掘調査や市による実証事業が実施されてきました。水溶性天然ガスは、その推定埋蔵量から県産資源として期待できるものの、現状では多大な設備投資が大きな課題

となっております。

県としましては、新たな振興計画において設備投資に関する支援策を要望する等、県産資源の利活用に向けて取り組んでまいります。

次に3、雇用失業問題についての御質問の中の(1)、県の雇用環境の認識と対応策についてお答えいたします。

県内の雇用情勢は、感染拡大の影響の長期化により、令和2年の完全失業率が3.3%と前年と比べ0.6ポイント上昇し、また、有効求人倍率が0.90倍と5年ぶりに1倍を下回るなど、厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では、雇用の維持と事業の継続を最優先に、雇用調整助成金の活用促進や、県独自の上乗せ助成を行うほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談等を実施しております。また、新規学卒者を対象とした相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催などを行っており、引き続き沖縄労働局等と連携し、雇用環境の改善に努めてまいります。

同じく3の(2)、解雇等の状況とハローワークへの相談状況についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、解雇等見込み労働者数は、2月12日現在で累計1681人、そのうち約6割が非正規雇用となっております。また、昨年6月以降、会社を離職した求職者からの相談が多くなっており、最近では、今後の就職や生活に関する不安などの相談が寄せられているとのことであります。

県としては、雇用の維持を図るため、引き続き雇用調整助成金の活用促進や、県独自の上乗せ助成を行うほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談等の強化を図ってまいります。

同じく3の(3)、大卒の就職内定率と県の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和2年10月末現在の新規大卒者の就職内定率は49.5%で、前年同期と比べ1.6ポイント低下しており、今後も厳しい状況が予想されます。新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会の中止など、学生と企業との接点が減少し、双方に影響が生じていたため、県では相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催など、就職支援の強化を図ったところであり、引き続き大学等と連携して就職内定率の向上に取り組んでまいります。

同じく3の(4)、新卒者の離職率の改善に向けた取組についてお答えいたします。

本県における新卒者の離職率は、全国と比べて高いことから、県では、職業観の醸成等を図るキャリア教育やインターンシップのほか、業界研究セミナーや合

同企業説明会、専任コーディネーターによる大学での就職支援等を行っており、離職率はおおむね改善傾向で推移しております。

県としては、これら就職支援のほか、働きやすい環境づくりや正規雇用の拡大等に取り組むなど、引き続き関係機関と連携しながら、離職率の改善に取り組んでまいります。

同じく3の(5)、失業者への転職等支援の取組と実績についてお答えいたします。

県では、感染拡大の影響を受けた就職困難者や学生、事業主等を対象とした相談体制の強化を図っております。令和2年3月から令和3年1月までの実績は、就職困難者等の就職等に関する相談が1万8219件、学生等の面接対応などに関する相談が3787件、事業主の助成金活用などに関する相談が3247件となっております。このほか、合同企業説明会や企業間の人材マッチングによる支援などを行っており、引き続き関係機関と連携し、きめ細かな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 御答弁の前に申し述べさせていただきます。

先月末、県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく痛恨の極みであります。生徒の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

それでは仲田議員の代表質問のうち、3、雇用失業問題についての御質問の中の(3)、高校生の就職内定状況等についてお答えします。

県教育委員会の調査による本県高校生の就職内定率は、令和2年10月末で昨年度と比べ21.6ポイント減の28.8%となっており、その要因としては、コロナ禍による求人倍率の低下や就職活動期間の短縮等が考えられます。なお、1月末の就職内定率は77.8%となっております。

県教育委員会では、今後も厳しい状況が予想されることから、新たに就職活動に役立つオンライン研修や求人の多い業界の情報を学校に提供し、引き続き高校生の就職活動を粘り強く支援してまいります。

次に4、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(1)、35人学級についてお答えします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年で35人学級を実施するための法案が、現在、国会において審議されております。一方、県教育委員会

は、これまで小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生で35人学級を実施してまいりました。令和3年度から、中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現することにより、学校教育の充実に努めてまいります。

同じく4の(2)、本県における奨学金の状況等についてお答えします。

県教育委員会では、平成28年度に返済の必要のない給付型奨学金を創設し、これまでに94人の県外大学進学を支援してきました。また、国においても、今年度から授業料減免と給付型奨学金等による支援制度が開始され、給付を希望した多くの大学生や専門学校生等が支援を受けております。今後とも、経済的理由で学生が進学を断念することがないよう、国に対し奨学金制度の拡充を求めるとともに、県においても、県外進学大学生支援事業を継続し、支援してまいります。

同じく(3)、中卒進路未決定者の背景と現状把握及び支援の必要性についてお答えします。

本県の進路未決定者の割合は、年々改善傾向にあるものの、全国との比較において高い状況にあります。その背景として、目的意識を持った学習への取組の弱さ、学力の未定着、進路決定の遅さ、経済的な要因などが考えられ、学力向上及びキャリア教育の充実に努めているところです。

県教育委員会としましては、今後、進路未決定者について丁寧な現状把握を行い、関係機関と連携しながらよりきめ細かな支援に努めてまいります。

同じく(4)、高校と専門学校との連携についてお答えします。

文部科学省では、最先端の職業人育成システムの構築を目指して、高校と産業界、専門学校等が連携する事業を令和3年度から開始することとしております。県内においては、商業高校が専門学校と連携し、生徒の資格取得に向けた講座等を実施している事例があります。

県教育委員会としましては、今年度設置しました、経済団体や専門学校の代表等で構成する沖縄県産業教育推進のための研究協議会において、人材育成や高校と専門学校を含めた産業界等との連携の在り方について検討してまいります。

同じく(5)、欠席等の多い児童生徒への学習の対応についてお答えします。

各学校においては、欠席等の多い児童生徒に対し、登校時における補習や、オンラインを通しての学習課題のやり取り等、学習状況や実態に応じて工夫した取

組を行っております。今後ともコロナ禍にあっても、学習の継続が図られるよう支援に努めてまいります。

同じく(6)、高校生の自殺の背景等についてお答えします。

文部科学省によると、令和2年全国の児童生徒自殺者数は479人であり、そのうち高校生は329人で68.7%を占めております。高校生が多い背景には、心の問題が起きやすい青年期に加え、学業や進路の悩みが重なることが影響を与えていると推察されます。また、本県における高校生の自殺者数は、直近5年間では3人となっております。今年度は全国の状況と同様に、不安や進路に関する悩みなどの相談が増加しており、コロナ禍の影響があると考えられます。

県教育委員会としましては、校内における児童生徒の自殺予防体制の強化と関係機関等との連携を図り、児童生徒の自殺防止に努めてまいります。

同じく(7)、いじめ等による不登校への対応と新型コロナウイルス感染症関連のいじめについてお答えします。

各学校においては、いじめや暴力行為が不登校につながらないよう、管理職や生徒指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等を含めた組織的な早期対応に努めております。その際、保護者等に対しては、支援計画を丁寧に説明する等、共通理解を図り、信頼関係の構築に努めております。また、新型コロナウイルス感染症関連のいじめ認知件数は、昨年8月時点の調査において小学校6件、中学校5件、高校1件、直近の12月時点では高校1件の増加のみで、小中学校においては増加は見られませんでした。今後とも引き続き、市町村教育委員会やPTA等と連携し、児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長(日下真一君) 5の(1)、飲酒絡み事故が減少しない背景と飲酒運転根絶に向けた取組についてお答えいたします。

本県における令和2年中の飲酒絡み人身事故の発生件数につきましては、45件と、令和元年に比べまして48件の減少となりました。

それに伴い、全人身事故に占める飲酒絡み人身事故の構成率につきましても、全国ワーストとなった令和元年中の2.28%から令和2年中は1.6%となり、全国ワーストを脱却いたしました。しかしながら、飲酒絡み人身事故の構成率につきましては、全国9位といまだ上位にあることは変わりません。

それらの要因といたしましては、飲酒運転で検挙さ

れた者の約3割が出勤の時間帯であることや、飲酒運転で検挙された者に対する調査で約6割が飲酒後、車を運転するつもりだったとの結果が得られているなど、本県の夜型社会と相まって、飲酒時間が長く飲酒量も多いこと、規範意識が低いことなどが考えられます。

県警察では、このような現状を踏まえ、飲酒運転が絡む交通事故の発生時間や路線等を分析し、飲酒運転が発生する蓋然性の高い場所における取締りの強化をはじめ、関係機関・団体との連携による飲酒運転根絶県民大会の開催、自治体の広報誌や電光掲示板の活用による広報啓発、自主的かつ積極的に飲酒運転根絶防止対策を実施している事業所を飲酒運転根絶対策優良事業所として認定する制度の展開などの総合的な取組を推進しております。

県警察といたしましては、引き続き飲酒運転取締りを強力に推進するとともに関係機関・団体等と連携し、飲酒運転の根絶に向けた取組を行ってまいり所存であります。

5の(2)、高齢運転者の事故防止対策と免許更新時における教育指導の強化についてお答えいたします。

県内における令和2年中の高齢運転者が第一当事者となった人身事故の発生件数は551件で、平成29年から数は減少しておりますが、全人身事故に占める構成率は高齢者の免許人口の増加等に伴い増加傾向となっており、県警察といたしましても、高齢運転者による交通事故防止対策を重要な課題の一つとして取組を推進しているところであります。

具体的には、70歳以上の高齢運転者に加齢に伴う身体機能の変化が運転に与える影響を認識していただくため、免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけられております。さらに県警察におきましては、高齢運転者を対象に各自動車教習所と連携してドライビングスクールを開催しているほか、警察署などにおいて車両運転中の危険な場所を疑似体験し、危険を回避する運転操作を学習することができるドライブシミュレーターを活用した安全運転指導などを実施しております。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携してこれら取組を強化し、高齢運転者による交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

5の(3)、本県における大麻事件の状況と特徴についてお答えいたします。

当県における大麻事犯の検挙件数は年々増加傾向にあり、平成28年から昨年までの過去5年間の年間検挙件数の平均は、102人となっております。5年前の

平成28年と比較いたしますと、検挙者数79人に対し、昨年中は148人とほぼ倍増しております。また、大麻事犯の検挙者数増加に伴い、未成年者の検挙者数も増加しており、平成28年の検挙者数7人に対し、昨年中は26人と増加しております。

県警察におきましては、引き続き県民に対する大麻の危険性等に関する積極的な広報啓発活動を実施するとともに、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、密売組織の徹底した取締りによる供給源の遮断、税関等関係機関と連携した密輸入等の水際対策、薬物乱用防止教室の開催などの総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。

5の(4)、新型コロナウイルスに絡む詐欺事件の状況等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として設けられた、いわゆる持続化給付金制度を悪用した不正受給詐欺事件につきましては、2月22日の時点で14名を検挙しております。具体的な内容につきましては、まさに現在捜査中の事案であり、答弁を差し控えさせていただきます。

県警察といたしましては、この種事案に対しましては、刑事事件として取り上げるものについては、法と証拠に基づいて検挙措置を取ること、そして、検挙状況のタイムリーな県民に対する情報発信を行うことにより適切に対処してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

[仲田弘毅君登壇]

○仲田 弘毅君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

まず最初に、沖縄振興策の推進についてであります。予算面での令和3年度の沖縄振興予算について質問させていただきました。その中の評価と反省すべき点はないですかという質問を行いましたけれども、21年度まで安倍前総理が3000億円を約束したそのことが行われているんじゃないかという答弁だと僕は認識しておりますが、その評価と、なぜ3010億円以上の予算が獲得できなかったのか。そのことをもうちょっと真摯に県は努力したところも含めて答弁をしていただきたいなと思います。

次に、今回の県のあらゆる事業の中で、新規事業も

もちろん大事であります、その中において西普天間住宅跡地とか、そこにおける健康医療拠点整備、そして首里城復元等の事業は引き続き予算化されて進められておりますけれども、残念ながら期待された現振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げにつながるような事業が見当たらない。そういうふうに理解しております。県の見解をお伺いしたいと思います。

次に、振興策の中においても、次期沖縄振興計画の策定についてでありますけれども、まず第5次振興計画に関して、骨子案は、私の記憶ではなかったというふうに考えておりますが、なぜ今回骨子案が策定されたのかお聞かせください。そして骨子案の策定に当たり内閣府との調整は行われたのか。そして計画達成や予算獲得には、内閣府担当の説得が必要だと考えておりますけれども、骨子案を提出したのはいつなのか。その提出した後に内閣府との調整に入るのか、こういうふうに理解をしてよろしいのかお伺いします。

次に、海洋資源開発についてお伺いします。

商工労働部長から答弁がありましたけれども、国は平成24年度から洋上ボーリングを実施したとされておりますけれども、県独自としての取組はあったのか。もしあったとすれば何年から何年まで行われたのかお聞かせください。

海底資源を活用し産業化を図るためには、これまでの歴代の県知事も関わってきたと思いますけれども、どの知事がどういうふうな関わりがあったのか教えてください。

県は国の調査に協力しながら対応し、そして資源を活用し、海洋産業の創出に取り組むというふうになっておりますけれども、その面に関する予算措置はなされたのかお聞かせください。

国においても、海底資源大国を目指して採鉱・揚鉱パイロット試験等を実施しておりますけれども、その調査結果が県民に報告されているのかどうかそれもお聞かせください。

そして先ほど部長から、奄美のほうで新しい鉱床が発見されたというお話がありましたけれども、現在我が国において採鉱・発掘して事業化で成功例があるのかどうか。もしあればお聞かせください。これまで海底資源を活用した産業化について、どのような団体あるいは国も含めてであります、要請を行った経緯があるのかどうかそのことをお聞かせください。私個人としては、沖縄振興調査会、小淵優子会長等への要請も今後必要じゃないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

先ほど自給率の話がありましたけれども、県はク

リーンエネルギーとして風力発電、太陽光、あるいは波力発電等の研究・開発資源等も行ってありますが、そのことについてもうちょっと詳しくお聞かせください。太陽光については、皆さんお分かりのとおり補助金等も出ていると思います。

3番目の雇用失業問題についてであります、国はG o T oトラベルの対応でキャンセル手数料や事務費等の補償等を発表しておりますけれども、県も国のコロナ対策事業あるいは沖振等も含め活用しながら県独自の他府県にはない、一歩踏み込んだ取組をすべきだと思いますがいかがでしょうか。

観光客数の激減は業界にとって大きな死活問題であり、早めのG o T oトラベル事業を復活すべきとの声もありますけれども、知事の見解を伺いたい。

また、経済的ダメージの要因は、これまでの緊急事態宣言によるところが大きい。知事は解除に向け、慎重な姿勢から一転して3月1日に本県独自の緊急事態宣言を解除するという説明がありました。その経緯と――問題は、解除した後の対策が一番、あるいはまた極めて重要だというふうに考えております。そのことに対して知事の見解をお伺いしたい。

次、教育問題についてであります、教育長、少人数学級、35人学級というのは教育界含めてP T Aも長年の悲願でありました。その方針が今回文科省を通じて変更されるという発表がありましたけれども、その中において国と県の取組の違い、国は今小学1年から6年までを目標に目指しておりますが、本県はもう既にこれまでに中学1年生まで前倒しして、そして今回の事業にしても、中学2年から3年まで包括して行いたいという状況でありますので、その取組の違いと少人数学級を導入することによって財政負担がどれくらいあるのか、それをお聞かせください。

奨学金についてであります、日本学生支援機構は新年度から――つまり4月1日から貸与奨学金を受けていた社員が、返金の一部または全額を支援する企業から直接支援機構に返金ができると、返還ができると。これは大変有意義なことだというふうに思っていますが、この実施される企業については優秀な人材の確保につながり、また企業名を公表されるなど社員への手厚い支援がP Rにもなるというふうに考えております。このことから、今後進学を目指す子供たちにとって貸与による奨学金の返済を気にしないで進学を考えることができる制度だと私自身思いますが、今後の子供たちへの影響について教育長の見解を伺いたい。

5番目に、コロナ禍で補習授業を含めて、今大変厳しい状況に追い込まれた子供たちがおります。もちろ

ん学校は文科省の標準時間数も配慮しながら、年間指導計画を立てていると思いますけれども、しかしこれだけコロナ感染が拡大し長引くということになると時間数を確保するのも容易ではなかったと思われます。特に受験生や保護者からの大きな不安として上がってきたのは、休校中に行われた地域や学校、家庭における取組に差があり過ぎるという指摘がありました。そのことについて教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

警察関係であります、大麻問題について。

これは本県の将来を担っていく子供たち、そういった子供たちが薬物に侵されていくというのは、大変危惧すべきことであり、また我々大人として見逃すことができない大きな事案だと思います。その大麻事件の摘発が増加し、若者への浸透が報告されて大いに危惧しておりますけれども、そのうち報告された、摘発された方々の中に中学生、高校生、大学生が占める割合はどれぐらいなのか。そしてその子供たち、特に児童生徒、中学生、高校生等に関しては学校関係との連携はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの仲田弘毅君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後4時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の仲田弘毅君の再質問に対する答弁を願います。

総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 令和3年度沖縄振興予算の評価等についてお答えいたします。

県では沖縄振興予算の確保及び一括交付金の増額に向け、6月から7月にかけて計5回、全市町村を対象に意見交換会を行うとともに、内閣府とも意見交換を重ねてまいりました。さらに9月以降、あらゆる機会を捉え、知事を先頭に内閣府、沖縄担当大臣、官邸をはじめ関係要路に要請を行ってまいりました。沖縄振興一括交付金が前年度より減額となったことは残念ですが、新たな観光サービス創出支援事業が盛り込まれたほか、子供の貧困対策、離島活性化の推進、首里城復元などの取組が引き続き計上されており、また令和2年度第3次補正予算に計上された公共事業関係費等を含めると約3200億円が確保されておるところでございます。

次に、21世紀ビジョンの仕上げに向けた取組等についてお答えいたします。

令和3年度はコロナ禍においても、県民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くとともにより幅広い分野においてアフターコロナに向けた将来を見通した取組を進める必要があります。このため、限られた財源を重点的に配分することにより、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくり、SDGsの実現に向けて取り組む方針の下、令和3年度一般会計当初予算は過去最大となる約7912億円を計上したところであります。令和3年度は残り期間が1年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに各種施策に全力で取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） まず、沖縄振興計画の骨子案の作成意図についてでございます。

現行計画の沖縄振興計画の策定に当たりましては、平成23年、10年前の4月、素案を策定して公表したところです。今回新たな振興計画の策定に当たりましては、素案を策定する前に幅広く意見を頂戴したいという考えから初めて骨子案を策定したところで、既に市町村長の皆様と圏域別の説明会を行って意見を交換したところでありますし、県民の皆様からまたパブリックコメントを今頂戴している途中でございます。これらの幅広い意見を伺いながら振興計画の素案の策定に取りまとめていきたいと考えているところです。

もう一点、内閣府への骨子案の提出時期、そして調整についてという御質問でございます。

まず骨子案については、1月末に県の沖縄県振興推進委員会で決定したところです。その際に、内閣府に提供をしております。ただし国においては現在、これまでの沖縄振興の検証作業を行っているところで、内閣府の検証結果がまとまり次第、詳しい調整に入ることになりますけれども、3月に取りまとめる県の素案、この中で国の検証結果も反映させたいというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） まず海洋資源の洋上調査、県独自の調査があったかという御質問と、県独自の予算措置状況はどうかという質問、関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県としましては、将来の産業化を見据えまして

海洋資源の調査、開発の支援拠点を沖縄に形成するための取決めを推進しております。そのため平成25年から26年にかけて、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査ということで事業をしております。それから、平成27年以降は海洋資源調査、それから開発支援拠点形成促進事業ということで、これはあくまでも開発支援拠点を沖縄県へ形成することを目指した調査、それから周知広報というような事業を実施しております。ちなみに令和2年度の予算額としましては1134万円、それから令和3年度、次年度ですけれども、当初予算では623万3000円を計上させていただいております。

次に、海洋資源に係るこれまでの知事の関わりという御質問がございました。

国のボーリング調査が平成24年から開始されておりますので、これはその当時、知事だった仲井眞元知事以降、取り組んできたというふうに理解しております。

それから国の調査経過の公表と県民への情報提供ということでございますけれども、国は海底熱水鉱床開発計画総合評価報告書というものを平成30年12月に公表しております。この公表結果に対する県民への情報提供ということで、先ほども御案内しましたが、海洋資源調査開発支援拠点形成促進事業という中で県のほうでセミナーを実施しております。その中で周知広報等に取り組んでおります。

それから、海洋資源の熱水鉱床に係る資源活用の成功例はどうかということと、それから要請等の経緯はどうか、状況はどうかという御質問がありました。これも関連しますので、一括してお答えいたします。

まず海底資源開発の課題という件というところからですけれども、いまだに世界的に海洋鉱物資源の開発事例はございません。未解決の技術課題、課題の解決のみならず法制度や環境影響も含めて長期的に取り組む必要があるものというふうに考えております。具体的な課題としましては、まず経済性、それから法制度、社会的な重要性、それから選鉱場、それから県のほうで取り組んでいる調査船等の寄港地というような課題がございます。県の対応方針ですけれども、資源開発の主体である国の調査研究の状況を見極めつつ、沖縄においてどの分野で、どのような形で参画できるのかを検討するなど長期的な視点で取り組んでいく必要があるというふうに考えておまして、国への要請につきましては、こうした国の調査検討の進捗状況を見ながら適宜判断していきたいというふうに考えております。

次に、沖縄県の再生エネルギーの取組という御質問にお答えいたします。

沖縄県は電気のユニバーサルサービスを担う沖縄電力と連携しまして、電気の安定的かつ適正な供給を確保しつつ、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところであります。また、県から沖縄電力に委託している波照間島での実証事業において、再生可能エネルギーを電源とするモーター発電機を活用する事業におきまして、再エネ100%で約10日間、これ229時間27分、連続して電力の供給を実現しております。これは再エネ拡大につながる成果というふうに考えております。

県としましては、再生可能エネルギーへの導入拡大に向け、県の実証事業成果の他地域への展開を促進するとともに、新たな振興計画において沖縄電力を含めた民間事業者が再生可能エネルギーへの設備投資を誘発する支援制度等を検討しているところでございます。

最後に、雇用失業問題の中で、県独自の取組についての御質問がありました。お答えいたします。

本県独自の雇用に関する取組についてですが、県では事業主の負担軽減を図り、雇用の維持につながることを目的に雇用調整助成金に県独自の上乘せ助成を行う沖縄県雇用継続助成金事業を実施しております。また企業間の人材マッチング事業など、雇用の維持に関する取組を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 仲田議員の再質問の中の、コロナ禍における沖縄県独自の支援策についてということで、これは観光分野に関して答弁させていただきます。

この県独自の緊急事態宣言下におきます観光関連産業への支援、県独自の取組ということにつきまして、急激な経営悪化に陥っている宿泊事業者に対して、個人及び同居家族に限り感染防止対策を徹底した宿泊施設で、1泊2食つき、施設内での滞在を条件とした県民1人当たり1泊5000円の補助を行う家族でStay Hotel事業を現在実施しているところでございます。また、域内需要喚起のためのおきなわ彩発見キャンペーン、これ第3弾でございますけれども、現在準備をしているところでございまして、県独自の緊急事態宣言が終了した後、適切な時期にスタートをしたいというふうに考えております。あわせて、今議会の補正予算で上げさせていただいております沖縄観光体験支援事業、これはクーポンなどによる喚起策

でございますけれども、それも活用しまして、落ち込んだ観光業界の支援に独自策を実施する形で全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、Go Toトラベル事業再開に係る県の認識についてという御質問がございました。

Go Toトラベル事業の再開につきましては、全国知事会が2月6日にまとめました新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言におきまして、地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じて適切に運用するよう本県を含めた全国の知事の総意として国に求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 仲田議員の緊急事態宣言後の経緯等についての御質問にお答えいたします。

2月22日のコロナ対策本部において、緊急事態宣言は2月28日まで継続することを決定しております。2月27日にはこの間の感染状況などを確認した上で、宣言の解除を判断することになりますが、その場合も3月、4月は卒業式や入学式、人事異動時期なども重なり人の動きが活発になりますので、今後の3密の徹底などの対策が重要と考えております。このため、感染状況等を踏まえまして専門家や経済界の御意見を伺いながら、解除後の対応策の内容についても決定する予定でございます。県民の皆様の御協力をいただきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 仲田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目で、少人数学級の関係でございます。

国と県との取組の違い等についてでございますが、先ほど答弁もさせていただきましたが、国においては令和3年度から5年にかけて小学校全学年で35人学級を実施するようでございます。県ではこれまで小学校1年・2年で30人学級、小学校3年から中1までで35人学級を実施しておりまして、次年度、令和3年度から中学2年・3年の35人学級を実現することで、県のほうでは小中学校全学年で少人数学級が実現をいたします。少人数学級の実現によりまして、よりきめ細かな指導が可能となることで、学校教育の充実が図られるというふうに認識をしているところでござい

す。

また、今回の中学校2年・3年の拡大に伴う財政的なことでございますが、中学校3年までの35人学級拡大に必要な、まず教室は105教室程度を見込んでおります。あわせて教員は180人程度、人件費は11億円程度を見込んでいるところでございます。

次に、日本学生支援機構の今般の新たな仕組みでございます。それについてお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、貸与型の奨学金を受給する学生が卒業後に返還に困るというケースがあるということは承知をしているところでございます。日本学生支援機構におかれましては、貸与型奨学金についてはこれまでも減額の返還制度ですとか、返還期限猶予制度などの救済措置を用意しているところでございますが、今般の4月からの制度による企業の支援が実施されることは、企業の人材確保はもとより、学生の卒業後の将来設計にも有意義であるというふうに考えているところでございます。支援企業への就職も含め、進学への目標も立てやすくなると思っておりますので、今後支援していただける企業が増えることを期待しているところでございます。

次に、新型コロナの関係で、年間指導計画等、それについてどういうふうな対応になっているかというところでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、特に学習の状況や実態に応じて工夫をさせていただいているところでございます。一方で、特に中学校3年生ですけど、夏場の時点では県立高等学校の入学者選抜の公平公正の観点から学力検査の出題範囲を縮小させていただきました。あわせて、学習の定着の取組に差が生じないよう授業時数の確保のために夏休み期間の短縮ですとか、土曜授業の実施、学習内容の重点化等を行いました。特に中学校3年生につきましては、学び残しや受検に不利益にならないよう希望する市町村の学校へ学習支援員を配置するといった取組をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 再質問にお答えする前に申し上げます。

先ほど答弁におきまして、大麻事犯の検挙件数は年々増加傾向にあり、昨年までの過去5年間の年間検挙件数の平均は102名と申し上げましたが、検挙件数と申し上げたのはいずれも検挙者数でございます。この場で訂正させていただきます。

それでは再質問にお答えいたします。



まず、大麻で検挙された未成年者のうち、学生が含まれているかとの御質問でございますが、平成28年から昨年までの過去5年間の未成年者による大麻事犯検挙者数は70名でございます。このうち学生にしましては、大学生が3名、専修学校生が3名、高校生が26名ということで学生は32名となっております。中学生以下の検挙はございません。

続きまして、教育現場との連携についてでございます。

県警察では、青少年の薬物乱用を防止するため教育委員会、学校等の関係機関と連携した取組を行っております。特に県教育庁から委嘱を受けた警察官を安全学習支援隊として学校に派遣しております。この支援隊等により令和2年中は190回の薬物乱用防止教室を開催し、2万4014名の児童生徒、教職員及び保護者に対して薬物の依存性、心身へ及ぼす影響、その有害性等を認識させるための指導啓発を行っております。

県警察といたしましては、引き続き教育現場との連携を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 今日最後の質問者となりました。

皆様方には最後までお付き合いをお願いしたいというふうに思っております。

会派沖縄・自民党、宮古島選挙区の下地康教でございます。

今、我が国を含む全世界では、新型コロナウイルス感染の嵐が吹き荒れ、世界恐慌またはコロナ感染者がさきの世界大戦の死者の数を上回るという大変な状況になっております。また、コロナ禍の中で感染によりお亡くなりになられた方々、それに最期を見届けることができなかつた遺族の方々の心中を思うと、悲しみはいかばかりかと存じます。現在、緊急宣言が発令されている中、厳しい状況下で医療機関等において感染リスクを抱えながら、医療や介護に専念されている医療従事者、介護従事者の皆様に敬意を表したいと存じます。

さて、それでは会派沖縄・自民党を代表して、所見を交えながら通告に従い質問を行います。

まず第1番目に、米軍基地問題についてであります。

普天間飛行場の全面返還を含む県内11施設、約5000ヘクタールの返還、9000名の海兵隊の移転など、SACO合意から25年が経過しながら実現したのは北部訓練場のみでございます。

SACO合意の大きな目的は、普天間飛行場や那覇

軍港、牧港補給地区などの返還であり、返還後の基地利用による経済波及効果は地域の発展に大きく寄与することが期待されておりました。しかし現実には、辺野古移設問題をめぐる県のかたくなな姿勢により、返還プログラムが一向に進まないというのが実態であります。玉城県政は、SACO合意が完全に実現したとしても、依然、沖縄の米軍基地は全国の69%と負担軽減には程遠いと批判しております。また、嘉手納以南の大規模基地が返還された際の経済波及効果を試算して返還後の効果を県民にアピールしております。SACO合意を批判しながら、SACO合意の効果を評価することは県の一貫した姿勢がないと言わざるを得ません。

知事は議会答弁において、大規模基地の整理縮小を目的としたSACO合意を推進すると明言をしているが、現実には普天間飛行場返還の前提である辺野古移設を妨害することで、基地の整理縮小を遅らせているのが実態であります。極めつきは、唐突に米軍専用施設を全国比で50%以下を目指すと表明するなど、まさに言行不一致で、思いつき発言と言わざるを得ないのであります。また知事は、国に対し、法令を無視し、民主的自治を阻害していると非難をしているが、知事自身は法令に沿った県政運営を行っているのか非常に疑問であります。

知事は、沖縄防衛局による約3万5000群体のサンゴ移植に係るサンゴ類特別採捕許可申請を不許可としております。翁長前知事は、同様の許可申請については法手続に従って許可をしております。しかも玉城知事は、最高裁の判断には従うと明言をしている以上、行政手続にのっとって許可しなければならないものであります。今回の不許可判断は、今後国が提出予定の設計変更承認申請に対する対応を見据えた政治判断であると言わざるを得ないのであります。さらに、別のサンゴ類特別採捕許可申請をめぐる国との裁判は、県が提起したことから、今回、不許可とすることで国に不服申立てや訴訟を提起させるとの思惑が働いていると十分に考えられるのであります。しかし知事は、辺野古移設反対を続けるにしても、自治体の長として法令を守るという立場を堅持すべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場の早期返還問題について。

ア、知事は、米軍専用施設を全国比で50%以下を目指すことを表明をした。そこで削減を求める施設名と、どの程度削減すれば目標達成となるのか。また、その目標期限等について伺います。

イ、知事は、普天間飛行場返還の条件である辺野古

移設に反対し、嘉手納以南の大規模基地返還を事実上困難にしている。米軍専用施設を全国比で50%以下とする表明は言行不一致で実現不可能ではないか、見解を伺う。

ウ、米軍キャンプ・シュワブにおける陸上自衛隊との共同使用報道について、国は否定しているが、知事は看過できないと反発をしている。そこで知事の報告機関である万国津梁会議は、沖縄の米軍基地の整理縮小について、沖縄の海兵隊を本土に分散移転するとともに、自衛隊と米軍の基地共同使用を進めることで日本政府が基地全体の運用の責任を持つこととなり、地元への悪影響を減らすなどと、知事に報告提言をしていることから、知事は共同使用について反対する理由はないのではないか伺う。

エ、知事は、万国津梁会議が報告した自衛隊と米軍の基地共同使用を進めることで、日本政府が基地全体の運用の責任を持つことにより地元への悪影響を減らすとする考えに賛成であるのか、見解を伺いたい。

オ、知事は、沖縄防衛局が約3万5000群体のサンゴ移植のため、サンゴ類特別採捕許可申請を不許可とした。同様の許可申請について以前は許可をしていたが、なぜ今回は不許可としたのか。軟弱地盤の存在が理由となるのか、また、裁判闘争を想定しているのか伺いたい。

カ、知事は、バイデン大統領との関係構築に向けて訪米するとしている。しかし新たな米政権は辺野古移設を唯一だと公言している。知事はこれまでもトランプ政権との関係を構築し基地問題を解決するとしながら、何の進展も見られていない。これでは予算の無駄遣いではないのか伺いたい。

(2)、米軍基地関係騒音事故等について伺います。

ア、米軍機の慶良間諸島での低空飛行について、訓練区域外の訓練であり地元からは人命をも脅かしているとして訓練の中止を求めている。県は対応しているとしているが、このような問題こそ駐日米国大使に直接要請すべきではないのか伺いたい。

イ、普天間飛行場周辺の湧き水から高濃度の有機フッ素化合物（PFOS）が検出された問題で、現状と県の立入調査について伺いたい。

ウ、米軍基地から派生する航空機騒音に対する住宅防音工事措置の拡充が求められている。現在の対象となる騒音の程度と要望されている拡充の内容について、さらに県の認識について伺いたい。

次に、観光振興についてであります。

本件においても新型コロナウイルスによる影響は甚大であり、昨年観光入域客数は、約70%余り減少し

ております。そこでGoToトラベル事業の実施により観光業界は息を吹き返し、廃業や休業で解雇されていた従業員の呼び戻しも見られました。しかし、GoToトラベル事業が停止になっている現在、県内観光業の落ち込みは悲惨なものとなっており、先行き不透明な状況が続いております。

現下のコロナ感染状況を見ると、早めの終息は期待できず、当面は、ウイズコロナ生活の中でいかに観光業を回復させるかが県政に課せられた大きな課題であると考えます。コロナ感染の影響は大きく、世界的な感染拡大により、好調だったインバウンドによる海外からの観光客も壊滅状態となり、さらに、本県観光客数の多くを占める修学旅行も回復に時間がかかるものと予想されます。観光が好調に推移していても、一旦自然災害や社会要因などの外的要因を被れば、一転して観光客の足が止まり観光関連業に大きな打撃を与えるものであります。今回の新型コロナウイルスの感染拡大はまさにその影響が顕著に現れた出来事であり、本県は今後とも観光立県として発展していく上で、観光の質的転換を目指すべきであり、これまでの観光客数重視から、観光立県にふさわしい、長期滞在が期待できる海外富裕層の誘致やリピーター観光客をいかに増やすかが重要であります。あわせて観光客の消費単価を上げる仕組みづくりを構築することが最も重要であります。また、本県は我が国唯一の亜熱帯海洋性気候にあり、周囲を海に囲まれ、年中温暖な気候に恵まれていることで、リゾート地として国際的な地位を築いており、海外に対する認知度の向上を図るための情報発信が重要と考えます。

我が会派は、これまで外的要因に左右されない、観光立県としての基盤を確固たるものにするため、量から質への観光の転換を求めてきたが、今回のコロナウイルス感染症による影響の深刻さは、量的観光の限界を示しており、本県の観光は質的転換が必要であると考えます。

これまでの固定観念を払拭し、思い切った戦略の転換が望まれるところであります。

そこで伺います。

(1)、昨年から新型コロナウイルス感染症の影響で県内観光は大きな打撃を受けている。回復に向けた取組が必要だが、観光業や関連企業のコロナ感染による影響の実態と支援について伺いたい。

(2)、GoToトラベル事業による効果と実績、事業の停止による影響について、県はどのように状況を把握しているのか。また今後の見通しについて伺いたい。

(3)、昨年の県内への修学旅行の実績と県独自の安全策や支援策はどのように行われたのか伺いたい。

(4)、我が会派は本県における観光の在り方について、観光は外的要因に左右されやすいことから、量から質への転換の必要性を求めてきました。今回の新型コロナウイルス感染の影響はこれまでにない深刻な状況にあります。本県の観光の在り方の総点検と根本的な転換が求められると考えるが、県の見解を伺いたい。

(5)、本県は国内唯一の亜熱帯海洋性気候という地理的特質を持った観光形態を有しており、コロナ後の観光経済の回復が急がれている。そのためには、観光業界における人材確保が必須であるが、コロナの影響による雇用悪化の状況と今後人材をどのように呼び戻すのか伺いたい。

(6)、コロナ禍で事業継続が難しい企業の従業員をほかの企業へ出向・転職させるための取組について、本県における実績とその取組が進まない背景や課題等について伺いたい。

(7)、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、文化庁の文化審議会で可否を検討するとしている。実現すれば本県の観光に大きく貢献することとなるので、県の今後の取組を伺いたい。

3番目に、離島・過疎地域の振興についてであります。

多くの離島を抱える沖縄県は、この広大な海域の中に160もの離島が点在し、そのうち沖縄本島を除く39もの有人離島が存在する島嶼県であります。

また、本県には、過疎法に基づき1市4町13村の18団体が指定を受け、そのうちの15市町村が地理的制約を受ける離島であります。このような地理的不利性にある本県の離島・過疎地域の振興を図るため、21世紀ビジョン離島振興計画に基づき住みよく魅力のある島づくりを目指して、国の支援を得て様々な施策及び事業が展開されてきました。

しかしながら、取組の進捗状況は、成果指標96中、目標達成率は約50%弱にとどまっており、また離島を訪れた国内客の満足度も十分とは言えず、むしろ後退している状況であります。

復帰50年を迎えようとしていながら、この間、国による振興策が実施され、特例措置、高率補助など、様々な施策や支援が投下されてきました。しかしながら離島・過疎地域の振興及び活性化は道半ばであります。このことから分かるように離島・過疎地域の安定条件の整備がいかに難しいかということでもあります。

今後、赤字の船舶航路及び航空路線に対する運航費補助や老朽化した船舶、航空機の更新に係る費用補助の拡充、さらに離島住民の生活交通手段に欠かせない

航路及び航空路線の安定的な確保に思い切った対策が求められております。

このように、本県の置かれた地理的不利性に起因する様々な課題や問題はそう簡単に解消できるものではありませんが、我が国で唯一の亜熱帯海洋性気候とそれぞれの離島の持つ特性は、将来における有望な資源であります。

そこで地域の特色を生かした観光をはじめとする産業の振興や農林水産業及び畜産業の基盤整備などにより、いかに離島振興の成果を上げるかがこれからの沖縄県における大きな課題であります。このような離島・過疎地域が抱える生活コスト高や格差の是正を図り、地域不利性を解消することが住みよく魅力ある地域づくりにつながると考えるのであります。

そこで伺います。

(1)、若者の流出を防ぎ離島の活性化を図るため、地域産業の振興や観光客誘致を進め雇用の場の確保に努めてきたが、その効果は限定的である。課題解決が難しい要因は何なのか、本県特有の問題があるのか、それを伺います。

(2)、2021年3月で切れる過疎地域自立促進特別措置法の延長について、県内16市町村は存続し竹富町と北大東村は除外されることとなっております。その結果について県の認識と今後どのような影響が考えられるのか、また脆弱な財政基盤を用い、除外された町村への財政支援体制をどのように考えているのか伺う。

(3)、離島港湾の整備促進について、物流の高速・効率化や、離島航路船舶の大型化に対応した離島重要港湾及び地方港湾整備の現状と今後の取組について伺う。

(4)、離島振興において、離島における下水道の整備を掲げているが、主な施策の実施状況とその成果について伺う。

(5)、特定町村における地域保健活動の推進について、人材確保と小規模町村における保健師の複数配置、財政面等の支援等について、県の考え方を伺う。

(6)、下地島空港及び周辺用地の利活用に向け、利活用候補事業の概要と事業実施について伺う。

(7)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋の整備実現に向けた県の取組の現状を伺う。

4番目に、農林水産業の振興についてであります。

本県の農林水産業は、度重なる台風等自然災害による農作物への被害や1986年10月以来33年ぶりの豚熱の発生で、畜産業は深刻な打撃を受けております。このような中、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、本県の農林水産業全般に及び、生産農家の経営状

況は深刻さを極めております。このため、国や県の農林水産物の輸送手段確保対策や肉用牛農家に対する負担軽減策などを講じたほか、貸付金限度額の引上げや価格安定制度等による支援、さらにG o T oトラベルの実施で経営の持ち直しが見られました。しかし、G o T oトラベルの全国一斉停止や新型コロナウイルス感染第3波の到来で、飲食業に対する時短要請など、県民の消費行動が大きく制限されたことから先行きは不透明となっています。また、西日本を中心に感染が拡大している、鳥インフルエンザに対する対策も急がれております。大消費地のある本土市場から遠隔にある本県の農林水産業は、経営規模が脆弱であり、さらに高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加など恒常的な課題を抱えております。また、毎年のように台風等自然災害に対応するための基盤整備や災害に強い農水産物の開発など、戦略性のある農林水産業の転換が求められております。沖縄21世紀ビジョン基本計画も残り1年余りとなった現在、県には思い切った対策が必要であります。

それでは伺います。

(1)、鳥インフルエンザが西日本で多発しております。本県の感染防止策は万全であるのか。また、本県の養鶏農場は全国でも飼養衛生管理の遵守率が低いようであるが、その状況と県の指導体制について伺います。

(2)、豚熱発生で殺処分や移動・搬出制限の対象となった農家に対する損失補償の在り方について、対象農家数と支払い済みの農家数、また、損失補填対象外となった理由について伺います。

(3)、本県の基幹農作物であるサトウキビ生産や製糖業の経営安定を図るため、安定的な生産体制の整備と糖価調整制度の堅持、財源確保について、県の認識と取組について伺います。

(4)、既存の製糖工場を建て替える際、現状の国の補助制度の内容と国・県及び事業者負担の割合、また、高率補助の対象とするための県の取組について伺います。

(5)、農家の高齢化により担い手不足の解消が進まない中、スマート農業による機械化等の推進が求められているが、機械化一貫体系を前提とした受託組織の育成など、県の対応について伺います。

(6)、働き方改革推進の支援策として、甘味資源作物産地生産向上緊急支援事業や産地生産基盤パワーアップ事業が実施されているが、具体的な事業内容と成果について伺います。

最後に、地域福祉・医療の充実強化について質問を

行います。

世界的な感染拡大に見舞われた新型コロナウイルスの影響により、県内の医療機関は、予想を超える第3波の感染拡大で甚大な影響を受けており、さらに第4波も危惧される中、安心・安全な県民生活に向けた万全な対策が求められているところであります。特に、医療崩壊を起こさないための医療機関等の体制構築が急がれており、そのためには、感染対策の最前線に立つ医師や看護師、医療関係者の心身をいかに守るかが重要な課題となっております。

初期の新型コロナウイルス感染拡大の際には、感染症専門家や医師がその対応に苦慮するほど、類を見ない新型のウイルスで、医療機関もパニックに陥ることになりました。その後これまでの経験値から医療機関の混乱は収まるかのように思いましたが、現実はその想定をはるかに超えるスピードで感染が全国に拡大し、本県においても患者を受け入れる医療機関の病床が逼迫したことから、現在も危機的状況が続いております。特に、医療基盤が脆弱な離島における事態は深刻で、病床確保が困難な離島県における課題が浮き彫りになっております。そのような中、新型コロナウイルス感染拡大は、医療従事者へのいわれのない差別やコロナ感染者への非難、中傷が社会問題となっております。感染のリスクを抱え、コロナ患者の治療に全力で対応をしている医療従事者に対し、子供の保育拒否やコロナ感染者であるとの罵声を浴びせたりする状況が報告をされております。本来、最前線でコロナウイルスと闘っている医師や看護師など、医療従事者には感謝と尊敬の念を示すべきであると考えます。今後、このようないわれのない差別をいかになくしていくか、県政に課せられた課題であると考えます。また、今回のコロナウイルスは、高齢者や持病のある人が一旦感染すると重症化する傾向があり、高齢者が入所する介護施設で集団感染が発生し、重症化や死亡者が多発しております。介護施設で働く医師や看護師、介護士等の介護従事者は、コロナウイルス感染の高いリスクの中で介護を行っており、病院の医療従事者と同様な防疫体制が求められております。県の迅速かつ的確な対応を求めるものであります。

そこで伺います。

(1)、コロナ禍において、医療機関の崩壊が危惧されているが、本県においてコロナ感染者を受け入れる国立・公立、民間の医療機関の現状と民間等の病院でコロナ感染症に対応できる施設整備の状況はどのようになっているか伺います。

(2)、県は、新型コロナウイルス感染患者を受け入

れる医療機関に対する補償について、国及び県独自の支援策の内容と医療従事者や医療機関等からの要望、またこれまで実施した支援内容について伺います。

(3)、本県は、病院の休日や夜間・時間外における受診件数が全国平均の2倍と高い中、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ患者のさらなる受診増で救急診療の休止などが懸念されています。救急診療体制の適正化や医療現場の負担軽減について伺います。

(4)、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの医師や看護師等が離職したと言われているが、本県の場合はどのようになっているのか。また、さらなる感染拡大に備え、医師や看護師を職場へ呼び戻す必要があると考えますが県の認識を伺います。

(5)、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者の相談件数が増加しているが、自立相談支援機関に寄せられた相談について、その内容と傾向について伺います。

(6)、介護の在り方は高齢社会にあって難しい課題ではありますが、老老介護が問題となっている中、18歳未満の子供が家族を介護するヤングケアラーの問題が指摘されています。本県における実態とその対応について伺います。

(7)、介護に関わるホームヘルパーは高齢化が進行し、深刻な人手不足に陥っている状況にあります。訪問介護の利用者は増加傾向にあります。本県の取組状況について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の1の(1)のイ、米軍基地の整理縮小についてお答えいたします。

本土復帰50年という大きな節目を来年に控えた今現在もなお、国土面積の約0.6%の沖縄県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しております。このため沖縄県としては、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、県議会でこれまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、在沖米軍基地の整理縮小について、具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現することを政府に求めることとしたところであります。普天間飛行場については、速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去が喫緊の課題であることから、沖縄県は同飛行場の県外・国外への移設を求めているところで

あります。

次に、観光振興についての御質問の中の2の(4)、量から質への転換と観光の在り方についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、安全・安心で快適な島沖縄を構築した上で、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、沖縄観光の構造を量から質へ転換することが滞在日数の延伸や観光消費額の増加につながるものと考えております。今後10年の観光の在り方については、観光関連団体の代表者等で構成されるアドバイザー会議の中で現行計画の総括を行い、次期計画ではSDGsの観点を踏まえた新たな目標値の設定を検討し、世界から選ばれる持続可能な観光地づくりを目指してまいります。

次に2の(7)、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に向けた県の取組についてお答えいたします。

菅総理大臣は、施政方針演説で日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指すことを表明しております。今回のユネスコ無形文化遺産登録について、国税事務所に確認をしたところ泡盛も含まれていると聞いております。ユネスコ無形文化遺産は、伝統的舞踊や工芸技術等の無形文化遺産を保護し次世代へ伝えるための体制を確立することを目的としており、その登録が実現すれば泡盛文化の保存、継承に寄与するものと考えます。また、世界に広くその価値を発信する契機となることから、泡盛文化並びに離島地域も含めた沖縄の国内外における認知度向上につながるものと期待されます。そのため沖縄県では、泡盛業界及び関係機関と連携し、登録への機運醸成を図るなどユネスコ無形文化遺産登録の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 米軍基地問題についての1の(1)のイ、米軍基地の削減を求める施設等についてお答えいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を図るためには、日米間で具体的な数値目標を設定し、積極的に協議する必要があると考えていることから、当面は50%以下を目指すという数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。また、沖縄県には31の米軍専用施設があり、

その総面積は1万8484ヘクタールで、全国の米軍専用施設面積の約70.3%を占めており、全国比で50%以下とするには、統合計画による嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の実施に加えて、約1万ヘクタール程度の返還が必要であると試算しております。

同じく1の(1)のウ、キャンプ・シュワブの共同使用についてお答えいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は記者会見において、米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。

県としましては、県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく1の(1)のエ、自衛隊との共同使用についてお答えいたします。

沖縄の米軍基地を整理縮小するに当たっては、県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討する必要があると考えております。一方、今回報道にあるような、新たな部隊を沖縄へ常駐させ米軍専用施設を共同使用することは、地元へのさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できません。

同じく1の(1)のカ、知事の訪米についてお答えいたします。

知事が訪米し、基地問題解決のために地元の実情を伝え、米国側の理解と協力を促すことは非常に重要であると考えております。バイデン新政権が発足し、連邦議会議員が改選され、海兵隊の再編が議論されているこの時期の訪米は、政府関係者や連邦議会議員と知事が直接面談し、沖縄の基地問題の実情を訴えるための好機であり、非常に意義があると考えております。次回の訪米については、新型コロナウイルス感染症の動向等を見極めながら判断することになりますが、時期を逸せずに訪米したいと考えております。

同じく1の(2)のア、低空飛行訓練に関する駐日米国大使への要請についてお答えいたします。

県では、昨年12月下旬から今年2月にかけて発生した米軍による低空飛行訓練について、去る1月20日及び2月17日に謝花副知事が外務省特命全権大使

沖縄担当及び沖縄防衛局長を県庁に呼び抗議・要請を行いました。その後も繰り返し米軍による低空飛行訓練が確認されたことから、2月19日に知事が岸防衛大臣に対し、謝花副知事からは外務省北米局長に対し、口頭で提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請しております。低空飛行訓練については、基地の提供責任者である政府が容認していることに大きな要因があると考えていることから、政府に対し、より高いレベルでの要請を行ったところで

す。なお、去る1月28日には、在沖米国総領事館にも同様の抗議・要請を行っているところでありますが、今後も提供施設・区域外で低空飛行訓練が繰り返されるようなことがあれば、駐日米国大使への要請についても検討してまいりたいと考えております。

同じく1の(2)のウ、住宅防音工事の現状と県の認識についてお答えいたします。

住宅防音工事については、嘉手納飛行場周辺では、W値75以上85未満の区域で昭和58年3月10日までに、85以上の区域では平成20年3月10日までに建築された住宅が対象となっております。普天間飛行場周辺では、W値75以上の区域で昭和58年9月10日までに建築された住宅が対象となっております。

県は、地域による不均衡があってはならないと考えており、軍転協とも連携し、対象区域や告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を要請してきたところであり、昨年10月にも岸防衛大臣に対して要請を行っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 1、米軍基地問題についての(1)のオ、サンゴの特別採捕許可申請に対する対応についてお答えします。

令和2年6月26日付で沖縄防衛局から申請のあった2件の特別採捕許可申請につきましては、沖縄県漁業調整規則に基づき、厳正に審査を行った結果、各申請の内容に必要性及び妥当性等が認められなかったことから、令和3年1月22日付で不許可処分としたところ

です。次に4、農林水産業の振興についての(1)、高病原性鳥インフルエンザの感染防止対策と指導体制についてお答えします。

県内の養鶏農場の飼養衛生管理基準の遵守率は、昨年12月時点の79%から、その後、指導を強化した結果、今年2月には99%に改善しております。また、

県では、国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、令和2年12月に緊急消毒命令を発出するとともに、養鶏農場に消石灰を配布し、感染防止対策を徹底しております。現在、万が一の発生に備え、全庁動員体制の構築、協定団体等と連絡体制の確認及び防疫資材の備蓄確保など防疫体制の強化に努めております。

同じく(2)、豚熱における農家への補償等についてお答えします。

防疫措置を行った10農場のうち、まだ支払いが行われていなかった2農場につきましても、国との調整が終了し、2月8日に交付申請を行ったところであります。また、移動・搬出制限を受けた農場は68農場であり、うち6農場で国との調整が終了し支払い手続を行っているところであります。なお、国の算定基準では豚の売上減少額や飼料費の増加額が助成対象となっておりますが、国の助成対象とならない場合でも、防疫措置上やむを得ない事例に対しては県独自の支援を行うため、令和3年度当初予算に計上したところであります。

同じく(3)、サトウキビ・糖業の振興と糖価調整制度の堅持等についてお答えします。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、製糖業を通して、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物と認識しております。このため、県では、収穫機械の導入や農作業受委託組織の支援等サトウキビの生産振興対策に取り組むとともに、国に対して、安定的な生産体制の整備、糖価調整制度の堅持、甘味資源作物交付金等の確保について要請を行っているところであります。

県としましては、引き続き市町村、J A、製糖企業等と連携し、サトウキビ・糖業の振興を図ってまいります。

同じく(4)、製糖工場の建て替えにおける国の補助制度と負担割合及び高率補助に向けた県の取組についてお答えします。

老朽化の著しい製糖工場の建て替えが可能な国の事業として、産地生産基盤パワーアップ事業があり、負担割合は国6割、県と市町村で2割、最大8割まで補助することが可能となっております。一方、工場建て替えにつきましては、建設費用が多額になることから、事業実施主体の費用負担が大きな課題となっております。このため県では、新たな沖縄振興のための制度提言として国の高率補助による新たな沖縄糖業高度化推進支援制度の検討を進めているところであります。

同じく(5)、スマート農業による機械化一貫体系等の推進についてお答えします。

県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村、J A、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、機械化一貫体系の確立に向け、1、ハーベスト等の導入による機械化促進、2、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策などに取り組んでおります。また、スマート農業の導入に向けては、令和3年度から、自動操舵トラクターの性能評価などの取組を行うこととしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、機械化の推進に取り組んでまいります。

同じく(6)、働き方改革推進に係る具体的な事業内容と成果についてお答えします。

働き方改革に対応した支援策として、産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、製糖工場の労働効率を高める取組や、省力化設備等への支援が講じられております。事業を活用した成果としましては、南大東村において、前処理施設の整備により労働生産性の向上が図られております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、働き方改革を踏まえた工場の適正な操業に向け対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 1、米軍基地問題についての(2)のイ、普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物の現状と立入調査についてお答えいたします。

県はP F O S等の調査を行うため、平成31年2月に米軍に対し普天間飛行場の立入り申請を行うとともに、令和元年6月には国及び米軍に立入りを認めるよう要請を行っておりますが、これまで実現しておりません。同飛行場周辺では、依然としてP F O S等の濃度が高い状況が続いていることから、令和3年2月12日に、同飛行場への立入りを認めるよう再度、要請文を送付したところであり、早期に立入りができるよう、国や米軍に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 2、観光振興についての(1)、新型コロナウイルス感染症による観光関連産業への影響と回復状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年の観光消費額は試算で2720億円、対前年比4764億円の減、率にして64%減少していることから、宿泊業や

飲食サービス業をはじめとする観光関連産業に深刻な影響が生じているものと考えております。入域観光客数は、一時期回復傾向にあったものの、12月末からのGoToトラベル事業の停止などの影響を受け再び落ち込んでいることから、観光関連産業は深刻な状況が続いているものと考えております。

同じく2の(2)、GoToトラベルによる影響・実績、停止による影響と今後の見通しについてお答えいたします。

県では国に対して、GoToトラベル事業の実績について随時照会しておりますが、国は、都道府県別の利用実績については、現時点で集計中として公表していないことから、把握は困難な状況ですが、同事業の停止に伴う観光関連産業への影響は非常に大きいものと認識しております。同事業の再開について、西村経済再生担当相は、1月26日の記者会見において、再開の目安については、新型コロナウイルスの感染状況を示す指標がステージ2になることが必要であるとの見解を示しております。

同じく2の(3)、修学旅行の実績と安全対策等についてお答えいたします。

昨年の県外からの修学旅行の実績について、複数の旅行会社に照会したところ、123校、2万5032人となっております。安全対策として、修学旅行に特化した安全対策動画やガイドラインの作成・周知に加え、旅行中に感染の疑いが生じた生徒に係る滞在費などを支援することで学校や保護者等の不安を払拭し、安全・安心な修学旅行の実施につながるよう努めております。

同じく2の(5)、コロナの影響による雇用状況と観光人材の確保についてお答えいたします。

沖縄労働局によれば、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊業、飲食サービス業における解雇及び雇い止めとなった労働者数は、令和3年2月12日時点で347人となっております。県では、ウイズコロナ社会においても、沖縄観光の持続的な発展を目指すため、観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成・確保は重要と考えております。

今後とも、マネジメントやキャリアデザイン等を研修メニューに加え、観光人材の育成及び定着等を促進させ、人材の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、観光振興についての御質問の中の(6)、出向等の取組の実績と課題等についてお答えいたします。

企業間の出向等については、国及び県で取り組んでおり、令和2年度の県内の実績は、現時点で9件、25名となっております。出向等が進まない理由としては、出向等に係る雇用調整助成金の助成額が休業に比べて低いことなどが背景として考えられたことから、国においては、新たに産業雇用安定助成金を創設し、企業間の出向等を促進することとしております。

県においては、出向等による雇用の維持を図るため、9月補正で企業間の人材マッチング事業を創設したところであり、引き続き国等と連携しながら、出向等による雇用の維持に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 3、離島・過疎地域の振興についての(1)、離島振興の課題についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、本島から遠隔に位置し、また、東西約1000キロメートル、南北400キロメートルの広大な海域に島々が点在しているため、移動や物流、行政経費等、様々な分野で高コストとなるという条件不利性を抱えています。あわせて若年層の流出による人材不足等、重要性を増した課題も挙げられます。

県では、遠隔性・散在性など離島の条件不利性を軽減できるICT・IoTの広範な利活用や多様な人材の確保・育成を進めるなど、さらなる離島振興に取り組んでまいります。

同じく3の(2)、新たな過疎法に対する県の認識と地域指定から外れる団体の影響についてお答えいたします。

県内の16市町村が過疎地域の指定を受ける見込みとなったのは、指定要件に激変緩和措置が追加されるなど、過疎地域の実情に特段の配慮がなされたためと認識しております。一方で、いわゆる卒業団体への影響は、経過措置期間終了後に過疎債が活用できなくなることが挙げられますが、新法の経過措置は適用期間の延長など内容が拡充される見込みのため、新法の手交後、直ちに影響が出るものではないと考えております。卒業団体に対する経過措置期間終了後の対応については、適切な支援を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 3、離島・過疎地域の振興についての御質問のうち(3)、離島港湾整備の現状と今後の取組についてお答えいたします。



重要港湾の平良港及び石垣港においては、国や宮古島市、石垣市が事業主体となり、船舶の大型化や大型クルーズ船に対応する港湾施設の整備を行っております。地方港湾については、県事業として、前泊港や南北大東港等において、海上交通の安全性・安定性の確保や輸送需要増大に対応する港湾施設の整備に取り組んでおります。

県としては、引き続き離島地域の物流・人流を支える港湾の整備を推進していきたいと考えております。

次に3の(4)、離島における下水道等の整備状況についてお答えいたします。

離島地域においては、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を実施しており、これらの取組によって汚水処理人口普及率は平成22年度末の44.6%に対して、令和元年度末で57.2%と着実に向上しております。今後とも離島における定住条件の整備に取り組んでまいります。

次に3の(6)、下地島空港及び周辺用地の利活用事業についてお答えいたします。

第2期の利活用事業については、令和2年9月にPDエアロスペース株式会社と下地島宇宙港事業の実施に向けた基本合意書を締結しております。下地島宇宙港事業は、「宇宙に行ける島、下地島」をコンセプトに、一般向けに宇宙旅行を提供する事業であります。第3期利活用事業の募集については、新型コロナウイルス感染症の終息等、社会経済状況を踏まえて、宮古島市と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に3の(7)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社の就航意向取付けや需要予測、費用対効果の確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続きこれらの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

伊平屋・伊是名架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。このため、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について、調査研究を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(5)、特定町村に対する保健師に係る支援についてお答えいたします。

特定町村における人材確保につきましては、沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画に基づき、保健師の確保及び定着の支援を行っております。また、保健師の1人配置や産休等により欠員が生じた場合については、地域保健活動が円滑に実施できるよう、人材バンク事業を通して、退職保健師による乳幼児健診や特定健診等の支援を行っているところであります。

県としましては、引き続き特定町村の実情に応じた保健師の確保及び育成の支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に5、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、新型コロナウイルス感染者を受け入れている医療機関の現状と整備状況についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、受入れ体制を整備しております。指定した医療機関のうち、国立及び公立医療機関は11か所で確保病床の合計は277床、民間医療機関は12か所で確保病床の合計は196床となっております。国立、公立及び民間いずれの医療機関においても新型コロナウイルス感染者の受入れ病床確保に大きく貢献していただいております。1月からの感染拡大において病床が逼迫したことを踏まえ、今後も引き続き協力いただける医療機関の確保に努めてまいります。

同じく5の(2)、医療機関への財政支援についてお答えいたします。

県は、新型コロナ患者等の受入れ医療機関に対し、緊急包括支援交付金等を活用し、空床確保料や設備整備補助、感染防止対策支援金、患者受入協力金など、3度の補正で総額約232億円の予算を計上し、財政支援を行っているところです。このうち、空床確保料の単価上乘せ及び感染患者受入協力金の計43億6000万円が県独自の支援策となっております。医療機関からは、これら支援金の早期交付の要望がありますので、県としましては、可能な限り早期執行に取り組んでまいります。

同じく5の(3)、救急医療体制の適正化等についてお答えいたします。

救急医療につきましては、コロナ感染症患者の感染拡大や、比較的軽症の患者が救急病院を時間外に受診することで、救急病院が本来担うべき重症患者の受入れに支障を来すおそれがあります。このため、県としましては、発熱等の症状のある方の相談・病院受診に対応したコールセンターの設置、かかりつけ医や子供の急な病気やけが等に関する子ども医療電話相談#

8000の利用促進など、救急医療の適正利用の普及啓発に取り組んでおります。

同じく5の(4)、新型コロナウイルス感染症の影響による医師、看護師等の離職の状況についてお答えいたします。

県内の医師、看護師等の離職の動向については、関係団体等からの聞き取りによると、例年と比較して変化は見られないとのことであります。しかしながら、医療現場に負担がかかる状況は続いており、動向を注視する必要があると考えております。

県としましては、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染の拡大に備え、引き続き潜在看護師の就労促進事業や新人看護職員研修事業の充実を図るとともに、医師派遣に対する支援を行い、医師、看護師の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 5、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(5)、生活困窮者からの相談状況等についてお答えいたします。

県内の自立相談支援機関における12月末時点での新規相談受付件数は1万5760件となっており、昨年度同時点の約5倍となっております。特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等による貸付けや住まいの確保等に関する相談が大幅に増加しております。

県としましては、引き続き社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

同じく5の(6)、ヤングケアラーの実態と対応についてお答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、現在、厚生労働省で実態を調査中であります。県では、市町村に対しアセスメントシートを活用して、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援や保護を行うよう通知し、連携して対応しているところです。

県としましては、今後公表予定の調査結果を踏まえ、引き続き関係機関と連携して適切に対応してまいります。

同じく(7)、訪問介護員確保の取組についてお答えいたします。

令和元年度介護労働実態調査によると、訪問介護員の不足を感じていると回答した事業者は、全国で

81.2%となっており、県内においても同様に厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では、訪問介護員の資格取得から事業所とのマッチングまでを行う事業や、資質向上に資する研修等を実施しており、今後とも就業時間の融通が利くなどの魅力発信や資格取得への支援を行い、訪問介護員の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 答弁ありがとうございます。

まず、米軍基地問題です。

普天間飛行場の早期返還問題について、知事は全国比で50%以下、米軍専用施設の返還について50%以下と具体的に50%という数字を挙げていますけれども、私の質問では要するにどの施設をどの時期までという質問だったと思うんですけども、これに対して明確に答えていない。それをしっかりと答えていただきたい。これを答えられないというと、これは打ち上げ花火ですよ。打ち上げ花火が全国でぱっと広がって後は分かりませんよ。そういうパフォーマンス的な数字の挙げ方、数字の根拠というのはこれ県民は納得しきませんよ。しっかりとこの数字とその根拠である施設名、それを挙げていただきたいというふうに思っております。

50%というその目標の根拠というのも、知事は結局は日米両政府が交渉をして決めるんではないかと。知事は何を50%にするという話になるんですか。これはよく理解できない。それをしっかりと県民の皆様方に理解していただくように説明していただきたい。

いつも最終的には日米交渉、要するに政府による判断という話になるんですが、これは実際やはり知事としてどういうことを、アリの一穴じゃないんですけどもそういう小さな穴をどういうふうにしてこじ開けるか。またそのスイッチがどこにあるのかということと、何をしっかりと、何をしたいのかということとを県民に示していただきたい。そういうふうには思っております。

それと万国津梁会議。

この万国津梁会議の提言というのは提言書にも書かれておるとおり、県民の皆様方は目を通して

はいっぱいいらっしゃいますよ。その中で共同使用を進めるというふうにあるんですけども、知事はその共同使用の具体的な内容も示していない。ただ万国津梁会議の提案だけ受けて具体的な内容を示していないというところですよ。それを万国津梁会議の提案をどのように受け止めて、どういうふうにして自分の施策につなげていくのか、これをしっかり示していただきたいと思います。

それとオのサンゴ移植のためのサンゴ類特別採捕許可申請、これは前回翁長知事の場合は、許可をしている。今回は許可しないと。今回許可しない理由を述べていただいているんですけども、じゃ前回と何がどう違うのか。それを明確に示していただきたいというふうに思っております。

それとカの米大統領との関係の構築、知事はバイデン大統領との関係構築に向けて訪米したいと言っているんですけども、トランプ大統領とこれまでどのような関係構築がなされてきたのか。またトランプ大統領とどう違うのか。バイデンさんとトランプ大統領とももちろん政党も違うし、人格も違うわけですから、政策も。それをどういうふうにしてバイデンさんと構築していくのかそれをお聞きしたい。

それと(2)ウの米軍基地から派生する航空機騒音に関する住宅防音措置の拡充ですけども、これはいろいろな日本本土による基地と比較しながら条件を挙げているということであると思うんですけども、そこで言うW値というものがございます。W値というのは、果たしてどのようなものであるのか。それをしっかりと、県民の皆様方が分かりやすいような説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、観光振興についてであります。

まず観光振興について、コロナ禍においてGo Toキャンペーンが一時実施されたんですけども、これがすぐ中止になったということで、今県内の観光業においても非常に大きな打撃を受けているという状況であります。沖縄県知事としては、沖縄の基幹産業とも言える観光業をコロナ禍の窮地から回復させるためには、早期のGo Toトラベルの再開が絶対条件、必要であるというふうに思っております。したがって、その感染対策と併せてこの対策を具体的に提示し、早期に実現し県民を安心させることが最も重要であると考えますけれども、その辺りの具体的な知事の見解を伺いたいというふうに思います。この時期についてです。

それと観光に関する(7)番の、泡盛のユネスコ無形文化財の遺産登録についてですけども、これは知事の説明では、はっきり、泡盛がユネスコの無形文化遺

産に登録される意味合いというんですか——沖縄の琉球の特徴という話があったんですけども、それを具体的に示していただきたい。いろいろなことがあると思うんですけども、それをしっかりと示していただきたいというふうに思います。

答弁を聞いてまた質問をしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時55分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 下地議員の再質問にお答えいたします。

先ほど公室長からも答弁させていただいておりますが、バイデン新政権が発足し連邦議会議員が改選され、海兵隊の再編が議論されているこの時期の私の訪米は、政府関係者、連邦議会議員と直接面談し、沖縄の基地問題の実情を訴えるためには非常に意義があると考えております。

なお、トランプ大統領が就任した際には、翁長前知事から就任祝いのコメントを送ったということのようですが、私からはジョー・バイデン大統領が当選を確実にされた際にメッセージを送っております。このようなメッセージです。

「バイデン氏には、国際社会のリーダーとして、新型コロナウイルス対策や低迷する世界経済の早期回復、外交・安全保障、地球温暖化対策、マイノリティへの対応など、国際社会において各国が協調して取り組むべき諸課題に力強く取り組まれることを期待申し上げます。」「沖縄では、米軍施政権下の時代から過重な基地負担を強いられ、その軽減が長年の課題となっています。沖縄は日米同盟の礎として、重要な働きをしております。マイノリティに理解を示す、バイデン大統領におかれましては、沖縄の声に耳を傾けていただければ幸いに存じます。アメリカ合衆国には、沖縄をルーツに持つ人々が数多く在住するなど、アメリカ合衆国と沖縄は、歴史的にも深い繋がりを有しております。沖縄県としましては、アメリカ合衆国との関係をより緊密なものとするのが、沖縄の過重な基地負担の軽減はもとより、双方の文化、社会経済の発展に資するものと考えております。」「今後とも、アメリカ合衆国政府に対し、対話による基地問題の解決と日米そして沖縄の友好と発展のための関係構築が図られるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。」というメッセージを出しております。

今後もワシントン駐在を活用し、この政権やあるいは議会議員にも積極的に働きかけていながら、沖縄における諸課題の解決に向けての協力を求めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 早期返還50%以下の具体的な数値を挙げているが、この根拠、論拠、具体的なものを聞きたいという御質問でございます。

県としては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる基地のない平和な豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら基地の整理縮小を求めるとする基本的考え方や、県議会における在沖海兵隊の撤退を求めるとの全会一致の決議を重く受け止め、まず当面は50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することを日米両政府に求めるものであります。この具体の返還施設につきましては、沖縄県から具体的に提示するのではなく、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で協議し、数値目標を設定していただくことが実現可能性を高める上で有効だと考えており、県としては日米両政府に対し、返還施設や返還時期を含めた具体的な返還計画の策定を求めていきたいというふうに考えております。

それから次の御質問で、50%の根拠と併せて知事が交渉して具体的に県は何をやるのかという関わりのお話でございました。

これにつきましては、県といたしましては、当該数値目標の設定に当たって日米両政府に沖縄県を加えた協議の場合SACWOを設置し、沖縄県の意見を十分に反映させることによって県民が納得できる形の基地の整理縮小の実現を求めてまいりたいというふうに考えております。

次の御質問で、日米交渉という今後の中でアリの一穴という形で具体的にどういう形で整理縮小を進めるかという御質問でございますけれども、国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。

こうしたことから、今般沖縄県といたしましては、21世紀ビジョンの基本的な考え方や沖縄県議会における海兵隊撤退、全会一致等の決議も踏まえ、当面は在日米軍専用施設の50%以下を目指すとする具体的な数値目標を日米両政府に設定した上で実現することを求めてまいりたいというふうに考えております。

次の御質問で、万国津梁会議の中で共同使用の具体

的なものがないと、今後この提言をどう受け止めて施策につなげていくのかという御質問でございます。

これにつきましては、沖縄における米軍基地の整理縮小による基地負担の軽減を目的とした万国津梁会議、この津梁会議の提言におきましては、沖縄に駐留する海兵隊を日本本土の自衛隊基地に分散移転、ローテーション配備するとともに、自衛隊と米軍の基地の共同使用を進めることが考えられること、日本政府が基地全体の運用に責任を持つことにより米軍の運用の地元への悪影響を減らしつつ、沖縄の基地負担を軽減すると同時に、同盟の相互運用性の向上を図ることができること、さらに日本本土への分散移転、ローテーション配備を検討する際には各自治体の負担軽減という観点からも日米地位協定見直しを伴うことが望ましいとされております。

沖縄県としましては、同提言を論拠の一つといたしまして、日米両政府に対して基地の整理縮小を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 下地議員のこれまで許可処分した申請事案との違いについての再質問にお答えします。

他の許可事例との違いであります。辺野古・大浦湾海域が自然海岸の残る環境である点、移設対象の群衆数が長大なものである点、それから移植対象となるサンゴの種類が16科にも及ぶ点、申請の前提となります公有水面埋立承認について設計概要の変更申請が出されている点で他の許可事例とは異なっていると考えております。また、他の許可事例においては、サンゴの特別採捕許可申請の前提となる埋立事業やしゅんせつ事業等について、事実上事業を遂行、完成させることができないなどの事情はなく、事業の実施は確実であり、サンゴの特別採捕許可申請の必要性が認められたものであり、各申請とは異なっていると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） W値、WECPNLについて御説明いたします。

WECPNLは、加重等価継続感覚騒音レベルと言われるもので、通称W値として使用されております。騒音の評価は騒音の強度、継続時間、発生頻度のほかに発生する時間帯の要素も考慮する必要があります。

ある地点における1日の騒音を平均として総合的に評価するもので、一般的には同じ騒音レベルでも周囲が騒がしい昼間よりも夜間はうるさく感じられ、人の影響が大きくなることから、夕方は昼間の航空機飛来回数を3倍、夜間は10倍することにより夜間の騒音が昼間より大きく評価するように補正した値でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御質問のG o T oトラベルの再開に向けてということについてお答えいたします。

まず、G o T oトラベルについてでございますけれども、全国一律停止される前といたしますのは、9月の連休、10月に東京都がまた対象地域に追加されたこともあって徐々に観光客が回復していたということもございまして、効果があったものというふうに認識をしております。そのことから、今回出されております一時停止措置というのは、観光業界の方々にとって大変ダメージが大きいというふうな認識でおるところでございます。

言うまでもなく、このG o T oトラベルの再開に向けましては、本県を含め全国的にコロナの安全対策というものを徹底して鎮静化をさせていくということが何よりも重要となっております。文化観光スポーツ部の関係でいいますとT A C Oの設置を各空港にいたしました。そして、感染防止アプリのL I N Eの活用を促しますと同時に、今月には那覇空港にN A P Pを設けまして感染が拡大している地域からの希望者に対して、P C R検査を実施できる体制を構築するなど水際対策に努めているところでございます。もちろんそれだけではなく、保健医療部をはじめ、県庁で一丸となってコロナ対策の感染防止対策に努めていく必要があると思っております。そうした上で結果としてコロナの鎮静化を図ることで、まずは域内の観光需要を図る彩発見キャンペーンを実施し、コロナの感染状況を見極めながらG o T oトラベルの再開に向けて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 下地康教議員からの再質問、泡盛がユネスコ無形文化遺産登録に向け検討されている理由、背景についてお答えをいたします。

まず、ユネスコ無形文化遺産ですけれども、その提

案については各国から毎年1件という制限がございまして、その登録の基準としましては、まず1点目に条約に定義された口承の伝統、表現、芸能、社会的慣習、儀式、祭礼行事、自然万物に関する知識、慣習、伝統工芸技術に該当すること、2点目として文化の多様性を反映し、人類の創造性の証明に貢献するものであること、それから3点目として申請案件の保護措置が図られていること、4点目として関係する社会、集団、個人の幅広い参加と同意を伴っていること等が示されております。

泡盛の場合、約600年の歴史を持っておりまして、日本最古の蒸留酒と言われており、その文化的な価値、そういったところに着目して今現在検討がなされているものと沖縄県としては認識しております。

ちなみにその酒類における登録の事例ですけれども、これ3例ございます。まず1例目が古代ジョージアの伝統的なワイン製造法ということで、これ2013年に登録されております。それからベルギーのビール文化、これ2016年に登録され、それから3例目としましてはフルのアイラグ——これ馬乳酒の製造の伝統的技術と関連の慣習、これは2019年に登録されておりました、以上3件が登録されているということで、いずれも飲料そのものが登録されたものではなく、伝統的な製法の継承、それから伝統の上に成り立つ現代文化であることが評価されたということになっております。

沖縄県では、情報収集の下、泡盛業界それから関係機関と連携をしまして、登録への機運醸成を図るなど、ユネスコ無形文化遺産登録の実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 再々質問ではないんですけれども、私の考えを述べて私の質問を終わりたいというふうに思っております。

まず、普天間飛行場の米軍専用施設の50%の目標、これ全く我々県民にはその内容がよく分からない。こういう根拠のない数字を挙げるといっては、やはり今後知事のこの発言には責任がかかってくるものというふうに思っておりますので、その50を挙げたと、50%を挙げたという、意味合いを重く受け止めていただきたいと思います。その根拠も含めてそういうふうに思っております。

それと、アメリカの大統領との関係を構築して基地問題を何とか片づけていきたいということですので

も、知事のこの説明は僕ちょっと勘違いしてしまったんですね。というのはウチナーンチュ大会の本旨かなと思われるぐらいの親密さを強調した答弁だったと思うんですけども、これは我々が基地問題をアメリカの大統領に対して物を言うということは、それこそ命がけでやるという思いがないと、この基地問題というのは片づかないというふうに思っておりますので、これはしっかりと命をかけてやっていただきたいというふうに思っております。

それと埋立て、サンゴ類の特別採捕許可申請、これ農林水産部長の答弁では私が理解する限り、どうせ埋立てができないというので、このサンゴの採捕許可は不許可とするというふうに聞こえるんです。埋立申請というのはやはり埋立てを行っていくまでにはある程度の時間がかかりますし、いろいろな環境問題、いろいろなことを検討しなければならない——途中でですね。そこにおいて、設計概要の変更というのは必ずあるんですね。それをしっかりと一つ一つ解決して完了していくのが埋立申請許可なんですね。それで埋立てが完了していくということなんです。確かにこの普天間におけるその基地の面積というのは大きいということでもありますけれども、これをできないというふうに思い込んで不許可にするというのは大きな間違いであると私は思っております。

最後に、私の意見を申し上げて終わりたいと思っております。

宮古島新型コロナ集団感染について私のほうから意見を述べてみたいと思っております。これは質問の通告にはありませんが、今月20日土曜日に報道された宮古島市における介護施設での新型コロナ集団感染による死亡記事について申し上げたいというふうに思います。

この報道に関する県の記者会見は19日でした。代表質問の通告が行われた後なので、私は前もって通告することができませんでした。この沖縄県による19日の一括した報道記者会見は離島医療においてゆゆしき問題であり、看過できない重要な問題であると考えております。

この福祉施設では1月18日に初めて感染が確認され、2月2日に90代女性が1人、3日に80代女性が1人、5日に90代女性が1人、7日に80代女性が1人、8日に80代女性が1人、9日に80代女性が1人、計

6名の方がお亡くなりになっております。当該施設については、沖縄県から要請を受けた自衛隊医療チームが対応したと聞いています。県の説明によりますと、死亡診断書は主治医が報告することになっていて、同施設では応援の医師による診断、死亡診断書の報告が行えずその報告が遅れたとしているが、これはまさに宮古島地方本部となっている県出先機関の宮古事務所と保健所や地元医療機関等との連携が適切に行われなかったことが露呈をしているというふうに言わざるを得ません。

私は議会活動当初から、6月、9月、11月と3回の全ての県議会において、離島における医療連携体制の重要性を県に訴えてきましたが、この件において玉城知事における離島対策のお粗末さが明らかになったものと思います。重症患者を地域の基幹病院で受け入れることができず、適切な治療が行われなかった可能性があるということは、宮古島では既に医療崩壊が始まっていたのではないかとこのように思われます。これでは、知事の誰一人取り残さない政治、併せて離島振興は政策の一丁目一番地という方針はむなしく響いていくこととなります。離島住民からすれば、このような実態はトカゲの尻尾切りであり、見過ごすことはできません。また、このことは玉城知事が宮古島市長選挙において支援をし、当選を果たした現宮古島市長に対し、知事と連携して宮古島のコロナ禍を乗り越えたと信じ、投票をした市民の声を裏切るものでもあります。このような事態は玉城知事の求心力の低下及び宮古島の県出先機関に対する指導力のなさが引き起こしたもので、今回の宮古島における県のコロナ対応は断固として糾弾されるものであると申し上げます。

そういう意味で、私はこの件に関してはこの宮古島市との連携をしっかりと行っていただきたいというふうに思っておりますので、これで私の代表質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明





令和3年2月25日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和3年2月25日（木曜日）午前10時開議

## 議事日程第3号

令和3年2月25日（木曜日）

午前10時開議

### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 代表質問

#### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

#### 説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	知事公室長	金城賢君
副知事	富川盛武君	総務部長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	企画部長	宮城力君
政策調整監	島袋芳敬君	環境部長	松田了君

子ども生活福祉部長	名渡山 晶 子 さん	知 事 公 室	平 敷 達 也 君
保健医療部長	大 城 玲 子 さん	秘書防災統括監	
農林水産部長	長 嶺 豊 君	総務部財政統括監	平 田 正 志 君
商工労働部長	嘉 数 登 君	教 育 長	金 城 弘 昌 君
文化観光スポーツ部長	渡久地 一 浩 君	警 察 本 部 長	日 下 真 一 君
土木建築部長	上 原 国 定 君	労働委員会事務局長	山 城 貴 子 さん
企業局長	棚 原 憲 実 君	人事委員会事務局長	大 城 直 人 君
病院事業局長	我那覇 仁 君	代表監査委員	安慶名 均 君
会計管理者	伊 川 秀 樹 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	勝 連 盛 博 君	副参事兼課長補佐	佐久田 隆 君
次 長	知 念 弘 光 君	主 査	宮 城 亮 君
議事課 長	平 良 潤 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里 善清君 皆さん、おはようございます。

会派沖縄・平和の上里善清です。

代表質問をする前に、所見を少し述べてみたいと思います。

新型コロナウイルスに罹患されて亡くなられた方に深い哀悼の意を表するとともに、今罹患されている方々の早期の回復をお祈りいたしたいと思えます。またコロナに自分の命をさらして一生懸命医療をしている医療現場の方々、非常に敬意を表するとともに感謝申し上げておきたいというふうに思えます。

昨日で県民投票の結果を受けて2年となりました。53%の方が投票されて、その中の70%強の人たちが辺野古新基地はNOだという民意を示してもう2年になります。しかしながら国は、県民の民意を一顧だにせず、無視してずっと強行しているということに対して非常に憤りを感じている最近であります。

それでは、代表質問をしまります。

私の質問は、非常に簡潔ですので、執行部の方は明瞭に簡潔に御答弁いただけるようよろしくお願いいたします。

1、政治姿勢について。

(1)、陸自の「水陸機動団」辺野古常駐について。

陸上自衛隊と米海兵隊が、陸自の「水陸機動団」を辺野古へ常駐させることが極秘に合意をされていたことが判明しております。文民統制（シビリアンコン

トロール）を逸脱する暴挙であり到底看過できません。そもそも普天間飛行場返還と引換えに米軍専用の辺野古移設が計画された経緯がある。水陸機動団常駐となれば根底から内容が変わる話であり県民を愚弄する話であります。到底理解が得られるとは思えません。知事の見解を伺います。

(2)、米軍専用施設面積50%以下目標について伺います。

知事は、県内に70.3%が集中する在日米軍専用施設面積について「当面は50%以下を目指す」と計画を述べております。SACO合意の内容では全て返還したとしても、69%弱であり50%以下にするのは極めて困難であります。基地は県経済発展の阻害要因。これは皆さんもお分かりだと思いますが、返還された那覇新都心や北谷町美浜地区の発展を見ると明白であります。次期振興計画に沖縄県を含めたSACWOの設置を求めることを示しております。抽象的な表現ではなく、基地返還アクションプランを具体的に示す必要があると私は思います。

そこで以下のことについて伺います。

ア、返還施設の明示。

イとして、いつ頃までにこの50%を達成するのか、時期の明記。

ウ、これは再三言われておりますが、県議会で2度の海兵隊撤退の決議がなされております。この海兵隊撤退の明記も考えているのか。

エ、返還跡地利用の計画工程表を示しているのか。

この4点についてお示してください。

(3)、日米地位協定について。

沖縄県は基地あるがゆえの事件・事故や訓練による被害など、最近では提供空域内・外を問わず低空飛行

するなど米軍のやりたい放題であります。米軍にとって沖縄は治外法権下であると言っても過言ではありません。憲法において我が国は主権国家であるとうたっております。ならば在日米軍に対し日本の法律を遵守させることが本来の姿と考えます。日米地位協定の抜本的な改定なしに改善はあり得ない。同様な協定を結んでいるイタリア、ドイツ、ベルギー、フィリピン、韓国と同等な主張をすべきであります。米国大統領が替わったタイミングもあり日米両政府に対し沖縄の現状を訴え、改定を迫るべきだと考えます。

見解を伺います。

(4)、辺野古新基地設計変更について。

大浦湾のサンゴ類移植をめぐり、農林水産相が是正を指示したのは違法として求めた訴訟で、福岡高裁那覇支部は、請求を棄却した。地方自治体の裁量を著しく制約する判決であります。これは知事の権限でもあります。国策を強行する判決であり到底納得なりません。

そこで辺野古新基地設計変更に係る審査に影響を及ぼすことがあってはならない。現在の審査進捗と県の判断はいつ頃になるのかお伺いします。

(5)、本島南部戦跡周辺での土砂採取について。

沖縄県にとって沖縄戦の激戦地であった南部は多くの人間の血が染み込み、多くの遺骨が眠る場所です。その土砂を辺野古新基地建設の埋立資材に使うことは戦没者への冒瀆であり断じて許すことはできません。許可すべきではないと思います。知事の見解を伺います。

(6)、中国の海警法について。

中国は海警局に武器使用や強制検査権限を認める海警法を施行した。尖閣諸島周辺は海産資源の豊富な海域であり漁師にとっては貴重な漁場であります。そこで偶発的な衝突が起きる危険性があり、大変憂慮しております。不測の事態が起きぬよう日中両政府に自制的行動を訴えるよう求めています。

知事の見解を伺います。

(7)、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について。

水は生命の源である。有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）は様々な病気の原因の可能性があり、使用することは世界的に禁止されている化学物質であります。PFOSに代わる資材ができていながらもかわらず、米軍は使用を続け県民の命を脅かしております。米軍基地への立入調査の実施を行っていただきたい。それとPFOSの血中調査を国の責任で実施すべきと考えるが、見解を伺います。

(8)、在沖米軍感染症拡大防止策について。

ア、軍人・軍属等の基地外の行動の制限、県民との接触に係る感染防止対策はどうなっていますか。

イ、軍人・軍属・契約業者等全ての米軍関係者のPCR検査の実施を行っていただきたい。

ウ、基地従業員は雇用主である国の責任において実施すべきと考えます。実態を伺います。

エ、米軍は半年ローテーションで移動しております。ウイルス変異株も出現しており、その点では沖縄は非常に可能性の高い地域と考えます。対策についてお伺いします。

(9)、米海兵隊による性暴力事件について。

1月31日午前5時頃、那覇市内の駐車場において、米海兵隊員による性暴力事件が発生しております。今回の事件は、リバティー制度や新型コロナウイルス感染対策指針を発出しているさなかの事件であります。飲酒絡みの事案は、今年に入って7件起きております。制度が機能しているとは言い難く形骸化していることは明らかであります。県民の人権・生命・財産を守る立場から、米軍に対しリバティー制度、コロナ感染対策指針を厳粛に遵守することを強く要望すべきであります。

見解を伺います。

大きな2、首里城再建について。

(1)、首里城が焼失してから1年余りが過ぎました。首里城は県民のアイデンティティーの象徴であり心のよりどころでもあります。県民が納得する城として再建していただきたい。県民世論では、寄附金50億円、保険金も含め、県独自での再建も考えるべきとの議論もあります。以下のことについてお伺いします。

ア、再建は国主導なのか県なのか。

イ、火災の検証及び指定管理者であった沖縄美ら島財団の責任の所在をはっきりさせるべきと考えます。指定管理者はその後に選定すべきと考えるが見解を伺います。

ウ、火災の原因が特定できていません。消火の初動体制において国・県の連携問題も取り上げられております。様々なことが複合的に重なり火災を防ぐことができなかった。教訓を生かした防火対策をお伺いします。

エ、貴重な文化財の焼失もありました。分離保存する考えはあるかお伺いします。

(2)、保険料の査定について。

残存物取片づけ費用保険、これは限度額が7億円であったみたいです。それで3億8900万円が支払われております。正殿など建物や美術工芸品などを含む損

害保険の限度額は70億円と報じられております。審査が終了した段階で満額支払われるのか疑問に思います。保険の査定内容についてお伺いします。

大きな3、32軍司令部壕の保存・公開について。

1993年から94年にかけて32軍司令部壕の調査において、司令部中央部の到達まであと僅かだったことが分かりました。その後県政交代もあって、翌年度から試掘調査は中断されたままであります。32軍司令部壕は本土決戦まで時間を稼ぐため、降伏せず住民を巻き込むことを決定した場所であり、当時の沖縄戦の実相を伝える貴重な戦跡であり、保存・公開すべきと考えます。今の取組をお伺いします。

大きな4、地球温暖化対策について。

バイデン大統領はパリ協定への復帰を表明しております。国連は2050年まで温室効果ガス排出実質ゼロの目標を掲げています。科学界からは数年前から叫ばれており、このまま何もせず放置したら人類の存亡に関わる事態が起こる可能性があり、取り組む喫緊の課題と指摘しております。昨年12月に沖縄電力は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする環境対策を発表し、県と実現に向け連携協定を締結しております。県は3つの目標を策定するとのことですが、以下のことについてお伺いします。

(1)、省エネルギー対策について。

ア、家庭や企業活動の省エネルギー化の推進はどうなっておりますか。

イ、高断熱・ゼロエネ建築物の推進はやるのか。

ウ、技術革新による環境負荷低減の促進はどうですか。

(2)、再生エネルギーの普及について。

ア、太陽光発電・熱利用の推進はどうですか。

イ、小水力発電・バイオマスの推進はどうですか。

ウ、海洋波力発電の推進はどうですか。

エとして、蓄電装置の普及をしていただきたいのですが、これはどうですか。

大きな5番目、座間味浄水場について。

(1)、昨年座間味浄水場は高台案に決定しております。今の状況を伺います。

ア、住民説明会の開催はされておりますか。

イ、設計業務の委託はされておりますか。

ウ、道路の安全確保のための整備はやっておりますか。

エ、防災拠点施設の整備はどうなっておりますか。

大きな6、県営住宅について。

県営住宅への入居倍率が4倍から7倍で生活保護受給世帯でも入居できないことが分かっております。

1980年代に多く建てられ現在は建て替えが中心であります。新設は2017年度八重瀬町の伊覇団地を最後に、現時点では計画がないと聞いております。コロナの影響による生活困窮者増加や、それによるホームレスの増加も想定され、県営団地の需要はますます大きくなると私は思っております。新設・増設を含め住宅施策を改定する必要があると考えます。

見解を伺います。

大きな7、那覇空港の陥没について。

沖縄は観光立県であります。その玄関口である空港の陥没事故の報道を受け大変ショックを受けております。万が一、航空機がその陥没場所で事故を起こしていたらと思うと、背筋がぞっとします。安全な空港を目指し整備をきっちり行うべきであります。陥没した原因究明の調査は今どうなっておりますか。お伺いします。

大きな8、県・国発注の公共工事の現状と対策について。

(1)、建設業界発展のためにも、県の発注する公共工事は県内業者を優先的に指名していただきたい。しかし、最近の公共工事は発注しても入札されないなどの課題が出てきております。以下のことについてお伺いします。

ア、不落の比率はどうなっておりますか。

イ、不調・不落の理由は何であるのか。

(2)、復帰から半世紀、沖縄振興予算の総額は10兆円を超えております。しかし、国直轄事業においては、発注実績において45%余りが県外企業に優先発注され、振興予算が県外企業へ還流しております。いわゆるざる経済になっており是正が必要であると考えます。その取組についてお伺いします。

大きな9、環境問題について。

(1)、不法投棄は罰金最大1000万円、または懲役刑に処せられます。県道予定地・漁港・海岸等において大量の不法投棄が見られます。環境・景観も損なっており、対策を講じたほうがいいと思います。

アとして、県道予定地の放置車両。

イ、家電製品の不法投棄。

ウ、漁港の放置船。

(2)、沖縄市池原に不法投棄されたごみ山問題は、ようやく解決に向けて動き出しております。県は処理の進捗、適正な方法で処理されているか監視・指導することになっております。確実に実行されるよう対応していただきたい。見解を伺います。

大きな10、海洋資源の開発について。

(1)、島嶼県である沖縄は経済活動に不利な状況が

ある。しかし、海洋資源をうまく生かせば、経済発展の可能性もあります。重点目標を掲げ取り組んでいただきたい。

以下のことについてお伺いします。

ア、海洋深層水を生かした産業の推進。

イ、深層水の温度差発電。

ウ、海洋鉱物レアメタルの開発。これは陸上でも用途開発とかいろいろ天然ガスのほうももし分かれば聞かせてください。これはちょっと入れるのを忘れております。

大きな11、闘鶏禁止について。

(1)、以前の闘鶏はルールがあり、負けたシャモは食料として食べておりました。しかし今の闘鶏は、下のくちばしやけづめを切り、シャモを無抵抗にした上で戦わせ金を賭けていると聞いております。動物愛護の観点においても残酷であり、なお、反社会的組織の資金源になっている可能性もあり闘鶏を禁止すべきと私は思います。

以下のことについてお伺いします。

ア、実態の把握はどうなっておりますか。

イ、他県においての条例制定の状況はどうですか。

大きな12、健康増進策について。

沖縄県は長寿日本一であったが陥落して久しいです。原因は、車社会からくる運動不足、夜型社会、食生活の乱れ等からくる肥満、その他様々な要因が考えられます。北欧諸国においては、10キロ圏内の移動は自転車を推奨しております。健康長寿日本一とエコアイランドを目指し、全県に自転車道路網の整備ができないかお伺いします。

大きな13、サンライズベルト構想・MICE施設について。

東海岸の経済振興策は私たちの悲願であります。南城市からうるま市にかけての県経済の均衡ある発展の取組としてサンライズベルト構想を打ち出しております。構想の進捗状況、その中心核であるMICEの進捗状況をお伺いします。

大きな14、労働環境について。

(1)、一昨年之首里城火災から始まり、豚熱・新型コロナ等、未曾有の災害が続いております。職員は対応に追われ厳しい勤務が続く、疲弊していないか大変心配しております。残業代の未払いも発覚しております。職員の勤務状況についてお伺いします。

ア、職員定数条例と採用人数。

イ、超過勤務の状況。

ウ、サービス残業の有無。

エ、残業代の支払いはどうなっておりますか。

大きな15、財政について。

(1)、来年度予算案7912億円が示され過去最大となる予定であります。コロナの影響による県税の大幅な落ち込み等予算編成に大変難渋されたと思います。各課予算の10%削減、財政調整基金の取崩し、県債発行で対応することになっておりますが、今後の財政運営が心配であります。

以下のことについてお伺いします。

ア、財政力指数はどうなっておりますか。

イ、義務的経費の状況はどうですか。

ウ、地方債の発行限度は幾らまでできるんですか。

エ、県税納付猶予の取扱いはどうなっていますか。

以上、壇上から終わります。

御答弁のほうよろしくお願ひします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

それでは本日も代表質問、お答えしてまいります。

上里善清議員の御質問にお答えいたします。

政治姿勢についての御質問の中の1(1)、水陸機動団の辺野古常駐についてお答えいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は記者会見において、米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。しかしながら、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けており、これ以上の負担は受け入れることはできません。今回報道にあるような県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に1の(4)、変更承認申請書の審査の進捗及び判断時期についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、地盤条件や護岸の安定性等に係る16項目242件の質問を令和2年12月21日付で行ったところ、本年1月22日に回答が提出されております。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、沖縄県では、地盤の再調査の必要性等について、2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであります。今後、沖縄防衛局の回答を詳細に確認する必要があることから、現時点において処分を行う時期を予測することは困難であります。

次に、32軍司令部壕の保存・公開についての3の

(1)、第32軍司令部壕の保存・公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢施設であり、戦争の不条理さ、残酷さとともに、平和の尊さを次世代に伝える上で、重要な歴史的価値を有する戦争遺跡であります。沖縄県では、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的事実を検証するとともに、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するため、今年1月に専門家で構成する検討委員会を設置したところであり、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について議論を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、政治姿勢について、1の(2)のア、1の(2)のイ、1の(2)のウ、1の(2)のエにつきましては関連いたしますので、一括してお答えいたします。米軍専用施設面積50%以下の目標等についてお答えをいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を図るためには、日米間で具体的な数値目標を設定し、積極的に協議する必要があると考えていること、沖縄21世紀ビジョンにおいて基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会において、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどから、当面は50%以下を目指すという数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。また、返還跡地利用計画については、国から具体的な返還計画が示された後に、市町村と連携して検討を進めることになると考えております。

同じく1の(3)、日米地位協定の見直しについてお答えをいたします。

県では、平成29年に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、全国知事会や渉外知事会と連携し、日米地位協定の抜本の見直しを含む提言や要望を日本政府に行うとともに、在日米国大使館にその内容を説明しております。今後とも全国知事会と連携した取組等を進めるとともに、ワシントン駐在を活用し、バイデン新政権や連邦議会関係者に働きかけることにより、県の考え方について理解を求めたいと考えております。

同じく1の(6)、尖閣諸島をめぐる問題についてお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し、同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところです。

同じく1の(8)のア、米軍における感染防止対策についてお答えをいたします。

在沖米軍においては、基地内外の感染状況を勘案しながら、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいるとのことであります。現在は、県民との接触が想定される基地外における活動のうち、レストラン店内における飲食やバー・クラブの利用、パチンコやカラオケ、大人数での集会等が禁止されているとのことであります。しかし、飲酒関連の事案など行動規範に違反していると思われる事案が見受けられており、県では、機会あるごとに米軍に対し、感染防止対策の徹底を求めています。

同じく1の(9)、リバティー制度等の遵守についてお答えをいたします。

去る1月31日に発生した強制わいせつ事件については、その発生時間帯からすると、被疑者は、リバティー制度や新型コロナウイルス感染防止対策に違反していた可能性が高く、同制度の実効性に疑念が生じております。そのため県は、在沖米海兵隊政務外交部長を県庁に呼び、リバティー制度や新型コロナウイルス感染防止対策の実効性について言及した上で、隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図ることや抜本的な再発防止策を講ずることなど、抗議・要請を行ったほか、外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対しても同様の抗議・要請を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、政治姿勢についての御質問のうち(5)、南部地域からの埋立土砂の採取についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として7地区



で、約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる約3160万立方メートルの土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

次に2、首里城再建についての御質問のうち(1)のア、首里城の再建についてお答えいたします。

国の首里城復元に向けた基本的な方針では、国は県や地元の関係者等とともに、国営公園事業である首里城の復元に向けて責任を持って取り組むこととなっております。県は今年度、首里城復興基本計画を策定し、次年度から国、那覇市、地域と連携しながら、新首里杜構想による歴史まちづくりや国内外から寄せられた寄附金を活用した首里城正殿の木材や赤瓦の調達など、首里城復興に向けた取組を進めてまいります。

次に、2の(1)のイ、火災の検証及び責任の所在等についてお答えいたします。

県が設置した首里城火災に係る再発防止検討委員会において、火災の検証等を含めた最終報告書を年度末に取りまとめる予定としておりますが、県は施設の管理者として、美ら島財団は指定管理者としての責任があるものと考えております。なお、美ら島財団の指定管理期間は、平成31年2月1日から令和5年1月31日までの4年間となっております。

県としては、最終報告書の内容も踏まえつつ、今後、適切な管理体制の構築等について検討していきたいと考えております。

次に、2の(1)のウ、火災の教訓を生かした防火対策についてお答えいたします。

県の首里城火災に係る再発防止検討委員会では、再発防止に向けての視点として、国営及び県営区域を横断し、ハードとソフトが密に連動した総合的な再発防止策の検討が必要と示されております。国の首里城復元に向けた技術検討委員会では、首里城公園は国営区域と県営区域のそれぞれに防災センター機能が備えられていたが、火災時における情報共有と災害に対応する体制について、首里城公園全体としての仕組みが十分ではなかったと報告されております。国と県では、国営及び県営区域が円滑に連動・連携が可能となるような仕組みを構築し、首里城公園全体を一体的に管理できるよう、防火対策に係る調整を行っているところ

であります。

次に、2の(1)のエ、文化財の分離保存の考えについてお答えいたします。

首里城復興基本計画に係る有識者懇談会において、首里城に展示収蔵していた文化財等が首里城火災により被害を受けたことから、重要な美術工芸品等の展示収蔵は首里城の城郭外で行うべきであるとの意見をいただいております。県は当該意見を踏まえ、重要な美術工芸品等の展示収蔵の移設先について、歴史的な背景や公園魅力向上の観点から、有力な候補地として次年度から中城御殿跡地の整備に向けて検討していくこととしております。

次に2の(2)、損害保険の査定内容についてお答えいたします。

美ら島財団が加入している損害保険の対象としては、首里城正殿等の建物や美術工芸品等で、その限度額は70億円となっております。現在、保険会社において保険金の査定作業が進められており、現時点で受取保険金額及び受取時期は未定とのことであります。

次に4、地球温暖化対策についての御質問のうち(1)のイ、高断熱・ゼロエネルギー建築物の推進についてお答えいたします。

冷房の使用頻度が高い沖縄の場合、建築物を高断熱化することは、電化製品等からの発生熱により冷房負荷が高くなるとされております。このことから、断熱化だけではなく、沖縄の気候風土に適した建築物とする必要があります。県では、今年度中に沖縄の気候風土適応住宅の基準案を策定する予定であり、また、国の沖縄型ゼロエネルギービルに関する建築技術者育成事業と連携して取り組んでいるところであります。

次に6、県営住宅についての(1)、住生活基本計画の改定についてお答えいたします。

公営住宅の供給目標量については、住生活基本法に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年間の住宅施策について、新設、増設を含めた沖縄県住生活基本計画を定めております。現在、中間年における計画改定に向け基礎調査を実施しているところであり、その結果や新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、令和3年度に市町村や有識者の意見を踏まえ、今後の住宅施策や公営住宅供給目標量を設定する予定であります。

次に8、県・国発注の公共工事の現状と対策についての御質問のうち(1)のア、不調・不落の現状等についてお答えいたします。8の(1)のアと8の(1)のイは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

令和3年1月末までに土木建築部が開札した474件のうち、不調・不落が113件、全体の24%で、前年度同時期に比べ2%の減となっております。その主な要因は配置技術者の不足等と考えており、対策として、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、離島で必要となる経費の精算対応、見積活用方式の導入等を行っているところであります。

次に8の(2)、国発注工事への県内企業受注拡大についてお答えいたします。

令和元年度における国発注の公共工事契約について、沖縄総合事務局と沖縄防衛局を合わせた契約金額においては、約892億円のうち県外業者は約378億円で受注率は42.4%となっております。県では、国の関係機関に対して県内建設業者への受注機会の拡大等を要請しており、これまで分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しが行われております。

引き続き、県内企業のさらなる受注拡大について要請してまいります。

次に9、環境問題についての御質問のうち(1)のア、県道予定地の放置車両についてお答えいたします。

道路事業中の用地買収済み箇所において、4路線23台の車両放置を確認しております。放置車両については、現在、所有者の特定に向けて、関係機関と連携し確認作業を進めているところであり、適切に対処していきたいと考えております。今後とも道路予定地の適正な管理に努めてまいります。

次に12、健康増進策についての(1)、自転車通行空間の整備についてお答えいたします。

日常生活において自転車利用は、ウォーキングなどと同様、適度な運動習慣の定着につながり、健康づくりに有効であると認識しております。自転車通行空間の整備については、各市町村が地域の実情に応じて策定する自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画に基づき、計画的・効果的に実施することとしております。

県としては、各市町村の自転車活用推進計画策定を支援するとともに、同計画に基づき自転車通行空間の整備に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 1、政治姿勢についての(7)の御質問のうち、米軍基地への立入調査の実施につい

てお答えします。

県はP F O S等の調査を行うため、普天間飛行場及び嘉手納飛行場の立入り申請を行うとともに、令和元年6月には国及び米軍に立入りを認めるよう要請を行っておりますが、これまで実現しておりません。両飛行場周辺では、依然としてP F O S等の濃度が高い状況が続いていることから、令和3年2月12日に、両飛行場への立入りを認めるよう再度要請文を送付したところであり、早期に立入りができるよう、国や米軍に働きかけてまいります。

次に4、地球温暖化対策についての(1)ア及び(1)ウ、家庭や企業活動の省エネルギー化、技術革新による環境負荷軽減についてお答えします。4(1)アと4(1)ウは関連しますので、僭越ですが一括してお答えします。

本県の温室効果ガス排出量の削減対策として、省エネルギーの推進は重要と考えています。そのため、新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)において、水素の利用や次世代蓄電池の活用等、革新的技術導入のモデル地域とするよう求めているところであります。また、LED照明等の省エネ機器やエネルギーマネジメント等のIoT技術導入を促進するための財政支援についても、国に制度提言することを検討してまいります。

次に9、環境問題についての(1)イ、家電製品の不法投棄対策についてお答えします。

令和元年度の調査によると、テレビ等家電製品の不法投棄台数は700台で、投棄場所の割合は公園が23%、道路が15%となっております。県では、不法投棄対策として、市町村、警察本部等と不法処理防止連絡協議会及び各保健所ネットワーク会議を設置し、情報交換、合同監視等を実施するとともに、各保健所に警察官OBを配置し、パトロールなどを行うほか、監視カメラの導入により対策の強化を図っているところです。今後も、関係機関と連携し監視・指導を行ってまいります。

同じく9の(2)、ごみ山の確実な改善についてお答えします。

沖縄市池原の不適正に積み上げられた廃棄物については、15年で撤去する新たな改善計画が示されております。県としては、改善が確実に実施されるよう事業者、県、市、地元自治会、農業団体等と改善計画に係る基本合意書を締結し、同合意書に基づき進捗管理を行うこととしており、保健所職員による現場監視に加え、毎月の処理実績の確認や定期的な測量等を行い、確実な改善を図ってまいります。

次に11、闘鶏禁止についての(1)ア及びイ、闘鶏

の実態把握と他県の条例制定状況についてお答えいたします。11の(1)アと11の(1)イは関連しますので、僭越ですが一括してお答えします。

動物の愛護及び管理に関する法律では、闘鶏を含め動物同士を戦わせる行為は、状況によっては虐待に該当する可能性がある事例として同法の対象となっております。また愛護動物の体の一部を切除したり、負傷した後に適切な治療を施さず放置すること、遺棄することは同法第44条第2項及び第3項に違反します。本県における闘鶏については、市町村や県警など関係機関と連携し、実態把握や情報収集に努めているところであります。なお、他県では、昭和23年から昭和50年までに、東京都、北海道、福井県、神奈川県、石川県の5都道県で、闘犬、闘鶏、闘牛等を取り締まる条例を制定しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、政治姿勢についての御質問の中の(7)のうち、血中濃度調査等を国の責任で実施することについてお答えいたします。

県では、米軍基地由来の有機フッ素化合物への対応については、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、軍転協を通して、健康に係る調査など適切な対応策を講ずることを国に要請しているところです。

同じく1の(8)のイとウ、軍人・軍属、契約業者及び基地従業員のPCR検査についてお答えいたします。1の(8)のイと1の(8)のウは関連しますので、一括してお答えします。

軍人・軍属等については、海軍病院等で診療し症状や所見から医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合や濃厚接触者である場合、PCR検査を行っていると考えています。基地従業員や出入り業者などが濃厚接触者となった場合、海軍病院からの情報により、県が積極的疫学調査を実施しているところです。しかしながら、基地従業員や出入り業者等については、本来、国や米軍の責任において感染防止対策を行う必要があることから、検査実施についても国へ働きかけたところであります。

同じく1の(8)のエ、米軍基地における変異株対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの変異株は、世界各地に流行が拡大し、国内でも確認されており、感染性が高いことが示唆されているなど、県としましても警戒が必要と考えております。県では、国立感染症研究所の協力

を得て、本年1月までに県内で確認された7614症例中、約1割の768症例を解析した結果、変異株は確認されておられません。2月から、県衛生環境研究所において変異株のスクリーニング検査を開始しており、県外及び海外からの移入例、基地従業員の症例、小児を含むクラスター等を検査対象とし、積極的な監視を強化しているところです。一方、変異株は米軍基地を通じて侵入する可能性も考えられるため、海軍病院に対し情報提供を求めるとともに、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 4、地球温暖化対策についての御質問の中の(2)、再生エネルギーの普及についてお答えいたします。4の(2)アから4の(2)エまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

再生可能エネルギーについては、太陽光発電・熱利用、小水力やバイオマス発電等普及が進んでいるものや、海洋波力発電など実用化研究が進められているものがあります。県では現在改定中のエネルギービジョンにおいて、2050年のエネルギー脱炭素化実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしております。普及に当たっては、宮古島や波照間島で行った実証事業の活用促進を図るとともに、新たな振興計画において蓄電池や再生可能エネルギー発電に係る税制優遇等の支援制度の要望を行ってまいります。加えて、昨年12月には沖縄電力と連携協定を締結したところであり、引き続き官民連携の下、再生可能エネルギーの導入拡大を進めてまいります。

次に10、海洋資源の開発についての御質問の中の(1)のイ、深層水の温度差発電についてお答えいたします。

県では平成24年度から平成30年度にかけて、海洋エネルギー活用促進のため、海洋温度差発電の実証事業を行ってまいりました。その結果、天気、気候、海水温等の変化による発電量への影響等の各種データが取得できたものの、発電効率やコストの観点から、安定した電力供給源となるためには技術的な課題があることも判明し、現時点では、早期の実用化は難しいものと認識しております。

県としましては、実証事業で取得してきたデータを大学や研究機関に提供することにより、海洋温度差発電に関する技術開発を支援してまいります。

同じく10の(1)のウ、海洋鉱物レアメタルの開発についてお答えいたします。

レアメタルは、コバルトやチタンなど産出量が少ない、または抽出が難しい希少な金属であり、ICチップや半導体等に活用され、今後、さらなる需要の増加が見込まれております。沖縄周辺海域の海底資源については、国の調査によると、伊是名島や久米島の近海において、亜鉛等の鉱物を含む海底熱水鉱床が確認されておりますが、現時点においてはレアメタルは確認されておられません。

県としては、今後も沖縄周辺海域における国の調査を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） おはようございます。

5、座間味浄水場についての御質問の中の、浄水場建設の状況についてお答えします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

座間味浄水場の建設については、昨年10月に座間味村と企業局の双方で、浄水場建設が円滑に進められるよう互いに合意しており、また、本年1月15日には知事、企業局長、村長による面談を実施し、浄水場建設について連携協力していくことを確認しました。浄水場建設のためには、村の理解、協力が不可欠であり、建設に係る協定書の締結に向けて調整を進めております。村との調整が整い次第住民説明会を開催し、それを踏まえて次年度には設計業務に着手したいと考えております。

同じく5の御質問の中の、道路の安全確保等についてお答えします。5の(1)のウと5の(1)のエは関連しますので、一括してお答えします。

座間味村から要望のあった工事期間中の道路の安全確保については、工事の受注者に確実に履行させたいと考えております。また、防災拠点施設の整備については、企業局は水道用水供給事業者であり、所管外であることから、施設整備は困難ですが、防災拠点としての活用については、浄水場建設の設計段階から可能な限り配慮していくこととしています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 7、那覇空港の陥没についてお答えいたします。

那覇空港の埋立地盤に関する技術検討委員会において、沖縄総合事務局による陥没等の調査状況が示され、同委員会により原因が特定されております。これによると、埋立材の流出防止のために護岸等ののり面

に敷設した防砂シート——砂を防ぐ防砂シートに強度低下や破れが確認され、そこから埋立材の砂が流出したことが原因であるとし、今回の検討委員会において抜本的な復旧対策を示すとしております。現在、航空機の発着に支障は生じておりませんが、安心・安全の観点から、県は引き続き動向を注視してまいります。

次に13、サンライズベルト構想についてお答えいたします。

県では、東海岸サンライズベルト構想の策定に向け、有識者や関係市町村、関係部局で構成される検討委員会を昨年12月に開催し、マリントウンMICEエリアの形成、ITイノベーション拠点の形成、円滑な交通ネットワークの構築など東海岸一帯の活性化・発展に向けた検討を進めております。本年3月に第2回の検討委員会を開催し、今年度中に同構想を取りまとめ、新たな振興計画（素案）に反映することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 9、環境問題についての御質問の中の(1)のウ、漁港の放置艇対策についてお答えします。

県では、平成27年度に策定した沖縄県管理漁港放置艇5ヶ年計画に基づき、放置艇処理を進め、これまでに235隻を撤去しております。また、計画期間を本年度から令和6年度までとする新たな5ヶ年計画を策定し、弁護士、行政書士会等の外部の専門家を活用する等、放置艇対策の推進を強化してまいります。

次に10、海洋資源の開発についての御質問の中の(1)のア、海洋深層水を生かした産業の推進についてお答えします。

県では、海洋深層水を活用した研究を実施し、これまでに、クルマエビ母エビ養成技術や、海ブドウの陸上養殖技術の開発などを行ってきました。確立した技術は、沖縄県車海老漁業協同組合などの民間事業者に技術移転し、本県における養殖業の発展に大きく寄与しております。また、海洋深層水研究所においては、令和元年度の実績として、年間70万トンの海洋深層水を譲渡しており、稚エビの生産や海ブドウの養殖のほか、化粧品の製造などに活用されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 13、サンライズベルト構想、MICE施設についての(1)、M

ICEの進捗状況についてお答えいたします。

県では、マリンタウンMICEエリアの形成に向け、新たな基本計画の検討を進めておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、引き続きMICEや不動産マーケットの動向を収集・分析した上で、その取りまとめを行うこととしたところです。

県としましては、東海岸エリア一帯に発展の勢いを創出し、ウイズコロナ、アフターコロナに即した強靱なMICEエリアを形成するため、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらも新たな基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 14、労働環境についての(1)のア、職員定数条例と採用人数についてお答えします。

沖縄県職員定数条例で定める職員の定数は、議会の事務部局43人、知事の事務部局4584人、教育委員会の事務部局431人、監査委員の事務部局16人、人事委員会の事務部局17人、労働委員会の事務部局13人、選挙管理委員会の事務部局4人、企業局359人、病院事業局3175人、合計で8642人となっております。また、令和3年度の新規採用予定職員数は、知事の事務部局151人、教育委員会の事務部局6人、企業局6人、病院事業局252人、合計で415人となっております。

次に14の(1)のイ、超過勤務の状況についてお答えします。

令和元年度は、首里城火災や豚熱対応、今年度は新型コロナウイルスに係る緊急的な業務のため、職員の在課時間が増加している状況です。このような状況に対応するため、職員の兼務発令や臨時的任用職員の採用等を強化したほか、長時間勤務者及び所属長に対する産業医の指導などを実施しているところです。引き続き、部局からの要望に応じて過重労働にならないような体制を整えていきたいと考えております。

次に14の(1)のウ及びエ、サービス残業の有無と残業代の支払いについてお答えします。14の(1)のウと14の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

時間外勤務については、所属長の命令を受けて行うこととされており、命令を受けた分については、時間外勤務手当を確実に支払うこととしております。既決予算が足りない一部所属においては、予算の流用等によって必要額を確保し、支払うこととしております。

次に15、財政についての(1)のアからウ、財政力指数、義務的経費、地方債の発行限度についてお答えします。15の(1)のアから15の(1)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

まず、財政力指数は、直近の令和2年度において0.375となっており、ほぼ前年度並みとなっております。また、令和3年度一般会計当初予算における義務的経費は約3078億円で、前年度と比較して約27億円、0.9%の増となっております。最後に、令和3年度の県債の当初予算額は655億8180万円で、前年度と比較して163億2500万円、33.1%の増となっております。

次に15の(1)のエ、県税の猶予についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、おおむね20%以上収入が減少した県民や事業者を対象に、徴収猶予の特例制度が創設されたところであります。沖縄県におけるこの特例制度の令和3年1月末時点の実績は、957件、約23億4343万円となっております。

県としましては、引き続き県税の猶予制度を積極的に周知し、適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里 善清君 3点ぐらい再質問しましょうか。

まず50%という目標値なんですけど、これは前の大田知事の場合は基地返還アクションプランというものを作成して、どこそこを返還してくれと。いつまでという期限を設けて主張したと思います。そういった計画を立てないと実効性がないと思うんですよ。きっちりSACWOに明示していただきたい。それをもう一度答弁お願いします。

土砂の件なんですけど、変更申請で見ると南部地区から3159万6000立方メートルの土砂をやると約7割になるんです。手続上、許可ということはやってほしくないんですけど、特に景観条例において著しく景観を損ねる場合は禁止することができると自然公園法33条2項にあります。ぜひ知事は勇気を持ってこれを阻止していただきたい。これにもう一回御答弁お願いします。

座間味の浄水場なんですけど、場所はたしか高台に決定していると思うんですけど、その答弁をもう一度お願いできますか。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 上里議員からの50%の数値目標につきまして、大田県政時代のアクションプランと比較をいたしまして、具体の基地返還時期等がないということについての御質問にお答えをいたします。

県といたしましては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を求めるとする基本的考え方や県議会における在沖海兵隊の撤退を求めるとの全会一致の決議を重く受け止め、まずは当面は50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することを日米両政府に求めるものであります。具体の返還施設や時期につきましては、沖縄県から具体的に提示するのではなく、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で協議を行い、数値目標を設定していただくことが実現可能性を高める上で有効だと考えており、県といたしましては日米両政府に対し、返還施設や返還時期を含めた具体的な返還計画の策定を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 上里議員の自然公園法の中止命令に関する再質問についてお答えします。

糸満市の自然公園区域内において、無届出で土砂採取業者による開発行為が行われていたことから、昨年11月に作業を一時中断し自然公園法に基づく届出をするよう指導を行いました。その後、土砂採取業者からの届出は糸満市を経由して1月に県へ提出されており、届出書について形式審査を行った結果、記載内容に修正すべき点があったことから現在補正指示をしているところであります。

今後は補正された内容を確認するとともに、自然公園法第33条第2項に基づく命令等の発出が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 座間味浄水場建設についての再質問にお答えします。

企業局では、これまで高台である既存浄水場拡張案及び低地の阿真キャンプ場内案2案に絞り、座間味村役場とも調整の上、住民説明会でも説明したところでしたが、昨年6月の県議会において、高台への建設を求める2件の陳情が全会一致で採択されたこと及びビーチ周辺の自然環境への配慮を求める住民間の意見等を踏まえ、知事、副知事とも相談の上、高台に向けての建設を総合的に判断しました。その件について、昨年10月に座間味村にも説明をしまして、住民生活にとって非常に重要な施設ですので、連携協力して、建設を進めていくことについて合意したところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

沖縄・平和会派を代表いたしまして質問を行います。

比嘉京子です。

質問に入る前に、緒言を述べさせていただきたいと思っております。

新年度の予算は全国的にコロナ禍において減額予算となっておりますが、国においては防衛費は増額しています。一方、県内では年末から訓練区域外の民間地上空で米軍機の超低空飛行が繰り返され、地域住民に恐怖を与えています。一步間違えば大惨事になりかねない無軌道ぶりです。防衛大臣は日米安保条約の目的達成のための重要な訓練と述べ、容認しています。国民の安全は眼中にはありません。日本の安全保障が大きく軍事に傾倒して、傾斜していることには我々は慣れてはいけないと思っております。

この状況で想起をしたのが、2015年に発表された自由と平和のための京都大学職員と学生の有志の会の声明文です。紹介をしたいと思います。

自由と平和のための京大有志の会、声明書。「戦争は、防衛を名目に始まる。戦争は、兵器産業に富をもたらす。戦争は、すぐに制御が効かなくなる。戦争は、始めるよりも終わるほうが難しい。戦争は、兵士だけでなく、老人や子どもにも災いをもたらす。戦争は、人々の四肢だけでなく、心の中にも深い傷を負わせる。精神は、操作の対象物ではない。生命は、誰かの持ち駒ではない。海は、基地に押しつぶされてはならない。空は、戦闘機の爆音に消されてはならない。血を流すことを貢献と考える普通の国よりは、知を生み出すことを誇る特殊な国に生きたい。学問は、戦争の武器ではない。学問は、商売の道具ではない。学問は、権力の下僕ではない。生きる場所と考える自由を守り、創るために、私たちはまず、

思い上がった権力にくさびを打ちこまなくてはならない。]。

沖縄県民の命を再び権力の持ち駒にさせてはならないということを述べ、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてでございますけれども、(1) 番目に、バイデン米大統領の新政権がスタートいたしました。組閣に際しこれまでにない多様な人材を登用しています。カマラ・ハリス米副大統領はじめ世界のトップレディーを沖縄に招致し国際的な女性サミットをぜひ開催してほしいと思います。知事の構想をお聞きしたい。また政権交代の機を逃さず、沖縄の基地負担軽減を米政府に直接訴えることが重要と考えます。知事の認識と今後の計画について伺います。

(2)、ワシントン事務所を設置し6年になります。改めて沖縄県がワシントンDCに事務所を置く意義について、知事の認識を伺います。また駐在活動の成果、今後の方針等についても伺いたい。

(3)、沖縄は歴史的に、中国やアジアの国々と人や物や文化の交流をしてきました。地理的には東アジアのハブとして沖縄の役割を見詰め直し、安全保障面での緩衝地帯となるよう平和の拠点をつくる考えはないか、伺いたい。

大きな2番目として、新たな振興計画について。

沖縄21世紀ビジョンでは実現を目指す5つの将来像と、克服すべき4つの固有課題が挙げられています。さらに将来像のベースにはSDGsを取り入れ、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を実現するとしています。

以下、各分野において、今後の目指す方向について伺います。

(1)、克服すべき課題の第1は、米軍基地の負担軽減であると思います。米軍人等による事件・事故や騒音など環境問題を防ぎ、駐留軍用地の跡地活用による経済、雇用、税収を向上させることが最重要課題と考えます。安全保障は国全体で基地負担を分かち合うという原点に立ち、国民的な議論をどう構築していくのか伺いたい。

(2)、今後10年間に返還される予定の駐留軍用地区域と合計面積、跡地利用計画とその経済効果について伺います。

(3)、島嶼県沖縄の医療体制や危機管理の面で、コロナ禍によって顕在化した医療体制や危機管理の課題は何か伺います。

(4)、全県的にコロナ禍で脆弱さが顕在化した業種や産業構造は何か。その分野の今後の在り方について伺います。感染防止と経済の両立を図って今日まで来

ましたけれども、その係る条件整備についてどのように推進していくか伺います。

(5)、観光は沖縄のリーディング産業であり、これまで入域観光客数を目標として一定の成果を上げてきましたが、コロナ禍で脆弱さが顕在化しました。今後の目指すべき観光業の方向性について伺います。また、SDGs推進の観点から入域観光客数の増加を目標とすることから脱却する考えがあるのかどうか、必要ではないか伺いたい。

(6)、復帰50年を目前にしていますが、1人当たりの県民所得はいまだ全国最下位にあります。県内経済は発展しておりますが、県民が豊かさを実感できない状況にもあります。1人当たりの県民所得が全国最下位の現状を脱するため、稼ぐ力をいかに図るか。また1人当たりの県民所得の展望値を幾らに設定するか考えを伺いたい。

(7)、本県が発展するための原動力は、教育・人材育成にあります。ハード面の校舎整備や耐震化率及びソフト面の教員の正規雇用率はいずれも全国平均を下回っています。教育の地域格差をなくし、自ら学ぶ意欲を育む教育をどのように構築していくのか伺います。

(8)、新しい振興計画に女性の視点が見えません。男女雇用均等法制定から30年余り、女性活躍推進法施行から5年、日本の女性経営幹部の割合は1%で、アジア諸国でワーストであります。女性の活躍が日本のGDPを大幅に上げると言われて久しくなりますが、まだ女性の能力が正当に評価されていない現状があります。沖縄から女性の多様な働き方を推進していく仕組みづくりが必要ではないか伺います。

(9)、本県は2040年を目途に平均寿命日本一を目指しています。これまでの取組の検証と課題、目標達成のための具体的な策を伺います。乳幼児期からの予防の視点を強化する施策が必要だと考えますがいかがでしょうか。

(10)、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けるためには、交通コストを軽減することが最大の課題であります。どのような根拠に基づいて軽減を図るのか、軽減の目標値について伺います。

(11)、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成について説明を求めます。これまでも国際航空物流拠点として発展してまいりましたが、今後どのような機能を強化して発展させていくのか、具体的な施策を伺います。

(12)、沖縄科学技術大学院大学を核とした産官学の連携でイノベーションを創出し、次代を担う持続可能な産業の創出を目指しておりますが、具体的な取

組についての説明を求めたいと思います。OISTには本県出身の研究者は何名いるのでしょうか。科学に興味を持つ子供たちを育てることも重要と考えますがいかがでしょうか。

大きな3番目、新型コロナウイルス感染拡大防止策について伺います。

(1)、PCR検査体制について。

ア、県は、先行的なモデル事業として介護施設や医療機関の職員を対象として定期的にPCR検査を行うとしています。具体的な事業内容及び今後の展開等について伺います。

イ、観光業界からの提案に、出発地でPCR検査を受け陰性の証明を持っている観光客には本県から何らかの特典を与えるということができないのかということがありました。見解を伺いたい。

(2)、医療体制について伺います。

ア、新型コロナウイルスは変異を繰り返していくとされ、今後も感染症として対策が必要と考えられます。今後の医療体制をどう構築していくのか伺います。

イ、コロナ変異株の認識、県内流行の防止策、感染者が発生した場合の対策について伺います。

ウ、県内のワクチン接種計画はどのようになっているのか伺います。

エ、これまで医療従事者に対し慰労金の支給はどのようになされているのでしょうか。支給対象や金額等について伺います。また、緊急支援事業補助金の活用はどのようになっているのでしょうか。

オ、コロナの影響による民間、県立病院の減収額は幾らか。それを補填する支援策はどのようになされているのか伺います。

(3)、経済・雇用の再建について。

ア、長期化するコロナ禍で失業者数が増えていると考えられます。対策はどのようになされているのか伺います。

イ、高校卒業、大学卒業の就職内定率は2019年度と比較するとどのようになっているのか伺います。内定率が下がった場合の手だてはどうお考えなのか伺いたい。

ウ、外国人労働者等へのコロナに関する情報提供はどのようになされているのか。支援体制はどのようになっているのか伺いたい。

(4)、農林水産業について。

ア、飲食店やホテル業界の落ち込み、休校措置等により農産物、水産物、畜産物等の流通、消費に影響があると推察されます。実態はどうでしょうか。生産者

への支援等について伺いたい。

(5)、学校教育について。

ア、コロナ禍において県は各学校にWi-Fiルータを配布しリモート授業を進めてきました。リモート授業は、なぜ授業日数に含まれないのか伺います。

イ、コロナ禍によって、ほとんどの学校で1人体制の養護教諭の負担が過重となっています。感染対策、消毒作業、健康診断、心の健康、虐待対応など業務が膨大で、1人では到底児童生徒に向き合うことができない。配置基準はどうなっているのか伺います。

(6)、本県が講じた対策の検証について。

ア、検証チームを立ち上げ、これまでに講じた対策の効果や課題等について客観的に分析する体制が必要ではないでしょうか。

イ、市町村、学校、福祉施設、経済団体等にアンケート調査をし、第1波から今日までの県のコロナ対策について現場の声や評価を取りまとめ、有識者会議の検討材料にし、今後に生かしていくということはどうだろうか。

ウ、県の講じた対策の根拠や基準を議事録に明記し、説明責任が果たせるよう政策決定過程の透明化を図ることが今後重要になると考えますがどうでしょうか。

大きな4番目、保育・幼児教育について。

(1)、子育て世代包括支援センター、沖縄型のネウボラについてですが、設置状況は全国的に見るとワーストではありますが、知事公約では全41市町村に設置するというにしています。今後の設置計画、人員体制、課題について伺います。公約の拡充を求めたいがどうでしょうか。

(2)、昨年設置された幼児教育センターの実績と課題について伺います。

(3)、認可外保育施設では、指導監督基準を令和5年までクリアすることを条件に、3～5歳児の幼児教育費が無償化されております。基準クリアに向けた指導の進捗状況について伺います。

(4)、児童相談所によると、虐待を防ぐ最大の課題は、子供自身が自分を大切な存在であるということ認識できていないことだと言われました。未就学児・小・中・高校生に自己肯定感や子供の権利をどう育み伝えるか。また、大人社会がどう人権意識を高めるかが重要だと言われました。対策を伺いたい。

大きな5番目、学校教育について。

(1)、生きる力の基礎は、自分の健康を自分で守る人づくりにあります。子供たちに望ましい食習慣や食の自己管理能力を身につけるため食育の推進が求め



られています。実績と成果、課題を伺います。

(2)、栄養職員に対する栄養教諭の割合は九州でワーストとなっています。栄養教諭定数の根拠と見直しの必要性についての認識について伺いたい。

(3)、県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶しました。どのように現在、原因究明を行っているのか。問題の本質に迫るようしっかりと調査をしてもらいたい。結果を教育現場のみならず社会全体に共有すべきだと考えますが、見解を伺いたい。

(4)、文科省は、わいせつ行為で処分された教員の免許再取得を認めない法改正を断念いたしました。本県でも一定の期間を過ぎて再雇用されている実態があるのか。これまでにわいせつ行為で処分された教員数と再雇用者数について伺いたい。

(5)、過去10年間で中卒時に進路未決定者が4081人に上っています。早急な対策が求められています。提案ですが、高校の定数内不合格者を出さず、入学後に学習支援を行う仕組みをつくることはどうでしょうか。また退職教員等を再雇用し、中学校内における卒業後でも進路相談ができる窓口等を設置することはどうでしょうか。

(6)、2021年採用の教員採用試験はコロナ禍にあり、採用試験1か月前に科目変更をしています。今回の採用試験が受験資格の最後の機会であった受験生がおります。希望者に対して今年までチャンスを与えていくのはどうでしょうか。

(7)、学校の安全性と防災機能について。

ア、幼・小・中・高・特別支援学校における耐震化率はどうなっているのでしょうか。耐震強度を高めるための計画について伺います。

イ、2016年法改正され防火シャッターや防火ドア等の防火設備の検査が法制化されました。県及び市町村管理の学校の法定検査実施状況はどうなっているのか伺います。

ウ、学校の施設は、災害時に避難場所となることから設備機能を備えておく必要があります。本県の対策はどうなっているのでしょうか。

大きな6、危機管理センターの建設と危機管理体制の構築について。

感染症や自然災害等における本県の危機管理を担うコントロールセンターを建設し、危機に迅速に対応し、部局間並びに市町村等との調整を担う危機管理体制を構築すべきだと考えますがいかがでしょうか。

大きな7番目、病院事業局について。

(1)、県立病院ビジョン策定の背景と目的について伺います。

(2)、職員定数に満たない職種と人数について、欠員の理由等も伺います。

(3)、看護師の過重労働について。

ア、看護師が慢性的に欠員しているようでありますが、欠員数とその対策について伺います。

イ、欠員による経営面、労働環境に与える影響について認識を伺います。

大きな8番目、新年度予算について。

(1)、こども医療費助成事業は現在、通院対象年齢を就学前まで実施しております。令和4年4月、来年度から中学校卒業まで拡大をする予定です。予算額、支給方法、課題等について伺いたい。

(2)、農林水産振興に係る事業について。

ア、家畜伝染病予防事業の事業内容等について伺いたい。また昨年発生した豚熱により、殺処分を余儀なくされた農家への補償についての進捗状況を伺いたい。

イ、県立農業大学校移転整備事業について、事業内容、次代の農業を担う養成内容及び就農状況について伺いたい。

(3)、教育について。

児童生徒にきめ細かな指導を行うため、これまで小学校1年生及び2年生まで30人学級、小学校3年から中学校1年生まで35人学級を実現してまいりました。本年度から中学校2年・3年まで拡充して35人学級を拡大する、そういう予算になっています。その際の課題は何でしょうか。

イ、中高校生が安心して学業に励むことができるよう、バス通学等無料化が実施されます。対象世帯、補助内容等、予算額について伺います。

(4)、安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業等について、旅行者検査実施支援事業の目的、内容、その後の事業の展開について伺いたい。

質問を終わりますが、答弁をお聞きして再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 比嘉京子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、女性サミットの開催についてお答えいたします。

バイデン米大統領はカマラ・ハリス氏を副大統領へ登用するなど、政権の閣僚に多様な人材を登用しています。沖縄県においては、個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に向け取り組んでいるところであり、今後、海外で活躍されている方をお招き

し、女性のエンパワーメントやジェンダー平等など、持てる力を十分に発揮できる社会の実現を目指す女性会議の開催などを検討してまいります。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)、ワシントン駐在を置く意義、成果と今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。これまでの駐在の働きかけの結果、2019年の6月及び10月には連邦議会調査局報告書に在沖米軍の状況について正確な記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、ワシントン駐在の成果の一つと考えております。やはりこのように関係者の下へ積極的に、精力的に足を運び、汗をかき情報共有と信頼関係の構築に努めることは大変重要と考えております。今後もワシントン駐在を活用し、沖縄の米軍基地問題に関する情報収集・情報発信に取り組むとともに、米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ、発信力の高い人物等の沖縄への招聘等にも取り組みたいと考えております。

次に、新たな振興計画についての御質問の中の2の(8)、女性の多様な働き方の推進についてお答えいたします。

男女共同参画社会を実現するためには、性別に関わりなく能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方のできる魅力ある職場環境の整備が重要であります。そのためには、女性、男性、組織等のリーダーそれぞれの力が必要であると考えており、沖縄県では、女性人材育成講座ている塾や男性への啓発講座、そして、先日私が宣言をさせていただきました女性のチカラ応援宣言などの取組を進めております。女性力を積極的に活用することは時代からの要請でもあると受け止め、新たな振興計画においても、個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

その他の御質問については、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、基地負担軽減を米国政府に求めること

についてお答えいたします。

バイデン新政権が発足し、連邦議会議員が改選され、海兵隊の再編が議論されているこの時期は、政府関係者や連邦議会議員と面談し、沖縄の基地問題の実情を訴えるための好機であると考えております。このため、知事からバイデン新政権に対し、辺野古新基地建設計画の再検証を求める書簡を送付しております。また、今年度はコロナ禍で活動が制約されている中、ワシントン駐在は、昨年11月の選挙で当選された連邦議会議員の関係者約30人とオンラインで面談し、軟弱地盤など辺野古新基地建設の技術的課題、普天間飛行場におけるPFOS漏出事故、在沖米軍による事件・事故等について情報提供を行うなど、積極的な取組を行っております。今後は、新型コロナウイルスの状況を見ながら知事訪米を行い、辺野古新基地建設に反対する民意などを訴えたいと考えております。

同じく1の(3)、東アジアのハブとしての沖縄の役割についてお答えをいたします。

令和元年度の米軍基地問題に関する万国津梁会議においては、沖縄県はアジア太平洋地域の地域協力ネットワークのハブとなることを目指すべきであるとしており、今年度末までに具体的方策等について改めて提言する予定となっております。

県としましては、万国津梁会議における提言も踏まえ、本県の歴史や地理的特性を生かし、従来から取り組んでいる観光、経済、文化、平和等の交流に加え、今後は環境や医療、人権問題等の人間の安全保障についても対話の場となりたいと考えております。

2、新たな振興計画についての(1)、基地負担に関する国民的議論の構築についてお答えをいたします。

県は、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論し、その負担も全国で担うべきであると考えております。そのため、全国知事会や渉外知事会において沖縄の基地負担の現状を説明し、理解を求めています。また、トークキャラバンの実施や米軍基地問題に関するパンフレットの配布のほか、沖縄の米軍基地問題に関する動画のユーチューブ配信や、公式ツイッターの開設などインターネットを活用した情報発信の取組を通じて、沖縄の基地負担軽減に向けた国民的議論の機運醸成を図っていきたいと考えております。

同じく2の(2)、返還予定の駐留軍用地と面積についてお答えをいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還予定面積は、全体で約1048ヘクタールとなっております。これま

で約73ヘクタールが返還されております。今後、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームの6施設、合計約974ヘクタールの返還が予定されておりますが、返還時期については、提供施設ごとに示された返還時期に「又はその後」と表記されており、明確にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、新たな振興計画についての(2)のうち、返還予定の駐留軍用地の跡地利用計画と経済効果についてお答えいたします。

県では、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の6施設を対象とした広域構想を策定しており、公共交通ネットワークの構築、豊かな都市環境の形成、跡地振興拠点地区の形成の3つの基本方針を踏まえ、関係市町村の跡地利用計画の策定を支援しているところであります。また、今後返還が予定されているキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の5地区の活動による直接経済効果は、返還前の501億円に対し、返還後は8900億円と約18倍になると試算しております。

同じく2の(6)のうち、県民所得の展望値についてお答えいたします。

新たな振興計画の展望値は、沖縄21世紀ビジョンに掲げる県民が望む将来像実現のために実施される諸施策の成果等を前提に、社会経済の状況を予測する見通し値としての性格を有しております。今後、計画に位置づける具体的取組や達成水準が明確になった段階で、人口予測や観光収入、完全失業率などを経済モデルに反映させ、外部有識者の意見も踏まえつつ、10年後の県内総生産や1人当たり県民所得を推計していくこととしております。

同じく2の(10)、交通コスト負担軽減事業の軽減の目標値についてお答えいたします。

島を結ぶ交通機関が船または飛行機に頼らざるを得ない離島において、船賃及び航空運賃が陸上交通と比較して割高となっていることから、船賃についてはJ R在来線並み、航空運賃については新幹線並み運賃を参考に運賃低減を図っております。

県としましては、同事業を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えており、新たな振興計画（骨子案）にも盛り込んでおります。

同じく2の(12)、O I S Tを核とした科学技術分野の取組等についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、O I S T、琉球大学、沖縄高専等を核とし、産学共同研究支援や大学発ベンチャー企業の支援等を行い、絶え間なくイノベーションが創出される、イノベーション・エコシステムの構築を盛り込んでおります。また、子供たちを含め、次世代の科学技術の発展を担う人材の育成に加え、新たに、科学技術を活用した社会課題解決に向けた取組も含めているところです。これらの取組により、科学技術を活用したイノベーション型経済への転換を図り、持続可能な産業の創出を目指してまいります。なお、O I S Tによると、研究者数336名のうち、県出身者は7名となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新たな振興計画についての御質問の中の(3)、島嶼県沖縄の医療体制等の課題についてお答えいたします。

コロナ禍における島嶼県沖縄の医療提供体制の課題としては、各医療圏の中核的な病院における病床や医療人材の確保、休職者が発生した病院等における相互支援体制の確立、入院施設がない離島の医療体制や急患搬送体制の一層の充実が必要と考えております。このため、保健医療部としては、新たな沖縄振興のための制度提言において、北部及び離島等における公立病院及び診療所の施設等に係る支援制度、離島・僻地へのICTを活用した遠隔医療の新規制度の創設等に加え、無医地区等における診療所の設置、医療機関の協力体制の整備等に係る財政特例制度の継続等について国に要望していくこととしております。

同じく2の(9)、平均寿命日本一を目指した取組についてお答えいたします。

沖縄県では健康増進計画健康おきなわ21に基づき健康づくりを推進しているところですが、平均寿命は延伸した一方、全国順位は男性が30位から36位、女性が3位から7位へと下がっております。働き盛り世代を中心とした生活習慣病対策の強化が課題であることから、特定健診及びがん検診の受診率向上や生活習慣の改善を促すための広報活動、健康経営の推進等を実施するとともに、副読本を活用し、小中学生の健康づくりに取り組んでまいります。また、乳幼児期からの取組も重要なことから、母子保健「健やか親子おきなわ21」において、朝食の摂取や、かかりつけ歯科医の活用など、望ましい生活習慣の獲得に向けた取組を推進してまいります。

次に3、新型コロナウイルス感染拡大防止策について

ての御質問の中の(1)のア、介護従事者等のPCR検査についてお答えいたします。

県では、介護従事者約2万5000人を対象に、2月10日から検査を開始し、おおよそ2週間に1回、計3回の検査を予定しています。また、新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関や、慢性期機能病棟を有する医療機関の従事者を対象に、135の医療機関において検査費用の一部を補助することとしております。令和3年度は、今年度の検査対象に加え、障害者施設、保育施設及び精神科病院の従事者を対象に検査を行うための予算を計上しております。

同じく3の(2)のアとイ、変異株に対する医療及び感染対策についてお答えいたします。3の(2)のアと3の(2)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

新型コロナウイルスの変異株は、世界各地に流行が拡大し、国内でも確認されており、感染性が高いことが示唆されているなど、県としましても警戒が必要と考えております。県では、国立感染症研究所の協力を得て、本年1月までに県内で確認された7614症例中、約1割の768症例を解析した結果、変異株は確認されておられません。2月から、県衛生環境研究所にて変異株のスクリーニング検査を開始しており、県外及び海外からの移入例、基地従業員の症例、小児を含むクラスターなどを検査し、積極的な監視を強化しているところです。また、変異株感染者が確認された場合は入院隔離を徹底し、県民等に対するさらなる注意喚起や積極的疫学調査を強化することで、感染拡大を食い止めていきたいと考えております。

同じく3の(2)のウ、県内のワクチン接種計画についてお答えいたします。

沖縄県内の接種計画は、国から示された接種スケジュールに基づき、3月上旬から医療従事者等へのワクチン接種を開始する予定となっております。その後、高齢者から、順次基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種、一般住民へと接種を行う予定としております。ワクチンの接種については、万全の体制で行えるよう、国及び実施主体の市町村、医師会をはじめ関係医療団体等と連携を図り取り組んでいるところです。

同じく3の(2)のエ、医療従事者等への慰労金給付等についてお答えいたします。

慰労金の支給対象者は、指定医療機関、協力病院、その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所等に勤務している医療従事者や職員となっております。支給金額は、実際に新型コロナウイルス感染症

患者の診療等を行ったか否かで交付する金額が20万円、10万円、5万円と3段階に設定されております。

2月15日現在、約1500か所の医療機関等に対し約57億円を支給しております。また、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業については、沖縄県全域が事業対象と認められておりますので、一定の要件を満たした医療機関が国に直接交付申請を行うこととなっております。国に問い合わせたところ、2月15日現在、沖縄県から5件の申請がされているとのことです。

同じく3の(2)のオ、病院への財政支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による民間病院の減収額は把握しておりませんが、患者の受診控え等による収入の減少に加え、マスク等の医療資材購入費用等の増加により、経営的な影響が生じているものと認識しております。このため、県は、感染患者等の受入れ病院に対し、空床確保料や感染防止対策支援金、患者受入協力金など、3度の補正で総額約232億円の予算を計上し、財政支援を行っているところです。

県としましては、引き続き感染患者等受入れ病院の支援及び感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

同じく3の(6)のアとイ、対策の効果及び評価の検証についてお答えいたします。3の(6)のアと3の(6)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県は、第1波が収まった6月に、医療提供体制、宿泊療養施設、離島搬送体制及びクラスター予防策などの課題の抽出と対策の効果について検証を行うとともに、感染状況に応じて感染症専門家会議や病院長会議等を開催し課題を洗い出した上で、対策に反映してまいりました。また、対策の実施に当たっては、経済団体及び市町村等からの意見聴取や学校へのアンケート調査などを実施し、現場の声を反映した対策に努めているところです。

県としましては、今後とも適宜客観的な検証方法を検討の上、対策の効果の分析・評価及び関係団体との意見交換等を踏まえた、より効果的な感染拡大防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

同じく3の(6)のウ、新型コロナウイルス対策の決定過程についてお答えいたします。

政策決定過程については、透明性や事後検証のためにも、記録として残すことは重要であると認識しております。このため、事後検証に堪え得るよう、政策決定の判断根拠となる会議資料を公表するとともに、個人情報や人権尊重に配慮した上で、県民に分かりやすいものとなるよう、記録方法の改善を図っております。

す。

次に4、保育・幼児教育についての御質問の中の(1)、母子健康包括支援センターの設置等についてお答えいたします。

母子健康包括支援センターについては、令和2年12月現在18市町村が設置しており、令和3年度以降は、6市町村が設置を予定しているところです。市町村がセンターを運営するための人員体制の強化が課題となっていることから、これまでの保健師等に加え、令和3年度からは、困難事例への対応のため、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門員の配置ができるよう補助対象が拡充されることとなっております。県では、全市町村を対象とした研修や会議のほか、各保健所において、圏域や各市町村の課題に応じ、個別に調整するなど、設置が進むよう、引き続き支援してまいります。

次に8、新年度予算についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成事業の令和3年度予算としては、15億9452万8000円を計上しており、年齢拡大にかかる予算については、令和4年度から計上することとしております。支給方法は、現在、令和4年度からの拡大に合わせ、現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。現物給付実施の課題としましては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置やこども医療費助成額の増加による市町村の財政負担があるものと考えております。そのため、対象となる市町村を個別に訪問するなどして県の考え方を説明したところ、多くの市町村から御理解をいただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新たな振興計画についての御質問の中の(4)、脆弱さが顕在化した業種や産業構造及び感染防止と経済の両立に係る条件整備についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、行動や接触機会の制限等により観光需要が落ち込んだことで、本県では農業など第1次産業からサービス業など第3次産業まで、幅広い産業で多大な経済的影響を受けております。そのため県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、安全・安心の島沖縄の構築と県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、水際対策の強化等の感染症対策やおきなわ彩発見キャンペーン等の経済対策に取り組んでお

ります。加えて新しい生活様式に対応したEコマース導入支援や、デジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進してまいりたいと考えております。

同じく2の(6)、稼ぐ力の強化に向けた取組についてお答えいたします。

県では、稼ぐ力の強化に資する取組を推進するため、今年度よりマーケティング戦略推進課を設置しております。また、稼ぐ力に関する万国津梁会議を設置し、関係分野の専門家等により、労働生産性の向上や県内の企業、個人、地域の稼ぐ力の強化に資する取組等について産業横断的に検討いただいております。会議では、人材の高度化やオフシーズンにおける観光需要の拡大等の意見をいただいております。今後、同会議での検討結果をさらに深掘りし、マーケティング戦略（仮称）として取りまとめ、本県の稼ぐ力を強化し、所得の向上や子供の貧困問題の解消等につなげてまいりたいと考えております。

同じく2の(11)、国際航空物流拠点のこれまでの発展と今後の具体的な施策についてお答えをいたします。

県では、国際航空物流ハブによるネットワークを基盤として、県内企業の海外展開促進や臨空型産業の集積等に取り組み、県産品の輸出拡大や全国特産品の流通拠点化を図っております。

今後は航空物流を取り巻く環境変化を踏まえ、旅客機の貨物スペースを活用した新モデルにより、多仕向地、多頻度化に対応した物流ネットワークを構築することで機能強化を図ってまいります。これにより急激に需要が拡大するEコマースの物流拠点化やセントラルキッチンなどの臨空型産業の集積に取り組み、国際物流拠点のさらなる発展につなげてまいります。

次に3、新型コロナウイルス感染拡大防止策についての御質問のうち(3)のア、失業者の状況と対応についてお答えいたします。

令和2年の完全失業者数は2万5000人で、前年と比べ5000人増加し、9年ぶりの増加となっております。そのため県では、雇用の維持と事業の継続を最優先に、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談等を実施しております。また、新規学卒者を対象とした相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催などを行っており、引き続き沖縄労働局等、関係機関と連携しきめ細かな支援を行ってまいります。

同じく3の(3)のイ、大卒の就職内定率と内定率向上の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和2年10月末現在の新規

大卒者の就職内定率は49.5%で、前年同期と比べ1.6ポイント低下しており、今後も厳しい状況が予想されます。新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会の中止など学生と企業との接点が減少し、双方に影響が生じていたため、県では相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催など就職支援の強化を図ったところであり、引き続き大学等と連携して就職内定率の向上に取り組んでまいります。

同じく3の(3)のウ、外国人労働者等へのコロナに関する情報提供と支援体制についてお答えいたします。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する休業支援金や給付金、生活支援等について多言語のチラシを作成し、事業主や支援機関等を通じて周知しているところであります。また、同省や出入国在留管理庁等においては、多言語対応の相談窓口を設置するなど、外国人労働者等へのきめ細かな支援を行っております。

県においては女性就業・労働相談センターで相談対応を行うほか、沖縄労働局や支援機関等を紹介するなど、適切に対応しているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 初めに2、新たな振興計画についての(5)、今後目指すべき観光業の方向性等についてお答えいたします。

第5次沖縄県観光振興基本計画では、入域観光客数1200万人を目標に掲げて誘客に取り組み、一定の成果を上げてきました。ウイズコロナ時代においては、安全・安心で快適な島沖縄を構築した上で、質の向上も図っていくことが必要だと考えております。そのため、令和4年度から始まる第6次沖縄県観光振興基本計画の素案を策定するアドバイザー会議においては、SDGsの観点を踏まえた新たな目標値の設定を検討し、世界から選ばれる持続可能な観光地づくりを目指してまいります。

次に3、新型コロナウイルス感染拡大防止策についての(1)のイ、陰性証明を持っている観光客に県から特典を与えることについてお答えいたします。

県では緊急事態宣言が発令されている地域からの渡航者に対して、出発地での事前のPCR検査を推奨しております。陰性証明を持っている観光客に対し県から特典を与えることについてはその有効期間や発行機関に関する取扱い等を含め、課題等を整理する必要があると考えており、国や他の都道府県の状況を調査し

つつ検討してまいります。

次に8、新年度予算についての(4)、安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業等の目的、内容、事業展開についてお答えいたします。

安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業は、感染症拡大防止の実施手法の確立を図ることを目的に、那覇空港等において発熱者を迅速に検査へとつなぐなどの取組です。旅行者検査実施支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に事情により出発地で検査が受けられなかった渡航者が那覇空港でPCR検査を受けることを支援する取組です。新年度においても、空港における発熱者及び希望者への検査等を実施し、効果的な水際対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、新たな振興計画についての御質問の中の(7)、自ら学ぶ意欲を育む教育の構築についてお答えします。

県教育委員会では、沖縄県教育振興基本計画において、心の教育の充実や確かな学力の確立などの施策を推進し、自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実に取り組んでまいりました。小学校における学力向上などの成果もある一方、中学校においては、いまだ全国と比較して差があるなど課題も残っております。

県教育委員会としましては、引き続き子供たちの生きる力を育むことができる教育環境の充実を図り、児童生徒一人一人が豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるよう教育の振興に取り組んでまいります。

次に3、新型コロナウイルス感染拡大防止策についての御質問の中の(3)のイ、高校生の就職内定状況等についてお答えします。

県教育委員会の調査による本県高校生の就職内定率は、令和2年10月末で昨年度と比べ21.6ポイント減の28.8%となっており、その要因としてはコロナ禍による求人倍率の低下や就職活動期間の短縮等が考えられます。なお、1月末の就職内定率は77.8%となっております。

県教育委員会では、今後も厳しい状況が予想されることから、新たに就職活動に役立つオンライン研修や求人の多い業界の情報を学校に提供し、引き続き高校生の就職活動を粘り強く支援してまいります。

同じく3(5)のア、リモート授業に関する授業日数についてお答えします。

文部科学省によると授業日数の取扱いについては、

学校に登校し対面する授業を受けていることを前提としており、現状では家庭学習を授業日数としてカウントすることはできないとしております。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあってもオンラインを通しての学習課題のやり取り等、学習の継続が図られるよう支援に努めてまいります。

同じく(5)のイ、養護教諭の配置基準についてお答えします。

養護教諭の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づいて算出され、大規模校に複数配置するなど定数の範囲内で適切に配置しております。

県教育委員会としましては、引き続き各学校の実態等に応じた適正配置に努めてまいります。

4、保育・幼児教育についての御質問の中の(2)、幼児教育センターの実績と課題についてお答えします。

県教育委員会では、今年度、幼児教育センターとしての機能を持った幼児教育班を設置し、これまで訪問支援を68件、研修会支援を26件実施しており、本県の幼児教育・保育の質の向上を図っています。課題としましては、一部市町村における幼児教育・保育に関する取組の遅れが挙げられます。

県教育委員会としましては、今後、幼児教育班を中心とした市町村との連携体制を強化し、本県の幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

次に5、学校教育についての御質問の中の(1)、食育の実績と成果、課題についてお答えします。

学校における食育の推進については、各種研修会、食生活学習教材の活用、研究校の指定等の取組を行っております。また、県内公立小中学校における食に関する指導の全体計画の作成率は100%となっており、食育の推進が計画的に行われていると認識しています。課題としては、食に関する指導の詳細把握や担任教諭でも食育の指導・実践がしやすい取組の改善向上と考えております。

県教育委員会としましては、引き続き児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指し、家庭・地域と連携した食育の充実に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、栄養教諭の定数の根拠及び見直しの必要性についてお答えします。

栄養教諭の定数については、公立学校義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算出される学校栄養職員の定数内で設定され、本県においては、全市町村に配置可能な41名の定数を確保しております。実際の配置に際しては、学校数及

び学級数等を総合的に判断して配置しているため複数配置や未配置の市町村があります。今後、栄養教諭による指導体制を圏域別に整え、食育指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

同じく5の(3)、高校生の自殺事案についてお答えします。

県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく痛恨の極みであります。生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

事案の発生後、学校においてはその背景を明らかにするため職員やクラスの生徒及び部顧問や部員を対象に基本調査を行ってまいりました。その調査で、背景に部活動との関係がうかがわれたことから、県教育委員会としましては、さらなる調査が必要であると判断し弁護士と公認会計士から構成される第三者調査チームによる詳細調査を進めているところであります。

今後の詳細調査を踏まえ、このような痛ましい事案が繰り返されないよう、学校のみならず、家庭、地域社会、関係機関と連携した再発防止策に努めてまいります。

同じく(4)、わいせつ行為による懲戒処分者数等についてお答えします。

県教育委員会が行ったわいせつ行為による懲戒処分は、昨年度までの過去20年間において41件であり、うち25件は免職となっております。なお、県教育委員会が任命権者となっている公立学校において、これまでにわいせつ行為により免職した者を教員として採用した例はありません。

同じく(5)、中卒進路未決定者の対策についてお答えします。

本県の進路未決定者の割合は、改善傾向にあるものの全国より高い状況にあることから、学力向上及びキャリア教育の充実などにより進学率を高めていくとともに、進路未決定者について丁寧な現状把握を行い、関係機関と連携しながら、よりきめ細かな支援に努めてまいります。高等学校の入学後の支援については、少人数による授業や習熟度別授業、さらに特別な支援を要する生徒に対しては、支援員を配置するなど様々な学習支援を行っているところです。

県教育委員会としましては、各学校において高校の教育課程の履修・修得が期待できる生徒については、引き続き可能な限り入学を認めるよう求めてまいります。

同じく(6)、教員候補者選考試験についてお答えします。

今年度実施の試験では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、試験時間の短縮や当初予定していた試験の一部を実施しない等の措置を行いました。変更後の試験内容については、特定の受験者に不利になるような変更は行ってないことから受験年齢の引上げ等は考えておりません。なお、45歳の方で今年度試験に志願したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりやむを得ず受験できなかった方に対しては、特例的に次年度の試験を受験できるようにしております。

同じく(7)のア、学校施設の耐震化率等についてお答えします。

令和2年4月1日現在における耐震化率は、幼稚園で92.3%、小中学校で95.7%、高等学校で98.5%、特別支援学校で100%となっております。

県としましては、学校施設の早期の耐震化に向け引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

同じく(7)のイ、防火設備の法定点検実施状況についてお答えします。

学校施設における防火シャッターなどの防火設備については、建築基準法の規定により県及び特定行政庁である那覇市ほか4市において定期点検が義務づけられており、資格者による点検を実施しております。

県としましては、法定義務のない特定行政庁以外の市町村についても、学校施設の防火設備の維持保全が適切に実施されるよう必要な情報の提供や助言等を行ってまいりたいと考えております。

同じく(7)のウ、学校施設の防災機能の整備についてお答えします。

学校施設は、災害時に地域住民の避難場所としての役割も担うため、防災機能の確保は必要であると考えており、各市町村において施設の耐震化やバリアフリー化、備蓄倉庫整備などについて実施しているところです。

県におきましては、引き続き市町村と連携し防災機能の整備に取り組んでまいります。

次に8、新年度予算についての御質問の中の(3)のア、35人学級の課題についてお答えします。

中学校2年生及び3年生への35人学級の拡大に伴う課題につきましては、教室や教員の確保などがあり、引き続き市町村教育委員会等とも十分連携してまいります。

同じく(3)のイ、中高生バス通学無料化についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たない独り親家庭の高校生等を対象として、令

和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始しました。支援の方法については、自宅から学校までの区間が無料となる専用のOKICA等を交付しております。令和3年度は、高校生に加え通学区域が全区域の中学校の生徒まで対象を広げ経済的負担の軽減を図っていく予定であり、当初予算案に5億9948万9000円を計上しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時28分休憩

午後0時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○教育長(金城弘昌君) 失礼いたしました。

5の(3)で、高校生の自殺事案の関係で、第三者調査チームのところでございますけれども、さらなる調査が必要であると判断し、弁護士と公認心理師と答弁するところを、公認会計士と答弁いたしました。

訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 3、新型コロナウイルス感染拡大防止策についての御質問の中の(2)オ、県立病院の減収額についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による県立病院の減収額については、令和2年4月から12月までの9か月間において、対前年度比で入院収益が約27億4000万円の減、外来収益が約8億4000万円の減、合計で約35億8000万円の減、率にして約10%の減収となっております。

次に7、病院事業局についての御質問の中の(1)、県立病院ビジョン策定の背景と目的についてお答えいたします。

病院事業局では、県立病院運営の中長期的な指針となる県立病院ビジョンを令和3年度に策定することとしています。この取組の背景には、少子高齢化の進展による医療需要の変化や働き方改革などの影響による医療人材の不足、新型コロナウイルス感染症の流行等県立病院を取り巻く環境が変化していることがあります。これらの環境変化に対応し県立病院が果たすべき役割を効果的・持続的に担っていくことを目的として、今後10年間の目標及び施策の基本方向等を定めることとしております。

同じく7(2)と7(3)ア、欠員の状況と看護師の確保について。7(2)と7(3)アは、関連しますので一括してお答えいたします。



令和3年2月1日現在で職員定数に満たない主な職種とその人数は、医師については変形労働時間制に係る定数を除き、地域偏在、診療科偏在により18名の欠員が生じております。薬剤師については、全国的に医療機関において確保が困難な状況にあり、9名の欠員が生じております。看護師については、年度当初で必要な人員は確保しておりますが、育児休業者に係る代替職員は既に他の医療機関で勤務しており、年度途中で採用することが困難なため69名の欠員となっております。次年度はこれらの欠員を解消するため、定期採用者110名に加えてさらに正職員を30名程度多く採用し、育児休業等の代替職員として配置することとしております。

同じく7(3)のイ、看護師の欠員による影響についてお答えいたします。

看護師の欠員の影響について、経営面では会計年度任用職員等の配置により必要な看護体制は確保できていることから、診療報酬の減額による大きな影響は生じておりません。勤務環境に与える影響につきましては、人員の補充ができていない病棟等において職員の負担が増加していると認識しております。そのため臨時的任用職員の早期補充により欠員の解消に努めるとともに、会計年度任用職員の配置や看護補助員へのタスクシフト等を行い負担軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 3、新型コロナウイルス感染拡大防止策についての御質問の中の(4)のア、農林水産業への影響と支援策についてお答えします。

本県の農林水産業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う往来の自粛による航空便の減便、飲食業の時短要請やイベント自粛等による需要の減少により、花卉類や畜産物、水産物等の消費や価格面などの影響が生じております。このため、冬春期の出荷最盛期を迎える生産者等への支援策として、県外出荷支援のための航空物流確保対策や県産農林水産物の学校給食への食材提供等を行うこととしており、所要額を令和3年度当初予算で計上したところであります。

次に8、新年度予算についての御質問の中の(2)のア、家畜伝染病予防事業の事業内容等と、豚熱で防疫措置を行った農場への補償についてお答えします。

家畜伝染病予防事業は、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの発生予防及び蔓延防止を図るための事業でワクチンや消毒資材など防

疫対策を総合的に行う事業であります。令和3年度当初予算では、豚熱で経済的損失が生じた生産者等の支援に要する経費も含まれます。また、防疫措置を行った10農場のうち、まだ支払いが行われていなかった2農場につきましても国との調整が終了し、2月8日に交付申請を行ったところであります。

同じく(2)のイ、県立農業大学校移転整備事業と養成内容及び就農状況についてお答えします。

令和3年度における県立農業大学校移転整備事業の主な内容は、移転用地の用地取得と令和4年度建設工事に伴う実施設計に係る費用となっております。県立農業大学校では、次世代の農業を担う経営感覚に優れた青年農業者等新たな担い手を育成するとともに、地域農業を先導する実践的リーダーを養成しているところであります。

なお、県立農業大学校における令和元年度の就農率は70%となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 4、保育・幼児教育についての御質問の中の(3)、認可外保育施設への指導についてお答えいたします。

認可外保育施設については、令和2年4月1日時点で390件の設置の届出があり、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設は191件となっております。

県としましては、施設への立入調査等により改善事項について指導するとともに、基準達成のための施設改修費等の支援を行っており、保育の無償化の経過措置期間である令和6年9月末までに、可能な限り多くの施設が基準を達成できるよう努めてまいります。

同じく4の(4)、子供の自己肯定感や社会の人権意識の向上についてお答えいたします。

虐待を受けた子供は、自己肯定感が損なわれその後の成長に大きな影響を及ぼすことから、被虐待児への心理的ケアや子供の権利を尊重し体罰によらない子育てを推進することが重要です。

県では児童心理司の増員を進めているほか、令和3年度には、子どもの権利尊重条例に込められた理念を生かすため県民と一体となった普及啓発に取り組むとともに、民間プログラムを活用した保護者支援の実施を予定しております。

県としましては、今後とも子供が健やかに成長できる社会の実現に向け、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 6、危機管理センターの建設と危機管理体制の構築についての(1)、危機管理センターの整備等についてお答えいたします。

集中豪雨や台風、地震等の自然災害、豚熱や新型コロナウイルス感染症など、複雑・多様化する危機事案に迅速かつ確に対応し、県民の生命、身体及び財産を保護することが喫緊の課題となっております。このため沖縄県では、危機事案に対応する拠点として防災危機管理センター棟（仮称）を整備し、各部局、市町村及び関係機関等の情報を一元的に収集・共有し、迅速に意思決定を行える体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 質問の途中ではありますが、比嘉京子さんの再質問は時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時41分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き比嘉京子さんの再質問を行います。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 御答弁ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

再質問と提言を幾つかさせていただきたいと思っております。

まず、1の(1)でございますけれども、女性サミットの件についてです。

知事は、副大統領にカマラ・ハリスさんが決まるのではないかというふうに速報されたときに、SNSにツイートをされて、それで女性サミットということをお聞きになったようでございますが、その件で前期も少しお話ししましたが、カマラ・ハリスさんやそれからバーバラ・リーさん、ナンシー・ペロシさんという方々は、カリフォルニア選出の民主党系の上下両院議員でございまして、私たち2017年にもほかの議員も含めてこのお三方の女性のところも訪問しているわけでありまして。オール沖縄の訪米団が。そのこともあり、それから知事は国連の軍縮部門のトップであります中満さんに18年に会われて、そして昨年本来なら慰霊の日に来沖される予定でもあつ

たわけです。ですからその件も含めて、カマラ・ハリスさんやそれから中満さん含めて、アジアのトップリーダーもいらっしゃるかもしれませんが、知事の中には何か沖縄でぜひともこういうことをしてみたいというお考えがあったのではないかと私は推察をしているんですけども、知事の思いとか温めておられる構想について、よかったらもう少し踏み込んでお話を伺えたらと思っております。

それから(2)番目のワシントン事務所についてです。

まず、ワシントン事務所、私振り返ってみると2003年、2012年、2015年、2017年と4回訪米をしています。2003年のときに何て言われたかといいますと、まず国内問題ではないかと。日本国内の問題だと。そしてもう一点は、愕然としたんですけども、思いやり予算をもらっているのと言われました。それから今日まで2017年に行ったときまでの経緯を考えると、当事者意識が芽生えてきたように思います、アメリカも。あなた方ですよと、あなた方の軍隊が他の国においてこういうことをしているんですよということが、少しずつ伝わってきたのかなというふうに思います。ですから、ワシントン事務所を設置して6年目ですけども、早々に人脈、それから伝わるもの、信頼関係、そういうものというのは常時、情報提供して人間関係を構築して、そしてつながっていかないとなかなか成果っていうのは上げられないというふうに思います。ですからまだまだ短いです。ですから継続する必要があるのはあまりにも大きくて、必要だと思っております。その点からすると、ワシントン事務所の先ほど説明が少なかったかなと思われるので、まず事務所の実績等についての質問と、それから私は事務所費をもっと増やす必要があるのではないかとさえ思っています。調べてみますとワシントン事務所、設置時の平成27年は7900万ですけども、今年は6600万。これだけ落としてきているわけなんです。ですから、これだけ重要な沖縄の基地問題を考えるのに伝えるのにこういう金額でいいのかどうか。この2点について、事務所についてお聞きをしたいと思います。

次には……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん もう一点は、大きな3番目の(6)

ですけれども、本県が講じたコロナ対策の検証というところは指摘をさせていただきますが、ア、イ、ウはぜひとも、ここは我が会派としてもぜひ実行していただきたいという指摘をさせていただきますと思います。

それから学校教育の中において、先ほどわいせつ教員のお話がありましたけれども、全員が免職にはなっていないわけです。そのことを踏まえると、私はこれまでの教員に対する再発防止策というのが効果を上げていないと評価せざるを得ないと思うんですね。ですからそういう意味からいうと、一から洗い直して、教育においては先生方の人権意識をいかに高めていくか、コンプライアンスをいかに高めていくかということにもっと力を入れてほしいということを要望したいと思います。

最後に、学校の安全性と防火機能についてのところ

です。イのところ、防火シャッター、防火ドアというのがありますが、これは大きな火事においてそれが機能しなかった事例から制度が見直されたというふうに伺っております。そのことを考えますと、特に那覇市とか4市の行政、特定行政庁っていうところはいいとしましても、市町村、特定行政庁以外の市町村の小・中の学校を所管する沖縄県、そういう沖縄県が指定していないために法定検査義務がないという状態にあると伺っています。

そこで指摘もありますので、ぜひともこの学校にいて安全で、こちらの学校で安全性が損なわれているというようなことがないように、どこにいても安全で安心だという学校づくりをするために、もう少し踏み込んで県がそこを要請していく。それを周知していく。そしてそれを実行あらしめる。そういうことが必要ではないかと思いますが、これは指摘にさせていただきます。

以上でございます。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 比嘉京子議員の再質問にお答えをいたします。

私がぜひ女性会議を開催したいという思いを述べさせていただきましたが、さらに考えを伺いたいという

ことでございます。

実は、次期振興計画の中でも当然ですけれども、この女性のエンパワーメントとジェンダーの平等は、大きな枠組みの中でさらに細かく様々な分野での取組を進めていく必要があると考えています。さらに男女共同参画計画DE I GOプランの新たな改定といいますか、それも含めまして、実はその節目の年に沖縄の女性の意識の啓発や活躍促進のため、海外で活躍していらっしゃる女性の方を沖縄にお招きをして、国際会議を開催したいということでの計画で今進めてはおりますが、ただおっしゃるように国連の事務次長でいらっしゃる中満氏ですとか、あるいはカマラ・ハリス副大統領、それからバーバラ・リー、ナンシー・ペロシ議員などなど非常に著名でしかも活躍をなさっている女性の方々がたくさんいらっしゃいます。ぜひ今後とも議員の様々な知見なども御意見を賜りながら、アジアの中でのやはり人権や平和や子供たちの未来をしっかりと世界に発信していけるような会議を開く、沖縄はそういう場所であるということのをこれからしっかり世界にも発信していくための取組を進めていきたいというように思いますので、どうぞ引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 比嘉議員の御質問の中の、ワシントン事務所に関する実績、6年間の人脈、信頼関係の構築の下での継続性への、必要性を踏まえた上での事務所の実績をお伺いしたいという御質問にお答えをいたします。

ワシントン駐在は、平成27年度から令和元年度まで米連邦議会関係者と延べ1267人と面談をしており、年間の面談者数についても平成27年度は190名であったことに対し、令和元年度は587名と約3倍の増加となっております。ワシントン駐在の最近の活動については、米国のシンクタンクC I Pによると、日本の代理人として活動する全51機関が2019年、F A R A 外国代理人登録法に報告した活動の中で、活動実績の中で、沖縄県のワシントン駐在が2位を大きく引き離して1位となっております。

情報収集についても、米軍関係の現地報道、公聴会等の情報や関係者等との面談で得られた情報をきめ細かく本庁に報告しており、平成27年度の報告件数は17件であったことに対し、令和元年度は158件と約9倍に増加しております。このほか、県内で発生した事件・事故等の状況や、県の抗議要請の内容等を連邦

政府関係者等に直接説明しているところであります。

加えて、ワシントン駐在の予算を増やすべきではないかという趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄の米軍基地問題の解決のためには、日本政府のみならず一方の当事者である米国政府関係者や連邦議会関係者などに対し、沖縄県自らが沖縄の実情を直接訴え、情報収集するなどの活動を積極的に行うことが重要であると考えております。また、万国津梁会議の提言等により、米軍海兵隊が昨年3月にフォースデザイン2030を発表し、海兵沿岸連隊の創設や遠征前方基地作戦の促進など兵力の分散化、小規模化を重視した戦略が今後検討されることが明らかになっており、この時期に米国政府や米軍に働きかけることは非常に重要であると考えております。

県としては、ワシントン駐在の活動を継続することで米国側の理解と協力を促し、沖縄の米軍基地問題の解決に努めてまいりたいと考えており、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党県議団を代表して質問を行います。

新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、県民の命を守るために、命がけの奮闘をされている医療従事者をはじめ、関係者の皆さんに心から敬意を表します。

この一年、玉城デニー県政は、15回の補正予算、新年度予算も含め2680億円の予算を組み、全力を挙げてきましたが、この闘いはさらに長期間続くことが予想されます。日本共産党県議団は、これまでも本会議などでの質問、その時々緊急要請などで様々な提案も行ってきましたが、県民の命と暮らしを守り、県経済を回復させるために、今後とも、玉城デニー県政と力を合わせ、全力を挙げることを表明するとともに、今、緊急に求められている次の点について質問、提案を行います。

これまでの教訓を踏まえ、今こそ無症状陽性者を発見して、保護・隔離する感染防止のためのPCR検査体制の大規模拡充を求めます。

県は独自に医療、介護現場での定期的PCR検査を実施し、保育所、障害者福祉施設でも進めますが、成果と課題について伺います。また、小中学校、高校などでも実施すべきです。

ワクチン接種については、効能、副反応をはじめ、県民に積極的な情報提供を行うことが必要です。ま

た、市町村への支援、特に離島への支援体制が必要です。

コロナ患者を受け入れているかいないかにかかわらず、医療機関の経営は厳しくなっています。医療機関への空床補償等の減収補填の拡大を国に求めるとともに、県独自の財政支援の強化を求めます。

失業、雇い止め、休業等で、住居を失い、家賃支払いが困難になるなど生活に困窮している県民が急増しています。コロナで苦しんでいる県民への緊急支援策が求められています。緊急宿泊施設の確保、食料等の支援を行い、同時に次の生活につなげる対策を強化すべきです。

厚労省は、生活保護は国民の権利、扶養照会は義務ではないと答弁しています。必要な人が受給できるように扶養照会を直ちにやめるよう改善すべきです。

政府に対して、コロナで苦しんでいる生活困窮者への現金給付を求めるべきです。

コロナで苦しんでいる県民に真摯に対応できる、ワンストップの相談窓口を市町村と協力して開設すべきです。

新型コロナウイルス感染拡大は、県経済と観光関連産業などに重大な打撃を与えています。県経済の回復への取組を強化していかなければなりません。そのためには、地方自治体の裁量で活用できる地方創生臨時交付金を大幅に増やすことが特に重要です。政府に強く求め実現させるべきです。

時短要請に応じた飲食業だけでなく、対象を広げ、納入業者、関連業者などへの支援も拡大すべきです。

沖縄の観光関連産業は大打撃を受けています。宿泊業・観光産業に対して、事業規模に応じた直接給付金制度を政府に強く求めるべきであります。

コロナ感染が発生している米軍基地の封鎖、米軍基地及び基地従業員の感染対策を政府の責任で実施するよう要請すべきです。

コロナ禍の最中の米軍訓練と辺野古新基地建設は中止を求めるべきです。

次に、核兵器禁止条約発効について。

核兵器禁止条約が今年1月22日に発効しました。核兵器は違法とする国際法が誕生したことは、人類の歴史で巨大な意義を持つものです。米軍の核攻撃基地の拠点とされてきた沖縄にとって、核のない平和な世界を目指す役割はいよいよ大きくなっています。見解を伺います。

核兵器禁止条約が発効されました。移動、貯蔵も禁止されており、有事の際に沖縄に再び核を持ち込む日米核密約も当然、国際法違反になります。撤廃を求め

るとともに、嘉手納弾薬庫、辺野古弾薬庫の立入調査を求めるべきです。

政府に対して、核兵器禁止条約に参加するよう強く要請するとともに、全国知事会としても行動を提起すべきです。

次に、来年、復帰50年を迎えるに当たって質問します。

沖縄の米軍基地の実態とその形成過程について伺います。

復帰直前の1971年11月、当時の琉球政府は、復帰措置に関する建議書を出しました。建議書は「基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります」として、「①地方自治権の確立、②反戦平和の理念をつらぬく、③基本的人権の確立、④県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄」をと明記しています。県民の復帰に託したこの願いは実現できたのか、伺います。

現実には、戦後76年、復帰50年たっても他国の軍隊が沖縄に居座り続けています。まるで植民地状態ではありませんか。

米軍基地依存度の推移と米軍基地返還跡地の返還前と返還後の経済効果、雇用効果と、普天間基地などの返還に伴う経済効果、雇用効果について伺います。

米軍基地返還跡地の目覚ましい経済発展は基地を返してもらったほうが沖縄は発展することを示しています。基地に依存していた時代は過去のものとなり、今や米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因になっているではありませんか。

21世紀ビジョンに「基地のない平和な沖縄を」と明記された経緯について伺います。

復帰50年を迎えるに当たって、沖縄県と県民の願いと目指すものは米軍基地のない平和な沖縄であることを正面に掲げ内外に宣言すべきです。

次に、米軍基地問題について。

普天間基地のKC130空中給油機が岩国へ移駐しましたが、沖縄に戻って訓練を行っています。嘉手納基地と普天間基地で3年連続離着陸回数が年1000回を超えている実態について伺います。

米国のGAO、政府監査院も、沖縄に戻って訓練していると17年度の報告書でも指摘し認めています。見解を伺います。

本土移転は逆に負担の増加であり、県民だましかつたことが明らかです。県として検証すべきではありませんか。

負担軽減というのであれば、直ちに外来機の飛来禁止、沖縄の訓練空域・水域の閉鎖・返還、北部訓練場

を返還すべきではありませんか。

次に、米軍機の低空飛行訓練について。

座間味島、辺戸岬、金武町など県内各地で米軍機の低空飛行訓練が相次いでいます。実態はどうなっていますか。

自衛隊機は有事以外に住宅地上空等での低空飛行訓練などは認められていません。なぜ米軍は自由に低空飛行訓練を行っているのですか。なぜ、日本政府は止め切れないのですか、止める意思がないのですか。

菅首相は国会で、米軍の飛行訓練は重要と答弁しましたが、これが菅首相の沖縄に寄り添うという姿勢であり、沖縄県民の不安、県議会決議を切り捨てるものではありませんか。知事の見解を伺います。

イタリアでの米軍機の低空飛行で20名の命が奪われたロープウエー切断事件について伺います。このように低空飛行訓練は重大事故に直結します。直ちにやめさせるべきです。

県として低空飛行訓練の高度測定を独自に行う必要があります。また、県民からのスマホなどの写真、動画等の情報提供の協力の仕組みをつくるべきです。

次に、自衛隊水陸機動部隊について。

日本版海兵隊の水陸機動隊の配備と共同訓練の動きについて、2016年10月4日の県議会本会議で、自衛隊の内部資料を示してその危険性を指摘しました。当時の謝花公室長は、初めて見るもの、驚きのことが書いてあると答弁しました。副知事は、米軍にしろ、自衛隊にしろ、これ以上県民に基地の負担を増大させるわけにはいかないと答弁しました。県はこの動きをどう捉えているのか。

自衛隊・米軍が一体となって海外に出動する安保法制（戦争法）の具体化であり、先島への自衛隊配備及び沖縄の基地強化の動きと一体であり、断固反対すべきではありませんか。

次に、辺野古新基地問題について。

辺野古のサンゴ特別採捕をめぐる農林水産大臣の是正指示は、県知事が許可・不許可を判断する前に、大臣が具体的に許可せよと命じたものであり、県知事の権限を奪う重大な法違反ではありませんか。

沖縄県が行った2018年8月の辺野古埋立承認撤回の理由について伺います。それは今でも正当だと思いますが、見解を伺います。

大浦湾の海底のマヨネーズのような超軟弱地盤の改良工事は不可能ではないか。

軟弱地盤の存在で、工事は不可能との疑念はアメリカでも広がり、米下院軍事小委員会とシンクタンクCSISも懸念を表明し困難と指摘しています。指摘の

内容について伺います。

沖縄防衛局が県に提出した設計変更申請で、耐震性を設計する際の地震データ偽装が発覚しました。さらに、レベル1地震動設定の際に必要な地震観測の期間と数が国基準を満たしていないことも発覚しました。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 これらの偽装は、公有水面埋立法に反するものであり、設計変更申請は承認できないことは明白ではないか。

沖縄戦終えんの地の南部から、県民の貴い命を奪い戦没者の血の染み込んだ土砂を採取し、戦争のための米軍基地建設の埋立てに使用することに怒りが広がっています。これは戦没者への冒瀆であり、人道に反する行為ではありませんか。断固反対すべきであります。

辺野古新基地のための大量の海砂利採取は環境を破壊するものです。県は、海砂利採取の総量規制を明確に設定すべきです。

次に、普天間基地の運用停止、閉鎖・撤去について。

普天間基地の5年以内の運用停止は安倍政権の県民への約束ではなかったのか。

一日も早い危険性除去と政府は言っているが、辺野古新基地に固執することは逆に危険性の放置につながるものではありませんか。

県議会も幾度となく普天間基地の即時運用停止、閉鎖・撤去を全会一致で決議しています。知事は辺野古の新基地建設と切り離して、即時運用停止、閉鎖・撤去の超党派の取組の先頭に立つべきではありませんか。

次に、那覇軍港問題について。

那覇軍港は遊休化しています。日米地位協定第2条3項は、「必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。」としています。返すのが当然ではありませんか。

浦添市長選挙では、現職市長は、選挙公報では軍港移設に一切触れず、討論会などで、私を含め軍港を欲しいという市民はいない、知事の中で変化があり浦添に移設せずに行こうというなら容認する必要がなくなる、できれば軍港移設阻止を実現したかったなどと繰り返して述べています。見解を伺います。

また、現職市長は、軍港移設について、県知事らが市に一貫して軍港受入れを求めておりとか、知事が受

け入れてほしいと言ってきたと述べていますが、事実と違うのではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 知事は、市長も含め軍港移設を望む市民は誰もいないと政府に伝え、那覇軍港は返還してほしいと提起すべきです。同時に、これまでの経緯や、海兵隊撤退論、50%基地削減目標、SDGsとの関係などの整合性などを含め再検証が求められていると思いますが、見解を伺います。

次に、海兵隊撤退を正面から求めることについて。

復帰後の米軍関係の事故及び犯罪、事件に占める海兵隊と海兵隊関係者の割合と、海兵隊関係者の犯罪、事件が多い理由は何か。

海兵隊は日本防衛の任務を持たない海外への侵略の軍隊です。歴代の米政府高官も米議会で証言していますが、証言内容について伺います。

海兵隊が撤退したら基地割合はどうなりますか。事件・事故は大幅に減るのではありませんか。在沖海兵隊の沖縄からの撤退を正面から求めるべきです。

次に、日米地位協定の改定について。

他国地位協定の調査結果について伺います。

地位協定問題でのシンポジウムを開催すべきではないか。

次に、基地問題の世界と全国への発信について。

ワシントン事務所の設置後の活動と、それによって米国政府、議会、米国の団体等の認識の変化について伺います。

先日、2021年2月2日の米議会調査局の報告書は、海兵隊基地移転の取組は、引き続き困難に直面しているとして、玉城デニー知事の新基地阻止の取組、県民投票で72%が反対していることなどを報告しています。詳細を伺います。

ワシントン事務所の今後の活動の強化方向について伺います。

全国と世界への働きかけを強化することについて伺います。

次に、尖閣問題と中国海警法問題について。

日本共産党は、中国の海警法施行は、国連海洋法条約をはじめとする国際法に違反していると強く抗議し、撤回を求める談話を発表し、日本政府にも抗議し撤回を求めるべきと求めました。見解を伺います。

軍事的な力による対応ではなく、平和的な外交交渉による解決が重要です。見解を伺います。

自衛隊の先島配備は、緊張を高めるものであり、中止するよう求めるべきであります。

次期沖縄振興計画について。

新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックで人間社会と経済の在り方が激変しています。この激変に対応できるものにすべきです。

地球温暖化による気候変動は、人類の存在と社会基盤そのものを脅かしています。その気候変動への対応も反映させるべきです。特に、サンゴ絶滅の指摘は、サンゴの島沖縄にとって、沖縄観光と経済にとって死活問題になっています。県としての緊急対策が求められていますが、対応を伺います。

世界的な貧富の格差、新自由主義の破綻は、利潤第一主義ではなく、県民の命、働く人々、女性、子供たちが大事にされる社会が求められています。福祉、医療、教育などにも重点を置くべきです。

県はいち早くSDGsを取り入れましたが、さらに推進すべきです。

振興予算の本土還流をなくし、県内を循環し、地元企業・県内企業に蓄積され、家計に蓄積され、県民所得の向上につながる仕組みにすべきです。

本島縦貫鉄道の推進とともに、那覇市のLRT計画について県も一緒になって推進すべきであります。

次期振興計画に向けて、県民の英知を結集するための努力と仕組みについて伺います。

次に、首里城復興計画について。

首里城正殿などの建物の復元とともに、琉球・沖縄の歴史、文化の掘り起こし、再発見、継承する県民一体となった取組、意見、思いを酌み取る仕組みについて伺います。

首里城のある首里のまちづくりと一体となった計画が必要です。

中城御殿、円覚寺の復元計画を具体的に推進すべきです。また、御茶屋御殿の復元は、戦争で焼失したものであり、国の責任で復元するべきです。県が主体となって政府に強く要請すべきです。

次に、旧日本軍第32軍壕の保存公開について。

76年前の沖縄戦は、本土防衛の捨て石作戦として決行されたものではありませんか。

沖縄戦と旧日本軍32軍司令部壕の関係、壕の保存・公開の意義と目的、具体的な計画について伺います。

首里城の地下にこのような戦争遂行の司令部壕があったために、戦火に巻き込まれ焼失した事実を知らせるためにも、第3坑口付近に大きな説明板などを設置すべきではありませんか。

次に、こども医療費の窓口無料化について。

通院医療費の中学までの無料化は知事の英断と高く評価します。去年11月議会で独自の試算も示して、窓口無料化は可能だと提案しましたが、全県実施に向けた知事の決意を伺います。

こども医療費の無料化は本来国が行うべきです。国の制度として実施すること、窓口無料化実施自治体への国保補助金の減額ペナルティーは廃止すべきと強く要請すべきです。

次に、市町村財政を圧迫している国保問題の解決について。

国保交付金が沖縄に対して不利な算定方法に改定されてからの市町村の赤字、いわゆる一般会計からの繰入れの合計額は幾らですか。

一般会計から繰入れを余儀なくされた市町村財政は大きく圧迫されています。これは市町村と住民にとって死活問題だと認識すべきです。

沖縄戦の影響による前期高齢者の比率が低いことが一番の原因であることを我が党の政府交渉で政府側も認めました。戦争を起こした国の責任で赤字額958億円は補填されるべきものです。県はこのことを正面から堂々と主張するとともに、県、議会、市町村、全県が一体となって国に強く要請すべきです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約発効についての御質問の中の2の(1)、核のない平和な世界についてお答えいたします。

悲惨な地上戦により多くの貴い命と貴重な文化遺産を失った経験から、平和の尊さを肌身で感じている沖縄県としましては、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効したことは、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であると考えております。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に抗議するため、平成7年に非核・平和沖縄県宣言を行っており、引き続き平和を希求する沖縄の心を世界に発信し、核兵器の廃絶、戦争の放棄、恒久平和の確立のために力強く取り組んでまいります。

次に、復帰50年を迎えることについての御質問の中の3の(5)、米軍基地と沖縄経済についてお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に人口が集中する中南部都市圏において、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっていることから、沖縄の発展可

能性をフリーズしてきたものと考えています。一方、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっております。

沖縄県としましては、引き続き駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、沖縄の一層の発展につなげてまいります。

次に、こども医療費の窓口無料化についての御質問の中の15の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

沖縄県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。令和3年1月から対象となる市町村を個別に訪問するなどして県の考え方を説明したところ、多くの市町村から御理解をいただいているものと考えております。

沖縄県としましては、今後ともこども医療費助成制度の強化充実を図り、子供の健全育成及び子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

〔政策調整監 島袋芳敬君登壇〕

○政策調整監（島袋芳敬君） 13、首里城復興計画について(1)、県民の思いを酌み取る仕組みづくりについてお答えいたします。

世界と交流しながら築いてきた沖縄の歴史・文化の普遍的な価値を県民とともに再発見し、これを発展させ、未来に引き継いでいくことが沖縄県が取り組んでいく首里城及び琉球文化の復興だと考えております。このため、策定中の首里城復興基本計画について有識者をはじめ、広く御意見を求めてきたところであります。基本計画には、それぞれの取組について県民、伝統工芸、さらに芸能関係者、大学や関係団体等の参加を幅広く求め、連携・協働して取り組んでいく内容を盛り込み、今後とも県民の思いをしっかりと受け止め、取り組んでまいります。

次に同じく13の(2)、首里のまちづくりと一体となった計画についてお答えいたします。

県は、今年度策定中の首里城復興基本計画において、「新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進」を位置づけております。また、次年度から土木建築部において、新・首里杜構想の具体化に向けて国、那覇市、地域と連携し、首里杜地区整備基本計画（仮称）の策定に向けて取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(1)のAとイ、検査体制の拡充及び介護従事者等のPCR検査についてお答えいたします。1の(1)のAと1の(1)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、介護従事者約2万5000人を対象とした定期的な検査を2月10日から開始し、2月22日までに約1万4000人の検査を行い、1名の陽性者が確認されております。

令和3年度は、今年度の検査対象に加え、障害者施設、保育施設及び精神科病院の従事者を対象に検査を行うための予算を計上しております。今後の流行状況によって、効果的な検査対象やタイミングを判断していくことが課題であることから、検査結果の検証を行いながら事業を進めていきたいと考えております。

同じく1の(2)、ワクチン接種の情報提供と市町村支援についてお答えいたします。

ワクチンについては県民が安心して接種ができるよう、ワクチン接種の効果や副反応等について正しい情報を迅速に提供することが重要と考えておりますので、市町村や医師会、医療機関などと協力し県民に対し適切に情報提供をしてまいります。

県では、ワクチン接種の実施主体である市町村において接種体制の構築が進むよう、ワクチン対策チーム内の市町村支援グループにおいて、医師会等と連携し支援を行ってまいります。小規模離島においては、県立病院、県及び地区医師会等の協力の下、医師、看護師等から成る応援チームを派遣し地元の診療所と協力し、円滑に接種できるよう体制を整えています。

同じく1の(3)、医療機関への財政支援についてお答えいたします。

県は、新型コロナウイルス感染患者等の受入れ医療機関に対し、空床確保料や設備整備補助など、今議会に提案している約55億円の補正予算を含め総額約287億円の財政支援を行うこととしております。このうち、空床確保料の単価上乘せ及び感染患者受入協力金として、今議会に提案している約20億9000万円を含めた計約64億5000万円が県独自の支援策となっております。

県としましては、医療機関に対する支援金の早期執行に取り組むとともに、全国知事会と連携を図り、医療機関に対する財政支援の強化について引き続き国に求めてまいります。

次に15、こども医療費の窓口無料化についての御



質問の中の(2)、こども医療費に係る国への要請についてお答えいたします。

子供の医療に関わる全国一律の制度の創設と、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーの廃止につきましては、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通し国に要請しているところであります。

県としましては、制度の創設とペナルティーの廃止を引き続き国に要請してまいります。

次に16、市町村財政を圧迫している国保問題の解決についての御質問の中の(1)と(2)、市町村国保の赤字額及び県の見解についてお答えいたします。16の(1)と16の(2)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

国保の赤字補填等のため市町村が法定外繰入れを行った額は、前期高齢者財政調整制度が創設された平成20年度から令和元年度までの12年間で約958億円となっております。赤字の主な要因は、1人当たり医療費の増加及び前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金の額が少ないことによるものと考えており、市町村にとって国保の赤字解消は重要な課題であると認識しております。

同じく16の(3)、前期高齢者の比率が低いことに関連する国への要請についてお答えいたします。

本県の場合、前期高齢者の加入割合が低いのは、子供の割合が高いことなどに加え、昭和20年から昭和21年生まれの人口がその前後の年代と比べて少ないという沖縄戦に起因する事情があったものと考えております。

県としましては、国保財政の安定的な運営が重要な課題と認識していることから、市町村及び国保連合会と連携して、昨年9月に国に対し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請したところであり、今後も引き続き市町村及び国保連合会と連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(4)のア、生活に困窮している県民への支援策等についてお答えいたします。

県及び各市では、困り事や不安を抱えている方からの相談を県内19か所に設けた生活困窮者自立支援制度の相談窓口において幅広く受け付けております。また、緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金の

支給のほか、住居を持たない生活困窮者に対して、一時生活支援事業により即日、緊急宿泊場所や食事、衣類の提供等により支援しています。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

同じく1の(4)のイ、生活保護制度の改正についてお答えいたします。

生活保護法では民法に定める扶養義務は保護に優先すると規定しており、保護の実施要領において扶養照会が定められています。昨今、厚生労働省は扶養照会についてより弾力的な運用を検討していると表明しており、今後は国の動向を注視してまいりたいと考えております。

県としましては、保護を必要とする方がためらわずに申請していただくことが重要であると考えており、同制度がその機能を十分に果たせるよう今後とも適正な実施に努めてまいります。

同じく1の(4)のウ、生活困窮者への現金給付についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、増加する生活困窮者に対する切れ目のない支援を継続するため、住居確保給付金の大幅な対象拡大や支給期間の延長を行ってまいりました。また、緊急小口資金等の特例貸付けについては、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯について償還を免除できることとなっております。

県としましては、これらの支援を引き続き行いながら関係機関と連携し、生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

同じく1の(4)のエ、ワンストップの相談窓口についてお答えいたします。

県及び各市では、生活や就労等総合的な相談に応じる支援員を配置したワンストップ型の自立相談支援機関を設置し、役場や社会福祉協議会等の関係機関や福祉事務所と連携しながら生活困窮者に対する相談支援を実施しております。本年12月末時点での新規相談受付件数は昨年度の約5倍の1万5760件となっております。

県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携しながら、生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

次に2、核兵器禁止条約発効についての御質問の中の(3)、核兵器禁止条約についてお答えいたします。

県では、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しており、こうした取組による世論の広がり

が大きな力につながるものと考えております。

県としましては、核兵器禁止条約の最終目標である核兵器の廃絶に向けて、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。

次に14、旧日本軍第32軍壕の保存・公開についての御質問の中の(1)、沖縄戦についてお答えいたします。

沖縄戦は、米軍が日本本土への上陸作戦上、絶好の位置にあると考えたことなどから沖縄が戦争の場となり、史上まれに見る激烈な戦火により多くのかけがえない命を奪い去り、貴重な文化遺産を破壊しました。沖縄県史では、日本軍の戦時中の資料や沖縄戦研究等から南部撤退などの日本軍の作戦は、本土決戦を遅らせるためのものであったとされております。

同じく14の(2)、第32軍司令部壕保存・公開の取組についてお答えいたします。

南西諸島方面の防衛強化のため創設された第32軍司令部は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢を担ったことから、その拠点として構築された司令部壕が果たした役割等の歴史的事実を史実調査において検証するとともに、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承することは重要であると考えております。今年1月に専門家で構成する検討委員会を設置し、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について議論を進めており、具体的な計画につきましては同委員会での議論を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

同じく14の(3)、第3坑口付近の説明板の設置についてお答えいたします。

現在、専門家で構成する検討委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について議論を進めているところであり、議員の御提案も含めて様々な方法を模索し、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的事実を史実調査において検証するとともに、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新型コロナウイルス感染症防止対策についての(5)のア、地方創生臨時交付金の増額についてお答えいたします。

県がこれまで実施した新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、飲食店等への協力金や雇用調整助成金の上乗せ補助、地域クーポンの発行、農林水産物の県外輸送補助など様々な対策を講じていると

ころですが、長引くコロナ禍において落ち込んだ経済を回復するにはさらなる対策強化が求められております。

県としては、コロナ禍が長期化する中、追加の経済対策や感染症対策を迅速かつ切れ目なく講じていくには財源の確保が課題であることから、全国知事会と連携し地方創生臨時交付金の増額を国に求めているところです。

次に3、復帰50年を迎えることについての(2)、復帰措置に関する建議書についてお答えいたします。

復帰措置に関する建議書は、沖縄が望む復帰の在り方を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。同建議書では、県民福祉を最優先に考え、地方自治の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄像を描いており、現在においても地方行政運営の基本的な考え方であると認識しております。

復帰50年を迎える本県においては、今なお我が国の米軍専用施設・区域が集中していること等の特殊事情から派生する固有課題を抱えております。

同じく3の(4)、基地依存度と基地返還に伴う経済効果等についてお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5%から平成29年度は6.0%へ大幅に低下しております。また、既に返還された那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の活動による直接経済効果は、復帰前の89億円に対し返還後は2459億円と約28倍、跡地利用に伴う誘発雇用人数が返還前の767人に対し、返還後は2万4737人と約32倍になると試算しております。今後、返還が予定されているキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の活動による直接経済効果は、返還前の501億円に対し返還後は8900億円と約18倍、跡地利用に伴う誘発雇用人数が、返還前の4400人に対し返還後は8万503人と約18倍になると試算しております。

同じく3の(6)、「基地のない平和な沖縄を県土のあるべき姿」と記述した経緯についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、県民の多くの声を酌み上げるとともに、沖縄県振興審議会の審議、市町村への意見照会、パブリックコメントの実施など多くの意見に加え、県議会において全会一致で決議された要請等を反映したものであります。ビジョンにおいては、克服すべき沖縄の固有課題と対応方向として、「基地

のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」とされており  
ます。

県としては、ビジョンに掲げた将来像の実現と固有課題の解決に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に12、次期沖縄振興計画についての(1)のア、新型コロナウイルス感染症による変化への対応についてお答えいたします。

新たな振興計画(骨子案)においては、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、検疫・防疫体制の強化、医療体制の拡充など多様なリスクに対応する危機管理体制の構築、医療・健康、デジタル等を重視した取組の強化、安全と経済の両立に係る条件整備の推進等が必要であることから、安全・安心の島の実現と新しい生活様式への対応や強靱で持続可能な社会・経済の構築に取り組むこととしております。

同じく12の(1)のウ、福祉、医療、教育等の位置づけについてお答えいたします。

新たな振興計画(骨子案)においては、各施策展開に通底する基軸的な基本方向の一つとして、「平和で生き生きと暮らせる誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げております。人の和、地域の和に支えられたコミュニティの中で、教育や福祉、保健・医療が充実し、子供から高齢者までの全ての県民が安全・安心かつ健やかに暮らせる社会を目指すこととしております。

同じく12の(1)のエ、SDGsの推進についてお答えいたします。

沖縄県では、社会・経済・環境の3側面の総合的な課題解決の視点等、SDGsを新たな振興計画(骨子案)に取り入れ、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すこととしております。SDGsの推進については、次年度にSDGs推進室(仮称)を新たに設置し、おきなわSDGsパートナーと連携した各種取組、ステークホルダー間の交流イベントやシンポジウム開催による普及啓発の促進など、SDGsの全県的な展開に向け、さらに積極的に推進してまいります。

同じく12の(2)、振興予算の県外流出を防ぐ仕組みづくりについてお答えいたします。

本県は、農林水産業や製造業といった生産部門の割合が低く、商品や原材料の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。

県としましては、獲得した所得の県外流出を抑制

し、地域内で経済を循環させていくことは重要と考えており、新たな計画の骨子案において稼ぐ力の向上を掲げ、その中で、地域経済の循環を高める仕組みを構築していくこととしております。

同じく12の(3)、那覇市のLRT計画についてお答えいたします。

那覇市においては、令和3年度から4年度にかけてLRTの整備計画を策定するとしており、現在、計画策定に向けて、路線バスの再編の在り方等についてバス事業者と調整が行われているところであり、今後は自動車交通への影響等について検討されることとなっております。

県においては、鉄軌道の導入に当たり鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築が重要であると考えており、那覇市においてLRT整備に係る具体的内容が整理された段階で調整を行うこととしております。

同じく12の(4)、新たな振興計画への県民参加についてお答えいたします。

県においては、新たな振興計画、骨子案を取りまとめた後、パブリックコメントを実施するとともに、市町村長との意見交換会を開催するなど、県民の皆様、市町村、経済団体等から広く御意見を伺っております。また、今後も素案策定及び県振興審議会の答申後も、適宜、新聞広告など各種広報媒体を活用し情報発信に努めるとともに、パブリックコメントの実施や圏域別の意見交換会の開催、SNSの活用やウェブ会議など県民参加による沖縄振興計画の策定づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

先ほど3の(4)、基地依存度と基地返還に伴う経済効果等についての答弁の中で、既に返還された那覇新都心地区等の返還前の89億円に対しと答弁申し上げるところ、復帰前と答弁いたしました。正しくは返還前となります。

訂正しておわび申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 1、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(5)のイ、納入業者、関連業者などへの支援についてお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では国に対し、国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請

を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところで、その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。加えて、県としては、最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく1の(6)のア、基地従業員に対する感染防止対策についてお答えいたします。

基地従業員については、雇用主である国において適切な感染防止対策がなされる必要があるものと認識しております。沖縄防衛局によると、テレワークの導入や手洗い、マスク着用などの周知啓発に加え、基地従業員が感染した場合や濃厚接触者となった場合には、感染拡大防止の観点から指定医療機関への入院や自宅待機の措置が取られるとのことであり、県では、昨年、渉外知事会を通じて、基地従業員等に対する感染防止対策の徹底を国に求めたところであり、引き続き米海軍病院や沖縄防衛局などと連携しながら感染及び濃厚接触者等の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君）文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）1、新型コロナウイルス感染防止対策についての(5)のウ、宿泊・観光産業に対する直接給付金制度についてお答えいたします。

県では、Go Toトラベルの一時停止や緊急事態宣言により、観光関連産業等において深刻な影響が生じていると認識しており、令和3年1月22日に経済産業大臣等へ不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた中小事業者への支援等を要請しております。

現在、国においては、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について給付要件等の策定を行っているところであり、2月下旬、いわゆる近日中には申請要領等を公表する予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君）知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君）1、新型コロナウイルス

感染防止対策についての(6)のア、コロナが発生している米軍基地の封鎖及び感染防止策についてお答えいたします。

昨年7月、米軍関係者に新型コロナウイルス感染者が多数確認された際に、県から米軍及び日本政府に対し、集団感染が発生している普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンを閉鎖し、感染拡大防止の徹底を図るよう求めたところです。現在、在沖米軍においては、日本に入国する全ての米軍関係者に対し、14日間の移動制限措置を義務づけるとともに、移動制限を解除する前にPCR検査を実施しているとのことであり、

県としては、今後とも米軍に対し、万全の感染防止対策を講じるよう求めてまいります。

同じく1の(6)のイ、コロナ禍での米軍の訓練及び辺野古新基地建設の中止についてお答えをいたします。

県では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、機会あるごとに米軍に対し、感染防止対策の徹底を要請しております。また、辺野古新基地建設については、令和2年4月及び8月に、埋立工事関係者が新型コロナウイルスに感染したことを受け、知事から当時の菅内閣官房長官に対して、電話により工事の中止を要請しております。

2、核兵器禁止条約発効についての(2)、日米核密約の撤廃及び嘉手納弾薬庫等への立入調査についてお答えをいたします。

有事の際に再び沖縄に核を持ち込むとの日米核密約があったとの事実関係について、県が平成29年9月に外務省に確認したところ、密約は仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えており、米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認されたとの平成22年6月15日の外務大臣会見のとおりであり、政府の立場に変更はないとのことであり、

県としては、いかなる理由があるにせよ、沖縄への核持ち込みはあってはならないと考えております。

3、復帰50年を迎えることについての(1)、米軍基地の実態と形成過程についてお答えをいたします。

沖縄県には31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8484ヘクタールで、全国の米軍専用施設面積の約70.3%を占めております。去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上、基地の建設を進めました。戦後27年間に及ぶ米軍統治下においても銃剣とブルドーザーによる接収と

呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されました。そして、1950年代に本土で発生した米軍基地への反対運動の影響により、本土から、当時米国の施政権下にあった沖縄に海兵隊が移駐してきたものと認識しております。

同じく3の(3)、在沖米軍基地への見解についてお答えをいたします。

戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%である本県に約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は異常であり、到底容認できる状況にはありません。内閣府の調査では、国民の約8割が日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っていると回答しています。

県としましては、日本の安全保障が大事であるならば、基地負担の在り方についても日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであると考えております。

同じく3の(7)、基地のない平和な沖縄を宣言することについてお答えをいたします。

県では、本土復帰50年という大きな節目に、日米両政府に対し当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めるものであります。この要請に当たっては、沖縄21世紀ビジョンにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進める」としている県の米軍基地に対する考えを明らかにしたいと考えております。

4、米軍基地問題についての(1)のA、KC130空中給油機の離発着回数についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の離着陸等状況調査によると、KC130空中給油機の離着陸回数は、嘉手納飛行場と普天間飛行場の合計で平成30年は1072回、令和元年は1025回、令和2年は1019回となっており、3年連続で1000回を超えております。

4の(1)のイ、米政府会計監査院の報告書についてお答えをいたします。

2017年4月の米政府会計監査院の報告書では、移転した海兵隊部隊の訓練要件にかなう訓練地が岩国近隣にないため、結果として部隊が沖縄に戻っているとの記載がなされております。

4の(1)のウ、訓練移転の検証についてお答えをいたします。

本県の過重な基地負担を軽減するためには、基地の整理縮小に併せて、在沖米軍の県外・国外への分散移転、ローテーション配備を進めることが必要であると考えております。これまでの訓練の分散移転のうち、

県道104号線越え実弾砲撃演習については県外移転が行われ、県内で訓練が行われなくなっていますが、嘉手納飛行場での飛行訓練やオスプレイの訓練移転については目に見える効果が現れておらず、検証が必要であると考えていることから、昨年10月に加藤官房長官及び岸防衛大臣に対し、効果の検証を求めたところであります。

同じく4、米軍基地問題についての(1)のエ、外来機の飛行禁止等についてお答えをいたします。

本県に広大な米軍基地及び訓練空域・水域が集中することにより、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、自然環境の破壊、航空機事故のほか、米軍人・軍属等による事件・事故等、県民生活に様々な影響を及ぼしております。

県としては、これらの問題を解決するため、在沖米軍基地のさらなる整理縮小、県外・国外への訓練移転、ローテーション配備や外来機の飛来制限、訓練水域・空域の削減を日米両政府に強く求めております。

同じく4の(2)のA、米軍の低空飛行訓練の実態についてお答えをいたします。

昨年12月末から現在までの県が把握している米軍航空機による低空飛行訓練の事案としては、慶良間諸島周辺、国頭村周辺、金武町周辺などで10回以上確認されております。

4の(2)のイ、米軍が自由に低空飛行訓練を行えることについてお答えをいたします。

政府は、「在日米軍が施設・区域でない場所の上空で飛行訓練を行うことが認められるのは、日米地位協定の特定の条項に明記されているからではなく、日米安保条約及び日米地位協定により、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することを米軍に認めていることから導き出されるものである。」としております。また、政府は、県内における低空飛行訓練について、「米側から、日米合意等に基づき行われていると回答を受けている。」としており、米軍航空機の低空飛行訓練を容認しているため、繰り返し同訓練が実施されているものと考えております。

県としましては、民間地域での低空飛行訓練が常態化することはあってはならないと考えており、米軍及び日米両政府に対して、提供施設・区域外での訓練を一切実施しないことなどを求めたところであります。

同じく4の(2)のウ、米軍の低空飛行訓練に関する国会の答弁についてお答えをいたします。

菅総理大臣が2月17日の国会答弁で、「米軍の飛行

訓練は、日米安全保障条約の目的達成のため重要」であると述べたことは承知しております。しかしながら、県は、県民に強い不安を与えるような訓練が常態化することは断じて容認することはできないと考えております。そのため、1月20日及び2月17日に謝花副知事が外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長を県庁に呼び抗議・要請を行いました。その後も、繰り返し米軍による低空飛行訓練が確認されたことから、2月19日には知事が岸防衛大臣に対し、謝花副知事からは外務省北米局長に対し、口頭で提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請したところです。

4の(2)のエ、イタリアでのロープウエー切断事故と低空飛行訓練の中止についてお答えをいたします。

イタリアでは、1998年に、低空飛行訓練中の米軍機がロープウエーのロープを切断し、ゴンドラ搭乗中の20人が死亡する大事故が発生しております。

県としましては、民間地域での低空飛行訓練が常態化することはあってはならないと考えており、米軍及び日米両政府に対して、提供施設・区域外での訓練を一切実施しないことなどを求めたところであります。

同じく4の(2)のオ、県による飛行高度測定及び情報提供の仕組みづくりについてお答えをいたします。

米軍航空機の飛行高度測定については、岸防衛大臣が2月19日の記者会見において、防衛省として、映像や写真などから米軍機の高度を分析する手法や必要な条件などについて、有識者から助言を仰ぐ等検討を始めていると述べております。

県としては、まずは基地の提供責任者である国において飛行高度の測定を実施するべきであると考えております。また、一般県民からの情報提供は、米軍や日米両政府への働きかけを行う際の有効な資料の一つになると考えており、他の自治体を参考に、ホームページなどで広く情報提供を求める方法を検討してまいります。

同じく4の(3)のア、水陸機動団の配備等と基地機能の強化についてお答えをいたします。4の(3)のアと4の(3)のイは関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は記者会見において、米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。一方、今回報道にあるような、新たな部隊を沖繩へ常駐させ米軍専用施設を共同使用することは、地元

へのさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、沖繩県は、在日米軍専用施設の約70.3%が集中しており、安全保障関連法に基づく活動により、米軍の基地機能が強化され、沖繩への基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

5、辺野古新基地問題についての(1)のア、サンゴ特別採捕に係る関与取消訴訟についてお答えをいたします。

令和2年7月に提起した関与取消訴訟では、知事自ら意見陳述を行い、沖繩県におけるサンゴ類の重要性を主張するとともに、知事が判断をする前に許可を命じた農林水産大臣の是正の指示は、地方自治法等の趣旨に照らし、違法な国の関与に当たり、沖繩県の自主性及び自立性を著しく制約し、問題があることを申し上げました。しかしながら、令和3年2月3日の判決は、このような農林水産大臣の是正の指示を適法と認めたため、県は、当該判決を不服として、同月10日に最高裁判所に上告受理申立てを行ったところです。

同じく5の(1)のイ、埋立承認の撤回理由についてお答えをいたします。

県は、埋立承認後に軟弱地盤等の問題が判明したことや、留意事項に基づく事前協議を行わないまま工事を強行していたことなどを理由に、適法に承認取消処分を行いました。

県としては、その理由は現在も正当であると考えており、引き続き抗告訴訟において、承認取消処分の適法性をしっかりと訴え、主張が認められるよう全力を尽くしてまいります。

同じく5の(2)のイ、米国内における辺野古新基地建設に対する懸念についてお答えをいたします。

令和2年6月、米連邦議会下院の小委員会は、2021年度国防権限法案に関する報告書において、普天間飛行場代替施設の建設に関し、大浦湾海底の地震の可能性と不安定性に対する懸念が高まってきたこと、2本の活断層が付近に存在すること、地質学者らが建設計画を困難にする問題を特定したものと認識していること等を指摘しております。また、外交・安全保障の分野を強みとする米国有数のシンクタンクCSISも、令和2年11月の報告書において、「この計画は困難続きで、完成予定日が延期され、費用は跳ね上がっている。これが完成する可能性は低そうだ」と指摘しております。

6、普天間基地の運用停止、閉鎖・撤去についての(1)、普天間飛行場の5年以内の運用停止についてお

答えをいたします。

普天間飛行場の5年以内の運用停止については、同飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識の下、平成25年12月の沖縄政策協議会において県が求めたものであります。これに対し、同月25日に仲井眞元知事と面談した安倍前首相から「日本政府としてできることはすべて行う」との回答があり、翌年2月に設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の負担軽減に政府一丸となって全力で取り組むことが確認されました。

県としては、普天間飛行場の5年以内の運用停止は辺野古移設とは関わりなく実現されるべきものであり、実現しなかったことは誠に残念であります。

同じく6の(2)、普天間飛行場の危険性の除去についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設については、防衛省から、統合計画に示されている提供手続の完了までに要する期間が約12年になることが令和元年12月に公表され、辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になりました。普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、日米両政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、同飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。

同じく6の(3)、普天間飛行場の運用停止等への取組についてお答えをいたします。

県としては、県議会において、これまで普天間飛行場の運用停止、閉鎖・返還等を求める意見書及び抗議決議が全会一致で可決されていることを重く受け止めております。普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還は、県と県議会の共通の認識であり、県としましては、辺野古移設とは関わりなく実現されるよう、引き続き日米両政府に対し強く求めてまいります。

7、那覇軍港問題についての(1)、那覇港湾施設の返還についてお答えをいたします。

公表されている那覇港湾施設の入港隻数は、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減しております。平成15年以降は、在沖米軍から情報提供がないため把握できておりませんが、以前に比べ利用が減っているのではないかと考えております。同施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であり、同施設の返還は、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであることから、引き続き早期

の返還を求めてまいります。

同じく7の(2)、那覇港湾施設の移設に関する浦添市長の発言についてお答えをいたします。7の(2)と7の(3)は関連しますので、一括してお答えをいたします。

那覇港湾施設については、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され現在に至っているものと理解しております。移設協議会においては、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであり、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要であると考えております。浦添市長の発言は、自らの考えを述べたものと理解しており、知事はこれまでの三者面談においても、移設協議会の枠組みの中で調整を行う旨を発言しております。

同じく7の(4)、那覇港湾施設の移設に関する県の考えについてお答えをいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、政府に対し、同施設の早期返還を求めております。那覇港湾施設の移設に当たっては、民港部分において、CO<sub>2</sub>削減、ゼロエミッション等、SDGsの考え方など、環境保全に最大限配慮することが考えられていることなどを踏まえ、代替施設についても民港部分と同様に、環境保全に最大限配慮するよう求めたいと考えております。

8、海兵隊撤退を正面から求めることについての(1)、事件・事故に占める海兵隊の割合等についてお答えをいたします。

復帰後、令和2年12月末までに発生した米軍関係の航空機事故のうち、海兵隊によるものは全体の約22%を占めております。また、県警に確認したところ、平成18年から令和2年までの刑法犯のうち、海兵隊員の占める割合は、検挙件数で62.1%、検挙人員で59.3%となっております。

同じく8の(2)、米政府高官の海兵隊についての認識についてお答えをいたします。

1982年4月、米国防総省は、米国防総省上院歳出委員会小委員会に対して、「在沖海兵隊は、日本防衛の任務にあてられていない。在沖海兵隊は、第七艦隊の即応海兵隊として機能しており、西太平洋及びインド洋における同艦隊の活動地域のいかなる場所にも配備さ

れる可能性がある。」と述べております。また、1970年1月26日の米上院外交委員会公聴会においてジョンソン国務次官及びマッギー在日米軍司令官が同様の発言をしております。

同じく8の(3)、在沖米海兵隊の撤退についてお答えをいたします。

在沖米海兵隊の基地が全て返還された場合、在日米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約40%になると試算しており、事件・事故も大幅に減るものと考えられます。

県としては、沖縄県議会において、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止めており、このことも踏まえた形で日米両政府には基地の整理縮小を要請したいと考えております。

9、日米地位協定の改定についての(1)、他国地位協定調査結果についてお答えをいたします。

沖縄県では、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、同協定の見直しに対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行っております。平成29年度と30年度に調査したヨーロッパ4か国では、国内法を米軍にも適用し、空域を自国で管理するなど、米軍の活動をコントロールしており、令和元年度に調査したオーストラリアとフィリピンにおいても同様の状況でした。これに対し、日本では原則として国内法が適用されず、日米で合意した騒音規制措置等も守られない状況にあるほか、米軍機事故の際の主體的な捜索や基地内への立入り権の確保が実現していないなど、他国と異なる状況となっております。

同じく9の(2)、シンポジウムの開催についてお答えをいたします。

県では、他国調査の結果や日米地位協定の問題点を日本国民全体で共有するため、海外の有識者等を招いたシンポジウムを今年度開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の開催を見送ったところであります。同シンポジウムについては、次年度、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、開催に向けた取組を進めたいと考えております。

10、基地問題の世界と全国への発信についての(1)のア、ワシントン駐在の活動と米側の認識の変化についてお答えをいたします。

ワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者等に対し、沖縄の基地問題に関する情報提供等の働きかけを精力的に行っております。その結果、2019年6月及び10月には連邦議会調査局報告書に在沖米軍の状

況について正確な記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会が軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念を示しました。さらに同年11月には、外交・安全保障の分野を強みとする米国有数のシンクタンクCSISも、辺野古新基地について「完成する可能性が低そうだ」と報告するなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあると考えております。

同じく10の(1)のイ、米議会調査局の報告書についてお答えをいたします。

米連邦議会調査局は、去る2月2日の報告書において、日本の国土の1%に満たない沖縄に在日米軍兵の過半数が駐留していることや、沖縄県の住民投票によって、72%の県民が代替施設の建設に反対していることが示されたこと、玉城知事が新基地の阻止を表明していることなどを説明した上で、普天間飛行場の移設に関する取組が困難に直面し続けていると指摘しております。

同じく10の(1)のウ、ワシントン駐在の今後の活動についてお答えをいたします。

県としては、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えております。このため、今後もワシントン駐在を活用し、動画コンテンツの発信、米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ、米国内県系人ネットワークとの連携や発信力の高い人物等の沖縄への招聘、有識者との連携などに取り組み、米国側の理解と協力を促したいと考えております。

同じく10の(2)、全国と世界への働きかけについてお答えをいたします。

米軍基地問題等の課題解決のためには、国内外における沖縄の実情等についての理解を深めることが重要であると考えております。このため、これまで全国知事会と連携し米軍基地負担に関する提言を政府に行ったほか、トークキャラバンの実施や日英両言語による沖縄の米軍基地問題のパンフレットの配布等を行っております。また、英語版ホームページの公開、地位協定ポータルサイトや公式ツイッターの開設などに加え、沖縄の米軍基地問題に関する動画をユーチューブで配信する等、インターネットやSNSを活用した情報発信に取り組んでおります。今後ともあらゆる機会を活用し、国内外への情報発信を強化してまいります。

11、尖閣問題と中国海警法問題についてお答えを



いたします。中国海警法及び平和的な外交交渉について、11の(1)と11の(2)は関連しますので、一括してお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し、同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交(対話)によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところです。

同じく11の(3)、自衛隊の島嶼配備についてお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域における漁業の安全確保や中国公船等への対応については、海上保安庁において、冷静かつ毅然とした対応を継続するとともに、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講ずる必要があると考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県は、住民合意のない自衛隊の強行配備は認められないものと考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うよう求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 5、辺野古新基地問題についての御質問のうち(2)のア、軟弱地盤の改良工事についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、地盤改良が必要となったことから、公有水面埋立変更承認申請書を提出しております。県では、令和2年12月21日付で沖縄防衛局に対して、地盤条件等に係る16項目242件の質問を行い、本年1月22日付で回答が提出されております。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、地盤の再調査の必要性等について2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

次に5の(2)のウ、地震データ等の取扱い及び変更承認申請についてお答えいたします。5の(2)のウと5の(2)のエは関連しますので、一括してお答えさせ

ていただきます。

港湾の施設の技術上の基準・同解説によると、地域の地震活動にもよるが、おおむね1年から数年の観測を実施すれば記録を取得できることや、地震の数については、3個以上が望ましいと記載されております。一方、沖縄防衛局は、耐震性を設計する際のデータとして、K-NET名護のデータ2件を使用しておりますが、そのうち、1件のデータが現在削除されております。県では、沖縄防衛局に対して、データが削除されたことを把握した時期や、地震動の再設定の検討について2次質問を行ったところであり、今後、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

次に5の(3)、埋立土砂の採取についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として7地区で約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる約3160万立方メートルの土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

次に5の(4)、海砂利採取の総量規制の設定についてお答えいたします。

本県において海砂利は、建設用骨材などとして必要不可欠なものであり、将来にわたって安定的に供給されるべきものと考えております。総量規制の必要性については、安定供給に向けた取組についての検討や関係機関等にヒアリングを行っているところであり、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

次に13、首里城復興計画についての御質問のうち(3)、中城御殿、御茶屋御殿の復元についてお答えいたします。

中城御殿の復元等については、県営公園区域内にあり、県事業として取り組んでいるところであり、御茶屋御殿の復元等については、現在、国と県、那覇市との間でワーキンググループを開催しており、整備主体も含め、引き続き検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 12、次期沖縄振興計画についての(1)のイ、地球温暖化対策とサンゴ礁の保全についてお答えいたします。

気候変動への対策に取り組むことはSDGsの17の目標の一つに掲げられており、沖縄県気候非常事態宣言を行うなど対策を強化してまいります。また、サンゴ礁の保全についても海の豊かさを守る観点からSDGsの目標に掲げられており、県では平成29年度から白化対策の調査研究に取り組んでいるところですが、その推進を図るため、新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)において、自然環境の保全再生支援制度の拡充を求めているところであります。

引き続き専門家の意見も踏まえ、白化対策の調査研究などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 13、首里城復興計画についての御質問の中の(3)、円覚寺の復元計画についてお答えします。

県教育委員会では、円覚寺跡基本整備計画に基づき、今年度から木造建造物である三門の復元に向けて工事を着手し、令和5年度までに完成する予定です。三門の復元終了後は、現在策定を進めております円覚寺跡保存活用計画を基に、三門以外の木造建造物の復元に向けた整備計画について進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時52分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) ただいま渡久地議員からございました海兵隊員の事件・事故が多い理由は何かという質問につきましては、私ちょっと答弁漏れでございましたので、お答えをいたしたいと思っております。

海兵隊員の占める割合が高い理由につきましては、他の軍種と比較して全体の人数が多いことが要因の一つとして考えられるほか、若い隊員が多いことやローテーションによる短期駐留が多く、沖縄の歴史や文化に対する認識が低いことなども要因ではないかというふうに言われております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 渡久地 修君。

[渡久地 修君登壇]

○渡久地 修君 答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

まずコロナ対策ですけれども、この感染が落ち着いた今こそ無症状の陽性者を発見する大規模なPCR検査が必要だということは、これは専門家も一致していると思います。これまでも求めてきましたけれど、知事、今こそやっぱり必要な人が受けられる大規模なPCR検査を実施することが求められていると思います。今朝の新聞にも3000円とか2000円とかで民間でもできるようになっていますけれども、やっぱりこれを大規模に今やっていくと。必要な人が受けられるという体制をつくるのが必要だと思いますので、知事の見解を求めます。

そして、定期的なPCR検査。これ県は頑張って介護、医療機関、全国に先駆けてやりました、大変評価しています。それから、保育所などでもやると。これも大変評価していますけれども、私このクラスターが発生した福祉施設で休園になったところへ行きましたが、先生方は本当にもうショックを受けて大変でしたね。学校で起こった場合、学校が休校になったら父母まで全部仕事休まざるを得なくなりますので、ぜひ小中学校、高校でもやっぱりこのPCR検査を定期的に行うということを県が音頭を取って市町村とも協力してやっていただきたいと思っております。

それから2つ目、経済対策ですけれども、日本はこの経済対策について、自粛を求めるならそれに見合った補償をやるっていう点で、諸外国と比べて非常に遅れています。ヨーロッパなどでは、自粛を求めたところには、70%の直接補償をやっているというのが普通ですので、ぜひこれは知事会とも一緒になって、特に事業規模に合った直接給付、これを求めていただきたいというふうに思います。

そして先ほど答弁にありました国の経産省の一時支援金、これが今受けられるように、そして幅広い業種が対象になるように、県として全力を挙げて取り組んでいただきたい。これについても見解を伺います。

そして、先ほど答弁ありました地方創生臨時交付金、この大幅増額は絶対に必要だと思いますので、知事の見解を伺います。ぜひ知事会とも一緒になって、場合によってはもう上京することも含めてこの地方創生臨時交付金の大幅増額について全力を挙げていただきたいと。

それから、糸満市からの土砂採取について質問しま

す。

今知事にお渡ししたのは、沖縄県の慰霊の日の条例と平和祈念資料館の県民の誓いの言葉です。この慰霊の日を定める条例には、こう書いてあります。「我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。」となっています。この条例の制定の経緯と趣旨、目的についてまず伺います。

そして知事、この遺骨の混ざった、戦没者の血の染み込んだ土砂を採取して辺野古の埋立てに使用するのは、この戦没者の霊を慰めるという条例の趣旨からいっても許されるものではありません。知事はこの趣旨から埋立てのための土砂採取は容認できない、政府はやるべきじゃないと明確にこの場で私は表明すべきだと思います。また、条例の趣旨と県民の平和への思いに鑑み、埋立土砂の採取を止めるため様々な手法を知事にはぜひ考えて実行していただきたいと思いますので、知事の答弁を求めます。

低空飛行訓練、これはほとんどが区域外訓練です。区域外訓練について、政府はここにある1979年の答弁書（資料を掲示）ここでは施設・区域外で行うことは同協定の予想しないところであると明確に答弁書で答弁しています。そして83年の外務省の「日米地位協定の考え方」、ここでは「このような活動はあくまでも例外的なものであると考えるべきであり、これが歯止めなく広がることは阻止する必要がある」と書いてあります。また、「米軍の軍隊としての活動が施設・区域外で無制限に行われれば、我が国の社会秩序に大きな影響を与えられる」、「米軍の軍隊としての活動は、施設・区域内に限られるべきである」ということを外務省は述べています。

安倍・菅政権でまさに歯止めが利かなくなっている。アメリカ言いなりに過去の答弁を否定し、解釈を変更しています。これが許されるのか、知事の見解を伺います。

それから公室長、先ほど高度測定、国がやると言っていましたけれども、国が今までやらないからこんな問題が起こっているのであって、県自らぜひやってください。再度答弁を求めます。

そして知事、県議会がこれだけ抗議しても、県が抗議しても米軍は聞こうとしない。もうこうなったら嘉手納基地を撤去すべきだと、県民は嘉手納基地の撤去まで求めますよと。海兵隊の撤退も求めるべきだとい

うことを訴えたいと思います。

それから次に国保問題。これは市町村の死活問題です。市町村議会での議員活動をやった議員の皆さんはよく知っていますけれども、市町村の財政問題で大きいのは国保問題なんです。市町村にとってはこれは死活問題です。これは、戦争を起こした国の責任だと明確に正面から訴えないといけないということで、知事にぜひこれ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、私は知事に復帰50年を迎えるに当たって、いろいろあると思いますけれども、私は絶対に沖縄で活動する政治家にとって忘れてはならないのは、1つは沖縄戦の悲劇、こういったことを絶対に繰り返さないということを原点にすべきだと思います。2つ目、基地のない平和な沖縄を目指すということを、絶対に私は握って離してはならないと思います。そして3つ目、今や米軍基地は沖縄発展の阻害要因だと。復帰後の県民の長い活動、闘いによって、米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因だということまで、沖縄県民の運動でここまで持ってきているわけです。ですからこれは、ぜひこれからも堅持していくべきだと。基地のない沖縄を目指す。これを握って離さないでやっていただきたい。

そして次に、核兵器の問題。1月22日に核兵器禁止条約が発効して、これまでの22日以前と今とでは全然違うわけです。沖縄県の立場も核兵器禁止条約発効、その進歩に立って県の政策もこれから進めていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの渡久地修君の再質問に対する答弁は時間の都合もございますので、休憩後に回したいと思います。

30分間休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の渡久地修君の再質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の再質問にお答えいたします。

まず経済対策として、事業規模に合った支援金の支給またそのような支援金の財源を国に求めること等についてお答えいたします。

沖縄県は、長引くコロナ禍における落ち込んだ需要の喚起や、幅広い事業者への経営支援の拡充に向けた財源を国に求める必要があると考えています。全国

知事会を通じて一時支援金の支給対象の大幅な拡大や、交通事業者、観光関連事業者など、時短などの影響を受けた全ての業種に対して手厚い支援を行っていただくよう、国に対して強く求めていきたいと考えております。同時に、地域において必要とされる経済対策、感染防止対策が来年度も切れ目なく継続的に進めていけるよう、臨時交付金などの財源の確保も強く求めていきたいと考えております。

それから慰霊の日条例の趣旨に反する南部の土砂の使用はあってはならないということ、土砂使用の禁止について県の考えを伺うということについてお答えいたします。

慰霊の日を定める条例は、去る大戦において多くの生命財産及び文化的遺産を失った我が県は、戦争の悲惨さに深く思いをいたし、再び戦争が起こることのないように恒久平和を願い、戦没者の霊を慰めるため慰霊の日を定め、その理念を永久に保持しようとするものであるとの趣旨で制定されております。沖縄県では、この条例の趣旨を踏まえ、毎年慰霊の日に沖縄全戦没者追悼式を実施し、戦没者の霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う沖縄の心を発信し続けております。

なお、戦没者の御遺骨がまだ残されているかもしれない場所からの土を、土砂を使用するということは、悲惨な戦争を体験した県民や御遺族の思いを傷つけるものと考えており、このような慰霊の日に込められた県民の思いを、強く国に対しても伝えていかななくてはならないというように考えています。今般の土砂採取に関する件につきましては、県として今後どのような対応が可能か全庁的に検討してまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） PCR検査に関する再質問についてお答えいたします。

県では、クラスターにつながる可能性を的確に捉え、可能な限り広くPCR検査を実施しているところです。これまでも松山の繁華街や基地従業員を対象とした検査など、感染状況を把握するための大規模な検査を実施してきており、今後も医師会等と連携し、必要となるときに迅速に行えるよう調整をしているところです。

このほか、希望する県民が安価に受検できるよう補助事業を開始したところであり、さらに空港でも、事前に受けられなかった方のためのPCR検査事業を

実施しているところでございます。このように民間の検査機関も活用して、検査体制の拡充が図られるものと考えているところです。

2つ目に、エッセンシャルワーカーに対する定期的な検査につきましては、対象施設については今年度は優先すべき対象である介護従事者や医療従事者について、先行的なモデル事業として開始しました。令和3年度は、障害者施設や保育施設等を対象に拡大を予定しているところであり、その際には、特に保育施設については市町村にも負担をいただきたいというふうに今調整をしているところでございます。その他の対象拡大につきましても、市町村と連携しながら検査の必要性や優先度など勘案しまして、検査のキャパシティーなども踏まえまして判断していくことが課題であるというふうに考えております。

次に、国保制度における赤字の問題についてでございますが、国保の赤字については、市町村財政上、非常に大きな課題と県のほうでも認識しております。本県のこれまでの要請に対しまして、平成21年度以降、国からは415億円の交付を受けておりますが、依然として厳しい状況は続いております。前期高齢者の割合が低いという本県の特殊事情を前面に押し出しまして、今後とも財政支援を国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 渡久地議員の経済対策に関する再質問のうち、国の一時支援金に関する県の対応についてお答えいたします。

国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金につきましては、県内でも旅客運送事業者それから宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、さらにはイベント事業者等が対象となり得ることから、県内事業者等への周知及び活用を促す必要があると考えております。

そのため県としましては、これらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談サポート体制の整備に向け調整を進めており、国及び市町村等と連携を図りながら、当該支援金の対象となり得る県内事業者が円滑かつ幅広く給付を受けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 慰霊の日を

定める条例制定の経緯と趣旨、目的についてお答えいたします。

本県は、さきの大戦において一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。昭和36年、当時の琉球政府立法院において、住民の祝祭日に関する立法が議員発議され、戦没者の霊を慰める日とする趣旨で慰霊の日が定められました。その後、本土復帰により県は昭和49年に沖縄県慰霊の日を定める条例を制定し、6月23日を慰霊の日として定めております。同条例第1条には、「我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。」と規定されているところでございます。

次に、核兵器禁止条約の批准と県の取組についてお答えいたします。

県ではヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しております。ヒバクシャ国際署名は、広島、長崎の被爆者が始めた国際署名であり、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めますとされる被爆者の訴えに対して賛同し署名するものであり、沖縄県知事を含め20の府県知事及び1295の地方自治体の首長が署名をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 渡久地議員の米軍による提供施設・区域外での訓練についての政府見解についてお答えをいたします。

政府は、1979年の国会答弁において、合衆国軍隊の使用に供するため、施設・区域が提供されているわけであるから、同軍隊が本来施設・区域内で行うことを予想されている活動を施設・区域外で行うことは同協定の予想しないところである。なお、合衆国軍隊の軍隊としての機能に属する個々の活動について、これが施設・区域外において認められるかどうかの点に関しては、個々の活動の目的、態様等の具体的な実態に即し、同協定に照らして合理的に判断されるべきことと考えると述べており、また日米地位協定に関する文献にも同様な記載が見られます。

一方、2019年の国会答弁においては、在日米軍が施設・区域内でない場所の上空で飛行訓練を行うことが認められるのは、日米地位協定の特定の条項に明記されているからではなく、日米安保条約及び日米地位

協定により、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することを米軍に認めていることから導き出されるものであるとしております。

両答弁の整合性につきましては、現在外務省に照会を行っているところであります。いずれにしましても、県としては、提供施設・区域外における訓練は一切あってはならないと考えております。

次に、低空飛行訓練について、県として独自に飛行高度測定を行わないのかという趣旨の御質問についてお答えいたします。

米軍航空機の飛行高度測定については、岸防衛大臣が2月19日の記者会見において防衛省として映像や写真などから、米軍機の高度を分析する手法や必要な条件等について有識者から助言を仰ぐなど検討を始めていると述べております。

県としては、同測定については、まずは基地の提供責任者である国において実施するべきであると考えており、引き続き情報の収集、国との連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、低空飛行訓練に関しまして、政府は、施設・区域外における低空飛行訓練を止めさせることはできない。いっそのこと嘉手納基地の撤去を日米両政府に求めるべきという御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機の度重なる飛来やパラシュート降下訓練の実施に加え、同飛行場の再編工事に伴い住宅地に近いパループが一時使用され、騒音及び悪臭を発生させ、SACO最終報告の趣旨である負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。また同飛行場では、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、目に見える形での負担軽減が十分に現れているとは言えないと考えております。

県としては、これ以上の基地負担の増加はあってはならないことから、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう三連協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、復帰50年に向けて、経済発展の阻害要因である米軍基地を撤去し、基地のない平和な沖縄を実現すべきであるという御質問にお答えいたします。

県といたしましては、復帰50周年の節目に当たり沖縄21世紀ビジョンに掲げる、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を求めるとする基本的考え方や、県議会における

在沖海兵隊の撤退を求める全会一致の決議を重く受け止め、まずは当面は50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することを日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 米軍基地の阻害要因という趣旨の質問にお答えいたします。

沖縄県の重要な部分を占有している基地、広大な米軍提供水域・区域の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地、航空機及び船舶の航行の制約を受けるなど、沖縄の発展可能性をフリーズしてきたものと認識しております。

基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、県としましては、跡地利用の円滑な利用に向けて市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 武光君 玉城武光です。

日本共産党県議団を代表して質問します。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。また、県民の命を守るために日夜奮闘されている医療従事者や関係者の皆さんに心から敬意を表します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗前会長による「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」という発言は、女性を蔑視する発言であり許されません。また、森氏だけではなく、同氏に辞任を求めず、ジェンダー平等社会実現への日本の本気度について国際的な信用を失墜させた菅義偉政権の責任は極めて重大であります。知事の見解を伺います。

(2)、知事は、所信表明の中で「ジェンダー平等や女性のキャリア形成の促進に向けて積極的に取り組んでまいります。」と述べられました。具体的な計画などを伺います。

次に、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする振興策について質問します。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化で、事業と雇用の危機は極めて深刻になっています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、命と経済を直撃し、貧困と格差の実態をあらわにしています。弱い立場の人はさらに苛酷な生活が強られる一方、強い立場の人はさらに強くなり、大もうけをしています。経済的な格差は日本経済のゆがみを浮き彫りにしています。このようなゆがみの抜本的な是正なしに、コロナ後の経済の健全な復興は果たせません。

(1)、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする支援金は届いていますか。事業と雇用を持続させる支援金を速やかに現場に届け切ることについて伺います。

(2)、国に対して持続化給付金を複数回支給することを求めること。また、地域事業継続給付金の制度のための財政支援を求めるべきです。見解を伺います。

(3)、新型コロナウイルスの感染症拡大によって、非正規労働者の立場の弱さが改めて浮き彫りになりました。非正規労働者は、雇用の調整弁とされて真っ先に雇用を打ち切られております。雇用は正社員が当たり前の環境に改善すべきです。コロナ禍の中で非正規労働者、女性、若者にどのような影響が出ていますか。その雇用対策についても伺います。

(4)、消費税の緊急減税や、経営困難な中小業者への消費税納税免除を国に求めるべきです。見解を伺います。

(5)、基幹産業である観光業界は、かつて経験したことがないような苦境下に置かれております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光関連産業の経済的影響と支援対策を伺います。また、休廃業・解散・倒産等でどのような経済的影響が出ているのか、どのような対策を行うのか伺います。

(6)、沖縄労働局は人手不足の産業で外国人労働者のニーズが高まっていると分析し、労働法制や言語の違いによるコミュニケーション不足で労働災害が発生するなど、外国人雇用の課題を指摘しています。外国人差別をなくし、労働者としての権利を保障することも重要になっております。外国人労働者の実態、寄せられた相談件数、相談内容と県の対応、取組等を伺います。

3、食料自給率の向上、安全・安心な食料の確保、国土の保全など多面的な機能を重視した農林水産業振興策について質問します。

(1)、食料自給率の向上と地産地消の推進などの施策を伺います。

(2)、気候変動や自然災害にも耐えられるような栽培施設の研究、整備の施策を伺います。

(3)、サトウキビ生産農家の手取り価格と1トン当たりの全算入生産費の推移を伺います。

農業団体はサトウキビ価格の決定に際して、再生産を十分確保できる価格の決定の旨の要請を行ってきました。にもかかわらず政府の農家手取り価格は据え置かれたままであります。サトウキビ価格は、再生産費が確保できる価格に引き上げるべきです。県の所見を伺います。

(4)、沖縄県の基幹作物であるサトウキビの収穫面積が減り続けています。収穫面積が減少している要因とサトウキビ栽培の増産施策を伺います。

(5)、水産業の拠点基地である漁港・漁場、養殖場、浮き・中層漁礁等の整備を強力に推進すべきです。その推進計画を伺います。

(6)、漁業経営安定対策と国の新規漁業就業者総合支援制度を改善、充実することが求められています。若い新規就業者に一定の期間、生活費を補填する制度を確立すべきだと考えます。漁業への若い人の就業と定着を促進する施策を伺います。新規漁業就業者支援制度も伺います。

(7)、農業研究センター、水産海洋技術センターなどの研究実績と体制強化を伺います。

(8)、新型コロナウイルス感染拡大の影響が農漁業者の生活を直撃しています。農漁業者の収入減少を補填する直接支援策を伺います。

(9)、農業、漁業の海外研修生の実態を伺います。

(10)、米軍の艦船や爆撃訓練から漁場を守り、操業の安全を求めるべきです。県の所見を伺います。

4、暮らし、福祉行政について質問します。

65歳以上の高齢者は3000万人に上っています。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた敬愛すべき方々でございます。老人福祉法には「敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」と明記されております。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任です。

(1)、独居老人の実態と孤独死の防止対策を伺います。

(2)、認知症高齢者の実態と支援策を伺います。

(4)、高齢者虐待の実態と課題対策を伺います。

(5)、医療的ケア児の保育や教育を受ける権利をどのように保障していくのか。保護者の負担を減らすにはどうすればいいのか。親子を孤立させない支援体制の整備が急がれています。医療的ケア児の支援体制を伺います。

(6)、待機児童を解消するための認可保育園の増設

計画、無認可園への支援、保育士確保等を伺います。

(7)、夜間保育の現状とどのような公的支援を実施しているのか伺います。

(8)、生活保護は必要とする全ての人が受給できるようにすべきです。捕捉率と支援策を伺います。

(9)、菅政権は、75歳以上の370万人を対象に、医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる法案を国会に提出しています。菅政権は窓口2割負担を撤回すべきです。県の見解を伺います。

(10)、新型コロナウイルス感染が初めて確認されてから1年、沖縄タイムス社と琉球朝日放送は県民意識調査を電話で実施しています。その内容は、感染拡大後、生活の苦しさを「大いに感じる」、「ある程度感じる」と答えた人の割合は合わせて65.2%、長引くコロナ禍が県民生活に大きく影を落とす実態が浮き彫りになっています。貧困、生活困窮者への支援策を強化しなければなりません。その支援策の強化について伺います。

(11)、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、沖縄県の平成25年から平成29年の自殺の原因・動機のうち、経済・生活問題が16.3%、健康問題に次いで2番目に多いことから経済的困窮は自殺の大きなリスク要因の一つであると言えます。自殺は個人の問題ではなく、社会構造上の問題だと言われています。自殺の多くが追い込まれた末に選択するのです。だからこそ、誰も自殺に追い込まれることのないような社会をつくることに全力を挙げなければなりません。自殺対策についての県の所見を伺います。

5、教育環境の整備。

(1)、少人数学級について質問をいたします。

子供たちに豊かな教育環境を保障するために、中学2年、3年も少人数学級に拡充すべきです。あわせて、20人程度の少人数学級の推進についての所見を伺います。

(2)、中学2年・3年生まで35人学級を実施した場合の教職員の増員数と、20人程度の少人数学級を実施した場合の教職員の増員数を伺います。

(3)、いじめを根絶するために市町村教育委員会や関係機関と連携協力した対策を強化すべきです。いじめの実態と対策を伺います。

(4)、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校図書館司書など正規職員として配置し増員すべきです。所見を伺います。

(5)、学校がブラック職場になっている。教職員の長時間労働が社会問題となっています。その是正は、労働条件の改善として緊急の課題であり、また子供の

教育条件としても極めて大切な国民的課題となっております。教職員の異常な長時間労働をどのように是正するのか、その是正策を伺います。

6、安全・安心で快適な社会基盤整備について伺います。

3月11日で東日本大震災から10年の節目を迎えます。災害対策は、災害が発生した後の応急対策や復旧・復興対策ではなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した政策に転換する必要があります。

(1)、災害に強いまちづくりは、命・安全を守るための身近な防災・減災対策事業を優先すべきだと考えます。

ア、大地震による津波浸水の最大想定と地震・津波対策を問います。

イ、津波洪水の浸水想定区域内に立地している学校、児童施設数等の状況を問います。

(2)、津波洪水の浸水想定区域地の海拔表示の現状、避難所の設置状況、避難訓練の実施状況などを伺います。

(3)、道路、港湾、空港等の耐震化・老朽化対策、治水・浸水・土砂災害対策等の施策を伺います。

(4)、県管理河川の土砂堆積、管理道路の整備、雑草除去などの維持管理の状況を伺います。

(5)、沖縄は自然環境に恵まれ、太陽光、風力、波力、バイオエネルギーなどの開発と利用に恵まれた地域です。地球温暖化防止につながる再生可能エネルギーの普及推進について伺います。

(6)、2015年の地球温暖化対策の国際的枠組みパリ協定が採択されてから5年が経過いたしました。気候非常事態宣言についての見解とその取組を伺います。

(7)、公契約条例が施行されてから3年が経過します。その成果と課題を伺います。また、適正賃金額を決めて元請業者に支払いを義務づける、実効性ある公契約条例に改善すべきだと考えます。見解を伺います。

(8)、防災行政無線の整備を含め、消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠であります。地域防災計画の点検や必要な見直し等を行い、高齢者や障害者、住民の安全な避難など地域の防災計画を強化すべきです。所見を伺います。

(9)、消防団員の確保と処遇について質問します。

総務省消防庁は、地域で消火活動や災害救助に当たる消防団員を確保するため、待遇改善に向けた検討を始めております。少子高齢化などで減少傾向が止まらず、地域防災力の低下に危機感が強まっています。消

防庁は団員に支払う報酬や出勤手当の引上げを視野に有識者会議で議論し、対策の方向性を打ち出したとの報道もあります。地域の消火活動や災害救助に当たる消防団員の確保、処遇はどうなっていますか。その対策と施策を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 武光君 失礼しました。

まだ時間あります。

4の(3)、ひきこもりの実態と支援体制を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)、ジェンダー平等や女性のキャリア形成の促進に向けた計画についてお答えいたします。

個人の尊厳や多様性が尊重されるジェンダー平等の実現は重要であると考えております。沖縄県では、男女共同参画計画を策定し、沖縄21世紀ビジョンやSDGsを踏まえた上で全庁体制で計画を推進しているところです。次年度は、第6次男女共同参画計画を策定することとしており、女性のスキルアップやネットワーク構築など、女性のキャリア形成を促進する取組についても盛り込み、性別に関わりなく、あらゆる場面において、個性や能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合う社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする振興についての御質問の中の2の(3)、非正規労働者、女性、若者への影響と雇用対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、女性や非正規労働者の割合が特に高い、小売業や飲食業等において、解雇等の割合が高く、新規求人数も大幅に減少していることなどから、女性や非正規労働者は、大変厳しい状況にあると認識しております。また、企業が新卒採用など新規求人を控える状況にあることから、新規学卒者を含む若年者もまた厳しい雇用環境にあると認識をしております。そのため、沖縄県においては、雇用の維持と事業継続を最優先に、雇用助成金等の活用促進のほか、就職支援や生活支援等を強化すると



もに、旅行需要や地域消費の喚起に資する新たな施策により、雇用の受皿となる環境の改善に取り組んでいるところであります。

沖縄県としては、引き続き関係機関と連携しながら、県民の雇用と生活を守るための各種施策に全力で取り組んでまいります。

次に、安全・安心で快適な社会基盤整備についての御質問の中の6の(6)、気候非常事態宣言の見解と取組についてお答えいたします。

人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、SDGsの取組の中でも重要な分野であると考えております。このようなことから、気候変動を食い止めるための取組を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するため、気候非常事態宣言を行うこととし、今年度末の宣言に向けて作業を進めているところであります。

沖縄県としましては、宣言を機に、より一層の地球温暖化対策を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森前会長の発言についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現については、SDGsにおいても17のゴールの一つに掲げられ、よりよい世界を目指す国際目標となっております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、県では管理職における女性の登用や審議会等委員への女性の参画促進に取り組んでいるところであります。今回の一連の発言については、誠に残念であります。

次に4、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)、独居老人の実態と孤立死防止対策についてお答えいたします。

平成27年国勢調査の結果によると、沖縄県の高齢者単独世帯は約5万2000世帯で、一般世帯総数に占める割合は9.3%となっております。今後も高齢者単独世帯は増加することが見込まれ、孤立死等の懸念も高まっております。

県では、地域の老人クラブが実施する在宅高齢者に対する日常生活の援助等を目的とした訪問活動への支援や、市町村の見守りネットワークの構築促進、及び県と民間企業との見守り活動に関する協定締結等に取

り組んでいるところであります。

同じく4の(2)、認知症高齢者の実態と支援策についてお答えいたします。

令和元年度の県内における要介護・要支援認定者における65歳以上の認知症高齢者数は5万9396人で、このうち4万1797人が何らかの支援が必要と判定されております。認知症については早期診断・早期対応が重要とされており、認知症の疑いがある場合、早めに医療機関を受診し、適時・適切な医療及び介護サービスへつなげる体制整備を各市町村が中心となって実施しております。

県としましては、認知症施策推進大綱に基づき、関係機関等と連携して施策を推進してまいります。

同じく4の(4)、高齢者虐待の実態と課題、対策についてお答えいたします。

令和元年度の本県の高齢者虐待認定件数は205件で、前年度に比べ11件増加しております。その内訳は、家族等養護者によるものが198件、養介護施設従事者によるものが7件となっております。高齢者虐待については、早期発見や困難事例への適切な対応が課題となっており、県では、住民への意識啓発や介護施設従事者への研修、市町村における相談体制の充実、困難事例への弁護士等の専門職派遣を実施しており、今後も引き続き高齢者の虐待防止に取り組んでまいります。

同じく4の(5)、医療的ケア児の支援体制についてお答えいたします。

医療的ケア児については、平成30年4月時点で207人、令和2年4月時点では、275人となっており、68人増加している状況にあります。また、受入れ可能な障害児通所支援事業所は37か所、医療型障害児入所施設は6か所あります。

県においては、医療的ケア児を支援するコーディネーター養成研修を行っており、これまで77名が修了しております。引き続き、医療的ケア児の支援体制の整備に努めてまいります。

同じく4の(6)、待機児童解消に向けた支援についてお答えいたします。

県では、第二期黄金っ子応援プランに基づき、令和3年度末までに6万6865人の保育定員を確保することとしており、市町村が実施する保育所整備への支援や、認可化移行を目指す認可外保育施設の運営費や施設改善費への支援を行っております。また、保育士を確保するため、修学資金等の貸付けや、潜在保育士に対する復職支援などを行っており、待機児童解消に向けて、引き続き、市町村と連携し取り組んでまいりま

す。

同じく4の(7)、夜間保育の現状等についてお答えいたします。

令和2年4月1日現在、夜間保育所は県内に3施設となっており、このほか、延長保育により夜8時以降も開所している保育所が3施設あります。夜間保育所に係る公的支援については、公定価格の基本単価に加えて、今年度より夜間保育加算が拡充されているほか、22時以降に延長保育を実施する場合の補助基準額が増額されるなど、公的支援の拡充が図られております。

県としましては、引き続き市町村の取組を支援することにより、多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。

同じく4の(8)、生活保護の捕捉率等についてお答えいたします。

生活保護におきましては、保護を申請された方々について、保有する資産等を調査し、保護の開始を決定しておりますが、申請をされない方々については、資産の状況等を把握することができず保護の対象となるか分からないことから、捕捉率の推計は困難となっております。

県としましては、保護を必要とする方には確実に保護を受けていただくことが重要であると考えており、同制度がその機能を十分に果たせるよう、今後とも制度周知や適正な実施に努めてまいります。

同じく4の(10)、生活困窮者への支援策についてお答えいたします。

県及び各市では、困り事や不安を抱えている方からの相談を県内19か所に設けた生活困窮者自立支援制度の相談窓口において幅広く受け付けております。また、新型コロナウイルス対策としては、住居確保給付金の支給期間の延長や緊急小口資金等の特例貸付けを実施しているところです。

県におきましては、県広報誌やチラシの各戸配布等により制度周知を図るとともに相談員を増員するなど取組を強化しているところであり、引き続き関係機関と連携しながら、生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする振興策についての御質問の中の(1)、事業と雇用を継続させる支援金についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年12月14日以降、飲食店等へ時短要請を发出し、要請に応じていただいた事業者へ協力金の支給を実施しており、迅速な支給に向け、事務体制を整え取り組んでいるところです。また、国の雇用調整助成金の支給を受けた事業者を対象に、県が一定割合を上乗せ助成する雇用継続助成金についても、申請手続に必要な記載事項や添付書類を少なくし、迅速な支給を図っております。

同じく2の(2)、持続化給付金の複数回実施等についてお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ、様々な分野に及んでいます。そのため、県では、国の一時金についても県内事業者が幅広く対象となるよう要請を行うとともに、持続化給付金や家賃支援給付金等の再度の実施について、これまで、全国知事会と連携して国へ要請を行ってきたところでもあります。なお、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも幅広い業種が対象となり得ることから、県としても、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。

同じく2の(5)、休廃業・解散・倒産企業等の経済的影響と対策についてお答えいたします。

民間機関の調査によると、令和2年の県内企業の休廃業・解散は384件、倒産は34件となっております。また、商工会等の各支援機関に確認したところ、1月末時点で、廃業と思われる事例が約280件となっております。

県としましては、休廃業や倒産件数の増加は、雇用の喪失や関連事業者への連鎖など、県経済に甚大な影響を与えるものと考えております。そのため、県では、最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく2の(6)、県内の外国人労働者の実態と県の対応についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、届出のあった県内外国人労働者は、令和2年10月末現在で1万787人となっております。県では、外国人労働者やその事業主などを対象とした労働関係法令等に関するセミナーの開催や労働相談を実施しており、今年度の相談件数は12月末現在で5件、主な相談内容は、職場上司とのトラブルや解雇に関する事等でございます。

県としましては、必要に応じ、国の多言語対応の専用相談窓口を案内するとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある場合には、外国人労働者に不利益とならないよう労働基準監督署へ情報提供するなど適切に対応しております。

次に6、安全・安心で快適な社会基盤整備についての御質問の中の(5)、再生可能エネルギーの普及推進についてお答えいたします。

県では、世界的な脱炭素に向けた潮流に加え、SDGsの理念や2050年のカーボンニュートラルを目指す国の方針等を踏まえ、再生可能エネルギー導入拡大を進めるためのロードマップとなる新たなエネルギービジョンの策定を進めております。また、昨年12月には沖縄電力と連携協定を締結したところであり、引き続き官民連携の下、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとしております。

県としましては、新たな振興計画において再生可能エネルギーの導入促進に係る支援制度等を要望するとともに、宮古島や波照間島等での実証事業成果の活用を促進するなど、新たなエネルギービジョンに基づき、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー施策を推進してまいります。

同じく6の(7)、沖縄県の契約に関する条例の成果と課題等についてお答えいたします。

県では、条例施行後、労働環境の整備の促進などの基本理念を総合的に推進するため、沖縄県の契約に関する取組方針を策定し、現在、取組方針に掲げる119の取組のうち、113の取組が実施され、一定の成果が得られているところであります。課題としては、未実施の取組を促進し、条例の基本理念の浸透を図る必要があると考えております。

県としましては、引き続き県契約に関する施策を総合的に推進していくことで、条例の実効性を高めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 2、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする振興についての御質問の(4)、消費税の緊急減税等についてお答えいたします。

消費税の緊急減税につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての国の方針は示されておりましたが、引き続き国や他の都道府県の動向を確認してまいります。なお、消費税の納税につきましては、国において納税の猶予制度を活用し、適切に運用されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 2、事業と雇用を維持し、経済を持続可能にする振興についての(5)、観光関連産業への経済的影響と支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年の観光消費額は試算で2720億円、対前年比4764億円の減、率にして64%減少していることから、宿泊業や飲食サービス業をはじめとする観光関連産業に深刻な影響が生じているものと考えております。観光関連産業への支援策としては、一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、域内需要喚起のためのおきなわ彩発見キャンペーン事業等を実施してまいりました。また、現在、急激な経営悪化に陥っている宿泊事業者を支援するため、家族でStay Hotel事業を実施しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 3、食料自給率の向上など、多面的機能を重視した農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、食料自給率の向上や地産地消の推進についてお答えします。

本県の食料自給率は平成29年度確定値で、カロリーベースで33%、生産額ベースで57%となっております。食料自給率の向上を図るためには、県内農林水産物の生産拡大と地産地消を推進することが重要であります。

県としましては、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化や流通・販売・加工対策の強化等の施策を推進し、食料自給率の向上と地産地消に取り組むなど持続的な農林水産業の振興を図ってまいります。

同じく(2)、災害に強い栽培施設の研究と施設整備についてお答えします。

県では、平成24年度より一括交付金を活用し、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業等に取り組んでおり、令和元年度までに強化型パイプハウスなどの施設を約196ヘクタール整備したところであります。また、農業研究センターにおいては、耐風性簡易施工型ハウスの開発や環境制御機器類の効果的な利用に向けた研究に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き農作物の安定生産に向け災害に強い施設整備等を推進してまいります。

同じく(3)、サトウキビ生産農家の手取り価格と全算入生産費の推移についてお答えします。

サトウキビ生産農家の平均手取価格については、甘味資源作物交付金は平成25年産以降増額傾向で措置されているものの、粗糖の国際価格と連動する取引価格がやや低下傾向にあることから、平均手取価格は横ばいで推移しております。一方、全算入生産費については、機械化の進展などにより生産コストが減少傾向にあるものの、平均手取価格を上回って推移しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、再生産可能な交付金単価の確保について国に要望してまいります。

同じく(4)、サトウキビ栽培面積減少の要因と増産施策についてお答えします。

近年、サトウキビの栽培面積は、生産農家の高齢化の進展、度重なる台風や干ばつ等の気象災害、病害虫被害等の要因により減少傾向にあります。このため県では、1、ハーベスタ等の導入による機械化の促進、2、農作業受委託組織の支援等による担い手育成、3、優良品種の育成及び優良種苗の配布など各種増産対策を実施しているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、サトウキビ生産振興に取り組んでまいります。

同じく(5)、水産業の基盤整備の推進についてお答えします。

水産業の基盤整備については、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき亜熱帯・島嶼性に適合した防風・防暑施設、浮き桟橋の整備や老朽化した漁港・漁場施設の維持更新に取り組んでいるところであります。令和元年度までの目標達成状況は、陸揚げ岸壁の耐震化が97%、安全に避難できる岸壁整備が98%、浮き魚礁の更新が90%となっております。

令和3年度は、糸満漁港の防風柵整備や、浮き魚礁の更新を15基行うなど、引き続き水産業の基盤整備を推進してまいります。

同じく(6)、水産業における新規就業者の確保と定着についてお答えします。

水産業を支える人材の確保・育成を強化するため、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会において漁業人材育成総合支援事業を活用し、長期研修支援に取り組んでいるところであります。令和2年度は、雇用型4名、独立型27名、計31名の研修生の受入れに対し、支援を行っております。

県としましては、引き続き漁業関係団体等と連携し、新規就業者の確保・育成の施策を積極的に推進し

てまいります。

同じく(7)、研究実績と体制強化についてお答えします。

本県の農林水産業の振興を図るためには、農林水産技術の開発と研究機関の体制強化が重要であります。最近の研究成果としましては、天敵を利用したマンゴー等の害虫の防除体系の開発や、モズク養殖の生産不調における海水温の影響の特定などがあります。また、研究員の資質向上を図るため、派遣研修を実施するとともに、大学などと共同研究に取り組むことで体制の充実を図っております。

県としましては、引き続き試験研究の推進に向けた研究機関の強化に努めてまいります。

同じく(8)、農林漁業者への支援策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、農林水産物の消費や価格面など、様々な影響が生じております。このため、県では、1、ちばりよ～！わった～農林水産業応援プロジェクト事業による学校給食等への県産農水産物の食材提供、2、経営安定対策として、農業者の収入を補償する収入保険や漁業共済への加入促進、3、価格安定対策として、野菜価格安定対策事業などを実施しております。

県としましては、令和3年度当初予算に関連予算を計上し、引き続き農林漁業者の支援に取り組んでまいります。

同じく(9)、農漁業の技能実習生等の受入れ状況と課題についてお答えします。

令和2年10月末現在、沖縄労働局における外国人雇用状況まとめによると、農業では、外国人技能実習制度等を活用し、402名の技能実習生等が就業しております。漁業では、120名の技能実習生等が就業しております。外国人材受入れの課題としまして、1、言葉やコミュニケーション、文化・食事など生活習慣の違い、2、住居等の環境整備などがあります。

同じく(10)、米軍訓練水域における操業の確保についてお答えします。

米軍の訓練水域は、漁業者にとって、直接漁場が制限されるなど、大きな制約を受けております。そのため、県では、ホテル・ホテル訓練区域の解除の拡大や鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等についてこれまで国に対して要請を重ねてきており、令和2年10月には、防衛大臣に対して要望書を提出したところであります。

県としましては、漁船の安全操業と漁場の確保のため、漁業関係団体とも連携しながら、引き続き国に要

請してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 4、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(3)、ひきこもりの実態と支援体制についてお答えいたします。

国が実施したひきこもりに関する実態調査から推計しますと、県内のひきこもり者数は、約1万3800人となります。平成28年10月より、県はひきこもり専門支援センターを設置し、ひきこもり当事者や家族等への相談支援、訪問支援、相談対応者の人材育成研修などを行っています。また、自立相談支援機関において相談や生活支援等を行っているほか、地域若者サポートステーションにおいてひきこもり状態にある若者への就労支援なども行っているところです。

同じく4の(9)、後期高齢者の窓口負担の引上げについてお答えいたします。

国においては、現役世代からの支援金等で支えられている後期高齢者医療制度における現役世代の負担軽減を図るため、窓口負担割合の見直しが検討されてきたところ、これに対し全国知事会は、制度の検討に当たっては、特に低所得者に対し十分配慮するよう要請してきたところです。

今般、後期高齢者のうち所得が一定以上の方について、医療費の窓口負担割合を2割とする法律案が国会に提出されましたが、県としましては、今後の国における法案審議の動向を注視してまいります。

同じく4の(11)、自殺対策についてお答えいたします。

県は、「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を目指して平成30年度に第2次沖縄県自殺総合対策行動計画を策定し、令和8年までに自殺死亡률을30%減少させることを目標に対策を行っているところでもあります。具体的には、身近な方が気づき、寄り添い、必要に応じて専門家につないで見守る意識が共有されるよう、ゲートキーパー養成講座へ講師を派遣しております。また、身体的不調を伴う鬱状態に対応するため、かかりつけの内科医師などの自殺リスク評価の技術向上を目指し、各地区医師会への研修委託や総合精神保健福祉センターにおける研修を行っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、教育環境の整備につい

ての御質問の中の少人数学級の拡大についてお答えします。5の(1)と5の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

県教育委員会では、令和3年度から、中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現します。中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大するために必要な教員は約180人を見込んでおります。また、小中学校全学年で20人学級を実施した場合、教員は、現在よりも約3300人必要となると見込んでおり、教員及び教室の確保が課題となります。

同じく(3)、いじめの実態と対策についてお答えします。

令和元年度問題行動等調査における本県のいじめの認知件数は、小学校1万3116件、中学校1546件、高校205件、特別支援学校28件となっております。いじめの認知件数が高い状況につきましては、ささいないじめ等も見逃さず、積極的に認知し、早期発見に努めた結果であると考えております。

県教育委員会では、市町村教育委員会や警察、弁護士会と連携した情報交換、学校における各種研修の実施等、いじめ防止に向けた取組を行っているところであります。

今後も引き続き、関係機関と連携し、いじめ防止に向けた取組を行ってまいります。

同じく(4)、養護教諭の複数配置等についてお答えいたします。

養護教諭の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき、大規模校において複数配置するなど定数の範囲内で適切に配置しております。市町村立小中学校の学校司書については、市町村教育委員会において令和2年度は372校に配置されており、平成30年度の正規率は28.9%となっております。

県立学校においては、76校全てに配置し、正規率は44.7%で、採用試験を実施し、正規率の向上に努めております。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、令和2年度から会計年度任用職員となっており、正規職員としての配置について、国の動向を注視し検討してまいります。

同じく(5)、教職員の長時間労働の是正についてお答えいたします。

県教育委員会では沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定するとともに、令和2年3月には県立学校教育職員の勤務時間の上限の目安時間について方針を定めたところです。県立学校では、時間外勤務が月80

時間以上の勤務者数が、平成30年度は延べ3078人、令和元年度は延べ2658人で、420人、13.6%の減と改善傾向が見られます。

引き続き働き方改革を推進し、教職員の長時間勤務の縮減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 6、安全・安心で快適な社会基盤整備についての(1)のア、津波浸水の最大想定と対策等についてお答えをいたします。

平成27年3月に公表した沖縄県津波浸水想定において、最大クラスの津波が発生した場合に1メートル以上浸水する面積の県合計は、2万4020ヘクタールとなっております。

県としては、地域防災計画に基づき、ハード面では公共施設等の耐震化や避難等の機能を有する道路・公園の整備などに取り組むとともに、ソフト面では防災訓練や防災知識の普及・啓発などに取り組んでおります。

引き続き、市町村等関係機関と連携しながら、地震・津波対策の充実・強化に取り組んでまいります。

同じく6の(1)のイ、学校、児童施設数等の状況についてお答えいたします。

津波浸水想定及び洪水浸水想定区域に立地している学校、児童施設数等について関係部局に確認したところ、学校数は144校、児童施設数は90施設となっております。

同じく6の(2)、浸水想定区域の海拔表示等についてお答えをいたします。

市町村は、津波浸水想定及び洪水浸水想定区域における避難施設・避難経路や避難訓練の実施等に関する事項を、市町村地域防災計画に定めるものとされております。県においては、沖縄県津波避難計画策定指針により、市町村における海拔表示の方法や避難場所の指定等を示しており、津波に関する指定緊急避難場所は、令和3年1月末時点で、県内869か所が指定されております。また、市町村との共催による沖縄県広域地震・津波避難訓練を毎年実施しているところでございます。

引き続き、市町村等と連携しながら、地震・津波対策等の充実強化に取り組んでまいります。

同じく6の(8)、地域防災計画の強化についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画については、関係法令の改正や近年発生した災害の検証を反映した国の防災基本計

画の修正を踏まえ、令和3年4月に見直しを行うこととしております。なお、高齢者や障害者など災害時要配慮者に対する本県の取組としては、市町村へアドバイザーを派遣し、避難行動要支援者名簿の作成や要支援者一人一人について避難先や経路等を記載した個別計画の策定を促進しております。また、県総合防災訓練を市町村と共同で開催することにより諸課題を明確化し、改善策を共有することで地域防災力の向上を図ってまいります。

同じく6の(9)、消防団員の確保及び待遇についてお答えいたします。

県内の消防団員数は、令和2年4月1日現在で1721人となっており、全国的に減少傾向が続く中、本県は昨年度まで増加傾向にありましたが、今年度は42人の減となっております。消防団員の数及び待遇については、各市町村条例において定められておりますが、報酬額及び出動手当額など、地方交付税単価と比較し、少ない市町村もある状況となっております。

県としましては、市町村に対し、団員確保及び待遇改善への取組を促しているほか、県補助金を活用した消防協会の加入促進事業やコンビニ等へのリーフレット設置など、毎年様々な取組を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 6、安全・安心で快適な社会基盤整備についての御質問のうち(3)、耐震化・老朽化、治水対策等についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路、港湾、空港等の社会基盤については、定期的な点検を実施するとともに、長寿命化修繕計画等に基づき、耐震化・老朽化対策等に取り組んでおります。治水・浸水対策については、国場川等の都市河川を重点的に整備するとともに、土砂災害対策については、砂防・地すべり等の事業を実施し、自然災害から県民の生命と財産を守り、安全・安心の確保に努めております。

次に6の(4)、県管理河川の維持管理の状況についてお答えいたします。

県が管理する2級河川は、現在51水系、75河川となっております。県においては、水害の防止に向け、計画的な調査・点検を行い、県民からの情報提供を踏まえ、緊急性の高い箇所からしゅんせつや除草等を実施しております。また、令和3年度は緊急浚渫推進事業を活用して県管理の比謝川含め5河川のしゅんせつ等を予定しており、市町村管理河川においては、南

城市の雄樋川を予定しております。

県としては、引き続き防災・減災に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城 武光君 答弁ありがとうございました。

コロナ禍の中で、いろいろな業種、観光それから農水産業もいろんなところで、困難になっているということがあります。そのところにいろいろな支援策を今後検討するということなのですが、これは財源的にも国のほうに予算を要求して、そしてやって、早くその支援策を実施しないといろいろなところに影響が出ております。

それから福祉関係では弱い立場の高齢者、そして認知症の方とか、そういうところにいろいろな影響が出ておりますから、ぜひともその対策を強化していただきたいと思っております。

医療的ケア児の問題なのですが、この在宅それから人工呼吸、そういうところに必要な障害者に対応できる施設をぜひ整備していただきたいと求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） コロナ禍で影響を受けた事業者等に対する支援に係る財源についての御質問でございました。

沖縄県としましては、全国知事会を通じて一時支援金の支給対象の大幅な拡大や、交通事業者、観光関連事業者など影響を受けた全ての業種に対して手厚い支援を行っていただくよう国に強く求めていくこととしております。また併せて地域において必要とされる経

済対策、感染防止対策が来年度も切れ目なく継続的に行えるよう臨時交付金等の財源確保も強く求めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） コロナの影響を受けて、高齢者や認知症の方への対策を強化する必要があるといった御趣旨の御質問にお答えいたします。

地域において高齢者を見守り、支え合う体制を強化していくことがコロナの影響によって高齢者の方々の孤立化を防ぐためには重要であると考えております。

県におきましては、老人クラブ等が実施する、話し相手になったり、日常生活の援助などを行うような事業に対する研修会等を行っているほか、市町村においては見守りを兼ねた宅配サービスなどの取組を行っているところでございまして、引き続き市町村と連携をいたしまして、高齢者等、弱い方々の見守り体制の構築に努めてまいります。

また、医療的ケア児に対応できる施設の整備を進めるべきであるという御趣旨の御質問に対しましては、御答弁申し上げましたように医療的ケア児受入れ可能な障害児通所支援事業所が37か所、医療型障害児入所施設は6か所ございます。また、県におきましては、レスパイトが行えるような受入れ事業所を増やすための支援といたしまして、その受入れに必要なストレッチャーの購入などの経費に対する助成も行っているところでございます。引き続きこのような取組を通して医療的ケア児の受入れ施設の増設に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時3分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明



令和3年2月26日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和3年2月26日（金曜日）午前10時開議

## 議 事 日 程 第4号

令和3年2月26日（金曜日）

午前10時開議

### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 代表質問

#### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

#### 説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	知事公室 長	金城賢君
副知事	富川盛武君	総務部 長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	企画部 長	宮城力君
政策調整監	島袋芳敬君	環境部 長	松田了君

子ども生活福祉部長 名渡山 晶 子 さん  
 保健医療部長 大城 玲 子 さん  
 農林水産部長 長 嶺 豊 君  
 商工労働部長 嘉 数 登 君  
 文化観光スポーツ部長 渡久地 一 浩 君  
 土木建築部長 上 原 国 定 君  
 企業局長 棚 原 憲 実 君  
 病院事業局長 我那覇 仁 君  
 会計管理者 伊 川 秀 樹 君

知事公室 平 敷 達 也 君  
 秘書防災統括監  
 総務部財政統括監 平 田 正 志 君  
 教 育 長 金 城 弘 昌 君  
 警 察 本 部 長 日 下 真 一 君  
 労働委員会事務局長 山 城 貴 子 さん  
 人事委員会事務局長 大 城 直 人 君  
 代表監査委員 安慶名 均 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	勝 連 盛 博 君	副参事兼課長補佐	佐久田 隆 君
次 長	知 念 弘 光 君	主 査	宮 城 亮 君
議 事 課 長	平 良 潤 君	主 査	親富祖 満 君

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功君。

[瑞慶覧 功君登壇]

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

会派ていーだネットの瑞慶覧功です。

代表質問に入る前に所見を述べたいと思います。

初めに、このたび勇退されます富川副知事におかれましては、これまで翁長前知事……、(発言する者あり) 何て……、翁長前知事、そして玉城知事を支えていただき感謝を申し上げます。特に県経済、政策の面から果たしてこられた功績は大変大きかったと評価します。これからも沖縄県の発展のために助言をよろしく賜りたいと思います。

さて、県内で新型コロナウイルス感染が初めて確認されてから、2月14日で1年となりました。しかし現在、3回目となる県独自の緊急事態宣言が発令され、予断を許さない状況にあります。マスコミによる県民意識調査によりますと、玉城県政の新型コロナ対策を「評価する」が50.7%、政府の菅政権に対する評価は16.5%でした。そして感染抑制と社会経済のどちらを優先すべきかについては、「感染対策を優先」との回答が70%の大勢を占めました。コロナ禍で苦しい生活の中、県民は命ドゥ宝の精神で頑張っているのが分かります。玉城知事には、県民の思いをしっかり受け止めて、引き続き県民に寄り添って頑張りたいと思います。会派ていーだネットは、玉城知事を全力で支えてまいります。

日本オリンピック委員会の森前会長は、女性蔑視発

言により辞任に追い込まれました。この問題は、日本の政治、社会構造の現状が恥ずべき形で世界中に発信されてしまいました。新会長には、野田聖子衆議院議員が就任しました。就任については、自民党からの離党にとどまらず議員辞職すべきとの声もありましたが、私は今日の日本の政治状況の中では、大きな前進だと思えます。野田氏は、保守的な自民党の中において世界で唯一、日本だけが認められないと言われる夫婦別姓について選択的夫婦別姓の導入を目指して活動されてきました。日本は国連から2016年に、男女平等を確かなものにするため選択肢を持たなければならない。実際には女性に夫の姓を強要しているなどと批判され、勧告されています。しかし今日の自民党では、反対派の「『絆』を紡ぐ会」の意見が強く、進んでおりません。自民党の限界だと思えます。オリンピックの開催が5か月後に迫っておりますが、コロナの影響でどうなるか見通せません。野田会長には、世界の信頼を取り戻すために頑張してほしいと思います。(「橋本だよ」と呼ぶ者あり) 橋本、そうか失礼しました。

質問に入ります。

1番、知事の政治姿勢について。

(1)、アメリカの大統領にジョー・バイデン氏が就任しました。識者からは、民主党政権・共和党政権でも日米関係に大きな影響はないという声と反人種差別を訴えたバイデン大統領に基地問題解決を期待しワシントン事務所を活用して行動すべきとの声があります。知事の見解を伺います。

(2)、菅首相による日本学術会議会員6名に対する任命拒否問題は、世論調査で国民の約7割が説明不足だと回答し、学問の自由を侵害するものだと批判が集

まっております。知事の見解を伺います。

全国の都道府県議会と市議会、町村議会の各議長会が議会運営の基準となる標準規則を改正し、産休期間を産前6週、産後8週と初めて明記し、議会の欠席理由には育児や介護も加え、出産と議員活動を両立できるよう議長会が足並みをそろえました。しかし拘束力はないとのこと。労働基準法は産休を定めているが、議員は労働者ではなく適用されないそうです。総務省の調査では、沖縄県議会や県内市町村議会における女性議員の割合は、いずれも全国平均を下回っていることが分かりました。JOCの森前会長の女性蔑視発言が問題となる中、琉球新報の「女性力」の現実、政治と行政の今」が報道され、女性議員に対する性差別が残る男尊女卑等の問題がシリーズで取り上げられ、大きな反響を呼びました。

(3)、昨年末に閣僚決定された国の第5次男女共同参画基本計画では2025年に国政選挙の候補者の女性割合を35%にすることを掲げ、政党にクォータ制の導入で女性比率を高めるよう要請しています。知事の見解を伺います。

2、新型コロナウイルス対策について。

(1)、感染状況について。

ア、世界の感染状況、感染者数、死亡者数について伺う。

イ、日本の感染状況、感染者数、死亡者数について伺う。

ウ、県内の感染状況、感染者数、死亡者数等年齢別について伺う。

エ、他都道府県と沖縄県との状況の違い、特徴について伺う。

(2)、防疫体制について。

県はPCR検査に8000円を補助するとしています。格安航空会社ピーチアビエーションは自社で補助金を出し、証明書の提出を求めています。

ア、水際対策として沖縄に入ってくる便の搭乗手続時に3日前の陰性証明書の提出を求め、船で離島に行く際も同様とし、県民には補助を出すべきではないか、見解を伺います。

観光危機管理研究所の鎌田代表理事は、旅行者専用相談センターTACOは本格的に水際対策とするなら、沖縄観光コンベンションビューローではなく疫学的な知識を持つ保健医療部が担当したほうがいい。そして知事へのアドバイザーとなり、時にはスポークスマンとなるコロナ対応に特化したポストがあってもいいと提言しています。玉城知事は多忙過ぎると思います。

イ、県民へのコロナウイルス関連の発表は決まった時間に専門部署が行ったほうがよいのではないか。見解を伺う。

ウ、人口約2300万人、沖縄の約16倍の台湾は2月10日現在、感染者数935人、死者9人となっています。県内の死者は100人を超えています。同じ島国で観光産業も盛んであります。なぜ、世界中で最も感染拡大を抑えることができたのか。それは徹底した水際対策にあります。入国者への2週間の隔離政策にあります。沖縄も台湾から学ぶべきではないか。見解を伺う。

エ、現在、新型コロナ療養のホテルは那覇市2か所、北部、宮古・八重山地域に各1か所となっており、中部にはない状況です。中部地域への療養ホテルの設置が求められております。見解を伺います。

オ、県独自の緊急事態宣言解除の目安について、見解を伺います。

3、基地問題について。

(1)、米軍機の低空飛行訓練について。

民間地での危険な訓練が繰り返されています。県民の命に関わる問題であり、政府の負担軽減は口先だけで中身が伴っておりません。県のワシントン事務所からバイデン政権に積極的に沖縄の現状を発信すべきではないでしょうか。見解を伺います。

(2)、辺野古新基地建設問題について。

ア、サンゴ特別採捕許可に関する国の関与取消訴訟の判決について、見解を伺う。

イ、普天間飛行場代替施設、建設事業公有水面埋立変更承認申請の審査状況と今後の対応について伺う。

ウ、辺野古工事作業船の恩納村の浜に座礁した件について。経緯・対応・周辺海域への影響・対策について伺う。

(3)、辺野古埋立土砂の南部地域からの採取問題について。

ア、辺野古埋立土砂について県内各地域からの計画があるが、とりわけ魂魄の塔周辺の土地については、いまだに現場には多くの遺骨が眠る場所であり、県民感情を切り裂く行為である。県の認識を伺う。

イ、糸満市米須では土砂採掘業者が開発届を提出することなく着手し、県の指導を受け今年1月に届出を提出したとのこと。県の対応を伺います。

ウ、ガマフヤー代表の具志堅さんは玉城知事の視察を求めています。見解を伺います。

これに関しましては、玉城知事は去る2月21日に早速糸満市米須を視察されたとのこと、これは再質問で感想を聞きたいと思えます。

4、ワシントン事務所の駐在員活動について。

ワシントン事務所は私が尊敬する故玉城義和さんが米軍基地に苦しめられ続ける沖縄の現状を一顧だにしない日本政府にあらがい、民主主義のリーダーを標榜する、米政府に直接訴える必要性から翁長知事に提案し実現したと思っています。ですから、沖縄に危険な基地を押しつけておきたい自民党政権にとっては邪魔なんです。だからこそ私たち沖縄県民にとっては、重要だと考えます。

ワシントン事務所の設置目的と活動実績、成果と課題について伺います。

5、北谷浄水場の水源から検出された有害物質PFOS問題について。

(1)、経緯と現状、県と国の対応、課題について伺う。

(2)、PFAS汚染水から市民の生命を守る連絡会並びに関係市町村からの要請内容と県の対応を伺う。

(3)、血中濃度調査については、北谷浄水場から給水を受けている全7市町村が実施を望んでいます。国に対して調査の実施を要求すべきではないか見解を伺います。

6、座間味浄水場の建設について。

(1)、これまでの経緯と現状、課題と企業局の対応について伺います。

7、首里城再建について。

(1)、首里城再建に向け、県民の意見が反映されるシステムの構築と所有権を県に移転することについて国と協議すべきではないか。見解を伺います。

8、経済振興について。

(1)、経済金融活性化特別地区、情報通信産業特別地区等の特区制度の活用を促進し、北部地域の経済振興を図る必要がある。現状と課題を伺う。

9、福祉行政について。

(1)、養護施設重度障害者施設入所者の18歳以上の受入れ施設整備を充実させる必要があると考える。現状と見解を伺う。

10、教育行政について。

(1)、宮古島の小中学校教員宿舎を新設し、整備する必要があると考えるが、現状と見解を伺います。

11、県職員の働き方について。

現業業務見直し方針が、平成17年に策定され現業業務は民間委託または非現業職員が処理する業務とされています。

(1)、県職員の現業業務事業見直しによる行政効果と影響、課題について伺う。

昨年の豚熱発生時には、現場に不慣れな行政職員が動員され苦勞したとのこと。このような危機管理

時に適用できるのは、現業職員と思います。

(2)、県の事務事業における現業業務の位置づけ、現業職員の活用状況について伺う。

病院現場では、1月現在、看護師の欠員が61名で現場は深刻な看護師不足により、過重労働状態になっていると言われます。

(3)、育児休業、病休による看護師欠員の現状とその対策について伺う。

(4)、コロナ関連時間外未払いについて、現状と対応を伺う。

(5)、県における民間企業からの出向受入れ、新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業の現状について伺う。

12、観光業界がGoToトラベルを再開するよう強く要望しているが、県の認識を伺う。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

では、代表質問に答弁させていただきます。

瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、バイデン政権への働きかけについてお答えいたします。

バイデン新政権が発足し、連邦議会議員が改選され、海兵隊の再編が議論されているこの時期は、政府関係者や連邦議会議員と面談し、沖縄の基地問題の実情を訴えるための好機であると考えております。このため、私からバイデン新政権に対し、辺野古新基地建設計画における軟弱地盤や活断層などの問題を指摘し、この計画の再検証を求める書簡を送付しております。また、今年度はコロナ禍で活動が制約されている中、ワシントン駐在は、昨年11月の選挙で当選された連邦議会議員の関係者約30人とオンラインで面談し、辺野古新基地建設の技術的課題、普天間飛行場におけるPFOS漏出事故、在沖米軍による事件・事故等について情報提供を行うなど、積極的な取組を行っております。今後、新型コロナウイルスの状況を見ながら私が訪米し、直接辺野古新基地建設に反対する民意などを訴えたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の3の(3)ウ、ガマフヤー代表の具志堅さんが私の視察を求めていることについて、糸満市米須地域の視察についてお答えいたします。

沖縄県はさきの大戦において、悲惨な地上戦の場

となり、20万人余りの貴い命を失いました。また、激戦地であった南部地域をはじめ、県内にはいまだ収容がなっていない御遺骨が残されており、今なお、その傷痕は癒えることがありません。私は、去る2月21日に、魂魄の塔や多くの慰霊塔が建立されている糸満市米須地域を視察したところですが、改めて沖縄戦でお亡くなりになった方々の無念さを感じ、戦争を二度と起こしてはならないとの思いを強くしたところでもあります。なお、これまで多くの御遺骨の収集に精力的に取り組んでいらっしゃるガマフヤー代表の具志堅さんはじめ、収集作業に携わる関係者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げたいと思います。

沖縄県としましては、いまだ収容がなっていない御遺骨について、一柱でも多く御遺族にお返しできるよう取り組んでまいります。

次に、ワシントン事務所の駐在員活動についての4の(1)、ワシントン駐在の設置目的等についてお答えいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。ワシントン駐在は、これまで米国連邦議会関係者等延べ1267人と面談するなど、沖縄の基地問題に関する情報提供等の働きかけを精力的に行っております。米国のシンクタンクC I Pによりますと、日本の代理人として活動する全51機関が2019年にF A R A外国代理人登録法に報告した活動実績の中で、沖縄県のワシントン駐在が2位を大きく引き離して1位であり、あわせて沖縄県の駐在の勤勉さ等が評価をいただいております。今後もワシントン駐在を活用し、沖縄の米軍基地問題に関する情報収集・情報発信に取り組むとともに、米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ、発信力の高い人物等の沖縄への招聘等に取り組みたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、日本学術会議の任命拒否についてお答えをいたします。

日本学術会議の会員候補のうち6名が任命されなかった問題について、日本学術会議が政府に対して速やかな任命とその理由の説明を求めてきたものの、実

現していないことは承知しております。同会議の会員については、日本学術会議法第7条第2項の規定により内閣総理大臣が任命することとされており、任命拒否の理由については、菅内閣総理大臣から丁寧に説明がなされるべきと考えております。

3、基地問題についての(1)、米軍の低空飛行訓練に関するワシントン駐在の活用についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、沖縄の米軍基地に起因する事件・事故等の状況について、米国政府関係者等との面会等を通じて、説明を行っております。今般の米軍航空機による低空飛行訓練に関しても、ワシントン駐在から直接米国政府関係者等に対して、県民の不安や知事の抗議の内容を説明し、提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどについて、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

同じく3の(2)、サンゴ特別採捕に係る関与取消訴訟の判決についてお答えいたします。

令和2年7月に提起した関与取消訴訟では、知事自ら意見陳述を行い、沖縄県におけるサンゴ類の重要性を主張するとともに、知事が判断をする前に許可を命じた農林水産大臣の是正の指示は、地方自治法等の趣旨に照らし、違法な国の関与に当たり、沖縄県の自主性及び自立性を著しく制約し、問題があることを申し上げました。しかしながら、令和3年2月3日の判決は、このような農林水産大臣の是正の指示を適法と認めため、県は、当該判決を不服として、同月10日に最高裁判所に上告受理申立てを行ったところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、選挙候補者の女性比率を高めることについてお答えいたします。

国の第5次男女共同参画基本計画においては、政治分野における男女共同参画を推進するため、政党に候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制の自主的な取組の実施を要請することとしております。

県においても、政策や方針の決定の場に男女が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要であるとの認識の下、政治分野における男女共同参画について啓発活動などに努めているところです。

次に9、福祉行政についての御質問の中の(1)、重症心身障害者の受入れ施設についてお答えいたします。

障害児入所施設は、18歳以上の者に対して、障害者支援施設やグループホームへの移行支援を実施して

おります。一方、重度の障害を有する児童を受け入れる医療型障害児入所施設においては、18歳以上の者の入所の継続が可能となっております。

県としましては、障害者等が必要な支援を受けられるよう、引き続きグループホーム等の施設整備に取り組むとともに、施設との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)のア、世界の感染状況についてお答えいたします。

厚生労働省の資料によると、2月24日現在、日本を含む世界の感染者数は1億1210万8782名、死亡者数は248万5357名となっております。なお、感染者数の最も多い米国については、感染者数は2825万9987名、死亡者数は50万2594名となっております。

同じく2の(1)のイ、国内の感染状況についてお答えいたします。

厚生労働省の資料によると、2月24日現在、国内の感染者数は42万8553名、死亡者数は7647名となっております。なお、感染者数の最も多い東京都については、都の資料によると、同日現在、感染者数は11万400名、死亡者数は1302名となっております。

同じく2の(1)のウ、県内の感染状況についてお答えいたします。

2月25日現在、県内の感染者数は8136名、死亡者数は114名となっております。年代別死亡者数は、40代1名、50代2名、60代7名、70代24名、80代38名、90歳以上33名、非公表9名となっております。

同じく2の(1)のエ、他都道府県との状況の違いについてお答えいたします。

2月21日現在、沖縄県の累計感染者数の10万人当たりの人数は554人となっており、東京都に続き、全国ワースト2位となる等、本県の感染者数は全国でも高い水準となっております。この背景には、本県特有の活発な世代間交流等を通じ、高齢者等に感染が及び、急拡大する傾向があるものと考えております。

同じく2の(2)のア、水際対策についてお答えいたします。

国や各自自治体独自の緊急事態宣言の発令及び県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、県では、当該地域からの来訪者に対し、事前の検査を推奨しているところであります。しかしながら、やむを得ず検査を受けられない場合は、那覇空港において希望者のPCR検査を実施しております。今後は、対象地域の

拡大及び那覇空港から離島へ向かう場合も対象とするなど、拡充に向け取り組んでいるところであります。

同じく2の(2)のイ、陽性者情報の発表についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の状況等については、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部、すなわち保健医療部において日々取りまとめ、夕刻までには、県政記者クラブ加盟社へのブリーフィングを行うとともに、午後7時をめぐりに県ホームページに掲載しているところであります。

県としては、感染症対策を担う保健医療部で関連情報を日々発信することで、引き続き感染防止対策の重要性について県民の理解と協力を求めていると考えております。

同じく2の(2)のウ、台湾から学ぶべき対策についてお答えいたします。

台湾では、2003年に流行したSARSの経験を生かし、中国からの入国も早期に全面禁止するなどの検疫対策、ITを活用した感染対策等が効果を上げており、世界的にも評価されていることを承知しております。一方、都道府県の権限では、台湾のように入域制限や入域後の隔離などの法に基づく行動制限はできませんが、デジタル技術の有効利用など見習う点もあると考えております。このため県では、LINEを活用した宿泊療養及び自宅療養者の健康観察、RICCAを活用した情報配信、移動自粛要請の効果を分析するKDDIの位置情報分析ツールを利用した検証等に取り組んでいるところであります。

同じく2の(2)のエ、中部地域宿泊療養施設の確保についてお答えいたします。

県では、北部地域及び八重山地域に各1施設、那覇・南部地域に2施設、宮古地域では、1月の感染拡大時に、新たに1施設を追加して2施設、合計6施設の宿泊療養施設を確保しております。今後の感染拡大を見据え、中部地域での宿泊療養施設についても設置の方向で検討しておりますが、陽性者とスタッフの動線を分けるなど療養施設としての条件を満たす宿泊療養施設や、施設運営に必要な看護師等の確保に課題がございます。

県としては、引き続き市町村や関係団体と連携し、中部地域も含め新たな宿泊療養施設の設置に向けて検討してまいります。

同じく2の(2)のオ、県独自の緊急事態宣言解除の目安についてお答えいたします。

緊急事態宣言については、基本的に警戒レベルを第3段階に引き下げると総合的に判断できる場合に解



除いたします。警戒レベルの引下げは、各判断指標の状況や、おおむね第3段階の数値であった昨年9月から11月頃の状況を目安とするとともに、重症・中等症の数や入院患者数の状況にも留意することとしております。2月20日には全ての指標が第3段階以下となり、目安となる重症・中等症数や入院患者数等の状況も改善されましたが、2月20日の専門家会議の内容を踏まえるとともに、その後の感染状況も見極めた上で、総合的に判断することとしました。

次に5、北谷浄水場の水源から検出された有害物質PFOS問題についての御質問の中の(3)、血中濃度調査を国に要求することについてお答えいたします。

県では、米軍基地由来の有機フッ素化合物への対応については、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、軍転協を通して、健康に係る調査など適切な対応策を講ずることを国に要請しているところです。

次に11、県職員の働き方についての御質問の中の(4)、コロナ関連の時間外勤務手当についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に従事している総括情報部の職員、宿泊療養施設の動員職員及び保健所職員等に対する時間外勤務手当につきましては、予算の流用及び補正予算への計上等により必要額を確保し、随時支払いを行っているところです。

県としましては、今後とも感染拡大防止対策に従事する職員の時間外勤務手当の必要額を確保し、早期の執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 3、基地問題について御質問のうち(2)のイ、変更承認申請書の審査状況及び今後の対応についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、地盤条件や護岸の安定性等に係る16項目242件の質問を令和2年12月21日付で行ったところ、本年1月22日に回答が提出されております。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、地盤の再調査の必要性等について、2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後、回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

次に3の(2)のウ、作業船の座礁に係る経緯等についてお答えいたします。

報道によると、悪天候のため瀬底島付近に停泊して

いた作業船が、アンカーワイヤーが切れて流され、昨年12月30日に恩納村名嘉真海岸に座礁したと承知しております。県は、現地確認を行うとともに作業船所有者に聞き取りを行い、本年1月14日に当該所有者により撤去されたことを確認しております。沖縄防衛局によると、周辺海域でサンゴの破損等が確認されたことから、恩納村漁業協同組合が調査を行っていることとあります。また、受注者に対し、設備の整備・点検及び作業の安全管理を徹底させたこととあります。

次に3の(3)のア、南部地域からの埋立土砂の採取についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として7地区で、約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる約3160万立方メートルの土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

次に7、首里城再建についての(1)、県民意見の反映及び所有権移転についてお答えいたします。

県は、首里城の再建に係る市町村議会の意見書や県議会に寄せられた陳情等について、国営公園事業者である国に伝えるなど、首里城の復元に向けて、国と連携して取り組んでいるところであります。また、国は、昨年3月に発表した首里城正殿等の復元に向けた工程表において、国営公園事業である首里城の一日も早い復元に向けて、責任を持って取り組んでいくと示しております。

県としては、一日も早い首里城の復元に取り組んでいくことが重要であると考えており、現段階で所有権移転の協議を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、基地問題についての(3)のイ、糸満市での土砂採取に係る県の対応についてお答えします。

糸満市の自然公園区域内において、無届けで土砂採取業者による開発行為が行われていたことから、昨年の11月に作業を一時中断し、自然公園法に基づく届

出をするよう指導を行いました。その後、土砂採取業者からの届出は、糸満市を經由して1月に県へ提出されております。届出書について形式審査を行った結果、記載内容に修正すべき点があったことから、現在、補正指示をしているところであります。今後は、補正された内容を確認するとともに、自然公園法第33条第2項に基づく命令等の発出が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 5、北谷浄水場の水源から検出された有害物質P F O S問題についての御質問の(1)、経緯と現状、県と国の対応、課題についてお答えします。

企業局では、嘉手納基地周辺の河川等の調査の結果、P F O S等の汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考え、平成28年と令和2年に米軍に対し立入調査を申請しましたが実現しておりません。一方、県では、令和元年と本年2月に汚染原因の究明と必要な対策の実施等を関係大臣及び米軍に対し要請しております。県の要請も踏まえ、国においては、令和2年に水道水のP F O S等暫定目標値を設定したことから、企業局では目標値を遵守するとともに、引き続きさらなる低減化と立入調査の実現に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、P F A S汚染から市民の生命を守る連絡会等からの要請と県の対応についてお答えします。

同連絡会と関係市町村から、P F A Sを含む河川等からの取水停止、立入調査の実施、血中濃度の調査と疫学調査の実施が要請されております。企業局では、同連絡会からの要請に対し、文書での回答と意見交換等を行っております。また、例年、水事情が良好な時期は、中部水源等からの取水を抑制し、ダム水を増量するなどの対応を行っております。今後も引き続きP F O S等の対応について丁寧に説明していくとともに、さらなる低減化と立入調査の実現に取り組んでまいります。

6、座間味浄水場の建設についての御質問の(1)、経緯、現状、課題及び企業局の対応についてお答えします。

座間味浄水場の建設については、昨年10月に座間味村と企業局の双方で、浄水場建設が円滑に進められるよう互いに合意しており、また、本年1月15日には知事、企業局長、村長による面談を実施し、浄水場建設について連携協力していくことを確認しました。浄

水場建設のためには、村の理解、協力が不可欠であり、建設に係る協定書の締結に向けて調整を進めております。村との調整が整い次第住民説明会を開催し、それを踏まえて次年度には設計業務に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 8、経済振興、特区制度を活用した北部地域の経済振興についてお答えいたします。

北部地域は、その拠点都市である名護市において、中心市街地の活性化等、若者が定着する魅力に満ち、活力に富んだ都市機能の強化が課題となっております。北部地域の経済振興に当たっては、北部振興事業の着実な実施のほか、経済金融活性化特別地区や情報通信産業特別地区等の経済特区を活用するなど、北部市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 10、教育行政についての御質問の中の、宮古島市における教員住宅整備についてお答えします。

小中学校の教員住宅は、学校設置者である市町村が主体となって整備しているところであり、宮古島市においては、伊良部島小中学校に教員住宅6戸を整備しております。

県としましては、宮古島市に対し、必要な情報の提供や助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 11、県職員の働き方についての(1)、現業業務の見直しについてお答えいたします。

現業業務については、県行政として担うべき役割や業務執行の在り方を抜本的に見直し、簡素で効率的な組織体制を構築するため、平成17年に方針を策定し、見直しに取り組んでいるところです。見直しにより、民間との適切な役割分担の下、委託化が図られるなど、業務の効率化が推進されておりますが、一定の技能が必要な業務については、円滑な執行体制の確保に向け、他県の状況なども参考にしながら、引き続き検討してまいります。

同じく11の(2)、現業職員の状況等についてお答え

いたします。

現在、現業職員は、公用車の運転業務や研究機関における圃場管理業務などに従事しております。

県としては、引き続き現業業務の見直し方針に基づき、簡素で効率的な組織体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

同じく11の(5)、民間企業からの出向受入れの現状についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業を活用し、令和3年4月より民間企業からの出向を受け入れることとしております。庁内で民間企業の人材を即戦力として活用したいという部署を照会したところ、商工、観光分野に限らず、様々な部署から手が挙がっております。現在、受入先となる所属や人数等について調整を行っており、所属等が決まり次第、順次マッチング事業の委託業者を通して募集を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 11、県職員の働き方についての御質問の中の(3)、看護師欠員の現状と対策についてお答えいたします。

看護師については、育児休業者の補充を臨時的任用職員によって行っておりますが、年度途中では、資格者が既に他の医療機関で勤務しているため採用が困難であり、令和3年2月1日時点で69名の欠員が生じております。その対策として、会計年度任用職員を配置しているほか、次年度は、定期採用者110名に加えて、さらに正職員を30名程度多く採用し、勤務環境の改善を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 12、観光業界からのGoToトラベル再開の要望についての、GoToトラベル事業再開に係る県の認識についてお答えいたします。

GoToトラベル事業の再開については、全国知事会が2月6日にまとめた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言において、地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じて適切に運用するよう全国の知事の総意として国に求めたところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問の前に、先ほど野田聖子会長と発言しましたが、橋本聖子会長と訂正させていただきます。

それでは再質問を行います。

3、基地問題の(3)、辺野古埋立土砂の採取問題について。

玉城知事は去る2月21日、日曜日にもかかわらず、糸満市の米須を視察されたとのこと。この場所からの土砂採取については、戦後処理もまだ終わらない中、国の政策で戦争犠牲者がまた犠牲になるという構図になっています。神社に名前だけ祭られ、本当に成仏できたのでしょうか。遺骨も見つけられずにいる方は浮かばれません。県民の理解は、到底得られるものではありません。

本島南部からの土砂採取断念を訴え、沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマフヤーの具志堅さんらが3月1日から6日まで県庁前でハンガーストライキを行うことを昨日発表しました。戦没者の血の染み込んだ土砂を、遺骨とともに軍事基地建設の埋立てに使うのは、戦没者への冒瀆と批判し、沖縄防衛局の計画断念と知事が中止命令を出すよう求めています。伺います。

具志堅さんら反対する市民は、自然公園法に基づき、知事が中止命令を出すべきだと訴えています。それは可能なかどうか伺います。

次に、この問題は法律云々の問題ではないと思います。人としてどうあるべきかが問われているのではないのでしょうか。言うまでもなく、沖縄県民だけの問題でもありません。メディアで日本全国、いや世界中に発信されることと思います。恒久平和を希求する沖縄県の理念が問われます。あらゆる方策を持って、毅然とした対応で臨んでいただきたい。知事の決意を伺います。

次に、座間味浄水場の建設について。

今年1月15日に、知事、企業局、座間味村長の三者面談が行われたとのこと。建設場所は、県の高台案に対し村長は不満を呈していましたが、高台案で了解したのか伺います。

次に、土地の契約などの手続はいつ調整される予定か。工事の着工、事業計画について伺います。

7、首里城再建について。

11月定例議会で部長は、現段階で所有権移転の協議を行うことは考えていないとの答弁でしたが、今日もまた同じ答弁だったと思います。大事なのは、一日も早い復元ではなく、ウチナーンチュの魂を吹き込む

ことだと思います。

知事は、この所有権移転の問題は沖縄にとって誇りと尊厳に関わる大事な問題です。ぜひ真剣に向き合っていたきたい。見解を伺います。

政府の首里城再建へ向けた基本方針には、県民の意見を十分に反映できるよう沖縄県の参画を得ながら検討を進めるとあります。首里城再建に向けた県民意識調査を実施すべきと考えるが見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 瑞慶覧功議員の再質問にお答えいたします。

糸満市米須の現場視察の件で再質問をいただきました。

私は、議員御案内のとおり、今月21日に糸満市米須の現場を視察してまいりましたが、やはりこの場所一帯が沖縄戦の激戦地であったことから、多くの方々がお亡くなりになっており、魂魄の塔ですとか各県の慰霊塔が建立される場に隣接している場所を視察させていただきました。その現場は、急傾斜地が多くて足場が悪く、日頃ボランティアの方々がこのような場所で御遺骨の収集に御協力いただいていることには、大変御苦労されていることだろうということもわかれる、そういう場所でもありました。また、実際私が視察をした際には、現場で御遺骨の骨片を確認させていただきました。県において、昨年11月に遺骨を収集したところではあるんですが、発見箇所周辺にも未収用の御遺骨が残されている可能性があるということで、今月24日から遺骨調査を実施しております。十数個の御遺骨の骨片が見つかったと報告を受けております。当該箇所の遺骨収集に関しましては、引き続き調査を実施していく予定であります。今後御遺骨が残されている可能性がある場所についても、しっかりと遺骨収集の調査、取組などを進めていく必要があるということ強く認識しております。

このような状況下においては、当該地域の土砂が辺野古埋立てに使われることは、議員おっしゃるとおり悲惨な戦争を体験し、多くの犠牲者を出した県民の心を深く傷つけるものであり、到底認められるものではないというように認識いたします。国に対して強く申し入れるとともに、沖縄県として今後どのような対応が可能か、全庁的に検討してまいりたいというように

思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 政策調整監。

[政策調整監 島袋芳敬君登壇]

○政策調整監（島袋芳敬君） 7の首里城再建について、県民意見の反映それから所有権移転についてであります。

現在、県が進めている首里城の復興計画についてであります。これについては、正殿等の復元だけではなく、長い歴史に培われてきました琉球文化の復興の方向性を示す基本計画として今進めているところであります。その基本計画の策定の過程におきましても、有識者をはじめまちづくり団体、研究者等から多くの意見が寄せられております。

今後の意見反映の件ですが、次年度以降首里の歴史まちづくり、さらに中城御殿等の整備等、多くの事業が長期の期間で計画されております。その過程におきまして、多くの市民あるいは県民の意見を集約する仕組みづくりを考えているところであります。この件については、今後とも沖縄県首里城復興推進本部会議において情報を共有しながら、各部局の声を吸い上げて県民の声が広く反映される仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

所有権移転についてでありますけれども、所有権につきましてもその経緯、今いろいろまとめております国と県、それから指定管理者含めて今後の管理体制等含めて、今協議を進めておきまして、所有権移転の議論の前に課題の整理が必要であるという認識であります。

そういう意味で繰り返しになりますが、現段階での所有権移転についての協議は現在のところ考えていないということであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長（松田 了君） 命令の発出が可能かとの御質問にお答えします。

県が命令の発出について参考とすることとしている、国が策定した国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準によりますと、「露天堀りによる鉱物の採掘又は土石の採取」について、「眺望の対象に著しい支障を及ぼすかどうか、及び跡地の整理を適切に行うこととされているかどうかについて審査し、山稜線の著しい改変を伴う場合など風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。ただし、次のいずれかに適合する

場合については、この限りではない。」としまして、「既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。」と定められております。この基準の準用を予定しております国の処理基準を踏まえ、命令の発出が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 座間味浄水場の建設についての再質問についてお答えいたします。

座間味浄水場の建設につきましては、これまでいろんな経緯がございましたが、企業局としましては、高台における建設に向けまして、昨年10月に座間味村長と直接お話をさせていただきまして、今後浄水場建設が円滑に進められるよう、互いに合意しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 瑞慶覧 功君。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 失礼しました。

土地の取得ということですが、現在の浄水場跡地につきましては村の所有となっております、村の了解の上でその跡地に建設することとなっておりますので、現在協定書の締結に向けて調整を行っているということです。

工事の着工につきましては、次年度基本設計をできれば可能な限り早く、実施設計まで着手しまして、それに基づいて工事を進めていく。令和7年度までには、建設供用開始を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

〔翁長雄治君登壇〕

○翁長 雄治君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○翁長 雄治君 改めまして、ハイサイ。

ていーだネットの翁長雄治です。

県議会初めての代表質問をこなしていきたいと思えます。

その前に所見を述べます。

新型コロナウイルスに罹患された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。また、県民の生命を守るため、全力で職務に当たられている全ての医療従事者の皆様に敬意を表します。また、観光業をはじめ多くの事業者がコロナ禍の中、経営が厳しい状況が続いております。

沖縄県の基幹産業はやはり観光産業が中心となっているかと思えます。今その事業者を倒れさせるわけにはいきません。彼らが今をしのいでいかななくては、コロナが終息した後、県経済の再生を図ることは大変難しいものになってくると思えます。私の周辺でも市場や、そして周辺で飲食店を営む皆様からも大変厳しい声が届けられています。本来は国が音頭を取って、各事業者に対し経営を継続するため、そして生活を安定させるための補償を行っていかなくてはいけないのですが、現政権の中でなかなかそれが機能していない部分があります。しかし県が全ての補償を行うには莫大な予算を伴い、全ての事業者が満足いく補償は難しいのが現状です。しかしその中で、県内の感染をできるだけ抑えて経済との両立を図っていくことが、県ができることではないかなというふうに考えております。そのために現在も拡充に努めていただいておりますが、さらに県民が安心して経済活動ができる県内情勢をつくっていくように、検査体制の拡充、そして陽性者の隔離など、経済を動かしてまた感染拡大が起こり、緊急事態宣言が再度発出されるようなたちごっこが起きないように、県内でできることを共に頑張っていきたいと思います。

また、ていーだネットは1月18日に知事に対し、政策提言をさせていただきましたので、そちらに対しても質問をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

では、質問に入ります。

1、新型コロナウイルスの対応から伺います。

先ほども申し上げましたように、県内の感染状況を抑えていくことは、県民の生活、生命財産を守る上で至上命題であります。

そこで、以下伺います。

(1)、水際対策として実施されている空港でのPCR検査について、現状と課題及び今後の方向性を伺います。

(2)、同検査を離島へも拡充していく考えなのか伺

います。

(3)、緊急事態宣言後の県内の感染状況について伺います。

(4)、現在の医療体制の状況について伺います。また病床確保の取組について伺います。

(5)、無症状者及び軽症者のためのホテル確保について取組を伺います。

(6)、今月からワクチン接種が始まりました。また、4月12日からは高齢者からスタートして一般への接種が始まると報道にもありました。

そこで、以下伺います。

ア、県内での一般への接種及び県民全体に行き渡るまでの予測について伺います。

イ、ワクチン接種における会場の確保について伺います。

ウ、接種におけるシミュレーション及び予備訓練の実施について伺います。

ワクチンの接種は始まりますが、県全体でどのような流れで接種が広がっていくのか、まだまだ不透明であると思いますので、上記を質問しました。ワクチンが入ってきます。医療従事者から接種されるのは当然のことで、その後の高齢者からスタートする接種がスムーズにいくかどうか県民にとって今後の生活を営む上でとても高い関心があります。また会場の確保、訓練は今でしっかり行っていかなくは、万が一接種会場での感染があれば県民に大きな不安を与えます。慎重に慎重を期さなくてはなりません。御答弁よろしくお願いします。

(7)、県内の大学生や短大生、専門学校生等の今年度の対面授業の実施について伺います。

こちらについては本県のみならず、県外でも大きな課題となっております。私の周辺もその状況がなかなか改善されず、県外大学の退学を選んでしまうという事例もありました。特に4年次学生においては、就職活動のため本来であれば学校側に様々な相談も行いながら自身の進路を決定していく時期であることから、多くの不安の声が聞こえます。小中学校では早い段階で通常授業が行われた中で、この差は何だったのか見解も含めて伺います。

(8)、コロナ禍における学生のメンタルヘルスについて伺います。

(9)、高校生の進学率にこのコロナによって変化があったのかどうか伺います。

(10)、飲食店以外に経済的打撃を受けた業種への支援について伺います。

これまで様々な課題がありつつも、感染拡大予防

のために多くの飲食店に対してはお店を閉めていただかざるを得ず、そのための協力金を給付してきました。しかしながら、それによって多くの酒屋さんや八百屋さん、魚屋さんなど販売先を失い経営に大きな打撃を受けました。これはあくまでも協力金とは別の角度の支援が必要と考えます。御答弁よろしく申し上げます。

次に大きい2番、農業政策について、以下伺います。

県内農家の所得向上のためにも6次産業化が必須であります。本県の取組について伺います。

これまでは生産して、卸して販売していく。そういうものが大きな流れだったかと思いますが、今後の担い手を継続していく上でも非常に大事な部分かと思っておりますので、御答弁よろしく申し上げます。

(2)、本島内の製糖業務を一手に引き受けるゆがふ製糖株式会社の工場老朽化が激しく、県有地での建て替えの要望が上がっています。進捗について伺います。

我が会派でも先日現場視察を行い、現状の確認と建設に係る要件等を伺ってきました。現在の工場も今はだましまし運用しているところではありますが、このままではなかなか厳しいものが見えてくるかと思っております。

御答弁よろしくお願いします。

(3)、新規就農について、本県の取組を伺います。

(4)、水耕栽培等、都市型農業の本県の取組について伺います。

次に大きい3番、子育て・福祉行政について、以下伺います。

(1)、知事の目玉公約の一つでもあります、中高生バス無償化について。

多くの保護者の方から高い評価をいただいている当事業ですが、実績及び今後の拡充について伺います。

(2)、ひとり親家庭の生活支援のゆいはあとの令和4年度以降の継続について伺います。

(3)、こども医療費の中学校卒業までの無償化は、多くの保護者から喜びの声が上がっています。その中で、前回の議会で一般質問でもさせていただきましたが、幾つか御提案させていただきました。

以下、2点伺います。

ア、令和4年度以降の県内市町村の現物給付の実施についてどのようになっているのか伺います。

イ、全市町村現物給付にした際の県及び市町村の負担について伺います。

こちらまたこれから聞きますということで、ぜひ再質問をよろしくお願いしますと依頼をいたしましたので、ぜひよろしくお願いします。

(4)、子供の貧困率が全国の平均を大きく上回る29.9%という衝撃の発表から5年が経過します。その後の傾向を伺います。また、今後再度調査を実施し、これまでの施策の評価や次のステージに入っていく必要があると考えますが、見解を伺います。

(5)、待機児童ゼロに向けた取組について伺います。

ア、来年度の施策と見直し及び課題について伺います。

イ、県内市町村での保育所のミスマッチの現状について伺います。

市町村によっては、保育所を造ってはいるけれどもなかなかその需要と供給が合っていないというところで待機児童が解決しないという市町村もございます。

県としてその辺りをやはり把握していく必要があると思いますので、答弁をよろしくお願いします。

ウ、県が主導して保育の広域化が必要と考えます。見解を伺います。

(6)、保育士の待遇改善を図るために、特別支援保育の保育士への県独自の加配などの支援が必要と考えますが、見解を伺います。

やはりこの特別支援保育をしていく中で、保育士1人につき本当にお一人の児童を見なくてははいけなかったりとか、それで過重な労働につながったり、また園としてもそれによって保育士をさらに増やしていきなさいいけないというところで、経営の課題が出てきます。国のほうからも交付金が下りているんですが、なかなかそれがうまく回っていないというのがやはり現場からの声として多くあります。県の見解を伺います。

(7)、離島の児童生徒の島外派遣及び進学について、さらなる充実が求められています。本県の来年度の取組について伺います。

本県は、本島自体も島嶼県ですので、九州大会、全国大会においても、経済的に大きな負担になる家庭は多くあります。さらに離島となりますと、本島の児童生徒以上に、そしてその御家庭以上に大きな負担となります。そういう状況を背景に、多くのことにチャレンジすることを諦めるという選択肢を取らせない、そのためにも重要な事業だと考えます。御答弁よろしくお願いします。

(8)、ひきこもりの解決のため、子供・若者支援政策を充実させるため、子ども若者みらい相談プラザソラエへの支援を維持継続させていく必要があります。見解を伺います。

我が会派としては、コロナ禍も重なり、この件についての政策をさらに拡充していく必要があると。その大きな役割を果たす事業所だと考えております。今後

も安定した運営が望まれていると思います。御答弁をよろしくお願いします。

次に4、教育行政について伺います。

(1)、県立高校生の自殺という痛ましい報道があり、多くの県民が心を痛めました。また、再発防止が強く望まれています。背景には部活動があるのではないとも言われております。現在の調査について、経過と今後の再発防止策についての県の見解を伺います。

私も中学校から部活動に人生の青春の全てをささげて、大学も体育大学に進学して、大変厳しい環境の中でこのスポーツというものをやってきました。アスリート育成と本来の部活動のあるべき姿、それが混同されてしまっている部活動の指導者、そしてその社会の情勢があるのではないかと思います。当然厳しい環境の中で生まれていくアスリート、そしてそういった育成もあるかとは思いますが、これをあまりにも履き違えてしまった対応をする。そしてそういった中で生徒とそして指導者の中で、信頼関係が築けているのかどうか。この辺りも大変重要な観点になると思います。日頃の信頼関係がある中の言葉であれば、これは先生は本気で言っているのか言っていないのかとかそういったことも分かりますが、信頼関係が築けていないともう全てに対して、その言葉を受け取って、100%受け取ってしまうと非常に厳しいと。そして練習も楽しくない部活は、本当にどんな練習でも厳しく感じます。逆に僕は一番好きなのはやはり柔道ですけれども、柔道の稽古がどれだけ厳しくても、先生との信頼関係、そして柔道への情熱でどんな厳しい稽古も耐えられましたが、やはり厳しい稽古・練習になると、そこに対して生徒が思いを寄せられなければ——それはだから本来あるべき部活動の姿ですよ。それがなされると今回のようなことが起きるのではないかというふうに考えますので、県の見解を伺います。

(2)、低所得家庭において必要不可欠となっている就学援助について伺います。さらなる拡充が求められています。見解を伺います。

(3)、就学援助の事業について。市町村によって差があり、居住地によって受けられるサービスが変わり、保護者から子供たちを平等に育てられる環境が求められています。基本的には市町村が行っていく事業であることは私も承知はしておりますが、県が一定の方向性を示していく必要があるのではないかと考えております。

見解を伺います。

(4)、教育現場における化学物質過敏症について伺います。

そもそも、化学物質過敏症というものを皆様は御存じでしょうか。国内に重症者、軽症者合わせると1000万人の方が罹患しているとも言われております。これ人口比で言うと約8%程度の人口になります。名前のおり化学物質に対して体が反応して、場合によっては本当に家から一步も出られない、人と会うことができないという患者さんもいらっしゃいます。私の周りにも病院に行くこともできず、家から出ることができず、非常に孤独の中で、ただ本人の努力で少しずつ症状が改善してきてはいますけれども、こういったものが今あるということをまずは御認識いただきたいです。

私たちの生活の範疇で言うと、柔軟剤や芳香剤などに含まれる香りの成分が起因となることも多くあり、別称として香りの害と書いて香害と称されることもあります。また、その症状から鬱病と診断されてしまうこともあります。全国的に見ても診断できる医師が少ないというのも大きな課題となっております。

先ほど申し上げましたように、柔軟剤や芳香剤など周囲の方が注意することで防ぐこともできるし、体内のデトックス活動で症状が改善されていき、生活を送ることもできる方もいらっしゃいます。学校現場においては、学校に行くとなぜか特に人的な人との関わりは問題ないけれども、息苦しくなったりとかそこいられないというような症状を訴える生徒もいらっしゃいます。学校現場においても症状がある生徒がいないかの確認と、それらによる注意喚起が必要と考えます。

以下、伺います。

ア、4月の健康診断及びアンケートでの状況確認のために項目としてこういった症状がないかということを追加すべきと考えるが、見解を伺います。

イ、またこれをホームページ、そしてホームルームでの同症状についての周知が必要と考えますが、見解を伺います。

(5)、県内小・中・高校のトイレについて和式から洋式への改修の現状について伺います。

次に大きい5番、経済・観光・スポーツ行政について伺います。

先ほどの新型コロナウイルスとも係ってはくるんですが、これはあくまでも今現状のというよりは終息後も含めたものなので、あえて別で項目を設けました。

新型コロナウイルス発生から1年が経過し、県内の最初の発生から1年となりました。SNSなどでちょうど1年前の写真を見たりすると、私もまだマスクもしていたりしてなかったりとか、当たり前の日常を過

ぎしている姿がありました。ここまで世の中が激変すると当時の中で多くの県民の皆様は考えてなかったのではないかと思います。コロナの脅威はもちろんのことですが、そこから派生する経済的打撃、そして今後の経済再生、観光再生の道筋を今つくっていかなくてはなりません。

そこで、以下伺います。

(1)、今年度観光客減による経済的打撃について伺います。

今後の経済活動再開に向けた本県の取組について伺います。

(3)、ワーケーション誘致に向けた取組について、現状と課題について伺います。

(4)、プロ野球をはじめとしたキャンプ開催の現状について伺います。

(5)、沖縄県スポーツアイランドの現状と課題について伺います。

次に大きい6番、次期第6次沖縄振興計画について伺います。

いよいよ骨子案が出てきて、議論が本格化してまいりました。若い世代の方々も先日新聞報道等にもありましたが、自身の将来、そして子供たちの将来に大きく関わるということで、様々な意見を今集約しているところです。

そこで、以下伺います。

(1)、これまでの5次にわたる沖縄振興計画の本県に与えた影響について見解を伺います。

(2)、第5次沖縄振興計画と次期振興計画について、変わった点があればお伺いしたいと思います。社会情勢も変わってきているものであると思いますので、見解をお願いします。

最後に、大きい7番の基地問題について伺います。

なかなか進まない沖縄の基地負担の軽減ですが、国としてもいつまで沖縄の現状を放置していくのか。先ほど沖縄振興計画の質問をしましたが、本来は島嶼県で他府県に比べて生活コストがかかる沖縄とか、そういったアジアに向けて沖縄が飛び立っていくためにそういった特殊事情に鑑みて予算が組まれていくべきなんですが、最近では基地との引換え、いわゆるリンク論も当たり前のようには話されてしまいます。私たち沖縄県民は、この基地負担をしていかなくては本土のような当たり前の生活すらも許されないのかというふうに考えてしまいます。そこに強い憤りも感じます。

そこで、以下伺います。

(1)、本県も沖縄の基地負担軽減のために柱として



います、SACO合意から25年を迎える年になります。今後の県内の基地の整理縮小に向けて1つの柱となる本合意についても今検証が求められているんじゃないかと考えますので、以下について伺います。

ア、SACO合意の進捗状況について伺います。

イ、SACO合意、あと米軍の統合計画もあろうかと思いますが、こういった計画・合意、全てが計画どおり履行されたとして、本県に占める米軍専用施設が全国の比率の何%になるのかお伺いします。

(2)、施政方針にもありました県内の米軍基地について、知事は在日米軍基地専用施設の50%を目指すとしましたが、その根拠となるものは何なのか。今回もたくさん質問が出ていますが、ぜひこちら将来に係る大切なところだと思いますのでよろしくお願ひします。

(3)、那覇軍港返還についての現状と課題について伺います。

御答弁よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 翁長雄治議員の御質問にお答ひいたします。

新型コロナウイルス対応についての御質問の中の1の(1)、那覇空港でのPCR検査の現状、課題及び今後の方向性についてお答ひいたします。

沖縄県では、緊急事態宣言が発令されている地域からの渡航者に対して、出発地での事前のPCR検査を推奨しております。しかしながら、やむを得ず検査が受けられずに渡航する沖縄県民を含む希望者に対し、1日当たり200件を上限として、今月3日から那覇空港において検体を採取して、PCR検査を実施しております。沖縄県では、緊急事態宣言解除後の検査対象者の選定や検査数の拡大等が課題であると考えており、感染症対策専門家の意見等を踏まえ、拡充に向けて取り組んでまいります。

次に、子育て・福祉行政についての御質問の中の3の(2)、ゆいはあと事業の継続についてお答ひいたします。

本事業は、平成24年度から、独り親家庭が地域の中で自立した生活を営めるよう、民間アパートを借り上げ、生活、就労、子育て等の支援を行い、令和2年末までに、180世帯が自立を実現しています。ゆいはあと事業は、令和3年度で終期を迎えますが、本事業の成果を踏まえ、引き続き、独り親家庭に対し安定的に支援する仕組みを構築してまいります。

沖縄県としましては、多くの困難を抱える独り親家

庭が安心して生活できるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、基地問題についての御質問の中の7の(2)、50%を目指す根拠についてお答ひいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。このため、沖縄県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄のあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、そして沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対し、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定して、実現することを求めることとするものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに1、新型コロナウイルス対応についての(2)、PCR検査の離島空港への拡充についてお答ひいたします。

島嶼地域である本県において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、水際対策が重要であります。県では、緊急事態宣言が発令されている地域からの渡航者に対し、出発地での事前のPCR検査を推奨することとしております。しかしながら、やむを得ず検査が受けられずに本県へ渡航する方もおられることから、那覇空港においてPCR検査を実施しております。同空港での検査については、離島へ向かう渡航者を対象に加えるなど、拡充に向け取り組んでまいります。離島空港におけるPCR検査体制の整備については、感染症対策専門家の意見等を踏まえ、関係部局と連携しながら検討してまいります。

次に5、経済・観光・スポーツ行政についての(1)、入域観光客数減による経済的打撃についてお答ひいたします。

入域観光客数の減少に伴い令和2年4月から令和3年1月までの観光消費額は、試算で1700億円となり、対前年同期比で4708億円の減、率にして73%の大幅な減少となっていることから、観光関連産業から他産業への経済波及効果も含め、県経済に深刻な影響を与えているものと考えております。

同じく5の(3)、ワーケーションの取組についてお答ひいたします。

ウイズコロナ時代においては、滞在日数の延伸及び

観光客の来訪時期・地域の分散を目的に、県の新たな観光ツールとしてワーケーションの確立、誘致促進と認知拡大を図る必要があります。今年度の取組としては、ニーズ調査、離島を含む県内各地域ごとの特性を生かした沖縄ならではのモデルプランの造成、モニターツアー、プロモーションの実施を予定しております。次年度は、造成したモデルプランを活用し、ワーケーションの誘致促進につなげたいと考えております。

次に同じく、経済・観光・スポーツ行政についての(4)、プロ野球等のキャンプ開催の現状についてお答えいたします。

今年度のキャンプ開催については、プロ野球が9球団、プロサッカーが20チームと昨年度と同様となっております。キャンプ受入れに当たっては、コロナ禍に伴う県独自の緊急事態宣言下において、無観客での実施を要請する等、日本野球機構やJリーグ、市町村等各方面との連携の下、徹底した感染防止対策を講じ、受入れ体制の強化を図ってまいりました。

県としては、引き続き関係機関に協力を求め、安全・安心なキャンプ等が実施されるよう取り組んでまいります。

次に同じく経済・観光・スポーツ行政についての(5)、沖縄県スポーツアイランドの現状と課題についてお答えいたします。

県では、スポーツアイランド沖縄の形成に向け、県出身選手の競技力向上、生涯スポーツの推進、スポーツコンベンションの開催を推進しております。これらの取組により、世界で活躍する県出身トップアスリートが輩出されているほか、プロスポーツチームのキャンプ地として国内外に認知される等、多くの成果につながっております。課題としては、県民のスポーツ実施率の向上やキャンプ・合宿地としての付加価値向上等が挙げられます。

県としては、関係団体等と連携し、引き続きスポーツアイランド沖縄の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス対応についての御質問の中の(3)、緊急事態宣言後の県内の感染者状況についてお答えいたします。

緊急事態宣言後の感染者の状況について、直近1週間合計の新規感染者数を1週間ごとに見た場合、宣言期間初日であった1月20日は652名、1月27日は581名、2月3日は414名、2月10日は244名、2月

17日は99名、2月24日は94名となっております、減少傾向にあるものと考えております。

同じく1の(4)、現在の医療体制及び病床確保の取組についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療体制を整備しております。これまで、県立病院をはじめ、国立・公立及び民間の医療機関が病床確保に御協力いただいております、県としても、病床確保に対する補助や協力金の支給等医療機関への支援に取り組んできたところです。1月からの感染拡大において病床が逼迫したことを踏まえ、今後も引き続き病床の確保に努めてまいります。

同じく1の(5)、宿泊療養施設の確保についてお答えいたします。

県では、宿泊療養施設として那覇・南部地域及び宮古地域に各2施設、北部地域及び八重山地域に各1施設の合計6施設で440室を確保しております。施設運営に必要な看護師等の確保に課題があるものの、今後の感染拡大を見据え、必要な病床を確保するためにも宿泊療養施設は不可欠であると考えております。

県としては、引き続き市町村や関係団体と連携して宿泊療養施設の確保に努めてまいります。

同じく1の(6)のア、ワクチン接種の見通し等についてお答えいたします。

県では、3月上旬から医療従事者等へのワクチンの接種を開始する予定となっております。その後、高齢者から、順次基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種、一般住民へと接種を行う予定としております。一般の方への接種開始は今年の夏以降、県民全体に行き渡るのは、年末から来年2月頃になるものと想定されておりますが、今後については、ワクチンの流通量に応じて、国においてスケジュールが示されるものと考えております。

同じく1の(6)のイ、ワクチン接種の会場の確保についてお答えいたします。

県では、各部署が所管する施設等を市町村のワクチン接種会場として活用することについて、積極的に協力することとしております。さらに、沖縄総合事務局長通知により、ワクチン接種会場として、国管理施設を活用できることの連絡を受けたところです。

県としましては、各関係機関と連携しながら、市町村が円滑な接種を行えるよう、取り組んでまいります。

同じく1の(6)のウ、接種のシミュレーション等についてお答えいたします。

2月9日には中部地区10市町村及び中部地区医師

会が合同で、2月12日にはうるま市が単独でそれぞれ集団接種シミュレーションを実施し、課題や改善が必要な点を洗い出し、今後の検討事項としたところで

す。県としましては、これらシミュレーションの動向を踏まえ、集団接種における円滑な受付体制及び経過観察のための待機場所の確保などの課題を共有し、必要な支援について検討していきたいと考えております。

次に3、子育て・福祉行政についての御質問の中の(3)のイと、子ども医療費助成制度についてお答えいたします。3の(3)のイと3の(3)のイは関連しますので、一括してお答えします。

県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。令和3年1月から対象となる市町村を個別に訪問するなどして県の考え方を説明したところ、多くの市町村から御理解をいただいているものと考えております。また、全市町村で現物給付を実施した場合、子ども医療費助成額は自動償還よりも約3億円の増加が見込まれ、県と市町村がそれぞれ2分の1の約1億5000万円を負担することとなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、新型コロナウイルス対応についての(7)、専門学校等における授業の実施についてお答えします。

県内の大学、専門学校に授業の実施状況の聞き取りを行ったところ、感染防止対策を徹底した上で大学において対面授業と遠隔授業を併用し、専門学校においては基本的に対面授業を行っているとのこと。県では、専門学校や大学等に対し、沖縄県緊急事態宣言を踏まえ、感染防止と対面授業・遠隔授業による学生の学習機会の確保の両立に向け、適切な対応を行うよう要請しているところであります。

同じく1の(8)、コロナ禍における学生のメンタルヘルスについてお答えします。

県内の大学及び専門学校に聞き取りを行ったところ、学生からの相談状況については、コロナの影響により増加している傾向は見られないと聞いております。なお、県におきましては、専門学校等に対し、女性就業・労働相談センターやNPO法人等学生のアルバイトや心の悩みに対応できる相談窓口について周知を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 1、新型コロナウイルス対応についての御質問の中の(9)、高校生の進学率についてお答えします。

県立学校調査によると進学率は昨年12月末現在65.1%となっており、前年度同時期を上回っております。その背景に6月と12月の進路希望調査の比較で、就職を希望していた生徒が減少し、専門学校等への希望者が例年と比べ増加が顕著であり、国の高等教育の修学支援新制度やコロナ禍の影響があるのではないかと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き生徒の進路決定に向けた学校の取組を支援してまいります。

次に3、子育て・福祉行政についての御質問の中の(1)、中高生バス通学無料化についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たない独り親家庭の高校生等を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始しました。認定を受けた方は2月16日現在で約3400人となっております。令和3年度は、高校生に加え、通学区域が全県の中学校の生徒まで対象を広げ、経済的負担の軽減を図っていく予定であります。

同じく(7)、離島生徒の島外派遣費等についてお答えします。

県教育委員会では、これまで離島生徒に対し、中体連、中文連、高体連、高文連及び令和2年度からは特体連を加え、各連盟を通して派遣費を助成しております。また、進学については、高校未設置離島を有する市町村において、離島高校生修学支援事業を実施し、さらに離島児童生徒支援センター等への円滑な受入れを行っております。

県教育委員会では、来年度も同事業を継続し、離島生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

次に4、教育行政についての御質問の中の(1)、高校生の自殺事案についてお答えします。

県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく、痛恨の極みであります。生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。

事案発生後、学校においては、その背景を明らかにするため、職員やクラスの生徒及び部顧問や部員を対象に基本調査を行ってまいりました。その調査で、背景に部活動との関係がうかがわれたことから、県教育

委員会としましてはさらなる調査が必要であると判断し、弁護士と公認心理師から構成される第三者調査チームによる詳細調査を進めているところであります。今後の詳細調査を踏まえ、このような痛ましい事案が繰り返されないよう、学校のみならず、家庭、地域社会、関係機関と連携した再発防止策に努めてまいります。

同じく4の(2)及び(3)、就学援助の拡充等についてお答えします。4の(2)と4の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

就学援助制度は、市町村の実情に応じて実施されており、各市町村では、子どもの貧困対策推進交付金を活用し、認定基準の緩和や入学前の支給の実施等に取り組んでおり、一定の拡充が図られたと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入の減った世帯等に対しては、多くの市町村で年度途中の追加認定等を行っております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対し、通知や担当者会議等で制度の適切な実施を促しております。

同じく(4)のア及び(4)のイ、化学物質過敏症の把握と周知についてお答えします。4の(4)のアと4の(4)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

健康診断前の保健調査票の記入については、化学物質過敏症を含め、既往歴、治療中の病気、その他健康面で知らせたい事項等を記入する欄を設けており、保護者等により記載されることとなっております。また、同症状により教科書を使用できない児童生徒への対応に関する文部科学省文書を、毎年、学校へ発出しております。

県教育委員会としましては、国の動向も注視しながら、化学物質過敏症の周知方法や内容について研究してまいります。

同じく(5)、学校施設の洋式トイレの改修状況についてお答えします。

令和2年9月1日現在、公立学校における洋式トイレの割合は、小学校で70.6%、中学校で63.9%、高等学校で64.7%となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、快適な教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 1、新型コロナウイルス対応についての御質問の中の(10)、飲食店以外

に経済的打撃を受けた業種への支援についてお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では国に対し国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところであります。その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも、旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。加えて、県としては、最重要課題である事業継続と雇用維持のために、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

次に5、経済・観光・スポーツ行政についての御質問の中の(2)、今後の経済活動再開に向けた本県の取組についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、安全・安心の島沖縄の構築と県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、14次にわたる補正予算により総額約1626億円の予算を確保し、必要な対策を切れ目なく講じております。今後は、事業継続と雇用維持のための取組を継続、拡充するとともに、回復期出口戦略として、ハピ・トク沖縄クーポンやおきなわ彩発見キャンペーン事業等による地域消費喚起に係る取組等を強化してまいります。加えて、成長期の出口戦略として、各産業分野における競争力強化やデジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進してまいりたいと考えております。

引き続き経済団体等と協働の上、多面的かつ多角的に出口戦略を拡充・強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 2、農業政策についての御質問の中の(1)、6次産業化の取組についてお答えします。

県では、6次産業化を推進するため支援窓口を設置し、加工技術等の知識を有する専門員の派遣や研修会の開催とともに、補助事業による商品開発等の支援な

ど様々な施策に取り組んでおります。これらの取組により、県内における平成30年度の6次産業関連事業の販売額は259億5800万円となっており、沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標額248億円を達成しております。

県としましては、引き続き6次産業化を推進し、農家の所得向上に取り組んでまいります。

同じく(2)、ゆがふ製糖工場の老朽化対策に関する進捗についてお答えします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場の移転先として、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区内の用地分譲について内定通知を受けたと聞いております。県では、沖縄本島のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、沖縄県分蜜糖工場安定操業対策検討会議を設置し、工場建設に関する具体的な方策及び製糖副産物の総合利用について検討を重ねております。

県としましては、引き続き老朽化が著しい分蜜糖工場の支援に向けた課題等の整理を行い、関係機関と連携した安定操業の確保を図ってまいります。

同じく(3)、農業の担い手育成・確保についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名育成することを目標に一括交付金等を活用し、農業の担い手育成に取り組んでいるところであります。主な取組として、沖縄県新規就農一貫支援事業による就農相談体制の強化や、農業施設等の整備支援及び農業次世代人材投資事業による資金の交付等を実施しております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し農業の担い手育成・確保に取り組んでまいります。

同じく(4)、水耕栽培等の施設整備の取組についてお答えします。

県内では、トマト、イチゴ、葉野菜等が水耕栽培施設において生産されており、平成30年度の調査におきましては、面積が1.9ヘクタールとなっております。県では、特定地域経営支援対策事業等を活用し、トマトやベビーリーフ等の水耕栽培施設を整備してまいりました。

県としましては、今後も野菜等の安定生産を図るため、水耕栽培を含め園芸施設の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 3、子育て・

福祉行政についての御質問の中の(4)、子供の貧困率と今後の調査についてお答えいたします。

平成27年度調査において、沖縄県の子供の貧困率は29.9%となり、当時の全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。また、平成27年度から令和2年度の6年間で小中学生期、高校生期、未就学期のライフステージごとに子供の実態調査を実施し、困窮世帯の割合を公表しております。これまでの調査を踏まえ、令和3年度は、0歳から17歳の子供を持つ保護者を対象とした調査の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に同じく(5)のア、待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童を解消するには、保育士不足が喫緊の課題となっており、県では、令和3年度において修学資金等の貸付けや、潜在保育士に対する復職支援など、保育士確保施策に係る予算を計上したところです。

県としましては、第二期黄金っ子供援プランに基づき、令和3年度末の待機児童解消を目指し、引き続き市町村や関係機関と連携し、同プランの着実な実施に取り組んでまいります。

同じく3の(5)のイと3の(5)のウ、保育所等のミスマッチと広域利用についてお答えいたします。3の(5)のイと3の(5)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

県内の一部市町村においては、待機児童を抱えつつも定員割れが生じる施設がある等、地域別ミスマッチが起こっております。こうした地域のミスマッチ解消や子育て家庭の保育ニーズに応えるためには、市町村の圏域を越えた広域的な利用調整が重要であると考えており、県では今年度から保育士・保育所総合支援センターに広域利用推進コーディネーターを配置し体制を強化したところです。また、待機児童対策協議会等を通じ、広域利用への理解を求めるとともに、市町村への個別訪問やヒアリングを実施し、広域利用の推進に取り組んでいるところです。

同じく3の(6)、特別支援保育に係る保育士の加配についてお答えいたします。

市町村における障害児保育に要する経費は地方交付税として措置されており、市町村単独事業として加配保育士の配置等が行われております。保育所における障害児保育が適切に実施されるためには、市町村からの財政支援や保育士確保等が重要であることから、県では市町村が実施する保育士確保に向けた取組を支援するほか、交付税措置の増額がなされたことを踏まえ補助の充実を図るよう働きかけているところです。ま

た、障害児保育に係る十分な財政措置を九州各県児童福祉主管部長会議を通して国へ要望しているところです。

同じく3の(8)、ソラエによる支援の継続についてお答えいたします。

ソラエは、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者やその家族等からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報提供等を行うため沖縄県が設置した総合相談機関であります。相談者の多くは、様々な問題を複合的に抱えていることから、今後とも関係機関や地域の支援団体等と連携し、社会的自立に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 6、第6次沖縄振興計画についての(1)、5次にわたる振興計画についてお答えいたします。

これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の平成30年度には入域観光客数1000万人、情報通信関連産業は累計で470社を誘致し、就業者数は平成30年に展望値を超える70万7000人と着実に発展してまいりました。また、平成29年度の名目の県内総生産は、4兆4141億円で、復帰時から9.6倍の規模となるなど成果を上げてまいりました。その一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの課題も残されております。

同じく6の(2)、新たな振興計画(骨子案)の特徴についてお答えいたします。

新たな振興計画(骨子案)の主な特徴としては、現行計画の柱である強くしなやかな自立型経済と優しい社会の2つの基軸に、沖縄らしいSDGsを取り入れ、新たに環境の枠組みを加えたことが挙げられます。沖縄振興に係る様々な取組に県民一人一人をはじめとする社会全体が参画することで、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していくことが可能になると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 7、基地問題についての(1)のア、SACO合意の進捗状況についてお答えいたします。

SACO最終報告で示された返還予定面積5002ヘクタールのうち、北部訓練場の過半、安波訓練場、ギンバル訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設、牧港補給地区の国道58号沿い、キャンプ桑江の北側部分、キャンプ瑞慶覧、西普天間住宅地区、普天間飛行場東側の合計約4449ヘクタールが返還されたところです。残りの施設については、米軍再編事案として返還されることとされており、平成25年4月に発表された再編に基づく統合計画に位置づけられておりますが、返還時期については、「又はその後」と表記されており、明確にはなっておりません。

同じく7の(1)のイ、SACO合意事案実施後の基地の面積についてお答えをいたします。

SACO最終報告事案による返還が全て実施された場合、沖縄の米軍基地専用施設面積は全国の約70%となり、割合としては現在とほとんど変わりません。また、SACO最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍基地専用施設面積は全国の69%程度にとどまることから、さらなる返還が必要と考えております。

同じく7の(4)、那覇港湾施設の返還に係る現状と課題についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の返還については、現在、移設先となる浦添ふ頭地区の民港の形状案を浦添ふ頭地区調整検討会議において作成しているところです。また返還時期について平成25年に公表された統合計画によると、那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区への移設が行われ、返還のための必要な手続の完了後、2028年度またはその後に返還が可能とされており明らかに長い期間を要することが見込まれることが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 質問の途中ではありますが、翁長雄治君の再質問は時間の都合もありますので午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き翁長雄治君の再質問を行います。翁長雄治君。

[翁長雄治君登壇]

○翁長 雄治君 引き続きよろしく申し上げます。

再質問と要望のほうをさせていただきます。

何度もお話しさせていただきますけれども、新型コロナウイルスについては、1年前はどういう影響があるのか分からない未知への恐怖で、県民は不安でいっぱいでした。1年たって今はある程度どういうウィルスか、どういった影響があるのか、どういったふうになれば感染症の対策ができるのかということも分かってきて、そして多くの県民の皆様の不断の努力のおかげで、今第3波も先ほどの答弁ありましたように落ち着きつつあります。

しかしながら県民の一番の不安は、いつ終息して日常に戻れるのかが見通せないというところだと思います。様々な声を聞く中で感じているところです。そしてそれらの不安を払拭するためにも、医療体制はさらに万全に整えていかななくてはなりません。

そこで、以下伺います。

1つは、PCR検査について。今空港の話もしたんですが、さらに拡充というところでずっと議会でも話が出ていたんですが、今朝と昨日の新聞で、県補助の民間検査の話が出てきました。安価で受けられると。報道を見ると政党が主導をしているかのような印象を受けられますが、どのような判断基準で決定しているのか伺います。

次に、医療体制についてですが、医療従事者の過重労働が今懸念されています。これから先、あと1年、2年とまだまだ続く中でこれから看護を担う、そういった方々が離職とかに陥らないように県の取組が必要だと思いますが、伺います。

そして、医療費のところについては、先ほどの3億円というところには恐らくペナルティーの部分が含まれていないんじゃないかというふうに感じますが、そちらについてお願いします。

そして県のほうがこの3億円についても2分の1でお互いにやっていくということで今市町村と調整しているということで評価をいたしますが、ペナルティーについての2分の1の補助についても伺いをしたいと思います。

待機児童についてのところですが、先ほど広域化についてもこれから広げていくという中でもう一つ申し上げますと、保育士確保についてやはり各市町村今大変苦慮しているところでございます。各市町村、新規の保育士、そして潜在的保育士の確保というところで今注力しているところなんですけど、なかなかこの実績が前に出てこない、大きく出てこないというところがあります。沖縄県の令和2年11月の有効求人倍率3.78

と、全国のそれに比べるととても高いんですね。ほかのところは1.0を割り込むところはさすがにないですが、大体2.0以下で収まっております。県外からの保育士の確保というものが県主導でできないかということをお伺いします。

県外の保育士、なかなか定着に課題があるというふうにとずっと言われておりますけれども、少子高齢化の流れの中で、この二、三年、三、四年ぐらいがまずは大きな山場ではないかというふうな声もあります。ただこの数年後、社会的な情勢の中での解決ではなくて、今保育を必要としている方々たくさんいらっしゃいます。政治と行政の力で解決に向けて検討していただきますようよろしくお願いいたします。見解を伺います。

最後の基地問題のところなんですけれども、現行の計画の中では沖縄の基地負担は解決できないというのが改めて示されたところだと思います。沖縄の基地負担を軽減するためには、県外・国外への移設が重要です。国民のほとんどが日米安保を支持しているわけです。米軍基地は沖縄だけの安全保障ではなく、日本全体の安全保障のために存在しており、何よりその性格上、米側は部隊を、日本は土地等を相互に提供することで成り立っています。その駐留地については米国が要求できるわけではないはずで、基地の移転の話になると大体このような枕言葉がつけられます、他府県の理解が得られないと。私たち沖縄も理解を示しているところはないと思います。沖縄の若い人たちの中で基地を容認する方々の声を聞くと、それはないにこしたことはない。ただ僕たちが何を言っても国は強行するんでしょと、諦めるしかないんじゃないというふうには私はよく言われます。若い人、また県民が政治に対して、国に対して諦めという感覚を持たせてしまっていないのか。私はとてもここに強い憤りを感じます。沖縄はほかのどの都道府県よりも民意をはっきりさせてきました。おとしには県民投票でも日頃のマスコミ調査と同じく7割の方が反対の意思を示しました。そしてその民意を背に政府と対峙する知事に対して、知事がかたくなだから政府との距離が縮まらないとの論調もあります。政治は妥協の産物、可能性のアートだというふうには称されることもありますけれども、沖縄県は辺野古新基地を最初受け入れる際に、条件付の容認を示しました。しかしその条件を一方的にほごにしたのは日本政府であって、沖縄県はこれ以上妥協する余地は私はないと考えております。知事に対して命がけでやるようにという声もありますけれども、当然知事には大きな政治責任があります。しかしながら、ここにいらっしゃる方の中でも大勢が辺野古新基

地について反対の公約を掲げて当選しています。みんな分かち合っていないかと思いたしますが、知事の見解をお伺いします。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 翁長雄治議員の再質問にお答えいたします。

国民の多くが日米安保体制を認め、そしてそれゆえに沖縄県には多くの米軍基地が存在をしているということ、若い方々はその基地が存在しているということが例えば生まれたときからもう目の前に基地があると、なくならない基地の状況を見ていると、もう基地は減らないのではないかというような諦め感も持ち始めているということに対する議員からの懸念の御質問であるかというように思います。

日米安保体制が重要で我が国の平和と安定に米軍基地が必要というなら、当然その負担も国民全体で公平かつ平等に負うべきであるというように思います。そのためには、沖縄における基地負担の軽減や負担の公平性については、我が国の安全保障の問題がやはり沖縄だけの問題ではなく我が国全体の問題であることを国民一人一人が自分で考え、ではそのことについて将来どうあるべきか、国民の一人として我が国の真の安全保障体制はどのように築いていくべきかなどについてしっかりと議論をする場が与えられ、互いに真摯に対話を重ねていくという姿勢が重要であろうと思います。

私も国民の皆さんがそういう認識をし、自分事として考え、判断していただくことが重要であるということから、県としては米軍基地問題に関する国民的議論の機運醸成のため、全国トークキャラバンを行ったり、それから沖縄の米軍基地問題を分かりやすく説明したパンフレットや県のホームページでの情報発信、あるいは全国知事会などの場を利用する形で私たちもしっかりと、例えば地位協定の改定についても同じ共有する方向性を見いだしていくという作業は不断の努力を積み重ねていくべきであろうというように思います。

私の公約でもあります、辺野古に基地は造らせないという公約も2年前の県民投票において52%の投票率、そして70%以上の反対という明確な民意が示さ

れています。ですから賛成する方であれ、反対する方であれ、では私たちの将来の沖縄を日本という国をどうやって描いていくのかということについては、やはり日頃の対話の場をつくり、そこでお互いが真摯に話し合う中で最大公約数の県民の幸福について見だし、それを獲得していくための行動が必要であり、そのことはまた当然我々政治に対しても求められている重要な責務ではないかというように認識いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） PCR検査に係る補助事業の事業者の決定方法いかにという御質問でした。

県では、県民が誰でも安価で迅速にPCR検査を受けられる体制を整備するため、民間の検査機関が実施するPCR検査に対し、1件当たり最大8000円を補助する事業を実施しております。補助の対象は、県内において衛生検査所として登録され、離島を含め県内全域から検査を受ける体制の構築ができ、陽性者が出た場合に医療機関を通して保健所への発生届出ができる体制を構築すること等の要件を満たす機関としております。

議員が政党の主導というお話がありましたけれども、県としては補助事業者の選定に当たってはより多くの県民が検査を受けられるよう、複数の検査機関が申請を行うことができるよう、また公平公正を期す観点から公募により事業者を募ったところ、現時点において3社が公募に応じ、それ以外にも1社程度の申込みが見込まれているところです。

本日报道のありました検査機関はそのうちの1社で、その選定に当たっては同社からの交付申請について厳正に審査を行い、2月19日に同社を含めた2社に交付決定を行ったところであり、一部検査機関においては既に安価なPCR検査が開始されております。

県としましては、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、安価なPCR検査体制の構築を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 翁長議員の再質問にお答えいたします。

コロナに対応する医師や看護師の過重労働についての御趣旨の御質問でございました。

医療従事者の負担は厳しい状況が続いているものと考えておりまして、このため、県では医療提供体制



を確保するための医療機関等への各種支援を通じまして、医療従事者が離職につながらないよう環境整備に努めていきたいと考えております。また、精神的な負担を取り除くための公認心理師会等との協力の下の方策にも取り組んでまいりたいと思います。

次に、国保の減額調整試算額についてお答えいたします。

減額調整額の試算につきましては、令和元年度の7歳から15歳の子供の医療費の自己負担分が現物給付により助成されたということで仮定して算出しましたところ、県全体で約1億8800万円と試算したところでございます。令和4年度からの拡充に伴う現物給付につきましては、1月から対象市町村を個別に訪問しまして多くの市町村から御理解をいただいておりますが、減額調整措置、いわゆるペナルティーにつきましては、国に対しその廃止を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 翁長議員の再質問のうち、県外からの保育士確保に係る市町村の取組への支援についての御質問にお答えいたします。

待機児童解消に向かいは、保育士の確保が重要でございまして、県では今年度から県の待機児童解消支援基金を活用して、市町村が行う保育士確保の取組を支援しているところでございます。県内幾つかの自治体において県外からの保育士確保のための取組がなされているところではございますが、例えばその際、併せて保育所等が保育士の宿舎を借り上げるようなことを支援するような国庫補助事業がございまして、その際には市町村負担分の4分の3を県の基金から活用できることとしておりますし、また市町村が独自に行う、例えば渡航費等への支援を行う場合に関しましても、この基金を活用して行うことができることとしております。

県といたしましては、市町村が地域の実情に応じて取り組むこのような県外からの保育士確保を含む保育士確保の取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

照屋守之君から申出のあった件については、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたします。

また午前の瑞慶覧功君から発言訂正の申出がありました件につきましては、後刻記録を調査の上、議長において適切な措置を講ずることといたします。

平良昭一君。

[平良昭一君登壇]

○平良 昭一君 会派おきなわの平良昭一でございます。

会派を代表して質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地に陸上自衛隊の離島防衛部隊を常駐させることを米海兵隊と陸上自衛隊の極秘合意が報じられた。これまでの自衛隊の功績を踏みにじるばかりか、今後の国内配備計画をぶち壊すものであり、国民との信頼関係を失わせるものだ。また、普天間の閉鎖には辺野古が唯一と言ってきたことが県民だましとなる。まさしく民主主義の破壊そのものだが、そのことについて県の考え方と対応を伺います。

(2)、那覇港湾施設の浦添市移設について伺う。

(3)、復帰50周年に向けた基地の整理縮小について、全国の米軍専用施設面積50%以下を目指すとの数値目標だがその根拠を伺う。

(4)、普天間第二小学校への窓枠落下、緑ヶ丘保育園への落下物事故後の米軍の飛行の現状と県の対応について伺います。

(5)、ワシントン事務所のこれまでの成果と今後の役割について伺う。

(6)、東海岸地域の発展方向性を示す東海岸サンライズベルト構想策定に向けた検討委員会が開催されたようだが、その取組について伺う。

(7)、令和3年度組織・定数編成の見直しの目的と概要について伺う。

(8)、海外の県系出身者が要望する、世界のウチナンチュセンター設置について伺います。

2、新型コロナウイルス対策について。

(1)、コロナ対策専門病院（仮称）の設置について伺います。

(2)、我が県は島嶼県であるがゆえ、ある面、対策次第では効果てきめんな状況をつくり出すことができる環境であるとも言える。自由自在に陸路で移動できない環境をどう生かすかが重要である観点から、県内空港、港湾での水際対策について伺います。

(3)、那覇空港のPCR検査1日100人の根拠について伺う。以前から水際対策としての必要性を、条例

改正をしてでも行うべきと提言してきましたが、ここに来てやっと県がその対策に乗り出したことは評価したいと思います。しかしながら、検査対象人数を限定していることがなぜなのか、お伺いいたします。

(4)、那覇空港内の抗原検査・PCR検査対策とクリニック開設について伺います。

以前から県議会でも那覇空港内のクリニックの常設を議論しているが、国内で97か所の空港があるが、那覇空港は利用客数が6番目、離発着数が5番目と国内の主要空港であることは事実であります。コロナ発生以前から当然に設置されるべきものと認識しているが、県の考え方を伺います。

(5)、飲食業の営業時間短縮要請対応の成果と課題について伺う。

(6)、時短拒否があるか、その対応を伺う。

(7)、飲食業以外の事業者の現状と課題と対策について伺います。

飲食業以外の事業者対策について幅広い業界への手当の声は根強い。観光業界救済の施策として行った家族でStay Hotel宿泊支援事業は外出自粛の要請と矛盾していると言われていたし、県民が求めているのは飲食業以外への対象業種協力金拡大であり、幅広いきめ細かな支援策はどうしていくのかお聞きします。

(8)、米軍関係者の状況とコロナ対策について伺う。

(9)、ワクチン対策チームの役割と課題について伺う。

(10)、医療体制が逼迫する状況でコロナ以外の病人対策は万全か伺う。

(11)、クルーズ船のコロナ対策について伺う。

国のガイドラインでは、船内で感染者が出て寄港先の病院で受け入れられなかった場合、最終港が船を受け入れることになり、沖縄が最終港になると1000人単位の乗客の医療機関受入れ体制が必要となります。その点からしても、重要な対策だと認識することから、県の考え方を伺います。

(12)、Go Toトラベル事業における利用実績の推計、県内の利用人数、支援額、1人泊当たりの割引支援額、1人泊当たりの旅行代金、宿泊・旅行代金の割引額、地域共通クーポン利用額について伺います。

(13)、プロ野球の無観客キャンプの経済的損失はどれくらいか伺う。

(14)、結婚披露宴に関係する団体への支援策について伺います。

感染症の影響が始まってから予約の9割以上キャンセルが続き、ブライダル業界も経営の危機に直面している。ブライダル業界の年間の経済効果は140億円

以上で、式場や衣装、清掃、食材関係、酒屋、司会、交通機関など関連企業は多岐にわたる。結婚披露宴、各種イベントなどお客さんがブライダル施設を利用いただく以外に経営を根本的に改善することはできず、持続的な政策支援が急を要する課題だと認識します。

以下の点を伺いたい。

ア、今後、結婚式や披露宴を行う際、当事者に対し一定の助成金を交付できるか伺いたい。

イ、既婚者でも、未挙式者が結婚式、披露宴を行う際、当事者に一定の助成金を交付することが望ましいと思うが伺います。

ウ、ブライダル関連業界が新型コロナウイルス感染対策のために行う設備投資に対し、一定の助成措置を講じていただきたい声があるが伺います。

(15)、県職員のコロナ対策業務について。

ア、コロナ対策業務に動員された職員の業務カバー体制はどうなっているのか伺う。

イ、時間外勤務が多くなるのは当然であるが、その時間外手当の支給状況について伺う。

ウ、コロナ協力金の支給の大幅遅れが指摘されているが、職員の対応数が足りないのか、そうであれば民間委託はできないのか伺う。

3、教育関係について。

(1)、中・高校生バス通学無料化に向けた取組と交通渋滞対策の連携について伺います。

(2)、国が目指す小学校全学年35人学級について伺う。沖縄県は既に中1以下で35人学級を実現している。今後は中2・中3の35人学級実現に向けての対応となるが中2・中3全て35人学級実現のために、以下の点を聞きたい。

ア、学級数の増減、教職員数はどうなるのか伺う。

イ、予算額について伺う。

ウ、県のこれまでの対応と今後の考え方を伺う。

4、保健医療部、環境部関係について。

(1)、北部基幹病院について。

ア、先般第2回の協議会が開催されたが、北部基幹病院の取組状況と今後の工程について伺う。

イ、いまだ各市町村の財政負担の問題が不安材料だとの声があるが、どうなっているのか。

ウ、北部医師会病院のこれまでの負債額の対応について伺う。

エ、場所選定について決まっているのか伺う。

(2)、琉球大学への薬学部創設について。

施政方針の中で薬学部設置の可能性調査を行うと明記しているが、どのような方針で行うのか伺います。

(3)、障害者等用駐車場の適正利用、パーキングパーミット制度導入の取組状況について伺います。

(4)、公共施設における分煙環境の整備や屋外分煙所の設置等、沖縄県の方煙環境整備について伺います。

(5)、タイワンハブ対策について。

ア、これまでの対策状況とその成果について伺う。

イ、以前から外来種として環境部に対する対応策を提言してきたが、その役割について伺います。

(6)、近年ボランティアでの活動が多くなり各地で海岸漂着物の回収が行われている。反面、その回収した漂着物の処分体制の確立ができておらず、海岸漂着物回収処分の対応が各市町村統一ではない。その対策について伺います。

(7)、国が2022年度の施行を目指しているプラスチック資源循環促進法案の対応について県の考え方を伺います。ストローをはじめとする使い捨てプラ製品を多量に提供する飲食店に削減を義務づけるなどし、プラごみの排出の抑制やリサイクルを促進することが狙いだ。海洋汚染問題など世界的な視野での対応が求められているものであり、海洋県としての各段階での適時な施策が重要であると思う観点から伺います。

5、総務・知事公室・企画部関係について。

(1)、新たな沖縄振興計画について。

ア、次期振興計画の実現の見通しについて伺う。

イ、克服すべき沖縄の固有課題について具体的に伺います。

ウ、県土の均衡ある発展のための圏域別展開の具体的な考え方を伺う。

(2)、県税徴収減少に係る今年度予算の編成の課題について伺います。

(3)、新型コロナウイルス感染症対策等での補正予算の専決処分が連続してあるが、県側の認識について伺う。

(4)、後継者がいない企業の割合が沖縄県は全国一多いとの統計があるが、県として何らかの対策、支援策が必要ではないか伺います。

(5)、離島の活性化に向けた移住者向け住宅整備補助について伺う。

(6)、沖縄総合事務局に沖縄総合観光施策推進室が設置されたが、県としてどのような連携を取った取組を考えているのか伺います。観光立県としての相乗効果を最大限に生かすチャンスであると考えるのは私だけではないと思うし、内閣府沖縄総合事務局の沖縄観光予算を、沖縄県とどう統一性を持って取り組むことができるかが重要であり、その点を伺いたいと思います。

(7)、県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として産業振興や定住条件の整備等を推進する北部振興事業のこれまでの成果と今後の北部振興策について伺います。

(8)、沖縄都市モノレールの延伸計画について伺う。名護一那覇間の鉄軌道計画の停滞が県民から指摘される中、モノレールの東海岸延長や沖縄市・うるま地域への北進の声がある。時間的達成度の観点からの意見だと思うが、県はどう受け止めるのか聞きたい。

6、農林水産部関係について。

(1)、辺野古への土砂搬出船に係る漁場について。

辺野古への土砂搬出船が停泊する通称ブーマー曾根はサンゴ礁が発達し冬場でも良好な漁場として利用されてきております。しかし、地元漁民からの利用、環境面での苦情が上がっている状況だ。

以下の点を伺います。

ア、通称ブーマー曾根漁場の利用状況と環境被害について伺う。

イ、土砂搬出船の台数について伺う。

ウ、漁民優先か、搬出船優先か、法的根拠を示していただきたい。

エ、水深60メートル以上ないと停泊し、アンカーを下ろせないとの約束があると聞く。どの船舶でもアンカーは場所を選ばず自由自在に下ろせるのか伺う。

(2)、学校給食の県産和牛提供事業について。

ア、学校給食への牛肉の提供事業が、事業者から継続を求められている。県として継続する考えはあるのか伺う。

イ、提供する際の牛肉価格を引き下げること、学校給食での使用数量が増え、さらに多くの予算が確保できるのではないか。その点を伺う。

ウ、沖縄県は肉用牛の子牛生産で、全国4位となっている。今後さらに肉用牛、畜産振興を図る上で支援策を国へ要望する必要があると思うが県の考え方を伺う。

7、企業局関係について。

(1)、座間味浄水場建設の進捗について伺う。

ア、浄水場は高台への知事の記者会見以降、住民には何の説明もないが進捗状況を知りたい。

イ、今年1月15日に村長、知事、企業局長との三者面談があったと聞くが、その内容について伺う。あわせてその後の打合せ等があればそれについても伺います。

ウ、住民説明会を行う約束があると聞いているがどうなっているのか伺う。

(2)、水がめ地域の水環境事情について。

本島北部のダム所在地域から水源地域に対する基金や助成などを求める陳情などが上がっているが、その背景にはダムあるがゆえに地域発展の阻害要因となっていることにある。そのことを踏まえた地域還元対策を過去に講じてきた経緯があるが、将来的にもダムは在り続けることからそれ相応の地域還元策を考えてほしい要求である。東村にあっては、過疎化対策でリゾートホテル誘致に動いているが、水確保ができず計画が進まない状況と聞く。水源地域であるにもかかわらず水量を確保できない状況は理解に苦しむ。浄水施設拡大には独自の財源では厳しい状況からの陳情であり、以下お聞きします。

ア、水源地域からの陳情等が上がっているがその対応について伺う。水事情改善には企業局だけの対応では難しいと聞いていることから伺います。

イ、企業局、企画部、保健医療部との連携について伺う。

8、土木建築部関係であります。

(1)、磁気探査業務に係る管理技術者の資格要件と入札参加資格について伺う。磁気探査業務における管理技術者は平成28年10月に管理能力の高い資格を要件として改定されたが、その後、4年間入札の参加資格の見直しがなく、さらに2年間経過措置を延長する話がある。関係者からは特殊な事業であり安全性から見て不適切な事態との意見があるが、県の考え方を伺います。

(2)、建築設計業及び土木コンサル業の入札最低制限価格について伺います。

(3)、県道84号名護本部線事業について伺う。一向に工事が進まず、地域から困窮の声が大きい。用地買収も進まず、予定地の住民は今後の移転計画も立てられず不安・不満が絶えない。進捗状況と今後の計画について伺う。

(4)、沖縄都市モノレールの3両化編成計画の状況について伺う。

(5)、伊平屋・伊是名架橋建設について伺う。

(6)、伊平屋空港の進捗状況について伺う。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 平良昭一議員の質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(6)、東海岸サンライズベルト構想策定に向けた取組についてお答えいたします。

県土の均衡ある発展に向けては、東海岸地域にもう

一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することが重要と考えております。沖縄県では、東海岸サンライズベルト構想の策定に向け、外部有識者を含む検討委員会を昨年12月に開催し、市町村等の意見を伺いながら東海岸地域ならではの魅力や強みを生かし、マリントウンMICEエリアの形成を含む東海岸一帯の活性化・発展に向けた検討を進めております。

本年3月に第2回の検討委員会を開催し、今年度中に同構想を取りまとめ、新たな振興計画（素案）に反映することとしております。

次に、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の2の(9)、ワクチン対策チームの役割と課題についてお答えいたします。

沖縄県では、1月15日新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部内に11名から成るワクチン対策チームを設置したところです。ワクチン対策チームの役割としては、優先接種の対象となる医療従事者等への接種体制の確保、接種主体である市町村の体制構築の支援、また県民の不安を取り除くための専門的相談対応などが挙げられます。本県が島嶼県であることから、特に小規模離島においては円滑な接種が課題であり、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう国と調整を進めているところです。

沖縄県としましては、コロナ対策の切り札となるワクチン接種が円滑に進められるよう市町村及び医師会をはじめ関係医療団体と連携し、万全な体制で取り組んでまいります。

次に、総務・知事公室・企画部関係についての御質問の中の5の(3)、補正予算の専決処分に係る認識についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、11月議会閉会以降4回の専決処分を行っております。その内容は、営業時間短縮要請に伴う協力金の支給や、国のGoToキャンペーン停止延長により観光業界からの強い要請を受けた彩発見キャンペーンを実施するための補正であります。いずれも事態の状況に応じた迅速な対策に必要な財源の裏づけを早急に確保する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により予算を補正したものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢に

ついで(1)、米海兵隊と陸上自衛隊の極秘合意についてお答えいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は、記者会見において米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。

県としましては、県内の米軍施設等における共同使用はさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく1の(2)、那覇港湾施設の浦添移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から早期の返還が必要であると考えております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要だと考えております。現在、那覇港管理組合は、コロナ禍における状況を踏まえながら、令和2年度内を目途に浦添ふ頭地区における民港の形状案、すなわち港湾計画の方向性案を導き出すことができるように取り組んでいきたいとのことであります。

同じく1の(3)、復帰50年に向けた基地の整理縮小についてお答えいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあります。このため県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対し当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することを求めることとしたところであります。

同じく1の(4)、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園の事案発生後の現状と県の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場における航空機騒音規制措置では、進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定することとされております。しかしながら、緑ヶ丘保育園及び普天間第二小学校の事案発生後も、依然として人口稠密地域上空を飛行している状況が確認され

ております。平成30年には知事が緑ヶ丘保育園及び普天間第二小学校を視察しております。また、同園園長から提供を受けた飛行映像については、ワシントン駐在を通じ、米国政府関係者等に情報共有することとしております。

県は、同規制措置の厳格な運用について米軍及び日米両政府に対し要請してきたところであり、引き続き学校や病院を含む人口稠密地域上空の飛行を回避するよう求めていると考えております。

同じく1の(5)、ワシントン駐在の成果と今後の取組についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、米軍基地に関する情報収集・情報発信に加え、知事訪米の際には、連邦議会議員等との面談のほか、2018年にはニューヨーク大学での講演や国連事務次長との面談、2019年にはスタンフォード大学の講演をコーディネートしております。ワシントン駐在の働きかけの結果、2019年の6月及び10月には連邦議会調査局報告書に在沖米軍の状況について正確な記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、駐在の成果の一つと考えております。今年度は、特にバイデン新政権に対して知事書簡を送付するとともに、昨年11月の選挙で当選された連邦議会議員の関係者約30人とオンラインで面談し、辺野古新基地建設の技術的課題、普天間飛行場におけるP F O S漏出事故、在沖米軍による事件・事故等について情報提供などを行っており、今後とも積極的な取組を行ってまいります。

2、新型コロナウイルス対策についての(8)、米軍のコロナ対応についてお答えいたします。

在沖米軍においては、日本に入国する全ての米軍関係者に対し、14日間の移動制限措置を義務づけるとともに、移動制限を解除する前にPCR検査を実施しているとのことであります。また、基地内外の感染状況を勘案しながら新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでおり、現在は、基地外のレストラン店内における飲食やバー・クラブの利用、大人数での集会等が禁止されているとのことであります。しかし、飲酒関連の事案など行動規範に違反していると思われる事案が見受けられており、県では機会あるごとに米軍に対し、感染防止対策の徹底を求めています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢につ

いての(7)、令和3年度組織・定数編成についてお答えします。

令和3年度の組織・定数編成に当たっては、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するとともに、簡素かつ効率的なものになるよう実施しております。組織については、「感染症対策課」、「デジタル社会推進課」、「SDGs推進室」、「北部医療センター整備推進室」などを設置し取組を強化します。定数については、保健所や児童相談所の体制強化に加え、家畜防疫対策や平和行政、首里城復旧の推進のため増員を図っております。

次に2、新型コロナウイルス対策についての(15)のA、コロナ対策業務動員職員のカバー体制についてお答えします。

県では、沖縄県業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）で設定いたしました業務の縮小、変更または休止の積極的な判断を行い、新型コロナウイルス感染症に係る対策業務及び支援業務について早急な対応を全庁挙げて取り組んできたところです。動員された職員の所属によっては、臨時的任用職員の採用や業務配分の見直しなどを行い、適切に対応しているところです。

次に5、総務・知事公室・企画部関係についての(2)、令和3年度当初予算編成の課題についてお答えします。

令和3年度は、コロナ禍においても県民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くとともに、より幅広い分野においてアフターコロナに向けた将来を見通した取組を進める必要があります。しかしながら、令和3年度当初予算の編成に当たっては、県税等の減により収支不足が対前年度47億円拡大し262億円となりました。このため歳入面では、県債の発行額を増額し、歳出面では8年ぶりに実施したマイナスシーリングにより財源捻出を図った上で限られた財源を重点的に配分することにより、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくりの実現に向けて必要な予算を計上したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず初めに1、知事の政治姿勢についての(8)、世界のウチナーンチュセンターについてお答えいたします。

県では、ウチナーネットワークの継承・発展を目指し、関係団体や海外県人会等と意見交換を行いながら、県内の拠点について検討しているところです。今

年度から、JICA沖縄と連携し、1、人的ネットワークの継承、2、情報発信と集約、3、交流促進、4、相談窓口、5、歴史継承の5つの機能を総合的に担うプラットフォームの構築に向けて取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係団体等と意見交換を行いながら、既存施設の活用やソフト面を中心とした対応を検討してまいります。

次に2、新型コロナウイルス対策についての(2)、県内空港での水際対策についてお答えいたします。

県では、那覇空港や県外から直行便の就航する離島空港において、発熱者を迅速に検査へとつなぐ体制を整備しております。また、緊急事態宣言が発令されている地域からの渡航者に対しては、出発地での事前のPCR検査を推奨しております。しかしながら、やむを得ず検査が受けられずに渡航する沖縄県民を含む希望者に対し、1日当たり200件を上限として、今月3日から那覇空港において検体を採取してPCR検査を実施しております。検査実績としては2月24日時点で検査数1774件、うち陽性者1人を確認し療養につないだところです。

同じく2、新型コロナウイルス対策についての(3)、那覇空港のPCR検査対策と検査の上限を1日100人とする根拠についてお答えいたします。2の(3)と2の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、緊急事態宣言が発令されている地域からの渡航者のうち、やむを得ず出発地でPCR検査が受けられなかった沖縄県民を含む希望者に対し、検体採取場所の規模等を勘案し1日当たり200件を上限として、今月3日から那覇空港において検査を実施しております。当初は感染防止を図りながら安全かつ確実に検体採取等を実施していくため、1日の検査数の上限を100件としてスタートしたところです。

同じく2、新型コロナウイルス対策についての(12)、GoToトラベル事業の実績についてお答えいたします。

県では国に対して、GoToトラベル事業の実績について随時照会しておりますが、国は、全国の利用実績の推計については公表しているものの、都道府県別の利用実績については、現時点では集計中として公表していないことから把握は困難な状況です。

県としましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

同じく2、新型コロナウイルス対策についての(13)、プロ野球の無観客キャンプの経済的損失についてお答えいたします。

昨年度のプロ野球春季キャンプの経済効果は、約122億円と試算されております。現時点で今年度の春季キャンプにおける経済的損失額の把握は困難ですが、無観客となったことによりキャンプの観覧を目的とした観光客の宿泊キャンセルのほか、飲食店、公共交通機関、レンタカー事業者、食品関連事業者等、幅広い業種で例年のような経済効果が失われるなど多大な影響があるものと認識しております。

県としましては、引き続き安全・安心なキャンプ地の構築を図り、次年度以降多くの県民・観光客の方々に足を運んでいただけるよう尽力してまいります。

次に5、総務・知事公室・企画部関係についての(6)、沖縄総合事務局との連携についてお答えいたします。

沖縄総合事務局においては、組織の横断的な連携を推進し、観光施策の企画立案・調整を積極的に行う体制を強化するため、新たに沖縄総合観光施策推進室を発足しております。当室においては、沖縄観光の量から質への転換、質の高い持続可能な観光の推進等に向けて積極的に取り組むものと伺っております。

県としては、沖縄観光のさらなる発展に向けてそれぞれの取組について情報共有を行うなど連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(1)、コロナ対策専門病院の設置についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のみに対応する専門病院については、既存の病院を専門病院化する、あるいは新たな施設を整備する方法が考えられますが、いずれの方法においても医療従事者の確保等の課題があります。なお、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関においては、適切な感染対策が徹底されていることから、コロナ病棟から一般病棟の患者への感染事例は確認されておられません。

同じく2の(5)、営業時間短縮要請対応の成果と課題についてお答えいたします。

営業時間短縮の要請については、12月17日から地域を限定し夜10時までとしたところ、年末はイベント等が多い時期にもかかわらず一定の効果が見られました。しかし、正月前後の行動抑制が十分ではなく感染拡大が課題となったことから、1月22日から夜8時に繰上げ、県内全域に対象地域を拡大しました。その結果、飲食関連の陽性者は、1月は3週連続で100人前後であったものが、2月には10人から20人となっ

ており、要請の成果があったものと考えております。

同じく2の(6)、時短要請の対応状況についてお答えいたします。

県では、1月22日から県内全域に時短要請を拡大した際に、実効性を高めるため、市町村に対して巡回活動の協力依頼を行ったところ、全市町村において、地域の見回り活動が行われています。毎週の報告によると、時短要請に対する協力率は90%から100%との回答が多く、事業者の大半は協力していただいております。一方で、那覇市内の接待を伴う飲食店でクラスターが発生するなど、飲食店関連の感染を確認しており、引き続き注意が必要であると考えております。

今後も飲食店における感染防止対策は重要であることから、事業者の協力が得られるよう引き続き市町村等と連携して対応してまいりたいと考えております。

同じく2の(10)、コロナ以外の患者対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染患者等の受入れ医療機関では、感染拡大時にはコロナ患者等の受入れや感染防止対策のため、急を要さない手術等については延期の措置を取っていると聞いておりますが、救急患者については通常時と変わらず受入れを行っております。また、感染患者受入れ病院からコロナ以外の患者を受け入れる場合は、現在、医療法の特例で定員を超えて患者を入院させることが可能となっております。

県としましては、必要な医療提供体制を確保するため、医療機関の支援及び感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

同じく2の(15)のイ、コロナ関連の時間外勤務手当についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に従事している総括情報部の職員、宿泊療養施設の動員職員及び保健所職員等に対する時間外勤務手当につきましては、予算流用及び補正予算への計上等により必要額を確保し、随時支払いを行っているところです。

県としましては、今後とも感染拡大防止対策に従事する職員の時間外勤務手当の必要額を確保し、早期の執行に努めてまいります。

次に4、保健医療部、環境部関係についての御質問の中の(1)のア、北部医療センターの取組状況等についてお答えいたします。

公立北部医療センターの整備については、去る1月27日に開催した第2回整備協議会において基本構想素案が了承され、現在、パブリックコメントを実施しております。今後は、本年3月に第3回協議会を開催し、パブコメの意見を踏まえ整理した基本構想案につ

いて協議を行い、公立北部医療センター基本構想を策定することとしております。また、次年度は基本計画の策定、令和4年度以降に基本設計、実施設計、建築工事を行い、令和8年度の開院を予定しております。

同じく4の(1)のイ、市町村の財政負担についてお答えいたします。

市町村の財政負担につきましては、昨年7月28日に合意した基本的枠組みに関する合意書において、病院を整備する際には市町村の一般財源には影響を与えないこと、また、整備費用に係る借入金の償還に対する市町村の負担はないこと、市町村の組合への負担金は、病院及び診療所を運営することにより交付される地方交付税相当額に限定し、それ以上の負担はないこと、財団への財産の拠出は財団設立時の1回に限ることとしており、具体的な内容に関しては、次年度以降に市町村と協議を行っていくこととしております。

同じく4の(1)のウ、北部地区医師会病院の負債についてお答えいたします。

北部地区医師会病院の長期借入金は、令和2年3月末時点で約20億7000万円となっており、毎年度、計画どおり1億5000万円ずつ返済されているところであります。

同じく4の(1)のエ、建設場所についてお答えいたします。

建設候補地については、北部地域の中心的な地域である名護市内で、病院整備に必要となる一定規模の用地の確保が可能な公有地として、農業大学校移転後の敷地、名護商業高校跡地、名桜大学周辺用地の3候補地について比較検討を行っております。検討に当たっては、敷地の広さ、関連法令との関係、交通アクセス等について評価を行い、現在実施中のパブリックコメントにおける意見も踏まえ、3月に開催予定の整備協議会において、建設予定地を選定することとしております。

同じく4の(2)、薬学部を設置及び可能性調査についてお答えいたします。

厚生労働省の平成30年薬剤師数調査によりますと、人口10万人当たりの薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、全国平均の190人に対し、沖縄県は139人で全国最下位であり、薬剤師不足等を解消するために県内の国公立大学に薬学部を設置することは、有効な方策の一つであると考えております。今年度から薬学部設置可能性等調査事業において、県内薬剤師の需給予測や県内高校生等の薬学部進学需要の把握等を行っており、令和3年度は、県内国公立大学、関係省庁及び有識者等へのヒアリングを実施し、薬学部を設置する

場合の課題及び課題解決のための具体的な方策等について整理し、県としての方針を検討してまいります。

同じく4の(4)、分煙環境の整備についてお答えいたします。

分煙環境の整備については、様々な方策を講じても受動喫煙が生じてしまうような場合に設置するものと認識しており、施設の管理者が個別の状況に応じて判断していく必要があると考えております。

県としては、健康増進法の基準を満たす喫煙室の設置や、たばこの煙が流出しないよう適切な措置が取られた屋外分煙施設の整備について指導を行ってまいります。

同じく4の(5)のア、タイワンハブの対策状況と成果についてお答えいたします。

県では、タイワンハブ対策として平成29年度より危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、名護市から恩納村の一部区域をモデル地域として、ハブ捕獲器を400台設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験等を行っており、これまでに合計640匹のタイワンハブを捕獲しております。令和3年度には、実証試験等で得られた成果を取りまとめ、駆除マニュアルの作成や講習会等での周知を行い、タイワンハブによる咬症被害防止対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 2、新型コロナウイルス対策についての(2)のうち、那覇空港での水際対策についてお答えいたします。

現在那覇空港では、沖縄県が、国内線到着口4か所及び出発口保安検査場前3か所にサーモグラフィーを設置し、発熱が感知された場合は、旅行者専用相談センター沖縄TACOにおいて、看護師による問診等を踏まえ、空港内でのPCR検査につなげることであります。

県としましては、今後も県内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、体制の見直しを図る等、適切に対応してまいります。

同じく2の(4)のうち、那覇空港におけるクリニックの開設についてお答えいたします。

沖縄県では、那覇空港におけるクリニックの開設について、那覇空港ビルディング株式会社と意見交換し、採算性の面で課題があることを確認しました。

県としましては、他空港の状況を確認するとともに、引き続き那覇空港ビルディング株式会社とニーズ



の掘り起こし等について意見交換しながら、課題の解消に向けて連携して取り組んでまいります。

次に5、総務・知事公室・企画部関係についての(1)のア、新たな振興計画の見通しについてお答えいたします。

新たな振興計画については、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望し得る観点から骨子案を策定したところであります。国においては、現在、これまでの沖縄振興の検証作業を行っていると考えております。

県としましては、国の検証結果を踏まえ、国と連携しつつ、新たな沖縄振興に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく5の(1)のイ、克服すべき沖縄の固有課題についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、克服すべき沖縄の固有課題として、基地負担の軽減、駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編、離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島嶼地域の形成、陸海空を紡ぐ美ら島交通ネットワークの構築を掲げております。これらの固有課題は、沖縄振興特別措置法等に基づく特別措置を講ずる根拠である4つの特殊事情から派生する課題であることから、本県の不断の努力に加え、国の責務として、克服に向けた有効かつ適切な措置が講じられる必要があると考えております。

同じく5の(1)のウ、圏域別展開の考え方についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、県土の均衡ある発展に向けて、地域の個性や特徴を生かした力強い圏域を形成するとともに、圏域間の連携強化が重要と考えております。また、県土のグランドデザインと圏域別展開の中では、北部、中部、南部、宮古、八重山の5つの圏域別の展開に加え、圏域の枠を超えた広域的な観点から施策展開の基本方向として、駐留軍用地跡地利用に伴う持続可能な都市の形成、シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな交通システムの導入などを掲げております。

同じく5の(5)、移住者向け住宅整備についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域の活性化や県全体でバランスの取れた人口の維持、増加を目的に移住定住促進事業を実施し、移住相談会や体験ツアー、ウェブサイト上の情報発信等を行っております。移住者向け住宅

整備については、国の離島活性化推進事業費補助金や一括交付金、過疎対策事業債の活用により、市町村がその実情に応じて整備を進めていると認識しております。

県としましては、今後も市町村と連携した離島・過疎地域の定住環境整備に取り組んでまいります。

同じく5の(7)、北部振興事業の成果と今後の北部振興策についてお答えいたします。

北部振興事業では、これまでに731件、約1623億円の事業が採択され、観光交流や情報通信等の施設整備や、道路、港湾、住宅等の社会基盤の整備が進められております。これらの取組により、約2600人の雇用が創出されるとともに、北部圏域全体で人口が約4900人増加するなど、一定の成果を得ております。

沖縄県としては、県土の均衡ある発展を図るため、今後とも北部12市町村と連携し、産業振興のための基盤整備や定住条件の整備等を進めてまいります。

同じく5の(8)、モノレールの延伸計画についてお答えいたします。

県では、平成30年度において、モノレールを延伸した場合の影響等について検討を行っており、その結果、採算性等の課題を確認しております。当該結果を踏まえ、令和3年度において、需要確保に向けた利用促進策やその効果について調査・分析を行うこととしております。市町村と協働による公共交通の充実に向けた取組の中において、これら検討結果も踏まえつつ、地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について検討を行っていくこととしております。

次に7、企業局関係についての(2)のア、水源基金創設の陳情についてお答えいたします。

県は陳情のある国頭村、大宜味村、東村に対し、解散した沖縄県水源基金等の過去の支援実績、ダム完成後の固定資産税に代わり交付される国有資産等所在市町村交付金の仕組みなど、受水市町村の負担の状況を含め意見交換を行いました。3村からは水源涵養機能維持のための行政需要に係る支援、企業局の給水区域への編入等の意見があったことから、関係部局と連携し確認・精査を行っているところであり、引き続き意見交換を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問のうち(2)、離島空港、港湾における水際対策についてお答えいたします。

定期便が就航する離島空港、港湾では、サーモグラ

フィーや非接触型体温計による入域者の検温を行っております。入域者に37.5度以上の発熱が確認された場合は、旅行者専用相談センターTACO等に引き継いでおります。その他、空港、港湾においては、新型コロナウイルス感染症予防や体調不良時の相談窓口の連絡先を記載したパンフレットを配布し、離島における感染症拡大防止対策を行っております。

今後とも関係機関と連携しながら、さらなる対応を検討してまいります。

次に2の(11)、クルーズ船のコロナ対策についてお答えいたします。

クルーズ船のコロナ対策については、国内クルーズの感染予防対策に関するガイドライン等に基づき、乗下船時の検温や船内における感染検査等が実施されることとなっております。また、クルーズ船の受入れ再開に向けた検討と、船内で感染者が確認された場合の受入れ体制の構築に向け、港湾、医療、搬送、観光の関係機関で構成する沖縄県クルーズ船受入協議会を1月に設置したところであります。今後は、各港湾管理者を中心に地域協議会を開催し、地域に応じた受入れ体制の構築を図り、クルーズの安全・安心の確保に努めてまいります。

次に6、農林水産部関係についての御質問のうち(1)のイ、土砂搬出船の隻数についてお答えいたします。

沖縄防衛局に対し、普天間飛行場代替施設建設事業で土砂の搬出を行った船舶について照会したところ、平成30年12月から令和3年1月末時点までに、延べ約1420隻との回答がありました。

次に8、土木建築部関係についての御質問のうち(1)、磁気探査業務に係る管理技術者の資格要件と入札参加資格についてお答えいたします。

土木建築部では、平成21年度の糸満市の不発弾事故を受け、磁気探査の品質確保による工事の安全確保のため、平成28年度に磁気探査技士等を追加し、地質調査技士及び測量士(補)を削除する見直しを行いましたが、経過措置として今年度まで、その実施を延長してきました。令和2年度の磁気探査技士試験の実施は、コロナ禍において遅れましたが、令和3・4年度の入札参加資格審査申請において、試験合格者の追加登録を行い、さらに、令和3年度に同資格審査の追加申請で磁気探査技士等の登録を行うこととし、予定どおり令和3年4月から地質調査技士及び測量士(補)を削除することとしております。

次に8の(2)、業務委託の最低制限価格の見直しについてお答えいたします。

土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格については、契約の内容に適合した履行を確保するため、国に準じた沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領に基づき設定しております。最低制限価格の見直しについては、各都道府県の調査を実施しており、今後はその内容を分析し、関係団体等と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

次に8の(3)、県道84号名護本部線の事業についてお答えいたします。

県道84号名護本部線は、平成25年度から事業に着手し、現在、用地買収及び渡久地橋の架け替え工事を進めているところであり、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約40%となっております。事業箇所の安全対策については、地元の協力を得ながら対策を検討していきたいと考えております。また、今後の事業スケジュールについては、地元丁寧に説明しながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に8の(4)、沖縄都市モノレールの3両化計画についてお答えいたします。

3両化については、3両編成車両の新造を4編成進め、その後、現在の2両編成を3両編成とする改造を5編成行うこととしており、9編成の3両化車両を導入する計画となっております。沖縄都市モノレール株式会社においては、昨年9月に4編成の製造契約を締結し、令和4年度中に3両化車両の2編成を完成させる工程で取り組んでいるところであります。

次に8の(5)、伊平屋・伊是名架橋についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

次に8の(6)、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き航空会社の就航意向取付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(7)、飲食業以外の事業者の現状と課題と対策についてお答えします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ、様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では国に対し、国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところです。その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。加えて、県としては、最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トーク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく2の(14)のウ、プライダル関連業界の感染対策のための設備投資への助成についてお答えいたします。

県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げ減少等の影響を受けた事業者に対し、県単融資制度の活用や県内の需要喚起、うちなーんちゅ応援プロジェクト等による感染拡大防止の取組など、各種支援施策を実施しております。また、国においても、生産性革命推進事業による感染対策の設備投資支援に加え、今般新たに創設された、中小企業等事業再構築促進事業では、ウイズコロナ・ポストコロナの社会に対応した事業の転換等に取り組む企業を支援することとしております。

県としても、商工会等の支援機関と連携し、支援策の活用促進に取り組んでまいります。

同じく2の(15)のウ、協力金支給事務の民間委託についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、コールセンターや書類の1次審査及び支出事務等を一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターに委託し、内容審査や支払確認等については県において実施しております。昨年12月の時短要請発出後、要請期間の延長や、対象地域の拡大、支給条件の変更

等に対し、委託事業者の人員確保や事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、県においても、延べ約120名の職員で対応し、事務処理の迅速化を図っているところであります。

県としては、飲食店等事業者へ一刻も早く協力金を届けられるよう取り組んでまいります。

次に5、総務・知事公室・企画部関係についての御質問の中の(4)、企業の後継者不在対策についてお答えいたします。

県内企業の後継者不在率は、全国の中でも高い水準が続いており、民間機関の調査によると、令和2年の状況は81.2%、4年連続で全国一となっております。このため、県では、平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を実施するとともに、国の事業承継ネットワーク等と連携し、事業承継支援に取り組んでおります。また、次年度の新規事業として、事業承継に要する経費の一部を補助する事業承継推進事業を実施することとしており、引き続き関係機関と連携し、円滑な事業承継による持続的な県経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(14)のアと(14)のイ、結婚式、披露宴を行う者への助成についてお答えいたします。2の(14)のアと2の(14)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画の基本施策である自然増を拡大するための取組として、少子化対策の観点から、未婚者への交流や出会いの機会の提供、また、新生活を始める上で必要なコストの支援等を行っております。結婚式や披露宴に対する助成については、少子化対策としての効果について、さらに情報収集に努めるとともに、関係者の意見も伺いながら慎重に検討する必要があると考えております。

次に4、保健医療部、環境部関係についての御質問の中の(3)、パーキングパーミット制度等の取組状況についてお答えいたします。

障害者等用駐車場の利用対象者を限定し、利用証を交付することで同駐車場の適正利用を図るパーキングパーミット制度の導入については、現在、障害者関係団体、民間事業者等で構成される沖縄県福祉のまちづくり審議会に諮問し、議論していただいております。同審議会では、パーキングパーミット制度導入済みの

県内自治体や他県の状況、関係団体等の意見について調査審議が行われているところです。

県としましては、審議会の答申を踏まえ、引き続き障害者等用駐車場の適正利用の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、教育関係についての御質問の中の(1)、中高生バス通学無料化等についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯等の高校生を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始し、認定を受けた方は2月16日現在で約3400人となっております。令和3年度は、高校生に加え、通学区域が全県域の中学校の生徒まで対象を広げ、経済的負担の軽減を図っていく予定であります。本事業は、通学費の負担軽減を主な目的としておりますが、そのほかにも交通渋滞の緩和など様々な効果があるものと考えております。

同じく(2)のア、イ及びウ、35人学級についてお答えいたします。3の(2)アから3の(2)ウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年で35人学級を実施するための法案が、現在、国会において審議されております。県教育委員会では、既に小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生で35人学級を実施しているため、国の35人学級の実施に伴う県内小学校の学級数、教職員数及び県予算額の大きな変動はないと考えております。令和3年度から、中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現することにより、学校教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 4、保健医療部、環境部関係についての(5)のイ、環境部におけるタイワンハブ対策についてお答えします。

環境部では、本県の生態系への影響が大きい外来種をリスト化した沖縄県対策外来種リストにおいて、タイワンハブを重点的に駆除等を実施する必要がある重点対策種に位置づけております。現在、タイワンハブについては、沖縄県ハブ対策事業基本計画に基づき、人への咬症被害防止の観点から、所管部局や市町

村において対策が講じられております。

同じく4の(6)、各市町村の海岸漂着物対策の統一化についてお答えします。

市町村が行う海岸漂着物の回収・処理については、費用の9割を補助する国の制度があり、市町村担当課長会議での説明や市町村に対する要望額調査を通して制度の周知を図っているところです。なお、海岸漂着物の漂着状況等は地域によって大きく異なることから、各市町村がその実態に即して回収・処理を実施しております。引き続き、当該補助制度の活用が図られるよう、市町村に働きかけるとともに、海岸管理者による回収が促進されるよう、関係部局と連携して対応してまいります。

同じく4の(7)、プラスチック資源循環促進法案に係る県の対応についてお答えします。

県は、これまで、プラスチック廃棄物の排出抑制対策として、平成20年度にレジ袋の有料化を導入するとともに、普及啓発、環境教育を行っており、さらに本年度から県庁内でのワンウェイプラスチックの利用削減に取り組んでおります。国のプラスチック資源循環促進法案では、プラスチック製品の設計から廃棄までの過程全体で資源循環を促進する措置が導入されると聞いております。今後、国の動向も注視しながら、プラスチックの排出抑制及び資源循環に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 6、農林水産部関係についての御質問の中の(1)のア、通称ブーマー曾根漁場の利用状況と環境被害についてお答えします。

本部町塩川沖においては、共同漁業権等が設定されており、フエダイ等を対象とした一本釣り漁業、イセエビ等を対象とした潜水器漁業、モズク養殖業等が営まれております。土砂運搬船による環境被害につきましては、本部漁業協同組合によると、令和2年2月に、当該海域において土砂運搬船の投錨により、サンゴが破壊されていたことから、同組合が事業者である沖縄防衛局に対し対応を求めたところ、土砂運搬船の投錨位置が変更され、現在は問題とはなっていないと聞いております。

同じく(1)のウ、漁場利用の優先順位の法的根拠についてお答えします。

部間曾根漁場は、共同第3号漁業権が設定されている海域内にあり、漁業権者である本部漁業協同組合等は、漁業権区域内において漁業を営む権利を有してお

ります。このため、漁業権者は、土砂運搬船によって漁業行為を妨害された場合に、妨害をやめることを請求する権利が、漁業法第77条で認められております。

同じく(1)のエ、アンカーを投錨できる場所についてお答えします。

沖縄総合事務局及び第11管区海上保安本部に確認したところ、海事関係法令において、特定港については、アンカーを投錨する場所について規制がありますが、部間首根周辺海域は、特定港等に指定されていないため、アンカーを投錨する場所については規制はないとのこと。また、沖縄県漁業調整規則第39条の規定では船舶の投錨行為は岩礁破碎行為から除かれており、水産関係法令においても、アンカーを投錨する場所についての規制はありません。

同じく(2)のア、県産和牛肉の学校給食への提供継続についてお答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた生産者支援を図るため、ちばりよ〜！わった〜農林水産業応援プロジェクト事業を活用した県産和牛肉の学校給食への提供を、昨年9月より実施し、消費喚起を図っているところであります。

県としましては、県産和牛肉を含め、影響を受けた畜産品目についても、対象を拡充した上で、事業を実施することとし、令和3年度当初予算に計上したところであります。

同じく(2)のイ、県産和牛肉の学校給食提供支援の予算確保についてお答えします。

現在実施している、県産和牛肉の学校給食への提供を通じた生産農家支援については、国の事業を活用しております。当該事業は、提供量、回数、単価に上限が設定されております。また、児童生徒1人当たりの実際の提供量は、栄養バランスやメニュー構成を考慮の上、各給食センターなどで決められているところであります。このため、単価引下げだけでは、予算の増額確保につながりにくいものと考えております。

同じく(2)のウ、畜産振興策に係る国への要請についてお答えします。

県では、社会情勢や地域の課題を踏まえ、肉用牛振興対策推進全国協議会や全国畜産課長会などを通して、本県の畜産振興に係る事項について、国へ要望しているところであります。また、関係団体等で構成する沖縄県T P P等農業対策本部と連携して、畜産クラスター事業や消費拡大対策などの万全な予算枠の確保、生産体制の強化について、内閣府や農林水産省に要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き本県の畜産振興を推進す

るとともに、必要な施策について国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 7、企業局関係についての御質問の中の、座間味浄水場建設の進捗についてお答えします。7の(1)のアから7の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えします。

座間味浄水場の建設については、高台における建設に向けて、昨年10月に座間味村と企業局の双方で、浄水場建設が円滑に進められるよう互いに合意しており、また、本年1月15日には知事、企業局長、村長による面談を実施し、浄水場建設について連携協力していくことを確認しました。浄水場建設のためには、村の理解、協力が不可欠であり、建設に係る協定書の締結に向けて調整を進めております。村との調整が整い次第、住民説明会を開催し、それを踏まえて次年度には設計業務に着手したいと考えております。

同じく7の(2)のイ、企業局、企画部、保健医療部との連携についてお答えします。

水道事業は水道法に基づき、市町村経営が原則とされておりますが、県では、運営基盤の強化等を図るため、水道広域化を推進することとされております。このため、県が設置している沖縄県水道事業広域連携検討会において、県、企業局、市町村等で検討を行っております。また、水源地域である東村等から、水道広域化について相談があったことから、県とともに現状確認や意見交換を行ったところです。

企業局としましては、引き続き関係機関と情報共有を図り、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

平良昭一君。

[平良昭一君登壇]

○平良 昭一君 再質問させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、那覇港湾施設の浦添移設ですが、4点ほど聞かせていただきます。

施政方針に那覇港湾施設の浦添移設が載っていないのはなぜかお聞きいたします。

2点目、民港の話の答弁はありましたが、軍港の浦添移設も移設協議会で速やかに進めていく考えなのかお聞かせ願います。

3点目、那覇市長、浦添市長との三者面談はいつやる予定かお聞かせ願います。

4点目、浦添地先の防波堤の長さや総工費について、ぜひお聞きしたいと思います。

そして基地50%の数値目標でありますけれども、50%以下というなら当然海兵隊の施設も含まれてまいります。知事は、米海兵隊の撤去を求めるのか伺います。

ワシントン事務所ですが、3点ほど聞かせていただきます。

ワシントン事務所開設からこれまでにかけた人件費を含む経費をお伺いしたいと思います。そしてワシントン事務所について我が会派は、実績や課題についてこれまでも指摘してまいりました。さらにコロナ禍で、ワシントン事務所での活動が明らかに制約をされることが予想され、本県の財政も大変厳しい中でワシントン事務所を継続させていくことは難しいのではないかと思います。

3点目に、コロナが落ち着くまで今年度のワシントン事務所の経費を抑えて、抗原検査キットを購入してコロナ対策に活用すべきではないかという意見もございますが、意見を聞かせていただきます。

東海岸サンライズベルト構想は、次期沖縄振興計画に確実に反映させることができるのか、その辺を伺わせていただきます。

そしてコロナ対策。沖縄県では、沖縄県観光危機管理基本計画が策定されておりますが、この計画の性格は、沖縄県感染症予防計画などの既存計画を取り入れるものであります。まさしく現在の観光危機発生状況で、沖縄県感染症予防計画ではどのように対応することになっているのかお聞かせを願います。

修学旅行が海外から沖縄に転換しようとしている時期に、特に知事の言葉、施策が重要であると思いますが、その点に関してどのような考え方があるか伺わせていただきます。

ワクチン対策チームの関係ですが、ワクチン接種が始まりますが、注射器の確保ができていくか心配との声もあります。どうなっているのかお聞かせ願います。

ワクチン接種は、小規模離島は全住民が対象となっておりますが、規模の小さな町村も全住民を対象にしたほうがいいのではないかと思います。その辺を伺います。

水際対策、那覇空港内の旅行者専用相談センターTACOの実績について伺わせていただきます。これまでの検査人数と陽性、陰性の割合、これまで何人止めたかお聞かせ願います。そして抗原検査、PCR検査

の結果の判断を行う空港内医療機関が必要であります。医師の判断で保健所に引継ぎができるので、空港内での医師が必要であり、その点からするとどうしてもクリニックが必要だと思っておりますが、再度どう考えているのかお聞かせ願います。

プロ野球の無観客の実施の背景。これは、球団側からの提案なのかそれとも県側からの要請なのか、その辺をお聞かせ願います。

披露宴をやらない傾向が見えてきております。いわゆる沖縄県の伝統的な披露宴の在り方がなくなっていく。どんどん衰退していく現状を止めるための策は必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

薬学部の創設、現在の琉球大学の中に薬学部を創設したほうがいいという考え方に立っておりますけれども、その場合定数の枠内ではなく、別枠で設けることが重要になってくると思っておりますが、その辺どう考えているのかお聞かせ願います。

パーキングパーミット制ですが、答弁でありましたとおり今話し合っているという状況でありますけれども、これはさきの答弁の中で市町村を含めて協議会を立ち上げていく答弁だったというふうに記憶しておりますが、その辺がどうなっているのか伺います。

分煙環境整備ですが、沖縄県として、地方たばこ税の一部を活用して分煙環境整備の推進が必要だと思っております。この沖縄県議会の県議会棟でも、分煙室はないんです。公共施設に全く必要なしであるのか伺いたい。あくまでもたばこをやめろと言っているような状況にしか聞こえません。吸う方々の状況も考えていくべきだというように思いますが、この分煙体制の構築について改めてお聞かせ願います。

タイワンハブですけれども、これまでの対策で減少していると思っているのか、まずお聞きしたい。

専門家と実際に協議を進めていきなさいということも言いました。一部の地域から確実に生息範囲が拡大しているし、危機感がないというふうに私は判断しております。対策している市町村は、財政難で困窮している状況で予算があればさらに対策ができるというようなことを言っているわけです。これは保健医療部だけじゃなくて環境部、そこから外来種としての位置づけとして予算を捻出してほしいということも、さきに言いましたけれどもそのような対策はできているのか。これからやるのか、お聞かせ願います。

次期振興計画でありますけれども、骨子案しっかりと作り上げたのはすばらしいと思っております。しかし単刀直入に聞きますが、次期振興計画は国はやると思っているのでしょうか。その辺の確証をある程度お聞きし

たいと思います。

企業の後継者育成ですが、東京商工リサーチ沖縄支店発表で2020年県内企業の解散、休廃業が384件で2000年以降で過去最多になっております。新型コロナウイルスの影響もありますが、後継者不足もその大きな要因になっていると指摘しております。後継者がいない企業の、これまで以上の県の具体的な対策は必要だと思いますが改めてお聞きします。

ブーマー曾根の漁場、良好な漁場でサンゴの山の真上で停泊してアンカーを降ろしていると漁民から言われています。サンゴが破壊されている。県は、実態調査をすべきじゃありませんか。その辺をお聞かせ願います。

座間味浄水場ですが、協定書は住民説明会、次年度の設計業務で進むことの確認はできます。しかし、住民説明がないわけです。当然、高台案ですよねということがまだ住民には分かっていないんです。そういう面では、住民説明ができていない状況で今後どういふふうなことで地域の方に伝えるか。例えば企業局のホームページ等もありますし、その辺で高台案を進めているということも認識させることが必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの平良昭一君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

30分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の平良昭一君の再質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 平良昭一議員の再質問にお答えいたします。

まず、施政方針演説に那覇港湾施設が載っていないという点についてお答えいたします。

私の施政方針では、沖縄の過重な基地負担を軽減するためには普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が確実に実施される必要があると考えますと述べさせていただきました。この那覇港湾施設の移設については、国、県、那覇市、浦添市ともにSACO最終報告で示された浦添ふ頭

地区への移設方針を受け入れる立場で協議を行っていることと承知しております。ですから知事提案要旨においては、SACO最終報告及び統合計画の確実な実施に含めて説明したところであり、具体的な記述は行わなかったと、発言はしなかったということでございます。

それから事務所の制約があるコロナ関係の中で、いわゆるリモートでの面談には活動に制約があるのではないかと、継続は難しいのではないかとということについて少し丁寧に御説明をさせていただければと思います。

今年度は、コロナ禍で活動が制約されている中、ワシントン駐在は昨年11月の選挙で当選された連邦議会議員の関係者約30人とオンラインで面談し、様々な説明——例えば軟弱地盤など辺野古新基地建設の技術的課題、普天間飛行場におけるPFOSの漏出事故、在沖米軍による事件・事故について情報提供を行うなど積極的な取組を行っています。

幾つか御紹介をさせていただければと思います。私の手元には、報告日報ということで様々な——議員補佐官ですとか、関係者の方々からの面談の内容が報告されています。なお、アメリカ議会においては複数の専用のスタッフ、いわゆる補佐官を公費で契約し雇っており、それぞれの法案審議に専門的な知識を持っている補佐官が議員についているということが、アメリカ議会の特徴だということは議員御案内のことだということに思います。

まず紹介いたします。名前は伏せさせていただきますが、普天間基地の現状と辺野古新基地建設の技術的課題については、25年前に返還合意されたにもかかわらず、移設作業や返還が遅れていることについて残念に思っているが、軟弱地盤の問題や活断層のことについてあまり詳しく説明を受けたことはなかった。本日新たな情報を提供していただき、感謝申し上げます。それからPFOSの流出事故、多発する事件・事故等について、このような事件が沖縄で発生し続けていることについて、誠に心苦しく残念な気持ちだ。米国、日本、沖縄の三者対話の必要性について同意する。日本政府のスタンスは分からないが、私としてはこのような対話の窓口を設置して、責任者自らが協力して取り組むことはとても大切だと考えているという、こういう内容の返事をいただきました。それからある議員の補佐官ですが、防衛予算は厳しくチェックする方なので、地盤沈下による維持補修で米国の財政負担が増えるリスクがあるという点に関心を示すだろう。米国の財政事情は厳しくなっており、国防予算だからと

いって過剰投資が許されていた80年代とは状況が異なる。巨額な予算を必要とするのであれば、当然検証すべきだと考える、はっきりとそのように話しています。

それからP F O Sの流出事故も、事件・事故を未然に防止するためにも、米国、日本、沖縄の3者で対話する必要があることについて同感であるというようにやはり同じようなコメントをいただいています。

それから、私としては沖縄県の皆様を応援したいと思う。事務所から下院軍事委員会事務局へ提出する国防権限法案2022の法案要望に、辺野古新基地建設の見直しを盛り込む方向で検討させていただき、より具体的にコメントをいただいています。

それからあと1件御紹介させていただきます。沖縄のP F A Sの問題について、議員にも伝えたいので資料を一式頂きたいということで、面談後メールで資料一式を提供させていただいています。

そして、私としては、沖縄県の皆様を応援したいと思う。国防権限法案2022の法案要望に辺野古新基地建設の見直しを盛り込む方向で検討させていただきなどなど、やはり実際にオンラインではあってもこのように説明をさせていただいて、そのプレゼンテーションが非常に能力が高いという評価もいただいています。

ですから、私としては、この沖縄の過重な基地負担の状況について関係者の方々に理解を示していただくとともに、辺野古新基地建設に関する課題については、2022年度の国防権限法案を審議する軍事委員会小委員会でも取り上げたいとの意向も示されており、ワシントン駐在はコロナ禍にあっても精力的に面談を重ね、この沖縄の現状を伝えることに努力を重ねております。

ですからワシントン駐在は、中断することなく引き続き活動させていただき、米国政府や連邦議会に日常的、断続的な働きかけをさらに強化していくということで、沖縄の米軍基地問題の解決にしっかり取り組んでいきたいということでございますので、予算関係も含めまして議員各位の御審議、御協力をよろしく願います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 平良昭一議員の那覇港湾施設の移設は、移設協議会で速やかに進めていく考えかという趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇港湾移設については、昭和49年に移設条件付全部返還が合意されましたが、移設先を探す調整が難

航し、長年にわたりその返還が見通せずにはいました。平成7年の日米合同委員会及び平成8年のS A C O最終報告により、浦添ふ頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され、現在に至っているものと理解しております。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

次に三者面談について、いつ実施をするのかという御質問にお答えをいたします。

去る2月12日に、浦添市より三者面談を行いたいとの申出がありました。これを受け、三者面談の日程について県議会や両市議会の日程などを踏まえ、調整をしているところでございます。

次に、50%以下の数値目標の設定を求めるとであれば、海兵隊の撤去を求めるとかという御質問にお答えいたします。

県としては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を求めるとする基本的考え方や、県議会における在沖海兵隊の撤退を求めるとの全会一致の決議を重く受け止め、まずは当面は50%以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することを日米両政府に求めるものであります。この50%の目標達成のためには、約1万ヘクタールの返還が必要となることから、本県の米軍基地の約70%を占める海兵隊基地の返還も対象になるものと考えております。

次に、ワシントン駐在の事務所開設から現在までのかかった経費について人件費を含めて聞きたいという御質問にお答えいたします。

ワシントン駐在活動事業費は、駐在事務所の家賃等運営経費及び活動支援経費に充てるため、委託料などを計上しており、平成27年度から令和元年度までの決算額の合計は、約3億4347万円となっております。なお、駐在員の人件費につきましては、個人情報保護の観点から公表を差し控えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 浦添地先の防波堤の長さ、総工費についての再質問にお答えいたします。



那覇港管理組合によりますと、浦添ふ頭地区の防波堤の延長については、浦添第一防波堤が4660メートル、浦添第二防波堤が660メートルとなっており、総延長は5320メートルとなっております。また総工費については、浦添第一防波堤が約1970億円、浦添第二防波堤が約92億円となっており、合計約2062億円とのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず、我が部関連の質問では、観光危機管理計画と感染症予防計画にどう位置づけるかという御質問がございました。

まず、沖縄県感染症予防計画と申しますのは、一般の感染症についての計画でございまして、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、特別措置法に基づきまして新型インフルエンザ等行動計画に基づき対策を実施しているところです。その上で、観光危機発生時の観光危機管理対策というものは、仮に既存計画などで組織体制が定められているといったような場合は、当該既存計画などに基づいて、観光担当部としての役割として観光危機管理に係る対応を行うものとなっております。したがって、現在まさに全庁的に新型コロナウイルス感染症対策本部が、インフルエンザ等行動計画に基づいて立ち上げられてございますので、それに基づいて観光担当部、いわゆる一つの分野として観光危機管理に係る対応を行っているところでございます。それに基づきまして、例えば今年度おきなわ彩発見キャンペーン事業ですとか、安全・安心な島づくり応援プロジェクト、あるいはおきなわ彩発見バスツアー促進事業といった経済対策ですとか、沖縄修学旅行の防疫観光ガイドラインの策定、あるいはR I C C Aの供用開始、それから那覇空港PCR検査プロジェクトいわゆるN A P Pですけども、そういった感染症対策等々をこれまで実施してきたところでございます。

それから修学旅行についての御質問がございました。

まず海外の修学旅行を県内に取り込むための施策というところでございますけれども、これにつきましては7月7日、それと11月20日付で沖縄県知事名で各都道府県教育委員会教育長、各政令指定都市教育委員会教育長及び各都道府県知事宛てに文書を発出してしております。内容といたしましては、修学旅行の歓迎メッセージに加えまして、本県の新型コロナウイルス

感染拡大防止対策ですとか、本県へ行き先の変更を検討する学校に対する支援の紹介などといったことを記述した文書を発出したところでございます。そして県外からの修学旅行需要の確保につきましても、今回のコロナウイルス対策といたしまして修学旅行向け安全対策動画の配信、あるいは濃厚接触者となった生徒、その保護者の皆様への宿泊費や交通費の支援といった事業を実施したところです。修学旅行は、沖縄観光にとりまして大変重要な柱でございますので、今後ともコロナの状況等も踏まえつつ、安全・安心なコロナ対策を徹底しまして、需要の回復に努めていきたいというふうに思っております。

それからT A C Oの実績というところがございましたけれども、令和2年6月19日から令和3年の2月21日までの248日間、那覇空港におきましてT A C Oの看護師による検温で、37.5度以上の発熱があった旅行者は16人となっております。そのうち、問診の実施を行いましたのが14件、その結果検査につながった案件は2件となっております。陽性者はこれまでのところ確認されておられません。

それからプロ野球キャンプの無観客での開催となった経緯についての御質問がございました。

今季のキャンプ受入れに向けては、当初は有観客——いわゆる観客を入れてということで県の受入れ指針を策定し、受入れ市町村、自治体などと連携をしながら準備を進めてきたところでございます。しかしながらその後感染症が拡大いたしまして、国の緊急事態宣言の発出などがございましたので、感染拡大防止を図り、安全・安心なキャンプを実施するという趣旨の下、県におきましてN P B——いわゆる日本野球機構ですけれども——や受入れ市町村、自治体の意見も伺いながら、練習試合及び練習について制限期間中の無観客というところを決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） まずサンライズベルト構想について、新たな振興計画に反映させるのかという御質問でございます。

新たな振興計画の現行の骨子案においては、中南部圏域の東海岸地域において、もう一つの南北に伸びる経済の背骨の形成による、強固な経済基盤の構築に向けて東海岸サンライズベルト構想を踏まえた施策を展開していくということで明示しております。先ほど知事から答弁がありましたとおり、3月に構想を取りまとめて新たな振興計画の素案に反映させていくこ

ととしております。

那覇空港における検査機能を有するクリニックの開設についての御質問でございます。

那覇空港ビルディング株式会社は、クリニックの設置について外国人観光客、いずれ国際線が回復した際の外国人観光客を含めて、旅客サービス強化の一環として必要ということで今認識しているところです。ただ、空港のほかの——国内の他の空港のクリニックにおいては、空港に従事する職員の定期健康診断が主な収入源となっているけれども、那覇空港においては、既に入居企業が他のクリニックと契約して、安定した収入が期待できない。そのことから採算性に課題があるというところです。今、県と那覇空港ビルディング株式会社は、他の手法による収益の確保を含めて、どのようなことができるのかの検討を進めることとしております。あわせてどのような水準の機能まで求めるか、これについてもNABCOさんと検討を進めていきたいと思っております。

国にあっては、新たな沖縄振興策を講ずるとしていいのかという趣旨の御質問でございます。

国においては、現在これまでの沖縄振興の検証作業を行っているところで、新たな沖縄振興の策定については、国がどのように取り組むのかについては、今明らかにされておりません。ただし、沖縄にあっては特殊事情に基因する様々な固有課題があって、これはまだ解消されていない。そしてこの課題を解消するには、全国一律の制度では解消できないということで、県としては、引き続き特別な措置が必要というふうに考えているところです。またこの特別措置については、県だけではなく全ての市町村長の皆様も継続が必要であるという認識でございます。知事を先頭に市町村と一丸となって、国に新たな沖縄振興に向けた取組を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） まずワクチン接種に関する注射器の確保についてお答えいたします。

ワクチン接種については、国がワクチンを確保し自治体に配付するというようになっておりますが、その際に必要なディープフリーザーや注射器などについても確保し、配付されることとされております。

県では、3月上旬から医療従事者の優先接種が始まりますが、その際にもワクチンと同時に注射器等についても配付がある予定でございます。以降も同様の考え方で配付されるものと認識しております。

次に、小規模市町村におけるワクチン接種についてでございますが、先日政府から、ワクチンの流通量について発表がございまして、まずは4月に先行的に配付し、4月12日から開始するとの発表がございました。それ以降についても、順次国からスケジュールが示されることとなります。

県としましては、このようなワクチンの配付スケジュールも勘案しながら、各市町村の人口規模でありますとか、医療機関の状況、地理的状況等も踏まえまして、より効果的に柔軟に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、薬学部を設置につきましては、県内の国公立大学に薬学部が設置できないかということも踏まえまして、現在今年度から可能性調査を始めたところでございます。

政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地方の国立大学の定員を増やすというような話も聞き及んでおりますので、そのような動きも含めまして県内国公立大学に薬学部が設置できるような可能性調査等も含めまして、薬学部の設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、分煙施設についての御質問にお答えいたします。

分煙環境の整備につきましては、受動喫煙を防止する対策の一つでございますが、一方で喫煙は予防できる病気の死因のうち、最も高い危険因子でございます。がんや虚血性心疾患、脳卒中などのリスクを高めることから、県としては喫煙率を減らすための対策も重要と考えております。そのため受動喫煙対策だけではなくて、禁煙対策の観点からも、まずは公共施設を含め多くの方が利用する場所は禁煙とするよう、管理者に対し理解を求めていく必要があると考えております。このため様々な方策を講じて受動喫煙が生じてしまう場合には、施設の管理者が判断して設置をする場合には、健康増進法の基準等に基づき、適切な措置が取られるよう指導が必要というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） それでは結婚披露宴の衰退を止める策に関する平良議員からの再質問にお答えいたします。

商工労働部からは、結婚披露宴に関連する各種事業者について、何か支援ができないかという観点から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結婚披露宴はじめ各種催事に関連するホテルや飲食業などの業種について、大幅な売上げ減等の影響が生じていることは承知しております。こうした厳しい状況を踏まえまして国及び県においては、資金繰り、助成金など事業活動の継続、雇用の維持を図るための様々な支援を実施しております。各事業者におかれましては、こうした支援策を積極的に御活用いただき、事業継続につなげていただきたいというふうに思っております。

さらに沖縄県としましては、全国知事会を通じて国の一時支援金の支援対象の大幅な拡大や、交通事業者、それからブライダルを含む観光関連事業者などの影響を受けた全ての業種に対し、手厚い支援を行っていただくよう国に強く求めていきたいというふうに考えております。

それから後継者不在の具体的な対策に関する再質問ですけれども、先ほど答弁しました事業のうち、小規模事業者等持続化支援事業について御説明いたします。

この事業は、円滑な事業継承の促進によって経営者の若返りを図るとともに、雇用の維持や既存の企業価値の向上を図るということでして、内容としましては、商工会、商工会連合会が実施します事業承継アドバイザーによります事業承継に関する相談、あるいは事業承継の計画策定を支援するという事業になっております。これは平成29年度よりスタートしまして、令和3年度までの5か年の事業というふうになっております。ちなみに令和2年度の当初予算として約3100万円、巡回指導としまして令和元年度——令和2年度はまだ集計中ですけれども、令和元年度分として約500件という実績が上がっております。

それから事業承継に関しましては、令和3年度当初予算で新規事業を計上しております。事業承継推進事業ということで、事業費が約6800万円、これは県内企業が策定する事業承継計画の取組に要する経費、第三者承継を推進するために要する土業、金融機関、仲介専門会社に要する経費の一部を支援していきたいというふうに考えております。さらに次期振興計画での取組ということで、新たな制度要望としまして、事業承継の取組支援を国に要望しております。具体的には、第三者承継を促進するため、土業や金融機関、仲介専門会社へ委託する着手金等について一部助成する支援——10分の8程度です——を求めていきたいというふうに考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しましてこの事業承継問題に係る取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 平良昭一議員の再質問にお答えいたします。

まず、結婚披露宴文化を衰退させないための支援が必要ではないかといった御趣旨の再質問でございました。

現在、県のほうで実施しております結婚新生活支援事業は、経済的不安から結婚をちゅうちょするカップルに対し、家賃等を支援することで子育て不安を解消し、少子化の歯止めとすることを目的としております。

議員御提案の観点からの披露宴等への支援につきましては、改めて目的等を整理した上でどのような対応が可能か、関係部局と検討する必要があるものと考えております。

次に、パーキングパーミット導入における市町村との連携はどうなっているかといったような御趣旨の質問でございます。

現在、県の福祉のまちづくり審議会においては、パーキングパーミット制度を県として導入する方向で検討が進んでいるところでございます。導入することとなった場合には、制度の周知であるとか、広報であるとか、市町村との連携が重要であることから、今後、審議会の議論を見ながら、なお一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） タイワンハブに関する再質問にお答えいたします。

タイワンハブの捕獲実績は、平成29年度1785匹、平成30年度2670匹、令和元年度3003匹と年々増加しております。タイワンハブについては、平成25年度に策定した沖縄県ハブ対策事業基本計画に基づき、県保健医療部と市町村が連携して対策を実施しているところであります。

県保健医療部では、同基本計画を踏まえ危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験等に取り組んでおり、また同基本計画でハブ防除の実施の役割を有している市町村において、ソフト交付金等を活用して防除を行っているところであります。

今後、県保健医療部において実証試験等で得られた成果を取りまとめ、駆除マニュアルの作成や講習会での周知を行い、対策を推進していく予定であることか

ら、その状況及び取組の成果を踏まえるとともに、防除に取り組んでいる市町村や専門家の意見等も聞くなどして対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 部間曾根漁場の調査についてに関する再質問にお答えいたします。

当該海域は、各種漁業が営まれる漁場となっており、漁場の保全是重要だと考えております。

県としましては、船舶の投錨等による漁場への影響について今後とも関係漁協と情報共有を図るなど、適切に状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 座間味浄水場についての再質問にお答えします。

企業局としましては、可能な限り早めに住民説明会を開催したいと考えております。その際には、高台における建設決定の経緯や、今後の取組について説明する必要があります。昨年10月の村との調整において、村から高台における建設に当たって幾つか要望が寄せられており、企業局として対応できることについて村としっかり調整の上、住民の皆様には企業局と村が連携して取り組むことを説明したいと考えております。新型コロナウイルス感染症との影響もあり、開催が遅れていることについては申し訳なく思っております。

議員から提案のありました、企業局ホームページ等を活用した周知については、貴重な御意見ですのでぜひ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 コロナ対策の問題でお伺いしますが、会派で観光関連の方の講演会を催したところ要望がございましたので、観光業者の声としてお聞きしたいと思っております。

感染拡大第3波により、G o T o トラベルキャンペーンと感染拡大への関係性が少ないことが明確になったことをもっと取り上げてほしい。一刻も早い再開と延長をお願いしたいとの声だが、知事は国へ積極的にG o T o トラベルの再開を呼びかけるべきと思うがその対応を伺いたいと思っております。

沖縄県観光危機管理基本計画でありますけれども、インフルエンザの対応は予想していたけれども、今回

のコロナのケースは初めてでありますので、当然であります。しかしながら観光危機発生時の観光客への対応が沖縄観光のイメージにつながるわけでありまして、今回の沖縄県観光危機管理基本計画の見直しが必要になると私は感じておりますがどうでしょうか。

那覇空港の空港内クリニックですが、採算性——那覇空港ビルディングの中でもいろいろ話はされているような状況でありますけれども、採算性の問題があるということでもありますけれども、国内の主要空港における医療施設の状況と例えば運営主体、公的運営が行われているようなところもあると思います。そのような状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず初めに、G o T o トラベルの再開についての認識ということの御趣旨の質問がございました。

現時点におきましては、G o T o トラベル事業の再開につきましては、全国知事会が2月6日にまとめた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言におきまして、地域の実情を踏まえ感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じて適切に運用するよう、これは本県も含め全国の知事の総意として国に求めたところでございます。

それから観光危機管理基本計画の見直しについての御質問がございましたが、沖縄観光はこれまで9・11をはじめとしまして様々な危機に見舞われてまいりましたが、今回のようにこれほどまでに衝撃的な新型コロナウイルス感染症に係る危機というのは初めてでございました。そういった新型コロナウイルス感染症に係る経済対策及び感染症対策などの検証作業を行いまして、観光危機管理基本計画などの必要な見直しも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 他の空港クリニックの運営主体等についての御質問でございました。

旅客数の多い6空港に確認をしましたところ、大病院の分院的なところも一部ございます。加えてこのクリニックにあつては、空港ビル会社から運賃の減免

等がなされているということも聞いております。

先ほど申し上げたように、採算性に課題があって、主な収入源と言われている空港内に従事する職員の皆さんの定期健診、これらも受診することが今はできないものですから、ほかにどういう手法があるのか、そこらを今那覇空港ビルディング株式会社と協議していきたいと考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党会派、上原章でございます。

会派を代表して質問を行いたいと思います。

代表質問も今日で3日目ということで、質問内容も少し重なることもありまして、ただ代表質問でございますので、通告どおり読み上げさせていただきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

(1)、県内の医療機関が逼迫しているとの声があるが、現状と対策を伺います。あわせて医療従事者を含め医療機関への支援はどうなっているか。

(2)、病床数の確保及び宿泊療養施設の全県的な整備はどうか。

(3)、自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与が実施できないか。

(4)、那覇空港のPCR検査について、周知が不十分及び結果通知システムが外国人にとって分かりにくいとの声があるが、状況及び対応を伺います。

(5)、那覇空港に安心・安全を提供する常設のクリニック施設が必要と思うがどうか。

(6)、ワクチン接種体制について伺います。

ア、県内のワクチン接種の計画、対象者・時期・予算措置等を伺います。

イ、ワクチン接種が円滑に行われるよう接種を担う人材の確保、離島などの遠隔地及び透析患者などの移動が困難な人に対するの訪問巡回による接種、住民票がある市町村以外での例外的接種など、県は市町村及び医師会等の医療機関と連携を図る必要があると思うが取組はどうか。

ウ、ワクチン接種の有効性・安全性が確認されているといった適切なリスクコミュニケーションを行い、円滑な体制整備が必要と思うが取組はどうか。

エ、県及び市町村による集団接種と、医療機関による個別接種について、見解及び副反応への対応など体制はどうなっているか。

(7)、県独自の緊急事態宣言で多くの業種に経済的

損失が生じているとの声が寄せられています。発出を決める緊急事態宣言に対し、社会・経済への甚大な影響を危惧し、補償の徹底などきめ細かく慎重な対応が必要だったと思うが実態及び対応を伺います。

(8)、緊急事態宣言に伴い、時短要請に応じた飲食店等への協力金の支払いが遅れているとの声があるが、理由及び対応を伺います。

(9)、県の緊急事態宣言で協力金の対象外となっている持ち帰り専門店やキッチンカーなどの営業者に対する独自の支援策ができないか。

(10)、営業時間短縮要請に伴う飲食店取引関連業種及び売上げが減少した中小企業、個人事業主等に一時金の支給が必要と思うが対応はどうなっているか。多くの事業主の皆さんが苦しんでいます。県独自の予算措置ができないか。

(11)、沖縄観光や県民の台所を支えてきた牧志公設市場、平和通り商店街、市場本通り、市場中央通り、国際通り等コロナの影響で休業及び廃業等が増加し、復帰以降最大の危機的状況です。県に対し緊急支援の要望が出されているが、具体的な対策を伺います。早急な支援が必要だと思っております。

(12)、ハピ・トク沖縄クーポン事業について、地域の商店街や通り会の需要喚起につながっていないとの声があるが実態と対策を伺います。

(13)、県は緊急事態宣言の延長に伴う需要喚起策として、Stay Hotel事業をスタートしたが、多くのホテル・旅館等の観光関連産業事業者は1年以上続くコロナ禍で甚大な影響を受けています。経済的損失に対する助成や補償等の支援が必要と思うがどうか。

(14)、文化芸術音楽関連事業者への経済的損失に対する助成や補償等の支援を拡充できないか。

(15)、県内の基幹的交通手段として、県民の足、生活インフラとしての役割を果たしてきた沖縄バス協会及びハイヤー・タクシー協会から緊急支援の要請があるが、県の対応を伺います。早急な支援が必要と思うがどうか。

通告書に載っていませんが、レンタカー協会からも県に要請があると思っております。よろしくお願ひします。

(16)、県はコロナ対策として、民間企業から出向として20人から30人受け入れるとしたが、人数の規模や年齢制限、期間設定について期待した内容ではなく、予算ありきで不十分との声が寄せられています。増員や制限の見直しを検討できないか伺います。

(17)、県は、コロナの終息後を見据えた沖縄観光の方向性を、量から質へ転換するとあるが、観光関係者

からは量も質も上げることが重要との声がござい  
ます。見解を伺います。

## 2、次期沖縄振興計画について。

(1)、骨子案が提出されたが、特徴とこれまでの振  
興計画との違いを伺います。

(2)、これまでの振興計画の総括や現振興計画の課  
題について、本県の社会経済は着実に発展している一  
方で、1人当たりの県民所得が全国最低の水準にとど  
まり、全国一高い非正規雇用率や約2倍の子供の貧困  
率など、好調な経済の恩恵が県民一人一人に浸透して  
いないとあるが、克服できない要因は何なのか。新た  
な振興計画でどう克服していくのか伺います。

## 3、公立北部医療センター整備について。

(1)、本年3月までに基本構想が確定するとあるが、  
開院までのスケジュールはどうなっているか。

(2)、当センターの役割と機能はどうか。

(3)、医師や看護師等の確保及び職員、スタッフ等  
との合意形成はどうなっているか。

4、コロナ禍で改めて救急安心センター、県民から  
の救急医療相談#7119導入の必要性があると思うが  
進捗状況を伺います。

5、マリンタウンMICEエリア形成事業につい  
て、県は新型コロナウイルスで調査や新たな基本計画  
案の策定が遅れ、改めて新たな基本計画の策定をする  
とあるが、実現性について具体的な見通し、根拠を伺  
います。

6、コロナ禍の影響で今後、建設不況が懸念されて  
いるが、以下伺います。

(1)、2020年の県内住宅着工数及び前年比について  
伺う。また、全国の前年比を伺う。

(2)、住宅着工は経済波及効果が大きく、鉄筋・型枠・  
内外装等、様々な工種の雇用や家電製品・家具等、他  
の産業に与える影響も大きい。住宅着工の落ち込みに  
ついて、今後の対応を伺う。

(3)、国は民需主導の住宅投資を喚起し、新型コロ  
ナウイルスで落ち込んだ経済を回復するためグリーン  
住宅ポイント制度を創設したが、昨年の消費税対策と  
しての次世代住宅ポイント制度について沖縄県の利用  
率と全国平均での利用率について伺います。

(4)、今回のグリーン住宅ポイント制度について、  
内容及び制度の課題と普及のための県の取組を伺いま  
す。

7、ヘイトスピーチ規制条例制定について、県は国  
の議論や県外自治体で制定されている情報収集を行  
い、本県にとってふさわしい条例の制定に取り組むと  
あるが進捗状況を伺います。

8、国は40年ぶりに学級定員を引下げ、5年間で  
小学校全学年を35人学級にするとしました。少人数  
学級の実現について、公明党としてこれまで強く主張  
し、昨年10月小中学校1クラス30人以下の推進を求  
める決議を国に提出しました。今回の定員引下げにつ  
いて県の評価と今後の取組を伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の御質問にお答  
えいたします。

まず次期沖縄振興計画についての御質問の中の2の  
(2)、新たな振興計画での課題の克服についてお答え  
いたします。

沖縄県は、本土市場からの遠隔性や離島が散在する  
地理的特性により高コスト構造を抱えており、観光・  
リゾート産業をはじめとした労働集約型の産業構造と  
なっております。沖縄県としては、新型コロナウイルス  
感染症により深刻な影響を受けた県経済の回復に全  
力で取り組むとともに、新たな振興計画（骨子案）に  
おいて、デジタルトランスフォーメーションの推進等  
による生産性の向上、経営基盤の強化、企業間・産業  
間の連携による経済循環の向上に取り組むこととして  
おります。企業の稼ぐ力を強化していくことで、県民  
所得の着実な向上につなげ、県民が経済的な豊かさ  
を実感できるようにしっかり取り組んでまいります。

次に、マリンタウンMICEエリア形成事業につ  
いての5の(1)、MICE施設整備の実現性についてお  
答えいたします。

マリンタウンMICEエリア形成事業への参入意欲  
を持つ民間事業者は複数確認できております。しか  
し事業者からは、コロナウイルスの感染の終息を見通  
せる状態になってからのほうが、より積極的な検討を  
進めやすいという意見が出ております。今後はワクチ  
ンの普及による感染の一定の終息も期待されることか  
ら、沖縄県としましては、ウイズコロナ、アフターコ  
ロナに即した強靱なMICEエリアの形成に向け、新  
型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらも新た  
な基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでま  
いります。

次に、ヘイトスピーチ規制条例についての7の(1)、  
ヘイトスピーチ条例制定における進捗状況についてお  
答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊か  
な社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差  
別的言動は絶対に許されるものではありません。沖

縄県では、条例制定自治体から情報を収集するとともに、県内の市町村に対しても実態調査を行ったところでもあります。

沖縄県としましては、今後は有識者等からの意見聴取、県外自治体の条例の取組状況等を確認していくとともに、市町村とも連携しながらヘイトスピーチ条例の制定に向けてさらに検討して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、医療機関の逼迫の現状と対策及び支援状況についてお答えいたします。

1月からの新型コロナウイルスの感染拡大により、1月末から2月の初めにかけてコロナ病床の利用率が90%を超える時期があり、新規発生患者の入院調整が難航するなど、医療体制はかなり逼迫した状況にありました。そのため、県では、段階に応じ医療フェーズを引き上げる等、適切に対応してきたところです。また、医療提供体制を維持するため、重点医療機関等に対する追加の病床確保依頼や宮古地区への医療従事者の派遣、新たな宿泊療養施設の確保などの対策を講じてきました。さらに、医療従事者及び医療機関への支援として、病床確保に対する補助や協力金及び慰労金の支給等を実施しております。

同じく1の(2)、病床数及び宿泊療養施設の整備についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、425床の病床確保計画を立て、医療提供体制を整備しております。また、宿泊療養施設は、那覇・南部地域及び宮古地域に各2施設、北部地域及び八重山地域に各1施設の合計6施設で440室を確保しております。1月からの感染拡大において病床が逼迫したことを踏まえ、今後も引き続き病床及び宿泊療養施設の確保に努めてまいります。

同じく1の(3)、自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与についてお答えいたします。

県では、コロナ本部内に自宅療養健康管理センターを設置し、看護師による日々の健康観察により、自宅療養者の体調に応じ、速やかに受診や入院調整へとつなげる体制を整えるとともに、夜間の専用電話相談窓口を設置するなど、自宅療養者の適切な健康管理に努めております。パルスオキシメーターの貸与については、自宅療養者の不安の軽減及び容体悪化の早期の把

握のため、導入について検討しているところです。

同じく1の(6)のア、ワクチン接種計画についてお答えいたします。

今回のワクチン接種は16歳以上の全県民を対象に、国から示された接種計画に基づき行うこととしております。まず、3月上旬から医療従事者等への接種を開始する予定となっております。その後、高齢者から、順次基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種、一般住民へと接種を行う予定としております。予算については、全額国庫負担となっており、体制構築に係る補助金として、令和3年9月までに、県に約8700万円、市町村に総額約35億円が見込まれております。また、接種に要する費用についても全額国庫負担で県民の自己負担は生じないこととなっております。

同じく1の(6)のイ、ワクチン接種の円滑な取組についてお答えいたします。

ワクチン接種が円滑に行われるためには接種を担う人材の確保が重要になります。県では医師会、県立病院、琉大病院、看護協会、薬剤師会等に協力を依頼するなど人材確保に努めてまいります。小規模離島の接種体制の構築も沖縄県特有の課題となりますが、県立病院、医師会等の協力の下、医師や看護師等から成る医療チームを派遣し、地元の診療所と協力し接種を行う体制等を整えてまいります。また、移動が困難な方に対しては訪問診療で接種を行う等の対策や、施設入所者や離島出身の高校生等、住民票がある市町村以外での接種についてもそれぞれの自治体と連携し、現在居住している市町村で接種できるよう調整を図ってまいります。

同じく1の(6)のウ、ワクチン接種の周知等についてお答えいたします。

ワクチンの有効性・安全性に関する情報については、県民の皆様に分かりやすく、迅速に提供するよう努めてまいります。また、県民への円滑な接種を行うため、市町村や医師会をはじめとした関係医療団体と連携し、接種体制の構築に向けて取り組んでいるところです。

同じく1の(6)のエ、ワクチン接種方法や副反応への対応についてお答えいたします。

市町村による集団接種については一度に多くの方に接種できる利点がありますが、接種に係る医療従事者の確保が課題となります。一方、個別接種は住民がかりつけ医療機関で接種ができる利点がありますが、多くの方に接種できないことや、接種時間の確保などの課題があります。そのため市町村の実情に応じて、体制を構築することが重要であると考えます。副反応

については、海外の治験では疼痛、筋肉痛、倦怠感、発熱等が報告されていますが、いずれも数日で消失することです。今後は、国内にて行われている先行接種の状況を注視するとともに、アナフィラキシーに対しても迅速な対応ができるよう体制整備に努めてまいります。

次に3、公立北部医療センター整備についての御質問の中の(1)、開院までのスケジュールについてお答えいたします。

公立北部医療センターの整備については、今年度、公立北部医療センター基本構想を策定し、次年度は、基本構想を踏まえた病棟部門の配置や施設等の整備方針を定める基本計画を策定することとしており、令和4年度以降に基本設計、実施設計、建築工事を行い、令和8年度の開院を予定しております。

同じく3の(2)、センターの役割と機能についてお答えいたします。

公立北部医療センター基本構想素案における基幹病院としての役割は、北部医療圏の特性に応じた地域医療や高度医療を継続的に担うとともに、医療従事者の育成に取り組むこととしております。また、公立病院としての役割は、離島・僻地医療、周産期医療など、北部医療圏の民間病院では実施が困難な医療を提供することとしております。医療機能については、両病院が保有する診療科目に加え腫瘍内科、放射線治療科を新設し、地域がん診療連携拠点病院として、がんの放射線治療を提供することや、地域救命救急センターの指定を受け、重篤な救急患者を受け入れ、専門的な医療を提供していくこととしております。

同じく3の(3)、医師や看護師の確保等についてお答えいたします。

北部医療センターにおいて地域完結型の医療提供体制を確保していくためには、必要な医師や看護師等の確保が重要となります。このため、両病院から転籍者を募るとともに、琉球大学病院との連携、沖縄県が実施する医師確保施策等を活用し、必要な医療従事者を確保してまいります。また、来年度以降、両病院の医療従事者に対して、段階的に転籍意向調査を実施することとしており、現在、調査票の作成や調査方法について関係機関と調整しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 初めに1、新型コロナウイルス感染症対策についての(4)、那覇空港PCR検査の周知及び結果通知が外国人に分かり

にくいことについてお答えいたします。

県では、やむを得ない事情により出発地でのPCR検査を受けられない方が那覇空港で検査を受けられる那覇空港PCR検査プロジェクトについて、県や関係団体等のホームページを通じて情報を発信しております。このほか、新聞広告やテレビ特番、SNS等も活用し、県内及び県外に広く情報を発信しており、引き続き同プロジェクトの周知に努めてまいります。検査結果については、外国語表記を併記するなど、外国人にも分かりやすくなるよう改善に取り組んでまいります。

同じく1の(13)、緊急事態宣言の延長に伴う観光関連産業への支援についてお答えいたします。

県では、観光関連産業への支援として、個人及び同居家族に限り、感染防止対策を徹底した宿泊施設で、1泊2食つき、施設内での滞在を条件とした、県民1人当たり1泊5000円の補助を行う家族でStay Hotel事業を実施しております。また、令和3年1月22日に経済産業大臣等へ不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた中小事業者への支援等を要請しております。現在、国においては、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について、給付要件等の策定を行っており、3月から申請受付を開始すると聞いております。

同じく1の(14)、文化芸術音楽関連事業者への支援についてお答えいたします。

県では、文化芸術関係者向けの各種支援策に係る案内窓口の設置や、感染症対策を含めたコンテンツ配信に係る機材の経費等、新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じているところであり、これまで多くの問合せをいただくなど、ニーズを捉えた事業が展開できているものと考えております。また、現在、これら事業の継続支援や、配信等を広く県内外へ発信するためのまとめサイトを開設しております。今後も、関係団体等と意見交換を行いながら必要な施策について検討してまいります。

同じく1の(17)、沖縄観光の量から質への転換についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、安全・安心で快適な島沖縄を構築した上で、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、年間を通した観光客数の平準化や滞在日数の延伸、観光消費額の増加等、量だけでなく質の向上も図ることが重要だと考えております。そのため、ワーケーションの誘致や離島への周遊型観光の促進、国内富裕層やコロナ終息後を見据えた欧米系外国客の誘客に積極的に取



り組むことにより、延べ宿泊者数の増加につながり観光消費額の増大が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての(5)、那覇空港におけるクリニックの設置についてお答えいたします。

沖縄県では、那覇空港におけるクリニックの設置について、那覇空港ビルディング株式会社と意見交換し、採算性の面で課題があることを確認しました。

県としましては、他空港の状況を確認するとともに、引き続き那覇空港ビルディング株式会社とニーズの掘り起こし等について意見交換しながら、課題の解消に向けて連携して取り組んでまいります。

同じく1の(15)、バス、タクシーへの支援についてお答えいたします。

県では、公共交通機関の持続的な感染防止対策の定着を支援するため、令和2年6月補正予算において奨励金を計上し、バスやタクシー等の公共交通事業者約1300社に約3億2000万円を支給し、感染防止対策を支援いたしました。公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要であります。路線バスやタクシー等の公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めるとともに、県としてどのような支援ができるか引き続き検討してまいります。

次に2、次期沖縄振興計画についての(1)、新たな振興計画（骨子案）の特徴についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）の主な特徴としましては、現行計画の柱である強くしなやかな自立型経済と優しい社会の2つの基軸に、沖縄らしいSDGsを取り入れ、新たに環境の枠組みを加えたことが挙げられます。沖縄振興に係る様々な取組に、県民一人一人をはじめとする社会全体が参画することで、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していくことが可能になると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(7)、緊急事態宣言による影響の実態と対応についてお答えいたします。

緊急事態宣言による影響については、多くの県内事業者や経済団体等から、幅広い業種で経営環境が一段

と厳しくなっているとの情報が沖縄県にも寄せられております。

県としても、厳しい経営状況にある事業者へのさらなる支援が必要であるとの認識の下、国に対し、幅広い業種に対する一時金等の支援の拡充や、雇用調整助成金の特例措置等の再延長等について要請を行ってきたところであります。

同じく1の(8)、協力金の支払い遅れとその対応及び支払い状況等についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、昨年12月の時短要請発出後、要請期間の延長や対象地域の拡大、支給条件の変更等に対し、委託事業者の人員確保や事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、県においても、延べ約120名の職員で対応し、事務処理の迅速化を図っているところであります。なお、協力金の申請状況等については、昨年12月14日と同23日に時短要請を発出した5市分について、2月24日時点で、申請5583件に対し、支払い済み3298件、支払い総額は32億1528万円で、支給割合は59.1%となっております。また、全市町村を対象とした協力金については2月8日から受付を開始し、順次審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始する予定としております。

同じく1の(9)、協力金の対象外となっている持ち帰り専門店等への支援についてお答えいたします。

県では、持ち帰り専門の飲食店やキッチンカー等を営業時間短縮要請及び協力金の対象としておりませんが、店内飲食を伴わず3密回避にも資することから、コロナ禍でも外食メニューを楽しめる店舗として利用を促進しております。具体的には、テイクアウトやデリバリー、Eコマース等の情報を集約した特設サイト「まいにちに。おきなわ」やハピ・トーク沖縄クーポン等による利用拡大の支援に取り組んでおります。

県としましては、各種事業により域内需要喚起策を継続実施してまいります。

同じく1の(10)、一時金の支給についての県独自の予算措置及び県への緊急支援の要望の具体的な対策についてお答えいたします。1の(10)と1の(11)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ、様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では国に対し、国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会

等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところです。その結果、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金では、県内でも、旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。加えて、県としては、最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乘せ助成の継続、県産品の県外向けの送料支援や奨励キャンペーンの実施、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行など、当面の経済対策として実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

答弁漏れがございました。

1の(12)、ハピ・トク沖縄クーポンに係る商店街等の需要喚起の実態と対策についてお答えいたします。

ハピ・トク沖縄クーポンにつきましては、飲食店や小売店のほか、旅行、宿泊施設、タクシー、給油所及び理美容業など幅広い業種で利用されております。

県としましては、同クーポンの利用促進に向け、地域の商店街や通り会に対して個別に登録の説明を行うとともに、各店舗を一括して簡易に申請できる仕組みを整えるなど取り組んできたところです。また、J A等と連携して、小規模離島での利用を促進しており、引き続き地域の需要喚起が図られるよう取り組んでまいります。

大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、新型コロナウイルス感染症対策についての(16)、県における民間企業の出向受入れについてお答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用の維持に苦慮している企業を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業を活用し、令和3年4月より民間企業からの出向を受け入れることとしております。令和3年度は、県の業務においても新型コロナウイルス感染症対策の強化等のため多くのマンパワーを必要としていることから、受入れに当たっては業務量や業務内容等を踏まえ、人数

規模や年齢等を設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 4、救急安心センターの導入についての(1)、#7119の導入の進捗状況についてお答えをいたします。

#7119については、総務省消防庁により、救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正化、住民への安心・安全の提供といった効果が示されております。このため県としましては、これまでの間、沖縄県消防長会との意見交換や先事例の調査等を行ってまいりました。今後とも他県の状況や国の考え方等を踏まえ、沖縄県消防長会及び関係機関と#7119の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 6、コロナ禍の影響による建設不況についての御質問のうち(1)、住宅着工戸数等についてお答えいたします。

国土交通省の建築着工統計調査における2020年の県内住宅着工戸数は1万703戸、前年比では29.1%減少しております。全国の住宅着工戸数は81万5340戸、前年比では9.9%減少しております。

次に6の(2)、住宅着工減への今後の対応についてお答えいたします。

国において、グリーン社会の実現及び地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的としてグリーン住宅ポイント制度が創設されております。

県としては、制度の普及のため周知に努めていきたいと考えております。

次に6の(3)、次世代住宅ポイント制度についてお答えいたします。

当該制度は、一定の性能を有する住宅の新築・リフォームに対し、様々な商品と交換できるポイントを発行する制度となっております。本県における全国に対する利用率は、全国が739億9355万5000ポイントに対し、沖縄県が1億8690万2000ポイントの0.25%となっております。

次に6の(4)、グリーン住宅ポイント制度についてお答えいたします。

当該制度は、高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して商品や追加工事と交換できるポイント

を発行する制度であり、令和3年4月受付開始予定となっております。本県では、省エネ性能基準への適合促進が重要であると認識していることから、制度の普及のため関係機関と連携し周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 8、少人数学級の実現についての御質問の中の、国の学級定員の引下げへの評価等についてお答えします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年で35人学級を実施するための法案が現在、国会において審議されております。これによりきめ細かな指導が図られるものと認識しております。

県教育委員会では、令和3年度から中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現します。引き続き学校教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関連してですが、病床数の確保及び宿泊療養施設の全県的な整備の質問の中で、特に宿泊療養施設、中部地域がまだ確保できていないというところがとても地域の方々から、何で県は中部地域にその設置ができないのかその理由を聞きたいという話が結構ございます。今後のこの見通しを再度、中部地域についての設置状況をお聞かせください。

それから、PCR検査についての結果通知システム、陽性が陰性かを、PCR検査空港で受けて一旦空港外に出る。その中で少しでも——その結果をスマホで御案内する形になっていると思うんですが、実は今回のPCR検査の中で、実際沖縄のこの予約をして受けた方がベトナムの方で、お仕事の関係で国外への帰省前に日本国内で仕事をされて、沖縄でも仕事があるということで来られて、その結果を通知いただいたらしいんですが、先ほど外国語でも通知をとすることはおっしゃっていましたが、この通知の中身がとっても分かりにくいと。陽性なのか陰性なのか、途中の文章の中でやっと見つけたということがあって、沖縄のこの国際化というか考え方がとっても心配だということで。できれば陽性、陰性という、あるい

は丸、あるいはペケとそれぐらいの非常に分かりやすい通知が必要だというような声がありました。御検討いただきたいと思います。

次に、那覇空港のクリニックの件ですが、先ほど課題の解消を部長はしていくという話がありました。必要性は県として持ってらっしゃるのか。あと、この診療所、クリニック常設の、県はこの議会でも次期振興計画でもしっかり位置づけたいという御意見も副知事からもありました。その辺はどうなっていますか。教えてください。

次に、知事、1年間これだけのコロナが沖縄県の基幹産業である観光産業はじめあらゆる業種に大変なダメージというか負担があるわけですが、知事は県独自の緊急事態宣言を発出するときに、国が指定した11の都道府県で緊急事態宣言があったわけですけれども、この協力金、飲食業の方々との取引している仕入れ業者さんとか、もう様々なところが県民の不要不急のそういう外出自粛の声かけの中で、今国は御存じのように取引先に法人は60万、そして個人主には30万、また文化観光の関係者のイベント中止には1会場につき2500万補助金を出す、そういったいろんな支援をしています。しかし沖縄県は緊急事態宣言の中で協力金——これはこれで評価しますが、あらゆる業界、この取引先、国は売上げが明らかに減少したところにもこの一時金を届けると。ぜひ知事、この一時金については、私はもっともっと、知事が県独自の緊急事態宣言を出した以上、それに対する補償というのはしっかりきめ細かくやるべきだったと思うんですが、今回国に求めたけれどもなかなかそれが指定地域にしていかなかったということですから、そういったことも想定して次の手はどう打つかというのも、私はあるべきだったんじゃないかと思うんですがいかがですか。

それからキッチンカー、持ち帰り店。先ほど部長、不要不急の外出自粛を県民にお願いする一方で、こういったキッチンカーとかにはいろいろ多くの県民に呼びかけますと。そんなことが私はおかしいと思うんですね。この方々も、これだけの不要不急の外出自粛の御協力をいただく中で、売上げがすごい落ち方をしていいます。それで今、必死に助けを求めていると私は思います。どうでしょうか。

それから、知事、せんだって何名かの県議団と公設市場、平和通り、国際通り、今まで沖縄の観光、県民の台所として親しまれてきたこの地域が、本当に今壊滅状態。もう長期休業、もう廃業と。50年、60年親から引き継いできたお店がもうできないというところ

がほとんどでした。知事はこの役員の方ともいろいろ意見交換されましたけど、現状は認識されていますか。現地行かれていますなら感想とその支援策をぜひお聞かせください。

それから、観光産業、先ほどからお話がありましたけれども、今県は様々な支援をする中で、実は14次にわたる補正予算、この1年間、約1626億円。これは一定の評価をしますが、基幹産業である観光業にこのうちどれだけの支援が行ったか教えてください。今、彩発見バスツアーやStay Hotel、いろんな事業がされているんですけども、本当に他府県の観光産業、基幹産業としている県と比べたらあまりにもこの支援策、予算の出動が極めて少ないという声がございます。ぜひこの点も御説明をいただきたいと思えます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上原 章君 それから、民間企業からの出向、これも20人から30人。1民間企業でもこの数を超えることをしていただいていることも御存じだと思うんですけども、県としてしっかり——私は100人規模の、これだけの厳しい中で県が雇用の場を確保することが必要じゃないかと思えます。いま一度お聞かせください。

それから、観光についての量から質。この時期にあまりにも今現場で働いている方々に対する——私は量も質も上げていきますと、そういうことをやっぱり言うべきじゃないかと思えます。いま一度お聞かせください。

それから……。

もう一度、休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上原 章君 ヘイトスピーチについてですが、他県のいろんな先進的なところを参考にいろいろ聞いていますけれども、本県にとってふさわしい条例という表現をしています。この本県にとってふさわしい条例というのはどういった内容なのか。あと、罰則規定についてもどう考えているのか。そしてタイムスケジュール教えてください。

あと、#7119の導入について。これも再三議会で

私は質問する中で、検討、検討という答弁しかございません。これもタイムスケジュールお聞かせください。

あと、北部医療センター、この内容についてはぜひ期待をするものですが、ドクターヘリの導入も考えているのか、こちらもお聞かせください。

もう一回、休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上原 章君 あと、MICEについては次期振計にどう位置づけられるのか、これもお聞かせください。

最後に知事に、ぜひ今回のこの取組の中で、これだけ1年間ここまで多くの業界が今苦しんでいるわけなんですけど、私は明確に、この今だからこそ誰も置き去りにしないという知事の政治信条を、最大限の支援、そして最大限の財政出動を、思い切った手を打たないと本当に沖縄の観光はじめあらゆる産業が今壊滅していくんじゃないかというのを感じております。

どうか決意と認識をお聞かせください。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の再質問にお答えいたします。

昨年早い時期、3月でしたけれども、私と富川副知事と嘉数商工労働部長、関係者の方々と公設市場を回り、平和通りも歩いてたくさんの方々から御意見を伺いました。その後、個人的に時間があるときに国際通りを歩いて様子をうかがったり、それから少し店舗をのぞいてどういう状況ですかという話を聞いたりしながら、非常にもうどこというお店、何という業種関係なく、とにかく皆さんが大きな痛手を受けているということを本当に身に染みて感じたお話ばかりを聞かせていただきました。

昨年の3月から第1次補正をかけまして、それ以降、2月までに第14次補正まで約2626億円、もうかつてない迅速に対応していくということの中にはうちなーんちゅ応援プランですとか、それから中小企業セーフティネット資金、県単融資なども含めてできるだけ事業を支援していこうということの意欲を持って取り組んでまいりました。

しかし、先ほどもお話をさせていただいたとおり、この1年という長きにわたって様々な手だてを打っても打っても、やはり人が動くことによって成り立っているのが我々沖縄の観光を中心とする基幹産業、基盤産業だと思います。ですから、早期にコロナウイルスを終息させて、経済の再生を図るということをこの1年間皆さんにも呼びかけて県民、事業者挙げてコロナウイルス感染拡大防止に取り組んできた数字が、この第3波のやっと今少しずつ改善の傾向が見えてきていると思います。ですから、来年度に向けては感染症対策、経済対策、セーフティネット、それぞれしっかりと予算を組み、なおかつまたこれまで基金を取り崩し可能な限り県債を発行するなどやれることはしっかりとやっていきながら、一日でも早くこの我々の生活となりわいをしっかり笑顔で皆さんが過ごしていけるように全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 中部地域の宿泊療養施設に関する再質問にお答えいたします。

県では、現在6施設の宿泊療養施設を確保しているところではございますが、中部地域についてもこれまでも宿泊療養施設の確保に向けて取り組んできたところがございます。まず看護師等の確保にももちろん課題はございますが、それ以外に陽性者とスタッフの動線を分けるという療養施設としての条件を満たす宿泊施設がなかなか見つからないという現状がございます。ただ、必要とは考えておりますので、今後の感染拡大を見据えてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから北部医療センターについての御質問にお答えいたします。

公立北部医療センターにつきましては、新たな診療科の設定でがん治療など、がんの放射線治療などが提供できるようにということのほかにも重症患者、それから重篤な救急患者を受け入れて高度な専門的な医療を総合的に提供するための地域救命救急センターの指定を目指すこととしております。ドクターヘリの運営については、様々な課題があることも、医療機能部会のほうからも指摘がございますので、まずは構想においては地域救命救急センターを目指すとともに、ドクターヘリによる救急急患搬送に対応できる機能を備えるということを目指して構想には盛り込むということで整理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず初めに、那覇空港におけるPCR検査の結果はどのようにしているのか、分かりづらいのではないかと御趣旨の御質問でございました。

現在、那覇空港からの結果につきましては、氏名ではなく検査IDと結果を通知することで感染者の個人情報が出しにくいような対策も取っているところでございますけれども、議員御指摘の例えばマル・バツ方式といったことも含めてどういった形で通知をするほうが分かりやすく合理的なものかということも含めまして、その表記の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、観光に関する予算についての御質問がございました。何回か答弁をさせていただいておりますけれども、今年度になってコロナの状況が厳しい、コロナが蔓延して厳しい状況に観光業界が立たされておりましたことを踏まえまして、県では、例えばおきなわ彩発見キャンペーン第1弾と第2弾、実施をいたしました。それから、感染症対策に感染対策を奨励するための奨励金ということで、安全・安心な島づくり応援プロジェクト等も実施をさせていただくと同時に、また新たな取組としてワーケーション促進事業、そして域内観光を促進する彩発見バスツアー、あるいは教育旅行を緊急時支援事業ということで新型コロナウイルスの濃厚接触者と特定された方の健康観察に係る経費等々、様々な形で支援をさせていただいて、その数字が約35億円というふうになっております。

それ以外にも、観光だけではなくて、例えば直接支援する支給金といったものは、他部局との制度の中で活用させていただいて観光業界にも支援をさせていただくというものもございますので、そういった包括された形で支給していることも含めて全庁一丸となって観光業界にも支援をさせていただいているということを御理解いただきたいと思っております。

それから観光にとって質もそうだが量も大事ではないかといったような御質問がございました。

御指摘のように、これまで県が担ってまいりました誘客の取組といいますのは一定の成果を上げてまいりました。一方で、観光客の滞在日数が短く、観光客は増加するけれども、それが必ずしも経済の循環につながっていないなどの課題もございました。そのため今後は入域観光客数などの数字だけを追い求めるということに重点を置くのではなく、沖縄が持つソフトパワーを最大限発揮し、安全・安心、便利、快適に過

せる沖縄観光を目指すということでございます。ただ、だからといって量を全く追い求めないということではなくて、問題はバランスをどのように取るかというところだと思います。質への転換といいましても、それは軸足をどちらかというと質に移すということでございまして、量も当然これまで同様、質と同様に追い求めていくという姿勢には変わりはありませんので、量も質もというところで沖縄観光これからも推進してまいりたいというふうに考えております。

それから最後の御質問、大型MICE施設について。新たな振興計画の骨子案の中でどのように位置づけるかという御質問でございました。

この新たな振興計画、骨子案の中では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革における施策の一つとして、マリンタウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興が位置づけられておまして、MICE振興とビジネスツーリズムの推進、マリンタウンMICEエリアを核とした全県的なMICE受入れ体制の整備、MICEを活用とした関連産業の振興を推進する、そういったことが位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 那覇空港におけるクリニックの必要性等についての御質問でございます。

まず、那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービスの向上の一環としてクリニックを設置する必要性があるというところです。それで先ほど申し上げたとおり、県としてもクリニックを設置する方向で協議を進めてまいります。

そして新たな沖縄振興計画の中での位置づけなんです。今の世界水準の拠点空港等の整備という項目、そして空港における高度な危機管理体制を構築していくということを盛り込んでおります。今那覇空港ビルディングさんが想定しているクリニック、これがその役割を担うのかどうか、この辺りは少し議論が必要だと思っておりますが、沖縄振興計画の中にあっては世界水準の拠点空港の整備を図っていくという取組で、その中で高度な危機管理体制も構築していくということで今考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 上原議員の県独自の緊急事態宣言を受け、飲食業への納入業者、それから仕入れ業者、それからキッチンカーなどに様々な影響

が出ているが、県の対応はどうかという再質問にお答えいたします。

まずその長引くコロナ禍において落ち込んだ需要の喚起や幅広い事業者への経営支援の拡充に向けては、やはり財源が非常に重要だというふうに考えておまして、それについて国に求める必要があるというふうに考えております。

沖縄県としては、全国知事会を通じて一時支援金の支給対象の大幅な拡大や交通事業者、観光関連事業者など影響を受けた全ての業種に対し手厚い支援を行っていただくよう国に強く求めていきたいというふうに思っております。

それから、その国の一時支援金ですけれども、これは県内でも旅客運送事業者や宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等々が対象となり得るということとなっておりますので、この県内事業者への周知・活用というのが非常に大事になっていくというふうに思っております。そのため県では、県独自の相談・サポート体制の整備に向けまして、県で調整を進めております。これは国、それから市町村と連携を取りながら当該支援金の対象となり得る県内事業者が円滑かつ幅広くに給付を受けられるようにサポートしていきたいというふうに考えております。

それと県が現在実施しておりますハピ・トク沖縄クーポンにつきましては、これは先ほど答弁でもお答えしましたが、旅行宿泊施設、タクシー、給油所、理美容業といったような多くの業種で御利用いただいております。御登録いただければキッチンカーにおいても御利用いただけるということになります。第2弾も予定しておりますので、我々のほうからも登録を呼びかけていきますので、そういった県の需要喚起策といえますか、そういったものも活用していただきながらぜひとも事業継続していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 県における民間企業の出向に係る再質問についてお答えいたします。

私どもこの民間企業からの出向受入れに当たりまして、九州各県の状況も確認させていただきました。そうしましたところ、民間からのコロナを受けての出向受入れを検討しているのは3県ございまして、人数は10名以下で、相手先の企業はいずれも航空会社だけでございます。沖縄県の状況を考えますと、航空会社もそうですが、観光関連産業や幅広い業種で恐らく

雇用の維持に苦勞なさっているということで、庁内で検討しまして、商工労働部のほうで昨年11月から実施しています新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業の活用をすることとしたものです。

お答えさせていただきました20名から30名も、せんだって1月ですか、庁内の意向調査をやった結果です。改めてその人数等について調査を行って、人数などについては柔軟に対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 上原議員の再質問にお答えいたします。

まず、ヘイトスピーチ条例について、本県にとってふさわしい条例はどのようなものかといった御趣旨の御質問であったかと思えます。

県におきましては、現在、先行している自治体の条例等について研究しているところでございますけれども、各自治体とも地域の実情に応じた内容の条例となっており、沖縄県にとってどのような条例がふさわしいか、県議会に対しましては、例えば陳情で観光立県としての対応が必要であるといった御意見も寄せられているところでございますが、このほかにも様々な御意見があろうかと思えます。今後、様々な観点から検討を進めていく中で本県にとってふさわしい条例についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、罰則についての考え方についての御質問でございますけれども、ヘイトスピーチ条例の制定につきましては、憲法で保障されております表現の自由との関係が一番の大きな課題となっているところでございます。現在、国においては関係省庁や先行する自治体との間で検討会なども設置がされておまして、そこでの議論を踏まえるとともに、また今後専門家への意見聴取などもする中で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、スケジュールについてでございますけれども、これまで申し上げましたように、条例制定につきましては様々な課題を整理していく必要がございます。これら一つ一つ整理をしていく中で、現段階でスケジュールを明確に申し上げることは難しいのでございますけれども、一つ一つ取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） #7119の導入についての再質問にお答えをいたします。

#7119につきましては、平成28年度末に県内消防本部から県において#7119の導入検討を行ってほしいとの要望を受け、平成29年度から調査を開始し、保健医療部が実施している小児救急医療事業#8000の情報収集や先行団体への確認等を行ってきたところでございます。その後、平成30年11月には、各消防長に対して導入の効果や市町村に対する普通交付税措置についての説明を行うほか、平成31年1月には消防庁の#7119普及促進アドバイザー制度を活用し、アドバイザー派遣による消防職員等を対象とした勉強会を開催したところでございます。令和2年3月、消防長会において検討された結果、実施主体は市町村であるが県に積極的に関わっていただきたい旨の要望を受けたところでございます。

一方で、令和2年度に設置された国の全国展開に向けた検討部会において都道府県が実施主体となる、あるいは実施を主導するのが今後の事業実施モデルになっていくのではないかと議論があったことなどを踏まえ、現行の市町村に対する普通交付税措置を見直し、令和3年度からは事業を実施する都道府県または市町村の財政負担に対して特別交付税を講ずることとなったとの国の考え方が令和3年1月に示されたところでございます。

県としては、こうした国の新たな考え方や他県の状況等も踏まえ、沖縄消防長会等の関係機関と#7119の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 こんばんはになりました。

最後は、7会派目の無所属の会、大城です。

今日は我が会派からは、新型コロナ対策から3点、沖縄振興計画から3点、少し項目を絞って議論を深めたいと思いますので、それからほとんどがこれまで出てきた項目でもありますので、答弁は簡潔で構いませんのでお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まず、1、新型コロナ対策について。

(1)、コロナ発生から1年、県は14次にわたる補正予算により感染拡大防止と経済対策を実施してきた。しかし、この間県民の行動制限、事業者への時短要請、県内外への往来自粛等により県経済はかつてない打撃を受けた。

伺います。

ア、3度の緊急事態宣言が観光や関連産業へどう影響したか認識を伺う。

イ、一日も早い県経済の回復に向けた施策を伺う。

(2)、知事は今議会冒頭で、感染拡大防止と経済回復に全身全霊で取り組むと所信表明しました。県民の暮らしを守るため、決して第4波を引き起こしてはならず、強い決意で施策の強化に取り組まなければならない。伺います。

ア、感染拡大防止に向けた検査体制の現状と今後の方針を伺う。

イ、水際対策の状況と今後の強化策を伺う。

(3)、国内主要空港にクリニックが整備される中、那覇空港への設置についてこれまでも議論がありましたが、コロナ対策の観点も含めその必要性和設置に向けた検討状況を伺う。

2、沖縄振興計画について。

(1)、富川副知事は専門家として経済政策にこだわり、有識者チームの統括者として新たな計画への提言もまとめてきた。就任時より、本県の自立経済へのポイントとして3つ、1、2020オリンピック、2、那覇空港滑走路、3、MICEを挙げていたが、県経済の現状と新たな振興計画に対する所見を伺う。

(2)、2050脱炭素社会に向けた本県のエネルギー政策は、全国で最も遅れている環境問題と高コスト体質の両方に取り組まなければならない、大きな課題解決に新たな振興計画への具体的位置づけが必須と考えております。伺います。

ア、エネルギー政策は、この10年が重要であり、早急に再生可能エネルギーや新エネルギーの主力化を目指し施策を進めるべきであるが所見を伺う。

イ、県内各離島の電力を守り、環境対策に取り組むには本島とは切り離し、新たな組織をつくり行うべきと考えるが所見を伺う。

ウ、新たな技術や競争に伴うコスト低減を目的に、新エネルギー参入を積極的に進めるべきと考えるが促進策を伺う。

(3)、本県基幹作物であるサトウキビについては、これまでも支援策を講じてきたが、各地の分蜜糖工場の老朽化に伴うトラブルが増加する状況にある。

ア、振興策におけるこれまでの取組と新たな振興計画での施策を伺う。

イ、本島内唯一にして国内最大の製糖工場であるゆがふ製糖について、これまで移転用地の提案等再三議論してきたが進捗を伺う。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナ対策についての御質問の中の1の(2)ア及び1の(2)のイ、検査体制及び水際対策の強化についてお答えいたします。1の(2)アと1の(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症患者を早期に発見し感染拡大防止を図るため、検査体制を拡充し、1日に7000件以上の検査が現在可能となっております。また、介護従事者や医療従事者を対象に2月中旬から定期的な検査を実施しており、早期のクラスター対策につなげているところです。さらに、那覇空港において希望する来訪者に対しPCR検査を開始しており、今後は対象者の拡充に向け取り組んでいくというところでございます。加えて、県民が安価に検査を受けられる体制を構築するための事業を開始することとしており、例えば離島へ行く際などは、出発前にこの事業を利用するということが今後可能となってまいります。

このように、検査体制を拡充することで水際対策と感染防止対策を強化し、感染拡大を食い止めながら、早期の経済回復に向け全力で取り組んでまいります。

次に、沖縄振興計画についての御質問の中の2の(3)のイ、ゆがふ製糖工場の老朽化対策に関する進捗についてお答えいたします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場の移転先として、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区内の用地分譲における譲受者として内定したところであります。一方、工場建て替えについては、建設費用が多額になることから、事業実施主体の負担が大きな課題となっております。

沖縄県では、沖縄県分蜜糖工場安定操業対策検討会議を設置し、工場建設に関する具体的な方策及び製糖副産物の総合利用について検討しているところであります。

沖縄県としましては、本島地域のサトウキビ安定生産対策を強化するとともに、関係市町村、生産者等からの意見要望なども踏まえ、新たな沖縄振興のための制度提言として新たな沖縄糖業高度化推進支援制度の検討を進めているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]



○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、新型コロナウイルス対策についての(1)のア、緊急事態宣言による観光関連産業への影響についてお答えいたします。

国や県独自による3度の緊急事態宣言期間を含む令和2年4月から令和3年1月までの入域観光客数は217万人となり、対前年同期比で632万人の減、率にして74%の減少となっております。また、同期間の観光消費額は、試算で1700億円となり、対前年同期比で4708億円の減、率にして73%の大幅な減少となっていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の観光関連産業は深刻な影響を受けているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、新型コロナウイルス対策についての(1)のイ、一日も早い県経済の回復に向けた施策についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、安全・安心の島沖縄の構築と県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、14次にわたる補正予算により、総額約1626億円の予算を確保し、必要な対策を切れ目なく講じております。今後は、事業継続と雇用維持のための取組を継続、拡充するとともに、回復期出口戦略として、ハピ・トク沖縄クーポンやおきなわ彩発見キャンペーン事業等による地域消費喚起に係る取組等を強化してまいります。加えて、成長期の出口戦略として、各産業分野における競争力強化や、デジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、経済団体等と協働の上、多面的かつ多角的に出口戦略を拡充・強化してまいります。

次に2の(2)のア、エネルギー政策の所見についてお答えいたします。

県では、2050年の脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化防止等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大を加速化する取組が重要であると考えております。そのため、現在、新たなエネルギービジョンの策定を進めており、再生可能エネルギーの電源比率について、意欲的な数値目標を設定する予定です。目標達成に向けては、県が実施してきた宮古島や波照間島等での実証事業成果の活用促進に加え、新たな振興計画において再生可能エネルギーの導入促進に係る支援制度を要望する等、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

同じく2の(2)のイ、離島の電力供給を行う新たな

組織をつくることについてお答えいたします。

離島における電力供給については、需要規模が小さく供給コストが高くなる傾向があるため新電力の参入が進まず、現在は沖縄電力が、ユニバーサルサービスとして県内同一の単価設定で実施しています。県では、SDGsの理念や環境対策の観点から、宮古島や波照間島での実証事業など離島においても再生可能エネルギー導入を進めておりますが、電気の安定供給や電気料金への影響の観点から、離島の電力を本島から切り離して、新たな組織により供給することについては、慎重に検討する必要があると考えております。

同じく2の(2)のウ、新エネルギー参入の促進策についてお答えいたします。

新エネルギーは、再生可能エネルギーの中でも特に活用を推進する太陽光、風力、地熱、バイオマス等となっております。新エネルギーを活用した民間事業者の参入については、今年7月に大規模バイオマス発電所がうるま市にて稼働予定となっております。

県としましては、新たな振興計画において、こうした民間投資を誘発するための税制優遇等の支援制度を要望するなど、新エネルギーを含む再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、新型コロナウイルス対策についての(3)、那覇空港におけるクリニック設置についてお答えいたします。

沖縄県では、那覇空港におけるクリニックの設置について、那覇空港ビルディング株式会社と意見交換し、採算性の面で課題があることを確認しました。

県としましては、他空港の状況を確認するとともに、引き続き那覇空港ビルディング株式会社とニーズの掘り起こし等について意見交換しながら、課題の解消に向けて連携して取り組んでまいります。

次に2、沖縄振興計画についての(1)、県経済の現状と新たな振興計画についてお答えいたします。

昨年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、本県の社会経済は著しく停滞し、雇用情勢も悪化しております。新たな振興計画（骨子案）においては、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、検疫・防疫体制の強化、医療体制の拡充など多様なリスクに対応する危機管理体制の構築、医療・健康、デジタル等を重視した取組の強化、安全と経済の両立に係る条件整備の推進等が必要であることから、安全・安心の島の実現と新しい生活様式への対

応や強靱で持続可能な社会経済の構築に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 2、沖縄振興計画についての御質問の中の(3)のア、分蜜糖工場の老朽化に対するこれまでの取組と新たな振興計画での施策についてお答えします。

県では、一括交付金等を活用し、分蜜糖振興対策支援事業や産地生産基盤パワーアップ事業において、老朽化した工場設備の更新と省エネルギー化等への取組を支援しているところであります。

県としましては、老朽化の著しい分蜜糖工場の支援について、関係市町村、生産者等からの意見要望などを踏まえ、新たな振興計画においても、工場の安定操業に向けた施策として検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 それでは、再質問させていただきます。

まず、コロナ対策の(1)のところですが、観光の影響についてはずっと議論があったとおどし、今朝の新聞報道等にもありました。観光客で632万人減ですよ、4700億円減りましたよということです。

3度の緊急事態というか、県がこの観光にブレーキをかけたわけですが、これを振り返ってみると、最初がゴールデンウィーク、2回目が夏休み、そして3度目が年末年始ということで、誰がやっても難しい話ではあるんですけども、観光関係の皆さんからすると本当に一番悪いタイミングでの緊急事態宣言だったんですよ。だからそういう中で、今この観光関連、レンタカーにしてもホテル業にしても何にしても、あれだけ4700億もお金が吹っ飛んでしまいましたので、当然売上げが7割から8割減だと。中には85%減、インバウンド中心の皆さんはもうゼロだというような状況の中で、先ほど来ほかの会派からもあるとおり、これに対する県の施策というのが、先ほど観光関係に35億組んでいますよという話でしたけれども、例えばStay Hotelの施策なんかにしても600万人も減っているのに5億予算組んで5万人なの10万人なのって話なんですよ。北海道とか九州の各県の施策と比べても桁が違うよという話を関連の産業の皆さんから我々に非常に強く意見があるもんですから、

やはりこの辺というのはそこを改める必要があるんじゃないかなというのが一つと、先ほどもありましたけれども、我々一、二年前まで観光客は1200万人、沖縄県は目標です。売上げ1兆1000億円目標です。だから、ホテル関係の皆さん、ホテルがまだ足りませんよ。レンタカーもまだ足りませんよということを沖縄県が旗振ってきたわけですよ。そしてこのコロナで、一番きついこのときに2月16日に沖縄観光基本方針案として量から質に転換しますよと発表する。やっぱりこれというのは、ただでさえ今観光産業は沖縄の基幹産業は我々なんだって自負を持って頑張ってきた皆さんが、県の施策がなかなか打っても響いてくれないという不信感がある中で、この2月16日の方針発表を聞いたときに、それ以外にもいろいろ発表されているんですけども、この量から質へということだけ残って、さらに不信感を広めてしまったという、非常に残念なんですよ。そういう意味で2点再質問させていただきます。

まず、1点目は、今本当にやっぱり過去のものはいとしても、この関連産業、今本当に瀕死の状態の観光関連産業の皆さんに対する支援というのは、もう一度関係構築も含めて生の声を聞いてつくり直すべきだと思うんですけども、それについて再度お願いします。

それから、今話した観光基本方針、そういう県の発信の仕方としても情報の出し方としても、これ反省すべきじゃないかと思うんですけども、この2点再度答弁をお願いします。

検査体制についてですが、これまでの取組は一定程度PCR検査を7000件以上できるようにしましたよという答弁がありましたけれども、増えたのはいいことだと思います。そして、新たな事業で県民が安価に誰でも受けられるように取り組んできたというのはいいと思いますけれども、どうもやはり後追いになっている印象があるんですよ。やっぱりPCR検査が2万、3万だったのがどんどん落ちてきて1万前後になってきた。それは分かります。そして、みんなこの議会でも議論ありましたが、もう1件当たり3000円で民間が努力をして検査をしますよという話まで出てきた。テレビCMでPCR検査やりますよという民間の努力も出てきた。そういう中でいつまでも1件8000円の補助でやりますよというのもいいですけども、やっぱりもっとも民間の活用も必要だと思うし、絶対的に我々はこの県内の感染をとどめるのは、もう炎上しているときはしょうがありませんけれども、この今落ち着く時期だからこそ、

PCR検査の件数をもっともっと増やして、感染拡大防止に努めるべきだと思うんですよ。そういう意味では200とか、500とかっていう話ではなくて、もっと税金をできるだけ最小の経費で最大の効果が出るような補助の仕組みというのを、やはりこれだけ民間も頑張っているわけですから、仕組みをつくるべきだと思いますので、このPCR検査を県民が誰でも受けられるような体制をつくるという意味で再度お願いします。答弁を。

それから、水際対策についても、今の水際対策は私は、PCR検査やったっていうのも先ほど同様に一歩前進ではあるんですけども、今議会でもずっと各党派から水際対策を台湾に学ぶべきじゃないかと様々な議論がありました。今100名とか200名って話してはいますが、とにかく経済を回すという意味でも空港、観光客を入れないといけないわけですから、それが最大の経済対策だと思いますから、そう考えると那覇空港の利用者というのは1日5万人、6万人という数にならないと観光客というのは回らないわけですから、5万人、6万人那覇空港を利用するのにPCR検査100だ200だの話でもなかなか水際対策になっていないと思うんですよ。そういう意味では我々、前から言っているようにそれは精度がどうこうって議論もあるけれども、やはり検査キット、時間が短くてそしてコストが安くできる抗原検査とか、そういうものを手法として入れるべきだと思っていますので、水際対策の在り方について再度所見を伺いたしたいと思います。

そして、(3)のクリニックはそれとセットなんですけれども、採算性の課題が見えてきたという話をしますけれども、これはもう平時の議論だと思うんですよ。我々と意見交換した皆さんは、1年前から空港の改築費も負担しているから、我々がお金を持っているから、空港で医療ツーリズムも含めたクリニックをずっと提案してきたと。そういうような話もあります。そういう皆さんはとにかく今PCR検査なんかもできるって話もしていますので、やはりそういう情報なんかも民間の力も借りて、先ほど言った数を増やすためには、時間との勝負も含めてまずは抗原検査で検査をして、そこで陽性が出たらクリニックでPCR検査をしていく。そういうような今知事が話している、とにかく経済を回すこと。そして感染拡大防止に全身全霊で取り組むというようなものからしても、やはり今この水際対策の強化がどうしても必要、そういう観点からすると平時の議論ではなくて、クリニックの設置についても早急に進めるべきだというふうに思っていますので、再度これについても所見をお伺いいたします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時33分休憩

午後6時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大城 憲幸君 振興計画のところ(1)は副知事に所見を伺ったつもりなんですけれども、様々な事情があるんでしょう。ただ、今回は副知事の人事案も議会上がっております。ただこの緊急事態なんですよ、今。観光関係の皆さんと話しても、今こういう緊急事態だから県の人事も止めてとにかく当たってほしいというような要望をする関係者もいます。そういう中でこれまで沖縄の経済政策の中心であった副知事が交代をするというのは、本当に私心配なんですよ。これはどうやってここにひずみが出ないように、本当に苦しい皆さんがまた一から説明をしないとけないという話になっては困りますので、振興策も重要だし、今本当に厳しい観光関係の皆さん、県経済を立て直すためにもこの時期でこの経済の専門家、沖縄経済の自立に向けて頑張ってきた副知事が交代するんじゃないかということなんですけれども、この辺心配ないようにバトンタッチするために今どういう考えを持っているのか、再度お願いをいたします。

(2)、エネルギー政策についてですが、部長は意欲的な目標を立てましたということなんですけれども、今エネルギービジョンで案の段階ですけども、再生可能エネルギー、今全国で19%、沖縄が6%、10年後の目標は16%になっているんですよ。今炭素税の話も出ていますよね。CO<sub>2</sub>をたくさん出すところには少し税金を少し上げようとかという話もあります。そういう意味では、いつまでも全国の半分くらいをいくような再生可能エネルギーの割合では駄目だと思っていて、この数か月で全国の19%の状況というのは今はもう23%くらいまで10年後の全国の再生可能エネルギーの目標も前倒しで達成したという数字も出ていますので、そういう意味ではこの沖縄の再生可能エネルギーの比率の目標というのは、もっとやっぱり全国より高いくらいのもを持つべきだと思うし、その辺は野心的なというか、そういうようなものをこの振興策があるからこそできると思うんですけども、その辺について再度見解をお願いします。

それから、離島についても今あったように、沖縄は離島を抱えているものですから、沖縄県全体の電気料はなかなか下がらないですよって議論は常にあるわけなんです。そういう意味で、私は離島は離島で別組織をつくって、そこには国の力も借りながら公費をもっと

もっと入れていって、島独自の環境に優しいそしてインフラとしてのものを守っていく。そして、沖縄県の本島はもっともっと新エネルギー、新電力、そういうところも入れてもらって競争によってコストを下げていく。そういうようなものが私必要だと思うんですけども、再度見解をお願いします。

ゆがふ製糖については、商工労働部長本当に努力していただきました。そして、知事はじめ三役の協力もあって、やっとこの場所が内定をいただいたということで喜んでおります。なかなかこれまではあの場所は企業誘致をするところだということで製糖工場としてはなかなか難しいという議論もあったわけですが、先ほど知事からあったように、やはりサトウキビから出てくるバガスの活用、食料への活用、様々な部分に未来を切り開くというような位置づけである場所で何とかやろうということで決断したことは非常にありがたく思います。これからは、また部長からあったように200億とも300億とも言われる事業費の問題は今の仕組みの中では到底なかなか難しいですから、この振興策の中でしっかり頑張ってくださいと思いますので、ここは答弁いいですので、よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城議員の再質問にお答えいたします。

私からは、副知事の人事でゆがみが出ないことが重要であるということ、そのためにバトンタッチする、どのような考えで今般議会に提案をしているかということだと思いますが、まず富川副知事におかれましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄県アジア経済戦略構想の推進のほか、新型コロナウイルスの影響などで極めて厳しい状況が続く本県経済の立て直しですとか、新沖縄発展戦略やSDGsを踏まえた新たな沖縄振興計画の策定に向けた取組に尽力していただきました。今般、3月8日に任期満了を迎えるということになっております。その後の副知事におかれましては、この県政の重要課題に関し、富川副知事が進めてこられた取組を引継ぎ、長年の経済界での活躍などその豊富な実務経験や知識人脈を生かされ経済政策等のさらなる推進に取り組んでいただきたいというように、私も期待をしているものであります。

なお、先ほど議員もおっしゃいました経済の第一人者でいらっしゃる富川副知事におかれては、退任された後もまさに目前に迫った新たな振興計画の策定や新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある県経済の立て直しに引き続き御協力をいただきたいように考えております。富川副知事も、もちろん私もでき得る限りの協力をさせていただきたいというように申し込んでおりますので、なお引き続いての経済対策も分野も分かたず、しっかり一丸となって取り組んでいくというその思いで進んでいきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず初めの御質問は、観光業界への支援について、観光業界の方々との意見交換をするなどして関係を持ったらいかがかといった御趣旨の質問だったかと思っておりますけれども、これまで、4月からコロナ禍の中で様々な形で意見交換を観光業界の方々とはさせていただきました。緊急事態宣言を出す、それから解除をするといったときにも絶えず意見などを伺いながら施策を進めさせていただきました。そのような形で、今年はコロナ禍で観光業界の方々には大変ダメージを受けていらっしゃる中で県としてできる限りのことはさせていただいたところだと思っておりますけれども、近日中に観光業界の方、ビューローを含めて意見交換を開催するというような話もございますので、その場に当部からも参加をさせていただいて、御意見もいただきながらその意見を施策に反映させていければというふうに考えております。

それから、観光の基本方針について発出したことについての御質問がございましたけれども、これにつきましては今回ウイズコロナ、アフターコロナの沖縄観光基本方針の案を発表させていただいたわけですが、水際対策の強化、観光産業の多様化、それから高付加価値に取り組むことが安全・安心で快適な島となって世界から選ばれる持続可能な観光地につながるという第6次の次期沖縄県観光振興計画の道しるべ的な方向性が固まったということで、観光業界の方々にもそういった形で希望を与えたいといったような趣旨もございまして、2月16日に発表をさせていただいたところでございます。

そういう形で方針の案は発表させていただいた一方で、実際の観光業界への支援ということでございますと、先ほどから申し上げましたとおり、域内の需要喚起策であります、おきなわ彩発見キャンペーンに始ま

りまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じている業界の方々に安全・安心の島づくり応援プロジェクトということで、一律10万円の支援金を給付するのですとか、それから彩発見のバスツアー促進事業なども実施をさせていただきました。そして今後は緊急事態宣言が開けた際には彩発見のキャンペーンですとか、あるいはクーポンを活用した沖縄観光体験事業といったような事業を切れ目なく実施することによりまして、沖縄観光の回復につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 大城議員の再質問の中で、検査体制について県民が誰でも受けることができるというような体制のさらなる拡充が必要ではないかというような御趣旨の質問にお答えいたします。

県では、県民が誰でも希望すれば受けられるような体制が構築できるようにということで、今般補助事業が始められたところでございます。これまでも行政検査等では、できるだけ濃厚接触者以外にも接触者に広く検査ができるような体制を整えてきたところではございますが、県民の皆様が希望する場合にできる検査というものも確かに必要なことであると考えております。民間の検査機関により自費で受けられることができる事業が展開されておりまして、広く希望者が検査を受検できるような環境が整いつつあると思っております。ただし、検査結果については医療機関と提携して届出や療養につなげることがやはり保健医療部としては大切だというふうにも考えていますので、しっかりとこの検査結果を基に受診や治療ができるような体制については注意しながら部としては進めていきたいというふうに考えております。ただし、民間の活力を活用した検査の拡充については、県としてもしっかりとその制度等についても指導ができるような体制は整えていきたいと考えているところでございます。

それから水際対策についてでございます。

今般那覇空港において、希望する方の検査を実施しております。これにつきましては、やはり沖縄県内にいらっしゃる前に事前に検査を受けていただきたいというのがまずございまして、それでもそれがかなわない方に対して検査を実施するというところでございますので、確かにキャパの問題はございますけれども、県としましては拡充についても今検討しているところでございますので、そういった形で水際対策についてはしっかりと取り組んでいく必要があると考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） まず那覇空港におけるクリニックについて、早急に整えるべきという御質問でございました。

那覇空港ビルディング株式会社との意見交換にあつては、1つの医療機関から御相談があったということは聞いております。ただ、先ほど申し上げたとおり採算面に課題があるということで、それ以上今進んでいないという状況のようです。その採算面も含めてなんですが、どのような機能を有するか、持たせるかという点も含めて那覇空港ビルディング株式会社と意見を整えて早めにクリニックが開設されるように努めてまいりたいと思います。

それから振興計画に係る経済対策ということでございます。

今新たな沖縄振興計画の骨子案を取りまとめたところで、その骨子案をまとめるに当たっては新沖縄発展戦略、沖縄の発展可能性、時代潮流を踏まえた21の申し送り事項がなされていて、それと総点検を融合させたこの新沖縄発展戦略の取りまとめに当たっては、富川副知事が主導して取りまとめたいただいたところでございます。

新沖縄発展戦略に係る経済対策としましては、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成、日本経済再生のフロントランナーなどの4つの枠組みにおいて、世界水準の拠点空港化、保安機能の強化、シームレスな陸上交通体系の整備、東海岸サンライズベルトの発展戦略等々が盛り込まれていて、これらが今骨子案に含まれているというところです。加えてウイズコロナからアフターコロナに向けた安全と経済の両立に係る条件整備の推進が必要で安全・安心の島の実現と新しい生活様式への対応、強靱で持続可能な社会経済の構築に取り組むこととしており、これらにあつては富川副知事の御指示、御指導、御助言等を踏まえて整理したものでございます。

新沖縄発展戦略、それから新たな沖縄振興計画の骨子案に当たって、富川副知事からたくさんの御指導、御助言をいただいたところであり、これらをまた素案づくりに生かしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 大城憲幸議員の再質

問にお答えいたします。

まず1点目が新たなエネルギービジョンにおける再生可能エネルギー比率の目標値を16%としておりますけれども、国の目標値を踏まえてもっと上げるべきではないかというような御趣旨の御質問だというふうに思います。

目標値の設定に当たっては、県の再生可能エネルギーの導入拡大につながる施策を推進することによって、現在導入が計画されている設備等を着実に稼働させるとともに、新たな設備の導入を加速させることを目指して今現在16%というふうにしております。

目標値につきましては、外部有識者委員会における議論の中でも意欲的な数値であるというふうな評価はいただいております。ただ、一方国は長期エネルギー需給見通しにおいて、2030年度の再生可能エネルギーの割合を22から24と見込んでおりますし、報道によりますと前倒しというような議論も出てきているように聞いております。ただ、本県では利用できない水力ですとか、地熱を除いた国の目標値の数値は約13%程度となっておりますので、県の目標値はこれを上回る数値になっているのかなというふうに我々としては考えております。

なお、現在その目標値も含めまして最終的な精査を行っているところでありまして、今申し上げた国の動向それから新たな制度提言の内容、それから議員の御指摘等も踏まえまして、今よりも高い目標が設定できるかについては検討してみたいというふうに考えております。

それから離島の電力を本島から切り離して新たな組織でというお話ですけれども、やはりこれもテーマを考えるに当たっては、料金がどうなのか、それからサービスの質はどうか、災害時の対応はどうか、それから新たな技術開発の動向はどうかという点と、それから我々新たな振興計画における制度要望としてもちろん要望しております。そういった動向等も踏まえる必要もあることから慎重に検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 最後ですから、3点ほど知事に答弁を求めたいと思うんですけれども、1点目はこの観光関連産業の皆さんに対してですが、部長も皆さんの意見も聞きながら一生懸命やっていると、全庁一丸となって観光関連産業を守るために頑張っていますという話をします。ただ、残念ながら観光関連産業の皆

さんはそうは取っていないんですよ。我々こんなに頑張ってきたのになかなか県が支援してくれないってところがある。今県が発信すべきは、県のトップリーダーの知事が発信すべきは何としても観光を守るという決意だと思うんですよ。この県の観光関連産業の皆さん、レンタカーの皆さん、そういう皆さん、ホテル業の皆さん、冒頭あったように7割、8割、1年間の収入が減って成り立つわけじゃないんですよ。もう今雇用調整助成金で何とか生き延びていますと言っています。これはずっとあるわけじゃない。これが切れるときに大きな危機が来ますよと、もうずっと警笛は鳴らしているわけです。旅行者もホテルもレンタカーも今年の事業計画もつくれません。沖縄の観光の未来にはもう不安しかありませんよというのを観光関係の皆さんが声をそろえて言うものですから、これはもう一度これからの観光行政を進めるために、県とこの関連団体の信頼関係なくして観光施策なんて打てるわけじゃないわけですから、これは具体的な策をもう一回知事が生の声を聞いてつくり直すべきだと思いますのでそれ知事ぜひお願いします。

そして、県外の皆さんに対しては、やっぱりこの3度の緊急事態宣言で渡航自粛を求めてきましたので、やっぱりもう一度Go Toがいつから始まるか分かりませんが安全・安心な沖縄だよというアピールを県外に対しては発信しなければいけないと思うんです。これできるのは知事の仕事だと思います。

ですから知事にお願いしたいのは3つ、何としても観光は守るという強い決意、そして県外に対しては安全・安心な観光地沖縄という部分をもっともっと発信する。そして、やっぱり県の財政だけで限界があるのは私も知っています。やっぱり国へのお願いもどうしてもやらなければならない。国にもこれまで以上に本気をお願いをしてほしいというふうにこの3つをお願いしたいなと思っていますので、答弁をお願いいたします。

そして、水際対策ですが、頑張っていますとは言ったけれども、どうもさっきも言ったように見えないんですよ。100件、200件の検査で水際対策にはならないし、結局は検体を預かって沖縄に入れて翌日報告しますよと、そういうような話ではやっぱりしっかりした水際対策になってない。知事が所信表明で述べた全身全霊で取り組むっていう、本当にそこなのかなと思うんですね。今のままだったらこの新たな変異株も出の中で、第4波が来るんじゃないかという話があるわけですけれども、我々は県民の命、健康、生活を守るためには第4波は絶対なっちゃいけないと思ってい

ます。この第4波を絶対に起こさせないという知事の決意が欲しいんですよ。それを観光関係の皆さん待っていると思うし、これからまたゴールデンウィーク前に第4波なんて話になったらもう目も当てられません。そのためにこの水際対策だし、クリニックの設置は今言うような今までのような現場だけの議論ではなくて、トップリーダーが強い決意で絶対に第4波は起こさせない。絶対に水際対策は強化する。そのために足りないお金は国にお願いしてでも持ってくるし、当然さっきもあったように出発地が基本というのはお願いするのはいいですよ。ただ沖縄側ができることがまだまだあるんじゃないかと思うんですよ。それも含めて知事の決意をお願いします。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の質問、御意見に答弁したいと思います。

当然、昨年の発生からここまで14次にわたって取組を進めていただいたことは、これは医療界の感染症専門家の方々の専門家会議の意見と当然観光関連を含む様々な経済関係団体の皆さんとの意思疎通を図りながら、ここまでしっかりできることを全力でやってきたということをまず申し上げたいと思います。しかし、先ほどおっしゃるように水際対策はどうであるのかというその御意見ですとか、あるいはPCR検査体制ももっとどんどん拡充していくべきではないかというそういう御意見も当然あるということも承知しております。しかし、今県民の皆さんや事業者の方々が自分たちでできることを努力する、うつらない、うつさない、医療を潰さない、観光を潰さないということに全力で頑張らせていただいていると思います。そのお一人お一人、1社1社の取組こそがこのコロナウイルスの感染拡大を食い止めて、また観光立県沖縄としてしっかりと回復していくための大きな大きな力にこそなるんだと思います。

そういう意味で私はしっかり沖縄の観光を守る、量から質へとよく表現をしますのはこの観光の指針、方針も出させていただきましたが、今までのやはりこれだけ観光客を迎えても客単価が上がらなかった、収益が上がらなかったのはどこに原因があるんだろうかという様々な業界の皆さんの御意見も伺っております。

ですから、相対的に次の振興計画の中でもさらに成長していく沖縄のためには、この観光を基盤とする我々沖縄県の経済の成り立ちをいま一度しっかりと確認をしながら、総点検をしてさらに前進していくということをお観光関連業者あるいは様々な業態の方々と力を合わせて前進していきたいと思っております。

そして、今しっかり食い止めれば第4波は起こさないということをお皆さんでまたこれからも努力をし続けていくということも大事だと思っております。私もそのためにこの第4波を起こさないという先頭に立ってもちろん全身全霊で当たってまいりますし、観光関係、関連の皆さんあらゆる業態の皆さんとも信頼関係を構築するために一生懸命、私も汗をかいていくつもりです。

これからもぜひ御指導いただいて、今本当にマイナスからしか立ち上がれないという業界の小さな声に耳と心を傾けて一生懸命全力で取り組んでいく決意を述べさせていただきたいと思っております。

今後とも御指導どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 大城議員の御質問にお答えいたします。

水際対策についてでございますが、先ほど空港でのPCR検査についても開始がされたところだということで御答弁申し上げました。この間検査体制についてはこの1年かけてかなりの検査拡充を図ってまいりましたし、民間の検査機関も増えてまいりました。また民間でも比較的安い値段でできるところも増えてまいりました。

県としましては、水際対策として必要なのはやはり、全国各地で感染が拡大したということが一番大きな点でございます。そこから県をまたぐ移動で県にウイルスが持ち込まれないようにするためにということで、その対策が必要であることは非常に重要であると認識はしております。それで、PCR検査につきましては、様々な検査手法も出てまいりましたし、県としましても今やっている事業も含めて拡充を検討しておりますので、今後ともまずは移動するときの、移動する皆様の意識というのも非常に大切だと思っております。前もって検査を受けていただくとか、健康観察をしていただくとかという基本的なところをぜひとも守っていただいた上で、県としましても水際対策の検査の体制の拡充についてはしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 たまにはサービスで1分残そうと思ったんですけども、なかなかすんなりは終わらなかったです。知事本人の決意を聞きたかったです。ぜひ観光関係の本当に瀕死で今いつ潰れるか分からないって必死で頑張っている皆さんに対して、沖縄の観光は県のトップリーダーとして私が守るんだって強い決意を聞きたかったんですけども、残念ながら菅総理が言う自助、共助、公助を批判する声もたくさんありますけれども、結局はお金がないから自助、自分たちで頑張ってくれとそういう話に戻ってしまいました。非常に残念です。

もう今本当に頑張れない、皆さんが頑張りたいくても頑張れないっていう悲鳴に対して我々政治が何をでき

るのか。これから予算の議論が始まりますので、今議会、与党・野党の中でワシントン事務所の議論もありますけど、もう我々中立として、なければああいう財源でも持ってきてでもそこに回していく。そういうような議論も必要なかなと思いますので、そういう県民視点で議論を深めたい、緊張感ある議論をしていきたい、そのように所見を述べて代表質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、3月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時10分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明



令和3年3月1日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和3年3月1日（月曜日）午前10時開議

## 議 事 日 程 第5号

令和3年3月1日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算

甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）

甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
- 乙第11号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 工事請負契約について
- 乙第23号議案 工事請負契約について
- 乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第25号議案 財産の取得について
- 乙第26号議案 訴えの提起について
- 乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第36号議案 県道の路線の認定について
- 乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について

- 乙第38号議案 副知事の選任について  
 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
 乙第40号議案 専決処分の承認について  
 乙第41号議案 専決処分の承認について  
 乙第42号議案 専決処分の承認について  
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員 (48名)

議長	赤嶺	昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君	
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君	
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君	
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん	
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君	
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君	
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君	
7番	上原章君	32番	座波一君	
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君	
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君	
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君	
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君	
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん	
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君	
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん	
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん	
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君	
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君	
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん	
19番	金城勉君	44番	末松文信君	
20番	新垣新君	45番	島袋大君	
21番	下地康教君	46番	中川京貴君	
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
副知事	富川盛武君	土木建築部長	上原国定君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監事	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	伊川秀樹君
総務部長	池田竹州君	知事公室監	平敷達也君
企画部長	宮城力君	秘書防災統括監	
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	長嶺豊君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	勝連 盛博 君	副参事兼課長補佐	佐久田 隆 君
次 長	知念 弘光 君	主 査	宮城 亮 君
議事課 長	平良 潤 君	主 査	親富祖 満 君

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 皆さん、おはようございます。

沖縄・自民党会派の仲里全孝でございます。

一般質問に入る前に、コロナ感染によりお亡くなりになられた方々へ心からお悔やみ申し上げます。また、厳しい状況下で医療機関などにおいて感染リスクを抱えながら医療や介護に専念されておられる医療従事者の方々に対して、心から敬意を表します。

先日、県が公募した新型コロナウイルスPCR検査補助事業に、自民プロジェクトチームが立ち上げに関わった沖縄民間ピーシーアール検査機構に交付が決定しました。県民から我が自民党会派への期待は大きく、感染拡大防止の体制構築に向け、一層努めていかなければなりません。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、コロナ対策について。

沖縄県は1月20日、沖縄県独自の緊急事態宣言を発出し、昨日の2月28日まで延長しているが、下記のとおり成果を伺う。

- (1)、外出自粛の要請に伴う成果。
- (2)、営業時間短縮の要請に伴う成果。
- (3)、県内離島との不要不急の往来の自粛の成果。
- (4)、イベント開催制限の成果。
- (5)、在宅勤務、テレワーク推進の成果。

次に、億首川2級河川整備について。

恩納村から金武町へ流れる億首川は2級河川であるが、大雨が降るたびに下流の喜瀬武原地域では洪水被害が発生している。床上・床下浸水、田畑の冠水、県道104号線の冠水等の水害が生じており、住民の生活を脅かしている。下記のとおり県の考え方を伺う。

(1)、億首川の管理主体は県にあるのか伺う。

(2)、県は、これまでに現場調査されているか伺う。

3、磁気探査業務における監理技術者の資格要件について。

(1)、資格要件のうち、地質調査技師及び測量士(補)も引き続き対象とするように延長を検討したいと答弁があったが、進捗状況を伺う。

4、基地問題について。

(1)、防衛省から県へ軟弱地盤の設計変更の申請が出ている。手続の進捗状況について伺う。

(2)、辺野古暫定基地をめぐる県と国との訴訟は何件あるか。県の敗訴は何件あるか。

(3)、那覇軍港移設に向けて移設協議会の開催はいつか。

次に、我が党の代表質問との関連について伺います。

照屋守之県議の代表質問について、関連質問を行います。

知事の政治姿勢について。富川副知事の後任に現政策参与の照屋義実氏を起用するとしている。政策参与の照屋義実氏は、参与の就任時、照正組の代表取締役社長を兼ねていたのか教えてください。また現在、照正組の代表取締役会長を兼ねているのか教えてください。

次に、下地康教県議の代表質問について関連質問を行います。

伊平屋空港、伊平屋・伊是名架橋について。地元との、村側とのきめ細かな調整をしているとありました。その具体的な詳細を伺う。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

一般質問も真摯に答弁に努めたいと思います。

仲里全孝議員の質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の4の(1)、変更承認申請書の審査状況についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、地盤条件や護岸の安定性等に係る16項目242件の質問を令和2年12月21日付



で行ったところ、本年1月22日に回答が提出されております。

沖縄防衛局からの回答を踏まえ、沖縄県では、地盤の再調査の必要性等について2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後、回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） おはようございます。

仲里議員の1、コロナ対策についての御質問の中の(1)から(5)、外出自粛、営業時間短縮、県内離島との不要不急の往来自粛、イベント開催制限及び在宅勤務要請の成果についてお答えいたします。1の(1)から1の(5)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

まず初めに、外出自粛要請の効果については、KDDIの位置情報分析を利用した検証によると、12月第1週と比較して宣言後の人出の状況は、商業エリアで38.8%減となっております。

次に、営業時間短縮要請の効果については、同じく12月第1週と比較して繁華街エリアの人出は、38.6%減となっており、また、飲食関連の陽性者も1月は3週連続で100名前後であったものが2月は10人～20人と減少しております。

次に、離島往来に関しては、宮古及び新石垣空港の昨年3月と宣言後の人出の状況を比較すると、それぞれ66.2%減、52.2%減となっております。

次に、イベント関連では、プロ野球やその他競技団体のキャンプを無観客としていることや、県主催の各種イベントをオンライン開催や延期する等接触機会の低減が図られています。

次に、在宅ワーク関連では、ビジネス街である県庁前駅、旭橋駅、那覇バスターミナル及びおもろまち駅の12月第1週と宣言後の人出を比較すると、それぞれ14.0%減、10.7%減、13.7%減となっております。これらの要請等により県内全体の行動が抑制された結果、新規感染者1週間合計が、宣言時の609名から2月28日には111名に減少、入院者数も301名から174名に減少しており、大きな成果が出ているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、億首川2級河川

整備についての(1)、億首川の管理主体及び現場調査についてお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連しますので一括してお答えさせていただきます。

億首川における長浜橋から河口までの約5.6キロメートルの区間は、県が管理を行う2級河川であります。これまで億首川沿いの喜瀬武原地区の浸水被害については、現場を調査して確認しており、県においては、浸水被害の軽減を図るため、沖縄防衛局及び米軍に対して、しゅんせつなどの適切な管理を求めるとともに、河川整備を行うための共同使用申請を行っております。

県としては、引き続き沖縄防衛局及び米軍と協議を行い、早期整備と浸水被害の解消に向けて取り組んでまいります。

次に3、磁気探査業務における監理技術者の資格要件についての(1)、磁気探査業務に係る管理技術者の資格要件についてお答えいたします。

土木建築部では、平成21年度の糸満市の不発弾事故を受け、磁気探査の品質確保による工事の安全確保のため、平成28年度に磁気探査技士等を追加し、地質調査技士及び測量士（補）を削除する見直しを行いました。経過措置として今年度まで、その実施を延長してきました。令和2年度の磁気探査技士試験の実施は、コロナ禍において遅れましたが、令和3・4年度の入札参加資格審査申請において、試験合格者の追加登録を行い、さらに令和3年度に同資格審査の追加申請で磁気探査技士等の登録を行うこととし、予定どおり令和3年4月から地質調査技士及び測量士（補）を削除することとしております。

次に5、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(2)、伊平屋空港の伊平屋村、伊是名村との調整状況についてお答えいたします。

伊平屋空港については、伊平屋村、伊是名村と就航予定航空会社の確保に向けて連携して取り組むことの確認や、さらなる需要喚起策の取組、航空需要を継続的に確保するための方策について意見交換を行っているところであります。

県としては、両村と連携し、早期事業化を図っていきたく考えております。

次に5の(2)、伊平屋・伊是名架橋における両村との調整内容についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋においては、これまで実施している土質ボーリング調査や環境調査の結果について、両村に説明しているとともに、建設工事費の縮減等について意見交換を行っているところであります。引き続き両村と連携しながら、課題克服の可能性につい

て、調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 4、基地問題についての(2)、辺野古移設問題に係る訴訟についてお答えいたします。

辺野古移設問題に係る県と国との間の訴訟は9件あります。内訳は、和解等による訴えの取下げで終了した事案が4件、県が敗訴した事案が3件、現在係争中の事案が2件となっております。

次に4の(3)、那覇港湾施設移設に関する協議会の開催時期についてにお答えをいたします。

那覇港湾施設移設に関する協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところです。那覇港管理組合において、令和2年度を目途に浦添ふ頭地区における民港の形状案を作成しているところであり、移設協議会はこれを踏まえて開催されるものと承知しております。

5、我が党の代表質問についての(1)、照屋義実氏の役職についてお答えをいたします。

照屋義実氏におかれましては、株式会社照正組の代表取締役会長を昨年6月に退任されております。また、株式会社てるまさ保証の代表取締役会長を2月に退任され、そのほか、てるまさグループの代表等の役職についても、退任に向けて手続を進められていると聞いております。

なお、政策参与就任時、平成27年8月時点におきましては、株式会社照正組の代表取締役職にあったものと理解しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 まずコロナ対策について再質問をさせていただきます。

緊急事態宣言を予定どおり昨日の2月28日で終了しました。

そこで、先ほど部長のほうから細かい詳細がありましたけれども、この緊急事態宣言に取り組むに当たって、沖縄県7市を皆さんが指定しました。沖縄県のですね。

そこになぜうるま市が含まれていなかったか。その具体的な詳細を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず12月以降の感染が拡大し始めたところでございますが、そのときには那覇市と浦添市と沖縄市3市に対して時短の要請をしているところです。これは飲食の関係で感染者が増えているという状況のデータを基に3市にしたということです。

それから12月23日に、それ以外の市町村でも飲食関係が増えてきたということもございまして、それも感染者の状況、特に飲食絡みの感染者の状況を踏まえて、宜野湾市と名護市に拡大いたしました。その後、宮古、石垣でも増えましたので宮古島市と石垣市に拡大して、緊急事態宣言が発出される1月19日の決定では、県全体にそれが広がったということもありまして全県対象としたところです。

当初始めましたのは、コロナ対策については、社会経済活動に限りなく影響が少なくなるようにという配慮も必要ということから、局所的に始めたということですが、一定の効果はあったものの、お正月以降にまた拡大したということもございまして、このような経緯になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 12月23日時点で、宜野湾市、名護市を追加した時点で、そのときはもちろんうるま市からもこういった要望等いろいろありました。そこでちょっと疑問に思うのは、そのとき、今部長の説明では感染者の話が出ましたけれども、うるま市には感染者はいなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） その当時の市町村別の飲食関係の陽性者数につきましては、うるま市は今現在で確定してまた遡って最終的に感染状況を確認したところ、11月29日から12月……。

失礼いたしました。

すみません。ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） すみません。

手元にある資料で申し上げますと、1月3日から1月9日の飲食関連を推定感染源とする、うるま市の陽性者は1人というところでございました。そのときに各市町村と比べますと、対象に広げたところが明らかに多いという状況もございましたので、それを市の方にも調整させていただきまして、今回はうるま市は対象外とさせていただくということの了解を得たところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が確認したいのは、12月23日時点で、宜野湾市と名護市を追加したんですよ。その時点で、うるま市は感染者がいなかったんですかと聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 12月20日から26日の間のうるま市の推定感染源で飲食の方というのは1人ということでございました。ほかの市町村と比べると明らかに多いという状況ではございませんでしたので、加えていないということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が言っているのは12月22日からこの2日間の話を聞いていないですよ。12月23日時点で、うるま市は何名いたんですかと。感染者が何名いたんですかって、今感染者の話をしているから。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） その当時の資料としましては、うるま市に関しては12月13日から19日の飲食関連の陽性者は確認されていない。また新規感染者数、全体の感染者数も3名にとどまっているという落ち着いた状況にあるというところから判断したところです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、要するに12月23日まではうるま市圏内で3人しか陽性者がいなかったということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これはうるま市で

飲食じゃなくて、ほかの要因の感染者が全体で3名ということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 去年うるま市全体で、12月23日まで3人しか陽性者はいなかったということですか。それでいいですか、理解して。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これは12月13日からの週の新規感染者のお話をしております、その時点でうるま市は3名だったということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私が聞きたいのは12月23日までに、去年23日までに。だって一般の方が商店街とか飲食のところとか、一般の方が出入りするじゃないですか。その時点で、宜野湾市と名護市の話が出ました。それに比べて感染者が少ないというふうな話が出ましたよ。私が確認したいのは12月23日までに、去年トータルして何人いたんですかと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 飲食店に対する時短要請につきましては、これまでの累計で考えているわけではなく、その期間において、そういう状況にあるかどうか、感染拡大の状況にあるかというところを踏まえて検討しております。12月13日から19日の週ということでその期間を見て、その後の対策を打つというふうに考えていますので、そういう意味では、12月13日から19日の週はうるま市全体の感染者が3名、そのうち飲食店の関係はゼロだったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、私が聞いているのは累計なのに。私が聞いているのは累計何名ですかと聞いているので、それを答えてくれればいいのに。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 失礼いたしました。12月23日時点のうるま市の陽性者、これまでの累計は190名でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それだけいるんですよ。だから不思議に、私は県の取組、その商店街の一時的なこと、12月のこの23日の週で決定したかもしれない。しかし、コロナってというのは感染ルートがどこから来るか分からないんですよ。こんなに190名出ているのですね。じゃちょっと確認しましょう。名護は累計何名ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 12月23日時点のうるま市の人数は——すみません、先ほど190と申し上げましたが、194人……

○仲里 全孝君 194人。

○保健医療部長（大城玲子さん） 名護市が143人です。ただしこれは、3月からの累計、全ての累計でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 いや部長、だから私が今聞いているのは累計です。名護も143名いる。それ以上にその累計が194名いるのに、私もうるま市、隣近所ですよ。そこでいろんな意見が出たものですから、何でそのときに同じような取扱いをしなかったのかなと不思議でたまらなかったんですよ。やっぱり感染対策っていうのは、きめ細かなことをやっていかないと。もちろん営業を時短するわけですから、不平不満も出るんですよ。そういった中でやっぱり県の対応が大事なこと。我々も協力していろんな形で、やっぱり説得するために皆さんに協力して地域に戻ったら取り組んでおります。それはこのように感染が多いところは、こういったときは同じような取扱いをしてもらいたかったということです。

ここで、県は緊急事態宣言を出したときに、テレワークや時差出勤、出勤する人を7割減らそうという事業転換をしたと思います。

そこで、県の取組はどうでしたか、県庁の。県庁内の職員の取組ですね。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

県庁内におきましても昨年の4月より特例的に在宅勤務に取り組んできたところでございます。今年の2月の冒頭までの間で、在宅勤務の経験者は約7割となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 7割というのは、これ累計ですか。それともこの期間中、皆さんは事業者に対して県民に対して、7割協力するように7割のテレワークをなささい、時差出勤しなさいということ——この期間でございますよ、この期間で。私が言っているのは。皆さんが緊急事態を宣言したときに県職員7割のテレワークを実施しましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 7割というのは先ほどの4月からの累計でございます。その期間になりますと……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○総務部長（池田竹州君） 失礼しました。

1月の緊急事態宣言発出から、集計の都合で2月7日までになっておりますけれども、その間2割——23%の削減となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 この期間で皆さんは県民に対して、テレビ、マスコミ、いろんな報道で、事業者に対してテレワークしなさいと協力をお願いしますとやったんですよ。今県の職員約8000名くらいいるんですけども、その7割っていうふうな目標じゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県としましては、7割もありますが、まず県民の生命財産を守る行政サービスの提供というのがまず最優先かと思えます。今回、新型コロナウイルスの総括情報部の取組、あるいは商工などを中心とする民間事業者への協力金支給業務などもございます。そういったところにつきましては、なかなか出勤削減というのが困難という形で、全体として2割強という形の削減割合になったものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 皆さんが言う2割の根拠を示してください。なぜ2割。県民は、事業者は7割協力しているんですよ、皆さん。お願いしますと。この2割削減で2割テレワークの根拠は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 先ほども述べましたが、感染症対策の総括情報部、あるいは協力金の支給業務など様々な業務もございます。そういった形で必要な業務を進めながら、いわゆる在宅勤務に取り組んだ結

果が2割強という形になろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私は、これ皆さんが7割減らすように協力を呼びかけたときには、やはり人の出入りをなるべく少なくして、県民も協力してくださいと。そういう呼びかけだったと思うんですよ。それで2割ってというのは、本当に2割で、どういう取組したのかですね。8000人も職員いるのに。ちょっと確認したいんですけれども、沖縄県警と教育委員会の取組はどうでしたか、この期間。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

具体的数字は持ち合わせておりませんが、県警におきましてもデスク部門でありますとか、現場と直接関係のないところにつきましては、できるだけテレワークという形で実施をしているところでございまして、そういった部門につきましては、7割を目指してやったところでございます。ただ、御理解あると思えますけれど、我々現場を抱えていますので、全体ではとても7割には達していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 教育委員会のほうとしましても、知事部局の取組と同様に7割の取組を進めたところですが、今数字は持ち合わせていませんけれども、なかなか7割というのは厳しいところで、当然のことながらシフトを組んだりとかいろんな工夫をして、いわゆるテレワークとかそういったものも使いながら、実施をしてきたところでございます。ちょっと数字は持ち合わせておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今、県警からも教育委員会からも約7割と、やっぱり県の職員は2割といっても僕2割取り組んでないと思うんですよ。なぜかという、ネットで出てくるんですよ、そういうのは。ネットで。県民にはそういう協力願いを出しているのに、周りからは、自分たちからそういう取組をしてほしかったということですね。我々自民党会派はコロナ対策には、先ほども私述べましたが、全力尽くして取り組んでいます。やっぱり県としてもいろんな緊急事態宣言の解除後、これから一番大切なのはリバウンド対策、どういうふうに取り組んでいくか、その取組への決意表明を聞きたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、2月27日のコロナ対策本部会議において、今の感染

の状況が警戒レベルの第3段階に引き下げられるものというふうに判断しまして、緊急事態宣言を28日をもって終了しておりますが、ただしあくまでも第3段階でございますので、まだまだ警戒は必要ということで、警戒が必要な段階であるということを県民皆様にはしっかりお示した上で、引き続き感染対策の協力を求めていくという形でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 よろしくお願ひします。

次に、代表質問関連について再質問をさせていただきます。

これまで照正組は、照屋義実氏が参与に就任してから県が発注する工事、受注したことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今手元に資料がございませんので、確認をしたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

再質問の途中であります、時間の都合もありますので、仲里全孝君の残りの再質問及び答弁は今答弁調整をしておりますので、15分間休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の仲里全孝君の再質問に対する答弁を願ひします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

株式会社照正組との土木建築部発注工事での契約の状況でございますが、今年度も応札はされておりますけれども、契約には至っておりません。

最も新しい工事から申し上げたいと思えますが、航空機整備基地新築工事（排水工）これが2018年2月の契約でございます。続きまして、航空機整備基地新築工事（舗装工）、これが2017年8月の契約でございます。続きまして、沖縄都市モノレール補修工事（H28の1）これが2017年1月の契約でございます。続きまして、県営伊覇団地新築工事（建築1工区）、これが2017年3月31日の契約でございます。続きまし

て、沖縄都市モノレール補修工事（H27の1）これが2016年2月の契約でございます。もう一つ申し上げますと、城間前田線街路改良工事（H26の1）これは2015年3月の契約でございます。

おおむね以上の状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ありがとうございます。

6件受注しているわけなんですけれども、その落札金額と予定価格と最低制限価格を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） すみません。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今手元にある資料で契約金額がわかりますので、契約金額を申し述べたいと思います。

先ほど答弁した順番でございますが、航空機整備基地新築工事（排水工）が4590万円、航空機整備基地新築工事（舗装工）が9084万9600円、沖縄都市モノレール補修工事（H28の1）が3381万8040円、県営伊覇団地新築工事（建築1工区）が2億4069万3200円、沖縄都市モノレール補修工事（H27の1）が5972万4000円、最後に城間前田線街路改良工事（H26の2）が6896万2320円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私、確認取りました。これ契約金額聞いているんじゃないですよ。ここで一番大切なことは最低制限価格が幾らか。当初皆さんが、予定価格あるんですよ。それは幾らかって確認したいんです。大事なことから答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲里全孝君の再質問の途中ではありますが、答弁の調整もございますので、15分間休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の仲里全孝君の再質問に対する答弁を願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄県土木建築部が発注する工事の中で株式会社照正組が受注した工事につきまして、予定価格、最低制限価格、契約額、落札額を説明したいと思います。

まず航空機整備基地新築工事（排水工）、予定価格が5011万2000円、最低制限価格が4589万3120円、落札額が4590万と。これは消費税込みでございます。

続きまして2番目、航空機整備基地新築工事（舗装工）、予定価格が9811万8000円、最低制限価格9072万20円、落札額が9084万9600円。

続きまして、沖縄都市モノレール補修工事（H28の1）、予定価格が3715万2000円、最低制限価格3268万6854円、契約額が3381万8040円。

続きまして、県営伊覇団地新築工事（建築1工区）、予定価格が3億8340万、最低制限価格が3億4389万8942円、契約額が3億4527万6000円。

続きまして、沖縄都市モノレール補修工事（H27の1）、予定価格が6652万8000円、最低制限価格が5826万6388円、落札額・契約額が5972万4000円。

最後に、城間前田線街路改良工事（H26の2）が予定価格7611万8400円、最低制限価格6826万6780円、落札額・契約額が6896万2320円。

以上となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今部長のほうから説明がありました。これは公表されている消費税込みではないですけども（資料を掲示）この数字を見るとほぼ落札金額とそんなに変わらないんですよ。一番近いのが6370円、6370円。先ほどの皆さんが発注する5000万近く、消費税込みで5000万発注するものに対して6370円しか差はないんですよ。ほか見てもそんな差はない。あまりにも落札金額と最低価格というんですか、それがあまり差はないんですけれども、それについて部長はどういう考えなのか意見を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほど説明しました予定価格がございまして、予定価格とあと最低制限価格、その範囲の中で応札した業者のうち一番金額の低い業者と契約を結ぶというこ

とでございますので、当然ながら落札者が最低制限価格に近い数字になってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、この場合に最低価格金額を下回った場合、切った場合どうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 最低制限価格を下回った場合は失格となります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 先ほど冒頭、照正組の代表取締役会長を退任したというふうに聞きました。

いつ退任されたのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

照屋義実氏におかれましては、株式会社照正組の代表取締役会長を昨年6月に退任をされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 本人への確認によりますと、事業承継という形で前々から計画をしていたところ、昨年6月に退任をされたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 去年の6月にそういう理由で退任された方が、今回副知事の予定者に挙げられております。

参与の職の兼職禁止規定と副知事になってからの兼職禁止の規定を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

政策参与は地方公務員法で規定する一般職と特別職に分けて規定されていますが、特別職に該当いたします。特にその特別職については、兼職の禁止規定とは適用はございません。

一方で副知事につきましては、地方自治法の166条の第1項で、例えば検察官等と兼ねることが禁じられております。また166条の第2項で準用される同法

141条そして142条、これは知事と首長さんですね、地方公共団体の長に関する規程が準用されているんですが、衆議院議員とか地方公共団体の議員との兼職の禁止、そして当該地方公共団体に対し、請負をするもの等の、そして同法人の無限責任役員とか取締役というのものなることができないというふうに定められています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 142条にこういうこと書いているんですよ。請負とわざわざ文言を入れてありますね。発注者側から請負をする方は兼職の禁止規定に該当すると。これまで参与を務めたときに、このように僅か2年間でこういうふうに請負して、ましてや照正組と仕事を兼任している方が参与を務めて、こんなに受注するというの是一般論から言ったら、こういうふうに受注価格を見てみると、いかがなものかなと思うんですよ。それはどういうふうに思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

沖縄県政策参与につきましては、県政における重要事項の解決の促進に資するため、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言をすることを職務としております。

照屋政策参与におかれましては、しまくとぅば、沖縄空手、中小企業の振興に関する業務を担当しており、このため御指摘の公共工事の入札等については直接関係するものではないというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 どこに、そう明記されているんですか。直接関わりはないというふうに言っていましたよね、今。どこに明記されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

政策参与につきましては、先ほど総務部長からも答弁ございましたとおり、特別職の非常勤職員であり、地方公務員法が適用されないため営利企業との役職を兼ねることに問題はないものというふうに考えており

ます。

一方、議員から御指摘のどこに書いてあるかということでございますが、それは直接規定されているわけではなくて、政策参与におかれては知事が特に命ずる事項として、しまくとぅば、沖縄空手、中小企業の振興等という形で県の知事から任命されて事務を行っているということで、公共工事この関わりにおいて、公共工事の入札と政策参与としての立ち位置とは直接関係するものではないというふうにお答えしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 公務員につきましては、先ほど説明したとおり、地方公務員法上、一般職と特別職がございます。特別職を除く全ての一般職に例えば政治的行為の禁止であるとか、営利企業への従事の制限などの規定が適用されるという形になっております。特別職はそういった営利企業の従事制限などからは除外されているということ、あと地方自治法で地方公共団体の長、副知事、副市長も準用されている規定ですけれども、そういう個別に請負の禁止であるとか、欠格条項があるんですが、いわゆる特別職、非常勤の特別職については自治法上もそういった規定がないということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それは142条請負の禁止、166条の副知事になった場合の兼職を解職しなければいけない、それは分かっているんですよ。一般論から言って参与というのは沖縄県の四役というふうに言われても、一般論から言ってそういう方が兼職をして、同じ業者でこのように受注するというのは疑われてもしようがないんじゃないですかと。こんなに受注して、金額もそんなに差はない、それはいかがですかと。意見をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

先ほど来、総務部長そして公室長がお答えさせてい

ただいておりますように、政策参与はまず非常勤の特別職で、地方公務員法の適用はございません。

それから自治法に関しても議員おっしゃるように142条については、参与については適用ない、ただ議員の御指摘は政策参与ということで、いわゆる四役——三役に匹敵するような方なのでいろいろ問題があるのではないかと。

そして最低制限価格との差が僅かしかないという話ですが、まず最低制限価格との差は、やっぱり予定価格と最低制限価格の一番差の少ない方を落札者とするわけですから、そういった金額になるのは一般的にあり得るだろうというふうに考えております。それから、参与というものが常勤ではございませんで、非常勤です。月に18日以内の勤務ということで、しかも照屋参与の役割もいわゆる土木に関するようなものは入ってございませんので、議員の御指摘のようなそういった疑いがあるようなことはなかったというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 副知事、そうすれば142条の規定には抵触しないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

142条の規定は地方公共団体の長、そして副知事に適用される規定でございます。非常勤の特別職への適用はないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そうすれば、発注側と受注側が一体になるんですよ。そこに明記されている、わざわざ請負禁止というのが明記されているんですよ。知事、副知事のことには明確にされているのは私も分かりますよ。しかし142条には特別職の三役、四役に当たる方、抵触しないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 繰り返しになりますが、地方自治法の141条及び142条は、非常勤の特別職には適用がないものというふうに考えております。

○仲里 全孝君 議長、時間になりましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

[石原朝子さん登壇]

○石原 朝子さん こんにちは。



沖縄・自民党会派の石原朝子でございます。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆様、哀悼の意を表します。そして、日夜、感染対策に取り組まれています医療従事者や関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が起きてから1年が過ぎたにもかかわらず、なかなか終息の兆しが見えない状況の中、観光業関連をはじめ県民の公共交通となっているバス・タクシー団体など、様々な事業者より幾度となく支援要請が県や県議会のほうにも提出されています。要請をされました事業者の皆様方は、これまで骨身を削る努力をされてきましたが、今大変危機的な状態にあるとのこと。県民一人一人の声を、そして痛みをしっかりと受け止め、安心・安全で普通の暮らしに戻れるよう新型コロナウイルス感染拡大防止と、経済回復のさらなる施策の取組を玉城知事に期待します。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

1、ちゅうちなー安全なまちづくり推進について。

(1)、青少年を取り巻く社会環境の実態と環境浄化への取組と改善はされているのか伺いたい。

(2)、暴力団の危険性や実態を周知させ、暴力団からの被害防止、暴力団への加入防止の啓発を目的に暴力団排除教室が実施されています。暴力団関係者の絡んだ未成年者を被害者とする事案や全国10番目に多いとされている暴力団構成員数も減少し、改善が図られているのか伺いたい。

2、教育行政について。

(1)、県立向陽高校の教育環境について。

ア、同校敷地に囲まれた民有地にアパート建設が計画中とのことですが、県は把握しているか伺います。

イ、アパート建設がされた場合は、教育活動に制限をつけざるを得ないと考えますが、県としては教育環境の充実を図るためにも土地の買上げや長期借用について検討できないか伺います。

(2)、正規教員率の改善の取組状況を伺います。

3、スポーツツーリズムの推進について。

(1)、プロスポーツとの連携やJ1規格スタジアムの整備に向けた取組状況を伺います。

(2)、Jリーグ規格を満たす練習拠点機能を有するサッカーグラウンドの整備状況を伺います。

4、太平洋・島サミットについて。

(1)、県における過去の開催状況と離島振興、各国との交流にどのような進展があったか伺います。

(2)、第10回太平洋・島サミット沖縄開催に向けて

取り組む考えはないか伺います。

5、治水・浸水対策について。

(1)、報得川の今後の整備方針について。

ア、さきの第4回定例会において、用地買収を推進していく。浸水被害の軽減、河道確保のためしゅんせつを行っていくとのことでしたが、その後の進捗状況を伺います。

イ、令和3年度の河川整備事業の総予算額と報得川河川整備事業の予算は幾らなのか伺います。

6、福祉行政について。

(1)、50代のひきこもりと80代の親が、社会的に孤立し困窮する8050問題が深刻化しております。沖縄県での現状と社会的孤立を防ぐために県ではどのような取組をしているのか伺います。

(2)、他県においては高齢者の孤立により高齢者の犯罪が増えているとのことですが、沖縄県の高齢者犯罪の現状と防止策の取組状況を伺います。

(3)、障害のある子供や医療的ケアの必要がある子供の認可保育所や幼稚園の受入れ体制の現状と課題について伺います。

(4)、平成30年度沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書によると養育費の支払いを受けているのは、母子世帯で18.1%、父子世帯で4.4%にすぎません。養育費の負担解消のためにも養育費確保に向けての県の取組を伺います。

(5)、独り親世帯の出現率が減少傾向だと報告されていますが、県としてはどのように分析していますか。伺います。

7、我が党の代表質問との関連について。

照屋守之議員の代表質問中、2、新型コロナウイルス感染症対策に関連しまして、次のことを伺います。

(1)、市町村は、ワクチンの供給日程が決定されていないため、集団接種の実施日程や事前の地域での説明会などの計画が立てられない状況とのこと。

次のことを伺います。

ア、県としては、接種日程時期をいつ頃実施されると予定されているのか。

イ、医療機関の協力、医師や看護師の確保が大変難しいと市町村からの声も聞こえますが、県の取組を伺います。

ウ、各市町村の集団接種場所の確保状況及び住民説明会実施状況を伺います。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 石原朝子議員の御質問にお

答えいたします。

太平洋・島サミットについて御質問の中の4の(2)、第10回太平洋・島サミットの開催誘致に向けた考えについてお答えいたします。

太平洋・島サミットは、太平洋島嶼国が直面する諸問題について意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献すること等を目的に、1997年から3年に一度開催されている首脳会議であります。これまで8回行われ、そのうち沖縄県では、平成15年の第3回、平成18年の第4回及び平成24年の第6回の計3回実施されております。第6回サミットでは、関連イベントが宮古島市において開催され、島嶼国と地元の高校生等との交流が行われました。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向け、太平洋島嶼地域との交流を深めることは大変重要と考えております。引き続き太平洋島嶼国を含めた各国との交流の継続・拡大を図るとともに、今後の太平洋・島サミットの誘致についても検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、ちゅうらうちな一安全なまちづくり推進についての御質問の中の(1)、青少年を取り巻く社会環境浄化の取組についてお答えいたします。

県におきましては、約80の関係機関と連携し、青少年の深夜はいかい防止等県民一斉行動を毎年実施しており、各市町村での住民大会や広報啓発活動を推進しています。また、街頭指導の一環として青少年保護育成条例により、青少年が深夜立入りを禁止されている店舗や有害図書等を取り扱う店舗への立入調査を実施し、改善指導を行っております。

県としましては、引き続き本一斉行動や立入調査等を実施し、青少年健全育成のための社会環境づくりに取り組んでまいります。

次に6、福祉行政についての御質問の中の(3)、認可保育所等における障害のある子供の受入れ体制の現状等についてお答えいたします。

認可保育所等においては、令和元年度は、438施設で1319名の障害児を受け入れており、うち、医療的ケア児は3施設で3名となっております。障害児保育の実施には、市町村からの財政支援や保育士確保等が重要であることから、県では市町村の保育士確保の取

組への支援や交付税措置の増額を踏まえた補助の充実について働きかけているところです。併せて全国知事会や九州各県児童福祉主管部長会議を通して、医療的ケアが必要な子供のための看護師配置に係る経費補助の充実や、障害児保育に係る十分な財政措置を国へ要望しているところであります。

同じく6の(4)、養育費確保に向けた取組についてお答えいたします。

県においては、独り親家庭への支援として養育費に関する相談員を配置し、必要に応じて弁護士による法律相談を無料で実施しております。また、令和2年度から市町村の担当職員等を対象に養育費に関する法令・制度等の研修を実施しており、住民に対する相談体制の構築に努めております。

県としましては、養育費の支払いは親の子に対する義務であること等、養育費に関する周知に努めるとともに、引き続き独り親家庭に対する支援に取り組んでまいります。

同じく6の(5)、独り親世帯の出現率についてお答えいたします。

独り親世帯の出現率については、母子世帯について平成10年は4.71%、平成15年は5.39%、平成20年は5.20%、平成25年は5.46%、平成30年は4.88%と微増微減を繰り返している状況であると認識しております。父子世帯についても同様の状況となっております。

県としましては、独り親の出現率は社会環境や経済状況などにより変動するものと考えており、引き続き独り親家庭に対する支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 1、ちゅうらうちな一安全なまちづくり推進についての御質問のうち(2)、暴力団構成員は減少し、改善が図られているかについてお答えいたします。

県警察におきましては、沖縄県暴力団排除条例第12条の青少年に対する教育の一環として、平成25年から暴力団排除教室を開始し、その後平成26年からちゅうらうちな一安全なまちづくり条例に基づく、ちゅうらひとづくりの関係事業として県教育庁と連携し、県内の中学生や高校生を対象に、暴力団排除教室を実施しております。

具体的な取組といたしましては、学生に対し、講話やビデオ視聴を通じて、暴力団の実態、危険性などを周知させ、暴力団への加入や暴力団からの被害の防止を図っているところであり、平成25年から令和

2年までの間に中学校、高校合わせて延べ121校で実施し、約4万6000人の学生が受講しております。また、ただいま申し上げた暴力団排除教室を実施するほか、暴力団対策法等による徹底した取締りや、社会全体で暴力団排除活動を推進しております。その結果、暴力団構成員の数につきましては、平成3年に最多の約1260人を把握しておりましたが、その後構成員の数は年々減少し、令和2年12月末現在で約270人と過去最少になっております。この約270人の暴力団構成員のうち、20代の構成員は6人、全体に占める割合は2%でございます。暴力団排除教室を開始した平成25年当時は39人ということでございましたので、33人減少しております。今後も手を緩めることなく、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

次に6、福祉行政についての御質問のうち、高齢者犯罪の現状と防止策についてお答えいたします。

過去3年間の沖縄県における全刑法犯の検挙人員は、平成30年が3006人、令和元年が2838人、令和2年が2636人でこのうち65歳以上の高齢者は、それぞれ466人、15.5%、これが平成30年、令和元年が509人、17.9%、令和2年が474人、全体の18%となっており、高齢者の占める割合は僅かながら増加傾向にあります。また過去3年間の65歳以上の高齢者の全刑法犯検挙人員を見ますと、いずれも窃盗犯、中でも万引きが最も多くなっております。令和2年の65歳以上の高齢者の検挙総数、先ほど申し上げた474人のうち窃盗犯が325人で68.6%、万引きが221人、全体の46.6%ということでございまして、約半数が万引きでございます。

県警察では、万引きに対する検挙措置を講ずるとともに、県内のスーパー、コンビニ等が参加する店舗対象犯罪防止連絡協議会を開催し、従業員等による客への積極的な声かけ指導や、防犯情報の共有を行うなど、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んでいるところであります。

また、議員の御質問の中で、高齢者の社会的孤立を防ぐことが必要であるという御指摘がございました。

警察におきましても、巡回連絡すなわち交番や駐在所の警察官が各家庭を巡回して、犯罪や事故の発生状況、犯罪・事故予防のアドバイスなどについて連絡する活動を通じまして、高齢者の方にも積極的に声かけを行うなど、社会生活を営む上で安心感を持っていただくことで孤立感が払拭されるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 2、教育行政についての御質問の中の(1)のア及び(1)のイ、向陽高校に隣接する民有地についてお答えします。2の(1)のアと2の(1)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

向陽高校の隣接地でのアパート建築計画については、学校からの情報の範囲で把握しているところであります。学校用地の取得については、学校教育上の必要性など、様々な観点から検討するものと考えておりますが、現在のところ、学校敷地の拡張を必要とする特段の事情はないものと考えております。

同じく(2)、教員の正規率の改善についてお答えします。

教員定数に占める正規教員の割合について、全国比較が可能な公立小中学校の状況を申し上げますと、令和2年度の全国平均92.8%に対し、本県は83.7%となっております。

県教育委員会では、平成23年度以降、正規教員の採用者数を増やす取組を実施しており、令和2年度までの10年間で3315人を採用しております。

引き続き全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に6、福祉行政についての御質問の中の(3)、幼稚園における障害のある子供の受入れ体制等についてお答えします。

令和元年度調査において、幼稚園で受け入れている障害のある幼児は535名、うち医療的ケアの必要な幼児は5名となっております。各市町村教育委員会においては、一人一人の障害の状態に応じて、特別支援教育支援員等を配置し、きめ細かな支援に努めているところであります。課題としましては、安定した支援員の確保等が挙げられております。

県教育委員会としましては、障害のある幼児の保育環境整備に向け、全国都道府県教育長協議会等を通して、引き続き国に財政措置を要望するとともに、各市町村教育委員会に対しましても補助事業等の活用を促してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに3、スポーツツーリズムの推進についての(1)、プロスポーツとの連携やJ1規格スタジアムの整備状況についてお答えいたします。

県では、プロスポーツチームと連携した観光誘客に

取り組むほか、今後、スタジアムアリーナを核としたスポーツコンベンションの振興に向け取り組むこととしております。J1規格スタジアム整備については、これまでに基本計画の策定や整備手法等に関する調査などを行っており、今年度は財源の検討や都市計画法等の法規制への対応協議、複合機能を含むエリア全体の開発可能性等について検討しております。

県としては、引き続き早期整備に向けて取り組んでまいります。

同じく3の(2)、Jリーグ規格を満たす練習拠点機能を有するサッカーグラウンドの整備状況についてお答えいたします。

現在、八重瀬町において、Jリーグ規格を満たす練習拠点機能を有するサッカーグラウンドが整備されております。当該施設は県内で初めて整備されるもので、令和4年度に供用開始できるものと聞いております。

次に4、太平洋・島サミットについての(1)、太平洋・島サミット開催状況等についてお答えいたします。

太平洋・島サミットはこれまで8回行われ、そのうち沖縄県では3回実施されております。なお、JICA沖縄では、島嶼国からの研修員受入れ、JICA海外協力隊の派遣等を行っているほか、沖縄県では、離島を含めた県内高校生のフィジー、サモア等への派遣や、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿に係るソロモン諸島との交流等を行っております。

県としましては、共通の地域特性を有する太平洋島嶼国等との協力と共生を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の持続的発展に寄与したいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 5、治水・浸水対策についての(1)のア、報得川河川整備の進捗状況等についてお答えいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので一括してお答えさせていただきます。

報得川の世名城橋付近から上流2.5キロメートルについては、浸水被害の軽減や周辺環境に配慮した河川整備に向け、平成26年度から事業に着手し、世名城橋付近の400メートル区間で用地買収を推進しているところであり、また浸水被害の軽減対策として、令和2年6月に赤田橋から下流部170メートルの暫定掘削を実施しております。令和3年度は、沖縄公共投資交付金約11億4000万円で13河川の整備を行う予定であ

り、そのうち報得川は約1億5000万円で整備を予定しております。また、緊急浚渫推進事業を活用し世名城橋から下流のしゅんせつ等を行う予定であります。

県としては、引き続き八重瀬町と連携し、早期整備と浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 6、福祉行政についての御質問の中の(1)、8050問題の現状と取組についてお答えいたします。

県では、ひきこもり状態にある本人や家族が孤立することなく住み慣れた地域の関係機関が連携して取り組むために、ひきこもり専門支援センターでの個別相談を行っております。県における実態調査は行っておりませんが、平成31年度はセンターにおいて208人から延べ2287件の相談に対応しており、家族教室や講演会、家族会の案内などを実施したほか、生活支援が必要な場合は関係機関と連携して支援を行っているところです。

7、代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、接種日程時期についてお答えいたします。

先日、国は、高齢者に対するワクチン接種を4月12日から数量を限定して開始し、4月26日の週から全国全ての市町村に行き渡る数量のワクチンを配送する旨、発表しました。県は市町村においてこの日程に合わせ接種を開始できるよう、医師会をはじめとした関係医療団体と連携し支援してまいります。一般の方への接種は夏以降、全ての人の接種が終了するのは来年2月頃と想定していますが、流通量に応じ国においてスケジュールが示されるものと認識しております。

同じく7の(1)のイ、ワクチン接種に係る医師・看護師確保の県の取組についてお答えいたします。

県は、昨年末から医療機関向け説明会、連絡会議を4回行うなどし、医療機関に協力いただけるよう努めております。また、医師会、県立病院、琉大病院、看護協会、薬剤師会に協力を依頼するなど接種に必要な人材の確保に取り組んでいます。

同じく7の(1)のウ、集団接種場所の確保状況等についてお答えいたします。

現在、県内の多くの市町村においては集団接種場所の確保について調整できているとのことです。住民説明会については、感染予防対策のため直接実施しない市町村が多くありますが、市町村広報やホームページ、チラシの戸別配布、行政防災無線やSNS等を活用して周知が図られる予定です。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問については、順序が前後いたしますが、御了承をお願いいたします。

まず、ちゅうちな一安全なまちづくり推進について。

これは沖縄県で犯罪の発生を抑えて、全ての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためにちゅうちな一安全なまちづくり条例を制定して、ちゅうさん運動に取り組んでいるかと思えます。この運動は、17年近く続けてこられました。ちゅうさん、県民挙げての運動だと思えます。

この事業は多岐にわたっているため、今回私は2点だけ質問させていただきました。ホームページを見たときにも、この運動の結果、犯罪の発生状況が17年連続減少しているということで、県民総ぐるみで取り組むちゅうさん運動が功を奏していると考えられます。

このちゅうさん運動、もう17年近くなりますけれども、各事業等を再点検したところ、やはりその年、年に応じた新たな事業展開も必要ではないかと思っております。今回のこのちゅうさん運動、長年やっていた結果、活動がイベント的になっているのではないかと思っております。改めてまたこのちゅうさん運動を見直してもらって、県民の犯罪の発生を抑える地域社会を実現するために、新たにみんなスタートラインに立って取り組んでいただきたいと思います。

私は、再質問はこの件に関してはしませんけれども、提言の一つとして述べさせていただきます。

このちゅうさん運動、様々な事業があります。もちろん地域社会を実現するためのものではありませんが、やはり地域社会において家庭の大切さが重要かと思っております。私は、このちゅうさん運動になお一層の効果を出すために、やはり家庭教育の重要性を訴えていきたいと思えます。このちゅうさん運動の中にも、毎月第3日曜日、家庭の日、そしてまた家庭教育支援者研修会等がございます。

教育委員会で取り組んでおられます平成26年に制定されました、沖縄県家庭教育支援推進計画というのがございます。これは5年計画でございしますが、この計画目標の中に家庭教育支援を総合的・継続的に推進していくため、家庭教育支援条例——仮称とはなっておりますが——制定に向けて実施できるよう努めていくということで計画目標に挙げられておりました。私はぜひこのちゅうさん運動、17年続けられてきておりますが、今後とも継続して続けていき、なお一層の

効果を得るためにも、やはり社会づくりの前に家庭づくり、家庭教育の重要性を訴えたいと思えます。ぜひ教育委員会におきましても、この沖縄県家庭教育支援推進計画の中でうたっております家庭教育支援条例、改めてまた再検討をしていただいで制定に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

提言でございます。答弁はよろしいです。

続きまして、6番の福祉行政について。

(3)の、障害のある子供や医療的ケアの必要があるお子さんについて、認可保育所や幼稚園の受入れ体制の現状と課題について伺いましたけれども、このお子さんたちの認可保育所や幼稚園、待機児童の数は御存じでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年4月1日におきます障害児の保育所等利用状況ということでお答えをさせていただきますけれども、保育所等に申込みを行われた障害のあるお子さんの数、1285名に対しまして、保育所等へ入所している数が1221名ということで、入所率という表現をさせていただきますと、約95%というようなデータは持っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 障害児保育、入所率は95%ということですよね。この入所に当たっては、各施設、市町村が本当に努力をして加配保育士も確保しつつ優先的に入れていくかと思えますけれども、やはり施設、そしてまた市町村においても財政が大変厳しい状況でございます。今後とも県の努力を国のほうにも伝えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 養育費の件ですけれども、他府県におきましては養育費取り決めサポート事業や、こどもの養育費緊急支援事業などを実施している県外——兵庫県のほうにございますが、県としてはそういった事業も検討されたことはございますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄県の取組といたしましては、答弁もさせていただきましたけれども、県の母子寡婦福祉連合会のほうに養育費の相談専門員を配置いたしております、この養育費の取決め等についての相談を受けながら適宜アドバイスをしているところでございます。また、法的なサポートが必要と判断された場合は、弁護士につながりまして、そこも無料での法律相談もやっているところでございまして、事前の取決めの必要性であったり、あるいは事後であってもどのような対応ができるか等も含めて相談に応じているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん (5)番目の独り親世帯の出現率の件ですけれども、県におきましては子供の貧困対策計画、その中で母子家庭などの子供がいる世帯の貧困率が58.9%となっている報告になっておりますが、やはりこの計画の中には様々な事業があります。しかし対症療法だけになっているのではないかと私は思っております。ぜひ全国的にも高い沖縄県の離婚出現率の減少、改善できる施策等も検討してみたいかでしょうか。また、検討されたこともございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 離婚率を減らすためにというような視点というよりも、その家庭を孤立させない、地域において家庭を孤立させないための施策というふうな考え方の下に、例えば生後4か月までのお子さんの家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業であったり、養育のサポートが必要な御家庭に関しましては養育支援事業であったりとか、そういった様々な子育て支援の事業であったり、社会の見守り、民生委員等も含めまして見回りの体制を整えるなどしながら、子育て家庭が孤立をしないような取組を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 全国的にも高い沖縄の離婚率、やはり調査研究して、子供の貧困解消にいい政策がまた浮かぶのではないかと私は思っております。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

教育行政について伺います。

先ほど教育長のほうから、県立向陽高校の教育環境

について、その敷地内に囲まれた民有地にアパートが建設、その件につきましては、教育長は現場のほうを確認されましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 私はまだ確認していませんけど、担当課のほうは直接学校に行って、状況等把握しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん そこに集合住宅、アパートが建つことによって教育活動にどのような影響が出ると教育長は考えておられますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

一般論になりますけど、学校行事とか部活動から生じる騒音等がございます。そういった苦情が寄せられて、学校行事とか部活動に制限がされるような影響が出るんじゃないかということは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん そういう状況が起こる可能性がある地域でありますし、そこはまた敷地拡張は必要ないというふうに答弁されておりますけれども、これからまた改めて検討する余地はございませんでしょうか。現場も確認されてお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） すみません。

先ほど少し触れさせていただきましたが、担当課のほうは直接学校に行って、どんな状況かは一応把握をさせていただきました。計画があるということも伺っているところで、現在計画段階であるというふうなところは聞いているところでございます。

それでその拡張の必要性とかそういったことも担当課と学校のほうで調整をさせていただきました。その中で特に現時点で学校のほうでは部活動の練習場所などの確保について、部活動ができるように、実施できているということもあって、いろいろ工夫をされていらっしゃるということもございましたので、現時点緊急にどうしてもというところまでの訴えはなかったところでございます。

参考までに向陽高校のグラウンドの保有している面積、学校ごとに比較をさせていただきますと、県立高校のほうでは60校中17番目ということで、1人当たり保有しているグラウンドの面積は37平米ということで、比較的狭いというところではないものですが、現時点で緊急性はないのかなというふうに捉えて

いるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。

ですが教育長、いま一度、向陽高校の現場を確認されて、現場の先生方の御意見、地域の方々の御意見を聞いていただけたら、私はよろしいかと思います。

休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 治水・浸水対策についてお伺いいたします。

次年度、予算の確保は微増ではありますが、増額ということをお伺いしております。今年度、用地取得を終えた箇所については、新年度から工事に着手していくのか。そしてまた河川上流に赤田橋がありますが、その箇所までの実施設計の取組はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今、用地買収をしておりますのが世名城橋から400メートルの区間でございまして、その用地買収を進めております。現在、用地15筆中6筆が終わりまして、用地買収に着手してからまだ2年しかたっておりませんけれども、ここまで進んでいるという状況でございます。その上流側の赤田橋付近につきましては、恒久的な対策として暫定掘削を行ったところでございます。その世名城橋周辺的设计・整備が終わりましてから、赤田橋周辺の本格的な整備に入っていくという予定でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 先日、新聞等でも報道がありましたけれども、昨年5月の集中豪雨により土地改良区を流れる幹線排水路の氾濫で、通行中の自動車が水没をし、運転手が地元の方に手こぎボートで救出されました。本当に危険極まりない河川です。事業予算は増えておりますけれども、まだまだ完了には程遠いと私は思っております。一日も早くこの河川整備を予算も確保して取り組んでいただきたいと思います。いつ事

故が起きてもおかしくない川でございます。その責任を県のほうにまた問われたときに大変なことになるかと思っておりますので、ぜひこの報得川の河川整備、去年は手こぎボートで助けられましたけれども、次どういうことが起きるか本当に心配な河川でございます。このことは地域の方も住民の方も大変不安がっておりますので、ぜひともこの河川整備、一日も早く完了できるようにお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

〔新垣 新君登壇〕

○新垣 新君 こんにちは。

休憩、議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 新型コロナでお亡くなりになられた方々に哀悼の意を申し上げますとともにお悔やみを申し上げます。また、コロナ感染で、現場で活躍なされている医療従事者の皆様、知事をはじめとする県職員の皆様、そして保健所の皆様方、自衛隊の御活躍に感謝申し上げます次第でございます。

さて3月は出会いの春、別れの春と言われますが、3月末で退職なされる県職員の皆様、長年培った経験が、頑張りや沖縄県の発展に寄与なされたということに、本当に退職なされる方々に敬意と感謝申し上げます。退職なされても沖縄県発展のために御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは通告順に従い、質問を行います。

県知事をはじめ執行部の皆様、誠意ある答弁を心からお願いします。

件名1、新型コロナウイルス感染予防対策及び経済支援について。

(1)、新型コロナウイルスのワクチン接種における国・県・市町村の連携はどうなっていますか、お伺いします。

(2)、PCR検査について、県民の願いですが、いつでも、どこでも、誰でも、何回でも、県民がリーズナブルな金額約3000円で検査を受ける体制について、市町村との連携はどうなっていますか、見解を求めます。

(3)、観光業界関連企業等に対する経済支援はどうなっていますか、見解を求めます。

大項目2、子育て支援について。

(1)、令和4年4月にこども医療費（通院）を中学校卒業まで拡大・拡充することについて。

窓口における無料化や現物給付を市町村と歩調を合わせていただきたいのですが、見解を求めます。

(2)、認可外保育所と認可保育園の格差を具体的にお聞かせください。

(3)、待機児童及び入所待ちについて。

認可保育園の入所待ちは、実質的に潜在的な待機児童数と考えていますが、見解を求めます。また、ゼロ歳児から2歳児までの待機児童及び入所待ちが多いが、改善に向けての対策はどうなっていますか、お伺いします。

大項目3、平和の道について。

(1)、真栄里一喜屋武間の道路整備はどうなっていますか、お伺いします。

(2)、山城一喜屋武間の用地取得はどうなっていますか、お伺いいたします。

大項目4、農家の所得向上につながる瞬間冷凍施設の導入について。

(1)、先進地視察はどうなっていますか、お伺いします。

(2)、農家や流通物流関係者を巻き込んだ関係機関等との意見交換及び協議会を発足し、次期沖縄振興計画で導入に育んでいただきたいのですが、見解を求めます。

5、次期沖縄振興計画に海洋深層水を沖縄本島に導入すべきだと考えますが、見解を求めます。

6、我が党の代表質問との関連について。

(1)、照屋守之議員が述べた政治姿勢の1の(6)、中国は海上で中国の主権や管理権を侵害する外国組織・個人に対し、中国海警局に武器の使用を認める海警法を成立させ、圧力を強めている。島、岩礁に外国組織が設けた建造物を強制的に取り壊せるとも規定されているようであり、本県漁船への危険性や尖閣諸島への上陸の可能性も指摘されている。関連して質問します。

中国と太いパイプを有するとされる知事の直接的対話による中国との対話交渉をすべきではないか、知事の見解を求めます。

(2)、照屋守之議員が述べた1の(8)、知事は富川副知事の後任に現政策参与の照屋義実氏を起用している。人事の刷新は理解するが現在県は次期沖縄振興計画の策定や、新型コロナウイルス感染症で疲弊した企業等の支援、県経済を立て直すという重要な時期である。この時期の人事として適切とは思えない。知事の見解を求めます。

(3)、仲田弘毅議員が述べた4、教育・文化・スポーツ振興についての(7)、いじめ等に対する不登校の対応と新型コロナウイルス感染症関連のいじめについて、いじめを許さない立場から質問します。いじめに直面している被害者の命を守るために、悪質ないじめを行う加害者を転校させるべきではないか。県基本方針に付け加えることはどうでしょうか。見解を求めます。また、新型コロナに感染した芸能人や公人の家族がいじめ等の被害に遭っている。県は氏名の公表をやめるべきだと思いますが、県知事の見解を求めます。

(4)、下地康教議員が述べた、大項目1の米軍基地問題についての(1)、ア、米軍基地の削減を求める施設等についての全国比で50%以下とする根拠について知事の見解を求めます。

また、大項目1の(1)のウのキャンプ・シュワブの共同使用について、代表質問の答弁がふわっとした印象でしたので、再度知事から明確な答弁を求めます。

また、下地康教議員が述べた、大項目5、地域福祉・医療充実強化についての(7)、介護に関わるホームヘルパーは高齢化が進行し、深刻な人手不足の状況にあるが訪問介護の利用者は増加傾向にある、県の取組について関連し、質問します。

介護士・福祉の人材育成には限界がある。外国人を受け入れて育成する必要があるのではないか。また深刻な人手不足を国と連携して介護士を含めた様々な種類の職業訓練施設を南部病院跡地に築くべきではないか。県の見解を求めます。

演壇では終わり、後は再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス予防対策及び経済支援についての御質問の中の1の(1)、ワクチン接種の国等との連携についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、国が計画を作成し、県が広域調整を行い、市町村が実施主体となっていくこととなっております。沖縄県では、総括情報部内にワクチン対策チームを設置し、優先接種の対象となる医療従事者等への接種体制の確保、市町村の接種体制構築の支援、また、県民の不安を取り除くための専門的な相談対応などを行っております。また、沖縄県が島嶼県であることを考慮し、特に、小規模離島町村においては、クラスター対策及び医療崩壊を防ぐために、高齢者と高齢者施設等の従事者やその他の住民の接種を同時期に行うなど、地域の実情に合わせた



柔軟な対応ができるよう国と調整を図っているところ  
であります。

沖縄県としましては、コロナ対策の切り札となるワクチン接種が円滑に進められるよう市町村及び医師会をはじめ関係医療団体と連携し、万全な体制で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス感染予防対策及び経済支援についての御質問の中の(2)、希望者を対象とした安価なPCR検査についてお答えいたします。

県では、県民等が安価にPCR検査を受けられる体制を整備するため、民間の検査機関が実施するPCR検査1件につき最大8000円の補助を行う事業を開始しております。2月12日から公募を始め、検査機関の申請に対して交付決定を行っているところです。なお、市町村との連携など、実施手順や方法については、検査機関の計画に基づくこととしておりますが、陽性時の医療機関との連携や、保健所への発生届の提出体制を整備していることなどを条件としているところです。

次に2、子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところでもあります。令和3年1月から対象となる市町村を個別に訪問するなどして県の考え方を説明したところ、多くの市町村から御理解をいただけたものと考えております。

次に6、我が党の代表質問との関連について(2)、陽性者の氏名の公表等についてお答えいたします。

県におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する目的から、陽性者等に対する不当な差別及び偏見が生じないよう個人情報の保護に留意しながら、発生状況等について公表しております。氏名については、個人の特定につながることから、公表しておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、新型コロナウイルス感染予防対策及び経済支援についての(3)、観

光業界関連企業等への経済支援についてお答えいたします。

県では、一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、おきなわ彩発見キャンペーン事業や家族でStay Hotel事業等を実施してまいりました。また、今月10日からはおきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えて、2月補正予算では、県内の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業を計上しております。さらに、国の雇用調整助成給付金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給や、県単融資事業も観光事業者に行っているところです。なお、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、今月から受付を開始することとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、子育て支援についての御質問の中の(2)、認可外保育施設と保育所等への支援についてお答えいたします。

令和2年度当初予算における、認可保育所等への運営費負担金は、約153億4200万円で、国、県及び市町村負担分を勘案した入所児童1人当たりの年間助成額は、おおよそ109万3000円となっております。認可外保育施設につきましては、入所児童の処遇向上等を図るため、約3億4400万円計上しており、入所児童1人当たりの年間助成額は、おおよそ4万6000円となっております。加えて、認可外保育施設を利用する児童の幼児教育・保育無償化のため、約4億9800万円を計上しており、国、県及び市町村負担分を勘案した入所児童1人当たりの年間所要額は、おおよそ43万9000円となり、これらを合わせると入所児童1人当たりの年間助成額は、48万5000円となります。

次に同じく2の(3)の待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童は、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用の申込みがされているが、利用していないものと定義されております。本県におけるゼロ歳児から2歳児までの待機児童数は、令和2年4月1日時点で1150人で、全体の84.2%を占めています。このため、県では、市町村が実施する、ゼロ歳児から2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備への支援や、ゼロ歳児受入れのための加配保育士に対する支援を行っているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 3、平和の道についての御質問のうち(2)、喜屋武—真栄里工区の道路整備についてお答えいたします。

平和の道線の喜屋武—真栄里工区については、平成20年度から事業に着手し、現在、用地買収及び建設中のホテル前の道路改良工事を鋭意進めているところであり、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約64%となっております。今後とも地元糸満市の協力を得ながら、早期供用に向けて整備を推進してまいります。

次に3の(3)、山城—喜屋武工区の用地取得についてお答えいたします。

平和の道線の山城—喜屋武工区については、平成20年度から事業に着手し、現在、用地買収を鋭意進めているところであります。令和2年度末の取得率は、用地取得面積ベースで約23%となっております。用地買収が単価不満等により一部難航しておりますが、今後とも地元糸満市の協力を得ながら、早期工事着手に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 4、農家の所得向上につながる瞬間冷凍施設導入についての御質問の中の(1)、高度冷凍技術に係る視察についてお答えします。

県では、県産農林水産物の流通高度化に向け、宮崎県や豊見城市、大宜味村の冷凍施設、千葉県の冷凍機器関連事業者等から高度冷凍技術について情報収集を行っております。大宜味村の施設については、昨年10月に、液体急速冷凍機を利用した冷凍技術の現地視察を行っております。県外の施設については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、高度冷凍施設の利活用について調査し、視察についても検討してまいります。

同じく(2)、瞬間冷凍施設導入に係る意見交換等についてお答えします。

高度冷凍施設等については、売上規模や十分な原料の確保、主要品目の見通しや十分な販売先の確保が見込まれる場合には、既存の補助事業の活用により民間団体等に対して導入支援を行うことは可能と考えております。導入を検討している農家及び関係団体等から要望がある場合は、意見交換を行ってまいりたいと考えております。なお、新たな沖縄振興計画について

は、現在、骨子案について県民の皆様などから広く意見を募っており、様々な意見を参考に検討を進めてまいります。

次に5、次期振興計画に海洋深層水を沖縄本島に導入することについての御質問の中の(1)、海洋深層水の沖縄本島への導入についてお答えいたします。

県では、久米島町に海洋深層水研究所を設置し、海洋深層水を活用した研究を実施しております。

県としましては、新たな施設を沖縄本島に建設する計画はありませんが、海洋深層水研究所における研究の推進については、離島の特色ある資源を活用した水産業振興の観点から、有効な手段の一つと考えております。引き続き、海洋深層水研究所と水産海洋技術センター、その他研究機関相互の連携強化を図ることで、海洋深層水を活用した研究の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 6、我が党の代表質問との関連についての(1)、尖閣諸島をめぐる問題について直接中国と交渉することについてお答えをいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、平成26年に日中両国間で確認された日中関係改善に向けた話合いの合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交（対話）によって、中国との関係改善を図ることが重要であると考えております。このため、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し、尖閣諸島周辺海域における安全確保や、中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところです。

次に、我が党の代表質問との関連の(3)、全国比で50%以下とする根拠についてお答えをいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。このため、県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致

で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対して当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。

同じく6の(4)、キャンプ・シュワブの共同使用についてお答えをいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は記者会見において、米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。しかしながら、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けており、これ以上の負担は受け入れることはできません。今回報道にあるような、県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく6の(6)、副知事人事についてお答えをいたします。

富川副知事は、このたび任期満了を迎えられることから、その後任の副知事として照屋義実氏を起用したいと考えております。照屋氏におかれては、長く経済界で活躍され、沖縄県建設業協会会長や沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会委員長や沖縄県政策参与を務められており、豊富な知識や経験から副知事として適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。また、これまで民間企業の経営に携わられた実務経験を生かして、コロナ禍で厳しい状況にある県経済の回復はもとより、本県の各産業分野における施策を推進し、本県の振興・発展に取り組まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、いじめ加害者への対応についてお答えします。

いじめ防止対策推進法に基づき策定した沖縄県いじめ防止基本方針においては、いじめの加害者に対しては出席停止、被害者とは別の教室の提供、その他学校教育法第11条に基づいた懲戒を加えることができるとしております。なお、国の調査によると、9割の児童生徒がいじめを受けた、もしくはいじめた経験があると回答しており、いじめはどの子供にも起こり得ると報告されております。

県教育委員会としましては、引き続きいじめの未然防止、早期発見及び対応を継続するとともに、いじめの被害に遭った児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、加害者に対しても各学校と連携し適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(5)、外国人労働者の受入れと職業訓練施設についてお答えいたします。

就労が認められている在留資格としては、技能実習や身分に基づくもののほか、専門的・技術的分野、特定活動及び特定技能が設けられており、高度技術や専門知識等を有する外国人の受入れが行われております。県においては、令和2年度までを計画期間とした、第10次沖縄県職業能力開発計画に基づき、各分野の人材育成に取り組んでいるところであります。

県では、来年度、新たな計画を策定する予定であり、議員御提言の職業訓練施設も含め、有識者等の意見も伺いながら、社会情勢の変化や県立職業能力開発校の訓練科再編等、総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○新垣 新君 議長、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 まず、我が党関連質問から行います。

知事が副知事起用の照屋義実さん、PTA連合会の会長や多くの経済団体の役職を務めたすばらしい人柄で評価をいたします。しかし多くの県民から懸念の声があり、真実と事実を確認します。

まず1点目に、建設業が公共事業をめぐる受注で談合した場合、犯罪になりますか。県知事と県警本部長お答え願いたいと思います。

2点目に……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

刑法96条の6でございます。第2項で、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」

これについては犯罪になるということが規定されておりますので、この者でございますので当然建設業者は入ってき得るというものでございます。

○新垣 新君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今、警察本部長から答弁がされたとおりでと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 真実と事実を確認するために、再度質問します。

県民の多くの方々が懸念を抱いておりますから、真実と事実を確認します。

2005年に大問題となった、沖縄建設業の談合問題に知事が提案した方は、当時の会社の役職と、建設業界の当時の役職はどうだったのか。また、談合を行い、違約金及び課徴金、損害賠償等を国、県にお支払いしたのか。知事と当時、県警本部長には、公取と沖縄県警と一緒に連携なされてこの捜査も行ったとマスコミ報道等でも、当時の記録も見て捜査があるものから、事実確認をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

犯罪の捜査の関係しているかしていないかも知れませんが、具体的内容につきましては捜査上支障が出ますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

答弁調整が必要ですので、20分間休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前の新垣新君の再質問に対する答弁を願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

まず談合問題の概要についてお答えいたします。

平成17年6月に公正取引委員会の立入検査が行われまして、平成14年4月15日から平成17年6月13日までに締結された契約を対象として、平成18年3月に排除措置命令、課徴金納付命令が出されました。これを受けまして県は、平成21年3月に課徴金納付命令を受けた特A企業125社とJVの構成員でありますA企業51社に対して違約金等の請求を行っております。企業からは、平成20年8月に特A企業94社が調停申立てをして以降、数次にわたりまして調停申立てがございました。平成22年から24年9月までの各県議会におきまして、調停案に対する同意議決を経まして調停が成立しております。調停が成立した企業は、全てで153社、特A企業が110社、A企業43社でございます。

御質問の照正組におきましては、2つの工事それぞれに該当しておりまして、その違約金については平成26年までに全て納付済みということでございます。

以上です。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

照正組に対しまして、2件の工事で請求した金額の合計は6091万395円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 その内訳、国と県の内訳をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 2件の工事のうち、1件が国庫補助事業のようございまして、その内訳で国庫が2735万1500円、残りが県債と一般財源ということでございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） ちょっと……。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほど申し上げましたとおり、国費が2735万1500円、残り3355万8895円が県負担ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 もう一点、真実と事実を確認いたします。

土木建築部長に伺います。

去年まで2005年に談合を行った特A会社の名前が、ずっと公表されていたらしいんですけども——事実確認ですけども、何か今年の1月ごろから削除されているみたいという情報があって、その事実確認も伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

この談合問題につきまして、土木建築部のホームページで情報を削除したということについては、ちょっと今確認ができておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。

知事に伺います。

今コロナで亡くなった方もいらっしゃいます。そして感染して苦しんでいる方もいます。シニハンジャーして会社も大変、従業員も大変と苦しんでいる人もいます。そして沖振法という10年の大事な、沖縄県にとって大事な時期。そして知事には副知事の起用の重い任命責任が私はあると思うんです。

ぜひ知事、この件に対して知事の感想をお聞かせ願いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現在、コロナウイルス感染症と現に闘っていらっしゃる方々、医療現場で奮闘されている方々、そしてこのコロナウイルスの1年余にわたる長い蔓延のために多大な影響を受けていらっしゃる方々、全ての方々が一日も早くこのコロナウイルスを終息させて、未来の新しい姿を描いていきたい。だからしっかり頑張ろうということで取り組んでおられると思います。そのことについては、我々沖縄県も全身全霊でその経済の回復と人々の暮らしを

支えていくということに専念をしていきたいと思いません。

なお、今回の副知事人事ですが、富川副知事がこのたび任期を迎えられるということから、その後任の副知事として、沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会委員長、県政策参与を務めており、豊富な知識や経験から副知事として適任であることから、議会の同意を得て選任したいと照屋義実氏を提案したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、私の質問の中で答弁漏れがあります。任命責任はどう感じていますか、伺います。（発言する者あり）提案責任です、すみません。訂正します、議長。

提案責任をどう感じていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は今回の提案については、これまで民間企業の経営にも携わられた実務経験を生かし、議員おっしゃるとおりこのコロナ禍で非常に厳しい状況にある県経済の回復はもとより、本県の各産業分野における施策を推進し、本県の振興・発展に取り組まれるものというように期待するものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 この問題はこれで終わりますが、私はこの提案問題に非常に苦しんでいます。今の私の質問の中で。私以外の議員も同じように考えて苦しんでいる人もいると思います。その辺は、当日の採決で決まることですので、これでとどめたいと思います。次に移らせていただきます。

議長、休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 すみません。平和の道の件、県道なんですけれども、去る2月に謝花副知事宛てに糸満市議会、糸満市長、関係各位が伺いました。真栄里から喜屋武線がほぼ100%の同意に向かっている状況で、予算をつけてくれと。その整備の状況はどうだったのか。副知事は沿えるように頑張りなさいと担当課に指示しましたが、その説明はどうなっていますか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今議員からございましたように、私のほうで市長はじめ、そこには新垣議員、そして玉城議員も同席しております。あと自治会の会長もいらっしゃって強い要望を受けました。県としまして、やはり地元の声がいかに大きいかということで、しっかりと取り組む必要があるというように認識したところでございます。一方でまた、用地交渉の課題があるということもあのときにいろいろ議論の中で出ていたと思います。そういったことも含めて、今土木建築部のほうでいろいろ地権者の方との意見交換について、コロナ禍の緊急事態宣言の状況もあったものですから、なかなか途絶えておりますけれども、その対応の仕方などについて検討させていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 すみません。副知事答弁漏れのところがあるんですけれども、私から申し上げます。

私が今述べているのは、真栄里から喜屋武線の土地の同意がもうほぼ100%になって、予算をお願いしますと。来年の夏頃に大型リゾートホテルがオープンすると。道が通らないと観光客が泊まりにくい、混乱すると。副知事は地域住民の方や、市会議員の関係者、市長の言葉もお聞きになったと思います。その件に関して、なぜ予算がつけ切れなかったのかということも含めて再度答弁願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

確かに喜屋武—真栄里の工区は、用地買収はかなり進展しておりますが、事業の終盤には来ておりますけれども、全て解決したわけではございません。約9割程度ということで、できる限り工事ができる範囲はやる計画でやっていきたいと思っておりますけれども、全体的な事業スケジュールも考慮しながら、できる限り予算もつけまして進展を図りたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 じゃ、令和3年度中にできると私は

理解してよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） なるべく早めに完成させるように、部を挙げて整備の推進に取り組みたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 なるべく早くといって、ハード交付金が足りないからこの事業が前にいかなかったと、なぜ部長、正直に言ってくれないんですか。これ国に要請に行く事項になっているんですよ、簡単に言うと。県は持ち分あるんだけど、ハード交付金が足りない。そこでもう部長は、3月で退職されます。本当に御苦労さまです。

改めて副知事、新しい担当部長と速やかに予算を成立後に国にこの道路——来年ホテルができるんです、500室の。沖縄一のホテルができます、リゾートホテルが。21世紀ビジョン、アジア戦略構想に沿っていますこの問題。ぜひ一緒に県が国に要請して、獲得して、来年ホテルができるものですから、オープンに向けて頑張るといふ決意と意欲をお聞かせ願いたいですけれども、いかがですか副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この平和の道線は、沖縄振興公共投資交付金——通称ハード交付金と呼んでおりますけれども——その予算をつけております。ハード交付金ですけれども、県のほうで予算の配分を行っているということで、県の中でしっかりと事業全体の進捗状況を勘案しながら、選択と集中でもって事業を推進するように予算の配分を行っているところでございまして、これは国のほうに予算成立後に要請に伺って増額をお願いするといった種類の予算ではないということは御承知おきいただきたいと思います。なるべく用地買収がうまくいっているところには、しっかりと予算をつけて工事を進捗させるということは当然でございますので、この辺は努力したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 理解いたしました。

実は、この真栄里—喜屋武線、もうあと1筆、ほぼ100%に近づいています。ですから一日も早く県ができる範囲のハード交付金でぜひ整備を頑張りたいと思いますけれども、副知事、改めて担保を取るために伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 予算の配分の件は、今土建部長から答弁していただいたとおりです。これももう県に配分されているものを国にお願いしてというのはちょっと厳しくて、上原部長からありましたように選択と集中で対応したいというような答弁がございました。私もしっかりこの分については、自治会長の言葉が私には重く響いてございます。そういったことも含めて、地域の方々に御負担をおかけしないように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ありがとうございます。

議長、ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 知事、先ほど子ども生活福祉部長からお話を受けて、認可と無認可の格差、この金額の開き、どう感じていますか。改めて答弁を求めます。

ちょっと待って待って、今言っているんだから。知事はどう受け止めているかと聞いているんで、それぐらい分かってください。議長、整理してくださいよ。部長の答弁を受けて、県知事、この格差をどう思いますかって聞いているんですから。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 認可保育所等につきましては、国、県、市町村のほうからの給付費の負担がございます。そのような観点から少し先ほども申し上げましたように、給付の額というのは開きがあるというところでございます。

県におきましては、認可外保育施設の認可化とこれまで取り組んできたところございまして、引き続き市町村の子ども・子育て支援事業計画にのっとった保育の受皿体制を整備していくよう、市町村の取組を支援したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 理解いたしました。ちょっと理解に苦しむところもあるけれども。

次、2月18日に提出した認可外保育施設利用者への新型コロナウイルス感染症対策支援及び認可保育所との保育格差是正を求める要請文、認可外保育施設連絡協議会が出しています。その1点目と2点目、今述べていただけますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 大変失礼いたしました。

令和3年2月18日付で、沖縄県認可外保育施設連絡協議会から、認可外保育施設利用者への新型コロナウイルス感染症対策支援及び認可保育所との保育格差是正を求める要請ということで、文書を頂戴してございます。

要請の要旨といたしましては、1つ目が認可外保育施設利用者への新型コロナウイルス感染症対策の支援について、2つ目が認可外保育施設利用者への認可保育所との保育格差是正についてというところでの2点でございます。

理由も読み上げますか。

○新垣 新君 それを受けて答弁を求めているじゃないですか、私。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） まず1点目の認可外保育施設利用者への新型コロナウイルス感染症対策の支援についてでございますけれども、保育施設、児童福祉施設への新型コロナウイルスの感染症対策に関する支援につきましては、認可外保育施設も含めて認可保育所等も含めて、感染防止のための衛生用品の購入の経費であったり、あるいは職員の感染防止対策の実施手当に関する経費だったりとこのところを9月補正で約9億円、今議会にも補正措置で約2億円ほど計上させているところでございます。こうした予算を確保しながら、支援に当たっているところでございます。

また2点目の認可外保育施設利用者への認可保育所との保育格差の是正につきましては、先ほども答弁させていただいたんですけれども、県としましては認可外保育施設を利用する入所児童の処遇の向上、保育の質向上のための各種補助金を支出しているところでございまして、保育の無償化に伴いまして先ほど後段のほうで答弁をさせていただきましたように、無償化に要する利用給付というのが給付されることになっております。その給付の対象となるように、基準の達成に向けた支援を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○新垣 新君 議長、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 各市町村におきましては、認可保育所等で児童を受け入れるた

めの保育の受皿体制を整備するとして、子ども・子育て支援事業計画を立てて取り組んでいるところでございます。県といたしましては市町村の取組を支援していくというところの立場でございます。地方単独施策によるいわゆる準認可園制度につきましては、国による負担がないものですから、地方自治体の財政に関する負担が少し大きくなっていくというのが課題であると認識しております。この準認可制度につきましては、保育の実施主体である市町村の意向がまず重要であると考えておりますので、その辺りは市町村が立てた子ども・子育て支援事業計画の支援を行うという形で取組がなされるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 9月の答弁からすごく後退しましたね、今の部長の答弁は。待機児童の受皿は認可で外れたから認可外が受皿になっているんですよ。その支援について謝花副知事は考えていくって言ったんです、前回の9月で。今うなずいていますよ。今後退の発言ですよ。だから市町村でも手に負えない、財政が厳しいから県でやってくれと言っているんですよ、前回は。かなり後退していますよ。

担当副知事、その件に向けてぜひ検討、準認可制度に向けて今回2点あるんですけども、まず1点目、この3分の1の運営補助金、県としての。その検討を考えていただきたいんですけども、副知事、担当副知事として答弁を求めます。これは副知事ですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 無認可保育所の処遇の改善というのは重要だということで、それで私も前回のときに、そういった取組は重要だというように答弁をさせていただきました。今、3分の1の運営補助というものは、私正直初めて今回お聞きしましたけれども、この件につきましては部内で今いろいろ議論をやっているところでございます。そういったものをしっかり検討していただいて、また県としてどういった対応ができるか。これは市町村との関係もあるというような話もありますので、そこも踏まえて県としての考えを整理してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 県は、3分の1払う、市町村も3分の1払う。まず県からやってほしいということなんです。今市町村を相手にしていないんですよ私は。県

を相手にしているんですよ。ぜひこの検討を頑張っていたきたいということを強く申し上げます。

次に、今年2月24日に県内の待機児童、10月時点のものが出ました。待機児童、2322人。この中の顕在が2322人、潜在的な待機児童数はどれぐらいの形で県は見えていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年10月1日現在の、潜在的待機児童数は、合計で3323人となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで受けて、ゼロ歳児から2歳児の待機児童数が多い。そしてこの約7000名の子供たちが認可外にいます。これも潜在的に含まれています。

そこで知事に提言したいと思います、副知事でも構いません。

私は、待機児童、一日も早くスピーディーにパワフルに解決に向かって提言しますが、この問題、金城泰邦前県議も一生懸命同じ委員会でも何度も何度も訴えてきました。沖縄型の保育特区を築くべきだと。それはゼロ歳から2歳児まで、今、現にある認可外保育所の施設の中にゼロ歳から2歳児の小規模を与えて、規制緩和を行っていくという形で頑張っていたきたいんですけども、改めてこの問題、ぜひ新しい形で特区制度と規制緩和を目指してゼロ歳児から2歳児、今の現認可外施設の中に、小規模保育所という施設を規制緩和してくれと国に要請して、待機児童を減らしていくということを働きかけることはいかがですか。頑張る意欲はどうですか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 小規模保育事業につきましては、19人以下のゼロ、1、2歳ということで地域型保育ということで、市町村が認可をするような施設になっております。要件等様々なものが国で定められておりますので、基本その要件に沿った形で認可がされていくところではございます。ただ議員おっしゃるところの、認可外の一部を小規模事業として……



○新垣 新君 施設の中を。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） その辺につきましては、これから具体的にどういった御提案なのか少し確認をさせていただきながら、市町村の意向等も確認して少し研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 市町村との連携は本当に大事です。ですから今認可外施設の中に、ゼロ歳児から2歳児の小規模保育19名以下を入れてあげる。そうすることによって、サービスも変わります。認可外と認可の経営の問題も緩和されてきます。このサービスの格差の是正も。メリットがあるんです。ですから国に対して、規制緩和を働きかけて、今の待機児童解消を目指してぜひ頑張っていたいただきたいということを強く申し上げてもう一度答弁を求めます。

検討してくれますか、くれませんか。いかがですか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 基本的には小規模保育事業、例えば認可外から小規模保育事業に移行するところはたくさんあるところですが、どのような形で区分をすとおっしゃっているのかについて、少しイメージも確認をさせていただきながら研究させていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 国は、本当に待機児童解消のために、あらゆる手段を行使して対策をやっていくと。安倍総理から今の菅総理まで同じことを言っているんですよ。だから沖縄型の保育、規制緩和ということを県がしっかり考えていかないと、市町村と連携して主体性は県が取って、こうするんだと条例もつくって制度設計もつくって、規制緩和をしてこういう時代変えていかないと、いつまでもこうやってだらだら続きますよ。だらだら来ますよ待機児童も。もっとスピーディーにパワフルに規制緩和、ぜひ今の認可外の施設の中に一部小規模保育を与えるという形で頑張っていたいただきたいということを強く申し上げます。

私も国と我が党ともかけ橋になってこの問題において、待機児童ゼロを目指すために子を持つ親の立場から頑張りますので、ぜひ共に行動していきましょう。よろしく願います。

次に変わります。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 我が党との関連質問、照屋守之議員が述べた、中国海警局の問題です。

知事、知事はアメリカと対話したいと言いますけれども、中国となぜ対話をしないんですか。知事は国会議員時代に、習近平副主席——当時会っています。そのパイプを生かして、小沢先生が200名以上の国会議員を連れて中国に行っています。その中に知事も含まれている、ぜひ知事そのパイプを生かして、平和的解決、中国に知事が平和のかけ橋となって頑張っていたいただきたいんですけどもどうですか。アメリカへのこの抗議に対し、一定の評価はしますよ私も。でも中国に対して対話での交渉何も入っていない、施政方針に。ぜひ知事頑張っていたいただきたい、いかがですか。アメリカには対話対話って中国には何もやらないんですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員の質問の中に、私が衆議院議員時代のお話がありましたのでその点を含めてお答えいたします。

確かにあのときには、長城計画という民間の皆さんと一緒に中国との経済交流、人材交流、様々な交流のチャンネルをつくろうということで私も行かせていただき、あのときは胡錦濤国家主席だったと思うんですけども、要人の方々と短い時間ですけれども同じ会場で写真撮影をしたりということをしていただきました。直接お話をさせていただいたわけではありませんが、それ以降も本島においても様々なチャンネルを使って中国との経済外交をなさっていらっしゃるということは、るる報道でもなされています。

沖縄県としても、中国をはじめ東アジアの共同体的な国々とこれからもしっかりと人材交流、経済交流を進めていくということにおいては、同じ考え方を持っておりますので、そのような様々なチャンネルをつくっていただきながら、国もそれから我々地方自治体も平和外交を基準にしてあらゆる交流を進めていけばというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 私がなぜこの提案をしたかと言ったら、沖縄県知事が動くというのは、メッセージは相当強いんですよ、世界中に。あれだけ世界で悪いことを

して暴挙をしている中国に対して、沖縄県知事が行くというメッセージは非常に強いんですよ。沖縄県民はうれしく思うんですよ。知事のリーダーシップを。だから知事、知事の師匠である小沢先生を通してでもこの尖閣の問題はやめてくださいと。こういう追尾とか。対話による平和をぜひ知事、先頭になって平和のかけ橋役となって頑張っていたいただきたい。知事、ちゃんと見ていますか。お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 尖閣に関する問題につきまして、県としましては日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避することなど冷静かつ平和的な外交によって、相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことが重要であると考えております。引き続き国に強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間がなくなりました。

○新垣 新君 御答弁ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 それではよろしくお伺いいたします。

会派沖縄・自民党の新垣淑豊でございます。

玉城知事におきましては、常々ジェンダーについての関心が高いということで、2月22日にはWomanちゅ応援宣言ということで、女性の活躍ということをお話しされております。

それに加えて内容にはちょっと言及しませんが、最近オリンピック委員会の件とか、県内報道紙特集の影響もあり、注目が高まっているのではないかとこのように思っております。

そこで、実は議会の皆様への提案をさせていただきたいと思っております。

沖縄県議会では、議会進行の際に男性は何々君、女性は何々さんというふうには呼ばれますけれども、実は私の前職、那覇市議会では新垣淑豊議員というふうには呼ばれて、答弁に立つ執行部も何々市長とか、何々部長という形で呼ばれておりました。小さなことかもしれませんが、我々の世の中の環境に適していくということが政治というものを、議会というものを身近に感じていただけるものにつながると思っておりますので、今後これは会派でのお話になってくるかと思っておりますので、ぜひとも御検討いただければと

思っております。

それでは、質問に入りますけれども、今回一問一答でございますので、我が党の代表質問との関連も含め、ちょっと通告とは順序が変わってまいります、御容赦いただきますようお願いいたします。

まず、我が党関連ですけれども、照屋守之議員の再質問に対しましての知事答弁において、平成29年2月に行われた浦添市長選挙において、翁長前知事が那覇港湾施設の浦添移設に反対している候補の応援に行ったとありましたが、候補者本人の本年1月27日のブログにおきまして、4年前の浦添市長選挙に挑戦させていただいた際に私の公約は、西海岸開発については現行計画にて1年以内に事業を再開するという内容でした。略ですけれども、恐らく今頃には埋立ては着工されていたかと思っておりますとありました。当時の翁長知事は、軍港移設浦添推進の立場で、この選挙応援は、私筋が通っているものだと思っております。しかし、答弁の内容が真反対なんですね。このような答弁がなされたということは、私はこれは議会における執行部の答弁の信用性を著しく損なうものになるというふうに感じています。

我々が議会で質問する根幹が崩れるわけなので、この議会の答弁について、何を根拠にしてどのような姿勢で臨んだのかということについてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 照屋守之議員の質問に対して、休憩中の発言で説明をさせていただいたことをもう一度繰り返し述べさせていただきますが、照屋守之議員の代表質問における私の休憩中の発言の中で、4年前の浦添市長選挙における又吉氏的那覇港湾施設の移設に対する立場について、又吉氏が民意を尊重し、市民投票を行うことを公約に掲げていたこと、そして西海岸開発計画については、軍港と切り離して推進する姿勢であるということなどを踏まえ、移設には反対というような意思表示をしていたのではないかとこのように捉えた旨を説明いたしましたが、これ又吉氏本人にも実は私、確認を取らせていただきましたが、又吉氏は市民投票で民意を尊重するという、那覇港湾施設の移設については賛成とも反対とも発言はしていないということでした。

いずれにしても、私は建白書の実現などオール沖縄の枠組みの中で共に取り組んでいただける方を今回、これまでも応援してきており、今回も同様の考えに基づき支援をさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今年の女性候補は、たしか民港の移設についても反対という立場だったかと思いますが、その辺りも含めてこの翁長前知事のとときには私はちょっと異なるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺りについてどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども申し上げましたが、私は建白書の実現などオール沖縄の枠組みの中で支援をさせていただける候補ということで応援をさせていただいたということです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 分かりました。

またこの点については、ちょっと今日は時間もないものですから、また何かの機会でお話をさせていただきたいと思っております。

続きまして、仲田弘毅議員の飲酒運転根絶についてから。

飲酒運転は減少傾向にあるという答弁でございました。これは新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言などで外出を控えることも合わさってのことであるというふうに思っております。しかし飲食業の時短営業によって、これまで飲酒運転撲滅の一翼を担う運転代行業者も非常に厳しい状況であるということで、これ私も県への陳情に同行させていただきました。廃業する業者もあるのではないかとこのように言われておりますが、事業者が減りますと今後このコロナ禍が落ち着いた後も、飲酒運転やそれに関わる人身事故の増加につながるということも想定されるのですが、今後この運転代行業者への支援が必要ではないでしょうかということで、御答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、運転代行業をはじめ様々な分野に及んでおります。

今議員がおっしゃったように、運転代行業の皆様のご役割といいますか、飲酒運転根絶する、減らすという意味では大きな役割を担っているものと考えているところです。国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金では、県内でも旅客運送事業者等が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ぜひ、こういった事業所の方々に少しでも支援が届

けられればと、届くことになればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、離島振興ということで今年初のオンライン開催となった離島フェアの件でございます。多くの方がウェブの特設サイトを訪れたと報道で目にいたしました。

今回の来場者数と販売実績をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回の離島フェアはコロナ禍にあつて、コロナを島に持ち込まない、持ち込ませないをコンセプトにウェブを通じてオンライン開催、これと併せて県産品を販売する既存店において代理販売を行ったものです。

公式サイトにおいては、約37万回のページビューで、多くの方がウェブを通じて離島の魅力に触れていただいたものと認識しております。また、公式サイトでの販売等による総売上額は、2月12日時点で約550万円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

550万円、これは想定よりも多かったのか、少なかったのかということと、もう一点、このオンライン開催を行ったということで課題は何かございましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まず、売上げについてでございます。

昨年まで——昨年は奥武山で開催しましたけれども、出店事業者数が121団体ございました。今回は出店事業者数は40社ということですので、3分の1程度になったということです。売上高ですが、先ほど550万円と申し上げました。昨年は121社で約9000万円弱ということでございます。事業者数の減少に比べると、売上額は大分落ちてしまったというところになろうかと思えます。

それから課題ですけれども、離島フェアが今終わったばかりですので、検証はこれからというところです。ただ、ウェブで販売する際に必要となる正確な食品表示に対応する必要がございましたが、離島事業者の皆様へ研修等実施したものの、時間的制約もあり十分ではなかった事業者があったこと。これらが事業者数の40社という参加者の少なさに表れたのかなということで今課題として考えているところです。

加えて通信販売ですので、送料、それから販売手数料、例年の実施方法では不要だった費用が価格に上乗せされ、購買者の負担感が増えた。それから離島フェ

アを御利用いただいていた高齢者の方々、これらの方々についてはウェブ環境に慣れていらっしゃるということも課題として挙げられると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ワクチンの接種が進みまして、少し落ち着いた際には——実は離振協の宮里会長からもリアルとウェブの両方開催をしたいというようなお話を伺っております。そうすればオンラインで期間を延ばすということもできますし、普段からPRすることもできるだろうということと、後は先ほどありましたように現地に行くという買いというか、ついつい買ってしまふんですよね。そういったこともありまして、経済効果が非常に高いというふうに思っております。ただ、両方やるとなると結構運営厳しいよということですが、端的に言いますと、もっと予算つけてほしいというふうに言われております。この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まずは今回の離島フェアの実施状況についての検証が先だと思っております。今後の離島フェアの実施に当たりますと、今県が費用負担で申し上げますと、実行委員会2100万程度、それから市町村300万程度、それから離島振興協議会100万、その後出店する事業者の皆さんの協賛金等で賄っているところでございます。

現行の負担の在り方も含めて、どのような負担の在り方ができるのか、課題の検証を踏まえた上で検討していくものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 離島振興というものは非常に大事だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

離島の商品、非常に人気だということで、私もわたしたショップの方とお話をしたんですが、先ほどおっしゃっていたように、食品表示など販売体制がなかなか整わない、供給体制が整わないということで、この6月にはHACCPの義務化、これが完全義務化になります。こういったものもしっかりと支援をしていただいで、また今後、離島の産業振興の上でICTを活用しての振興など、ぜひ研究をしていただきたいと。また取組を支援していただきたいというふうに思っておりますが、この辺りいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まずHACCPについてでございます。

今回、離島フェアの開催に当たって、HACCPに沿った衛生管理が義務化されるということで、出店事業者に対しては、離島フェアの開催事務局が委託事業者を通して研修会を開催したところで、その他保健所においてウェブでのセミナー等を実施しているところですので。これについては義務化されることですので、これは徹底されるべきものというふうに考えております。

もう一点、IoTを活用した取組ということでございます——ICTですね。新たな離島振興計画にあっても、関係人口を増やしていくということを今考えております。離島の条件不利性である遠隔性、散在性。これらの条件不利性を軽減する、これをIoT・ICTの利活用が非常に有効だと考えておりますので、これらの取組を通して離島振興を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

そして離島なんですけれども、もう一点、久米島町、こちらで先ほど新議員もおっしゃっていましたが、海洋深層水のお話がございまして、この大型取水管導入事業に県がどのような関わりを持って進めていくのかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 久米島町が事業主体として計画している海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興の観点から重要であると認識しております。しかしながら、取水規模が現在の10倍以上で、総事業費が160億円規模の財源調達方法や、施設の運営主体等を明らかにする必要がありますと考えております。

県としましては、引き続き様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な助言を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

久米島ではいろんな食品であったりとか、エネルギーの創出もしたいというお話がございました。

実は玉城知事の公約集「新時代沖縄」、こちらのほうにも久米島の海洋深層水ということが「クリーンエネルギーの推進」というところに記載されております。知事はこの公約集にどのような思いを持って入れ込みをしたのかということについてお聞かせいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今久米島で行われておりま

す海洋深層水については、様々な利用が広がっていくであろうということと、やはり地域でそのような主体的な事業が行われることによって地域の活性化に必ずつながっていくということがあります。ですからこの久米島における海洋深層水の今やっていることに関しましても、県のほうからまた技術的な様々な支援が可能かどうかについて話を伺っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろんこの公約に着手をしているということで、いろいろと知事もお話されるものですから、ぜひそこは前向きに取組をしていただきたいというふうに思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 久米島町がその事業主体として計画している内容に関しましても、まず十分意見交換をしてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今、久米島町が事業主体ということですが、久米島町、160億の予算、その裏負担をつくるのはなかなか難しいと。やっぱり町の予算じゃなかなか厳しいというお話でございましたので、ここはしっかりと県がどのような関わりをするのかということについて考えていかなければいけないというふうに思っております。そういった仕組み自体の輸出というところも含めて、今後やはり我々は外貨を稼いでいかなければ生きていけませんので、ぜひその辺りを考えていただきたいということで、最後にこの件についてコメントいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 冒頭申し上げました課題が多々ございます。まずはこの課題の整理に努めて、久米島町の事業計画の実現可能性を高めるということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 分かりました。

ぜひ、これは実現可能性を高めていって、またほかの地域の参考にさせていただけるようなものになればというふうに思いますので、これもよろしくお願ひいたします。

続きまして、我が党の下地康教議員の代表質問関連から、離島福祉医療の充実についてということですが、下地議員が最後の所感に述べられましたように、離島医療の脆弱性というものが今回の新型コロナウイルスで改めて浮き彫りになっております。コロナ対

策でアメリカでは、ロサンゼルスには動く総合病院と言われているマーシー、ニューヨークには同型のコンフォートという病院船がそれぞれ出動したというふうに聞いております。

1000床という非常に大きなものですが、ここまで大きなものではないんですけれども、島々の多い日本、特にこの沖縄では私は必要ではないかというふうに思っております。

現在、防衛省の事業として病院船を活用できるか検討するというところで、調査事業がなされておりますが、この病院船の運営、人的なものだったりとか場所、予算、平時の運用とかこういったものが非常に課題があるということで、河野太郎大臣との意見交換をさせていただいたときにも、国が造ると言っても沖縄に拠点港を誘致するには、沖縄県の覚悟も必要だよというふうなお話でありました。平時には離島診療や定期健診などを行うということもできますし、県民の健康のため、そしてまた今後ひょっとしたら新たな感染症とか大規模災害というときに、危機対応ができるのではないかとこのように思っております。

知事の所信にも国際災害救援センターを設置するというふうなものが書かれておりましたので、私はキーになるものではないかと思っております。

港の整備も含めて、沖縄の産業の刺激にもつながると思っておりますが、沖縄県から病院船の実現を要請し、拠点港としての誘致をしてはというふうに御提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 病院船につきましては、議員もおっしゃいますとおり現在内閣府において病院船の活用に関する検討会を設置し、陸上医療機関との役割分担、それから災害発生時の要員の確保、平時の活用方策、コスト面、機能面を含めた病院船の必要性などについて検討が行われております。また、厚生労働省では自然災害等発生時における役割を整理するとともに、医療法など制度上の位置づけにも留意しながら調査検討が行われていると認識しております。

県としましては、国の検討結果、それから今後公表される内容について情報収集してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません。

僕は要請しないのかということについてなんですけれども、これは県知事が国際災害救援センターも設置したいというふうにおっしゃっているので、私はぜひこれがあつたらいいなと思っているんですけれどもい

かがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国際災害救援センターについても、災害救援から平常の交流等幅広く検討をしていくということが重要であろうと思います。

実は私も、これも衆議院議員時代のことですが、この病院船議連に参加をさせていただいて病院船の必要性について多くの先輩方や専門家の方々と意見交換をさせていただきました。県としても離島を抱えている沖縄県の特殊事情などを踏まえて、どのように検討を進めていくかということもまた様々に意見交換をさせていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひこの提案を私の任期の間もしっかりとまたさせていただきたいと思っております。

次は首里城の火災なんですけれども、令和3年度は首里城の復旧・復興に向けた取組推進がなされるということで、県民に対してもとても明るい話題を提供することになると思いますが、県民が気持ちを一つにするためにはまだ残っている課題があります。昨年6月の私の一般質問で伺いました飛び火により罹災したイベント業者に対して、知事答弁で「何らかの形でサポートできないかということも含めて検討してみたいということで指示を出した次第」とありました。その検討した結果というものを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員が御指摘になりました首里城火災で罹災したイベント事業者に対するサポートということで、いろいろ庁内で検討させていただきました。そして業者の方とも意見交換などもさせていただいて検討を重ねました。その中で、沖縄美ら島財団の加入する保険が活用できるという報告を受けましたので、去る1月、先々月イベント元請事業者、それから機材等が焼失した下請事業者に対しまして、土木建築部、文化観光スポーツ部、それから沖縄美ら島財団の3者が合同で状況の報告、意見交換などを行っております。この話合いでは、補償ということではなくて、業者支援の観点から何らかの方策ができないかということを引き続き検討することとともに、首里城の所有者である国の対応について確認をするということとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 なかなかやっぱり国も厳しいなというような答えをいただいているかと思っております。これは失火責任法という法律がありまして、その法律の下

でなかなか火事の被害が補償できないということがあります。実はその法律をちょっと調べさせていただいたんですけれども、最近では立法当時の趣旨とは状況が異なるということで、実は民法709条の失火責任法ではなく、717条の土地の工作物などの占有者及び所有者の責任というものを適用するというのも判例で出ているということをおっしゃいました。知事が担当部局に何とかならないかとただ言うのと、支払える、どうかサポートできる根拠を探せというものでは進み方が変わっていくと思うんですね。知事は実際にどういったことを指示で出されたんでしょうか。これ知事だよ。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 知事からは法的な責任ということが一番根拠になるんですけれども、そういったことも含めて何らかの形で業者の方に支援ができないかといったような御趣旨の指示だったというふうに記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今申しましたようにちょっと軽いですよね、指示の出し方が。例えば、火災再発防止検討委員会の中間報告ではいろんな要素があって、放水開始が遅れたとか出ています。これは管理の問題ですよね。管理に瑕疵があったということで、これ717条、使えないかというふうにかような実際的な指示があったのかどうか。何とかならないか。この事業者のために何とかお金を出せないかということを実際に指示があったかどうかです。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） この辺りのことも含めて事務方のほうで法的な整理ということも含めて、それ以外の業者に対する支援というのができないものかどうかといったようなことをこちらのほうでいろいろ、文化観光スポーツ部もそうですし、土木建築部のほうでも意見交換を重ねながら検討してきたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これは知事にお答えいただきたいんですけれども、役人、いわゆる公務員の職員の皆さんは判断はできます。これをいろんな事案などを重ねて、法的なものがあります。だけど決断するというのはなかなか難しいわけですよ。しっかりと誰も取り残さない。これは僕はキャッチフレーズ、とってもいい言葉だと思っておりますけれども、実際に首里城の火災というものを考えたときに、今から復興されますよ。だけどそこで取り残されて素直に喜べない人がい

るわけですよ。それについてどうお考えでしょうか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど文化観光スポーツ部長から報告がありましたとおり、私からは様々な観点からその支援を検討してくださいということで、指示を出させていただきました。ですから、法律上、例えば補償ができないのであれば事業支援という形でもいいと、その皆さんが希望が持てるようなそういう支援も想定しながらあらゆる方向で検討してくださいということで指示を出させていただきましたし、部局間で連携していろいろなことを現在話合いも進めているということも報告を受けています。ですから、あれからかなり時間はかかっておりますけれども、この意見の中からは次につながる、次の文化の創造と業者の方々の育成につながるようなものにしていくということでは、さらなる検討を深めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もう1年半たつんですよね、そろそろ。1年半たっても何も結論が出ないということは、まさしく取り残されているわけですよ。そういうことをやっぱり知事は決断していただきたいというふうに私は思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、観光業界、ここも今我々に対してのいろいろな要請が来ております。観光業界というのは本当に厳しい。壊滅的な打撃を受けているということはもちろん周知のことだと思いますが、私も観光関連産業の出です。人ごとではないというふうに感じております。観光業をリーディング産業としてきた沖縄県ですけれども、この観光産業についてどのような支援をしてきたのかということで、まず国からの1100億円を含み1700億円の補正を15次にわたって行ってきたとありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金で令和2年度はどのような施策を行ってきたのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 観光業界に対する支援ということで回答させていただきますと、まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するというので、感染症拡大防止対策に取り組む中小企業の皆様方に対して、10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトというものをはじめといたしまして、域内需要の喚起策、おきなわ彩発見キャンペーン事業ですとか、家族でStay Hotel事業、おきなわ彩発見バスツアー

促進事業などを実施いたしました。それから現在、那覇空港でのこちらへの渡航者のうち希望する方々に対してPCR検査を実施しておりますほか、2月補正予算で、県内の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業というものを計上しております。

それから国の雇用調整助成金への上乗せを行います。沖縄雇用助成金も観光事業者の方も含めて実施をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この1700億円の補正というもののうち、観光事業者に対して支援をされたのはどれくらいの割合になりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 観光産業への支援策等ということでございましたけれども、まず文化観光スポーツ部で措置した額というのが、おきなわ彩発見キャンペーン事業それから安心・安全の島づくり応援プロジェクト、バスツアー促進事業、修学旅行緊急時支援事業を含めまして、大体35億円となっております。それから先ほど申し上げました県単融資事業、沖縄県の雇用継続助成金を含めると約46億円という試算になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この観光は県内の総生産等の中でどれくらいの比率を占めている業界ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 今ちょっと詳細な資料持ち合わせておりませんが、恐らく10%程度だったかというふうに記憶はしておりますけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 観光要覧に載っておりますので、御確認ください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） これ元年度の数値でございますけど、13.3%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなんです。北海道が5.8%、東京都が4.3%ということで、沖縄県、非常にこの観光の占める割合というのが大きいんです。だからこそ、この観光に対してはしっかりと手当てをしていただきたいというふうに思っております。

実は、今、沖縄県はちょっと前から量を追いかけるより質に転換というようなお話がございますけれども、今OCVBが250万人になりましたと——2020年度ですか——なりそうですというお話がございますけれども、これは30年前の数字と一緒にすよねというお話です。しかしそのときと比べまして宿泊施設などはかなり大きく変わっていると思うんです。実際にどれくらい変わっているかというところと大体5倍くらいになっているだろうというふうに言われております。ということは、今さら量から質へというふうに言われても、そこに対してお客さんが少なくなったらそれは観光施設ダンピングしますよ。安くしますよ。そうすると、県が今考えている量から質というものではなくて、値段が逆に下がっていくんじゃないかというふうにはこれは私思います。だからこそ、今質だけではなくて、これ量も追いかけないといけないと思っておりますけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まさに議員おっしゃったとおりだと思います。実は量から質へというフレーズを最近よく使わせていただきまして、国のほうもそういうことを標榜しているわけですが、これは何も質だけを追い求めるということではなくて、今までどちらかというと、ややもすると入域観光客数を増加させましょう、1000万人目指しましょうといったようなハワイに追いつけ追い越せといった形でそういったことにどちらかというと重きを置いてきたところ、これからは議員おっしゃったようにやはり質を高めて付加価値を高めていくような観光にしていく必要があるということで、そこに軸足を移すけれども、同時に入域観光客数あるいは宿泊数、滞在日数の増加、そういったことも併せて求めていくといったようなどちらかというとバランスは質に移すけれども、量も併せて追い求めていくといったようなスタンスに変えていこうという趣旨でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 じゃ2021年度どれぐらいの観光客をこの沖縄に招こうと思っていられるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 今まさにその辺りも含めまして第6次の観光振興基本計画を策定途中でございます。アドバイザリー会議といたしまして、観光業界の方々ですとか有識者を交えた会議を設けまして、そこで議論を重ねていくところでござい

ますので、今議員おっしゃったことも含めて、3月中には結論を出したいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 観光基本計画、何年から何年までですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 令和4年から10年の計画をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今何年ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 令和3年でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今、観光事業者はとっても苦しんでいるんですよ。それで1年間計画待ってくれって言っているんですか。持続可能、持続なんかできるわけないんだよ。もっと急いでやる。それをしっかり知事が先頭切ってやらないといけないんですよ。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私この間も答弁させていただいておりますが、県はこれまで14次、15次にわたる補正予算を組み、様々な分野で今非常に痛みを受けていらっしゃる方々に少しでも幅広くその支援の輪を届けることができないかと全庁挙げて取り組んでいるところであります。

ちなみに2月27日に全国知事会が開催されまして、今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言で7項目、大項目で提言をまとめさせていただきました。その中には緊急事態宣言の延長に伴うGoToトラベル事業等の再開の再延期も相まって、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでいること、その中で支援をしてほしいということの意見も組入れさせていただきましたし、それから地方の独自の支援に対して地方創生臨時交付金を増額配分するなど柔軟な対応を検討してくださいと。これはいわゆるGoToキャンペーン、GoToトラベルです。域内観光をしっかり回していきたいということは我々の意見がこうやって全国知事会にもしっかりと織り込まれていくということは非常に大きな方向性を見つけていくことができると思います。ですから、取れる対応、取れる施策はしっかりと全庁挙げて取り組んでいく。そして一日も早く回復させていただきたいという方向性は議員のおっしゃる思いと我々もしっかりとついていけるように頑張っていきたいと思っております。



○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 令和3年度文化観光スポーツ部の予算は全体の何割ですか。何%ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 率にいたしまして、1.14%でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 全庁的な取組をするのに予算が1.14%というのが、本当にいいことなのかということを見ると、私は到底足りないというふうに思っております。ちなみに、この観光というのは非常に裾野が広いということで、多分これは農水とか商工にもいろいろ関わってくると思いますけれども、観光というところに考えますと、これはどのくらいの幅で皆さん見ているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） ここは文化観光スポーツ部がもちろん観光の中心を担った業務は行いますけれども、当然商工もそうですし、例えば農水も関わりますし、環境とかあらゆる方面に広く関わって観光をフックとした事業がいろいろ考えられるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 具体的に観光に関わる予算というのが今、文化観光スポーツ部以外にもあるだろうというふうに私は受け止めましたけれども、具体的にほかの部署まで含めると観光というものにどれくらい今沖縄県が予算を使っているのか教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） これは先ほど言いましたいろいろ幅広く関わってはおりますけれども、例えば農水の中で観光とも関わる事業はありますけれども、そこは観光だけじゃなくて農水とも関わるから農林水産部のほうで措置されているというこ

となので、なかなかそのすみ分け、どの程度また関わっているかというそのバランスもありますので、一概にここで数字として出すのは難しいかなというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 実はこういった話を聞いたのは、観光というものに関しての統計がしっかりと取られていないんじゃないかなというようなお話がありました。例えば沖縄県が使う数字、沖縄観光コンベンションビューローが使う数字、官公庁が使う数字、様々、この数字が統一化されていないんじゃないかというようなお話が実はありまして、その観光というものについて、本当に沖縄が基幹産業として成り立たせていくのであれば、もっとこれは沖縄県としてもしっかりとした数値的な根拠をつくっていく必要があるのではないかと私は思っております。

富川副知事はこの議会で終わりになるのかどうか分かりませんが、ぜひこの辺りちょっと富川副知事からコメントをいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

観光産業につきましては、御承知のように産業分類でいきますと観光産業は複合産業なものですから、統計上は観光産業というのは出てきません。ただし産業連関とか使っていくと、今企画で推計しているのは、1人当たりの消費額に観光客数をかけた金額でいきますと大体コロナ前で7000億くらいあります。

ですから議員おっしゃるように、沖縄経済においてまさに沖縄のリーディング・セクターであるし、これからの重要な産業だと思っています。何よりも大事なのは、循環論もありますけれども、沖縄の島嶼経済において資金を入れ込むと。観光は実は統計上移出、輸出に当たります。そういう意味で先ほど来部長も答弁しておりますが、基本的な視点としては、観光の復興なくして沖縄の経済はないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

実は振計の件で私、富川副知事がこのタイミングで御退任されるのはいかがというふうに感じていると伝えたかたんですけれども、今お伝えできましたので、ぜひ振計も含め今の経済復興、観光の復興も含めて副知事がこのタイミングで退任ということになりますと、私は国に対しても非常に変な誤解を生むようなメッセージを送るのではないかなというふうに思っておりますが、この辺りはいかがお考えでしょうか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 私の退任は、任期満了に伴うものでありますのでぜひ御理解を賜りたいと思います。

御指摘の新たな振計につきましては、私のほうで新沖縄発展戦略等々の提言書なり、また各資料についてもお手伝いをさせていただきました。今年の4月までに素案をまとめていきたいということで、今並行して知事の指示を受けて骨子案と並行して素案もつくっております。これもほぼ4月までにパブリックコメントを各会派の意見を聞く前の原案として出ると思いますが、そこは任を辞してもぜひフォローしてもらいたいという知事からのお言葉もありましたので、できる限りお手伝いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません。質問が前後してしまいましたけれども、この1月末に沖縄県の新たな振興計画（骨子案）が発表されまして、2月末日、先日まで県民意見の募集がなされましたけれども、どの程度の意見が出されてその内容を今後の計画策定に向けてどうやって反映させていくのかということについてちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） パブリックコメントの件数ですけれども、2月26日午後5時現在で23の個人、団体から125件の意見をいただいたところです。この意見については、関係部局等との調整を踏まえた上で素案に反映させます。またその結果についても、提出された意見、それからこれに対する考え方も公表することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 しっかり、このパブコメでしか関われない県民の方々もいらっしゃいますので、これはぜひこの意見聴取については反映をさせていただきたいというふうに思っております。計画は、あくまでも振興特別措置法これとは非常に深く関わっていますけれども、今後この沖縄がどうなるのかということについて記載していくものだというふうに思っておりますので、ぜひ我々が普段の生活の中で、県民生活の中で活動するいろんな人たちの御意見をぜひとも入れていただきたいということをお願い申し上げまして、私今回の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

20分間休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

よろしくお願いします。

この後に3人の方も控えていますので、執行部の方に当たっては答弁簡潔にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは通告に従い、質問を行いたいと思います。

1、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、ワシントン事務所について。

ア、活動状況と設置以降の効果と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

ワシントン駐在は、辺野古新基地建設問題をはじめとする沖縄の基地問題について、米国政府や連邦議会関係者等に対し情報発信や情報収集等を行うとともに、基地問題の解決についての働きかけを精力的に行っております。これまでの駐在の働きかけの結果、2020年6月に連邦議会下院の小委員会が軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設に対し懸念を示したことや、同年11月に、米国のシンクタンクCSISも辺野古新基地建設について、完成する可能性が低そうだと報告するなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあると考えております。

県としては、沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本国内のみならず米国における理解と協力を得ることが課題であると考えていることから、引き続きワシントン駐在による米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ等が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続きましてイ、これまでの費用総

額、これ委託費と人件費は先般も個人情報なので挙げられないと言っていました、家賃等含めた内容、詳細について予算の内訳。次年度6600万円になっていますので、その辺の内訳を委託業務内容と含めて御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

議員から令和3年度ということでしたけれど、令和2年度、手で説明できますのでそちらのほうで御説明したいと思います。

令和2年度におきましては、当初予算額として7373万2000円となっております。委託料の主な内訳といたしましては、ワシントン駐在事務所の家賃、これが771万7000円と。あと細かいところございますけれども、弁護士費用等、これについて717万5000円と。それから現地職員給与、それから駐在運営に係る経費、それから連邦議会議員との面談設定、駐在員の情報発信など駐在員の活動を支援するための経費を計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 失礼いたしました。

ワシントン駐在活動事業費は、駐在事務所の家賃等運営経費及び活動支援経費に充てるための委託料などを計上しておりまして、平成27年度から令和元年度までの決算額の合計は、約3億4347万円となっております。

なお、議員ございましたように、駐在員の人件費については、個人情報保護の観点から公表を差し控えたと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 あと、今スタッフ、現地スタッフ1名、県から2名というふうに伺っていますけれども、今その方々はどこにいらっしゃいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 駐在員のお二人、今米

国内にて勤務をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 コロナのときに、一旦帰国はしていませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） コロナは、米国の感染状況を踏まえて一旦帰国をしておりましたけれども、たしか10月には2人とも米国内に戻りまして勤務をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 いつ戻ってきましたか。日本に戻ってきたのはいつか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 3月の下旬に沖縄に戻ってきました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ということは、今年度は7か月くらいは現地にいなかったという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、3月から10月ということでございますけれども、県内においてもオンラインにて米国内の情報収集等を精力的に行っていたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私が申し上げたいのは、もちろん先ほど、知事もリモートでいろんな会議ができていたという話もありましたけれども、現地にいなきゃならない理由って私見えないんですよ。ちょっと知事公室長、読み上げてください。2019年3月29日付のワシントン駐在員活動事業最終報告の、業務の内容書いていますね。ワシントン駐在の運営支援から。これ項目でいいから読み上げてください。どんなことをこの委託先の会社がやっているか。これをちょっと明確にしたいと思います。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

事務所運営支援に係る支援といたしまして、駐在員の渉外費の精算事務でありますとか、携帯電話費用の支出、それから新聞、雑誌の定期購読の手続更新支出事務等、それから事務所賃借の支出事務等、それからFARA関連の業務支援と。それから駐在員の保険及びビザの支援等々となっております。

○西銘 啓史郎君 まだありますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） それに加えまして、現地職員の支援といったこと、それから米国における監査等の対応に係る支援、その他駐在員の運営に係る支援等を行っているということでございます。

以上でございます。

○西銘 啓史郎君 まだまだ、2番もあるでしょう。

○知事公室長（金城 賢君） あと2として、駐在員の調査支援といたしまして、ワシントン駐在員の調査活動に係る依頼、対応支援と、それから知事訪米のロジの支援となっております。

以上でございます。

○西銘 啓史郎君 すみません。知事訪米だけ少しちょっと細かく読んでください。

○知事公室長（金城 賢君） それでは、知事訪米につきましては、知事訪米に係るワシントン駐在員、有識者、専門家との事前打合せと。それからワシントンDC及びニューヨークにおける有識者との面談のアレンジです。それからワシントンDC及びニューヨークにおける意見交換のアレンジ、それからニューヨーク大学における講演会のアレンジ支援などとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、ワシントン事務所、委託先からこの報告書は知事、目を通されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい。業務報告ということで目を通しております。

○西銘 啓史郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 失礼いたしました。

見ております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次の質問に行きたいと思っておりますけれども、ウ、アンケート調査の概要と目的、結果について、公室長、御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ワシントン駐在の現地アンケートにつきましては、令和元年度の沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託におきまして、今後米国においてワシントン駐在が効果的に働きかけていくための方策を検討するため、米国内の約800名の有識者や研究者等に対しアンケートを実施し、131名から回答を得たところでございます。それによると、米国の関係者へ定期的に情報提供を行うべき、英語版ホームページの掲載情報を充実すべきことや、大学における講演やワークショップを共催したい等の意見が寄せられたところであります。

県といたしましては、本アンケートで得られた意見等を活用しまして、今後の駐在活動の強化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、その中で質問の4番と12番のところ、質問内容と答弁、アンケートの結果、読み上げてもらっていいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

まず質問の4番目でございますけれども、沖縄県ワシントンDC事務所について御存じですかという質問でございます。

それから質問の12番目……、

○西銘 啓史郎君 答えも読んでください。質問の中身だけ、知っている知らないも言ってください。

○知事公室長（金城 賢君） 答えまで。失礼いたしました。

質問4番、沖縄県ワシントンDC事務所について御存じですかというものにつきまして、回答者の1、はいと答えた方が61名で47%。いいえと答えた方が70名で53%となっております。

それから、質問の12番。次の選択肢の中で最も知りたい、あるいは研究したいと思うトピックはどれですかという中で、幾つかございますけれども、まず大きいところで、沖縄の米軍基地と日米同盟について知りたい、あるいは研究したいという方が76名。それから多いところでいうと沖縄の歴史、琉球王国、沖縄

戦などについて知りたいという方が83名と。それから国際関係における沖縄の役割といったところで62名、あと沖縄の文化と関連活動等、空手、紅型、音楽などという形で51名といった内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、平成27年から事務所を設置して、800名近くにアンケートを送りました。その中の130名ぐらいからとありましたけれども、中身を見ると教授や講師なんですね、その回答した方々が。68%で約7割です。その中で事務所の存在を知らないが53%、それからもっと知りたい、研究したいという項目の中に、米軍基地と日米同盟というのが僅か15%なんです。残りの85は歴史や自然遺産、文化、空手、紅型、そういうことについて勉強したいと言っているんですね。ですからワシントン事務所における、周りが期待することと県が思っていることが、僕はちぐはぐじゃないかという気がします。

そして先ほど言いました、7か月沖縄にいたスタッフのことはもちろん危機管理上、健康管理もあるのでここに帰ってくることは問題ないんですが、それでも問題なくいろんな情報が取れているということは、私ははっきり申し上げます。今変わってなければワシントンコア社への依存度が大きくて、情報収集・発信も先ほどの知事の訪米も、県のスタッフがやっているわけじゃないんですよ。全てコア社がやっているんです。精算も全て。ということは、私は現地にいる必要は全くなくて、コア社を通して情報収集する。FARAのこともありました。副知事が前話しましたけれども、いろんなことを含めてコア社への委託料のみで僕は情報収集できると思います。もし仮にやるのであれば——これ提言ですけど、知事、大使館に人を県から送ってくださいよ。そのほうがずっと情報取れます。それともっと言うとジェットロ（日本貿易振興機構）などほかの国でも県のスタッフがいるところがあります。ですからそういうことで人材育成や人事交流をすることがもっと県の財産にもなるし、わざわざ人を構える必要ないと思います。家賃、ワシントンはアメリカで一番高いんですよ。多分一家族だったら50万円しますよ、月。600万、2人だったら1200万。その辺も多分表に出ないところで費用は出ているわけです。海外勤務手当、これも幾らか分かりませんが、出ています。そういうのを含めたら、海外にいなきゃならない——マストであればいいです。ベターだったらやめたほうがいいと僕は思います。知事、その辺についてどうのお考えかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県といたしましては、県の施策に精通した県職員を駐在として配置することで、基地問題の解決に向けた県の取組の参考となる、きめ細かでリアルタイムな情報収集が可能になっているというふうに考えております。

例えば、連邦議会の委員会が開催する公聴会での議論でありますとか、アメリカ会計監査委員の報告書、連邦議会調査局のレポート、シンクタンク等が主催するシンポジウム等における議論、現地の新聞報道と米国の政府の政策形成に関する情報をリアルタイムで本庁と共有することが可能となっており、県の施策の企画立案の参考になっているところでございます。

米国への情報発信につきましても、米国政府連邦議会関係者等の面談やテレビ会議、ニュースレターの発信、あるいは知事書簡の送付等として日常的に知事の考えや県の取組、沖縄の基地問題を丁寧に伝えているところでございます。

駐在活動は複数年にわたる地道な働きかけ等によりまして、米国側の関係者との信頼関係を構築することが重要であり、県としましても、引き続き駐在員を配置した形での業務を継続することが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、できれば簡潔にお願いしたいと思います。何度も聞いている答弁なので。

先ほどちょっと公室長から話がありました連邦議会調査局報告書、CRS。

すみません。私が以前2017年、翁長知事が何度も訪米しても当時のCRSの報告書には、1%の沖縄に25%の軍用地があるということでした。何度も知事が話をしても議会報告書ではそうでした。先ほど公室長おっしゃいましたけど、2019年6月13日の報告書と、2019年10月1日、2021年2月2日の議会調査報告書の比率について読み上げてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

まず2019年6月13日における記述につきまして

は、日本の国土面積の約1%に満たないにもかかわらず沖縄は在日米軍兵士5万4000人の半数以上及び全在日米軍専用施設・区域の約70%を受け入れているというふうな記述になっております。

一方で、2019年10月1日におきましては、在日米軍が利用する全施設のおよそ25%と在日米軍関係者の半数以上が日本の全国土の1%に満たない沖縄に配置されているという内容になっております。

○西銘 啓史郎君 2月は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時12分休憩

午後6時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 2021年2月2日の報告書でございますけれども、ここにおきましては、法的拘束力のない、沖縄県民によるレファレンダムによって72%の沖縄県民が基地建設に反対していることが示された。在日米軍が使用している全ての施設の25%が沖縄に集中し、さらに在日米軍兵の過半数が日本の国土の1%に満たない沖縄に駐留をしているという記述になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 要は知事、今まで知事も前知事も何度も沖縄から行かれました。1%に70%の専用施設があると言いながら、この議会調査局では25%とした表現しか使っていないんですよ。これはどういうことなんでしょう。皆さんの思いが伝わっていないのか、その辺はどうなのか。ちょっとどういう理由なのか御説明お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、数字が25%という状況になっておりますので、引き続き米国関係者に働きかけて連邦議会調査局に働きかけて正確な数字の記載に努めたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 要は、一生懸命現地のスタッフは頑張っていると思いますよ。しかし米国、よく皆さんがおっしゃる、与党の方もおっしゃる議会調査局で上がった報告書を金科玉条のごとくこれだけ数字を発表したとか。私からすると、要は我々が思うほど米国はそんなに専用施設を使ったパーセンテージも出さ

ない。要は共用、数字を出して使っていますと。政府がですよ、議会事務局が。そういう実態を分かった上でいろんなことを言わないと沖縄県民は今までずっと専用の7割7割ということしか聞かされていません。共用の25%ってということも県もあえて使わない。僕は事実は事実として伝えるべきだと思うんですね。そこをまず本当に現地事務所に対して効果をどう見るかについては、もう一度今回予算の件でもしっかり議論をしたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時14分休憩

午後6時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (2) 番に行きます。

宮古島市長選挙、浦添市長選挙、結果等について伺います。

ア、それぞれの争点は何であったか、民意とは何か、政治家の決断とは何かを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

宮古島市長選挙では市政の刷新か、継続か、浦添市長選挙においては、松本市長が国際物流特区を生かした経済振興等を公約に掲げる一方で、伊礼氏は軍港施設に反対することを公約に掲げていたものと承知をしております。

一般的に民意とは、人民の意思、国民の意見とされております。選挙においては住民が各候補者の公約等踏まえ、判断した結果が示されるものと考えております。当選された方は選挙の結果も踏まえ、自らの政治理念や様々な住民の声を総合的に判断し、課題解決に向けて施策を展開されるものと考えております。

○西銘 啓史郎君 休憩です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 例えば、私に例えて言わせていただきますと、自らの政治理念や様々な住民の声を総合的に判断し、課題解決に向けて施策を展開するという方向性で間違いはないと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、決断と判断はどのように違うというふうに知事は思っているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時16分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）辞書を引いたわけではありませんが、私での考えで申し上げますと、判断というのは様々な物事を勘案してある一定の考え方をまとめること、決断というのは一つの方向性を見いだしてその判断を下すことではないかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君）西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 後ほどこの件については、意見を申し上げたいと思えます。

次にイ、民意を尊重するとは何か伺います。

特に浦添市長選挙の件で知事がぶら下がりと話した——発言されたことを含めて、民意を尊重するということについて伺います。

知事、お答えください。

○議長（赤嶺 昇君）玉城知事。

○知事（玉城デニー君）それぞれの首長は自らの政治理念や選挙公約に加え、自身に託された負託の重みと全ての住民の意見や意思を踏まえて、施策の展開に望んでいくことであると思えます。

○議長（赤嶺 昇君）西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事は浦添施設については、軍港の移設については決断をされたんですね。これ確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時18分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）私の姿勢は、いわゆるSAC合意の浦添移設という方向性を翁長知事から継承し、そして移設に関する協議は移設協議会の枠組みの中で進められることというふうに認識をしています。

○議長（赤嶺 昇君）西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、浦添の相手候補、私どもからすれば相手候補ですが、伊礼候補が軍港反対で戦ったと先ほどありました。知事は公約の中にも誰一人取り残さないって言葉、常日頃おっしゃいます。私も大変耳触りがよくていい言葉だとは思いますが、政治というものは、誰一人取り残さないというのは基本的には理想としてはあり得たとしても、結果的には99対1なのか、80対20なのか、55対45なのか分かりませんが、取り残すことになると思えます。例えば浦添の反対の伊礼候補に投じた人たちは、知事が

浦添軍港移設することに対しては、知事は取り残すこととなります。これについてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後6時19分休憩

午後6時19分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）どのような状況が取り残されているという状況なのかということは、それぞれの考えがあらうかと思えますが、松本市長も市民が軍港が欲しいと言っている市民は一人もいない、自分も含めて一人もいないと発言しているように、いろいろな考え方がその選挙の中での争点になるであろうというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君）西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、実は先ほど判断と決断の話をしました。これ以前もしたかもしれませんが、判断というのは、頭で行って、決断というのは心でするものだと私は思っています。つまり、判断は自分の意思はある意味入らないんですよ。アンケートの結果が出たから、55対45だからこうします。決断は僕は自分の意思を表す。だから55対45でも長い目で見たら、何度も言いました、45が自分の中で決断をしたら45を進めるわけですよ。誰でもできるのは判断であって、決断はやはりその人一人しか僕はできないと思っています。ですから、那覇港の軍港移設については知事も決断をしたのであれば、迷うことなく伊礼候補を応援するかどうかは別としても、結果によっては何か考えるような変なニュアンスに捉えてしまうようなことは、僕は絶対避けるべきだと思います。これからです。ぜひその点については知事、どういう考えなのかもう一度聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君）玉城知事。

○知事（玉城デニー君）ありがとうございます。

議員の意見も参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君）西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次、2番に行きたいと思えます。

新型コロナウイルス対策について。

庁内各種対策会議及び経済団体（幹事会等含む）との会議等の開催実績とその対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君）保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、これまで82回開催しております。同会議では県内の感染状況を踏まえ、警戒レベルを確認した上で注意報・警報の発出、時短の要請、さらには緊急事態宣言の発出及びその内

容の協議など、県のコロナ対策を推進するに当たって重要な事項を決定しているところです。また、感染症専門家会議につきましては、これまでに15回開催して感染状況の分析や医療検査体制等の課題について意見を聴取し、県の対策に反映させているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 経済対策会議及び経済団体との会議等の開催実績とその対応についてお答えいたします。

まず庁内の経済対策会議につきましては、プロジェクトチーム会合を11回、緊急経済対策本部会議を4回開催し、沖縄県の経済対策基本方針の策定や感染拡大期における経済的影響を最小限にとどめるための対策を検討し、事業化につなげてまいりました。

それから経済団体との会議につきましては、沖縄県商工会議所連合会などの16団体等で構成される経済対策関係団体会議の本会議を5回、それから幹事会を3回開催し、同基本方針に係る意見聴取のほか、感染状況に対応した経済対策の方向性等について意見交換を実施しております。

県では団体意見を踏まえ、県産品の県外向けの送料支援及び奨励キャンペーン、それから学校給食への食材提供のほか、おきなわ彩発見キャンペーン第3弾の実施等の追加の経済対策を組み込んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 伺います。

経済対策関係団体会議、これ議長は知事だと思うんですが、知事はこの会議、今まで5回開催されてますが、何度御出席されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 知事には、初回参加していただいております。2回目以降は担当副知事である富川副知事と私のほうで意見交換をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 経済対策関係団体会議のメンバー、主要なメンバーでいいんで、個人名要りません。役職をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時24分休憩

午後6時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

代表的な団体で申し上げますと、一般社団法人沖縄県経営者協会会長さん、それから商工会議所連合会のこちらでも会長さん、それから観光関係も参加いただいております。沖縄観光コンベンションビューローの会長、それから宮古・八重山の観光関係の団体も参加いただいておりますので、おのおの団体の会長さんですとかに参加していただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私は経済のトップの方々が集まる会議で、もちろん幹事会は別ですよ。その会議に議長である知事が初回の冒頭だけ——実は私が調べるところによると第4回も冒頭のみっていうのは記録があるんですけども、いずれにしても知事、経済界の代表の方と本当にこういった話をしようという気がないのか、私日程調べてみました。1月18日10時半、冒頭で即挨拶をして退席されています。その後、会議15分後、庁内打合せで観光政策課、その後15分後に人事課、このほうが重要だったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） この会議の中では、経済対策、こういった経済対策が必要かということにつきましているいろいろな意見交換をしております。その結果を担当副知事の富川副知事と私のほうで取りまとめまして、知事に報告するというところを取っておりますので、そこは回数は確かに1回ではありますけれども、経済対策本部会議にこういったことを期待しているかということについては、知事の意向といえますか、考え方というものはしっかり伝わって、しっかりした意見交換ができたものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次の中でも質問したいと思いません。

3番、観光産業の実態把握とその支援策について。

(1)、観光関係団体等からの要請・陳情件数とその対応（面談者）と対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

令和2年度、観光関係団体からの要請となった件数は27件となっております。そのうち知事対応が4件、副知事対応が2件、部局対応が21件となっております。

県では要請に対する対策といたしまして、例えば空港へのTACO及びNAPPの設置ですとか、10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロ



ジェクト、域内需要を喚起するおきなわ彩発見キャンペーンや、家族でStay Hotel事業などを実施したところでございます。

県としましては、引き続き観光需要の回復に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、我々会派も、また会派を超えたメンバーでも観光産業の方々との意見交換、また現場視察に行つてまいりました。国際通り、それから平和通り、通り会。

私は常に知事をお願いをしているつもりなんですけれども、知事、ある協会の会長からこんなことを言われました。知事に会うことが本省の大臣に会うより難しいと、なかなか会ってもらえないということと言われました。知事、それを聞いてどのように思いますか。すみません。知事のお気持ちを聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 正直申し上げますと、私もしっかりと日程を取ってきちんとお話できるという時間をできるだけ取るように努力はしておりますが、その状況については秘書課の担当に調整を任せています。ですから決して会えない、会いにくいことはないと思うんですが、もろもろ諸般の事情でその接点がつくれないことも間々あるということも御承知おきいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私は12月、1月の知事の日程、ホームページから拾いましたけれども、ほとんど庁内打合せ、5分、10分、15分ですよ。私は担当に申し上げました。これはなぜ副知事が聞かないんですかと。副知事が話を聞けば——知事に先ほど言ったように経済関係団体会議は副知事と部長が会っていると。この中身が私よく分かりませんが、知事じゃなきゃならない説明なんですか、15分ごと。本当分刻みですよ。知事大変お忙しいと思います。その中で優先度ですよ。観光関係の団体の方がお会いしたい、切実なんです。

この間、勉強会をしたときにある旅行社の方の最後の説明の中に、今日を生きる、明日をつくるという言葉がありました。業界の方々は今日を生きるで精いっぱいなんです、知事。

それで知事はこの間、糸満の視察、ガマフヤーの方に会いに行かれました。これ聞きました、先ほど答弁ありました、先日。決して悪いことではありません。その足で糸満にある観光施設へ足を運ぼうとは思わなかったですか。団体客が落ちて、とつても苦勞している施設があります。これ名称はあえて申し上げません

けれども、その糸満の土地を見に行くタイミングが今なのか、観光産業が苦勞している、どっちが優先かと言ったら私は明らかに違うと思います。

ですから常に私は知事に申し上げたいのは、行動力あることも評価もいたします。しかしなぜ、そのときに観光産業の方にも会わない、代表会議にも出ない。そしてその中で経済をどうにかしたい。我々はウイズコロナであったはずですよ。そういう意味では私は本当に知事に対しては大変残念です。渡久地部長もすみません。いろんなことも直接夜中電話して苦言を申し上げたりしましたけれども、私は今本当に執行部の方々を見ていてどこまで危機感があるか全く感じられません。本当に大変なんです。売上げが7割、8割落ちるんですよ。自分の収入が7割、8割落ちてください。そこを本当に我々は観光立県沖縄というのであれば、そこは知事を先頭に副知事も含めてしっかり乗り越えないと、経済対策3月、4月打ったからって生き延びられるかどうか分かりません。この施設だって、来年4月には閉園するかもしれません。そのぐらいの危機感でみんな頑張っているんです。私も歯がゆいですよ、一県議としてできないことが。どれだけお叱りを受けて、どんなに僕が悔しい思いをしたか。もちろんそれでは次の提案にも行きますけれども、ぜひもっともっと、いや、実力以上に動いてほしいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 2番の新たな観光基本方針と危機管理計画についてですが、これについては、富川副知事、この新たな沖縄観光基本方針案、庁内でどのぐらい議論したかだけ教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 基本的な政策につきましては、観光基本計画がありますが、これはコロナに関して業界のほうから、我慢すべきは我慢するけれども光が見えないと。コロナが終息して後、観光をどういう方向に持っていきたいのかという議論がありまして、一応事務局から原案が来たんですけども、これはコロナが明けてあるいはウイズコロナ、アフターコロナの一つの方向を、光を見せてほしいという趣旨だったものですから、我々が議論した新沖縄発展戦略の中でこれ議論しましたので、将来的にはコロナが収まったらそういう方向に行ってもらいたいと。まず一番最初

に書いたのが、安全・安心の島という形でやっております。ですから先ほど来、足下の経済はどうなっているのか、対策はどうなっているのかという話がありますが、これはこれなりにやっておりますが、その趣旨は、計画に移す前にアフターコロナの方向という形でやりましたので、部局とも議論はしましたけれども、ほとんど我々が議論したものをそこに入れ込んだわけでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時32分休憩

午後6時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） もともとの経緯から御説明いたしますと、もともとは年度の初めに、ビジットおきなわ計画というのを策定いたしますけれども、今年度に限りましてはコロナがこれだけ蔓延している中、なかなか今年度の目標値、ビジットおきなわでは主に入域観光客数ですとか、今年度の目標値を出すことが主な目的でございますけれども、コロナ禍の中でそういったものを出すというのが今年度は困難だということがいろいろ議論の中で出ました。それに代わってウイズコロナ、アフターコロナにおける観光の在り方というのを——もちろん先ほど富川副知事がおっしゃいました、安全で安心な沖縄ということをして土台にして、次の第6次観光振興基本計画までのつなぎのものとして出せないだろうかといったところから始めたものでございます。その間、途中いろいろ経緯はございましたけれども、庁内で話し合い、最終的には富川副知事といろいろ意見交換をしながら、一応案という形で前回記者発表をしてお示しをさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 新聞によりますと、この後アドバイザー会議でいろんな議論をしてまとめるというふうにありました。新聞の中では、業界に希望を示す狙いというふうにありました。知事、私もこの資料を頂いて全部読ませていただきました。残念ながら、私はこの文章の中に希望は見いだせませんでした。ほかのアドバイザー会議の方々がどういう意見か分かりませんので、要は書いていることは以前と一緒なんです私からしたら。5次計画やまろもろ見ても。ですから富川副知事の思いが伝わってこないのは、非常に私は、私自身ですけれども感じましたので、ぜひアドバイザー会議でしっかり議論をしていただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時35分休憩

午後6時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 3番、観光に関する基金の創設についてであります。ア、県の各基金の創設状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

令和2年4月1日時点で34の基金が設置されており、令和元年度末の基金現在高は、総額で1296億4184万1000円となっております。基金の所管部局別ですが、知事公室が1基金、総務部が7基金、企画部が3基金、環境部が2基金、子ども生活福祉部が7基金、保健医療部が4基金、農林水産部が4基金、商工労働部が1基金、文化観光スポーツ部が1基金、土木建築部が3基金、出納事務局が1基金となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 イのほうに行きますけれども、沖縄振興特別措置法105条の4、基金について伺いたいです。これは企画部長ですか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 同条は、沖縄振興特別推進交付金を活用した基金の設置について規定されております。基金設置が認められる具体的な要件として、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要な不可欠であること。各年度の所要額をあらかじめ見込みがたく、弾力的な支出が不可欠であることなどの特段な事情がある事業の場合に基金が設置できることとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 企画部長、沖縄振興特別措置法の第4条の2の最初の項目を読み上げてもらってよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○西銘 啓史郎君 第4条と2の(1)のところでございます。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄振興計画、第4条「沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定め

るよう努めるものとする。』。そして次の事項について定めるものとして、第1号に観光の振興等に関する事項と規定されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 申し上げたいことは、振興計画の中の4条の——もちろん1から11までいろんな項目、離島も含めてありますけれども、観光の振興が一丁目一番地と私はこういう受け止め方をしているわけです。ですから先ほど総務部長が基金の中に、文化観光スポーツ部の1基金があると言いましたけれども、これすみません、詳細をもう一度説明してもらっていいですか。文化観光スポーツ部の1基金の概要と額。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） これは、博物館・美術館の収蔵品の収集のための基金ということで設置をしているものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君

○西銘 啓史郎君 そういう意味では、これはぜひこれからいろんなハードル高いかもしれませんが、私も個人的にもいろいろな勉強をしながら動きたいと思うんですが、一度、ホテル宿泊税を導入しようとしたときにそれを基金化する話がありました。40億からそのぐらいだと思いますけれども、それが今延び延びになっています。今まさしくそんな状況じゃないかもしれませんが、申し上げたいことは、国に対して観光立県沖縄——先ほど県民総生産の中でも十何%、15%とありましたけれども、13%か。いずれにしても、他県と違うということですよ、沖縄は。観光に依存するのが大きいので、有事のときに何かできるような基金の仕組みを、皆さんの知恵でどうかつくってもらえませんか。そのために私どもも汗をかきますよ。国に、政府に必要なものか、自民党に必要なものか分かりませんが、そういったことも含めて、観光立県ともし言うのであれば、胸を張ってこれからは観光立県として我々が生きていくのであれば、こういった基金についてももしっかり取り組んでもらいたいと思いますが、企画部長どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

観光に関する基金の創設、大変重要なことだというふうに認識しております。

議員御承知のとおり、まず観光に関する目的税の導入ということを検討いたしました。その適正な管理・執行の観点から基金を設置して、他の歳入と区別して管理していきたいというところで検討は進めている

ところでございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、税そのものの検討が今止まっているというところでございます。そこで基金は検討しましたけれども、今議員おっしゃった沖縄振興特別措置法に基づく基金の創設ということに関しては、先ほど企画部長からもございましたとおり、沖振法の105条の4の第2項にございますけれども、そこに書いてあります要件がいろいろございます。そういった課題を一つ一つクリアすること、そういった課題がございまして、それについては関係機関などと意見交換を行って研究はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先ほど判断と決断の話をしましたけれども、部長の皆さんにはやはり政治的な決断というのは私は求めません。皆さん、やはり法律にのっとり、こういう法律の中ではこれはできないとかあると思います。しかしそれを乗り越えるやり方が僕はあると思います。そのために知事がいらっしゃる、副知事がいらっしゃる、我々議員がいると私は思っています。ですから無理だということで諦めないで、ぜひこういう緊急だということを含めて何らかの策をお互いに考えていきたいと思っております。

よろしく願います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時41分休憩

午後6時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 4番に行きます。

県民への情報提供と県のホームページの改善についてでございますが、(1)、記者会見の方法についてこれは誰に対して、どのような頻度でやっているかをお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時42分休憩

午後6時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 記者会見の方法についてでございますけれども、県におきましては、県政の重要事項等について効果的に情報発信を行うため、知事、副知事、部長等による記者会見を開催しております。

知事の記者会見は、県と県政記者クラブの共催で定例記者会見として毎月2回程度開催し、また重要施策等の発表や突発的な事件・事故の発生など、必要に

じて臨時記者会見として開催しています。記者会見を開催することにより、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミの報道のほか、ホームページ、SNS等ネット媒体により県民のみならず、県内外へ広く情報発信を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ここから先は提言なんですけれども——要望と言いますか、私も何度か知事の記者会見を居室で見えています。1月19日、緊急事態宣言のときに6時から始まると聞きました。私、部屋ですっと待っていました。始まったのが6時40分です。マスコミの方に聞くと、定刻で始まるのがほとんどないと言われました。これは知事、広報の方にも私は苦言を呈しましたけれども、遅れる理由があるというのは全然否定はしません。じゃあと30分ちょっと延びますとか、議会でも言うじゃないですか何分後になりますとか。これをぜひやってほしいので、まず1番は定刻の厳守。それから2番目、音声、記者の質問が聞き取りにくいです。3つ目、ブリーフィングの動画が流れません。部長クラスの質疑です。4つ目、知事のコメントはホームページで見られますけれども、記者とのやり取りは載っていません。Q&Aも載せてください。じゃないと、あの放送を見られる人というのは限られています。

それともう一つ提言、今県の持っている広報課の予算を聞いたら、1億3400万あると聞きました。うまんちゅ広場、4000万くらい使っていますけれども、この間私、知事のしまくとぅばと国保の動画を見ました。今はそうじゃないでしょうと思います。もちろんいろんな番組の制作の枠があるかもしれませんが、今大事なことは、知事が直接あの枠を使って県民に対してちゃんと話すことですよ。知事は、記者会見でメッセージを出してはいたってテレビの向こう、あの動画を見られる人は限られているんですよ。それを考えたら知事、記者会見の方法を考え直すべきだと僕は思いますが、ぜひそれについて知事、一言何かあればお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時44分休憩

午後6時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） もろもろの御提言ありがとうございます。

確かに、時間がずれるときにはきちんと前もって連

絡をすること、それから記者の音声が明瞭に拾えること、一つ一つはこれはできる努力だと思いますので、しっかり努力していきたいと思います。

それから、ブリーフィング動画、やり取りの内容については、角度や設備などの関係もありますので、それも企画調整課のほうでしっかりと検討してもよろしいかと思います。

ただうまんちゅ広場については、委託会社——要するに映像を流す委託会社等のスケジュールや番組の内容があらかじめこういうことを載せたいということのスケジュールが決まっているということで、話を聞いておりますので、私からも先般、確認をさせていただきまして、約1か月半から2か月前には内容が決まるということもあるので、できれば前もって次はどういうことをしますということで、お互いに情報交換しましょうということにさせていただきました。

いずれにしても、県からの情報発信をできるだけ多くの県民の方々に届けられるようにしっかりと精査をし、努めていきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは答弁要りませんけれども、うまんちゅ広場の予算4000万の中にQ A B、R B Cが入っているんですがO T Vが抜けているんです。O T Vの役員にも聞きましたけれども、あまりよく分からなかったんですが、これは特に質問ではないので結構です。できたら全局平等に入れたほうがいいんじゃないかと思います。

2番に行きます。

モーニングスマイルのホームページ掲載についてですが、まず目的について総務部長か知事公室長か分かりませんが、確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

モーニングスマイルにつきましては、毎週月曜日には知事から職員及び来庁者に向けた庁内放送として行っております。その内容につきましては、県が実施する各種イベントや季節の事柄、沖縄の年中行事などを伝え、情報の共有や職員間のコミュニケーションに寄与することを目的としているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時47分休憩

午後6時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員、今御質問のとおりに、士気高揚という言葉を使っておりましたけれども、趣旨が変わったというよりも、むしろ情報の共有と職員間のコミュニケーションというところが寄与するということで、今回こういった形で答弁させていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これも一度お願いしてまだ実現していないんですが、ぜひ検討いただきたいのですが、これは部長でいいんですが、議会棟にいると聞こえないんですよ、知事のモーニングスマイルは。これも前にお話ししましたけれども、時差出勤の方もいらっしゃいますよね、県の中で。9時に来られない方は、知事の音声を聞けないんです。どこかに貼っていると言っていましたけれども、これホームページに載せてくださいよ。毎週1回でいいですから。我々も見られます。そんな難しいことじゃないと思うので、モーニングスマイル毎週載せてください。

それと私が申し上げたいことは、以前池田公室長のときには士気高揚という言葉を使っていました。私は知事のメッセージを全部聞いているわけじゃないので分かりませんが、強弱があってもいいと思います。しかし士気高揚に、こんなタイミングでこういう話をしていいのかということも時々あります。詳細は全然聞いていないので分かりませんが、それについてはぜひ検討もいただいて、知事がお話ししたいことをしっかり士気高揚含めて緊張感を持ってやってほしいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 3番目、知事交際費の支出基準について伺います。

基準の有無等お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

知事は、県行政の円滑な運営を図るため県を代表して慶弔行事、来訪者への接遇等を行っており、それらに要する経費が知事交際費であります。交際費の執行につきましては、過去の支出実績、自主的な基準といたしまして社会通念上必要と認められる接遇、儀礼、交際等に要する経費に支出をしているところでございます。

以上でございます。

○西銘 啓史郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 交際費全般費の基準というものは設けておりませんが、現在過去の実績を元に支出をしているということでございます。交際費の支出状況の透明さを図るため、他県の状況も参考に支出基準の設置に向け検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 交際費の欄もホームページを見ると、沖縄特有の香典や供花が多いんですけども、この出す判断基準というのはどなたがされているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

香典につきましては、内規香典等取扱要領に基づきまして執行しておりまして、これにつきましては例えば国会議員であれば3万円、そういった形で県功労賞受賞者であれば1万円といったような形で支出をしているという状況でございます。

○西銘 啓史郎君 すみません、誰が判断しているかっていうのは……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 秘書課のほうで新聞等をチェックした上で、支出をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 じゃ、知事はこの葬儀には毎回参列しているという理解でよろしいですか。知事お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時53分休憩

午後6時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ほとんど参列しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは大きな問題ですよ知事。交際費は県の税金ですよ。公職選挙法御存じですか。代理で届けることは駄目なんです。知事は年間40回くらい出ています、数えると。今出ていないって言っていましたよね。ということは知事、これは公職選挙法違反です。国会議員も退職した人がいっぱいいますよ。それについてもう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。  
午後6時54分休憩  
午後6時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。  
知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 香典の支出に当たりましては、沖縄県知事という形で氏名までは出していないという状況でございます。

○西銘 啓史郎君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。  
午後6時54分休憩  
午後6時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 繰り返しになりますけれども、沖縄県知事という形で出しております、この場合は公職選挙法に違反はしないというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと相手先がよく見えないんですよ。個人名だけで5000円だったり、香典が1万円だったり2万円だったり。ほかの都道府県、那覇市も調べてみましたがどれも必ず書いています。市功労者とか、市職員とか個人名の後にです。それについてどう考えるかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、沖縄県において相手方の氏名のみということになっておりまして、この分につきましては他県と九州各県調べていますけれども、九州におきましては福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島といった5県においては、氏名と関係性を載せているという状況でございますので、そういったことも参考に、より透明性を高める、分かりやすさという意味合いでも、その辺のところを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 最後に、我が党関連ですけれど

も、バイデン大統領へのメッセージの発出日と作成者について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。  
午後6時55分休憩  
午後6時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。  
知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。  
昨年11月10日に米国大統領選挙において、ジョー・バイデン大統領が当選を確実にされたことを踏まえまして、その場合に祝意と併せて、米国と沖縄の歴史的、文化的なつながりや日米同盟における沖縄の役割、過重な基地負担にも触れる形で沖縄の米軍基地問題などに理解を求めるため、県から書簡を送付したところであります。  
これについては、玉城……。

○西銘 啓史郎君 公室長、ちょっと時間がないので簡潔に、誰がつくったのか。発出日が11月10日と言いましたよね。

○知事公室長（金城 賢君） はい。11月10日に……。

○西銘 啓史郎君 1月も出していませんか。

○知事公室長（金城 賢君） はい、1月も出しておりますけれども、そのとき沖縄県知事玉城デニーという形で……

○西銘 啓史郎君 休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。  
午後6時57分休憩  
午後6時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。  
案文は、本庁のほうで作成をいたしまして、ワシントン駐在で内容確認、英訳もしていただいて知事にも確認をした上で、書簡を発送したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。  
午後6時58分休憩  
午後6時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。  
西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私が申し上げたいことが何点かあります。  
まず11月10日、バイデン大統領の選挙当選はまだ確定していないと思います。それが一つ。  
それから1月13日に出したものの。ワシントンの最終報告書の中で、ワシントンDCの事務所の英語の資

料の必要性とか、単語が適切でなかったとかいろんな指摘がされています。誤解されやすいとか。今回私も文書を見て——これは実は私的にもこの1月の文書ですけれども、英語の表現が少し気になったので専門家に見てもらいました。そうすると、これはお友達への手紙ではないという前提からすると、外交的な書簡にすると祝意と要請を一緒にしたら駄目なんですから、外交上のルールだそうです。

ですから何を申し上げたいかという、知事が出した文書が外国では僕は失礼に当たっているんじゃないかという気がして、この辺大変心配なんです。前、翁長知事が出したときにも文書を見ましたけれども、これは祝意だけでした、ほとんど。

ですから知事、文書を出すことは私は前にも申し上げました。北朝鮮にも出そうと思えば出せるわけです。議会のチェックなしに。ですからこういう文書を出すときには、私は何らかの……

○議長（赤嶺 昇君） まとめてください。

○西銘 啓史郎君 チェック機能がないと大変なことになると思いますので、それを強く提言、苦言を申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

[仲村家治君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時0分休憩

午後7時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 沖縄・自民党、仲村でございます。

本日はあと3人残っておりますけれども、時間内に終われるように努力しますので、最後までよろしくお願いたします。

通告の質問に入る前に、2月26日に発生した航空自衛隊那覇基地内の泡消火剤流出事故についての追加質問をさせていただきます。

本件につきましては、質問通告後に起こった事故であります。議長と執行部には連絡を済ませております。先例を踏まえて質問を行います。

1、2月26日に航空自衛隊那覇基地内で発生した、泡消火剤の流出事故の詳細についてお伺いします。

2、事故後の対応についてお伺いいたします。

それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

1、海の安全・安心について。

(1)、水上安全条例の改正案の詳細について。

(2)、自然海岸の安全・安心を県としてどう確保す

るか。同時に神奈川県等の体制をどう見るか。

(3)、ハワイのライフガード体制の研究と沖縄県への導入について、どう考えるか。

大きな2、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法、跡地利用特措法について。

(1)、沖縄県内の自衛隊基地の中で、復帰後に米軍基地から自衛隊基地に変更された施設を伺う。

(2)、沖縄県軍用地等地主会連合会からの要請の内容について伺う。

(3)、跡地利用特措法に在沖自衛隊施設用地についても適用対象にとの要請について。

(4)、那覇市議会において平成29年3月7日に「那覇空港隣接地への国際物流等に活用する産業用地の拡張と那覇港の大型クルーズ船対応新施設の早期整備へ支援を求める意見書」が賛成多数で可決されました。この意見書の中の「自衛隊基地のモノレール線路以北の返還を図る」という文言に地主会は議会に抗議をしました。すなわち陸上自衛隊那覇駐屯地の地権者は、突然に出された意見書に猛烈に抗議をしました。この件は承知しておりますか。あわせて那覇市当局の考えを確認したい。

大きな3、港湾計画について。

(1)、浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成にあたっての考え方（案）の進捗状況について。

(2)、沖縄県知事として、民港の形状案作成作業についての所感を伺う。

大きな4、那覇港湾施設（那覇軍港）の移設作業について。

(1)、沖縄県、那覇市、浦添市の三者会談を早急に開催し、那覇軍港に関連した協議会を開催すべきだと考えるが、知事の考えを伺う。

(2)、去る令和3年2月2日の那覇港管理組合議会の一般質問の中で、玉城管理者（知事）が奥間議員（那覇市議）の質問に対して、那覇港湾施設那覇軍港の浦添埠頭への移設計画を速やかに進めるべきだと認識していると答弁をしました。この答弁の真意を伺いたい。

(3)、知事の那覇軍港先行返還について伺います。

続きまして、代表質問に関連して。

照屋守之議員、1、知事の政治姿勢について。

(1)、次期沖縄振興計画で国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積を掲げ、臨空・臨港都市を形成するとしている。那覇軍港と那覇空港の近接地が想定されるが、地主や那覇市及び国との調整はなされているか、財源の確保はどうか見解を問う。

1の(4)、浦添市長選挙で、現職の松本市長が3選

を果たした。争点的那覇軍港の移設は市民の信任を得たと考えるが、知事の見解を伺いたい。また、知事は、移設容認を明確にしながら移設反対を公約とする候補の応援に入っている。知事の政治姿勢として一貫性を欠いているのではないかと伺います。

下地議員の大きな2、観光振興について。

(1)、昨年から新型コロナウイルス感染症の影響で県内観光は深刻な打撃を受けている。回復に向けた取組が進んでいない中で、観光業や関連企業の影響の実態と回復の程度について伺いたい。

ア、2019年、2020年度の実績と雇用関係についてのデータを伺う。

イ、沖縄県バス協会からの要請について。

①、要請内容について。

②、路線バスや貸切りバスへの支援について、他都道府県（北海道）などの事例の調査を行い、沖縄県独自の支援を検討したか伺います。

ウ、マリンレジャー業者などのコロナ禍での影響を伺います。

以上でございますけれども、再質問をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設（那覇軍港）の移設作業についての御質問中の4の(1)、三者面談等の開催についてお答えいたします。

去る2月12日、浦添市から三者面談を行いたいとの申入れがありました。これを受け、三者面談の日程について、県議会や両市議会の日程などを踏まえ、調整を行っているところでありますが、三者面談については意思決定の場ではなく、あくまでも意見交換の場であると考えております。また、那覇港湾施設移設に関する協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。現在、那覇港管理組合において、令和2年度内を目途に浦添ふ頭地区における民港の形状案を作成しているところであり、移設協議会はこれを踏まえて開催されるものと承知をしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長（日下真一君） 1、海の安全・安心についての質問のうち(1)、水上安全条例の改正案の詳細についてお答えいたします。

まず初めに、県及び海域等利用者の責務の新設について説明いたします。

近年の県内海域等における水難事故の発生は、全国と比較して高止まりで推移しており、水難事故者のうち事業者を介さない一般の海域等利用者が約8割を占めております。今回、県の責務を設けることによって市町村等との関係が明確になり、市町村等と協力して水難事故防止対策を実施するほか、市町村等における主体的な活動を促して支援するなどきめ細かな水難事故防止対策が期待できます。

また海域等利用者についても、一人一人が水の危険性を理解し、自らが危機管理を行うことが重要であり、海域等利用者の責務を設けることによって県等が行う広報活動等の水難事故防止対策の効果も高まるものと考えております。このほか海域等利用者の生命・身体及び財産を保護するため、海域レジャー業等の欠格事由、悪質業者の排除及びシュノーケリング業を届出の対象とするなどの規定を新設することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長（上原国定君） 1、海の安全・安心についての御質問のうち(2)、自然海岸の安全・安心の確保についてお答えいたします。

自然海岸における安全管理については、県警や海上保安庁等の関係機関及び沖縄ライフセービング協会等の関係団体と意見交換を行っているところであります。また、他県における取組状況を調査しているところであり、今後はその調査結果を分析し、県としてどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に3、港湾計画についての(1)、民港の形状案の作成についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

那覇港管理組合においては、浦添ふ頭地区調整検討会議を今年度10回開催したところであり、浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成にあたっての考え方（案）を取りまとめ、その考え方（案）に基づき、物



流空間、人流・交流空間それぞれの形状案の作成作業を行っているところであります。那覇港管理組合は、コロナ禍における状況を踏まえながら、令和2年度内を目途に、浦添ふ頭地区における民港の形状案すなわち港湾計画の方向性を導き出したいと考えているとのことであります。

県としては、引き続き那覇市、浦添市、那覇港管理組合と連携し、浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的・技術的な検討を進めて論点を整理し、港湾計画の方向性を導き出せるよう取り組んでまいります。

次に4、那覇港湾施設（那覇軍港）の移設作業についての御質問のうち(2)、那覇港管理組合議会における答弁についてお答えいたします。

那覇港管理組合議会の令和3年2月定例会における、計画は速やかに進められていくべきものと認識しているとの答弁については、令和2年度内を目途としている浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成について、遅滞なく協議が進められるべきものとの考えによるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君）文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）初めに、海の安全・安心についての(3)、ハワイのライフガード体制の研究と県への導入についてお答えいたします。

ハワイ州ホノルル市郡では、海等の安全を担当する部署において、ライフガードが配置されており、日中、ビーチへ常駐していると承知しております。ハワイと我が国との組織・制度の違いはありますが、観光客に対する安全・安心なマリネジャーの提供等につきましては引き続き関係機関と連携し、特に旅前での安全啓発活動等を実施してまいります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての(2)、観光産業の経済波及効果の2019年度と2020年度との比較についてお答えいたします。

観光産業の経済波及効果の2019年度と2020年度との比較につきましては、年度が終了していないことから、2020年度の観光産業の経済波及効果が計測できず定量的な把握が困難となっております。なお、2020年4月から2021年1月までの観光消費額が対前年同期比で4708億円の減、率にして73%減少していることから、2020年度の観光産業の経済波及効果につきましても、2019年度に比べて相当数減少しているものと考えております。

同じく5の(3)、貸切りバスへの支援についてお答えいたします。

県では、他県が実施する貸切りバス支援を参考に、バスツアー等の代金の一部を補助するおきなわ彩発見バスツアー促進事業等を実施し、貸切りバスの全体的な需要回復に努めております。また、貸切りバスを利用する修学旅行需要の確保に向けた取組として、安全対策動画及びガイドラインの周知に加え、旅行中に感染の疑いが生じた生徒に係る滞在費などを支援する事業を実施し、学校等関係者の関心がより高い安全・安心な環境の整備・発信を行うことで、実施予定校のキャンセル防止に取り組んでいるところであります。

同じく5の(4)、新型コロナウイルス感染症によるマリネジャー事業者への影響と実態についてお答えいたします。

一般財団法人沖縄マリネジャーセイフティビューローや主要なマリネジャー事業者団体及び複数のマリネジャー事業者へ聞き取りを行ったところ、事業者ごとに状況は異なるものの、売上額は前年度と比べて約5割から8割程度の減、また、Go Toトラベル停止後の予約のキャンセル増など、影響を受けている事業者が多いとのことでした。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君）知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君）2、跡地利用推進法についての(1)、復帰後に米軍基地から自衛隊基地に変更された施設についてお答えをいたします。

復帰後、米軍から自衛隊に引き継がれたものとして、航空自衛隊が那覇基地や那覇基地与岳岳分屯基地など8施設、海上自衛隊が沖縄基地隊や沖縄基地隊具志川送信所の2施設、陸上自衛隊が那覇駐屯地や那覇駐屯地八重瀬分屯基地など8施設、合計18施設あるものと承知しております。

2、跡地利用の推進法についての(4)、那覇市議会意見書と那覇市の考えについてお答えをいたします。

平成29年3月7日に、那覇市議会において、「那覇空港隣接地への国際物流等に活用する産業用地の拡張と那覇港の大型クルーズ船対応新施設の早期整備へ支援を求める意見書」が賛成多数で可決されたことは承知しております。那覇市は、去る2月18日の市議会において、本市に所在する自衛隊基地は、地権者の皆様において返還を求めるような合意形成がなされていないこと、地権者への使用収益前の給付金制度等の駐留軍用地の跡地利用と同様な法整備がないこと等から、現状では返還を提案する方針は計画しておりませんと答弁しているものと承知しております。

4、那覇港湾施設（那覇軍港）の移設作業について

の(3)、那覇港湾施設の先行返還についてお答えをいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果が高い地域であり、早期返還の要望が高い施設となっております。また、米軍は民間バースを利用しており、那覇港湾施設は利用が減少し、遊休化しているとの話があることや返還までに長い時間を要することが見込まれることを踏まえ、昨年10月に加藤官房長官及び岸防衛大臣に対し、代替施設の提供に先立ち、早期の返還を要請しております。

6、那覇航空自衛隊基地内での泡消火剤流出事故についての(1)、航空自衛隊那覇基地で発生した泡消火剤流出事故についてお答えをいたします。

2月26日に航空自衛隊那覇基地で発生した泡消火剤の流出事故について、同基地に確認したところ、同日15時30分頃、航空自衛隊那覇基地内にて泡消火設備のP F O S含有泡消火薬剤を非P F O S薬剤へ交換した後、放射圧力試験を実施した際、消火配管が破裂し、非P F O S薬剤が流出したとのことです。また、同基地内の水路において消火剤が確認されたものの、せき止め作業を行ったため、基地外の河川への流出は確認されておりましたが、消火剤から発生した泡の一部が基地外へ飛散したとのことです。その他、同消火剤にはP F O Sを含有していないこと、毒性または損傷性はほとんどないこと、基地内にて回収を行った消火剤を含む6000リットルの水については産業廃棄物として処理すること等について報告を受けております。

同じく6の(2)、事故後の対応についてお答えをいたします。

県は消火剤流出の通報を受けて直ちに、航空自衛隊那覇基地に対し、P F O S等の有害物質の含有状況、流出及び飛散の状況、関係部署への連絡状況などについて確認を行ったところであります。その際、消火剤にはP F O Sを含まないこと、基地外の川への流出は確認されていないが、消火剤から発生した泡の一部が基地外へ飛散したこと、那覇市及び豊見城市には連絡済みであることなどの回答を受けております。また、基地対策課のツイッターにおいて、事故の発生と消火剤にP F O Sが含まれていないことについて情報発信を行いました。現在、同基地に対し、消火剤におけるP F O S以外の有機フッ素化合物の含有状況、基地内へ漏出した消火剤の回収状況、基地内の消火剤回収時に使用した洗浄水の流出状況について確認を行っており、今後、那覇市や豊見城市とも連携し対応して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 2、跡地利用推進法についての(2)及び(3)、沖縄県軍用地等地主会連合会からの要請について。2の(2)と2の(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

1月7日に、沖縄県軍用地等地主会連合会会長から知事に対し、1、跡地利用推進法の延長、2、同法の基本理念が継続して反映される措置を講ずること、3、自衛隊施設用地を同法の適用対象とすること、4、給付金等の支給上限額撤廃、5、拠点返還地の指定要件緩和について要請がありました。

県としましては、駐留軍用地の跡地利用を有効かつ適切に推進するため、法の延長と必要な制度の改正を求めていくこととしております。一方で、同法は駐留軍用地及び跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み制定されていることから、自衛隊施設用地は同法の適用対象となっております。

次に5、我が党の代表質問との関連についての(1)、新たな振興計画についての御質問でございます。

新たな振興計画(骨子案)には、自衛隊施設用地の活用について、盛り込まれておりません。また、現時点では、自衛隊施設用地の具体的な返還が予定されていないことから、新たな制度等についても検討していないところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

休憩いたします。

午後7時32分休憩

午後7時33分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲村 家治君 まず航空自衛隊の泡消火剤の流出の件ですけれども、私の地域でもありまして、風に乗ってシャボン玉の大きなものが舞って一時期騒然としたということなんですけれども、今公室長から答弁ありましたように、速やかに自衛隊のほうからも連絡があって那覇市にも豊見城市にも連絡があったということです。ぜひそれはそれとして再発防止を強く要請していただきたいなと思っております。これはもうよろしいです。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時33分休憩

午後7時33分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲村 家治君 それでは海の安全・安心について先ほど本部長から水上安全条例の改正案の詳細をお聞きしたんですけども、一応私もこの件に関しては初当選以来3度質問をしております、ちょうど改正時期ということと、知り合いにマリトレジャーとかスポーツ関係者がいたものですから、ずっと追っかけて質問をしております。また、本部長は就任初めての本会議ですので緊張なさっていると思うんですけども、先ほど新たに県の関係とか市町村のお話があったんですけど、再度その辺についてお答えいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、特に事業者を介さない、一般の海域等利用者の事故というのが約8割占めているところがございます、そういったことがありますので、やはり県・市町村等にも一定の役割を果たしていただいて、県全体でこういった防止対策を講じていくのが重要であるということで考えておまして、そういったために今回県の責務、それから利用者に関する責務というも設けさせていただいているのが案文でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、去年はコロナでパブリックビーチ、指定管理とか市町村が運営しているビーチがゴールデンウィーク以降、夏休みも含めて閉鎖をされました。そこで何が起こったかという自然海岸、管理をされてない海岸で県民や観光客が海水浴とか水遊びをして、全て安全な海岸線ではなくて、まず問題なのは管理者がいない、そういった海岸線で小さな子供たちが水遊びをしている。また浮き輪で遊んでいるという大変危険な状態を私もパトロールして目の当たりにしたんです。6月の初当選したときに知事にも質問したんですけども、知事は公約の中でこのライフガードやライフセービングの地位向上を進めていきたいというお話をなさって、それから県警はじめ土建部、また文化観光部も一緒になって海保も含めてこの辺の自然海岸の安全性の確保のためにはいろいろとミーティングをしているようなんですけども、知事としてこの自然海岸の安全の確保というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般、条例の改正案が提出され、さらには沖縄マリトレジャーセイフティビューロー（OMS B）も人員体制が強化されるなど、

着実にこの安全・安心の島沖縄のマリトレジャーに対しての取組が進んできているものというように認識をしております。現在海上保安庁等の関係機関や沖縄ライフセービング協会等の関係団体と意見交換を行っておりますので、自然海岸利用の場合の取組をどのようにするか、さらに意見交換をしていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事ぜひですね、知事が私への答弁にイチャングビーチという方言で話していただきましたので、イチャングビーチ課でもつくっていただいて、この安全を——安心・安全をぜひ横断的な形でチームをつくらせていただきたいと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 関係機関とよく意見交換をして、しっかり検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、2番目の沖縄県駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用特措法なんですけれども、知事、今言われているのは閣法、要は国の法律なんですけど、以前は軍転特措法と言われておまして、最初は議員立法で始まった法律であります。当時私は国会議員の秘書をしております、上原康助先生が先頭になって議員立法の作業をして私もその一員だったんですけども、大変な壁がありました。特に大蔵省は、これに対して理解を示さず逆に自民党の大物先生を使って邪魔をするような形で、それまで駐留軍用地の跡地利用というのは一銭も払わない状態だったんですけども、先ほど自衛隊基地は対象外だと。ただ先ほど答弁にもありましたように、沖縄本島特に那覇基地をはじめ戦後米軍基地から派生している基地で、それも復帰前にアメリカの担当者と外務大臣が速やかに移行するような覚書の中で、地主さんには関係なく米軍基地から自衛隊基地に移ったという生い立ちがあります。その中で、今先ほど臨空・臨港の件とか那覇軍港の跡地利用に何かかけて自衛隊基地とかあのエリアのほう開発をしたいという、何かのろしのような形で常に何回かばんばんって上がっているんですね。私はそれはそれでいいんですけども、特に陸上自衛隊の那覇駐屯地の地主会の皆さんからすると、大変恐怖心があるんですよ、やっぱり跡地の保証もなく返還されるということに対して。地主の皆さんは新都心が25年、30年もほったらかされたじゃないかと。それは何かというと、この軍転特措法がない時期だったんですよ。だから地主

の皆様は肌で感じているんですね。だから確かに厳しいかもしれないですけども、知事この辺の沖縄の特殊事情に鑑みて、少なくとも沖縄の在沖の自衛隊基地も跡地促進法について、何らかの形で付随して保障できるように次期振計の中で位置づけできないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時41分休憩

午後7時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 10年前、跡地利用推進法の策定を国に要請するに当たって、自衛隊用地も含めていただきたいということで、要望した経緯がございます。

その際には先ほど議員おっしゃっていたように、米軍として長期使用があったという歴史的背景等々、それが自衛隊施設用地として日本政府に引き継がれたという点も含めて要請したところです。国からは、自衛隊基地については立入調査などは国内法でいろいろ対応できる。米軍の特殊性とは違う。特殊性がないとなかなか法律は難しいという点と、まず自衛隊基地の返還予定はないという指摘を受けたところです。今後、新たな沖縄振興計画の策定の議論の中で、自衛隊施設用地が返還されることを想定する場合は、課題を抽出して、課題が明確になれば県として必要な対応を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 部長のおっしゃっていることは実は2019年、那覇空港地主等の皆さんと、防衛沖縄担当、そして自民党の三役の方に要請してきました。全く同じことをおっしゃっていましたが、ただこの地主、地権者の不安を払拭するためには何が重要なのかということが一番大切で、もちろん駐留軍と自衛隊基地は違うところを同じような扱いはできないとおっしゃっていたんですけど、ただ土地連の要望書の中にもそれを踏まえて、同一適用が困難の場合であっても自衛隊施設用地の跡地利用に当たっては地権者に過重な負担がかからないような様々な視点から検討していただきたいと、わざわざこれ書いているのはそういう難しさが地主の皆さんは分かっているからなんですね。ですから知事、これをただ単に難しいからということで切るのではなく、例えば10年前の沖縄の中で戦後処理という項目が新たに追加されたら僕は覚えているんですけども、その根拠になるのは

旧軍飛行場問題があったからそれを入れたと。昭和18年問題と言われているんですけども、当時小禄基地、嘉手納、何か所か旧軍が接収した土地がほとんどお金を払われていない状態で接収されたということで、なかなか壁を乗り越えることができなかったんですけど、これを載せることによって解決をしています。何か所か解決しているんですけども、そういう意味で、ある意味で言ったら戦後処理の中の生い立ち、米軍基地だったというこの生い立ちは、在沖の自衛隊基地はまさしくそういう歴史を踏まえて戦後からずっと地主は自分の土地を切り離されてきたわけですから。ぜひこの辺の地主の気持ちを最大限配慮していただいて、何らかの形で対策を取っていただきたいんですけども、もう一度知事答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、非常に難しい問題であるということも認識しておりますが、やはり県民の声をどのようにして政府にしっかりと届けていくかということについてはさらに研究調査を深めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひよろしく願いいたします。

それでは3の港湾計画に移らせていただきます。

先ほど知事公室長からでしたか、土建部長かな、民港の在り方、今年度中に考え方をまとめたいと。もう3月1日ですのであと1か月しかないですけど大丈夫なんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 目指すべきは令和2年度内を目途に民港の形状案、すなわち港湾計画の方向性を導き出したいと那覇港管理組合は方針を持っておりますので、しっかり県も協力しながらやっていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 私も那覇港管理組合の議員をしております、実は2月12日に百条委員会という委員会がありました。そこで松島さんが証人として来たときに、この埠頭の形状案の取りまとめについてどうですかと質問したら、当初の予定からは遅れがあると述べています。これがどういう形で遅れているのかというのは、12日ですから、あれから3週間以上たっているのですピードアップしてやっているのかなと思うんですけど、もう一度土建部長、この辺について確実に年度内にこの考え方がまとまるか御答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 確かに遅れぎみだという話はございましたけれども、方針として令和2年度内を目途にまとめるという目標は変わっていないものと認識しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 富川副知事、実は先ほど企画部長がお話しなされた、次期振計の骨子案は2020年12月31日のタイムスに載っていたんですけども、この記事は承知しておりますでしょうか。その中で、自衛隊分屯地の活用なども見込んでいるという文言があるんですけども、最終的にはこの文言が消えているんです。実際にそういった検討がなされていたのかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

臨空・臨港産業につきましては、沖縄21世紀ビジョンそれから同基本計画、アジア経済戦略構想の中にもちゃんと載っております、次期振計においては当然ながら臨空・臨港におきましては、那覇市の総合計画等々を基にしないといけないということで、県としまして大枠でやっぱり空港と港湾はリンクして有機的につなげるべきであると。経済界からもシー・アンド・エアという言葉が要望として上がっておりまして、大枠はこういう方向で行きながら、具体的なことはおっしゃるように那覇市とか地権者の意見を聞かないといけませんので、大枠でやって、その後は詰めていきながら実のあるものにしていきたいという考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 まずそのように御配慮いただいて最終的には文言がなくなったというのは、よしとします。ただやっぱり誰が見ても那覇軍港の跡地、そして空港、那覇の港湾併せて沖縄の物流の要でありますし、また次の未来に向けての本当に大変貴重な空間・地域でありますので、ぜひ振計でしっかりとした形で、できたら富川副知事を先頭にやっていただきたいんですけど、もう少しで任期が終わるようですので、また応援していただいてぜひ自民党のアドバイザーになっていただきたいなと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時50分休憩

午後7時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 知事、聞きづらいことを聞きます。

那覇軍港の先行返還について、11月議会で知事は

休んでおられたので謝花副知事に質問をしたんですけども、先行返還が全く悪いとは思ってないですよ。なぜかというところ4割は国有地なので、その活用が地主さんに迷惑にならないんだったらいいのかなっていうのはちょっと思っているんです。ただ地主さんの考え方、那覇市の考え方がありますから、ぽっと先行返還という言葉が出ることによって不安を与えるので、できたら那覇市、地権者、知事3者で同じテーブルについて、まずは意見交換をしたらどうかと言ったんですけども、それに対してどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議会でも議員各位からぜひそういう方々の声を聞いてほしいという要望もいただいておりますので、その方向性で検討させていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 取りあえず地権者と那覇市と相談するというところで、また跡地の計画も多分那覇市と地権者は独自の考え方持っていると思いますので、ぜひコミュニケーションをしっかりと取ってこの辺の計画を推進していただきたいなと思っております。

あと最後になりますけれども、観光の面なんですけど、この観光業界の疲弊、75%、80%が対前年比落ちている中で県は何もやってくれないという意見があるんですけども、これは担当副知事としてどなたですか、知事がお答えできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が非常に言葉足らずで、心苦しい思いをさせてしまっていることについては申し訳なく思っておりますが、私としては本県のリーディング産業である観光の回復なくして沖縄経済の回復はないと、本当にそのように考えております。そしてその回復を成し遂げるためには、感染防止対策を徹底するなど安全・安心で快適な沖縄にしていくこと、それから強力にその取組を推進すると同時に、観光業者の皆さんの声に、先ほども議員から提案がありましたようにしっかりと耳を傾けて、そして県の観光施策に反映させること、沖縄観光を一刻も早く復興させること、そしてそれがそれぞれの業界にあまねく及んで、皆さんがしっかりと前を向いて希望を持って歩いていけるようにしっかりと全力で取り組むということを改めて申し上げたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひ予算がなければつくってください。スクラップ・アンド・ビルドで必要のない、例えばワシントン事務所は本当に今必要ないと私は考えて

いますので、一旦閉じてコロナ対策で使ってもらいたいということを要望して質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後7時54分休憩

午後8時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

小渡良太郎君。

[小渡良太郎君登壇]

○小渡 良太郎君 皆さん、こんばんは。

会派沖縄・自民党の小渡良太郎でございます。

この時間になると先輩方の有形無形の圧力、非常に感じる場所であるんですが、4年間で16回しかない一般質問になりますので、フルには使わないにしてもしっかり質問をさせていただきたいなとお願いいたします。

質問に入る前に、一言だけ所見を述べさせていただきたいと思うのですが、これも先ほどいろんな方々の一般質問の中で、2月22日のやじがいろいろ飛んでおりました。要は何かと言うと、新聞記事にもなっていたと思うんですけども、知事の発言が記事になっていたと。以前から中部保健所でのPCR検査のときの件とか、いろいろ取り沙汰されていると思うんですが、知事の発言というのは非常に重いというふうに私も考えております。

その中で、この発言一つ一つをユーモアと取る人もいらっしゃる。一方で、不謹慎だとかそういうふうに捉える方もいらっしゃいます。通常だと受け取り方は人それぞれという形で済ませていいかもしれないんですが、やはり沖縄県知事、一人しかいない県知事ですので、ぜひ言葉、私が言うのも何だとは思いますが、知事の品格という部分をぜひ頭に入れてその上で発言をしていただければ、議会でのやじとか言葉を捉えてのいろんな追及とかも減るのかなというふうに感じております。

私ども政治家も不用意な発言一つでいろんな批判、下手したら政治生命を失うという部分もある中で、言葉に気をつけてやっていくというのは、議員諸兄皆さんも同じだと思います。ユーモアと思って発言したことが、どのように受け取られるか。我々政治家は、どう受け取られるかというのを考えた上で発言をしなければならぬというふうに、私は先輩の議員からも教わりました。苦言まではいかないただの話ではあるんですけども、お聞き入れいただいて発言に少し気をつけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1番です。次期沖縄振計について。

県は先日、次期沖振計に係る計画の骨子案という形で取りまとめをされて、我々県議もその説明を受けました。今回は、その骨子案に基づいて少し議論させていただきたいと思いますので、まず3点です。

(1)、沖縄21世紀ビジョンとの整合性に関して、骨子案がどのようになっているかということをお教えください。

(2) 番、戦後沖縄が抱える積年の課題解決に対する骨子案での位置づけと取組について。

この21世紀ビジョンのみならず、今までの沖縄振興または沖縄県になる前の琉球政府の長期経済計画等を見ても、一貫して沖縄はこのような課題を抱えているということがずっと続いております。その課題解決に関して、どのように考えているのかお聞かせください。

(3) 番、骨子案の先にある10年後の沖縄のあるべき姿について。

これも骨子案を見させていただいたんですが、なかなかこれが達成した暁の沖縄の姿というのが見えづらい、よく分からないということが正直な感想であります。そのあるべき姿をどのように描いた上で、この骨子案と。もちろん今後いろいろ肉づけもされるとは思いますが、骨組みの部分で提出したものだと思っておりますので、どのような未来を思い描いてこれを書いたかということをお教えください。

2番、我が党の代表質問との関連に関しては、照屋守之議員の1の(8)の副知事人事に関して聞こうと思っておりましたが、ほかの議員とも内容がかなり重複するという部分もありましたので、この件は取下げさせていただきたいと思っております。

次期沖縄振計について御答弁をよろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

次期沖縄振興についての御質問の中の1の(1)、新たな振興計画（骨子案）と沖縄21世紀ビジョンとの整合性についてお答えします。

2010年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンは、県民の参画と協働の下に、将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性等を明らかにしたもので沖縄県として初めて策定した長期構想であり

ます。新たな振興計画は、同じビジョンで掲げた5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。同計画は、ビジョンが想定するおおむね20年の後期10年に相当するものと位置づけております。沖縄振興に係る様々な取組に当たっては、このビジョンに掲げる方向性に併せてSDGsを取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体が参画し、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していきたくと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、次期沖縄振興についての(2)、積年の課題解決の位置づけについてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、克服すべき沖縄の固有課題として、基地負担の軽減、駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編、離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島嶼地域の形成、陸海空を紡ぐ美ら島交通ネットワークの構築を掲げております。これらの固有課題は、沖縄振興特別措置法等に基づく特別措置を講ずる根拠である4つの特殊事情から派生する課題であることから、本県の不断の努力に加え、国の責務として克服に向けた有効かつ適切な措置が講じられる必要があると考えております。

同じく1の(3)、本県の10年後のあるべき姿についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、長期構想沖縄21世紀ビジョンで掲げた県民が望む5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。

県としては、同ビジョンにおいて掲げる目指すべき将来像、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島、心豊かで、安全・安心に暮らせる島、希望と活力にあふれる豊かな島、世界に開かれた交流と共生の島、多様な能力を発揮し、未来を開く島の実現と基地跡地、離島などの固有課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

ふわっとした話で、話を聞いてもなかなか分かりづらいというのが正直なところなんです、一つ一つ確認をさせてください。

(1) 番の部分の延長について、21世紀ビジョンの後期計画に位置づけられているという話が先ほどありました。前の10年、今の現行計画ですね。9年目に入っていると、もう9年目もう終わると思うのですが、21世紀ビジョンがどの程度達成されたから次の10年があるんだというのは、ひとつ計画をつくる中でいろいろ議論になるところだと思います。行政の計画というのは、地域が抱える問題・課題を解決しつつ、長所をどう伸ばしていくのか、可能性をどう引き出していくのかというのが計画の本来の役割であるというふうに認識しているのですが、前の計画を引き継ぐというのであれば前の計画の達成率というのは非常に重要な部分になると思います。そこをもう少し詳しく教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の策定に当たって、現行の沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検を実施したところです。総点検の総括においては、これまでの沖縄振興の取組により社会資本の整備が進んだ一方で、1人当たりの県民所得等については、まだ全国最下位の状況にあってまだまだ課題がある。そして新たな課題として、重要性を増した課題としては子供の貧困等も挙げられると思います。それから非正規雇用者の割合の高さなども挙げられますし、新たに生じた課題としては首里城の復旧・復興も抱えているところで、これら総点検の中で見えてきた課題に対応するために次期新たな振興計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 21世紀ビジョンに関してなんですが、策定されてから10年近くたつものになります。その間にも、いろんな社会情勢の変化とかそういったものがあって、近年のコロナ、今沖縄の抱えている大きな問題なんですけれども、新型コロナの感染拡大というものも、まさかオリンピックが延期になるとは誰も思っていなかったと思います。そういう中で、21世紀ビジョンの達成の点検というのも重要だと思うんですけども、21世紀ビジョン自体の点検、見直しというのも本来だったら長期計画ではあるんですけども、適宜見直しをしていくのが計画の常ですから、そういった活動を取組を行ったのかどうか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄21世紀ビジョンは県

民の多くの声を酌み上げるとともに、沖縄県振興審議会の審議、市町村への意見照会、パブリックコメントの実施など多くの意見に加えて、県議会での決議等を反映したものとなっております。同ビジョンで掲げる基本理念——「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」——この基本理念や先ほど申し上げた県民が望む5つの将来像、これについては、現在も変わることはないと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この……

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 失礼いたしました。

加えまして、沖縄21世紀ビジョン策定後の社会情勢の変化等にはどう対応するのかということの御質問でございました。

変化の対応に当たっては、新たな振興計画に盛り込むこととしております。新型コロナウイルス感染症による感染拡大への対応については、新たな振興計画の骨子案の中で、安心・安全の島の実現と新しい生活様式への対応等を今盛り込んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 前回、去年ですか、一般質問で若年者の県外就職を推進しているのはどうなのかという質問をさせていただきました。

今回の骨子案を見ると、若年者の県内就職推進という文言が盛り込まれておりましたので、質問してよかったなと思っているところであるんですけども、あの質問が何で出たかということ、10年前の計画の段階では、沖縄県の雇用情勢は県外就職を推進したほうが良いと判断するに値する状況でしたと。でも時代の情勢の変化があって、人手が足りなくなってきた。それでも10年前の計画に基づいてやってきてしまっているから、人手不足に陥っている。だからおかしいんじゃないですかという話を前回させていただきました。今回も同じように、そういった形で情勢の変化とかを踏まえて幾ら20年スパンの長期構想であったとしても、やはり見直しをしていかなければならない部分というのはあるんじゃないかと。事業の点検だけじゃなくて、計画自体の整合性だったり適切性だったりというの適宜やっていく必要があるのではないかなと私は考えるんですが、それは置いておいて、取りあえず骨子案に関してもう少しお聞きしたいんですけども、21世紀ビジョン策定段階では、今企画部長の答弁にもあったように、まず基本的な考

え方、恐らく今回の骨子案と同じタイミングの部分になると思うのですが、それも審議会に諮って答申をもらって、その次の基本計画案でも同じように振興審議会に諮って、答申をもらって沖縄県案として策定するというプロセスを経ております。でも今回の骨子案、今回の次期振計に関しては次の——骨子案を取りあえず出しましたと。アンケートを取っていろいろそれを加味した上で、次の基本の案の部分で答申をします。要は答申を受けるのが1回減っているわけですね。それはひとつ同じような計画を策定していくプロセスとして、県民の生の声を聞くというのが欠けているんじゃないかというふうに感じるところもあります。

また県民アンケートに関しても、沖縄県民が望む将来像という部分のアンケートは結構長い期間行われていたと認識をしているんですが、先ほど2月に県が行ったアンケートは短いし、アンケートに答えた件数もちょっと少ないんじゃないかなという印象を受けました。そういった部分で、プロセスとして審議会を通さずに取りあえず骨子案をまとめたとか、県民意見をアンケートとかを取らずに取りあえずまとめてその後やっていくという手法が、本当に県民の意見を沖縄がつくる構想の計画として適切だと考えているのかどうか、見解を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 10年前の——平成23年、現行計画を策定する段階ですが、新たな計画の基本的な考え方、21世紀ビジョン基本計画素案という形で、4月に決定してその後諮問答申を受けております。11月にビジョン基本計画案を決定し、諮問答申を行ったところです。

今回、骨子案を取りまとめた理由としましては、幅広く意見を頂戴するという事です。パブリックコメントについて先ほどトータルで百数十件の意見があったということをお知らせしました。それに加えて、市町村長の皆様の御意見であるとか、あるいは経済団体の皆様であるとか、幅広い御意見を頂戴した上で素案を作成していきたいという意味で、今回骨子案を初めてまとめたところでございます。素案をまとめた後に、沖縄県の振興審議会に諮るということをお予定しておりますので、手続としては逆に幅広い意見を頂戴する方向に変えたということで認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 先ほど21世紀ビジョン後期計画、この骨子案は後期計画に該当するので同じく県民が望む将来像に向かって実現に向かってやっていくん



だという答弁がありました。県民が望む将来像——恐らくコロナを受けて大きく変わっているんじゃないかなというふうな気がします。いろいろ観光客も、どんどんどんどん毎年毎年、来沖観光客数が増えていて、あちこちの開発も行われて、そのような状況で県民が望んでいた将来像というものと、ちょうど今年1年ですね。コロナを受けて、今県民が考える将来像というのは少し違うんじゃないかなと。そこの部分は、丁寧に聞き取りをするべき。特にウイズコロナ、アフターコロナという文言を計画の中に入れ込みたいという考えがあるのであれば、そこのところは、もう一度しっかり確認をしていかないと県民は、あれ何かコロナでちょっと時代が変わっているのに、何で県はどこに向かおうとしているんだろうという形になりかねない懸念が大いにあると考えております。そこの部分についてパブリックコメントの部分でもうまくカバーできていないところだと私は認識をしているんですが、今後の展開も含めてどのように考えているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど21世紀ビジョン策定後の社会情勢の変化については、振興計画の中で反映させたいということを申し上げました。コロナについての県民の意識が大分変容しているというのは間違いないんでしょうけれども、例えばこの5つの目指すべき将来像の中で、心豊かで安全・安心に暮らせる島という県民が望む将来像については、変わることはないのかなというふうに考えているところでございます。また、パブリックコメントについては、もっと幅広くという趣旨の御質問だと思います。今、ホームページで意見を募っているところですが、これに加えてSNSとか、あるいはウェブとかを活用した県民意見も幅広くこの素案策定の後に行いたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 前回の21世紀ビジョンのときのアンケートに関しては、県民の中にも結構強い熱がありました。沖縄が初めてつくる長期計画だということも含めて、10年後の沖縄、20年後の沖縄を自分たちがどう考えるかというところが、大学生とかでもちょっと関わっていたりした場合には、僕はこうあってほしいなと考えるとかというのが、議論だけじゃなくてちょっとした話の中でもいろいろ出てきていたような気がします。当時私は市議だったんですけども、若い方々といろいろ意見交換する中でも、こんな沖縄を目指したいよねという話はよく出ていました。

でも今回は、あんまりそういった話が聞かれません。なので、ぜひ県民に対する意見聴取、アンケート等々というのは徹底して行っていただきたいなど。沖縄がつくるというものの一つの根拠になるのが県民意見の聴取になると思っています。知事も一人も取り残さないというのであれば、できればみんなの意見を聞くということも重要だと思いますので、ぜひそのところはしっかりとやっていただきたいと思います。

(2) 番の課題解決に関して、骨子案13ページの経済の部分だけ少し確認させていただきたいんですけれども、自立発展の基礎条件の整備が道半ばとか、需要依存型の経済構造とか、1人当たり県民所得の向上が課題であるとかというふうに——13ページ以降にそういった話が出ております。次の振興計画を考えるに当たって、今までの振興計画だけじゃなくて、琉球政府時代の——当時は一つの国だったと思うんですけれども、この経済計画、先ほども壇上で話をしたんですが、そこまで少し勉強させていただきました。今沖縄が課題としている言葉が、50年以上前の琉球政府時代の経済計画にも同じように載っていると。じゃ、この50年何をやってたんだと。課題がある課題がある、解決しなきゃ解決しなきゃという50年を過ぎて、何でまだ同じ文言が載っているんだというのは、後からやってきた私にとっては非常に疑問があるわけでありまして。この50年間解決できなかった問題を、次の10年でどうするかというのはちょっといじわるな言い方かもしれないんですが、自立発展の基礎条件の整備とか、需要依存型の経済構造をどう変えるのか。産業構造、製造業比率の問題、ずっと昔から言われております。県民所得の向上に関しても恐らく大多数の県民が望んでいるところなんです、そこをどのように県がやっていこうと考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

50年前とどこが変わったかという話でございますが、我々としては過去の50年の振計も一応総括をして新たな振計の策定に当たっております。

なぜ50年変わらないかというのは、沖縄の社会経済構造が非常に大きいと思います。1つは島嶼経済である。スケールメリットが利かない。そして小さな島が発展するためには昔から国際的なネットワークを通じて琉球の時代も構築したわけです。ところが、これまでの功績というのは部長からもありましたように、社会資本を拡充してきた。ところが、自分の力で展開する経済の筋力・体力で発展する力は依然として弱いということがあってこれを変えたわけございま

すが、一つぜひ御理解していただきたい点がありますのは、コロナ前に私の知る限り沖縄の経済指標で全国を凌駕したのはありません。景況、GNPの伸び率、県民所得の伸び率、1人当たり県民所得も僅かではありますが伸びてきました。これどう解釈するかというと、マクロ経済学的の視点から見ますと、沖縄の発展のメカニズムが初めてうごめいたと。これは皆さんも実感として沖縄が絶好調であるという話を聞いても分かると思います。ところがこれ残念ながらコロナで全部崩壊しました。我々が今、この振計に思いを込めるのは、アジアのダイナミズムが相当大きな働きをしたと思うんですが、これはコロナで根幹から崩れたわけではない。いずれ回復するだろうという形で、それも見据えながら、しかしコロナもあるのでこれまでのような量の経済ではなくて、やはり環境にマッチしたものでなければ世の中は通用しない。

それから、先ほど申し上げたように、これからITの時代です。ITをマッチしたような感じにしていけないといけない。こういう先端的なものを、これまでの振計にないものを入れ込んでいきたいということでちょっと项目的には入れておりますが、そういう方向で考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 副知事、御答弁ありがとうございます。

答弁者に副知事とだけ書こうかなとも思っていたぐらいだったので、副知事からお言葉いただいて感謝しております。

今、答弁いただいた解決策に関しても、やはり50年前の計画からこのようにすれば解決するだろうというのがずっと載り続けています。社会資本の整備は進みました。いろんなところで便利になったというのは事実として、この50年間で沖縄振計が何も残さなかったとは全く思っておりません。この50年があったからこそ、今の沖縄があるというふうには考えているんですけれども、ただ課題解決は、山積する課題は課題のままずっと放置されているところがあまりにも目立ち過ぎるというところもまた一つ大きな課題なのかなと——日本語なかなか難しい部分あるんですけれども——思っております。

その中で、私自身いろいろ市議会の中でも、今県議会でも財政を少し勉強させていただいているんですが、この振興依存の財政というところがひとつ問題あるのかなというところもちょっと考えてはいます。この振興がいい悪いとかではなくて、沖縄振興計画があって、沖縄振興予算がついて、様々なことができる

というのは、沖縄のほかの46都道府県に比べての優位であると私は考えているんですが、その一方で、例えば特区をどれだけ活用しているかと言ったら、活用されていないんですね。指定はされているけど活用していない。地方創生の予算をどれだけ活用して、沖縄の創生に使われているかと言ったら、なかなかそれも見えてこない。本来他府県が努力をして予算を獲得していろんな事業をやっているというものは、当然当たり前に行ったその上で沖縄振興ということがあって初めて振興は図られるんじゃないかなと考えているんですが、振興予算という目の前の大きいものがどんとあるおかげで、取りあえずこれでやっていけばいいやという形になってしまうと、他府県が努力している分、こっちは努力の——あるいは減るかもしれないんですけれども、やっていることは一緒と。振興につながりにくいという部分は多々あると思います。その部分について、特区活用とか、地方創生の制度活用とか、または他府県だと民間活力使うためにPPP、PFI等積極的に導入しているというところもあります。そういったものも含めて、振興予算、振興というのを考えて、予算の使い道というのをやっていけば、沖縄は他府県よりも振興予算の分、先に行けると思うんですが、そのこのところ次の10年どう考えるか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 全国制度といいますか、国家戦略特区として沖縄県指定されておまして、これについては様々な提案をさせていただいて、沖縄県が提案した事案が全国共通の制度になったという事案もございます。地方創生の取組については、確かに沖縄県の場合は他県に比べて採択件数、金額ともに低い状況にあると思います。これについては、沖縄振興特別推進交付金、この一括交付金が沖縄県にはあって、沖縄振興に資する事業を主体的に自ら考えた上で事業を立案し、執行できるという有利な仕組みがあって、これを活用できるがゆえに地方創生の交付金の適用が少ないのではないかというふうに考えているところです。一括交付金を活用して、県にあっても市町村にあっても、特に市町村にあっては地域の実情に応じたきめ細かい取組がなされておりますので、来る新たな振興計画にあっても一括交付金制度を存続させて、これを活用した取組を続けていきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この一括交付金の話が出たので少し聞きたいんですけれども、この一括交付金というの

は内閣府の認定を受ければ使えると。一方で地方創生はいろんな部分でいろいろと調整もして、提案もして、プレゼンもして、いろんな部分で努力をして初めて獲得できるというものになると。その努力、一括交付金を使い勝手がいいのか悪いのかというのは人によって考え方が違うと思うんですが、この何でもかんでも一括交付金でやってしまおうというところが沖縄振興のちょっと足を引っ張っているんじゃないかなと正直思う事業たくさんあります。そんな中で、この地方創生に関して、努力をするべきだろうと、地方創生でできることはできるだけ地方創生でやれるように、国にも働きかける、プレゼンもしっかりやるということをやっていくべきであろうと。そうして初めて一括交付金というのが生きてくるんじゃないかなとそういうふうに提言をしたいというふうに考えております。

一括交付金出たのでちょっと関連して聞きたいんですが、現行計画の中で駐留軍用地跡地の先行取得のソフト交付金というのがあります。これ今回、法律の立てつけだと、この法が終わった後どうなるのかというのは、つい最近聞かれたものですから、法律が終わるので終わりと、返還という形になるのか、経過措置とかがあるのか。そこら辺どう考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時49分休憩

午後8時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 駐留軍用地の跡地の先行取得を行うために、県、市町村で基金を設置し、基金を活用して先行取得を実施しているところです。これについては今、令和3年度末までの期限となっているところです。しかしながら、嘉手納より南の駐留軍用地については、令和4年度に返還されるところが多々ございます。これに当たっての先行取得を進めないといけないということからも、令和4年度以降もこの基金の存続について国に求めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 計画とその計画にひもづく予算という観点からいったら、計画が終了して、新しい計画が始まる時点でこの部分というのがどうなるかというのがちょっと心配なんですよ。今の答弁の部分、国に確認したことがあるのかちょっと聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先行取得、どの程度の公

共用地の取得が必要なのか、これについては特定事業ということで、これ指定を受けて、この規模の土地が必要だと。そのために基金を設置したというところでは。基本は令和3年度までにこれらを全て取得しないといけないというところではあるんですが、跡地の流動性といいますか、これが高まるのは返還の時期がはっきり明確化されてからというような事情もございします。そのためまだまだ先行取得をしないとイケないというところもあって、国に対しては引き続きというところもお願いしているところですが、まずは令和3年度までしっかり取り組まれたいという話を伺っているところです。ただし、期限はあと1年を切っておりますので、今後について、この議論について深掘りして、国と当たっていききたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ちょっと横にそれてしまったんですが、ここの部分も市町村は非常に心配をしております。この経過措置とか求めるべきじゃないのという話も聞こえてきたりします。ぜひ計画と予算の部分で、継続するのか、一旦返してまた新しくとなるのかというのは分からないんですけれども、その部分もしっかりと協議をしてどのような形になっていくのかということ調査していただければと思います。

最後少し横道にそれてしまったんですけれども、また改めて振興計画については議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 議長からお許しがありますので、一般質問に入る前に、一般質問初日にこのような夜遅くまでお付き合いいただき、議員諸公並びに執行部の皆さん、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、知事におかれましては、緊急事態宣言が今日から解除になりましたので、私もほっとしております。営業時間短縮で8時までのものを議会が9時過ぎまでやったら非常にまた誹謗中傷も買うのかなと思って、私の一般質問も取り下げないといけないかと思って心配しておりましたが、今日はこのように一般質問ができますことに感謝申し上げます。

では早速、沖縄・自民党、又吉清義、一般質問に入らせていただきます。

まず、順を追って行きたいと思っております。

まず1、宜野湾警察署移転に係る宜野湾仮設避難港の盛土の取扱方について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 仮設避難港の土砂の

取扱いについてお答えいたします。

宜野湾市大山の仮設避難港については、その土地の一部について、令和2年度から6年度まで宜野湾警察署仮庁舎の敷地として使用を許可しております。仮設避難港内に仮置きされている土砂については、仮庁舎建設に支障がないように移動した上で、順次搬出しながら、県が実施する公共事業に利用しているところがあります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今仮設避難港に盛土として置かれているこの土砂、いつ頃からどこからやってきて、どのぐらいの量があるか御説明していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時55分休憩

午後8時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） いつからというのはちょっと難しいところがございますが、中部土木事務所が常々土砂置場として利用してきた土地でございます。仮設避難港に今仮置きされている土砂の量は、現在約1万500立方メートルとなっておりますので、宜野湾警察署の仮庁舎の建設には支障のないように活用していくということで適切な管理をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 実はこの盛土、約20年近くも仮置場として置かれております。

ここで部長にお伺いしますが、まず確認事項の1点目に、この仮設避難港、都市計画上ではどのような位置づけなのか御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 都市計画上、今現在の位置づけはございませんが、現在宜野湾市において改定作業中の宜野湾市都市計画マスタープランの素案によりますと、仮設避難港は宜野湾市における都市型オーシャンフロントリゾート地の核として位置づけ、観光リゾート拠点の創出に向けて市街化区域への編入を推進し、多様なリゾート機能の誘導に努める予定と聞いております。

県では計画的なまちづくりの実現に向け、宜野湾市による地区計画策定と併せた市街化区域の編入に向けて宜野湾市と調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長に再度もう一回確認いたします。

この仮設避難港は臨港地区ではないですか。その確認をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時57分休憩

午後8時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

仮設避難港は港湾としての位置づけではございませんので、臨港地区の指定もないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 臨港地区で指定はありませんか。この図面を見た限り臨港地区という位置づけで色分けをされておりますが、これは間違いはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほど答弁したとおり、臨港地区ではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 じゃこれはかみ合いませんので、その辺百歩譲るとして、次に先ほどの仮設避難港地域、21世紀ビジョンではどのような位置づけであったかもう一度お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時58分休憩

午後8時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 21世紀ビジョン基本計画の中では、浦添市から宜野湾市に、そして北谷町に至る海岸線が連担した地域を世界的観光水準のコースタルリゾートとして形成するというような記述があったかと記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、ぜひこの位置づけ、そして企画部長にお尋ねいたします。

これから、21世紀ビジョン、第6次をつくる中で、10年前に皆さんが作った資料ですよ。この地区はこういうエリアにするんだという目標があったと思いますよ。御存じないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 西海岸地域の快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成に向けた課題の提起を目的として有識者懇談会を開催したところです。その中で提言が3つございまして、来場者と居住者でにぎわうリゾート地づく

り、海を見せる海から見せる風景づくり、快適かつストレスフリーな移動環境づくり等の提言がなされたところです。今後は普天間飛行場跡地利用計画、素案あるいは関係市町村の跡地利用計画等へ反映させる、あるいは地域開発動向における連携について展開していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ企画部長、もう一度皆さんが作った138ページ、書いてありますのでしっかりそれを確認していただきたい。ここに、宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、「良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくりを推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。」そういう地域なんですよ。部長、そこに今宜野湾警察署仮庁舎が来るのは、これは構いません。20年以上も置いてある、ほったらかしてある盛土、またそこに積替えをしてこれが立派な魅力ある風景になりますか、皆さん。おかしいと思いませんか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 仮設避難港の土地につきましては、現在国有地でございます。県が管理しておりますけれども、今回宜野湾警察署の仮庁舎として活用をいたしますが、その後、宜野湾市と連携しながら、その土地の有効活用について国・県・市の3者で協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 であるならば、今ある盛土をAからBに移すんじゃなくて、土地の有効利用を考えるのであれば、あの一帯にある1万500立米の土、盛土を全部撤去するのが筋じゃないですか。大きい山を造って山登りをさせながら、皆さん、これを宜野湾市と協議するんですか。おかしいと思いませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 現在は土砂置場として使っておりますけれども、それは先ほど答弁したとおり、順次搬出しながら公共事業に活用しているということでございます。これはしっかり処理をしながら今後の土地利用が円滑にできるようにやっていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長にぜひまた6月議会で私は改めて確認します。

20年近くもある盛土です。土砂です。やはり県としていつまでに片づけると方針ぐらいは出してください。あんなにきれいな海が皆さん、昨日現場見てき

ましたよ。雨が降ったら海に流れていくんですよ、海に。そして、これから豊かなりゾート計画がある美しい風景をつくらうとしている地域、盛土見て全然美しくないですよ、皆さん。この点ぜひ改善するべきだと思いますが部長、やはり協議して直すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 今、1万立米を超える土が置かれておりますけれども、宜野湾警察署の仮庁舎の敷地としては支障のないように動かし、今後宜野湾警察署の仮庁舎の敷地として令和6年度まで使うことになっております。おおむねその頃にはしっかりと利活用ができるように検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 あそこにある盛土を片づけるだけでいろいろな有効活用ができます。盛土があるおかげで、逆に海に赤土が流れていく。子供たちがそこで遊んだり、けがをしたりしたらこれはよくないことだと私は思います。そういった意味では何も令和6年までにこたわるんじゃなくて、一日も早く撤去することを要望しておきます。

次に、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援を求める意見書」ということで、宜野湾市議会から出ている項目があります。大変失礼しました、17項目ではなくて15項目に訂正させていただきたいと思えます。

これについて、進捗状況、その後どのようになっているかお伺いいたします。まず、「1、PCR検査を希望する方が無料または低額で受けられる体制の整備を図ること。2、児童福祉施設及び医療、介護施設等の従事者等に対する慰労金を給付すること。また、職員及び入居者等に対し、無料でPCR検査を受けられる体制の整備を図ること。3、新型コロナウイルスワクチンの接種について、市町村間で実施に偏りが生じないように、人員配置に関する支援をすること。4、新型コロナウイルスに感染や濃厚接触等により、療養が必要な保護者が安心して子供を預けられる体制を整備すること。5、軽症者や濃厚接触者が自宅等で療養等を行う際、家庭内で感染が拡大しないよう支援を行うとともに、高齢者及び基礎疾患のある方にパルスオキシメーターを貸与すること。また、県医師会等と連携を図り、かかりつけ医が自宅療養者を支援できる体制を支援すること。6、中部地域における軽症者及び無症状者用宿泊療養施設の借上げを実施すること。また、医療スタッフの配置やパルスオキシメー

ターの貸与等も検討するとともに、民間病院も含めた病床の確保に努めること。 7、感染防止対策等を加速させ、県と市町村のさらなる連携を図るため、市町村に罹患者情報等の具体的情報を提供すること。 8、市において、陽性者及び濃厚接触者が発生した際、市民が相談できるよう、看護師等を配置した専門窓口設置のための支援をすること。 9、新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮要請に伴う協力金について、店舗ごとに1日当たり6万円を支給すること。】。

これはもう該当しないかもしれませんね。

「10、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した従業員のほか、飲食関連以外の中小事業者に対する補償を行うこと。 11、アルバイト先の休業や勤務日数の減少等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対する支援を行うこと。 12、児童福祉施設や介護施設等で陽性者や濃厚接触者が発生した際の施設消毒に係る費用の支援を拡充すること。 13、文化、芸術及び芸能に係る団体及び個人に対する支援を行うこと。 14、マリンスポーツ事業者を含めた観光関連事業者への支援を拡充すること。 15、生活保護世帯に対する消毒液等の感染対策必需品の調達に関し、国に支援を求めると。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。」。

ということで、宜野湾市議会から提出されておりますが、その取扱方について御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時8分休憩

午後8時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） それでは、宜野湾市議会からの要請の11項目め、学生への支援についてお答えいたします。

今年度から始まった高等教育の修学支援新制度では、低所得世帯や新型コロナの影響で家計が急変した世帯を対象に授業料などの減免及び給付型奨学金の支給により、学生に対し支援が行われております。

県においては、新型コロナ感染症の影響を受け、先月6日にも全国知事会を通し、大学生などの経済的負担の軽減などの対策を行うよう国に求めているところでございます。引き続き国及び全国知事会と連携しながら、学生に対する支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） それでは、

要望事項2の前段部分でございます、児童福祉施設、介護施設の従事者に対する慰労金を給付することについてお答えいたします。

県では感染すると重症化リスクが高い高齢者のケアを行う介護施設等の職員に対して慰労金を給付しているところでございます。児童福祉施設等の職員に対しては感染対策業務に係る手当等の経費を支援しており、慰労金の支給については昨年9月に県知事より厚生労働大臣へ、11月に全国知事会から国へ要望しているところでございます。

次に要望事項の4、療養が必要な保護者の子供を預かる体制についてでございますが、県では保護者が新型コロナウイルス感染により入院し、預かり先のない子供についてPCR検査で陰性を確認後、仮設の一時保護所で健康観察を行いながら保護することとしております。

次に要望事項の12、児童福祉施設や介護施設等での施設消毒の支援拡充について。

県では、介護施設や児童福祉施設等における衛生用品の購入や施設の消毒費用等を支援し、感染防止対策と事業継続のための支援に取り組んでいるところでございます。

次に要望事項の15、生活保護世帯に対する消毒液等の調達支援について。

生活保護制度において日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやりくりにより賄うこととされております。

同制度の在り方については、国民の消費動向や低所得世帯の消費実態を踏まえ、国において決定されるものであり、県としましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 15項目の要望のうち、保健医療部所管は1番から3番、5番から8番の7項目となっております、そのうち希望する県民の方がPCRを受けられるようにという1番、それから介護従事者等へのPCR検査のことが2番、それから市町村への感染情報の提供についてが7番、8番が相談窓口についての4つの項目につきましては、県としておおむね対応しているところでございます。

それから、パルスオキシメーター貸与等に関する5番と6番の2項目については現在検討を進めているところでございます。

次に3番目のワクチン接種に関し、市町村の人員確保につきましては、市町村において行われるものであ

りますので、県としましては、円滑な接種に向け各市町村実施計画の策定について支援を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

宜野湾市議会からの15項目の意見書のうち、商工労働部が所管する9及び10に関する県の対応についてお答えをいたします。

まず、9の店舗ごとに1日当たり6万円を支給することですが、昨年12月以降に県が発出した時短要請に係る協力金は国の臨時交付金の協力要請推進枠の活用を前提としており、国の緊急事態宣言の指定地域となっていない都道府県においては、4万円が上限とされているところでございます。

県においては、本県に適用される日額の上限額で協力を支給しております。

次に10のうち収入減少の従業員への支援ということですが、県では国が実施する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金の活用促進のほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談等を実施しております。

次に10のうち飲食店以外への支援についてお答えいたします。

国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、国及び市町村等と連携を図りながらこれらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談サポート体制の整備に向け調整を進めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 文化観光スポーツ部では、13番と14番が該当しておりますので、それについてお答えいたします。

まず13番、文化・芸術及び芸能に係る団体及び個人に対する支援を行うことにつきましては、個人を含む文化関係団体などに対しまして、コンテンツ配信等に係る機材の経費や感染防止対策を含めた活動再開に向けて、新しい生活様式に対応した文化芸術活動への支援策を講じているところであります。

続きまして14番、マリンスポーツ事業者を含めた観光関連事業者への支援を拡充することにつきましては、2月補正予算におきまして、県内の観光体験アクティビティ商品などの利用促進のため、沖縄観光体験支援事業を計上しているところでございます。今後とも感染状況を踏まえながら、文化芸術の振興及び観光

需要の回復に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ知事にお伺いしますが、知事、やはりコロナによる影響、本当に私たちの目に見えない部分もいっぱいあるということです。それをまず1点ぜひ理解していただきたい。そして金がなければ知恵を出す。お互い横の連携を取ってお互い助け合う、支え合う。そうしないと一緒に乗り越え切れなと思いますよ。知事、その辺の決意をお伺いしたいんですが、やはり今観光産業も本当に大打撃でございます。その中で目に見えない、まだ行き届かない分野もあるということで知事は積極的に本当に愛の手を差し伸べていただきたい。全市町村一緒です。たまたま宜野湾市議会のほうが先に出しましたが、これ全市町村、私は一緒だと思いますよ。

知事、それをもう一度全庁体制でしっかりと取り組んでいただきたいんですが、知事のお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに議員おっしゃるとおり、このコロナ対策、感染防止を徹底するということ、一日も早く皆さんのなりわいと暮らしを復興させていくということは先ほども別の議員にもお話をさせていただきましたけれども、観光の回復なくして沖縄の回復はないという思いで取り組ませていただいております。

さらに、2月21日に開催されました全国知事会でも緊急提言をさせていただき、例えば先日要請をいただきました緊急事態宣言の経営支援については、特に大きな損失を被っているバス、鉄道、航空、船舶、タクシー、運転代行等の交通事業者や旅行者、宿泊事業者、土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、ブライダル事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うことなど、実はこのように沖縄県から要請を受けてそれを全国知事会の中でも盛り込ませていただいて、本当に幅広い分野で皆さんがしっかりと手応えを感じる支援を届けたい。そして国にもそのための財源措置等、柔軟な地方自治体が使えぬ制度にもしていただきたいということも併せて要請をさせていただいております。

沖縄観光、そして皆さんの事業を一日も早く復興させるために全力で頑張っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今までのこの一般質問で聞いたことを本当に知事はじめ県の皆さん横の連携しっかり取れているのかなと、本当に何をしたいのかなと。お互い

各部署部署、おのおので進んでいるんじゃないかなという経緯が見られるものですから。そうじゃないんだと、ぜひ全庁体制で取り組んでいかないと、経済がもう完全に逼迫をしている、そして、生活面もこのように窮地に立たされている。これは県はもっと積極的に進んで何ができるか、言われる前に行動を起こすぐらいぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、3番目に移ります。

台風や大雨、地震等による自然災害の県の対応方について伺います。令和元年、2年の発生件数について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

令和元年に災害対応を行った大雨・台風等の被害発生件数につきましては、人的被害が34名、住家被害71棟、道路被害12件、崖崩れ24件などとなっております。令和2年における件数については、人的被害12名、住家被害37棟、道路被害2件、崖崩れ19件などと把握しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 特にこの部分の崖崩れについて伺いたいと思います。

やはり令和元年24件、2年に19件と43件ございますが、この崖崩れの一日も早い復旧と防止対策に向け、どのような手順によって進められているか伺いたします。意外とこの辺がまだ周知徹底されていないという感じがするものですから、それについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 土砂災害防止対策等の手順についてお答えいたします。

土砂災害防止対策事業を行うためには、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等、関係法令に基づく区域に指定する必要があります。また、急傾斜地崩壊対策事業においては、対策箇所が自然斜面であり、かつ斜面の所有者、管理者等が対策工事を行うことが困難または不相当と認められる場合に限り、事業採択となります。

なお、関係法令の指定基準を満たさない場合には、市町村もしくは斜面の所有者、管理者等において対策工事を実施することとなります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 その中で、去年宜野湾市の普天間で

発生した崖崩れについて、車もまだペしゃんこになっただまま放置をされていると。一体全体、これ県、市、地主との詰めはどのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 宜野湾市普天間で発生した災害現場の状況についてお答えいたします。

令和2年10月22日の大雨により発生しました宜野湾市普天間の崖崩れについては、現在、宜野湾市による立入規制が行われていると承知しております。また、宜野湾市に確認したところ、今後、斜面の所有者など関係者により、対策工事が実施されるとのことであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうするとこれについて、県、宜野湾市、地権者が工事を行うのか。皆さん急傾斜地の警戒区域の指定をされているかと思いますが、その取扱い等についてはどのようになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時24分休憩

午後9時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

宜野湾市普天間のこの現場につきましては、今自治会ですとか宜野湾市から県に対しての対策の要請がない状況でございます。その対策の要請があった場合には事業採択に向けて必要な危険区域の指定等、必要な手続を宜野湾市と連携しながら取り組んでいくことになろうかと思いますが、今のところまだ宜野湾市とあと地権者の間で協議がなされているところだと理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 分かりました。まだ大惨事にならないうちにぜひ早めに手を打ってこの防止対策、県をはじめ地権者、宜野湾市ともぜひ力を合わせてしっかりしたものにしていただきたいと思います。

次に、4番目に移りたいと思います。

コロナ禍による経済的損失を受けた各種業種の支援事業について伺う。

まず、バス事業の支援事業について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、公共交通機関の持続的な感染防止対策の定着を支援するため、令和2年6月補正予算において奨励金を計上し、バス等の公共交通事業者約1300社に約3億2000万円を支給し、



感染防止対策を支援したところ。公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要と考えております。路線バスをはじめとする公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めているところでありますし、また県の支援について引き続き検討してまいります。(発言する者あり) 令和2年の6月補正予算でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 確かに支援事業をしているのも承知しております。知事に伺います。

今年の2月3日、8日、15日、16日と一般社団法人沖縄県バス協会から立て続けに緊急支援並びに支援要望が知事宛てに出ていると思っておりますが、知事は御存じであるかどうか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) バス協会からは昨年の4月来、要請をいただいているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 その要請の中で、例えば路線バス事業、そして貸切りバス事業、この合計でどのくらいの減収となっているか御存じでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後9時28分休憩

午後9時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 沖縄県バス協会によりますと、昨年の3月から12月の路線バス10社の減収額は約18億円と聞いております。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 沖縄県バス協会によりますと、令和3年2月の同会会員20社の収入見込額は、コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年同月比86%減の5607万円となっております。前年度と比べると非常に厳しい状況が続いているというふうに伺っております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 なぜ今私、バスにもこだわっているかと言いますと、特に県内の路線バス事業、これに限りましてはやはり県内の基幹的な交通手段であると、まず1点目。沖縄は電車がありませんので。そうすると、通勤・通学・通院、そして買い物等、弱者の県民の足になっているんじゃないですかと。そして、なおかつ生活インフラの役割も果たしていると。これが今窮地に立たされていると。その中で今皆さんが支援しているのも分かります。今までの対応策でこれが解決

できると皆さん理解をしているのか。これでよしとしているのか。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 議員おっしゃるように、路線バスについては特に交通弱者、高齢者の方であったり、学生さんであったり、彼らにとっては欠くことのできない移動手段でありますし、たとえ非常事態宣言下にあっても、人の往来が少ない中であってもバスの運行を止めることはできない。そういう意味では非常に重要な交通インフラであるというのは県としても十分認識しているところでございます。

先ほど答弁申し上げましたが、国に今財政支援を求めているところでありますし、これを踏まえて県の支援について引き続き検討してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 緊急事態宣言3回出ました。その中のやはり緊急事態宣言における赤字があまりにも大き過ぎる、止めるわけにはいかないと。ですから、それを国に支援を求めるのもそれもよろしいかと思えます。しかし、県としてもさらなる支援もどのようにしたらできるか。これはぜひやるべきですよ、皆さん。

そこでもう一回伺いますけれども、長崎県、鹿児島県、そして沖縄県のバス車両への支援策について皆さん比較検討したことがありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後9時31分休憩

午後9時31分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) バス協会から九州各県の支援の状況についてという資料を頂いたところでございます。それに比べますと昨年6月の補正予算の計上した額については九州各県に比べると低いほうであったというふうに認識しております。ただし、6月補正予算においては奨励金、感染防止対策としての奨励金ということで、1台当たり何万円という形で計上したところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 何も今までの努力を私は否定はしませんよ。しかし、これだけで今大事な県民の全ての足が止まる。弱者の皆様の生活インフラ、そういう整備を止めてしまった場合には大変なことになりますよということです。

ですから知事、お伺いしますが、先ほどのこのようにお互いしっかり支援するところはしっかり拡充してしっかりと立て直す、その意気込みがなければ無理だ

と思いますよ。知事の決意をちょっとお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県民の足である公共バスについても、やはり公共交通の維持を確保するために、国に対しては財政支援を求めていますし、県としてもさらにどのような支援ができるのかということは今検討させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今知事の決意、ぜひ期待をしております。そして県だけでできなければ各市町村も一緒に共にどのようなことができるか、これみんなで乗り越えないといけないんですよ。学業にも影響しますよ。特に弱者はもう大変なことになりますよ。知事、そこまで考えて取り組んでください。

次、(4)に移ります。

衰退する経済の立て直しのための県の対策事業について伺います。4の(4)ですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時33分休憩

午後9時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では沖縄県の経済対策基本方針に基づき、最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成の継続に加え、回復期の出口戦略として県産品の県外向け送料支援や奨励キャンペーンの実施、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポン等による地域消費喚起等に係る取組等を強化してまいります。さらに成長期の出口戦略として県が実施する小規模事業者等IT導入支援事業や先端IT利活用促進事業等により、各産業分野における競争力強化やデジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進し、一日も早い県経済の回復に全力で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 あと1つ、私は6月から皆さん方に申し上げております。たとえコロナ禍であっても経済を止めずにできる方法はないかと。経済を止めずに動かしながらコロナの防止対策を行う。ですから、今PCR検査等も多くの方々の御尽力によりこれももう低額で安く受けられるようになりました。そういった中でぜひ——たとえコロナ禍の中であってもいいんです。経済を止めずに防止対策、安全対策が万全であると確認できるところは営業を許可する、そういった

県独自のマニュアルをつくる。そういった認証システムみたいなことを構築して観光なり飲食業なり私はそういうのも必要だと思いますよ。そういうものを考えてみませんか、皆さんいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時36分休憩

午後9時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

感染を防止しながら経済活動をいかにして回復させていくかという趣旨の御質問だと思っております。

先ほども答弁させていただきましたけれども、県ではこの地域消費活性化を図るためのプレミアムつきクーポン券を発行しております。この事業につきましてはR I C C Aですとか、シーサーステッカー、そういったものが掲示されている店舗ということで域内の経済を回しつつ、それから感染症の防止拡大を抑制するということにも取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、えらく消極的ですね。皆さんが緊急事態宣言を出した12月末日から1月初めまで沖縄に来た観光団、ほとんどコロナの方いいんですよ。そのぐらいしっかりした方々が来る。そして最近はこのPCR検査もできるようになってきた。どうぞ沖縄にいらっしゃいと、沖縄万全ですよと、安全対策をしていますよと。万が一なったらホテル代も持ちますよと。そうして動かすべきだと思いますよ。そういった認証システムをつくらずにして経済もつのかなど私は思いますよ。

もう一度お伺いします。

そのくらい思い切った策をやるべきだと思いますよ。万が一改善が見られなければまた考え直せばいいんですよ。やってみない限り何も生まれないと思いますよ。皆さん、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時38分休憩

午後9時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 又吉議員の御質問の趣旨といいますのは、安心・安全な島沖縄のために体制構築しながら、なおかつ経済をいかに回していくかというどんな措置を取っているのかということだというふうに認識しました。その中で例えば

これ春先ですけれども、那覇空港をはじめ各本土との直行便が就航している離島についてTACOというものを設置いたして水際対策に取りかかりました。そしてそれは今現在議員もおっしゃいましたNAPPという、那覇空港におきまして那覇空港に渡航する方のうち希望する方に対してPCR検査を実施するというような、これも水際対策の一環として導入をさせていただいたところでございます。

そして、もう一つ観光関連でいいますと、修学旅行におきまして——修学旅行は一般的に保険をかけるものなのですが、その保険の対象にならない部分、例えば修学旅行で来た生徒さんの中で濃厚接触者になった方が、健康観察をする2週間の期間というのはこれ保険の対象にならない部分でございますので、そこに県側は手厚く支援をしていこうということ。実はこれはいろんな声がありましたけれども、その中で一番修学旅行関連の観光施策ということで要望が高かったのが、安全・安心に迎え入れているというような姿勢を見せてもらいたいというところで実現した取組ですけれども、これについて送り出す学校側の先生ですとか、それから親御さん方の非常に安心感が高まったということで非常に好評な施策だったというふうに理解しております。そういったもろもろの施策を通じまして、安全・安心な島沖縄を構築しPRして経済の回復にもつなげたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 なかなか理解に苦しんでおるんですが、小学校、中学校、高校でコロナ感染者はほとんどいませんよ、正直言って。ほとんどいませんよ。そして今一番大事な濃厚接触と言いました、12月にも私部長に言いました。県民は濃厚接触はどうしたらなるのか知らないんですよ。ですからこれ周知徹底してくださいと。そうすれば家庭内感染も大方防ぐことができるんですよと、できるんですよと。一向にやる気がない。

そしてなおかつ、そういった状況でも一つ一つクリアしていくことによって健康チェックも自分らでいかにしてやるか、先に進める。こういうのをもっと周知徹底する。皆さん、そうすることによって経済が動き出していけば、私は、はい、コロナが発生しました店休みなさいというよりは、今コロナが発生した時期でもこのお店はちゃんと大丈夫ですと、皆さんが太鼓判を押す。認証をする。どうぞこのお店行っていいですよと、そういうシステムを早くつくっていただきたいなと思います。

時間がありませんので、次に行きます。

次、これから始まるワクチン接種についてお伺いいたします。

ワクチン接種はコロナ対策にどのような効果が期待できるかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 新型コロナウイルスのワクチンにつきましては、厚労省によりますと発症予防効果は約95%とのことでございます。また重症化予防にも効果があるとの報告もあります。

県としましては、感染者が減少し県民の生活が新型コロナウイルス感染症の拡大以前の状態に戻ることを期待しまして、ワクチン接種が順調に進むよう全力で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このコロナワクチン、感染予防にはつながりますか。発症予防につながるんですか、どちらですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 厚労省の発表によりますと発症予防効果が約95%、重症化予防の効果もあるとの報告は受けているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから感染予防には何と書いてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時44分休憩

午後9時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染予防に関しましては、明確な報告はされていないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今年の1月8日に皆さん、厚生労働省健康局健康課長から通達文が出ていると思いますよ。「医療従事者等の範囲」ということで、注1というところで何と書かれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時45分休憩

午後9時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 1月8日の「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」という文書でよろしい

ですか。

○又吉 清義君 はい、よろしいです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時47分休憩

午後9時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 1番目で医療従事者等への接種の枠組みということで書かれておりますがこれでよろしいでしょうか。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時47分休憩

午後9時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 大変失礼いたしました。

注1で少し読み上げさせていただきますと、「ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意」というふうに書かれております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですからそういった感染予防が趣旨目的ではないですよと、ワクチンについて。重症化を防ぐものであって感染はするんですよということは県民にも周知徹底しないと皆さん、ワクチン打って感染しないと誤解したら大変なことになりますよ。

次に、副反応についてついでにお伺いしますが、皆さん。副反応についてどういう症状が諸外国で出ているか御存じでしょうか、そういった情報等は得ておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時49分休憩

午後9時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 接種部の腫れ、それから倦怠感、発熱等が報告されております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 特に非常に気になる資料が手に入ったんですが、アメリカ疾病予防管理センターとアメリカ食品医薬品局の情報とか持ってないですか。2021年2月12日までの報告したレポートです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時50分休憩

午後9時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 そういった今最初にワクチンを打った国外の情報も皆さんぜひ仕入れて、あるいは網を張っていただきたいということです。

先ほどのCDCそしてFDA、この統計資料によると2021年2月12日までの1万5923件のレポートによると、死亡者が929人、入院が1869人、応急処置が3451人、通院が2191人、アナフィラキシー190人、ベル麻痺198人、ほかにもいっぱいあります。こういう副反応もあるという正しい情報を得る中で私は健康を守る大事な取組ができるんじゃないかということで、だから今聞いているわけです。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 海外における副反応についても私どもとしても情報をしっかり入手して対応しているところではございます。今現在、国内において先行接種が行われており、その副反応の状況についても随時発表されており、そういった情報を確認しながらしっかりと対応していきたいと思っております。

○又吉 清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時52分休憩

午後9時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 尖閣問題について知事に伺います。

知事のパトロール発言から2年近くになろうとしている中で、尖閣問題の状況は悪化をしてきたのか、良好に改善してきたのか、知事の御判断を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時53分休憩

午後9時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

尖閣諸島海域におきまして、中国の領海侵入時間、接続水域における接続航行日数が最長最多を記録するとともに、領海内で県内漁船を追尾する事態を発生させており、また自らのこうした活動を正当化する海警法を2月1日に施行しているなど、状況は悪化をしているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 その中で知事は当時、パトロール発言のときに、これを解決するために、対話をもって解決したいと強い決意を述べましたが、その後中国との

対話は何回持ちましたか、御答弁ください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時54分休憩

午後9時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入ですとか漁船追尾などに加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交、対話によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところであります。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時55分休憩

午後9時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） すみません。確認で……。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後9時56分休憩

午後9時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 御質問の沖縄県と中国との対話というのは行ったことはないものというふう

に認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、これ知事の答弁ですよ。よくお聞きくださいよ、令和元年の。「尖閣諸島が我が国の固有の領土であるという認識をしっかりと持ちつつも、これまで築いてきた友好関係を生かして文化、経済、交流などさまざまなチャンネルをつくり、対話を求めながら、沖縄ならではの交流と安全を確保していきたいというふうに努めたいと思います。」。これ知事ですよ知事。国だけに求めるだけじゃなくて、知事はこういったチャンネルを通して中国とも対話を求めていくと断言したんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 時間ですのでまとめてください。

○又吉 清義君 ぜひそれについてもう一度お伺いします。

対話を持ってないということでは理解してよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、様々な交流のチャンネルを通して対話による解決を望んでいきたい、求めていきたいということをこれからも模索していきたいと思っております。

○又吉 清義君 ぜひ、積極的に中国とも対話してください。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後9時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明

令和3年3月2日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）





令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開議

## 議事日程第6号

令和3年3月2日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算

甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）

甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
- 乙第11号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 工事請負契約について
- 乙第23号議案 工事請負契約について
- 乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第25号議案 財産の取得について
- 乙第26号議案 訴えの提起について
- 乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第36号議案 県道の路線の認定について
- 乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について

- 乙第38号議案 副知事の選任について  
 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
 乙第40号議案 専決処分の承認について  
 乙第41号議案 専決処分の承認について  
 乙第42号議案 専決処分の承認について  
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員 (48名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光荣君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
副知事	富川盛武君	土木建築部長	上原国定君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監事	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	伊川秀樹君
総務部長	池田竹州君	知事公室監	平敷達也君
企画部長	宮城力君	秘書防災統括監	
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	長嶺豊君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	勝連 盛博 君	副参事兼課長補佐	佐久田 隆 君
次長	知念 弘光 君	主査	宮城 亮 君
議事課 長	平良 潤 君	主査	親富祖 満 君

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。  
 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。  
 島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。  
 沖縄・自民党の島袋大です。

昨日、一般質問初日夜の10時に終わりました。12時間後、私の顔を見るというのは嫌だと思えますけれども、知事、副知事、ひとつ御理解いただきたいなと思っています。

質問の順番を変えます。

まず最初、我が党代表質問との関連について質問をさせていただきたいと思っております。

照屋守之さんの代表質問関連で、知事の政治姿勢で浦添市長選挙についてでありますけれども、知事は、今回、我々とは相対する候補の応援をしましたがけれども、その候補者は那覇軍港の移設は明確に反対だと。西海岸の開発も反対だということで選挙戦に臨みました。

知事は、我々質問等の中でも、那覇軍港の移設は容認ですよ、知事。そういった中で、この判断をしたという理由は何ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 私は、建白書の実現などオール沖縄の枠組みの中で共に取り組んでいただけない方をこれまでも支援してきておりまして、浦添市長選挙においても同様の考えに基づき支援をさせていただきました。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 知事は、かねてから翁長前知事の後

継者と言っておりますけれども、翁長雄志前知事は、4年前の浦添市長選挙は又吉健太郎氏——今回は市議会議員に当選されて、市議会議員としてはまだスタートしておりませんが——又吉氏の応援の中で、又吉氏は西海岸開発推進、那覇軍港移設容認ですよ。翁長雄志さんは、オール沖縄のリーダーでありましたけれども、保守・革新関係ない腹八分の中で、翁長雄志氏は那覇軍港を容認した後に、又吉健太郎氏もそういう判断ですから応援したわけですよ。今回の浦添市長選挙は、全く違いますよ。だからそこをどうなんですかと聞いているんです。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 私が又吉氏に確認をさせていただいたところ、軍港移設問題では2017年の市長選挙では御本人は賛成とも反対とも発言せず、西海岸開発は推進の立場ということで、軍港問題については市民投票で民意を尊重するというので取り組んだということでした。

私は、オール沖縄の関係もあり、またこれはいわゆる我々——おこがましい言い方ですが政治に身を置く者は、例えば選挙で応援していただいたら選挙のときにその応援をして恩を返すというふうなことも教えられていますので、そういうことも含め、またオール沖縄の枠組みの中での支援ということで応援をさせていただきました。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 那覇軍港の浦添移設は、歴代の首長も含めて議論をされていると思えますけれども、当時の儀間浦添市長と那覇市の翁長雄志市長と稲嶺恵一沖縄県知事の3者の中で合意したわけです。これをしっかりと進めようという中で、当時浦添市は市民会館でだこホールを造った、防衛予算で。那覇市はセルラースタジアムを造ったんですよ。その合意の流れがあって、今流れが続いているんですよ。だから翁長雄志さんは、約束を守る。うそはつかない。だから保守・

革新関係なしにやっているんですよ。

知事、あなたは代表質問関連の答弁で、前回の浦添市長選挙において移設反対を掲げた又吉健太郎候補の応援に当時は翁長知事は告示前に行ったとか言っているんだけど、これは代表質問ずっとですよ自民党以外も。これ虚偽じゃないですか。翁長雄志さんに失礼じゃないですか。又吉健太郎さんは反対と言っていますよ。これを後世、永遠となる議事録に載せるんですか、あなたの答弁を。これは大変許しがたいことですよ。ここは、虚偽なら虚偽、間違いなら間違い。修正、削除するなら削除する。その辺どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昨日の新垣淑豊議員の質問にもお答えをさせていただきました。

繰り返しますが、照屋守之議員の代表質問における私の休憩中の発言の中で、4年前の浦添市長選挙における又吉氏的那覇港湾施設の移設に対する立場について、又吉氏が民意を尊重し、市民投票を行うことを公約に掲げていたこと、また西海岸開発計画について軍港と切り離して推進する姿勢であるということなどを踏まえ、移設には反対というような意思表示をしていたのではないかとこのように捉えたという説明をしたんですが、又吉氏本人に確認を取ったところ、又吉氏は市民投票で民意を尊重すること、那覇港湾施設の移設については賛成とも反対とも発言していないということを確認させていただき、そのように答弁をさせていただきました。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 私が又吉氏に確認をさせていただいたところ、本人は移設には賛成とも反対とも言っていないということで確認ができました。私が移設には反対というような意思表示をしていたのではないかとこのように捉えたということは、訂正させていただきたいと思います。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 ですから知事、知事は知事で今訂正したかもしれないけれども、知事は明確に、翁長前知

事は4年前の浦添市長選挙、又吉健太郎氏の応援に、那覇軍港移設反対を掲げた又吉健太郎氏の応援に翁長雄志知事は行っていると言っているんですよ。告示前も告示後も。そうじゃないでしょう、今知事は自分の答弁訂正したんだから。これは翁長知事に対して失礼ですよ。議事録に残るんだから。これは削除したほうがいいんじゃないですかと私は求めているんですけども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私の捉えたことが間違いだったということで、発言を訂正させていただきたいということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

知事玉城デニー君から申出のあった件につきまして、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 改めて発言をさせていただきます。

私が、照屋守之議員の再質問にお答えをいたしました浦添市長選挙に関して、この部分について確認をいたします。

「なお、平成29年に行われた前回の浦添市長選挙において、移設反対を掲げた又吉健太郎候補の応援に当時の翁長知事は、告示前、告示以後ともそれぞれ応援に入っております」の発言の、移設反対を掲げた又吉健太郎候補という部分ですが、御本人に確認したところ、軍港移設問題では賛成とも反対とも発言していないということですので、その部分を訂正させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に移ります。

同じ代表質問関連で、知事の政治姿勢について、副知事人事についてお伺いいたします。

照屋義実氏の副知事の就任についてお聞きします。まず初めに、照屋氏の政策参与期間をお聞かせくだ

さい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

照屋義実氏におかれましては、平成27年8月から今現在まで政策参与の職にあるものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 参与就任中は、照屋氏の本業である照正組の役職はどのようになっていましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

照屋義実氏におかれましては、平成3年5月に代表取締役社長、それからその後、平成30年7月に照正組の代表取締役会長であられましたけれども、この会長職につきましては、令和2年6月に退任なさったというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 照屋氏は、平成26年10月29日の朝日新聞デジタル版で、沖縄が問いかけるものと題してインタビューに応じております。全文は読みません。重要なところだけ抜粋いたします。

インタビューでは、米軍基地に起因する工事を批判しつつ、こう述べております。読みます。「照正組は、脱公共事業依存を目指し、ここ10年は米軍や防衛省関連の工事には手を上げてさえいません。」皆さん、ここ重要ですからよく覚えていてください。照屋氏が述べたことは、事実なんでしょうか。その辺り、我々沖縄・自民党は照正組の沖縄防衛局発注の工事に関する入札参加状況を調べました。これは沖縄・自民党が沖縄防衛局から提出してもらった資料です。このボード、御覧ください。（パネルを掲示）

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 照屋氏はこの10年間、米軍関連の工事に手も挙げていないと豪語しておりましたが、実際はインタビューの前に5件の沖縄防衛局発注の工事

に入札参加しております。

いいですか、皆さん。1件ずつ読み上げます。平成17年3月、2件のキャンプ瑞慶覧の住宅工事入札参加、また3日後のキャンプ・ハンセンの給水施設の土木工事にも入札参加しています。続いて平成19年3月にはキャンプ瑞慶覧の工事、平成26年、これについては先ほど私が述べたインタビューの取材を受ける2か月前ですよ。旧嘉手納飛行場の土木工事に入札参加しているんですよ。これどういうことなんですか。

朝日新聞のインタビューで、この10年手も挙げていないと米軍基地関連工事を批判しておいて、実際はこの10年間で5件の米軍基地関連工事に入札参加をしている。ましてや最後の入札参加は、インタビューの2か月前ですよ。どう思いますか、県民の皆さん。本当にこういう虚偽答弁をする方を副知事にしてい

いんですか。

知事、任命権者として知事はこの一連の虚偽インタビュー、どう思いますか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員おっしゃるその記事の内容、御本人の本意、それからこの入札参加の経緯等々、今私も初めて聞いたことですから、改めてまた確認をしてみたいと思います。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。知事、こういう答弁でいいんですか。任命権者、あなたは今副知事人事を提案しているんですよ。照屋義実氏を。中身も今聞いて分からなかったんですか。それを今から精査して調べる。じゃこの副知事提案は白紙ですよ。取り下げるべきですよ。今の答弁何なんですか。県民に対して失礼じゃないですか。我々県議会に対して失礼じゃないですか。県職員に対して失礼じゃないですか。あなたは決め切れない。判断できない。責任も負わない。それでいいんですか。これを見てどう思うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員おっしゃるとおり、そういう事実についてしっかり確認をさせていただきな

がら、この間私たちもこの照屋氏の功績については高く評価をしておりますので、そのこと等踏まえてしっかりと確認をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 どうぞこれは委員会に付託されて審議しますから、徹底的にしたいと思っております。

ほかにもあります。照屋氏は平成27年5月15日発売の週刊金曜日でも、公共事業依存体質から脱却するというインタビューに応じております。こう述べております。我々は建設業をなりわいにしているが、沖縄の歴史を知れば知るほどこれ以上新たな基地を造るべきではないと私は思う。幾ら建設業が我々のなりわいだからといって、基地建設に賛成するわけにはいきませんと断言しているんです。でも実際は、過去10年で5件の米軍基地関連工事に入札の参加をしているんですよ。いずれも受注はしていませんけれども、これだけ照屋氏は米軍基地関連工事を批判しておきながら、受注はしていないとはいえ、入札に参加をするということはどういうつもりなんですか、知事。こういう人のことを二枚舌、ダブルスタンダードと言うんじゃないですか。この辺り副知事の品格として不適切だと思えます。いかがですか。どう思いますか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 照屋氏におかれましては、長く経済界で活躍され、様々な職を歴任されたほか、県教育委員会委員長や政策参与も務めておられます。その功績、手腕も高く評価されておりますが、議員おっしゃる件についてはまた確認をさせていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 確認、確認と言って、今議会も終わらせて、10日の採決に持っていかうとしているんですか。とんでもない話ですよ。これはしっかりと議会として議論をしていきたいと思っております。

次に移ります。

臨空・臨港都市構想について。

12月30日に読売新聞の記事で、沖縄県の臨空・臨港都市構想が取り上げられていました。そして後日、沖縄タイムスの記事でさらに詳細が書かれていたけれども、このタイムスの記事はどなたの発言ですか。誰が記事を書かせたんですか。県庁からしかないと思うんですけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（骨子案）においては、那覇港湾施設跡地と那覇空港を一体整備する臨空・臨港都市の形成については今盛り込まれておりません。

報道については承知しておりますけれども、どういった経緯で報道がなされたのかについては承知していないところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この構想の責任者はどなたですか。担当副知事は誰ですか。富川副知事と聞いておりますけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

骨子案についてのインタビューということで、ほかのことも含めてインタビューを受けております。その中で臨空・臨港産業につきましては、先刻も申し上げましたように21世紀ビジョン基本計画、アジア経済戦略構想にもうたわれているので、方向として空港だけでなく、港湾もリンクした機能が必要であるという話をしました。ただ、那覇軍港跡地につきましては、地権者及び那覇市の総合計画等々ありますので、そこで具体論が出たときに基本的な方向はそうなんだけど折り合いをつけて盛り込むという手順になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今の答弁聞きますと、じゃ富川副知事が読売とタイムスのほうに記事を書かせたということで、それを聞いて書いたということで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） これだけではありませんで、さっき申し上げたように骨子案について聞きたいということで話をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 昨年12月30日に読売に書かれまして、それから1か月後の1月29日金曜日に県の当局より沖縄・自民党へ骨子案が示されました。内閣府には前日の1月28日に提出されたようだけれども、なぜ1か月前にこんな重要政策がすっぱ抜かれるんですか。情報管理が甘くないですか。

なぜ私がこういうことを聞くのか分かりますか。昨年この記事が出て、私はすぐに内閣府関係者と連絡を取りお会いしました。その方は読売の記事も沖縄タイムスの記事も初耳で、何も聞かされてなかったと不信感を持っていましたよ。そこから1か月後の1月28

日に県から骨子案が示される。そういう流れであります。

確認ですが、1月28日に骨子案を提出し、内閣府には事前調整はなしということによろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 内閣府にあっては、今沖縄振興の総点検を実施しているところでございます。ただ県にあっては、幅広く県民の御意見を頂戴したいということで骨子案を策定し、パブリックコメント等を実施しているところです。

国の総点検が終わりますれば、県の骨子案、それからその内容等について調整を進めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 だから部長、申し訳ないけれども、私が今言った事前調整はなしという理解でいいですかということですから。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 個々の事例も含めて、これから調整を進めていくというところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 内閣府と事前交渉し、合意の上での骨子案ではないということですよ。この辺りがどうなのかと疑問に思ったんですけども、この臨空・臨港構想は、沖縄県だけで考えているのか。違うでしょう、先ほど言ったように。当然政府の協力、信頼関係がないといけないと思っています。政府の関係者があの記事は初耳だということについてどうですか。沖縄県だけの考えを、はいそうですかと国は認めると思えますか。その辺りの見通しをどう考えているんですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げたとおり新たな振興計画の骨子案においては、那覇港湾施設跡地と那覇空港一帯を整備する臨空・臨港都市の形成については盛り込んでいないところです。現在那覇港湾施設の跡地利用計画の策定に向けては、那覇市が地権者と定期的に会合を開くなど合意形成活動を継続して進めているところで、県としては那覇市の跡地利用計画の策定に当たって連携を図っていくこととしております。国との調整については、那覇市の跡地利用計画の取組を踏まえて、適宜行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 骨子案の中身についてお聞きします。

読売新聞やタイムスが記事にしたことが骨子案に

は書かれていないんですよ。記事には「那覇軍港の持つ港湾機能を活用する」と那覇軍港について書いてるんですね、新聞記事には。

しかし骨子案を見ますと、那覇軍港の文字、ましてや自衛隊那覇基地の活用についても書かれていないんですよ。あの読売とタイムスの記事は間違いということ認識していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 骨子案の策定に当たって様々な検討がなされました。最終的に沖縄県の振興推進委員会、これ庁内、知事をはじめとする各部長を構成員とするものですが、そこで最終的に骨子案が決定されて、その中にあっては那覇港湾施設と、あと那覇港湾施設跡地と那覇空港一帯を整備する臨空・臨港都市の形成については盛り込まれなかったというところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ここは重要なので誤解がないように骨子案に書かれていることをそのまま読みます。いいですか。骨子案、皆さん持っているかもしれません。69ページです。「臨空・臨港型産業等の集積に向けて、国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を有効に活用しつつ、那覇空港では国際航空貨物ハブ機能の強化や航空関連産業クラスターの形成、那覇港における国際物流港湾としての整備、那覇空港と那覇港の連携強化等に取り組む。」、こう書かれているんですよ。ここは分かりにくいので説明してください。新聞には、那覇軍港の活用と明確に書いておりました。しかし骨子案には那覇港となっているんですね。那覇港と那覇軍港の違いって何ですか。私の認識では那覇港エリアの中に軍事基地である那覇軍港があるという認識なんです、当たっていますか。イエスカノーかでいいですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今、那覇港湾施設について、跡地利用については那覇市において検討が進められているところ。那覇港湾施設の新たな振興計画の位置づけについては、那覇市の意見等も踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、何で那覇軍港と明確に書かないんですか。那覇軍港をめぐる様々な議論が出ている中で、こそくにも那覇軍港を隠して那覇港と表現するのはおかしいんじゃないですか。誰が那覇軍港を削除するように決めたの。富川さんが読売、タイムスとブリーフィングもろもろ含めてしたということだ



からないと思うんですけれども、これ富川さんの判断ですか。それとも知事、こんなこそくなまねして知事が指示したんですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 今の御指摘にお答えいたします。

69ページにある文面は、民港も含めてですので軍港に関しましてはさっきのとおり、そういう考え持っておりますので、どうしても地権者とか那覇市の総合計画を見ないといけないということでそういう理解と。これ民港のことを指して、いずれ将来的に那覇がそういう計画が出れば、さっき申し上げたように折り合いをつけてそういうふうに展開していくという考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それとこの構想は、当然那覇市と綿密に調整していると思うんですけれども、那覇市と事前調整していないとなったら問題ですよ。那覇市との調整は済んでこの構想を出してきたんですよ。那覇市のどの役職と調整したのかも含めて明確に教えてください。その答弁を那覇市議会でも議論すると思えますけれども、城間市長にもその辺は話したいと思えますけれども、どうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） この骨子案については、新たな振興計画策定に向けたたたき台として整理したものでございます。加えて、今全ての市町村の皆様の御意見も頂戴しながら素案を策定するという位置づけでございます。市町村の御意見を頂戴しながら素案を策定しているところでございまして、個々、個別の事例について事細かに全て市町村と調整をしているものではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ところでこの都市構想には那覇軍港の返還が不可欠なんですよ。富川副知事は那覇軍港の返還についてどう考えていますか。先行返還してくれとの考えですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

この骨子案も含めて、その前の新たな振興計画に向けた提言の中でも返還については全く見通しが悪くてそれは分からない。そこはいろいろ別の次元で展開されると。しかしいずれ軍港も返還されたときには、こういうふうな臨空・臨港型の都市に向けて方向としては示したほうがいいんじゃないかという思いで書いております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 質問を変えます。

沖縄タイムスの記事では、自衛隊那覇基地の活用も触れていました。

これについても骨子案には記載がないんですけれども、タイムスの記事も間違いということで、私はそう理解していいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 骨子案にあっては、自衛隊施設跡地の活用については盛り込んでおりません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、ちょうど先月ですよ、2月2日の港湾議会、那覇市の奥間亮議員とのやり取りが大変興味深かったんですけれども、議事録を見ました。この中で奥間議員は骨子案の那覇港の中には那覇軍港が含まれていますよねと聞いております。知事は答弁で、当初是那覇軍港も検討していたが、削除したと答弁しております。削除した理由は何ですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 那覇港湾施設の跡地利用については那覇市において今検討が進められているところでございます。那覇市の跡地利用の計画等を見極めた上で、沖縄振興計画の位置づけ等について検討を進めていくということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 港湾議会では明確に知事が答弁しているんですけど。県議会では企画部長に答弁させるという知事、すごいですね。

でも富川副知事は1月29日の記者への説明会において、読売新聞が69ページについて那覇軍港を含みますよねという質問に、富川副知事は、そうですと答えているんですよ。これ議事録があります。ですよ、副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 休憩で。すみません、今の質問もう1回確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（富川盛武君） お答えをいたします。

含みますよねということの解釈ですが、何度も申し上げているように、これに先んじて、那覇市に先んじて、地権者に先んじて具体的なことを展開できないもんですから、さっき申し上げたようにいずれ返還されたならばこういう方向に持っていきたいという議論が10年計画、壮大な計画なものですから、そういう次元で発言したものと記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 でも副知事、デニー知事は港湾議会で、副知事のこの答弁についてこう答えていますよ。奥間議員の副知事の説明は間違いないのですかとの質問に、玉城知事は「おそらく削除する前の骨子案の内容が記憶に残っていたんじゃないか」と答弁しているんですよ。これは遠回しに副知事の答弁は間違っているよと、そういうことですか。副知事、あなたの答弁は間違っているということは知事が言ったんですか、港湾議会で。どうですか、知事、しゃべった知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 港湾議会のあの段階でそういう発言をしたということについては、確認が取れなかったのもそのように記憶に残っていたのではないかとこのように答弁をさせていただいた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、当初の骨子案をつくる前の案件は、那覇軍港や自衛隊が入っていたんですよ。入っていて富川さんがブリーフィングをやっている。そこを来た知事がこれは削除しなさいと言って骨子案が出たんですよ。だからそこでお二人の食い違いが出ている。だから副知事を外すんですか、人事。そういう問題はないと思うんだけど、その整合性の連携が取れてないんですよ。その辺どうですか、お二人。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私、港湾議会で発言させていただいたのは、恐らく12月30日の読売新聞の記事等々については、まだ案の段階、たたき台の段階でいろいろなものを織り込んでいってそこからどういうふうな形での骨子案にまとめていこうかという途中経過で、いろいろな議論がなされていたということをお知らせしました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともこの件に関しても各委員会とかで、自民党、ほかの皆さん、議員が質問していくと思いますから、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

次、順番変えます。

ワシントン事務所について。

まず初めに、設置された平成27年から令和2年までの決算額を順に述べてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

平成27年度から設置をされておりますので、まず平成27年度が7427万5000円、平成28年度が6657万7000円、平成29年度が6987万7000円、平成30年度が6337万4000円、そして令和元年度が6936万8000円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 活動内容についてはこう書かれています。

ワシントンで基地問題の情報収集、沖縄についての情報発信、そして米国有識者との意見交換、こんなことに毎年約7000万の税金を投入する必要がありますか。

主な活動記録を見ますと、レターの発送、下院議員の補佐官との面会、シンポジウムに出席。知事、こんなことに7000万使うくらいなら、いろんな形で県民に対しての予算使えると思うんですけどもどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄の米軍基地問題の解決のためには日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府関係者や連邦議会関係者などに対し、沖縄県自らが沖縄の実情を直接訴え、情報収集をするなどの活動を積極的に行う必要があるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ワシントン事務所を設置して6年間、活動費だけで約4億2000万の税金を投入した成果は何があるんですか。例えば今度のバイデン政権の高官たちにワシントン事務所はアクセスしましたか。当然現地で情報収集しているんだから、バイデン政権に就任する方々に就任前にアクセスをして沖縄県の考えを説明したんでしょう。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

ワシントン駐在におきましては、コロナ禍にあっても米国政府、連邦議会関係者等とオンラインで精力的に面談を重ね、沖縄基地問題に関する情報発信、情報収集等を行っているところでございます。連邦議会関係者、主に補佐官等でございますけれども、こうした方々にも普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的問題に関する説明に加えまして、普天間飛行場におけるP F O Sの漏出事故、あるいは昨年度の強盗事件でありますとか、傷害事件、酒気帯び運転など、米軍に起因する事件・事故等についても説明を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 オンラインでできるんだったら事務所要らないでしょう。もっとすばらしいIT関連のパソコン買ってからやりなさいよ。

4億円以上の税金を使った成果は何ですか。今の現状は辺野古も止まっていない、ましてや今度のバイデン政権も辺野古推進とありますよ。何の成果があるんですか。4億もの大金を県民にほかのこのコロナ禍っていう中小零細企業も含めて、昨日あったバス会社もバス協会も含めていろんな予算に使えらると思いませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

島袋議員御指摘のとおり、本県におきましては、このコロナ禍における新型コロナウイルス感染症対策、それから経済の再生というものにつきましては非常に最優先で取り組むべき事項だというふうに認識をしております。一方で、米軍基地問題につきましては、戦後75年を経た現在においても広大に存在する基地の存在によりまして、航空機騒音の問題でありますとか、環境汚染の問題、それから米軍基地あるいは軍属等に起因する事件・事故など県民が過重な基地負担に苦しめられ続けているという現状は引き続き継続しておりますので、県といたしましては、米軍基地問題の解決というのも併せて真摯に取り組んでいく必要があるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 活動事業費は約7000万は分かりました、毎年ですね。ところでワシントン事務所2人の人件費はこの中に含まれているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほど私がお答えしました決算額の中には、ワシントン駐在2人の人件費は含まれておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 2人の人件費はどこで計上しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 本庁予算にて計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これおかしくないですか。本当にいつも決算のときに県民をごまかしているのかなと思うくらい分かりにくい。ちゃんと人件費と活動費を入れたワシントン事務所の総額を出してください。幾らですか。多分人件費入れると6億円超えると思いますよ。人件費を入れた単年度の総額、大体人件費の大枠の金額幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 駐在2人の人件費につきましては、個人情報に係る問題でございますので、

答弁を差し控えたいというふうに思います。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） ワシントン駐在の2人に係る総額でございますけれども、約3000万円相当でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これまでの人件費、活動費で6億円近い税金を投入して、ワシントン事務所は運営されているんですよ。現状は何も変わってない。成果は全く上がってないんですよ、上がってない。このお金は皆さんのお金ですか。はい、そうですかと出せる皆さん方のお金ですか。（「税金」と呼ぶ者あり）税金、血税ですよ。結果を出してください。結果についてどうなんですか。いつまでに出すと言っているんですか。知事の任期4年以内には結果を出すというふうに答弁するんですか、また、2年も超えていますよ知事。御自分で0点と言っておきながら。成果は全く見えない。どうですか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） ワシントン駐在の成果についてお話をさせていただきますが、一番は最近でも例えば米国における国防権限法、これは国防予算の大枠ですとか、主な国防政策を決めるために議会が毎年承認する法律です。細かいことは申し上げませんが、沖縄県が要望しておりました、代替施設に関する懸念事項が記載され採決をされたというようなことがございます。

またコロナ禍にあっても新しく選任された上院議員、下院議員30名にお話をしまして、沖縄におけるP F O S ・ P F O A の課題、それから事件・事故、あと一番何よりも代替施設における軟弱地盤の問題、そういったものをお話ししました。

そういった中において議事録、毎週来ますけれども、多くの方々がこういった情報を初めて知ったと。P F O S の問題が国外で起こっていることについても驚いたというような中で、大変彼らが沖縄に関心を持っていただいていると。これはこの6年の間で沖縄県が地道にワシントン駐在が補佐官とかそういった方々と意見交換をしてきた成果の一つだろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 職員は頑張っていますよ。言われたら行かないといけないし、そこで仕事を全うしないといけない。頑張っているんですよ。これリーダーの判断ですよ。リーダーがワシントン事務所を設置するからということで6年間、6億円という血税が入っている。その中で過去の活動履歴も見たら、全部レター、メール、オンライン化に近いものやっているんですよ。

じゃ去年の1年間どういう作業をしたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） コロナ禍にあっても駐在員の方々は本当に昼夜ひっくり返るような時間ですけども、現地のほうといろいろ意見交換などを行ったりとか、それから現地での情報を取って、それを翻訳して本庁に報告していただいたりとか、できる限りの全てのことをやっていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですからできるだけのことを職員はやりますよ。やる中で、辺野古の工事は進んでいる。今回政権が変わっても大統領に対して手紙も送ったという話もあったけれども、こういう一地方自治体の長が米国の大統領に手紙を出す、こんなことあり得ますか。なぜ、じゃワシントン事務所を通さないんですか。これワシントン事務所を通したの。通してこのような動き。普通ならあり得ないという話だけれども、これワシントン事務所は了としたの。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） いろいろプロトコル的な部分はあるとは思いますが、県としてはその文案については担当課、副知事、そして知事のほうで目を通して、またワシントン駐在にも確認をして彼らにどういった形で届けたほうが一番効果的かということを議論しながら行ってまいりました。

それから先ほど申し上げました国防権限法についてですが、先ほどお話をしていただいたように、国防権限法案について自分も取り組みたいというような多くの補佐官の話がありました。ぜひそれを議員にもお話をしたいということも受けております。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから今やワシントン事務所というのは、この県政を支える中心となって、ここにワシ

ントン事務所を置いておけば辺野古が止まるんだというメッセージを送っているんですよ。何かあったらワシントン事務所に行って抗議をするならこの手続を踏んでほしい。こういうことを県民や全国に発信している。6億円もつぎ込んで、前進もしていない。そういったことで今回も予算を計上するというのはいかがなものかと思っています。我々も結果を出るのがどうかたと6年間見てきましたけれども、これが結果ですよ。とんでもありません。このワシントン事務所の予算はもう要らないと思っています。県民の皆さんどう思いますか。

私は、今こういう危機的状況、知事の昨日の観光関連産業も県民に対してのメッセージも弱かった。本当に苦しい人たちに手を差し伸べる、しっかりとした沖縄県をつくっていく、強い沖縄をつくるということを考えれば一度足を止めて、しっかりと今県内のここで支えるところに予算を回すべきだと思っていますよ、知事。我々この件に関しても委員会審議するかもしれませんがけれども、ただ単に反対じゃないですよ我々は。今置かれている現状を考えれば、1億円という金額を出すのはここじゃなくてここでしょうというのがないのってありますよ。どうかひとつ御理解いただきたいと思っています。

富川副知事。今頑張りどきですよ。次の沖振の改正は富川副知事の頭脳が必要ですよ。

○議長（赤嶺 昇君） まとめてください。

○島袋 大君 そこをしっかりと頑張ってくださいと思っています。我々はしっかりとその辺を今日議論しますけれども、夜の10時までにはならないように私も会派長として議事進行していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。会派沖縄・自民党の大浜でございます。

通告に従って質問を申し上げます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、尖閣諸島における諸問題について。

ア、中国海警法施行における尖閣諸島海域情勢変化等への海保、県警（国境離島警備隊）の対処方針について。

イ、中国海警法施行における尖閣諸島海域情勢変化への知事の認識について。

ウ、石垣市における尖閣諸島資料館建設について。

(2)、緊急事態宣言発出下において、窮状を訴える

観光関連事業者への迅速な支援並びに今後の観光需要取り込みの具体的な対処方針について。

2、八重山地域の諸課題について。

(1)、八重山地域の医療体制及び感染症対策の万全な整備方針について。

ア、石垣空港等離島空港におけるPCR検査体制について。

イ、県立八重山病院PCR機材導入設置時期と行政検査の迅速化について。

ウ、八重山地域ワクチン接種における地域医師会、地域自治体との連携体制について。

エ、予算措置における県立病院医師派遣事業、専攻医養成事業の具体的内容について。

オ、県立八重山病院の医師、看護師、コメディカル人材の充実した配置について。

カ、急患搬送暫定ヘリポート夜間運用時の照明不具合の実態と常設照明の設置について。

(2)、地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート施設建設案件の進捗について。

(3)、石垣市における狩猟研修センター建設について。

(4)、石垣島製糖工場の経年劣化による全面改修への対処方針について。

3、我が党の代表質問との関連についてお伺いします。

仲田議員の1、沖縄振興策の推進について(2)、次期沖縄振興策策定について、キ、新たな振興計画におけるロジックモデルの制定について。

今は振興策の中身を十分に吟味する重要な時期である。特別委員会で各種制度の提案を聞いたところですが、国が求めるロジックモデルいわゆるEBPMに基づいた制度提案なのか非常に不安を覚える場面が多々ありました。今後国と制度提案をすり合わせ作業が本格化するに当たり、その取組を確認したいと思えます。

照屋議員1、知事の政治姿勢について(8)、照屋義実氏の副知事の起用についてです。

今後、国との次期振興政策における本格的な制度交渉の場面において、最前線の交渉役は副知事であり、特に経済政策は次期振興策の最も重要な政策折衝となります。この担当副知事を交替する人事について適切な時期の人事なのか、代表質問また一般質問等々での答弁内容では腑に落ちませんので再確認をしたいと思えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のイ、中国海警法の施行に対する認識についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

沖縄県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣に対し、同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところです。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、中国海警法の施行に伴う海上保安庁の対処方針についてお答えをいたします。

中国海警法の施行について、奥島海上保安庁長官は2月17日の会見において、同法の施行を見据え、尖閣諸島周辺海域の領海警備体制を強化してきているが、これまでのところ現場海域において中国海警局に所属する船舶の動きに大きな変化は認められない、今後とも中国海警局に所属する船舶の動きについては僅かな変化を見逃すことがないよう、引き続き緊張感を持って、領海警備に万全を期すとともに、自衛隊をはじめとした関係省庁と緊密に連携し、冷静かつ毅然とした対応を続けていくとの趣旨の発言をされたこと承知しております。

次に1の(1)のウ、石垣市における尖閣諸島資料館建設構想についてお答えをいたします。

石垣市に確認したところ、同市は、ふるさと納税を活用し、尖閣諸島の歴史等を国内外へ発信するための拠点を整備する事業を計画しており、具体的な事業の内容については今後検討していくとのことでありませう。

県としては、尖閣諸島に関する広報、啓発は重要と考えていることから、毎年1月14日に石垣市が主催する「尖閣諸島開拓の日」式典へ副知事等が出席しております。同事業についても、石垣市の意向等も踏まえ、県としてどのようなことができるのか検討してま

いりたいと考えております。

2、八重山地域の諸課題についての(1)のカ、暫定ヘリポートの夜間照明についてお答えをいたします。

八重山病院隣接地に設置した暫定ヘリポートの可搬型夜間照明については、1セット16個の照明のうち、3個に不具合があったことから、1月上旬に新たな照明と交換しております。また、急な照明の故障に備え1セットを追加購入し、2月15日に配備したところであり、県としましては、予備セットを含め安定的な運航に支障がないよう関係機関とも連携し対応してまいります。

3、我が党の代表質問との関連についての(2)、副知事人事についてお答えをいたします。

富川副知事は、このたび任期満了を迎えられることから、その後任の副知事として照屋義実氏を起用したいと考えております。照屋氏におかれては、長く経済界で活躍され、沖縄県建設業協会会長や沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会委員長や沖縄県政策参与を務められており、豊富な知識や経験から副知事として適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。また、これまで民間企業の経営に携わられた実務経験を生かして、コロナ禍で厳しい状況にある県経済の回復はもとより、本県の各産業分野における施策を推進し、本県の振興・発展に取り組まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長（日下真一君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のア、中国海警法施行における尖閣諸島海域情勢変化等への県警の対処方針についてお答えいたします。

県警察では令和2年4月国境離島警備隊を設置するとともに、平素から所要の部隊を海上保安庁の巡視船に乗船させ、国境離島の警戒警備に当たっております。仮に武装集団による不法上陸事案等が発生した場合には関係機関と連携し、適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、緊急事態宣言下における観光関連事業者への支援等についてお答えいたします。

緊急事態宣言下における観光関連事業者への支援として、個人及び同居家族に限り、感染防止対策を徹

底した宿泊施設で、1泊2食つき、施設内での滞在を条件とした、県民1人当たり1泊5000円の補助を行う家族でStay Hotel事業を実施いたしました。緊急事態宣言解除後の今月10日からは、域内需要を図る目的として、おきなわ彩発見キャンペーン第3弾を実施いたします。加えて、国内需要を取り込む施策としては、ワーケーションの誘致や離島への周遊型観光の促進等を実施してまいります。また、国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給や県単融資事業により観光関連産業への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、八重山地域の諸課題についての御質問の中の(1)のア、石垣空港等離島空港におけるPCR検査体制についてお答えいたします。

国や各自治体独自の緊急事態宣言の発令及び県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、県では、当該地域からの来訪者に対し、事前の検査を推奨しているところであり、しかしながら、やむを得ず検査を受けられない場合は、那覇空港において希望者のPCR検査を実施しております。また、那覇空港から石垣空港等離島へ向かう場合も対象としたところです。

同じく2の(1)のイ、行政検査の迅速化についてお答えいたします。

八重山地域では有症状者については、八重山病院や5か所の検査協力医療機関において、自院でPCR検査または抗原検査が可能となっており、迅速な検査が行われております。また、濃厚接触者等の行政検査については、保健所が石垣市内の民間医療機関につなぎ、保険診療による行政検査にてPCR検査を実施しているところです。

同じく2の(1)のウ、ワクチン接種における八重山地域との連携についてお答えいたします。

県ではワクチンチームを立ち上げ、国や市町村と連携し、円滑なワクチン接種に向けた取組を進めております。八重山地域においては、石垣市、竹富町及び与那国町とディープフリーザーの設置につき調整を進めるとともに、県立八重山病院や地区医師会を含め、リモートによる連携会議等を行い、接種体制の構築を支援しております。

同じく2の(1)のエ、県立病院医師派遣補助事業等の具体的内容についてお答えいたします。

県立病院医師派遣補助事業は、県立北部・宮古・八

重山の各病院及び離島診療所で勤務する医師の人件費等を病院事業局に補助する事業となっております。令和3年度は、八重山病院に対する7名の医師派遣経費と、附属診療所4か所の医師の人件費を計上しております。また、県立病院専攻医養成事業は、病院事業局に医師の専門研修を委託する事業であり、研修の一環として、離島・僻地の県立病院等に医師が派遣されることとなっております。令和3年度は、八重山病院及び附属診療所へ5名の派遣が予定されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2、八重山地域の諸課題についての御質問の中の県立八重山病院のPCR機材設置時期についてお答えいたします。

県立八重山病院のPCR検査機器については、令和3年2月に納品されております。

同じく(1)のオ、県立八重山病院の職員配置についてお答えいたします。

令和3年2月1日時点の県立八重山病院の職員配置状況について、医師は定数51名に対し51名、看護師は定数196名に対し193名、コメディカルは定数59名に対し58名となっております。令和2年度は八重山病院に対し、夜間救急対応等の目的で放射線技師と臨床検査技師を4名ずつ増員し2交代制にするなど、必要な人材を配置したところであり、今後も地域の医療提供体制の充実を目指し、適切な人員配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、八重山地域の諸課題についての御質問の中の(2)、地域未来投資促進法の手続の進捗についてお答えいたします。

地域未来投資促進法に基づく基本計画につきましては、令和2年9月25日付で国の同意を得ております。現在は、同法に基づく土地利用調整計画の調整案が石垣市から県農林水産部に提出されており、市と県の担当部局において事前協議を行っているところであり、

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 2、八重山地域の諸課題についての御質問の中の(3)、石垣市における狩猟研修センター建設についてお答えします。

県では、農作物等へ被害を及ぼす鳥獣を捕獲するため、その担い手である狩猟者の技能向上は重要であると認識しております。なお、国の鳥獣被害防止対策交付金において捕獲技術高度化施設の整備は可能ですが、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用すること等、事業実施における採択要件があります。また、運営主体、費用対効果、環境への影響等への課題も多いことから、今後は石垣市や関係団体等と意見交換を行ってまいります。

同じく(4)、石垣島製糖工場の改修に対する公的助成拡充要請への対処方針についてお答えします。

石垣島製糖工場の改修については、築58年が経過し、地域の関係団体や生産者等から公的助成拡充などの要望があります。このため、県では、石垣市、製糖工場、生産者団体等で構成する沖縄県分蜜糖工場安定操業対策検討会議を開催し、安定操業の確保及び工場建設に関する具体的な方策について検討を重ねているところであります。一方、工場建て替えについては、建設費用の負担に課題があることから、県としましては、関係市、生産者等からの意見、要望も踏まえ、新たな沖縄振興のための制度提言として、国の高率補助による新たな沖縄糖業高度化推進支援制度の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 3、我が党の代表質問との関連についての(1)、国へ提言する制度の目的と効果についてお答えいたします。

今年4月に予定している国への新たな沖縄振興に必要な制度提言では、現行の取組に係る総点検の結果、明らかになった沖縄の抱える課題等の解決に向けて必要な施策をより効果的に推進するため、沖縄振興に係る制度の維持に加え拡充や創設について要望することとしております。あわせて、要望する制度の活用による「目指すがた」も併せて示すこととしております。要望する制度を活用して得られる波及効果などにつきましては、国への定量的な説明ができるよう、準備を進めているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは再質問をさせていただきます。

中国海警法における県警の役割について本部長にお尋ねいたします。

私は2月15日に、第11管区の海保の本部に行かせ

ていただいて、緊張感が高まる最前線の領海警備を担っている現状について説明を受けてきました。今後、この現場海域で何が起きるか分からない、それが現実だと改めて強く感じています。

私は個人的に尖閣周辺海域の中国海警の船舶は、従前の警察機構ではもうないと思っています。国防任務に当たる軍事組織であると。中国海警法が宣言した以上、中国公船という呼び名はもうふさわしくない。もう中国の軍艦と呼び変えたほうがいいと思っています。そのような状況下において2月17日には海保、2月25日は政府において不測の事態に対処するとして日本側の武器使用についての見解を表明するに至っています。

そこでお聞きしますが、現場海域において今後様々な事案発生が想定される中、危惧される具体的事案は、不法上陸が行われた場合、さらに海保が保守管理している灯台、その他設置物の破壊を企てた場合に、我が国は警察権をもってそれを阻止、逮捕、拘束など実力行使を当たり前現場で行うのかということです。

県警の国境離島警備隊の任務と権限についてはどうかお尋ねします。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(日下真一君) お答えいたします。

国境離島警備隊におきましては、平素より国境離島の警戒警備に当たりつつ、日々の厳しい訓練や装備資器材の充実強化により、武装集団により不法上陸事案等への対処能力の向上に取り組んでおります。仮に武装集団による不法上陸事案が発生した場合には、海上保安庁等の関係機関と緊密に連携して適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 休憩、休憩します。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長(日下真一君) お答えいたします。

過去の不法上陸事案におきましても検挙措置を取っておりますので、同様のことを考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

中国海警法施行における知事の認識なんです、知事は所信においても尖閣諸島の問題について数行触れ



る程度でした。中国海警法が施行された後も、国会でもその異常さが議論されているわけです。2月16日には県内の漁船が26時間追尾されている。それにもかかわらず知事のコメントは一切ありませんでした。15日、19日の尖閣に関する政府要請については承知をしておりますが、知事はこの海警法は国際法上、国連海洋法条約上どう思われているのか。これ1点。

それと緊張を高める危険な海域にしているのは一体誰かということ、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） まず中国海警法、国連海洋法条約に違反をするかという趣旨の御質問でございますけれども、中国海警法につきましては、海警局に武器使用規定や具体的な権限の法的な根拠を明らかにし、中国自ら独自に行っている行為を正当化するという意図があるものというふうに理解しております。

国連海洋法条約では、例えば領海内であっても他国の軍艦や公船に対する法執行権限は制限がございますけれども、海警法につきましては、外国軍艦や公船が管轄海域で不法行為を行えば強制退去あるいは曳航などの措置を取る権利があると。それから例えば島や洋上にある構造物を強制撤去する権限も盛り込まれております。さらに国家主権や管轄権限が侵害されれば武器使用を含むあらゆる措置で排除できるといったようなことから、国連海洋法条約に反するというふうに理解をしております。

それから2番目の質問で、こういった危険な行為が繰り返し行われているのはどこかということにつきましては、中国海警局によって行われているというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 海警法は国際法上違法だというふうに思っているわけですね。その海域を、緊張を高めているのは中国だというふうに思っているわけですね。その認識でいいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

私の答弁は、政府において国連海洋法条約に違反する懸念があるというふうなことを踏まえて答弁をしたところでございます。

それから先ほどのこういった危険な行為を起こしているのは中国当局によるものかということについて

は、そのように認識をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、これは知事がお答えしたほうがいいんじゃないですか、政治姿勢ですから。知事の政治姿勢として。何でさっきから知事公室長が答えているんですか。知事、はっきり言ってくださいよ。国際法違反だと。あそこの海を険しくしているのは中国なんだとはっきり言ったらいいじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることがあってはならないということで、去る2月19日も関係要路に私から要請をさせていただきました。やはり安全確保や冷静かつ平和的な外交、対話によって中国との関係改善を図ることについての内容で要請をさせていただきましたところですよ。

○大浜 一郎君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 岸防衛大臣は会見において、海警の船舶自体が我が国の領海内であるような活動をしているという状況は国際法違反である。そういった海警の船舶の活動を裏づけるものである海警法は国際法に合致しない懸念があると発言をしております。また、茂木大臣も会見において、尖閣諸島周辺の我が国領海内で独自の主張をするといった海警船舶の活動はそもそも国際法違反であって、中国側に嚴重に抗議をしているというように発言をしております。沖縄県もそのように意を同じくするものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事がそう思うなら思うと言えいいんですよ。何であんないろんな……。出さなくて結構ですよ。

実は、2月11日に一方的な海警法の施行による地元漁民の声として、尖閣海域での漁にわざわざ行きませんよというような記事が掲載されました。確かに騒々しくなってきた海域ですから、行くのは嫌だろうと私も心情を察しますが、尖閣で漁の経験もある私の友達の漁師や数名の漁師に直接お聞きしましたところ、ちょうど秋口から今どきは黒潮の海流がとってもよくて、漁場としては物すごくいいんだそうです。その場所は。しかしながら今、仮に行ったら中国の船ににらまれるし、海保の皆さんにも迷惑をかけると。そんな状況の中で安心して漁なんかできませんよと。そ

んな中でコストも合わない。また別の漁師は、漁師としては中国武装船が常駐して、今後この海域で漁が不可能になることに一番気をもんでいるというふうにお答えしておりました。平穏な海なら今どきは漁に向かう漁師もいるでしょうけれども、いつしか中国漁船が我が物顔で中国の軍艦に保護されながら漁に押しかけるかもしれない。そんな諦めのような感覚が漁師の中には蔓延しているんじゃないかなと思ったりもしました。知事はそんな場面、想像したくないでしょう。想像したくないはずですよ。どう思いますか、今のこの現状。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県といたしましても、尖閣諸島につきましては、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、中国との間に領土問題は存在しないとすの国の立場を強く支持するものであります。

ただいま議員の御発言ありましたように、同海域において本県の漁船等が安全・安心に操業できる環境というものを日中両国間の平和的な外交、対話によって実現をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 どうしてなんです。知事にお聞きしているのに何で知事がお答えできないんですか。そういう心情までも。心情までも何で知事公室長がお答えになるんですか。おかしくないですか。知事、これどう思いますか、この漁民の心情について。これちょっと真摯に……。お願いしますよ。これぐらいのことはお答えできるでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 平穏な海域において通常の漁を続けたいという、その漁師の気持ちは十分理解をいたします。

○大浜 一郎君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜 一郎君 冷たいですね。ちょっと冷たいですよ。いや、本当に冷たい。これでは駄目だ、知事、もう少し寄り添ってくださいよ。これはもうちょっと寄り添った言葉を言わないと。知事、沖縄県の長ですよ。これは困ったものですね。

知事は所信で、日中関係改善に向けた話合いによ

る、いわゆる4つの原則を、共通認識を大きな期待を持っておられるようですけども、これはもはや幻想だと思えます。今どきの国際情勢に対する知事の認識は極めて甘い。極めて甘いと言わざるを得ない。中国は国際的に身勝手に乱暴な海警法という法律をぶつけてきているわけですよ。まだ原則的共通認識などは日本が守るべきものであると中国のメディアは報道しているんです。中国には知事の期待に添うような意思などこれっぽっちもみじんもないということこそそろそろ理解すべきだと思います。

そこでお聞きをしますが、知事は米軍の低空飛行について、全くけしからん、ワジワジーしていると発言されました。私も同様です。全くけしからん。ワジワジーを通り越してあきれいていますよ。十分に抗議すべきだと。

しかし、尖閣諸島での度重なるこういう暴挙に対して、知事はワジワジーはせんのですか。ワジワジーの気持ちはないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

米軍機による低空飛行については、提供施設・区域外であると。加えて日米合同委員会で合意を確認されております最低高度基準を、県といたしましては遵守されていないということも踏まえて、さらに県の抗議後も繰り返し訓練が行われているということで、県としては、日米両政府及び米軍に対して強く抗議を行ったところでございます。

加えて尖閣諸島海域における中国政府の行動は、既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づいて自らの力を背景とした形で、一方的な現状変更の試みという形で行われているものというふうに理解をしております。そういった行為は許されるものではないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ワジワジーもせんのですね。なかなかこれはもう大変なことだと思います。

知事は所信表明や代表質問答弁においても直接米国に行くというお話をされております。米国政府へ今の米軍基地の問題を訴えると表現しておりますが、この際、北京にも行かれて中国政府に厳重に抗議をするということも視野に入れたらどうですか。知事、どうで

すか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 繰り返しになりますけれども、県としましては、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことが重要であると考えており、引き続き国に対して求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ちょっと質問変えます。

尖閣諸島の資料館についてですけど、毎年1月14日に式典が行われて11回目になるんですが、これは尖閣の歴史を改めて認識して領土の理解を深め啓蒙する重要な式典です。今後はこの式典の意義を広く知らしめるための広報活動がますます重要になってきているのではないかなとも僕は思っています。

石垣市は尖閣資料館を建設して、実在した古賀村の歴史とこの痕跡の資料、外交文書、論文など資料収集に努めて、県民はもとより修学旅行生への教育の場としての提供も含めて、国内外への情報発信の拠点としたいという構想を持っています。これ前向きに検討していただきたいと思いますが、同様な施設としては、島根県は平成19年に竹島資料室を設置して情報発信拠点として運営しています。

知事、この点について御意見をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 大浜議員御指摘のとおり、尖閣諸島に係る広報啓発というものについては、県といたしましても非常に重要だと考えております。

知事におかれても、昨年10月7日に東京の領土・主権展示館を視察しておりますし、私も東京の同館、展示館を視察し、竹島それから北方領土関係の展示もございましたので、併せて展示館の職員から説明を受けたところでございます。加えて、私が10月29日に内閣官房の領土・主権対策企画調整室長と面談をしたときにも、議員御指摘のところの広報啓発の重要性について意見交換を行ったところであり、県といたしましても先ほど答弁いたしましたけれども、石垣市が今考えているところのこの広報啓発というものについて、県としても何かしらのといいますか、どういっ

た取組ができるかというのを少し検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは質問変えます。

観光関連事業者への迅速な対応に関してですが、各派代表質問・一般質問で、部局の答弁や知事答弁は、厳しい現実を訴える観光関連業界へあたかも乾いたタオルを絞ってくれと、乾いたタオルを絞れと。もう何かそんなように聞こえたりもするんです。この県の主要産業が年間でもう吹き飛ばしてしまった膨大な観光経済の損失を取り戻すため、そのエンジンである業界の皆さん、これを絶対に生き残らせるという固い決意の下で、知事は今すぐこの実態を見極める必要があります。そして、県も一層の努力をしなければなりません。知事にはぜひすぐにでも、県も一生懸命やるから政府に対してもカンフル剤的な緊急支援が必要だと直談判するような素早い行動をちょっとお願いしたいと思うんですが、知事、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員おっしゃるように、沖縄県としては昨年のコロナウイルス感染症が発生し県内で拡大して以降、これまで15次、令和2年度2月の補正予算まで15次にわたって総額2475億円をしっかりと手当てをさせていただきました。しかし、現下の厳しい状況においては都度私から国のほうへ、特に西村大臣ですとか直接電話をさせていただいて、沖縄県からこういうような要請をしますということで実際に幅広い事業者の方々への財政支援についても要請をさせていただいてきたところであります。もちろんこれからも観光の回復なくして沖縄経済の回復なしという思いは、議員と共通する思いがあると思いますので、しっかりと取り組んでいくということを全庁挙げて確認し、日々取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ぜひ、強い意思を持って取り組んでもらいたいと思います。

八重山の次の課題について質問を変えます。

この離島空港におけるPCR検査ですが、今おっしゃった中では直行便への対策が盛り込まれて検討されているように思えないんです。マスクミによると、県は離島には民間の検査センターが拡充していないので、検体採取しても検査する受皿がないという報道がありましたけれども、もう石垣市では民間病院でも瞬時に、2時間程度で結果が出るような体制ができています。遅まきながら八重山病院にもPCR検査が入ったということですから、できないはずはないんで

すけど、特に直行便対策についてどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 空港でのPCR検査につきましては、まずいらっしゃる方々に出発前に受けていただきたいという周知は徹底したいと思えます。

それから先ほど島内で検査する医療機関も増えたということでも申し上げましたが、これはやはり症状のある方が対象になります。病院ですので、そこでの保険診療なども含めてということにはなりません。ただ、直行便対策として直接的なところまではまだできておりませんが、県民に対して安価なPCR検査体制を構築するための事業も始まっておりますので、その中で例えば郵送による方法であるとか、そういったことに対しても拡充ができればというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ですので、どこまで検討が進んでいるのかなと。また後回しにされているような気がしてならないんです。

まず、どこまで今検討されていますか。今答弁したレベルの話ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今現状は答弁したとおりでございますが、今後拡充に向けて検討を進めたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 石垣も直行便が各地から飛べるような状況に今後なってきます。ですので、その辺はもう那覇と同じような——これ宮古も一緒なんですけど、その辺のところはもう早急に対応を検討していただきたいと思えます。よろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 関係する部局も数か所ございますので、課題等整理して検討したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 急患搬送ヘリポート夜間運用の件ですけど、夜間運用時の照明設置に専任の人を配置しているようですが、人員コストと予備で配備された可搬式照明機材のコストはどれくらいなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

可搬型のこの照明につきましては、1セット120万程度というふうに確認をしております。一方で、今回の暫定型ヘリポートの整備に当たって八重山病院に

おいて警備員を1人、専任という形で配備をしたということで、11月から3月までの間で約220万円相当だったと思いますけれども、そういった経費がかかるというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これ、年間通すと相当な額になりますよね。ですので、これは何年かかるか分からないと、恒久ヘリポートを造るまでは。これはもう常設してやったほうがいいと思います。今も不具合が起きて、また修理するために那覇に送らないといけないわけだから、その辺のところの対策もちょっと前向きに検討してくれませんか。どうですか。これ副知事にも願います。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 何とか暫定ヘリポートを稼働して、あとただ夜間の照明のものは暫定ヘリポートだということで、可搬型の照明をもって。これ実は竹富町長のほうから提案がありまして、それがいいということで採用させていただきました。ただ、急患ヘリが飛ぶ際に、誰が設置するかということでまた調整がちょっとあって、病院事業局の警備のほうでお願いするというのですが、ただやはり委託のものが1人200万ということで、高いというようなことがございました。そういったことで今知事公室内においてさらに病院事業局のほうと交渉する、この人件費、これがいつ起こるかということとは分からないので、常時ということはありませんけれども、やはりちょっと私から感覚的には高いというようなことがございます。そういったことも踏まえて、さらに調整をしていただくと。

また併せて今の恒常的な照明をやることを検討すべきではないかということの提案ですが、2000万ほどかかります。これもまた今後どうなるか分かりません。暫定をどのようにするかということも分かりません。それをまた2000万やった後、数年後には撤去するという費用等も考えないといけない。そういった全体のものを勘案しながら設置等について検討していきたいと。今しばらくお時間いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 地域未来投資促進法を使った件でございますけれども、これ環境影響評価準備書に対する知事意見書というのが提出されて、今後協議が進められるというふうに聞いておりますが、現況の進捗状況はどうでしょうか。これは環境政策課の担当ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） ユニマットプレシャスが出しました環境影響評価準備書につきましては、令和

3年2月15日に沖縄県環境影響評価審査会からの答申を受けまして、去る2月19日付で準備書に対する知事意見の提出をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 進捗状況についてちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 県のほうが準備書に対する知事意見を提出しましたので、今後事業者において評価書を作成しまして、県に提出するという手続がございます。現在、事業者において評価書の作成作業に着手していると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 富川副知事にお伺いしますが、これからは離島の魅力をとにかく発揮させて、地域産業と連携による稼ぐ力への経済、そしてインフラ投資は断続的に離島であっても必要不可欠だと思っているんです。この施設整備もその一翼を担う経済投資であるというふうに私は思っています。それについて知事の御意見、いわゆる離島が稼ぐ力をつけるためのこういう法律を使って今、施設整備をしているということについての副知事の経済的な御意見、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えをいたします。

県としましては、石垣市における地域未来投資促進法を活用した取組は、地域のさらなる産業振興に寄するものと考えております。とりわけ石垣島のみならず、沖縄県全体の観光の推進に貢献するものと考えております。ただ一方で、土地利用調整関係の諸計画との整合性、それから関係法令との適合性及び環境影響評価など、様々な観点から意見調整を行う必要があるため、同法及び関係法令に基づき適正に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

狩猟センターの件ですけど、この離島地域を含め多くの農家における鳥獣被害は、統計以上に実態が大きいというのが私たちの感覚です。しかし狩猟を行う狩猟免許保持者が訓練をする際には、今は佐賀まで渡航

しなければならないということです。県内でも八重山地域は狩猟を頼まれることが多くて、狩猟の免許保持者も県内で一番多いんじゃないかなと思います。県内に狩猟センターがあればいいんですが、ないんですね。全国にはあるんですけど、沖縄県にはないんです。これ前向きな検討が必要じゃないかなと思うんですけど、部長どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

研修センターの整備につきましては、国の事業、メニューはございます。先ほども申し上げましたように、諸課題もありますので、そこは一度市の関係者の皆様とは意見交換をしておりますが、その辺を重ねて事業化に向けて意見交換をしていく必要があるのかなと思っております。

また今県外のほうで、九州のほうで研修を受けている方々も実際にらっしゃって、負担をかけていると思いますが、先ほど御説明いたしました交付金の中では、そういった地域の協議会が企画する養成講座、研修の位置づけで、渡航それから費用等の支援もできるメニューもありますので、そういったものも含めて地域と意見交換をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 我が党の代表質問との関連ですけど、県は東京の空気感、東京の今沖縄の振興に対する空気感、これをどのように感じておられるのかなと若干心配になることがあります。今回の沖振計の折衝日程は相当タイトな交渉が求められていきますし、相当に練り上げられた制度設計が求められてくるわけですよ。特に経済政策は次期沖振計の最重要課題なんです。少なくとも富川副知事は振興策の策定に関わってきた。そして重要なのは、この振興策の交渉のその成果が、次の沖縄の行く末を決定するという事なんです。

さて、この時期の人事についてはどうかと私は思いますが、これは職員の皆さんにも聞いてみたい。実務を担う職員の皆さん、どう思っているのかと聞いてみたいというふうに思いますよ。これから物すごくタイトな交渉、そして東京の空気感をしっかりと受け止めて、それでも交渉できるというタフさも必要なことなんですね。本当にこの時期の人事としてこれ妥当なのか、知事の見解をもう一度お伺いしたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かに議員にも御不安な点もあろうかと思いますが、今骨子案をお示しさせていただき、パブリックコメントそして各市町村関係の方々から意見を聴取して素案へと仕上げていく、まとめていくという作業も並行して行っております。今般、富川副知事はこのたび任期満了を迎えられることから後任には照屋義実氏を起用したいと考えておりますが、いずれにしても次期振計、向こう50年先まで見た振計をこの骨子案、素案の中でどのように固めて、それをこれから政府関係要路と交渉していくかということは、これはもう全庁挙げて取り組まねばならないことだということをしっかり認識しておりますので、私もその思いで交渉に当たっていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これ任期満了、任期満了とおっしゃいますけど、まだ長く務めた副知事、歴代いらっしゃるでしょう。いると思いますよ。だから任期満了をあたかも大きな理由にしているようですけど、今までの仕事の流れ、これから前面に立ってやらなきゃいけない副知事が、今どうして替える必要があるのかなと。任期満了を殊さら理由にしていますけど、これちょっとどうも腑に落ちないですね。どうなんですか、その辺のところは知事。任期満了だけが理由ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな沖縄振興計画の策定に当たっては、総点検の結果、現行計画の総点検の結果を踏まえるんですが、それに加えて新沖縄発展戦略、東海岸のサンライズベルト構想等々も新沖縄振興計画に反映させるということになっておりまして、これらは富川副知事が主導された。それを素案等に反映させていくということでございます。また骨子案の策定に当たっては、富川副知事からたくさんの指導助言、指示をいただいたところで、それを踏まえて素案の作成に生かしていきたいというふうに考えているところです。

○大浜 一郎君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 任期満了ということと、それからもちろん様々な状況もしっかり考えながら判断をする、人事とはそのようなことであると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 様々な状況というのは、どういう状況ですか。今大事な時期なんですよ、一番。これからの10年はどうするかとか、次期振計はどうするかと言ったのに、様々な理由って何ですかこれ。これに変わる理由というのがあるんですか。これちょっとおかしいよ。知事、もう一度発言してください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これまで富川副知事には経済担当ということで、この間の振興にもそれからアジア経済戦略構想、新沖縄発展戦略などなど御指導いただいているところであります。そしてこれからもまた全庁挙げて次の振計に向かって我々も頑張っていこうということで、その後を継いでしっかり取り組むという思いでやっております。

○大浜 一郎君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 言葉の表現がちょっと適切ではなかったと思います。様々な理由ではなく、あらゆることを考えてということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 次の方があらゆることを考えてという理由を多分聞くとおっしゃいますから、ぜひきちっとあらゆることを考えての意味を県民に分かるようにしっかりと御説明いただきたいと思います。

シカイトウ ミーフアイユー。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

[中川京貴君登壇]

○中川 京貴君 皆さんこんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴です。

一般質問を通告しております。

項目に従い順次質問を行います。

## 1、知事の政治姿勢について。

(1)、全国町村議会議長会では、これまでに日米地位協定の見直しを求める特別決議を全会一致で採択した。全国町村議会議長会では初めての決議であります。玉城知事は全国知事会で日米地位協定の見直しを提案したことがあるか。また、基地関連の提案をしたことがあるか。これまでの経緯について伺いたい。

(2)、知事は基地の整理縮小をするために日米合同委員会、SACOで合意した11の施設の返還をどのように進めるか。

(3)、玉城知事は所信表明で在日米軍専用施設面積を70%から50%以下に目指すと述べた。どの基地をいつまでに削減するのか。跡地をどのように利用するか伺いたい。

(4)、在日米軍に対する政府の思いやり予算については不要論も根強いが、全駐労は、労務費を日本政府が負担することが基地労働者の雇用の安定につながるとしている。思いやり予算について知事はどのような見解をお持ちか伺いたい。

(5)、中国海警局に武器の使用を認める海警法の成立を受け、尖閣諸島海域における警戒の重要性が再認識された。我が国の主権を守り、本県漁船の安全をいかに守り、安心して操業ができるか。現在の海上保安庁の状況、船の隻数、人員体制等について伺いたい。

(6)、富川副知事の後任については、次期沖縄振興計画の策定や新型コロナ感染症で疲弊した企業等の支援立て、県経済の立て直しという重要な時期である。この時期の人事として適切とは思えない。知事の見解を伺いたい。

## 2、米軍基地問題について。

(1)、那覇軍港の浦添移設案と普天間基地、辺野古移設代替案との違いについて伺いたい。

(2)、沖縄防衛局は、米軍嘉手納基地、普天間基地周辺の航空機騒音の大きさを示す騒音コンターの見直し作業を進めていた。しかし、我が沖縄・自民党会派の政府に対する要請でまだ発表はされていない。もし発表された場合、基地周辺にどのような影響が出るか。

(3)、那覇軍港返還の面積とキャンプ・キンザー返還の面積、読谷のトリステーション、知花弾薬倉庫に移設する建物、倉庫等の基地内の面積について伺いたい。

(4)、沖縄の米軍基地の面積と自衛隊基地の面積を伺いたい。

(5)、那覇空港、米軍基地、自衛隊基地の共同使用の面積を伺いたい。

(6)、米軍基地は返還されると地主が使用できるまで特措法によって軍用地料が支払われるが、自衛隊基地はその適用を受けられるか伺いたい。

(7)、基地から発生する被害・騒音問題について。

ア、小中学校、県立高校の卒業式、入学式等の式典が支障なく行われるように米軍へ訓練停止要請を行ったか。

イ、平成30年度、平成31年（令和元年）度、令和2年度の防音工事の実施と件数、執行率、総予算について。

ウ、令和3年度の防音工事の件数と予算について。

エ、平成30年度、平成31年（令和元年）度、令和2年度の認可外保育所の防音工事の件数と予算について。

オ、県営団地の防音工事が対象になっている件数と手続の簡素化、今後の取扱いについて伺いたい。

## 3、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、長期化するコロナ禍で、疲弊した沖縄観光業界の継続発展に向けた県の支援について伺いたい。

(2)、新型コロナウイルス感染症対策については、特別措置法に基づいて、国、県、市町村が行動計画をつくり進めることになっている。沖縄県の行動計画と市町村との連携について伺いたい。

(3)、医療機関の崩壊が危惧されているが、本県における新型コロナウイルス感染者を受け入れている国立・公立医療機関と民間ホテル借上げ等の現状と民間等の病院でコロナ感染症に対応できる施設の整備状況はどうか、伺いたい。

(4)、国は、ワクチン接種に向け準備を進めているが、接種実施は市町村が担う。本県における市町村の体制整備は順調か。また、接種の方針や優先順位、国との調整等県の取組状況について伺いたい。

(5)、感染拡大で、演劇やコンサート、各種イベント等の中止で、文化芸能関係は深刻な打撃を受けている。本県における状況と県としてどのような支援策や対策を講じているか、伺いたい。

(6)、休業手当の一部を補填する雇用調整助成金の制度が延長されたが、申請があった企業の内訳や申請がない企業への指導方法など、県の取組について伺いたい。

## 4、県内社会資本の整備について。

(1)、新型コロナウイルス感染症の影響で県経済は甚大な打撃を受けている。国のGo Toトラベルは、疲弊した地方の活性化を図るため実施されたが、本県における効果と県内観光関係者の受け止めについて伺いたい。

(2)、おきなわ彩発見キャンペーンの効果、予算と執行率、課題や今後の展開について伺いたい。

(3)、県における新型コロナウイルス感染症の影響で国及び県が実施する道路・港湾、公共施設等の事業で、入札不調や事業の延期、中断や遅れ、事業縮小など現状を伺いたい。

(4)、道路、河川、下水道などの社会基盤の老朽化への対応や改修等について、優先度により沖縄振興公共投資交付金や国庫補助等を活用し耐震化に取り組んでいるが、沖縄振興公共投資交付金は年々削減され、国庫補助等も大幅な増額は期待できない中で、計画は達成できるか伺いたい。

#### 5、県職員・教育委員会について。

(1)、県職員の間業務に起因する訴訟に備えて保険に加入する職員が増えているというが、その背景に何があるのか。この状況を知事はどのように受け止めているか、伺いたい。

(2)、県職員、教職員による長期的な休暇・短期的な休暇、その内訳と臨時職員による対応と予算について。

(3)、全国的に教員の労働条件改善が課題となっているが、本県の教員の残業実態は把握できているか。

(4)、県庁職員は、適材適所に配置されているか。

(5)、県庁職員の給与と残業手当の金額と残業時間の多い部署(部局)は、1人当たり最大残業手当は幾らで、給与の何%になるか伺いたい。

#### 6、子ども・子育て支援について。

(1)、県は、保育士確保に向け県独自の施策を進めているが、潜在保育士の保育業務への復帰を促進するための施策や支援策等、これまでの成果について伺いたい。

(2)、子供医療費の助成について、中学卒業までからさらなる拡充が必要であるが、窓口無料化に対する国庫負担金の減額に対する県の対応と今後18歳までの無償化拡充に向けた考え方について伺いたい。

(3)、現物給付制度導入による財源確保と対象数と予算について伺いたい。

7、我が党代表質問との関連については質問いたしません。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、全国知事会への日米地位協定等の提案についてお答え

いたします。

沖縄の米軍基地の整理縮小や日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、全国知事会等を通じて、他県との連携を深め、国民的議論を喚起していくことが重要であると考えております。このため、私から、令和元年7月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本の見直しに向けた連携を呼びかけたところ、多くの知事から賛同の声が上がったため、日米地位協定に係る運用改善状況等の確認や新たな提言案の検討を行うことを目的として米軍基地負担に関する意見交換の場が設置されました。この意見交換での議論を基に、令和2年11月には、日米地位協定の抜本の見直しや基地の整理縮小・返還の積極的な促進などを内容とする、新たな米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議され、同年12月に日本政府に対し要請を行っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、SACO合意施設の返還についてお答えをいたします。

SACO最終報告で示された返還予定面積5002ヘクタールのうち、北部訓練場の過半など、合計約4449ヘクタールが返還されたところです。残りの施設については、米軍再編事案として返還されることとされており、平成25年4月に発表された再編に基づく統合計画に位置づけられております。米軍基地の整理縮小については、普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を着実に進める必要があります、その確実な実施を日米両政府に対して強く求めてまいります。

同じく1の(3)、米軍専用施設面積50%以下の目標についてお答えをいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を図るためには、日米間で具体的な数値目標を設定し、積極的に協議する必要があると考えていること、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄があるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会において、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどから、当面は50%以下を目指すという数値目標の設定を求めるものであり、こ



の要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。また、返還跡地利用については、国から具体的な返還計画が示された後に、市町村と連携して検討を進めることになると考えております。

同じく1の(4)、米軍駐留経費負担の見解についてお答えをいたします。

県は、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解をしております。また、同予算には、駐留軍従業員に係る労務費等が含まれていることから、県は軍転協と連携し、昨年11月に在日米軍駐留経費負担に関する特別協定の改定に伴い、駐留軍等労働者の解雇などによる不安が生じないようにすること等について、総理大臣等に要請をしております。

同じく1の(5)、海上保安庁の体制についてお答えをいたします。

海上保安庁によると、同庁の巡視船艇は全国に382隻配備されており、第11管区海上保安本部には49隻が配備され、そのうち12隻が尖閣領海警備専従船となっております。また、海上保安庁は令和2年度に、尖閣領海警備体制の強化等のための40人を含む436人の増員を行い、現在の定員は1万4328人になっており、そのうち、第11管区海上保安本部の人員は1884人とのことです。

同じく1の(6)、副知事の人事についてお答えをいたします。

富川副知事は、このたび任期満了を迎えられることから、その後任の副知事として照屋義実氏を起用したいと考えております。照屋氏におかれては、長く経済界で活躍され、沖縄県建設業協会会長や沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会委員長や沖縄県政策参与を務められており、豊富な知識や経験から副知事として適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。また、これまで民間企業の経営に携わられた実務経験を生かして、コロナ禍で厳しい状況にある県経済の回復はもとより、本県の各産業分野における施策を推進し、本県の振興・発展に取り組まれるものと考えております。

2、米軍基地問題についての(1)、那覇港湾施設移設と辺野古新基地建設についてお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の那覇港湾施設が有する機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港湾区域内での

場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する辺野古新基地建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

同じく2の(2)、騒音コンターの見直しの影響についてお答えをいたします。

沖縄防衛局によると、年度ごとに運用状況が大きく変化する嘉手納飛行場の特殊性を踏まえた、適切な騒音コンターを確定させるためには、これまでの調査を踏まえて、引き続き防衛省内において念入りの確認作業などが必要とのことであります。見直しの内容については明らかになっておりませんが、県としては、去る10月にも岸防衛大臣に対して、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないように配慮することを要請したところであり、今後ともあらゆる機会を通じ、軍転協とも連携し、粘り強く求めていきたいと考えております。

同じく2の(3)、那覇港湾施設等の返還面積及び移設面積についてお答えをいたします。

平成25年4月に公表された統合計画によると、那覇港湾施設の返還面積は約56ヘクタール、牧港補給地区の返還面積は約274ヘクタールとなっております。また、沖縄防衛局によりますと、トリイ通信施設への移設面積は約20ヘクタールとなっており、嘉手納弾薬庫知花地区への移設面積は、今年1月にマスタープランの見直しが行われており、正確な面積は今後確定することとなりますが、約80ヘクタール程度になると見込まれているとのことです。

同じく2の(4)、在沖米軍基地及び自衛隊基地の面積並びに共同使用面積についてお答えをいたします。2の(4)と2の(5)は関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

防衛省の資料によると、令和2年3月31日現在、在沖米軍基地の面積は1万8697ヘクタール、そのうち米軍専用施設面積は1万8484ヘクタールで、自衛隊基地の面積は773ヘクタールとなっております。また、自衛隊が米軍施設を一時使用している面積は4822ヘクタール、米軍が自衛隊施設を一時使用している面積は26ヘクタールとなっており、そのうち、那覇飛行場は0.7ヘクタールとなっております。

同じく2の(7)のイ、防音工事の実績と令和3年度予算についてお答えをいたします。2の(7)のイと2の(7)のウは関連いたしますので、一括してお答えを

いたします。

沖縄防衛局に確認したところ、一般防音と住宅防音を合わせた防音工事について、平成30年度は予算額が約134億1100万円で、実績は6616件、約86億3700万円となっており、令和元年度は予算額が約166億5000万円で、実績は6707件、約152億8100万円となっており、令和2年度は、予算額が約162億3600万円で、現在執行手続を進めているとのことであります。なお、執行率については、実績額に繰越額を含んだ額で集計していることから、算出に時間を要するとのことであり、引き続き沖縄防衛局に確認を行っているところでございます。また、令和3年度予算は約142億2500万円を計上しており、件数は予算成立後、必要な手続を取った上で公表されるとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、米軍基地問題についての(6)、自衛隊施設用地への跡地利用推進法の適用についてお答えいたします。

跡地利用推進法は駐留軍用地及び跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特種事情に鑑み、制定されていることから、自衛隊施設用地は同法の適用対象となっておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 2、米軍基地問題についての御質問の中の(7)のア、米軍への要請についてお答えします。

県教育委員会はこれまで、小中学校、県立学校の卒業式、高校入試並びに入学式において厳粛な環境の下挙行できるよう、沖縄防衛局に米軍機の飛行等の自粛を要請してまいりました。今年度も去る2月12日に、沖縄防衛局を訪問し、直接要請を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き落ち着いた学習環境の確保に努めてまいります。

次に5、県職員・教育委員会についての御質問の中の(2)、教員の休職者等の状況についてお答えします。

令和元年度における教育職員の病気休職者は419人で、5年前の平成27年度に比べて2人減、育児休業者は、学校事務職員等も含め779人となっており、77人の増となっております。休職者等については、その業務を代替するため臨時的任用職員を配置しており、これに要した人件費は、病気休職者については約8億

円、育児休業については約22億7000万円となっております。この金額を平成27年度と比較すると、病気休職については約9000万円減少しており、育児休業については約3000万円増加しております。

県教育委員会としましては、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談などを行っており、引き続き教職員の健康管理に努めてまいります。

同じく(3)、教員の残業実態についてお答えします。

県立学校では、平成31年度から勤務管理システムを運用しており、教職員の勤務実態の把握に努めております。市町村立小中学校教職員の勤務実態の把握については、服務監督者である市町村教育委員会で適切に行われるべきものと理解しております。令和2年10月の調査では、ICカードやタイムカード等を活用した出退勤管理が32市町村において実施されております。令和元年6月の調査より9市町村増加しており、適切な勤務時間管理の取組が広がっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、米軍基地問題についての御質問の中の(7)のエ、認可外保育施設の防音工事についてお答えいたします。

沖縄防衛局へ確認したところ、設計及び工事、平成30年度の実績は4件、1億1400万円、令和元年度の実績は1件、8100万円となっております。なお、令和2年度につきましては、令和3年2月19日現在、施設からの要望がないため実施予定はないとのことであります。

次に6、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、潜在保育士への支援についてお答えいたします。

潜在保育士の復職支援については、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおける就労あっせんや研修等の支援のほか、一定期間就業すれば全額が返還免除となる就職準備金や未就学児の保育料の貸付けを実施しております。これらの取組により、平成27年度から令和元年度までの5年間で延べ1403人の潜在保育士へ支援を行ったところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、米軍基地問題についての御質問のうち(7)のオ、県営住宅の防音工事についてお答えいたします。

防音工事の対象となっている県営住宅は、10団地

1701戸であります。平成28年度以降に建て替え工事が実施された大謝名団地及び赤道団地については、県が防音工事の補助事業者となり一括して補助申請を行うことで手続の簡素化を図っております。また、県による既存団地の機能復旧工事については、防音工事実施時期が様々であるため、工事の取りまとめ方法等の課題について沖縄防衛局と調整を図っているところであります。

次に4、県内社会資本の整備についての御質問のうち(3)、新型コロナウイルス感染症の影響による入札不調と事業の遅れについてお答えいたします。

令和3年1月末までに土木建築部が開札した474件の工事のうち不調・不落が113件、全体の24%で、前年度同時期に比べ2%の減となっております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関連して、受注者から申出のあった工事14件、委託業務3件について、4月頃に1か月程度の一時中止が行われておりましたが、現時点においては、全て再開されていることから、新型コロナウイルス感染症による事業への影響はないものと考えております。

次に4の(4)、社会基盤の老朽化対策等の計画達成についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路、河川、下水道などの社会基盤については、長寿命化修繕計画などに基づき、沖縄振興公共投資交付金や国庫補助金等を活用し、効率的・効果的に施設の耐震化や長寿命化等に取り組んでおります。また、令和3年度から国が重点的・集中的に進める防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、必要な予算を確保し、計画目標が達成できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 初めに3、新型コロナウイルス感染症対策についての(1)、観光業界の継続発展に向けた支援についてお答えいたします。

県では、一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、おきなわ彩発見キャンペーン事業や家族でStay Hotel事業等を実施してまいりました。また、今月10日からはおきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えて2月補正予算では、県内の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業を計上しているほか、令和3年度の当初予算においては、国内需要安定化事業を増額して計上してお

ります。さらに、国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給や県単融資事業により観光関連産業への支援を行ってまいります。なお、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、今月の8日から受付を開始することとなっております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、感染状況のフェーズに応じた適切な支援を講じてまいります。

同じく3の(5)、文化芸能関係イベントの開催状況と対策についてお答えいたします。

今年度予定の県及び関係機関における文化関係イベント1192件のうち531件が中止となるなど、県内の文化関係団体は厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では感染症対策を含め、コンテンツ配信等に係る機材の経費や新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じているところであり、これまで多くの問合せをいただくなど、ニーズを捉えた事業が展開できているものと考えております。

今後とも、関係団体等と意見交換を行いながら必要な施策について検討してまいります。

次に4、県内社会資本の整備についての(1)、Go Toトラベルによる効果と県内観光関係者の受止めについてお答えいたします。

県では国に対してGo Toトラベル事業の実績について随時照会しておりますが、国は都道府県別の利用実績については、現時点では集計中として公表していないことから、本県への効果についての把握は困難な状況です。一方で同事業を開始した7月以降、9月の連休や10月に東京都が対象地域に追加されたことで往来が徐々に回復していたことから、一定の効果があつたと考えております。また県内の観光業界は、観光地全体の消費を促すことを目的とした同事業に期待しているものと認識しております。

同じく4の(2)、おきなわ彩発見キャンペーン事業の効果と課題、今後の展開についてお答えいたします。

本事業は、第1弾と第2弾を合わせて補助金6億5000万円の94%を執行し、約4万件、10万5000人泊の利用実績となっており、域内需要の喚起による観光関連事業者への支援につながったものと考えております。課題としましては、第1弾においてリゾートホテルに利用が集中したことや交通機関、アクティビティなどを含む旅行商品の利用が少なかったことが挙げられます。

今後につきましては、十分な感染防止対策を徹底した上で今月10日よりおきなわ彩発見キャンペーン事

業第3弾を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(2)、沖縄県の行動計画と市町村との連携についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県では同法の第7条の規定により、市町村は第8条の規定により行動計画を策定し対策に当たっております。具体的には市町村に対して日々の感染状況等の情報提供を行うとともに、県の方針等を随時提供し、住民への感染症対策への周知等の協力をお願いしております。また、営業時間短縮要請の実効性を担保するために、各市町村による店舗への見回り活動を依頼し毎週報告を受けておりました。さらに、市町村が実施主体となるワクチン接種については、国と連携し広域調整を行うなど円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

同じく3の(3)、新型コロナウイルス感染症を受け入れている医療機関の現状と整備状況についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、425床の病床確保計画を立て受入れ体制を整備しております。指定した医療機関のうち、国立及び公立医療機関は11か所で確保病床数の合計は279床、民間医療機関は12か所で確保病床の合計は196床となっております。国立、公立及び民間いずれの医療機関においても新型コロナウイルス感染症の受入れ病床確保に大きく貢献していただいております。また、宿泊療養施設としては那覇・南部地域及び宮古地域に各2施設、北部地域及び八重山地域に各1施設の合計6施設で440室を確保しております。

同じく3の(4)、県や市町村の取組状況についてお答えいたします。

現在、沖縄県内の全市町村においては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策チームの発足等、住民接種に向けた体制の構築が進められております。接種方針については、集団接種または各医療機関での個別接種を想定しています。接種に当たっては、医療従事者等から開始し、次に高齢者、その次に基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者と国において順序が示されております。

県ではワクチンチームを立ち上げ、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう国と調整を図ってい

るところです。

次に6、子ども・子育て支援についての御質問の中の(2)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。18歳までの拡大につきましては、今後、十分な議論が必要と考えておりますので、令和4年度の中学校卒業までの拡大を確実に実施できるよう取り組んでまいります。

また、子供医療費の助成を現物給付により実施した場合の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置につきましては、全国知事会等を通して措置の廃止を国に要請しているところであります。

同じく6の(3)、こども医療費助成制度の予算等についてお答えいたします。

こども医療費助成制度について、通院対象年齢を中学校卒業まで拡大し、支給方法を現物給付とした場合、対象者数は約14万8000人の増、事業費は、約11億5000万円増の約28億5000万円を見込んでおります。なお、当該事業は県の単独事業として実施するものですので、一般財源から拠出することとなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(6)、雇用調整助成金の実績と県の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局によると雇用調整助成金の申請件数は、2月19日現在で、4万1177件となっており、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業からの申請が多いとのこと。県では、同助成金の活用促進のため、事業主への情報提供の強化や出張相談窓口の設置などを行っております。また、去る2月16日には、経済団体に対して、同助成金の活用による雇用維持等への配慮について要請を行ったところであります。

引き続き、同助成金と県独自の上乗せ助成の活用を促進することで、雇用の維持を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 5、県職員・教育委員会についての(1)、賠償保険に加入する職員の状況等に

についてお答えします。

総務省の調査によると、全国の地方公務員が個人的に賠償責任を負う件数が平成19年度から20年度が59件、平成28年度から平成29年度が90件となっており、比較すると約1.5倍に増加しております。県職員の保険加入者数までは把握していませんが、そのようなことを背景に加入する職員が一定程度いるものと考えております。

同じく5の(2)、県職員の退職者等の状況についてお答えします。

令和元年度における、県職員の病気退職者については34人で、5年前の平成27年度に比べて10人の減、育児休業を取得した者は157人となっており、37人の増となっております。また、退職者等の業務を代替するために臨時的に職員を任用しており、これに要する人件費は、病気退職者については約2440万円、育児休業については約2億770万円となっております。この金額を平成27年度と比較すると、病気退職については約750万円減少しており、育児休業については約2620万円増加しております。

同じく5の(4)、県職員の人事配置についてお答えします

県職員の人事については、沖縄県職員人事管理基本方針に基づき人事評価その他の能力の実証による適材適所の人事運用を徹底し、県施策の円滑な推進を支える人事配置を行っているところです。また、県政の重要課題を所管する部署については、課題解決に向けて専門知識や能力、経験を有する職員の重点配置を行う他、施策の継続性に配慮するなど適材適所の人事配置を行っております。

同じく5の(5)、知事部局における時間外勤務の多い部署や手当の支給額等についてお答えします。

知事部局における令和元年度の管理職を除く職員1人当たり時間外勤務の平均時間数の最も多い部署は知事公室となっております。また、時間外勤務の最も多い職員は月平均で112時間、時間外勤務手当等の支給額は25万3487円、月の給与に占める割合は47.5%となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問を行いたいと思っています。

実は、代表質問でも一般質問でもいろいろ出ましたけれども、知事の政治姿勢の中で政治的な判断は、私はやはり知事や副知事が答弁すべきだと思っております。ほとんど知事公室長、あるいは土建部長また別の部長も一部答弁されているところがありますけれど

も、なぜならばやはり公務員は公正公平、県民に対して奉仕の形で徹するのが公務員の姿だと私は思っています。しかしながら、浦添の市長選挙、宮古島の市長選挙と知事公室長が答えたりすると、例えば玉城知事の任期を終えた後の次の知事が誕生したときに、この知事公室長の立場はどうなるんですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私も元県職員でしたので、例えばそれぞれの知事、副知事が替わってもその職員の能力等に応じて、適材適所に配置されるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問します。

知事、実は今普天間の基地問題また那覇軍港の問題、知事公室長が答弁しておりますけれども、例えば知事、副知事が考えたことを押しつけているんじゃないかと言っているんですよ。なぜならば、知事、副知事が替わって新しい知事になって、私はこうだと言ったとき、知事公室長はどう判断するんですか。半年前に言ったことと半年後には変わってくるんですよ。それを職員にさせる必要があるんですかと聞いているんです。謝花副知事もその経験があるでしょう。仲井眞県政のときの部長でしたから。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私の経験から踏まえて申し上げますが、我々県職員、公務員は知事の補助者です。地方公務員法上ですね。そういった補助者として、知事の政策に基づいて我々は政策などを判断し、また遂行していると。政策を立案しそして遂行しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 できたらぜひ、県職員に任せるのではなくてそのための副知事だと思っていますので、これは要望申し上げておきたいと思います。

もう一つは、S A C Oの合意内容では全て返還したとしても69%であり、知事は冒頭で50%以下にするという基地面積をあえて、我々野党だけではなく、与党からも何の根拠もない面積じゃないかと指摘を受け

ておりますけれども、会派沖縄・平和の代表質問の中でも質問がありましたよね。50%にする知事の発言に対しては何の根拠もないと思っています。その理由は、知事公室長の答弁で、基地の整理縮小は、日米両政府の中で返還プログラムをつくって、取り組むことが一番返還の可能性があると考えますと知事公室長は答弁しているんですよ。ということは、知事は何の効力もないって言っているのと一緒じゃないですか。日米交渉していないんですから。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

今、中川議員からございますこの質問につきましては、50%根拠につきましては、具体的な返還施設あるいは時期につきましては、沖縄県から具体的に提示するのではなくて基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で協議をし、数値目標を設定していただくことが実現可能性を高める上で有効だと考えているということで、県としては、日米両政府に対し返還施設や返還時期を含めた具体的な返還計画の策定を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それはまさに県民的なパフォーマンスと言うんですよ。知事は、これまで本会議で何度も答弁しておりますが、再度確認したいと思っています。

沖縄にある基地は、全て県経済発展の最大の阻害要因であると思いませんか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄21世紀ビジョンでは、県土のあるべき姿として基地のない県土を目指すということが織り込まれておりますが、その段階的に取り組まれる基地の負担軽減については、ある一定の数値目標を持って、日本、アメリカの両政府がしっかりとそれを実行していくことが、真に現実的な基地負担の軽減につながっていくものというように捉えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私は、基地が県経済最大の阻害要因であるかないかをお伺いしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 基地は、沖縄県経済の発展をフリーズしてきた存在であるというように私は述べております。

○中川 京貴君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 経済の発展という点から考えると、同じ意味かと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは、あえて聞きます。

基地の整理縮小に伴って、沖縄の基地は県外移設が好ましいのか、県外か。それとも無条件返還がいいのか。知事の見解をお伺いします。県外・国外。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画において基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を求めるということになっておりますので、将来的には県外・国外への移設を求めていくというふうに理解しております。

○中川 京貴君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、確認したいんですが、知事が沖縄の米軍基地を50%まで返還したいと言ったときに、基地で働く基地従業員の方々との話合いもしたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 正式な協議という場ではありませんが、若干の意見交換はさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 そのとき、その方々はそれをよしとしたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） よしとしたというような確認ではなく、意見交換をしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今日知事その答弁を聞いて、皆残

念、ショックな方もいると思っていますよ。理由は、知事が民主党国会議員の頃、ちょうど平成21年です。民主党が政権を取ったとき——知事も記憶に新しいと思いますよ——民主党政権の中で仕分け作業が行われました。政府の行政刷新事業仕分けにおいて、労働者の給与水準を地域別に賃金を準じて見直すと当時の民主党政権でなされまして、沖縄の基地で働く方々が大変困りました。そこで我々は、経済労働委員会——当時の委員長は、玉城ノブ子委員長です——委員会で審議をして、これは大変なことだということでこの本会議場において全会一致で取りまとめて政府へ要請に行きました。山内末子議員、我々自民党は照屋守之議員も一緒でした。そのときにエスコートしたのが、知事あなたですよ。沖縄の基地で働く人たちの給料が高いと。それを沖縄県民の給料に見合うように下げるといふ提案がされたときに、我々は政府に要請をしてそれを止めたんですよ。知事、御一緒だったのを覚えてますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、中川議員から頂いた資料に目を通しておりますけれども、確かにその意見書があり、我々もその運動に同行したというような記憶があります。場面はどこだったか忘れちゃったけれども、やはり基地従業員の給料の引下げは行ってはいけないというその要請の趣旨に沿って、共に要請したというような記憶があります。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 その頃、我々は県民の生活を守る、基地で働く雇用を守るという形で党派を乗り越えた形で、県民の代表として政府へ要請に参りました。その当時の民主党政権は理不尽で、何て言ったか覚えてますか。基地で働く方々は、国家公務員ですかと。試験を受けたんですかと言われてたんです。我々は、国家公務員的な仕事をさせておいてこんな理不尽なことがあるかということで、給与引下げを止めた経緯があります。

知事には記憶はないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私はその交渉の場にはもしかしたらいなかったかもしれません。記憶にはございません。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、そのときは、あなたは民主党の国会議員だったんですよ。

それともう一つは、労働者の地位を確保する意見書もこれも全会一致で採択されています。もう一つは、基地で働く従業員が米軍の司令官によって解雇されたことがあるんです。それと雇用が見直されると報道があつて、それを我々は要請しました。その結果、それが元に戻ったんです。

ですから私が何を言いたいかというのは、知事の発言は重たいということなんです。知事の一言一言で、基地で働く方々また軍用地が返還されるところも含めて、そういった損得が出てくるんです。だから知事の発言には、しっかり責任を持っていただきたい。そこで働く人の雇用もあります。軍用地料をもらっている方々もいます。過去に名護の稲嶺市長のときも、キャンプ・シュワブ返還を望んだこと一度でもありますかと聞いたら、一度も言ったことがないと言っていました。名護の市長もですね。逆に許田の軍用地、高速道路の許田の軍用地は継続使用してほしいということで、稲嶺市長から防衛局に書類も出ているんですよ。そういった意味では、最高責任者というのはその言葉にもっと重みを持って、この地域に迷惑がかからないような発言をしていただきたい。いかがでしょうか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 米軍基地の整理縮小については、これまで平成8年、1996年のSACO最終報告、平成25年、2013年の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に伴う嘉手納飛行場より南の地域の返還などにおいて進められてきています。これらの計画については、沖縄県から提案したものではなく日米両政府が当時の日本を取り巻く安全保障環境の状況を踏まえ、作成したものであると承知をしております。

沖縄県が過去に基地の返還計画を策定し、返還を求めた事例としては平成8年、1996年に公表された国際都市形成構想とリンクした基地返還アクションプログラム（素案）がありますが、このプログラムについては結果的には、日米両政府に受け入れてもらえなかったものと承知をしています。

また議員おっしゃるように、米軍基地の整理縮小を図るためには、駐留軍等労働者の雇用主である日本政

府と使用主である米国政府の責任において、雇用対策をしっかりと図りつつ具体的な返還計画を検討、策定し、実現することを求めるほうが米軍基地の整理縮小の実現可能性を高めることになるというように考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次の質問に移りますけれども、知事の政治姿勢の中の富川副知事、県経済の立て直しという重要な時期で副知事を替える時期ではないと質問を冒頭でしましたけれども、なぜその質問をしたかという、知事は今誰が副知事になっても、国は次期振興計画を断ることができない。間違いなく次期振興計画ができるものと思込んでいるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 全庁一丸となって、次期振興計画をぜひ実現させたい、やり遂げたいという思いで取り組んでいます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、今日、島袋大議員の質問の中でも富川副知事の問題が出ていましたが、知事はそこで——確認させてください。次期副知事候補の方が教育委員とか、また経済産業のリーダーであったという評価の面は分かりました。しかしながらそれ以外で、新たな疑義が出てまいりました。例えば10年間防衛関係、いろんな仕事を取ったことがないと。しかしながら島袋議員の指摘で、いろんな事案が出てまいりました。

知事はそこでこの防衛局発注工事、照正組参入5件、調査すると答弁しました。調査した結果、それが事実であればこの副知事問題は取り下げる気持ちですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今確認をさせていただいておりますが、富川副知事の任期満了となる今回の人事に関しては、コロナウイルス感染拡大の防止対策そしてコロナ禍における医療提供体制の維持、本県観光産業をはじめとするあらゆる業種における経済的打撃からの迅速かつ実体的な回復を目指す取組のほか、次期振興計画の策定に対しても様々な観点などを考慮し、私が総合的に判断した結果、これまでの経歴などを鑑みて今般、照屋参与が副知事として適任であるということで議会に提案をさせていただいている次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事が提案されたことは、もちろん承知しております。ただ、知事見てください。こういった資料があるんですよ知事。（資料を提示） この資

料、これはインターネットで全部取れます。この中でちゃんと答えているんです。ここ10年ほど米軍や防衛関連の工事には手を挙げておりませんと。しかし島袋議員の質問で、5件出ているんじゃないかという疑惑が出ました。偽りですか。それを知事は確認をして、もしそれが事実であってもこの方が副知事になるんですか。これを県民は理解できますか。知事には説明責任がありますよ。任命責任がありますよ。今、国においても国政においてもその任命責任で問題になっているんじゃないですか。それをしっかりしていただきたい。それが事実であれば、副知事人事を取り下げていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、議員の御意見につきましては、私も照屋氏本人に確認をしておりますので、確認の報告をいただいてからしっかりと考えたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、これは大変な問題ですよ。これだけじゃないかもしれないよ。任命して後から出てきたら県民に説明できますか。どうぞ答えていただきたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まずは、島袋議員の質問の内容の報告を受けてから考えたいと思います。

○中川 京貴君 以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

[島尻忠明君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 皆さん、こんにちは。

会派沖縄・自民党、島尻忠明でございます。

一般質問の前に、玉城デニー知事、せんだっての11月定例会、体調を崩されてお休みをしておりました。また元気に今定例会、御出席をしております。安心しております。ぜひ、コロナ禍の中、そして新年度予算もあります。体調に留意されて県民の先頭に立って頑張っていただきたいと思っておりますとともに、やはり、私だけかなと思っておりますが、その件についても今議会の定例会冒頭で説明があればよかったのかなと思いつ



つも、11月定例会も含めて今定例会でしっかりとまた答弁をいただけるものと期待をして通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、軍港移設問題と浦添埠頭・西海岸開発について。

ア、知事は去る浦添市長選挙で軍港浦添移設反対の候補者を応援する中で、民意を尊重すると述べておりました。選挙結果を受け、今後、軍港移設問題にどのように取り組んでいくのか伺います。

イ、早期の港湾計画改訂を進めていくためにも、早晚、移設協議会を開催すべきものと考えておりますが、その場合の前提条件は何だと考えているのか。また、なぜそう考えるのか伺います。

ウ、現在の港湾計画改訂作業の進捗状況からして、年度内での民港の形状の策定は可能だと考えているのか。また、なぜそう考えているのか伺います。

エ、国際物流港湾としての浦添埠頭で想定している貨物量及びその算定は、どのような手法を用いて算出したのか、その具体的な手法について伺います。

オ、中城湾港の中長期計画で示されている那覇港との機能分担に対する基本的な考え方と併せて、なぜそのような考えたのかお伺いいたします。

カ、沖縄アジア経済戦略構想推進計画におきまして、世界水準の観光リゾート地の実現を掲げておりますが、県が想定する世界水準の観光リゾート地をどのように定義をしているのか伺います。

2、コロナ禍における雇用環境と県経済の実態等について。

(1)、昨年4月から12月までの四半期ごとの完全失業者数と有効求人倍率の推移について伺います。

(2)、昨年10月から12月までの第3・四半期に限った業種別の倒産件数と失業者数の推移について伺います。

(3)、昨年4月から12月までの四半期ごとの県内総生産GDPの推移について伺います。

(4)、県内総生産GDPの推移から見える生活再建と経済再生に向け、今何をなすべきか、問題と課題を伺います。

(5)、2月6日の新聞で、「コロナ協力金大幅遅れ支給率3.3%で飲食店に打撃」という見出しで、協力金に関する報道がありました。なぜ遅れたのか、その要因と直近の対象地域ごとの支給状況について伺います。

(6)、協力金の支給遅延に伴う事業者、事業所への影響について、どのように考えているのか伺います。

(7)、県ハイヤー・タクシー協会が新型コロナウイ

ルスの影響で乗客が大幅に減り、経営が深刻になっているとして、県に緊急の支援金を支給するよう要請がありました。今後、どのように対応していくのか伺います。

(8)、コロナ禍の影響は経済界のみならず、学生への影響も大きいものがあると思います。とりわけ、離島出身の学生への影響は大きいものと考えております。コロナ禍が及ぼす学生への影響について、県としてどのように把握しているのか伺います。

(9)、大学生の多くはアルバイト代を生活費の糧にしています。しかし、コロナ禍で雇用が打ち切られるなど厳しい生活を強いられております。こうした学生に対し、県としても人材育成、確保の観点から、さらには学びの継続を保障する観点から、何らかの支援策が必要になってくるものと考えますが見解を伺います。

(10)、コロナ禍で見えてきた離島県としての社会的、経済的問題をどのように認識しているのか所感を伺います。

3、コロナ禍における公共交通機関の現状と対応について。

(1)、県の緊急事態宣言発出から今日まで、沖縄都市モノレール、バス、タクシーの業種別の利用状況はどのような状況下にあると認識しているのか、所感を伺います。

(2)、沖縄都市モノレール、バス、タクシー事業者の経営環境改善に向けた取組について、どのような支援が必要になると考えているのか伺います。

(3)、沖縄都市モノレールの損益分岐点としての1日当たりの乗客数と併せ、昨年4月から12月までの四半期ごとの客単価の推移と所感を伺います。

(4)、沖縄都市モノレールにあっては、3両編成車両の導入時期も含めた中長期の経営計画の見直しは不可避と考えておりますが、県の見解を伺います。

4、我が党の代表質問との関連について。

下地康教議員の3の(7)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋について、課題とは何なのか。距離や費用対効果を伺います。

次に、仲田弘毅議員の3の(3)、高校生や大学生の就職内定率について、就職内定率が七十数%と答弁がありました。直近3年間の推移を伺います。

次に、照屋守之議員の2の(12)、各種イベント等中止への支援策についてでございます。

イベント中止によりどのような影響があるのか、そしてどのような政策を考えているのか、これまでの取組も含めて御答弁をお願いします。

後は再質問をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)の  
ア、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から、早期の返還が必要であると考えております。

沖縄県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で、取組を進めることが重要だと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、移設協議会の開催についてお答えいたします。

那覇港湾施設移設に関する協議会については、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、那覇港湾施設の円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところです。那覇港管理組合において、令和2年度を目途に浦添ふ頭地区における民港の形状案を作成しているところであり、移設協議会はこれを踏まえて開催されるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のウ、港湾計画改訂に向けた浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成についてお答えいたします。

那覇港管理組合においては、浦添ふ頭地区調整検討会議を今年度10回開催したところであり、浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成にあたっての考え方（案）を取りまとめ、その考え方（案）に基づき、物流空間、人流・交流空間それぞれの形状案の作成作業を行っているところであります。那覇港管理組合は、コロナ禍における状況を踏まえながら、令和2年度内を目途に、浦添ふ頭地区における民港の形状案すなわち港湾計画の方向性を導き出したいと考えているとのことであります。

県としては、引き続き那覇市、浦添市、那覇港管理

組合と連携し、浦添ふ頭地区調整検討会議において、事務的・技術的な検討を進めて論点を整理し、港湾計画の方向性を導き出せるよう取り組んでまいります。

次に1の(1)のエ、浦添埠頭地区における貨物量の推計手法についてお答えいたします。

那覇港の取扱貨物量については、那覇港管理組合において、地域別将来推計人口等の主要経済指標、過去10年の港湾取扱貨物量等の港湾統計データや、港湾関係者へのヒアリング等に基づき、貨物需要を推計しております。推計した全体貨物量から、中城湾港との機能分担を踏まえた一部の貨物の転換や、新港埠頭地区と浦添埠頭地区との分担等を考慮しながら、現在推計作業を進めているところとのことであります。

次に1の(1)のオ、中城湾港長期構想における那覇港との機能分担についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇港は、国際流通港湾として国際物流拠点の形成を図り、中城湾港新港地区は、産業支援港湾として沖縄本島東海岸地域の活性化を図ることとしております。中城湾港長期構想（案）では、県全体の物流の効率化や、那覇港と中城湾港の特性を生かした機能分担・連携を図ることが重要であることから、主要施策として那覇港と中城湾港の機能分担・有機的連携の推進、両港の連携を強化する陸上・海上ネットワークの形成を位置づけております。

次に3、コロナ禍における公共交通機関の現状と対応についての御質問のうち(1)、沖縄都市モノレールの乗客数についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの乗客数については、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しております。昨年と比較した1日平均乗客数の推移は、4月、5月が約6割減の2万人、6月、7月が約4割減の3万4000人、8月が約6割減の2万4000人、9月から12月までが約4割減の3万1000人から3万6000人、1月が5割減の3万人程度となっております。

次に3の(2)、沖縄都市モノレール株式会社への支援についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社の経営状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いております。

県としては、沖縄都市モノレール株式会社からの要請を受け、同社への貸付金のうち、今年度返済額の猶予等の支援を行っております。今後とも那覇市及び浦添市と連携し、同社の経営安定のため、必要な支援を検討してまいります。

次に3の(3)、損益分岐点及び客単価の推移等につ

いてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社では、損益分岐点としての1日当たりの乗客数を5万3000人程度を見込んでおります。また、客単価の推移は、第1・四半期及び第2・四半期が198円、第3・四半期が203円となっており、昨年度と比較して5円程度客単価も下がっております。

県としては、同社の収支状況等を把握し、那覇市及び浦添市と連携の上必要な支援を検討してまいります。

次に3の(4)、3両化に向けた中長期経営計画の見直しについてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社においては、今後も厳しい経営状況が見込まれており、3両化車両導入等を円滑に進めるため、中長期経営計画の見直しを進めているところであります。同社は、新型コロナウイルス感染症の終息後に、モノレールの輸送力が県の経済活動に支障を来すことがないように、令和4年度中の3両化車両の2編成完成を目指し取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き那覇市及び浦添市と連携して事業推進に必要な支援を行ってまいります。

次に4、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(1)、伊平屋空港の課題についてお答えいたします。

伊平屋空港の事業化に向けては、就航予定航空会社の確保や、さらなる需要喚起策の取組、航空需要の継続的な確保、費用対効果などが課題となっております。

県としては、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、これらの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたくと考えております。

次に4の(1)、伊平屋・伊是名架橋の課題についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の離島間距離については、伊良部大橋の約4.3キロメートルに対して、約4.8キロメートルと長く大規模であり、水深約20メートルの深い区間が大部分を占めていることが特徴となっております。そのため、下部工施工に際して、技術的に高度な対応が必要であるとともに、台風来襲や冬季波浪に対する安全確保などが技術上の課題となっております。そのほか、環境上の課題があるとともに、費用対効果、膨大な予算の確保などが課題となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 初めに1、知事の政治姿勢についての(1)の力、世界水準の観光

リゾート地についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想推進計画における世界水準の観光リゾート地については、沖縄の豊かな自然や独自の歴史・文化等のソフトパワーを発揮するとともに、安全・安心・快適な品質を確保することにより世界中に広く認知され評価される観光地と定義しております。

次に4、我が党の代表質問との関連についての(3)、イベント中止の影響と取組内容の詳細についてお答えいたします。

今年度予定の県及び関係機関における文化関係イベント1192件のうち531件が中止となるなど、県内の文化関係団体は厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では事業の継続と雇用の維持に関する各種支援策に係る案内窓口の設置や感染症対策を含めたコンテンツ配信等による新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じたところであります。現在、これら事業の継続支援や配信等を広く県内外へ発信するためのまとめサイトを開設しております。

今後も関係団体等と意見交換を行いながら、必要な施策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、コロナ禍における雇用環境と県経済の実態等についての御質問の中の(1)、四半期ごとの完全失業者数と有効求人倍率の推移についてお答えいたします。

四半期ごとの完全失業者数は、総務省が万単位で公表しており、令和2年度では、第1・四半期から第3・四半期まで、3期連続で3万人となっております。また、令和2年度の有効求人倍率は、第1・四半期が0.87倍、第2・四半期が0.73倍、第3・四半期が0.77倍となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の第1四半期以降、完全失業者数は増加し、有効求人倍率は1倍を下回る状況となっております。

同じく2の(2)、令和2年度、第3・四半期の業種別倒産件数と失業者数についてお答えいたします。

民間機関の調査によると、令和2年度、第3・四半期の業種別倒産件数は、サービス業3件、卸売業2件のほか、小売業、建設業、製造業、金融・保険業で各1件の合計9件となっております。また、失業者数は、10月が3万人、11月が2万3000人、12月が2万6000人となっております。

同じく2の(4)、生活再建と経済再生に向け、今な

すべきこと、問題と課題についてお答えいたします。

県としましては、国や県独自の緊急事態宣言等により、様々な分野に多大な経済的影響が及んでいることから、最重要課題である事業継続と雇用維持に加えて、経済回復のための需要喚起策が必要であると考えております。そのため、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、まずは、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、回復期の出口戦略として、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポン第2弾の発行や、県産品の県外向け送料支援及び奨励キャンペーン、おきなわ彩発見キャンペーン第3弾の実施、県産の土産品や農林水産物の学校給食への提供等を当面の経済対策として取り組んでまいります。

同じく2の(5)、協力金支給遅れの要因と支給状況についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、昨年12月の時短要請発出後、要請期間の延長や対象地域の拡大、支給条件の変更等に対し、委託事業者の人員確保や事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、県においても延べ約120名の職員で対応し、事務処理の迅速化を図っているところであります。

協力金の支給状況等につきましては、昨年12月14日と同23日に時短要請を発出した5市分について、2月26日時点で、那覇市が68.1%、浦添市が76.1%、沖縄市が59.8%、宜野湾市が68.4%、名護市が67.3%となっております。また、全市町村を対象とした協力金については2月8日から受付を開始し、順次審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始したところです。

同じく2の(6)、協力金の支給遅延の影響についてお答えいたします。

県においては、時短要請に協力いただいた事業者の店舗運営への影響を最小限に抑えるため、昨年12月以降に行った計7回の時短要請に係る協力金を早期に支給できるよう、期間ごとに分けて、順次申請受付を開始したところです。

県としても迅速な事務処理体制の強化に努めているところであり、引き続き申請のあった事業者へ、一刻も早く協力金を届けられるよう取り組んでまいります。

次に4、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、大卒の直近3年間の就職内定率についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、10月末現在の新規大卒者の就職内定率は、平成30年度が49.3%、令和元年度が51.1%、令和2年度が49.5%となっております。

なお、令和元年度においては、最終の3月末現在で90.5%となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 2、コロナ禍における雇用環境と県経済の実態等についての(3)、四半期ごとの県内総生産の推移についてお答えいたします。

国においては、国内総生産を四半期ごとに公表しておりますが、沖縄県では県内総生産を年度単位で公表しており、最新は平成29年度のものとなっております。なお、県では四半期ごとに各種指標を基に県内経済の動向について公表しております。昨年は、3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が見られ、入域観光客数の減少や消費の落ち込みなどにより、4月から6月期は平成24年以来30期ぶりに後退に転じております。その後も7月期及び10月期とも後退局面が続いていることから、令和2年度の県内総生産は大幅なマイナスになることが見込まれております。

同じく2の(7)、タクシーへの支援についてお答えいたします。

県では、公共交通機関の持続的な感染防止対策の定着を支援するため、令和2年6月補正予算において奨励金を計上し、バスやタクシー等の公共交通事業者約1300社に約3億2000万円を支給し、感染防止対策を支援いたしました。公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要であります。路線バスをはじめとする公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めるとともに、県としてどのような支援ができるか、引き続き検討してまいります。

同じく2の(10)、コロナ禍で顕在化した課題についてお答えいたします。

新たな振興計画(骨子案)においては、ウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で、検疫・防疫体制の強化、医療体制の拡充など多様なリスクに対応する危機管理体制の構築、医療・健康、デジタル等を重視した取組の強化、安全と経済の両立に係る条件整備の推進等が必要であることから、安全・安心の島の実現と新しい生活様式への対応や強靱で持続可能な社会・経済の構築に取り組むこととしております。

3、コロナ禍における公共交通機関の現状と対応に

ついで(1)及び(2)のうち、バス、タクシーの利用状況及び経営環境の改善に向けた支援について、3の(1)と3の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

昨年3月から12月までの各業界のそれぞれの減収状況は、沖縄県バス協会によると、路線バス10社で約18億円、沖縄県ハイヤー・タクシー協会のサンプル調査によると、約13億7000万円となっております。感染症の影響長期化により、バス・タクシーの事業環境は大変厳しいものと認識しております。このため、県は、公共交通機関の持続的な感染防止対策の定着を支援するための奨励金支給や事業者の資金繰りの円滑化を図るための融資等、各種支援を行っているところです。路線バスやタクシー等の公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めるとともに、県としてどのような支援ができるのか引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、コロナ禍における雇用環境と県経済の実態等についての御質問の中の(8)、コロナ禍の高校生への影響についてお答えします。

県教育委員会では、県立高等学校において退学した生徒がいた場合、報告を受けることとなっております。その報告によりますと、令和2年度の退学者のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響があったと思われる生徒は、現時点で1人となっております。

県では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、低所得世帯の高校生に支給する奨学のための給付金において、家計急変による認定を導入したほか、国の第3次補正予算を受けて支給単価を増額し、追加給付を行うこととするなどの対応を行っております。

次に4、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、高校生の就職内定率の推移についてお答えします。

県教育委員会の調査によると県立高校生の1月末の就職内定率の推移は、平成30年73.9%、平成31年77.5%、令和2年80.5%、令和3年77.8%となっております。今年度は、コロナ禍の影響により特に宿泊業、飲食サービス業、卸売業等の求人数の減少が顕著であり、今後も厳しい状況が予想されます。

県教育委員会としましては、引き続き高校生の就職活動を粘り強く支援してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 2、コロナ禍における雇用環境と県経済の実態等についての(9)、厳しい生活を強いられている学生に対する支援についてお答えします。

今年度から始まった高等教育の修学支援新制度では、低所得世帯や新型コロナの影響で家計が急変した世帯を対象に、授業料等減免及び給付型奨学金の支給により、学生に対し支援が行われております。

県においては、新型コロナ感染症の影響を受け、先月6日にも全国知事会を通し、大学生等の経済的負担の軽減などの対策を行うよう国に求めているところであります。引き続き国及び全国知事会と連携しながら学生に対する支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、知事はせんだっての港湾議会で那覇軍港早期移設を望んでいるのかという問いに、早期移設を望んでいるという答弁を行っております。その真意についてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども答弁をさせていただきましたが、那覇港湾施設是那覇港に隣接し、那覇空港にも近く産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から早期の返還が必要であると考えております。ちなみに協議が速やかに進められるものという認識は、遅滞なく協議が行われているものということで認識し発言をしたものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 次に、知事は21年度の県政運営方針で企業誘致について臨空・臨港型産業などの集積を促進しますというふうに述べております。具体的な場所としてどの場所なのか、どの箇所を想定しているのか、またあるいは那覇軍港跡地を具体的な場所として視野に入れているのかどうかお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 那覇軍港の跡地利用については、那覇市が中心になって計画を立て、そして地主

の皆さんとの協議をしっかりと行って進められる計画に県も協力をするという形になると思いますが、臨空・臨港は那覇港と那覇空港が隣接していると、非常に近いと。その地理的な好環境をアジアのダイナミズムを取り込み、この流通型、人流型の臨空・臨港の産業をしっかりと進めていくという意味での考えで述べさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 一義的にはやはりその当該市町村があるということは私も認識はしておりますが、午前中の島袋大議員の質問のときにもありました中の、次期沖縄振計の骨子案に那覇軍港の跡地と那覇空港を一体的に整備する臨空・臨港都市を盛り込むとの報道がありました。一方、管理組合が策定した民港イメージ図には、物流空間では浦添埠頭と新港埠頭の物流施設の一体的な利用を図るとともに、那覇空港との連帯を生かし、アジアの中継拠点港とする考え方を示しております。

そこでお伺いいたします。

臨空・臨港都市を目指す場合に、那覇軍港跡地は港湾区域に編入した上で那覇空港との連帯を生かし、アジアの中継拠点港とする考えがあるのか否か改めてお聞きいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 臨空・臨港産業及び臨空・臨港都市についてお答えいたします。

先ほども答弁しましたように、この臨空・臨港産業等々の文言は21世紀ビジョン、21世紀ビジョン基本計画、アジア経済戦略構想等々でうたわれております。那覇軍港跡地につきましては、これは先ほどありましたように、地権者とか那覇市の計画が第一義的なものでありますので、我々はそれと大きな枠を示しながら、先ほど申し上げたように空港と港湾の有機的な連結というのは大事でありますので、そういう大きな概念を示しながら、具体的なことについては那覇市及び地権者と協力して具体化していくという方向でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 富川副知事、いま一度ちょっと確認なんですけど、午前中もありました。読売新聞とタイムスの報道、どういうインタビューを受けてどういう報道になったかは本人しか分からないと思うんですけど、その内容についてはどういうふうに感じておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 先ほども答弁したとおりで

ございますが、沖縄タイムスは私、取材受けておりません。読売新聞は受けましたけど、読売新聞からの取材の趣旨は、骨子案に織り込むところの、新沖縄発展戦略と骨子案の関係も含めて、どういう方向で行くのかという形で大枠で臨空・臨港都市以外のことも含めて、おおむねこれに落とし込んで現在仕込み中でありましてという話をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この場所は、那覇軍港は含まないということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 繰り返しになって恐縮でございますが、那覇軍港につきましては、一義的には那覇市及び地権者の考えが優先されるべきである。ということで県としてはマクロ的な視点から、経済界からもシー・アンド・エアという要望も多々ありますので、やっぱり空港と港湾が有機的につながって10年先を見据えるというのが大事ということで考えておまして、具体的に軍港がいずれ返還されればそういうことになると思うんです。我々としてはその返還はいつか全く検討もつかないということで、そこについては触れておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ちょっと時間もありませんので、簡潔に答弁をお願いします。

この最初の骨子案には那覇軍港は含まれていなかったことで理解してよろしいですか。はいか、いいえでお答えいただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい。骨子案は、1月29日に発表させている骨子案が正式な骨子案でありまして、その前の骨子案はあくまで案、たたき台というように認識をしているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 そのたたき台には入っていなかったことで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の骨子案が1月29日にお示ししたものでございます。骨子案を策定する段階で、いろんな議論、いろんな検討はありましたけれども、正式に骨子案として決定したのは1月29日に公表したものであるということでございます。

○島尻 忠明君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） 繰り返しのようになりますけれども、骨子案は1月29日に決定したものです。その前の段階でいろんな案、議論、検討がなされた。そして最終的に1月29日に骨子案を取りまとめたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これ港湾議会でも富川副知事の記事の件で質疑がありまして、そこで管理者である知事は、副知事の勘違いがあったんじゃないかという答弁もあります。その中で、知事ははっきりとそれ未定稿の中でそういう話が那覇軍港ありましたと。ただそれはそのときに何らかの形で外部に漏れたのではないかなというふうな答弁がありました。これ危機管理の問題も含めて、こういうのは——だって最初はありましたと言っておりますので、その辺も含めて、那覇軍港という明記はあったのかどうかの答えをいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 正式に決定する骨子案の前に検討する中で、あったものと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 どうしてこれが独り歩きして決定する前のものが漏れるんですか。これが問題だと思えます。どなたかやっぱり県庁内部からでないこの報道っていうのは出てきませんよ。その件、どのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 我々は職員をもちろん信頼をして一緒に作業を進めていますので、そこから漏れていくことはないというように思っております。しかし、他方で取材する方々はいろいろなネットワークを使って、いろいろな形で取材を重ねていらっしゃると思えますので、そういうことについて私たちがつぶさに確認をしていくわけではありません。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 知事、私はやはりこの臨空・臨港は那覇港といっても、那覇港のキャパを考えるとその場所しかないと思うんですよ。やっぱりこれ10年後の振計の骨子案ですよ。しっかり入れて、それに基づいて那覇港湾施設も返していただく。そして沖縄県としてはどのような振興策を図るのか、これ大事なことだと思うんですけど、それ外したときいろんな皆さん、その前段階っていうお話なんですけど、やはりそれをしっかり那覇港湾施設という明記ができなかったということはどういうことでございますか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 繰り返しの答弁で恐縮ですが、基本的に方向性としては、那覇港も含めて軍港も含めて跡地がもし決定すればですよ、返還決定すれば、そういう方向で那覇市と地権者と検討しながら具体的な臨空・臨港都市の話ができると思っております。しかし、今那覇市もまだ改定の総合計画をやっているというのは承知しておりますけど、まだ完成版が出ておりません。そういう中で県が先んじて具体的なことをやるのはそぐわないという形で、先ほど来答弁していますように、大きな方向としてはそういう方向だけど、やはり地権者、那覇市の意見を聞かないと具体化できないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 私は皆さんの答弁が矛盾していると思います。那覇市のお話を聞きたいと言いながら、いきなり知事は先行返還するんですよ。そしてこの臨空・臨港も港湾の副管理者も聞いていないと答弁しているんですよ。那覇の副管理者も聞いていないって話なんですよ。いきなり皆さん先行返還を言ったりして、昨日も仲村家治議員からも質問ありました。駐留軍の特例も受けられないんですよ。隣の陸自の話もいろんな含めて、やはり地権者、関係者としてしっかり話を持たない中で、知事はまたもう一度港湾関係者と地権者とお会いしますと言っていますけど、何を基にお会いするんですか。言っていることとやろうとしていることが全く矛盾すると思えますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 臨空・臨港都市及び臨空・臨港産業につきましては、先ほど申し上げていますように、2030年を目途とする21世紀ビジョン、それから現在の振興計画である21世紀ビジョン基本計画、それからアジア経済戦略構想の中でもその方向は示されていると思います。しかしながら、今那覇市が多分返還跡地の利用計画の計画書があると思うんですが——何回かバージョンアップされておりますが——我々は最新の那覇市の意見を見たいということでそれを注視しておりますが、完成版が出てないんですよ、まだ。ですから、それが出てから具体的な議論に入るということで、まだ向こう策定中なものですから、我々からその各論についてお話するということはちょっと差し出がましいと思ったわけでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 いや差し出がましいと言いながらもやっているじゃないですか、先行返還とかそういう話も。

あとやっぱり当事者側の一義的な話を聞くってことなんですけど、那覇市さんは早めに軍港を移設したいんですよ。どうして知事、早めに——一緒ですよ。浦添も厳しい、市長が苦渋の選択であったんですが、受入れを表明しました。2月の選挙も終わりました。そして浦添市からは2月12日に面会の申入れもあります。もちろんいろんな各種母体の議会もあるとは理解をしますが、早めに当該の一義的な話を聞くと、優先すると言いながら、その辺がまだまだ厳しいものがあると思いますけど、知事、この民港の形状案が決まれば、それが移設協議案の前提条件になるのかどうか、この辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず先ほどの地主の皆さんと会うことについて、会って何をするかということの御質問がありました。まず会うという意向はあることをお示しし、後はその議題のセッティングであるとか、日時のセッティングであるというのは、そこから先決めていければより実現するのではないかと。ように私は考えておりますので、その点御理解をよろしくお願いします。

それから……。

すみません、もう一度質問をお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 私としては、これまでの経緯を踏まえ先ほども答弁させていただきましたが、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で協議が進められていくものというように認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 知事、もちろん会うということはいいことではあるんですけども、やはり那覇独自でもこのような開発の厳しいところもあります。国との関係もあります。また県としても、やはり会うからには腹案を持ってしっかりとこのように共同歩調を取っていくというそれも持っていくのが、私は相手方に対してもしっかりとした方向性で一致できるように早めに決着が着くのかなと思っております。

再度お聞きします。

移設協議会は、港湾、民港の形状案が決まればやるということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が断言できることではな

いかかもしれませんが、しかるべき手続で進められていくものというように認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 知事、この軍港移設につきましても、新聞報道では浦添市に来ていただいて浦添市民にもしっかりと直接語りかけるというようなことを考えておりますということでありましたが、その後進展がありません。その方向性はまだ持っているということで理解してよろしいですか。浦添市民に説明する場を設けるということは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 様々な形で市民の皆さんとのタウンミーティングなり、いろいろな場が設けられると思います。その際には、私の政策などについてお話をさせていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 議長、僕は政策は聞いていないんですよ。那覇港湾……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 具体的に那覇港湾施設の件で、何か協議が進んでいるということをお聞きして、まだそういう考えと申しますか、セッティングをいつやるかということについても考えておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 私としてはその意向はあります。政策について、那覇港も含む政策の話しながらそういうふうにご一緒と意見交換をする、市民の方々とタウンミーティングなりというのは例示をさせていただいておりますが、例えば車座集会であれ、何らかのそういう集会で私の考えをお示しさせていただくという場があれば、もちろんそれは進んで参加したいなと思います。ただ今の現段階では、具体的な計画はありませんということをお答えさせていただいております。



○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 分かりました。なかなか前に進まないですが、この次期振計の骨子案の中にもあるように、私は臨空・臨港は那覇軍港の返還なくして厳しいものがあると思います。早めにその辺も含めてこの問題、解決ができればなというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 この港湾施設に関しては、最後に一つだけ確認をさせていただきます。

平成13年11月8日、沖縄県知事稲嶺恵一、那覇市長翁長雄志、浦添市長儀間光男、3者で那覇港管理組合の設立に関する覚書締結の確認事項はしっかりと守られるものだというふうに認識してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えします。

那覇港管理組合の設立に関する覚書がございます。平成13年11月8日、その中の8条で浦添埠頭における浦添市が事業主体となる区域については、今後の調査等を踏まえて協議するとございます。その確認事項としまして、浦添埠頭については国際流通港湾の機能に支障のない範囲で浦添市の振興策として浦添市が事業主体となることに同意するという、国際流通港湾の機能として支障のない範囲とは、コースタルリゾート区域、西海岸道路の内陸部分及び軍港移設予定地の背後地の一定部分を指すものとするということも確認されております。これは、しっかり覚書が交わされておりますので、そのとおり実行されるものだと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

次に、コロナ禍の中で多くの学生が今の厳しい状況のまま、学びの機会が継続できるのか悩んでいるのも

現状であります。離島県においては——やはりこの沖縄県も離島であります。各離島も周辺にあります、人材育成は優先して行われるべきだと私は思っております。資源の少ない中で、人材育成はしっかりと我々は子供たちの礎をつくっていかねばならないと思っております。県としても給付型の奨学金はもちろんであります、貸与型の奨学資金が、卒業して働いて半年後から多分支払いが始まるというふうに思っております。こういうコロナ禍の中ですから、その辺についても県としていろんな対応策がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

いろんな奨学金等ございますけれども、沖縄県国際交流・人材育成財団が貸与型の奨学金をやっております。そちらのほうで所得関係についても何らかの緩和、そういったことをされているところでございます。

議員の御提案もございましたので、そういったことができるかどうかも含めてしっかり国際交流・人材育成財団と意見交換をしながら、離島の学生などにもしっかり支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ちょっと確認なんですけれども、離島に高校がない地域から来るときは援助があるというふうに聞いておりますが、その内容をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 失礼いたしました。

高校のない離島に住む生徒につきましては、離島高校生修学支援費というのを事業で進めておりまして、市町村と連携しながらしっかり取組を進めております。これは国庫事業でもございますので、市町村と連携しながらしっかり取組を進めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これは国庫事業で2分の1、4分の

1、4分の1なんですけど、やはり離島は小さい島の中で、こういうコロナ禍の中では観光客もなかなか来ない。そして働く場所も親御さんたちが大変厳しい状況の中で、やはりこういう支援事業もありますが、高校生であってもアルバイトをしたりとか、いろんなことで今学校生活を送っているという方もおります。その辺は国庫補助もありますが、県として対策は考えられないのかどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

この離島高校生修学支援費については、離島のほうからも支援の拡充といった声を聞いているところでございます。どういったことができるか含めて、いま一度、離島市町村とも意見交換をしながら調整をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○島尻 忠明君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分休憩

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、貸与型の奨学金につきましては沖縄県国際交流・人材育成財団がやっておりますので、今議員が御提案のことが対応可能かどうか確認させていただきながら、しっかり状況について把握して対応していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 いろんな制度が充実している中ではあります、やはり滞納している数も大分いらっしやいます。特にこういうコロナ禍の中ですから、ぜひその辺は検討していただいて、そして県としてもこういう方々の対応策をできる相談窓口もつくっていただきたいと思っております。

あと1つ、伊是名・伊平屋の架橋、空港についてでございますが、この振計に、我々が国に申請する場合には、やはり離島を抱えているということも要件の一つでありますので、その辺も含めて考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

費用対効果だけではなく。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

伊平屋空港、あと伊平屋・伊是名架橋につきまして課題がありまして、まだ事業化には至っていないという状況ではございますが、次期振計の中では極力この課題を克服しながらしっかり事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○島尻 忠明君 どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後4時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、質問に入る前に少し所見を述べさせていただきたいと思っております。

私たち今期13期の県議は、自民党会派で8月に新型コロナウイルス感染症、これを何とか鎮静化させるための委員会をつくってまいりました。随分苦しい思いをしながらやってきましたけれども、その中でもコロナウイルスを徹底的に鎮静化させるための入り口というのは、私はもうPCRを徹底的にやることだと思っております。ここからがスタートではないのかなと思っておりましたので、一番衝撃的だったのは、県の皆さんが8月7日でしたか、濃厚接触者に対してPCR検査をやらないというのが1か月あったんです。僕はあれはコロナを増やした要因の一つではないのかと思っております。

あの頃にたしか日量1000から1200ぐらいしか検査体制がなかったというような状況だったと思っております。ですけど、やっぱりここは我々頑張って何とかやらないといけないと思っていたので、その充実のために走ってきたわけです。先週何とかその会見をして皆さんにお披露目することができましたけれども、ただ、その日に何かこれは政治利用じゃないとかという話がこの議場の中であつたようなんですね。私はこれを聞いて愕然としました。県庁は与党のためにあるわけではないんです。我々は県議会として、県民がどう安全に安心して暮らしていただけるかというところに視点を当ててやっているわけですから、そこに与野党だとか、ましてやコロナですよ。あるいは政党だとか、その中にはないはずなんです。僕はこういう発言をこういうところでやったっていうのは——あの頃の8月というのは、一般検査で1万5000とか1万8000

でやっている時期ですよ。この時期に我々は2500円まで何とか落とそうよと。そこで試行錯誤をしながらやっとここまで来た。今皆さんに早めに来てくれという形であちこちから言われてまいりましたけれども、知事、これ実は、この那覇市は今だったら格安のPCR検査できますよ。あちこちにあるから。しかし、国頭だとか伊是名とか伊平屋だとか、粟国だとか、渡名喜だとかってどうやってやるんですか。こういうところに今の検査体制がおぼつかないところがあるから、我々は市町村とタイアップするということを決めてやってきたんですよ。

私は非常に悔しい思いをしたのは、去年ですよ。あの伊平屋で30名のクラスターが出た。検査したのは85名だ。そのときに要請もしたよ、部長に。しかし、検査体制がないんですよ。村長から何とか島全体を検査してくれと言われたけれども、どうにもならない。こんな状況下で、あのとき我々のスタートがあったということはぜひ分かっていたいただきたいなと思っております。

それでは、質問の中で後はやっていきたいと思っておりますから、新型コロナウイルス感染症についてですけども、昨年2月の感染症からこの1年を振り返って感想を伺いたいと思っております。知事と部長にそれぞれお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染した人が発症する前の無症状のときから周囲の人に感染する力を持っているということがございますので、そういったことがこの感染症対策の難しい点であると感じております。加えて、本県は人口密度が高く、世代間交流が活発であるため、急速に感染が拡大する要因になったと考えております。これまで国の対処方針や県の感染症専門家の意見等を踏まえまして、様々な感染防止対策を取ってきたところでございまして、医療従事者や県民及び事業者の皆様のご協力もいただいて対処することができてきたものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、この1年間、必死に医療の最前線でこの新型コロナウイルス感染症のために頑張ってきた医療関係者の方々及び御家族の方々、そしてこの影響を受け3度の緊急事態の状況にも応えていただいた業界の方々から感謝を申し上げたいと思っております。

しかし、私たちはこの新型コロナウイルスにいろんなことを学ばされたと思っております。ですから、その学んでき

たことをこれからしっかりどうやって生かしていくかということがこのコロナウイルスを本当に終息させていくためのまた新たな取組になるということ、一日たりとも忘れずに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、そのままの質問に。これまでの対策はうまくいっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この感染症につきましては、もちろんまだ終息しておりませんし、特效薬がない、それからワクチンがこれからだということもありますので、現時点における評価は非常に難しいと考えております。これまでの知見から、ウイルスの感染経路とそれを防ぐ手段が明らかになっているものと考えておまして、感染経路は、接触感染、それから飛沫感染、マイクロ飛沫感染の3パターンですので、その3パターンをしっかりと対策を取っていくことがやはり重要だと思っております、そのような対策とともに県として取り得る手段を取ってきたものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そのままウ、新型コロナ対策にはどのようなものがあるか。つまり、対策ということは、コロナに向き合って何をすればいいのかということはどう思っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まずは感染症対策として、患者が出た場合の医療提供体制の確保がまずは重要であろうというふうに考えております。

それから、感染者が出たときに、クラスター等を抑えるための疫学調査もしっかりとやることも大切です。それと併せまして、検査体制を拡充することも非常に重要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今の話は、ほとんど保健医療部の話なんですよ。

実は、私はこれ、このコロナは本当に7か月、8か月ずっと追いかけてきましたけれども、ここで非常に感じているのは何かといいますと、コロナ対策って検査を徹底的にやること。そして、陽性者とそうでない人を完全に分けること。そして陽性になった人たちの給料補償をいかにできるかということだと思っております。今それをやっていないんですよ。この間の全豪オープン見ましたか。オーストラリアのテニス。あそこがどんなことをしているかと言ったら、陽性になると同時にその市民に対して12万支給しているんですよ。

今、濃厚接触になった人たちが——部長、濃厚接触になるとどうなるかという、僕の名前は言わないでくれって。なぜか。今仕事を休むと家庭が大変なことになる。収入がなくなる。だから、名前を言わないでくれ。出さないでくれというのも、僕は何人も会ってきていますよ。そんなことするなと注意はするけれども、しかし、そういう形で休むわけにはいかない、症状も出ていないからと。僕は、そういうところを徹底的に押さえ込むためにはそういう逃げの人たち、それを押さえ込まなければいけない。私は、2週間あるいは10日間、陽性になった人たちが10日間休むにしても、給料のその10日分の7割程度でいいから、そこはしっかりと補償してあげる。そうしないとこれ隠れてしまいますよ、ウイルスを持った人が。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃいますとおり、まずは症状のある方がしっかりと休む。それから、仕事を休ませてあげるという企業のほうの御努力も必要かと思えます。ただ、確かに休んだ期間に補償が得られないというところもあるかと思えますが、そこは国に対しましても県としてそのような意見を述べていきたいというふうには思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 現在、随分終息期になっているのかなという思いがあると思えます。これ去年の5月、6月もそういうふうな、あのときはゼロでしたけれども、今はそういうふうにはなっていませんけれども、だんだん少なくなってきている。しかし、今対策を準備しておかなければいけないと思っています、私は。ですから、これから私が心配しているのは、恐らくこの状況で行きますと、この3月1日、昨日から飲食を共にするところが開いてきているわけです。通常どおり開いてきているわけです。そうなっていくと、これは間違いなく恐らく4月半ば、あるいはゴールデンウィーク手前、この辺りでもう一回4波が来るんじゃないか。そういう心配をしています。

皆さんは今後迎えるゴールデンウィークだとか夏のシーズンの観光、ここはどう対策しようとしているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） これまで3度にわたる大きな感染拡大の波を経験し、いずれも緊急事態宣言の発

出という強い措置を講じることによって押さえ込んでこられたと思います。しかし、そのことによって観光をはじめとする経済に大きな打撃を受けたということは、感染を防止することとそれが経済を直撃するということを我々はしっかりと身をもって分かったわけです。ですから、県民生活や経済に影響が及ばないよう、今後は緊急事態宣言を発出する前に感染拡大をどこまで押さえ込めるかということを県民、業界挙げて一緒になって取り組んでいくことの重要性もまた再認識、再々認識したものと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ、東京も沖縄もそうなんですけれども、緊急事態宣言をすれば少なくなるのは当然なんです。誰も出ないわけだから。しかし、今知事が言っているように、これ経済がもたない。じゃ経済をもたせるためにどうするかというと、徹底的な検査しかないんですよ。徹底的な検査ができるような状況が今ここにあるのかということになると、那覇だったら今何とかなるのかもしれないけれども、離島だとか田舎はどう対策するつもりでいらっしゃるんですか。今、これは大きな勘違いをしていますけれども、企画部が今度出したコロナウイルスの2500円からかな、2000円から5000円までの検査が出て、今2社がそこに走っているってことになっていきますけれども、これ僕は調べれば調べるほど怖い。国頭から検体を送る郵便局はそこに不活性化液が入っていないければそれを郵送しないんですよ。今ほとんどこのPCR検査をやっている簡易キット、あの中に不活性化液は入っていないんですよ。ということは、コロナがほかに伝染する可能性を持っている。そこまで企画部は理解して募集をしていらっしゃるのか。そこら辺りちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 現在PCR検査の補助事業を実施するに当たって、県内全域から検査を受ける体制を構築できる検査機関というものの交付申請を受け付け、それからチェックをしているところです。補助事業を実施する検査機関に対しては、交付申請書を審査する段階で条件確認、それから日本郵便株式会社の案内を周知するなど、PCR検査検体の郵送条件を確認していただくように努めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから部長、僕が言っているのはそういうことじゃないんですよ。だからそれは皆さんが書いただけ、そこに不活性化液が入っているかどうか

かっていうのは確認されているのかというところを心配しているんです。どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○呉屋 宏君 うちの会派長が35分で終われと言っていますから。

(3) 番の今の状況も踏まえて僕は話しますけれども、コロナ対策における県庁の体制、県庁のコロナ対策の体制は十分なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） コロナ対策につきましては、庁内各部局から職員を招集しまして、総括情報部を設置して今取り組んでいるところでございまして、その中には医療機関から派遣された医療コーディネートチームの支援なども受けて、コロナ対策の総括をしているところでございます。また、次年度においてはそのチームを感染症対策課というふうに設置をしまして、職員37名を配置して、さらに感染状況に応じて動員により速やかに拡充できる体制も整えることとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これここの庁舎内だけではないんですよ。保健所はどうするの。僕はこの間、本当に皆さんの部署をじっくり見させていただいたけれども、変えられない。というのは、県庁の——今企画部長の答弁、できないでしょう。多分このPCR検査の部分が皆さんと企画部で、こういう募集をするときにどういう条件が必要なのかということもコミュニケーションできていないと僕は思いますよ。ただ募集すればいい。やれるからいいだろう、衛生検査所の認可をもらっているからいいだろう、そういうことではないと思いますよ。その次の部分は。それはそこでだったらできるだろう。しかしそういう細かいコミュニケーションを持って初めてこういうものに取り組まないと。だって僕が今投げたものに対して誰も答えられないじゃない。だから別に答えるんだったら答えていいんだけど、僕は別に止めるためにやっているわけでもないし、これ皆さんが今後しっかりとこの辺のものを確認しながら行政を進めていってほしいと思っています。ちょっと今の状況ではこれ以上コロナやっても厳しい

なと思っていますから、その次に行きます。

昨年11月、知事はいらっしゃらなかった。謝花副知事とこの議論をしましたが、防災ヘリについて、すぐにでも手がけるという勢いでしたけど、あれからどのような変化がありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県では41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の設立に向け、同意が得られてない5市町村との協議を進めてきたところであり、令和3年に入りまして、3つの自治体から同意を得ることができました。また、残り2つの自治体についても引き続き導入に向けた課題や今後の進め方等について議論を進めております。

県といたしましては、消防防災ヘリコプターの導入は県民の安全・安心を支える重要な施策と認識をされており、早期の実現に向けて市町村との協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 12月に皆さんが資料を持っていない、公室長が資料を持っていないと言って答えられなかった件がありましたね。28年7月11日、ター滝での件。どういうことであれ、防災認定しなかったという話になっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御質問の平成28年の7月11日、大宜味村のター滝におきまして、ター滝上流で54歳の男性が転倒して頭部を負傷したという事案でございます。

これにつきましては、国頭地区行政事務組合消防本部等から連絡を受けまして、県といたしましては、災害派遣要請に向けてまずは自衛隊と調整をしておりますけれども、自衛隊の派遣要件でございます緊急性あるいは非代替性、それから公共性というところのところ、非代替性というところで自衛隊や消防以外に救助を行う機関として県警ヘリというのを検討したところでございます。その検討を行っている中で時間を要した結果、国頭地区行政事務組合消防本部による陸上からの救助が行われ、最終的には自衛隊の派遣は行われなかったという事案でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは村長からも強く言われていましたので、今後そういう形でどう対処したらいいのかが分からないということでしたから、これははっきりさせておかなければいけないと思っています。

知事、知事はそのときいっしょになかったから、分からないんですけども、この防災ヘリというのはここの議場にいっしょの方々ほとんど理解できていると思います。僕は国頭、東、大宜味だっていう話をしましたけど、実は夜、伊是名・伊平屋や伊江で倒れた県民をどうやって緊急に北部の病院まで運ぶかといったら、手だてはないんですよ。ましてやそこには病院はないわけですから、それを考えるとこの防災ヘリは一日も早く導入しなければいけないと僕は思っているんです。あの頃は謝花副知事が担当所管の公室長でしたから、とにかく前に進めるという勢いでしたから私はもう本当に令和3年度でめどつけてほしいと思っています。本当に一日でも早くやっていただかないといけないと思っていますから、そこは御理解をいただいて改善していただきたいなと思います。

じゃ次行きます。

沖縄振興計画についてですが、沖縄振興計画は継続はできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県においては、総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させウイズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通す中で未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく新時代沖縄を展望し得る観点から新たな振興計画の骨子案を策定したところです。国においては、現在これまでの沖縄振興の検証作業を行っている聞いております。

県としましては、国の検証結果を踏まえ、国と連携しつつ、新たな沖縄振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今部長が言ったのは、県庁の思いでしょう。沖縄県の思いだよ。向こう側の情報はどうなっているんですか。私は実は昭和60年に参議院議員の秘書をやっていました。そのときはまだ第2次の振計でしたよ。3年かな、たったくらいですよ。しかし、もう第3次ができるかなと、継続させてくれるかな。あの頃からこれは問題になっているんですよ、継続、継続ってというのは。皆さんは沖縄が願えば何とかかなるだろうと安易に思っているかもしれない。僕はそれは違うと思うんですよ。だからその情報はどうやって取っているんですか。政府側の情報はどうやって取っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国において現行の沖縄振興策の検証を行っていて、現大臣がおっしゃるには、

エビデンスデータに基づいた検証をということで、発言されているのは承知しております。国の検証結果を踏まえて、新たな振興計画の策定に国と連携して取り組んでいきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 続けて質問しますが、第5次振計の総括について伺いますが、何がよくて何が悪かったのか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書においては、社会基盤の整備や産業振興など多くの成果があった一方で、1人当たり県民所得の低さ、子供の貧困率や非正規雇用者割合の高さなど、沖縄振興特別措置法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現が十分とはいえない現状が明らかになっております。また同総点検報告書の中では、多様な分野における多くの成果について、沖縄振興特別措置法に規定する一括交付金制度や沖縄関係税制、高率補助制度など各種特別措置が強力に後押しをしていると総括しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 逆に、富川さんはそこら辺は詳しいでしょうから、(3)番目の質問をします。

50年近くこの振計をやってきて何ができてないんですか、沖縄は。今部長が言ったものができてないとするならば、なぜこの50年間でできなかったのかという部分は、いかが思っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 50年間にわたる長いスパンの総括でありますので、大枠で申し上げます。

まず沖縄の置かれた状況というのは、島嶼経済、社会経済がありまして、そこには他府県と違っていろいろ経済を展開する上でどうしても輸送コストの負担がかかる。それからスケールメリットが利かない等々の問題があります。ですから県としても、当初は社会資本の整備という形で格差是正、それから自立的経済条件の整備という形で来たんですが、格差是正の面ではおかげさまで社会資本等々、いろんなところで水準に近づいた面もありますけれども、自立型の経済発展についてはいまだ課題があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕もそこは共感するところがあります。

僕はこの振計が進めば進むほど、実はずっと不安に思っているものがある。これはまさに翁長前知事が

言っていたところです。僕はあの人の最初の知事就任時、2月定例議会の所信表明演説。あの中の1ページ目に書かれていることが今でも忘れられない。今の沖縄に欠けているものは何か。人間力、政治力、行政力、地域力。人が全てなんです。だけど、我々振興計画は、この人を育ててきたのかということになると、私はそうは思えない。地域力だとかをどう育てるんですか。地域力があれば今の貧困なんていうのは、もっと地域力で片づけられる。僕はそういうところが視点が違うんじゃないの。お金をたくさん持ってくることだけを考えている。お金を持ってくることは大事ではある。それでどうやって人間力をつくっていくのか、どうやって地域力をつくっていくのか、そこが最終的な目標じゃないのか。言葉は適切ではないのかもしれませんが。50年、私たちはこういうことで振計をやってきて、最終的に甘いものばかりを食べて、みんな虫歯になって、自分の歯でかむことができなくなって、そういうようなものをこの沖縄で感じて仕方がないんです、僕は。他の人はどうか分かりませんよ。だからその人間力をどう鍛えるかということが、これからの沖縄振計の第6次の中心でなければならない。そうは思いませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） 全く議員のおっしゃるとおりでございまして、沖縄経済のウイークポイントと申しますか、やっぱり人材育成が非常に大きな課題で、これは多岐にわたるものですから、次の振計でももちろん盛り込んでおりますが、ここはおっしゃるとおり周知をしていきたいと思っております。ただ、経済あるいは社会が発展するときの要素として比較優位という言葉があります。つまり、他に優れたものがあればそれを展開できるということで、この前も発言しましたように、沖縄にはソフトパワー、人を引きつける魅力とかがありまして、あるいはアジアの近接性等々の比較優位がありまして、それを元に観光も含めて先端のビジネスも含めてばつばつ出てきております。今振計では、私はこの前も申し上げたように、マクロ的に言えば、発展のメカニズムが始動しかけた、しかしコロナでちょっと頓挫してしまったというところがあります。ですから、非常に厳しい経済的に劣にありながら、厳しい状況の中から沖縄が全国を凌駕するような指数が出たというのは、非常にありがたいことで、そこを見落とさずにおっしゃるように人材育成と絡めて、次の振計ではそういうことを盛り込むべきだということに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それを根っこに置いて振興計画を組み立てていくということであれば、僕はいいと思います。ですから沖縄振興に携わる人たちが、将来の沖縄の人、それを強くする。経済ももちろん強くする。人が強くなれば経済も強くなる。田舎だったら、田舎でもできることはある。全部都市化されたところだけでやることではない。僕はそういうふうに考えています。ですからこれ以上、この議論はこれから幾らでもできますから、しっかりやっていきたいと思っております。

35分でもう少しで終わりますから。

我が会派の代表質問で、下地議員が質問した米軍普天間飛行場の早期返還についてのところ、知事は県内の米軍専用施設を50%以下にするという表明がありました。これは、普天間基地の周りで生きている僕としては、しっかりとした部分を聞いてみたいと思っておりますので、どういう思いでこれを出したのかということ、知事どうなんですか。いろいろ今まで聞いてきましたけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 50%以下にすることを表明したということですが、例えば1996年のSAC0最終報告、2006年の在日米軍再編計画、2012年の在日米軍再編計画の見直しから今日まで時間が経過をし、安全保障環境も大きく変化しております。米軍再編以降の沖縄の米軍基地をどのように整理縮小するかという見通しは、現在の日本政府や米国政府には残念ながら見られないと思っております。近年の新たな海兵隊の小規模で展開させていくなどの情勢等を踏まえて、沖縄への米軍基地の集中を、根本的に抜本的に解消するための新たなビジョンも求められるというように思います。そこで私は、日米両政府に沖縄21世紀ビジョンに書かれている基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること。沖縄県議会において、これまで2度在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを受け止め、このSAC0合意が進んでも沖縄の米軍専用施設面積は全国の69%にとどまるということから、50%までまずは目標を持って、数値を持って基地のさらなる整理縮小、できることは全てやるという政府の方針に沿ってその話合いを進め、そこに沖縄が参加をするSACWOの場面をセッティングしてほしいということ併せて要求をし

ていきたいと考えているものです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、言っていることは分かる。僕はこれは反対はしない。僕も基地はできるだけないほうがいい。しかし米軍と今でも戦後80年近く、戦争が終わってこの米軍基地というものはある意味では、人間に取りついているがん細胞です。一気にこのがん細胞を抜いてできますかと、経済が成り立ちますか。530億の米軍の基地従業員の給料が、そして今脆弱な経済でありながら800億の地料がその中には流れている。消費経済は、基地の中での消費経済まで全てを入ると2800億ですよ。これを売上げベースにしてみてください。商品は80円で仕入れして100円で売った。2割が粗利だ。これを粗利で計算したら、1兆2500億ですよ。そういう経済をこちら側につくらなければいけないんですよ。だから一つ一つ切って、このがん細胞を取ったら、人間の体が回復するまで待つて、次にものをやらなければいけない。それが80年近くの沖縄なんです。簡単にこの染みついたがん細胞は——私もゼロのほうがいいんです、できれば。基地はないほうがいい。みんなそう思っているはずですよ。だから、それはただ50%だって言ったからできるという話ではない。そういう表明であれば、ゼロにしたらい。私はそのほうがまだいいと思う。だからこの50には、どこの基地をどうするんだ。こういうふうにする。ロードマップがあって、経済がある程度活性化して初めてじゃ次に行こうじゃないかという話をお互いしながらやっていかなければ、パフォーマンスみたいに50やればいいという話では、マスコミはおもしろおかしく食いついてくるかもしれない。しかし現実、みんなが県民がそれに期待して本当にできるのかという話になってくると、話がおかしくなってくる。まず我々は嘉手納から南に示された、ここをしっかりと押さえる。軍港もやらなければいけない、キンザーもやらなければいけない。キャンプ瑞慶覧もやらなければいけない。そういうものを一つ一つ取めていかなないと、私はこの問題は非常に厳しいと思っていますけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） SACO合意の早期返還については、異論はありません。

今議員がおっしゃるように、これまでも返還されてきた軍用地跡地の利用を鑑みれば、そこから経済の誘発要因になり、雇用の受皿になるということはもう皆さん実証済みなんです。ですから、早くキンザーであれ、瑞慶覧であれ、しっかりと移転を済ませ、現在の

基地を返してほしいとそういう思いはもちろんあります。しかしそれよりまた先に、今度は沖縄がSACWOの場でしっかりと市町村や、働いていらっしゃる基地従業員の皆さんや、軍用地主の皆さんの声も反映させるような形で具体的に返還計画に加わっていく、臨んでいくという姿勢を示すということも、さらに基地の整理縮小と経済の発展に向けた取組の一つになると私は思って、50%をまずは数値として目指してほしいということを提案しているものです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、知事あなたの思いに——それはおのこの思いが違うからそういうふうになるかもしれないけれども、私は今示されたものをいかに那覇軍港を早めにやるか。そしてそこに経済をつくる。キンザーをしっかりと返還させて、そこに経済をつくる。それを一つ一つ基地従業員が次に働ける場所をつくっていく。これは非常に大事なロードマップだと思っていますから、それは一生懸命頑張ってください——悪いとは言いませんから、とにかくこの中身がしっかりあってほしかったなと思っています。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 会派沖縄・自民党の花城大輔です。

41分とか35分とか、わけ分からん人いますけど、無視して進めていきたいと思えます。

まず通告に入る前に、我が党関連の質問を2つさせていただきます。

仲田議員の質問の4の(7)、いじめの件でありますけれども、前回の一般質問で私も取り上げさせていただきました。県立高校でいじめに遭っている生徒がいて、心身ともに疲れ果てて、学校がそれを守れなかったと。そして再スタートを切るために転学を申し出たが、それがあっさり断られてしまった。生徒は一体誰が守るんだというような質問でした。そして教育長からは、生徒に寄り添って対応していきたいというような答弁がありましたけれども、その後進展があったと聞いています。

教育長、把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

前回の11月議会で、花城議員のほうから御質問があって、ちょっと保護者との十分な連携とかそういったのがなかったんじゃないか確認させていただきたいと、我々としてもしっかりと支えていきたいという答弁をさせていただきました。

その後でございますけど、現在——個人情報もござ



いますので、それに触れない形で答弁させていただきますが、現在、当該校において、その後、落ち着いた環境で学業に取り組んでいると学校のほうから聞いておりまして、引き続き生徒を見守る体制をしっかり構築していきたいと思います。また、保護者を交えて、進路指導に関することですか、学校生活のサポートについて教育相談を重ねているところでございます。生徒と保護者は、当該校での就学継続の意思を示しているというふうに聞いていますので、しっかり支えていきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これについては、最初からそうしていればよかったのという意見もありましたけれども、私個人としては非常によくやっていただいたと思っています。現在通っている学校からは、校長先生が何度も面談に応じてくれて、卒業まで頑張っていたで、大学を目指してほしいということがあったと聞いています。また、転学を断られた学校からも、いろいろと提案がなされた後に受け入れてもいいというような意見があって、この生徒には選択肢が与えられたわけですね。今回の件については私はよかったと思っています。いじめに遭ったこと自体は非常に辛い経験だったと思いますけれども、たくさんの大人が自分のために関わってくれて、両親としっかり話をする時間を取って、何よりも自身と向き合うことを経て決断をした。私はこの経験をもって頑張って高校生活を楽しんでいただきたいという思いであります。

また教育長からは前回の質問で、いじめで高校を辞めた生徒はいないというような報告でしたけれども、それについてはどうかなと思う部分もあります。引き続き本当にゼロにしていきたいという期待と、今回関わっていただいた全ての皆さんに感謝を申し上げてこの質問を終わりたいと思いますけれども、教育長、何かコメントありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員から御指摘のとおり、県教育委員会としましては、今後ともいじめ防止に向けて組織的に対応ができるよう学校とも連携して臨んでいきたいと思っています。

県教育委員会としましては、生徒が安心して学校生活を送れるよう保護者とも十分連携して、丁寧な対応に引き続き取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 続いて照屋議員の質問の1の(10)

です。知事就任2年目の評価の件であります。

私は知事説明要旨を聞きながら、ひょっとしたら知事が自己評価50点というのは、かなり——何と申しますか、個人を過小評価しての50点と言っているのかなという気もしました。と言いますのは、この知事説明要旨の中で、私は全ての公約に着手したというふうに誇らしげに語っていました。実際のところ知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私の公約は、「新時代沖縄」の到来、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしいやさしい社会の構築」の3つの視点から15の実施政策、291の個別政策を掲げています。

議員御案内のとおり、掲げた公約については全てに着手し推進しているところですが、15の実施政策のうち個別政策数——失礼しました。公約の進捗状況ですね。全庁的な調査を2回、これまで行ってきております。令和2年6月の調査結果では推進中が280施策、96%、着手が11施策、4%、そして令和2年12月の調査結果で、推進中が97%、282施策、着手が9施策、3%となっています。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この全ての公約に着手したというのは、ある意味、職員の皆さんが知事の思いを酌んで必死に頑張ってくれたという見方もあるかと思えます。

そこで私がこの知事の答弁を聞きながら思ったのは、この公約の全てに着手したかどうかではなくて、知事が知事に就任した当時のこの思いに戻って、この2年間どう歩んできたかという評価なんですよ。枝葉の部分ではなくて、幹の部分で何をなすために知事になったのか、そこを確認したいというふうに思っております。一丁目一番地という言い方もよくされますけれども、知事が今、知事になるこの原点になるもの、公約として。確認をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県知事に就任してから——一番分かりやすい言葉で言うと、とにかく県民のため、沖縄のためにしっかり取り組んでいこうと。もっ

と分かりやすく言うと世のため人のためにしっかりと働いていこうという気持ちでここまで自分としても取り組んできたつもりです。例えば子供の貧困対策は最重要課題ですから、あらゆる方面から本当は子供が貧困なのではなく、子供を取り巻く環境を支えていかないといけない。そのためにはどうすればいいのかという施策は全庁的にまたがっているということもしっかり実感をし、それぞれの取組を進めています。

限定的に子供の貧困ということに限らせて言うと、例えば居場所の設置や就学援助、食支援体制、住民税非課税世帯に中高校生のバス通学費無料化など、それからこども医療費の助成制度の通院年齢を中学卒業まで引き上げたいという公約にも取り組んでおりますし、また、母子保健相談センターを全市町村にも設置したいということもずっと取組を続けています。他方、今現下のコロナの状況ではまず県民の命と暮らしを守ることがさらに優先度が増しています。そのためには医療体制を維持し、そして感染防止対策を県民挙げて取り組んでいただきながら、そしてこの1年間非常に大きな打撃を受け苦しんでいる各観光関連業者をはじめとするあらゆる業種、業者の方々に少しでも救いの手を差し伸べるための取組を進めていく。そのためには国に財源の措置も協力をお願いをし、沖縄県でもでき得る限りの予算を充てていきたいということでこの間、15次の補正予算を組ませていただき取り組んできた次第です。

ですから基本的にあらゆることにしっかり一生懸命取り組んでいきたいという中であっても、優先されるべき課題がその都度社会情勢の変化によって変わってくる。それにもしっかりと対応していきたいということでこの2年間取り組ませていただいているものと思います。

○花城 大輔君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 私が常に言うのは、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会を築いていきたい。そのために医療も、経済も、教育も、福祉も、雇用も、あらゆる政策課題に真摯に向き合って一つでも前進させていきたい、解決していきたいという思いで取り組んでいます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私の記憶にあるのは、知事の公約の一丁目一番地については、辺野古に基地は造らせない

だったと思います。その後、離島の話も出てきました。これについて私は何点か聞きたいんです。

知事、この公約の一丁目一番地、私が今言っているものが正しいのであればそれぞれ何点だと評価されますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 自分で自分を評価するというのは大変難しいものでありまして、この辺野古の問題も、離島の問題も、子供の貧困の問題もそれぞれが一丁目一番地という精神的にそして取り組む優先課題として位置づけて、それを現在も取り組み続けているというさなかであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 では、関連するので次の質問に移ります。

2番から行きます。

普天間飛行場の代替施設建設事業についてであります。

土木部長、毎回同じ質問しますが、今進捗はどのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況でございますが、沖縄防衛局に照会しましたところ、令和3年1月末時点における進捗率で、必要となる土量に対して埋立区域②-1については、既に所要の高さまで埋立てが完了し、埋立区域②については、約7割になっているとの回答がございました。当該回答に基づきまして県において埋立承認願書に記載された埋立土量で試算したところ、埋め立てられた土量の割合は、埋立区域②-1及び②において約28%、事業全体においては約4.3%と推定されます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ①とか②とか言われてもあまりよく分かりません。

これが昨年的一般質問で使ったものですね。（パネルを掲示） 昨年の9月と11月のものであります。か

なり進捗しているものが確認できると思います。そしてこれが今年の2月のものであります。ちょっと分かりづらいんですけども、この水色の部分はもう既に完全に陸地化をされております。今、報道等で軟弱地盤を理由にこの工事は無理だとか、お金がかかり過ぎるとかいろいろ言われていますけれども、知事の答弁でもそのようなことをおっしゃいますけれども、実際工事は進んでいます。

土木建築部長、専門家の立場から、なぜ無理だとかいろんな報道がなされている中で工事は進んでいるんだと思われませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

今、進捗の状況も答弁させていただきましたが、護岸で囲まれた範囲の埋立てについては着実に土砂の投入が進んでいるということで写真のように進捗がされていると。ただ、ただいま変更承認申請が出されていますので、それについては今現在、土木建築部のほうで公有水面埋立法に基づいて審査の途中でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 部長、答弁ありませんでしたけれども、多分できるからやっているということだと思えます、技術的に。以前も一般質問で部長は答弁されていますけど、同じような工事で羽田空港では20万本砂ぐいが使われている。関空では100万本以上の砂ぐいが使われて地盤改良が行われている。そして関空では工事完了後、24年間で349センチ地盤沈下している。それでも改良の方法があって、これを元に戻す方法があって、空港としては機能し続けているということです。そしてこの辺野古も供用開始から50年で、50センチは沈下するだろうという予測がありますけれども、それも特に問題がないというようなデータなんです。これ当然確認されていますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄防衛局が運営しております技術検討委員会の資

料によりますと、スリットケーソン据付けから設計供用期間50年間で生じる予測の沈下量がC護岸付近において最大134センチとなっているというふうな資料がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁よく理解できませんでしたけれども、私が言いたいのは知事、この軟弱地盤を理由に工事が無理だというこの論点で語るのはもう無理があるんだろうと思っているんですよ。

知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 工事には、いわゆる議員が今お示しになった辺野古側とそれから大浦湾側の話があると思います。今、軟弱地盤ですとか活断層の話は今まさに変更承認申請が出されている大浦湾側のほうになっております。私のほうも一昨年になりますか、官房副長官とお話をしたときに辺野古の側は恐らくできるでしょうと、技術的にも。ただ大浦湾側は、そのほうはなかなか厳しいんじゃないでしょうか。3分の1はできても3分の2はなかなかできないんじゃないでしょうかという話をさせていただいているところでございます。大浦湾側の工事については、今まさに変更承認申請が出されて今これを土木建築部において審査をしているところですので、そういった状況を踏まえて、県としてははっきりまた判断していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 どのレベルの専門家からの助言が分かりませんが、今報道見てもばらばらですね。本当に専門家というような肩書きを持っているような方たちは、時間がかかるとお金がかかるとは言いますが、無理だとは書いていません。だけれども、どのようなレベルの認識を持っているか分からない方々は断言をします。県がどの声を信じて変更届を見ているのかということも今後も確認をしていきたいと思っています。

それで知事にお伺いしますが、知事説明要旨の中ではいつもと同じような発言をしていました。政府に対し工事を直ちに中止した上で、県との対話に応じるように求めてまいりますという言葉であります。これ、この2年間ずっと聞いてきました。この上が、知事が就任した当時のものです。写真です。現在はこ

うなっています。(パネルを掲示) この国との対話というもの。対話による解決というもの、いつも同じ。そして何も進展が見られない。これ知事の一丁目一番地の公約についてのものであります。これについての知事の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 私はこの間、機会があるたびに政府に対して工事を直ちに中止して対話による解決をお願いしてきておりますし、また対話による解決によって沖縄に新しい基地を造らせないということの真意も伝えられるだろうというように思います。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 なので、どのように進めていくかということを確認したいんです。ずうっとやります、やりますと言って、何も動けない。これじゃやるやる詐欺ですよ。2年間動いていないわけですよ。それで、知事を信じて投票してくれた人、応援してくれている人たち、どのような一手を知事が打ってくれるのか、ずっと待っています。本当にやるやる詐欺という言葉が嫌であれば私は道筋を示すべきだと思います。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども申し上げましたが、私は機会があるたびに政府に対してこの辺野古の新基地建設工事を中止して、対話による解決を模索すべきであると、民主主義のその道に沿ってしっかりと話し合うべきであるということ度を度々申し入れてきております。ですから、その申入れに対して政府から反応がないということについては、またさらにその申入れを続けていきたいということ併せて表明もさせていただいております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 これは知事の責任ですよ。政府がテーブルに着くような材料も出さない、提案もしない。だからお願いをするばかりでそのまま棚上げにされるんですよ。(発言する者あり) 何て。知事は長らく政治家として生きてきて、知事になって3年目にもなればいろんなことに気づいていると思います。今ちまたで言われているのは、知事はひょっとしたらこの工事止めるのを諦めているんじゃないかと。変更承認なんかで時間をかけることにシフトしたんじゃないかというふうにも言われています。

もしそうじゃないのであれば、先ほど言ったみたいに、政府をテーブルに着かせるための交渉やいろんな材料を示すべきですよ。県民に対して私はこのように公約達成に向けてやっていますということをしかり

と示すべきです。

もう一度聞きます。知事いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 2年前の県民投票でも県内全ての市町村の住民の皆さんが参加し、投票率52%、そして辺野古の埋立反対と答えた方が70%以上いらっしゃいます。私はそういう県民の思いにもしっかりと応えていくために、これからも対話による解決を求めていきたいというように考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 思いは分かりましたけれども、だから、やるやる詐欺じゃないですかと言っているんですよ。非常にこれについては残念です。できないことをできると約束をして、示すことができないんですから。次の質問に移りたいと思います。

知事の政治姿勢についてであります。

2021年の予算、そして一括交付金と知事の成果について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(池田竹州君) お答えします。

県では、沖縄振興予算の確保及び一括交付金の増額に向け、6月から7月にかけて計5回、全市町村を対象に意見交換を行うとともに、内閣府とも意見交換を重ねてまいりました。さらに、9月以降あらゆる機会を捉え、知事を先頭に内閣府沖縄担当大臣、官邸をはじめ関係要路に要請を行ってまいりました。

令和3年度沖縄振興予算において、一括交付金の減額幅は縮小されたものの、前年度より減額されたことについては、残念に思っております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 この時期に予算の額を確認するとき残念ですと聞くのは、多分5回目だと思います。これは、知事、また三役の交渉能力、または責任というものを問う声もありますけれども、その辺どう感じていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(池田竹州君) お答えします。

令和3年度の沖縄振興予算案につきましては、河野沖縄担当大臣は現行の沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確保する旨の総理発言を踏まえ、必要な額を積み上げて確保したものであると述べておりま

す。また、一括交付金につきましては、継続事業の状況、新規事業の状況などを兼ね合わせて所要額を計上したものであるというふうに述べられております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 非常にもう打つ手がない状態が長らく続いていて、もう市町村も最近あまり声を上げなくなりましてね。一括交付金、ソフト・ハード交付金についても。今もう振計を前にして非常に目の前が真っ暗な感じさえしますけれども。

次の質問に移ります。

少し飛ばしまして、キャンプ・シュワブの日米共同使用について見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は、記者会見において米軍施設等における共同使用は日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。

県としましては、県内の米軍施設等における共同使用はさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 何で日米が施設を共同使用することがさらなる基地負担につながるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 米軍専用施設等において、さらに自衛隊が訓練を実施するとなれば、訓練の増加によって県民負担が増えるというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今ですね、公室長、冒頭で共同使用作業部会の話を出されてましたよね。そこでは話し合われてないんですよ。全然事実として確認が取れてないはずなのに、何で日米が合同で施設を使用したら新たな基地負担につながる、そういう結論になるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今回報道にあるようなことが事実であればという前提で申し上げたところで

ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 もう一回聞きますよ。

これは自衛隊と海兵隊だけで契約が結べるような内容じゃないんですよ。共同使用作業部会などの枠組みでしっかり検討された後に、日米合同委員会で決定される案件なんですよ。これを確認もできていないのに、何で報道にあったものに対して、そんな懸念を示されるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、日米、キャンプ・シュワブの陸自と海兵隊による共同使用については、加藤官房長官及び岸防衛大臣も記者会見において、否定をしているというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 だから防衛大臣も否定しているものに対して、地元紙の報道を見てなぜ懸念を示されてるんですかと、沖縄県としてこれ出してるんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 繰り返しになりますけれども、今回報道のあるような形で、辺野古新基地建設が進められているキャンプ・シュワブにおいて陸上自衛隊の水陸機動団の共同使用、常駐が事実ということになるのであれば、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないということを示し上げたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 どんな負担がかかるか、どんな影響が出るかも分からないのに、断じて容認できないというのを行政として発信していいんですよかということを確認してるんですよ。これは知事答弁じゃないですか。ほかの人がこのことを答弁できるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 容認できないということが、まだ確定していないものということで、なぜこういうふうに断言できるかということなんですが、例えば、我々オスプレイの配備についていろいろ話があったときに、いろいろ確認してもそういった事実はないというような話があった。だが実際にはオスプレイは配備された。そういった懸念があるということです。実際オスプレイについては、12機の移転などを求めています。まだそういったのも実現してないと。一度そういったものが配備された後はなかなかそれを撤退させるのは厳しいというようなものがあります。

今の米軍基地のものも過重だという認識は県民で共有してある。そういった中でさらに水陸機動団が入ったときに、さらに負担が重なるのではないかとこの危惧は、県民としては持つということはいわゆる行政の立場としても感じるものであります。そういった意味で容認できるものではないというようにコメントを出したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これは根っこに自衛隊は迷惑組織だというようなものがあります、間違いなく。だから信用できないとか、オスプレイと比べたりとかするわけですよ。いや、そうですよ。知事、これ答えてくれないと困りますよ。

知事、水陸機動団の訓練を見たことありますか。自衛官のサービスの宣誓にどんな文言が入っているか聞いたことありますか。自衛隊がそもそも何のためにあるかというのを確認しないといけないんじゃないですか。

どうぞ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 一つ一つの訓練を見たかどうかということ、私もはっきり覚えておりません。しかし私は憲法の専守防衛の範囲内での自衛隊を認めておりますので、その練度のためのある一定程度の訓練というものは必要であろうという認識はあります。しかし、米軍と一緒にそれを訓練することになると、沖縄県民にはさらなる基地の重圧、精神的な重圧も含めたその重圧が重なって見えてしまう。それが我々からすると断じて許せないというのは、そういうふうに自衛隊が見られてしまうということも含めて、許せないということを私は気持ちとして込めているというように思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の知事のコメントはやはり自衛隊を認めていないような発言と私は捉えますね。だっ

て自衛隊自体はいいけれども、米軍と訓練したらそうじゃないと言ってるんですよ。もうこれは堂々巡りですよ。

次の質問に行きます。

米軍基地削減計画について伺いますとありますけれども、これは代表質問から本日までの一般質問の流れで全国比で50%以下に減らすという数値目標は知事のパフォーマンスであることがよく理解できました。これ、新たなやるやる詐欺ですね。50%以下にどのようにするかというものも示し切れません。手続も何もやってない。ただ50%と言う。私はこれについて非常にがっかりしております。

また、米軍専用施設に限って返還させるという考えはどれほど価値があるんだろうということも思います。例えば、共同使用ができれば分母減っていきますね。また重要な場所、重要な土地というものの優先順位もあると思います。例えば牧港の58号のキャンプ・キンザーの一部先行返還は、県民にとって非常にありがたい返還だというふうに思っています。土地の面積としては僅かかもしれません。

そのようにパフォーマンスではなくて、本当に県民にとってどのような返還計画をもたせればいいのかということをしっかりお示しするべきだと私は思いますけど、これ全く考えたことないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 例えば、土木の様々な道路整備、河川の整備の中でやはり米側のほうからなかなか共同使用などの理解がいただけないということで工事が進まないという事案にも直面しています。そういった分については、究極的には返還ということも我々もしたいという部分はございます。

ただ、それとはまた別に、今般出した背景——この間知事のほうで説明しておりますが、確かにこのS A C O合意事案を着実に進める、これは一番大事だと思います。それもそういったS A C Oの合意事案、そして日米再編計画、これは日米両政府にしっかりやっていただいていると思いますが、それから20年以上たっているわけでございます。そういった中において、新たなさらなる基地の整理縮小を求める声、今、アジアを取り巻く環境の変化、そういった中でさらなる基地の整理縮小が必要なのではないかと。それを沖縄県のほうから、復帰50年のこの機会に声を発出する必要があるのではないかと。その背景には、21世紀ビジョンの話ですとか海兵隊の撤退の県議会の決議、そういったものを我々踏まえて、この復帰50年の節目にさらなるビジョンを日米両政府に示していただきたい。そ

ういう思いで、数値目標を50%というように出しました。そういったことをしっかり持ちながら、日本政府とまたテーブルの場に着けることができれば大変ありがたいなとそういうふうを考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 枕言葉のように、0.6%に70%ということ自体は、私は意味がないと思っています。なので先ほど言ったように、今県民がとても欲している場所、必要な場所をどうやって返還させていくか。そのようなロードマップが必要であろうと思っているんですよ。あわせてその跡地利用や――呉屋議員からもありましたけれども、そこで働いている人たち、生活に関連している人たち、その人たちをどうするかということも含めて、包括的に知事として挙げてほしいと思います。居酒屋で話しているわけじゃないですよ。50%にしたいねって。そんな話じゃないんです。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 多くの議員から質問があった内容ですけれども、観光関連産業への支援について、非常に今回観光に対する依存、また精神的なものも含めて公になったと思っています。県の予算の1%しか観光関連がついていなかった。その組織が1000万人以上の観光客のお世話をして、7000億以上のお金を稼いできた。これが非常に今おかしくなっている中で、我々も悲痛な声をたくさん聞いてきました。年末に金融機関から多くの借入れをして、半分だけ賞与を払った。生活給だから払わざるを得ない。休ませてはいるけれども、子供の面倒を見ないといけないお母さんがいるから、満額給料を払った。または、ある菓子メーカーは材料を作っている農家を守るために冷凍庫をたくさん借りて、借金をしてこれを保管している。非常に自助というレベルはもう通り過ぎているんですよ。年末にあるホテルに行きましたら、那覇のホテルから派遣されている従業員が名護で働いていました。そういうふうに従業員も遊ばせないように、休ませないように、皆さんとっても知恵を絞って今やっていて、ぎりぎりの状態にきているわけでありまして。

そんな中で、これも知事の説明要旨の中でありましたけれども、14次にわたる補正予算により1620億円の予算を確保し、切れ目なく対策を実施してきた。実

績を強調しました。これ、倒れますね頑張っている人たちは。ここでもう皆さん、県の対応に観光関連業者だけじゃないですよ、全ての県民が注目しています。ここからどうするかが大事であります。

部長、答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 観光関連業界の方とは、何回か意見交換をさせていただいて、特にこの緊急事態宣言の中で非常に厳しい状況にあるというような声が聞かれまして、大変厳しい状況にあるものだというふうに認識をしております。それに対しまして、これまで県では、例えば一律10万円の奨励金を支給する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、おきなわ彩発見キャンペーン事業ですとか家族でStay Hotel事業などを実施してまいりました。それから今月10日からは、おきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えまして、今回の2月補正予算で、県内の観光体験商品の利用促進のための沖縄観光体験支援事業を計上しておりますほか、令和3年度の当初予算におきまして、国内需要安定化事業の増額をして計上しております。さらに国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給ですとか、県単融資事業によりまして観光関連産業への支援を行ってまいります。それから国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金につきましては、今月から受付を開始することとなっております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、感染状況のフェーズに応じた適切な支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 本当に今ならまだ間に合う、そのような気持ちで取り組んでいただきたいというふうに思っております。期待をしております。

また、部長、後半で一時支援金のことがありましたけれども、当初沖縄県は一時支援金が活用できないというような流れがあったと思います。どのような流れで、この県内で一時支援金が使えらるようになつてきたか説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 御説明いたします。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要と

いうものが昨日発表されておりまして、まずポイントは、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けている店舗ということと、売上げが50%以上減少しているということが要件としてございます。中小企業等が上限60万、それから個人事業主が30万で、これの受付が3月8日から始まるということで公表されております。

沖縄県の事業者が活用できるというところなんですけれども、まず外出自粛の影響——宣言地域内と取引を行っておりまして、その取引の結果、売上げが5割以上落ちてきているというような事業者が対象になるかと思っておりますけれども、主に旅行関連事業者、例えば飲食事業者、宿泊事業者、旅客運送事業者、小売業者そういった業者に加えまして、その他の事業者としまして、対人サービス事業者、これには理美容、結婚式場、そういったものも入ってくるというような案内がされております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 言ってくれないのであれば、自分で言います。

自民党の国会議員が県庁を訪ねましたね。要は、この一時支援金が沖縄県内で活用できない。緊急事態宣言とこの理屈をつなげることがなかなか難しい。そこで観光統計を出したはずですよ。これ県庁を訪れたのは、國場代議士だと聞いています。そして沖縄県選出の国会議員、第3選挙区の島尻愛子さんも含めて、省庁を全部回りました。沖縄は、観光が第一の産業ですと。沖縄で一番大きい産業ですと。全ての県民が影響を受けています。全ての企業が対象になるべきです。そういうふうに省庁を回って、一つ一つ説明をして先週国会の予算委員会で、宮崎代議士がこれは適応となり得るという答弁を引き出した。ここがスタートじゃないですか。これ本当は三役がやる仕事じゃないですか。こういう緊急の状態なんで、ぜひ沖縄県民のために何でも汗をかいてやるという思いを持っている、仕事ができる国会議員をしっかり使っていただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 飲食業の時短協力金の支払いもかなり進んでいるようでありますけれども、後から入った市町村はなかなか難しい状態になるんだろうと思っております。2月7日から営業を再開したお店が多いで

すね。もうもたないと。日銭でも入れないと生活が成り立たない、支払いができない。そのような状態でもうお店を開けざるを得ない状態が2月の頭にあったと。これクラスターが増えなくて、私はほっとしています。日々の生活のことを考えて、今140人体制と言っていましたか。努力をしているというふうに聞いていますけれども、あと少し頑張っしてほしいと思います。

続いて、支援が行き届いていない業界への対応ということでありますけれども、連日質問がありました。バス協会は路線バスで7回、そして貸切りで5回、要請を出していると。当初なかなか回答がなかったというふうにあります。実際は、このように要請をしているのにもかかわらず、県から回答が得られていない団体というのはどれぐらいあるか把握されてますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

各団体からの要請に対する対応がどうであったかというような御趣旨だというふうに思っております。

私のほうからは、商工労働部にに関する要請に関してですけれども、商工労働部が主管部局として対応したものが11件、関連部局として対応したものが10件の21件対応しておりまして、どういった要請だったかといいますと、例えば経済団体会議のほうからは資金繰り支援の柔軟かつ迅速な対応ということで、これに関しましては県単融資、資金繰りの支援ということで拡充もしたということと、地銀さんを回しましてリースケイいわゆる借換えですとか、スケジュールの変更といったようなものについてもお願いをしております。

それから飲食業協会等々からも要請がありまして、協力した事業者に対する協力金というところで、当初これは事業所単位で支給をしていたんですけれども、これについても店舗ごとということで改善をしてきたというところでございます。

その他、協力金あるいは支援金についての要望も多々ございましたけれども、2月の経済団体会議でのお話は、感染が拡大している中においても域内の経済は回していかなければいけないというところで、特に域内経済を回していくためのハピ・トククーポン事業について、例えば第2弾を実施してほしいですとか、彩発見ツアーを実施してほしいというようなこともございました。

先ほど花城議員がおっしゃっていたように、県産品



等についてもEコマースを活用して、県外に送る場合の輸送費を支援してくれないかということ、県産のお土産を作っているところに納入する農家を救うための支援もやってくれないかということで、これについては例えば我々商工労働部では、土産品を学校給食に使えないかということですか、農林水産物を学校給食に使えないかということで、2月補正と当初予算、関連予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 要請を出された団体は、回答が来るのを日々こらえながら待っていると思います。また沖縄市や宜野湾市は、これまで手当てができなかった団体の一つにまとめて支援する制度をつくって、今募集をしていると聞いております。県もそのような業界——例えば出店業組合なんかは、収入が減ったんじゃないくて1年以上収入がゼロになっているんですよ。そういったところも調査していただいて手当てができるように、何かの対応をお願いしたいと思っております。

最後の質問に移ります。

富川副知事、もうこれが最後になると非常に寂しい気持ちですけれども、仲田議員の海底資源開発の件なんです。

前回までの一般質問でも何度か質問させていただきましたけれども、今回今までで一番トーンが下がっているというふうに心配をしています。先週、商工労働部の職員がエネ庁と話をしたというふうに聞いていますけれども、経済産業省のエネ庁と。そこでどんな話があったかとか、来年の海底資源に関する予算は残るのか。また最後に思いというものを聞かせていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

海洋資源開発に係る件でございます。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において海洋資源調査開発の支援拠点形成を施策展開の一つとして位置づけ、将来の産業化を見据え、支援拠点の形成における取組を推進しております。一方、平成30年10月に公表された海底熱水鉱床に関する国の報告書では、採算性や必要な法整備が未整備であることなどの産業化に向けて課題はあるものの、量、質ともに優れた鉱床の発見やコスト削減等引き続き調査検討を行うこととしております。

そのため沖縄県としましては、新たな振興計画（骨子案）でございますが、そこにおいて海洋調査開発の

支援拠点形成に向けた取組の推進を重要な施策の一つとして位置づけ、国による調査研究を注視しつつ、今後も海底資源を活用した産業化に向け、国の関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

なお、骨子案の1ページには、「1 計画策定の意義」の中の「(1) 海洋島しょ県 沖縄の振興」という中で、広大な水域を有する沖縄は、「新たな海洋立国日本の発展への貢献の可能性をも有している。」というように書いてございます。

御承知のように、政府では海洋基本計画を出していますので、その中に海洋の産業利用等の促進もありますし、この件は、海洋政策の推進とともにさらに推進していくという形で、骨子案ではまだまだ十分織り込まれていない面もありますが、素案をつくらないといけないものですから、素案にもさらに補強して推進するような方策を打ち出したいと思っております。

○花城 大輔君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後6時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波 一君。

[座波 一君登壇]

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 知事の政治姿勢についてであります。

(1)、宮古島市、浦添市の市長選挙で知事が応援した候補者の公約と知事の考えに決定的な矛盾がありました。結果として民意は自衛隊配備容認と那覇軍港の浦添移設容認となりましたが、知事はこの民意を尊重して今後の県政運営をすると考えていいか伺います。

(2)、那覇軍港移設反対を公約に掲げる候補者を知事は移設容認の立場で応援しました。しかしこれが勝敗の分かれ目でした。知事はこの選挙を軍港移設の見極めにしたのではと推察するが、逆の結果となっていたら軍港移設に反対したのではないかと伺います。

(3)、知事は、米軍専用施設を全国の50%に削減する目標を表明するも具体性がなく拙速との批判が多い。なぜ今の時期なのか、なぜ50%なのか、50%は許容範囲なのか、SACO合意の整理統合案も含むのか伺いたい。

(4)、知事は県政方針で、「辺野古新基地計画は技術

的にも財政面からも困難であることが明白である」と政府に中止を求めるとしているが、防衛施設局によると技術的に不可能ではなく同様の改良工事は実績があるとの認識を持っている。信憑性の根拠がなく不適切な発言ではないか。

大きな2、新たな沖縄振興計画についてであります。

(1)、約半世紀に及ぶ沖縄振興計画の効果を評価して新たな振興計画を要請すると考えるが、知事の政策集団は高率補助や振興策を不要として政府との協調を否定している。知事自身も選挙演説等で同様な発言をしており要請の本気度を伺いたい。

(2)、新たな振興計画を求めるには新たな意義が必要であります。骨子案にある策定意義に「我が国の発展への貢献」は新たな視点であります。県は政府が沖縄県に求めた未来像や貢献の仕方について議論した経緯はあるか伺います。

(3)、骨子案の4つの地域特性の歴史的・文化的特性は全国各地に固有の特性があり、なぜ沖縄だけが振興策の理由となるのか。また社会的特性に米軍基地の存在を理由にしているが、米軍基地の全面撤去が望ましいなら、なぜ50%の容認論が出てくるのか。

(4)、沖縄振興特別措置法で指定する離島に尖閣諸島が入っていない。新たな振興計画を策定し要請するに当たり、沖縄県は尖閣諸島を指定離島に加え沖縄の県益を守り、我が国の発展に資する姿勢を示す意義は大きいと県の考え方を伺います。

3、新型コロナ対策と経済産業対策についてであります。

(1)、沖縄県の新型コロナ陽性者数は全国ワーストレベルで高止まりを続け、観光産業収入が70%以上落ち込み、事業者は存続の危機すら訴えている。約1年経過したコロナ禍において沖縄県の感染症防止策と観光業危機支援策の効果や予算措置の適切さに疑問が残ります。現在の状況に陥った要因を分析しているか伺います。

(2)、感染者は減少しつつあるが、観光業や経済の復興はまだ見通しが立たない。瀕死の状態にある観光関連事業者の再生に向け、業種・業態に見合った細やかな支援策とGo To再開を求める声が多いが県の考え方を伺います。

(3)、県内の観光総収入と波及効果は7000億円から1兆2000億円と想定され、GDPに占める観光収入比率は15.5%で全国でも群を抜き沖縄の経済を牽引している。反面パンデミックや政情不安、天候、災害等の影響を受ける脆弱性もあり、それらに耐え得る強固な体制と包括的な支援制度が求められるが県の考

え方を伺います。

(4)、世界水準の観光地を目指すためにも安心・安全は絶対的な条件となるが、感染症対策や防疫対策の研究機関を誘致するなど国と連携して取り組むべきだが考え方を伺います。

4、県土の均衡ある発展と産業の振興についてであります。

(1)、新たな振興計画で東海岸サンライズベルト構想が据えられ、東西格差の是正に期待が持たれるが、現在策定中の中城湾長期構想との関係及び整合性を伺いたい。また関係市町村の意見反映と中城湾港港湾計画変更による計画外にある地域の港湾や老朽護岸の整備について伺いたい。

(2)、昨年11月議会で東海岸地域の産業集積を図るために沖縄総合事務局と連携すると答弁したが、現在どのように進んでいるか、サンライズベルト構想との関係と整合性を伺いたい。

(3)、昨年度、48年ぶりに那覇広域都市計画区域の市街化調整区域の在り方について検討に取り組んだことは評価いたします。中南部都市圏の土地規制緩和及び中城湾と那覇港を結ぶ物流道路の整備、製造業等の育成・誘致に向けた県の一体的な取組が急がれるが県の取組を伺います。

(4)、北谷断層以南に豊富に埋蔵する水溶性天然ガスは天然ガスのみならず、世界的に貴重なヨウ素及び温泉、温熱利用農業など沖縄の産業に有望な資源である。沖縄県は試掘や埋蔵量調査事業を実施しており、国も利活用の推進に期待しているがなぜ利活用が進まないのか。

(5)、次年度予算のマリントウンMICE形成事業は基本計画の策定までの予定が進まず事実上の後退であります。新型コロナの影響を理由にしているが、地元や関係市町村は納得できません。東海岸開発構想の推進と矛盾するのではないかと伺います。

(6)、県企業局の工業用水は西原町以南の配水管が小さく企業等の需要に応えられず、南部地域の企業誘致が進まない状況である。新たな振興計画における県土の均衡発展に向けた産業インフラの整備として配水管の敷設改良整備を早急に取り組むべきだが伺います。

(7)、南部東道路の進捗状況と令和3年度の計画と予算概要及び空港自動車道直接乗り入れジャンクション計画の進捗と事業主体について伺います。

以上です。

後は再質問します。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 座波一議員の御質問にお答えいたします。

県土の均衡ある発展と産業の振興についての御質問の中の4の(5)、マリンタウンMICEエリア形成事業についてお答えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、基本計画の策定に向けた検討を継続する必要があることについては、大型MICEエリア振興に関する協議会の構成員である町村長に対し、丁寧にお伝えし、理解を得ているところであります。

沖縄県としましては、東海岸エリア一帯に発展の勢いを創出し、ウイズコロナ、アフターコロナに即した強靱なMICEエリアを形成するため、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらも、新たな基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城賢君登壇]

○知事公室長(金城賢君) 1、知事の政治姿勢についての(1)、宮古島市長選挙、浦添市長選挙の結果を踏まえた県政運営についてお答えをいたします。

県としましては、県政運営に当たり、地域における様々な民意を尊重することは重要なことだと考えており、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくりに取り組んでいるところです。県政運営に当たって市町村と連携することは大事であり、自衛隊の島嶼配備や那覇港湾施設の移設をめぐる諸問題についても、引き続き両市と連携し、様々な民意を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(2)、那覇港湾施設の移設についてお答えをいたします。

知事は、建白書の実現など、オール沖縄の枠組みの中で共に取り組んでいただける方をこれまでも支援してきており、今回も同様の考えに基づき、支援したところです。

なお、選挙の結果についての仮定の質問に答えるのは差し控えたいと考えております。

同じく1の(3)、米軍基地を全国の50%に削減することについてお答えをいたします。

沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、日米両政府に沖縄の米軍基地の整理縮小を訴えることは、大きな意義があると考えております。

県としては、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地

のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対し当面の目標として、在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。なお、SACO最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、全国の69%の米軍専用施設が存在し続けることになるため、さらなる返還が必要であると考えております。

同じく1の(4)、辺野古新基地建設計画についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設については、完了までに要する期間が約12年、総工費が当初の約4倍に相当する約9300億円になることが公表され、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になりました。また、万国津梁会議の提言においても、地盤改良後も地盤が均一ではないため不均一な地盤沈下が生じるおそれがあること、大型の護岸が設置される地点は軟弱地盤が水深90メートルまで続くため、崩壊する可能性があることと専門家によって指摘されていることなどを踏まえ、辺野古新基地建設計画は、技術的にも財政面からも完成が困難であることが明確になりつつあるとしております。このことから知事は、知事提案説明において万国津梁会議の提言に触れ、政府に対し工事を中止した上で、県との対話に応じるよう求めたものであります。

2、新たな沖縄振興計画についての(3)、米軍基地の全面撤去についてお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしております。一方、本土復帰50年という大きな節目を来年に控えた現在もなお、国土面積の約0.6%の沖縄県に米軍専用施設面積の70.3%が集中し続けています。これらのことを踏まえ、日米両政府に対して、当面の目標として、在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値の設定を求めるものであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城力君登壇]

○企画部長(宮城力君) 2、新たな沖縄振興計画についての(1)、新たな沖縄振興策の必要性について

お答えいたします。

令和2年第6回定例会において、知事は「沖縄振興特別措置法の延長は、新たな沖縄振興計画に基づく各種施策を力強く推進する上で必要と考えておりますので、私が先頭に立って、しっかりと取り組んでまいります。」と答弁したところであります。

県としましては、沖縄の特殊事情から派生する固有課題等の解決に向けて、知事を先頭に市町村と一丸となって沖縄振興特別措置法と同法に基づく特別措置の継続を国へ求めてまいりたいと考えております。

同じく2の(2)、我が国の発展への貢献についてお答えいたします。

平成24年に国が策定した沖縄振興基本方針においては、沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが日本再生の原動力にもなり得るものと考えられると記載されております。また、いわゆる骨太の方針2020においては、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとされております。こうした国の方針から、本県は、フロンティアとして我が国の発展に貢献できる可能性があるものと考えております。

同じく2の(3)のうち、本県の歴史的・文化的特性についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法等に基づく特別措置は本県が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するためのものであることから、これらの政策課題が解消されるまでの間は継続される必要があると考えております。この特殊事情については、国の支援が必要な克服すべき条件不利性である一方で、日本本土とは異なる歴史の中で培われてきた歴史的・文化的特性や自然的特性等は、ソフトパワーの源泉でもあり、観光資源として既に顕在化している部分も含め、多様な価値を創出し得る大きな可能性を秘めていると考えております。

同じく2の(4)、尖閣諸島を指定離島とすることについてお答えいたします。

尖閣諸島は、「有人島」または「無人島で畜産業、水産業、農業等が営まれ、または観光レクリエーションの場として有人島と一体として振興を図る必要があると認められる島」という現行の沖縄振興特別措置法等に基づく指定離島のいずれの要件にも該当しないため、国において指定されていないものと認識しております。尖閣諸島を含む国境離島は、我が国の領海及び排他的経済水域等の確保や海洋資源の利用等において重要な役割を果たしていることから、今後の国の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、新型コロナ対策と経済産業対策についての御質問の中の(1)、現在の状況となった要因分析についてお答えいたします。

この1年間、4月、8月、1月と、3回の流行拡大を経験しました。いずれも県外からの移入例に端を発生、活動的な若い世代から流行が立ち上がり、沖縄県特有の活発な世代間交流によって高齢者世代に、そして医療機関や介護施設等にも広がるという特徴があったと考えております。県では、様々な分析を行い、県民への外出自粛や県外との往来自粛、飲食店等に対する営業時間短縮等を要請してきたところです。引き続き県民生活への影響を最小限にしつつ、感染拡大を抑え込むことを目標に、その時々において考え得る最善策を講じてまいりたいと考えております。

同じく3の(4)、感染症研究機関の誘致についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と影響の甚大さを鑑み、安心・安全な島沖縄を目指すには、感染症対策等の研究が進むことは重要であると考えております。県では、1946年に現在の県衛生環境研究所の前身となる中央衛生試験所を設置し、それぞれの時代に応じた健康問題の調査研究等に対応してまいりました。現在も科学的かつ技術的な地域の中核機関として、感染症等に関する行政検査、調査研究及び情報発信を行っております。同研究所では、国立感染症研究所等と連携し、新型コロナウイルスの遺伝子解析、疫学情報の分析等に取り組んでいるところであり、その機能強化を図ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに3、新型コロナ対策と経済産業対策についての(2)、業種・業態に見合った細やかな支援策とGo Toトラベル再開についてお答えいたします。

県では、一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、おきなわ彩発見キャンペーン事業や家族でStay Hotel事業等を実施してまいりました。また、今月10日からは、おきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えて、2月補正予算では、県内

の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業を計上しているほか、令和3年度の当初予算においては、国内需要回復に向けた事業を増額して計上しております。GoToトラベル事業の再開については、感染状況に応じて適切に運用するよう全国の知事の総意として国に求めるとともに、地域限定版のGoToトラベルの支援についても全国知事会に提言したところです。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、感染状況のフェーズに応じた適切な支援策を講じてまいります。

同じく3の(3)、観光産業の強固な体制と包括的な支援制度についてお答えいたします。

ウイズコロナ、アフターコロナ社会における沖縄観光の在り方については、安全・安心で快適な島沖縄の構築を図ることが重要だと考えております。そのため、水際対策として空港にTACO及びNAPPを設置するとともに、各業界で作成したガイドラインに基づき、防疫体制の構築と受入れ体制の強化に努めているところであります。また、現在取りまとめ中の新たな沖縄振興のための制度提言においては、観光関連事業者が実施する感染症拡大防止に向けた取組や観光需要喚起などについて、包括的な財政支援を提言することとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 4、県土の均衡ある発展と産業の振興についての御質問のうち(1)、中城湾港長期構想と東海岸サンライズベルト構想の整合性等についてお答えいたします。

中城湾港においては、港湾計画改訂に向け、現在、長期構想の策定に取り組んでおり、その内容については、東海岸サンライズベルト構想へ反映させ整合を図ることとしております。港湾計画改訂では、地元南城市の都市計画を踏まえ、佐敷東地区等における土地造成計画の見直しを予定しており、見直しに伴う地域の諸課題の解決に向けて、引き続き南城市等と連携し、必要な対応を検討していきたいと考えております。海岸護岸については、改訂された港湾計画との整合を図りながら、老朽化対策等を行っていききたいと考えております。

次に4の(3)、中南部都市圏の土地規制緩和及び物流道路の整備についてお答えいたします。

那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会において、県土の均衡ある発展に向け、保全と開発の

両立を図りながら、産業振興に資する土地利用を展開していくこととしております。県では、市街化調整区域における地区計画ガイドラインを緩和し、市町村の地区計画策定を支援しているところであります。中城湾港新港地区と那覇港を結ぶ物流を支援する道路については、ハシゴ道路ネットワークの整備を国と連携して推進しており、その一部をなす県道宜野湾北中城線のバイパス区間については、令和3年3月末に供用を予定しております。

次に4の(7)、南部東道路の進捗状況等についてお答えいたします。

南部東道路の令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約37%となっており、令和3年3月末に4工区の供用を予定しております。令和3年度当初予算については、今年度当初額を上回る予算を要望しており、雄樋川橋の整備や用地取得等を予定しております。また、那覇空港自動車道への直接乗り入れについては、当該道路の管理者である県が事業主体となるものと考えておりますが、橋梁予備設計において、工事規模等を把握できた段階で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 4、県土の均衡ある発展と産業の振興についての御質問の中の(2)、東海岸地域に産業集積を図るための沖縄総合事務局との連携についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄総合事務局、市町村等を構成メンバーとした、沖縄産業立地・地域活性化推進協議会に加入しております。同協議会では産業立地の円滑化、企業誘致の促進等に取り組んでおり、今年度は「沖縄本島東海岸地域の競争力の強化に向けて」というテーマで意見交換を行っております。製造業等臨空・臨港型産業の集積促進等につきましては、同協議会での意見交換を踏まえた各自治体の意見が、東海岸サンライズベルト構想の素案に反映されているものと考えております。

同じく4の(4)、水溶性天然ガス等の利活用についてお答えいたします。

県及び民間事業者が実施した調査によって、沖縄本島中南部において水溶性天然ガスやヨウ素等の地下資源が確認されております。県内では、中南部に点在する温泉施設のほか、水溶性天然ガスを燃料とした発電を行うホテルなどの事例はあるものの、配管や発電機等に要する多大な設備投資などの課題があり、広域

的なガス利用など市町村が想定する用途での活用に  
至っていない状況です。そのため、県としましては、  
新たな振興計画において設備投資に関する支援策を  
要望する等、県産資源の利活用促進に向けて取り組ん  
でまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 4、県土の均衡ある発展  
と産業の振興についての御質問の中の(6)、西原町以  
南の工業用水道施設整備についてお答えします。

西原浄水場以南の工業用水道については、契約給水  
量が計画給水量を上回っており、給水量を増やす場  
合には、新たな施設整備が必要となります。工業用水  
道事業は、産業振興を目的とした県の政策との整合を  
図ること、また、新たな施設整備については、給水収  
益や工事費、維持管理費等を踏まえた採算性等を検討  
する必要があることから、関係部局と情報の共有を図  
り、連携する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 2つの選挙ですけれども、非常に大  
きな意味がある、意義のある選挙だったと今考えてお  
ります。一言で言えば、浦添市長選挙は候補者との政  
策不一致による完敗ですよ。そしてまた宮古島市長選  
挙は、知事の方針転換による政策の後退です。ですの  
で、宮古島の場合は本当の勝者はオール沖縄とは言え  
ない、言いがたい。本当の勝者は私は座喜味さん一人  
だったなと考えてます。オール沖縄の結束が一步も二  
歩も後退したと考えております。そしてまた那覇軍港  
移設容認と自衛隊配備の容認、これ非常に今後とも県  
政運営に影響が出ると思いますが、改めて聞きますけ  
れども、松本さんは苦渋の選択をして容認と明言して  
おります。そういう苦渋の選択を民意として考えてい  
るということで知事も、確認していいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御質問の件ですが、松  
本市長は主な公約に経済の振興、それから伊礼候補は  
軍港移設反対ということ掲げてそれぞれ選挙に臨  
まれたと思います。それ以外にも幾つかの公約につ  
いても選挙において多くの市民の方々が、その政策公約  
を見て総合的にそれぞれ判断なされたのだろうと思

います。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 浦添市民の多くの皆さんは、  
その松本市長の主張に対して、賛成し票を投じ当選さ  
れたものというふうに思います。

なお、私はこの浦添の移設、苦渋の選択と市長が  
おっしゃっているその計画については、従来どおり移  
設協議会の枠組みの中で進められていくという立場  
でおります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 なかなか含みのある言葉で。ですの  
で苦渋の選択というものを選択肢として、知事は存在  
することを認めますかと聞きたいんです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） それはあり得ると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 これは県民にはやむを得ず容認とい  
う複雑な感情があるということが、これはさきの――  
今さら論ではありますけれども、県民投票の問題に遡  
らなければならない。そのときに私は、この容認とい  
う選択肢を入れなければ、本当の意味でのアンケート  
には、県民投票にはならないということを主張してき  
ました。しかしながら、三択になったわけですが、こ  
の容認ということは入らなかった。もし今知事が認め  
たこの苦渋の選択、これも立派な確かな民意なんです  
よ。これが入ってたら県民投票の投票率も結果も私は  
変わっていたかと考えていますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時48分休憩

午後6時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 苦渋の選択を入れるとか  
いろいろ議論があったというのは承知しております。  
ただ……

○座波 一君 そこじゃないよ。

○副知事（謝花喜一郎君） よろしいでしょうか。

それでそういったことが入れば、投票率が上がっ  
ていたのではないかという質問だと思いますけれど  
も、この件についてはどちらでもないというものを入  
れて、当時投票の参加に、県民投票の実施に消極的  
であった5市町村も参加して投票率も52%というよう

な結果になったとっております。その結果、70%余りの県民が反対に投じたと。これもまた立派な民意だというふうに考えております。

上がったか下がったかということについては、現時点でちょっとはっきり物は言えないと思うので……。断定的なものは言えないというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 数字の上がったか下がったかは問題ではないんですよ。苦渋の選択を入れることによって、投票結果はかなり変わってますよと言いたいんです。

先ほど知事が認めた苦渋の選択の意思が沖縄県民にはあるということ、これが今浦添によって証明されたということです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 選挙期間中に知事が容認発言したのは驚きでしたね。本当にびっくりしたんですが、知事はむしろひよっとしたらこれ勝たずとも、勝たなくても、民意という——容認という民意を確認すること、それができれば前に進めると思ったのではないかと私は勘ぐっています。いわゆる渡りに船ですよ。そういう気持ちも多少はあったんじゃないかなと。それに当然答えないから答えはいいんですが、現行案で行くというふうな方向で断言したほうがいいじゃないですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 那覇港湾施設の移設については、まず浦添ふ頭地区調整会議で民港の形状案が示された後に、移設協議会の枠組みの中で協議が進められるだろうというように認識をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 いずれにしてもこの容認というこの選択肢を知事はかなり意識して今後進めることになろうかと思っております。

50%の容認ですけども、これは当面という言葉があったにしても、50%の容認であることは間違いないですよ。これ極めて重いです。どのような経緯があったかと先ほど説明があったんですが、県民にしつ

かりと説明する責任があります。これは何と言ったらいいんですか、さらに答弁で議会の2度の意見書があったからとか言ってますけれども、だったらその時点でやればよかったですよ。その時点で。我々これ議会のたびに言ってますよ。そういうことがあれば、目標を設定したほうがいいんじゃないかと、安保も容認しているんだし。そういったことに対しては否定的でしたが、それは言わなかった。そしてその結果、50年という先ほど答弁で副知事が言った、あくまでもこれは期待値、期待的に50周年の節目としてそれを言ったわけです。根拠はそれなんですよ。これ無責任じゃないですか。基地問題でどれだけの沖縄県民がいるは関係した政治家が苦勞してきたか、悩んだか、非常に愚弄するものじゃないですか。50年というものを全くもって本当に酷評するならば、復帰50周年のアニバーサリーですよこれは。そうじゃないですか。そういう意味の非難について知事、どう考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時53分休憩

午後6時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私はこれまでの日米両政府の米軍基地の集中を何とか縮小していこうということのを否定しているものではありません。ただ、それからもう20年以上もたっていると。じゃその後どうなるんだ、この全てが返還されたとしてもまだ69%残っていると。そういった中でやはりアジアの状況も変化しているという中で、さらなるビジョンを描く必要があるのではないかと、そういったことが万国津梁会議の提言でも示されていたところでございます。そういったことも踏まえて、繰り返しになりますけれども沖縄県は21世紀ビジョンで掲げられた県民の思い、それから決議、そういったものを踏まえてまずは50%、さらなる数値目標を設定して日米両政府に取り組んでいただきたいというような思いを、今回の50%という数値を出した根拠、そしてまた意義として答弁させていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、振興計画についてであります。様々な意見がある中で不要論を訴える方々もまだいるわけですね。そのような状況の中で知事は政府と交渉していかなければならない。そういう意味で私は本気度はありますかという聞き方をしているんですけども、知事、そういう意見についてどのように向き合ってるんですか。この不要論を唱える方々と。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時55分休憩

午後6時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員がお尋ねの件は、私が高率補助や振興策を不要と言った件ですか。それでよろしいですか。

○座波 一君 選挙のときに言ってますね。

○知事（玉城デニー君） 私の知事選挙の立候補予定討論会では、新時代沖縄は沖縄の自立型経済の構築を目指すものです。この経済の今順調に行っている形をこれからもしっかりと伸ばしていくこと、これは従来の補助金頼みの県の予算づくりではありませんと述べたそのいきさつであります。

それは自立型経済の構築を目指す、沖縄の未来像である新時代沖縄に向けてアジアのダイナミズムを取り込むことなどにより、経済の好循環の構築を図り、県内経済の域内流通に回していくことに取り組み、優しい沖縄の社会の形成へつなげることを目指すとしております。雇用や所得税収の増加が図られ、自主財源を増やすことによって、県民の暮らしを底上げする財源も増えることから、それを目指していくとの理念の下に言ったのがその言葉であり、補助金は全て要らないとか、廃止ということは私は申し上げておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 学者が言っている行政論を理解できても、大事なそれはそれを補う財源があるかの問題なんです。ですので、これを現実的に考えていって知事は今後この振興策を政府としっかりと交渉していかなければならない、非常に大事な時期であるということですので、私はこの問題を聞いております。

そしてまた、先ほどの答弁で尖閣諸島の指定離島の問題、これは該当しないというふうなことを判断しているようなのですが、これ国会でも議論されていたようなんですね。その中で答弁ではないんですが、無人島であっても漁業振興に資する島であれば指定に入れることができると明記されているんだという議論もありました。であればできると思います。ではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほどの答弁において、尖閣諸島はいずれの要件にも該当しないため国において指定されていないということを申し上げました。

指定離島については、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して指定した島を指すことから、新たに離

島を指定する際には国が法令の趣旨等踏まえつつ、その定義に合致するかを検証し指定を行うもので、検証に際しては離島の現状等について適宜県あるいは市町村が情報提供を行うものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 指定離島の中に無人島がありますよね。確認しましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 幾つかの無人島も指定離島に含まれております。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時59分休憩

午後7時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（宮城 力君） すみません。繰り返しますけれども、指定離島については内閣総理大臣が関係行政機関の長——これについては地方団体は入らないです。関係行政機関の長と協議して指定した島ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 沖縄県がその方向で動けば検討できるということ考えていいんですか。そうではない。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 離島の現状等について県とか市町村が情報提供を行うことはあり得ると思います。ただし、指定をするかどうかというのはあくまでも国の権限であるということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 最終的にはもちろん国です。でもこれは沖縄振興計画の中に入れるということですので、沖縄県が意思を示すことが大切ではないかなという意味で聞いています。もう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） これまで指定されてこなかった理由として、いずれの要件にも該当していないために国において指定されなかった、指定されていないということで今認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時2分休憩

午後7時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 コロナの問題で対策についても細かく施策のことを成果を聞くということではないんですが、やはり知事の危機感迫る思いをもっともっと発信



していかなければいけないんじゃないかなと本当に思いました。これまでのやり取りも、担当部長もやるべきことはやっている。あるいは対策は取ってきたというようなことではありますけれども、現実には本当に経済界の窮状は最悪な状態ですので、知事は本当に面と向かってしっかりと自分も対応すると、何とか頑張っていきましょうというような日頃からのメッセージをぜひ発信し続けなければいけないと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時3分休憩

午後7時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 同時に、沖縄県は非常にピンチであります。これは観光業界のみならず県経済全体にピンチが来ているわけですから。それを逆にもうチャンスに変えるぐらいの発想を持って、先ほど申し上げたとおり、次期振興策を見据えて、この感染症対策と沖縄観光の復興につながるような骨太の政策を考えてみると。そのために私の同僚議員からもありましたとおり、観光業界に対する基金を創設するというのも考えられないか。そしてまた感染症対策の専門の、アメリカにあるCDC、日本版のCDCを沖縄に誘致して、沖縄が南の玄関口として亜熱帯気候を利用した感染症対策の最前線基地としてやるのが、双方の効果によって沖縄が本当の意味での経済あるいは観光としての振興にもつながるといような対極的な方向性をこの振興策で打ち出す必要もあるのではないかと考えておりますが、その考えはどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） やはり安心・安全な島沖縄を目指すには感染症対策等の研究が進むことは非常に重要であると思っております。今現在県としましては、県の衛生研究所において国立感染症研究所と連携を取りながらその対策に当たっているところですが、研究機関の誘致等につきましては、様々な課題があると考えておりますので、引き続き研究が必要かと思っております。

○座波 一君 基金については。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 基金につきましては、まず観光部内で宿泊税、これ目的税ということで研究を続けてまいりました。その中で基金を活用していこうというようなことも議論を重ねてまいりましたけれども、ただこのコロナ禍の中でなかなか今すぐにスタートするというのは難しいということ

で、一旦ここで停止といいますか——のような状況になったところでございます。一方で基金について沖縄特別振興措置法を活用したというようなことも昨日から話はあるわけですが、それにつきましては様々な課題が中にあると思っておりますので、いろいろ調査もしながら研究を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今、沖縄経済界の非常事態ですよ。そのときに日頃考えていることを考えるんじゃないかと、日頃考えないことまで考えないといけない。本当に沖縄振興計画を見据えてそこまで考えていけないといけない時期が来ていると思っております。例えば、自助努力という言葉も使いました。知事は答弁の中でまだまだ業界の皆さんにも自助努力が必要であるみたいなニュアンスも言っていますが、沖縄県も自助努力が必要である。これは何かというと、私はこの沖縄県が抱えている遊休県有財産、その中でも精査して、行政財産、普通財産を精査して行って、普通となっているものを遊休化しているものを処分する、それで基金をつくるという発想も持てないものか。そういう議論がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） そういった基金は現在、存在してございます。県有財産の有効利活用というものもござりますので、そういった基金などを活用して県庁舎の整備なども行っているところでございます。

ただ今、議員の趣旨は様々な知恵を出して、そういったコロナに代表されるような感染症対策、危機管理として基金を設置してはどうかという趣旨だと思っておりますので、これは庁内でまずは研究・検討してみたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 沖縄県は幸いにも土地需要が旺盛ですから、本当に沖縄県が抱えてきた県有財産は結構あるんですね。私はそこは漠然としか分からないけど、しっかりそういうものを作業するチームをつくったらどうですか。なかなか単独の部でこれ調べることはできないんですね。よろしくお願ひしたいと思います。

休憩をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時8分休憩

午後7時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 南部東道路のジャンクションの事業主体なんですけど、これは当初のいきさつからいうと南

城市が当初この計画——ジャンクションの計画がされていなかったんですね。それを当時の菅さん、官房長官の頃かな——その頃にこういう話が出て、ぜひお願いしたいということでこの事業化が始まっていったと認識しているんですけども、すなわち直轄工事にすべきではないかということ強く要望しているし、地元もそういう要望があるんです。そういう考え方なんですけど、どうですか部長。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

那覇空港自動車道への南部東道路の直接乗り入れでございますが、ジャンクション形式になります。那覇空港自動車道の上に橋梁等を造りながら、乗り入れをするという形になります。南部東道路の一部として整備がなされますので、当然ながら管理者になる県が事業主体になるのではないかと考えているところではございますが、那覇空港自動車道への上部に施工するというのもございますので、橋梁の予備設計が整った段階で沖縄総合事務局とも協議しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 その検討はまだこれからということ考えてよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） はい、当該道路の管理者となる県が事業主体ではないかなと考えているところではございますが、これから協議していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今後、直轄の比率も増える可能性がありますし、他の事業で直轄に入れた事業がどんどん進行度合いが違うんですよ。直轄のほうがどんどん進んでいるような感じがして、県が補助事業でやっている分がかなり遅い感じがします。そこを本当に危機感を感じて我々は考えているんですけど、そういう考え方については部長は感じていませんか。直轄が早いんじゃないかなという気はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

例えば那覇空港自動車道ですとか、今現在小禄道路の整備をされていますけれども、確かに事業規模からいって予算のつきが非常にいいということで、それと同じような考えであれば、早くできるのではないかなと考えるかもしれませんが、あくまでも南部東道路、県が事業主体である地域高規格道路でございますので、県でもって予算を確保しなければならないという

ところがございますので、直轄が事業をやることによって相当早くなるということがあるかどうかも含めてしっかり協議したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 皆さん、こんばんは。

今日のラストでございます。どうぞお付き合いお願いします。

それでは、沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

初めに、コロナ禍の中で新聞に目を通すとき、今日はコロナ感染者が何名減ったのか、あるいは増えたのか。そして、名護市はどうか、北部地域はどうかとその数値に一喜一憂しているのは、私一人でしょうか。一日も早い終息と経済活動の復活を願ってやみません。

この間、感染医療に献身的に取り組んでいただいた医療関係者の皆様に心から敬意を表し、改めて感謝を申し上げます。なお、引き続き御尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたけれども、卒業、入学、そして入社と各種イベントやゴールデンウィークも控えており、予断を許しません。この事態を県民一丸となって乗り切っていきたいというふうに思っております。

今定例会一般質問は、玉城知事の県政運営に当たっての所信表明についてその真意を伺っていきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、コロナ禍を乗り切るための対応策について。

知事は3度にわたる緊急事態宣言で県民に対し、不要不急の外出の自粛を要請し、事業者に対しても休業や営業時間の短縮など、広範にわたり自粛要請を行ってきました。県民はこれに呼応し、感染拡大防止のため生活様式や働き方改革など、それぞれに様々な対応を余儀なくしてまいりました。そのおかげで、感染防止も一定の成果を上げ、2月28日をもって3度目の緊急事態宣言が終了したところであります。

他方、各種事業所の皆様には休業や営業自粛、時短等により経営が圧迫され、経済的にも大きな打撃を受け、深刻な状況になっていると思います。特にリーディング産業である、あるいは総合産業とも言われている観光関連業界への打撃は著しく、事業を続けるかやめるか、あるいはどう立て直すか。立て直しても持続可能かなど、死活問題として悲痛な声が多く寄せられております。

そこで(1)、感染症対策について。水際対策が最も重要と言われております。

ア、PCR検査を、安価で、どこでも、誰でも受けられる体制が必要と思いますが、県の考え方を伺います。

イ、医療提供施設及び医療従事者等に対する追加支援が必要と思いますが、県の考え方を伺います。

(2)、経済対策について。

ア、コロナ禍による県経済に与える影響をGDP比でお願いいたします。

イ、県のリーディング産業である観光関連業界に与える影響について、GDP比で伺います。

ウ、事業者に対する持続化交付金及び雇用調整助成金等の実績及び助成金の追加措置が必要不可欠と思いますが、県の対応を伺います。

エ、Go Toトラベル、おきなわ彩発見事業の延長が必要と思いますが、県の対応を伺います。

オ、バス、タクシー、レンタカー等への事業支援及び雇用や資機材の確保に対する財政支援等が必要と思いますが、県の対応を伺います。

2、沖縄における米軍基地の在り方について。

(1)、沖縄における米軍専用施設について。

ア、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標について伺います。

イ、50%以下にする具体的な戦略施策について伺います。

3、普天間飛行場全面返還に伴う代替施設の建設について。

(1)、沖縄県が許可・承認した埋立事業について。

ア、埋立事業に伴うサンゴの移植・保全のための特別採捕が不許可になった理由を伺います。

イ、埋立柱材搬出のため、本部港塩川地区におけるシップローダ設置使用許可申請が1年以上経過しても許可できない理由を伺います。

4、次期沖縄振興計画について。

(1)、北部やんばる地域の振興計画の概要について伺います。

(2)、やんばる世界自然遺産登録について。

ア、取組状況について伺います。

イ、自然遺産の保全と利活用計画について伺います。

ウ、「やんばるの森・いのちの水」を守る取組について伺います。

5、北部医療センターの早期整備について。

(1)、整備に向けた取組状況について伺います。

6、北部地域における中高一貫校の設置について。

(1)、設置に向けた取組状況について伺います。

7、我が党の代表質問との関連について。

下地康教議員の代表質問より、3、離島・過疎地域の振興について。

(7)、伊平屋空港の整備及び伊平屋・伊是名架橋の整備について。

以上、質問いたします。

御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍を乗り切るための対応策についての御質問の中の1の(1)のア、安価な希望者PCR検査についてお答えいたします。

沖縄県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、検査体制の拡充に取り組んでまいりました。これまでの行政検査や保険診療検査の拡充に加えて、エッセンシャルワーカーである介護従事者や医療従事者を対象とした定期的な検査及び那覇空港において希望する来訪者に対するPCR検査を開始しております。

さらに今般、県民が、誰でも、安価で、迅速に検査を受けられる体制を構築することを目的に、検査機関に対する補助事業を開始したところです。

これらの様々な検査を拡充することにより、感染者を早期に発見し、適切な対策を講じることで、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、コロナ禍を乗り切るための対応策についての御質問の中の(1)のイ、医療提供施設及び医療従事者等に対する追加支援についてお答えいたします。

県においては、新型コロナウイルス感染症専用病床確保に対する補助、協力金及び慰労金の支給等の支援を行っております。また、追加の支援として、国において、感染者を受け入れる医療機関に対して、医療従事者の新型コロナ対応手当や新規職員雇用に係る人件費等に補助を行う緊急支援事業が実施されており、県内の医療機関も活用可能となっております。

今後も引き続き、県として支援を行うとともに、さらに必要な支援については全国知事会を通して国に要望してまいりたいと考えております。

次に5、北部医療センターの早期整備についての御質問の中の(1)、北部医療センターの取組状況について

てお答えいたします。

公立北部医療センターの整備については、去る1月27日に開催した第2回整備協議会において基本構想素案が了承され、1か月間のパブリックコメントを実施したところです。今後は、今月下旬に第3回協議会を開催し、パブコメの意見を踏まえて整理した基本構想案について協議を行い、公立北部医療センター基本構想を策定することとしております。また、次年度は基本計画の策定、令和4年度以降に基本設計、実施設計、建築工事を行い、令和8年度の開院を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、コロナ禍を乗り越えるための対応策についての御質問の中の(2)のA、コロナ禍が県経済に与える影響のGDP比についてお答えいたします。

コロナ禍が県経済に与える影響のGDP比につきましては、現時点で把握は困難ではありますが、県の新型コロナウイルス感染症の影響等に係る緊急経済対策プロジェクトチームでは、令和2年の需要減少の合計額が、前年との比較において約6482億円であると推計しております。また、民間の調査会社によると、2020年度の実質経済成長率がマイナス9.8%となり、復帰後最大の落ち込みとなる見通しとなっていることから、今後、県が推計するGDPにおいても、同様に、相当程度影響があるものと考えております。

同じく1の(2)のウ、持続化給付金及び雇用調整助成金等の追加措置についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある事業者に対して、さらなる支援が必要であると認識しております。そのため、全国知事会とも連携して、国に対し、持続化給付金や家賃支援給付金等の再度の実施や雇用調整助成金の特例措置の再延長、幅広い業種に対する一時金等の支援の拡充等について要請を行ってきたところであります。

県としては、国の一時支援金については、県内でも幅広い業種が対象となり得ることとなったことから、これらの事業者への周知及び活用に向けたサポートに取り組むとともに、資金繰り支援の融資限度額拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成の継続、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに1、コロナ禍を乗り越えるための対応策についての(2)のイ、新型コロナウイルス感染症の観光関連産業に与える影響のGDP比についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による観光関連産業に与える影響のGDP比につきましては、現時点で把握はしていませんが、令和2年の観光消費額は試算で2720億円、対前年比4764億円の減、率にして64%減少していることから、GDPに与える影響は相当程度あるものと考えております。

同じく(2)のエ、GoToトラベル、おきなわ彩発見キャンペーン事業の延長についてお答えいたします。

県では全国知事会を通じた提言に加え、12月28日に国に対し、県経済への影響を最小限に抑えるべく、GoToトラベル事業再開後の同事業の補助率を引き上げるとともに、さらなる延長を行うことを要請いたしました。また、おきなわ彩発見キャンペーン事業第3弾については、域内需要の喚起による観光関連事業者への支援を目的として、今月10日から開始するとともに、観光業界からの要望を踏まえ、次年度も実施できるよう手続を進めております。

同じく(2)のオ、レンタカーへの事業支援及び雇用や資機材確保に対する財政支援についてお答えいたします。

県では、GoToトラベルの一時停止や緊急事態宣言により、レンタカー事業者をはじめとした観光関連産業等において、深刻な影響が生じていると認識しており、令和3年1月22日に経済産業大臣等へ、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた中小事業者への支援等を要請したところです。また、国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給や県単融資事業により観光関連産業への支援を行ってまいります。なお、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、今月8日から受付を開始することとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、コロナ禍を乗り越えるための対応策についての(2)オのうち、バス、タクシー等への支援についてお答えいたします。

県では、バスやタクシー等の公共交通事業者に対し、持続的な感染防止対策の定着を支援するための奨励金支給や資金繰りの円滑化を図るための融資等、各

種支援を行っているところです。公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要であります。

路線バスやタクシー等の公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めるとともに、県としてどのような支援ができるか、引き続き検討してまいります。

4、次期沖縄振興計画についての(1)、新たな振興計画における北部圏域の展開についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）においては、圏域別に施策展開の基本方向を示しております。北部圏域においては、世界自然遺産登録を見据えた人と自然が共生する環境共生型社会の構築や持続可能な観光地の形成、公立北部医療センターの整備による安定的な医療提供体制の整備、経済金融活性化特区など経済特区を活用した情報通信関連産業や金融関連産業の集積促進や、沖縄科学技術大学院大学を核としたイノベーション・エコシステムの形成、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成などを掲げております。

同じく4の(2)のウ、やんばるの森・いのちの水事業についてお答えいたします。

県では、水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、平成30年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1000万円の事業に加え、令和元年度からヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、やんばるの森・いのちの水事業として、総額3000万円の助成事業を実施しております。令和3年度も水源地域の振興を図るため、引き続き同事業を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、沖縄における米軍基地の在り方についての(1)のアと(1)のイ、在日米軍基地の50%以下を目指す数値目標と戦略施策についてお答えいたします。2の(1)のアと2の(1)のイは関連しますので、一括してお答えをいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあります。このため、県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政

府に対し当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて、日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、普天間飛行場全面返還に伴う代替施設の建設についての御質問の中の(1)のア、サンゴの特別採捕許可申請に対する対応についてお答えいたします。

令和2年6月26日付で沖縄防衛局から申請のあった2件の特別採捕許可申請につきましては、沖縄県漁業調整規則に基づき、厳正に審査を行った結果、各申請の内容に必要性及び妥当性等が認められなかったことから、令和3年1月22日付で不許可処分としたところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 3、普天間飛行場全面返還に伴う代替施設の建設についての御質問のうち(1)のイ、シップロダ設置使用許可についてお答えいたします。

本部港旧塩川地区に、普天間飛行場代替施設建設に関する土砂搬出のため、シップロダ設置等に係る港湾施設用地使用許可申請が北部土木事務所に提出されております。現在、北部土木事務所において、環境を悪化させるおそれがないこと等、審査基準に基づき審査を行っているところであります。港湾施設の使用許可については、港湾関係法令に基づき適切に処理することとしております。

次に7、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(1)、伊平屋空港の課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き航空会社の就航意向取付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に7の(2)、伊平屋・伊是名架橋の取組についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度調査において多くの課題が明らかとなっており、今年度は

海域生物や潮流等の環境調査を実施しております。調査の結果、海中道路として埋立予定のリーフにおいて、高被度で分布しているサンゴ類が確認されております。また、海中道路周辺の潮流シミュレーションを行ったところ、流速変化による環境影響の可能性があるとされております。

引き続き環境影響の回避・低減を含めて、課題解決に向けて、調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 4、次期沖縄振興計画についての(2)ア及びイ、世界自然遺産登録に向けた取組と登録後の保全と利活用についてお答えします。4の(2)アと4の(2)イは関連しますので、一括してお答えします。

県では、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録の実現及び登録後を見据え、遺産価値である生物多様性を保全するため、国や関係団体等と連携し、マングース等の外来種対策や希少種の密猟防止対策等の強化を図っているところです。また、登録後の経済振興を推進するため、昨年2月に策定した沖縄島北部における持続的観光マスタープランに基づき、世界自然遺産ブランドを活用した地域の特産品のプロモーション等、情報発信の充実にも取り組んでおります。

県としましては、引き続き北部3村と連携し、世界自然遺産登録により自然環境の保全と地域経済の活性化が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 6、北部地域における中高一貫校の設置についての御質問にお答えします。

県教育委員会では、これまで北部地域の人材育成、教育環境の整備等の観点から、中高一貫教育校の設置について、関係機関等との意見交換や懇話会を実施し、今年度は設置の基本方針案について、学校整備準備委員会等を開催したところであります。現在、名護高校への併設に向けて意見交換を行い、令和5年度の開校を目指し取り組んでいるところであり、引き続き北部地域への中高一貫教育校の設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございました。

それでは、2次質問を行います。

まず、感染症対策についてでありますけれども、ワクチン接種については、その費用は国が全部負担するというので、その後遺症等に対しても国が責任を持って措置するというのを伺っております。またインフルエンザの予防接種についてですけれども、今私自身が受けたのは1000円で受けられます。インフルエンザの予防接種。

今回のPCR検査についてでありますけれども、これは沖縄民間ピーシーアール検査機構が実施する場合、県から8000円の補助を受けて個人負担2500円に設定されております。そういう中で先ほどからお話がありますように、これは早急に対応する必要があるということで、可能であればこの2500円を各市町村長、あるいは議会議長会あたりをお願いして、市町村で2500円の一部を負担することができないか。このことについて県の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時44分休憩

午後7時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） PCRの検査に係る補助事業については、個人の負担、最低2000円、2000円を超える部分を県として最大8000円を補助するという仕組みにしております。それで今、3社申請がありまして、交付決定をしたところです。価格帯が3社一様ではなくて、若干安いところ、高いところがあるものですから、これについて市町村のほうに支援を求めるのは、公正な価格競争に障害が出ないかなということが少し懸念されるところです。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 私が申し上げているのは、個人負担をどれだけ軽減して受けやすくするかということですので、委託業者についてそれぞれが単価が違うから云々ということではなくて、市町村の中でどのくらいの負担が可能なのかと、もし可能であればそれをぜひお願いしてPCR検査を受ける環境づくりをしてほしいと、こういうことですが。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時45分休憩

午後7時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 市町村がこのPCR検査

に係る補助をなすべきかどうかというのは、それぞれ地域の実情に応じてそれぞれの市町村のほうで判断されるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 もちろんそうだけど、県知事としてそれを要請できないかということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時46分休憩

午後7時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 繰り返しになりますけれども、それぞれの市町村において判断されるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは次に移ります。

昨日の西銘啓史郎議員の質問に対して、沖縄の観光関連業界への支援金について131億円との答弁がありましたけれども、その中身、配分はどのようにされているのかについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） まず、文化観光スポーツ部としてコロナ関連対策として出しているもの、措置しているものがございますけれども、おきなわ彩発見キャンペーン事業といたしまして約11億円、それから安全・安心な島づくり応援プロジェクトとして20億円余り、それからおきなわ彩発見バスツアー促進事業として2億6000万余り、それから修学旅行緊急時支援事業といたしまして100万円、トータルで約35億円となっております。

それから、県単融資事業と沖縄県雇用継続助成金といたしまして約86億円余りということで、トータルで合計131億円ということで試算をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いろいろ施策を展開しておりますけれども、業界の実情を聞くと本当に今大変な状況にあるんだということを伺っております。そういう意味で緊急事態宣言をするぐらいですから、緊急事態支援措置を早急に講じたほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その予算措置についてどのように考えているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時49分休憩

午後7時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほどは観光に特化したということでやっていますけれども、やはり我々もこういった経済の落ち込みは大変問題視しておりまして、15次の補正予算、そして令和3年度の当初予算を加えますと2475億の予算を組んでおります。感染対策は約690億で、経済対策307億、その中で、セーフティーネットとして生活者支援404億、事業者支援ということで——セーフティーネットですが、1073億ということで、これは当初予算はもう本当に基金も取崩し、そして可能な限りの起債、これは国のほうも大分緩和していただいていますので、取り得る手段をみんな取っていると。通常の我々の予算に応じて10%のシーリングもかけて、こういったいわゆるコロナに対応するようなものに特化したという形で取り得るもの今全てやって、総動員でやっているというところでございます。あわせて、今回また一時金の話などもありますので、こういったものも今庁内全体でどういった活用ができるか全庁的に検討しているところでございます。そういった場合にまた補正等の動きがあるとも思いますが、その際はまたよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 先ほど伺いましたら、64%も減額になっているということで、観光業界においては特にゼロベースの人たちもいるというようなことですから、副知事の今の答弁も今までの努力は買いますけど、この現状をしっかりと見詰めていただいて対応していただきたいという思っております。

では、次に移ります。

沖縄における米軍専用施設についてでありますけれども、この知事の所信表明の中で、統合計画が実施されたとしても沖縄の米軍基地は全国の69%にとどまり、応分の負担には依然として程遠いとありますけれども、知事が考えておられる応分の負担とはどの程度のことを言っておられるのかその姿を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時52分休憩

午後7時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

議員から御指摘のあるとおり、統合計画、SACO最終報告が全部実施されたとしても69%が残るということから、今般沖縄21世紀ビジョンに掲げるところの基地の整理縮小を求める基本的な考え方や、海兵隊の撤退を求める県議会決議等踏まえ、まず当面は全国の米軍専用施設面積の50%以下を目指すという数値目標の設定を求めるものであります。なお、その50%以下を求めるとした場合に、必要な返還面積は約1万ヘクタールというふうになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 私が聞いているのは、程遠いと言っているものですから、その50%というのは依然として69%が程遠いと言っておりますから、これ今知事がおっしゃる50%であれば残りの50%は容認されるんですかと聞いてるんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時53分休憩

午後7時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県としては、まず当面は全国の米軍専用施設面積の50%ということございまして、残り50%というのを容認するという考え方はございません。

○末松 文信君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時54分休憩

午後7時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） すみません。

私のほうで再度答弁させていただきますが、やはり県民の望む将来像は、基地のない沖縄でございます。これは多くの県民がそう思って議員各位もそういうふうを感じていると思います。ただ現実にはやはりそういう姿を求めるにしてもなかなか難しい部分があるだろうと。ですからまずはSACOそれから再編合意、これを着実にやっていただく。さらにビジョンを持ってこの機会に描いていただきたいという思いで、我々は基地のない姿があるべき姿として思いながらも数値目標の50%、それを目指して日米両政府に取り組んでいただきたいとそういう思いでの50%という数字でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 副知事、これまでいろいろ取組はし

てきたんですけれども、今皆さんが言ってることは非常に曖昧な話で、この50%削減すると言うのであれば、このビジョンは自らつくらないと誰がつくるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

今までのSACO、それから再編合意、これもやはり政府も沖縄の米軍基地の集中を看過できないということで、基地の整理縮小、それをいろんな経緯はあるにしろ、日米両政府で合意していただいたというふうに考えております。確かに過去には大田県政のときに、基地返還アクションプログラム、これは国際都市形成構想とある意味リンクして提案したという部分はありますが、これ残念ながら日米両政府には対応していただけなかった。やはり我々は駐留軍従業員のこともろもろ考えますと日米両政府においてしっかりと今アジアにおける状況、そういった今中国の動きなどもいろいろ議論になっておりますが、そういったものを加えたときにやはりこの集中から分散という動きがありますので、そういったことも踏まえた対応が必要ではないかということで、そういった万国津梁会議の提言も受けて、提案をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 皆さん、大田県政の頃の話をしませうけれども、アクションプログラムは国際都市形成のためにつくったと。じゃ今回次期沖縄振興計画は何を基軸にしてつくるんですか。基地問題は特殊な事情と言ってるでしょう。それは自ら何も考えないわけか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時56分休憩

午後7時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 次期振興計画には解決すべき固有課題として駐留軍用地の跡地利用についてもしっかり入れ込んでございます。そういったものを踏まえた県土構造の再編なども当然入るわけですが、こういった数値目標を今般出していただく中で、県としてはさらなる基地の整理縮小を目指した将来像も展望できると思います。まずは今回政府に対して要望させていただいて、政府とSACWOも求めていますので、そういった意見交換を通して進んでいく。ただ一方で、今の計画を2025年またはその後というのも大分ありますので、そういったものはしっかりと次期振興計画に駐留軍用地の跡地利用等を含めた県土



構造の中で議論していくことになるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ以上議論は深まらないようですから、次に移ります。

専用面積が50%になれば残る施設・区域は応分の負担と考えられるのかということをお聞きしたら、それは違うんだという言い方されておりましたけれども、この自衛隊と共同使用になればこれは解決すると思うんですがいかがですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時59分休憩

午後7時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今回県がこの基地の整理縮小を求めるに当たっては県外・国外への移設を求めるものであり、県内の米軍施設と自衛隊との共同使用を前提とするものではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 あなた方はそういう説明は与党にも何もやってないらしいですよ。僕は今回びっくりしました。この知事の50%目標ということについて、これ9名の議員が質問してるんです、代表質問、一般質問含めて。その中でも4名の与党が質問している。これなぜですか。今のような答弁であれば質問する必要はないですよ。何も知事自らやるのないんだから。

そこで私は、知事の所信表明は大変重たいものと考えて期待して、期待感を持って質問しているわけでありまして、知事は何の戦略も持っていない。非常に残念であります。

ついては、私は知事も腹案がない。思い出すといつか来た道で悪夢を思い出すわけですけども、かつて知事と同じ民主党政権において、総理が腹案もなく普天間飛行場の移設は最低でも県外と県民を愚弄し、2010年5月4日、学べば学ぶにつけ、海兵隊の抑止力云々と言い、結局は辺野古に戻し、鳩山由紀夫総理いわゆる宇宙人と言われた人と知事も一緒ですよ。何もないんだから。それ非常に残念であります。それは苦言を呈しておきます。

次に移ります。

サンゴの特別採捕について、サンゴの特別採捕許可申請を不許可にした理由として、必要性が認められないとしておりますけれども、当初設計の概要の内容で工事が完成できない。いわゆる完成できない工事に関するサンゴ採捕許可申請は必要ないとの理解でよろし

いですか、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時1分休憩

午後8時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

本件申請につきましては、平成25年12月27日の埋立承認に基づく環境保全措置のために申請されたものであります。しかしながら、大浦湾側に軟弱地盤が存在し、大規模な地盤改良工事を要することが判明していることから、当初の埋立承認を受けた設計の概要の内容で工事が完成されることができないことが明らかになっております。このため、現時点において、申請内容に必要性が認められないことを一つの理由として不許可にしたものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 当初の設計概要と言いますけれども、では部長伺います。部長、県知事が発注した農林水産事業の土地改良やダム工事などで、設計変更しないで完成した事業がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時3分休憩

午後8時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

一般的に現場の状況に応じて設計変更して、工事を遂行するという状況が一般的だと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。（「あるかないかを聞いている」と呼ぶ者あり）

○末松 文信君 いや、そうですよ。一般的云々の話じゃなくてあるかないか聞いてるんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時3分休憩

午後8時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 一般的に現場の状況に応じて設計変更があるという状況はあると思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 土建部長に伺いますけれども、以前の識名トンネルの設計変更に関する問題があったと思っておりますけれども、それはどういう理由でしたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時4分休憩

午後8時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

識名トンネル工事のときの設計の変更でございますが、トンネル工事、一般的に土質の状況によって強化をしながら掘削を進めるということもございます。識名トンネルの場合は、上に上水道でしたか何かの施設がありまして、それを保護するための強化が必要だったというような変更があったと記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 今伺ったように、公共工事すべからず、当初設計は設計変更を伴いながら完成をするわけですよ。農水部長が言われる、今辺野古は初期の設計ではできないからこれは許可しないんだという道理はどこから来るんですか。もう一度説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

本申請につきましては、平成25年12月27日の埋立承認申請に基づく環境保全措置のために申請された案件でございます。当初の埋立承認を受けたその設計の概要につきましては、大浦湾側に軟弱地盤が存在しておりまして、大規模な地盤改良工事を要することが判明しております。したがって、当初の設計概要での工事は完成されることができないということでその当初の埋立承認に基づく環境保全措置のために申請された案件でございますので、必要性が認められないということを理由の一つとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長それは違うんじゃない。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時6分休憩

午後8時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 設計の変更で工事が進められるということと、これはあくまでも環境保全措置のために申請されたものであります。ですので、その当初の設計概要に基づいた環境保全の際に申請された案件でございますので、その工事が明らかに完成させることができないということとなっておりますので、必要性は認められないという判断をしたところでございます。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時7分休憩

午後8時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

公有水面埋立承認がなされた時点と異なっておりまして、現在は大浦湾側に軟弱地盤が存在し、大規模な地盤改良工事を要することが判明をしております。したがって当初の埋立承認を受けた設計の概要の内容では工事を完成することができないということが明らかになっております。このため、沖縄防衛局では地盤工事に係る設計概要の変更を申請しておりますが、まだ承認をされておられませんので、現時点で埋立工事を遂行完成することができないということで必要性が認められないということを一つの理由としているわけでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 時間がないのであれですけども、部長、そのサンゴの移植をする影響の範囲というのはボーリングとは関係ないでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時11分休憩

午後8時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 今般の関与取消訴訟の高裁判決においても、軟弱地盤の部分の工事によって影響を受けることを理由とするサンゴの移植については、その部分の工事の実施がいまだ不確定である以上、沖縄県知事の裁量判断として移植の必要性を否定することができるという判断が示されているところでありまして、今回の不許可処分につきましても、移植対象サンゴ類の大半が軟弱地盤部分に生息していることから、同判決と照らし合わせても適正な処分であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 土建部長は今変更申請について厳正に審査すると言っておりますよね、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

沖縄防衛局から地盤改良を主な内容として提出されました公有水面埋立変更承認申請書について、地盤条件や護岸の安定性等に係る16項目242件の質問を行ったところ、本年1月22日に回答が提出されております。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では地盤の再調査の必要性等について2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後回答を詳細

に確認し、厳正に審査していくこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そういふことで、同じ沖縄県の行政同士で当初設計を変更して、今審査している過程と、その状況の中でそもそもこれは完成できないんだという決断したということはこれ大きな問題ですよ。これ知事、どういふふう整理するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時13分休憩

午後8時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○末松 文信君 休憩してください。

部長はできないって言うのにあなたが答弁する必要ない。

○農林水産部長（長嶺 豊君） 沖縄防衛局は地盤改良工事に係る設計概要の変更申請を申請しておりますが、いまだ承認はされておらず、現時点で埋立工事を遂行完成させることができないことから、申請の内容に必要性が認められないことを一つの理由としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 同じ行政で、同じ物件について真逆の判断をする。これは行政あってはならないですよ。知事、政治で行政ゆがめてはいけません。行政は行政のちゃんとした手続でやらないと。今全てそうになっている、一事が万事ですよ。これは申し上げておきたいと思います。

次に、シップローダの設置許可についてでありますけれども、部長はいろいろ問題があると言っていましたけれども、那覇空港の第2滑走路のときには、あれ許可しているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時15分休憩

午後8時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

現在北部土木事務所において、環境を悪化させるおそれがないこと等、審査基準に基づいて審査を行っているところでございます。今回那覇空港第2滑走路と比べまして、本件土砂の場合は那覇空港第2滑走路増設工事時の土砂と異なっておりまして、赤土が散在していると考えております。その赤土が散在する土砂を

直接港湾の施設用地内に直置きするということになりますと、濁水が発生するおそれがあるのではないかと、いうことを危惧しております。そういったことから、事業者と協議をしながらその使用について今現在協議しているところでございます。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時17分休憩

午後8時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（上原国定君） 今現在協議をしております、最終的な処理はまだいたしていませんけれども、その濁水の発生のおそれがないような措置を取れるようにしっかりと審査をしているところでございまして、その協議が調い次第処理をしたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 もう時間もありませんけれども、これは県の指導は十分やって、土のうも積んだり、流さない対策は全てやったと、これ以上の対策はないと土木事務所長が言ってるんですよ。それを何を言ってるんですか。もう一度答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

土木事務所を窓口にしてしっかりと協議をしていただいております……

○末松 文信君 終わってるって。

○土木建築部長（上原国定君） その協議が調い次第、当然ながら港湾施設の使用許可については港湾関係法令に基づいて適切に処理すると答弁させていただいておりますけれども、その処理を協議が調い次第行う予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 中身には何も問題ないと言うから、標準処理期間も経過しているし、いつ許可するんですか、答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時20分休憩

午後8時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 今協議の最終段階には確かに来ております。内部手続を行いまして、処理をしたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 速やかに許可してください。よろし

くお願いします。

それから次に、北部振興計画に関連して伊平屋空港、伊平屋・伊是名架橋について伺います。

沖縄県は東西1000キロ、南北400キロの広大な海域に点在する160の島のうち有人島が47島、無人が113島の島から成っている。そのうち、橋で連結されている島が11島、飛行場のある島は12島。沖縄県の次期振興計画の第5条克服すべき沖縄の固有課題の中にも離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島嶼地域の形成をうたっております。そのことからしても伊平屋空港や伊平屋・伊是名架橋の整備は両村のみならず、沖縄県の振興・発展に資するものと考えております。

知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後8時21分休憩

午後8時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど土建部長から答弁をさせていただいておりますが、伊平屋空港については航空会社との意見交換、需要予測などの確認検証、関係機関との調整に取り組んでいるという答弁をさせていただきました。

それから伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度の調査で多くの課題が明らかになっていると。ですから、引き続きそれらの調査の結果及び環境影響への回避、低減を含めて課題解決に向けて調査していくということで、まだこのような調査が必要であるということは我々も認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いつまで調査するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 必要と思われるまではしっかり調査をして、分析したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 知事、いいかげんなことを言わないでくださいよ。費用対効果とか今ある課題については真剣に取り組まないと、あるいはほかの視点からフォローしないとできませんよ。そんな時間かけて調査して必要な分、調査するなんていいかげんな答弁しないでくださいよ。もう一遍答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 離島の環境やそれから議員おっしゃるように費用対効果ですとか、様々な指標の分析の仕方があると思います。それに見合う調査はしっかりすべきだというのが県の方針ですので、ぜひそこは関係機関と調整をしながらきちんと調査分析をさせていただきたいということです。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それについても目途を持ってやらないと、煮詰まらないんですよ。

どうしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 引き続き努力をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間が終わりです。

○末松 文信君 どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明



令和3年3月3日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）





令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和3年3月3日（水曜日）午前10時1分開議

## 議 事 日 程 第7号

令和3年3月3日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）
- 甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
- 乙第11号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 工事請負契約について
- 乙第23号議案 工事請負契約について
- 乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第25号議案 財産の取得について
- 乙第26号議案 訴えの提起について
- 乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第36号議案 県道の路線の認定について
- 乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について

- 乙第38号議案 副知事の選任について  
 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
 乙第40号議案 専決処分の承認について  
 乙第41号議案 専決処分の承認について  
 乙第42号議案 専決処分の承認について  
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員 (46名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光荣君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

欠席議員 (2名)

11番	仲里全孝君	34番	呉屋宏君
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	農林水産部長	長嶺豊君
副知事	富川盛武君	商工労働部長	嘉数登君
副知事	謝花喜一郎君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
政策調整監	島袋芳敬君	土木建築部長	上原国定君
知事公室長	金城賢君	企業局長	棚原憲実君
総務部長	池田竹州君	病院事業局長	我那覇仁君
企画部長	宮城力君	会計管理者	伊川秀樹君
環境部長	松田了君	知事公室	平敷達也君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	秘書防災統括監	平田正志君
保健医療部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	

教 育 長 金 城 弘 昌 君  
警 察 本 部 長 日 下 真 一 君  
労 働 委 員 会 事 務 局 長 山 城 貴 子 さん

人 事 委 員 会 事 務 局 長 大 城 直 人 君  
代 表 監 査 委 員 安 慶 名 均 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	勝 連 盛 博 君	副 参 事 兼 課 長 補 佐	佐 久 田 隆 君
次 長	知 念 弘 光 君	主 査	宮 城 亮 君
議 事 課 長	平 良 潤 君	主 査	親 富 祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金城 勉君。

[金城 勉君登壇]

○金城 勉君 おはようございます。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○金城 勉君 初めてのトップバッターを務めさせていただきます。

新型コロナの感染拡大による緊急事態宣言が解除されましたけれども、まだまだコロナとの闘いは続いております。県民の命を守るために日夜現場で奮闘する医療関係者をはじめ、エッセンシャルワーカーの皆様方に敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

昨日、新型コロナワクチンが沖縄にも届きました。いよいよこれから約1年をかけて順次接種をしてまいります。一日も早いコロナの終息を願うものであります。

では、通告に従って質問をいたします。

1、知事の政治姿勢。

(1)、那覇軍港の浦添移設問題が争点になった浦添市長選挙結果について、知事の認識を伺います。

(2)、那覇軍港の浦添移設について、今後の進め方を伺います。

(3)、那覇軍港の先行返還要求の意図は何か伺います。

(4)、知事は、県政運営方針で在日米軍専用施設の50%以下を目指すとしましたが、その根拠は何か伺います。

2番、コロナ感染防止対策について。

(3)、軽症者等の隔離施設確保の取組はどうか。

(5)、発症前の陽性者を早期発見するための簡易検査キットの活用はどうか。

3、コロナ禍での経済対策について。

(1)、飲食業など時短営業の協力金対象事業者以外の卸売業や農水産物の生産者等のその他の業者、関係者への支援について伺います。

(2)、Go To トラベルの一時停止による観光関連産業への影響はどうか。雇用や売上げ、あるいはまた赤字額等をどのように把握しているか伺います。

(3)、バス、タクシー等交通関連業者への支援について伺います。

(4)、おきなわ彩発見キャンペーン事業、ハピ・トク沖縄クーポン事業の成果と今後の取組について伺います。

(5)、新型コロナによる県経済への影響について、実態調査をすべきではないか伺います。

(6)、文化芸術音楽関係者への支援策はどうか伺います。

(7)、コロナの影響で会社から休むように指示されたのに休業手当を受けることができない労働者に対し、国が直接休業前の賃金の8割を支給する休業支援金の制度があります。申請期限が今月末に迫っております。県内の利用状況と周知の取組はどうか伺います。

(8)、沖縄観光産業の復活戦略を伺います。

(9)、住居確保給付金の対象者の把握、制度の周知がどうなっているか。

4、次期沖縄振興計画について伺います。

(1)、これまでの5次にわたる振興計画と次期振興計画案の特徴的な違いは何か。

(2)、全国最下位の県民所得の要因と次期振興計画での対策を伺います。

(3)、新たな振興計画（骨子案）に計画展望値の項目があるが、どのように設定するか。

(4)、沖縄振興予算の県内の循環率はどうか。

(5)、経済的事情にかかわらず希望の持てる教育環

境を次期振興計画にどのように位置づけるか伺います。

5、教育福祉関連について。

(1)、今年1月、部活顧問の叱責を受けた高校生が自ら命を絶ちました。原因究明と再発防止策について伺います。

(2)、少人数学級の取組について伺います。

(3)、夜間中学設置の取組について進捗状況を伺います。

(4)、中卒、高卒者の進路未決定者が多い。原因と対策を伺います。

(5)、小中学校の給食費無償化について検討すべきではないか伺います。

(6)、県の給付型奨学金の対象を県外難関大学に加えて県内大学も対象にすべきではないか伺います。

(7)、こども医療費助成事業の取組について伺います。

8、気候非常事態宣言の取組について伺います。

9、選択的夫婦別姓について知事の認識を伺います。男女共同参画社会を目指し、多様な生き方を尊重する視点から考えれば、結婚に当たって、男女の姓を同一にするか、別姓にするか、自由な選択を尊重すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

10、沖縄市及び中部地区関連について。

(1)、沖縄アリーナ周辺の交通事情が大変懸念されております。県道85号線の基地側の歩道整備について伺います。

(2)、南インター周辺の基地返還の交渉をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(3)、中城湾新港地区における製造業の誘致実績、製造品出荷額、雇用効果等の経済効果はどうか伺います。

次に、代表質問との関連について。

我が公明党の上原議員のコロナワクチン接種の関連で伺います。

(1)、新型コロナワクチン接種について。

ア、ワクチン接種の相談、問合せ等について、国、県、市町村の役割はどうなっているか。医学的知見や専門性が求められますが、対応する場所や人員の確保など、体制構築はどうなっているか伺います。

イ、国はコロナワクチン接種について、1億人以上の国民が短期間で集中的に接種するため、ワクチン接種記録システムの構築を目指しております。国、県、市町村や医療機関等の密接な連携が不可欠と考えられますが、県の対応を伺います。

ウ、各自治体において、医療機関も含めてワクチン接種体制構築に関わる費用について、支障を来さない十分な予算の確保が重要であります。取組を伺いま

す。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

本日も真摯に答えてまいります。

金城勉議員の御質問にお答えいたします。

気候非常事態宣言の取組についての8の(1)、気候非常事態宣言の取組についてお答えいたします。

人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、SDGsの取組の中でも重要な分野であると考えております。このようなことから、気候変動を食い止めるための取組を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するため、気候非常事態宣言を行うこととし、今年度末の宣言に向けて作業を進めております。これまで、県内の学識経験者や関係団体等に議論をいただくとともに、昨年12月から今年1月にかけてはパブリックコメントを実施し、多数の宣言に賛同する意見をいただいたところであります。

沖縄県としましては、宣言を機に、より一層地球温暖化対策を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、浦添市長選挙の結果に対する認識についてお答えをいたします。

今回の浦添市長選挙においては、松本市長が、国際物流特区を生かした経済振興等を公約に掲げる一方で、伊礼氏は、軍港移設に反対をすることを公約に掲げていたものと承知しております。当選された松本市長は、選挙の結果も踏まえ、自らの政治理念や様々な住民の声を総合的に判断し、課題解決に向けて施策を展開されるものと考えております。

同じく1の(2)、那覇港湾施設移設の進め方についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の移設については、那覇港管理組合において、浦添埠頭地区における民港の港湾計画の方向性を導き出した後に、移設協議会において、民港の形状案が示されるものと考えており、これに対し代替施設の配置案が示され、民港との整合性が確認されることとなると承知しております。その後、那覇港管理組

合において、那覇港長期構想検討委員会、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て、港湾計画の改訂となります。同計画の改訂後、日米合同委員会において那覇港湾施設の位置や形状が合意されるものと承知しております。

同じく1の(3)、那覇港湾施設の早期返還についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の返還時期については、平成25年に公表された統合計画によると、那覇港湾施設の機能の浦添埠頭地区への移設が行われ、返還のための必要な手続の完了後、「2028年度又はその後」に返還が可能とされており、明らかに長い期間を要することが見込まれます。

県としては、那覇港湾施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であり、同施設の返還は、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであることから、代替施設の提供に先立ち、早期の返還を求めています。

同じく1の(4)、在日米軍基地の50%以下を目指す根拠についてお答えをいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。このため、県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて基地のない平和で豊かな沖縄のあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においては、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対して当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、コロナ感染防止対策についての御質問の中の(3)、宿泊療養施設の確保についてお答えいたします。

県では、宿泊療養施設として那覇・南部地域及び宮古地域に各2施設、北部地域及び八重山地域に各1施設の合計6施設で440室を確保しております。施設運営に必要な看護師等の確保に課題があるものの、今後の感染拡大を見据え、必要な病床を確保するためにも、宿泊療養施設は不可欠であると考えております。

県としては、引き続き市町村や関係団体と連携して

宿泊療養施設の確保に努めてまいります。

同じく2の(5)、簡易検査キットについてお答えいたします。

簡易な抗原定性検査は、感度の問題から唾液検体や無症状者に対する検査には用いることができません。ただし、感染が拡大している地域の医療・介護施設において、職員や入院患者、入所者に対して幅広く検査を実施する必要がある場合は、無症状者であっても、医療従事者の管理下において鼻咽頭や鼻腔から検体を採取することで使用が認められております。一方、検疫所などで活用されている抗原定量検査は、迅速で比較的感度が高いことから、無症状者であっても使用可能ですが、専用の機器が必要であることや試薬のコストが高い等の課題があると認識しております。

次に3、コロナ禍での経済対策についての御質問の中の(2)、Go Toトラベル事業の感染への影響についてお答えいたします。

県では、他県からの来訪者、県民の往来、県外陽性者と県民の接触による感染を移入例として整理しております。11月までは、移入例を原因とする感染は3%程度でしたが、12月に入って首都圏をはじめとする大都市での感染拡大に伴い移入例を原因とする感染が約10%まで上昇しました。感染拡大地域との往来は、本県の感染拡大の要因の一つであると考えておりますが、Go Toトラベル事業の影響について詳細に分析することは困難であります。

次に5、教育福祉関連についての御質問の中の(7)、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

県は、現在、令和4年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせ、可能な限り全市町村で現物給付を実施していただけるよう市町村と協議を行っているところであります。令和3年1月から対象となる市町村を個別に訪問するなどして県の考え方を説明したところ、多くの市町村から御理解をいただいたものと考えております。

次に11、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、ワクチン接種の相談等に対する役割についてお答えいたします。

国は、国民及び医療機関からのコロナワクチン施策の在り方等に関する御意見・問合せへの対応、県は副反応等の専門的な相談への対応、市町村は住民からのワクチンの接種場所、日時等の問合せ及び医療機関からの接種に関する問合せへの対応が役割になります。このため、現在県では、相談センターの設置に向けて、薬剤師会及び看護協会等の協力を得ながら、人員、場所を含め体制構築を進めているところです。

同じく11の(1)のイ、ワクチン接種記録システムに係る県の対応についてお答えいたします。

国においては、コロナワクチンの接種状況を迅速に共有するためのワクチン接種記録システムを構築中であり、3月中旬に概要を示すとのこと。県では、情報収集に努めながら、各市町村及び接種医療機関が、同システムに円滑に対応できるよう、支援をしてまいります。

同じく11の(1)のウ、ワクチン接種体制構築に係る予算確保についてお答えいたします。

ワクチン接種体制構築に係る費用については国が負担することとされており、補助金として令和3年9月までに県に約8700万円、市町村に総額約36億円が見込まれております。引き続きワクチンの接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、国の責任において必要な財源措置を講じることを、2月27日の全国知事会において緊急提言が行われたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、コロナ禍での経済対策についての御質問の中の(1)、時短営業の協力金対象事業者以外の卸売業への支援についてお答えいたします。

国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金につきましては、国の緊急事態宣言地域の飲食店に直接または間接的に納入する県内卸売業についても対象となり得ることとなったことから、国及び市町村等と連携を図りながら、これらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談・サポート体制の整備に向け調整を進めているところであります。また、県としましては、最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成の継続に加えて、回復期の出口戦略として、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等を当面の経済対策として実施してまいります。

同じく3の(4)、ハピ・トク沖縄クーポンの成果と今後の取組についてお答えいたします。

ハピ・トク沖縄クーポンにつきましては、飲食店や小売店のほか、旅行、宿泊施設、タクシー、給油所及び理美容業など幅広い業種で利用されております。また、県では、JA等と連携して、小規模離島での利用を促進し、地域の需要喚起を図ってまいりました。クーポン券の販売実績については約9万6000冊、発行総額は12億円を超え、予定の約8割となる見込みで、経

済活性化に一定程度貢献しているものと考えております。

県としましては、引き続き域内需要喚起策を実施してまいります。

同じく3の(7)、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の実績等についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、2月26日現在で、休業支援金・給付金の申請件数は1万3156件、支給決定件数は1万283件となっております。県では、事業主向け相談窓口等において、同制度の活用に向けた相談対応を行うほか、新聞広告やチラシ等による周知等を行っており、引き続き沖縄労働局と連携して同制度の活用促進を図ってまいります。

次に10、沖縄市及び中部地区関連についての御質問の中の(3)、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区における製造業の誘致実績等についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区における誘致実績については、特区制度等の活用により、高度な技術を持つ先端医療・バイオ関連企業や、半導体・電子部品製造関連企業など、高付加価値製品を製造する企業の集積が着実に進んでおります。同地区においては、現在、製造業関連の企業が73社立地しており、令和2年1月1日現在の雇用者数は1029人、令和元年の製造品搬出額は約161億円となっております。沖縄振興計画の基準年の平成23年と比較しますと、企業数及び雇用者数は約2.2倍、製造品搬出額においては約2.7倍となっており、貿易の振興及び雇用の創出が図られております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 3、コロナ禍での経済対策についての御質問の中の(1)、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生産者への支援についてお答えします。

本県の農林水産業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、往来の自粛による航空便の減少、飲食業の時短要請やイベント自粛等による需要の減少により、花卉類や畜産物、水産物等の消費や価格面など様々な影響が生じております。このため、冬春期の出荷最盛期を迎える生産者等への支援策として、県外出荷支援のための航空物流確保対策や、県産農林水産物の学校給食への食材提供等を行うこととしており、所要額を令和3年度当初予算で計上したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 初めに3、コロナ禍での経済対策についての(2)、GoToトラベル事業の評価、観光関連産業への影響についてお答えいたします。

国は、GoToトラベル事業の都道府県別の利用実績については、現時点では集計中として公表していないことから、把握は困難な状況です。一方で同事業を開始した7月以降、9月の連休や10月に東京都を対象地域に追加されたことで往来が徐々に回復していたことから、県では同事業は一定の効果があったと考えており、一時停止による観光関連産業への影響は非常に大きいものと認識しております。

同じく3の(4)、おきなわ彩発見キャンペーン事業の成果と今後の取組についてお答えいたします。

本事業は、第1弾と第2弾を合わせて、補助金6億5000万円の94%を執行し、約4万件、10万5000人泊の利用実績となっており、域内需要の喚起による観光関連事業者への支援につながったものと考えております。今後につきましては、十分な感染防止対策を徹底した上で、今月10日よりおきなわ彩発見キャンペーン事業第3弾を実施してまいります。

同じく3の(6)、文化芸術音楽関連事業者への支援についてお答えいたします。

県では、文化芸術関係者向けの各種支援策に係る案内窓口の設置や、感染症対策を含めたコンテンツ配信に係る機材の経費等、新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じているところであり、これまで多くの問合せをいただくなど、ニーズを捉えた事業が展開できているものと考えております。また、現在、これら事業の継続支援や、配信等を広く県内外へ発信するためのまとめサイトを開設しております。今後も、関係団体等と意見交換を行いながら必要な施策について検討してまいります。

同じく3の(8)、沖縄観光の復活戦略についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、安全・安心で快適な島沖縄を構築した上で、沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、文化等のソフトパワーを最大限発揮し、年間を通じた観光客数の平準化や滞在日数の延伸、観光消費額の増加等、質の向上も図ることが必要だと考えております。

県としましては、ワーケーションの誘致や離島への周遊型観光の促進、国内富裕層やコロナ終息後を見据

えた欧米系外国客の誘客に積極的に取り組むことにより、観光需要の回復を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 3、コロナ禍での経済対策についての(3)、バス、タクシー等への支援についてお答えいたします。

県では、公共交通機関の持続的な感染防止対策の定着を支援するため、令和2年6月補正予算において奨励金を計上し、バスやタクシー等の公共交通事業者約1300社に約3億2000万円を支給し、感染防止対策を支援いたしました。公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要であります。路線バスやタクシー等の公共交通の維持確保に必要な財政支援等について国に求めるとともに、県としてどのような支援ができるか引き続き検討してまいります。

同じく3の(5)、新型コロナウイルスの経済への影響の実態調査についてお答えいたします。

県では、各産業を所管する部局において様々な関係団体からの聞き取り等により、新型コロナウイルス感染症の影響について実態把握に努めているほか、毎月公表される各種統計データやシンクタンクのレポート等も参考に、県経済全体への影響を確認しているところです。新型コロナウイルス感染症の影響は社会経済の幅広い分野に及んでいることから、引き続き国や市町村、業界団体等と情報共有を進めながら実態の把握に取り組んでまいります。

次に4、次期沖縄振興計画の進捗についての(1)、新たな振興計画（骨子案）の特徴についてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）の主な特徴としては、現行計画の柱である強くしなやかな自立型経済と優しい社会の2つの基軸に、沖縄らしいSDGsを取り入れ、新たに環境の枠組みを加えたことが挙げられます。沖縄振興に係る様々な取組に、県民一人一人をはじめとする社会全体が参画することで、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していくことが可能になると考えております。

同じく4の(2)、県民所得の最下位の要因と対策についてお答えいたします。

本県の1人当たり県民所得が伸び悩む要因としては、労働集約型の第3次産業に非正規雇用者が多いことや、県内産業の労働生産性や経営基盤の弱さ等に起



困した構造的な課題があると認識しております。

県としては、新たな振興計画の骨子案において、デジタルトランスフォーメーションの推進等による生産性の向上、経営基盤の強化、企業間・産業間の連携による経済循環の向上に取り組むこととしており、企業の稼ぐ力を強化することで、県民所得の着実な向上につなげていきたいと考えております。

同じく4の(3)、計画展望値の設定についてお答えいたします。

新たな振興計画の展望値は、将来像実現のために実施される諸施策・事業の成果等を前提に、社会経済の状況を予測する見通し値としての性格を有しております。今後、計画に位置づける具体的取組や達成水準が明確になった段階で、人口予測や観光収入、完全失業率など経済モデルに反映させ、有識者の意見も踏まえつつ、10年後の県内総生産や1人当たり県民所得を推計していくこととしております。

同じく4の(4)、沖縄振興予算の県内循環率についてお答えいたします。

国の地域経済分析システムRESASによると、本県の地域経済循環率は78.8%で、都道府県の中では44位となっております。地域経済循環率は、県民経済計算などの統計データを基に算出されているため、沖縄振興予算に絞って経済循環率を算出することは困難と考えております。

県としては、新たな沖縄振興計画の骨子案において経済循環の向上を盛り込んでおり、県民や企業の所得、資本が可能な限り県内で循環する経済の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 3、コロナ禍での経済対策についての御質問の中の(9)、住居確保給付金の制度周知等についてお答えいたします。

県では、生活困窮者住居確保給付金の支給対象拡大や支給期間の延長等の制度周知を図るため、県広報誌やホームページへの掲載と併せて、所管する町村での周知用チラシの各戸配布を行ってきたところです。1月末現在の支給実績は、速報値で新規支給決定件数が昨年度の約25倍となる3021件、支給決定額が昨年度の約38倍となる約5億3449万円となっております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、制度周知も含め適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

次に9、選択的夫婦別姓についての御質問の中の

(1)、選択的夫婦別姓制度についてお答えいたします。

現行制度においては、結婚に際して女性が氏を改めることが圧倒的に多い状況であります。社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが多く残されており、このことが多様な生き方の選択を妨げている場合があると認識しております。国の第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、選択的夫婦別姓についても様々な意見が出されたところであり、その導入については、全国的な調査や司法の判断なども踏まえ、国民的議論がなされていくものであると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) おはようございます。

4、次期沖縄振興計画の進捗についての御質問の中の(5)、経済的事情にかかわらず希望の持てる教育環境についてお答えします。

経済的事情によって児童生徒が教育を受ける機会が損なわれないよう、教育に係る様々な負担の軽減を図ることは重要であると考えております。このため、就学援助制度や奨学のための給付金事業による支援のほか、県単独事業の給付型奨学金や、バス通学費無償化の実施等、教育に係る負担軽減に努めております。県教育委員会では、引き続き教育に係る様々な負担の軽減を図るなど、教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に5、教育福祉関連についての御質問の中の(1)、高校生の自殺事案についてお答えします。

県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく、痛恨の極みであります。生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様へ、心よりお悔やみを申し上げます。

事案発生後、学校においては、その背景を明らかにするため、職員やクラスの生徒及び部顧問や部員を対象に基本調査を行ってまいりました。その調査で、背景に部活動との関係がうかがわれたことから、県教育委員会としましては、さらなる調査が必要であると判断し、弁護士と公認心理師から構成される第三者調査チームによる詳細調査を進めているところであります。今後の詳細調査を踏まえ、このような痛ましい事案が繰り返されないよう、学校のみならず、家庭、地域社会、関係機関と連携した再発防止策に努めてまいります。

同じく(2)、少人数学級についてお答えします。

県教育委員会では、これまで小学校1年生及び2年

生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生で35人学級を実施してまいりました。令和3年度から、中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現することにより、学校教育の充実に努めてまいります。

同じく(3)、夜間中学設置の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学について、通学の利便性の観点から市町村に対し、設置検討を依頼しているところであり、現在、那覇市がワーキングチームを設置し、検討を行っている状況であります。これらの状況を踏まえ、県では8月に那覇市と、1月には那覇教育事務所管轄の自治体との情報交換会を開催するとともに、庁内でも情報共有を図っているところです。引き続き市町村での検討を促していくとともに、その取組状況を踏まえつつ、今後の対応を検討していくこととしております。

同じく(4)、中卒、高卒者の進路未決定者についてお答えします。

本県の進路未決定者の割合は、平成27年度と令和元年度を比較すると、中卒者では1.1ポイント減の1.4%、高卒者でも1ポイント減の12.1%と改善傾向にあるものの、全国との比較において高い状況にあります。その背景として、目的意識を持った学習への取組の弱さ、学力の未定着、進路決定の遅さ、経済的な要因などが考えられ、学力向上及びキャリア教育の充実を図っているところです。

県教育委員会としましては、今後、進路未決定者について丁寧な現状把握を行い、関係機関と連携しながらよりきめ細かな支援に努めてまいります。

同じく(5)、給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法により、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において27の市町村が給食費の全額または一部助成を行っております。また、経済的に困窮している児童生徒には、生活保護や就学援助による支援が行われております。

県教育委員会としましては、市町村も含めた関係機関と連携し、他県の状況も注視しながら検討していく必要があると考えております。

同じく(6)、給付型奨学金の拡充についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材

育成を目的として実施しております。今年度から実施されている国の修学支援新制度においては、県内大学等への進学者も含め、給付型奨学金のほか授業料減免等、より手厚い支援となっております。

県の給付型奨学金の拡充については、国の支援制度による状況等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 10、沖縄市及び中部地区関連についての御質問のうち(1)、沖縄環状線の歩道整備についてお答えいたします。

沖縄環状線の歩道整備については、沖縄市コザ運動公園周辺において、500メートルの歩道未整備区間があります。当区間については、米軍区域内での整備となることから、工事着手への協力を求め、毎年度、沖縄防衛局及び米軍等へ共同使用の要請を行っているところであります。

県としては、引き続き沖縄防衛局等と工事着手に向けた協議を進めていきたいと考えております。

次に10の(2)、アリーナへの交通アクセス整備についてお答えいたします。

沖縄市多目的アリーナ建設地に近接している沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されております。県では、渋滞ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び2車線化を行ったところでもあります。また、NEXCO西日本において、沖縄南インターチェンジ内の右折2車線化について、既に工事を発注しているとのことであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 金城 勉君。

○金城 勉君 御答弁、どうもありがとうございました。

まず再質問の最初で、知事の政治姿勢の那覇軍港の浦添移設に関する質問を行います。

玉城知事は、この件で浦添市、浦添市長を訪問したことはありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) この件に何か特化して訪問したということはありません。

○議長(赤嶺 昇君) 金城 勉君。

○金城 勉君 なぜ訪問しないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 特段訪問させていただく理由がないからだと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 びっくりするような答弁ですね。

この那覇軍港の浦添移設については、県の全体的な視点から、あるいは那覇の視点から、今回臨空・臨港型のそういう次期振興計画への位置づけとか、様々な形で那覇軍港の返還というものは求められているわけで、そして県全体の視点から浦添のほうに移設をします。そうであるならば、浦添は県に協力する形で受け入れましょうということで、松本市長も今回苦渋の決断として、県と那覇市と歩調を合わせるように受入れを表明したわけであります。協力してもらうという立場じゃないんですか知事。そういう視点から考えれば、当然浦添市長を訪ねて、協力を求めて一緒に事業を進めていくという、こういう順序が必要じゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、これは沖縄県、那覇市、浦添市、3母体が一体となって取り組んでいかななくてはならないという意味においては、議員のおっしゃるとおりお互いが協力関係を築いていきたいと思いますという方向性は、一にしているところだということに思います。

なお、浦添市長から面談の申入れがあり、県議会、市議会の日程等を勘案しながら、今現在、その意見交換の場をセッティングする用意をさせていただいております。そこでも様々な意見が交わされるものと思えますので、そのような場も活用しながら、お互いの意思の疎通はしっかりと図っていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私は順序が逆だと思います。浦添市長がこれまでも翁長知事の時代から、再三会見を求めながら、浦添移設についての意見交換をしたいと。玉城知事についても、そういう要請をしているけれども、なかなかスムーズに日程の調整がつかないというふうに聞いております。これはやはり知事が積極的に、むしろ浦添市長に、那覇市長に呼びかけて、そしてこの事業を進めるために一緒に協力しようと、協力をお願いしますと言うべきではないんですか。知事はその辺の、なぜそういう視点を配慮しないのかということについて、与党の皆さん方が多くこの事業について反対の立場であると、そういうことが結局知事の判断行動を鈍らせて、そしてこの事業そのものを遅らせてそういう状況に至っているのではないかと思うんで

すがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今那覇港湾施設の移設に伴う那覇港の浦添埠頭地区における民港の港湾計画については、浦添埠頭地区調整検討会議で鋭意協議が進められておりますので、特に協議が遅滞しているということはないと認識しております。

また、議員御指摘のような私の政治的な判断において様々な方々からの御意見、これは与野党問わず、政党を問わず、御意見を頂戴いたします。そういう御意見も参考にして判断をすることはございますが、ある一定の、何か偏ったそのような判断でおもねっているようなところはないというように申し上げておきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そうあっていただきたいですね。しかし、これまでの知事の浦添市との関係においては、そう疑わざるを得ない。そういう状況があります。

次に、浦添軍港の先行返還要求について知事自らの御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども知事公室長から答弁をさせていただきました。繰り返しになりますが、那覇港湾施設の返還時期については、平成25年に公表された統合計画によると、那覇港湾施設の機能の浦添埠頭地区への移設が行われ、返還のための必要な手続の完了後、2028年度またはその後に返還が可能とされており、明らかに長い期間を要することが見込まれております。

県としては、那覇港湾施設は那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であり、同施設の返還は基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであることから、代替施設の提供に先立ち、早期の返還を求めているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 この件についても、昨日、おととも議論があったんですけども、那覇市やあるいはまた地主の皆さん方との協議、話合いというのは非常に重要だと答弁の各所で述べておりますけれども、この件については、那覇市や地主会の皆さん方との意見交換というのはなさいましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 特段の話合いをしたということはありません。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 だから一貫性がないんですよ。言っていることと、やっていることが違う。この件についても、やはり私は、玉城知事の置かれた政治的な立場がそうさせているのではないかという懸念を持っております。やはり与党の皆さんの多数が反対をしています。そういう中で、積極的に浦添移設を進めようというそういう状況にない。だから先行返還を要求して、ある意味でのパフォーマンスをやっているのではないかと。そういう気乗りしないことに対しての自分自身への批判をかわすための思いつきの提言じゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ただいまの議員の御質問に対しては、繰り返しになりますが、那覇港湾施設是那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であり、代替施設の提供に先立ち、早期の返還を求めているということを答弁させていただきました。なお、翁長前知事は、那覇市長時代に市議会において、移設条件にとらわれずに早期返還を実現してほしいとの考えを持っているとも答弁しているものと承知しておりますので、早期の返還の実現は、これまでも議会でも議論をされてきているものというように認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 早期の返還を求めるのは私も一緒ですけれども、その手順、手続が非常に恣意的に感じます。次に行きます。

GoToトラベル事業についてですけれども、同事業はコロナウイルスの感染との関係で非常に難しい状況にありました。県内の観光業者の皆さん方との意見交換の場でも声が出たんですけれども、GoToトラベルによる沖縄観光産業の皆さん方のそういう体制で、ほとんど防御できていると。ほとんど感染者は出ていないという報告、声がありました。ですからこれからそういうコロナを落ち着けて、ワクチン接種も進んでいきますし、そういう中でGoToトラベルの再開というものをどのようなタイミングでどのように国に要請しようと考えているかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員御指摘のとおり、GoToトラベル事業というのは非常に観光業界の方々からも効果的な事業であるということ

で、評判が高いものと認識しております。

県では、GoToトラベル事業の再開に向けまして、全国知事会が2月27日にまとめました今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言において、地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じて適切に運用するよう、全国の知事の総意として——沖縄県も含めて、国に求めたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 大事なことは、第3波までこうして起こってしまったんですけれども、この第3波はやはり年末年始にかぶさったとか、あるいはまた去年の7月、8月にかぶさったとか、重要な場面でこういう感染とGoToの事業が重なってしまって、非常に効果がありながらそれが発揮できなかったという経緯がありますので、特に業界の皆さん方が心配しているのは、ゴールデンウィーク前後にこういうことがまた起こらないようにということがあるんですけれども、知事、その辺の認識、そして取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 繰り返しになりますが、GoToトラベル事業というのが観光に与える影響は大変大きいものがございます。一方で議員御指摘のとおり、それが感染拡大している期間、停止になった場合の影響というものも逆に大きなものがあると思います。そのため県では、GoToが停止になっている間も、なるべく旅行需要の喚起策を続けるということで、県独自の取組としておきなわ彩発見キャンペーンをこれまで2度実施させていただいております。その第3弾ということで、今月の10日からまた再開させていただきまして、先ほども申し上げましたとおり、空白期間というものをつくらずに、観光需要の喚起策を打ってGoToトラベルの次期再開に向けて、うまくつなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ、GoToトラベル、大いに期待されておりまして、県が予定している彩発見キャンペーンとかハピ・トククーポン券とかあるんですけれども、業界の皆さん方からすると規模が小さ過ぎて経済効果としては非常に限定的だという声がありますので、そういう意味でもGoToというのは非常に期待されている事業ですからよろしく願いをいたします。

次に、次期振興計画に関わることで、教育長から御答弁いただきましたが、経済的事情にかかわらず、希

望の持てる教育環境の整備ということを知ったんですけれども、これはむしろ教育長というよりも次期振興計画の中に人材育成というものがいかに重要であるか。経済振興や様々なそういう施策は当然ですけども、特に次の振興計画においては人づくり、人材育成、そのための様々な施策を思い切り、大胆に展開すると。そのことによって沖縄の、人材立県沖縄というそういう指標を求めるときではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の骨子案においては、将来像、多様な能力を發揮し、未来を開く島を目指して、その中でライフステージに応じて5つの基本施策を掲げております。地域を尊び、郷土への愛着と誇りを持つ健全な青少年の育成、「生きる力」を育む学校教育の充実、「働く力」を引き出し、伸ばす人材育成の推進、生涯を通じて学びと生きがいを支える環境づくり、離島地域の教育環境の充実とコミュニティを支える多様な人材の育成・確保を掲げているところでございます。新たな振興計画……

○金城 勉君 簡潔をお願いします。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の中にあっても、人材育成に力を尽くしてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 残り時間、たくさんあるのに。

知事、沖縄アリーナが3月28日に落成式を迎えます。アリーナは行ったことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） いいえ。行きたいと思っておりますが、まだ中は見たことがありません。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 自分の地元でできる、沖縄一のアリーナ。しかもキングスという大きな全国的にも注目を集めているホームタウン。そしていかに沖縄の観光にも経済にも大きな波及効果をもたらすか、大きな期待がかけられているものを知事がまだ見たこともないというんじゃ情けないですよ。沖縄市長と連携を取って、その振興のために一緒に協力する。お気持ちはどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 頑張ってます。

○金城 勉君 ため息が出る。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 すみません。まさか自民党の皆さんから応援いただくとは。ありがとうございます。

議長、すみません。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

知事、まず基地問題のほうからです。50%削減というようなお話もいろいろとあるんですが、まず翁長県政、そしてまた玉城県政においての米軍の訓練、事件・事故は軽減されているというふうに考えるのか、それとも増加しているというふうに考えるのか。まずそれから御答弁いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

まず、米軍の訓練については、提供施設内で行われている実弾射撃演習などのほか、訓練水域・空域において実施されていると承知しておりますが、そういったところにおける訓練について詳細が明らかとなっていないため、その増減について把握することは困難であります。一方で、刑法犯における検挙件数については、県警の公表資料によりますと、翁長知事就任前の平成21年から平成26年までの6年間で278件となっており、これに対し、就任後の平成27年から令和2年までの6年間では207件ということで減少しております。また、県の把握している米軍の訓練・演習等に関する事故の件数につきましては、平成21年から平成26年までの6年間で306件であるのに対し、平成27年から令和2年までの6年間は288件となっており、減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 なかなか僕らの認識、最近のパラシュートの分だったりだとか、いろんな絡みからすると減少しているようには感じないわけですね。皆さんもそれを感じないからこそ、基地撤去ということの方向性を持ってやっているんだと思っておりますので、その認識的なものがちょっと違うなどというふうにも思うんですが、次に、知事の所信表明で米軍専用施設50%は、県外移設ということを考えているのか。そしてまた、答弁にはこれまでの質疑でもないんですが、どのような施設を想定されているのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

SACO最終報告における在沖米軍基地の整理縮小

や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還につきましては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、様々な問題が発生していると承知しております。このため、今後、在沖米軍基地の整理縮小を検討するに当たっては、県外・国外への移設を前提とする必要があると考えております。また、県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を図るためには、日米間で具体的な数値目標を設定し、積極的に協議する必要があると考えていることから、当面は50%以下を目指すという数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 議長、すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県外・国外含めて、両方求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これ50%、数字のマジックみたいなものがあって、国外になってくると全体的なものが減少するわけですよ、その分では。減少するから減らないわけですよ。70%というのは、その分は。ところが、皆さんが言う50%ということであれば、例えば、県内、国内。国内の他の施設、自衛隊施設になるとまた一時使用になってあれなんだろうけど、新しく造らない限り、全体が減らないわけですよ。沖縄のその専用施設、米軍の専用施設が減るということは、全体も減るのでその分では。この70%という数字は変わらなくなってくるわけです。この辺の数字的なマジックはどう考えますか。マジックと言っているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 議員のおっしゃりたいこともイメージできるんですが、県が今考えているものをちょっと丸く説明いたしますと、例えば全国は今、専用施設8000ヘクタールあるとします。沖縄県、

1万8000ヘクタールとします。1万ヘクタール——8000にするために沖縄県の専用施設を1万減らす必要がある、8000と8000ですね。じゃこの1万がそのままオンすると逆に変わってしまいますけれども、1万のものを共同使用という形にしてもらえれば、また国外にやれば、専用施設の面積は変わらずに8000対8000になる。そういうようなイメージで考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕は、だからこういう形で皆さんが今度の米軍専用施設の50%と言うから、いろんな捉えられ方がありますよということになるわけですよ。皆さん、万国津梁会議で、例えば、県内ではないんでしょうけど、県外の自衛隊施設にというような提言もあるわけですよ。そうなってくると、これは一時使用とかが増えてくる。その分での米軍専用は減る、減るんだけど沖縄の分のものに。だからその辺は、僕はデニー知事が言われるように、50年だから50%というようなやゆされないような数値的なものに関しては、僕は慎重であるべきだというふうに思っているんですが、デニー知事、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 例えば、県議会でも議決されている米海兵隊が撤退すればその数値は40%台になるということは、議員御承知のことと思います。ですから、この当面50%を目指すということは、日米間においてさらなる基地の整理縮小を——先ほど副知事からも答弁がありましたように、共同使用をするなど、県民が求めているもの、あるいは市町村が望んでいるもの、そういうことも含めて日米間で話し合い、そこに沖縄の意見を組み入れていって、その目標値を50%以下ということを決めておいて、それで努力をしていってほしい。それに沖縄も加わって議論をさせていただきたいということの私どもの提案となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、そういう分であるんであれば、僕は辺野古だとかシュワブのその分での自衛隊の水陸の訓練を皆さんがどうこう言うんではなくて、自衛隊をそういう米軍専用施設で、自衛隊と共同使用させたらいいじゃないですか。そういう方向性になってくると、米軍の専用施設なんてがんと減ってきますよ。そういったものだから。そういったことも踏まえながら皆さん今後、沖縄の基地負担の軽減だとか返還だとかいう方法というのは、日米両政府に任せるんじゃないくて、やはり沖縄もしっかりと提案をしていく

ということが必要になるというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、我が党関連に関してですが、我々の大城憲幸議員のほうからありました、コロナ対策についてなんですが、知事、しっかり沖縄の観光を守る、一生懸命全力で取り組むというふうな答弁をされております。しかし、中身の分がこの補正予算、そしてまた令和3年の予算に具体的にどのような支援があるのかということもお聞きしたいと思っておりますし、沖縄のリーディング産業である観光収入が大きく減少しているということで、量から質という話も知事からあります。そういったことの話の中で、何で北海道や長崎は具体的な支援を出しているのに、沖縄の支援策というのは業界の皆さんから落胆の声が聞こえるのか。その辺の、知事、ちょっと具体策を示してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 具体策ということでございましたので、今年度の補正予算とそれから次年度どういった予算を計上する予定かということについて述べさせていただきたいと思っております。

まず今年度の補正予算でございますけれども、10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめといたしまして、おきなわ彩発見キャンペーン事業ですとか、家族でStay Hotel事業等を実施いたしました。それから今月の10日から、おきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えまして、2月の補正予算で、県内の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業を計上しております。さらに、国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行います沖縄県雇用継続助成金の支給、それから県単融資事業によりまして観光関連産業への支援を行っております。それから、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について、今月の8日から受付を開始するという事になっております。

3年度、次年度の当初予算でございますけれども、国内誘客のための国内需要安定化事業、それから沖縄ワーケーション促進事業、修学旅行緊急時支援事業、そして感染症対策といたしましては、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業や安全・安心な沖縄観光受入対策構築実証事業、それから旅行者検査実施支援事業など、こういった予算を観光振興予算として確保しまして、国内需要の回復に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、感染状況のフェーズに応じた適切な支援策を講

じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、第5次県観光振興基本計画改定版で、目標額を1兆1000、1200万人、1人当たりの消費を9万3000円という分でやったわけですよ。その中で量から質へと、今度のこのコロナを受けて皆さん変えたわけですよ。これ部長答えないからあれだけど、皆さん改定したこの振興基本計画というのは、これは諦めた、捨てた、どちらなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 現在、議員御指摘の第5次の観光振興基本計画に基づいてロードマップ等も立てながら、それに即した形で今実施をしているところでございます。ただ一方で、特に今般のウイズコロナが出ましたので、必ずしも今までのとおり量というものに軸足を置いてやっていた観光振興策から、質への転換といたしましてもこれは全く量を追い求めないということではなくして、どちらかという質のほうに軸足を移したというバランスの問題でございます。そういった形で量よりも質を重視するといったような施策に転換するという事で、今現在第6次、次期の観光振興基本計画の策定作業にアドバイザリー会議の中で議論を重ねていただきながら、策定に向けて取り組んでいるところでございます。今年度中に骨子案を策定したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕は、この第5次の基本方向で目指す将来像ということで、将来像は世界水準の観光リゾート地であるわけですよ。量から質ってないわけです。これでまた、重要な達成イメージの観光産業の視点ということで、「観光産業は、安定的に観光収入を得ていて、県経済を牽引する存在であり、誇りと責任ある産業体を形成している。」という将来像を持っているんですけど、今度の皆さん、このコロナ対策の中で観光産業どういう状況になってますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） このコロナ禍の中にありまして、4月から何回か観光業界の方々との意見交換をさせていただいております。特にこの緊急事態宣言下の中では、第3波の中でかなり観光業界からは厳しいと、大変厳しいといったような声を受けておまして、大変重く受け止めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんから頂いた資料で、これまでの支援額ということで、文化観光部のほうで35億、

おきなわ彩発見の直接効果で10億はあるでしょうと。商工部のものを加えると131億というような数字を出してもらっているんですけど、部長、これまでの支援でいう観光産業、守れると考えられていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

沖縄県としては、今議員おっしゃいました、おきなわ彩発見キャンペーン事業をはじめ、県独自の取組もいろいろさせていただいております。ただそこは県の役割としてできるところをしっかりと取り組むというところをごさいますて、やはり観光需要の喚起策ということで言いますと、国のGoToトラベルというのが一つの大きな柱になってまいります。それとうまく連動させながら、先ほど申し上げましたけれども、GoToを柱にしなが、しかしながら一時停止でいかんともし難い状況にあるときに、沖縄のその彩発見キャンペーンですとか、あるいはバス事業といったようなことをうまく組み合わせることで、沖縄県全体の観光需要の回復につなげていくといったことにしっかりと取り組む姿勢でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 じゃ次もコロナ対策のもので、沖縄経済を回復させるためのGoToキャンペーンの早期再開の具体策をお伺いしたいということで、危機的状況にある沖縄経済を回復させるためのということで、具体策聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） あえて申し上げることでもないとは思いますが、GoToキャンペーンは国の事業でございます。その早期再開というところでございますが、その再開について全国知事会が2月27日にまとめました今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言におきまして、地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じて適切に運用していただくということで、これは沖縄県含めて全国の知事の総意として国のほうに求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今回のこのコロナで沖縄の経済含めて感染症対策、経済対策を打たれているんですけど、これまでの新型コロナウイルス感染症対策関連予算、総額どれくらいですか。内訳も分かるのであれば。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

これまでの新型コロナウイルス感染症対策関連予算というところでございますけれども、これは令和2年の第1次補正から第15次補正、それから令和3年度の当初予算ということで、総額が2475億円ということになっております。うち、感染症対策としまして689億5000万円、それから経済対策としまして307億9000万円、それから資金繰り等のセーフティーネットにつきましては、これが事業者支援という観点から1073億6000万円、それから生活者支援ということで404億7000万円ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 経済対策で307億の予算があります。その中でも大半は時短営業に関する協力金なんですよね、そういった分で。先ほど観光産業のやっぱり活性化のためには予算的にはこの経済対策のものでもっとやっぱり5000億近く今観光の収益が減になっているということからすると、先ほど観光のもので30億というような話があるんですけど、全くそういう経済対策で観光に対する予算づけがなっていないというようなことを言われてくるというふうに思っています。ちなみにGoToキャンペーンは国だからということであるんですが、このおきなわ彩発見のものがあるんですけど、これをちょっと状況的なものを教えてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

まず彩発見の第1弾で言いますと、これは補助金の利用総額が約4億8000万円、そして旅行商品総額が11億円余りとなっております。そして旅行消費総額で言いますと、4億4900万円余りということで、推計した経済効果額が15億7000万円余りとなっております。

そして第2弾ですけれども、こちらの補助金利用総額が1億2500万円、旅行商品総額で言いますと4億1900万円余り、旅行消費総額で3億9600万円余り、そして推計経済効果額で8億1600万円余りということで、旅行した方々からも、またこういった旅行商品



があればぜひ活用したいとか、離島の魅力を改めて発見したといったような評価もいろいろ聞かれていますところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 彩発見のものは今度また3億は別キャンペーンで使うというのがあるんですけど、バスツアーの状況、執行率教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 恐縮ですが、今細かい資料持ち合わせてございませんけれども、実はGoToトラベルと併用して実施をするということでもございましたので、GoToトラベルが一時停止になった影響でバスツアーも停止という形で今やっておりますが、執行率でいいますと、約30%程度だったかと記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 27%らしいですね、その分の執行率が。ですので、これGoToトラベルが再開したら——バス事業者も危機に瀕する状況にあるということですので、観光バスの皆さんも。早期にどういう形が取れるのかということをしっかりやられてください。

その中で教育長、小学校、中学校、高校の修学旅行の状況を教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

まず県立高校ですけど、国内・海外を予定していた学校が49校ございましたが、当初計画全て中止になっています。コロナウイルス感染症の影響で。そのうち3校が県内のほうに変更しているところがございます。また、小学校・中学校ですけど、9月の末の時点ですのでちょっと第3波の影響がどうなっているかわかりませんが、既に実施したところが小学校で6校、予定どおりに実施するとしているところが84校、延期するが今年度中に実施するが55校、検討中が60校となっております。また、中学校につきましても、既に実施、予定どおり実施が合わせて10校、旅行先を県内に変更して実施するが27校、次年度延期して実施するが68校、中止が16校といったところになっています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この分、やはり県内の観光産業、ホ

テル等々含めて観光施設も今厳しい状況にあるということを見ると、県内の小学校、中学校、高校もなかなか今県外の修学旅行というのは厳しいという状況、僕は続くと思うんですよ。それからすると、やっぱり県内の旅行という、修学旅行ということ、ぜひまたそのことも検討していただければと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、雇用維持と職業訓練による質的強化についての県の具体的対策を伺わせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢への影響が見られることから、雇用調整助成金や県独自の上乗せ助成の活用を促進するほか、企業間の人材マッチングによる支援、それから就職困難者等への再就職支援や生活相談等を実施しております。また、県立職業能力開発校では、求職者等を対象とした職業訓練の実施に加え、令和3年度からのオンライン訓練に向け、通信機器の整備など準備を進めております。さらに、県では、新たな職業能力開発計画の策定に向けまして、デジタル人材のニーズの高まりを見据えたIT人材育成の強化など、有識者等の意見も伺いながら、総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、今度の皆さんの補正を見ると、雇用対策推進費で雇用継続助成金の23億減少だとか、公共職業訓練の8000万近くの減少だとか、そういった部分での減少があるんですけど、これはどういう理由ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） まず、雇用調整助成金の上乗せ助成ですけども、当初予定していた件数よりも実績が落ちたということで、これは国が数次にわたって助成率とか拡充しておりまして、その分県の上乗せの助成が減ったということでございます。そういったことで、今回2月補正で減ということで計上しております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この雇用調整もそうなんですけど、今国が進める執行の、産業雇用安定助成だとか、ハローワークを活用した職業訓練だとか、いろいろあるわけですね。でも、その分を考えるとなかなか県民にそのことが伝わってない。国もそういうことで言われるんですけど、県の周知・広報、こういった部分でのものをこれからどのようにしていくのか。ちょっとその

辺をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

雇用の維持に係る大事な事業として雇用調整助成金がありますが、この周知につきまして、県ではグッジョブセンター内の相談窓口や地域の商工会と連携した出張相談窓口において同制度の相談対応や情報提供を行っております。具体的にはこの雇調金の相談窓口や申請書類の入手先、あるいは申請から受給までの流れについてまとめたチラシ、そういったものを配布しているということと、さらにホームページや新聞広告等の掲載によりまして情報発信を行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 しっかりと周知・広報をお願いしたいというふうに思っています。

次に、(3) 番の金融支援に関してはすみません、取下げをさせていただきます。よろしくをお願いします。

(4) 番の持続可能な地域公共交通確保のための路線バス、タクシー等々への支援についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 公共交通は地域住民の日常生活の足であり、今後も安定的な運行継続が重要と考えております。昨年の6月補正において、感染防止対策として奨励金を支給したところです。しかしながら、路線バス、タクシー等公共交通の維持確保への財政支援等について国に求めているところです。県としても今後どのような支援ができるか、引き続き検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さん、前回これ3億2000万、この奨励金を出しましたということがあるんですけど、路線バスに対しては4000万なんですよ。法人タクシーのほうで約1億5000万ということがありますが、やはり路線バスも間違いなくこの自粛だとか、学校の休校だとか、いろんなもろもろ皆さんの県の緊急事態宣言ということで、もうバスから遠のいているわけですよ。密になるというようなこともあって、自家用車が増えているとかいろんなそういった分でも路線バスというのは本当に立ち行かなくなっている。そういった面で1台5万円ということで、これ

もう前に終わっているわけですよ。早急にこの路線バス、その法人タクシーに向けての支援を私は行うべきだと思っていますし、この路線バスに関しては、長崎は1台当たり30万という形で出しています。そういった分でタクシーのほうからもあります。レンタカーのほうからもいろいろとやっぱり観光を担ったということでの支援策、1台当たりに対する支援策。2万1000台あったレンタカーが、今もう約1万台に減っているだろうというふうに言われております。そういったものを考えると、この路線バス、タクシー、このレンタカーに対する早急な支援が必要だと僕は思うんですけど、知事、これは知事から答弁されたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員おっしゃるとおり、県民の足である公共交通を支えていくということは、県の責務であるというように考えております。なおかつ、バスの利用についても利用者が減れば減便をし、減便をするとまた利用者が減るというそういう循環に陥ってしまいますと、なかなかそこからまた増便する、復便するという計画も立てにくいであろうということも考慮しますと、さらに我々の支援の内容を拡充していくための十分な検討が必要であるというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、路線バスで約20億近くの赤字が出るだろうということを言われております。そしてまた観光バスでも約6億。今までは路線バスの皆さんは、観光事業で何とか補っていたというところがあったんですが、これもマイナスというようなところがありますので、私はこの路線バスを確保するためには早急な支援が必要だと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

次に、新たな沖縄振興についてであるんですが、(1) 番、計画展望値の県民所得270万、県内GDP 5兆1000億の達成状況と、総点検で指摘されております展望値を目標値とする必要性についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄21世紀ビジョン基本計画の6年目に当たる平成29年度の県内総生産は、4兆4141億円、1人当たり県民所得は234万9000円、いずれも展望値の8割を超える水準となっております。その後の見通しについては、令和元年までの好調な経済が持続すれば、展望値に近い水準まで伸びるものと見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染

症の影響で、本県経済や社会活動は、かつて経験したことがない深刻な事態となっていることから、展望値の達成を見極めることは難しいと考えております。現行計画における社会経済展望値は、将来像実現のために実施される諸施策の成果等を前提に、社会経済の状況を予測する見通し値として位置づけております。新たな振興計画の骨子案でも計画展望値を掲げることとしておりますが、これを目標値とすべきかも含めて、次年度、沖縄県振興審議会の下に設置するフレーム専門委員会の意見も踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 やっぱり展望値ではなくて、目標値にすべきですよ。これは総点検でも委員の皆さんから指摘をされているところですので。この展望値でいう分は、もう3次振計から達成していないんですよ。3次振計、4次振計、今度の5次振計含めて、21世紀ビジョン含めて、もうこの30年間展望値をつくってはいるんだけど、全く達成していないという状況というものを皆さんはどう見ているのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げた展望値は、この沖縄振興計画の施策の成果とこれらがうまくいってそれを前提とした場合に、どういった社会経済の姿となるかという見通しでございます。これらの施策の展開の中で、さらに効果的な取組をするにはどういった点を見直すべきか。それらを総点検の課題として受け止めて、次の振興計画の取組に生かしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは次に、振興計画のスケジュールと次年度概算要求時期との整合性について聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の策定に向けては、骨子案を基に市町村や関係団体等の御意見をいただきながら3月末に素案を取りまとめ、5月に沖縄県振興審議会への諮問を予定しております。その後、12月をめどに審議会からの答申を得て、来年の3月新たな振興計画案を策定することとしております。国の次年度予算については、例年8月に各省庁から財務省に対して概算要求が行われております。

県においては新たな振興計画の素案、この内容に基づいて国の概算要求の前に、令和4年度沖縄振興予算について内閣府と調整を行うことになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 時間ないんですね。皆さんのそのスケジュールで新たな素案を出して、この4月以降から11月、12月で新たな振興の審議会を開いてその答申をしていくということになるんですけども、その前に8月には、それを想定して概算要求を出さないといけない。その概算要求の中身も一括交付金をどうするのか、高率補助がどうあるべきなのかということはこの8月の時点で皆さんは出しておかないといけないはずなんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 現行計画の策定も踏まえながら今回スケジュールを設定しているところでございます。10年前にあっても沖縄振興計画が決まっていなかった、沖縄振興計画の素案を出す前の段階で基本的な考え方、これを国に示しながら、沖縄振興予算としてどういったものが必要かという調整を行って、内閣府による概算要求がなされたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕はこの調整があまりうまくいっていないんじゃないかというふうに思っていますし、国は本当に厳しいと思っています。

厳しいもう一つの理由は、沖縄担当大臣ですよ。行革の担当大臣。今一番忙しいワクチン担当大臣が、河野太郎さんが沖縄担当大臣ですよ。全く、この沖縄振興策に今河野大臣は頭はついてないと思いますよ。ワクチンでいっぱいなはずですよ。その辺をどう認識されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県においては新たな沖縄振興のために必要な制度の提言、これを3月頃にまとめて国に提案することにしております。ただし、これは国における現行の沖縄振興の取組の総点検、これが終わらないと、国の検証結果を踏まえないと提言できないというところもあります。

県としては、国の総点検の動向について注視しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 頑張ってください。

次に、脱炭素社会への移行で、環境と経済を循環させる再生エネルギー等の自立分散型エネルギーについて具体的戦略をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、2050年の脱炭素社会の実現に向け、再

生可能エネルギーの導入拡大を進めるためのロードマップとなる新たなエネルギービジョンの策定を進めております。同ビジョンでは、自立分散型エネルギーの普及促進を基本方針の一つとして掲げており、来間島では、県が宮古島で実施した実証事業の成果を応用して民間事業者による自立分散型エネルギーの供給に向けた取組が始まっております。

県としましては、新たな振興計画において、こうした民間投資を誘発するための税制優遇等の支援制度を要望するなど、自立分散型エネルギーの普及促進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 2030年までに皆さん再生エネルギーの電源比率を16%まで上げる。エネルギーの自給率を3.7%まで上げるということで目標値を設定しているんですけども、これを達成するための予算額というのは算出されているのでしょうか。その財源をどうするのか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

再生可能エネルギーを16%まで増やすための必要な設備投資額につきましては、太陽光ですとか風力等のエネルギーミックスにより変動することから、現在有識者の意見も伺いながら試算しているところでございます。

再生可能エネルギーの導入拡大には多額の設備投資が必要になると考えておまして、県としましては、新たな振興計画におきまして民間投資を誘発するための税制優遇等の新制度を要望するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて取り組んでいくとともに、その導入に必要な例えば財政支援等につきましても、新たな振興計画における制度要望という形で要望してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、これは国が菅さんがその分での進めていこうということを言っているわけですから、やっぱり振興計画に沖縄のエネルギーの在り方ということを皆さんしっかりと組み込んで、予算的にも離島を抱えているから我々電気料金が上がったというようなものがあるわけですから、我々の大城議員からもあったように、離島は国、県、市町村で沖縄電力で新たな電力会社等々含めながらの離島のエネルギーの在り方ということをしかりと振興計画の中に組み込んでいただきたいというふうに思っておりますので、これ頑張ってください。よろしくお願いたします。

次に、アジア戦略構想での全日空における国際貨物ハブと航空機整備施設の状況と今後の戦略を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量は、ANAの沖縄貨物ハブ開始以来、着実に増加してまいりましたが、航空物流を取り巻く環境変化等によりまして、近年は伸び悩みの状況でございます。今後は、旅客機の貨物スペースを活用した新モデルにより多仕向地・多頻度化に対応したネットワークを構築しまして、Eコマース等の物流ニーズを取り込むことでさらなる発展を目指してまいりたいというふうに考えております。

航空機の整備につきましては、国際線を中心に運休や減便が続いているものの、航空機メーカーが定める定期整備がありますことから、航空機整備施設の稼働状況は、おおむね事業計画どおりであるというふうに聞いております。

県としましては、引き続き航空関連産業クラスターの形成に向けまして、機体整備数の拡充やパーツセンター等の関連産業の集積に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 また、頑張ってくださいと言いたいですけれども、全日空の国際貨物ハブをやるために、貨物専用機の分での国は整備したんですよ。この整備費用幾らかかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 部長、いいです。国はこれ24億かけてその分での整備をしたんですよ。貨物専用だから地盤の改良だとか含めた部分で国は24億かけた。

皆さんもいろんな貨物をするための補助金とかを出してもいるわけですよ。その中で隣にグローバルロジスティクスセンターも県が造った。それもクロネコヤマトさんが海外に出すためのロジスティクスセンターと、グローバルということをやっているけど、あれほとんど今国外に出すようなストックじゃなくて県内向けのストックセンターになってしまっている。ということは、皆さんはもう少しその辺は整理したほうがいいですよ。ぜひ、それは提言として苦言として終わりたいと思っております。

次に、離島における航空路の確保で、粟国島への再就航予定の第一航空について、状況と支援についてお

伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では那覇一粟国路線等の運航再開に向けて、国と連携して、第一航空が進める事業の進捗確認を行っております。具体的に、同社においては、空港事務所が確保され、航空機材の耐空検査を終えたほか、パイロットの訓練開始に向けた手続など就航に向けた取組が進められております。また、同社は、早期就航を優先させるため、当面はチャーター方式で運航することとしておりますが、県としては、粟国村などの関係町村も含め、定期的な就航に係る支援制度について意見交換をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、第一航空さんとは、いつ頃不定期であろうが就航的なものを話し合われているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） いろいろ手続等がございます。いつ再開するか現時点で申し上げるのは困難ですが、国とも連携し、早めに再開できるように努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 予定では大体6月に就航できるんじゃないかというお話もあります。事務所も那覇空港内で借用もしたというところもあるはずでしょうから、ぜひ早期に再開をお願いしたいと思っております。

(6) 番の分はいろいろと答弁ありましたので、取下げをしたいと思います。

次に、県民の安全・安心確保についてであります、(1) 番、国の5か年計画ですので、この防災センター、基本計画、警察、自衛隊、消防との意見交換、反映され連携して進められているのか、御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

集中豪雨や台風、地震等の自然災害、豚熱や新型コロナウイルス感染症など、複雑・多様化する危機事案に迅速かつ的確に対応し、県民の生命、身体及び財産を保護することが喫緊の課題となっております。このため、国の通知等を踏まえ、危機対応の拠点として防災危機管理センター棟（仮称）基本計画を取り

まとめたところであります。

必要な機能などにつきましては、次年度行います基本設計におきまして、関係機関の意見も伺いながら連携して検討してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 私はこれ、いろんな災害に対応しないといけないということで警察、自衛隊、医療関係もそうなんだろうけど、連携を取る必要があるというふうにも思っているんですが、県警本部長にちょっとお尋ねしたいんですが、県警としてこの防災危機管理センター（仮称）についてどのように対応していくのか、まずお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えします。

警察は災害発生時におきましては、県民の避難誘導等の迅速な初動措置を取る必要がある。それからその後も被災地の警戒、交通規制等の長期間にわたる多様な活動が必要であります。ということでございまして、常設かつ専用の災害警備対策室、これは設けることが必要であると考えておりまして、また県知事部局との緊密な連携のためには今仮称の防災危機管理センター、こういうものができるのでありましたら、そこに我々のこういった対策室も併設されるのが望ましいと考えております。いずれにしましても、今後県担当部局等と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんのほうにも非常用電源の設備が地下1階にあるということで、これ今国土強靱化計画のものでそういうものは地上に上げなさいというふうに言われているんですけども、この皆さんの県本部の非常用電源設備の状況はどのように取られるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えします。

県警本部の非常電源機は地下1階でございまして、浸水被害が発生した場合には電源喪失が危惧されるところであります。そういったことでこういったリスクを少しでも低減できるよう、どのような対応が可能か、知事部局等と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 せっかく防災センターが造られるわけですから、総務部長、しっかり県警とも連携を取ら

れて、県民を守る防災センター、対応していただければと思っております。

市街地、通学路における無電柱化の推進、県の対応についてまずお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

無電柱化の推進は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に、市街地を含めて災害拠点を結ぶ、緊急輸送道路等で整備に取り組んでおります。

なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解、協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 10分の9の予算規模なんです。国が進めているその国土強靱化計画の部分の予算は2分の1であったりするんですけども、沖縄県はどうか。強靱化計画の予算という沖縄県の範囲、予算的なもの。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の中で、今年度、第3次補正予算でも約23億円を計上しているところでございます。その中で無電柱化につきましては、10分の9の補助率でもって事業を推進するということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それで、今度強靱化計画の中にもあるんですけども、この低コスト手法に対する対応と、3種類挙げられているんですけども、これは皆さんが進めている事業のものでどのように対応していくんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

現在無電柱化の工法として採用されております電線共同溝方式は、整備費用が高いことが課題となっております。低コストが求められております。低コスト手法については国において検討が進められ、平成31年3月に沖縄地区電線共同溝マニュアルの改訂に

より、管路の埋設位置を浅くする浅層埋設方式の採用が可能となっております。

県においては同方式を取り入れ、今後とも低コストに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、コロナ対策、いろんな意味で知事も頑張っていらっしゃると思います。事業者も本当に頑張っ、でも頑張りたいんだけどもう限界だというようなところがあります。でも、知事は今自分の、自らの報酬を3割削減してそのコロナ対策等々に充てているということを考えると、我々県議会は昨年6月から何一つ削減していないんですよ。知事からもぜひ県議会も県民の痛さを知って、県議会議員の皆さんもそういう痛みを知るようなことをしなさいということを、与党の皆さん、野党の皆さんにぜひまた知事が助言をしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願います。

頑張っ、まいりましよう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城健一郎君。

〔玉城健一郎君登壇〕

○玉城 健一郎君 皆さん、こんにちは。

ていーだネット、玉城健一郎です。

よろしく願います。

さて、3月11日で東日本大震災から10年になります。地震、大津波、原発事故とこれまで私たちが経験したどの災害よりも社会に大きな影響を与えました。当時、首都圏では交通機関が麻痺し、515万人もの帰宅困難者が出てきた。また原発事故の影響で、2019年当時4万7737人の避難者、宮城県、福島県、岩手県のプレハブ仮設住宅には、709人がいまだに住んでおります。警察庁の発表によると、災害での死者数は1万5899人、行方不明者は2529人となっている。原発という国策に翻弄され、自身の生まれ故郷に戻れない人たちが、まだ遺族の元に戻れていない行方不明者が多くいる中、一日も早く故郷や家族の元に戻れるよう、国は早急に対策を取っていただきたい。

同じく国策によって引き起こされた太平洋戦争では、海外で約240万人の日本兵や民間人が犠牲になり、収容遺骨は約128万柱、未収用遺骨は約112万柱あり、その遺骨のほとんどはいまだに日本に戻ってき

ていない。この沖縄においても同様に、激戦地となった地域では、75年以上たった今でも遺骨が出てくる。政府はこの遺骨が多く出てくる南部地区から、辺野古埋立土砂として計画全体の7割を採取しようとしている。沖縄防衛局は、ウチナーンチュの先輩方や旧日本軍人の遺骨、アメリカ軍やそのほかの沖縄戦でお亡くなりになった方の遺骨を使って、アメリカの米軍基地の建設という蛮行を働こうとしている。また太平洋戦争では、多くの遺骨が帰ってこない中、御遺族には亡くなったとされる地域の石を遺骨の代わりとして納骨している方も多い。沖縄も例外ではありません。このような遺族のことを考えると、この土砂自体を使うことが不適切であり、南部地域の土砂を使うということは、さきの大戦でお亡くなりになった御霊や御遺族への冒瀆ではないか。人間として決して許してはいけません。

遺骨収集ボランティアのガマフヤーの代表が3月1日からハンガーストライキを行っています。日本政府がこのような冒瀆をしようとしている中、県知事の権限でそれを止めてくれという訴えであります。国が間違ったことをやろうとしているなら、それを体を張って止めていくのも私たちの仕事であります。

玉城デニー知事におかれましては、難しいということとは分かっていますが、敵味方なく、戦争でお亡くなりになられた全ての御霊を慰霊する平和の礎を持っているこの沖縄県の県知事として、人間として何が正しいのかぜひ判断をしていただきたいと思えます。

それでは質問に移らせていただきます。

#### 1、知事の政治姿勢について。

女性蔑視発言によって、森元総理は東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長を辞職した。

(1)、森元総理の発言について知事の所見を伺う。

(2)、沖縄県における女性管理職率について伺う。また今後の計画について伺う。

#### 2、H I V対策について。

(1)、日本及び沖縄県におけるH I Vの状況を伺う。

(2)、エイズ発症後にH I V感染が分かるいきなりエイズの割合を伺う。

(3)、沖縄県のH I Vへの取組について伺う。

(4)、H I V検査の実施状況について伺う。

(5)、H I Vなど性感染症を流行させないために必要なことは何か、見解を伺う。

(6)、新型コロナの対応によって、保健所での無料検査が停止している。性感染症は、新型コロナがあろうとなかろうと対策はしなければいけません。民間のクリニックでは、検査料が高く、検査ができない方

——例えば学生や未成年者のためにもぜひ再開、もしくは保健所での検査を医療機関に委託することはできないか。見解を伺う。

#### 3、新型コロナ対策について。

(1)、新型コロナワクチン接種について、市町村では医師や看護師の確保に苦慮している。沖縄県としてサポートできないか。見解を伺う。

(2)、P C R検査への補助について、内容とどのような目的か伺う。

(3)、空港でのP C R検査について、その目的を伺う。

(4)、新型コロナの影響は多くの事業へ出てきています。今後の支援策について伺う。

(5)、新型コロナ協力金の支払いが遅れているという報道があります。原因と現状を伺う。

(6)、県独自の緊急事態宣言解除を行いました、その目安を伺います。

(7)、同緊急事態宣言のこれまでの発令の目安と解除の目安を伺う。

#### 4、特定不妊治療費助成について伺う。

厚生労働省によると、去年1年間に生まれた子供の数は全国で87万人余りと過去最少を記録した。

そこで伺います。

(1)、これまでの実績を伺う。

(2)、事実婚の夫婦への助成とその手続、事実婚と法律婚においての違いについて伺う。

#### 5、県職員の処遇改善について。

(1)、新型コロナの影響により、業務量の負担はどれぐらい増えたのか。新型コロナの影響による各部署の負担と残業を伺う。

(2)、感染症対策本部と宿泊療養施設対応への時間外手当の支払い状況と予算を伺う。

(3)、県立病院の看護師の欠員の現状と欠員になっている理由、その対策を伺う。

(4)、看護師の過重労働への対策を伺う。労務負担軽減のために看護クレーンや看護補助員の増員をしてはどうか、見解を伺う。

(5)、昨年度から首里城火災、豚熱、新型コロナと職員は緊急対応に追われている。次年度は新型コロナ対策の専任の職員はいるのか伺う。

(6)、新型コロナで事業者は休業せざるを得ない状況に追い込まれ、雇用情勢が厳しい状況にある。雇用調整助成金も今後どうなるか分からない中、新型コロナ対応によって増えた業務を民間委託や緊急雇用で対応はできないか伺う。

#### 6、基地行政について。

(1)、低空飛行訓練について。

ア、県内において至るところで米軍機の低空飛行訓練が確認されている。訓練空域も提供されている中で、区域外の訓練は決して許されない。これに菅総理は、米軍による飛行訓練は日米安保条約の目的達成のために重要なものとお墨つきを与えた。知事の見解と今後の対応について伺う。

イ、低空飛行の映像解析を沖縄県で行ってはどうか、見解を伺う。

(2)、PFOS・PFOAについて伺う。

ア、令和2年度有機フッ素化合物環境中残留実態調査の夏季調査の結果を受けて、県の見解を伺う。

イ、いまだに基地内の立入調査ができていないが、宜野湾市との連名での要請について伺う。

(3)、宜野湾市における騒音について、宜野湾市が独自で市内23自治会に聞き取り調査を行った。その結果、全ての自治会から騒音があるという結果が出ました。県の見解を伺う。

(4)、普天間基地内の墓地が米軍の運用上の理由で移転されようとしている。そもそも2015年で運用停止されるべき基地であります。普天間飛行場を使っていこうという考えではないか。固定化を懸念しておりますが、見解について伺う。

7、国道における自動二輪の第二通行帯の走行について。

(1)、なぜ、沖縄県では禁止されているのか経緯と理由を伺う。また、他府県の現状を伺う。

(2)、自動二輪の第二通行帯の走行を認めてはどうか。見解を伺う。

8、学校における校則について。

(1)、寒さ対策のための防寒着やタイツの校内着用が認められていない学校がある。その理由はなぜか伺う。

(2)、南国の沖縄でも寒いときはある。暖房も未配置の本県で防寒着の禁止はおかしいと考えます。県全体での緩和を求めます。見解を伺います。

9、我が会派の代表質問に関連しての質問をいたします。

瑞慶覧功議員の質問から、北谷浄水場の水源から検出された有害物質、PFOSの問題について。

1、比謝川においては昨年6月18日から、長田川、嘉手納井戸群及び天願川においては6月下旬から取水制限を行っているが、比謝川及び長田川、嘉手納井戸群及び天願川水源からの取水制限の現状を伺う。また、その際のPFASの値はどうか伺います。

2、令和2年度の比謝川及び長田川、嘉手納井戸群及び天願川水域の取水量と割合を伺う。

3、PFOS、PFOAが検出されている嘉手納井戸群からの取水を止め、国ダムから暫定的に融通してもらうことについて、進捗状況を伺う。

翁長議員の基地問題について、50%を目指す根拠についての再質問を行います。

1、海兵隊の全ての基地をなくした場合、何%になるのか伺います。

2、沖縄県議会は、海兵隊を撤退するべきだとの考えを示しているが、沖縄県として海兵隊の撤退をどのように考えているのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

基地行政についての御質問の中の6の(1)のア、米軍による低空飛行訓練についての見解と今後の対応についてお答えいたします。

菅総理大臣が2月17日の国会答弁で、米軍の飛行訓練は、日米安全保障条約の目的達成のため重要であると述べたことは承知しております。

沖縄県としては、県民に強い不安を与えるような訓練が常態化することは断じて容認できないことから、昨年12月下旬から今年2月にかけて発生した米軍による超低空飛行訓練について、去る1月20日及び2月17日に謝花副知事が、外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長を県庁に呼び抗議要請を行っております。また、その後も繰り返し米軍による低空飛行訓練が確認されたことから、2月19日に私が直接岸防衛大臣に対し、謝花副知事からは外務省北米局長に対し、口頭で提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請したところです。

今後は、軍転協とも連携しながら、引き続き米軍及び日米両政府に訴えていきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、森元総理の発言に対する見解についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現については、SDGsにおいても17のゴールの一つに掲げられ、よりよい世界を目指す国際目標となっております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、県では管理職における女性の登用や審議会等委員への女



性の参画促進に取り組んでいるところであり、今回の一連の発言については、誠に残念であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、女性管理職登用率と今後の計画についてお答えします。

沖縄県における令和2年度の課長級以上の女性管理職登用率は、13.3%となっており、47都道府県中11位の割合となっています。このうち、知事部局における女性登用率は14.7%となっており、前年度13.5%より1.2%増加しています。

国においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める方針であることから、これを念頭に現在策定作業中の次期沖縄県特定事業主行動計画における目標値を設定したいと考えています。

次に5、県職員の処遇改善についての(1)、コロナによる業務量負担と残業についてお答えします。

令和2年度は職員の超過在課時間が月80時間を超えるなどし、産業医の面接対象となった職員が、1月末までに延べ1032人で前年同期と比較して約2.1倍となっております。新型コロナウイルスに係る緊急的な業務等への対応については、職員の兼務発令や臨時的任用職員の採用等を強化しているところです。

引き続き部局からの要望に応じて、過重労働とならないような体制を整えていきたいと考えております。

同じく5の(5)、新型コロナ対策の専任職員についてお答えします。

次年度は、新型コロナウイルス感染症対策体制強化のため、感染症対策課を設置し、37名の専任職員を配置することとしております。また、そのうち5名の保健師につきましては、各圏域における感染者の発生状況に応じ、機動的に対応できるよう保健所支援チームとして配置しております。

同じく5の(6)、新型コロナ対策で増えた業務の民間委託等についてお答えします。

県は、新型コロナウイルス感染症相談窓口やうちなーんちゅ応援プロジェクト、旅行者専用相談センター（TACO）の業務など民間で実施可能なものはできる限り委託しております。また、協力金の審査業務など県が直接実施すべき業務については、臨時的任用職員や会計年度任用職員を配置し対応しているところです。さらに県では、新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業を活用し、4月より民間企

業からの出向を受け入れ、民間企業の雇用の維持にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、H I V対策についての御質問の中の(1)、H I Vの状況についてお答えいたします。

H I V感染者とエイズ患者を合わせた年間新規報告数について、全国では、2019年が1236件であり、2013年の1590件をピークに減少傾向となっております。一方、本県の場合は、2019年が19名、2020年が23名と推移しております。人口10万人当たりで比較すると、2019年の県内のH I V感染者は0.76人で全国ワースト5位、エイズ患者は0.55人でワースト2位となっております。

同じく2の(2)、いきなりエイズの割合についてお答えいたします。

自身がH I Vに感染していることにエイズを発症してから初めて気づく、いわゆるいきなりエイズの割合について、全国では平均30%程度で推移しておりますが、沖縄県の場合、2019年は42.1%、2020年は43.5%と増加する傾向にあります。

同じく2の(3)、H I Vへの取組についてお答えいたします。

本県の状況として、H I V感染者及びエイズ患者の約95%が男性であり、6割から9割が男性同性間の性的接触により感染していることが推定されております。そのため、一般的な普及啓発等に加え、男性同性間の性的接触に焦点を当てた普及啓発や検査会の開催等を実施しています。また、H I V感染者の医療や介護等を確保するため、平成30年度より診療ネットワークを構築するとともに、医療機関での針刺し事故等に備え、県内15医療機関に対し予防薬等の配置を行っております。

同じく2の(4)、H I V検査の実施状況についてお答えいたします。

県内6保健所における無料匿名のH I V検査実施件数は、2015年以降、2200件前後で推移しております。また、本県のH I V感染者及びエイズ患者の状況から、12月1日の世界エイズデーの前後には男性間性的接触者に限定した検査会を実施しております。2020年は新型コロナの影響により、保健所のH I V検査はほぼ年間を通して休止しているため、その検査実施件数は442件となっております。

同じく2の(5)、性感染症予防についてお答えいた

します。

性感染症には感染初期の症状として風邪のような症状が出ることもあり、早期発見のためには性感染症に関する正しい知識と定期的な検査が必要です。

県としましては、NGOや関係機関と連携し、男性同性愛者が利用するマッチングアプリにバナーを掲載し、正しい感染予防対策のページにリンクさせる等の方法を活用し普及啓発に努めております。

同じく2の(6)、保健所検査の再開等についてお答えいたします。

現在、保健所による検査は休止しておりますが、県内5か所の医療機関でHIV検査外来が設置されており、有料で検査を受けることは可能となっております。保健所における無料検査の再開については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえる必要がありますが、民間委託等を含め再開について検討していく必要があると考えております。

次に3、新型コロナ対策についての御質問の中の(1)、ワクチン接種における医師等の確保についてお答えいたします。

県では、県立病院や琉大病院、医師会等と連携し、市町村が行う接種に対する医師派遣について調整を行っているところです。また、看護協会や薬剤師会と連携し、看護師や薬剤師の派遣についても調整を行っているところです。

県では、市町村において円滑なワクチン接種が行えるよう、しっかりとサポートしていきたいと考えております。

同じく3の(2)、希望者PCR検査への補助についてお答えいたします。

県では、県民等が安価にPCR検査を受けられる体制を整備することを目的に、民間の検査機関が実施するPCR検査1件につき、最大8000円の補助を行う事業を開始しております。2月12日から公募を始め、検査機関の申請に対して交付決定を行っているところです。なお、実施手順や方法については、検査機関の計画に基づくこととしておりますが、陽性時の医療機関との連携や、保健所への発生届の提出体制を整備していることなどを条件としているところです。

同じく3の(6)と(7)、独自の緊急事態宣言のこれまでの発出と解除の目安についてお答えいたします。3の(6)と3の(7)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、これまでに4月、8月、1月に緊急事態宣言を発出しました。いずれもその時点で急速に感染が拡大し、社会経済活動を抑制した上で、感染を食い

止める必要があったことから、感染者増加の状況や医療提供体制等を踏まえ、総合的に判断して発出したものです。また、解除に関しては、4月は新規感染者数がゼロになったことや、国の指定解除等を考慮し解除しました。8月の際は、旧盆の影響を考慮し期間を再延長した上で、全体的に7つの指標の数値が改善傾向にあったこと等を踏まえ、総合的に判断し解除しました。今回の場合は、各判断指標の状況や、重症・中等症数及び入院患者数の状況にも留意するとともに、専門家会議の意見等も踏まえた上で、警戒レベルが第3段階であることを総合的に判断して解除しております。

次に4、特定不妊治療費助成についての御質問の中の(1)、特定不妊治療費助成事業の実績についてお答えいたします。

本事業は平成17年度から開始しており、令和元年度までの助成実績は1万5920件で、22億483万4000円となっております。また、直近3年間の助成実績は、平成29年度は1331件で2億4571万3000円、平成30年度は1298件で2億1824万3000円、令和元年度は1336件で2億2306万5000円となっております。

同じく4の(2)、特定不妊治療費助成事業の事実婚の取扱いについてお答えいたします。

特定不妊治療費助成事業については、これまで、法律上婚姻している夫婦のみが対象でありましたが、国の令和2年度第3次補正予算において事実婚関係にある場合も対象となるよう助成範囲が拡充されました。それに伴い、県では事実婚関係を対象に加えて拡充したところです。手続については、重婚でないこと及び同一世帯であることを確認するため、法律婚と同様に戸籍謄本及び住民票の提出をもって確認することとしております。

次に5、県職員の処遇改善についての御質問の中の(2)、コロナ関連の時間外勤務手当についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に従事している総括情報部の職員、宿泊療養施設の動員職員等に対する時間外勤務手当につきましては、令和2年11月に約1億4000万円を流用し、必要額を確保の上、随時支払いを行っているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 3、新型コロナ対策についての(3)、空港でのPCR検査の目的についてお答えいたします。

島嶼地域である沖縄県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、県内へのウイルスの持ち込みを減らす水際対策が重要であります。そのため県では、渡航者に対して出発地での事前のPCR検査を推奨しております。しかしながら、やむを得ず検査を受けられずに渡航する沖縄県民を含む希望者に対し、那覇空港において検体を採取してPCR検査を実施しております。3月1日からは、那覇空港から県内離島へ向かう渡航者も含め、対象を拡大したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、新型コロナ対策についての御質問の中の(4)、新型コロナの影響を受けた多くの事業者への今後の支援策についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成の継続に加えて、回復期の出口戦略として、県産品の県外向けの送料支援や奨励キャンペーンの実施、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポン等による地域消費喚起に係る取組等を強化してまいります。さらに、成長期の出口戦略として、県が実施する小規模事業者等IT導入支援事業や先端IT利活用促進事業等により、各産業分野における競争力強化や、デジタルトランスフォーメーションへの移行等を推進し、一日も早い県経済の回復に全力で取り組んでまいります。

同じく3の(5)、協力金の支払い遅れの原因と現状についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、昨年12月の時短要請発出後、要請期間の延長や対象地域の拡大、支給条件の変更等に対し委託事業者の人員確保や事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、県においても延べ約120名の職員で対応し、事務処理の迅速化を図っているところであります。

なお、協力金の支給状況等については、昨年12月14日と同23日に時短要請を発出した5市分について、2月26日時点で、申請5767件に対し支払済み3828件、申請数に対する支給割合は66.4%となっております。全市町村を対象とした協力金については、2月8日から受付を開始し、順次審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 5、県職員の処遇改善についての御質問の中の(3)、看護師欠員の現状と対策についてお答えいたします。

看護師については、育児休業者の補充を臨時的任用職員によって行っておりますが、年度途中では資格者が既に他の医療機関で勤務しているため採用が困難であり、令和3年2月1日時点で、69名の欠員が生じております。その対策として会計年度任用職員を配置しているほか、次年度は定期採用者110名に加えてさらに30名程度多く採用し、勤務環境の改善を図ることとしております。

同じく(4)、看護師の過重労働への対策についてお答えいたします。

県立病院の看護師については、育児休業等による欠員が恒常的に生じており早期補充ができない病棟等においては負担が増加していると認識しております。対策として臨時的任用職員の早期補充による欠員解消に努めるとともに、令和2年度は看護補助員を年度当初と比較して41名増員したほか、新たに夜勤帯に看護補助員を配置し看護師の負担軽減を図っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 6、基地行政についての(1)のイ、低空飛行の映像解析についてお答えいたします。

米軍航空機の飛行高度測定については、岸防衛大臣が2月19日の記者会見において、防衛省として、映像や写真などから米軍機の高度を分析する手法や必要な条件などについて、有識者から助言を仰ぐ等検討を始めていると述べております。

県としては、まずは基地の提供責任者である国において飛行高度の測定を実施するべきであると考えております。

同じく6の(4)、普天間飛行場内の墳墓の移転についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと普天間飛行場内の墳墓の移転については、所有者側から普天間飛行場外への墳墓の移転の可能性について相談を受けていた中で、今般、米側の運用上の所要と墳墓の移転を要望する意向が合致したことから、移転補償を行うものとのことであります。

いずれにしましても、普天間飛行場の速やかな運用

停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であることから、県としては、同飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を政府に対し強く求めてまいります。

9、我が会派の代表質問との関連についての(4)と(5)、在沖海兵隊が撤退した場合の面積割合と県の考えについてお答えいたします。9の(4)と9の(5)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

在沖米海兵隊の基地が全て返還された場合、在日米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約40%になると試算しております。

県としては、沖縄県議会においてこれまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止めており、このことも踏まえた形で日米両政府には基地の整理縮小を要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 6、基地行政についての(2)ア及びイ、P F O S、P F O Aに関する夏季調査結果への見解と、宜野湾市との連名での要請についてお答えします。6の(2)アと6(2)イは関連しますので、一括してお答えします。

県環境部が、平成28年度にP F O S等の全県調査を実施したところ、米軍基地周辺の河川や湧水等で高い値を示したことから、平成29年度以後、米軍基地周辺の調査を継続しております。令和2年度は県内6つの基地の周辺54地点で夏季調査を行い、そのうち36地点で国の定めた暫定指針値を超過しました。特に普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺でP F O S等の高い状況が続いており、県は両飛行場内での調査を実施するため立入り申請を行うとともに、令和元年6月には国及び米軍に立入りを認めるよう要請を行っておりますがこれまで実現しておりません。そのため今回の調査結果を踏まえ、2月12日に、両飛行場への立入り許可、国や米軍による調査・対策の実施について宜野湾市と連名で要請文を送付したところであります。

引き続き、P F O S問題解決に向けて市町村等と連携しながら取り組んでまいります。

同じく6の(3)、宜野湾市の自治会に対する聞き取り調査結果についてお答えします。

宜野湾市が実施した聞き取り調査によると、市内の全自治会が基地から発生する騒音の被害を受けていると答えております。また、県及び市が実施した令和元年度の航空機騒音測定結果でも、市内8地点中2地

点で航空機騒音に係る環境基準値を超過しており、県は、昨年9月に米軍や国に対し航空機騒音を軽減するよう要請したところです。

引き続き騒音の実態把握に努め、米軍や国に対し改善を求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長(日下真一君) 7、国道における自動二輪の第二通行帯の走行について、沖縄県で禁止されている経緯と理由及び他府県の現状についてお答えいたします。

昭和50年代、県内では複数の通行帯がある国道等で自動二輪車による急な車線変更等を原因とする事故が多発したことから、同種事故防止のため、昭和58年1月から主要な幹線道路であります国道58号、国道330号、国道329号等の総延長82キロメートルの区間において、自動二輪車の通行帯を最も左側の第一通行帯に指定する車両通行区分規制を行っております。

他府県における、自動二輪車の車両通行区分規制につきましては、平成30年の調査では、東京都、大阪府のほか3県において行われていることが確認されております。

引き続きまして、7の(2)、自動二輪の第二通行帯の走行を認めることに対する見解についてお答えいたします。

自動二輪車乗車中の死傷者数につきましては、規制を開始した昭和58年から平成16年頃までは、二輪車登録台数に比例して増加し続けたものの、規制の効果と相まって、自動二輪運転者の運転マナーが向上したことで、平成24年以降は死傷者数が減少に転じ、令和元年には、昭和58年当時を下回る状況となっております。このような状況を踏まえ、県警察におきましては、現在自動二輪車関連の事故件数等を踏まえ、段階的な規制解除に向けた手続を進めているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 8、学校における校則についての御質問の中の(1)及び(2)、防寒対策に係る校則の在り方についてお答えします。8の(1)と8の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

児童生徒の防寒着に関しては、健康面等を最優先し配慮すべきことであります。また、新型コロナウイルス

ス感染症への対応に関して、文部科学省より児童生徒の防寒対策について柔軟な対応を求める通知が発出されており、各学校においては、適切な対応が行われているものと考えております。

県教育委員会としましては、校則の見直しも含め現状に即した柔軟な対応を行うよう市町村教育委員会及び学校と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 9、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、中部河川の取水状況とP F O S等の値についての御質問にお答えします。

比謝川においては、上流で発生した汚水流出事故などにより昨年6月18日に取水を停止しました。その後、梅雨時期の降雨により水事情が良好となったことから、継続して取水を停止し、また長田川、嘉手納井戸群及び天願川についても取水を抑制しました。その後についても抑制に努めていますが、施設改良工事等による水運用上の制約がある場合など、必要な場合は、水質に配慮しながら比謝川等の取水を行っております。

なお、令和2年度の北谷浄水場浄水のP F O S等の平均値は、1月末まででP F O SとP F O Aの合計値で1リットル当たり17ナノグラムとなっております。

同じく9の(2)、中部河川等の取水量と取水割合についてお答えします。

比謝川、長田川、嘉手納井戸群及び天願川の中部河川等の令和2年度の取水量は、1月末までの平均で1日当たり合計3万8500立方メートルとなっており、平成30年度の約6割程度となっております。また、北谷浄水場原水に占める割合は、合計で約3割となっております。

同じく9の(3)、国ダム水のさらなる融通に係る進捗状況についてお答えします。

企業局では、国ダム水の融通について昨年4月以降、沖縄総合事務局と実務者間で協議を重ねております。その中で相互に確認した事項として、国ダムに計画外の余剰水は無く、ダムからの取水を増量した場合、ダム貯水率の推移は現状よりも低下し、渇水リスクが高まること、沖縄県は島嶼県であることに鑑み、異常渇水への対応が必要であること、異常渇水に備えて、あらかじめ、未利用水の活用を含めた対応手順などを備えておくこととなっております。

今後も引き続き渇水リスクを軽減しながら、ダム水

の増量の可能性等について関係機関と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしく申し上げます。

再質問を伺いますが、まず知事の政治姿勢についてなんですけれども、沖縄県における女性管理職の率について13.3%ということで、国がそもそも示した2020年代までのこの約3割という数値を達成できていないという現状について、これはなぜそういう原因なのか、もし見解があればお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

女性管理職への登用が進まない理由としましては、まず管理職登用層における女性職員の割合が少ないこと、また分野や業務によりましてはこれまで女性職員の配置が少なく、管理職としてそもそも登用できる職員が限られていることなどが起因しているものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 この場においても、議会もそうなんですけれども、県の幹部でもこれだけいらっしゃる中でお二方という——3名か今日は、労働委員会の事務局長もいますので——3名なんですけれども、こういった割合というのは変えていこうというのが今の時代の流れだと思います。この県が沖縄県の男女共同参画の状況についてということで資料を出している中で、男女の生活時間というものが見られています。その中で、妻と夫の家事関連生活時間を見てみると、この夫、妻とも有業の場合、女性だと家事関連で4時間41分で、男性だと同じ条件で51分ということで明らかに開きが出ています。これこそまさに変えていかないといけない沖縄の現状だと思います。結局、女性がいけないのではなくて、女性が出てこられない現状、仕事を辞めざるを得ない、諦めないといけないという現状をやっぱり県として変えていかないといけないと思いますけれども、その点について見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 女性がその能力を発揮して、自分らしく社会参加等もしながら仕事を続けていけるような社会の実現に向けましては、議員御指摘のとおり、古くからの役割分担意識を変えていくということが重要であると考えておりまして、今年度県におきましては、この女性が能力を発揮していくための3つの側面ということで、女性自身が

その能力を向上させながらネットワークをつくって、その力を向上させていく、女性のチカラ向上応援事業、そして男性の側が意識を変えながら家事参加の能力を高めていくというような男性のチカラ向上応援事業、そして、組織の長が女性が活躍しやすいような環境づくりに努めていくということで、先日知事のほうからもWomanちゅ応援宣言という宣言をいただきました。そのような3つの側面からの意識啓発等にも取り組んでいるところでございまして、今後もさらに進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひ、よろしくお願いします。

やっぱり変えていくためには、県庁の中から変わらないといけないと思うんですよ。知事自らこの職員に対して、しっかり誰もが活躍できる社会をつくっていくためにも、知事が先頭に立って音頭を取っていただけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 健一郎君 次は、新型コロナ対策について質疑をさせていただきます。

県の独自の緊急事態宣言というのは、この1月から2月28日まで続いていましたけれども、出さざるを得ない状況にあったと思います。その当時、県の緊急事態宣言を出したとき、各種指標というのはどういった状況だったのか。また、私の記憶では、その時期というのは国が緊急事態宣言を出して、東京だったり首都圏が国の緊急事態宣言の指定を出されたと思えますけれども、そういった地域との違いというのは、指標でどういうふうに違いがあったか御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今般、県が独自で出しました緊急事態宣言、その当時、1月19日時点の状況でございますけれども、県で定めています判断指標においては、まず療養者数、病床占有率、新規感染者数、新規PCR検査の陽性率というものが全部第4段階。その他、重症者用病床占有率、完成経路不明症例の割合が第3段階、入院1週間以内の重症化率が第1段階という状況でございました。

議員御指摘の他県の状況との比較ですけれども、これは国の緊急事態宣言が発令された11都府県と国の

判断指標で比較しますと、まず先ほどの療養者数、病床占有率、重症者用病床占有率、新規感染者数、主だった4つの指標ですが、それについては全てがステージ4という、該当する地域は3都府県、そのほか3つが該当するというのが5県、2つが該当するというのが3府県でした。沖縄県の場合はこの4つ全てがステージ4という状況にありましたので、国の緊急事態宣言発令地域と同様な感染状況にあったと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 あのと、すごく不思議だったんですよ。報道を見ていて。なぜこの国の指標で——県の指標では第4段階というすごくレベルが高い状況にあるのに、なぜ沖縄だけ外されているのか。この緊急事態宣言で、国が出さないから知事が出さざるを得ない状況にあったというふうに私は認識しているんですけども、国の緊急事態宣言の地域指定を受けた場合というのは、時短営業とかそういった協力金の違いというのは、どのくらいあったのか御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県が実施した昨年12月以降の時短要請に係る協力金ですけれども、これは国の臨時交付金の協力要請推進枠の活用で充当しております。本県は緊急事態措置の指定地域及びそれに準ずる地域となっておらず、国の支援対象となる協力金の日額の上限単価は4万円ということになっております。

なお、国の指定地域等とされていた場合ですけれども、日額の上限単価6万円として、国の財政支援を受け、時短要請の協力事業者に支給することが可能となっていたものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

緊急事態宣言の対象地域となっていた場合については、中小法人等が60万、それから個人事業者が30万円ということになっておりました。ただ、昨日発表されました一時支援金についても、全国知事会等からいろいろ要望させていただきました。玉城知事のほうからも要望していただきまして、要件が対象地域外というところにも緩和されておまして、特に沖縄県で対象となり得るといったようなものにつきましては、外出自粛等の影響を受けまして、そこから観光客です

とかそういったお客さんを対象としていた例えば観光事業者、飲食事業者ですとか宿泊事業者、小売業、それから対人サービス事業者等々も対象となり得るということになったものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 この緊急事態宣言が出されるのと国の緊急事態宣言に指定されるのとで、これだけ差が出てきている。こういう状況の中で、なぜ国の緊急事態宣言の対象地域にならなかったのかというのが皆さんの疑問、私も疑問なんですけれども、沖縄県として知事、この要請は出されたのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 昨年8月の県の急拡大以降、国に対しては毎日感染状況等を報告しております。1月7日に1都3県に緊急事態宣言が出されて、13日にはさらに追加されて11都府県になっております。その前後から県としまして国とも調整を進めているところでございました。相談をしていたところでございました。1月19日には県独自の緊急事態宣言を発出しましたが、その際にも指定への追加、それから準じた取組を行う県として財政的支援が受けられるように政府と緊密な連携を図って進めるというような発表を知事からもしたところです。その後、やはりまだ指定がされないということもありまして、1月22日に要請文書を発出しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 さっき部長の答弁にもございましたけれども、4指標、沖縄県が超えている中で指定されなかったというのは、本当に大きな国の間違いではないかなと私は考えています。本来指定されていれば、適切なお客さんに適切な支援だったりとか、お金だったりとか事業者を救うことだってできたと思います。そういった状況に対してしっかり——本来、緊急事態宣言がないことに越したことはないですけども、発出されたときにはしっかり国に責任を取ってもらわないと沖縄県の観光業とか飲食業、ひいては企業自体を守ることはできないと思います。次はしっかりできるようにしっかり声を上げていただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 健一郎君 それでは新型コロナの影響で聞き取りをしている中、観光業とか飲食業、そのほかの事

業者から様々な声が来ています。そういう状況の中で多くの議員が先ほども質問されていましたが、公共交通機関への支援だったりとか、レンタカーへの支援、特にこの減収に対する支援というものを様々な業種に対してやらないといけないと思いますけれども、その辺り県としてどのようにお考えか御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

玉城議員、先ほども私答弁させていただきましたけれども、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金がそれに該当するかと思いますので、改めて御案内をさせていただきますと思っております。

まず、この3月1日に発表されまして、ポイントは緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等に影響を受けていることですとか、それから売上げが50%以上減少しているということ、それから金額が中小法人が60万、それから個人事業主が30万となっております。これは3月8日から受付を開始するというようになっております。

沖縄の適用の可能性といいますか、そういった部分ですけれども、まず2パターンありまして、宣言地域内と直接・間接に取引のある、例えば食品加工ですとか卸売業、そういったところも可能性としてはあるということと、もう一点、外出自粛等の影響を受けている、これが一番可能性あるかなと考えておりますが、これは直接そういったお客さん相手にして売上げが大きく減少してしまったところですけども、そこが旅行関連事業者ですとか、それから他事業者として、対人サービス業、こちらのほうには理容業、美容室ですとか、結婚式場等々、あるいは運転代行事業者、そういった交通関係のところも対象になり得るということになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

ぜひこの国の対策、そしてまた県としても観光だったりとか飲食業、観光業としての沖縄のインフラを守っていくためにも、ぜひこれからもしっかり支援策を行っていただきたいと思います。本当に今何とか観光業界、お話を伺っている限りだと踏ん張ってやっている状況。非正規の雇用はどうしても外さないといけ

ないけど、正規を何とか守っている状況ですので、ぜひ沖縄の観光とその労働者を守るためにも県としてもしっかり力強く支援していただきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

比謝川からの水源について質問させていただきますけれども、この有機フッ素化合物の令和2年の環境中実態調査で、嘉手納井戸群からは230から3000、P F O S・P F O Aの数値というのは出ているんですけども、この地域からもいまだに取水はしているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 企業局のほうでも独自に毎月検査もしておりますが、議員が今おっしゃった比謝川の取水源からも取水は行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 私もこの北谷町浄水場から取水を受けている身にあるんですけども、やっぱり市民からの声だったりとか、県民の声というのは、不安に思う声って大きいんですよ。やはりこれだけ暫定基準値50からもナノグラムパーリッターからも大きく外れている数値ですので、こちら取水をやめるという方向もしっかり検討していただきたいと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 答弁。

○玉城 健一郎君 いいですか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 貴重な水源ではありますが、取水量を可能な限り減らす努力は続けるとともに、北部ダムからの融通をさらに増やすように引き続き調整を進めてまいります。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。会派沖縄・平和の次呂久成崇です。

一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

中国の海上警備を担う海警局に武器使用や外国船の強制検査権限を認めた海警法が2月1日に施行されました。領海警備に当たる海上保安庁関係者に緊張が走っています。地元の漁業関係者は、中国脅威論に疲れも見せています。

知事の見解と今後の対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

尖閣諸島周辺海域については、中国公船等による領海侵入や漁船追尾等に加え、去る2月1日に、中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じることは、断じてあってはならないものと考えており、去る2月19日に外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣に対し、当海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ることなどについて要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次の質問に行きます。

南西諸島に配備した陸自部隊に物資を運ぶ中型と小型の輸送艦3隻を2024年に導入する方針を政府は固めましたが、知事の見解について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

防衛大臣は去る2月16日の記者会見において、島嶼部に陸上部隊や自衛隊の装備品を継続的に輸送するため、2000トン程度の中型級船舶1隻と数百トン程度の小型級の船舶3隻を取得し、令和5年度末までに海上輸送部隊を新編する考えを発表しております。また、配備先については現在検討中とのことであります。

県といたしましては、部隊の配備計画や運用計画などについて引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 陸自のこの輸送艦配備というのは初めてと聞いていますけれども、配備先はまだ未定と。今、宮古島そして与那国島、石垣島のほうでも自衛隊配備が進められているんですけども、南西諸島全てが配備先になると軍事化が進むんじゃないかなと私は危惧しております。

辺野古新基地の陸自常駐報道もあったんですけども、米軍基地と自衛隊の共同使用問題、これは宮古・与那国・石垣にも配備されるとやはり在沖米軍は自衛隊施設を共同使用、そして訓練することができるわけですから、そうすると県内で在沖米軍が訓練使用できる施設や場所が増えるということですよ。それは県民の過重負担になるというふうに私は思いますが、こ



れについてやはり県は、県内の基地の整理縮小については自衛隊配備を含め、沖縄県の軍事基地化から脱却するアクションプランを明確に示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 次呂久議員御指摘のとおり、県内における自衛隊基地と米軍が一体となって共同使用するという形態になりますと、地元地域において訓練の増加によってさらなる基地負担の増加になることから、県としては断じてあってはならないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 我が会派の代表質問でもこの基地の整理縮小について、県の答弁で、当面は50%以下を目指すという数値目標の設定を求めると。そしてこの要請を受けて日米両政府においても具体的な返還計画を検討・作成していただきたいと。何か全部ボールを投げているような感じがして、県はどうしたいのかというのが、私は見えないんですね。やはりこれはしっかりと県がどうしたいんだと、50%という数字を出しているわけですから、それを明確にちゃんと示すべきじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

議員御指摘の具体の返還施設あるいは時期等については、県から提示をするという形ではなくて基地の提供責任者である日本政府と、実際に基地を運用する米政府との間で協議し、数値目標を設定していただくことが実現可能性を高める上でも有効だと考えております。

県といたしましては、この数値目標の設定に当たって日米両政府に沖縄県を加えた協議の場SACWOを設置していただくことで、例えば海兵隊の撤退を求める県議会の全会一致の決議の考え方など、沖縄県の考え方、意見を十分に反映させることによって、県民が納得できるような形での基地の整理縮小の実現を求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県民に納得していただきたいということでしたら、明確に示すべきだと私は思います。

次の質問に行きます。

県立八重山病院隣接の暫定ヘリポート運用の現状

と、恒久ヘリポート設置の取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 八重山病院隣接に設置をいたしました暫定ヘリポートの運用につきまして、現地関係機関の協力を得ながら実施をしているところでございます。供用開始以降、1月末までのヘリポートの使用実績は11月が4回、12月が5回、1月4回の計13回となっており、そのうち夜間の使用は7回となっております。

恒久ヘリポート設置の検討については、現在複数の設置案について石垣市や海上保安庁など関係機関へ意見の確認を行っているところでございます。今後、それらの意見を整理した上で設置場所の決定に向けた調整協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 現在の暫定ヘリポートなんですけれども、石垣市の区画整備事業の進捗状況にもよりますが、この使用できる期間というのはいつ頃までと考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今議員からございましたように、石垣市の土地区画整備事業が今後進んでまいります。これによって現在設置をしている暫定ヘリポートの運用が工事等に支障が生じるという時期、今最短で令和6年度、最短ですけれども、土地区画整備事業が進捗した場合にあってはその時期頃までに暫定ヘリポートの使用と。ここは仕様にもよりますけれども、こういった形でヘリポートを整備するかにもよりますけれども、仮に現在の位置——暫定ヘリポートの位置で土地区画整備事業ができない、支障が出るという形になれば、令和6年度頃を想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 昨日ですか、大浜議員も取り上げていましたが、可搬型照明ですね。なかなか議員の皆さんもどういうものか分からないので、ちょっと写真で。これ1ケースに17入っています。これが実際に設置するときは、青い印がついているところは照明と、黄色が普通のヘリポートの範囲内ですね。全部で14か所にこれを設置するわけです。この1ケース32キロあります。可搬型の照明は1個1.2キロです。これがワンセット、私は当初200万と聞いたんですけれ

ども、職員のほうに現場でも確認したら、今ワンセット140万だと。ですが、公室長は昨日は120万だと言っていたんですが、これが今2セットですね。どちらが正しい金額ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

昨日私120万と少し数字が間違っていたといいますが、少し当初のものを使っていましたけども、140万ほどとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

140万ですね。これが140万です。これを手押し台車で百数十メートル押して行って——警備員、そのために1人配置していますよね。その予算が11月から3月までで220万です。設置に10分ほどかかります。これが令和3年度4月から配置するために警備員、予算計上していると思うんですが、これ幾らか分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 予算の計上については少し確認ができませんけれども、次呂久議員も今御指摘ありましたとおり、4か月で約200万ということで年間を計算しますと約600万円程度という数字を聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 1年間で600万ですね。今ツーセットあるので280万です。そして11月から3月末までで220万、もう約1000万ですよ。副知事のほうからも昨日答弁あったんですけども、常設型の照明を設置する費用が2000万です。

先ほど私確認しました、暫定ヘリポートいつまで使用できますかと。これが早くて最短で令和6年ですよ。費用対効果とか効率的なことも考えたら私はやはり常設型の照明設置というのが安心・安全で確実じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今いろいろ庁内でも議論をさせていただいているところです。病院事業局の警備員の委託、その金額などについても我々もう少し調べてみたいと思っております。石垣市のほうの計画などもありますので、そういったところの整合性など、やはりどれだけの期間使えるか、そういったものも見た上でしっかりと整理して、費用対効果だけで議論できるものではないというふうに認識しておりますけれども、しっかりと確認した上で対応したいと思っております。今しばらくお時間いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ちょっと改めて確認させていただきたいんですけども、八重山地域の急患搬送は、そもそも広域行政を担う沖縄県が離島格差、そして医療格差を考慮して県民の命を守る人命救助優先のために行う業務だと私は認識していますが、この認識は間違っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） そのような認識の下、暫定ヘリポートの早期設置に対応したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今、病院敷地内に恒久ヘリポートの設置とかいろんな案が出ているようなんですけども、やはり今は隣接している駐車場に設置をするというふうになると、入院患者にもまた騒音の負担になりますし、次、病院を建て替えるとき、あそこはたしか予定地だったと私は認識しております。ですからそういう計画にも支障が出てくるんです。

先ほど県の本来の広域行政を担う業務なんですよ。なので石垣市の、もちろん区画整理事業の関係もあるかと思うんですが、やはり今の場所を恒久ヘリポートとしてそのまま継続してできないかというのは、私は広域行政を担う県がしっかりとそこはリーダーシップをとって石垣市と、そして関係自治体ともしっかりと話し合うべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

我々、この場所が恒久ヘリポートとして対応できるのであればこれにこしたことはないとは実は考えております。そういう方向であればその照明器具についても常設を検討する、これはすぐ可能だと思います。一方で石垣市ではいろいろな計画もあるようですし、そ

ういった石垣市の意向もしっかり我々確認しながら対応する必要があると、そういった意味でお時間いただければと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ暫定ヘリポート、今の場所が恒久ヘリポートとしてできないかという案も一緒に考えていただきたいなと思います。

次、離島振興についてです。

運休中の粟国航空路線の再開に向けた現状と課題についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では運休中の離島航空路線の運航再開に向けて、国と連携して第一航空が進める事業の進捗確認を行っているところです。同社においては、空港事務所が確保され、航空機材の耐空検査を終えたほか、パイロットの訓練開始に向けた手続など就航に向けた取組が進められております。また同社は、早期就航を優先させるため、当面はチャーター方式で運航することとしておりますが、県としては、粟国村などの関係町村も含め、定期的な就航に係る支援制度について意見交換してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 波照間、多良間線の見通しはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 第一航空にあっては粟国の就航実績がありますので、今事業計画等は粟国を先行しておりますけれども、波照間、それから多良間ですね、路線も含めた3路線これについてもスケジュール等調整しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 波照間の航空路線なんですけれども、2008年11月から運休しているんですね。それ以降、空港のほうは急患搬送のみ使用しています。2015年11月に新ターミナルがオープンしております。波照間空港です——しているんですけども、定期航空路線はいまだ一度も使われてないですよ。それで10年以上航空路線のない状態が続いています。県の本気度ってどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

当時、波照間就航のものについても関わっていたも

のですからお答えさせていただきますが、実は第一航空が就航した際に、石垣を拠点として波照間、多良間、そこを周回するようなルートなどについて竹富町、多良間村、そして石垣市といろいろ協議会などを設けて議論してまいりました。おおよその合意形成ができていて、あと一歩というところで第一航空の事故が起こったということで、この計画が今止まったという段階になっております。まずは第一航空の就航再開、そこが第一だろうと。ある程度のスキームは当時のものができておりますので、その間にいろいろ首長が変わったりということがありますけれども、我々としては、まずは粟国での第一航空の就航が決まったら、そういった当時の多良間村、そして波照間の空港での就航に向けた協議を再開する必要があるだろうと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 2008年からですから、あのとき生まれた子供はもう中学生ですよ。竹富町が今独自でスカイサンタ社と連携して協定提携して、今年9月から不定期チャーター便というのを航空路線再開目指しているんですけども、この件について竹富町と連携というのはあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 竹富町が協定を締結したのは承知しておりますし、今第一航空の状況についても竹富町に情報を共有しているところです。今後の竹富町の取組も注視しながら、第一航空の動きも並行して行いたいというところです。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 来年、再来年ということじゃなくて、早い時期に再開できるように取組のほうをお願いしたいと思います。

次に、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県では離島住民の交通コストの負担軽減を図るため、航路ではJR在来線並み、航空路では新幹線並み運賃を参考に、航路は約3割から7割、航空路は約4割の運賃低減を図っております。また病院や高校がない小規模離島については、観光客との交流人口の航空運賃を約3割低減しております。さらに那覇—久米島の航空路線について

は、平成30年度から交流人口も新たに対象とし、県と町合わせて約2割の運賃低減を図って実施しております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これはソフト交付金ですよ。10年前は確かにそれがなくて高額な航空賃を払っていたんですけども、ただ今でも6割自己負担なんです。この6割自己負担というのは、この運賃低減というのは、県はこれは妥当だと考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 確かに6割相当額でも万を超える単位になっております。ただし離島がもし地続きならば、本土の場合だったらどのような移動手段で、どのぐらいのコストがかかるかというところに着目して制度を設計しております。新たな沖縄振興の制度にあっても、これを安定的・継続的に実施していくためには、一括交付金ではなくて制度化が必要ではないかということで制度提言も図ることにしております。継続して安定的に実施する、これが県の取組でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 私はこの事業、評価はしています。ただ、今部長がおっしゃったように地続きならばなんです。沖縄県は海洋島嶼県ですよ。1000キロと400キロ。地続きじゃないんですよ。なのでそもそもこの基準というのをやっぱり見直して、しっかりと制度化に向けて取り組んでいかないといけないんじゃないかなと私は思っています。

今3月、ピーク期です。片道1万1370円です。往復2万2470円。私、今年度何回往復したかと数えました。40往復しました。これ全部調べようと思って議員になったときから調べたんですけど、年間大体60前後往復しています。一番多いときで83往復していました。同じように児童生徒の派遣などもみんな補助はあるんですが、この6割負担というのはずっとやっているんですよ。ですから離島振興ということでこの交通コスト負担軽減事業をやっていただいているんですけども、やはりいま一度しっかりと事業についても見直しも必要じゃないかなと思っておりますので、ぜひ取組のほう強化していただきたいと思っております。

次、新石垣空港アクセス道路の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

石垣空港線の令和2年度末の進捗率は、事業比ベ-

スで約56%となっております。平得交差点から市道タナド一線交差点までの1.8キロメートルについては暫定2車線で供用しており、新八重山病院へのアクセスが向上しております。現在、新石垣空港から石垣市道の産業道路までの約2キロメートルについて、早期の供用を目指し、重点的に整備を推進しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今、県立八重山病院の隣に石垣市役所の新庁舎を建設中です。今年年内、または年度内に完成して開庁する予定というふうになっているんですけども、そうするとその隣にまた消防もあるんですね。消防署も。朝の通勤ラッシュとかそういうときはかなり渋滞が予想されるんじゃないかなと思っております。なので、やはりその区間、今は2車線なんですけれども、やはり当初の4車線予定、早めに供用開始というのはできないのかということをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 先ほど答弁しましたが、今現在石垣空港から石垣市道の産業道路までを優先的に整備しておりますが、その4車線で供用すべき区間、その交通状況に応じて早めに工事をする必要があれば、また検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 部長、旧大浜町の浄水場施設跡地部分というのは、進捗状況はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

旧大浜町の浄水場跡地につきましては、今施設の撤去について調整中ございまして、まだその部分の工事に着手できる状況ではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 早めの供用開始、全区間、ぜひお願いしたいと思います。

次、離島フェアのオンラインの実績と来年度以降の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今年度の離島フェアは、コロナ禍を踏まえオンライン開催となりましたが、公

式サイトにおいては約37万回のページビューがあるなど、多くの方がウェブを通じて離島の魅力に触れていただいたと認識しております。また公式サイトでの販売等による総売上額は、2月12日時点で約550万円となっております。来年度については、今年度の実施内容等を検証しつつ、今後の感染状況等を踏まえ主催者である離島振興協議会と適切な実施方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 改めて聞きたいんですけども、離島フェアの目的を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 離島フェアは、島々の魅力を沖縄県内外へ発信し、島の産業振興と地域間交流を促進することで地域活性化を図ること、これを目的としております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今回初のオンライン開催ということで、課題もいろいろあったと思います。周知方法、こちらにいる知事、副知事、部局長そして我々議員もそうなんですけれども、わたしたちショップ国際通り店でもやっていました。そこにどれだけの人が足を運んだのかというのは、私も皆さんに聞きたいんですけども、時間がなくて聞けません。私は一応4回行きました。

ただ今回、私は先ほど目的でも言いましたけれども、離島相互間の交流ということで、事業者同士の交流の場でもあるんですよ。今回は、40社参加、前年度までは121社ですか。なぜ今回できなかったのか。また次どうするのかということも含めて、きちっと来年度以降の開催に向けては、そういう検証というのは必要だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回の開催に当たって課題として挙げられますのが、ウェブ上で販売する際に必要となる正確な食品表示に対応する必要があった。ところがこれが時間的な制約もあり、離島フェアの開催までに十分できなかったという事情もある。これも原因の一つと考えております。これらの課題等も今後検証して、離島振興協議会等も含めて次年度の開催方法も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次、新過疎法の制定について、その制定に伴い、現状で適用除外となる自治体数について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな過疎法の制定に伴い、現行の県内過疎市町村18団体のうち、過疎地域から外れる見込みの団体は2団体となっており、大半の現行過疎市町村が引き続き地域指定を受けると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この新法の経過措置案の詳細について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まず経過措置期間、これが平成12年——現行法の場合は5年だったものが今回は6年、さらに財政力の弱い団体は7年となっております。また過疎債の発行限度額の引上げ等の充実が図られる見込みであると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今回卒業する自治体というのが竹富町と北大東村という答弁があったと思うんですけども、この竹富町と北大東村なんですけども、財政力が低い自治体というふうになるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 2団体は財政力が低い団体に該当し、経過期間は7年になると見込んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この経過措置案の内容に対して、県の評価と見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今回の新たな過疎法の改定案については、先ほど申し上げたように激変緩和措置が拡充されている。このことは、過疎地域の実情に対し特段の配慮がなされたことによるものというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、除外となる予定の竹富町と北大東村の財源に占める過疎債の割合について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 令和元年度の歳入予算ペー

スで申し上げますと、北大東村は過疎債の発行額が全体の4.4%、竹富町は歳入予算全体の9.8%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この経過措置期間というのは、やはり終わりがありますので、それも見据えてこの2自治体とは情報交換もしながら、次なる支援というのは考えていただきたいなと思っております。

次、農林水産行政について聞きます。

地域未来投資促進法を活用し、石垣島で予定されているゴルフ場整備計画は、予定地である農地の用途を変更する農地転用が最大の課題となっているようなんですけれども、県の見解と石垣市との今後の協議について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

地域未来投資促進法では、計画地に農地が含まれる場合には土地利用計画を策定することとなっております。現在、石垣市からゴルフ場建設に伴う土地利用調整計画の事前調整案が提出されておまして、調整を続けているところであります。同計画案においては、広大な農用地区域が含まれていることから、県としましては、地域未来投資促進法における土地利用調整の基本方針及び農振法を踏まえ、石垣市と十分な調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 国の基本計画の同意を得て、これから土地利用調整計画案を作成するという段階だということなんですけれども、この計画は優良農地の保全を前提としていまして、国から確認する基本方針、先ほど部長がおっしゃいました基本方針が示されているんですが、この基本方針事項の内容と農振除外、農地転用の要件の違いは何か伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

地域未来投資促進法の基本方針に定める、土地の農業上利用との調整に関する必要な事項としまして、主な事項を申し上げます。まず1つ目に、農用地以外の開発を優先すること。それから2つ目に、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じさせないこと。それから3点目に、面積、規模が最小限であること。4点目に、面的整備を実施した地域を含めないこと。5点目に、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすることというのが主要な調整方針となっております。調整方針につきましては、農

振法における農用地の除外要件と同義とされているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 通常の農振除外や農地転用の手続というのは、どれぐらいの期間を要しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

通常、農振農用地除外につきましては、最短で3か月から4か月程度、それから農地転用につきましては、最短で2か月程度の期間を要しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 基本方針の確認事項と、農振除外、農地転用の要件が同じということは国も示しております。しかし石垣市のほうは、促進法を活用したほうが通常の農振除外また農地転用の手続を踏むよりスムーズに進むというふうに説明しているんですけれども、それは私はちょっと違うんじゃないかなと理解しているんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

地域未来投資促進法の第18条におきましては、土地利用調整計画及び地域経済牽引事業計画の策定後に農地場の処分が求められた場合には、施設の整備が円滑に行われるように配慮することと明記されております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この計画予定地には、100ヘクタール以上の優良農地を含んでいるので、やはり膨大な面積ですのでかなりハードルは高いんじゃないかなというふうに思っております。年内工事着工という報道があったんですけれども、県のほうはどうですか。見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、地域未来投資促進法を活用したゴルフ場建設計画につきましては、石垣市から提出のあります事前調整案に基づきまして現在調整を進めているところでありますが、他法令の関わりもある場合もありますので、現時点で着工の見込み等については、なかなか承知し難い部分がありますので御理解いただきたい。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、日台漁業協定取決めによる地元漁業者の影響について、現況と課題を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

日台漁業取決めにつきましては、多くの本県漁業者が台湾漁船とのトラブルに不安を抱えながら操業している中、昨年の日台漁業委員会が新型コロナウイルスの影響により中止となったため、今年度の操業ルールにつきましては、昨年度のルールを継続することで留意をしております。課題としまして、八重山北方三角水域における台湾漁船の漁具流出に関するルールの徹底、それから次の協議会が新型コロナウイルスの影響によりましてまだ開催未定となっているということが現在課題として上げられております。

○次呂久 成崇君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほど部長のほうからありました、この北方三角水域と併せて——実はここは地元の漁業者も台湾漁船が来るので行けないと、大型船ですから行けないということで、台湾が独自で引いた暫定執法線がありますよね。これは石垣島から南のほうの50海里周辺なんですけれども、実はここにも台湾漁船が入ってきて、なかなか地元では漁場が確保できないと。それで三角水域のところとか尖閣のほうには海保や水産庁のパトロールは行くんですが、どうもこの南のほうにはなかなか来ないんだと。それで結局漁業者の皆さんは、自分たちはどこにも漁場を確保できないんだということを訴えているんです。ぜひそこから辺、地元の漁業者と直接意見を交換する場をつくって、この声を聞いていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

今次呂久議員からもありましたように、先島の南側の漁場はマグロ等の好漁場となっております。同水域におきましては、一部の台湾漁船が操業を行っていることから、規模の小さい本県漁船の操業に支障があるということで、漁業者からも聞いているところでございます。そういった漁業者の日頃の課題とか、そういう不安に思っていることを含めまして、やはり意見交換はやっていきたいと思っております。これまで県漁連の役員の皆様からも状況については聞いておりまして、一

緒に要請等も行っております。引き続きそのような形で対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 漁協などの関係団体との意見交換ももちろんなんですけれども、やはり地元漁民の皆さんの声を直接聞くということが私は大事だと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

次に、県の試験研究機関の施設及び研究概要等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

県では、農林水産業の振興を図るために試験研究機関で各分野の研究に取り組んでいるところであります。農業研究センターでは、パイナップルなどの新品種の育成、それから栽培技術について、畜産研究センターでは、県産種雄牛の造成やアグー豚の肉質向上について、森林資源研究センターでは、森林管理技術や県産木材の利用加工について、水産海洋技術センターでは、水産資源の持続的利用や養殖技術について、海洋深層水研究所では、海洋深層水を利用した養殖技術等について研究を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 1月に私たちは、石垣の水産海洋技術センター石垣支所のほうに行っていました。こちらは昭和41年に設立しているんですけれども、ちょっと写真を御覧いただきたいのですが、この琉球水研支所という古い建物です。施設はこんな状況です。こういうところで研究がされているわけなんです。私は、県の試験研究機関というのが、これから次期振計の中でもどういう位置づけなのかということもちょっと確認したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画における農林水産技術の開発と普及の施策目標の実現に向けて、試験研究機関において研究開発を推進しているところであります。新たな振興計画（骨子案）では、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進を基本施策に位置づけており、地球温暖化による生産現場への影響や、農林漁業従事者の減少、高齢化の進行など農林水産業を取り巻く自然環境、社会環境の変化に伴う課題の解決を目指して試験研究を推進していくこととして

おります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この研究を継続していくためには、やはりスタッフが必要不可欠だと思います。今後のこの人材定着、育成、活用についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

まず本県の農林水産業の振興を図るためには、農林水産技術の開発を担う研究員、それから研究現場で栽培管理及び特殊機械による作業を担う農林水産技能員の育成確保が重要であると考えております。

県としましては、派遣研修や各種講習会の受講などによりまして、試験研究に携わる人材の育成を図ることで、情勢の変化に対応できる新たな技術の開発を継続して実施できるように人材育成、研究の体制維持強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

最後に、教育行政について。

学校職員定数条例の一部を改正する条例の議案提出理由と、現状について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

学校職員の定数条例は、毎年度児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があることから改正をしているところでございます。

今議会に提案しております令和3年度の条例定数は、県立高等学校で4034人、県立特別支援学校で1851人、県立中学校で49人、市町村立小中学校で1万482人、合計1万6416人となっております。令和2年度と比べ185人の増となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 少子化で、県内でも小・中・高の児童生徒数というのは、減少傾向にあるんですけども、特別支援学校の在籍者数と小中学校の特別支援学級の在籍者数は増加しているんですよ。その要因は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

幾つか制度の改正等がございました。まず平成19年度に特別支援教育が始まりまして、障害のある児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた対応をすること

になったということを受けまして、保護者等の特別支援教育に対する理解、啓発が進んだと。また、平成28年度では特別支援学級の設置要件の加配や下限撤廃がありまして、対象一人でも設置が可能となった。そういったことがありまして、増えているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 特別支援学校を選択する保護者も多いというふうに今聞いております。ただ普通校でも支援学級の専門性というものがやはり問われてくるかと思うんですけども、その取組というのはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

まずお断りしておきますが、特別支援学校への就学については、学校教育法施行令の22条の3で障害の程度が規定されていまして、それに該当する場合に限り就学が可能ということになっています。一方、当然ながら特別支援学級が増えてきておりますので、そこにつきましては、県主催の特別支援学級の担当者の研修であったり、教育委員会主催の免許法認定講習でしっかり有資格者等を確保することで、特別支援学級における特別支援教育または特別支援学校における特別支援教育について充実していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 教職員の働き方改革に関する取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定いたしまして、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、また部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。また令和2年3月には、県立学校教育職員の勤務時間の上限の目安時間について、方針を定め取組を進めているところです。

引き続き実行性のある取組を推進し、教職員の働き方改革に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 制度導入で教職員の働き方改革、実現できますか、教育長。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。



○教育長（金城弘昌君） お答えします。

議員御指摘の教育職員に係る1年単位の変形労働制のことかと思いますが、この制度につきましては、令和元年の教育職員の給与特別措置法の改正で、都道府県の条例で定めることで運用ができるというふうになっています。ただ一方でこの件につきましては、中教審で議論がなされておりまして、同制度については実施することにより、学期中の勤務が現在よりもさらに長時間化しては本末転倒であるといった御指摘もありますので、導入に当たっては、まず県教育委員会としましては、業務を削減していわゆる働き方をしっかりした上で、長時間を是正する必要があると考えています。

制度の導入については、他県の状況も踏まえながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 全国的にも、公立小学校の教員採用試験受験者が減少しているんですけども、見解と対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

特に今年度、小学校教員の採用試験の状況ですけれども、1008人となっております、5年前の平成27年と比べますと353人、25.9%の減となっております。受験者数が減少している要因としましては、コロナ禍で状況が変わっていますが、昨年度までは景気拡大による他業種への流出ですとか、長時間労働など教職員に対するイメージの低下、また採用者数を平成24年ぐらいから350人以上取っていますので、そういった拡大による影響などがあるのかなと考えています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県の教職員の病休、全国の2倍、そしてその中でも精神を患っての休職は全国の3倍となっていますので、人員配置も含め、やはり教職員の働き方改革をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん こんにちは。

ていーだネットの喜友名智子です。

今日、後から言いたいことがたくさんあるので、早速質問に入ります。

1、保育行政について。

待機児童の解消がまだ見えず、保育施設の量がまだ必要である一方で、保育園での乳幼児の学びと発達の充実にも目を向ける必要があります。

そこで伺います。

(1)、現在の保育園は制度上、家庭保育ができない親のための施設と位置づけられています。就業していたり、病気だったりで親御さんの都合の部分で園に入れているというのが一応は制度上の仕組みなわけです。そのために保育園でこの乳幼児期の発達と育ち、子供中心の保育をするためにどう充実強化しているかという観点で、保育の質についての県の考えを伺います。

(2)、保育士の待遇改善に向けた県の取組と次年度の計画について伺います。

(3)、県の委託事業として行われている、養育里親事業の概要と取組状況について伺います。

2、教育行政について。

教育委員会が今年4月から35人学級を中学2、3年生に拡大すると決定しました。既に小学校1、2年生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生まで35人学級を導入している沖縄県で、さらに子供たちの学びの環境がよくなることを期待いたします。

(1)、中学2、3年生の35人学級について、かかる予算と人員計画の見通しを伺います。

(2)、特別支援学級の急増の背景と、対応する職員体制について伺います。先ほど次呂久さんの質問と一部かぶりますので、簡潔にお願いいたします。

(3)、新型コロナ対応で始まったオンライン教育の進捗状況について伺います。

(4)、沖縄県の学力調査結果と、児童生徒一人一人に合った学び支援についての現状を伺います。

3、家庭支援について。

沖縄県子どもの貧困対策計画では、施策の方向性として、学校を子供の貧困対策のプラットフォームにと位置づけております。一人一人の子供、それぞれの家庭が置かれた状況に対して、行政による一律の対応だけでは不十分なケースというのが考えられます。

そこで、お伺いいたします。

(1)、県内において、子育てが困難な家庭を支援するためにどのような取組があるのでしょうか。

(2)、沖縄の保育・教育が子供たちの将来にどのような影響を与えるか、長期にわたり検証できるように、30年、40年の長期スパンで大規模調査プロジェクトが必要ではないでしょうか。

4、新たな沖縄振興計画の骨子案についてです。

沖縄は海に囲まれている海洋島嶼圏です。骨子案の中で、ブルーエコノミーや海洋都市構想というキーワードが出てきました。大変大きな可能性を感じております。

(1)、骨子の計画策定の意義にある海洋島嶼圏としての振興について内容を伺います。

(2)、新しい産業の創出について、特にサービス産業が多い経済構造の沖縄で、第1次、2次産業をどう発展させるのか見通しを伺います。

(3)、慢性的な交通渋滞が課題の沖縄にとっては、交通ネットワークの改善は必要です。車依存社会からどう脱却するか現状と見通しを伺います。

5、改正種苗法などの対応について。

私、昨年6月の議会より継続してこのテーマ、質問をしております。日頃より農林水産部の皆様にはある意味、地味なテーマながら取り組んでくださっており感謝しております。廃止された種子法、改正種苗法に県が取り組むことは、沖縄農業の振興、地産地消の推進、食と農の安全、沖縄の食ブランド形成など様々な分野にわたる重要な取組です。

(1)、種苗法改正に当たっての県の取組について伺います。

(2)、農業競争力強化支援法第8条第4項、「都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。」という内容について、公的種苗事業は引き続き必要であるとの立場から、県の見解を伺います。

(3)、沖縄の在来作物を守り活用するための県の取組について伺います。

(4)、沖縄県の試験場における研究職と現業職員の配置状況について伺います。

6、県外・海外事務所の活動実績について。

(1)、沖縄県の県外事務所、海外事務所の役割を伺います。

(2)、これまでの活動実績と、次年度の計画、必要な人員体制を伺います。

7、新型コロナウイルス対策について。

県の緊急事態宣言が解除され、昨日沖縄にもワクチンが届いたとの一報がありました。とはいえ、毎日の死亡者数、そして新規感染者数などを見ていると、なかなか終息は遠いという印象を持っています。これ

まで県は医療体制の確保を最優先とする対策を続けてきましたが、この1年ほど断続的に外出自粛、時短営業が続いた結果、零細事業者の経営状況が急激に悪化しています。

(1)、すみません。こちらは代表質問で答弁があったため取り下げます。

(2)、新型コロナウイルス蔓延による県内経済への影響について。

(3)、県がこれまで行ってきた経済面での支援について。

(4)、時短協力金の振込が当初予定の2週間程度から大幅に遅れた理由は何か。こちら先ほど答弁でありましたので簡潔にお願いいたします。

(5)、病院での看護師業務、小・中・高校の養護教員の負担が多いという実態がありますが、現状と今後の県の対応について伺います。

8、琉球歴史文化の日条例（仮称）について。

この条例につきまして、その意義が複数あると考えております。ウチナーンチュ、県民自身が自らの歴史と文化を学び身につけること、首里城の再建と連動すること、イベント自粛で苦境にある文化・芸能分野で活動する方々との連携などです。

そこでお伺いいたします。

(1)、子供たちが琉球の歴史と文化を学ぶため、保育園や小・中・高校で関連した取組や授業の予定はあるでしょうか。

(2)、首里城再建と連動した取組が必要と考えますが、県の考えはいかがですか。

(3)、終了した意見募集に寄せられた内容について伺います。特に地域ごとに意見の特徴があるかどうかをお聞かせください。

(4)、文化と歴史を生かした観光にこの条例をどうつなげていくのか伺います。

9番、会派関連の質問について。

(1)、瑞慶覧功議員の質問。男女共同参画計画、クオータ制に関連しまして、県での女性管理職及び審議会での女性登用の現状と、知事部局と教育委員会での女性登用率を上げるための取組について伺います。

(2)、翁長雄治議員が行いました質問のうち、SACO合意についてです。合意には米軍基地の返還に加えて、地位協定の改定や運用改善についても記載があります。進捗を伺います。

(3)、こちらも翁長雄治議員が行った質問です。ゆがふ製糖工場の老朽化対応に関連しまして、サトウキビの高付加価値利用についてのこれまでの取組について伺います。特に副産物の発生量と利用状況、今後の

可能性について伺います。

以上、答弁をお聞きしまして再質問をいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

琉球歴史文化の日条例（仮称）についての御質問の中の8の(4)、観光に条例をつなげることについてお答えいたします。

ウイズコロナ時代の沖縄観光におきましては、沖縄の独自の歴史や多様で豊かな文化といったソフトパワーを最大限発揮することにより、量だけでなく質の向上も図ることが重要となります。

今回、条例として提案しております琉球歴史文化の日につきましては、先人たちが作り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる日とするため、県のみならず市町村や民間団体等とも連携し、全県的な取組となるよう進めてまいります。こうした琉球歴史文化の日を中心とした様々な取組により、観光客が沖縄の歴史や文化に触れる機会が増加するだけでなく、県民自らが足元の歴史と文化を掘り起こすことによって、ソフトパワーを発揮した観光資源となり観光の質の向上に貢献するものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、保育行政についての御質問の中の(1)、保育の質向上についてお答えいたします。

県としましては、保育の質向上を図っていくためには、各種研修の実施や保育士の負担軽減を図ることが重要であると考えております。そのため、県においては、職員の専門性の向上を図るキャリアアップ研修等を実施しております。また保育士は、保育の実施のほか、保育の指導計画作成や登園管理、保護者との連絡など、様々な業務を行っていることから、県では、保育補助者の配置やICTの導入等を支援するなど、保育士の負担軽減に取り組んでいるところです。

同じく1の(2)、保育士の処遇改善についてお答えいたします。

保育士の処遇改善については、国において、毎年、公定価格の改定が行われ、令和元年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士給与は月額22万7700円、年額328万7500円となっており、平成24年と比較す

ると月額5万1400円、年額73万2700円の増となっております。また、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援を行っており、令和3年度においても、保育士の確保や処遇改善に係る予算を計上したところです。

同じく1の(3)、養育里親の育成の取組についてお答えいたします。

県では、要保護児童の家庭的な環境での養育を推進する観点から、社会的養育推進計画に基づき、里親を育成する様々な取組を行っております。その一環として、里親リクルート・トレーニング事業では、乳幼児の一時保護の担い手を確保するため、乳幼児を短期間預かることができる里親の新規開拓、育成、相談対応等を行っております。

県としましては、引き続き多様なニーズに対応できる里親を育成し、家庭的な環境での養育の推進に取り組んでまいります。

次に3、家庭支援についての御質問の中の(1)、子育てが困難な家庭への支援についてお答えいたします。

県においては、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実を図るため、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業や、子供の預かりを希望する方とそれを支援したい方をつなぐファミリーサポートセンター事業など、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の取組を支援しております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

同じく3の(2)、保育が子供に与える影響についてお答えいたします。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、その後の発達や学びの連続性を踏まえて、質の高い教育・保育の提供体制及び福祉と教育の連携体制を確保することが重要であると考えております。このため、第二期黄金っ子応援プランに基づき、県教育委員会と連携し、乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保及び資質の向上等に取り組んでおります。

次に9、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、審議会等への女性の登用状況についてお答えいたします。

令和2年4月時点における県の審議会等における女性の登用率は29.9%、各種委員会を含む県の管理職に占める女性の割合については、13.3%となっております。女性委員40%未満の審議会等については、委員改選の際に事前の協議を行うとともに、各関係団体の委員推薦の際には、積極的に女性を推薦していただ

くよう依頼するなど、女性委員の登用促進を図っております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、沖縄県男女共同参画行政推進本部を設置し、全庁的に取組を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 2、教育行政についての御質問の中の(1)、35人学級の予算等についてお答えします。

県教育委員会では、令和3年度から、中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大することとしており、必要な教員は約180人、予算額は約11億円を見込んでおります。

同じく(2)、特別支援学級の職員体制についてお答えします。

小中学校の特別支援学級については、特別支援教育の理解啓発が進んだことや、平成28年度に特別支援学級の設置要件である児童生徒数の下限を撤廃したことにより、平成22年度は444学級、平成27年度は680学級、令和2年度は1432学級と増加しております。特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の所有者は、令和2年度学校基本調査によると549人となっております。県教育委員会では、認定講習を実施するなど、特別支援学校教諭免許状の所有者数の増加に努めております。

同じく(3)、オンライン教育の進捗状況についてお答えします。

県教育委員会としましては、臨時休業に備え、職員研修を行い、オンライン学習の教材作成の支援を行ってまいりました。9月以降、学級閉鎖等を行った県立高校では、オンラインを通して学習課題のやり取り等、学習状況や実態に応じて工夫した取組を行っております。オンライン学習の環境整備については、県立学校への希望調査等を基に、約1700台のWi-Fiルータを整備し、タブレット端末は、県立及び市町村立学校で約9万8000台の整備を進めております。今後ともコロナ禍にあっても学習の継続が図られるよう支援に努めてまいります。

同じく(4)、学力調査の結果を踏まえた学びの支援についてお答えします。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等を目的として実施しております。県教育委員会では、学力調査等の結果分析による児童生徒の実態把握を基に授業改善を進めてお

ります。また、学校においては、学習内容の理解が遅れている児童生徒を含めた一人一人の学習状況を踏まえて、少人数指導、チームティーチング等、きめ細やかな指導の充実を図っております。

次に3、家庭支援についての御質問の中の(2)、教育に係る大規模調査プロジェクトについてお答えします。

県教育委員会では、10年間ごとに教育振興基本計画を策定しており、策定に際しては、生徒や保護者に対し基本的な調査を行っております。また、施策実施の際には、計画に記載している成果指標等の進捗を確認し、改善を図ることとしており、継続して状況を把握することで、長期的にも検証することが可能となるものと考えております。

長期にわたる大規模な調査プロジェクトについては、提案として受け止めさせていただきたいと考えております。

次に7、新型コロナ対策についての御質問の中の(5)、養護教諭の業務の現状と対応についてお答えします。

県教育委員会では、小・中・高校への感染症対策の調査の中で、一部の養護教諭から、衛生用品の調達や消毒に係る作業等が負担との声があることは承知しております。そのため、管理職研修会等において、学校全体で感染症対策に取り組むよう促してきたところです。また、学校においては、感染症対策を含め、学校保健を担う保健主事がありますが、養護教諭が兼務している事例が見受けられることから、さらなる負担軽減策として、県立学校においては、原則、兼務させないよう通知したところであります。

次に9、我が会派の代表質問との関連について(3)、県教育委員会における女性管理職登用の取組についてお答えします。

県教育委員会では、平成28年4月に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、管理職に占める女性職員の割合を15%にすることを目標に、女性の職域の拡大等に取り組んでおります。令和2年度における女性管理職の割合は19.1%と、前年度より0.8ポイント増加しております。現在、次期行動計画の策定作業を進めているところであり、女性の職域の拡大に引き続き取り組むとともに、管理・監督能力を発揮できるポストへの積極的な配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長(宮城 力君) 4、新たな沖縄振興計画(骨子案)についての(1)、海洋島嶼圏についてお答えいたします。

新たな振興計画(骨子案)における海洋島嶼圏沖縄の振興では、広大な海域に多数の離島が散在すること等の地理的事情など4つの特殊事情を根拠として、沖縄振興特別措置法等に基づく各種特別措置が講じられていること、本県は、今もなお特殊な諸事情を抱え続けており、国の継続的な支援が必要であることを記載しております。

同じく4の(2)、第1次、第2次産業の発展についてお答えいたします。

本県は、復帰以降、経済規模は拡大しておりますが、第3次産業のウエートが高く、観光需要や県民の消費需要に依存する経済構造となっているため、コロナ禍で経済活動が停滞し、需要が大幅に落ち込んだことで、観光関連産業を中心に幅広い業種で深刻なダメージを受けております。

県としましては、新たな産業の育成と併せて、第1次から第3次に至る既存産業の高度化を図ることが重要と考えており、先端技術の導入やデジタル技術の活用、比較優位を生かした高付加価値化等を推進することで、強くしなやかな経済の構築を実現していきたいと考えております。

同じく4の(3)、沖縄に必要な交通ネットワークについてお答えいたします。

交通渋滞の緩和には、過度な自動車利用から公共交通への利用転換が重要と考えております。このため、県では、長期的観点から、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組んでいるところです。また、短中期的には、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入に向け、ノンステップバスの導入やバスレーンの延長等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 長嶺 豊君登壇]

○農林水産部長(長嶺 豊君) 5、改正種苗法などの対応についての御質問の中の(1)、改正種苗法への対応についてお答えします。

令和2年12月に改正種苗法が成立し、令和3年度から登録品種の海外持ち出しや栽培地域の制限が可能となる一方、登録品種の自家増殖については、令和4年度から許諾制へと移行します。県では、今年2月に県育成品種の海外への流出を防ぐため、同法に基づき海外持ち出しの制限を国へ申請したところでありま

す。また、自家増殖の許諾制の運用に向けて関係機関等と調整を進めております。

県としましては、引き続き生産者や生産団体と意見交換を行い、生産現場に支障が生じないように対応してまいります。

同じく(2)、農業競争力強化支援法への対応についてお答えします。

県の試験研究機関では、登録品種、遺伝資源、育種や種苗の生産に関する技術、情報などの知見を有しております。農業競争力強化支援法第8条第4項により、知見の提供依頼があった場合には、本県農業の発展に寄与するものであるか、また、生産者にとって有益なものであるかを確認した上で、対応する必要があると考えております。

県としましては、引き続き知的財産を適切に管理するとともに、新品種の育成や優良種苗の供給に取り組んでまいります。

同じく(3)、在来作物の保存と活用についてお答えします。

県では、地域で受け継がれている伝統作物の収集を行い、農業研究センターにおいて、23科75種152系統を保存しております。また、島ヤサイ産地拡大推進事業等により在来作物を活用した産地の育成支援として、島ニンジンや島ラッキョウ等の鮮度保持や作業省力化技術の開発等に取り組んでいるところであります。

県では、引き続き市町村等と連携し、産地化を図るため、在来作物の保存・活用を推進してまいります。

同じく(4)、研究職と現業職員の配置状況についてお答えします。

農林水産部の5つの研究機関における令和2年度の定数は、合計で研究職が115名、現業職員である農林水産技能員が37名となっております。

9、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(4)、(5)、製糖副産物の利用及び高付加価値化に向けた県の取組についてお答えします。9の(4)と9の(5)は関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えします。

製糖工程から発生する主な製糖副産物について、令和元年2年期においては、バガスが約20万3000トン、糖蜜が約2万1000トン産出されており、工場の動力源としての燃料や工業用アルコール、家畜飼料への添加等に利用されております。

県としましては、引き続き関係事業者等とも連携し、従来の製糖副産物の利用に加え、機能的食品や生分解性プラスチックなど製糖副産物の高付加価値化による総合利用について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 6、県外・海外事務所の活動実績についての(1)及び(2)、県外事務所の役割及び活動実績等について。6(1)と6(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

総務部所管の東京事務所は、国の省庁や関係機関等との連絡調整、必要な情報収集、企業誘致及び観光物産等の紹介などの役割を担い、職員体制は21名、そのうち3名は商工労働部との兼務となっております。年間を通して、国への三役要請の対応、全国知事会議をはじめとする各種会議、観光イベント等のPR、県人会との交流等を行っており、次年度も引き続きこれらの活動に取り組むこととしております。

次に9、我が会派の代表質問との関連についての(3)、県の女性管理職を増やすための具体的な取組についてお答えします。

知事部局における女性管理職登用率は、令和2年4月1日現在、14.7%となっております。女性管理職を増やす取組として、これまで女性職員の配置が少なかった分野にも積極的に女性職員を配置しております。さらに、班長級のマネジメント能力等を高めるため、自治大学校による地方公務員女性幹部養成支援プログラムへ毎年3名から4名を派遣しております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性職員の育児参加の促進等の取組を通じ、女性職員が能力を発揮し活躍できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 6、県外・海外事務所の活動実績についての御質問の中の(1)及び(2)、県外・海外事務所の役割及び活動実績等についてお答えいたします。6の(1)と6の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

商工労働部では、大阪及びアジア地域6か所の県外・海外事務所を所管し、県産品の販路拡大や観光誘客、企業誘致、県内企業の海外展開支援等の活動を行っております。これらの取組により、飲料品や加工食品など県産品の販路拡大、国内外からの観光客数の増加等につながっております。次年度においても、各事務所県職員と現地スタッフ、県庁関係課の連携体制の下、Eコマースやオンライン商談会等の促進による県産品需要のさらなる拡大や観光業の早期回復、臨空・臨港型産業の集積に向けた企業誘致、県内企業の海外展開

支援等に取り組んでまいります。

次に7、新型コロナ対策についての御質問の中の(2)及び(3)、県内経済への影響と県による経済面でのこれまでの支援についてお答えいたします。

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、行動や接触機会の制限等により観光需要が落ち込んだことで、農業など第1次産業からサービス業など第3次産業まで、幅広い産業で多大な経済的影響を受けているものと認識しております。そのため県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、安全・安心の島沖縄の構築と県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、これまで14次にわたる補正予算により、感染症対策を含む総額約1626億円の予算を確保し、必要な対策を切れ目なく講じてまいりました。また、2月補正予算及び令和3年度当初予算では、感染症対策に185億円、経済対策に206億2000万円、セーフティネットとしての生活支援に136億3000万円、事業者支援に530億6000万円、合わせて1058億1000万円の各種施策を実施または実施することとしております。県のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策関連予算としては、感染症対策及び生活支援予算で1094億2000万円、事業者支援のための資金繰り支援を含めた経済対策予算で1381億5000万円、合計で2475億6000万円となっております。

今後の県経済の回復に向けては、まずは感染症等による社会経済面のリスクを極小化することが前提となることから、新しい生活様式に適合する水際対策の設定など、安全・安心の島沖縄の構築を図るとともに、域内の経済循環のさらなる強化が必要だと考えております。その上で当面の経済対策として、まずは最重要課題である事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の拡充や、雇用調整助成金の上乗せ助成等を継続してまいりたいと考えております。さらには、経済回復のための需要喚起策を加えた回復期の出口戦略として、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの第2弾の発行、県産品の県外向け送料支援及び奨励キャンペーン、おきなわ彩発見キャンペーン第3弾の実施、県産のお土産品や農林水産物の学校給食への提供など、商工、観光、農林の産業振興分野で総額約559億円を計上し、当面の経済対策として取り組んでいきたいというふうに考えております。今後も感染症対策を徹底し、経済活動への影響を最小限にとどめるため、必要に応じ追加の補正予算も視野に入れ、関係部局一丸となって切れ目のない経済政策を講じてまいりたいと考えております。

同じく7の(4)、時短協力金の振込遅れの理由についてお答えいたします。

営業時間の短縮要請に係る協力金支給事務については、要請期間の延長等に対し、事務処理体制の準備に時間を要しておりましたが、現在は体制を強化し、事務処理の迅速化を図っているところであります。

県としては、飲食店等事業者へ一刻も早く協力金を届けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 6、県外・海外事務所の活動実績についての(1)、ワシントン駐在の役割等についてお答えをいたします。6の(1)と6の(2)は関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。ワシントン駐在は、これまで米国連邦議会関係者等延べ1267人と面談するなど、沖縄の基地問題に関する情報提供等の働きかけを精力的に行っております。今年度はコロナ禍で活動が制約されている中、昨年11月の選挙で当選された連邦議会議員の関係者30人以上とこれまでオンラインで面談し、辺野古新基地建設の技術的課題、普天間飛行場におけるP F O S漏出事故、在沖米軍による事件・事故等について情報提供を行うなど、積極的な取組を行っております。今後とも、沖縄の米軍基地問題に関する情報収集・情報発信に取り組むとともに、米国政府や連邦議会関係者等に対する働きかけ、発信力の高い人物等の沖縄への招聘等に取り組むと考えております。なお、ワシントン駐在の人員体制については、県職員2名と現地職員1名となっております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての9の(1)、S A C O合意における日米地位協定の改善についてお答えをいたします。

S A C O最終報告においては、日米地位協定の運用の改善として、米軍航空機の事故調査報告書の提供手続や米軍公用車への番号標の取付けの合意等が実施されております。また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置についても合意されており、22時から翌朝6時までの間の飛行などが規制されております。しかし、同規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合は、必ずしも規制措置に拘

束されない内容となっており、結果として定められた時間を超えても飛行が行われる状態となっております。

県としましては、日米両政府に対し、米軍に国内法を適用することなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 7、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(5)のうち、看護師業務の現状と県の対応についてお答えいたします。

県は、看護師業務の負担軽減を図るため、医療機関が実践している勤務体制の工夫等の好事例を他の医療機関に情報提供するとともに、沖縄県ナースセンターを活用した看護師の確保及び就労環境の改善に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き看護師が心身共に良好な状態で業務に従事できるよう就労環境の整備に対する支援を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 8、琉球歴史文化の日条例（仮称）についてのうち(1)、保育園・学校での取組についてお答えいたします。

琉球歴史文化の日につきましては、沖縄の歴史と文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むことを目的としていることから、次世代を担う子供たちへの啓発が重要となります。このため、琉球歴史文化の日に関立文化関連施設を無料開放し、子供たちが沖縄の歴史や文化に触れることを促すとともに、児童生徒を対象とした写真コンテストの実施等を検討しております。引き続き関係機関と連携しながら、子供たちへの啓発に取り組んでまいります。

同じく(2)、首里城再建と連動した取組についてお答えいたします。

令和元年10月31日の首里城焼失は、首里城がウチナーンチュのアイデンティティーやチムグクルと深く結びついていることを改めて認識させられた出来事でした。琉球歴史文化の日を11月1日と設定した理由の一つには、この日が首里城焼失の翌日ということもあります。次年度におきましては、琉球歴史文化の日に併せて様々な取組を行うこととしており、首里城復興の取組とも連動できるよう、関係部署と連携しながら進めてまいります。

同じく(3)、寄せられた意見についてお答えいたします。

当該条例につきましては、昨年の7月に条例骨子案及び条例の概要を示して意見募集を行ったところですが、寄せられた御意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

まず男女共同参画推進についてなんですけれども、部局により女性職員、管理職が多い、少ないという傾向があるような答弁でした。というのも地元紙で男性は総務・企画系、女性は福祉・医療系の系統が多いという記事がありまして、今執行部席を見ると女性の部長お二人ともまさに子供と医療ということで、傾向がそのまま表れているなど感じております。現状、先ほど御答弁の一部にありましたので、お聞きしたいのが、3年後には執行部の女性の割合、席は何席ぐらいになりそうなんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(池田竹州君) お答えします。

今年度中に県職員の女性活躍推進及び仕事と子育てプランの行動計画を策定中でございます。まだ素案の段階で各委員に照会しているところで、期間としては3年から令和7年までの5か年という予定にしております。

そこでちょっとどういう数字になるかにもよりまずけれども、これまでも女性の様々な職を配置がされてないところにやるということで、例えば土建部の統括監など今年度初めて女性を配置したりという取組を進めています。なかなか人数を何人ということは難しいところもございますが、そういった取組を通しまして、女性職員の登用率を高めていくようにしたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 私も民間で勤めていたときに、実は女性の管理職を増やすのがいかに難しいかということは本当に身にしみています。声をかけるたびにやっぱり自分にはちょっと無理ですと断られるケースが多くて、必ずしも組織のヒエラルキーを上を上げるという、キャリアだけではないということも理解しております。

先ほど、総務部長の答弁で、土木部門で専門的な職に就いていらっしゃる方もいるというお話でしたので、管理職、今は政策決定の場に女性がとにかく出るということが大事だと思いますので、引き続き管理職の登用率は高めていただきつつ、専門職で女性が長く

働ける職場という、県庁づくりということもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 次に、種苗法の対応についてです。

これは農林水産部の皆様にはいつもいろいろと教えていただいたり、逆に私のほうが要望を出したりしております。部内にワーキングチームができたというところなんですけれども、活動状況などお聞かせいただけないかなと思います。

私が毎回このテーマで質問しているのは、沖縄県独自の在来種を守ることが食ブランド、食の安全につながるのではないかという問題意識があるからです。昨年は条例制定に向けて取り組んでほしいという県民の声、署名を2638筆、デニー知事にお渡しいたしました。ぜひこれについて知事の前向きなお答えも欲しいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 沖縄県では昨年9月に沖縄県農産物等種子安定供給対策ワーキングチーム会議を設置して、改正種苗法及び改正種苗法の附帯決議の内容の精査、それから他道県の種子条例の調査を行っております。また、サトウキビ等の農作物の優良種苗の安定供給、新品種の開発、伝統的な野菜等の在来種の保護等についても議論しているところであります。

沖縄県としましては、引き続き市町村や関係団体等から意見聴取を行うとともに、本県農業の競争力の強化を促進するため、種苗条例の制定に向けて検討を進めてまいります。

なお、条例を制定する場合の主な内容ですが、今のところ主要農作物の優良な種子の安定生産及び普及、島野菜など多様な種子・種苗の遺伝資源の維持管理、優良品種の開発、県の優良品種に係る知的財産権の適正な保護などがその内容になるだろうと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ワーキングチームのほうで着々と条例制定に向けてリサーチを進めていただいているということで大変うれしいです。沖縄はやはり島野菜という言葉をぜひ条例に取り入れていただきたいと思いますね。京都だと京野菜、あるいは長野だと地元のソバ



を条例に取り入れたりと、やはり地域の特徴がかなり表れた条例も多いです。ぜひ沖縄でも沖縄ならではの条例制定に向けて、取組を進めていただきたいと思います。

次に移ります。

新型コロナウイルスなんですけれども、飲食業界以外、それから観光業への支援について、ほかの皆様からも大変質問が多いんですけれども、私も年明け1月からの時短営業の支払いが何で業種が片寄っているんだ、いびつで不平等だという本当に怒り、絶望、不安、焦り、こういう声ばかりが届いてくるようになりました。抽象的に言ってもちょっと伝わらないかなと思いますので、実際にいただいている相談を読み上げます。

私はランチのお店なので、今回の時短協力金の対象外です。しかし第3波と県の緊急事態宣言の影響で売り上げは半減です。ランチ営業の店の現状も知った上で適切に補償してほしい。週末の夜だけ営業の店、夜8時半閉店のお店が30分早く閉まるだけで、県のお金が使われる。納得がいかない。今回の協力金は一部の店にとってはあり余るほど。間違っているとは言わないが、ほかに苦しんでいる事業者全体に行き渡る施策はないのか。こういった声ですね。一部では協力金バブルというすさまじい単語まで聞いたことがあります。やはり今の苦しさを表していると思います。何とかこの偏りをなくす手だてというものは取れないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

飲食店以外にも支援を広げることができないのかという趣旨の御質問だと受け止めまして答弁いたします。

県としましては経済対策の最重要課題であり、事業継続と雇用維持のため、資金繰り支援の融資限度額拡充や、雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの発行等の域内需要喚起策を継続して実施していきたいと考えております。加えて、様々な業種の中小事業者が現在の厳しい経営環境を乗り越えて事業継続していけるよう、引き続き国の支援策の充実、それから県が独自の支援策を実施できるよう財政措置の支援を求めてまいりたいと考えております。先ほど来答弁しておりますけれども、3月1日に発表されました国の事業として、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

についても、県内でも対象となり得る事業者が出てまいりますので、そこはぜひ活用していただきたいということ、その活用に向けたサポートをしっかり取っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん このサポートの部分ぜひお願いしたいんです。ほかにいただいている声で、飲食業以外の支援について県に問合せをしましたという声もいただいております。結論、たらい回しにされました。コロナ対策本部、中小企業支援課、産業政策課をたらい回しにされ、どの窓口もうちではありません。飲食業以外はどこに問い合わせればいいのでしょうか。まずはこういったシンプルなところから整えるだけでも、事業者さんにとって安心すると思うんですね。ぜひ窓口を分かりやすく御案内していただけるようお願いいたします。やはりコロナ禍でやがて1年になるのに、窓口が統一されてない、あるいはされているかもしれないけど県民に伝わってないということは、すぐ改善できる場所ではないかなと思います。

次に、今おっしゃっていただいた緊急事態宣言の影響緩和の一時支援金です。沖縄も対象になりましたけれども、これ売上げが半分以下になった業者さんが対象ですね。今相談がちょっと多くなっているのが、もともと売上げが8割ぐらいでも自転車操業のお店です。売上げは何とか6割、7割キープはしているんだけど、赤字なんですと。こういったところまでなんとか支援の手がないのでしょうかということで、上乗せ支援というのがどれだけ可能なか、私もなかなか自分がすぐ回答を出せないことがもどかしいんですけれども、ぜひこういったことを県のほうでも対策として素案に乗せていただければと思っております。

以上は要望ですので、答弁は要りません。

次、学校でのWi-Fiとタブレット配布状況についての答弁ありがとうございます。かなりの台数をいただきました。

私、ちょっと休校のやり方、オンライン教育のやり方について疑問を持っているお母さん方と子供たちが実際どう感じたのかということで、簡単ですけどもサンプルでアンケートを取りました。中高生合わせて80人分ぐらいアンケートを集めております。その中で、これ以外にも高校のほうに何校か電話をして、タブレットとWi-Fiの配布状況を聞いたら、ちょっとどういうふうに配布をしているのか、私のほうでは分からなかった話があったんです。学校ごとのタブレット、Wi-Fiの配布というのはどのように行ったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

先ほど答弁のほうで、県立学校へはWi-Fiルータ1700台を配布したということで、これ事前に生徒に希望調査をしました。いわゆる家庭にWi-Fi環境がないのかどうかといったことを調査した中で、1700台が出ました。実際の配布については、学校が休校になったときにWi-Fiルータを使おうということがあったものですから、一定程度学校のほうに任せたとところがございます。それで県立高校の配布状況、一応私のほうも把握をいたしました。まず県立高校の11校は全員——必要とする全員に配布をしています。また19校は一部配布済みと。29校については休校になってないから配布をしていないと。1校については結果的にWi-Fi環境が整ったといったところもあって、貸出し希望者がなかったというところがございます。引き続き私どもとしては、学校が休校になったときにはWi-Fi環境下でオンライン教育ができるようにしっかりやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

私が電話したタイミングがちょっと違ったかもしれないんですけども、学校によっては、生徒の数の4倍ぐらいWi-Fiが届いたとか、10台あるのに使った生徒が1台だったとか、やっぱりちょっとギャップがあるなという印象がありますので、ぜひGIGAスクール構想の前倒しという形でオンライン教育を始めている部分もあると思うので、こういった調整をぜひよろしくお願いいたします。

ちなみに、子供たちのアンケートを見ますと、結果としてはオンライン教育に合う子、合わない子というのがいるんですね。これはいい悪いの問題ではなくて、本当に合っているか、合っていないか。これ多様な学び方の一環として、ひきこもりのお子さんたちが自宅でオンライン教育を受けてしっかりと出席日数にカウントされる。こういうことで学校とのつながりをつくるという意味合いもあると思いますので、ぜひオンライン教育、去年の休校時点で感じた子供たちの感想、各学校、教育委員会でもぜひ直接聞いてみて今後に生かしていただきたいと思えます。

こちらも答弁は要りません。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん こちらも学校周りの話になります。

養護教諭から、こちらもまた何名か直接私相談を受けていまして、仕事が大変ですと。仕事が回りませんというのが結論です。

読み上げます。

文科省はスクール・サポート・スタッフの予算を計上していて、市町村によっては小中学校に配置、消毒や健康観察の補助をやっているところもあるみたいだけれども、県立高校では一切ないと。特殊学校でもスクールバスの密を避けるために介助員を増員、消毒、保健事務をしてくれる学校もあると聞いた。何でこんなに環境が違うんだろう。養護教諭じゃなくてもできるような事務的作業に追われているというような御相談です。

こういった声があるにもかかわらず、養護教員の加配の必要性というのを教育委員会でどう考えているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

養護教員の配置につきましては、学校定数の法律に基づいて配置をしておりまして、複数必要な配置校についても基準に沿って配置をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん この配置についてなんですけれども、労働組合のほうが県内・県外研修の活動がコロナで中止になったり、リモートになって予算が余っているのでそれで非常勤職員を雇って配置して、お試して業務内容とメリットを報告書にまとめて提案をしようと思ったら、無償ボランティアじゃないとちょっと厳しいという回答をいただいたというんですね。こういったところも、コロナ禍であるということも鑑みて何とか工夫できないものでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 服務監督責任等の問題等々あるものですから、また特に学校の経費については法律で学校設置者が負担するということが決められていて、法律上のこともあるものですから、提案はあったところなんですけれどもなかなか難しいところがありました。

先ほど本答弁でも答えさせていただきましたが、養護教諭の業務が過剰というところがあると。また一人では厳しいというところもあったものですから、保健主事を兼務しているところなどは兼務をやめるように

という通知も出させたところがございますので、引き続きしっかり学校全体でコロナの対策をやるように取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 先ほど農業関連の現業職員、それから養護、看護師等、いろんな職種を聞いたんですけども、皆さんやっぱり事務作業、間接業務で本業が回らないということをおっしゃっているんです。この辺りぜひ全庁的に取り組んでいただければ、働き方改革の一つになるのかなと思っております。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 改めまして、皆さん、こんにちは。

会派でイーダネット、宮古島市選出、國仲昌二です。

まず最初に、宮古の方言、ミャークフツで御挨拶をいたしたいと思っております。

ンーナ パダーパダシイ ウラーンマ 皆さん、御機嫌いかがですか。

ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 皆さん、大変、お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の一般質問にもお付き合いください。

よろしく申し上げます。

それでは、一般質問に入りますが、その前に所見を述べたいと思っております。

宮古島市では去る1月下旬に新型コロナウイルス感染症の複数のクラスターが発生しまして、1月26日から28日までの3日間は、1日の新規感染者が30名を超えるという衝撃的な事態となって、島全体がパニック状態に陥りました。その後、知事をはじめとする関係者の迅速な対応のおかげをもちまして、島外のほうから県立病院の医師、看護師、そのほか国立病院や自衛隊等から医療関係者約80名を派遣していただきました。その1週間後には1桁まで抑え込むことができ、今日まで23日間連続して新規感染者ゼロということで、ようやく落ち着いております。

御尽力いただきました知事をはじめ、全ての関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今現在もコロナ禍の中で最前線で御奮闘いただいております医療従事者をはじめ、全ての関係者の皆様から敬意を表しますとともに、一日も早くコロナ禍が終息して、以前の住民生活あるいは社会経済活動を取り戻せるよう、みんなで連携して頑張ることを決意しまして、一般質問に入ります。

よろしく願いいたします。

まず初めに1、新型コロナウイルス感染症の(1)、水際対策の徹底の取組について伺います。

那覇空港でのPCR検査については、対象者をこれまでの緊急事態宣言地域からの来県者から全地域からの来県者に拡大し、さらに那覇空港から離島へ出発する人も検査対象に加えるということですが、離島空港でのPCR検査の実施はどう考えているのか。また、離島行きの検査対象者というのはどの範囲なのか伺います。

次に(2)、宮古病院の現状についてであります。

先ほども述べましたが、1月下旬から2月上旬にかけて、宮古島は急速な感染拡大があり、宮古病院は入院病床が逼迫して一般外来が一時閉鎖に追い込まれました。現在、宮古島は新規感染者も出ておらずだいたい落ち着いているとは思いますが、宮古病院の現状について伺います。

次に(3)、離島、特に小規模離島におけるワクチン接種について伺います。

国の出す接種スケジュールがたびたび変更され混乱しているという報道もありますけれども、現在、県が想定している接種スケジュールと小規模離島におけるワクチン接種の取組について伺います。

次に(4)、民間で格安のPCR検査センター、移動式のPCR検査センターなど手軽に検査できる施設が増えていますが、そういった検査センターを活用すれば検査がさらに充実するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

次に2、コロナ禍における経済対策についての(1)、時短要請協力金についての対象業種の拡充についてですけれども、先日、全国知事会を通して国に要請している旨の答弁があったと思っておりますけれども、その要請の内容について伺います。

次に(2)、Go Toトラベルについて伺います。

先日、観光業の皆さんとの意見交換会に出席する機会がありました。コロナ禍での観光客の激減で業界の悲痛な声、危機感をひしひしと感じました。昨年の資料を見ると、書き入れどきのゴールデンウィークから夏場にわたって観光客数が9割から7割減と非常に厳しい状況が見て取れます。

業界からはG o T o トラベルに期待する声が多く出ています。コロナ感染については、G o T o トラベルはリスクは小さい、影響は全くないと思うという意見も出ておりました。しかしながら一方で、大学教授らが研究報告を公開して、G o T o トラベルを機に感染者は全国的に飛び火した。特に沖縄県への飛び火は顕著であるというような報道もありました。

これについて県はどのように受け止めているのか見解を伺います。

次に3、教育行政について伺います。

まず(1)、教職員に対する人事評価制度についてです。この制度につきましては、学校現場から様々な意見や指摘があるようですけれども、教育委員会としてはどのような課題があると考えているのでしょうか。お伺いいたします。

次に(2)、文部科学省の今年度補正予算について伺います。

文部科学省は今年度3次にわたり補正予算を計上していますけれども、県内の学校関係の予算要求の状況について教えていただきたいと思えます。

次に(3)、伊良部高校の跡地利用について伺います。

伊良部高校は、37年間の歴史に終止符を打って今年度——今月、廃校になります。その跡地利用について県はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に4、ワーケーション事業についてお伺いいたします。

(1)、沖縄観光の強化を図るため、ワーケーション推進組織が発足したという取組がマスコミで紹介されています。また新年度予算に、沖縄マッチング実証事業としてワーケーション関連予算が計上されています。県としてワーケーション事業にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に5、宮古馬の保存についてお伺いいたします。

(1)、宮古馬は、北海道和種——いわゆる道産子、それから与那国馬など8種の日本在来馬の一つで、1991年に沖縄県の天然記念物に指定されています。宮古馬の保存事業に対する県の取組についてお伺いいたします。

次に6、宮古島における農作物被害対策についての(1)、イノシシ、クジャクの駆除についてお伺いいたします。

もともと宮古島に生息していなかった外来種のイノシシ、クジャクが繁殖し、農作物に被害を与えており、宮古島市も対策に苦慮しています。

ア、駆除を行う市町村への県の支援策はあるのか伺います。

次に(2)、野生鳥獣肉(ジビエ)、つまり駆除・捕獲したイノシシやクジャクの肉の活用についてですが、ア、野生鳥獣肉(ジビエ)の利用推進について、市町村への県の支援策はあるのか伺います。

次に7、宮古における希少野生動植物種について伺います。

(1)、多良間島で新種の甲殻類が発見され「タラマメアミ」と命名されました。陸域の洞窟地下水域からの発見は国内初とのこと。極めて希少種です。県としての調査協力等について伺います。

次に(2)、伊良部島においてジュゴンのはみ跡と見られる痕跡が確認されたとのこと。ジュゴンは国内では沖縄の海域だけに生息し、国指定の天然記念物、絶滅危惧種そして国際希少野生動植物種です。県としての調査協力等について伺います。

次に9、那覇空港の陥没について。

那覇空港の第1滑走路と第2滑走路を結ぶ連結誘導路の緑地帯で8か所の陥没や空洞が見つかったとのこと。原因は防砂シートの劣化だということですが、劣化の原因は究明されたのか伺います。

次に11、我が会派の代表質問との関連について。

瑞慶覧功議員の4、ワシントン事務所の駐在員活動についてに関連して質問を行います。

今年の卒業式もそうですが、県民が静かな一日を願う、地域にとって特別な日である慰霊の日や入試、入学式、卒業式には飛行しないよう米軍に求めてもそれを無視して訓練を行うのは、人権を無視する行為であり断じて許せません。こうした行為について、ワシントン事務所は米国民、米国世論にどのように周知しているのか伺います。

以上、答弁を聞いて再質問します。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の1の(3)、離島でのワクチン接種の取組についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県においては、離島、特に小規模離島での接種体制の構築が重要であると考えており、私からそのような状況について、新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣である河野大臣にも電話で直接お伝えしたところです。ワクチン保存に必要なディープフリーザーにつきましては、宮古島及び石垣島は設置済みであり、住民接種開始前にはその他全ての離島町村に対しても設置されることとなっております。

ます。特に小規模離島につきましては、クラスター対策及び医療崩壊を防ぐために、高齢者と高齢者施設等の従事者やその他の住民の接種を同時期に行うなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう国と調整を図っているところです。

沖縄県としましては、コロナ対策の切り札となるワクチン接種が円滑に進められるよう、市町村及び医師会をはじめ関係医療団体と連携し、万全な体制で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(1)、空港等での水際対策についてお答えいたします。

国や各自自治体独自の緊急事態宣言の発令及び県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、県では県外からの来訪者に対し、事前の検査を推奨しているところでもあります。しかしながら、やむを得ず検査を受けられない場合は、那覇空港において希望者のPCR検査を実施しております。また、那覇空港から離島へ向かう方も対象者としたところです。

同じく1の(4)、民間の格安なPCR検査についてお答えいたします。

民間の検査機関により、自費で受けることができるPCR検査事業が展開されており、広く希望者が検査を受検できるようになっております。ただし、検査結果については、医療機関と提携し届出や療養につなげることができる検査のほか、リスクの有無のみを伝える検査もあり、再度の受診や検査が必要になる場合があります。陽性時には、適切に入院や療養につなげることが感染拡大の防止のために必要なことであるため、県としましては、陽性となった場合は確実に医療機関へつなげるよう検査センター等へ要請するとともに、県民の皆様には、検査の内容をよく御確認の上、検査を受検してもらいたいと考えております。

次に2、コロナ禍における経済対策についての御質問の中の(2)、Go Toトラベルの感染拡大への影響についてお答えいたします。

県では、他県からの来訪者、県民の往来、県外陽性者と県民の接触による感染を移入例として整理しております。11月までは、移入例を原因とする感染は3%程度でしたが、12月に入って首都圏をはじめとする大都市での感染拡大に伴い、移入例を原因とする感染が約10%まで上昇しました。感染拡大地域との往来

は、本県の感染拡大の要因の一つであると考えておりますが、Go Toトラベル事業の影響について詳細に分析することは困難であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 1、新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(2)、宮古病院のコロナ対応についてお答えいたします。

令和3年1月、宮古地域で新型コロナウイルス患者が急増した際、宮古病院は最大61床を確保し、予定手術を延期する等コロナ診療に対応しました。また、高齢者施設でクラスターが発生し、医療提供体制が逼迫したことから、1月27日から2月7日までの間、一般外来を休止しましたが、現在は再開しております。

病院事業局では、県立及び県立以外の医療機関の協力を得て、医師、看護師等の派遣及び医療資機材の提供等感染終息を支援しました。今後も関係機関と連携し、離島の医療提供体制を維持してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、コロナ禍における経済対策についての御質問の中の(1)、協力金の対象外業種への支援についてお答えいたします。

国や県独自の緊急事態宣言による経済的影響は、宿泊業をはじめ様々な分野に及んでいます。こうした県内事業者への支援を行うため、県では、国に対し国の緊急事態宣言地域と同等の支援を行うことなどの要請を行い、併せて他の都道府県と連携し、全国知事会等を通じて同様の要請を繰り返し行ってきたところです。その結果、3月8日から受付開始予定の国の一時支援金について、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、県としても国及び市町村等と連携を図りながら、これらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談、サポート体制の整備に向け調整を進めております。

なお、昨年12月以降の時短要請に係る協力金は、国の臨時交付金の協力要請推進枠の活用を前提としておりますが、これは会食等による感染拡大リスクを徹底的に抑えることを目的として時短要請対象が飲食店等に限定されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、教育行政についての御質問の中の(1)、人事評価制度についてお答えします。

公立学校においては、平成28年度より地方公務員法に基づき人事評価を実施しております。公正公平な人事評価を円滑に実施するためには、評価者及び被評価者の制度に対する理解が必要と考えております。

県教育委員会としましては、引き続き研修の充実等を図り、制度に対する理解の促進に努めてまいります。

同じく(2)、文部科学省の今年度補正予算についてお答えします。

県教育委員会においては、文部科学省の今年度補正予算を活用して、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費や、学びの保障のためのオンライン学習環境整備に要する経費など、今年度補正予算及び令和3年度当初予算において計19事業、総額約38億円の予算を計上しております。また、市町村においては、それぞれの状況に応じて必要な予算を計上しているものと認識しております。

同じく(3)、伊良部高校の跡地利用についてお答えします。

伊良部高校の跡地については、昨年度及び今年度、教育庁各課、県各部局、宮古島市へ跡地及び施設の利活用について照会を行っているところであります。

県教育委員会としましては、伊良部高校の跡地利用については地元へ寄与できる利用の在り方が望ましいと考えており、宮古島市の意向も確認しながら検討していきたいと考えております。

次に5、宮古馬の保全についての御質問にお答えします。

県教育委員会では、県指定天然記念物宮古馬の保存に向け、これまで宮古馬保存計画策定委員会に参加し、今後の保存活用などに向けた計画の策定に関わってまいりました。現在、宮古島市教育委員会では、宮古馬保存環境整備事業として県の補助も受け、飼育施設の整備を進めており、令和2年度末までの柵の設置を完了する予定としております。

県教育委員会としましても、引き続き宮古島市教育委員会が行う宮古馬の保存と活用に向けて協力してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 4、ワーケーション事業についての(1)、ワーケーション推進事業についてお答えいたします。

ウイズコロナ時代においては、滞在日数の延伸及び

観光客の来訪時期、地域の分散を目的に、県の新たな観光ツールとしてワーケーションの確立、誘致促進と認知拡大を図る必要があります。今年度の取組としては、ニーズ調査、離島を含む県内各地域ごとの特性を生かした沖縄ならではのモデルプランの造成、モニターツアー、プロモーションを実施しております。次年度は、造成したモデルプランを活用して関係者やメディアを招聘するなど、ワーケーションの誘致促進につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 6、宮古島における農作物被害対策についての御質問の中の(1)のア、イノシシやクジャクの駆除を行う市町村への支援策についてお答えします。

農作物等の鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業において総合的に支援をしているところであります。具体的には、1、市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱によるイノシシ等の有害鳥獣捕獲、2、カラスやクジャク等の捕獲頭数に応じた助成などを実施しております。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、ジビエの利用促進に対する市町村への支援策についてお答えします。

農作物等に被害を及ぼすイノシシ等の駆除対策強化を図るため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等において、ジビエ利用促進に関する支援が可能であります。具体的な支援内容として、1、ジビエ処理加工施設の整備、2、ジビエ処理加工等の技術者育成、3、ジビエ消費拡大を図るための流通業者との連携による販売促進などがあります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 7、宮古における希少野生動植物種についての(1)、多良間島で確認された新種の甲殻類についてお答えします。

沖縄県立芸術大学と京都大学は、日本学術振興会の助成を受けて行った共同研究で、多良間島の洞窟地下水域から小型甲殻類の新種を発見し、発見地である多良間島にちなみ「タラマメアミ」と命名の上、学術誌に発表しております。

県が調査を行った専門家に話を伺ったところ、調査

費の支援や発見現場の保護について助言等があったことから今後、対応を検討してまいります。

同じく7の(2)、ジュゴンの調査についてお答えします。

ジュゴンの生息調査については、沖縄島周辺を県が、主に先島地域を環境省が実施しております。伊良部島については、漁業者の目撃情報を受け県と環境省で調整し、環境省が令和2年2月から3月にかけて緊急調査を行っております。その結果、ジュゴンのはみ跡と見られる痕跡が確認されたことから、本年度も環境省において調査が進められております。

県では、引き続き環境省と連携し、ジュゴンの調査に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 9、那覇空港での陥没、防砂シートの劣化原因についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によりますと、防砂シートが捨石や海砂、海水の影響を受けてアルカリ性を示し、その環境下で加水分解によるシートの強度低下が生じた可能性が高いとしております。一方で、これほど短期間で強度低下が起きた原因は明らかとなっていないとして、販売元の協力を得ながら原因究明を続けるとしております。

現在、航空機の発着に支障は生じておりませんが、安心・安全の観点から、県は引き続き動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 11、我が会派の代表質問との関連についての(1)、米軍の運用とワシントン駐在の活動についてお答えいたします。

米軍が2月5日の午後6時から9日午前までの間、スーパーボウルを理由に普天間飛行場の滑走路の運用を止めていたことについては報道で承知しております。一方、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置については、定められた時間を超えても飛行が行われる状態となっており、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えております。このためワシントン駐在は、連邦議会議員補佐官とのオンライン面談や米国内の大学での講話等において、普天間第二小学校のヘリ窓枠落下事故等の写真を提示するなど具体的な説明を行い、沖縄の米軍基地問題についての理解を求めています。

今後もワシントン駐在を活用し、沖縄の基地問題に関する情報収集・情報発信に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 それでは再質問いたします。

那覇空港のPCR検査の関連で、離島空港でPCR検査というのを実施する考えなのか。

もう一つは、那覇空港から離島行きの検査をすることですけれども、検査の対象者の範囲はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず、那覇空港から離島空港へ向かう方々も今回対象にするということですが、特に対象者は県民であることは限っておりません。県民も県外から来る方も離島空港へ向かう方は対象になります。

あと離島空港でのPCR検査の同じような検査の方法については、現在離島のほうに検査所がないということもありまして、課題はまだございまして、実施は今のところ検討中というところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 ありがとうございます。

次、宮古病院についてということなんですけれども、先ほど私はお話ししましたが、宮古病院の入院病床が逼迫してどうしようもなかったというのを説明したんですけれども、ある施設でクラスターが発生したんです。宮古病院などの入院病床が逼迫したためにその施設内にとどまって療養を実施することになったということなんですけれども、本当に大変だったといえます。その施設、入所者53名中31名が陽性になって、職員も14名感染ということで、ほかの職員の中には濃厚接触者もいたんですけれども、勤務を継続しないといけないというような苛酷な状況に追い込まれて、さらには濃厚接触者ということで家にも帰れない状況になったということです。その後自衛隊等の応援派遣があって、どうにか終息に向かいましたけれども、職

員はその後もしばらくお家にも帰れないと。さらに入所者が亡くなったことなどもあって、かなり精神的に追い込まれているという話です。

やっぱりそういうふうには基幹病院が満床になるくらい感染者が増えると大変なことになるんですけども、こういった施設、大変な状態にあるこの職員たちに県としての何らかの支援策というのはないのかどうかをちょっと伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 宮古島市の状況は非常に厳しい状況でございました。そういった場合の例えば看護師さん、お医者さんなどなかなか家には戻れないという場合を想定しまして、県としましては、そういう方々が家に帰らずホテルで宿泊するということに対する支援については、事業化をして行っているところでございます。

そのほかの精神的な負担につきましても、メンタルの相談ができるような体制を取っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この場合も精神的な支援、ぜひ対応していただきたいと思います。

次はコロナ禍における経済対策で、先ほど部長のほうから答弁ありました。知事会から国のほうに要請して、支援金の対象が拡充されたということで、ただやっぱりまだまだ支援を必要としながらも対象となっていない事業者も多いと思いますので、今後とも全国知事会等からもっと強く国のほうへ要請していただきたいということを要望したいと思います。

次、G o T o トラベル事業ですけれども、これについては全国知事会から地域の実情を踏まえて、段階的に再開するなど適切かつ弾力的に運用することと要請したというお話でした。国のほうの反応といいますか、考えといいますか、その辺についてはどう把握しているのでしょうか。

教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 議員がおっしゃいました全国知事会のほうから感染状況など地域の実情を踏まえたG o T o の段階的な再開等の要望ということを受けて、政府ではステージ2以下の地域における県内の観光振興や感染が広がっていない地域に

限定した再開などを検討しているといった報道はございますけれども、正式な発表というものは現時点ではございませんで、再開について感染状況等見ながら引き続き慎重に検討をしているものと認識をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 G o T o トラベル、先ほどからもお話があるように、本当大変な状況であるというのは御承知のとおりだと思います。G o T o トラベルに代わって県独自で事業を行っているとは言っていますが、やっぱりどうしても財政的に限界があるということだと思うんですね。ですから、これも知事会等通してもっともっと強い要請をしていただきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次は、人事評価制度についてですが、教育長は制度の理解は大事だということですが、理解を深めていきたいということですが、人事評価制度の狙いというのは、2つあるということで、1つ目が能力・実績に基づいて人事管理を徹底してより高い能力を持った職員の育成、2つ目が組織全体の士気を高揚して仕事の能率を向上させると。ところが、学校現場の声を聞くと、国の狙いとは別の方向に進んでいるような感じがします。人事評価制度の調査結果では、例えば、この人事評価の必要性を理解している人でさえも、評価者が主観的に評価する危険性が拭えない。あるいは、評価者が適切に評価しているという点は疑問、というような指摘があります。

また、人事評価制度の導入によって、評価や賃金に差が出てひがみ妬みが増え、職員間の協働体制や信頼関係が薄れた。評価される立場で正当な意見が管理者に言えない。これが現場の意見なんです。

人事評価制度の導入では職場が活性化するのはあり得ないというような厳しい声もあります。そういった現場の声があるんですけども、教育委員会としてはどう受け止めて今後どう取り組んでいくのかを伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

人事評価は平成28年度から地公法に基づいて実施をしているということは先ほど答弁させていただきま



した。答弁の中でも、やはり人事評価というのは、公平公正な人事評価を行うためには、評価する側、評価される側がその制度に対してしっかり理解をしないとイケないということが重要だと思っています。そのためにはやはり、ちゃんとした研修が必要だと思ひまして、評価者への研修、悉皆の研修をやっております。それ以外にも新任の評価者、新たに管理職等になった者に対して研修をするということもやっています。

また、併せて今年度からやはり評価される側もしっかり制度の理解が必要だと思ひておりますので、まず初任研とか5年、10年、15年研といったところで、この人事評価制度について研修をいたしまして、いわゆる双方がしっかりその人事評価制度の狙い、目的を達成できるように研修で中身を充実していきたいと。あわせて様々な声がございますので、これはやはり苦情処理のような仕組みも準備しておりますので、そういったものもしっかりやりながら、一方でまた職員団体等の話合いもありますので、そこからもしっかりと声を聞きたいと思ひています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 平成28年度からですから、もう4年ですね。なかなか理解が深まらないという話ですけども、現場はかなり厳しい反応があります。例えば、人事評価制度の狙いとして、人事評価の導入により「資質能力が向上したか」ということで、「はい」と答えたのは6.3%。「職場は活性化しましたか」では「はい」が1.4%。評価する側、評価される側、その制度の理解が進んでないということもありますけれども、中には人事評価によっては年間25万円の所得の差が生じる場合もあると言われていふんですね。これ制度的な問題なのか、あるいは運用の問題なのかというのはちょっと私分りませんけれども、学校現場の声をしっかり聞いてコミュニケーションを取りながら課題解決にしっかり取り組んでいただきたいということを希望します。

次は、宮古馬についてです。

先ほど答弁ありましたように、今年度から来年度にかけて飼育施設の整備を県の補助金で行っているということで、ありがとうございます。

宮古馬、実は45年ほど前、絶滅の危機とマスコミが報道したことで行政を中心に保存の機運が高まって進み出したということで、現在ようやく49頭まで増えましたけれども、その種の保存というのに関しては最低100頭は必要だと、まだ道半ばというところなんです。

どういふふう保存に取り組んでいるかといひます

と、宮古馬を管理していただける方に市が委託料を支払って飼育をお願いすることでやっているんですけども、この飼育したものの飼料代、いわゆる餌代が全く足りないということで、馬を市に返還するという事態も起きております。そういったことから、宮古島市も頑張っけて委託の見直しを進めて、現在では委託料を2倍以上に引き上げたということですけども、飼料代が1日1頭当たり200円ちょっとしか出ない、依然厳しい状況であるということで、県の天然記念物である宮古馬の保存状況について、県として財政支援はできないものかお伺ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、県としましては、令和2年度は宮古馬保存環境整備事業ということで173万2000円の補助をしているところでございます。次年度もこの主要施設の整備に向けた補助を計上しているところでございまして、議員御指摘もございまして、県としましても、宮古島市教育委員会としっかり連携しながら取組を進めていきたいと思ひています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次は、伊良部高校の跡地利用です。

この伊良部地域というのは、近年建設ラッシュで海岸線にはホテルが建ち並び、あの宇宙港開発で注目をされている下地島空港もあるポテンシャルの高い地域ですね。伊良部高校跡地の活用についても宮古島市民の関心は高いので、しっかり宮古島市と協力して取り組んでいただきたいと思ひます。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 最後に、那覇空港の陥没についてですけども、今のところ安全面で支障はないということですけども、いつ何とき大事故につながるかわからないということで、特に空港を頻りに利用している離島住民にとっては、不安あるいは心配があります。早急にその原因を究明して事故防止策をしっかりと徹底するようにお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後6時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋 恵祐君 皆さん、こんばんは。

日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス問題について。

(1)、保健所の体制や対応について。

ア、保健所の業務内容と役割について伺います。

イ、新型コロナ感染症のほかに、保健所で対応すべき感染症はどのようなものがあるのか伺います。

ウ、これまで担ってこられた保健所業務に支障があってはなりません。体制強化が必要と考えますが、県の取組を伺います。

(2)、新型コロナの影響で大学や専門学校に通う学生の退学、休学者が増加しています。県内の学生の状況はどうか、現状と対策を伺います。

(3)、新型コロナで困窮している県民が交番へ相談に訪れたとき、真摯に対応し、各種窓口につなぐ体制を構築すべきだと考えますが、見解を伺います。

2、米軍基地問題について。

(1)、米軍機による相次ぐ低空飛行訓練等の強行は、地域住民に恐怖を与える危険な訓練で断じて許されません。県の対応を伺います。

(2)、米軍機の騒音被害によって県民の健康と生命が脅かされ続けています。県による米軍機の騒音調査の概要と対応を伺います。

(3)、米軍基地由来とされているP F A S汚染は県民に大きな不安を与え続けています。P F A S調査の概要を伺います。また、基地内の立入調査に応じない米軍側の姿勢も断じて許されるものではありません。米軍に対し強く立入調査等を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

(4)、米軍北部訓練場跡地に大量のごみが廃棄をされている問題で、ごみの回収・処理について森林管理署と沖縄防衛局が調整を行うとのことでしたが、調整の進捗状況はどうか伺います。

3、児童養護施設について。

(1)、児童養護施設の役割と課題について伺います。

(2)、県内児童養護施設の入所定員数、入所率はどうかですか。また、全国平均と比較してどうか伺います。

4、泡瀬干潟のラムサール条約登録について。

(1)、泡瀬干潟の鳥獣保護区、特別保護区指定に向けた沖縄市との協議経過と課題について伺います。

(2)、県は、泡瀬干潟のラムサール条約の登録を目

指すべきです。見解を伺います。

5、ジェンダー平等について。

(1)、性の多様性宣言（仮称）を発出する目的と意義について、県の見解を伺います。

(2)、次期振興計画の中でのジェンダーの観点はどう取り入れていくのか伺います。

6、公園整備について。

(1)、県総合運動公園の整備について。公園内のベンチや休憩所、運動器具等の老朽化が進んでいます。県民から早期の修繕を求める声が上がっています。対応を伺います。

(2)、県総合運動公園内の工事について、多くの木を伐採し、今工事が行われています。環境面の配慮はどのような取組がされているのか伺います。

7、我が党の代表質問との関連について。

渡久地修議員の代表質問の大問1、新型コロナウイルス感染防止対策についての(4)のウ、政府に対して生活困窮者への現金給付を求めるべきではないかの質問から、3月1日、日本共産党、立憲民主党、社民党の3党で、新型コロナウイルス感染症の経済支援策として生活困窮者に1人10万円を支給するコロナ特別給付金法案が共同提出されています。生活困窮者への現金給付は、全国一所得の低い沖縄において最も必要な支援策だと考えます。県としても国に対し強く求めるべきではありませんか。再度見解を伺います。

渡久地修議員の代表質問の大問1、新型コロナウイルス感染防止対策についての(5)のイ、飲食業だけでなく、対象を広げ、納入業者、関連業者などへの支援も拡大すべきではないか。そしてウ、宿泊・観光産業への事業規模に応じた直接給付金制度を政府に求めるべきとの質問から、知事の答弁においても、全国知事会を通じて国に対して要望を行っているとのことのお話がありました。新型コロナ禍で事業者の皆さんは大変逼迫をしています。沖縄の観光産業も大打撃を受けています。しっかりと事業が継続できるよう、手厚い支援を行なえるよう知事自ら上京して政府に直接支援を要望するなど、支援策に全力を挙げていただきたいと考えますが、改めて知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の2の(3)、P F A S調査の概要と立入調査についてお答えいたします。

沖縄県が昨年9月に県内6か所の米軍基地周辺の

河川や湧水で行ったPFOS及びPFOA調査では、54地点中36地点で国の定めた暫定指針値を超過しました。特に嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺では沖縄県が調査を開始して以降、高濃度の状態が継続しており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから、令和元年に両飛行場への立入り申請を認めることや、国や米軍による調査・対策の実施等について要請をいたしました。しかし、立入調査は実現していないことから、今回の調査結果を踏まえ、令和3年2月12日に国及び米軍に再度要請文を送付したところです。

引き続きPFOS問題の解決に向けて、国や米軍に働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナウイルス問題についての御質問の中の(1)のア、保健所の業務内容と役割についてお答えいたします。

保健所では、新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師の届出に基づき、感染拡大防止のため、積極的疫学調査を実施し、感染源調査や濃厚接触者等の行政検査及び健康観察の業務を中心に取り組んでおります。また、クラスターが発生した際の施設の調査や感染防止対策の指導などの役割を担っております。

同じく1の(1)のイ、保健所における新型コロナ以外の感染症業務についてお答えいたします。

保健所においては、地域保健法第6条に規定されているエイズ、性病、結核、その他の伝染病の疾病予防に関する感染症対応業務を行っております。SARS、MERS、新型インフルエンザといった新興感染症や、麻疹、風疹といった再興感染症への対応、蚊が媒介するデング熱やウエストナイル熱などの対策、沖縄県に特有の疾患であるレプトスピラ症など、患者の届出を受けて調査や感染対策の指導を行っているところです。

同じく1の(1)のウ、保健所の体制強化についてお答えいたします。

県では、保健所の機能を強化するため、保健所への会計年度任用職員の配置と、外部委託による相談業務の強化を行っております。また、従来保健所が行ってきた陽性者の入院調整や自宅療養者への健康観察等については、コロナ対策本部にて一元的に実施するとともに、積極的疫学調査に市町村の保健師を応援派遣するなど体制強化に努めております。

次年度は、保健師5名を増員するとともに、指定感

染症対応支援員として計9名を各保健所へ配置することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、新型コロナウイルス問題についての(2)、新型コロナウイルスの影響による学生の現状と対策についてお答えします。

県内の大学及び専門学校に聞き取りを行ったところ、今年度における休学、退学者の数や学生からの相談状況については、コロナの影響により増加している傾向は見られないと聞いております。

県におきましては、専門学校等に対し、学生のアルバイトや心の悩みに対応できる相談窓口について周知を図るとともに、感染症対策と学業の両立ができるよう、遠隔授業に必要な経費や保健衛生用品等の購入経費への支援を行っているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 1、新型コロナウイルス問題についての御質問のうち(3)、新型コロナウイルスで困窮している県民が交番に相談に訪れたときの対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響で困窮しているといった交番に相談に訪れた方に対しましては、昼夜を問わず交番勤務員や交番相談員が応対し、市町村の関係機関の窓口を教示するなど適切に対応することとしております。

また、夜間に関係機関が閉鎖している場合で、相談者が病人や負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められるときには、一時的に保護するなどし、その後適切に関係機関に引き継ぐこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、米軍基地問題についての(1)、米軍の低空飛行訓練に関する県の対応についてお答えをいたします。

県では、昨年12月下旬から今年2月にかけて発生した米軍による低空飛行訓練について、去る1月20日及び2月17日に謝花副知事が、外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長を県庁に呼び抗議・要請を行っております。また、私から、去る1月28日に在沖米国総領事館首席領事に、2月3日に米空軍第353

特殊作戦群司令官に対し、同様の抗議・要請を行っております。さらに、その後も繰り返し米軍による低空飛行訓練が確認されたことから、2月19日に知事が岸防衛大臣に対し、謝花副知事が外務省北米局長に対し、口頭で提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 2、米軍基地問題についての(2)、県による米軍機の騒音調査の概要と対応についてお答えします。

県では、平成9年度以降、市町村と連携して航空機騒音の常時監視を実施しており、令和元年度は、嘉手納飛行場周辺21地点中6地点、普天間飛行場周辺15地点中2地点で環境基準値を超過しております。このような状況は、生活環境に大きな影響を与えていると考えており、昨年9月に米軍や国等に対し航空機騒音を軽減するよう要請を行ったところであります。

引き続き騒音の実態把握に努め、米軍や国に改善を求めてまいります。

同じく2の(4)、北部訓練場跡地のごみ回収に係る森林管理署と沖縄防衛局の調整状況についてお答えいたします。

平成5年に返還された北部訓練場跡地で確認された廃棄物については、沖縄防衛局が森林管理署と調整の上、2度回収作業を行っており、県も去る2月15日に現地を調査し、回収が進んでいることを確認しております。

県としましては、引き続き廃棄物が適切に回収・処理されるよう、関係機関との調整や現地確認を行ってまいります。

次に4、泡瀬干潟のラムサール条約登録についての(1)及び(2)、沖縄市との協議経過と県の見解についてお答えいたします。4の(1)と4の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

昨年11月に沖縄市から指定について時期尚早であり反対する旨の回答をいただいております。県の考える指定について賛同いただけない状況となっております。県としては、泡瀬干潟は、希少な動植物の生息や渡り鳥の飛来が確認されていることなどから、貴重な干潟であるという認識に変更はありません。そのため、引き続き泡瀬干潟における動植物の生息状況、渡り鳥等の飛来状況等について把握、整理を行うとともに、その結果等を基に、泡瀬干潟の保護とワイズユースについて理解を深めていただく取組を行っていきたく

考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、児童養護施設についての御質問の中の(1)、児童養護施設の役割と課題についてお答えいたします。

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他養護を必要とする児童を入所させて養護し、併せて退所した者に相談等の自立援助を行うことを目的とする施設であります。児童養護施設の課題としては、これまでの大規模な寮の形態から、小規模で家庭的な養育へ移行していく必要があります。県では、社会的養育推進計画に基づき施設の小規模化のほか、里親委託、養子縁組の支援などにより、家庭的な養育を推進しているところであります。

同じく3の(2)、児童養護施設の入所定員、入所率についてお答えいたします。

県内の児童養護施設は、令和2年3月31日現在で8か所設置されており、定員の合計は383人、入所児童は326人、入所率は85.1%で、全国での平均入所率は77.9%となっております。

県内においては、児童の入所措置に必要な定員は確保されているところであります。

次に5、ジェンダー平等についての御質問の中の(1)、性の多様性尊重宣言（仮称）の目的と意義についてお答えいたします。

県では、全ての県民の尊厳を等しく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指し、沖縄県性の多様性尊重宣言（仮称）に向けて取り組んでいるところです。この宣言の下、全ての人の性のありようを尊重し、偏見や差別、あらゆる種類の暴力のない、人権が尊重される社会をつくることを県民全体で共有し実践することで、誰一人取り残すことのない包摂的な社会をつくっていきたくと考えております。

同じく5の(2)、次期振興計画におけるジェンダーの観点についてお答えいたします。

豊かで活力のある沖縄県を築くためには、性別に関わりなく、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図ることが重要であると考えております。次期振興計画においては、家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の取組を強化し、個人の尊厳と多様性が尊重されるジェンダー平等の実現に力を尽くし

てまいりたいと考えております。

次に7、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、生活困窮者への現金給付についてお答えいたします。

県では、増加する生活困窮者への切れ目のない支援を継続するため、住居確保給付金の大幅な対象拡大や支給期間の延長を行ってまいりました。また、今般、同給付金について、既に給付金を受領し支給を終了した方も、3月中に申請すれば、自己都合による離職、廃業、休業等による収入減少等の場合でも再度3か月間給付を受けることができることとされました。

県としましては、同給付金の活用周知に取り組むとともに、新たな現金給付に係る国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 6、公園整備についての御質問のうち(1)、県総合運動公園内施設の修繕についてお答えいたします。

県総合運動公園は、昭和62年に開催された海邦国体の主会場として整備され、30年以上が経過していることから、多くの施設が老朽化しております。現在、施設の長寿命化計画に基づき、体育館の改修や遊戯施設のリニューアル等を行っており、ベンチや休憩所等についても、順次対応してまいります。

今後とも、公園利用者が快適に施設使用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

次に6の(2)、県総合運動公園内工事における環境配慮の取組についてお答えいたします。

県総合運動公園では、施設の改修のほか、公園利用者が増加していることから、駐車場の増設や運動施設の増築を行っております。その際、やむを得ず、一部樹木を伐採しております。工事施工中は、環境配慮の取組として赤土等流出防止対策を徹底するとともに、工事完了時には、可能な箇所に植栽等を行い、環境面に配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 7、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、新型コロナ禍の影響により逼迫した事業者に対する支援についてお答えいたします。

県としましては、国や県独自の緊急事態宣言等により、様々な分野に多大な経済的影響が及んでいること

から、最重要課題である事業の継続と雇用維持に加えて、経済回復のための需要喚起策が必要であると考えております。そのため、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、まずは、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の上乗せ助成を継続するとともに、回復期の出口戦略として、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポン第2弾の発行や、県産品の県外向けの送料支援及び奨励キャンペーン、おきなわ彩発見キャンペーン第3弾の実施、県産の土産品や農林水産物の学校給食への提供等を、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算で総額約559億円を計上し、当面の経済対策として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇]

○文化観光スポーツ部長(渡久地一浩君) 7、我が党の代表質問との関連についての(2)、大打撃を受けた観光産業への手厚い支援についてお答えいたします。

県では、一律10万円の奨励金を給付する安全・安心な島づくり応援プロジェクトをはじめ、おきなわ彩発見キャンペーン事業や家族でStay Hotel事業等を実施してまいりました。また、今月10日からは、おきなわ彩発見キャンペーン事業の第3弾を実施してまいります。加えて、2月補正予算では、県内の観光体験商品の利用促進のためのおきなわ観光体験支援事業を計上しているほか、令和3年度の当初予算においては、国内需要安定化事業を増額して計上しております。さらに、国の雇用調整助成金への県分の上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金の支給や県単融資事業により観光関連産業への支援を行ってまいります。なお、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、今月8日から受付を開始することとなっております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、感染状況のフェーズに応じた適切な支援策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず初めに、我が党の代表質問の関連、新型コロナ経済対策の件で、ぜひ知事に答えていただきたいと思いますが、観光業界団体の皆さんから直接お話を聞きました。大変厳しい経営状況、首も回らない状況だと。これまで支援があったけれどもやはり全然足りない、このような窮状を訴えられました。事業規模

に応じた直接給付金制度をぜひ実現してほしい。そのために知事自らが上京して政府に対し直接要請を行うなど、事業者、観光業者の皆さんがこれからも事業が続けられるように、早急な支援策、アクションを起こしていただけないでしょうか。

改めて知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新型コロナウイルス感染症が我が国のみならず世界に蔓延する大変厳しい状況の中、日本全体の観光、さらに沖縄観光を支えていらっしゃる皆様には、本当に心から敬意を表するものであります。

島袋議員おっしゃるように、せんだっては私も全国知事会でなお一層の財政的支援、しかもこのコロナの影響を受けたあらゆる業種をしっかりと支えることができる、そのような財政支援をお願いさせていただき、沖縄県からの要望によって、先般私が直接要請を受けたブライダル業の皆さんにもそのような支援の手が届けられるような、そういう要望もさせていただきました。

さらに3月からは、またこの時短の影響に係る一時支援金も支給できるということもありますが、なお一層我々は観光立県沖縄にいる者として、その観光産業を支えていくということの大きな役割を持っていると思います。

繰り返して言っておりますけれども、沖縄観光の回復なくして沖縄経済の回復はないということは、しっかり自分でも腹に収めて政府への要望や、さらに様々な安心・安全な快適な島沖縄の実現に向けた取組を強力に推進してまいりたいと思います。

同時に、本当にこういう状況の中で大きな希望の光が見えたなと思ったのは、実は今朝、NHKで2022年春に沖縄を舞台とする「ちむどんどん」という、いわゆる朝ドラが久しぶりに沖縄を舞台にして日本全国に発信できるということです。しかも、このヒロインは黒島結菜さんという県内出身の方で、このような世界遺産の登録が見込めるヤンバルを舞台にして、県民が一つになって応援していけるという方向性は、必ず沖縄観光の復活にも、また私たちの大きな希望にもなるものと思います。

ですから、ぜひ力を合わせてこの朝ドラ「ちむどんどん」も成功できるよう私たちも喜びにチムドンドンしながら、今大変な状況に陥っていらっしゃる方々に本当にしっかりと支援を届けていけるよう頑張っていきたいと思いますので、どうぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

新垣新議員、おめでとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事、ありがとうございます。

朝ドラ、僕も決定したということで、朝うれしく思いました。本当に沖縄の観光業界が盛り上がり、また沖縄県民、そして全国の皆さんが盛り上がるよう、知事のリーダーシップに大変期待をしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続いて、幾つか再質問をさせていただきます。保健所体制についてです。

たくさんの方の感染症の対応をする保健所、いろいろ先ほど答弁がございました。その中で新型コロナ以外の感染症、コロナ前とコロナ流行後、検査実績はどのような状況になっているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 失礼いたしました。

コロナ前とコロナ後の比較ということでよろしいでしょうか。

○島袋 恵祐君 コロナ流行前と……

○保健医療部長（大城玲子さん） 2019年と比較して2020年度の検査実績については、H I V検査が2113件から442件へ減少、梅毒の検査が1770件から181件へ減少、クラミジア検査は1361件から124件へ減少しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 その原因とは何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回のコロナの感染症の拡大によりまして、保健所の積極的疫学調査がかなり広範に必要なことがあります。そのようなこともございまして、従来やっている検査を今一時中止しているところでございます。その影響があつての減少ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 新型コロナ対応でほかの感染症への対応がおろそかになってはいけないと考えます。今新型コロナ対応等でほかの感染症の検査対応が難しくなっている中、どうしても外の病院に検査を求めざるを得ない状況です。保健所で無料検査ができたけれども、外の病院では検査費用がかかり、検査を

控える人もいと聞きました。検査費用の補助をすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 特にH I V検査については無料で匿名でということもございますので、保健所での検査は非常に重要だと考えております。そのこともありまして、コロナの感染状況の終息というか、少し抑えられた状況を見まして再開を検討したいと考えておりますが、そのほかにも例えば、医療機関への委託なども含めまして検討する必要があるかというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

また次のコロナの流行がやってくるかもしれません。新たな感染症がやってくるかもしれません。保健所の役割、重要だと思います。保健所の体制強化をしっかりとやるべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県民の健康を守るために保健所の機能は非常に重要だと考えておりますので、特に今回このような感染症の拡大に伴いまして、保健師については次年度に向けて拡充を予定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 引き続きの取組をよろしく申し上げます。

次に、学生支援について再質問をいたします。

先ほど部長の答弁で、沖縄では影響がないというお話がありましたが、やはり今後出てくるかもしれないということも考えて、その角度から質問をさせていただきます。

新型コロナの影響で全国的に見たら退学や休学に追い込まれている学生の皆さんの現状が大変胸が痛みます。

そこで伺いますが、県が実証していましたコロナ禍学生等就学・生活相談センターの取組、どのようなものでしたか、お伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時39分休憩

午後6時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

県のほうでは昨年7月、専修学校などの学生が新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困難に陥り、今後の学生生活を送る上で悩みや不安を解消し、安心

して学業に専念できるよう、緊急的に学生等就学・生活相談窓口を設置いたしました。寄せられた相談件数は、全部で68件ございます。そのうち7割は窓口設置直後に寄せられました。その後、月に数件で推移したことから昨年の12月で窓口としては終了したところでございます。

68件の内訳としましては、生活困窮など生活資金に関するものが14件、20%。解雇、仕事の減少などアルバイト、労働に関するものが11件、16%、休学などその他が42.6%等となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今センターが閉鎖した状況で、もし相談に来られた場合はどういった対応をされていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

県におきましては、受託事業者と協議を行いまして、今年の3月末までの間、相談窓口でこれまで使用していました電話回線、そしてメールアドレスをそのまま引き継いでいただき、受託事業者が行っている独自の相談事業で対応をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 新型コロナで困窮した学生が路頭に迷うことがないように、引き続きの取組をお願いをしたいと思います。

新型コロナ感染拡大の影響で学校に行つての授業ができない状況に陥りました。学校に行くことができないということで学生の皆さん、学生間の交流がない、友達ができない、友達がいない、孤独を感じるとのお話も学生からお聞きをしました。感染対策としてオンラインの授業も必要だとは思いますが、学校に行つて対面授業ができるようにするために、生徒や職員への定期検査など感染対策をしっかりと実施をする必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県内の大学や専門学校に授業の実施状況について聞き取りを行ったところ、感染防止対策を徹底した上で、大学におきましては対面授業と遠隔授業を併用し、専門学校におきましては各校基本的に対面授業を行っているとのこととあります。

県としましては、感染防止と対面授業による学習機会の確保の両立を図るために、専修学校、各種学校に対しまして、既決予算を活用して対面授業に必要な感染防止対策の取組を支援しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 引き続き取組をお願いいたします。  
続いて、米軍基地問題についてです。

米軍機の低空飛行の問題ですが、先日の渡久地議員の代表質問で、一般県民からの情報提供は米軍や日米両政府への働きかけを行う際の有効な資料の一つになると考えており、情報提供を求める方法を検討すると公室長から答弁がございました。その後早速ですが、県民から米軍機の低空飛行の動画と写真を撮影したんだ、情報提供をしたいとお話がございました。

県としての情報提供の体制、いつできるのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍の行う低空飛行訓練などの諸活動につきましては、全容把握が難しいということから、一般県民からの情報提供は米軍や日米両政府への働きかけを行う際の有効な資料の一つと認識をしております。このため、米軍による飛行訓練について、広く情報提供を求めるためのホームページにつきましては、現在その内容等について検討を行っているところであり、県といたしましては、高知県など他の自治体を参考に今後作成を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 県民は待っています。早めの体制構築をよろしくをお願いいたします。

次に、嘉手納基地から派生する騒音、爆音被害は本当にひどい状況です。県は過去に米軍機の騒音による健康被害の調査を行っていますが、どのような健康被害が報告されていますか。教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県では平成7年度から4年間にわたり航空機騒音による健康影響調査を実施しております。その調査結果によりますと、航空機騒音による暴露が幼児の身体的・精神的問題行動の増加要因となること、学童の長期記憶や低出生体重児の出生率と関連があること、長年の航空機騒音暴露による聴力損失が疑われること、高い騒音レベルにより深刻な睡眠障害を招くことなどの健康影響が認められております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

米軍機の騒音・爆音によって県民の健康に影響が出ることにはあってはなりません。米軍機による昼夜を問わないエンジン調整や未明の離陸、夜間の離着陸の中止、そして爆音防止を国や米軍に強く求めるべきです。

見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県では毎年航空機騒音測定結果を基に米軍、国等に対して航空機騒音軽減要請を行っており、その中で航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音の軽減の措置を取ること、日米合同委員会で合意された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用することを要請しております。引き続き騒音の実態把握に努め改善を求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 引き続きの取組、お願いいたします。  
次に、P F A Sの問題です。

P F A S汚染により、人体への影響が危惧されています。これまでにどのような人体への影響の報告があったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時47分休憩

午後6時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 有機フッ素化合物の健康への影響につきましては、まだ研究段階でございまして、P F O Sについての発がん性や人への毒性についてはまだ結論が得られてないと認識しております。P F O Aについては、2017年に国際がん研究機関（I A R C）というところで、発がん性があるかもしれないというカテゴリーのグループに分類されていると承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

P F A S汚染の人体への健康被害調査を行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 健康への影響につきましては、先ほども申し上げましたが、まだ研究段階ということで結論が得られてないということもございまして、引き続き健康影響に関する医学的知見の収集などについて、県としては検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。引き続き取組をお願いをします。

次に、北部訓練場跡地のごみ廃棄の問題ですが、防衛局と森林管理署が撤去を進めているとの話がありました。今後も協議の進捗は県としてもしっかりと



つかんで、そして北部訓練場のごみがきれいに片づくように進めてほしいと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 北部訓練場跡地のごみの問題につきましては、県としても大きな問題だという認識でございます。そういったことから、その発見されたごみが適切に回収・処理されるよう、対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ引き続き頑張ってください。よろしく願いいたします。

次に、児童養護施設について再質問をいたします。

入所している子供たちにきちんと寄り添うためには、やはり体制がしっかりしている必要があると考えます。養護施設の職員はどのような資格を持っているのか。現在職員は入所している子供たちにきちんと対応ができるほど足りているのか、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童養護施設に配置されている職員の資格につきましては、児童指導員または保育士などとなっております。児童養護施設の職員配置は基本的に児童5.5人当たり職員1人というところが基本とされておりますが、令和2年4月1日現在で県内8か所の児童養護施設においては、児童4人に対し1人の職員というところで手厚い職員配置がなされており、職員数は合計で276人となっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 児童養護施設で働いている職員の皆さんは、全て正規職員なのでしょうか。非正規の方もいるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年4月1日現在の児童養護施設の職員数276人のうち正規職員は217人、78.6%で、非正規職員は59人、21.4%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今部長から答弁がありました、職員数は足りてはいるけれども、非正規の職員がいるのが実情、非正規の方は雇用が安定せず、契約終了になると離職をしてしまう。やはり正規としてしっかり採用していく必要があると考えます。

そこで県が行った「社会的養護経験者及び子どもへのアンケート」、拝見をさせていただきました。施

設に入所して友達ができた、人との関わりが増えた、みんなと楽しく遊べるとよかった面がある一方、ルールが厳しい、もっと先生が優しくしてほしい、話をしっかりと聞いてほしいなどの声もありました。

先日、ある児童園で学習支援員として勤めていた方から、同様な意見をお聞きし、様々な理由で児童養護施設に入所した子供たちへの丁寧な寄り添える体制をしっかりとつくってほしいとの要望をいただきました。

11月議会の代表質問において、その本調査の結果について部長からの答弁で、今後施設の運営改善に生かすとともに児童一人一人に寄り添った支援ができるよう、各施設と連携して取り組んでいくと答弁がございました。

今後の具体的な取組をお伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 施設ではアンケートにおいて寄せられた子供の声をよく聞いてほしいといった意見を職員間で共有し、これに応じていくため、子供の声に丁寧に耳を傾け、子供との話合いを持つなど、子供とのコミュニケーションをさらに深めるよう取り組んでいると聞いております。

また、県といたしましては、小規模な寮を望む多くの子供たちの声があったことも踏まえておまして、家庭的な養育環境となるように地域小規模児童養護施設を推進しております。

令和2年度と令和3年度にそれぞれ2か所の設置を計画しているところでございまして、併せてそのような取組もしながら子供たちに寄り添った支援を行っていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 部長、答弁ありがとうございます。

子供たちにしっかりと寄り添える、そのような取組をお願いしたいと思います。

次に、5のジェンダー平等についてです。

性の多様性尊重宣言が理念型ではなく、県民一人一人が性に関する多様な声に耳を傾け、多様な性を理由に偏見や差別をなくしていくために実行力のある宣言にする必要があると考えます。この宣言を活用しどのような取組をするのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現在、県においては沖縄県性の多様性尊重宣言に向けて取り組んでいるところですが、宣言後はその内容について県民に広く周知を図るほか、県民向けの講

座などの啓発活動を強化してまいりたいと考えております。また、性的マイノリティー当事者の方やその御家族が利用できる相談窓口の設置についても検討しているところでございます。

新たな振興計画においても性の多様性が尊重される共生の社会づくりを推進していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

そこで教育長にもお伺いをいたします。

性の多様性を認め合う社会実現のためには、学校での教育が重要になってくると思います。学校現場でどのような教育、取組がされているのかお伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

ジェンダー平等については重要だというふうに認識しております。ジェンダー平等や性の多様性理解につきましては、高等学校では公民ですとか家庭科での授業、小中学校では主に道徳の授業等で、また学校によりましては講演会を行うなど学校教育全体を通して児童生徒の人権意識の啓発に取り組んでいるところでございます。

参考までに取組の例としまして、例えば制服の自由選択制度につきましては、現在高等学校では6割以上、中学校では全ての学校で導入等がされております。各学校の実態に応じて様々な取組が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 多様性を認め合う社会実現のためにも、学校での教育、本当に大事だと思います。ぜひ引き続き取組をお願いいたします。

宣言を発出するに当たり、先月の26日まで県民からパブリックコメントの受付をされておりました。県民の声もしっかりと宣言に取り入れ、ぜひ県民の声が反映された実行力のある宣言にしていきたいと思っております。これは要望として述べておきます。

ジェンダー平等について、最後、知事にお伺いをしたいのですけれども、次期振興計画を進めていく上で、ジェンダーの観点はどの分野、どの項目でも大事だと私は思います。意思決定の場に男女の偏りがあるとは多様な意見は反映されません。人権や尊厳を認め合うことでお互いの理解を深め、目標に向けて団結をして前に進むことができると思います。

ジェンダーの観点をしっかり次期振興計画に取り

入れてほしい。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 性の多様性宣言（案）は、いわゆる普遍的な個人の尊厳とそして多様性が尊重される、さらには包摂性や寛容性という私が県政運営でぜひそれを県民とともに享受していきたい、そういう理念も込められていると思います。それをより具体的に次期振興計画の中で教育、暮らし、職業あらゆる分野においてそのような考え方を県民の皆さんと一緒ににつくっていく振興計画に仕上げたいというように期待をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ、ジェンダーの観点をしっかり取り入れて次期振興計画をつくっていただきたいと思っております。

次に、泡瀬干潟のラムサール条約登録について質問をいたします。

昨年12月23日の東部海浜開発推進協議会などの皆さんへの県の説明会を開催した後の報道で、鳥獣保護区指定計画を県は白紙にしたとの報道がございました。先ほど部長からも答弁があったように、県はラムサール条約登録に必要な鳥獣保護区、そして特別保護区指定は決して諦めていない。その認識でよろしいでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県としましては、泡瀬干潟は希少な動植物の生息や渡り鳥の飛来が確認されているということなどから、貴重な干潟であるという認識に変更はございません。そのため、引き続き泡瀬干潟における動植物の生息状況、渡り鳥等の飛来状況等について把握、整理を行うとともに、その結果等を基に泡瀬干潟の保護とワイズユースについて理解を深めていただく取組を行っていきたくて考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。

ぜひ諦めず引き続き取組をしてほしいと思っております。

県として、泡瀬干潟の調査や整理をしていただくということで、これはやはり鳥獣保護区、特別保護区指定の賛同を得るための根拠となる資料になると思っております。また、泡瀬干潟の貴重さを県民に知っていただくことにも大いに役立つと私は思います。すばらしい取組だと思いますので、ぜひ実施をしてほしいと思っております。

よろしくお伺いいたします。

最後に、県総合運動公園の件ですけれども、多くの木

を伐採し開発をしている。私も現場を見てきました。そこで本当に公園を利用している県民は、大変びっくりして環境面の配慮が足りないんじゃないかと、このような厳しい意見もお伺いをしました。場所の選定などしっかり部内で議論をして、特にやっぱり県民の意見もしっかり聞く必要がある。そういった場所をつくる必要もあるんじゃないかと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

施設が老朽化しているために、その修繕工事をしていくということで今現在全体で6件の工事を行っております。かなり大規模に見えるということだと思います。ただ、必要な修繕でございますので、やっていると。また、先ほども答弁いたしました、利用者が増加していることから、駐車場の増設ですとか、運動施設の増築も併せて行っているというような形でございます。

公園の利用者に対して、当然ながら周知が足りなかったのではないかなということは非常に反省しております。公園を使っただきながら修繕をやっているという面もございますので、しっかりと利用者の声を聞きながらこういった作業を進めていくように努めたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 部長、ありがとうございます。

SDGsをやっぱり推進する観点からも環境とまた県民が広く利用しやすいそのような両立がしっかりとできるような公園整備をやってほしいと思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

沖縄・平和、照屋大河です。

本日最後となります。

所見を述べて、通告に従い一般質問を行います。

昨日までの一般質問ですが、副知事人事に質疑が集中しました。実は私の妻は照屋よしみというものですから、もうこの議会で名前が繰り返されて何か妻が怒られているようで、あるいは私自身が怒られているようで、昨日は居心地が悪い、何とも言えない議会でした。

実は、先週2月22日がこれも話題になりましたが、にゃんにゃんにゃんの日が結婚記念日でした。19年目、妻は結婚してももちろん私の姓を名のことになる、名字を名のことになります。

今うるま市で意見書が可決されましたが、選択的夫

婦別姓、その法制化を求める動きが全国的に広がっています。今うるま市の議会で意見書が可決されたと申し上げましたが、あるうるま市民、一人の市民が自ら結婚する場面になって、何だかその名前を女性に変えなければいけないというのはおかしいんだと感じて、理不尽さを感じて、市議会に請願を出し行動を行った。うるま市議会もその彼女の行動を受け止めて6つの会派、全ての会派が彼女の要望を聞く場面をつくって、時間をかけて意見交換をし、議論を交わして先ほど言ったように意見書の可決ということであります。地方議会の在り方として本当に大切な取組だったと感じますし、彼女の行動にも敬意を表したいと思います。

一方で、男女共同参画この女性の活躍を、今先ほどあったようにジェンダーの問題を担当する大臣、先日オリンピック担当大臣にも就任されましたが、その大臣が名前を連ねて地方議会に選択的夫婦別姓について反対である、反対すべきだというような署名を送った。受け取った埼玉県議会の議長は不当な介入だ、不当な圧力だ、夫婦別姓の理念について、決して理解してない、辟易しているんだというような発言をされています。

先ほどのうるま市の例も申し上げましたが、今日の議会も女性の活躍あるいはジェンダーの問題、取り上げられています。様々な考えを持つ、多様な意見を持つ人が活躍できる、あるいはそれを認め合う沖縄県、玉城デニー知事が日頃おっしゃる、互いに認め合うというような沖縄県づくり、新年度に当たって玉城知事のその活躍を期待したいと思います。結婚して19年と言いましたが、結婚記念日をお祝いしたことがないものですから、来年は20年の節目にぜひこの別姓の問題も含めてお祝いをしながら聞いてみようかなと。夜のディナーはぜひ7万円と言いたいところですが、7万円も出すと見返りは何かと言われそうなので、7000円ぐらいのディナーを用意できればなと思います。（「会食問題があるよ」と呼ぶ者あり）夜の会食もこの議会でおなじみのフレーズですが、今はどうも国会のほうが目玉を集め、話題を集め、批判も集めているようですね。

では、一般質問に移りたいと思います。

大きい1番目、知事の政治姿勢について。

(1)、今年は、SACO合意から25年目の節目に当たる。知事は、かねてよりSACWO設置を提案し、所信表明演説では在沖米軍基地について当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す方針を示した。施政権返還から50年を迎えるに当たって、これまでの基地政策を見詰め直し、新たな枠組み・指針の下で

基地の整理縮小を進めていく決意について伺う。

(2)、新型コロナウイルスの感染者が県内で初確認されてから1年が経過した。行政の危機管理として迅速な判断、対応がなされていたか、取組体制は十分だったか、施策の実効性を高める工夫はあったか等の点について、県の自己評価を伺います。

(3)、県は2月16日、「Withコロナ、Afterコロナ時代の新たな沖縄観光基本方針案」を発表した。新型コロナウイルス感染拡大で大打撃を受けた観光産業の復活に向けた基本方針案の概要、今後の取組について伺います。

大きい2番、辺野古新基地建設問題について。

(1)、土砂運搬用台船「駿河」の座礁事故とサンゴ礁の破損について。

昨年12月30日に、恩納村名嘉真の浅瀬に座礁した辺野古新基地建設の作業船が去る1月14日曳航されて離岸した。現場は沖縄海岸国定公園内で希少なサンゴや魚類が豊富に生息することから重点的に保護される海域公園地区付近の海域である。

ア、サンゴの被害状況、船の部品の回収状況、周辺海域への影響等について伺います。

イ、サンゴの保全作業や再発防止策について伺います。

ウ、本件の事故責任は、発注者たる沖縄防衛局、受注者たる事業者のいずれにあると考えるか、県の見解を伺います。

(2)、埋立変更承認申請に対する意見書について。

ア、全1万7839件の全てが変更申請に否定的な意見だったようです。知事の受け止めを伺う。

イ、設計変更を認める環境にはないと考えるが、県の見解を伺います。

3番、基地問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間基地の運用激化について。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会、三連協が嘉手納基地周辺で去る1月13日に実施した目視調査、また沖縄防衛局が2020年の1年間、普天間飛行場周辺で行った目視調査の結果、両基地の運用が激化し、住民生活に悪影響を及ぼしている実態が改めて浮き彫りになった。両調査結果に対する県の受け止めを伺います。

(2)、米軍基地周辺における水質調査について。

県環境保全課が昨年9月に実施した夏季水質調査で、嘉手納基地と普天間飛行場周辺から高い値の有機フッ素化合物が検出された。調査結果の概要と発生源が米軍基地である蓋然性について伺います。

大きい4番、豚熱発生から1年。

(1)、1万頭を超える豚が殺処分されました。現在の飼養頭数はどれほどでしょうか。殺処分を余儀なくされた農家の回復状況について伺います。

(2)、損失補填のための手当金の申請受付、支払い状況について伺う。

(3)、経営再開した農家への支援状況について伺う。

(4)、ワクチン接種終了のめどはついたか、接種状況について伺う。

(5)、飼育衛生管理の基準徹底や高度化などの再発防止策、再発した場合の対応体制の構築状況について伺います。

大きい5番、高校生の活躍と教育行政について。

(1)、具志川商業高校野球部の21世紀枠による甲子園出場が決定しました。また、美里工業高校空手部が全国で唯一、夢・きぼう枠での全国大会出場を決めました。両校生徒に知事の激励メッセージ、エールを届けてほしい。

この21世紀枠、それから夢・きぼう枠での出場の決定ということで、非常に価値があると感じています。競技の成績だけではなく、学校での活動の在り方、地域活動での在り方あるいは関係者、部活動関係者、監督やコーチ、学校関係者の取組などを総合的に評価した中での出場の決定です。

この次に高校生の自殺の話をしてはいけないのですが、一方でそういう支えがあり、甲子園あるいは全国大会の夢を、切符をつかむという生徒たちがいる一方で自殺に追い込まれる生徒がいるということで、やっぱり周りの環境、特に学校現場の環境というのは重要だと改めて感じています。どうか知事、今回出場する生徒たち、昨年1年間、1つ上の先輩たちが春の甲子園や夏の甲子園を諦めなければならなかった。そして本人たちも様々な制約、制限の中に、部活動や学校活動を続けてきた中での決定です。そういう意味で知事から激励、子供たちへのエール、必ず活躍してくれると私期待も確信もしていますので、ぜひ知事からのエールをいただければと思います。

(2)、県内の高校で運動部主将を務める男子生徒が自らの命を絶ちました。全国でも同様の事案が相次いでおり指導死と呼ばれ、社会問題となっています。同事案に対する教育長の所見、当局の対応について伺います。

(3)、昨年6月に本島中部の小学校の女性教諭が特別支援学級児童に不適切な発言をした問題で、県内NPO法人は障害者の権利についての教育研修の実施などを求める共同声明を発表しました。声明に対する県教育委員会の見解を伺います。

(4)、教員の多忙化解消のための働き方改革について。

ア、教員の負担軽減のための学習指導員の配置状況や、スクール・サポート・スタッフの参画状況について伺う。

イ、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画状況について伺う。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

高校生の活躍と教育行政についての御質問の中の5の(1)、全国選抜大会出場校への激励についてお答えいたします。

第93回選抜高等学校野球大会出場の具志川商業高等学校、第40回全国高等学校空手道選抜大会出場の美里工業高等学校をはじめ、各種全国大会に出場するチーム・選手の皆さん、誠におめでとうございます。

コロナ禍において、日々の練習環境も厳しい中、目標を見失うことなく、努力を積み重ねてきた選手の方々に對し、心から拍手とエールを送ります。また、これまで子供たちを温かく支えてくださいました関係者及び保護者の皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。今回の出場決定は、県民に大きな夢と希望を与えてくれるものです。選手の皆さん、新型コロナに負けない、はつらつとしたプレーを期待しております。

沖縄県としてはこれからも、自ら個性を磨き互いに助け合い、共に成長する喜びが分かち合える、夢や希望に向かって伸びていける教育環境の整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、基地の整理縮小に関する新たな枠組み等についてお答えをいたします。

国土面積の約0.6%の本県に米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然として程遠い状況にあります。このため、日米両政府に対して当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めるものであります。また、その数値目標の設定に当たっては、沖縄県の意見を十分反映させることによって、県民が納得で

きるものにする必要があることから、日米両政府に沖縄県を加えた3者で協議を行う場SACWOを設けていただきたいと考えております。

3、基地問題についての(1)、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における目視調査についてお答えをいたします。

三連協が今年1月13日に実施した目視調査の結果によると、嘉手納飛行場においては、場周経路逸脱等の居住地上空飛行が22回確認され、目視確認回数や外来機飛来が過去の調査結果と比較して増加しております。また、沖縄防衛局が実施した令和2年の目視調査結果によると、普天間飛行場の離発着回数は1万7500回で、前年から103回増加しております。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、航空機騒音規制措置の厳格な運用や日米地位協定の見直しによる米軍への航空法など国内法の適用等を日米両政府に強く求めており、去る10月にも岸防衛大臣に対して要請したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、新型コロナウイルス対策に関する県の自己評価についてお答えいたします。

県では、基本的な感染対策として3密の回避や、新しい生活様式の徹底等について県民に対して協力を求めるとともに、感染拡大時には、緊急事態宣言を発出し、外出自粛や営業時間短縮及び県外との往来自粛要請等の施策により感染拡大防止に取り組んでまいりました。各施策は、感染状況に応じて感染症専門家や経済団体との会議等を開催し、これらの意見等も踏まえて対策に反映しており、その時々において考え得る最善策を講じてきたものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、沖縄観光基本方針案の概要と取組についてお答えいたします。

新たな沖縄観光基本方針案は、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の社会変容を踏まえ、安全・安心の島沖縄の実現や、観光危機管理体制、観光産業の回復と発展的方向等について示したものであります。今後は、水際対策の強化とともに、特定の地域に偏らないプロモーションの展開や感染状況のフェーズに応じた

段階的な誘客戦略に積極的に取り組むことにより、観光需要の回復を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 2、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)のア、座礁事故に係る被害状況等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、作業船が座礁した周辺海域でサンゴの破損等が確認されたことから、恩納村漁業協同組合が調査を行っているとのこととあります。また、座礁によって海底に落下した船の部品等については、令和3年1月15日に作業船所有者により回収作業が行われたことを確認しております。

次に2の(1)のイ、座礁事故に係る再発防止策等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、今般の座礁事故を受け、受注者に対し、設備の整備・点検及び作業の安全管理を徹底させたとのこととあります。

次に2の(1)のウ、座礁事故の責任についてお答えいたします。

報道によると、悪天候のため瀬底島付近に停泊していた作業船が、アンカーワイヤが切れて流され、昨年12月30日に恩納村名嘉真海岸に座礁したと承知しております。一般的に、受注者は自ら使用する設備の整備・点検や作業の安全管理を適切に行う必要があると考えております。

次に2の(2)のア、変更承認申請に係る利害関係者の意見についてお答えいたします。

公有水面埋立法に基づく告示縦覧期間中に1万7839件の意見書が提出され、そのうち名護市在住者が579件、名護市以外の県内在住者が5139件となっております。意見書については、軟弱地盤や活断層があり、基地建設は不可能である。沿岸海域の貴重なサンゴやジュゴン等の生物が危機にさらされますなど、全て否定的な意見となっております。変更承認申請書に記載された地盤改良やジュゴン等環境への影響に対して、意見書を提出した利害関係者の強い懸念があるものと考えております。

次に2の(2)のイ、変更承認申請についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、地盤条件や護岸の安定性等に係る16項目242件の質問を令和2年12月21日付で行ったところ、本年1月22日に回答が提出されております。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、地

盤の再調査の必要性等について2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであります。今後、地元市及び関係機関等の意見や沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、基地問題についての(2)、P F O S等の夏季調査結果の概要と発生源が米軍基地である蓋然性についてお答えします。

令和2年度は県内6か所の米軍基地周辺54地点で夏季調査を行い、そのうち36地点で国の定めた暫定指針値を超過しました。特に普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺でP F O S等濃度の高い状況が続いております。両飛行場周辺にはP F O S等の大規模な排出源が見当たらないこと、また両飛行場の地下を流れる地下水の下流側で濃度が高く検出されていることなどから、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 4、豚熱についての御質問の中の(1)、防疫措置を実施した農家の回復状況についてお答えします。

昨年1月に発生した豚熱において、豚1万2381頭が処分された10農場の回復状況につきましては、8農場で豚の飼育が再開されており、農家聞き取りによりますと、令和3年2月22日現在、飼養頭数は、7317頭となっております。

同じく(2)及び(3)、手当金の交付と農家への支援状況についてお答えします。4の(2)と4の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

防疫措置を行った10農場のうち、まだ支払いが行われていなかった2農場につきましても、令和3年2月25日付で国の交付決定がなされ、手当金に係る手続は完了する見込みであります。また県では、手当金の交付のほか、農林漁業セーフティネット資金借受け農家への利子助成や、豚熱発生農場に対しては県家畜改良センターからアグー種豚4頭、一般種豚36頭を供給し、経営再建に向けた支援を行ったところであります。

同じく(4)、豚熱ワクチン接種状況と終了のめどについてお答えします。

豚熱ワクチンによる防疫対策の実施は、令和2年3

月6日から開始され、199農場、17万2018頭の初回接種を終了しました。現在は、新たに生まれてきた子豚への接種を継続的に実施しております。ワクチン接種終了については、国内での豚熱の発生状況、県内の飼養衛生管理基準の遵守状況を勘案して、国との調整を検討していきたいと考えております。

同じく(5)、飼養衛生管理基準の遵守徹底と防疫体制についてお答えします。

令和2年7月1日に飼養衛生管理基準の新基準が施行され、防鳥ネットや防護柵の設置、食品循環資源の飼料利用に係る加熱処理条件などが強化されております。このため、新基準に対応できるよう、消費安全対策交付金等を活用した生産者支援に取り組むとともに、家畜保健衛生所による指導の強化を図ってまいります。また、万が一の発生に備え、全庁動員体制の構築、協定団体等と連絡体制の確認及び防疫資材の備蓄確保など防疫体制の強化に努めているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 5、高校生の活躍と教育行政についての御質問の中の(2)、高校生の自殺事案についてお答えします。

県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく、痛恨の極みであります。事案発生後、学校においては、その背景を明らかにするため、職員やクラスの生徒及び部顧問や部員を対象に基本調査を行ってまいりました。その調査で、背景に部活動との関係がうかがわれたことから、県教育委員会としましては、さらなる調査が必要であると判断し、弁護士と公認心理師から構成される第三者調査チームによる詳細調査を進めているところであります。今後の詳細調査を踏まえ、このような痛ましい事案が繰り返されないよう、学校のみならず、家庭、地域社会、関係機関と連携した再発防止策に努めてまいります。

同じく(3)、障害者の権利に関する共同声明についてお答えします。

今回の共同声明は、障害者権利条約が目指すインクルーシブ教育の一層の理解とその推進等を求める内容となっております。

県教育委員会としましては、引き続き当事者や障害者団体の知見を生かした研修等の実施や学校施設のバリアフリー化の推進などを図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)のア、学習支援員等の配置状況についてお答えします。

学習支援員につきましては、コロナ禍において次年度に学習の繰越しができない小学校6年生と中学校3年生への学習支援を目的としており、12市町村の142校に153人が配置されることとなっております。また、スクール・サポート・スタッフにつきましては、教材の印刷や準備など、教員の負担軽減に取り組むことを目的としており、14市町村の137校に146人が配置されることとなっております。

同じく(4)のイ、部活動指導員等の参画状況についてお答えします。

令和2年度部活動指導員の配置状況として、県立高校においては、38人配置しており、市町村においては、8市町村に79人が配置されることとなっております。また、外部指導者につきましては、県中体連に906人、県高体連に303人の方々が登録されており、生徒たちの指導に当たっております。今後とも、関係部局及び市町村教育委員会と連携を図りながら、教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋大河君。

○照屋 大河君 答弁ありがとうございます。

では基地の負担軽減について、再質問をさせていただきます。

この課題も随分議論されました。先ほど国土面積0.6%の沖縄に70.3%の専用施設がまだにある、応分な負担とは言えないというふうに公室長答弁されましたが、応分な負担とは言えないどころか、沖縄差別、ウチナンチュ差別じゃないかなというふうに感じています。

SACO合意から25年です。あの負担軽減をうたったSACO合意、米軍の機能の維持も含めたものですが、25年かけて負担軽減がどうなされてきたのか。先ほど公室長が言うように、いまだなおある70%の現実について、SACWOを設置して県の意見も反映させながら頑張っていきたいという答弁でしたが、25年間のその時間を考え、これまでの経過を考えるとたくさんの与党も自民党の皆さんからもあるように、数字を強調してパーセンテージを強調してそれを求めていくということで、本当に心配なところがあります。不安に思うところもありますが、改めて公室長、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時38分休憩

午後7時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、SACO最終報告における在沖米軍基地の整理縮小や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還においては、その機能が沖縄県内へ移設されることが条件となっていることから、様々な問題が発生しているものと承知をしております。こうしたことから、今後の在沖米軍基地の整理縮小を検討するに当たっては、沖縄の米軍基地の県外・国外への移設を前提とする必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 今のように様々な課題がSACOにはあるんだという評価の上で、先ほど提案の50%以下を求めていく。私は大賛成です。復帰の50年を節目にやっていくというのは大賛成ですが、先ほどから申し上げているようにSACOの実践を見てきても、例えば施設面積だけで言えば面積の縮小だけで言えば、北部の訓練場、25年間で面積の実績からすれば訓練場だけでしょう。一方では面積は返還されたんだが、結局ヘリパッドが造られて、住宅を囲むように造られて、騒音は激化する。その返還された上空の提供施設・空域は返還されないままに騒音は激化されていく。そういうことをしっかりと積み上げて言っているのか。パラシュート降下訓練についても伊江島でやると言ったのが嘉手納で実施されている、津堅で実施される。騒音規制措置についても抜け穴だらけ、深夜早朝の騒音も繰り返される。あるいは、最近の低空飛行も県議会や市町村議会が抗議してもなお訓練は続いていくわけです。そして、国は訓練は必要だと、その担当大臣や総理大臣はそういう言い方をするわけです。そういう現実を皆さんどう受け止めて、本当にこの50%実現にどう向き合っていくのかという点について改めてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに今議員がおっしゃる問題、課題が山積しています。これは現実的な我々県民だけではなく、日米間の大きなしこりともなっているものだと思います。

ですが、沖縄県民がそれをそのまま座して時間だけを経過させていくのが果たして復帰50年を迎える今になって、私たちは座しているだけでいいのかということをもう一度考えてみなくてははいけない。なぜなら、SACO最終報告と再編実施のための日米ロードマップは日米両政府において検討が進められ、約1年で計画が策定されています。本土復帰50年の1年前

であり、海兵隊の再編が議論されている。まさに私たちはこれから未来にどういう沖縄を描いていくのかということを実際にみんなで考えていこうということがこの50%の中に込められている様々な思いであると私は思っております。

ですから、そこで沖縄県民が一つ一つどの基地、あの基地と言って選んでいくのも確かに一つの手順かもしれない。しかし、この日本とアメリカの戦後の責任は、ではどうするのかということ考えた場合に、その責任の所在を明らかにしつつ、そこに私たちが日米同盟の中で、基地を提供しているものとして、ではどういう状況を未来を描いていくのかという発言者たる責任を持ってその場に参加をさせていただきたい。SACWOの目的はまさに責任者同士が話をすることなのでありまして、まず日本政府、アメリカ政府が復帰50年の沖縄をしっかりと見詰めていただき、それを数値としてしっかりと目的を持って取り組んでいこうという、そういう方向性で話し合っていくということが大事なのではないかと考える次第であります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事の今の意気込みについては非常に共感します。ぜひ頑張っていたいただきたいが、相手は手ごわいんだという点についても改めて——知事も承知の上だと思いますが、申し上げなければいけない。そのSACO合意で示された普天間基地の代替施設、辺野古新基地建設についてもこれまで議会で繰り返述べていますが、対話を求めてもそれに応えてくれないというのが——もう辺野古が唯一だと、思考停止なのが今の日本政府です。あるいは、先ほど言ったような北部訓練場過半が返還されて大きな成果だというのが今の菅総理大臣です。だから、今おっしゃられたことを本当に県民が応援する、例えばSACOができたとき、これは95年の少女暴行事件があって、多くの怒りが重なってそれが後にSACOにつながっていった。あるいは皆さんがよくこの議会でおっしゃる県議会全会一致の海兵隊の撤退も、あれはうるま市の女性が暴行、殺害、死体遺棄された事件をきっかけにそういうことが起こってくるわけです。誰かの犠牲やそういうことがあったときに大きな基地問題の動きになっていくというのは非常に悔しいし、つらい。だからこそ、今知事がおっしゃったようなところをこれまでの25年間のSACO合意の実績、経過とかあるいは、現在の辺野古の問題に対する政府の姿勢、そういうものを含めてもっともっと力強く進めていっていただきたい。改めて御答弁お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。



○知事（玉城デニー君） 細かい話をすると、もっと50%のそれ以外にもいろいろとあるんですが、しかしこの議会でも報告をさせていただいておりますが、ワシントン事務所がこの間、オンラインではありますけれども、議員の補佐官と話をさせていただいて、沖縄の現状などをいろいろとしっかりとその状況を伝えると、日本、アメリカ、沖縄の3者の話合いを支持しますと、その場をつくっていかねばならないというように事実を見詰めていると。その事実は絶対にアメリカのプラスにもならないと考える人たちがアメリカにもいるんです。その現実を私たちはもう一度しっかり確認をしていって、しかるべきそのためのアクションを起こしていこうということが、今回のこの復帰50年の50%というといかにも語呂合わせみたいですが、復帰50年になった。そこから先の未来をどう描いていくのかということがやはりここから私たちがしっかりと両政府に求めつつも、私たちが未来をつくっていくための一歩一歩にしていかななくてはならないのではないかという思いを込めていると理解を

していただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 私も1971年復帰の1年前、ちょうど1歳のときに復帰です。復帰のたびに——今50年という節目をお話しさせていただきましたが、いつまでも復帰何十年だから基地の問題だ。60年たった、70年だというようなことが重ならないように、そういう復帰の節目がいつまでもこの基地負担を求めるような節目節目だと言い続けることがないように、ぜひ力強く取り組んでいただきたいとお願いをして終わりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明

令和3年3月4日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

## 議 事 日 程 第8号

令和3年3月4日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算

甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）

甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県債権管理条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
- 乙第11号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 工事請負契約について
- 乙第23号議案 工事請負契約について
- 乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第25号議案 財産の取得について
- 乙第26号議案 訴えの提起について
- 乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第29号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第36号議案 県道の路線の認定について
- 乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について

- 乙第38号議案 副知事の選任について  
 乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
 乙第40号議案 専決処分の承認について  
 乙第41号議案 専決処分の承認について  
 乙第42号議案 専決処分の承認について  
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	山内末子さん
12番	平良昭一君	38番	瑞慶覧功君
13番	喜友名智子さん	39番	玉城ノブ子さん
14番	國仲昌二君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	次呂久成崇君	42番	崎山嗣幸君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	照屋守之君
22番	石原朝子さん		

欠席議員(1名)

34番	呉屋宏君
-----	------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	富川盛武君	農林水産部長	長嶺豊君
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数登君
政策調整監	島袋芳敬君	文化観光スポーツ部長	渡久地一浩君
知事公室長	金城賢君	土木建築部長	上原国定君
総務部長	池田竹州君	企業局長	棚原憲実君
企画部長	宮城力君	病院事業局長	我那覇仁君
環境部長	松田了君	会計管理者	伊川秀樹君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん		

知事公室 平敷達也君  
秘書防災統括監  
総務部財政統括監 平田正志君  
教育長 金城弘昌君

警察本部長 日下真一君  
労働委員会事務局長 山城貴子さん  
人事委員会事務局長 大城直人君  
代表監査委員 安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 勝連盛博君  
議事課長 知念弘光君  
局長 平良潤君  
副参事兼課長補佐 佐久田隆君  
主査 宮城亮君  
主査 親富祖満君

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 おはようございます。

日本共産党の比嘉瑞己です。

どうぞよろしくお願ひします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず初めに、我が党関連の質問からです。

我が党の渡久地修議員の代表質問中、大項目5番、辺野古新基地建設について。

遺骨の混ざった、戦没者の血の染みこんだ土砂を辺野古新基地建設に使うことは、慰霊の日の条例の趣旨に反する。この再質問に対して知事は、悲惨な戦争を体験した県民や御遺族の思いを傷つける。県としてどのような対応が可能なのか、全庁的に検討したい。こうした答弁がありました。

そこで伺います。

糸満市米須の魂魄の塔の隣接する鉱山についてですが、その鉱山について鉱業権や採掘権——施業案とも言いますが、これはいつ、誰が認可したのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) お答えします。

鉱業法に基づく鉱業権設定の許可及び施業案の認可は、経済産業大臣が行うこととなっており、県内においては沖縄総合事務局が所管しております。

糸満市の魂魄の塔付近の鉱業権の許認可日については、糸満市に確認したところ鉱業権の設定が平成17年6月30日となっており、施業案の認可が令和2年9月16日となっているとのことであります。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 鉱業法の第24条では、この鉱業権

を設定する際に関係自治体との協議が求められております。この米須の鉱山ですが、鉱業権が設定される4年前に糸満市が意見書を提出しております。そこには、何と書いてあるのでしょうか。またそのとき沖縄県はどんな意見をつけたのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) お答えいたします。

糸満市に確認したところ、当該出願地域は農用地として利用優先する農用地区域であり、また区域内には、国営沖縄本島南部土地改良事業で実施中の同事業最大の米須地下ダム、地下水源区域も含まれており、今後の農業農村の活性化に向けて南部地下ダム開発計画を推進する主要拠点となっていることなどを鑑み、地下水源の適正利用の妨げになると思っておりますので、農業の振興をする上でも鉱業権の実施には反対であるとの意見書が提出されております。

○比嘉 瑞己君 沖縄県は。

○商工労働部長(嘉数 登君) 失礼いたしました。

この糸満市の魂魄の塔付近に設定された鉱業権に関する協議文書についてですけれども、文書保存期間が経過しておりまして、県では該当文書を保有していないことから、内容は確認できておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 糸満市の意見では、農業振興の上で鉱業の実施には反対である。このように明確に当時述べているんです。これだけ地元の糸満市が反対しているのに、なぜ鉱業権が認められているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。



○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

鉱業権につきましては、鉱業法第24条の規定に基づく協議の際に県や市町村が提出した意見を踏まえ、国における審査基準により許可されたものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この制度の仕組み上でありはするけれども、しかしこれだけ地元の自治体が反対をしているのに、鉱業権が設定されているということに私は大変大きな疑問を感じております。

確かにこの鉱業法に基づく鉱業権あるいは施業案は国の許認可になりますが、一方で他法令に制限がある場合は、それぞれの許認可がまた必要になってきます。

そこで農地法についてお聞きしたいのですが、この農地法に関しては沖縄県にも権限があります。魂魄の塔に隣接する鉱山は、農地法においてはどのような地域になっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えいたします。

この地域の具体的な相談はありませんが、糸満市農業委員会に確認したところ一部農地が含まれていると。法人が農地法第3条で農業委員会の許可を得ていると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今一部という表現でしたが、そこには農業用地があると。この報道によれば、その鉱山に続く土地が農業用地であるにもかかわらず、重機を通す進入路として使用したとして、糸満市農業委員会から原状回復するような行政指導がありました。

ここでちょっと伺いたい。先ほど一部と言いましたけれども、この進入路の土地だけでなく、鉱山の施業区域の中にも農業用地は含まれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

進入路以外の区域につきましても、一部農地が含まれております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 農地法第3条で、農業用地として取得しているわけですね。こうしたこの農業用地を鉱山として開発することは可能ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） まず農地を農地以外にする場合、農地法第4条及び第5条の転用の手続が必要になります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今、転用手続が必要だと、第4条、第5条に基づく。これが知事の許認可になっているんです。農業を行うために取得した土地は、私は農業振興にこそ使われるべきだと思いますし、当時の糸満市もそのような意見をつけていると思います。沖縄県は、この鉱山への転用を認めることはできないと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

まず農地転用の手続についてですが、申請者はまず市町村の農業委員会に農地転用許可申請を提出します。農業委員会は、定期開催されます総会での意見を付して県に進達をいたします。

県としましては、進達にあった場合には農地法に基づいて適切に対応してまいりたいとそうように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この転用手続はこれからになると思います。この問題は知事に伺いたいと思います。知事は、現地を視察して実際にそのときに遺骨も見つかったそうです。戦後76年たった今なお、あの地には戦没者の遺骨が誰にも見つかることなく眠っています。ガマフヤーの具志堅さんのハンガーストライキは、今日で4日目を迎えました。沖縄戦激戦地であるあの土地が戦争へとつながる辺野古新基地建設のために、埋立土砂として使われるようなことがあってはいけなくて私は思っています。これは、戦没者を二度殺すことだと今、具志堅さんは訴えています。人として絶対にやってはいけません。人道の問題だと思います。この戦争へとつながる基地のために、戦没者の血が染み込み、骨がまだ眠るあの土地を使わせては絶対にいけない。知事の決意を改めてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も議員御案内のとおり、現地を視察させていただき実際に岩の間をのぞき込んでみたり、それからすぐ近くに遺骨収集の情報センターの職員の方が、これが御遺骨ですよと見せていただいた骨片を、実物を見て本当に驚きを隠せませんでした。いまだにこのようにまだ御遺骨が残っているんだという現実を目の当たりにさせられたという、そういう思いです。ですから、この戦没者の御遺骨がいまだに残されているかもしれない場所の土砂を使うというのは、悲惨な戦争を体験した県民の肌感覚からしても、やはり御遺族や体験者の思いを県民の思いを傷つけるものであるということ強く感じます。ですからこの土砂の採取については、どのような対応が可能か

全庁を挙げて考えているところではありますが、様々な議員御指摘の点なども踏まえて、しっかり検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、同じく我が党関連ですが、渡久地議員の代表質問で海兵隊撤退を正面から求めるべきだという質問がありました。公室長は、県議会でも2度、海兵隊撤退を求める決議を全会一致で上げていることも重く受け止めて、日米両政府に基地の整理縮小を要請したいとの答弁でした。今議会では、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す。この知事の所信表明について、代表質問や一般質問、大きな議論となりました。野党の皆さんからも、米軍基地はなくしたほうが多いと多くの意見もありました。米軍基地の整理縮小を願う思いは、沖縄県民みんなの願いだと思います。基地のない沖縄の実現に向けて、もっと踏み込んで日米両政府に迫る。今、そういう時期に来ているのではないのでしょうか。

海兵隊撤退を求めることについて、改めて見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

国土面積の約0.6%の本県に、米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には依然としてほど遠い状況にあります。このため県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄のあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしていること、沖縄県議会においてはこれまでに2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを重く受け止め、日米両政府に対して当面は、在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において、具体的な返還計画を検討・策定していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今の答弁だと、代表質問と同じです。

戦後76年間、在沖海兵隊による事件・事故、そして数多くの犯罪に私たち沖縄県民は苦しんできました。女性や子供たちが犠牲になってきました。建白書に託された県民の願いである普天間基地の閉鎖・撤去など、在沖米軍基地の中でも大きな割合を占める海兵隊撤退に踏み込まなければ、基地のない沖縄の実現に向けて当面は50%以下というこの目標は達成できないと思えます。普天間基地、辺野古の新基地、キャンプ・

シュワブ、高江、米軍北部訓練場、伊江島の飛行場、みんな海兵隊の基地です。海兵隊が撤退すればこうした基地もなくなるし、事件・事故も減るでしょう。本土復帰50年を迎えるに当たって、基地のない平和で誇りある豊かな沖縄。これを目指すのであれば、私は在沖海兵隊の撤退を正面から日米両政府に向かう。この時期に来ていると思えますので、改めて見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

50%の今、数値目標の中で、海兵隊撤退を求めるべきだということなのですが、実は今回の知事の所信表明の中で、契機になったものが昨年3月に米軍基地問題に関する万国津梁会議、在沖米軍基地の整理縮小についての提言、これがございました。

ですからこの全体像をちょっとお話しさせていただきたいのですが、その提言は3つあります。まずは、辺野古新基地建設計画は完成が困難であり、本来の目的である普天間飛行場の速やかな危険性除去と運用停止を可能にする方策を早急に具体化すべきである。2番目に、近年の安全保障環境を踏まえて沖縄米軍基地の整理縮小に取り組むべきである。3番目に、沖縄はアジア太平洋における緊張緩和・信頼醸成のための結節点を目指すべきである。

この3つを受けて、沖縄県は本土復帰50年になったら米軍基地の整理縮小についてという要請を出す。この要請の中では、6つの項目がありますけれども、在沖米軍基地の整理縮小について、この中に50%という数字が出ています。それ以外にも基地負担の軽減について、訓練水域——昨日もありましたけれども、訓練水域・空域の削減について、日米地位協定の抜本的な見直し、そしてさらなる在沖米軍基地の整理縮小に向けての協議について、アジアにおける緊張緩和と信頼醸成について、こういった要請になってございます。

基地負担の軽減についての中には、在沖米軍の県外または国外への分散移転、ローテーション配備、普天間飛行場の危険性除去、オスプレイの配備撤回、訓練場の能力を超える訓練——これはパラシュート降下訓練、それから騒音対策、環境対策、そういったものも入っております。それから訓練水域・空域の削減なども入っていると。日米地位協定のものが入っている。そういった全体像をまず御説明させていただきたいと思えます。

その中で、争点となっている50%の話なんですけれども、なぜ我々がこういった50%をやったかとい

うと、これも万国津梁会議の提言にありますけれどもアジアの安全保障環境の大きな変化、これがあります。それは一言で言いますと中国の台頭、特に中国などのミサイル能力の向上によって、沖縄の米軍基地の集中、これが脆弱になっている。危険であるというような状況を分析して、海兵隊を含めた米軍自身も、中国のミサイルの脅威に対応すべく部隊の分散化を進めていると。日米同盟が安定的に維持されるためにも沖縄への米軍基地の集中を是正し、日本全体、アジア全体の視野に立って、安全保障の負担の在り方を見直すべきである。そういった意見が出されております。事実、海兵隊も新構想、EABO——エクスペディションナリー・アドバンスド・ベース・オペレーション——がありますが、そういった構想で、大規模で恒久的な基地に依存しない、より小規模な部隊による運用が求められている。そういったことも今、作戦として出ているということです。

かつて2014年にも、国防次官補が一つの籠に卵を入れればリスクが増すというような発言もあるし、そういったことも恐らくその背景にあったと思いますが、そういったことも踏まえて我々は、SACO合意そして再編合意、そういったものを超えた新しいビジョンをこの機会につくってもらいたいというのを求めたわけですが、ただその際には、今度は駐留軍の従業員の方々のことも考えないといけない。そういったことも踏まえて我々は、まずは使用者でもある、雇用者でもある日米両政府において、しっかりとビジョンを示すべきだろうというふうを考えております。ただ沖縄の基地全体に占める海兵隊基地の割合は、69.7%です。ですからこの50%、1万ヘクタールを削減するためには、どうしても海兵隊の基地も対象になるだろうというふうには我々は考えています。我々はそういったことも、SACWOの話もさせていただいておりますので、沖縄県の意見もしっかり取り入れる形で、当然海兵隊の基地も対象になり得るだろう。そういったものについて、日米両政府において基地従業員のこともしっかりと考えながら、当然安全保障関係は日米両政府が考えることだと思いますので、そういったことを踏まえて新しいビジョンをつくってもらいたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 長く説明していただきましたが、私も提言を読ませていただきましたけれども、副知事おっしゃったこの新しいビジョンを実現していくためには、やはり海兵隊の撤退というのは避けて通れないわけですよ。だからこそ、そこは全面撤退を目指して

いくという立場が大切だと思います。改めて答弁を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 海兵隊の全面撤退、これは県議会でも決議されていることですから、それを私たちは重く受け止めているということです。ぜひ議会でもまた新たにその御議論をしていただければと思いますが、いずれにいたしましても、我々は昨日も照屋大河議員にもお話をさせていただいたんですが、このSACO合意があるからいいという現状を追認するだけではだめだと。さらに基地の整理縮小を求めていかないと、現実的な事件・事故は減らない。そのことを議員各位にもしっかりと受け止めていただいて、では日米両政府にどのような議論を求めていくかというその議論も、ぜひ議会で深めていただきたいという思いであります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 頑張りましょう。

それでは、通告の質問に入りたいと思います。

新型コロナ対策の強化について。

(1)、県内中小企業者の資金繰り支援事業について期待する効果をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が減少した中小企業者を対象に、昨年2月に中小企業セーフティネット資金の融資を開始したほか、5月から3年間実質無利子等の新型コロナウイルス感染症対応資金を創設しております。

県としては、これら資金による円滑な資金繰り支援により、中小企業者の事業の継続や雇用の維持につながっていくものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 部長、昨年からは沖縄県、限られた予算の中で、私全力でやってきたと思います。このコロナ危機が始まったとき、様々な融資制度がつけられました。しかしその多くが、据置期間1年間なんです。利用者——資料を頂きますと、今1万2000件以上の融資の件数がありますが、その据置期間がやがて迫ってきている。そこで皆さん、この春どうしようという現状だと思うんです。私は今回のこの支援事業の新たな融資制度とかも、こうした借換えやあるいは据置期間の延長、融資の枠の拡大、こういうことが求められていると思いますが、今回の支援事業の特徴を改めてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

昨年5月に創設しました新型コロナウイルス感染症対応資金ですが、これは3年間実質無利子、無担保、保証料ゼロ、据置期間5年以内で借換え可能な融資となっております。同資金では、市町村認定の申請や、実質無利子となるための利子補給事務を事業者に代わって金融機関が代理で行う。金融機関は、ワンストップ手続を実施しております。また同資金の融資限度額につきましては、当初3000万円が昨年6月に4000万円、今年2月に6000万円と拡充しております。令和2年度分の貸付金予算につきましては、補正分も含めまして合計で約602億円を確保したところ、さらなる資金需要の増加に対応するため、昨年11月に同資金の民間金融機関の協調倍率を3倍から5倍に見直した結果、融資枠ですが、約2659億円で約1.5倍に拡大しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 金融機関も協力して今一生懸命応援しようとしておりますので、この活用を期待したいと思っております。

(2)番、うちなーんちゅ応援プロジェクトの拡充について見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

うちなーんちゅ応援プロジェクトでは、これまで県の外出自粛要請等により、経済的な影響を受けた飲食業や小売業等の事業者に対する支援金を支給するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、県が発出した休業要請や時短要請に応じていただいた飲食店や遊興施設等の運営事業者に対して協力金を支給してまいりました。

同プロジェクトにつきましては、第1期の支援金及び休業協力金を昨年4月に開始して以降、本年3月1日から受付を開始した第5期の時短協力金まで総額で236億8464万円の予算を創出して対応してきたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 国の対策が決して十分だとは言えない中で、沖縄県が236億円というお金も使ってやってきたことは私評価したいと思います。しかし今議会でも言われているように、やはり飲食店だけではなく、他の業界全てが今困っているわけですが、この拡充は今後どのように考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県としましても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続いている事業者に対しては、さらなる支援が必要であると認識しております。

そのため県では、全国知事会を通じて国に対し、持続化給付金や家賃支援給付金等の再度の実施や雇用調整助成金の特例措置の再延長、それから幅広い業種に対する一時金等の支援の拡充等について要請を行ってきているところであります。その結果、3月8日から受付開始予定の国の一時支援金について、県内でも旅客運送事業者、それから宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、イベント事業者等が対象となり得ることとなったことから、県としましても、国及び市町村等と連携を図りながら、これらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談サポート体制の整備に向けて調整を進めております。また、今後とも地域において必要とされる経済対策を継続的に進めていけるよう臨時交付金等の財源確保も国に強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事の交渉、知事会での発言とかが相当大きな成果を挙げていると思いますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

(3)は取り下げます。

続いて、新たな振興計画の骨子案について。

新たな振興計画の目標とは何か、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（骨子案）においては、計画の目標として沖縄21世紀ビジョンに掲げた、県民が望む5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を挙げております。

目標の実現に当たっては、国際社会全体の共通目標であり、県民が望む5つの将来像とも重なるSDGsを取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体が参画することで、社会・経済・環境、この3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していくことが可能になると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 骨子案で、持続可能な沖縄の発展、このことについて今部長がおっしゃったように社会・経済・環境の3つの側面が調和したものと書いています。少し私これがニュアンスが違って伝わると大変だなと思いました。この表現だと、ともすれば環境にあ

る程度配慮さえすれば、社会活動、経済活動はどんどん進めていいんだというふうを受け止められかねないのかなという心配があります。SDGsは、気候変動に象徴されるように、限りある今の地球の資源環境を守って、その土台の上に経済社会活動があるという考え方だと思うんです。持続可能な沖縄の発展とは、環境を優先する。この面が一番大切だと思うのですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 持続可能とは、生態系を破壊せず、環境容量の範囲内で発展することと認識しております。環境は重要な要素で、社会・経済・環境の3つの側面が不可分のものとして調和した取組を進めていくことで、先ほど申し上げた持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指していくことが可能になると考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ環境が土台、全ての土台にあるということを決して忘れずに、強調していただきたいなと思います。

(2) 番、計画展望値の考え方をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（骨子案）では、将来像実現に向けた諸施策の展開による成果等を前提に、目標年次である令和13年度における計画展望値を社会・経済・環境この3つの枠組みの下、設定するものとしております。現行計画の展望値に加えて、新しい項目として、離島人口や温室効果ガス排出量等を考えておりますが、今後沖縄県振興審議会等の意見も踏まえて検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひこの新しい、今おっしゃった中で私特に域内受給率というのは大変重要なテーマだと思いますので、引き続き注目したいと思います。

この持続可能な沖縄の発展、ここにSDGsの考え方が入ってくるわけですが、骨子案にはSDGsの展望値、数値的なものが入っていません。やはりSDGsを入れるのであれば、これは国際社会共通の目標、それで169の指標というのも示されているわけですから、ぜひ振興計画の策定の際には、こうしたSDGsの指標も取り入れるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 成果指標の設定に当たっては、今後の計画策定の中で検討してまいります。SDGsの169のターゲット、これに達成度を図る指標が設定されております。国家レベルの指標も設定され

ておりますので、自治体として採用できる指標については、指標の設定に活用するという方向で検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 (3) 番ですが、沖縄の特殊事情から生じる政策課題とは何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（骨子案）においては、克服すべき沖縄の固有課題として、基地負担の軽減、駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編、離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島嶼地域の形成、陸・海・空を紡ぐ美ら島交通ネットワークの構築を掲げております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今おっしゃった中に、子供の貧困が入っていないんです。私はこれこそ沖縄の特殊事情の最たるものだと思います。米軍占領の27年間で、沖縄は児童福祉法が適用されませんでした。認可外保育園が保育の受皿となり、学童保育も復帰後からしか整備されていないわけです。様々な県民所得の問題、全部その影響が子供の貧困に集中しているわけですから、子供の貧困というのを、ぜひこの政策課題として大きく位置づけるべきだと私は思うのですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 今骨子案においては、子供の貧困の解消、これについては、基本施策——誰もが安心して子育てができる環境づくり、その下に位置づけているところです。

子供の貧困対策の位置づけをもっと格上げすべきではないかという議員の御意見ですけれども、同様の御意見も市町村長からもいただいておりますので、それを踏まえた上で素案の中で検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて3番、那覇港の港湾計画の改訂について伺います。

(1)、浦添ふ頭地区における民港の形状案の考え方をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

令和2年10月に開催されました那覇港管理組合構成団体調整会議において、民港の形状案の作成にあたっての考え方（案）を取りまとめております。

考え方（案）においては、海上輸送網及び流通加工等の物流施設の一体的利用とともに、シー・アンド・

エアを生かしたアジアの中継拠点港としての物流空間の創出や、世界水準の観光リゾート地の形成のため、浦添の自然環境を生かすとともに、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流空間の創出などを位置づけております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 物流ゾーンと交流ゾーンがあると思うんですが、それぞれの事業の主体はどこですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

浦添ふ頭地区の物流空間については那覇港管理組合が事業主体となります。交流空間につきましては、那覇港管理組合の設立に関する覚書に係る協議書において交流厚生用地は浦添市の事業区域とし、緑地、海浜、マリナー等については那覇港管理組合の事業区域とすることが確認されております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 浦添市のこの交流ゾーンについて、浦添市が事業主体のところもあるわけですね。今、その民港の考え方をまとめているところですが、この浦添市の交流ゾーンは明確な需要予測というのはできていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

浦添ふ頭地区における需要予測については、物流空間は那覇港管理組合で、コースタルリゾート地区は浦添市において検討を行っていくこととなっております。那覇港管理組合議会の令和3年2月定例会において、副管理者である浦添市の副市長からは、コースタルリゾート地区は富裕層の観光拠点となる世界水準の観光リゾート地を目指しているところですが、富裕層の明確な定義がなく、需要推計は明確になされていないとのことで、今後必要に応じて需要予測の確認を行っていきたいとの答弁がなされております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 物流ゾーンもそしてこの交流ゾーンも、推計がまだまだだと私言わざるを得ません。

今、浦添市のお話をしておりますが、2015年、平成27年に当時の浦添市の松本市長が、西海岸を世界水準の国際リゾート地を目指すとして、夕日を見るためにはビーチは西向きにしたい。そのためには軍港は南側にするんだと言って浦添市素案を要望しました。ところが今また北側案に戻っています。夕日は軍港で

見えなくなるのではないのでしょうか。

当時、ビーチの向きなど松本市長が求めた3つの条件について浦添市は形状案で示していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成27年2月に浦添市において作成されました那覇港浦添ふ頭地区に係る浦添市計画素案では、西向きのビーチ、クルーズバースの位置づけ、深場へのマリナーの配置が示されております。浦添ふ頭地区調整検討会議においては、これらの提案の取扱いも含めて民港の形状案の検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事にもぜひお聞きいただきたいと思うんですが、現行の港湾計画、これは今から18年前の2003年につくられた計画です。当時はその浦添の北側にコースタルリゾートをつくるという計画でした。ところがその計画をつくった後、3年後に2006年に日米合意によってキャンプ・キンザーの返還が決まりました。現行計画の浦添ふ頭地区のその前提条件が大きく変わっているわけです。松本市長も選挙が終わった後も西海岸の自然環境を守ることは絶対条件だ、民港の部分はできるだけ環境負荷を減らしたいとこう述べています。そうであるならば私はもちろん地主の皆さんの意見をしっかりと尊重しながら、この貴重な自然が残る西海岸の海を埋立てなくてもキャンプ・キンザー返還跡地も視野に入れた新しいまちづくりが可能だと思うんですが、この点はいかがお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほどSDGsの御質問もありましたけれども、県といたしましては今浦添ふ頭地区検討調整会議で協議が進められております。民港の形状案も令和2年度末を目途に策定の検討作業に入っているものというように認識をしておりますが、その国における港湾の政策であります中長期政策のポート2030の捉え方、それから県が進めていこうとするSDGsのその捉え方もやはり民港の形状案の中には織り込まれていくのではないかと考えております。

今、那覇市長、浦添市長と意見交換をするその場の時間も調整をさせていただいておりますので、市長選挙後の松本市長のそのような民港の形状案に対する考え方なども、その意見交換の場で伺えたらというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ自然を残す方向で頑張っていたきたいと思います。

すみません、ちょっと飛ばしまして、5番の、重度心身障害者の医療費の助成事業についてから聞きます。

この制度は、重度の心身障害を持つ方が、医療費の払戻しを受ける制度です。これまでの払戻し方法は、病院窓口で一旦医療費を支払って、役場まで行って、領収書を出して、2か月後に払戻しが行われる、こういった形でした。しかし2年前から、役場に行かなくても最初で手続をすれば後は自動的にお金が指定口座に振り込まれる、自動償還払い制度が始まりました。

そこで伺いますが、この自動償還払いの実施状況は今どうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 重度心身障害者医療費助成事業における自動償還払いにつきましては、令和3年2月1日時点で、33市町村が導入済み、1村が令和3年4月導入予定、7町村が導入時期未定となっております。

また、重度心身障害者医療費助成事業における対象者数につきましては、令和元年度で2万8580人となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 離島とかはまだ残されているんですが、県内ほとんどの自治体で実施されています。一方でこの自治体を実施をすると決めても、請求する側である病院、薬局、あるいは歯医者さん、こうした施設も手を挙げなければこれはできません。

そこで(2)番ですが、医療機関や薬局での実施状況と課題は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 重度心身障害者医療費助成事業における自動償還方式の実施状況につきましては、病院等が453か所、歯科が548か所、薬局542か所となっております。未実施の医療機関への導入促進が課題となっているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 公立病院、総合病院、大きい病院ですね。この実施状況はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 総合病院という定義がなく、範囲が明確ではなかったのが、救急医療を必要とする病床のある救急病院についてお答えをさせていただきますと、25の医療機関中、公立8機関のうち6か所、また民間の17機関のうち8か所が重度心身障害者医療費助成制度の自動償還に対応

しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 資料を見させていただくと、県立中部病院はまだなんですね。公立病院ですらまだできていないところも残されている。これはやっぱりいろんな課題があるんです。医療機関にも薬局とかにも負担がありますし、私ここで提案したいのはこの現物給付、立替えなくても最初から現物給付でやったほうがいいんじゃないかなと思います。

全国の都道府県での現物給付の実施状況はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 令和2年4月1日時点の全国の状況でございますが、償還払い方式が5県10.6%、自動償還方式が3県6.4%、現物給付方式が23都道府県48.9%、現物給付と償還払い方式の併用が16県で34.0%となっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ちょっと分かりづらかったんですけども、一部含まれるも入れると、この現物給付導入するというのは約8割、9割ぐらいの数字になっているんです。だからなぜこんなに全国でばらつきがあるのか。この理由は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現物給付を導入している都道府県の多くは、昭和59年に国が減額調整の仕組みを導入する以前から実施をしていたところでございます。沖縄県においては、平成3年度からスタートとなったところでございます。少し本県の状況と異なるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 子供の医療費と同じようにこれ現物給付すると、個々のペナルティーがあるわけです。だけど全国の自治体はそのペナルティー制度が始まる前からもう重度の障害者の皆さんには何らかの形で現物給付を実施していて、引き続きやっているというのが現状なんですね。やはり今回沖縄県が子供の医療費を、あれだけ大きく増やしたわけですから、そろそろこの現物給付、この重度心身障害者の皆さんこそ先にやるべきだなと私は思います。

部長に求めようと思ったんですけど、先ほど時間たくさん使っていただいた担当副知事の謝花さんにお聞きしたいと思います。

これぜひ実施するべきじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今お聞きしても、心身に重い障害を持つ方々がやはり財政的負担も大きいと思います。そういった方々が安心して医療の提供を受けるということは大事だと思っております。いろいろ課題はあると思いますが、こども医療費助成制度でもいろいろ今、保健医療部で対応しております。仕組みは同じだと思いますので、県としてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 頑張ってください。

続いて6番の離島振興についてです。

ほかの議員からも御質問ありましたけれども、座間味浄水場建設に向けた進捗状況お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 座間味浄水場の建設については、高台における建設に向けて昨年10月に座間味村と企業局の双方で浄水場建設が円滑に進められるよう互いに合意しており、また本年1月15日には知事、企業局長、村長による面談を実施し、浄水場建設について連携協力していくことを確認しております。

浄水場建設のためには、村の理解、協力が不可欠であり、建設に係る協定書の締結に向けて調整を進めております。村との調整が整い次第、住民説明会を開催し、それを踏まえて次年度には設計業務に着手したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 村長も理解を示していただいて、合意はできたという表現だったんですけども、これは行政手続上でも合意と見なせるんですか。それともおっしゃっていた協定書の締結をもって、初めて確定みたいになるのでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。これがないと住民説明会もできないとおっしゃっていたんですが、今後のこの協定書の締結と住民説明会の時期はいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 行政手続上の成立ということについてはちょっと判断しかねる部分あるんですが、我々がこれまで座間味村と何度も話し合いをしてきた中で、村長と私は直接お話ししました。知事も御一緒して、お話ししていく上で、座間味村にぜひ必要な施設ですので、これについてはもう高台に向けて協力していくというのは確約をいただいているということまで理解しております。

それについて協定書が必要かということなんですが、協定書の中には座間味村からの要望がありましたことについて、こうやって対応していきますというこ

とで、文書で明記するというのを考えております。それは住民が求めることでもありますので、それについてお互いに合意した上で、住民説明会でしっかり説明していきたいと考えています。

住民説明会につきましても、コロナ禍ではありますけど多くの人に参加していただいて説明したいと考えていますので、可能な限り早くやっていきたいと、協定書についても今順調に調整を進めているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 いろいろありましたが、今後は協力して頑張りたいと思います。

続いて栗国航空路線の再開に向けて、これも多くの議員が質問いたしました。今朝の報道もありましたので分かりますが、定期運航、チャーターのお話もありましたが、やはり定期運航が基本方針であるべきだと思いますので、その点を改めて確認したいと思います。

これまで課題となっていたその航空会社側が保有している航空機については、今後どのようになるのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 第一航空が早期に就航を優先させるために、チャーター方式でまずは運航するというところで調整しているところでございます。報道にもありましており、同社では栗国村の理解を得ながら6月の就航に向けて取組を進めていきたいということでございます。

もう一点、何でしたか。

○比嘉 瑞己君 航空機。

○企画部長（宮城 力君） 県が補助した2機の機材がございまして。この機材を活用して就航するという意向でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 一日も早い運航を望んでおります。

続いて7番目の、公有財産の有効利用についてです。那覇市寄宮にある旧県立図書館の有効利用計画はどうなりましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

旧県立図書館につきましては、今後計画しています本庁舎行政棟の大規模改修の際の仮庁舎として使用する予定でございます。

仮庁舎として使用した後の利活用については、公有財産管理運用方針に基づき、建物を含めた県有財産の利活用や売却などの検討を行うこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 仮庁舎として利用するのはいつから



の話ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今回予算としても提起しております危機管理センター、こちらに非常用電源装置とかいうものをまずは整備することとしております。そちらの進捗にもよりますが、早ければ令和7年度ぐらいから仮庁舎としての利用を考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 令和7年度、あと4年間ですよ。それまであの施設、放置するのか。地域の皆さん、大変胸痛めているんですね。知事もお隣だからよく分かると思うんですが、もう草ぼうぼうでブロックも割れて、与儀公園もあるんですけども、この県立図書館どうなるのというのが地域の話題になっています。やはり防犯上からも使うまでしっかりとした整備も必要だし、使えるのであればいろんな使い方があると思うんですよね。4年間も眠らせるのは私もつたいないと思いますが、今後の方針ちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） まず、県立図書館の維持管理につきましては、例えば警備につきましては毎日巡回しております。そして除草でありますとか剪定なども定期的に行っており、電気設備あるいは建物の設備などについても法令に基づく定期的な点検を行っております。

また、現在この建物につきましては、災害時の備蓄物資の保管場所として一部利用しております。さらに県警本部におきます救出救助活動など訓練の場としても活用していただいているところでございます。

なお、駐車場につきましては、那覇市から市の中央図書館、中央公民館の駐車場として利用したいとの相談がございますが、那覇市として警備員の配置に係る次年度の予算の措置が難しいというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 その那覇市との連携もしっかりやって、警備もちゃんと沖縄県が管理していれば、那覇市も喜ぶわけですから、前向きに検討していただきたいと思っております。

(2) 番ですが、その県立図書館も、そしてお隣の与儀公園を含む周辺の土地は、全て広大な県有地であります。本土復帰、来年50周年を迎えますが、那覇市と協同してあの全体を再整備計画策定してはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 那覇市寄宮の与儀公園、

市立図書館・中央公民館及び旧市民会館の敷地は現在、那覇市に貸し付けている県有地でございます。旧県立図書館の敷地と合わせますと県有地として約4万5000平米となります。現在、那覇市におきまして、旧市民会館跡地については真和志支所を含む複合施設としての活用を検討中であると伺っております。

今後の与儀公園を含めた当該県有地の利活用につきましては、那覇市の意見を踏まえつつ、公有財産管理運用方針に基づき、有効活用について総合的に検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 時間がなくなってきました。すみません、保育行政は6月にしっかりやりたいと思います。よろしく申し上げます。

知事、最後に今のお話なんですけど、知事も毎日通っていらっしゃると思います。今部長が答弁したように那覇市の考え方もあるようですが、やはり那覇市も市民会館の跡利用とか、中央図書館とかの、この点で考えていると思うんですよね。ですけれども、せっかくあれだけ広大な県有地があるわけですから、やはり県も共同すればもっと大きな魅力ある地域になると思います。那覇市の路面電車もあそこの前を通る計画になるんですね。そういった意味でやはり県都の那覇市であり、また那覇市の中心地でもありますので、知事の応援も必要だと思いますが、最後に知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ちょうど知事公舎がすぐ横にありまして、本当に毎日朝、夕、出勤、退庁のときにはその横を通りますと、ちょうど今与儀公園は桜の季節がもう葉桜に変わって、若葉が勢いよく芽吹いております。そして公園の中にも花壇があって、季節の花を植えていただいている、私の孫たちもよく与儀公園で遊んでいる。そして多くの方々が散策をして、リフレッシュをしていらっしゃるというのが本当にこのコロナの中でもそういう公園の機能というのは大切だなというように改めて思います。

ですから、その与儀公園を含む周辺の土地や建物の活用は那覇市とも十分協議をして、当然県としても協力していけるところは一緒に協力をして、市民・県民の潤いある生活に活用できるように考えていきたいと思っております。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

[山里将雄君登壇]

○山里 将雄君 ハイサイ グスーヨー。

ていーだネットの山里です。

それでは一般質問をさせていただきます。

#### 1、辺野古新基地建設問題について。

(1)、陸上自衛隊の水陸機動団をキャンプ・シュワブに常駐させ、共同使用することが極秘で合意されていたと報道されました。

そこで、ア、極秘合意報道に対する県の見解を伺います。

イ、辺野古新基地建設との関連について伺います。

ウ、県としての対応について伺います。

次に(2)、辺野古埋立変更承認申請に関する名護市長意見について。

辺野古の埋立変更承認申請の地元名護市長の意見が、名護市の12月定例議会で否決された後、今現在、3月議会の議案に提案されていません。追加議案に提案するかどうか分からないということです。12月提案の渡具知名護市長の意見案はたった3行で、軟弱地盤の改良工事によって、大浦湾の自然・生態系、市民の生命・財産、地域住民の生活環境への影響等について全く触れていないという、無責任な内容で結果、否決されたものです。

そこで、ア、名護市の12月定例議会で意見案が否決されたが、県の見解を伺います。

イ、地元名護市の市長意見は県の判断に重要だと考えますが、県から名護市に意見の提出を促すべきだと思いますがいかがですか。

(3)、名護市安和の琉球セメント栈橋出入口舗装に土砂搬出作業に起因すると思われるひび割れ(クラック)が生じています。そのことについて。

ア、土砂搬出の大型車両の通行によって道路舗装にひび割れが生じているが、県は確認をしているか伺います。

イ、クラックの原因は何か伺います。

ウ、事業者から報告や調整はあったか伺います。

エ、沖縄県赤土等流出防止条例の目的について伺います。

オ、赤土で汚濁された車両洗浄水が道路側溝を通じて海に流れ込んでいる現状を確認しているか伺います。

#### 2、新型コロナウイルス感染症対策について。

私は1月に新型コロナウイルスに感染をいたしました。家族からの家庭内感染で、感染のリスクは誰にでもであると改めて実感をいたしました。会派の同僚議員や議会事務局の皆さんに御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。幸い無症状で自宅療養となったんですが、療養期間中は県のコロナ対策室と北部病

院から毎日電話がありまして、これは非常に安心だったんですけども、無症状でも急変することがあると聞いていましたので、そこはやはり不安がありました。医療現場やホテル療養所が逼迫していることを考えたらしようがないとは思っていたんですが、そんなとき、テレビで私よりも年下の自民党の石原伸晃幹事長が無症状で即入院したとの報道があり、少し鬱々とした気持ちになりました。そう感じた方は多かつたんじゃないかと思います。

では、今回は自宅療養をした経験から少しだけ質問させていただきます。

(1)、宿泊療養、自宅療養の基準について伺います。

(2)、市町村ごとの陽性者数の公表について伺います。

最後に、3、我が会派の代表質問との関連について。瑞慶覧功議員の3、基地問題について、(3)、辺野古埋立土砂の南部地域からの採取についてに関連して伺います。

(1)、2月24日から県で行っている土砂採掘予定地での遺骨収集作業で、十数個の骨片が見つかったとのことですが、その後の状況と今後の予定を伺います。

(2)、県から自然公園法に基づく一時中止指導の後、業者から改めて届出があり、内容審査中だと聞いています。今後の対応はどうか伺います。

(3)、ガマフヤーの具志堅代表は戦没者の尊厳を守るために、南部の土砂を辺野古の埋立てに使うことは絶対に許されず、玉城知事は自然公園法第33条の2項に基づき、採掘を止めるべきだと訴えています。同法の適用について伺います。

(4)、防衛省は、南部からの土砂を使う場合は採掘業者に対し、遺骨に配慮した対応を求めると言っています。ガマフヤーの具志堅さんはそれは不可能だと言っています。実際に遺骨収集を行っている県としてこのことをどう思いますか。

以上、一般質問とします。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○山里 将雄君 大変失礼いたしました。

2の(3)が抜けておりました。

(3)、ワクチン接種の対応状況について伺う。

以上、お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 山里将雄議員の御質問にお

答えいたします。

辺野古新基地建設問題についての御質問の中の1の(1)のA、陸上自衛隊のキャンプ・シュワブ常駐報道についてお答えいたします。

去る1月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は記者会見において、米軍施設等における共同使用は、日米安全保障協議委員会や日米合同委員会の枠組みの下で意思決定がなされるものであり、陸自と海兵隊において決定されるようなものではないなどと発表しております。しかしながら、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けており、たとえ共同訓練とはいえ、これ以上の負担は受け入れることはできないと考えます。今回報道にあるような、県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないということから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、辺野古新基地建設問題についての(1)のイ、辺野古新基地と陸上自衛隊の常駐についてお答えをいたします。

辺野古新基地については、米海兵隊専用施設である普天間飛行場の代替施設として、同飛行場の危険性を早期に除去することを目的に建設されるものと承知しております。なお、平成25年の公有水面埋立承認願書には、陸上自衛隊の常駐に関する記載はありません。

同じく1の(1)のウ、陸上自衛隊のキャンプ・シュワブ常駐に関する県の対応についてお答えをいたします。

県は、新聞報道を受け、沖縄防衛局及び在沖海兵隊に事実関係を確認したところ、いずれも報道にある極秘合意について、そのような事実はないと否定しており、現時点において、新たな情報は得られておりません。今回報道にあるような、県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(2)のA、名護市長の意見についてお答えいたします。

公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、公有

水面埋立の免許の出願があったときは、都道府県知事は、地元市町村長の意見を聞くこととされております。また、地元市町村長が意見を述べるに当たっては、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決が必要とされております。そのため、名護市長の意見の提出については、名護市長及び名護市議会の判断によるものと考えております。

次に1の(2)のイ、名護市長の意見の提出時期についてお答えいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立変更承認申請書について、県では、令和2年11月27日付で名護市長に意見照会を行っております。意見の提出期限は令和3年3月26日までとしていることから、今後、意見書の提出については、名護市長において判断されるものと考えております。

次に1の(3)のA、国道449号の舗装のひび割れの確認と原因及び事業者との調整についてお答えいたします。1の(3)のAから1の(3)のウまでは、関連しますので一括してお答えさせていただきます。

国道449号の名護市安和の事業者の敷地に係る出口付近において、舗装面にひび割れが生じたことにより、当該事業者から北部土木事務所に修繕についての問合せがあり、令和2年11月に現地の確認を行ったところであり、舗装面にひび割れが発生した原因は、当該事業者の大型車両の通行による劣化であると考えられることから、北部土木事務所が、道路法第24条に基づく原因者による修繕について調整を行っているところであり、

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、辺野古新基地建設問題についての(3)エ及びオ、赤土等流出防止条例の目的と車両洗浄水の流出についてお答えします。1の(3)エと1の(3)オは関連しますので、一括してお答えします。

沖縄県赤土等流出防止条例は、切土、盛土または整地によって土地の物理的形状を変更する事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制することを目的としております。安和棧橋敷地内の車両タイヤ洗浄場所で発生する濁水が、敷地外に流出している状況は条例の趣旨からして好ましくないことから、敷地外に流出させないよう事業者に対し行政指導を行ってまいります。

次に3、我が会派の代表質問との関連についての(2)及び(3)、自然公園法における県の対応について

お答えします。3の(2)と3の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

自然公園法に係る土砂採取業者からの届出は、糸満市を經由して1月に県へ提出され、届出書について形式審査を行った結果、記載内容に修正すべき点があったことから、現在、補正指示をしているところであります。自然公園法第33条第2項の適用については、国が策定した国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準によりますと、露天掘りによる鉱物の掘採または土砂の採取について、眺望の対象に著しい支障を及ぼすかどうか、及び跡地の整理を適切に行うこととされているかどうかについて審査し、山稜線の著しい改変を伴う場合など風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとするとしております。ただし、既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものである場合については、その限りではないと定められております。この国の処理基準を踏まえ、措置命令等の発出が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、宿泊療養、自宅療養の基準についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染者は、症状や重症化リスクの有無等を踏まえて、入院治療、宿泊療養または自宅療養を行うこととなります。医師の判断で入院治療を必要としないと判断された軽症者や無症状者には、宿泊施設での療養をお願いしております。しかし、家庭の事情等により自宅療養を希望される方などについては、重症化リスクの高い方と同居していないことや、周囲に見守りができる方がいるなど一定の要件を満たしている方に自宅療養を行っていただいております。なお、自宅療養者については、コロナ本部内に設置している健康管理センターから毎日連絡し、適切に健康観察を行っております。

同じく2の(2)、市町村ごとの陽性者数の公表についてお答えいたします。

陽性者数については、居住地区分ごとの累計を含め、公表しております。居住地区分につきましては、市の場合は市の名称を記載し、町村については個人が特定されることのないよう配慮し、所管する保健所管内と記載しているところです。なお、各市町村には、

当該市町村の陽性者数等について、随時、情報提供を行っております。

同じく2の(3)、ワクチン接種の対応状況についてお答えいたします。

現在、国から示された接種スケジュールに基づき、まず、3月上旬に県内約5万7000人の医療従事者等を対象にしたワクチン接種開始に向け、接種に係る基本型接種施設23施設及び連携型接種施設164施設を決定したところであります。その後開始予定の市町村実施のワクチン接種についても、各市町村及び医師会をはじめとした関係医療団体と情報共有を図りながら、市町村が円滑に接種体制を構築できるよう、連携を図り取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 3、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、遺骨収集の状況と今後の予定についてお答えいたします。

県では、糸満市米須の石灰岩採掘場において、昨年11月に御遺骨が見つかった箇所を中心に、先月24日から遺骨調査を開始しております。これまでのところ、歯など十数個の骨片を收容しており、引き続き調査を実施していく予定であります。

県としましては、今後も御遺骨が残されている可能性がある場所についても遺骨収集に取り組んでまいります。

同じく(4)、国の発言に対する考えについてお答えいたします。

沖縄戦の激戦地であった南部地域には、いまだ收容ができていない御遺骨が残されております。

県としましては、いまだ收容ができていない御遺骨について、一柱でも多く、御遺族にお帰しできるよう、引き続き遺骨収集に取り組んでまいります。国においては、今なお多くの未收容の御遺骨が県民の日常に存在するという沖縄県の実情に目を向けるとともに、悲惨な戦争を体験し多くの犠牲者を出した県民の思いに耳を傾けていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○山里 将雄君 それでは、再質問をさせていただきます

ます。

まず1の辺野古新基地建設問題についてですけれども、1月25日の新聞報道でこの件が明るみに出ましたが、防衛省は即座に合意をしていないと、合意の事実はないと把握していないと否定をしました。

御承知のこととは思いますが、自衛隊の水陸機動団がキャンプ・シュワブに配置される計画があることは以前から指摘されていたんです。平成30年の外務委員会で日本共産党の穀田恵二衆議院議員がそのことを指摘しています。ここにその議事録があるんですけれども、読んでみたいと思います。穀田議員の発言の部分です。

「この陸幕文書には、もう一つ、重大な計画が記されています。」、この陸幕文書というものをこちらで手に入れたんですけれども、「沖縄本島にも、2019年度末を目前に、新たに自衛隊の部隊を配備する計画がある。」、「部隊の配備先を見ますと、沖縄本島の地図の米軍キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンあたりを矢印で指しています。」、「在沖米海兵隊のトップ、ニコルソン四軍調整官は、昨年11月の記者会見で、水陸機動団の部隊を沖縄に置くことについては聞き及んでいると述べ、配備先としてキャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンが想定されるなどの認識を示しています。』。

こういうふうに国会でも取り上げられているんです。このときもその当時の山本防衛副大臣ですか、すぐにこの件を否定しています。

防衛省がどんなに否定しても、オスプレイ配備のときも否定しながら、その後沖縄に強行配備したと。そういったことを考えた場合に信用はできないと私は思うんです。

その点についてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

在沖米軍へのオスプレイ配備の際は、米軍の計画では沖縄への配備計画が記述されていたものの、政府は具体的に決まっているわけではないとしておりましたが、配備の1年前になって突然配備を伝えられた経緯があります。政府はキャンプ・シュワブの共同使用により水陸機動団を配備する計画を有しないとしておりますが、県としましては、県内の米軍施設等における共同使用はさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 結局、最後には負担を押しつけてく

るんじゃないかというふうなことが懸念されるんです。

2018年の10月に鹿児島県種子島で、米海兵隊と自衛隊水陸機動団の共同訓練が初めて行われています。その3年前の2015年に極秘合意がなされたということなんです。昨年1月から2月には、金武町の米軍ブルービーチ訓練場や近海で共同訓練が行われました。2017年には、当時のニコルソン四軍調整官がキャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセン等に水陸機動団が配備されるという認識を示しています。当時の小野寺防衛大臣もキャンプ・シュワブとは限らず、全体としての共同使用は必要だと述べています。この一連の動きは、将来のキャンプ・シュワブへの配備を見据えたものであると考えると、非常につじつまが合うんです。やはり極秘合意はあったと考えるのが普通だと思います。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 繰り返しになりますが、県は新聞報道を受けまして沖縄防衛局及び在沖海兵隊に事実関係を確認したところ、いずれも報道にある極秘合意について、そのような事実はないと否定をしており、現時点において新たな情報は得られていない状況でございます。

引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 今回のことが報道されたすぐ後に辺野古を抱える地元名護市では、市民から名護市と名護市議会に対して、事実確認と市民への説明を求める陳情が出されています。名護市議会ではこの件を審議する特別委員会を立ち上げ、調査を進めることになっています。恐らく今日その立ち上げになっていると思います。名護市民は——この件は新聞にも載っていましたが——危機感を強く持っています。県は名護市民や名護市議会の対応をどう思っているか聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

キャンプ・シュワブの共同使用により、水陸機動団を配備する報道をめぐり名護市議会が事実関係を確認するため特別委員会を設置する方針を固めたということは、新聞報道等で承知しております。

政府は、報道にある極秘合意について、そのような事実はないと否定をしておりますが、地元住民の不安を払拭するためにもより丁寧な説明を行う必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 名護市議会への市民の陳情では市議会での協議審査を持ってしかるべき部署等への意見書を提出するよということも求めているんです。恐らくですけども、沖縄県知事宛てにも市議会から意見書が提出されると思いますので、対応をよろしくお願ひします。

確認のために幾つかお聞きします。

沖縄県内の米軍専用施設を教えてください。

それから、沖縄県内の自衛隊の施設数、米軍と自衛隊による共同使用施設数、米軍基地から自衛隊基地へ変更された施設数——これはさきの仲村家治県議の質問にもありましたけれども、改めてお答えをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

沖縄県内の米軍専用施設数でございますけれども、防衛省の資料によりますと、令和2年3月31日現在、沖縄県内の米軍専用施設数は31施設となっております。

次に、沖縄県内の自衛隊施設数についてでございます。防衛省の資料によりますと、令和2年3月31日現在、沖縄県内の自衛隊施設数は47施設となっております。

次に、米軍と自衛隊による共同使用施設数についてでございますけれども、防衛省の資料によりますと、令和2年3月31日現在、米軍が共同使用している自衛隊の施設数は浮原島訓練場や那覇飛行場など5施設となっております。また、自衛隊が共同使用している米軍の施設数は、キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンなど10施設となっております。

さらに米軍基地から自衛隊基地に変更された施設数についてお答えをいたします。

復帰後、米軍から自衛隊に引き継がれたものとして、航空自衛隊が那覇基地や那覇基地与座分屯基地など8施設、海上自衛隊が沖縄基地隊や沖縄基地隊具志川送信所の2施設、陸上自衛隊が那覇駐屯地や那覇駐屯地八重瀬分屯地など8施設、合計18施設あるものと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ありがとうございます。

そのような状況を前提として伺いますけれども、今回の報道を考えると国はほかにも沖縄の米軍施設を自衛隊が共同使用することを考えているんじゃないかと思うんです。

昨日の當間盛夫議員も同じような趣旨での発言があったと思っていますけれども、もし意味が違うので

あれば、當間議員、すみません。

県内の米軍施設を県外の自衛隊基地に統合して共同使用すれば、沖縄県民の負担は減ります。米軍専用施設の率も減るということになると思います。でも県外ではどこでも沖縄の基地を引き受けようとしなから、それは非常に難しいことではあるんですけども、逆に沖縄の米軍施設を自衛隊が共同使用したら沖縄の負担は全く変わらずむしろ増えるかもしれないですね。そういう状態で、国はもうここは米軍専用施設ではありませんよ。沖縄における米軍施設の率は下がっていますよ。沖縄の基地負担軽減を進めていますよとなるかもしれません。沖縄の米軍施設を自衛隊と共同使用することで、数字の上で負担を少なく見せる。国にはそんな狙いもあるのではないかと、これは琉球新報の社説でもありましたけれども、本当に私もそう思います。

いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県としては、県民の目に見える形での基地負担の軽減を図る観点からも、沖縄の米軍基地を整理縮小するに当たっては、県外または国外への分散移転、ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。

今回報道にあるような新たな部隊を沖縄に常駐させ、米軍専用施設を共同使用することは、地元へのさらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 私の質問がそうだからなんですか、答弁が同じものになってしまっていますけれども。

辺野古の正式事業名は、普天間飛行場代替施設建設事業であって新基地建設事業ではない。県が辺野古新基地建設と表現することは、県民を誤解させていると指摘する議員がいらっしゃいますが、今回の秘密合意報道でまさしく新基地であるという実態が浮かび上がったと思います。県は堂々と新基地建設事業と呼ぶべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、政府が推進する辺野古移設計画において係船機能付護岸、弾薬庫搭載エリア、2本の滑走路の新設など現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされていることから、単なる代替施設ではなく新基地であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 県は2月22日に、沖縄防衛局からの埋立変更承認の疑義としてこの件について質問に加えたというふうに新聞に載っていましたけれども、その内容について具体的にどんな疑義があるのか。それから知事の判断にどう影響するのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成25年に提出された公有水面埋立承認願書には、普天間飛行場代替施設における陸上自衛隊の共同使用に関する記載は確認できません。

そのようなことから、陸上自衛隊と米海兵隊との間で普天間飛行場代替施設を含むキャンプ・シュワブの共同使用に関する合意等が行われた事実があるのか質問を行ったところであります。令和3年2月22日付で行った沖縄防衛局への質問——13項目、96件でございますが、これにつきましては回答期限を3月8日としております。

県としては、沖縄防衛局から提出された回答を詳細に確認し、公有水面埋立法への適合性について厳正に審査していくこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 どんな回答になるのかしっかり見ていきたいと思っております。県もしっかりと審査をしていただきたいと思っております。

この件については、国は合意があったということは絶対に認めないと思っておりますけれども、県としては先ほど答弁もあるように、今後も情報収集にしっかり努めるということですから、それを実行していただいて県民にその情報を提供していただきたい。しっかり取り組んでいただきたいとそういうことをお願いします。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 では次ですけれども、(3)の安和のクラックについて再質問します。(パネルを提示)今、パネルが出ていますけれども、これが安和の土砂搬出の出口になっています。左側が国道で、こちらが入り口ということになるんですけれども、入り口のほうにこんなふうにクラックが生じている。これはちょっと修正した跡があるんですけれども、国道のほうでもこんなふうに非常に荒れているという状況があります。

これが逆に入り口なんです。入り口はこのとおりきれいな状態なんです。入り口は荷を積んで入りますけれども、出口では荷を降ろして空になったものが出てくる。なぜじゃ、出口がこんなふうになっているかというと、これは出口の様子で空のトラックが通るんですけれども、このように出口のほうでは栈橋構内で構内全体が赤土で汚れていまして、出口付近に土砂を地区外に出さないための洗い場が設置されています。そこでの洗浄が原因じゃないかと思えます。このようにして散水車で水を流していると、ぬれっ放しという感じなんです。その洗浄をしっかりとされていないために、タイヤに付着した泥が道路を汚してひび割れの原因となっているというふうに思われるんです。

私は土木の専門家ではありませんから詳しくないんですけれども、知り合いの土木技師さんに教えてもらったんです。アスファルト舗装は、一旦ひび割れするとそこから水が浸透して行って、下の路盤が軟弱になってひび割れが広がるということのようです。ここは自転車や歩行者もよく通りますので、安全面からも非常に問題があると思えます。この道路は国道ですが、道路の維持管理は沖縄県が行っていますので、管理者としてこの問題をどう捉えているか。先ほど1次答弁でもあったんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

写真で確認できますように、出口付近において舗装面にひび割れが生じております。県の北部土木事務所が現地を確認しております。事業者のほうからも修繕に関する調整、問合せがございますので、原因は明らかに事業者の大型車両の通行による劣化であるということで、事業者のほうも自ら修繕を行うということで意思表示しておりますので、道路法第24条に基づく修繕について、現在調整を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 私も土木事務所を確認したんですけれども、現場に一度行って確認したということなんですけれども、もう少し具体的にどんな調整をなさったんですか。少し修繕されていますけれども、それも土木事務所の指示でということを知ったんですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

確かに簡単な修繕がなされています。現場は歩道面の途中ということで、アスファルト舗装で舗装すべきところなんですけれども、かなり段差ができたということ

で、応急的、暫定的にコンクリート舗装でもって修繕を行った。今後、道路法第24条に基づく協議を行って修繕を行っていただきますけれども、適切にアスファルト舗装でもってやっていただくという調整をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 こんな状態なんです、その程度といますか、そういう調整でいいんでしょうか。もっと根本的な対策を取ってもらわないと、非常に危険な状態が続くというふうに思うんですけれども、それではもう一つ別の観点からお伺いをします。

先ほど赤土等流出防止条例の目的について伺ったんですけれども、答弁は違うような感じになっていたような気がします。出口で車両の土を洗い流すことで、道路に赤土で濁った水が流れ出しています。それが道路側溝に流れて海に流れ込んでいます。沖縄県の赤土等流出防止条例の目的にある、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制する、あるいは赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁の防止、これに違反していませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

今回の届出がなされた区域は、安和棧橋構内の一部の4240平米に係る部分でありまして、条例の適用される範囲についてはこの届出区域ということになっております。一方、この敷地の出口付近でございますけれども、これは届出の区域外でありまして、厳密には条例そのものは適用される区域ではないというふうに考えております。しかしながら、洗浄水が公共用水域に流出するという事は条例の趣旨からして好ましくないというふうに考えておりまして、事業者に対して指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そうなんですか。ちょっとよく分からないですね。一応そこに流れているわけですよ。ここでの洗浄が原因として流れていく。流れているわけですから、構外であったとしてもそれは対象となるというふうに思うんですけれども違うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 赤土等流出防止条例におきましては、土地の切土、盛土または整地によって土地の物理的形状を変更する事業行為ということでございまして、今回の場合は、土砂の仮置場が届出条例の対象になってございます。棧橋の入り口あるいはその出口というのは、仮置場の区域の外になるということございまして、厳密に条例が適用される区域では

ないというふうになっております。しかしながら条例の趣旨にのっとって考えた場合、公共用水域に流出する行為は望ましくないということですので、事業者を指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 よく分かったような、分からないような気がするんですけれども、先ほど言っていますけれども、工事の面積についての確認をします。安和棧橋の入り口に掲示している沖縄県赤土等流出防止条例に関わる表示というのがあります。これは表示されています。その工事面積が4240平米と表示されているんですけれども、以前より土砂のストックが増えているといたしますか、手前に広がっているというふうに感じるという声があったんですけれども、その件は調査する必要はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 地元の保健所、それから環境部の所管課におきましても何度か立入りを行いまして現場の状況は確認しております。その中で、区域を拡大している状況というのはこれまでは確認されておきませんが、引き続き不適切な行為が確認された場合は、条例にのっとって対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 私も勉強不足のところがあってなかなか深く質問できないんですけれども、安和の現場にはいろいろと問題があるような気がします。私も現地にはよく行くんですけれども、県民投票で県民の7割が反対した辺野古新基地建設に関わることであります。県は県民の民意を尊重して辺野古新基地建設を認めないと言っているわけですから、法令・条例違反をしっかりと監視していく。そして違反があるのであれば、道路管理の立場から、あるいは環境保全の立場から土砂搬出作業の停止を命ずるなどの毅然とした対応を取るべきだと私は思っています。この件についてはもう少ししっかりと見ていきたいというふうに思っていますので、県としても対応をよろしくお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 新型コロナウイルス感染症対策についての、宿泊療養、自宅療養の基準についてなんですけれど



も、ネットでいろいろ見ていたら他の県の基準というのは出てくるんです。大体国の基準に従って同じような感じになっているんですけども、沖縄県は県独自の基準というのは定めていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 基準という形ではなくて、自宅療養はどのような方々に適当であるかというようなことを専門家会議の御意見もいただきながら、マニュアル等で整理しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 何でこのことを聞くかということ、私も自分が10日ですぐ解除と言われたものですから、PCRをしてまた確認してから解除になるのかと思っていたらそうじゃなくて、すぐ解除になったものですからちょっと戸惑ったんです。そういうふうにする人も多いんじゃないかと思って今聞いたんですけども、分かりました。やっぱりそこはしっかりと説明する必要がありますので、解除の段階でそこら辺の対応をよろしくお願いします。

もう時間がないですね。

我が党の代表質問に関連しての1つだけ、知事、今ガマフヤーの具志堅代表が土砂採掘に抗議して、県庁前でハンガーストライキを行っていますけれども、どうですか。知事にタシキティクミソーリと呼びかけていますけれども、聞こえていますか。どうお答えになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この件に関しましては、戦没者の御遺骨がいまだに残されているということと、ボランティアで長く遺骨収集を続けておられる具志堅さんの思いと非常に胸に迫るものがあるというものを正直感じております。悲惨な戦争を体験した県民、御遺族にとってもそのような痛い思いを持っていらっしゃるのではないかと思います。

ですから、引き続き具志堅さんが訴えていらっしゃる南部の土砂の使用禁止については、どのような対応が可能か県においても今確認をさせていただいております。引き続き、私もしっかりと受け止めてどう対応できるかについて検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 知事の前向きな答弁がありますので、本当に期待をしたいと思います。

それからガマフヤーの代表の具志堅さんも強く言っていますけれども、この問題は辺野古に反対、賛成あるいは容認とかそういった問題ではないんです。沖縄戦で犠牲になった多くの御霊が眠り、なおその遺骨が眠る場所の土砂を海に沈めていいのかと。軍事基地の建設のために埋め立てていいのかという人道の問題だと、具志堅さんは訴えています。これはひいてはウチナーンチュのチムグクルの問題なんです。この場に居る辺野古容認の立場である自民党の皆さんも同じ気持ちだと私は思います。県民の心に寄り添う県政として、この観点からこの問題の解決に当たっていただきたい。そのことを申し上げまして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣光栄君。

○新垣 光栄君 会派おきなわ、新垣光栄、一般質問を行います。

よろしく願いいたします。

まず初めに、大卒の1番、知事の政治姿勢について。

(1)、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

私はウイルスの蔓延防止をするためには、検疫と隔離が必要であり、これしかないと考えております。まずはウイルスの侵入をできるだけ防ぐこと、これが大切であり、それが水際対策、検疫であります。侵入を許してしまったら、疫学調査と検査によって感染者を探し出し、隔離して感染の機会をできるだけウイルスに与えないようにすることが感染対策の基本だと思っています。

そこでア、水際対策の現状と課題、県の対応について、知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 国や各自治体独自の緊急事態宣言の発令及び県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、県では、県外からの来訪者に対し、事前の検査を推奨しているところでございます。しかしながら、やむを得ず検査を受けられない場合は、那覇空港において希望者のPCR検査を実施しております。一方、離島へ向かう場合は、出発地で検査を実施するよう引き続き協力を求めるとともに、那覇空港から離島空港へ出発する渡航者に対しても検

査の対象を拡充したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今県では感染源調査、そして積極的疫学調査ということでしっかり取り組んでいただいております。しかし水際対策が一番大切だと思っておりますので、沖縄県は島嶼県であり、陸続きの他府県と比べて対策が異なると思っております。全国一律の対策ではなく、沖縄県独自の水際対策に関する制度要請、施策・費用の要請を行ったことがあるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 検疫と申しますと、国と国との間の検疫でございますけれども、県としましても県内にウイルスを持ち込まないために水際対策を強化することは必要と認識しております。国内の移動において全ての人の検査をするということは、法的にも課題がございます、なかなか困難な状況にはございますが、出発前の検査を推奨するとともに、全国知事会を通して国に要請をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私も検疫とは国と国との対策だと思っておりましたが、でもそうではないんですよ。国内でも検疫というのがありまして、小笠原諸島でも小笠原村では東京都などと連携して独自の感染対策、水際対策の強化を行っています。まずは宮古島、石垣島等の離島で、ぜひ私たち沖縄県も独自の水際対策を行う必要があるのではないかと考えていますけどどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど保健医療部長から、知事会を通して国へ制度といいますか、取組を要求しているということの内容を少し紹介させていただきたいと思いますが、実は検査体制の充実について、検査技師等の人材育成を図ることも含め、必要な体制の確保を図るとともに、幅広い検査により感染抑制につながる各地域の積極的検査を支援することということで、PCR検査体制の整備に関連させた意見も知事会で取り上げていただきました。

知事会では水際対策という項目になると外国からの水際ということになるんですが、我々沖縄県は、やっぱり離島県ですので、このPCR検査体制の幅広い拡充は当然各空港などにおけるPCR検査も含めた、そういう検査の拡充だということで、要請で取り上げていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 よろしく願いいたします。

続いてイです。医療対策と経済対策の現状と課題、県の対応について伺います。

私は臨床と治療の医療と、公衆衛生は全然違うものだと思います。医療と公衆衛生の違いを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず医療とは、健康状態が悪化した方を回復させる、それから悪化させないために取られる行為であると認識しております。

コロナ対策の目標は、県民の命を守ることでございまして、そのために県では患者の重症度に応じた病床の確保、それから相談体制、外来診療体制の充実、診断や感染防止対策のための施設整備等、医療体制の確保に努めております。

一方、公衆衛生と申しますと、人々の健康保持・増進させるため、公私の機関によって行われる組織的な衛生活動と認識しておりまして、県では感染拡大を未然に防止するための対策として保健所における積極的疫学調査を強化しまして、接触者を早期に特定し、行動の自粛要請、行政検査の実施、調査による感染源の特定などを行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私は医療は個人を治すもの、公衆衛生は集団的に感染症に対応するものだと思います。沖縄県はすばらしい医療体制があるがゆえに、コロナ対策を医療施策に頼り過ぎていないかと思っています。それで公衆衛生の部分がおろそかになっているのではないかと考えております。

昨日の島袋議員からもありましたように、保健所の強化が必要だと考えますがどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃいますとおり、公衆衛生の対策の強化は重要であると考えておりますので、令和3年度は保健所へ保健師5名を動員するとともに、指定感染症対応支援員として計9名を配置することで強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 沖縄県の主要産業である観光は、安心・安全の上にしか成り立たないということをこの1年でしっかり私たち認識しました。

そこで、知事が沖縄の安全宣言を行うことがコストのかからない最高の経済対策であると思います。その中で、私は1週間当たりの感染者の抑制目標が必要だと思いますけれども、そのような目標は立てられていますか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では感染症対策の警戒レベル判断指標というものを設定しております。今回緊急事態宣言を終了するに当たっても警戒レベルを第2段階に引き下げるといった目標を持って対策に当たるという方向性を示したところでございます。第2段階における指標の一つである1週間当たりの新規感染者数については、1週間当たり37名以下としておりますので、そのような状態になることを目指しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私はやっぱり沖縄の経済、観光を回すためには1日当たり5名以下とか3名とかそういう目標が必要ではないかと思っていますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この指標は1週間当たりの新規感染者数ということで、37人以下ですから、1日当たりにするとだいたい5人から6人ということになるかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひそういう目標を達成できるように頑張ってくださいと思います。

続きまして(2)、基地問題についてお伺いします。

私は昨年11月に本会議で代表質問をさせていただきました。さきの戦争で激戦地、慰霊の地から戦没者の遺骨が残る土砂を、まだ戦没者の発掘調査が行われていない遺骨が残る大浦崎の収容所跡から辺野古新基地埋立てのため、戦没者の遺骨を向こうに持っていくということは戦没者を冒瀆するものであり、人道的に許されないものだと思っております。

そこで、糸満一帯からの辺野古埋立土砂採取に伴う遺骨収集について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄戦の激戦地であった南部地域には、いまだ収容がかなっていない御遺骨が残っております。県では、糸満市米須の石灰岩採掘場において昨年11月に遺骨が見つかった箇所を中心に先月24日から遺骨調査を実施しているところです。これまでのところ歯など十数個の骨片を収容しており、引き続き調査を実施していく予定であります。

県としましては、御遺骨が残されている可能性があ

る場所について、引き続き遺骨収集に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 埋立地には大浦崎収容所があるんですけど、その情報は。お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 大浦崎収容所につきましては、市町村のほうからそこに遺骨はないのではないかとといったような情報は寄せられていると聞いてはおりますが、詳細な情報につきましては今後確認してみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 よろしくお願いたします。

それでは、この土砂採取予定地には、隣接する地域には、どのような公共施設が点在しているのか。例えば地下ダムの遮水壁とか魂魄の塔とかあると思えますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 当該採石場の近くには、魂魄の塔でありますとか、他県の慰霊塔などが多数あるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 隣地には沖縄県平和創造の森公園があると思うんですけど、この設置目的等はどういうことでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

沖縄県平和創造の森公園は、平和で緑豊かな潤いに満ちた環境を創出し、次の世代に引き継ぐことを目的に平成5年に開催された第44回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たにす場とするため、会場跡地及びその周辺を整備し、平成10年に開園しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 その会場は、天皇皇后両陛下がお手植え樹を植えられたところだと思っているんですけど、そういうことで大丈夫でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 平成5年に行われました第44回全国植樹祭において、天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木がその公園の中にございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 このような地域での土砂採取は許されないと思っています。

私も建築業の仕事をしておりまして、戦跡からの土砂は施主さんの住宅の新築工事にはなかなか埋戻しには敬遠されました。それにまた、私の自治会では地域の方が亡くなると私たち若者が納骨のためにお墓を開けたりします。その中には遺骨の入っていない小さな骨つぼと遺骨の入った大きなつぼがあります。そういった方々のつぼを見ると、戦争で亡くなった方々はお墓に入ってまで尊厳がありません。そういう観点からも私はこの土砂採取は、戦没者の聖地である尊厳を守る地域からの土砂採取は必要ないと思っております。

知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） おっしゃるとおり、私も糸満市米須の現地を視察させていただきましたが、先月の24日から遺骨収集を実施しており、十数個の骨片が見つかったということです。

議員おっしゃるように、やはり沖縄には土地に対する様々な考え方がありますが、実は私が聞いたところによりますと、アメリカも戦争で亡くなった方々、行方不明者の方々に対して大変深い思いをずっとつなげていただいているということです。ですからこの南部一帯の激戦であった地域には国を問わず御遺骨がまだ収容されていないという状況がはっきりとしているわけですから、ある一定の期間しっかりと御遺骨を収集させていただく時間が必要ではないかというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 続きますてイのほうです。

米軍機の低空飛行訓練、海兵隊による強制わいせつ事件について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、県民に強い不安を与えるような米軍による低空飛行訓練が常態化することは断じて容認できないものと考えております。また、強制わいせつ事件については、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強

い不安を与えるだけでなく、女性の人権をじゅうりんするものであり、断じて許せるものではないと考えております。そのため、県は、米軍及び日米両政府に対し、提供施設・区域外における訓練を実施しないことや、より一層の綱紀粛正を図ることなどについて抗議・要請を行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 強制わいせつの事件に遭われた被害者のサポートはどのようになっているか。

北谷町にあゆむという施設が今回設置されましたけど、その活用もできるのかどうかです。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 北谷町役場内に設置をいたしましたあゆむにつきましては、米軍関係との家事相談業務を行うモデル事業として実施しているところでございます。沖縄在住の方が米軍関係者との間のトラブル等に関しまして相談を受けながら、同行支援等をはじめ手厚い支援を行うということをモデル事業として実施しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そのような条件ですので、私は県独自の米軍の事件・事故のワンストップ相談窓口の設置が必要ではないかと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県民が米軍関係者の事件・事故に巻き込まれた場合の対応につきましては、被害者の心情にも十分配慮した上で、基地の提供責任者である国の責任において誠実に対応されるべきと考えております。また、米軍関係者による事件・事故の相談窓口としては、沖縄被害者支援ゆいセンター、沖縄県交通事故相談所などのほか、県警においても各所轄警察署などで事件・事故についての相談対応を行っており、また沖縄防衛局におきましても管理部業務課において損害賠償業務を行っているとのことでございます。

県としましては、総合的なワンストップ相談窓口の設置についてもどのような対応が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ、これ沖縄県の特長事情ということで相談窓口を設けていただきたいと思います。

それでは次、(3)です。少子化対策について。

ア、SDGsを軸とする持続可能な少子化対策について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 活力ある持続可能な社会の実現に向けては、結婚や出産を望む人々が、安心して結婚し、出産・子育てができる社会をつくることが重要であると考えております。県は、現在、結婚支援や待機児童の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいるところであり、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

○新垣 光荣君 続きまして、イです。

厳しい子育て環境の現状と課題、対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 近年、核家族化の進行等により、子育てに関する助言や協力を得ることが困難になるなど、子育て環境は厳しさを増しており、地域の実情に応じた多様な子育て支援が求められております。県では、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業や、子供の預かりを希望する方とそれを支援したい方をつなぐファミリーサポートセンター事業など、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の取組を支援しており、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

○新垣 光荣君 少子化対策は、沖縄県でも重要な施策だと思っています。私たち沖縄県は長寿県として知られていましたが、今ではもう最下位に近い状態です。この出生率、沖縄は日本一でありますので、それが崩れていくと一気に出生率も崩れてくると思いますので、しっかり対策をお願いいたします。

それでは大枠の2、新たな振興計画（骨子案）について。

(1)、県土のグランドデザインと中南部都市圏のゾーニングについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画（骨子案）においては、圏域別の展開に加え、圏域の枠を超えた広域的な観点から、施策展開の基本方向を示しております。その中で、県全体の発展を牽引する中南部圏域の一体的な100万都市圏の形成、駐留軍用地跡地利用に伴う持続可能な都市の形成や、強固な経済基盤の構築に向けた東海岸サンライズベルト構想の展開などを掲げております。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 中南部都市圏のゾーニングについてお答えいたします。

新たな振興計画（骨子案）において、中南部都市圏を一体的に捉え、県全体の発展を牽引するアジアの主要都市に匹敵する100万都市圏の形成を目指すこととしております。また、交通インフラや各地域の特性を生かし、環境の保全や開発のバランスを保ちながら観光や産業振興等に資する土地利用を展開していくため、駐留軍用地の返還も見据えた取組を進めることとしております。中南部都市圏のゾーニングについては、まちづくりの主体である関係市町村や国と連携・協議しながら、検討を進めていくことになるものと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

○新垣 光荣君 これまでの振興計画になかったグランドデザインを、今回示したことは大変素晴らしいことだと思っています。

ありがとうございます。

その中で中南部都市圏構想は、世界水準の町をつくるためにぜひ必要なものでありますので、よろしくお願いたします。

そして今、部長から答弁いただいたんですけれども、主体が市町村ということだったんですが、私は答弁が後退しているような気がします。市町村が主体ではなく、県が主体になって主導的な立場に立って進めていかないとこれは現実味がないと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

確かに新たな振興計画において、中南部都市圏のゾーニングについては広域的な観点から計画をつくっていかねばならないと思いますが、どうしてもまちづくりの主体というのはやはり市町村でございますので、その市町村の意向も十分踏まえながら、国と連携しながら進めていきたいということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光荣君。

○新垣 光荣君 ぜひ主体が市町村であっても、やっぱり主導的な立場に立ってもらえるのは県だと思いますけれども、どうでしょうか。知事。

○議長（赤嶺 昇君） 富川副知事。

○副知事（富川盛武君） お答えいたします。

土建部長が答弁したとおり、主体は市町村だと思いますけど、実は東海岸の関連市町村からも、そうではあるけど東海岸の発展がいまいち遅れているので、県

としてリードするような構想を打ち出してほしいと。実はこれがサンライズベルト構想でございまして、大きな枠、細長い沖縄県にもう一つの背骨をつかって、それを市町村と協議しながら固めていくという方向でございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひこの主導的な立場、各市町村、今回のこの取組、大変評価しておりますので、今後も続けていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(2) です。東海岸サンライズベルト構想と新規道路計画について伺います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、東海岸サンライズベルト構想の策定に向け、有識者や関係市町村、関係部局で構成される検討委員会を昨年12月に開催し、マリンタウンMICEエリアの形成、ITイノベーション拠点の形成、円滑な交通ネットワークの構築など東海岸一帯の活性化・発展に向けた検討を進めております。来る3月に第2回の検討委員会を開催し、今年度中に同構想を取りまとめ、新たな振興計画に反映することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

新規の道路計画についてでございますが、東海岸地域の新規道路計画につきまして、国と県で連携して取り組んでおりますハシゴ道路ネットワークのうち、国において国道329号西原中城バイパスの事業化に向けて、現在取り組んでいるとのことでありまして。県ではまた、池武当インターチェンジや宜野湾横断道路東側区間などの事業化に向けて、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 大変ありがとうございます。

サンライズベルト構想の策定に西原中城バイパス、それとただいま確認しました宜野湾横断道路の整備

について、土建部の皆さんが精力的に取り組んでいたでいて大変ありがとうございます。

しかし、東海岸の発展のためには中城沿岸における産業集積地を結ぶ物流を担う新しい基幹道路が必要だと思っております。新たな振興計画にはないんですけど、私は盛り込むべきだと考えていますけど、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

サンライズベルト構想の中で、こういった形で位置づけができていくかというのはまだ未知数ではございますけれども、ハシゴ道路ネットワークにおいて国道329号の西原中城バイパスも取り組んでおります。今後そういった広域的な観点での道路計画というのは順次計画なされていくものだというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ありがとうございます。

その構想と一体化させるためには総合交通体系の見直しも含めて考えなければならないと思っております。その位置づけをする必要があると思うんですけれども、総合交通体系の中に。その認識はどうでしょうか。

お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄県の総合交通体系基本計画にあっては、新たな振興計画の策定に併せて見直しを検討しております。今、有識者も交えて検討を進めているところで、その中で公共交通システムネットワークの充実等について議論していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひよろしく願いします。

続きまして(3)、大型MICE施設について、今後整備をどのように進めていくか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

県では、官民連携の事業手法によりましてマリンタウンに大型MICE施設、それから必要なホテルなどの機能を一体的に整備するために、新たな基本計画の検討を進めているところでございます。次年度も引き続き多様な業種・業態の民間事業者の方々と対話を重

ねながら、詳細な調査・分析を行いまして、ウイズコロナ、アフターコロナに即した強靱なMICEエリアの形成に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながらも新たな基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今聞いていると、私骨子案も読ませていただいたんですけども、大型MICE施設という言葉の記述がないんですよ。マリンタウンMICEエリア、今もMICEエリアと言っていたと思いますけれども、エリアとしか書いていないのはなぜかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

官民連携の手法によって——もちろん大型MICE施設そのものの整備も重要でございますけれども、それだけではなくて周辺のマリンタウンという一体化した事業でもって、それを構築することでその地域に活力あるものを生み出そうということで、マリンタウンというような位置づけで記述をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 まだ理解できないですけども、エリアということは大型MICE施設を含めた計画であると、発展的な意味合いということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、大型MICE施設そのものももちろん重要でございますけれども、それに付随した周りの観光施設、宿泊施設とかと一体になって整備していくということで、マリンタウンMICEエリアという表現にしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 エリアとして捉えていただくことは大変ありがたいと思いますけれども、肝腎な大型MICE施設の整備はどのようになっているかを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 県では、新たな基本計画の策定に向けて検討する中で、新型コロナウイルス感染症の影響によりますMICEの開催ですとか、不動産マーケットの動向調査をしまして、昨年12月の時点で取りまとめを行いました。しかし

ながら第3波と言われます、特に令和2年12月中旬頃からのコロナウイルスの急激な感染拡大を受けて、MICEの開催、それから不動産マーケットの動向をさらに収集・分析し、改めてMICE施設の規模、機能や事業スケジュールなどに関する民間事業者の意見を丁寧に確認した上で、基本計画を取りまとめる必要があるということで判断をいたしまして、2月に予定していました基本計画案の公表を後ろに持つてくるということにいたしました。民間事業者からは、感染の終息がある程度見通せる状態になってからのほうが、より積極的な検討を進めやすいといったような意見もございまして、県としても、そのほうが民間投資の規模の拡大によります財産収入や県税収入などを確保できるため望ましいというふうに考えております。そのため、感染終息を見通せるまでの間を活用しまして、より競争性の高いMICEエリアの形成ですとか、積極的な民間投資を呼び込むため、引き続き多様な業種・業態の関心企業、地元企業との対話、それから関係機関、関係市町村との協議を重ねながらニューノーマルに耐え得る強靱なMICEエリアの在り方、スマートシティなどの先駆的な取組の検討を深めて、熟度の高い基本計画の策定にスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 どうもありがとうございました。

しっかり大型MICE施設も新たな振興計画のほうに位置づけていただきたいと思います。

このように振興計画の骨子案作成に取り組んでいただいた富川副知事、本当にお疲れさまでした。富川副知事はぜひ知事も新たな振興計画の素案ができるまで協力してくれると答弁をおっしゃってございました。私は心強く思っています。素案づくりだけではなく、新たな振興計画ができるまで最後まで関わってほしいと思います。よろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 続きまして、大卒の3です。県は、県立郷土劇場の再建に向けて取り組んでおります。

そこで取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

県では、県立郷土劇場に代わる施設の在り方につい

て検討を行っておりまして、当面は既存の文化施設を活用しながら必要な機能を補完する施設として、文化発信交流拠点を整備する基本計画を平成25年度に策定いたしました。整備場所となる浦添の組踊公園におきます条件整理などを行うために、平成30年度に実施計画案を策定したところでございます。当該計画案について、関係団体等とこれまで意見交換を行っているところでありまして、引き続き施設の規模や在り方について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今、整備計画については答弁のとおりですが、現在の計画では国立劇場おきなわに隣接する浦添市の公園内に整備するという予定になっておりますが、公園の緑地率の問題、駐車場確保の問題があり、そもそも地元の浦添市からはこの計画は困難だという意見も出されていると思います。今後の見通しが立っていないそのような条件下ではなくて、県土の均衡ある発展からも、私はこの施設を県営中城公園内に整備すべきだと思っています。世界遺産である中城城に文化芸能の拠点を整備する意義は大きいと思っておりますし、沖縄の文化芸能を広く世界に発信でき、さらに大城立裕の生誕地でもあることから、文化芸能の後継者の育成、人材育成にもふさわしいと言える場所だと思っています。長年の懸案だった中城公園内の廃墟のホテルも土建部のおかげで、協力して撤去されました。さきの土木委員会で土建部に確認したところ、公園内での整備は可能だと言っておりました。要請にとどめておきます。答弁は要りませんので、次4番に行きます。よろしく願いいたします。検討してください。

4番、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入について伺います。

(1)、鉄軌道の導入に関する課題と対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 沖縄鉄軌道は、市街地が形成された中での導入となるため、多額の事業費を要することから、施設の整備保有から運行までを事業者が行う一般的な整備手法では、黒字化が図れないこととなります。このため、持続的運営の観点から駅やレール等のインフラ部分を公共が整備保有し、事業者は運行のみを行う全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠と考えており、今後国に求めていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 鉄軌道の導入に向けて、国の調査と県の調査に大分差異があるようですが、これまで国との協議を何回、どのような協議内容だったか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 費用便益比が昨年ケースによっては、1を超えるという結果となりました。精緻化を図ったことによって、ケースによっては1を超える場合が出てきた。これについては、内閣府に対しても説明を行っているところです。今後、特例制度について国に求めていくこととなりますが、費用便益比の分析結果も含めて、さらに詳細について国と協議を重ねていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 鉄軌道の導入は長期目標でありますので、(2)、中部都市圏内の渋滞が激しく、中南部都市圏の交通渋滞のために、私は中間的な施策としてフィーダー交通の交通対策を充実させてはどうかと思えますけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 確かに鉄軌道については、長期的な取組になります。短中期的な取組として、県は基幹バスシステムを導入し渋滞解消の緩和に努めていきたいと考えております。

今、基幹バス自体は既に運行しているのですが、この支線バスはまだ少し課題がありますので、その辺りバス事業者と協議を重ねていきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 フィーダー交通をバスと位置づけているんですけども、先ほど市街地が形成された中での導入は多額の費用がかかるということだったと思います。その観点からも今、モノレールの調査をしていただけないということで、私たち会派の代表質問にも答えていただきました。今もそう聞き取ったんですけども、そうするとモノレール延伸に関する調査を来年からやっていただけないということは、大変ありがたいと思っておりますので、都市計画とセットで検討してはどうかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） まずモノレールの延伸についてでございます。



平成30年度にモノレールを延伸した場合の影響等について検討を行った結果、採算性に課題があることが分かりました。その結果を踏まえて、令和3年度において需要確保に向けた利用促進策や、その効果について調査・分析を次年度行うこととしております。市町村と共同による公共交通の充実に向けた取組の中において、これらの検討結果も踏まえつつ、地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について検討を進めていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 採算性に不安があるということだったんですけれども、今の答弁です。私はこの調査を調べさせてもらいましたけれども、これは18年度の調査だったと思います。先ほども言われたように市街地に形成されてしまっただけでは、もっともっと多額な予算がかかると思いますので、ぜひ将来の需要も見越して、モノレールというのは、各市を横断的に進めていかなければいけないと思いますので、ぜひ県のこういう主導的な立場の提案が必要だと思います。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画の骨子案においては、シームレスな陸上交通体系の整備を図ることとしております。新たな公共交通システムの導入も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 ぜひモノレールのほうも検討していただきたいと思います。県民から大分期待が大きいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして5番、沿道の景観の形成と雑草対策等の適切な管理について伺います。

その中で(1)、雑草対策と高木の適切な維持管理について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、適正な雑草管理に取り組んでおります。また、道路除草の性能規定方式の導入については、関係団体等との意見交換を継続しながら、本格的な導入に向けて、次年度、試験施工を拡大して行う予定であります。

高木の管理については、信号機等の視認性を阻害す

る箇所の剪定を優先的に実施し、道路利用空間の安全確保に努めております。今後とも、効果的・効率的な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 性能規定の導入、前倒しで行っていただけて本当にありがとうございます。私は、今年度から本格導入と思っていたんですけれども、その導入についてはどういう過程でやっていくのかも一度お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 性能規定方式は今、試験的に導入を始めておりますけれども、次年度各圏域で路線を拡大しまして行っていくということを考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私は、世界水準の観光地を目指すこの沿道形成は、一丁目一番地の政策だと思っております。そのことで昨年11月議会では世界水準というレベルをどう考えているかと質問をいたしました。私は沖縄らしさが世界水準だと思っております。

知事におかれましては、どういう世界水準を目指すのか、都市形成を目指すのか決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） 世界水準の観光地にふさわしい沿道景観、都市を形成していくことを目指しておりますけれども、世界的にシンガポールですとか、認知されるような景観を持ちながら都市として成熟した状態というようなことをしっかり目指していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私はシンガポール、ハワイのような都市ではなく、沖縄らしさがないとこの沖縄は世界水準の都市とは言えないと思います。その沖縄らしさをぜひ出すためには、知事、土建部だけではできません。企画部、観光部、全ての部局を網羅していかないとこの世界水準の沖縄らしい観光地というのはできないと思いますので、そのためには知事のリーダーシップが絶対的に必要なんです。部局横断的に行うためには。その知事のリーダーシップの決意を伺いたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ありがとうございます。

個別具体的内容については、今企画部、土木建築部からお話しをさせていただきましたが、今沖縄県で沖縄らしいSDGsの取組を進めています。これは沖縄の歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情を踏まえた上で優先課題を設定し、さらに未来に向かって総合的に沖縄県を県土の未来づくりをしていこうというもので、5つのPというものが設定されています。この5つのPは、ピープル・人間、プロスペリティ・繁栄、プラネット・地球、ピース・平和、パートナーシップの5つなのですが、その中の例えばプロスペリティ・繁栄というところには、基幹産業として持続可能で責任ある観光の推進、観光との連携、そして気候変動に適応する強靱なインフラと交通網の整備など、やはり沖縄はここからこういう道をしっかり目指していこうということを沖縄21世紀ビジョンとかみ合わせてこういう発展戦略に乗せていこうということでの計画を立てておりますので、そういう壮大ではありませんけれども、きちんと細かいところまで心が行き届く県土づくりを目指していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ、本当に土木建築部頑張っていると思います。本当に知事の決意がないとできませんので、ぜひしっかり決意を持ってやっていただきたいと思っております。また小さくなるんですけれども、この項目の適切な管理のためには、中部土木そして各事務所に現業職員の継続雇用と造園技術者の任用配置が絶対的に必要だと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

現業職員のうち道路の管理等を行っているのは土木整備員でございますが、近年土木整備員については、職員の新規採用を行っておりません。これは道路パトロール等の維持管理業務を民間業者へ委託することによりまして、それぞれの専門技術やノウハウを活用し、効果的・効率的な維持管理を実施していくことという方針の下に行われております。しかしながら、専門の造園の職員というのは、やはりそういった任用配置というのは検討すべき課題かなと思っております。緑化に関連する部署全体で課題として共有しまして、その方向性について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ、私、技術者がいないと何もで

きないと思っております。私、技術者が一番大切だと思っております。その中で今年度の人事採用枠を見ますと、土木建築部、そして農林水産部の現業職員の採用が全くなくて、かえって減らされている状況であります。人事部、この技術者に対する考え方をどう思っているのか、すみませんが、通告はなかったと思っておりますけれども、答弁よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

現業業務につきましては、県行政として担うべき役割や業務執行の在り方を抜本的に見直し、簡素で効率的な組織体制を構築するため、平成17年に方針を策定してこれまで取り組んでおります。見直し、基本的には民間でできるものに対しては民間に委ねるとして、業務のスリム化を図っていくという方針に基づき実施しているところでございます。

県としましては、引き続き当該見直し方針に沿いまして、効率的な行政運営に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私が言うのは、任用職員もそうなんですけれども、技術者の採用なんです。土建部そして農林水産部の職員がどんどんどんどん減っていく中で、沖縄は1次産業も今からやっていけないといけなし、基盤整備も世界水準を目指してやっていけないといけなし。その技術者の大切さっていうのをもう少し一元的に行うものではなくて、しっかり現場を見て何が必要かということを技術者の必要性というのをぜひ認識していただきたいんですけれども、どうでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和3年度の職種別の採用予定数を紹介したいと思います。

一般事務職が45人、社会福祉士が10名、土木職が13名、建築が11名、農業土木が13名、農業職が12名、畜産が3名、水産が8名、保健師が4名など技術職についても適宜定数等勘案しながら採用しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 よろしく願いいたします。

もう時間がないので急いで6番、教育・子育て支援について(1)、35人学級拡大についての取組状況と課

題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年で35人学級を実施することとしております。県教育委員会では、これまで小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校1年生で35人学級を実施しており、令和3年度から中学校2年生及び3年生に35人学級を拡大し、小中学校全学年で少人数学級が実現し、きめ細かな指導体制が整うというふうに考えます。

課題といたしましては、教室や教員の確保等がございますので、市町村教育委員会としっかり連携を取っていききたいと思います。

以上でございます。

○新垣 光栄君 最後まで質問できなくて、準備なされた皆さん、大変すみませんでした。また後日やります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

[西銘純恵さん登壇]

○西銘 純恵さん 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん 日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

高齢者医療福祉について。

後期高齢者医療制度について。

複数の疾患を持って、治療が長期化するリスクの高い75歳以上の高齢者のみを対象とする医療制度は、世界的にもほとんど例がないと言われております。高齢者に際限ない保険料値上げを押しつけて、負担増を我慢するか、それとも医療を受けるのを制限するかを迫るような後期高齢者医療制度は、国民の権利としての社会保障制度への転換が求められます。

それでは質問します。

後期高齢者医療の保険料徴収人数、滞納者、収納率はどうなっていますか。滞納者の医療はどうなっていますか。

医療費の窓口負担を2倍にする後期高齢者医療制度の改悪法案が今国会に提出されました。沖縄県の2割負担になる人数と割合はどうなっていますか。撤回を求めることについて見解を伺います。

ひとり暮らしの高齢者は何人いますか。県営住宅の改

築計画に、ひとり暮らし高齢者の戸数確保のための計画について伺います。

ひとり暮らし高齢者の困り事何でも相談窓口を設置して、ワンストップの支援体制をつくることについて伺います。

ひとり親世帯の医療費を病院での窓口払いのない現物給付にすべきです。対応を伺います。

コロナ対策について。

沖縄県が12月から実施した時間短縮協力金の予算額と申請状況、給付実績について伺います。また、酒類など関連する仕入れ納入業者にも支援を拡大することについて伺います。

コロナ対策特別融資の返済据置期間の延長や、金融機関も含めて既往債務を返済猶予して、再融資ができるように業者支援を行うことについて見解を伺います。

子供の貧困対策の推進について。

貧困対策基金事業などは次年度で終了しますが、県の21世紀ビジョンの柱に据えられた子供の貧困対策について、次期沖縄振興計画に向けての取組はどうなっていますか。

新年度の就学援助の入学前支給や拡充の状況及びメディアによる広報、周知を継続することについて伺います。

コロナ禍での子供の居場所、中高校生の居場所の成果を伺います。さらなる拡充が求められますが、拡充策を伺います。

教育行政について。

コロナ対応で教師の多忙化が増しているのではありませんか、残業の実態を伺います。正規教員による少人数学級や教師を支援する職員体制をつくるべきです。対応を伺います。

教員の病休と精神疾患は改善されていますか。全国比較での実態を伺います。

県立高校で運動部主将の生徒が自ら命を絶ったことに、衝撃と深い悲しみが広がっています。教育長の対応と勝利至上主義的な部活動の在り方、指導の在り方を検証する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

ジェンダー平等の推進について。

法律で夫婦同姓を強制している国は日本だけです。民間団体の選択的夫婦別姓についての調査によると、沖縄県民は全国より高い76.5%が賛成しています。選択的夫婦別姓の早期実現についての見解を伺います。

女性蔑視発言をした森東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長が辞任に追い込まれました。見解を伺います。ジェンダー平等推進のための県の管理

職への女性登用は進んでいますか。

米兵との家庭問題や交際のトラブルに対応する相談窓口の設置状況を伺います。また、米軍と支援機関とのネットワーク構築の見通しについて伺います。

明け方の那覇市内で米海兵隊員による女性への強制わいせつ、性犯罪が起こったことに怒りを込めて抗議します。県は米兵の基地外への外出禁止、海兵隊の撤退を要求すべきです。対策を伺います。

核兵器禁止条約が発効しました。唯一の被爆国である日本政府は一日も早く批准すべきです。デニー知事は、核兵器禁止を求めるヒバクシャ国際署名に署名をされましたが、条約発効に対する知事の所見を求めます。

浦添軍港建設問題について。

日米両政府に、遊休化している那覇軍港の使用状況を早急に公表させること。同時に、県も独自に調査をすべきです。取組を伺います。

浦添軍港は、沖縄県や日本国のコントロールの利かない米軍専用の軍港になります。制限水域や制限空域・陸域、水深や機能などを明らかにさせるべきです。対応を伺います。

私は一貫して、浦添の自然の海の埋立てと軍港建設に反対をしてきました。松本浦添市長は、2020年10月31日、那覇軍港の浦添移設問題に関する市民説明会の中で、軍港欲しいと思っている浦添市民手を挙げてください。私も含めて一人もいないと思いますと発言しています。今回の市長選挙で、選挙公報では軍港について全く記述していません。また、デニー知事が軍港の先行返還を国に求めたことを理由にして、松本市長は、知事の中で変化があり、浦添に移設せずにはいこうというなら容認する必要がなくなる。知事の意向を確認したいと発言しています。知事は、一度立ち止まって、軍港問題について検証すべきではありませんか。見解を伺います。

浦添の西海岸は、中南部地域で唯一自然が残された、サンゴ礁の生物多様性の貴重な海です。波と戯れ、赤い夕陽に癒やしを求めて市民、県民や観光客が訪れて人間も自然の中で生きていることを実感する場所になっています。沖縄県民だけでなく、世界人類が後世に残したいと願う自然の宝の海です。自然環境を破壊して、気候変動に拍車をかけるような埋立てはきっぱりとやめるべきです。知事は、持続可能な開発目標SDGs推進の立場から、浦添の海の埋立て、軍港建設に関してアンケートで、中学生や高校生を含めた県民から広く意見を求めることについて、対応を伺います。

我が党、渡久地修議員の代表質問に関連して。

南部戦跡での土砂採取について質問します。南部戦跡からの土砂搬入に関して、沖縄戦からいまだ収骨されないまま地中に埋もれている遺骨はどれだけ残されていますか。

ガマフヤー代表の具志堅さんが戦没者の尊厳を守るとハンガーストライキで訴えています。沖縄県民は、戦没者を冒瀆し、遺族への非人道的仕打ちをする南部の土砂を基地建設に使わせることは断じて許しません。知事の決意を伺います。

沖縄戦跡国定公園は第二次大戦における戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、景観の保護を図ることを目的とし戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものです。

現場調査を行った知事に伺います。自然公園法にのっとり、県知事への届出や許可を必要とするのはどのようなものがあるのか。また、措置命令も検討すべきだと思いますが、対応を伺います。

土砂調達量の7割を南部地域から採取する設計概要変更申請は不承認とすべきです。不承認の理由になると思いますがどうでしょうか。

お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約発効について9の(1)、核兵器禁止条約発効についてお答えいたします。

沖縄県では、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に、沖縄県知事として署名しております。悲惨な地上戦により、多くの貴い命と貴重な文化遺産を失ったという経験から、平和の尊さを肌身で感じている沖縄県としましては、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効したことは、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であると考えています。

沖縄県としましては、核兵器禁止条約の最終目標である核兵器の廃絶に向けて、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、高齢者福祉についての御質問の中の(1)のア、後期高齢者医療の被保険者数、滞納の状況についてお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合によりますと、被保険者数は令和元年度末時点で14万6927人、滞納者数は令和2年6月1日時点で3039人、令和元年度における現年度分収納率は99.08%となっております。保険料を滞納した場合は、納付相談等により通常の被保険者証より有効期限の短い短期被保険者証が発行されることがありますが、その場合でも通常と同じ自己負担割合で医療機関を受診することができます。

同じく1の(1)のイ、後期高齢者の窓口負担の引上げについてお答えいたします。

国の資料によると、窓口負担が2割に引き上げられる沖縄県の被保険者数は約2万2000人、全体に占める割合は15.2%と試算されております。国における制度見直しの検討に対し、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、全国知事会においては特に低所得者に十分配慮するよう要請してきたところです。

県としましては、今後の国における法案審議の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、高齢者福祉についての御質問の中の(2)、高齢者の単独世帯数についてお答えいたします。

平成27年度国勢調査によると、沖縄県の高齢者単独世帯は、約5万2000世帯となっております。また、令和元年に国立社会保障・人口問題研究所が行った推計によると、令和2年度時点で約6万7000世帯となっております。

同じく(3)、独り暮らし高齢者の相談窓口設置についてお答えいたします。

高齢者に関わる様々な相談を受ける総合相談窓口として、県内に81か所の地域包括支援センターが設置されており、地域住民からの相談に対し適切な機関やサービスにつないでいるところです。今後、高齢者人口の増加に伴い、業務量の増加も見込まれることから、県としましては、引き続き市町村と連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、運営状況についても適宜、指導助言等を行ってまいります。

次に2、独り親世帯の医療費の現物給付についてお答えいたします。

独り親世帯の医療費について、独り親世帯医療費助成における現物給付の導入については、一部、検討したいとする自治体はあるものの、自動償還の維持を希

望する市町村が大部分となっております。現在、市町村においては、令和4年度からのこども医療費助成における通院対象年齢の拡大及び現物給付の導入に取り組んでおり、その状況を踏まえ、独り親世帯医療費助成については対応を検討したいとしております。

県としましては、引き続き現物給付の導入について市町村と意見交換を行ってまいります。

次に4、子供の貧困対策の推進についての中の(1)、今後の子供の貧困対策についてお答えいたします。

県では、これまで国や市町村、関係団体等と連携して各種施策を推進してまいりました。支援につながる子供や保護者は増えておりますが、依然として困窮家庭を取り巻く環境は厳しいと認識しております。このため、新たな沖縄振興に係る制度提言において、貧困対策に資する取組に活用可能な交付金制度の創設を国に求めていくこととしております。

今後とも、子供の貧困の解消に向け、県政の最重要政策として全力で取り組んでまいります。

同じく4の(3)、コロナ禍における対策についてお答えいたします。

コロナ禍では、多くの子供の居場所が一時的に休止したことから、食事を必要とする子供たちへ、居場所による配食支援や民間企業による食料支援などが行われました。県では、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、これら活動の支援や10月からは日本郵便株式会社沖縄支社等と協力し、県内全域の居場所等へ食料品を配送する取組も開始しました。

県としましては、引き続き困窮家庭の生活の安定を図るため、持続可能な食支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に6、ジェンダー平等の推進についての御質問の中の(1)、選択的夫婦別姓制度の早期実現についてお答えいたします。

現行制度においては、結婚に際して女性が氏を改めることが圧倒的に多い状況であります。社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが多く残されており、このことが多様な生き方の選択を妨げている場合があると認識しております。国の第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、選択的夫婦別姓についても様々な意見が出されたところであり、その導入については、全国的な調査や司法の判断なども踏まえ、国民的議論がなされていくものであると考えております。

同じく6の(2)、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森前会長の発言についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現については、SDGsにおいても17のゴールの一つに掲げられ、よりよい世界を目指す国際目標となっております。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であることから、県では管理職における女性の登用や審議会等委員への女性の参画促進に取り組んでいるところであり、今回の一連の発言については誠に残念であります。

次に7、米兵との家庭問題や交際のトラブルへの対応についての御質問の中の(1)、相談窓口の設置状況及び支援機関のネットワーク構築についてお答えいたします。

今般、県においては、米軍人・軍属との家庭問題等に特化した相談窓口を北谷町役場内に開設し、離婚や養育費などの相談について、同行、立会い等による支援に取り組んでおります。また、日米の関係機関の連携による相談支援体制の構築に向け、在沖米軍における各種支援制度の内容等に関する調査を行っております。

県としましては、今後とも米軍関係者との間に家庭問題等を抱える県民への支援体制の強化に努めてまいります。

次に11、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、未収骨数及び南部地域の土砂についてお答えいたします。

沖縄戦では、18万8136人の方が戦没されており、令和2年3月末現在、県内にはいまだ収容がかなっていない御遺骨が2790柱残されております。戦没者の御遺骨がいまだ残されているかもしれない場所の土砂を使用するということは、悲惨な戦争を体験した県民や御遺族の思いを傷つけるものと考えており、このような県民の思いを強く国に対しても伝えていかなくてはならないと考えております。

今般の土砂採取に関する件につきましては、県として今後どのような対応が可能か全庁的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 上原国定君登壇]

○土木建築部長(上原国定君) 1、高齢者福祉についての御質問のうち(2)、県営住宅改築計画における独り暮らし高齢者の戸数確保についてお答えいたします。

県営住宅では、入居者及び入居希望者において、独り暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。このため県としては、令和元年度以降に団地再生計画を策定する県営住宅については、団地ごとの入居状況を踏ま

え、単身入居が可能な小規模住戸の割合を増やした整備計画としております。

次に11、我が党の代表質問との関連についての御質問のうち(3)、公有水面埋立変更承認申請書についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として7地区で、約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる約3160万立方メートルの土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県では、公有水面埋立変更承認申請書について、2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後、回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 3、コロナ対策についての御質問の中の(1)、協力金の予算額、申請状況、給付実績、納入業者に対する支援拡大についてお答えいたします。

昨年12月以降の時短要請に係る協力金の予算額は206億2528万円となっております。協力金の申請状況等については、昨年12月14日と同23日に時短要請を発出した5市分について、3月3日時点で、申請5902件に対し、支払い済み4669件、申請数に対する支給割合は79.1%、支払総額は45億5240万円となっております。また、全市町村を対象とした協力金については2月8日から受付を開始し、順次審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始したところです。国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金については、国の緊急事態宣言地域の飲食店に直接または間接的に納入する県内卸売業についても対象となり得ることとなったことから、国及び市町村等と連携を図りながら、これらの事業者への周知及び活用に向けた県独自の相談・サポート体制の整備に向け調整を進めているところであります。

同じく3の(4)、コロナ関連融資に関する据置期間の延長等についてお答えします。

昨年5月に創設した新型コロナウイルス感染症対応資金は、3年間実質無利子、据置期間5年以内の融資

で、借換えや追加融資も可能となっており、今年の2月1日には同資金の融資限度額を4000万円から6000万円に拡充しております。また県では、県内金融機関に対し、既存融資の返済猶予等の条件変更など、迅速かつ柔軟な対応を求めてまいりました。

県としては、引き続き円滑な資金繰りを支援し、中小企業者の事業の継続につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 4、子供の貧困対策の推進についての御質問の中の(2)、就学援助の入学前支給等についてお答えします。

就学援助の入学前支給については、令和2年度の入学生では26市町村が実施し、令和3年度の入学生には金武町、西原町、宜野座村の3町村が新たに支援を予定しているほか、入学祝金の支給を行っている事例があるなど拡充が図られております。周知広報については、テレビ広報番組うまんちゅひろば、ラジオ県民室、広報誌美ら島沖繩、ツイッター等県の媒体を利用した広報を展開するとともに、各市町村と連携し全ての児童生徒に制度を紹介するリーフレットの配布を行う予定です。

次に5、教育行政についての御質問の中の(1)、教師の残業の実態等についてお答えします。

市町村立小中学校における教職員の勤務時間について調査したところ、月80時間以上の長時間勤務を行った教職員は、昨年度上半期が約6.6%、今年度はコロナ禍により臨時休業があったため約3.1%と減少しております。

県教育委員会では、教員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を配置する市町村に対し配置に係る費用の一部を補助しているところです。また、平成23年度以降、正規教員の採用者数を増やす取組を実施しており、令和3年度からの中学校2年生及び3年生への35人学級拡大への対応を含め、必要な教員の確保に努めてまいります。

同じく(2)、教員の病気休職の状況についてお答えします。

令和元年度における教育職員の病気休職者は419人となっており、前年度に比べ7人減少しております。そのうち、精神疾患による病気休職者数は、190人となっており、前年度に比べ14人増加しております。令和元年度の全国平均と比較しますと、在職者に占める病気休職者の割合は、全国平均0.89%に対し、本県

は2.73%、在職者に占める精神性疾患による病気休職者の割合は、全国平均0.60%に対し、本県は1.24%となっております。

県教育委員会としましては、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談などを行っており、引き続き教職員の健康管理に努めてまいります。

同じく(3)、高校生の自殺事案についてお答えします。

県立高校2年生の男子生徒が自ら命を絶ってしまったことは、誠に痛ましく、痛恨の極みであります。事案発生後、学校においてはその背景を明らかにするため、職員やクラスの生徒及び部顧問や部員を対象に基本調査を行ってまいりました。その調査で背景に部活動との関係がうかがわれたことから、県教育委員会としましては、さらなる調査が必要であると判断し、弁護士と公認心理師から構成される第三者調査チームによる詳細調査を進めているところであります。

今後の詳細調査を踏まえ、部活動の指導の在り方等の検証も含めこのような痛ましい事案が繰り返されないよう、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 6、ジェンダー平等の推進についての(2)、県の管理職への女性登用についてお答えします。

沖縄県における令和2年度の課長級以上の女性管理職登用率は、13.3%となっており、47都道府県中11位の割合となっております。このうち知事部局における女性登用率は14.7%となっており、前年度13.5%より1.2%増加しています。

引き続き女性職員の管理職への登用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 8、米兵の基地外への外出禁止、海兵隊の撤退についての(1)、米軍人の外出禁止及び海兵隊の撤退についてお答えいたします。

県は、今回の強制わいせつ事件を受け、在沖海兵隊政務外交部長を県庁に呼び、深夜から午前5時までの間、隊員の外出等を制限するリバティー制度の運用実態の検証と、その結果を踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じることなどを求めたところであります。また、県としては、沖縄県議会においてこれまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議して

いることなどを重く受け止めており、このことも踏まえた形で日米両政府に基地の整理縮小を要請したいと考えております。

10、浦添軍港建設問題についての(1)、那覇港湾施設の利用状況についてお答えいたします。

那覇港湾施設の利用状況は、昭和61年から平成14年までの入港隻数が公表されており、昭和62年の96隻をピークに平成14年の35隻まで漸減しております。平成15年以降のデータについては、在沖米軍から情報提供がないため把握できておりません。

県としては、引き続き基地の提供責任者である国に対し情報提供を求めてまいりたいと考えております。

同じく10の(2)、那覇港湾施設の制限水域、水深などについてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、代替施設の制限水域や水深などについては、米側と調整中であり、現時点で具体的に定まったものはないとのことであります。

県としては、引き続き基地の提供責任者である国に対し情報提供を求めてまいりたいと考えております。

同じく10の(3)、那覇港湾施設移設の検証についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添ふ頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され、現在に至っているものと理解しております。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

同じく10の(4)、那覇港湾施設移設に関するアンケートについてお答えいたします。

浦添ふ頭地区調整検討会議においては、港湾計画の改訂に当たりCO<sub>2</sub>削減、ゼロ・エミッション等、SDGsの考え方を踏まえた上で、県民意見を反映させるような調査の在り方や調査時期等について議論をしているものと承知しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 11、我が党の代表質問との関連についての(2)、自然公園法の手続と措置命令についてお答えします。

自然公園法では、国定公園区域内で工作物の新設、

鉱物の掘採など一定の行為をするに当たっては、特別地域においては県知事への許可申請、普通地域においては県知事への届出を行うこととなっております。糸満市の自然公園区域内における土砂採取業者からの届出は、糸満市を經由して1月に県へ提出されております。届出書について形式審査を行った結果、記載内容に修正すべき点があったことから、現在、補正指示をしているところであります。

今後は、補正された内容を確認するとともに、自然公園法第33条第2項に基づく命令等の発出が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 子供の貧困対策の次期振計の関係で、名渡山部長にお尋ねします。

交付金制度の創設について答弁されました。新たな沖縄振興のための制度提言の中で、子供の貧困に触れていますけれども、内容の紹介をお願いできますか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度として提言をさせていただいておりますが、この制度は沖縄の未来を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すことを目的として、子供の貧困対策に係る国の財政支援、交付金制度のこれは創設でございますが、それをはじめとする総合支援制度となっております。その中で子供の貧困対策に係る国の財政支援は、子供の居場所の運営支援や支援員の配置など、既存の沖縄子どもの貧困緊急対策事業の継続要望に加え、当該交付金を活用し、沖縄の実情を踏まえた事業を実施していくことが可能な制度となるように国に求めていきたいというふうに考えているところで。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 制度概要の中で今居場所を話されましたけど、学童クラブ、書かれています。就学援助については書いてないんですけども、継続、この中に触れてないのはなぜでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 就学援助制度につきましてもその中に盛り込んでいるところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 就学援助が今コロナ禍の中ですます重要になっていると思うんです。それで次年度もそうですけれども、就学援助をぜひ今後も継続した



財政支援ができるような制度提言の中で、交付金制度とおっしゃいましたけれども、新たに求めていくっていうことになれば国の制度的な交付金ということで、ちゃんと措置するかという部分で重要なところになると思うんですけれども、これは企画部長、制度提言の見通し、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 見通しということですが、4月に制度提言を行う予定としております。当初の計画では昨年11月に中間報告を取りまとめた後、国との調整に臨みたかったんですけれども、国の沖縄振興の総点検がまだ終わっていないということで、今ずれ込んでいる状況でございます。

いずれにしましても、国に対して制度提言した後は、この制度化の実現に向けてあらゆる機会を捉えて市町村とも一丸となって対応してまいりたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 名渡山部長、交付金制度を創設するというのと、もう一つ、国庫補助率、財政支援の拡充と独り親関係の特例措置の創設ということで、これ財源問題とっても大きいだろうと思うんですよ。これを新たにやっていくというのは子供の貧困対策というのが沖縄の重要な次期振計の課題だと思っているんですけど、私この件については、やっぱり与野党問わず議会でもみんなが一緒になって要求できる内容じゃないかと思うんです。それで、ぜひこの実現をしていけば、財源問題も県の基金で頑張ってきたけれども、今後はきちんとした国の財政支援を入れていくっていう継続した事業になると思いますので、ぜひ実現のために議会としても私は一緒になって頑張る必要があると思っておりますが、まだ4月という話、部長なさいましたけど、知事の決意を最後に伺いたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 子供の貧困対策は、県政にとっては非常に重要な課題であり、引き続き次の新振計でも貧困対策に資する取組、活用可能な交付金制度の創設などさらにしっかりとした対策が取っていただけるよう議員御発言のとおり議会も挙げて協力をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 続いてコロナ対策、融資問題についてお尋ねいたします。

これまでの県のコロナ対策融資の予算額、融資枠、件数、融資枠の残り、残。どれだけなのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症関連融資については、今年度の貸付金予算額が約566億円、融資枠が2550億円となっております。また融資実績については、1月末時点の保証承諾実績が1万1580件、これ約1719億円となっております。融資枠の残りが約831億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2月17日に私、観光関連業界と意見交換させていただきました。融資について大変切実な訴えがあったんです。3000万円の借入れをしていただいても返済のめどがなくて、今回4000万円の借入れを申請したら3000万円の返済が先だと迫られたと言っていました。県のこれまでの返済据置期間がそろそろ迫るということも出てきていると思うんですけれども、これまでの据置延長とか返済猶予の県の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、県内金融機関に対し、返済猶予等の条件変更などを要請したほか、全国知事会を通じて国に対して金融支援の拡充を要請しております。直近では、令和3年1月26日及び2月27日に民間金融機関の実質無利子、無担保融資の期間延長や、返済猶予等を全国知事会を通じて求めたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県も努力して業者支援のために頑張ってきたと。1月28日に国会で参議院の財政金融委員会に関連するような質疑があったと思うんですけれども、紹介していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る1月28日の参議院、財政金融委員会におきまして、大門国会議員から実質無利子、無担保の新型コロナウイルス感染症関連融資について、これは据置期間の延長に向けての柔軟な対応の必要性、それから増大した債務が原因で事業者が将来的に必要な資金の確保に支障を来すこと等が指摘されております。その後、金融庁から各金融機関に対し、企業債務の条件変更について引き続き実情に応じた最大限柔軟な対応を行うよう要請しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 質問したことに対して、財務省の総括審議官とか金融庁の栗田監督局長とか、要望に対して答えたんですよね。それは答えていただけますか。紹介いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

これ財務省の審議官の答弁ですけれども、官民の金融機関に、融資審査の際、財務状況等のみで判断するのではなく、経営実態や特性を踏まえた対応を行う、また既往債務の据置期間の延長を含めた条件変更も最大限柔軟に対応するというふうに答弁されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん そうということがあって、据置延長とかが今度出てきたということで、県は業者に対してもそれを広報周知していくということになると思うんですけど、金融機関に対してどのように周知されたのか。それと、この断られた業者さんとかまだ業界の皆さんが知らないのではないかと。2月17日にそういう訴えがあって、その直後にそういう変更があったと、緩和があったということですから、ぜひそれ知らせほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では企業債務の条件変更に対応できるよう、この新型コロナウイルス感染症対応資金において再度借り換えられる取扱いに変更し、実質的な借入条件の再設定が可能となっております。このような県融資制度の取扱い変更等については県内金融機関や商工会等に対する連絡や県のホームページへの掲載により中小企業の活用促進につながっているところであります。

それから議員御指摘ありました借入れがなかなかできなかったという案件ですけれども、これ信用保証協会のほうに連絡いたしまして、その後うまく借入れができたという連絡を受けております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 業者の皆さん、融資枠は2000億を超えて借入れをして、当座はしのげると。けれどもコロナが終息するその後の債務超過になるのではないかと。というところも今度は世界的にそうだし、日本中が

今大変な状況になって、この国会審議の中で大門議員がまだ麻生金融大臣とやり取りしているんですけども、今後30兆円の日本全国として業者の皆さんが債務超過になるけれども、これを本当に個人ということで企業ということで解決をさせることはできないと。これに公的支援もやるべきだというようなやり取りも最後にあったと思うんですが、それも最後に紹介していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） この大門氏からコロナ禍のことで30兆円以上の融資がされて、中小企業は債務超過になる可能性があるということが指摘されまして、債務軽減の検討というものを麻生金融担当相に対しまして提案いたしております。

それに対して、担当相のほうからは、いい提案をいただいたということで承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 東北大震災のときにもそのような民間支援という形で債務を何らかの形で支援していくというのがあったんですよ。それを今後も国としても考えていくということですから、業者の皆さんにはそういう意味ではやっぱり借入れをしても経営が維持できるように頑張ってもらいたい。今踏ん張ってほしいというメッセージを県からも出していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、教育について、教師の病休や精神疾患の休暇についてですけれども、結構横ばいどころか、精神疾患が増えているんですよ。ですから、私とりわけ、県教育庁として特別な対策を考えるべきではないかと思うんですけども、全国に比べて割合が高い。そして、例えば職場復帰したときの軽減策とか、それとそういうメンタルヘルスとか、労働安全衛生の問題とか、いろいろやると思うんですけども、教育長の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

議員御指摘のとおり、特に病休・休職者、精神疾患の割合が全国に比べ3倍であったり、2倍であったりということで、これが長く続いているということもあって、非常に県教育委員会としても大きな課題だということに認識しております。当然のことながら、やはりその中には長時間勤務の改善ですとか、再発防止、予防に向けた措置、療養支援なども様々な措置を講じていかないといけないのかなと思っています。

ちなみにでございますけど、令和元年度に少し県立

学校の職員の安全衛生管理規則を改正させていただきました。その中で病気、精神疾患等で休職に入られた方に対しては、しっかり療養に専念していただくということと併せて、復職後には再発防止するための措置を強化するという事で少し取組を変えさせていただきました。特に療養に関しましては、やはり定期的に病院に行かれて療養されているということを職場としても把握するですとか、後はまた復職の際には主治医の意見をしっかり把握するとか、また復職後の状況についてもいわゆる勤務緩和をしたりということもしっかりやりながら職場で支えていくと。あわせて、休職にならないようないわゆるメンタル、精神疾患で休むようなことがないように取組を併せてやるのが重要だというふうに考えていまして、そういったものをいろいろ措置を講じながら取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 最後に、那覇軍港問題についてお尋ねをします。

平成15年以降、使用状況が公表されていないところですが、知事は那覇港管理組合の管理者なんですね。管理組合は前にもやりましたけれども、軍港部分と民港部分の調整をずっとやっている。これは記録をきちんと残してやるだけで1年間取ろうと思えばできるんですよ。それについてぜひ管理者である知事にその措置を取っていただきたい。管理組合の職員はそういう形でできないかっていうことなんですよ、私が提案しているのは。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） どのような手だてができるのか、管理組合のほうで検討してみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん お願いします。

去る11月議会で那覇軍港の使用状況について、金城公室長は防衛省の地方協力局次長に県への情報提供を求めたということを言われました。その結果どうになりましたか。防衛省は情報を持っているけれども沖縄県には提供しないという立場なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 昨年10月30日に防衛省の地方協力局次長に面談をしまして、那覇港湾施設の使用状況等の情報提供を求めたところでございます。その後、沖縄防衛局に対して那覇港湾施設の使用状況等を確認しておりますけれども、昭和62年から平成14年までは米軍が公表しており、それ以降は米軍の

運用のため公表されていないこと。また米軍の運用に係ることであり、網羅的に把握しているわけではないが、例えば11月9日、11月16日、本年1月に複数の米軍艦艇が使用しているのを確認しており、日々恒常的に使用されていると認識しているといった回答があったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍が公表しないということに対して、やっぱりワシントン事務所とか直接米国の情報を取るということが大事になってくるかと思えます。

もう一つは、キンザーに去年の11月、海兵隊の第3上陸支援大隊が配備されたことに対して、謝花副知事は、ワシントン事務所が入手した2020年3月海兵隊発表の部隊再編計画、そして連邦議会調査局発表の海兵隊再編イニシアチブ、この入手をしたということもやっぱりワシントン事務所が米国で相当なそれなりの仕事を頑張っているという証拠だと思うんですけども、在沖海兵隊の基地が強化されるのか調査するというのを答弁されました。調査・分析を急いでほしいと思うんですけども、調査・分析できましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ワシントン駐在におきましては、第3上陸支援大隊の配備や海兵隊再編計画につきまして、基地機能の強化あるいは住民負担の増加にならないかなどの情報収集に努めているところでございますが、現時点においては、具体的な中身や沖縄への影響については明らかになっておりません。

県としましては、引き続きワシントン駐在の活用、あるいは沖縄防衛局への確認などによって情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 海兵隊というのは殴り込みの部隊ですよ。県民女性への性犯罪というのも本当に海兵隊がこのような事件・事故を平気で起こしているし、それが罰されたのかどうか県民は一切知らないというところもあります。どのような処罰を受けたのかというの、ぜひ明らかにしてほしいと県警が捜査しているのであればそういうことも思うんですけども、海兵隊そのものが沖縄県民の女性や子供たちや県民の命に関わる人権・尊厳に関わるようなことも本当に脅かしているんですよ。だからこの海兵隊がキンザーにこのような新たな支援大隊を配備したとかいうことは、とても重要だと思うんですね。逆に私はこの沖縄から基地の整理縮小、おっしゃいましたけれども、海兵隊

そのものを撤去してほしいということで県は日米政府に言うべきではないかと。この時期だからこそ基地の強化になる。海兵隊が強化される、それだったら海兵隊は帰ってもらうというような立場で言うべきだと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、県議会における海兵隊撤退の全会一致の決議と、あるいはまた沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げるところの基地のない平和な沖縄を目指すといった基本的な考え方を踏まえまして、引き続き基地の整理縮小を日米両政府に求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん すみません。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん 皆さん、見ていただきたいんですが、（パネルを掲示）知事、これ見えづらいでしょうか。あっち見えにくいと思ってこちらへやったんですけども、こちらパルコなんですよ。こちらがパルコで、これ海のほう、西側のほうから写したサンゴの海なんですよ。これを本当に——この部分が軍港が造られる部分、パルコの近くは民港でどうのと言っている部分なんです。この海、本当に埋立てをしていいのかということで、私たちはやっぱり県民に対して、この海が見えるようになっているのでアンケートを取ってほしい。さっき港湾組合でも頑張っている、それが実施されたらということをおっしゃったんですけども、県民の皆さんに知事はSDGsということでこの気候変動との関連でもサンゴを壊してはいけないということもおっしゃっていますし、ぜひ県民のアンケートを取っていただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このような一つの 이슈、課題に対してのアンケートについてはどのような方法が取れるのかということについて検討してみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん やっぱり持続可能な沖縄の魅力というのは、県民が豊かな海に、県民自身も海に触れて自然を生かして、そしてキンザーが返還されたら、

そこに経済発展する平和な町をつくっていくという明らかに県民の望む、市民の望む町があります。ぜひ、知事のおっしゃった民意をはかっていたきたいと思えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、こんにちは。

これより一般質問を通告に従って行いたいと思えます。

まず1番目ですが、在日米軍基地問題についてであります。

米軍は沖縄周辺空域・水域を爆撃訓練場としております。また、日本の排他的経済水域は、日台・日中協定で漁業圏域を奪われております。まさしく沖縄の空と海のほとんどが米軍や他国によって奪われ、県民の経済的な活動と生存権が脅かされております。しかも今回の低空飛行は提供施設外であり、沖縄周辺全てが米軍の使い放題であると言っても過言ではないと思えます。怒りを覚えずにおられません。

では伺います。

(1) 番、米軍機が慶良間諸島、金武湾、国頭等で低空飛行を拡大させ住民を恐怖に陥れております。提供区域外の訓練であり、許し難いことである。なぜ、日本政府は容認しているのか伺いたいと思えます。

(2) 番、米軍による制限空域・水域について。

ア、制限空域・水域の面積は幾らか伺います。

イ、民間機とのニアミス回数は幾らか伺います。

ウ、航行中漁船の危険性への対応はどうか伺います。

エ、制限水域内の好漁場、マグロ、ソデイカ等はどう守っているのか伺います。

オ、定置網など漁具破壊の漁業補償はなされているのか伺います。

カ、制限水域による漁船の漁場間移動の燃料費は補償されているのか伺います。

キ、制限水域・空域の縮小、撤廃を強く求めるべきではないか伺います。

(3)、在沖米軍駐留経費について。

日米地位協定24条は米軍施設・区域の提供するほかは全ての経費、従業員給与、光熱費、訓練費移転

などは日本に負担をかけずに米国が負担すると定めております。しかし実際は莫大な予算を日本政府が負担をしております。米軍の維持、優遇例外措置がますます助長していると私は思います。

では伺います。

ア、日本政府の肩代わり負担額、年間と内訳を伺います。

イ、日本政府が支払う法的根拠はあるのか伺います。

ウ、見直し時期である21年度予算編成ではどうなっているか伺います。

エ、地位協定すら守らない米国の姿勢をどう考えているか伺います。

オ、基地従業員の雇用、労働条件への影響対策は取っているのか伺います。

2、沖縄振興開発金融公庫の存続について。

(1)、これまで公庫の果たしてきた役割と実績を伺います。

(2)、2022年以降の存続にどのように対応していくのか伺います。

3、電動車転換事業について。

県は地球温暖化対策として、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指すことを目指していると思います。沖縄県は特に自動車保有が年々増加し、二酸化炭素排出削減が重要な課題となっております。

では伺います。

(1)、地球温暖化対策の一環としての目的と役割を伺います。

(2)、県内における電気自動車導入台数と実態を伺います。

(3)、普及拡大の取組を伺います。

4、試験研究機関について。

沖縄県の試験研究機関は、沖縄振興計画の実現に向け、科学技術の発展と産業振興に貢献する重要な役割を果たしております。特に農林水産分野や工業が中心となり、着実な成果を出していると思います。県教育機関としての人員やスタッフなど課題と問題点を伺います。

では伺います。

(1)、研究所名と業務体制と内容を伺います。

(2)、特徴的な研究成果を伺います。

(3)、職種の役割分担は重要ではないか伺います。

(4)、成果はどのように生かしているか伺います。

5、現業職員について。

現業業務の見直しによって現業職の人員が大幅に削減されてきました。その結果、現場では一般行政職が現業業務を兼務し業務の停滞を余儀なくさせられてい

る実態もあります。特に、豚熱発生時には現業職員の持つ技能や経験の必要性を痛感させられたと聞いております。今現業職の役割と必要性を見直し、定数確保を検討すべきではないか伺いたいと思います。

(1)、現業職員の配置状況、職種と定数を伺います。

(2)、現業業務の見直し方針以降、検証されたか。その課題と問題点を伺います。

(3)、現業職員の勤務条件は法で交渉要件が規定されておりますが、誠実に対応してきたのか伺います。

6、親子で歯っぴ〜プロジェクトについて。

沖縄県における乳幼児の虫歯は、全国平均より悪い状況であります。特に永久歯萌出時期の5歳児の取組は重要と考えます。県は市町村とタイアップして乳幼児虫歯対策を強化すべきであります。

以下、伺います。

(1)、事業の目的と課題を伺います。

(2)、県内の乳幼児虫歯の実態を伺います。

(3)、どのような対策の取組をするか伺います。

(4)、L8020乳酸菌は虫歯や歯周病に効果があるのか伺いたいと思います。

7、県営住宅の建設について。

県営住宅の入居率の倍率が高く、低所得者や生活困窮者が何回応募しても入居できない事態に不満の声が出ております。県民の県営住宅への需要は高く、新規の県営団地の建設が求められております。

では伺います。

(1)、県営住宅入居倍率を伺います。

(2)、新年度の住宅建設費の予算額の内訳を伺います。

(3)、県営住宅の需要にどう応えていくのか伺います。

以上であります。答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

再質問は後ほど行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の存続について2の(1)及び2の(2)、公庫の実績・役割と存続への対応についてお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫は、昭和47年度の設立から令和元年度までの間、約6.7兆円の出融資実績があり、沖縄特有の政策課題に応えるための独自制度を活用し、地域に密着した政策金融を展開しています。特に、新型コロナウイルス感染症関連融資では、令和3年1月末時点で融資実績の件数は1万2581件、融資額は

2581億円で、平成30年度の同公庫のセーフティネット融資実績と比べ件数で約99倍、金額では約68倍となり、県内事業者の事業継続に大きく貢献するなど、経済界からも高く評価されていると聞いております。

沖縄県としては、民間投資等を支援する同公庫の政策金融は、国による財政支援と並び、沖縄振興における車の両輪として、令和4年度以降も必要不可欠と考えております。今後、経済団体等とも連携し、国に対して同公庫の実績や今後の沖縄振興における必要性等を丁寧に説明し、同公庫の現行の組織及び機能が存続されるようしっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、在日米軍基地問題についての(1)、米軍の低空飛行訓練を政府が容認している理由についてお答えをいたします。

政府は、米軍による飛行訓練は、パイロットの技能の維持向上を図る上で必要不可欠な要素であり、日米安全保障条約の目的達成のために重要な訓練であると認識しているとしております。また、県内における低空飛行訓練について、米側から、日米合意等に基づき行われていると回答を受けているとしており、同訓練を容認しているものと考えております。

県としては、県民に強い不安を与えるような訓練が常態化することは断じて容認できないことから、2月19日に知事が岸防衛大臣に、また謝花副知事からは外務省北米局長に対し、口頭で提供施設・区域外における訓練を一切実施しないことなどを要請したところ です。

同じく1の(2)のアと1の(2)のイ、制限水域・空域の面積及びニアミス回数についてお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、一括してお答えをいたします。

沖縄県及びその周辺には、訓練水域が27か所、約5万4940平方キロメートル、訓練空域が20か所、約9万5416平方キロメートル設定されております。また、国土交通省に確認したところ、沖縄周辺における米軍機と民間機との異常接近の報告については、過去5年でゼロ件とのことであります。

同じく1の(2)のキ、制限水域・空域の縮小、撤廃についてお答えをいたします。

沖縄県及びその周辺には、広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されているとともに、米軍の訓練により安全操業が脅かされている状況にあります。ま

た、嘉手納飛行場及び普天間飛行場から発生する航空機騒音は、広大な米軍基地や訓練水域・空域において、常駐機及び外来機による訓練等が日常的に行われていることが要因の一つと考えております。そのため、県としては、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を日米両政府に対して求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(3)のアと1の(3)のウ、在沖米軍駐留経費の負担額及び21年度予算についてお答えをいたします。1の(3)のアと1の(3)のウは関連しますので、一括してお答えをいたします。

令和2年度の在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算の額は1993億円であり、その内訳は労務費が1553億円、訓練移転関連が10億円、提供施設整備が207億円などとなっております。そのうち、在沖米軍基地に係る同経費負担は552億円で、労務費が487億円、提供施設整備が65億円となっております。また、防衛省によると、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定については、去る2月17日に日米両政府が1年間延長することに合意したとのことであります。これにより、令和3年度の在日米軍駐留経費負担は2017億円となり、その内訳は労務費が1555億円、訓練移転関連が10億円、提供施設整備が218億円などになるということです。また、在沖米軍基地に係る同経費負担については549億円で、労務費が493億円、提供施設整備費が57億円となっております。

同じく1の(3)のイ、米軍駐留経費負担の法的根拠についてお答えをいたします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算は、日米地位協定第24条の範囲内で行う措置として昭和53年度から支出され、昭和62年に、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として特別協定が締結され、今日に至っているものと承知しております。

同じく1の(3)のエ、地位協定に関する米国の姿勢についてお答えをいたします。

これまでの沖縄県の他国地位協定調査により、ヨーロッパ4か国においては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。これに対し、日本では、原則として国内法が適用されず、また、日米で合意した騒音規制措置についても、米軍の任務に必要とされる場合は、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっており、結果として定められた時間を超えても飛行が行われる状態となっております。このため、県としましては、日米両政府に対し、米軍に国内法を適用することなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引

き続き強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 1、在日米軍基地問題についての御質問の中の(2)のウ、制限水域内を航行する漁船の危険性への対応状況についてお答えします。

米軍が演習を行う際には、事前に沖縄防衛局及び水産庁から県に通知があり、県は、県漁業無線局や漁業協同組合を通じて、漁業者に演習情報を周知しております。また、県漁業無線局等への定時報告で、漁船の位置が報告されており、訓練水域内での漁船の有無を確認しております。さらに県では、沖合操業の安全確保支援事業により、漁船への無線機の設置に対する補助を実施し、漁船の安全確保に努めております。

同じく(2)のエ、米軍訓練水域における漁場の確保についてお答えします。

制限水域内におけるマグロ、ソデイカやマチ類等の好漁場の確保については重要であると認識しております。しかしながら鳥島射撃場等は、長年の実弾射撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、地元漁業者は漁場への影響を懸念しております。

同じく(2)のオ、漁具等の被害が発生した場合の補償についてお答えします。

過去に、マグロはえ縄切断の被害が発生した事案では、沖縄県漁業協同組合連合会が窓口となり、米軍と交渉を行った結果、賠償金が支払われた例があります。

同じく(2)のカ、漁場間の移動に伴う燃料費についてお答えします。

制限水域により迂回を余儀なくされる漁船の燃料費については、補償の対象とはされておられません。

次に4、試験研究機関についての御質問の中の(1)、農林水産部の試験研究機関についてお答えします。

農林水産部では、5つの試験研究機関で技術開発を行っています。農業研究センターでは、7班体制の本所と3つの支所で構成され、新品種や栽培技術の開発などについて、畜産研究センターは、3班体制で、種雄牛の造成、アグー豚の改良などについて、森林資源研究センターは、班を置かずに、森林管理や県産木材の利用加工技術について、水産海洋技術センターは、3班体制の本所と石垣支所で構成され、水産資源の持続的利用や養殖技術、漁業調査船の図南丸による漁場開発について、海洋深層水研究所は、班を置かず、海洋深層水を利用した養殖技術等の開発に取り組んでおります。

同じく(2)、農林水産部の試験研究機関の成果についてお答えします。

これまでの主な研究成果として、農業研究センターでは、サトウキビ、パイナップル、ゴーヤーなどの優良品種の育成、畜産研究センターでは、優良種雄牛の造成や沖縄アグー豚の肉質判定技術、森林資源研究センターでは、早生樹の育苗・育林技術やキノコ類などの特用林産物生産技術、水産海洋技術センターでは、モズク養殖の生産不調における海水温の影響の特定、海洋深層水研究所では、海洋深層水を活用したクルマエビ母エビ養成技術の開発などを行っています。

同じく(3)、職種の役割分担についてお答えします。

農林水産部の試験研究機関では、研究員が115名、現業職員である農林水産技能員が37名配置されております。研究員は研究計画を立案し実施するほか、関係団体や大学、民間などとの調整、現地調査など、試験研究に係る一連の業務を担っております。一方、農林水産技能員は、栽培作物の管理、家畜や試験魚などの飼養管理のほか、特殊機械による作業や機械の整備などを担っております。

同じく(4)、成果の活用についてお答えします。

農林水産部では、試験研究機関で得られた研究成果の中から、農林水産業の振興に特に効果が期待される技術を普及に移す技術として、毎年選定しております。選定された技術については、県の普及組織やJ A、関係団体等に配布し、農林漁業者への技術指導に活用していただくことで、生産現場での技術普及を図るところであります。

農林水産部としましては、引き続き農林水産業の振興のため、試験研究の推進と成果の普及に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、在日米軍基地問題についての御質問の中の(3)のオ、基地従業員の雇用、労働条件への影響対策についてお答えいたします。

外務省の発表によると、去る2月24日、日米両政府は現行の在日米軍駐留経費に係る特別協定の有効期限を令和3年度まで1年間延長する改正議定書への署名を行ったとのことから、基地従業員の雇用の安定や労働条件の確保が図られているものと認識しております。

県としましては、引き続き両国政府の動向を注視しながら、今後とも軍転協等と連携し、基地従業員の雇用の安定や労働条件の確保を国に対し、求めてまいります。

次に4、試験研究機関についての御質問の中の(1)から(4)、工業技術センターの取組についてお答えいたします。4の(1)から4の(4)までは関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄県工業技術センターは、県内製造業の技術向上を図るため、食品醸造、環境資源、機械金属の分野における企業ニーズ等に対応した研究開発と技術支援を行っております。業務体制としては、研究及び技術支援を担う研究職と、施設管理等を行う行政職のほか、研究補助員等で構成しています。特徴的な研究としましては、県産原料を活用した酒類開発や、首里城赤瓦の研究、生分解性プラスチック原料の製造及び金型加工技術の研究開発などに取り組むとともに、県内企業へ成果を普及するなどの技術支援を行っております。その結果、これまで県内で対応できなかった樹脂及びアルミ成形の金型や醸造等の技術が県内企業に導入され、電動車やイメージなどの新製品開発が可能となったほか、首里城赤瓦の復元に寄与するなど、県内製造業の幅広い分野でその研究成果が活用されています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 3、電動車転換事業についての(1)から(3)、電動車導入の目的と役割、県内の導入台数、普及拡大の取組についてお答えします。3の(1)から3の(3)までは関連しますので、一括してお答えします。

本県の温室効果ガスの排出割合は運輸部門が約3割で、最も大きな割合を占めております。また、令和2年3月時点の県内におけるプラグインハイブリッドを含む電動車の導入台数は2336台、全体の0.2%にとどまっております。そのため、県が率先して全ての公用車を電動車に転換していくことで、普及拡大に向けた環境づくりを行ってまいります。また、新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)で、太陽光発電設置済みの施設における電気自動車導入の財政支援を国に求めているところであり、電動車の充電時の脱炭素化についても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 5、現業職員についての(1)、現業職員の配置状況についてお答えします。

現在、現業職員は、農林水産技能員43名、運転士40名、土木整備員7名、調理士5名、用務員2名、印刷技士1名、守衛1名の合計99名が配置されてお

ます。

同じく5の(2)、現業業務の見直しについてお答えします。

現業業務については、簡素で効率的な組織体制を構築するため、平成17年に方針を策定し、見直しに取り組んでおり、その後も部局への聞き取りなどを通して、業務の執行状況を確認しております。これまでの見直しにより、民間との適切な役割分担の下、委託化が図られるなど、業務の効率化が推進されておりますが、一定の技能が必要な業務については、円滑な執行体制の確保に向け、他県の状況なども参考にしながら、引き続き検討してまいります。

同じく5の(3)、現業職員との交渉についてお答えします。

現業職員の給与をはじめとする勤務条件については、地方公務員法に規定する情勢適応の原則、地方公営企業等の労働関係に関する法律に規定する均衡の原則の考え方にのっとり、社会一般の情勢に適應するように所要の措置を講じております。労働組合との交渉においては、誠意を持って対応しているところであり、引き続き現業職員の納得が得られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 6、親子で歯っぴ〜プロジェクトについての御質問の中の(1)、事業の目的と課題についてお答えいたします。

親子で歯っぴ〜プロジェクトは、乳幼児健診における歯科保健指導の標準化を図り、乳幼児の虫歯状況の改善を図ることを目的としております。課題としては、仕上げ磨きの実施率を向上させること及びフッ化物応用の定着を図ることであるとと考えております。

同じく6の(2)、県内の乳幼児虫歯の実態についてお答えいたします。

県内の3歳児虫歯有病者率は令和元年度20.2%となっており、平成27年度の30.7%から10.5ポイント改善しております。また、全国平均との差も改善傾向にあり、平成27年度の13.7ポイント差から平成30年度は9.2ポイント差に縮まっております。

同じく6の(3)、取組内容についてお答えいたします。

親子で歯っぴ〜プロジェクトでは、乳幼児健診の歯科保健指導内容の標準化を図るため、保護者用の説明資料や歯科保健指導マニュアルの作成、研修会開催等を行っているところであり、令和2年度においては全



市町村の乳幼児健診で当該マニュアルに基づく歯科保健指導が実施されております。また、令和3年度からは永久歯虫歯状況の改善を目的に、就学時健診等での歯科保健指導内容の標準化を進めることとしております。

同じく6の(4)、L8020乳酸菌の効果についてお答えいたします。

L8020乳酸菌は広島大学の教授によって発見された乳酸菌で、口腔内環境を改善する効果があるとの研究報告がなされており、タブレット剤やマウスウォッシュなどが販売されていることは承知しておりますが、現段階で厚生労働省や日本歯科医師会等の見解は示されていないところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 7、県営住宅の建設についての御質問のうち(1)、県営住宅入居倍率についてお答えいたします。

令和元年度の県営住宅の入居倍率は、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等の優遇世帯が6.8倍、一般世帯が10.0倍、全体で7.4倍となっております。

次に7の(2)、新年度予算の内訳についてお答えいたします。

令和3年度における県営住宅整備に係る予算は、8団地の建替事業に約42億6000万円、9団地の改修事業等に約9億4000万円、その他安全対策費等に約2億1000万円で、合計で約54億円となっております。

次に7の(3)、県営住宅の需要への対応についてお答えいたします。

公営住宅の供給目標量については、住生活基本法に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年間の住宅施策について、新設、増設を含めた沖縄県住生活基本計画を定めております。現在、中間年における計画改定に向け基礎調査を実施しているところであり、その結果や新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、令和3年度に市町村や有識者の意見を踏まえ、今後の住宅施策や公営住宅供給目標量を設定する予定であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

1番目の在日米軍基地の中における低空飛行の件ですが、米軍の低空飛行、慶良間諸島、国頭、広範に拡大して県民に大きく不安を与えております。提

供区域外であるということは明確であります。治外法権的な特権を与えているからそうなっているのか。

まず見解をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

政府におきましては、在日米軍が施設・区域でない場所の上空で飛行訓練を行うことが認められるのは、日米地位協定の特定の条項に明記されているからではなく、日米安保条約及び日米地位協定により米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する活動を、一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため、我が国に駐留することを米軍に認めていることから導き出されるものであるというふうにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 そういった意味では、地位協定すら守らない、飛行制限を守らないということはでたらめだと思いますが、先ほど答弁があったように、提供区域内だけでも空域20か所、9万5000平方キロ、水域27か所、5万5000平方キロ。これは米軍の提供区域内でも射爆訓練をしたり、それから墜落が起こったり、それから不時着が起こったりそういったことが頻繁にあるわけですよ。また今回、新たに臨時訓練空域も設定され、訓練が広がっているということも聞いておりますが、新たな訓練空域の拡大についてはどう対応するのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、広大に存在する訓練空域・水域については県民の生活に非常に影響が大きいことから、整理縮小について今後政府に求めていきたいというふう考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 先に岩国に移転をしていた米軍のKC130空中給油機であります。また沖縄に舞い戻ってきて訓練をしておりますよね。この目的なんです。が、広大な米軍基地の訓練場があるからと。とてもここが沖縄が魅力的な訓練場だということで、舞い戻ってきているのではないかということを言われているんですが、これは何で戻ってきているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、KC130空中給油機の移転先において——岩国飛行場でございますけれども、十分な訓練空域が確保されないということで、沖縄近海での訓練が行われているというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** そう簡単に言われてもたまったものじゃないと思いますが、一旦沖縄の基地負担軽減をするという名目で訓練移転しながら戻ってきていると。簡単に許していいことではないですよこれは。

続けますが、特に慶良間諸島での低空飛行は目視で30メートル以下とも言われておりますが、この慶良間諸島近辺は那覇空港の周辺空域だと私は思いますが、空港周辺は航空法で、建物ですら高さ制限されるほど厳しくされていると思いますが、その周辺を米軍機が30メートル以下の高度で飛行している。これは民間機も含めて離発着が米軍優先によって相当制限されながら、その中で飛行しているわけですよ。そこは、米軍機それから旅客機、自衛隊機等も含めて空港周辺のニアミスは度々起こってきていますよ。この中における危険性は、相当米軍の低空飛行にあると思っておりますが、空港周辺における慶良間諸島での米軍の低空飛行については、那覇空港周辺を飛ぶ危険性はないのか。それを伺いたいと思います。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（金城 賢君）** 大阪航空局の空港事務所に確認をいたしましたところ、航空機の管制につきまして定められた空域、高度において行われているということでありました。また、民間航空機が通常飛行する際の高度につきましては、今議員からございました例えば慶良間諸島周辺であれば600メートル以上の場合に、那覇空港が管制を行っていること。その管制の範囲内であれば、米軍航空機も管制と交信を行いそのコントロールに入る必要があるとのことでした。一方で、管制の範囲外、すなわち600メートル以下であれば、米軍に限らずどの航空機も自身の判断の下に、有視界飛行を行っているということの説明がございました。

こうしたことから、今議員からございましたとおり、同海域、地域における米軍機の低空飛行というものの危険性は否定できないというふうに考えておりました。県といたしましては、提供施設・区域外にある訓練を一切実施しないように強く求めているところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** この空港周辺の高度の制限は、航空法では360メートルじゃないですか、空港周辺では。これは先ほどの600メートルというのは間違いはないですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（金城 賢君）** 私がお答えいたしましたのは、管制の対象という高さで600メートル以上であれ

ば管制の対象になると。以下であれば、パイロット自身の有視界による飛行になるという説明でございました。

○**議長（赤嶺 昇君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 私が聞いているのは、離発着の民間機が上昇するとき、離発着するときの高度というのは民間機が米軍優先制限されているから、低空飛行で米軍機に入ったらニアミスが起こらないかということで、私は空港周辺の話をしているんですが、慶良間諸島で30メートル以下で飛んだら、米軍機が紛れ込んだら明らかにそこで当然ぶつかるでしょうということを知っているわけですよ。それはあり得ないかということなんです。空港周辺は来ないかと言っているわけですよ。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（金城 賢君）** 議員御質問の危険性については、全く除外されるものではないというふうに理解しております。県としてはそういうことから、提供施設・区域外での訓練は一切実施しないよう求めているということでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 除外されるものではないということだったら、大変な危険性が及ぶので相当な危険を持って那覇空港周辺、ぜひ徹底的に政府に対して、そういうことはやめなさいということを含めて、言ったほうがいいと思います。先ほど日本政府の対応については、パイロットの訓練、安保の範囲内だったという答弁だったと思いますが、私たち県民の安全が脅かされてそのことが理由にされたらたまったものじゃないと思います。答弁はそういうことでしたか、日本政府の理由は。ちょっと聞きそびれたんですが、米軍のパイロットの訓練と、安保の目的で低空飛行がされているということの答弁でしたか。それを再度説明お願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（金城 賢君）** 政府として、米軍航空機が提供施設・区域外で訓練を行うことができるということについては、日米地位協定に特別に規定をしているわけではなくて、日米安保条約及び日米地位協定により、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため、我が国に駐留することを米軍に認めていることから導き出されるというふうな見解を示しているということでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 米軍機の低空飛行の目的なんです

が、これは従来言われているように低空飛行をすることによって、特殊部隊がレーダーをかいくぐって山間部、建物とかをくぐり抜けながら目的地に行く役割をしているのではないかとされているが、この米軍の低空飛行の目的で、これはそういう目的で、沖縄近海を見立てて戦闘状態の中に置いてそういう目的と役割で低空飛行をしているんですか。

皆さんの見解をお聞きます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 米軍からは、米軍の即応態勢、練度の維持のために訓練を実施しているというふうに聞いているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 どちらにしても許されることではないんだけど、先ほど答弁ありましたが、提供水域内も含めて、ホテル・ホテル区域は、カツオ、マグロ、ソデイカの好漁場、鳥島射撃場はパヤオ、ここに漁業者が行けない。迂回しながら行くということを含めて、相当な漁場破壊がされているわけです。そこを含めて取り戻すということを含めて、そういった訓練空域の縮小・撤廃というものを早く求めないと、なめられるわけです。

私は、県の新たな沖縄振興計画（骨子案）の中でどういっているかと言ったら、皆さんの骨子案の中では、県内は、県土総面積は海域の1%程度であるので、これは相当海域そのものが重要な意味があるということを行っています。しかも「世界第6位の排他的経済水域を有する我が国において、南西端の広大な海域の確保に寄与する本県は、新たな海洋立国日本の発展への貢献の可能性を有している」というのが皆さんの新たな振興計画（骨子案）の意義ですよ。そこを空域も水域も皆さんが言っている海洋立国日本の発展貢献するのが、経済水域と言っているわけ。こういったことの矛盾を皆さんは位置づけると解消できないでしょう、これは。空域も水域も縮小・撤廃させないと空も海も南西は奪われているわけだこれを。そういった沖縄振興を位置づける場合については、この沖縄の今皆さんが言われているような160の島々が点在する本県では、海洋島嶼圏としての意味があると。県土総面積は海域の1%にしかすぎないと。相当広大な海域が沖縄県にとっては重要な意味を持つというのが、沖縄振興計画の皆さんの骨子ですよ。それを米軍や日台、日

中に奪われていてこれで描けますかと言っているわけ。

これは公室長で答えられるか、三役なのか。答弁お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御指摘のとおり、沖縄県に広大な訓練空域・水域が存在しているということをもって、先ほど議員からありましたように、漁業を営む方の経済的損失等もございます。そういったことで県としては、広大に存在する空域、あるいは制限水域の削減を強く求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは知事、ちゃんと答えませんか。振興計画（骨子案）の中で私、先ほどから言っているように、県内の排他的経済水域が大きな意味を持つということを骨子に載っているわけでしょう。基本的なことについて、知事の政策的な根幹だから知事答弁できませんかこれ。考え方は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 骨子案の中にも、沖縄周辺の訓練水域・空域の大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の有無や使用実態を明らかにする必要があるということも書いておりますが、これまでにもホテル・ホテル海域ですとか、様々な利用する漁民の方々からの要請に応える形で削減を求めてきたところでもあります。しかしなおこの広大な空域や海域が存在することによって、我々の沖縄県の振興発展に障害となるものであれば、やはりさらに大幅な削減を行うとともに、臨時訓練空域の使用実態を明らかにし、その臨時訓練空域の使用制限も併せて求めていく必要があると思います。要請文の中でそのように要請をしているということ、重ねて要請していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 分かりました。よろしく申し上げます。

それから7番目の県営団地のことを聞きますが、県営団地のことは相当な住宅事情の悪化によって県民が困っているということの倍率でした。そう簡単に県営

に入れないという実態の中において、優遇所帯ですが身障者や独り所帯、低所得者についての入居の割合率なんです、この入居の割合率を教えてくださいか直近で。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

全入居者のうち——全体で1万6226戸ございますが、そのうち優遇世帯が9932戸、61.2%になっております。そのうち子育て世帯が2788戸、17.2%、障害者世帯が1895戸、11.7%、高齢者世帯が4608戸、28.4%。それ以外にもございますが、そういった内訳になってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 県の、県住生活基本計画、16年から25年、10年間のスパンですが、この供給目標と実績、今言われた達成率なんです、目標の達成率を示してくれますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

平成28年から令和7年までの10年間における、新規の建設、建て替え、空き家募集を含めた公営住宅供給目標量は、1万4400戸としております。令和元年度までの4年間で、県と市町村合わせて5871戸を供給しております。達成率は約40.8%となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 達成率40.8%ということですが、その間住民の住宅需要は高くなっていると私は思います。この達成率の困難さなんです、老朽化によって建て替えるのがピークになってきているということだと思いますが、建て替えるのに精いっぱい新規の団地は造られていないということが実態だと思います。建て替え時期が10年間の今に来るといことは、時期が想定されたのではないかと思います。今になって建て替えが一斉に来てしまっ、建て替えと同時に1戸というか1割ぐらい増やすのが精一杯ということで、皆さんの考えですが、これでは

今言っている40.8%というのは、とてもじゃないけれどもそう簡単に県営住宅、公営団地に入れないという実態だと思います。この達成率を伸ばすためには、こういったことの一つの住生活基本計画の総括が私は必要ではないかと思いますが、いかがだったんでしょうか。予測できなかったのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、10年間のうち4年間で達成率が40.8%ということで、入居倍率は依然高い状況でございますので、十分ではございませんが、ある程度の供給目標量の達成は行われているのかと。先ほど1万4400戸と申しましたけれども、そのうち新規建設も904戸やる予定でございますので、今後しっかりと供給しながらやっていきたいと。

あと倍率が非常に偏っているというところもございまして、先ほどの答弁で優遇世帯で6.8倍、一般世帯が10.0倍、全体で7.4倍というふうにご答弁いたしましたけれども、県営住宅の入居倍率は市町村ごとにより違いがございます。築年数の浅い団地や立地のよい団地に応募が偏るといった傾向もございまして。特に、浦添市で22倍ですとか、宜野湾市で12倍。

○崎山 嗣幸君 那覇市は。

○土木建築部長（上原国定君） 那覇市は12倍でございます。

そういった形で、やはり倍率に偏りもあると。ちょっと郊外のところでは、倍率が低いところもございまして、そういったことから、空き家の募集もしっかりやりながら供給をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 確かに倍率にアンバラがあるというのは、地域によってあると思います。都市部——那覇市において12倍という意味では、そう簡単に入れるものではないと思いますが、私はこの間の住宅政策のスパンは若干予測に対して甘かったのではないかと思います。

今頃私言うつもりはないんですが、県が参与を送って、市町村が運営をした古島団地については、7年ぐらい前に売却をしているんですが、これは再開発をして、それから再建するというのを約束、合意をしながら売却したんですよ。それが759戸、2000人余りが結局そこを失ったんです。最後まで行く当てがない

人たちに対して、立ち退き訴訟を起こしたんですよ。最後まで路頭に迷う人たちが出てきたものだから、今日でも団地に入れなかなと来るんです。そういった人たちを2000人余りの皆さんの建て替えを県が関与して、市町村が入っていたことを郵住協を解散をして売却したんですよ。私はあのときに、それをちゃんとやっておけば救えたんじゃないかと思っているが、今頃になって建て替えがピークに来ているとか、新規が難しいとかという意味では、県、市町村それから民間のアパートも借りてこれがバランスよく住宅政策を決めていかないとそれは起こると思うんですよ。一般的に県営、公営に入りたいといってもなかなか入れないですよこれは。何回応募しても入れないということは、倍率が高いからですよ。私はそういった反省の下に改めての計画をつくるべきではないかと思っているんですが、先ほど部長が改定を21年からすると言っているから、今までのパターンを検証して、老朽化する建物がいつ頃建て替えするのか、新規なのかを含めて今言っている供給目標も含めて、専門家を交えて研究なさるわけだから、そういう反省がないようにやらないと、私は執拗にそのときにこだわって提起したんだが、結果的には県はあのときに余剰金で5億も給付を受けているんですよ。それから再開費をすると値引きした13億もどこにいったか分からない状態のやり方というのは、私は県としては指導監督の観点からとてもまずかったと思うんですよ。

今頃言うつもりはないんですが、今でも来るんですよ。追い出されたということで。最後は、見舞金が出ていっているんでしょう。そういったことで県民に犠牲を負わせてはいけないというのを私は思ったので言ったので、それにもし部長、見解がありましたら今後に生かしてもらいたいと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

郵住協団地の再開発ということで、しっかり再開発がなされるべきであるというふうに考えておりますけれども、そういった過去の経緯も含めて、今回令和3年度に市町村や有識者の意見を踏まえて、今後の住宅施策や公営住宅供給目標量を分析しながら計画していくということで考えておりますので、この辺、入居倍率が高いということも踏まえつつ、県民の要望に応えられるようにしっかり検討していきたいというように

考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 最後に、5点目の現業職員の件であります。昨年沖縄市、うるま市で発生した豚熱のときなんですが、現業職員が現場でどんな役割を果たしたのかということも含めて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えします。

令和2年1月に発生しました、豚熱の防疫措置に動員された農林水産技能員につきましては、消毒ポイントでの対応、それから資格が必要な重機類のオペレーター、運搬車両の運転などに配置をしまして防疫対応に従事しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 そういった役割が即応的に技能が発揮されたと思うので、今後現業職員の不補充の見直しをぜひ図ってもらいたいということで、総務のほうに注文して終わります。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウ ガナビラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党、瀬長美佐雄です。

まず新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、感染し闘病中の方や後遺症で苦しんでおられる方々にお見舞い申し上げます。コロナ感染者の治療に従事する医療スタッフや関係者の皆様に敬意を表し、感謝を申し上げます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、2021年度予算はコロナ感染対策予算をはじめ、経済や暮らしを支え、次期振興計画に係る重要な予算となります。沖縄振興予算は3010億円を確保したとはいえ、増額を要請した県内自治体の願いに背を向け、一括交付金が減額されています。しかし、沖縄県を介しない特定事業推進費は増額されています。県民分断につながる交付の在り方が問われています。

新年度県予算の特徴及び一括交付金の減額の影響、沖縄振興特定事業推進費の推移を伺います。

(2)、辺野古新基地建設は、留意事項や行政指導を無視した違法工事であり、中止すべきであります。辺野古埋立変更申請書は、沖縄県が追加質問を繰り返すほどにずさんな申請書であります。沖縄県南部地域の戦没者の血の染み込んだ、遺骨が混じった土を軍事基地建設に使用することは許されません。辺野古埋立工事は技術的に無理があります。環境破壊の面、税金の無駄遣いの面、戦没者を冒瀆することからも許せません。知事は県民の民意に応え、辺野古埋立変更申請に対し、自信を持って不承認にすべきです。答弁を求めます。

(3)、米軍の横暴勝手に県民の怒りが高まっています。戦後76年目、来年は復帰50周年、全国知事会も国に求める日米地位協定の抜本的見直し実現の年にするため全県挙げた取組が必要です。答弁を求めます。

2、コロナ禍における県民の命と暮らし支援を求めます。

(1)、14次にわたるコロナ対策補正予算の執行状況を伺います。

(2)、介護施設のクラスター防止対策、介護施設のPCR定期検査の実施状況と課題を伺います。

(3)、指定・協力病院等への空床補償の支援状況を伺います。医療機関の赤字補填を含めた支援の拡充を求めます。

(4)、営業時間短縮事業者への協力金支給は、速やかな対応が求められます。状況と課題を伺います。

(5)、保育所や学校、学童施設職員など、エッセンシャルワーカーに対するPCR定期検査の拡充及び那覇市が新年度に実施する慰労金に類する支援を県として実施の検討を求めます。

3、高齢者福祉と住宅政策について、SDGsの視点・推進を求めます。

(1)、県営住宅戸数の拡大が求められます。入居倍率の高さ、申し込んでもなかなか入れない状況を解決しなければなりません。今後の整備計画について伺います。

(2)、公営住宅におけるコロナ禍での家賃支払い困窮者などへ親身な対応が求められます。制度の活用やケースワーカーの対応などを伺います。

(3)、県営住宅入居に当たり、連帯保証人の規定を削除することを求めます。

(4)、軽費老人ホーム等の施設都合による退去に対する支援について伺います。

(5)、セーフティネット住宅の家賃低廉化支援など、住宅入居支援の拡充を伺います。

(6)、振替加算年金の時効分支給について、昨年末

に年金事務所に時効分を求めた方が、裁判を経ずに振替加算年金の時効分が認められ、今月に振り込むと那覇年金事務所から連絡がありました。窓口対応では時効分は裁判が必要だと言われながらも不服申立てを行い、時効分の支払いを求めた結果、年金の時効分を受け取ることができました。全国的には3件目という状況です。振替年金を受け取るためにも制度の周知が重要です。関係機関との連携を伺います。

4、農業振興について。

(1)、本部町伊豆味などで、タンカンの立ち枯れが広がり、生産者の不安の声が寄せられました。先日、農家に呼ばれ調査を行い、農林水産部の担当には実態調査とその対策を求めました。昨年現地調査を踏まえ、調査を求めたシークワサーの立ち枯れ対策も併せて伺います。

(2)、県産農林水産物の学校給食への食材提供及び公共施設等での飾花活動支援事業について、コロナ禍で厳しい農家支援となる事業として期待します。事業の概要と効果を伺います。

(3)、県立農業大学の移転に当たり、同窓会長として検討委員会に参加した者として喜ばしく思います。教育環境面の拡充を求めた立場から、どのような大学校をつくるのか期待しています。今後の取組を伺います。

5、学校教育環境整備、学習支援、拡充について。

(1)、コロナ禍で教育現場の負担となる全国学力テストは、新年度見送るべきではないか伺います。

(2)、高校生通学バス代支援の状況と、中学生への拡充及び所得条件の廃止を求め伺います。

6、台湾大学から県に移管された、琉球人の遺骨の経過、遺族へ返還すべきではないか伺います。

7、ワシントン事務所の成果と新年度の重点的取組を伺います。県系人との連携を強め、来年の世界のウチナンチュ大会へのネットワーク構築も期待されるがどうか伺います。

8、我が党代表、渡久地修県議の質問1(4)のイ、生活保護について関連質問します。

1点目は、国会質問を受けて、政府は扶養照会を弾力的に運用する通知を実際に出しています。その通知の内容を伺います。

2点目は、扶養照会の確認作業こそ効率的な業務を阻害していないか。保護決定に至る遅れの要因ではないか。要保護者の扶養支援が受けられている割合、実態について併せて伺います。

次に、渡久地修県議の質問3、復帰50周年を迎えるに当たって(2)、復帰措置に関する建議書の質問に対

して、特殊事情から派生する固有課題を抱えていると答弁しています。

1点目は、1971年の建議書、2013年の建白書の歴史的意義を伺います。

2点目は、特殊事情による固有課題を解決するための取組として、21世紀ビジョンに掲げた基地のない平和な沖縄、県議会全会一致決議を踏まえ、1、日米地位協定の抜本改定、2、低空飛行訓練の禁止、3、普天間基地の運用停止、閉鎖・返還、4、海兵隊の撤退などを実現するためには、県民的世論を高める取組が必要と思い提案します。建白書に匹敵する国への働きかけについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、令和3年度当初予算の特徴についてお答えいたします。

令和3年度は、コロナ禍においても、県民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、より幅広い分野においてアフターコロナに向けた将来を見通した取組を進める必要があります。このため、限られた財源を重点的に配分することにより、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会づくり（SDGs）の実現に向けて取り組む方針の下、令和3年度一般会計当初予算は、過去最大となる約7912億円を計上したところです。新規または拡充した主な取組を申し上げますと、経済分野では、事業承継推進事業やデジタル人材UIJターン支援事業などを新たに予算計上しております。また、生活分野では、地域子ども・子育て支援事業やバス通学費等支援事業、北部基幹病院整備推進事業などを進めてまいります。平和分野では、平和祈念資料館学芸員人材育成事業や第32軍司令部壕事業などを計上しております。令和3年度は、残り期間が1年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに、各種施策に全力で取り組むこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、一括交付金の減額の影響についてお答えします。

令和3年度の沖縄振興一括交付金は、約33億円減の981億円となっております。令和3年度の予算編成に当たっては、市町村事業に配慮しつつ、県事業につ

いては、各事業の執行状況等の精査や必要に応じた事業内容の見直しを行ったほか、費用対効果の高い取組や事業効果が早期に発現する取組への重点化などを行ったところであります。

県としましては、限られた財源を効果的かつ効率的に活用しながら、可能な限り県民生活への影響が小さくなるよう取り組んでまいります。

次に2、コロナ禍における県民の命と暮らし支援を求めることについての(1)、コロナ対策関連予算の執行状況についてお答えします。

県においては、これまで14次にわたる補正予算において、総額1626億円のコロナ対策関連予算を計上したところですが、本年1月から申請受付が開始された営業時間短縮要請に係る協力金を除いた1月末時点での執行率は約8割となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のうち、沖縄振興特定事業推進費の推移についてお答えいたします。

国における沖縄振興特定事業推進費の最終予算額の推移については、創設初年度である令和元年度は35億円、令和2年度は70億円となっております。また、令和3年度の当初予算案として85億円が計上されております。

次に8、我が党の代表質問との関連についてのうち、復帰措置に関する建議書についてお答えいたします。

復帰措置に関する建議書は、沖縄が望む復帰の在り方を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。同建議書では、県民福祉を最優先に考え、地方自治の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発等を骨組みとする新生沖縄像を描いており、現在においても地方行政運営の基本的な考え方であると認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)、工事の中止及び変更承認申請についてお答えいたします。

県では、令和2年4月17日及び6月25日に、工事を停止して事業によるジュゴンへの影響を再評価するよう求めています。さらに、12月24日には、デッ

キバージ等の運用停止を求める等、行政指導を行っておりますが、沖縄防衛局は、従うことなく工事を継続しております。沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書については、令和3年2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであり、今後、回答を詳細に確認し、厳正に審査していくこととしております。

次に3、高齢者福祉と住宅政策にSDGsの視点・推進を求めることについての御質問のうち(1)、住生活基本計画の改定についてお答えいたします。

公営住宅の供給目標量については、住生活基本法に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年間の住宅施策について、新設、増設を含めた沖縄県住生活基本計画を定めております。現在、中間年における計画改定に向け基礎調査を実施しているところであり、その結果や新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、令和3年度に市町村や有識者の意見を踏まえ、今後の住宅施策や公営住宅供給目標量を設定する予定であります。

次に3の(2)、コロナ禍での家賃支払い困窮者への対応についてお答えいたします。

県営住宅の家賃の支払いが困難な入居者に対しては、6名の専門相談員を配置し、家賃の減免、収入再認定による家賃の見直し等の対応を行っております。また、新型コロナウイルスの影響等による相談件数増加への対応として、令和3年1月から2名の補助員を配置しております。

次に3の(3)、県営住宅の保証人についてお答えいたします。

県では、平成29年に県営住宅連帯保証人取扱要綱を制定し、その中で連帯保証人の取扱いについて定めております。

県としては、入居者の家賃等の長期滞納未然防止策のみならず、緊急連絡先として、連帯保証人の果たす役割は重要であると考えております。しかしながら、入居を希望する者の努力にもかかわらず、特別な事情により連帯保証人が見つからない場合には、金銭債務を負担しない身元引受人を届け出ることによって連帯保証人を免除しております。

次に3の(5)、セーフティネット住宅の家賃低廉化支援についてお答えいたします。

県では、高齢者や子育て世帯等の住宅確保が困難な世帯の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅について、登録促進に向け説明会等を実施しており、不動産関係団体等へ登録を呼びかけるとともに、市町村へ家賃低廉化支援制度の周知を図っており

ます。

県としては、家賃低廉化支援については、地域の住宅実情を把握している市町村が実施することが望ましいと考えており、実施市町村に対して支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、日米地位協定の見直しに向けた取組についてお答えをいたします。

県では、本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地の整理縮小や日米地位協定の抜本的な見直し等を日米両政府に対し求めてまいりたいと考えております。また、他国地位協定調査やトークキャラバンの実施等により国民的な議論の喚起を図るとともに、全国知事会や渉外知事会、軍転協等と連携を図り、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。あわせて海外の有識者等を招いたシンポジウムの開催について、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、進めたいと考えております。

7、ワシントン事務所の成果と新年度の重点的取組についての(1)、ワシントン駐在の成果と今後の取組についてお答えをいたします。

ワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者等に対し、沖縄の基地問題に関する正確な情報発信を行うとともに、辺野古新基地建設問題をはじめとする沖縄の基地問題の解決を求めるなど、精力的に働きかけを行っております。これまで駐在の働きかけの結果、2019年の6月及び10月には連邦議会調査局報告書に在沖米軍の状況について正確な記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、駐在の成果の一つと考えております。令和3年は、バイデン新政権及び改選された連邦議会議員により構成される新たな軍事委員会等において海兵隊の再編が議論される重要な時期であり、沖縄の基地問題の実情を訴えるための好機であることから、積極的な取組を行ってまいります。また、新型コロナウイルスの状況を見ながら知事訪米を行い、辺野古新基地建設に反対する民意などを訴えたいと考えております。

8、我が党の代表質問との関連についての(3)、建白書の意義についてお答えをいたします。

平成25年1月28日に、オスプレイ配備に反対する



沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名で、当時の安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、大きな意義があったものと考えております。建白書に基づき、県民が心をつにし、共に力を合わせて、国内外に向けた働きかけを行っていくことが基地負担軽減の実現につながるものと考えております。

同じく8の(4)、基地問題解決のための取組についてお答えをいたします。

沖縄県に所在する広大な米軍基地は、日常的に発生する航空機騒音や排気ガスによる悪臭をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川、海域及び土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生など、県民生活に様々な影響を及ぼしております。このため、沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、日米両政府に沖縄の米軍基地の整理縮小、基地負担の軽減、日米地位協定の見直し等を訴えることは、大きな意義があると考えております。また、米軍基地の整理縮小に当たっては、県民の納得できるものにする必要があることから、引き続き市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 2、コロナ禍における県民の命と暮らし支援を求めることについての御質問の中の(2)、介護施設における感染拡大防止対策の現状と課題についてお答えいたします。

介護施設等においては、感染拡大防止のため、職員や利用者の健康状態の把握、標準予防策の徹底や衛生物品の確保、職員研修等に取り組んでいるところです。課題としましては、発生時の個人防護具の適切な使用や、ゾーニング等の感染拡大防止に必要な知識をより多くの職員が習得し、実践することが重要であると考えております。このため、県では、感染防止対策に必要な費用等の補助や、模擬訓練、研修会の実施など、関係機関と連携し支援に努めているところです。

同じく2の(5)、慰労金の給付についてお答えいたします。

県は、保育所及び認可外保育施設、放課後児童クラブ等における衛生用品の購入費用や、事業継続に必要な感染症対策実施手当などの経費を支援し、保育所等における感染防止対策等に取り組んでおります。保育所等児童福祉施設等の職員につきましては、自身の感染リスクを抱えながら社会機能を維持するために業務

を継続いただいていることから、慰労金の給付について、昨年9月に県知事より厚生労働大臣へ、11月に全国知事会から国へ要望しているところです。

次に3、高齢者福祉と住宅政策にSDGsの視点・推進を求めることについての御質問の中の(4)、軽費老人ホーム等の休廃止等に伴い退去が必要となる入居者への支援についてお答えいたします。

軽費老人ホーム等の事業の休廃止等に伴い、退去が必要となる入居者に対しましては、事業者において、近隣のケアハウスや有料老人ホームなど、転居先の確保を図ることとなります。また、地域包括支援センターや介護支援専門員等において、介護等の必要なサービスが受けられるよう、相談や情報提供などの支援も行われております。県では、必要に応じて市町村等と連携し、必要なサービスが受けられるよう支援することとしております。

同じく3の(6)、振替加算制度の周知等についてお答えいたします。

県民誰もが安心して暮らすため、年金制度は非常に重要であり、振替加算の支給につきましては、国や日本年金機構において適切に対応いただく必要があると考えております。

県と市町村におきましては、年金制度への県民の理解促進や、高齢者等の年金受給対象者の受給漏れが生じないように、引き続き年金事務所等と連携し、テレビやラジオ、チラシ、インターネット等の様々な広報媒体で周知に取り組んでまいります。

次に8、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、扶養照会の弾力的運用に関する通知の内容についてお答えいたします。

2月26日付の国の通知の主な内容は、扶養義務の履行が期待できない者として扶養照会を行わないケースに著しい関係不良等を挙げ、その具体例として、親族に借金を重ねている、相続をめぐる対立している、縁が切られている、一定期間音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合を例示しています。また、扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者として、虐待等の経緯がある者が例示として追加されております。

同じく8の(2)、扶養照会の確認作業等についてお答えいたします。

扶養照会の主な内容は、経済的支援のみならず対象者に対する定期的な訪問や電話等の精神的な支援の可否も含まれております。扶養義務者による扶養の可否等は、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないことから、保護決定に至る遅れの主な要因とはなっ

いないものと考えております。また、平成29年度に国が実施した調査における扶養・支援が受けられている割合は、本県の場合、扶養照会者663人のうち、経済的支援が得られたのは10人で約1.5%、精神的支援を含めると269人で約40.6%となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、コロナ禍における県民の命と暮らし支援を求めることについての御質問の中の(2)と(5)、介護施設でのPCR検査の実施状況、課題及び検査対象の拡充についてお答えいたします。2の(2)と2の(5)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、介護従事者約2万5000人を対象とした定期的な検査を2月10日から開始し、3月1日までに約2万5000人分の検査を行い、4名の陽性者が確認されております。令和3年度は、今年度の検査対象に加え、障害者施設、保育施設等の従事者を対象に検査を行うための予算を計上しております。今後の流行状況によって、効果的な検査対象やタイミングを判断していくことが課題であることから、検査結果の検証を行いながら、事業を進めていきたいと考えております。

同じく2の(3)、空床確保料の交付状況等についてお答えいたします。

県は、新型コロナ患者等の受入れ病院に対する空床確保の補助として約166億3000万円の予算確保をしております。現在、23病院に対し、約136億6000万円が交付決定済みであり、執行率は82.1%となっております。また、年末年始後の感染拡大に伴う確保病床数の増に対応するため、今議会において、約44億2000万円の増額補正を提案したところであります。

県としましては、引き続き医療機関に対する財政支援及び感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、コロナ禍における県民の命と暮らし支援を求めることについての御質問の中の(4)、協力金支給の状況と課題についてお答えいたします。

時短協力金の支給状況等については、昨年12月14日と同23日に時短要請を発出した5市分について、3月3日時点で、申請5902件に対し、支払い済みが4669件、申請数に対する支給割合は79.1%、支払い総額は45億5240万円となっております。また、全市

町村を対象とした協力金については2月8日から受付を開始し、順次審査を進めているところであり、3月1日からは緊急事態宣言の延長分の申請についても受付を開始したところであります。協力金の迅速な支給に向けては、事務処理の一層の円滑化、不備申請の低減等が必要なことから、県としては、事務体制の強化、不備申請についての注意喚起など、引き続き迅速な支給に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 長嶺 豊君登壇〕

○農林水産部長（長嶺 豊君） 4、農業振興についての御質問の中の(1)、タンカンやシークワサーの立ち枯れの実態調査とその対策についてお答えします。

シークワサーの立ち枯れ対策については、カンキツ立ち枯れ症状対策チームにおいて、農家へのアンケート調査結果等に基づき、対策を検討しております。当該調査については、タンカンを含むかんきつ類についても調査の対象としており、今後は調査結果に基づき、対策を実施してまいります。

県としましては、生産農家等に対して原因究明調査結果の説明会や効果的な対策についての講習会等を行う等、市町村、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

同じく(2)、県産農林水産物の学校給食提供及び飾花事業の概要と効果についてお答えします。

県では、需要低下の影響が大きい品目について、延べ1724校の小中学校等や、延べ899か所の保育園等へ提供するとともに、県立高校など128か所の公共施設等への飾花・展示を行っているところであります。同事業については、約3億2000万円の直接的な消費による農林漁業者支援と併せ、県内児童等へのパンフレット提供など、食育・花育を通じた地産地消の推進に大きく寄与するものと考えております。

県としましては、引き続き食育等を通じた県産農林水産物の消費喚起に取り組んでまいります。

同じく(3)、県立農業大学の移転に伴う教育環境面の強化についてお答えします。

県立農業大学校は、築40年以上が経過し、施設の老朽化、分散化等の課題があります。県立農業大学校の移転に当たっては、現行の機能を維持しつつ、現代の農業技術に対応した実習施設整備をはじめ、牧草地、農業機械実習圃場、大型特殊免許実習コース等を効果的に一元配置するなど、教育環境の充実に取り組んでまいります。引き続き、次世代の農業を担う経営感覚

に優れた新たな担い手を育成し、地域農業を先導する実践的なリーダーを養成してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、学校教育環境整備、学習支援、拡充についての御質問の中の(1)、全国学力・学習状況調査の実施についてお答えします。

全国学力・学習状況調査は、調査結果を分析し、児童生徒の学習状況を把握することによって効果的・効率的な指導等、授業改善に生かすことができると考えております。文部科学省では、現在のコロナの状況も踏まえつつ、5月実施を予定しております。

県教育委員会としましては、今後も学力調査の結果等の分析を通して、学びの質を高める授業改善を推進し、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

同じく(2)、中高生バス通学無料化についてお答えします。

県では、住民税所得割非課税世帯等の高校生を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を開始し、認定を受けた方は2月16日現在で約3400人となっております。令和3年度は、高校生に加え、通学区域が全県域の中学校の生徒まで対象を広げ、経済的負担の軽減を図っていく予定であります。さらなる対象者の拡充については、持続可能な支援の在り方を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に6、台湾大学から県に移管された琉球人の遺骨の経過、遺族への返還についての御質問にお答えします。

京都帝国大学の人類学者において、昭和初期に県内各地から研究目的で採集した人骨が、台湾大学に収蔵されておりました。人骨の移管については、平成29年8月頃から調整を始め、その後、台湾大学、今帰仁村教育委員会、県教育委員会で協議書を締結し、平成31年3月に県立埋蔵文化財センターへ搬入し、保管しております。人骨は、協議書の中で貴重な学術資料として再風葬することなく、研究に活用していくと明記されていることから、今後とも適切に保管していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 7、ワシントン事務所の成果と新年度の重点的取組についての(1)、世界のウチナーンチュ大会のネットワーク構築

についてお答えいたします。

県では、令和4年度に開催する第7回世界のウチナーンチュ大会に向け、基本方針の策定、ウェブを含む広報宣伝やイベント等について検討しているところです。また、海外県人会等とウェブ会議を実施して意見交換を行ったほか、今後、ワシントン駐在とも連携し、大会への周知を図り、参加促進につなげていきたいと考えております。

県としましては、本大会を契機として、世界のウチナーネットワークのさらなる継承・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 どうも答弁ありがとうございます。

まず代表質問関連の再質問ですが、扶養照会は義務ではないというふうに国会で大臣が答弁しています。そのやり取りでもそうなのですが、扶養照会によって起こる申請者に対するプレッシャーというのがあります。要するに生活が厳しいから、支えて、国に頼るしかないんだという実態が親族に知られるということが、どういうふうなプレッシャーになっているのかと、精神的な苦痛がやっぱり生じると。それを何とかすべきだということに答えたのが、大臣がいやこれは義務ではないんだと。

ですから、まず一つはこの精神的な苦痛に対する認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 保護を必要とされる方々は様々な困り事を抱えながら、生活をしていらっしゃるんですけども、今回の件につきまして福祉事務所等に話を聞いてみたんですけども、先ほど御答弁申し上げましたように、扶養照会については経済的な支援だけではなくて精神的な支援も含まれるというところで、保護を受けられる方にとっても、親族からの声かけや励まし、見守りがあることがプラスに働くというような意見が大半を占めておまして、精神的な負担につながっているという側面もあるとは思いますが、そのような実際の現場ではプラスの面もあるという意見でございました。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 全然認識が違うと思うんですね。

これがあるために申請をためらうだけではなくて、実際に申請をやめるということが起こっています。そういった立場で義務ではないんだと、業務上差し支えないと思う。逆にこういう業務をやるからこそ、申請・確認、様々なやるべきことが必要に伴ってきます。同時に、実際にそういった照会をしたけれども、実際には支援できないんだと。精神的な部分はありませんが、実態的には本当に少ない皆さんしか経済的な支援できないんですというこの実態に照らせば、速やかにこの申請し頼るべきところがない皆さんが国に頼らざるを得ないという状況に対応する上では、この義務化を外して、もろにストレートに申請に即応するという対応が求められるんじゃないかと思いますが、検討をお願いします。どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 制度的なことを御説明させていただきますと、生活保護法では扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものであるというふうに規定をされておりまして、国会で扶養照会は義務ではないというような答弁がされたことは、生活保護法に扶養照会が要件として規定されているわけではないという旨の説明であったというふうに理解しております。

扶養照会につきましては、今回改正の通知を受けてありますけれども、法定受託事務の処理基準である生活保護法による保護の実施要領等について定められております。これに基づいて、福祉事務所は扶養義務の履行が期待できない例として、掲げられたもの以外は扶養照会を行うというような手続が必要になってくるところでございます。

県といたしましては、今回の国からの通知を踏まえまして、福祉事務所に対し扶養照会は扶養の履行が期待できると判断される者に対して行うものであるから、扶養照会を行わない取扱いとなる類型に該当する者につきましては、その旨を周知徹底することによって、個々の被保護者の皆様に寄り添った対応をしていくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 これについては委員会でも取り上げたいと思います。

続きまして、一括交付金について再質問します。

一括交付金事業は沖縄県による主体的な政策立案、それを国が尊重しその事業から沖縄の発展に資するというのが、予算を国が認めてきたと思うのですが、この一括交付金を創設したそもそもの目的を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 補助金、それ従前の補助金等につきましては補助メニューが決まっています、使途が決まっているというところ。一方、一括交付金いわゆるソフト交付金にあっては、県あるいは市町村が自主的に主体的に計画を作成し、事業を執行できる、いわゆる使途の自由度が高い交付金と言えます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ちなみに国直轄事業は増額されると、一方、一括交付金の県への配分は減額されると。県を飛び越え、国が直接事業審査し、市町村に交付するということが起こっています。一括交付金制度を創設した趣旨に照らしたら、問題じゃないかなという思いがあります。あと稲嶺進名護市長の当時には、名護市の久辺3区に名護市を通さずに国が直接交付したという補助金もありました。それを想起させます。

地方自治体に対する国への行政運営の在り方としてどうなのか、課題、問題じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国が直接市町村に補助をするという仕組みについては、地方自治法や地方財政上は特に問題はないものと考えております。ただし、いわゆる特定事業推進費がソフト交付金を補完するとされていることから、国、県、市町村で情報共有が図られるように連携していく必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 辺野古の基地問題について質問します。

埋立承認を取り消した理由は、留意事項違反、行政指導を繰り返しても国は従わない、工事を強行したと。軟弱地盤、活断層、環境保全の問題、違法な状態は放置できないということで、謝花副知事が承認撤回されたかと思いますが、確認ですが、その立場、現実に違法工事を続けていると。埋立承認撤回したってその立場は変わらないんだと、違法工事状態ですという認識なのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 現在辺野古においては、公有水面埋立法の承認要件を充足しない工事が継続をされているというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ちなみに審査をやっている土建部に対して言えば、国の申請が不十分だからこそ2度にわたって質問を行わざるを得ないと思っておりますが、その質問の特徴的なポイント、簡潔にお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

県が行った2次質問の主な内容として、B27地点については飛行場を運用するに当たって重要な護岸に位置することや、土の強度についてほかの3地点から類推して求めていることなどから、土質の再調査の必要性について質問を行っております。また、ジュゴンの鳴音データは所有していないとして提供されなかったことから、受注者に提供を求め県に提供できないかなど、13項目96件の質問を行っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ちなみに水深90メートルの軟弱地盤を認めたからこそ申請したと思っておりますが、この国内で水深90メートルの改良工事の実績、あるいは作業船、国内に存在するのかどうか、端的にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君） お答えいたします。

大浦湾においては、水面下90メートルまで軟弱地盤が確認されております。令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、水面下70メートルまで地盤改良を行い、地盤の安定性を確保できるとした計算結果が記載されております。県では改良深度の施工実績について、1次質問を行ったところ、沖縄防衛局からの回答では、国内では水面下65メートル、国外では水面下70メートルにおける地盤改良工事の実績等が示されておりますが、水面下90メートルの実績は示されておられません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 世界に誇る多様性のある地域だと、ホープスポットに指定されました。環境面については取り立てていいのですが、実質サンゴが移植された経過があります。そのサンゴは移植して実態どうなのか、ポイントとして簡潔にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（長嶺 豊君） お答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業におけるサンゴ類の移植につきましては、オキナワハマサンゴ9群体の特別採捕許可申請を平成30年7月13日付で許可をしております。令和3年2月17日に沖縄防衛局が開催した第30回環境監視等委員会における報告によりますと、移植した9群体のうち5群体が死亡または消失をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 要するに技術的にはまだ確立されてない、過半数は既に死滅したというふうな実態です。

そこで今回の埋立土砂搬出の先が沖縄戦の終えんの地と多くの御霊が眠り、血と涙の染み込んだ南部の土地を軍事基地に使うなという、そういうことは絶対に許せないと県民的にも怒りが高まっていますが、その予定地の開発された鉾山の隣にあります魂魄の塔、この魂魄の塔はどのような経緯で建立されたのか、どういう存在なのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 魂魄の塔は、昭和21年2月に糸満市米須に建立された慰霊塔で沖縄県遺族連合会が現在管理しております。

同塔の説明板によりますと、戦後真和志村民が収容、移住を許されたところで、村民及び地域住民の協力によって道路、畑の中、周辺至るところに散乱していた遺骨を集めて祭ったのがこの魂魄の塔であると記載しております。同塔には3万5000柱という沖縄県で最も多くの御霊が合祀されている慰霊塔であり、慰霊の日をはじめ多くの県民が参拝に訪れる県民の塔として位置づけられております。

なお、御遺骨につきましては、那覇市識名にあった中央納骨所へ転骨された後に昭和54年に国立戦没者墓苑に納骨されているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ありがとうございます。

この遺骨収集に当たっては、翁長前知事のお父さんが地域の皆さんと一緒に音頭を取って、そういった霊を文字どおり慰霊すると。そういう意味では、今は亡き翁長前知事の意向を受けて埋立承認撤回した、その

立場は変わらないし、効力は今も生きているということです。そのSDGsに照らしても、生物多様性を後世に継続する責任の上からも、そして戦没者が今文字どおりチムワサワサーしているんじゃないかと思われれます。

この埋立変更は承認できないという立場を取るべきではないかと、知事にこの場所、今回の土砂搬出に対してやっぱり承認できないという立場を明らかにできないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、土木建築部においてはこの承認変更申請書を厳正に審査しているところがありますし、また係るその埋立事業についての土砂の搬入先、搬出先が南部の鉾山であるということが予定されていると——まだ決定ではないんですけど、予定されているということですが、何度も答弁をさせていただいておりますけれども、戦没者の御遺骨がまだ残っているかもしれないというような場所からこの土砂を搬出するということについては、県民、御遺族共に大変深い傷を負っているというそのお気持ちを考えると到底認められるものではないと、私も繰り返し申し上げております。

ですから、この土砂の件について、採取についての件は県としてどのような対応ができるのかということとを全庁的に今検討させていただいているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 今議会で確認できたのは、復帰50年を前に基地のない平和な沖縄を目指す、それが本来の沖縄のあるべき姿だということが保守・革新問わず一致した思いというのがひとつ確認できたのかなと思います。そういう意味で基地の整理縮小、50%の捉え方が議題になったのかなと思います。

私は先ほど、やっぱり全会一致で今解決すべきものとして日米地位協定の抜本改定が必要です。低空飛行訓練については、訓練区域以外だろうがどこでも訓練するというのが県議会の決意です。普天間基地の運用停止、閉鎖・返還、海兵隊の撤退、これを今年、来年50周年に向けた大きなうねりを、やっぱり建白書が全ての県議、市町村長、議会議長、各種団体というそういった網羅した運動を展開した、それに匹敵するような思いを日米両政府に届けると示すという点で

再度お答え願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

平成25年1月28日にオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、それから沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名で安倍総理大臣及び関係閣僚に直接建白書を提出したことは大きな意義があったというふうに考えております。

議員からございましたように、米軍基地の整理縮小に当たっては、こうした県民の民意も反映した形で県民の納得できる形で要請を行うことが重要であると考えておりまして、市町村とも連携しながら引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 海兵隊については、代表質問でも明らかにしましたが、そもそも沖縄の任務はもうないんですよと。殴り込む部隊なんですということが明らかになりましたし、低空飛行訓練については、国が無条件に日米安保の目的達成のためなんだからというアメリカの言いなりになってこれを止める気概さえないというのが大きな問題だと思います。

ちなみに地位協定の改定できればどういふ未来があるんだというこのイメージ化は重要じゃないかなと思うんです。他国の地位協定を調べても米軍駐留軍はその国のコントロール下に置かれている、やりたい放題できないんだと。だからやりたい放題ができない状況になったときに沖縄はこういう状況になるというイメージ化、これ重要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。示していただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

沖縄の米軍基地問題を解決する上で基地の整理縮小と併せて日米地位協定の改定は非常に重要な課題であると考えております。

県といたしましては、これまで地位協定の改定につきまして、例えば第3条でいうところの基地の立入り権等、それから環境条項を新設することといったこと、それから今般新型コロナウイルスの関係でござい

ましたように、9条関係で検疫の関係で、国内法を適用していただくといったようなこと、さらに人権の観点からいいますと、裁判権の関係で身柄の引き渡しの関係等につきまして要請をしてきたところであり、引き続き全国知事会、渉外知事会などとも連携しながら地位協定の改定に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 海兵隊撤退を求めると、ぜひ検討していただきたいということと、この課題については地位協定改定を掲げる政権、建白書実現の政権を誕生させる。それが明るい未来が開けるんじゃないかと思えます。

質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後6時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際申し上げます。

子ども生活福祉部長から本日の新垣光栄議員の質問に対する答弁について、釈明発言の申出がありました。

議長としましては、子ども生活福祉部長からの釈明発言の申出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可いたします。

子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 先ほど新垣光栄議員の名護市大浦崎収容所に係る答弁で、市町村から遺骨はないのではないかという情報を得ているとお答えいたしました。誤りがありましたので正しい経緯を御説明いたします。

同収容所は昭和20年、名護市大浦崎に設けられた民間人収容所で、多くの住民が収容されておりました。県では、名護市などで聞き取りを行い、埋葬地情報が得られたことから、平成28年に現地での目視調査を実施しましたが、埋葬地の痕跡は確認できませんでした。

県としましては、今後遺骨に関する確度の高い新たな情報が得られた場合には、再度現地調査等について検討していきたいと考えております。

先ほどの答弁、おわびして訂正をいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 冒頭、県立病院の課題を取り上げますけれども、この瞬間も今病床で厳しい中にあられる皆さんの一日も早い回復、それからその介護、看護、医療に当たる全ての従事者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げながら質問に入りたいと思います。

まず、新型コロナウイルスの感染の状況の中で、地域の医療、公的医療ということに対する大切さ、その認識は非常に深まったというふうに思います。そういう中ではありますけれども、県立病院は長く欠員の問題を抱えております。

直近3か月の欠員状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

欠員の状況に関しては、看護師と医師ということですのでよろしいでしょうか。看護師の方ということ。

○仲村 未央さん はい。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 看護師ということですので話をさせていただきます。

○仲村 未央さん はい、どうぞ。

○病院事業局長（我那覇 仁君） それでは、直近の看護師の欠員についてでございますが、令和2年12月の欠員数は52名、それから令和3年1月の欠員は61名、令和3年2月の欠員は69名となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今看護師を局長に言っていたんですが、全体で109名、そのうちの69名が看護師ということで非常に大きなウエートを欠員の中に占めているということも深刻さを一層大きくしているというふうに思います。

そういう意味で、局長は先日の代表質問の答弁において、30名の増員、正規職員の増員を凶ということでおっしゃっていましたが、実際には現時点で69名最新ですから、30名を増員したとしてもこれは抜本的な改善という意味ではまだ程遠いわけですね。そういう意味で、実際の欠員が生じていることによる職員環境の負担、現場の状況というのをどのように把握をされていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2月の欠員は69名ということでございますが、4月になりますと休職者がまず戻っていることはございます。それから、新しい採用が110名ということでございますが、過去3年の4月の欠員の平均数を見ると、33名ということになっております。

そういうことで30名を補充するとほぼスタート時

点では、充足されるのではないかなというふうに考えております。

それから、労働時間の環境、負担についての御質問だと思いますが、県立病院の看護師1人当たりの月平均の時間外勤務は令和元年は4.2時間、それから令和2年度は4月から10月まででございますが、4時間となっており、今年度は例年と比べて特に増加はございません。

それから、対策として、臨時的任用職員の早期補充による欠員の解消に努めるとともに、令和2年度は看護補助員を年度当初から41名増員したほか、それと新たに夜勤帯に看護補助員を配置し、看護師の負担軽減を図るとそういうことにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうであれば非常に認識がやっぱり弱いというふうに言わざるを得ないんですね。

去年の4月時点での看護師の欠員は43名、毎年欠員がいなかった4月というのではないわけです。むしろ、欠員の状況に加えて4月の異動、新人の対応、これも含めて非常に逼迫する状況が4月に毎年やってくるというのがある。これは恒常的な問題で、ある意味ではコロナ禍以前からある課題ですよ。その中でいわゆる業務が押すことによって人手が足りないですから、残業が増える。そういう中で非常に現場の復帰も厳しくなる。これは夜勤の対応ができないということで万全じゃないから現場に復帰できないという、そういう声が本当に看護師の中から聞かれます。そういう意味では、インシデントのリスクが上がるという意味では、非常に県立病院の質をどう維持していくかということに直結する課題だと思います。

それから、前々回か6月の議会でしたか、病院の院内保育のことも取り上げました。その返事はあるべき夜間保育、この2年ない。なぜないかということ、院内保育所の体制が取れないから夜間保育がないというんですけれども、こういった中で職員の保育環境が整わないために、いるスタッフすらみすみす逃しているというのが状況で、ここには医師も含まれています。そういうことをどのように認識されていますかということで、先ほどの現場環境どう認識されているかと聞いたんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） ただいまの夜間保育について少し述べさせてもらいますが、県立病院では院内保育を設置しているのは、中部病院と南部医療センター・こども医療センターにおいては毎週水曜日に夜間保育を実施している状況でございます。

それから、令和2年4月から令和3年2月までの両病院の夜間保育を利用した職員は、中部病院は0名、南部医療センター・こども医療センターは1名でございました。

これに関して、必要性についてアンケートを取りました。中部病院はこれ50名のアンケートなんですが、1週間に1遍、水曜日に夜間保育をしているんですが、水曜日以外の夜間保育を希望するとする職員は、50名中5名、南部医療センターは150名中3名ということでございました。

夜間保育などの院内保育所のサービス充実に関しましては、アンケート調査の結果や費用対効果等を踏まえ慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは本当にもう費用対効果という意味では、必要です。なぜならば皆さん病院自体が今回のコロナの中で感染症が増加して医療従事者が子供を預けることができなくなって出勤が困難となるケースがあるから、周りの民間病院の院内保育を紹介していますよね。病院の中でも。そういう意味でも非常に必要性は指摘をされていますし、声が上がっています。その環境が整わないためにさっき言ったように現場に復帰できないということがあるので、他の民間病院とか他県の公立病院はどうしているかということ、実際にはシフトを組める人、夜勤に対応できる人の人数をまず確認して、それに併せて定数をやっぱり増やしているわけですよ。そうでない限りは、抜本的な改善にはならないということで、いつまでもその数だけ置いて夜勤対応ができないから同じ人にずっとしわ寄せが来るといような体制が非常に厳しいということがありますので、その改善をぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立病院におきましては、人員の夜間保育はできないということで、ほかの民間の病院に紹介するという事は、これは確認しましたけれどもなかったということを知っています。これに関してはコロナ対策で復職するときに、やっぱり夜間保育が必要ではないかということ、これはコロナ対策本部のほうが民間の病院ではこういったところがありますよというふうなところを紹介したと、そういうことを聞いております。

だから、今議員のおっしゃったように水曜日しか夜間保育をしていないんですが、水曜日以外に夜間保育



を必要とするような方に関しては、そういったときにはシフトを替えて、なるべく夜間を、その日に当たっては勤務をするようなことを避けるというようなことは、一月くらい前に調整しながら勤務体制を整えているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 引き続き課題として、なかなか現場の状況が上がっていないような感じがしますので、取り上げていきたいと思えます。

それでは続きまして、新型コロナの状況の中で県経済の実態どのように把握をされているかということについて、お尋ねをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、女性や非正規労働者の割合が特に高い飲食サービス業等において解雇等の割合が高く、新規求人数も大幅に減少していることなどから、女性や非正規労働者は厳しい状況にあると認識しております。

そのため、県では、雇用の維持と事業継続を最優先に、雇用調整助成金や県独自の上乘せ助成の活用を促進するほか、女性や非正規労働者を含む就職困難者等への再就職支援や生活相談等を強化しております。女性や非正規労働者の雇用対策に関する今後の方向性としましては、正規雇用化を促進するほか、人材育成の機会の増加や処遇改善を一層進めるとともに、テレワーク等の多様な働き方を促進し、雇用と生活の安定につなげていくことが重要であるというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 3次産業に占める大きなウエートがある。就業人口でも全就業者に占めるのが8割と。産業構造でも東京に次ぐ8割超えです。そういう意味での深刻さというか厳しさというのは、非常に高いと思うんですけども、3次産業の占める割合が1位の東京が八十数%、その次沖縄ということで、東京85、沖縄82ということになりますけれども、ただそれが与えるGDPに対するインパクト、県内総生産に対するインパクトという意味ではいかがでしょうか。

これは付加価値の誘発効果というふうに算出されているはずですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

令和元年度におきます観光消費がもたらすGDPに相当する付加価値誘発効果は、5891億円となっております。それが平成29年度県内総生産に占める割合は、13.3%というふうになっております。

○仲村 未央さん 東京との比較で聞いています。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 東京都におきます令和元年の付加価値誘発効果は、4兆5795億円となっております。東京都の都内総生産に占める割合が4.3%となっております。沖縄県は東京と比較して県内総生産に占める割合が高くなっていると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 実際には県内総生産に占める観光の誘発効果というのは3倍大きいわけです。

それから、今雇用調整助成金、先ほど商工労働部長がおっしゃっていただきましたけれども、その中で実際に休業者、支給対象となっていく休業者、それから支給額についてこの割合の中での3次産業の占める割合はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時21分休憩

午後6時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄県雇用継続助成金の支給決定額は、2月26日現在で15億5777万2000円、延べ休業者数は8万6963人となっております。

そのうち宿泊業、飲食サービス業は支給決定額が11億4223万2000円、これ73.3%、それから延べ休業者数が5万7301人、65.9%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう一つあえて聞いておきたいのが、県民生活、いわゆる社協を通じた小口総合支援資金を含めての貸付状況、前年比どれくらいなのか。それから住宅確保給付金、この辺りも前年比どれくらいになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 社会福祉協議会のほうで行っております緊急小口資金等の特例貸付けの2月19日時点での貸付実績は、緊急小口資金、総合支援資金を合わせて7万4245件、約265億円となっております。前年度の実績と比較いたしますと件数で495倍、金額で1737倍となっております。

す。また、住居確保給付金でございますが、令和3年1月末現在の支給実績は、速報値で新規支給決定件数が3021件、対前年度比の約25倍、支給決定額が5億3449万1644円、対前年比約38倍となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 先ほどの雇用調整助成金は、4月末までということ言われていますけれども、見通しとして今言うような休業者、これがその時点であるいは次年度の予算も通じてしょうけれども、見通しとしてどんなふうに県は見ているのか。この休業者が回復をして職場に戻っていくという想定をしているのか。あるいはむしろ失業のほうにこれは行くのではないかという厳しさを見ているのか。そこの想定はどのようにされていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

国では4月末まで現行の特例措置を継続しまして、それ以降の対応については雇用情勢等を総合的に考慮して改めて判断することとしております。

県としましては、県内経済が回復し、多くの企業が事業を再開して休業者等が職場に復帰するという状況でない限り、雇用調整助成金の現行の特例措置は必要であるというふうに考えておまして、これについては全国知事会を通じて同特例措置の延長の要請等を行っているところであります。

引き続き県内経済や雇用情勢等を見極めつつ、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん なかなか時間が限られていますので、支援策については予算特別委員会に回したいと思うんですけれども、ただ今の数々の答弁を聞いても、県民の経済環境、雇用の環境、生活環境、一体どうなっているのかということに対する危機感や検証の在り方が非常に甘いというか、全体として一体どうしてこうか、どうなっているんだということに対する迫り方が非常に弱いというふうに感じられます。

これは今回の本会議で代表・一般質問通じてかなり厳しい指摘がそれぞれの議員からもありました。この根本的な原因は、やっぱり県民とのコミュニケーション不足というのが非常に大きいのではないかと感じています。それは、私は会派としてもこの間何度か提案をしてきましたが、例えば北海道モデルで検証するのはどうでしょうかということも申し上げてきました。

北海道はどうしているかということ、まず第1波、第

2波、道が講じた策はどうでしたかということに対して、179市町村にまずアンケートを取っていること。それから、50団体——この50団体というのは、もちろん経済団体だけではありません。医療・福祉関係、それから教育・生活、そして交通・物流、この全般に及ぶその方々も含めて丁寧にアンケートを取って、これがどんなふうに——例えばどういうことを聞かれたかということ、道がやった緊急事態宣言、これについてはその情報の共有や連携の在り方は市町村の皆さんどうでしたかと聞いています。それから、道独自の緊急事態宣言によって地域の経済活動に最も影響を及ぼしたと思われるものを選んでください。3つまで。何が一番経済的に大変でしたかと。それからこういった検査体制も含めて医療の体制、これは解除したときの緊急事態解除の判断はよかったですか。早かったですか。遅かったですか。妥当でしたか。こういうことをさっき申し上げた自治体、市町村とあまねく団体、PTAに至るまでアンケートを取っているんです。

そして、第1波、第2波の検証をどのように今度は生かしているかということ、有識者会議を立ち上げています。この有識者会議のメンバーも医療関係者だけではなくて、そこは公共政策や、あと老人福祉の例えば施設の協議会であったり、町村会、農業団体、経済連、それから連合——労働組合、そして学校、医師会、市長会、こういった有識者の皆さんにアンケート結果も見てもらって、一番厳しく反応が出たのはコミュニケーション不足が北海道でも指摘されているわけです。

その厳しいところを一番先生たち、あるいは有識者の皆さんにどうですかと聞いて、中間の取りまとめをやって議会に報告をするというそういう手続を北海道モデルとしてはやっているということもあるから、こういう危機管理、未曾有の危機であるからこそ、やっぱり何よりも県民との情報共有、コミュニケーションが必要なんじゃないか。このように思いますけれども、ここは知事どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時29分休憩

午後6時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、県としては担当部局を中心に保健医療部、総括情報部それから商工労働部、病院事業局、それぞれの分野関係者の方々との意見交換をできるだけ丁寧にといいますが、回数はそんなに多くはないんですが、常にどういう状況ですかと

いうことを積極的に聞きに行き、そこから必ず意見を拾ってきてそれを対策本部会議の前の幹部会議でオーソライズ、みんなで確認をして、ではどういう取組をやっていきましょうということでの方法を取ってきました。

議員御指摘のとおり、確かに市町村に対して投げる頻度は非常に少なかったかもしれませんが、また例えばPTAとかそういういろいろな本当に地域の団体にしっかり声をかけたかということについては、我々は猛省をしなければいけないという気持ちがあります。しかし、今第3波が終わるか終わらないか、これから先の取組もずっと続いている状況ですので、しっかり真摯に反省を重ね、分析を加えて、またどのような方々と意思の疎通を図っていくべきか、それをしかも迅速に、確実にしっかりとやっていくかということをもう一度検証していきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 対策本部は、あくまでもその部長の皆さんによる庁内の会議です。先ほど言ったような有識者会議の設置であり、あるいは検証についても具体的に聞く。それからそもそも議事録を作成してください。これも含めて本当に繰り返し、情報の共有の在り方、県民との共有の在り方を指摘されていますので、そこは危機管理体制をしっかり構築するということをぜひしていただきたいというふうに思います。

次に参ります。

ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 3点目の南部地区からの土砂の調達計画について、これは今非常に県民が注目をする大きな問題に発展しています。

まずお聞きしたいのは、南部地域というのはそもそも鉱山が幾つあるのか。それから今自然公園法に基づく手続の確認をしているということですが、何社に対して確認をして、手続が適正であるというふうに確認されたのは、うち何社なのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

南部地区における鉱業の実態についてということで、南部地区における鉱業については、沖縄総合事務局に確認しましたところ、石灰石に関する鉱山が糸満市で13か所、八重瀬町で3か所、糸満市及び八重瀬町にまたがるものが5か所ですが、2か所は休止しているため、合計では19か所とのことであります。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 糸満市及び八重瀬町に鉱山を有している事業者数としては18業者でございます。現在、この18の業者に対しまして、文書により照会を行っております。本日の時点で10社から回答を得ております。現在、その事業者の鉱山の住所と公園法に基づく届出の住所の照合作業を行っております。10社中2社については照合が終わったところでございます。残り8社については照合を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この自然公園法、手続の中で今糸満市からも調書が出されていますよね。その中では特に景観法に基づく糸満市の計画に照らして非常に重要な指摘が出されているというふうに見ていただけますけれども、その内容についてお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 糸満市から提出されております調書を読み上げたいと思います。

米須集落形成景観重点地区の景観形成方針において、緑のつながりが織りなす豊かな風景を守ること、慰霊塔やガマなどの戦争の歴史を刻む遺産について、その周辺環境を含めた風景の保全を図っていくことが掲げられているという記載がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでその調書の中にも触れられていますが、この33条2項に基づく措置命令については、県に対してどのようなことを期待していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 同じく調書の総合判断の欄には、届出地は風景の保護の必要性が高いため、同法第33条第2項に基づく措置命令を検討すべきである。具体的には、採掘中であってもものり面の緑化など、風致景観に配慮するよう求める。2番目としまして、採掘後にあっては、原状にできる限り近づけた形で早期の埋戻しと緑化を求める旨の措置命令を検討すべきである。なぜなら、届出地は米須集落景観形成重点区内にあり、できる限り斜面緑地の保全を図る必要がある。また、届出地周辺には慰霊塔などもあり、来訪者も多い。そのため戦跡等とともに、斜面緑地も歴史

の風景として保全を図る必要もあるというふうな記載がされています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それで今どのように——検討するべきとする糸満市のその期待に対する対応は、どのようにされるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 国の国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等に基づき審査を行っているところでございます。原則としまして、当該基準を踏まえて措置命令等の発出が可能かどうか検討することとしておりますが、風景を保護する必要があるかどうかについて、行為場所の風景、行為に伴う影響、また糸満市からの意見等も踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今おっしゃっていただいた処理基準、文書を頂きました。最終改正が平成29年3月になっているものです。その中で今その本基準という今部長がお答えになった基準、これによるものとこれによるほかということであえてその特段の冒頭にその基準の在り方が示されていると思いますが、そこをぜひ紹介してください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準の中で、なお書きでございませけれども、「なお、本基準によるほか、本基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは、措置命令等を行うことができるものであるのを念のため申し添える。」というふうな記載がございませ。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさに冒頭に今のように本基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、保護の必要があるときには、あえて踏み込んで措置命令を行うことができますよというのが基準に示されていますね。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 今パネルで見ていただいて——パネルというか皆さんのお手元のもので見ていただいている、これが今の糸満の風景です。実は私の身内、大おばも最後の場所がまさにこの喜屋武、何て言うん

でしょうか最後に見かけられたというか、当時19歳、ひめゆり学徒として、最後、そこで消息を絶ったということで、その生存をされた、生き延びられた同窓生と一緒に私もその場所を訪ねて、その岩陰だったかどうか、あるいはそのアダンの下だったかどうか、はだして歩いたんだらうか。そういうことも含めて非常に県民にとっては大事な場所です。もちろんお骨を拾えるはずありません。そこら辺にある石も含めて面影として持ち帰るとというのが多くの県民の中にあるその思いだと思います。

そういう中でまさに慰霊の場所という意味で国内唯一の戦跡国定公園であるということも含め、それから今その思いを象徴するかのようにつまぎ隆松さんがハンガーストライキも行って5日目ということです。こういう中で本当に多くの県民の思いというのはこの土地の大事さ、そしてここでましてや資材として基地建設に使ってほしくないというのはこのような大事な風景の一つ一つも含めて、それは先ほど糸満市がまさに、指摘をした調書で上げてきた緑のつながりが織りなす豊かな風景を守ること、それから慰霊塔やガマなど戦争の歴史を刻む遺産について大事にしてほしいと。その取扱いについては先ほどの処理基準のように具体的にその基準ということを超えてもなお、その行為であるかどうかにかかわらず、保護するとあると認めるときには措置命令を出してくださいというのが処理基準にうたわれていることです。

そういう意味では知事におかれてはこういった県民の思いに立って、ぜひ自らの権限、それを生かしてこの措置命令について判断をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

知事の思い、それからこの措置命令に関する基準と照らし合わせ、また糸満市からの調書も含めて思いをいただけたらというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄における原風景というものを私たちが思い描くときに、どれを私たちの心の風景として描いていけるかということを考えると、それぞれの人の歴史、家庭の歴史、地域の歴史が織りなしているいろいろな表情があるというふうに思います。私も現場に行って、その遺骨を収集するその場所に行き、実際にその骨片を手にとってみると、まさにここをどうしようかというその思いで頭も胸もいっぱいになるということが私の正直な気持ちです。そして、その現場の裏側には東京の塔があり、さらに海辺に行くと今度はサーファーたち、サーフィンを楽しむ若い方たちが波のまにまに楽しんでいる。そこは

そういうサーファーの方たちも利用しながら近くに戦跡があり、魂魄の塔をはじめとしたその一つの——何て言うんでしょう。生のつながりみたいなものが、今現代だからこそ、それをたどれるような場所なんだなということが、その周辺を少し散策しただけでも本当にしっかり分かるような場所なんですね。ですから、そういうことがいわゆる措置命令とどのように結びつけられるのか、あるいは結びつけられないのかということは今一生懸命、全庁挙げて考えておりますけれども、しかし何らかの——戦争を経験した、あるいはそれは国を問わずにそこで失われた方々に対する惜別の思いとそして慰霊の念を込めた何らかの方法を見いださなくてはいけないだろうということで、連日そのことを一生懸命考えている次第です。

○仲村 未央さん 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時43分休憩

午後6時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 4点目の平和祈念資料館、学芸員の配置、創設以来初めてということになりますけれども、創設はいつだったのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現在の平和祈念資料館は平成12年4月に旧資料館から新築移転をしております。

沖縄戦の実相と、教訓の継承、恒久平和の樹立に寄与する平和発信拠点施設として、令和2年度で開館21年目、20周年を迎えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 20周年を迎えて、ひとつ前進ではありますけれども、非常にその一歩が時間かかったなというふうに思えてなりません。

ちょっとお伺いしたいんですけども、観光部長、沖縄にいらっしゃる修学旅行、そのニーズ調査をされているのか、目的としてどのようなことが挙げられているのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） 県では平成29年度に国内修学旅行に関する調査を実施しております。その中でいろいろ項目ありますけれども、修学旅行で重視している活動として何があるかということに対する問いとして、平和学習に関することが中学校で46.4%、高校で47.6%ということで2位を大きく引き離して1位になっているという結果が表れております。

○仲村 未央さん ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん これ、類似施設の学芸員の配置状況ということで調べてもらっていますけれども、特に特筆すべきはひめゆり平和祈念資料館なんです。ここには数としては3名、3名の正規雇用というふうに載っていますけれども、実際に資料館に確認しますと、その学芸員に加えて説明員やあるいは研究員ということで、7名の学術的な専門スタッフを置いて正規雇用しているという状況ですね。そういう意味ではやっぱり、文化、芸能もそうなんですけれども、知事、何をもって沖縄の優位性とするか差別化するかということ、それから本当に量より質ということをおっしゃいますけれども、その質っていうものを示すという意味ではほかにはない歴史とかそこで育まれた人の心とか、そういうことを醸成していくというのがこれは一日にしてならず不断の取組だと思えます。

その意味ではこの学芸員の配置一人ではあまりにも、年間40万もいらっしゃるその場所として、そしてひめゆりはもうはるかに超えて60万来るわけです。ミリオンも達成したこともあるくらいの資料館のその質ということも隣にあって一緒に学び合いながら来たはずです。その意味での平和行政の継続性、必要性、大事さ、学芸員のその必要についてお尋ねをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに議員おっしゃるとおり、その平和祈念資料館の果たす役割がこれからの未来の子供たちをはじめいろんな世代の方々に対してしっかりと伝えられていくこと、それはまさにその学芸員をはじめとする専門的な知識を有している方々の力をしっかりと伸ばしていくことにもつながると思います。これからもぜひこのスタッフの増強を図りながら、あまねく全ての方々には沖縄の求める平和の未来のためのその場所をしっかりと生かしていきたいというように思います。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、2月9日の議会運営委員会におい

て19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案から甲第34号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） ただいま予算特別委員会に付

託されました予算を除く乙第1号議案から乙第43号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月5日から9日までの5日間休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月5日から9日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明





令和3年3月10日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

令和3年3月10日（水曜日）午前10時開議

## 議事日程第9号

令和3年3月10日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第10号議案及び乙第13号議案（経済労働委員長報告）
- 第2 乙第38号議案（総務企画委員長報告）
- 第3 乙第34号議案（経済労働委員長報告）
- 第4 甲第25号議案から甲第34号議案まで（予算特別委員長報告）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第10号議案及び乙第13号議案
  - 乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例
  - 乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
- 日程第2 乙第38号議案
  - 乙第38号議案 副知事の選任について
- 日程第3 乙第34号議案
  - 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 日程第4 甲第25号議案から甲第34号議案まで
  - 甲第25号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）
  - 甲第26号議案 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第27号議案 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第28号議案 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第29号議案 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第30号議案 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第31号議案 令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第32号議案 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第33号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
  - 甲第34号議案 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	8番	小渡良太郎君
副議長	仲田弘毅君	9番	新垣淑豊君
1番	新垣光栄君	10番	島尻忠明君
2番	翁長雄治君	11番	仲里全孝君
3番	玉城健一郎君	12番	平良昭一君
4番	島袋恵祐君	13番	喜友名智子さん
5番	上里善清君	14番	國仲昌二君
6番	大城憲幸君	15番	瀬長美佐雄君
7番	上原章君	16番	次呂久成崇君

17番	当山	勝利	君	33番	大浜	一郎	君
18番	當間	盛夫	君	34番	呉屋	宏	君
19番	金城	勉	君	35番	花城	大輔	君
20番	新垣	新	君	36番	又吉	清義	君
21番	下地	康教	君	37番	山内	末子	さん
22番	石原	朝子	さん	38番	瑞慶覧	功	君
23番	仲村	家治	君	39番	玉城	ノブ子	さん
25番	山里	将雄	君	40番	西銘	純恵	さん
26番	玉城	武光	君	41番	渡久地	修	君
27番	比嘉	瑞己	君	42番	崎山	嗣幸	君
28番	仲村	未央	さん	43番	比嘉	京子	さん
29番	照屋	大河	君	44番	末松	文信	君
30番	仲宗根	悟	君	45番	島袋	大	君
31番	西銘	啓史郎	君	46番	中川	京貴	君
32番	座波	一	君	47番	照屋	守之	君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	長	勝連盛博	君	主査	親富祖	満	君
次長		知念弘光	君	政務調査課長	上原貴志	君	
議事課長		平良潤	君	副参事	中村守	君	
副参事兼課長補佐		佐久田隆	君	主査	幹下地広道	君	
主査		宮城亮	君	主査	幹城間旬	君	

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

3月4日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に次呂久成崇君、副委員長に仲村家治君を互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長(赤嶺 昇君) 日程第1 乙第10号議案及び乙第13号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

[委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載]

[経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇]

○経済労働委員長(西銘啓史郎君) おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案及び乙第13号議案の条例議案2件について、以下、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第10号議案「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例」は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金調達を支援することを目的として、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金に積み立てる金額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、基金には8億9322万6000円を積立て、県が補助することで中小企業セーフティネット資金の保証料をゼロにしているとの答弁がありました。

そのほか、中小企業セーフティネット資金の融資上限額、融資利率や融資総額及び融資件数の見込みなどについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」は、東京オリンピック競技大会等に備えての競技技術の向上を図るため県内に来訪する選手等を受け入れることに伴い、新型コロナウイルス感染症の発生の予防等を図るための取組を強化することを目的として、沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金の対象となる経費は、どのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、選手団等のPCR検査費、交通宿泊費に係る感染予防費、外国語翻訳機等の借り上げ費用、病床確保の費用等が対象となる。また、保健所の体制強化として、非常勤職員を新たに雇用した場合の人件費、情報連携等に要する人員の派遣費用、保健所職員の時間外勤務手当等も対象となるとの答弁がありました。

次に、市町村の交流会や合宿等で多くのボランティアが関わると思うが、ボランティアへの感染対策費用は対象となるのかとの質疑がありました。

これに対し、ボランティアとして関わる方のPCR検査費用は対象経費となるものと認識しているが、現地で使用する消毒液の費用はこの基金で計上できないため、地方創生臨時交付金や別の事業で手当てしていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、キャンプ地となる県内市町村名と具体的な競技種目、基金の上限額やオリンピックが予定どおり行えなかった場合の経費の精算方法、キャンプ受入れ自治体の具体的な体制づくりの状況、キャンプ地となる予定の市町村の数とホストタウンに登録している市町村の数が違う理由などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第10号議案及び乙第13号議案の条例議案2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案及び乙第13号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第38号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第38号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第38号議案「副知事の選任について」は、副知事1人が令和3年3月8日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、照屋義実氏の政策参与の任期中に、照正組が入札に参加した案件は県全体でどのくらいあるのか、また、全国紙等へのインタビュー記事の内容については、虚偽に当たるのではないかと質疑がありました。

これに対し、照正組の応札等の件数については、一部手作業で確認中の部分もあるが、建設行政システムによる確認では、応札回数が73件、契約件数が5件となっている。

また、照屋氏にインタビュー記事について事実確認をしたところ、応札した事実はあるがいずれも受注を意図したのではなく、導入予定の電子入札制度に慣れるため試行的に入札にトライしたものであり、入札等の参加については担当セクションに任せていたため把握していなかった。インタビューについては事前に質問内容を知らされておらず、実績を精査・確認して応答したのではなく、当時の持論を述べたものであると聞いており、虚偽には当たらないと考えていると

の答弁がありました。

次に、富川副知事の後任として経済振興に取り組んでいただきたいと知事も答弁していたが、予定されている担当部局に関し、次期振興計画に係る担当が含まれていないのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、照屋氏の担当として商工労働部や文化観光スポーツ部など、今一番コロナでダメージを受けている部分の担当を引き継ぐ方向で調整しているが、あくまでも決定ではない。また、担当部局については、議会の同意を得た後に知事や副知事等で話し合って決定するものであり、これまでの例においても、必ずしも前任の業務を全てそのまま引き継ぐことにはならないとの答弁がありました。

次に、副知事の選任に当たっての欠格条項はどのようになっているか、また、今回のインタビュー記事との関係や公共工事の応札等について、欠格条項に該当するのかなどの質疑がありました。

これに対し、欠格事由としては、禁固以上の刑に処せられ、執行を終わるまでの者や執行を受けることがなくなるまでの者などが定められているが、本人の本籍の所在市町村に刑罰照会も行っている。今回のインタビュー記事等に関する部分も含め、欠格条項には該当しないとの答弁がありました。

そのほか、脱公共工事を掲げる照屋氏が副知事となることによる影響の有無、政策参与としてのこれまでの報酬の総額、公共工事に携わる方が副知事以上になった事例の有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。乙第38号議案については、採決に先立ち、無所属の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成多数をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第38号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○島尻 忠明君 おはようございます。

自民党会派、島尻忠明でございます。

先ほど総務企画委員長からも御報告がありましたように、この議案につきましては、本会議そして総務企画委員会でも多くの質問、質疑がありました。その中におきましてやはりしっかりとこの件につきましては、県民に丁寧に説明するべきものだというふうには私は思っております。その説明の機会がこれから行われる討論だというふうには私は思っており、今日の本会議に臨みましたが、この議案に同意をする各会派代表からしっかりと賛成討論がありまして、県民に説明があるのかと思っておりましたが、賛成討論1人ということで、大変戸惑っているというか残念であります。

そして、我が委員会におきましてもやはり慎重に精査をするその旨、私たちは参考人招致を提案いたしました。しかし、これも反対多数で否決をされております。今日はそういうことも踏まえながらしっかりと討論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは乙第38号議案「副知事の選任について」の議案に反対の立場から討論を行います。

同議案は、副知事が令和3年3月8日に任期満了となることでその後任を選任するため地方自治法第162条の規定により提案をされるものであります。

我が自民党会派も県政運営におきまして、副知事をはじめ人事の刷新、交替は必要であり、通常の人事案であれば問題はないという考えであります。しかし、今回の人事案には到底同意することができないのであります。玉城知事は、一般質問における我が会派議員の質問に対し、提案をしている照屋義実氏につきましては、富川盛武氏の業務を担ってもらおうと明確な答弁をしております。

富川副知事は御案内のとおり、令和4年3月までに切れる、沖縄振興特別措置法のさらなる延長と今後10年間の新たな振興計画の策定に向けた県の総責任者でありました。次期振計策定は50年・半世紀に及んだ沖縄振興計画等の総点検作業、計画の骨子案、県審議会への新計画案の諮問に向けた作業、また国に対し、中間報告や骨子案の提示など作業の全てに関わってきたのであります。そして、まさにここから国との本格的な調整に入るものであり、直接国と対峙する副知事の本気度が重要なのであります。

その後任とする現政策参与の照屋義実氏は、てるまさグループ代表で産業振興等に明るいとしておりますが、県の経済計画や県予算確保に全く関与をしておりません。しかも、今県政の重要課題である次期振計

に向けた作業は、4月には制度提言の最終報告があり、12月には新計画案の答申が待っており、待ったなしであります。なぜ、この時期に起用するというのは私は到底理解ができません。

それ以上に懸念されるのは、照屋氏のこれまでのインタビュー等での発言であります。

2014年10月29日の朝日新聞デジタル版で、経済的自立を阻む差別構造として、公共事業依存から転換を図ったとして、徐々に軌道に乗り、今は公共事業の割合は2割にすぎない。ここ10年ほどは、米軍や防衛省関連の工事には手を挙げてさえいない。政府が振興予算を増やす中で、公共事業や基地経済への依存傾向が強まっていると述べております。

また、2015年5月15日の週刊金曜日で、復帰後の産業構造がいびつなものも日本政府が沖縄開発庁、今の内閣府沖縄担当部局を通じて沖縄県をコントロールしてきたのではないかと辛辣であります。そして、2018年9月14日のしんぶん赤旗で、「自民党は一括交付金などの振興予算を減らし、「県政不況」をあおって大田県政を倒した20年前の知事選の再来を狙っています。」「安倍政権は辺野古基地建設を強行し、米軍や自衛隊基地を沖縄に押しつけた上で憲法を変え、国全体を軍事国家にしようとしています。」等々政府不信、振興予算軽視など露骨な国批判を繰り返しております。しかし、実際には脱公共事業と言いながら政策参与時に5件の県事業いわゆる公共工事を受注しております。また、ここ10年、米軍や防衛省の工事に手も挙げてないと言いながら、実際にはその間に沖縄防衛局の発注工事5件の入札に参加をしていたことが明らかになっております。まさに、二枚舌そのものであります。さらにこの応札につきましても、電子入札制度が予定されております。その制度に慣れるために応札をしたと総務部長が答弁をしております。私は、応札制度そのものに対しての照屋氏の見解を先ほど申し上げたように参考人招致でじかに聞きたいというふうに思っておりました。

一方、去る3月8日の総務企画委員会で総務部長は、照屋氏は次期振計策定の担当としないと驚きとあきれた発言をしておりました。数々の問題が指摘されると担当副知事を替えると簡単に判断を変更する、まさに玉城県政のいいかげんさが見事に証明されました。

我々が問題にしているのは、今後10年間の次期振興計画を国にいかにも認めてもらうことができるのか大変心配をしております。この問題に適切に対応し得る人事であるか問題に思うわけであります。単に担当を替えればいいというものではありません。替えるとな

れば謝花現副知事になりますが、国との交渉や調整を支障なく行えるのか、国との信頼関係が築かれているのかであります。

今、国と県との関係は深刻で知事や副知事がいつでも総理や関係閣僚と話ができる関係には程遠いというのが私の見解であります。さらに申し上げますと、その原因は辺野古移設問題にあります。その問題の担当が謝花副知事です。将来の沖縄の在り方を決する沖縄振興特別措置法のさらなる延長と今後10年間の新たな振興計画の策定に、このような安易な考えで対応しようとする玉城県政は基地問題以外は眼中にないと言わざるを得ません。

よって、乙第38号議案「副知事の選任について」反対するものであり、議員各位の御賛同をよろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 会派でいーだネット、國仲昌二です。

私は、乙第38号議案「副知事の選任について」、賛成の立場から討論いたします。

今回の副知事提案は、富川副知事の任期満了に伴う提案であります。

照屋義実氏は長く経済界で活躍され、沖縄県建設業協会会長や沖縄県商工会連合会会長等を歴任されたほか、沖縄県教育委員会教育長や沖縄県政策参与を務めており、豊富な知識や経験から副知事として適任であるとして提案されております。

先日の一般質問等で沖縄県建設業の談合問題について疑念がある旨の質問がありましたが、この件については県議会において調停案の同意議決を得て調停が成立している、そういった経緯があり、全く問題はありません。

また、マスコミでの発言が虚偽ではないかとの指摘がありましたが、県として確認したところ虚偽ではない旨が確認され、欠格条項にも全く該当しない旨の説明があり、これについても全く問題はありません。そのほかいろいろ指摘はありますけれども、私は全く問題はないと考えております。

照屋義実氏には、これまでの民間企業の経営に携わった実務経験を生かして、コロナ禍で厳しい状況にある県経済の回復、中小企業・小規模事業者の再生、各産業分野における施策の推進、本県の振興・発展に寄与することが期待でき、また、これまで政策参与として、しまくとぅばや空手など沖縄県民に寄り添う伝統文化の保存・継承に取り組んでおり、誰一人取り残さない、誇りある豊かな沖縄の実現を目指す玉城デ

二一知事を支える副知事として県民からも大きな期待を寄せられており、最適任者だと私は考えまして、賛成の討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。  
(拍手)

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 県民の皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております、副知事人事案、反対の立場から討論を行います。

今回の副知事の人事の件について玉城知事は何のために提案したのか、その目的、真意が分からなくなっております。新たな沖縄振興計画や沖振法を進めるのであれば引き続き富川さんを提案すべきであります。私は富川さんであれば全会一致になったと思います。いかがですか、与党の皆さん。そうでしょう。玉城知事の選挙対策のための副知事人事であれば、今回の提案は納得できます。富川副知事では選挙対策ができないということなのでしょうか。

1997年の副知事選任の記事も出されております。今回と比較されてそのことが次の県知事選に影響したかのような報道であります。玉城知事は、この新聞報道のとおり、今回の副知事の提案は次の県知事選挙に影響するとのことでしょうか。それは玉城知事を支える与党の皆様も共通認識ですか。そうですか。そうであれば大変残念なことであります。

私ども沖縄・自民党は沖縄県が置かれている現状、かなり厳しい状況ですね。次の副知事に先ほども賛成のほうからありましたようにコロナの部分、そういうふうな問題、特に新たな沖縄振興計画です。これを国と交渉して実現をする県民や沖縄県のために役に立つ、そのような視点で我々沖縄・自民党は副知事の選任を考えているわけです。冒頭に申し上げましたように、沖振の担当副知事を替えることが果たして今沖縄県のためになるのか。私はならないと考えております。これが一番大きな反対の理由です。

今回の人事案の採決に向けて私ども沖縄・自民党が無記名投票を提案したら、知事を支える与党が記名投票を提案されているようであります。これから討論の後に無記名にするか、記名投票にするかそれを決めるということでもあります。これ、沖縄県議会史上初めてのことでですね。そうですか。ありますか。すごいですね。同時に全く情けないと思いませんか。この県政を担って、県民のためにやっていくという人事を、本来は基本的には全会一致ですよ。それを誰が入れたか投票する、名前を入れるという。玉城知事は自信を持っ

て照屋義実さんを提案していませんか。県議会で指摘されたらその不安が募って、それを県議会の与党の皆様方が確実に選任される記名投票を提案している。そういうふうを考えておりますけれども、与党の皆さん大丈夫ですか。本来はこのような人事は沖縄県のためになる副知事ですから、玉城知事が与党、野党問わず丁寧に説明して、全会一致を目指すべきではありませんか。普通そうしませんか。玉城知事、何の努力もしませんよ。おかしいですよ。自分が自信を持って、この人だということだったら自民党にも公明さんにも無所属にもみんな説明できるでしょう。照屋義実さんがうそをついていたと指摘されているだけで、何か慌ててとにかく採決で勝てる体制をつくるという、何かそういう感じがするわけです。

提案者である玉城知事が、先ほども言いましたように野党にも中立にも説明して、全会一致を目指すというふうなことですから、私は提案した玉城知事の責任が問われるんじゃないかなと思っています。こういう人事案件で、議会対策もしっかりやらなければ照屋義実さんに大変失礼じゃありませんか。本来は県知事がそういう環境を整えないといけないわけでしょう。全く異常です。やっぱり玉城知事は毅然として、先ほど賛成討論あったように、そうであれば知事が毅然としてしっかりこういうことで、必要だからということを経済にも説明をして、納得してもらおうというそういう行動がないことが残念ですね。

ですからその不安が県議会にも今影響を与えていて、記名投票か無記名投票かという前代未聞の議論が出ているわけですね。

さらにまた今回の副知事人事案、与党の皆様から賛成が1人、反対の側は2人、どういうことですか。玉城知事を支える与党の皆さんは本当にいいということであれば、5名ぐらい出さないといけないでしょう。少なくとも自民党を上回るくらいの3名は必要でしょうね。我々が指摘する分について一つ一つ反応して県民に説明をするという、そういうことですから、本音は皆さん方も不安持っていないですか、大丈夫ですか。やっぱり自信を持たないと駄目ですよ。知事も不安があり、支える側も不安があるというこういう人事ではありませんか。私はそのように見えていますけど。特に共産党の皆さんどうしたんですか、堂々とやるべきじゃないですか。〔討論させなさい〕と呼ぶ者あり〕これ討論ですよ。一緒ですよ。ですから与党の皆様方が自信を持って賛成討論をすることができない、これは県民に映りますからね、県民の皆さん分かりますからね。どうやって説明しますか。県民の方々には玉城



知事が提案をしたから賛成した、そういう説明するんですか、与党の皆さん。

私はとにかくいずれにしてもこの議会の対応も含めて、この根源には提案者である玉城知事が本来は責任を持って照屋義実さんという方を挙げているわけですから。それをしっかりと全会一致で通すという、そういうことをやるべきだったんだろうなと。先ほど島尻忠明議員からもありましたように、総務企画委員会で説明を求めたんです、参考人で。それが実現をしませんでしたけれども、そういうことも含めて非常に残念な思いをしております。

討論まだ続きますからね。

実は私は、オール沖縄というのは翁長前知事から玉城県政に替わって大きく変わったと考えております。翁長前知事のオール沖縄は辺野古反対でまとめ、辺野古以外は知事に任せる、保革腹八分で進める、それがオール沖縄でした。政策を進めてきたものが今の玉城県政のオール沖縄は選挙で勝つためが何か目的になっていると考えられ、辺野古については反対をしながら工事が進んでいるという状況であります。特にオール沖縄、玉城県政の人事については身内、側近、選挙功労、選挙対策人事が露骨に行われていると私は考えております。玉城知事の特別秘書はたしか玉城知事の娘婿ではなかったですか。違いますか。前知事の特別秘書が玉城県政で知事公室の参事になっていますよね。ほかにもいろいろ参与の件もありますけれども、これは後ほど一般質問でやりますから。

玉城知事は県知事の権力をそういうふうな形で、身内、側近のために使っているのではないかというそういう感じがするわけですね。ですから今回副知事の問題もありますけれども、やっぱりそこは前提は玉城県政の人事問題が発端になって、ここに来るわけです。

今回の副知事の人事については現在の県参与を副知事にする提案ということですが、照屋義実さんは参与として数々の選挙に関わっています。ですから、そういうことも含めて、選挙功労やあるいは今後の県知事選挙も含めた選挙対策人事ではないかなということで考えております。特にお隣の那覇市の選対本部長、そういうことも含めた県議会議員選挙、様々与党議員団ともいろいろ意見交換をしているという場面があって、参与人事についても新聞報道がありました。今回の副知事人事につきましては、本会議で照屋参与の発言が指摘をされて、玉城知事も対応するということがありました。そうですね。ところが玉城知事は議会に対して何の説明もしていません。玉城知事は副知事を提案した知事として、誠意のなさに私はがっ

かりしております。

3月8日の総務企画委員会では採決に先立ち、先ほど申し上げましたように沖縄・自民党から参考人招致を求めたにもかかわらずそれが実現しなかったことを大変残念に思います。参考人招致でしっかり御本人、義実さんの意見も聞いておけば恐らくこの場面は変わっていたかもしれません。

私ども沖縄・自民党は、義実さんは先ほど賛成討論もありましたように、様々な経済界の組織も含めてリードしております。照屋義実さんは非常にプライドが高いと思っています。ですから、そういうふうな方をもっと丁寧に、議会あるいは知事は対応すべきだったなというふうには私は思っております。そうすると、やっぱり我々沖縄・自民党だって考え方が変わっていたかもしれませんよ。ですから今、こういう報道がされて照屋義実さんの県民に与える不信感が出てきております。

私はせんだって言われました、やっぱり県民はそう思っているんだなとそういうふうなことがあって、このことが本来はそういうのを回復してあげたいんだけど、回復できない。沖縄・自民党だけではできませんから。非常に厄介なことになったなという思いと、現状では我々県議会がどのような意思決定をするかという問題よりも、県民が照屋義実さんやあるいはまた玉城知事に対する信頼の回復、これ不可能じゃないですかもう。厳しいと思いますね。県民は沖縄県政、玉城県政に失望すると思いますよ。

8日の総務企画委員会で忠明議員も本会議同様、義実さんが2014年の全国紙のインタビューでここ10年ほどは米軍や防衛局関連の工事には手を挙げてさえないと答えながら、この間に沖縄防衛局の発注工事5件で入札に参加したと指摘をしております。池田県総務部長は3月5日に照屋義実さんに確認したと報告、応札の事実はあるとのこととあります。義実さんが応札の事実はあると言っている、それを池田総務部長は委員会に報告している。全国紙のインタビューではないと言った。8日のほうで3月5日に義実さんに確認したら応札の事実はあると言っています。どうしますか。照屋義実さんが応札の事実はあると言っているんですよ。池田総務部長が言っているんですよ。このことは全国のインタビューですから、全国紙ですから、これ報道されていますよ。真逆ですよ。これはだからあれが虚偽だった、うそだったということも3月5日に本人が認めているわけでしょう。どうするんですか。これ全国紙に対しても、こうだったという形で説明していませんよ。これ全国民にそういうのが広がって

るんですよ。これは3月5日の応札は事実であると照屋義実さんが言ったことは、玉城知事も確認したはずですよ。そうでしょう。だから、そのまま議案は取り下げないわけですよ。本来はそこで応札の事実はあると言っていますから、その時点でこの副知事人事の案件は取り下げるべきじゃないですか。違いますか。なぜそをついていたという虚偽をしていたということとを3月5日に確認しながら、応札の事実はあると言っているのに、県議会にそのまま委ねるんですか。我々はそういうのを受けて、総務部長の説明を受けて、これを上等ですね、払拭されましたね、どうぞ賛成しますと言えますか。言えないでしょう。本人に直接して、応札の事実はあると言っているんですから、あの当時はないと言って、今あると言っているんですからね。これは県知事として非常に厄介ですよ。県知事も確認しているわけでしょう。ですから知事はやっぱり自らの提案したものについては自らの責任を持って、議会にも説明すると言っているのにしていないじゃないですか。本会議での答弁でしょうあれは。本来は取り下げるべきでしたよ、あのときに。

ですから今玉城県政になって、政策的には辺野古の問題もああいう形で反対をしながら工事は進められているという状況、主な政策ってなかなか実現していませんけれども、こういう人事については、県の最高責任者としての権力、本当に遺憾なく発揮しているんじゃないですか。おかしくないですか。我々県議会は、この人事で沖縄県をどうよくしていくかというそういう視点で考えるのに、知事はとにかくこの人をそこに張りつけたいというそういうことなんですよ。

先ほどありましたように、聞き捨てならないのがあって、しんぶん赤旗の電子版のもので、この義実さんが、自民党批判をしているということなんですけど、大丈夫ですか皆さん。我々自民党は義実さんに批判されるいわれはないですよ。そういう人を副知事に迎えてくださいと言って我々自民党が認められますか。そういうのも含めてこれは大変なことですよ。我々自民党まで批判して、そういう人を副知事に迎えて、自民党政権と副知事は対応するんでしょう。沖縄・自民党どうすればいいんですか。

とにかく繰り返しますけれども、先ほど申し上げましたように全国紙のインタビューでは手を挙げてさえない。3月5日には義実さんは応札の事実はある。これを頭に入れておいてくださいよ、皆さん。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 まだ、もうちょっと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 先ほどこの玉城知事が富川副知事の後は義実さんという、そういう趣旨のものが本会議であったようですが——ありましたよね。これは、もう一回議事課の議事録もこれは後で確認しないといけませんけれども、要するにこの3月8日の総務企画委員会で、御丁寧に池田総務部長は、この責任分担、そこまで説明しているんですよ。責任分担。照屋義実さんがまだ決まってもないのに、照屋義実さんはこうですよと、謝花副知事はこうですよと決めてあるんですよ。こんなことって議会に対して失礼じゃないですか、決まってもないのに。さらにびっくりしたのは、謝花副知事が企画部、沖縄振興の担当になるという話ですよ。先ほどもありましたように、謝花副知事は知事公室で辺野古反対ということと、今度企画で新たな振興をつくれという、同時に2つの責任を負うわけですよ。これできますか、できますか。この沖縄振興計画は、前回から2回目の振興計画じゃありませんよ。50年間終わるんですよ。50年間終わって、さらに沖縄を何とかしてもらいたいという要望ですよ、10年間という決まりもないんですよ、まだ。法律でやるという決まりもないんですよ、そういう非常に厳しい課題ですよ。ですから、これを一方で辺野古反対をしながら、それを国に対して新たな振興計画を求めるということはなかなか難しいんじゃないですか。そう思いませんか。何で、富川副知事の後は謝花さんにするかという、そういうふうな課題がありますよね。ですからそういう観点からも、玉城知事は本当に議会に対して失礼だだと思いますよ。

これは謝花さん、副知事としてどういうことをやってきたかということ、総務担当、予算の関係やりました。予算の関係は沖縄振興の予算、次年度まで3000億台という形で決まって、オール沖縄県政になってずっと沖縄の予算減ってきました。それを担当するのは謝花さんだったんですね。謝花さんは本来はそういう国との信頼関係が取れていればこの予算を3010億円、一括交付金を減らさずにさらにそれを増やすということが本来できたはずですよ。だから予算担当からしても国との信頼関係って構築されてないと私は思っているんですよ。ですから、そういう謝花副知事が沖縄振

興関係のものをやっていく、信頼関係が構築されていない人がやる。これは来年3月までに決めないといけないという、待たなしですね。ですからそういうふうなことも含めて、知事はこの振興計画をどうやってつくっていくか、新しい法律をどうやってつくらせていくかという、知事そのものの自体がその考え方がまとまってない、戦略がないということがこの人事にもつながっているような感じがします。ですから、そういう観点からも、非常に難しいと思いますね。

整理します。

反対の理由を改めて申し上げます。

照屋義実さんは、全国の報道機関に対して発言した内容は虚偽だった。これを3月5日に認めております。これが一つ。

2つ目は、そのことを全国の読者に対して、虚偽の説明がない。これ2つ目ですね。

3つ目、受注を意図したものではないという形で、説明をしております。総務企画委員会で受注を意図したものではないという、応札した理由を説明しておりますけど、受注する意図があるから応札するんです。意図がなければ応札はしません。これ、普通の常識です。普通の常識です。ですから、この受注を意図したものではないとする、照屋義実さんが、それを本当に言ったということであれば、これも虚偽に当たりませんか。おかしくないですか。受注する意図があるから応募するんでしょう。そういうことでしょうか。ですから、ここの部分もあの前回の虚偽をここで認めて、いやそうじゃなかったということですから、この受注を意図したものではないということも、もう一回確認したら、いやいやそれは受注を意図したものってまた変わるんじゃないですか。確認したら。そういうふうなことも新たな虚偽に当たるといふことにならないかなと。同時に、こういうことを言っています。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 新人の議員の方々は少し、気をつけてくださいね。ちゃんと正当な賛成討論、反対討論ですよ。それに対して、皆様方からとやかく、やじ言われる筋合いはないですよ。

どこまで言ったか忘れてしまいましたよ。

3つ目、総務企画委員会で池田部長は、照屋義実さんは、応札を把握していなかったという説明をしていますね。会社の代表者たる者が、責任ある者がそうい

う問題があったときに、応札を把握してなかった、知らなかったという、そういうことを本当に言っているのであれば、もうこの一点だけでも、副知事としてはふさわしくないですよ。どうなるんですか。副知事にして、副知事いろんな部署の責任を負わせますよ。それに対してそういうふうなことになる、非常に厄介なことになるわけでありませぬ。

ですからいずれにしても、もうやめますけれども、大変長々となってしまっていて失礼しておりますけれども、今回の人事についてはやっぱり反対という形で再確認させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより乙第38号議案を採決いたします。

この採決については、島袋大君外18人から無記名投票によられたたいとの要求と、仲村未央さん外23人から記名投票によられたたいとの要求が同時にあります。

よって、いずれの方法によるかを会議規則第65条第2項の規定により無記名投票をもって採決いたします。

まず、乙第38号議案を無記名投票によって決することについて採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの出席議員数は、議長を除き47人です。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 新垣光栄君及び

6番 大城憲幸君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

無記名投票によることを可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（赤嶺 昇君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

新垣光栄君及び大城憲幸君、立会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 47票

有効投票 47票

有効投票中

賛成 23票

反対 24票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、乙第38号議案を無記名投票によって決することは否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（赤嶺 昇君） ただいま乙第38号議案を無記名投票で決することが否決されましたので、次に、乙第38号議案を記名投票によって決することについて採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの出席議員数は、議長を除き47人であります。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 新垣光栄君及び

6番 大城憲幸君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

記名投票によることを可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（赤嶺 昇君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

新垣光栄君及び大城憲幸君、立会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 47票

有効投票 47票

有効投票中

賛成 24票

反対 23票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、乙第38号議案を記名投票によって決することは可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（赤嶺 昇君） ただいま乙第38号議案を記名投票で決することが可決されましたので、本案の採決については記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票札を配付いたします。

〔投票札配付〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまの出席議員数は、議長を除き47人であり

ます。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 新垣光栄君及び

6番 大城憲幸君

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（赤嶺 昇君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案に同意する諸君は白票を、同意しない諸君は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取扱います。

点呼いたします。

[氏名点呼]

[投票]

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

新垣光栄君及び大城憲幸君、立会いを願います。

[開票]

[立会人点検]

○議長（赤嶺 昇君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 47票

白票 24票

青票 23票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、乙第38号議案は、これに同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

---

[乙第38号議案の記名投票の結果 巻末に掲載]

---

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第34号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

---

[委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載]

---

[経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇]

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第34号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第34号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団であり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の再公募の経過と指定管理料17億2900万の算定根拠について質疑がありました。

これに対し、令和2年8月11日から60日間公募を行ったが応募がなかったため、同年11月13日に沖縄県立博物館・美術館に係る第2回指定管理者制度運用委員会を開催し、募集要項の承認を得た後、同年11月17日から60日間の再公募を行い、最終的に4団体から申請があった。

その後、令和3年1月28日に、指定管理者制度運用委員会において、書類審査や申請団体によるプレゼンテーションを行い、審査を経て、今回候補者の選定を行ったところである。

また、指定管理料の算定見直しについては、自主事業の中で、特に公共性が高いものについては、施設利用料の減額を行うことでコスト軽減を図り、指定管理者における活発な企画展の開催を促し、施設利用の活性化につなげたいということで、指定管理料の年間上限額を当初公募時の年3億3156万5000円から、1432万3000円増の3億4588万8000円に増額したとの答弁がありました。

次に、博物館・美術館の利用に関して、県内児童生徒の施設利用を高めるためにどのような取組を行っているかとの質疑がありました。

これに対し、令和元年度、博物館においては、民具体験や各教科の学習などで小学校から大学まで合計253校の来館があった。また、平成30年度から出前授業を実施しており、令和元年度は小学校で3校、高等学校で5校、その他1施設で授業や校内研修を行っている。

美術館においては、美術館招待事業を実施し、令和元年度は11校、673人の児童生徒が美術館に足を運んでいる。

さらに、学校現場との交流事業を行っており、各教科の授業や学校行事における博物館・美術館の活用について積極的に連携しているとの答弁がありました。

そのほか、火災等への危機管理対策の内容、不測の事態が起こった場合に施設が適切に管理・運営できるための方策などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第34号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第34号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 甲第25号議案から甲第34号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長次呂久成崇君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 次呂久成崇君登壇〕

○予算特別委員長（次呂久成崇君） ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第34号議案までの予算議案10件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企業局長をはじめ関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、甲第25号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）」は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費、国の補正予算関連経費及び扶助費等の義務的経費等について計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、192億1278万2000円で、補正後の改予算額は、9331億5137万8000円となる。

歳入の主な内容は、全国の地方消費税収入の増による地方消費税清算金の増、交付決定額の未計上分である地方交付税の増、地方創生臨時交付金や包括支援交付金、その他国の補正予算関連の国庫補助金等の計上による国庫支出金の増、首里城火災復旧・復興支援寄

附金の計上による寄附金の増、令和元年度決算剰余金の未計上分である繰越金の増、減収補填債等の発行に伴う各事業の追加充当等による県債の増、事業税や地方消費税など県税の減、特定目的基金を活用した事業の減に伴う繰入金の減等である。

歳出の主な内容は、令和元年度決算剰余金等の積立てに伴う財政調整基金積立金の増、沖縄県社会福祉協議会に対する個人向け緊急小口資金等の貸付原資を補助するための生活福祉資金貸付事業費の増、新型コロナウイルス感染患者の受入れに備え病床を確保した医療機関に対し補助するための救急医療対策費の増、国の補正予算を活用したかんがい排水施設の整備に伴う水利施設整備事業費の増、プレミアム付クーポン発行に伴う商業振興対策費の増、中小企業セーフティネット資金に係る信用保証料補填及び利子補給に要する経費の補助に伴う中小企業金融対策費の増、県内観光施設の利用促進、観光体験商品の消費喚起を図ることに伴う観光宣伝誘致強化費の増、国の補正予算を活用し、河道掘削や護岸等の整備等をするに伴う社会資本整備総合交付金の増、国の補正予算を活用し、専門高校における設備のデジタル化に対応した産業教育装置を整備することに伴う施設整備費の増、雇用調整助成金の上乗せ助成に係る申請が想定を下回ったことに伴う雇用対策推進費の減などである。

なお、繰越明許費は、当初予算編成後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業や、新型コロナウイルス感染症対応のため継続して取り組む必要のある事業について翌年度に繰り越して実施するため追加をし、また、これまでに計上した繰越明許費に係る事業について、新たに繰越しが必要となる箇所が生じたことなどにより変更するものである。

また、債務負担行為は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理に要する経費等について設定するものである。

また、地方債は、事業費の増減や減収補填債の発行等によるものである。

次に、甲第26号議案から甲第32号議案までの特別会計補正予算は、貸付対象施設の整備に係る工期見直しにより、中小企業高度化資金の貸付けが令和3年度に変更となったことに伴う減、空港使用料等の増収による財源振替及び繰越明許費の追加、沿岸漁業改善資金の貸付実績の減に伴う減、中城湾港（新港地区）の土地売却時期の変更により行った既発債の借換えで償還金が生じたことに伴う増、新型コロナウイルス感染症の影響により、県民広場地下駐車場の改修計画を見直したことに伴う減、新発債の借入利率が予定利率

を下回ったことに伴う減、令和2年度保険給付費の実績減及び令和元年度療養給付費負担金等の精算に伴う補正であるとの説明がありました。

次に、甲第33号議案「令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、国の令和2年度沖縄振興公共投資交付金を組替え、水道施設の耐震化等を図るため資本的収支予算の補正を行うものである。

補正予算案の額は、資本的収入の国庫補助金を8804万4000円増額し、資本的支出の建設改良費を1億1739万2000円増額するものであるとの説明がありました。

次に、甲第34号議案「令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」は、国の令和2年度補正に係る社会資本整備総合交付金を活用し、水処理施設の耐震化を図るため資本的収支予算の補正を行うものである。

補正予算の額は、資本的収入及び支出をそれぞれ4億8681万9000円増額するものであるとの説明がありました。

まず、甲第25号議案に関し、これまでの15次にわたる補正予算における国庫と県単独の財源の内訳や、執行率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、2月補正を含めてこれまでに1722億円を計上しており、内訳としては国庫が1112億円、一般財源が603億円、その他、諸収入や基金の繰入れ及び県債等で1億円となっている。また、1月から開始した時短営業の協力金を除き、全体としての執行率は約8割であるとの答弁がありました。

次に、財政調整基金及び減債基金について、今回の補正でどのような工夫をして140億円弱を積み増したのか、また、財政調整基金の今後の取り崩しの見込みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、歳入面では、交付決定がなされた全ての交付税等を計上した上で、発行できる県債も全て発行し、さらに、例年やったことのない減収補填債や特別減収対策債なども計上している。歳出面では、執行の見込みのない予算を減額補正してそれらを全てかき集めて対応し、約140億円を積み立てた。

また、今回の補正により令和2年度末の財政調整基金の残高見込みが133億円となるが、令和3年度は税収の減少やコロナ関連経費の計上により収支差が広がることから、当初予算で95億円を取崩し、現時点で令和3年度末の残高は約38億円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業費の減額補正の理由は何か、また、一時帰国した職員の取扱いやその経

費はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、減額の理由は、米国での新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、駐在員が昨年3月から9月まで一時帰国していたため、その間の現地活動を支援する経費が不要となったことによるものである。

また、駐在員2名のうち1名は人事異動があったため、一時帰国者としては1名となるが、その間には出張扱いとなり、米国と日本との往復運賃や滞在中の旅行雑費等、トータルで32万1990円が支給されたとの答弁がありました。

次に、生活保護援護費の増額に関し、生活保護の増加の現状はどうなっているか、また、車の保有が支給の際のネックと思われるが、今般のコロナ禍においてはどのように取り扱っているかとの質疑がありました。

これに対し、令和元年度の月平均と令和3年1月の速報値で比較すると、被保護世帯数が2万9568世帯から3万354世帯と786世帯、2.7%の増、被保護人員数が3万7845人から3万8418人と573人の増となっている。

また、令和3年2月1日現在、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車の保有を認めているケースが7世帯ある。自動車保有の要否については、コロナの状況等も踏まえながら、実施機関が個別、丁寧に状況を把握しながら適切に判断しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、県職員の正規・非正規雇用率と採用に関する考え方、県有財産の積極的な売却による財源捻出に向けた考え方、離島・過疎地域振興特別事業費で国の交付決定が得られなかった理由、産業廃棄物に係る県外搬出の状況、医療機関への協力金交付事業の執行率、豚熱発生に伴う制限区域内農場への補償の進捗状況、おきなわ彩発見バスツアー促進事業に係るバス事業者への直接支援の可能性、無電柱化推進事業の離島での実施状況、首里城復興基金積立金の活用予定と復元のスケジュール、教育用コンピューターの整備とオンライン授業実施の状況などについて質疑がありました。

次に、甲第33号議案に関し、水道施設の具体的な耐震化の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、中長期計画に基づき、年間約100億円ほどの経費を組んで、老朽化した施設の更新に合わせて優先度の高いものから耐震化を進めており、管路については平成30年度末で42.8%の耐震化率となっているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありませんが、甲第25号議案については、採決に先立ち、沖縄・

自民党所属委員から修正案が提出され、無所属の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、無所属の会所属委員は引き続き退席したまま、甲第25号議案の原案について採決した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、甲第26号議案から甲第34号議案までの9件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案から甲第34号議案までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第34号議案までは、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月11日から29日までの19日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月11日から29日までの19日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時7分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明



令和3年3月24日

令和3年  
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和3年3月24日（水曜日）午前10時開議

## 議事日程第10号

令和3年3月24日（水曜日）

午前10時開議

### 第1 甲第35号議案（知事説明、質疑）

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 甲第35号議案

甲第35号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）

日程追加 甲第35号議案

甲第35号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）

#### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光栄君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

#### 説明のため出席した者の職、氏名

知事 玉城デニー君 副知事 謝花喜一郎君

副 知 事 照 屋 義 実 君  
総 務 部 長 池 田 竹 州 君

子ども生活福祉部長 名渡山 晶 子 さん  
総務部財政統括監 平 田 正 志 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 勝 連 盛 博 君  
次 長 知 念 弘 光 君  
議 事 課 長 平 良 潤 君  
副 参 事 兼 課 長 補 佐 佐 久 田 隆 君  
主 査 宮 城 亮 君

主 査 親 富 祖 満 君  
政 務 調 査 課 長 上 原 貴 志 君  
副 参 事 中 村 守 君  
主 幹 下 地 広 道 君

○議長(赤嶺 昇君) 去る3月10日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。日程に入ります前に報告いたします。

2月9日から3月10日までに受理いたしました陳情47件は、3月17日に配付いたしました陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、3月22日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長(赤嶺 昇君) 日程第1 甲第35号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。  
玉城知事。

[知事追加提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー ッ ウィチューウガナピラ。

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回沖縄県議会(定例会)に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案1件であります。

甲第35号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第16号)」は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付けに要する経費につきまして、歳入歳出予算額に

101億6000万円を追加するものであります。

甲第35号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサピラ。イッペーニ フェーデービル。

ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[[質疑なし]と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第35号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、甲第35号議案については、予算特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午後2時15分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に予算特別委員会に付託いたしました甲第35号議案については、先ほど予算特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

甲第35号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第35号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 甲第35号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長次呂久成崇君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 次呂久成崇君登壇〕

○予算特別委員長（次呂久成崇君） ただいま議題となりました甲第35号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）」の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第35号議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）」は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付けに要する経費について補正予算を計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに101億6000万円で、補正後の改予算額は、9433億1137万8000円となる。

歳入内訳は、全額が国庫補助金である。歳出の内訳は、生活福祉資金貸付事業費により、沖縄県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正を含めた貸付資金の総額と緊急小口資金及び総合支援資金の支給実績はどうなっているか、また、申請の窓口となる社会福祉協議会に対し、受付対応強化のための費用の手当てはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、貸付資金については今回を含め総額で374億800万円となっている。3月12日時点の貸付実績としては、緊急小口資金が3万9131件、74億1364万円、総合支援資金が4万781件、216億3279万円、合計で7万9912件、290億4643万円の実績となっている。また、特例貸付けに係る体制強化のために必要な費用については、今回の特例貸付けの原資から取り崩して使用できることとなっており、県社会福祉協議会から各市町村社会福祉協議会へ委託費として交付し

ている。なお、県社会福祉協議会においては、人材派遣会社と契約し、職員20名の派遣を受け、受付体制の強化に努めているとの答弁がありました。

次に、今回の補正でどれくらいの件数や期間に対応できると考えているのか、また、今後の状況次第では追加交付の見込みもあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の100億円余りの追加補正により、6月末までの申請受付分について賄える見込みであるが、今後も原資が枯渇しないよう必要があればさらに補正を計上していく考えである。また、追加交付の見込みとして、生活福祉資金についてはこれまでも順次補正を行い拡大してきたところであり、今後の経済状況にもよるが、必要があれば国も予備費等も含め予算を確保していくものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、返済猶予の具体的内容と周知の方策、コロナ関連予算に係るこれまでの専決処分の件数及び補正予算作成のプロセス、本事業に係る県独自の上乗せ支援の検討の有無、申請受付から貸付決定に至る手続の流れと外国人への対応状況、今回の補正予算計上の具体的経緯及び繰越しの可否、コロナ禍の前後における貸付実績の対比及び他府県との比較、本事業に係るこれまでの執行率及び申請手続に係るサポート体制の状況などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第35号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第35号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第35号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月30日定刻より会議を開きます。  
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。  
午後2時21分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明



令和3年3月30日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第11号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

令和3年3月30日（火曜日）午前10時35分開議

## 議 事 日 程 第11号

令和3年3月30日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第11号議案及び乙第12号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第14号議案及び乙第15号議案（土木環境委員長報告）
- 第5 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則
- |   |                            |
|---|----------------------------|
| } | 當間 盛夫君 座波 一君               |
|   | 花城 大輔君 末松 文信君              |
|   | 島袋 大君 次呂久成崇君               |
|   | 仲宗根 悟君 瀬長美佐雄君 提出 議員提出議案第5号 |
|   | 比嘉 瑞己君 翁長 雄治君              |
|   | 玉城健一郎君 新垣 光栄君              |
|   | 上原 章君                      |
|   | }                          |
- 第6 乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案及び乙第39号議案から乙第43号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第7 乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案（文教厚生委員長報告）
- 第8 乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案（土木環境委員長報告）
- 第9 甲第1号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第10 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書
- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| } | 又吉 清義君 島尻 忠明君               |
|   | 仲村 家治君 花城 大輔君               |
|   | 仲田 弘毅君 当山 勝利君               |
|   | 仲宗根 悟君 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第6号 |
|   | 渡久地 修君 國仲 昌二君               |
|   | 山里 将雄君 平良 昭一君               |
|   | 當間 盛夫君 上原 章君                |
|   | }                           |
- 第11 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議
- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| } | 又吉 清義君 島尻 忠明君               |
|   | 仲村 家治君 花城 大輔君               |
|   | 仲田 弘毅君 当山 勝利君               |
|   | 仲宗根 悟君 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第7号 |
|   | 渡久地 修君 國仲 昌二君               |
|   | 山里 将雄君 平良 昭一君               |
|   | 當間 盛夫君 上原 章君                |
|   | }                           |
- 第12 陳情令和2年第118号、同第135号、陳情第31号及び第52号（総務企画委員長報告）
- 第13 陳情令和2年第57号（経済労働委員長報告）
- 第14 陳情令和2年第23号、同第35号、同第92号、同第156号、同第162号、同第166号、同第194号、同第

- 197号、同第202号、陳情第18号の2及び第59号の2（土木環境委員長報告）
- 第15 陳情令和2年第131号、同第132号、同第208号、同第209号及び陳情第2号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第16 陳情令和2年第152号（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
- 第17 閉会中の継続審査の件

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案  
乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
乙第2号議案 沖縄県債権管理条例  
乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例  
乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第11号議案及び乙第12号議案  
乙第11号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例
- 日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案まで  
乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例  
乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例  
乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例  
乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例  
乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例  
乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第14号議案及び乙第15号議案  
乙第14号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例  
乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第5 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第6 乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案及び乙第39号議案から乙第43号議案まで  
乙第25号議案 財産の取得について  
乙第28号議案 交通事故に関する和解等について  
乙第29号議案 交通事故に関する和解等について  
乙第32号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
乙第33号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
乙第35号議案 包括外部監査契約の締結について  
乙第39号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について  
乙第40号議案 専決処分の承認について  
乙第41号議案 専決処分の承認について

- 乙第42号議案 専決処分の承認について  
乙第43号議案 専決処分の承認について
- 日程第7 乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案  
乙第27号議案 財産損傷事故に関する和解等について  
乙第30号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
乙第31号議案 車両損傷事故に関する和解等について  
乙第37号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について
- 日程第8 乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案  
乙第22号議案 工事請負契約について  
乙第23号議案 工事請負契約について  
乙第24号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について  
乙第26号議案 訴えの提起について  
乙第36号議案 県道の路線の認定について
- 日程第9 甲第1号議案から甲第24号議案まで  
甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算  
甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算  
甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算  
甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算  
甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算  
甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  
甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算  
甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算  
甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算  
甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算  
甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算  
甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算  
甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算  
甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算  
甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算  
甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算  
甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算  
甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算  
甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算  
甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算  
甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算  
甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算  
甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算  
甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 日程第10 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書
- 日程第11 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議
- 日程第12 陳情令和2年第118号、同第135号、陳情第31号及び第52号  
陳情令和2年第118号 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に関する陳情  
陳情令和2年第135号 八重山地域民放ラジオ放送中継局移転・強靱化事業（仮称）の国庫補助を求める陳情  
陳情第31号 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部改正に関する

陳情

陳情第52号 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（水上安全条例）の改正に関する陳情

日程第13 陳情令和2年第57号

陳情令和2年第57号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県内酪農家等への経済的補填に関する陳情

日程第14 陳情令和2年第23号、同第35号、同第92号、同第156号、同第162号、同第166号、同第194号、同第197号、同第202号、陳情第18号の2及び第59号の2

陳情令和2年第23号 新石垣空港駐車場における無料時間の設定に関する陳情

陳情令和2年第35号 道路整備事業に必要な予算確保に関する陳情

陳情令和2年第92号 八重瀬町施行による「那覇広域都市計画事業土地区画整理事業」に関する陳情

陳情令和2年第156号 建築設計等業務委託の最低制限価格引上げに関する陳情

陳情令和2年第162号 土木設計等業務委託の最低制限価格の引上げに係る陳情

陳情令和2年第166号 一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量及び建設コンサルタント等）の登録を受けている業種欄に土地家屋調査士業を追加することに関する陳情

陳情令和2年第194号 闘鶏禁止等に関する条例の制定を求める陳情

陳情令和2年第197号 宮古空港駐車場の利用に関する陳情

陳情令和2年第202号 闘鶏を禁止する条例の制定を求める陳情

陳情第18号の2 公共工事の現場で働く労働者に公共工事設計労務単価に見合う賃上げを行うことを求める陳情

陳情第59号の2 公共工事の現場で働く労働者に公共工事設計労務単価に見合う賃上げを行うことを求める陳情

日程第15 陳情令和2年第131号、同第132号、同第208号、同第209号及び陳情第2号

陳情令和2年第131号 在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める陳情

陳情令和2年第132号 在沖米軍における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求める陳情

陳情令和2年第208号 C V22オスプレイの飛来に関する陳情

陳情令和2年第209号 嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情

陳情第2号 相次ぐ外来機の飛来に関する陳情

日程第16 陳情令和2年第152号

陳情令和2年第152号 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限延長を求める陳情

日程追加 甲第36号議案

甲第36号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

日程追加 会期延長の件

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	7番	上原章君
副議長	仲田弘毅君	8番	小渡良太郎君
1番	新垣光栄君	9番	新垣淑豊君
2番	翁長雄治君	10番	島尻忠明君
3番	玉城健一郎君	11番	仲里全孝君
4番	島袋恵祐君	12番	平良昭一君
5番	上里善清君	13番	喜友名智子さん
6番	大城憲幸君	14番	國仲昌二君



15 番	瀬 長 美佐雄 君	32 番	座 波 一 君
16 番	次 呂久 成 崇 君	33 番	大 浜 一 郎 君
17 番	当 山 勝 利 君	34 番	呉 屋 宏 君
18 番	當 間 盛 夫 君	35 番	花 城 大 輔 君
19 番	金 城 勉 君	36 番	又 吉 清 義 君
20 番	新 垣 新 君	37 番	山 内 末 子 さん
21 番	下 地 康 教 君	38 番	瑞 慶 覽 功 君
22 番	石 原 朝 子 さん	39 番	玉 城 ノブ子 さん
23 番	仲 村 家 治 君	40 番	西 銘 純 恵 さん
25 番	山 里 将 雄 君	41 番	渡 久 地 修 君
26 番	玉 城 武 光 君	42 番	崎 山 嗣 幸 君
27 番	比 嘉 瑞 己 君	43 番	比 嘉 京 子 さん
28 番	仲 村 未 央 さん	44 番	末 松 文 信 君
29 番	照 屋 大 河 君	45 番	島 袋 大 君
30 番	仲 宗 根 悟 君	46 番	中 川 京 貴 君
31 番	西 銘 啓 史 郎 君	47 番	照 屋 守 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君
副 知 事	照 屋 義 実 君	文 化 観 光 スポーツ 部 長	渡 久 地 一 浩 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	総 務 部 財 政 統 括 監	平 田 正 志 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	勝 連 盛 博 君	政 務 調 査 課 長	上 原 貴 志 君
次 長	知 念 弘 光 君	副 参 事	中 村 守 君
議 事 課 長	平 良 潤 君	主 幹	下 地 広 道 君
副 参 事 兼 課 長 補 佐	佐 久 田 隆 君	主 幹	城 間 旬 君
主 査	宮 城 亮 君	主 幹	比 嘉 猛 君
主 査	親 富 祖 満 君	主 幹	嘉 陽 孝 君

○議長(赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、當間盛夫君外12人から議員提出議案第5号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」、又吉清義君外13人から、議員提出議案第6号「中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書」及び議員提出議案第7号「中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議」の提出がありました。

また、知事から、お手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。

○議長(赤嶺 昇君) この際、お諮りいたします。

知事から提出されました補正予算の審議のため、日程第9の各予算議案議決後まなほ、予算特別委員会を

存続させることにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長(赤嶺 昇君) 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案5件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び同生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、農地法、土地区画整理法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県としてはどのような視点を持って市町村への権限移譲を進めているのか、また、事務が増える市町村の財政的な負担に対して必要な手当てをしているかとの質疑がありました。

これに対し、住民に身近な事務は可能な限りその住民に身近な自治体で行うことにより、行政サービスの向上が図られるものと考えており、その視点で権限移譲を進めている。

また、市町村の財政的な負担に対しては、事務1件当たりの人件費等の単価を算定し、その事務処理件数に応じて権限移譲交付金を交付しており、令和元年度の実績として4348万7508円を交付しているとの答弁がありました。

次に、都市計画法の事務移譲について、権限移譲後の市町村への支援や、開発行為に係る住民トラブルへの県の関与はどうかとの質疑がありました。

これに対し、権限移譲した事務は基本的に市町村長の責任で行うことになるが、県としては、開発審査会の活用等を通して必要に応じて相談等へのアドバイスを行うことを考えており、法令上何らかの問題があれば、地方自治法に基づいた是正や助言等によることも可能であるとの答弁がありました。

そのほか、権限移譲に係る計画目標に対する進捗状況、権限移譲の具体的なメリット、権限移譲の対象となっている事務の範囲、市町村職員の事務処理能力向上に対する方策などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県債権管理条例」は、県の債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的として、

県の債権の管理に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、放棄が可能な要件として「500万円以下」の債権であることについて、どのような考え方によるものかとの質疑がありました。

これに対し、復帰後これまでに債権放棄した130件の事例のうち、約2割に当たる500万円以下の債権の内容のほとんどが、所在不明等による徴収見込みのないものであったため、これらの債権は基本的に政策的判断の余地がないものと考え、債権放棄の上限額として設けたものであるとの答弁がありました。

次に、時効期間を経過した未収金で、500万円以下の件数と金額はどれくらいあるか、また、今後の債権回収の在り方についてはどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、昨年4月の調査においては、時効期間を経過した未収金が約2500件あり、そのうちの4分の1、金額で約5000万円がこれに該当すると考えている。

また、債権回収に当たっては、放棄による債権管理コストの削減を進め、資力はあるが履行意思がない方にはサービサーの活用や強制執行の手続を活用する、資力がない方には納付の分割や延期の手続を行うなど、新たな取組に力をシフトしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、履行期限延長の具体的な方法、福祉施策等との連携の内容、債権放棄を決定するまでのチェック体制などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、工業技術センターの機器の使用料等について徴収根拠を定め、及び廃止するほか、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地域連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、工業技術センターと民間施設における機器使用料の差額の把握状況、地域連携薬局の目的や機能などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、複雑化し、及び多様化する犯罪に適切に対処しつつ、県民からの幅広い要望に適切かつ的確に対応する体制を整備するため、警察本部に新たに地域部を置く必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新設される地域部の人員体制及び地域課が担う業務内容などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例」は、水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、県及び海域等利用者の責務及び海域レジャー業等の欠格事由を定めるとともに、スノーケリング業者に対し事故防止等の措置を義務づける等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、暴力団員が海域レジャー事業を営んでいる実態があるとのことだが、このような悪質業者等を排除していく具体的な方策はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、これまでにも不法行為を認知した場合には各省令に基づき厳正に対処し、トラブル等の相談についても適切に助言指導を行ってきているが、今回の条例改正において、暴力団員や破産手続の決定を受け復権を得ない者、条例に違反して罰金刑に処せられた場合等を欠格事由として新設している。また、届出の際に暴力団ではない旨の誓約書を提出させることなどにより、悪質業者や不適格者について排除できるようなシステムづくりをしているとの答弁がありました。

そのほか、新設するスノーケリング業に対する規制方法、条例改正との関わりで沖縄マリレジャーセイフティービューローの果たす役割などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案5件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第20号議案及び乙第21号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第11号議案及び乙第12号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第11号議案及び乙第12号議案の条例議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、企業集積施設7号棟に入居する企業の数と雇用者数はどれぐらい見込んでいるか、また、入居企業の現地法人を設置するののかとの質疑がありました。

これに対し、現在、2号棟に入居しているNTTデータの事業拡大に伴い、7号棟の建設に着工し、今年7月の供用開始を目指しているところである。入居企業は、基本的にNTTデータと関連グループ会社となっており、雇用者数は約300人を予定している。全国規模の企業のため現地法人は設置しないとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「琉球歴史文化の日条例」は、琉球歴史文化の日を設けること等を定め、沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図るため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、琉球歴史文化の日を11月1日と定め

た理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県立博物館・美術館が開館した日であること、識名園が一般公開された日であること、泡盛の日及び美ら島おきなわ教育の日など、沖縄の歴史文化に関連した事柄や記念日があることや、10月30日の世界のウチナーンチュの日など、近接した日に連携した取組が期待される記念日が複数ある。

さらに、令和元年10月31日の首里城焼失の翌日でもあり、首里城がウチナーンチュのアイデンティティーやチムグクルと深く結びついていることを改めて認識させられた日であることから、11月1日を琉球歴史文化の日としたところであると答弁がありました。

次に、第5条に規定している使用料等の免除に係る事業選定基準は、どのような内容を規定するものなのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄の歴史と文化への理解と関心を深めること、地域文化の歴史を見詰め直すこと、県民がふるさとへの愛着と誇りを再認識すること、また個人の行事でないこと、営利目的を主たる目的とする行催事でないこと、国または地方公共団体の施策に反対するものではないこと、政治的または宗教的意図を持つものではないこと及びその他使用を承認すべきでない特段の事情がないことなどを規定する予定であると答弁がありました。

採決の結果、乙第11号議案及び乙第12号議案の条例議案2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案及び乙第12号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案までの条例議案10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長、教育長及び病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第4号議案「沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内の養護老人ホームの数及び入所者数はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、県内の養護老人ホームは6施設で定員は合わせて300人、令和3年2月1日現在の入所者数は165人で入所率は55%となっているとの答弁がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、子供を安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するため、沖縄県安心こども基金の設置期間を延長する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第7号議案「特定非営利活動促進法施行条

例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、認定特定非営利活動法人等の書類の提出に係る規定を整理する等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内NPO法人の資産譲渡の実績について質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立看護大学の設置及び管理を行う公立大学法人を設立することに伴い、当該公立大学法人に関する事務を処理させるため、知事の附属機関として設置された公立大学法人評価委員会に関し必要な事項を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、運営費交付金の規模はどれくらいになるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在の看護大学に対しては、基本的に入学料にプラス交付税をベースに県の一般財源として予算化している。公立大学法人設立後もほぼ同規模の額である9億円程度を引き続き運営交付金として交付していく予定であるとの答弁がありました。

次に、ガバナンスの部分において、学長の権限により恣意的な人事権の行使等がないよう、防ぐことができる仕組みはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、外部の方も入っている合議制の機関である理事会があり、そこには知事が直接任命する監事も構成メンバーとなっているので、一定の抑止力が働くものと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、国において「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」が改正されたことに伴い、構造設備の基準及び衛生措置の基準を見直す必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正により影響を受ける施設数はどれくらいか、またそれに伴う経費はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、旅館業においては6066業者、公衆浴場においては283業者である。循環型の公衆浴場を所有しているところが改修の対象になるが、正確な費用は把握していないとの答弁がありました。

そのほか、混浴できる年齢が条例改正により引き下げられた理由及び周知方法などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県病院事業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例」は、県立宮古病院に病理診断科を置くため、条例を改正するものであり、条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、各県立病院に病理診断医がどれくらい配置されているか、また、病理診断医の養成についてどのように計画されているかとの質疑がありました。

これに対し、北部病院に2名、中部病院に3名、南部医療センター・こども医療センターに3名、宮古病院に1名配置している。また、病理診断医の養成機関としては、基本的に琉球大学となっている。現在、北部・中部・南部の各県立病院には専門医がいるが、琉球大学から専攻医が週に何回か回ってきて専門医の病理を育成するという機能があるとの答弁がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立那覇みらい支援学校を設置するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、那覇みらい支援学校の小学部、中学部及び高等部の定員数と教職員の人数はどれくらいを予定しているかとの質疑がありました。

これに対し、小学部で約90名、中学部で70名、高等部で約90名の合計250名である。また、教職員の配置については、令和3年4月から県立学校教育課に準備室を設置後、開校準備のため10月に7名の教職員を配置する予定である。その後、令和4年4月の開校に向けて教職員の正確な配置人数について検討していくとの答弁がありました。

そのほか、スクールバスの台数と通学区域及び通学時間の短縮見込み、公立小中学校と特別支援学校の連携方法などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、市町村立の小中学校、県立中学校及び特別支援学校の教職員の定数の増減とその理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、児童生徒数及び学級の増加に伴い、小中学校の教職員数が全体で185人の増、そのうち県立球陽中学校、開邦中学校の学級増に伴い2人増となっている。あと、特別支援学校が入学生徒の増加により教職員数が21人の増となっているとの答弁がありました。

そのほか、県単独定数で措置されている教職員の配置についての考え方、義務教育の対象である全学年に

において35名以下学級を実施している都道府県数などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく市町村立学校教職員の扶養手当等の認定に関する事務で、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、既に権限移譲が済んでいる35市町村について、いつ移譲したのか、また、今回3村が計画されているが、これまで権限移譲が進まなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国頭地区は平成22年度、中頭地区は平成17年度、那覇地区が平成23年度、島尻地区が平成17年度、宮古地区が平成24年度、八重山地区が平成20年度開始となっている。また、3村についてこれまで権限移譲が進まなかった理由として、小規模離島のため学校数が少ないことや複数離島に学校が点在していることにより共同実施が難しいという状況があった。さらに、小規模離島においては地元の学校事務職員が少なく、事務長となる経験豊富な事務主幹等の継続的な配置が難しいという状況もあり、権限移譲が進まなかったとの答弁がありました。

採決の結果、乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案までの条例議案10件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案から乙第9号議案まで及び乙第16号議案から乙第19号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第14号議案及び乙第15号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ハイサイ。

おはようございます。

ただいま議題となりました乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、良好な景観を形成し、風致を維持するため、景観地区及び準景観地区を広告物の表示または掲出物件の設置をしてはならない地域とする等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、市町村に権限移譲しているのはどのくらいあるかとの質疑がありました。

これに対し、現在16市町村に権限移譲を行っており、今回新たに3町村に権限移譲することにより19市町村となる。

なお、那覇市は中核市ということで、独自の条例を持っているとの答弁がありました。

次に、第14条の2に点検の項目が新設されているが、その目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、札幌市での看板落下事故等を受けて、点検の部分の項目を抜き出して、新たに明文化することにより、点検項目として強化、あるいは点検のチェックリスト等の項目を増やして、より効果のある内容へと改正するものであるとの答弁がありました。

そのほか、実際に今ある広告物と今回改正する条例との整合性、これまでの広告物による事故件数または損害等の発生の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、都市計画に定められた地域地区

内における建築物の高さ等に関する特例の許可申請に対する審査手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案及び乙第15号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案及び乙第15号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 議員提出議案第5号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいま議題となりました議員提出議案第5号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、昨日開催した議会運営委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

提案理由は、女性を含めた多様な層の住民が、より議会に参画しやすくなるための環境整備の必要があり、第32次地方制度調査会答申、第5次男女共同参画基本計画等で欠席事由として認めるべきと指摘された「育児、介護」について、また、第5次男女共同参

画基本計画に基づいて、女性活躍担当大臣から要請があった産前産後期間への配慮について、それぞれ明文化することが適当であると考えられること等から、本県議会会議規則について所要の改正を行うためであります。

主な改正点は2点あり、1点目に、欠席事由を例示している会議規則第2条において、これまでの「公務、疾病、出産」に加え、出産の補助、育児、看護、介護を新たな例示として追加し、また「事故」を「やむを得ない事由」に改めること。

2点目に、産前産後の欠席期間を明記した上で、議長にあらかじめその旨届け出ることができる規定を追加することあります。

以上で説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第5号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案及び乙第39号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。  
総務企画委員長又吉清義君。

---

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

---

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案から乙第43号議案までの議案11件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び同生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第25号議案「財産の取得について」は、平成16年度に整備した現警察無線機は老朽化等に伴い令和4年12月に廃止されるため、I P R形移動用無線機ほか2点の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該契約の内容及び全体的な機器整備の予定と金額などについて質疑がありました。

次に、乙第28号議案「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、蛇行運転や信号無視を繰り返し逃走する相手方の車両を停止させるため、職員が緊急走行で運転する公用車が前方に出ようとしたところ、相手方の車両に接触し転倒させたものである。損害賠償金は、1190万9900円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の事故における追跡行為の状況、和解及び議案提出に至るまでに時間がかかった理由、暴走族の最近の動向と取締り状況などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、対向車線の右折帯で信号待ちのために停車している相手方に対し、職務質問及び逃走防止を図るため、職員が公用車を相手方車両の前方に移動

させようとしたところ、相手方の車両に衝突したものである。損害賠償金は、1028万7912円であるとの説明がありました。

次に、乙第32号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるために地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、沖縄警察署内の駐車場で相手方が駐車するために車両を後退させた際、駐車場の車止めの設置が不十分であったため、相手方車両が駐車場の設置物に衝突したものである。損害賠償金は、12万4500円であるとの説明がありました。

本案に関し、衝突した鉄格子の設置業者の過失の有無について質疑がありました。

次に、乙第33号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるために地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、浦添警察署内の駐車場で相手方が駐車するために車両を後退させた際、駐車場の車止めの設置が不十分であったため、相手方車両が同署庁舎のコンクリートばりに衝突したものである。損害賠償金は、2万5000円であるとの説明がありました。

次に、乙第35号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和3年度における外部の専門家による監査の実施及び結果の報告について1071万3000円を上限とし、弁護士宮里猛氏と契約するものであるとの説明がありました。

次に、乙第39号議案「沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について」は、海区漁業調整委員会委員15名が、令和3年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するために、漁業法第138条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第40号議案から乙第43号議案までの「専決処分の承認について」は、新型コロナウイルス感染症対応のため早急に予算を補正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

補正予算の内容は、県の発出した時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費及び県民の県内旅行促進に要する経費であり、総額は190億7288万円であるとの説明がありました。



採決の結果、乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案及び乙第35号議案の議決議案6件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第39号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

また、乙第40号議案から乙第43号議案までの承認議案4件については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案、乙第35号議案及び乙第39号議案から乙第43号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案及び乙第35号議案の6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案、乙第28号議案、乙第29号議案、乙第32号議案、乙第33号議案及び乙第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第39号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第39号議案は、委員長の報告のとおり同

意することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第40号議案から乙第43号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第40号議案から乙第43号議案までは、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案の議決議案4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第27号議案「財産損傷事故に関する和解等について」は、財産損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をを求めるものである。

事故の概要は、令和2年8月に北部地区教職員住宅（第2住宅）において県が設置する教職員住宅の電気設備の故障により、屋内配線に過電圧が加わり一部の入居者の財産を破損させたものである。

損害賠償額は、1万6720円であるとの説明がありました。

本案に関し、事故の発生した場所、発生原因及び損傷した財産は何かとの質疑がありました。

これに対し、事故発生場所は名護市宇茂佐にある北部地区教職員住宅で、原因はブレーカーの劣化により屋内配線に過電圧が加わり、これによりエアコンが損

傷したものであるとの答弁がありました。

そのほか、事故調査報告書の有無及び調査内容、管理業務委託業者の瑕疵の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第30号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、令和2年8月に八重山地区教職員住宅（赤生団地A棟）の網戸が落下し、駐車していた2台の車を損傷させたものである。

損害賠償額は、24万5981円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の事故の原因は何か、また、再発防止策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、事故の原因としては、網戸を取り付ける金具の固定が不十分であったことが理由である、また、赤生団地の全ての住宅において落下防止用のL型金具の設置を依頼するなどの再発防止策を講じているとの答弁がありました。

次に、乙第31号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、令和2年7月に県立島尻特別支援学校駐車場において、体育の授業の際の熱中症対策に使用するために設置していたテントが、風に飛ばされ当該駐車場に駐車していた相手方の車両に衝突し、当該車両のフロントガラス、屋根及びボンネットを損傷させたものである。

損害賠償額は、31万8000円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回設置していたテントは常設されたものか、それともイベント等により臨時的に設置したものかとの質疑がありました。

これに対し、体育の授業中に説明等を行う場合など、子供たちが暑さをしのぐための熱中症対策として設置したものであるとの答弁がありました。

次に、乙第37号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について」は、公立大学法人沖縄県立看護大学を設立し、定款を定めるには、地方独立行政法人法第7条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、法人定款の第18条第6号に関連して諮問機関が必要ではないかと思うが、なぜ条文として明記しなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、この公立大学法人の制度上、理事会の両隣に経営審議会と教育研究審議会があり、そこで専門的な領域である経営と教育研究を審議し、理事会で最終的に意思決定する仕組みなので、両審議会が諮問機関の役割を担っていくものと考えたとの答弁がありました。

次に、法人化することによって県職員の処遇や給与体系にどのような変化があるかとの質疑がありました。

これに対し、派遣条例に基づいて派遣される職員については、当該職員が不利とならないよう派遣先と協定書を締結して、県において勤務する状況を下回らない形で勤務することになっているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案の議決議案4件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案、乙第30号議案、乙第31号議案及び乙第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案の議決議案5件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第22号議案及び乙第23号議案の「工事請負契約について」の2件は、陽明高校校舎改築工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事（建築1工区）の契約金額が14億3719万1800円、契約の相手方は、株式会社屋部土建、南洋土建株式会社及び株式会社高橋土建の3者で構成する特定建設工事共同企業体である。同工事（建築2工区）の契約金額が10億3884万円、契約の相手方は、株式会社大城組、株式会社大興建設及び株式会社りゅうせき建設の3者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

これらの議案について、乙第22号議案に関し、県内の高校で老朽化や耐震基準不足等で改築をしようとしているのはどれだけあるかとの質疑がありました。

これに対し、耐震基準を満たしていない建物は、高校で3高校8棟がまだ耐震基準を満たしていないが、令和2年度中に2棟が、令和3年度で1棟、令和4年度で陽明高校を含め、全ての建物が耐震基準を満たす見込みとなっているとの答弁がありました。

そのほか、総合評価方式での優良表彰業者への評価、最低制限価格が引き上げられた経緯、学校内においてのバリアフリー対応状況などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、令和2年第7回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築2工区）の契約金額を3934万7000円増額し、12億1064万5700円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、変更内容は当初で想定できないものかとの質疑がありました。

これに対し、建設発生土は原則として50キロメートルの範囲内の他の工事現場へ搬出することになっているが、本工事の建設発生土は搬出の時期までに他の建設工事への受入れ調整が折り合わなかったことから、処分場へ搬出することになったとの答弁がありました。

そのほか、特別支援学校の過密化の見通し、県の公共工事で発生した残土の処分方法などについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、滞納や減免により家賃収入がない場合、県営住宅の運営にどういった影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、県営住宅の家賃収入については、その主要財源を基に県営住宅の維持管理の費用に充てており、現在の家賃収入で維持管理に係る費用は十分確保されているとの答弁がありました。

そのほか、次年度の専門相談員の配置予定数、次回定例会に提出予定の訴えの提起に予定されている人数、提訴にかかる裁判費用、提訴対象者への費用回収見込み、令和元年度の家賃減免件数などについて質疑がありました。

次に、乙第36号議案「県道の路線の認定について」は、座間味村道慶留間阿嘉線及び慶留間里原線の一部の県への移管に伴い、新たに慶良間空港阿嘉線を認定するため、道路法第7条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今まで村道であったものを県道に格上げして整備する目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、慶良間諸島全域が国立公園に指定され、観光客が増加し、その路線としての重要性が増してきたことや交通の拠点である阿嘉漁港を結ぶ路線としても重要な路線となっている。今後、道路利用者の安全を確保し、観光客の交通手段を確保するために県道に認定するものであるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案の議決議案5件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案から乙第24号議案まで、乙第26号議案及び乙第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆  
○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 甲第1号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長次呂久成崇君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 次呂久成崇君登壇〕

○予算特別委員長（次呂久成崇君） ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第24号議案までの当初予算24件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

その後、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

委員会においては、まず初めに、令和3年度は残り期間が1年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け全力で取り組まなければならない、コロナ禍においても県民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、より幅広い分野においてアフターコロナに向けた取組を進める必要がある。このため、限られた財源を重点的に配分することにより、持続可能な沖

縄の発展と誰一人取り残さない社会づくり（SDGs）の実現に向けて取り組む方針の下、予算を編成したところである。一般会計予算案の総額は、過去最大となる7912億2600万円で前年度に比べ5.3%の増となっている。

農業改良資金特別会計など19会計予算案の合計は、2312億7360万1000円で前年度に比べ3.4%の減となっている。

病院事業会計予算など4公営企業会計予算案の合計は、1393億3178万3000円で前年度に比べ1%の減となっている。

一般会計予算案について歳入の主な内容は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響などによる県税の減、国の地方財政計画の動向等を勘案した地方譲与税の減、税収の減等を勘案した地方交付税の増、新型コロナウイルス感染症対応に係る交付金の増、中小企業振興資金貸付金元金収入の増等による諸収入の増、臨時財政対策債の増等による県債の増などである。

歳出の主な内容は、離島航路運航安定化支援事業など総務費の減、生活保護援護費など民生費の増、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業など衛生費の増、沖縄県雇用調整助成金事業など労働費の増、配合飼料製造基盤整備事業など農林水産業費の減、県単融資事業費など商工費の増、南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業など土木費の増、職員費など警察費の増、沖縄県実習船代船建造事業など教育費の減、地方消費税清算金など諸支出金の減、予備費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、7名の会派代表委員から予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

また、各常任委員会においては所管の予算事項について、室部局長から概要説明を聴取した後、質疑を行いました。

まず、当初予算案に関しワシントン駐在員活動の実績と成果はどうなっているか、また、次年度の1年間は予算を凍結して事業を再構築してはどうかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在の活動実績としては、設置当初の2015年度と2019年度を比較すると面談者の人数は190人から3倍の587人へ、情報収集の件数は17件から約9倍の158件と増加している。その結果、米国連邦議会調査局の報告書に沖縄の基地問題に関する正確な情報が記載され、会計検査院GAOの報告書に辺野古の懸念事項が記載される、あるいは連邦

議会下院軍事委員会の即応力小委員会が軟弱地盤等を理由に新基地建設計画への懸念を示すなど米国内で沖縄の基地問題への認識が広がりつつある。

また、ワシントン駐在は平成27年度の設置以来、地道な働きかけによって米国関係者との信頼関係を構築してきたところであり、米軍基地問題の解決は県民にとっての重要課題であることからコロナ禍の状況においても引き続き駐在員活動を継続していきたいとの答弁がありました。

次に、公共施設マネジメント推進事業について、令和3年度の具体的な取組内容とPPPやPFIの活用に対する考え方について質疑がありました。

これに対し、令和3年度は、国の指針改定や全ての施設等の個別計画策定に合わせた沖縄県公共施設等総合管理計画の改定と、総合精神保健福祉センター等4施設12棟について施設の長寿命化等を目的とした大規模改修工事を実施する予定である。

また、現計画の基本方針であるコスト縮減と財政負担の平準化について、新たにPPP、PFIの活用方針を追加し、各施設管理者に対してその積極的な導入・検討を促すことで効率的かつ効果的な施設整備を行ってきたいとの答弁がありました。

次に、振興推進事業費の減額の理由と新たな制度及び計画策定に係る国との調整は今後どのように取り組むのかとの質疑がありました。

これに対し、減額の理由は、令和2年度に比較して新たな振興計画に向けたいろいろな調査、委託等の調査費が減額となったことによるものである。

新たな振興計画については3月末に素案を取りまとめ、5月頃には沖縄県振興審議会に諮問する予定であり、前回の計画策定のときより若干早めに進んでいる。新たな制度提言については、国の総点検の結果を踏まえた上で、急ぎ知事を先頭に関係要路に丁寧に説明して理解と支援をいただくことが重要と考えており、幅広い視野を持って対応を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、国がデジタル化に向けて動く中、今後重要なサイバーセキュリティについてはどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

これに対し、サイバーセキュリティ対策は3本の柱から成っており、1つ目にサイバー犯罪に対する捜査体制をしっかりと構築すること、2つ目はそのための内部人材を育成すること、3つ目に県警自体が攻撃されないための内部セキュリティ対策である。計画的な人材育成を中心に各種事件への対応や内部セキュリティの基本はできているが、重要な事業であり予

算が不足するようなことがあれば必要な措置・対応を取っていきたいとの答弁がありました。

次に、県預金利子に係る資金運用の状況及び歳入が減額となっている理由について質疑がありました。

これに対し、最低支払準備金に余裕がある際には歳計現金等の外貨建ての運用により県預金利子の歳入が生ずるが、運用額として令和元年度は1兆2594億円で平均利率が0.021、令和2年度は5300億円で平均利率0.002での運用となった。令和3年度は引き続き預金利子が引き下げられていることと、資金繰りが非常に厳しく既に今年1月時点で一時借入れが発生している状態であるため運用額や平均利率等を見込んで歳入見込額が減となっているとの答弁がありました。

次に、コロナ禍における1次産業への影響の度合いについて質疑がありました。

これに対し、家庭向けの品目については、巣ごもり需要の高まりもあり回復基調にあるが、一方で緊急事態宣言の発出による往来の自粛、時短要請、イベントの自粛等によって花卉類や畜産物、水産物などの飲食・ホテル・土産品向けの品目について、消費や価格面で影響が出ている状況である。金額ベースで見ると、花卉類が対前年度比マイナス11.3%、肉用牛の取引実績が対前年度比マイナス3.7%、水産物の取扱金額が対前年度比マイナス21.1%となっているとの答弁がありました。

次に、情報関連企業の集積状況と企業が沖縄に集積する理由について質疑がありました。

これに対し、立地企業の内訳は、ソフトウェア開発業が176社、コンテンツ制作業が84社、情報サービス業が104社、コールセンターが85社、その他ITインフラ等で41社、合計で490社、約3万人の雇用を創出している。

情報通信関連産業が沖縄を目指した理由は、政策的に通信回線料を安くしたこと、若い労働力が豊富にあること、さらに国を挙げて税制や制度的な支援をしてもらったことなどが挙げられるとの答弁がありました。

次に、危機的状況の観光業界を助ける支援策等について、どこが主体となって取り組むべきかとの質疑がありました。

これに対し、いろいろな側面での支援の在り方が考えられるが、例えば国内需要安定化事業では国内の旅行需要をいかに回復させるかということや、また雇用支援や経営支援ということで商工労働部の県単融資事業や雇用調整助成金の上乗せ分といったことも併せて県庁一丸となって観光業界に手厚く支援し、観光関連産業の回復に努めていくこととしているとの答弁があ

りました。

次に、生活保護援助費の予算増の理由及び想定人数について質疑がありました。

これに対し、令和3年1月の被保護世帯数は3万354世帯、対前年度比1.9%の増、前年の令和2年1月では、対前年度比2.6%の増と、現在のところ新型コロナウイルス感染症の影響は顕著に現れているとは言えないが、リーマンショックの際には、その翌年度及び翌々年度に被保護世帯数及び被保護実人数が大幅に増加したという結果が出ており、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生活への影響は長期に及んでいることから、今後、福祉事務所への申請の増加が予想される。

令和2年度当初予算までは、各扶助費ごとに過去5年間の対前年度伸び率の平均を乗じて算出していたが、令和3年度当初予算においては、直近3年間の各扶助費の伸び率の最大値を取って積算しており、令和3年度当初予算額は103億円余り計上し、対前年度比約12億7300万円、14%の増となっているとの答弁がありました。

次に、特定不妊治療費助成事業が増額されている理由と県独自の対応の有無について質疑がありました。

これに対し、国は令和4年度から保険適用を目指しており、令和3年1月から令和4年3月まで現在の助成事業が拡充されることとなっている。拡充内容は所得要件の撤廃、助成上限額が初回のみ30万円であったものが一律30万円、また、事実婚も助成対象になり、助成回数が生涯6回までとなっていたものが1子ごとに6回までと拡充された。また、県独自の対応としては、相談事業として特定不妊の相談を受けたり相談センターを運営しているとの答弁がありました。

次に、病院事業局の手元流動性の残高に係る改善状況について質疑がありました。

これに対し、経営的な安定度をはかる指標として、手元流動性の残高が年間事業費用の一月分から二月分の資金が必要とされているが、資金を獲得するまでには至っていない。資金が枯渇した場合に備え、令和3年度は当初予算案に一時借入金を組み入れ、70億円を限度額として借入れができるように措置しているとの答弁がありました。

次に、直近10年間の高校卒業時における進路未決定者数の状況及び全国との比較について質疑がありました。

これに対し、本県の高等学校卒業者の進路未決定者数は、令和2年3月卒で1797名、卒業生に占める割合は12.1%となっている。未決定者数が一番多かつ

たのは平成24年3月卒で2754名、卒業生に占める割合が18.2%となっており、近年は改善傾向にあるがこの10年間の状況を全国と比較すると、全国平均値が4.8%、本県は14.4%と依然開きがあるとの答弁がありました。

次に、沖縄市のごみ山の現状と同問題を解決するための新年度予算額及び今後の処理計画について質疑がありました。

これに対し、令和元年度に株式会社倉敷環境が測量をしたところ、約47万立方メートルの体積があり、話し合いを継続している間においても事業者は少しずつできる範囲で改善を進めている状況にある。

また新年度は、ごみ山周辺環境モニタリング業務として1743万5000円の予算を計上している。処理計画については15年で改善する計画を示しており、地元といろいろ話をしているところだが、具体的な処理方法については新たな施設、湿式トロンメルと呼ばれるものを導入して廃棄物を選別し可燃物は焼却するとともに、リサイクルできるものはリサイクルする。それでも残るものについてはうるま市内で現在建設中の最終処分場で埋立処分し、15年かけて改善する計画となっているとの答弁がありました。

次に、道路事業に係る沖縄振興公共投資交付金における令和3年度の市町村道事業の予算の見通しについて質疑がありました。

これに対し、道路事業における沖縄振興公共投資交付金の市町村道事業の予算配分は、令和3年度は29市町村69路線に対して、予算額は国費ベースで15億3598万7000円で、対前年度比は0.93倍となっている。県としては市町村と年4回のヒアリングを実施しており、事業の進捗についての確認や調整、また繰越額の縮減に向けて支援などを行っており、今後とも引き続き市町村と連携しながら要望額の確保に向け取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、座間味浄水場の建設に係る座間味村との協定内容と今後のスケジュールについて質疑がありました。

これに対し、協定書の内容は、1、新規浄水場の整備に当たり座間味村の既存浄水場用地に建設することを村は承諾し、無償譲渡をすること、2、新規浄水場の整備に当たり車道の通行について住民生活に影響を及ぼすことがないこと、3、既存浄水場から新規浄水場への移行まで企業局は技術支援を行うとともに、水道用水供給事業の開始を可能な限り早期に実現できるよう努めること、4、新規浄水場の整備に当たり企業局は、座間味村が構想している災害時における

備蓄庫並びに避難所としての活用について、浄水場整備の設計段階から可能な限り配慮することとなっている。

また、今後のスケジュールとしては、次年度に設計業務に着手をして令和7年度までに用水供給開始を目指し、建設を進めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、広報活動事業の具体的内容、コロナ禍における新年度予算編成の基本的な考え方、SDGsに関する県と市町村及び民間等における取組内容、少年警察支援要員に係る予算減額による影響と対応策、公用車の管理状況、監査委員事務局におけるSDGs推進の取組内容、公務員採用試験の実施時期及びクオータ制度の検討に対する考え方、県議会連絡通路の必要性と改修内容、6次産業化の総合化事業計画認定件数と九州との比較、令和3年度のエネルギー施策の具体的な取組と今後のビジョン、観光危機管理マニュアルに基づく観光関連産業の情報収集及び分析の実施状況、労働委員会事務局の職員数、戦没者遺骨収集事業の現状と今後の取組、北部基幹病院開院に向けての進捗状況、医師・看護師等の配置状況と欠員に対する県の対応、バス通学費支援事業の拡充に伴う中高校生の利用見込み、有機フッ素化合物環境中残留実態調査に係る立入調査の状況及び調査結果の活用方法、都市モノレール3両化の完了時期及び延伸計画の検討状況、企業債の調達先及び償還方法などについて質疑がありました。

また各常任委員会の調査の過程で5項目の要調査事項が提起されましたが、委員会での協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

甲第1号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は委員長裁決により否決されました。

修正案が否決されたことに伴い甲第1号議案の原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの当初予算23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第1号議案については、総務企画委員会及び経済労働委員会から報告のあった特記事項について協議し、附帯決議案として採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

甲第1号議案に対しては、座波一君外18人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

座波 一君。

---

〔甲第1号議案に対する修正案 巻末に掲載〕

---

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 この際、甲第1号議案に対する修正動議を提出いたします。

修正案はお手元に配付のとおり、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案でございます。

読み上げます。

令和3年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳出の款2総務費、項1総務管理費を219億3469万6000円に、款14予備費、項1予備費を10億6635万4000円とする。なお、この歳入歳出の合計は変わりません。詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容としては、知事公室所管の事項、基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費6635万4000円を減額し、予備費について同額を増額するものであります。

提案理由といたしましては、ワシントン事務所は平成27年4月に普天間の辺野古移設を阻止する目的で設立されましたが、私たち沖縄・自民党は当初の時点から国の専管事項である外交防衛問題に係る県の出先機関を置くことを不適切とし、その目的である事業効果に問題があるとして反対しております。

歴代の知事たちは、厳しい財政運営の中、必要に応じた情報収集や訪米活動で沖縄の基地問題の解決を図ってきたのであります。翁長県政から玉城県政にかけてはワシントン事務所を設置したことで、令和元年までのこの5年間で人件費を含め約6億円の県民の血税を投じたこととなります。

今回で7回目の修正動議となるわけですが、ワシントン駐在員活動費の事業報告等はあるものの、事業成果は辺野古埋立工事の進捗を見ればその目的達成は全く見えず、埋立承認撤回を取り消した国交省の裁決の取消を求める訴訟も県側の敗訴となりました。それでもなお、辺野古埋立てが不可能として、法と秩序に厳格であるべき沖縄県政をゆがめて進める玉城知事の行政手法を異常と言わざるを得ません。さらに、コロナ禍でますます厳しくなる観光業や県経済界と沖縄県の財政事情を鑑みれば、一日でも早くワシントン事務所を閉鎖し、駐在員活動事業を終了させることが沖縄県の行財政の責任者たる知事の良識ある判断でございませぬ。

知事は昨日、県内飲食店等に4回目の時短要請を宣言いたしました。この本会議の最後に、時短要請に係る協力金の補正予算が急遽提案されるようですが、県民生活をコロナ禍で死ぬか生きるかの瀬戸際に立たせておきながら、県行政の無駄な支出を止めようとする対応に到底納得できるものではありません。

玉城知事が辺野古埋立反対活動こそ自らの政治生命の生命線として固執し、あたかも辺野古に反対することが県民のためであるという矛盾に満ちた行政手法の限界が見えてきたのであります。知事のパフォーマンスにしては、あまりにも莫大過ぎる経費であり、全く県民生活を直視していないのであります。

沖縄・自民党は、ワシントン事務所関連以外の予算案に反対するものではなく、コロナ禍で窮地に立つ多くの県民の命と暮らしを守るために党派を超えて協力する覚悟であります。

どうか議員各位におかれましては、修正案に対し、御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより本修正案に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって座波一君外18人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 沖縄・平和の当山勝利です。

ただいま議題となっております令和3年度一般会計当初予算修正案に反対し、原案に賛成する討論を行います。

さて、令和3年度一般会計当初予算案は、新型コロナウイルス感染症対策経費や社会保障関係費の増加により過去最大の7912億円が計上されています。コロナ禍にあつて、法人事業税や法人県民税、地方消費税の減額などにより、県税全体で189億円の収入減が見込まれているという厳しい予想がされております。歳入不足を補うために政策的経費などに対し、8年ぶりのマイナスシーリングが実施され、さらに不足分を財政調整基金や減債基金などを取り崩して対応するなど、令和3年度一般会計当初予算において、難しくかつ厳しい予算組みがなされていると思われませぬ。

今定例会において、ワシントン駐在員活動事業を削減する修正案が提出されておりますが、私はワシントン駐在活動事業費を次年度以降も継続していかねばならないと考えております。

県内に存在する広大な米軍専用施設は、地域の産業振興や生活環境整備の重大な阻害要因になっております。また、基地あるがゆえに起こる事件・事故や航空機騒音、発がん性が疑われているPFASなどによる環境汚染など県民生活に大きな影響を与えています。日本国土の約0.6%しかない沖縄に、約70%の米軍専用施設が置かれている。そのような特殊な環境にある沖縄県は、米軍基地問題を解決するために、当事者である米国政府や連邦議会関係者に対し、自らが直接訴えることが重要であるとし、平成27年度よりワシントン駐在を設置しました。普天間基地の現状と辺野古新基地建設の技術的な、いわゆる軟弱地盤などの問題や、また先ほど申し上げたPFASなどによる環境問題、そして多発する米軍関係の事件・事故など、沖縄の正確な情報を伝え、さらに米軍の安全保障政策や米軍の戦略などの最新情報をリアルタイムに収集し、沖縄県の基地政策の参考にしているところであります。

これまで連邦議会関係者871名、国務省関係者88名、国防省関係者42名、国家安全保障会議関係者3名、副大統領経験者1名、シンクタンクなどを含め延べ1882名の方々と意見交換を行い、沖縄の基地問題に関係する情報提供などを行っているところです。令和2年度はコロナ禍の中、オンラインにより昨年11月、選挙で当選された連邦議会議員関係者60人以上と面談し、辺野古新基地建設の技術的課題、在沖米軍における事件・事故など沖縄の現状を伝えてあります。オンラインで面談できたのはワシントンに駐在を置



き、継続的に活動を行ってきたからこそできたことであり、これまでの地道な活動がなかったらできなかったことと言えます。また、ワシントン駐在が発信するニュースレターや、沖縄からワシントン駐在を通じて文書等を発出する際は、委託事業者及び米国連邦議会やワシントンDCの情勢や仕組みに見識が深い専門家により、文書の形式面を含めた内容確認とネーティブチェックも行っており、ワシントン駐在が発出した文書については、適切な確認手順を経て、一定以上の水準を確保していると考えています。このようなワシントン駐在の地道な活動により、アメリカ議会図書館に設置されている立法補佐機関である米国連邦議会調査局（CRS）の報告において、次のように記載がされました。

「米国占領の遺産とその極めて重要な戦略的位置から、沖縄は、不均衡な在日米軍駐留の負担を受け入れている。日本の国土面積の1%に満たないにもかかわらず、沖縄は在日米軍兵士5万4000人の半数以上及び全在日米軍専用施設・区域の約70%を受け入れている。沖縄出身者の多くは、広大な米軍の駐留に対し苛立ちを感じており、波乱な歴史と日本「本土」および米国との複雑な関係を一部反映している。」と報告され、また別の報告書には、「ほとんどの沖縄県民は、政治的、環境的、そして生活の質的など複合的な理由からアメリカの新基地建設を反対しており、普天間の代替施設を県外に移転させることを要求している。2019年2月に、米軍の移転について、沖縄県は法的拘束力のない県民投票を行った。投票者数のうち、およそ72%が新基地建設に反対した。」と記載されているわけでありませう。

「2020年6月23日の下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法審議に当たり、関連資料に沖縄県が要望していた普天間基地代替施設に関する懸念事項等と記載され、それが採決されました。以下がその内容です。

「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。」

これに対して報告を求め、その5点について最低限

報告するようというので、例えば海底の地盤強化を含む懸念事項、環境全体、サンゴ礁、特に海洋哺乳類などへの影響の環境計画などを求めてきたわけであり、米国連邦議会の法案審議の過程で初めて辺野古新基地建設に関して懸念が示されたことは大きな意義があると思います。

さらに外交、防衛、安全保障など、米国トップクラスのシンクタンクであり、歴代政権に政策提言を行っている戦略国際問題研究所（CSIS）は、2020年11月の調査報告書に次のように記述しております。

「海兵隊は、グアム（日本の本州、ハワイ、そして米国本土にも移転するが）に部隊を移転し沖縄の駐留負担を軽減する長期的な取り組みの最中である。現行計画は在沖海兵隊数を2027年までに半数の1万1500名にすることである。（中略）再配備の取組には、比較的住民が少ない沖縄の北部のキャンプ・シュワブにおける普天間代替施設と呼ばれる新航空施設の建設も含まれる。この計画は困難続きで、完成予定日が2030年に再度延期され、費用は跳ね上がっている。これが完成することなどないと思われる。」。米国トップクラスのシンクタンクは辺野古新基地建設に対して完成することがないと指摘しています。

米政府機関や有力シンクタンクにおいて、沖縄県における米軍基地に関することが示され、報告されたことはワシントン駐在の活動により辺野古新基地問題や沖縄における米軍基地の過重な負担を米国政府において正確に認識され、理解されている証拠であります。

また、米軍に起因する事件・事故が発生した場合、例えば2019年4月に北谷町において、在沖海兵隊所属の米海軍兵が事件を起こした。それに対して県議会は意見書及び抗議決議を全会一致で可決しましたが、ワシントン駐在も速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝えるとともに、事故の再発防止の実施などを求めています。それ以外に普天間基地のPFOSを含む泡消火剤の漏出事故や在沖米軍に係る新型コロナウイルスの発生などについても対応しています。

このように、多発する在沖米軍による事件・事故に対し、県民の米軍に対する不安や沖縄の状況、米軍への抗議内容について、国務省や国防総省の担当者に対して直接沖縄県から説明し、訴えることができることは非常に重要であります。

令和3年度は、バイデン新政権及び改選された連邦議会議員により、軍事委員会等において、海兵隊の再編が議論される重要な時期であり、沖縄の基地問題の実情を政府要人や連邦議会議員と直接面談して働き

かけ、訴えるのに好機であります。

そのためには、F A R A登録を行っているワシントン駐在を引き続き活用する必要があります。さらに、米国内に住む県系人とのネットワークや発信力の高い人物などの沖縄県への招聘などにより、沖縄の基地問題解決に向けて沖縄県と米国との間にネットワークを構築するなど、ワシントン駐在が今後取り組むべき重要事項はまだたくさんあります。

辺野古新基地建設の阻止や、在沖米軍から派生する諸問題の解決に向け、米国政府等に対し、沖縄県が積極的かつ継続的に取り組むことは重要であることから、ワシントン駐在員活動事業費を削減する修正案に反対し、原案に賛成するものであります。

ぜひとも議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

修正予算に賛成の立場で討論を行います。

まず、我々会派沖縄・自民党は、ワシントン事務所に関わる予算に対するその必要性及び効果について疑義を呈し、これまで代表質問・一般質問等でも取り上げてまいりました。また、今議会の代表質問においてワシントン事務所の必要性・効果に疑義を呈した他会派もありました。

我々会派沖縄・自民党は、ワシントン事務所以外の予算については賛成の立場であることを先に表明して賛成討論に入ります。

さて、ワシントン事務所は、現地での情報収集・情報発信を主目的として平成27年に設置されました。来年度は7年目を迎えますが、その必要性・効果について冷静に分析・評価をし、ワシントンコア社、業務委託先のコア社からの報告書での指摘についても確認をしたいと思っております。

与党の皆さんもワシントンコア社の報告書に目を通されていると思いますが、私は目を通して大変愕然といたしました。後ほど触れたいと思っております。

まず1点目、委託業務先のワシントンコア社の毎年度末に行われる定例報告書より、ワシントンコア社の運営支援業務について確認をしておきたいと思っております。

令和元年度の予算ベースでワシントンコア社への委託業務費用の内訳は大きく3点あります。

まず1点目、事務所の運営支援4600万円、2点目、駐在員の活動支援2300万円、3点目、特別旅費、こ

れは帰国時や米国内の移動の旅費というふうに書いていますが300万円、総額は7200万となっております。

その委託料の概要・内訳についてでありますけれども、事務所の運営支援の中で、事務所の家賃726万円、駐在員の調査活動、交通費、携帯電話、新聞・雑誌の定期購読の手続、更新、支出事務206万円、海外傷害保険133万円、そしてF A R A——フォーリン・エージェント・レジストレーション・アクト——外国代理人登録法関連業務としてF A R A登録維持に必要な米国政府に対する定期報告と登記更新、弁護士・会計士への費用で830万円、そして現地採用スタッフの給与で970万円。そしてこれもまた非常に不明なのですが、その他ということで受託事業者ワシントンコア社の人件費等ということで1700万円計上されております。

そして、駐在員の活動支援の内訳ですけれども、専門家等の起用に関わる再委託費1200万円、そして諸経費、これは知事の訪米時の車両代や会場使用料というふうに書かれているんですが180万円、そして同じくこの中でもその他受託事業者人件費等で970万円、つまり、受託者の人件費等で総額何と2670万円の予算が計上されておりました。これもしっかり精査する必要があると私は思います。

次に、具体的な活動支援として、先般、全米アンケート調査において、このワシントンコア社は沖縄県・ワシントン事務所との調整、質問内容の検討、メールの配信、回答の回収、分析を行っております。

そのアンケートの結果について特徴的な質問と回答ではありますが、まず開設して6年にもなるワシントン事務所の存在を知らない方が53%、そしてワシントン事務所の主催する会議やイベントに参加したことがないが70%、そしてさらにもっと研究したいことという——これ複数回答でしたけれども、米軍基地や日米同盟について回答したのは15%、残りの85%は沖縄の歴史・文化、空手、紅型、自然遺産と回答をしております。

つまり、ワシントン事務所の存在価値を地元のアンケートの対象になった方々がどれだけ認識をしているかが分かると思っております。

そしてもう一つ、ワシントンコア社の大きな支援事業の中に、知事訪米時の支援が書かれております。事前打合せ、有識者との面談・意見交換アレンジ、車両アレンジ、関連費用支払い、面談相手のプロフィール作成一式、当日同行業務、事後処理、関係者へのお礼メール、経費支払い等、このように業務委託先のワシントンコア社が微に入り細に入り支援をしているこ

とが実態であります。

2点目、ロビー活動について申し上げます。

県の説明では当初、初代ワシントン事務所長がロビー活動をしているとの説明があったときに、ロビー活動に必要な登録手続を県は行っていませんでした。違法行為と言われても仕方がありませんでした。その後、FARA登録を行い、今では堂々とロビー活動を行っているとは説明をしております。

ジェットロ（日本貿易振興機構）の2017年度報告資料では、連邦政府関連ロビー活動は今や1万1000人以上を擁する年間31億ドルの産業となっていると報告があります。米国内各民間企業が、ロビー活動のための予算を投下、活用し、情報の収集・発信を行っているようです。つまり、米国内でのロビー活動は各企業が必死になり、それなりの資金を投入しないと重要な情報は入手できないということが明らかであります。

日本の一自治体のスタッフが行っているロビー活動は、決して重要な情報を事前に収集することはできないものであると言えます。

また、さきの与党の代表質問に対し、玉城知事が米国シンクタンクCIPによると、日本の代理人として活動する全51機関のFARA報告実績で、沖縄県駐在が1位という答弁がありました。残念ながら先ほど申し上げましたFARA報告は、業務委託先のワシントンコア社と弁護士事務所で作成されているものであり、ワシントン事務所駐在員の実績評価であるとは言えないのではないかと私は思います。

そして、次に3点目、連邦議会調査局CRS——コングレショナル・リサーチ・サービスについて申し上げます。

議会調査局は、議会図書館の一部局という扱いで委員会や議員の立法機能を補佐するため主要な政策に係る報告書の執筆等を行い、日本における国立国会図書館の調査及び立法考査局と同等の役割を有している組織と言えます。650名の職員が在籍し、多岐にわたる課題に対する年間1万2000件の報告書を作成しております。そのレポートの中で、2017年2月、沖縄県には在日米軍関連施設の25%の施設が配置されているとの表現がありました。

そして反対討論でもありましたけれども、2019年6月、専用施設の70%と初めて記載されました。しかし、その4か月後2019年10月、在日米軍が使用、これは専用・一時使用する全施設の25%と修正をされております。そして直近の2020年2月、同じように25%という数字が使われております。つまり、これまで翁長知事、玉城知事が訪米されて主張されてい

る数値、専用施設面積の70%が配置されているという表現は一度も使われておりません。訂正をされております。ということから、知事の思いが議会調査局に全く認識されていないということも言えるのではないのでしょうか。

そして次に4点目、ワシントンコア社からの沖縄県駐在事務所に対する指摘事項についてであります。これは非常に私も残念な指摘だと思いますが、読み上げたいと思います。

平成30年度の報告書の中で、専門家から以下のような助言が寄せられたとあります。沖縄県が作成した英語資料について、a、有識者への説明・説得という観点では単語の選択が適切ではなかったり、説得力に欠ける文書や表現が多く見られた。これワシントンコア社が指摘している専門家からの助言に対する指摘です。b、沖縄県の意図を十分把握してなければ誤解してしまいそうな表現も多々含まれていることから、このような資料を配布することはリスクであるように思われたとの記載があります。

さらに2020年3月31日の最終報告での指摘についても読み上げたいと思います。

沖縄県やワシントン事務所からの情報発信の内容や形態について指摘があります。①、簡潔なメッセージ、②、分かりやすい説明、③、米国の利益を意識した内容、④、DC、これワシントンDCの読み手を意識した構成、⑤、外交を意識した言葉遣い、⑥、議会の情勢を鑑みた内容にすべきとの指摘があります。その中で米国利益を意識した内容についてはこう記載されています。資料を書く上で最も重要なことは、資料で取り上げたことが米国政府及び米国納税者の利益にどのような悪影響を与えるのかを明確にすることである。——中略します——また、米国の議員や補佐官は沖縄県民ではなく米国市民のために働いているため、米国政府や国民への影響には強い関心を持つが、沖縄県民だけに影響するように聞こえる内容であれば関心を持ってもらうことは難しいだろうとも指摘をされております。

次に、外交を意識した言葉遣いについては、議員や補佐官に向け沖縄の状況を理解してもらうためには、外交的、論理的な用語を使う必要がある。沖縄県民の心情も理解できるが、民主・共和の党派にかかわらず、議員、補佐官の中には軍にいた経験や米軍関係者、国防総省と密に連携している人もいるため、沖縄県からのメッセージに米軍への強い不満、苦情を印象づける内容や用語が含まれているとその段階で話を聞くことをやめてしまう議員もいるとの指摘もあります。

さらに議会の情勢を鑑みた内容との指摘については、面談する議員と大統領の党派が異なる場合は、議員向けメッセージに大統領の氏名や方針に対し、沖縄県の見解を説明する内容は含まないほうがよい。また、NDAA（国防権限法）案や予算関連案、PFAS法案等、沖縄県が賛同する法案でも相手議員が反対している可能性があるため要注意であるとの指摘もありました。

これまで翁長知事、玉城知事は訪米時に議員45名、補佐官4名と面談したと報告がありました。ただ、そのアポイントや調整は駐在員ではなくワシントンコア社が行っているとの報告になっております。駐在員においてはこれまで米国連邦議会関係者延べ1267人と面談との答弁が今定例会での代表質問において玉城知事からありました。しかし、大切なのは面会者の人数での評価ではなく、その内容、その後の米国政府の動きを評価すべきと私は考えます。

これまで5年間で3億4000万を投入したワシントン事務所、現地駐在員2人の人件費や家賃、海外手当等も含めるとこれまで5年間トータルで約6億円の費用、大切な県民の税金を投入したことになります。

辺野古に絶対基地を造らせないという知事の強い思いが、ワシントン事務所の設置により米国政府を動かす、工事の停止、中止につながるのであればワシントン事務所の設置意義は理解・評価をいたします。しかし、その効果は残念ながらこの6年間ほとんどないと言っても過言ではなく、知事や与党の皆様はワシントン事務所の必要性や効果を過大評価していると思えません。

沖縄県民は、民主党政権誕生時に最低でも県外という当時の総理大臣の発言に大きな期待を寄せました。しかしその期待はもろくも崩れました。民主党政権時の3人の総理大臣は辺野古を県外にも移設できず、中止させることもできなかつたのであります。そして、辺野古に基地は絶対造らせないという公約を掲げ当選した知事に対して、多くの県民は期待をしています。しかし本当に公約を実現できるのかという不安の声も出始めているとの声も聞こえてきます。ワシントン事務所は絶対的に必要なものではないと考えます。情報収集も情報発信も駐在員の皆様は必死に努力されているとは思いますが、沖縄県事務所単独でのロビー活動には限界があります。それより外務省への出向、大使館への勤務やジェトロ（日本貿易振興機構）への出向のほうが県の人材育成の観点からも県益につながると私は思います。

以上、長々と理由を述べましたが、議員各位の賛同

を心より強くお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時39分休憩

午後0時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

まず、本案に対する座波一君外18人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

---

○島袋 大君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時40分休憩

午後0時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立全員であります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時41分休憩

午後0時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時42分休憩

午後2時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事進行をいたします。

この際、日程第10 議員提出議案第6号 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書及び日程第11 議員提出議案第7号 中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義君。

---

[議員提出議案第6号及び第7号 巻末に掲載]

---

[又吉清義君登壇]

○又吉 清義君 ただいま議題となりました議員提出議案第6号及び同第7号の2件につきましては、3月23日に開催した総務企画委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

[中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書朗読]

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

[中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議の宛先朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[[質疑なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号及び第7号については、会議規則第37条第3項の

規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第6号「中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書」及び議員提出議案第7号「中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（赤嶺 昇君） 日程第12 陳情4件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

---

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

---

[総務企画委員長 又吉清義君登壇]

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました陳情4件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[[質疑なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情4件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第13 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。  
経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第14 陳情11件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました陳情11件につきましては、慎重に審査い

たしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、陳情令和2年第194号及び同第202号については、闘鶏に限るものとするとの意見がありました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第15 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君） ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第16 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長中川京貴君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長 中川京貴君登壇〕

○新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

甲第36号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 甲第36号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

令和3年第1回沖繩県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案1件であります。

甲第36号議案「令和3年度沖繩県一般会計補正予算（第1号）」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費につきまして、歳入歳出予算額に129億4132万円を追加するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニ フェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） この際、念のため申し上げます。

甲第36号議案に対する質疑につきましては、本日の議会運営委員会において確認された質疑の方法等に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入ります。

甲第36号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

下地康教君。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 会派沖縄・自民党の下地でございます。

私はこの提出された議案について、離島から選出された議員として質問を行いたいというふうに思っております。

まず、私の所見を述べながら質問を進めていきたいというふうに思っております。

まず第1に、今回新年度予算と同時に補正予算を提案する事態が異常事態であるということ認識し、県民の皆様方に十分理解していただく必要があるというふうに考えております。

このコロナ禍の厳しい状況の中において、新年度予算と同時に補正予算を可決しなければならない状況を、知事は重大な決意を持って県民に説明をしなければならないというふうに考えております。コロナ感染拡大の第4波に入っていると思われる今、沖縄県民が最後に何を守らなければならないのか、これをしっかりと考える必要があると思っております。

戦後の激動の沖縄を生き抜き、沖縄の歴史や文化を引継ぎ、つないできた先輩方の命を守り抜き、次の世代を担う若者たちに命の大切さを伝えていくのが沖縄県民を代表する玉城知事の使命ではないかというふうに考えております。コロナ禍における世界恐慌という状況は、第三次世界大戦とも言える近代の有事というふうに捉えることができると思います。基地反対だけが命ドゥ宝ではないというふうに私は考えております。

玉城知事は沖縄の歴史と文化をつないで、築き上げ、コロナ禍の中で倒れていった先輩方の思いに寄り添って、命ドゥ宝を若い人たちに対して決意と信念を持って発信すべきだというふうに思っております。沖縄の歴史を刻んできた先輩方の大切な命を守り、若者自身の未来を築いていくために、この困難を全ての沖縄県民と一緒に乗り越えていかなければならないというふうに思っておりますので、これからの沖縄県民にとって、玉城知事の決断と責任は非常に重いものだというふうに感じております。

そこで質問をいたします。

今回執行部は、本補正予算の提案理由として、新型コロナウイルス感染防止としてこの予算を計上しておりますけれども、本来ならば感染防止拡大対策ではなく、感染予防対策としての施策を実施することが重要であるというふうに考えております。感染が拡大してから対策を打つのではなく、予防対策を実行することが本来のべき姿だというふうに考えております。そうであるならば、感染が拡大している地域のみならず

を実施するのではなくて、離島を含む全ての圏域においてこの予算が実施されるべきだというふうに考えております。

今年の1月に宮古島において、新型コロナウイルス感染のパンデミックが発生しております。その時期に医療崩壊もささやかれておりました。そういった事例を未然に防ぐためにも、離島においても協力金を実施すべきであると私は考えております。しかし、今回の対策は離島に及んでいない理由として、離島における感染防止対策はどのような時期に実施されるのか、その数値をもってその根拠を示していただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の緊急対策につきましては、時短要請につきましては特に感染の急拡大の状況でありますとか、特に飲食店への制限でございますので飲食に関わる感染者の増加でありますとか、そういった数値をもって判断したところでございます。ただ今回、県全体として感染者が増えている状況を鑑みますと、感染対策としては、対処方針の中では時短以外にも、例えば必要以上の外出を控えていただくとか、あとイベントにつきましては、それから離島と離島の移動、離島と本島の移動等についても県民の皆様をお願いしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 こういう対策は、理由といいますが根拠はもう以前から、皆様方の考え方として説明をされてきております。しかし今回、私は第4波に入っているというふうに思っておりますので、入る前にどういった施策が考えられていたのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃいますとおり、先ほどお話にもありましたけれども、高齢者が重症化するというリスクが高いということもございまして、私どもとしましては、高齢者施設の従業員に対する定期的なPCR検査というのを県独自の策として取り組んできたところでございます。またその他の検査についても、事業で独自でやったということもございまして、そのような検査等に対する対策の拡充であるとか、そういったことで防いでいくということ対策は取ってまいりましたけれども、今般、3



月の人の移動により感染が急拡大したことに伴いまして、今回の措置ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今後離島において、そういった感染拡大が発生する可能性は十分に考えられます。それはどの基準で支援をするのか、具体的な数字を教えてくださいいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 例えば、宮古島、八重山地域といったところにつきましては、その地域でどの程度の感染が広がっているか。それから特に時短の関係で言いますと、飲食での関連の感染者がどの程度出ているかということが非常に大きなポイントになると思います。

今回宮古地域については、飲食関連の感染はぼつぼつとは出ておりますけれども、それが抑えられているということと、拡大に至っていないということから今回は対象としていないという状況でございます。

ちなみに時短要請の開始のポイントとしましては、10万人当たりの感染者の数などについて、県としては目安として持っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これは感染の数が拡大したということも大事なんですけれども、その状況において、離島における飲食店の方々は今非常に困っておりますので、これをつぶさに判断をして、早めにその措置が取られるようにしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 特に営業時間の短縮につきましては、その店舗の私権の制限にも関わる重要なことでございますので、経済界からでもできるだけピンポイントで集中的にというお話もございました。しかしながら、感染拡大の兆候が確認される場合には、ここは対象地域の追加についても検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 離島をぜひ取り残さないように、皆様方のしっかりとした対策をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

私の質問はこれで終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 まず初めに、私は名護選出の県議会議員として、知事にぜひ尋ねたいことがあります。

今朝の新聞報道を市民の方が見て、私のところにメールが入りました。これにはどう書いてあったかという、名護・やんばるは置いてけぼりになって大変悲しいですねと、こういうメールが入ってありました。これは取りも直さず時短要請について、名護・やんばるが除外されているということにはほかなりません。

このことについて知事、どう答えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回は、先ほど保健医療部長からも説明がありましたとおり、現在、対象地域として時短の協力をお願いしようとしている20市町村は、3月に入って会社での歓送迎会、それからゴルフコンペ後の会食、同級生の模合などが確認されています。また、3月に発生した7つのクラスターの発生地域も含まれており、感染を抑制する必要があること、それから感染者の大半を占める中南部の那覇市、宜野湾市、浦添市だけではなく、隣接する市町村も対象に加えることで抑制効果を高めることが期待できるというところから、20市町村ということで、そのデータに基づいて判断をさせていただきました。

なお、名護市・北部町村については、名護市内の飲食関連の陽性者は友人宅での送別会などによるものということで報告が届いており、感染経路はある程度把握ができていているということ。しかし、北部町村も名護市内で飲食を行う機会が多く、名護市で感染が広がると北部全域に広がるということもあるところから、我々としては感染状況をしっかり注視してまいりたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

これまでの時短要求が今度4回目でございますけれども、この間、当初予定されていた時短要請がその範囲が広がって、次々と要請をしていったという経緯があります。そのことで今回も、今20市町村であります

けれども、離島含めてあるいは先島を含めて北部・やんばるも含めて、どこかでクラスターが発生したらこれ追加で措置されるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の時短を対象としている地域以外についても感染拡大の兆候が確認される場合には、時短要請についても検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 その目安というのは、どの程度になればそういう対応されるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回、時短要請をかけさせていただいた圏域につきましては、まずは県全体の新規感染者数が211人以上になっていること、県全体ですね。その中の飲食関連の新規感染者数がその3分の1程度あるということ。それから対象地域となる新規感染者数が、人口10万人当たり15人以上というふうにある程度の目安を考えております。

ちなみに那覇市、中南部保健所管内、今回時短要請を行った管内の場合には、183人以上と。10万人当たり15人ということで換算しますと、183人以上ということになりました。仮に、北部地域ということであれば、その人口に応じて10万人当たり15人以上という目安はかけていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 またその節はよろしくお願ひしたいと思います。

この感染経路ですが、今GOTOは一時中止しておりますけれども、沖縄県内では恩納村から名護・本部にかけて観光客がうんと押し寄せています。そういう状況の中で大変心配しておりますけれども、1か所で何か影響が出ると、これ全部伝播しているわけですよ。そういう状況からすると、単にこの20市町村ということじゃなくて、常にそういったところも視野に入れながら調査をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げた目安と併せて総合的な判断はやはり必要だと考えております。周辺市町村の状況であるとか、拡大の急増であるというようなことは視野に入れながら検討す

る必要があると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 実は今の129億ですか、この予算で今朝の説明会のときにお尋ねしましたら、9000名ぐらい対象だというふうにおっしゃっていましたがけれども、私は沖縄県全体からしても全体一緒にやってもそんなに予算が膨らむわけじゃなくて、むしろそれだけ県民からの協力が得られると。今は逆に反発を受けるような状況にあるんで、どうしてそういった対応をしたのかということについて、知事、もう一度御答弁願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私のほうで答弁させていただきます。

我々も今回の急激な増に対してどのように対応すべきか、やはり全県一律にやるべきではないかという議論も行いました。ただ、しかしながら先ほど来答弁がありますように、それぞれ地区によって状況が違うということ、そして何よりも経済界のほうからポイントを絞ってやってもらいたいというような意見などもあって、そういったことを我々土曜日からずっと議論をしまいいりましたけれども、やっぱり経済界の意見等も踏まえると、ある程度限定的に行う。ただやはり離島も北部もそうなんですが、中南部と比べて離島の脆弱性等について我々としても懸念しておりますので、そういった観点から知事のほうからもコメントの中ではそういった兆候があればしっかり注視すると、兆候があればより厳しい対応も取りますというような話をしております。北部地域の方々、それから先島地域の方々も含めて、不安な思いを我々もしっかり把握した上で、より効果的な観点からしっかりと対応をまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 沖縄県、県土と言ってもそんな広いものではなくて、こんなにちまちまして区切ってやるような性質のものじゃないと思うんです。むしろ県民の協力を得るためには、一括してみんなをお願いして、みんなが一丸となって取り組むと。こういう状況をつくる必要があると思いますけれども、これについていかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かにおっしゃるように、我々は全ての県民の方々の健康と暮らし、生命についてしっかりと常に考えていかなければならないと思います。

私伊江島にいとこがおりまして、先日いここに島の

状況を聞いてみました。島では親子ラジオが各世帯に入っていて、お昼になると役場のほうから、マスクをつけてください、手洗いをしてください、風通しをよくしてください、御協力ありがとうございます、おかげさまで感染者は島内ではゼロですというような呼びかけをしていらっしゃるそうなんです。ですから、今般私たちは改めて市町村とも連携しながら、広報やあるいは啓発活動についてもしっかり行っていこうということで、全市町村と協力をさらに進めていきたいというように考えています。

○末松 文信君 時間となりましたけれども、とにかく県民全員が一方向に向かって取り組める状況をつくっていただきたいという要望を申し上げて終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 よろしくお願ひします。

今、知事が全市町村と協力するということの副知事とは裏腹な今回の議案について非常に衝撃を受けております。新年度予算を決める会期末に、いきなり129億円4132万円のコロナ対策予算を県議会に提案することに疑問を持っております。しかも、41市町村のうち20市町村が対象であります。これは市町村に対しても差別的であると考えております。玉城知事は有効な予防策が打ち出せず、第4波の到来で慌てて対応していると思っております。

それでよいか伺います。

知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般の第4波と認められる感染のこの異常なスピードについては、我々は非常に強い危機感を持っております。沖縄県緊急事態宣言を終了した2月28日以降、再発警戒段階ということで我々は引き続き県民の皆様には警戒を呼びかけるとともに、医療提供体制や検査体制の拡充を図ってきたところであります。しかし、県内の新規感染者数は徐々に増加し、歓送迎会や人の移動が増える3月後半にかけて、感染拡大の速度が上昇してまいりました。3月21日と28日の直近1週間の新規感染者数を比べると約1.9倍に増えており、今年1月に緊急事態宣言を発出した時期を上回る速度で感染状況が急拡大しています。現段階においては、感染者の多くを20代から40代の世代が占めていますが、しかしこれまでの感染拡

大の状況を比較してみますと、次第に高齢者層にも感染が拡大し、入院治療が必要な重症中等症の患者が増えるという事態を引き起こすことも考えられます。それは今後、各市町村におけるワクチン接種を円滑に実施するため、多くの医療従事者の協力が必要であるため、この感染拡大によって医療が逼迫してしまうという状況はどうしても避けなければならないというふう

に受け止めております。

○照屋 守之君 議長、休憩願ひします。

私の質問に答えてください。長いですよ。

我々の質問時間は制限しておいて……

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） そのような医療体制の逼迫、さらには感染の拡大の危機感などから、今般第4波が間違いなく到来しているものと思ひ、4月1日から緊急に時短協力の要請をコロナウイルス対策本部で決定したところであります。

○照屋 守之君 議長、休憩願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 玉城知事は、コロナ対策本部長として、これまで予防対策をしっかりとやるべきだったと私は思いますよ。今回の対応は予防対策とは思いませんね。感染が拡大したから対応する。なぜもっと前に対応しなかったか、不思議であります。玉城知事の対策本部長としての認識や決断力のなさが露呈されていると私は考えております。緊急事態の玉城知事の対応が遅い、知事も認めざるを得ないんじゃないですか。知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、我々は2月28日以降は再発警戒段階にあるものとして、県民の皆さん、事業者の方々に懸命に感染防止対策を呼びかけてまいりました。コロナ対策本部会議で状況確認をし、必要であればメッセージもしっかりと発出をさせていただいているところで

あります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私が聞いているのは対策本部長として、認識や決断力がないんでしょうという、そういうことを聞いているわけですよ。緊急事態の玉城知事の対応が遅い、これを聞いているわけですよ。玉城知事の県民の命と暮らしを守るコロナ対策本部長としての決断とか今の対策は、私は県民に不信感を与えていると思いますよ。

時短要請はコロナ感染予防のための対策であります。そうであれば、20市町村ではなく、41市町村とすべきではありませんか。全市町村を対象にした予算を組み替えるべきだと思いますけどいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の時短要請につきましては、今般の急拡大に伴って、感染を抑制するためにということで、大きな目的で捉えて発しているものでございます。ですので、感染状況であるとか、その数値的なものを踏まえた上での対策であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほどの説明で、感染が拡大したら対象に入れるというんでしょう。そうだったら、最初から41市町村でやるべきじゃないですか。おかしいでしょう、予防対策なんですから。組み替えたほうがいいんじゃないですか。

再度伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この時短措置につきましては、店舗等の私権を大きく制限する要請でもございます。ですので、国の基本的対処方針の中でも必要最小限の措置とするということ、私権を制限するに当たっては、必要最小限ということは根底に流れているところがございますので、そういう意味で今般、数値に基づいて必要な措置を取らせていただいたというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、全市町村からするとおかしいでしょうと、差別化でしょうということなんですよ。これ時短要請について、12月25日から1月11日まで、県は宜野湾市と名護市を追加指定して、うるま市は除外しました。そのときの名護市、宜野湾市の対

象企業数の数と協力金の総額、それとうるま市の対象飲食業と指定を受けていたらどのくらいの協力金になっているか、説明お願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず名護市と宜野湾市が追加されたというところの対象事業者数と金額実績ですけれども、令和2年12月25日から令和3年1月11日の営業時間短縮要請について、名護市は対象事業者が583件、支給実績は513件、支給額が3億6936万円となっております。それから宜野湾市は対象事業者が554件、支給実績が490件、支給額が3億5280万円となっております。

それからうるま市は対象外ではありましたけれども、対象となった場合の対象事業者数、それから金額ということでしたけれども、まず対象となった場合は、対象事業者数が568件、支給額は1事業者当たり72万円ですので、トータル4億896万円となる見込みということになります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、聞きましたか。うるま市が外れて、うるま市は4億余りもらってないんですよ。名護は3億5000万、宜野湾市もそのぐらいの金額。皆さんが指定していればそれができたんでしょう。4億余りですよ。ですからそういうふうに今回の件も、差別化が起こっているんですよ。起こっていくんです。去年も、以前もそのようなことをやったのに、今回も20だけ入れてほかは外す。何で同じことまた繰り返すんですか。おかしいじゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 感染の予防ということと、先ほど来言葉が出ていました、感染予防はこれ当然に全県民やらないと、全国民一緒にやらないといけないものです。3密を避ける、うがい、手洗いしっかりやる。これはもうしっかり我々はこれまでずっと求めてきておりますけれども、今回のものは感染の急拡大を何とかして抑えるということで、先ほど来、出ている営業時間の短縮というものを、ある意味営業の自由を制限する、そういった厳しい措置を取るということとでございます。それはやっぱり限定的にやらなければならないだろうと。これは経済界からも言われていることとでございますし、法の立てつけもそうなっていることとでございます。予防は我々しっかり求めます。ただ……

○照屋 守之君 時間がないです。もういいです。

○副知事（謝花喜一郎君） そういったこととござい

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 今回の予算は国から出るんですね。これ除外された市町村が直接国に要請したらどうなるんですか。県の立場ありますか。国は一律的にそういうふうにやってほしいということで予算をつけるわけでしょう。これが市町村が直接国に要請したらどうなるんですか。説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 時短要請につきましては、県のコロナ対策本部において指定することになっております。

○照屋 守之君 とにかく玉城県政のこのようなやり方はおかしいですよ。全市町村対象にやってください。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、ここに提示しているのは何ですか。（パネルを掲示）

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

首都圏に発令されておりました緊急事態宣言が3月7日から21日まで延長されます中、航空会社から3月から4月にかけて予約状況が上向いていると、沖縄路線は予約の増加率が高い状況にあるというふうに伺っております。そのため、緊急事態宣言解除後は、春休みということと相まって首都圏を含め多くの観光客の来訪が予想されたということで、渡航者を迎えるに当たっての沖縄県の取組を発信すると同時に、体調が悪い場合の延期を含むなどの徹底した対策を呼びかけるということを目的として、こういった広告を掲載したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 保健医療部長、この日、26日に何名いたのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 3月26日の新規陽性者数は、88名です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 総務部長、これは幾らかかったのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

広告費用でございますけれども、合計で2257万2000円でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 与党の皆さん分らないと思いますけれども、これ、26日の新聞に出ているんですよ、本土新聞に。沖縄では出ていない。全国紙だからこっちで取っている人もいるんでしょうけれども。私は、これをやるなどと言わない。ところが、これを読んでみたら、今観光スポーツ部の部長が言っているような話ではない。沖縄に来てくださいというものですよ。こういう状況で拡大、88名がその日に——まあその前日も高かったでしょう。この1週間高かったはずだ。だけど、これを出すタイミングがあるんじゃないのか。僕はやるなどと言わない。観光の皆さんも苦しいから。そういうところを一つ一つ検証しながらこういう広告というのは打つのであって、一方でこの広告を金曜日に出して、4月1日から緊急事態宣言ではないけれども、いわゆる時短をやるわけですよ。どう思うのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） お答えいたします。

昨日、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策の実施につきましては、観光客などの来訪者に対しまして、新しい生活様式、新しい旅のエチケットの実践ですとか、事前の十分な健康観察、感染防止対策の徹底、体調不良の際の来県の中止または延期を求めているところでございます。

今回の広告におきましても、同様に新しい旅のエチ

ケットの実践ですとか事前のPCR検査、体調が悪い場合の延期などを呼びかけておまして、今回の広告は必ずしも誘客のためでもなく、来訪時の徹底した対策を呼びかけるための広告であるということで、方向性、軌を一にしているものだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、僕の3倍くらいしゃべっている。これ見たら、僕も読んでいるから分かります、今僕の質問だから。

皆さんの今までのこれまでの対策を見ていると簡単ですよ。感染者が上がれば時短、下がれば解除。この対策しかないんですか。

知事、もう一つ僕は聞くけれども、今までのこの対象の20市町村のことは言っていたけれども、僕は逆に副知事、ここの担当なんですよ、副知事は。照屋さんに聞きますけれども、そもそもコロナ対策とは何ですか。何をやることなのか。どんなしたら抑制できるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 端的に申し上げますと、人の流れを止めなさいというふうに言われておりますので、人の往来を止めるということは、すなわち本土からの観光客流入についてできるだけ抑制をしていく。それから、周辺離島との往来についても自粛をしていただくと。こういうふうになると思うんですけれども、今回の感染急拡大においては、なお一層——アンダーコントロールといいますか、抑制をしていく必要があるという認識でやっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そもそも認識がここでずれているんですよ。徹底的な検査、徹底的な囲い込み、徹底的な補償なんですよ。今、皆さんは、全く社会の中でこういうコミュニケーションをやってない。今何でこれが拡大していくかという、一定のところまでは抑えられるけれども、それ以上は行かない。濃厚接触者が今、手を挙げて濃厚接触者になると思いますか。2週間、そこでとどめられて給料も出ないのに俺の名前出すなよというのが普通ですよ。そこのところを分からないから、この陽性者だろうが陰性者であろうが、そこで休んだときの給料補償をどこまで持っていくかというところが大きいところなんですよ。だから、感染経路

不明だとか当たり前ですよ、感染経路不明になるのは。そういうところを徹底的に、そういう感覚って聞いたことがないですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員がおっしゃいますとおり、感染者を早期に発見して隔離をして、それから積極的疫学調査をするということが一番必要なことだと思います。そのために県といたしましても、検査について拡充してきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、なぜその検査が地方で広がらないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 当初は衛生環境研究所だけで検査がされていたものですがけれども、それが徐々に民間の検査センターなどができて、これに対しては、県としても機器を整備するなどして広げてきたところでございます。ただ、離島地域については、まだまだ不足しているところもございまして、その対策としては、県としても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 本当に、もっと住民が、県民がどう考えているかということを見てください。いいですか。僕は本島内の市町村を保健担当と首長とずっと会ってきました、全部。何て言うと思うか、市町村が。これは簡単なことです。ワクチンを打つのにスケジュールを調整するのが大変だ、大変だ。だからPCRまで回らない。そんな話がどこにありますか。検査を徹底しなければ囲い込みすらできない。それをまだ程遠いとは言わないけれども、ワクチンの心配をして市町村はやっているんだよ。皆さんがそれを知っているのか。僕は、こういうところをしっかりと押さえていけない限り、このコロナ対策なんてしっかりできないですよ。

知事はどう思うのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 地域におきましてもエッセンシャルワーカー、介護従事者については県全体で今やっているところがございます、今回3回目そろそろ終わるところでございます。次年度もそれはやっていきたいというふうに考えております。

それから県民が安価で受けられるPCR検査につきましても、郵送等の方法ができる検査所もありますので、そういった意味で地方への広がり確保していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 対策が後手なんだよ、全部。私は何でそんなことを言うかという、この対策をやっていくときに一番大事なところというのは、市町村の指導性、県知事の指導力、そういうところがこの感染対策をやるときに、大阪見てください。東京見てください。三重県見てください。先頭に立っているのはみんな知事ですよ。そこから発信されていくんですよ。そういうところが私は少ないだろうと思います。

それと、今地方で僕は先週の月曜日、名護の飲み屋の接客業の女の人と3名で話をしました。怖がっているんですよ。開けるのが怖い。この思いが皆さんに通じていますか。多分皆さんは補償料を取ろうと思っているってような感じで思っているのかも知れないけれども、現場は違うんだよ。現場は開けるのが怖い。だからそういうことが防止対策じゃないのか。安心して飲める。開ければ必ず来ますよ、お客さんは。お店の人たちだってコロナにかかりたくないからやりたくないんです。ですから、もっと住民とコミュニケーション持ってください。それが皆さんのやることです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事にお尋ねいたします。

4度目の時短要請であると。しかも1か月の間のリバウンド。先ほど想定外というような早さだという表現も出ましたけれども、実際には2月末の解除、緊急事態宣言の解除。その判断について、振り返って適切だったのか。甘かったのではないかというような指摘もありますけれども、その辺りどのように検証されているでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 2月の緊急事態宣言の終了に当たりましては、2月の中旬あたりからかなり数字が改善いたしました。私たちが想定している以上に下がってきているという状況もございました。

経済界からも早く戻してほしいというような御意見もありました。その辺の総合的な判断の下、ある程度抑え込めたという判断で終了したところでございます。ただ、以前のようにゼロにすることはできておりませんので、やはりリバウンドを警戒した対策は必要だということで、県民の皆様には注意喚起を併せて行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 朝の議案説明等でもありましたけれども、新規感染者に占める60歳以上の割合というのがまだ1割だということですよ。そういう意味では、若い世代がこれからまだ重症化リスクが高いとされる高齢者世代に感染を拡大させる可能性があるという意味では、これからの感染拡大のスピードというのをどのように判断されているのか。先ほど対象外のエリアのこともありましたけれども、そこも含めてこの3週間、どういう見通しを持ってエリアを指定し、あるいは拡大の予兆を判断されているのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在は、先ほどの資料にもありましたとおり、60歳以上の重症化リスクの高い高齢者の割合というのがまだ低い状況でございます。ただこれまで私たちが経験しましたとおり、そこから高齢者に入っていくとさらに急激に感染が拡大する。あるいは、リスクが高いため死亡例が出てしまうというような危機感を持っております。ですので、今回、まずは今若者の中ではやっている部分もありますので、時短要請を行ってその行動を抑制することが重要であろうということで、ゴールデンウィークまでの間にきっちりとその対策を取りたいという趣旨で、3週間というふうな設定をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん その辺りの判断ですよ。まだまだ拡大の見通しが高いというふうに思われる中で、今回エリアの対象があるわけですから、県民からするとこのような中で3週間本当に持ちこたえられるんだろうかという、そういう不安な状況があると思います。

それで今、沖縄の感染状況というのは全国で2番目です。例えば、まん延防止等重点措置、この辺りの要請も含めて、沖縄県よりむしろ10万人当たりの割合

が低い大阪などがこの適用を要請しつつあるという  
ような報道も聞かれます。このことについてはどのよ  
うな判断だったのか。要請をしようというような議論  
があったのか。あったとするなら、どのような調整が  
あったのか。あるいは国との間での含めてのそのよう  
な対応。この判断についてはいかがでしたでしょう  
か、お尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県の感染対策につ  
きましては、日頃から国の内閣府のコロナ本部である  
とか、厚労省のコロナ本部とも意見交換をずっとして  
おります。まん延防止措置につきましても、法が改正  
されて、県としましてもこの適用を要請すべきなのか  
どうかということは、もちろん議論の俎上には上がっ  
ております。ただ、まん延防止措置をするに当たって  
は、その対象となった時短については、例えば最終的  
には勧告であったり命令であったり、その後は過料の  
設定であったりというようなこともございますので、  
そういった強い措置というよりも、県民の皆様は協力  
を求めて行動を抑制していただくということを選択  
したというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん であればなおさら感染予防対策、  
今飲食に特に重点を置いて感染対策をしようという  
のが、今回取られているこの時短要請の措置ですよ  
ね。例えば、山梨県などは今10万人当たり0.25とい  
うことで、沖縄は30.78ですから相当に低いレベルで  
感染対策を取られている。山梨の状況を見ると、県独  
自で解除の基準なども具体的に示して、各店舗を直接  
調査して、これほどの基準がクリアされるのであれば  
時短要請の対象ではありませんということを明確  
に基準化しているというような取組をしています。  
それからグリーンゾーンということで、調査に実際出  
向いて、認可も認証も含めて直接県がやると。ところが  
今、沖縄県が取っているシーサーステッカーの制度  
というのは、あくまで店舗任せ、業界任せということ  
で、自主的な判断の中で感染対策をやっていますとい  
うことの表明にはもちろんなるんだけど、それは  
やっぱり客観的に、あるいは県が具体的に調査をし  
たり指導を入れたり、そういう中で安全をつくり出  
していくことの仕組みをつくっていくというのは  
非常に大事な取組だと思うんです。

このような、まだ感染の拡大が想定されるというよ  
うなことを先ほど来御答弁なされているわけで、沖縄  
はそういう意味では観光立県でもあり、県民の安全も  
そうですが、いらっしゃる方々、お客様にどのように

安全を担保していくかということの仕組みは、どこの  
地域よりもより増して確保していかなければなら  
ない取組だと思うんです。そこはどのようにされるの  
か、検討しているのか。そこをぜひ知事の考えも含  
めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） まず、県が実施して  
おりますシーサーステッカー制度ですけれども、これ  
は県内事業者の感染防止ガイドラインの徹底を早急  
に促すことを目的に、昨年8月から実施してござい  
ます。結果としまして、現在1万以上の多くの店舗に御  
登録いただいております。感染防止対策の導入促進  
に一定の効果を果たしてきているものと認識して  
おります。また県では、同制度の感染防止対策の効果を  
高めるために、店舗での感染防止対策方法を紹介する  
動画の作成ですとか、それをホームページ等で公開す  
るとともに、市や業界団体と連携して飲食店への巡回  
点検キャンペーンの実施等に取り組んでまいりまし  
た。

ただ一方で、経済団体との会議の中でも、実効性確  
保の指摘もあったところでありますので、県としまし  
ては、引き続き各種感染防止対策を講じるとともに、  
シーサーステッカー制度の実効力の評価に向けまし  
て、他の自治体ですとか、県庁内では複数の部局と連  
携して、参考にしつつ取り組んでまいりたいというふ  
うに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 結局取り組むということなのか、  
知事、今部長から答弁ありましたけれども、さきほど  
蔓延防止等の措置もなるべく活用しない形で適用し  
ない形で、協力を県民にいただきたいというのが今、  
県のスタンスだということですよ。であれば、対象  
業種の皆さん、あるいは観光客の皆さんも含めて、本  
当に安全で安心な沖縄をどうつくっていくかとい  
うことの取組というのは、やっぱり一方では具体的にア  
クションを起こさなければならないと思うんです。こ  
のように2か月もたたない間にまたリバウンドをす  
る。そして今ゴールデンウィーク、間に合わせて一生  
懸命抑えようとしても、ゴールデンウィークが明けた  
らまた同じような状況が繰り返されかねないとい  
うのが、正直県民が見ている状況だと思うんですよ。  
そこにもう一歩踏み込んで何をやるんですか、対策はど  
うなんですかということ、併せて表明して行って、  
そのクリアできるようなこと、——助成も含めて。も  
ちろん今は言ってみれば協力も、閉めることに対する  
直接の協力ですから、これに加えて、例えばこのアク



リル板を設置する助成をすとか、店舗ごとに入って  
いって何がどのように足りないのか。換気なのか、場  
所なのか。密にならない工夫というのがどのようにさ  
れるのかということ、これは具体的に調査に入って  
コミュニケーションを取らないと、安全が確保できな  
いというように思うんです。その取組については、進  
める考えはあるでしょうか。ぜひ知事にもお伺いた  
いと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新進的に取り組んでいらっ  
しゃる都道府県の事例なども参考にしながら、当然  
我々も、どのような形で沖縄県型のそのような取組が  
進められるだろうかということについては、るるそれ  
ぞれの情報を持ち寄って意見交換をさせていただい  
ています。

先ほど来答弁にもありますけれども、先般、私があ  
るソーシャルコミュニティツールの代表の方とウェブ  
で面談をする機会がありました。その際に、例えば県  
外の方々にTACO、NAPP、RICCA、シーサー  
ステッカー、そういうふうな話をすると知らなかつた  
ですと。ぜひもっと情報を発信して、多くの方々に沖  
縄の安心・安全を呼びかけてくださいというお話をい  
ただいて、それは常に広報していこうと。広報してし  
尽くすことはないのやっていこうということと併せ  
て、今般、対策本部会議の前にもそのような店舗の徹  
底した巡回は市町村と協力してぜひやっていこうとい  
う話にもなり、業界の方々も非常に協力的ですのでそ  
れもやっていきたいというふうに思います。その中か  
ら、いろいろな情報を持ち寄って沖縄型の感染防止対  
策と同時に、県民の暮らしと生活、暮らしと命を守る、  
健康を守ることが同時に取り組んでいけないかとい  
うことについては、鋭意検討努力をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、市町村のお話もされましたけ  
れども、巻き込んで具体的なアクション、その対策、  
一歩踏み出すということが今の繰り返しに対して一つ  
踏み込む、そういう時期だと思っておりますので、ぜひ取組  
を強くお願いいたします。

それから今日の報道で出ておりました、最近米軍関  
係者の感染状況も上がってきていて、この数日でも  
二十何件とか出ているようなんですが、この中で、ま  
た一方では米軍内の移動に関しての規制が緩和される  
というような報道です。今日の報道なので、そのよう  
な状況をつかんでいるのか。あるいはこのタイミング  
で施設間の移動というものに要件が緩和されてしま  
うと、沖縄はフェンス1枚隔てながら具体的に接触をす

るという場面に対策を強いられますので、その辺り県  
としてはどのように今回の規制緩和措置に対して対応  
を求めようとするのか。その辺りの取組をお尋ねいた  
します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 米軍基地内の規制  
の緩和と申しますか、そういったものについては本日  
報道で私も知りまして、先ほど少し問合せをさせてい  
ただいたところでございます。大まかに言うと、米国  
ではワクチン接種が進んでいるということで、2回の  
ワクチン接種が完了した方については、待機の時間を  
短くするというような措置が取られるということでご  
ざいます。

県のほうとしましては、毎日、米側の保健医療当局  
と感染状況についてはやり取りをしておりますので、  
その中でさらに詳しい状況を確認して行って、必要で  
あれば中身についても要請をするというようなことも  
考えないといけないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひ特に医療者の皆さん、現場の  
保健師も含め保健所の皆さんも本当に逼迫する中で、  
体制も十分かなという気になりますけれども、その辺  
りの強化も含めて取組をしていただけますようお願い  
をして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしく申し上げます。

私たち日本共産党県議団は、このコロナ対策の最も  
重要なことは、徹底した検査体制だということを度々  
指摘してまいりました。大規模なPCR検査や医療・  
介護従事者などのエッセンシャルワーカーへの定期的  
そして頻回な検査、こうしたことを提案してまいりま  
したが、玉城県政もこうした取組をやってきました。  
希望者が誰でも安価にPCR検査が受けられるこう  
した体制の整備、那覇空港でPCR検査が受けられるこ  
のNAPPなどの体制も構築してきました。また、  
今月27日からは、沖縄県最大の繁華街と言われる那  
覇市松山での飲食店従業員を対象にした無料PCR検  
査、こうした県独自の対策をやってきたわけですが、  
この3月に入ってのリバウンド、急速な感染拡大と  
なっています。現在のこの状況について、県がこれだ  
けやってきたのになぜリバウンドを許してしまってい

るのか、この原因はどこにあるのかをまず聞かせてください。

また、新型コロナウイルスのこの第4波が到来したと、これは正式に県は認めている認識なのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、議員おっしゃいますとおり、検査体制の拡充に取り組んできておりまして、独自の手法としまして、介護従事者等への定期的な検査も導入してきたところでございます。そういった意味で高齢者の施設での感染者が発見された場合にも、ある程度それを抑えてこられたというふうには認識をしておりますが、今般の感染の拡大につきましては、やはり若い方々の——例えば帰省であるとか、そのようなことで学生さんが飲み会を何度もやったということが、実際に事例として上がってきております。ですので、そこへの注意喚起、特に若い方々にどう届けるかということは、ある意味課題であるというふうには考えているところでございます。

○比嘉 瑞己君 第4波。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昨日の記者会見でも発表させていただきましたが、先週1週間は、その前の週の1週間から新規陽性者数は各曜日ごとにずっと増加を続けてきております。そして先ほど来、数字については部長から報告させていただいておりますが、我々の認識としては第4波に突入しているということで、対策をしっかりと取っていかうということでの本部会議での決定であります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 エビデンスもあるわけですから、それに基づいた対策を取っていただきたいと思います。

この県が行ってきた安価なPCR検査やあるいは松山での無料PCR、この検査結果も出始めておりますがその特徴は何でしょうか。この今、新規感染者が緊急事態宣言で感染者減ったんですが、また検査数を減らしてしまったら、また次の感染拡大の波を迎えてしまう。こうした悪循環を繰り返さないためにも今こそ検査体制の拡充を、こういうときこそしっかりと進めることが大切だと思いますが、併せてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県独自の事業としまして、安価なPCR検査の結果につきましては、資料でもお示ししましたとおり、別の検査よりも陽性率が高く出ているというような状況がございます。ですので、何か心当たりがあるという方が多く受けられたのかなという印象は持っているところでございます。

また、那覇市松山、繁華街での拡大も非常に危惧しておりましたので、そこには集中的に2週間、従業員の皆様に無料でクーポンをお配りして、検査を受けてくださいという取組をしております。現在のところクーポンの利用者が29名、3000枚ほどもう配布しております。配布予定は1万枚を予定しておりますが、その3000枚の中から利用した方が29名いらっしゃって、予約中が58名いるというふう聞いております。今のところ陽性者は出ておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 検査を行うことでいろんなことが分かると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今回のこの第4波の特徴で、この変異株があると思います。ただこの変異株の恐ろしさがまだまだ県民に共有できていないんじゃないかなと思います。

そこで伺うんですが、変異株の患者数、沖縄県の今の検査割合、こうした解析状況はどうなっているのか。そして実際、変異株の感染者と分かった場合、これまでの感染者との対応でどのような違いが出てくるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内の新規陽性者数のうち、一定割合をこれまでもずっと国立感染症研究所のほうに送っておりまして、その中で今般、これまでに確認された変異株の確認数が31件となっております。これは当初からの全部の数字でいきますと13.4%ということでございます。県では、2月8日から衛生環境研究所でも一定のスクリーニングができるようになっておりまして、そこからある程度件数を増やしていけるのかなというふうに思っております。

ただ、変異株につきましては種類がございまして、感染性が強くなるという非常に危険——ある意味危険な株というものがN501Yと言いまして、その中にイギリス型、ブラジル型、アフリカ型というのがありますが、県の場合はここが3件、それ以外の注目すべき株ということで、そこは感染性が拡大するというようなことは示されていない状況でございます。

○比嘉 瑞己君 対応はどう違うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど申し上げました501Yの株、3種類の株につきましては、一般のコロナの感染者とは別に個室で管理するようというところでございます。

それから、退院の際にも2回の陰性確認の検査が必要という扱いが他のコロナ患者とは違う状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 特にこの501に感染すると、ホテル療養や自宅療養というのができないんですね。すぐ入院になってしまう。もう一気に医療機関が逼迫してしまいます。こうしたことが共有されないと、県民も本当に意識を高めていかないといけないと思います。そういった意味で、この医療機関での定期的なPCR検査は、大変従事者の皆さんに喜ばれています。

3月まで県が先駆けてやってきたわけですが、この成果はどういったものなのか。また4月に入りますが、新年度以降も続けていくお考えかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） エssenシャルワーカーを中心とした介護従事者、医療従事者についての検査につきましては、新年度には保育所それから障害者施設に拡充することとしておりまして、新年度も引き続き実施したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 政府もようやくこの3月に基本方針で、高齢者施設への検査ということ打ち出したんですけれども、やはりそれも自治体任せになっている弱さがありますので、ぜひ知事におかれては、こういった大切なことは自治体任せではなく、国の責任で行うべきだと。この検査費用についても最初から全額国庫負担だということをやれば、もっと大胆に取り組めると思いますので、この点は要望にとどめたいと思います。

次に、補正予算の中身なんですが、営業時間の短縮協力金ですが、この協力金、事業目的は感染防止対策であることを私は理解をしております。ですが、県民にとっては今のこの苦しい経済状況の中で、不公平だ、こうした声があるのもまた事実です。事業規模や雇用者数に応じた金額にしてほしい、飲食店だけではなく対象事業を拡大してほしい。こうした声です。今回の時短協力金の財源は、国の時短協力要請推進枠というものを使つての制度だと聞きました。

そこで伺いますが、例えば沖縄県独自で時短協力金の金額を増やしたり、あるいは対象事業者を増やしたりする。こうしたことはできるんでしょうか。制度設計の権限についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 時短要請の協力金についてですけれども、沖縄県としまして当初、事業所ごとに支給しておりましたが、感染拡大防止の観点から1月22日に発出した時短要請以降は、大企業含めまして店舗ごとに協力金を支給するというところで感染拡大防止の効果をより高める措置を講じております。その制度設計については、今沖縄県が財源を国庫に求めている観点から、この時短要請に応じた飲食店ということで国のほうにもお願いしておりますので、その飲食店を対象としてこの協力金というものを支給するというところとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県の権限で対象事業者を増やしたり、金額増やしたりすることはできるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 例えばその緊急事態宣言が出されていた地域については、1日6万円とありましたけれども、沖縄県はそういう状況ではありませんので、今その支給できる、1店舗当たり支給できる上限の4万円という形で支給させていただいているというところでございます。さらに、やはり時短の要請というのは、かなり私権の制限もありまして、かなりきつい措置ではありますので、事業者の協力をいただくという観点からも、今のその支給額については妥当性があるというふうを考えております。

○比嘉 瑞己君 対象事業者増やすことができますか。横出しとかできるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 対象事業者を増やすということについて、先般3月20日に全国知事会が開催されました。これは緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言ということで、全12ページの要請の中で沖縄県が要請をしていた項目が幾つかありますので、簡潔に御紹介いたします。

国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域以外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することを含めて地方が独自に支援できるようにすること。また、裾野の広い観光産業を

はじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、特に大きな損失を被っているバス、航空、船舶、タクシー等の交通事業者、旅行業者、宿泊業者、土産物店の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うことなどなど、実に丁寧にそれぞれの分野にしっかりとその国の協力金が支援できるように要請をしております。国においてもそのような検討を進めているというようなお話も伺っています。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 部長、今回の補正予算は国の財源を使っているから制限があるわけですよ。県がどんなにやりたくても、やはり国が示しているこの中でしかできないわけですよ。飲食店以外、小売にやりたかと言ったらそれには使えないわけですよ。やはりそういったところが県民に伝わっていない。沖縄県としても何とかしたいんだけど、今回の補正予算は、あくまでも感染防止対策の一環なんです。飲食店に時短を求めるためのものですという情報発信がやはり必要だと思います。

やはりここは国の責任も問われていると思うので、私たちも頑張りたいんですが、一方でただ国、国と言っているだけでも駄目ですよ。県独自の経済対策というのは今後必要になってくるわけですから、今後の経済対策について補正予算も考えていると思いますが、今後の方針を聞いて終わりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄県としての当面の経済対策ということで、令和2年度の2月補正、それから令和3年度の当初予算のほうにおいても、資金繰り支援ですとか、それから雇用維持のための雇用調整助成金の上乗せ助成といったようなものを組みわせていただいております。それからこういう非常に厳しい状況下にあっても、域内の経済は何とかして回さなければいけないという観点から、例えばハピ・トク沖縄クーポン事業、これは第2弾を予定しておりますし、それから彩発見事業につきましても第3弾を実施するというのと、それから飲食とかそういった業種だけではなくて、原料を供給する側も非常に傷んでいるという話もございますので——あるいは土産品等、そういった県産のお土産品を学校給食で活用するとか、原材料を学校給食に活用し

てもらおうということで、こういった厳しい状況下においても、域内経済を循環させるような取組についてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 よろしく申し上げます。

ていーだネットの翁長雄治です。

ここまで6名の方が質疑されてきておりますので、少し重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、改めてこの今回指定された20市町村、その根拠となるところ、指定されなかったところが指定されなかった理由というものをまずはお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の場合は、圏域ごとにどの程度の感染者が出ているか、それからそのうちの飲食関連での感染者がどの程度あるか、その拡大状況等につきまして、数値をもって目安として判断したところでございます。今回の指定に当たらなかった地域につきましては、感染の状況が落ちついているということ、それから出ていたとしても抑えられている状況にあることから、時短要請については私権の制限にも関わることで、集中的に限定的に対処させていただいているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 沖縄県としては、このように指定してきます。指定から外しましたというのは理解をしました。今回のものは国の財源で交付金に来て、それは皆さんのほうに出していく、支援していくわけなんですけれども、この国の交付要件みたいなものには、例えば10万人当たり何名以上出ているから、出ている場合のみ使えるよというものがあったりするんですか。交付要件のほうを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 国庫の交付要件基準等についてお答えいたします。

本協力金については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県が行う営業時間短縮等を行い、飲食業等の対象事業者に協力金を支払う場合、この地方創生臨時交付金追加配分となる協力

要請推進枠とっております。それと、即時対応特定経費交付金というものが活用可能というふうになっております。この協力要請推進枠等の活用に当たっては、内閣府と事前協議を行って承諾を得ることになっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 政府との交付要件の中に具体的な数字は特にはないというふうに僕は認識しているんですか。例えば具体的な数字があって、今沖縄県内で今回指定されていない地域があるけれども、もちろんそこに住まわれている方々みんな不安なわけですよ。要件があるからできないのか、それとも要件はないけれども、今先ほどずっと答弁にあった、県内の経済界からも場所を絞ってほしいとか、動かせるところは動かしながらというところを要請されている分も県はあつてのものなのかというところを、少しお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 時短要請の対象地域を選定することについては、県に任されているという状況でございます。ただ、県としましては、やはり私権の制限に関わることでありますので、そこは数値を持って、それから感染症の疫学的なエビデンスも持って、それから経済団体の御意見等も伺いながらコロナ対策本部において決定しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

県民の中でも僕らの周りでも、一方で全ての経済活動を止めてほしいぐらいのことを言う方もいれば、もうここまできたらもうみんな感染防止をしっかりしながら、とにかく社会を動かしていくべきじゃないかということで、もう意見が本当に二分していて、どちらが正しいか正しくないかというものではなくてきています。なので県としてはできる部分を——だから今回のものも当然、協力に応じる店、応じない店、当然この協力金じゃやっていけないというのは初めから言われている話でもあるので、次のほう伺いしていきたいと思うんですけども、これまで時短営業を要請してきているかと思うんですが、この協力に応じているところと応じていないところの割合というのは出ているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

時短要請に協力いただいた店舗の割合については、直近で支給を完了した12月17日から1月11日分までの協力金の支給済みの件数から見ますと、対象となる想定店舗数5878件に対して5817件が支給済みとなっております。その割合は約98%というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 98%の飲食店が協力しているということでもよろしいわけですね。そういう数字の下で見ると、この時短営業というものが大きな山をひとつ抑えていくという意味では、やっぱり大きな意味があるのかなというふうには思います。その中で伺いたいものがあるんですが、この飲食が感染の中で占める割合、これ飲食店だけじゃなくて、当然自宅の中であったりとか、これから例えばバーベキューの季節になってきた、そういった中で外の飲食店、経営に関わる以外のところの私たちの普通の生活の中で考えると、飲食というものはどれくらいあるのかというのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まず7月以降からの集計でございますけれど、飲食関係として36%、これは必ずしも飲食店だけには限っておりません。ただし、その次に多い家庭内感染が24%でございますので、そこからの持込みということは考えられるかと思われます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

もう一つこの不公平感のところの話をすると、どうしてもこの夜8時までお酒を出すお店ということで今ずっと出ているんですけども、ランチ営業しているお店とかでの感染の大きさというのかな、そういったものは県としては何か把握されているものはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 昼間のお店で感染したのか夜間のお店でというようなことの集計は残念ながらしておりませんが、ただ上がってくる情報を見ますと、やはりお酒を伴っているものが多くございます。お酒が入るとどうしても声が大きくなります

し、マスクを外してということ、それからカラオケなどで飛沫を飛ばすというようなこともございますので、そういう意味では酒類を提供する夜間のお店のほうがリスクは高いのかなというふうには感じております。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 おそらくこの今、県民がエビデンスを数字をとるところ、恐らくこういったところも含めてだと思っんですよ。ランチをされているところからすると、非常に不公平感がすごいですよね。何で同じ飲食で私たちは出なくて、でも県が外出自粛とかこういった飲食でという、当然開けていても昼間厳しいところ出てくるんです。これ泉崎近辺見ていると、やっぱり少し鈍っているよと。僕らから見るとそんなに変わってないように見えるけれども、人出だったりとかのものは、この時短とかそういったものを県が何かしら発表すると県民の動き自体もやっぱり鈍るよということあるんですね。その辺をしっかり数字として県が把握して、ランチであれば少し安心して出てくださいとか、恐らくそういったやり方も発表していかなくちゃいけないんです。今のところ県民の感覚からいうと、飲食を伴った集まりは全て厳しいんだというふうに見られているのが多いのかなと。僕も周り飲食店たくさんいますので、そういうふうにも感じております。この時短営業をしていく中で、これまで3度やってきて指定された、指定されなかったというものがあつたりするんですけれども、この中で指定されなかったところに人が逆に押し寄せて、感染が広がるというようなことがあつたのかどうかお伺いしたいと思っています。先ほどから話がよく出るうるま市とか、そういったところであつたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員がおっしゃるような状況があつたかどうかというところは、詳細に把握はしておりませんが、ただ中には、この地域では例えば8時までしか飲めないということであれば出かけてでもというような動きがあることは承知しております。ですので、県としましては、こういう期間中でありまして、それであれば意味がないのでということで、知事のほうからも随時、記者会見などで発信をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

すみません、さっきちょっと1個聞き忘れてしまったのでここで関連で聞きますけれども、この対象地域を指定するに当たって、市町村ベースのもので判断していくのか、それとも保健所の管轄の圏内で判断していくのか。例えば北部保健所管内には入っていないんですけど、僕らが一般的にヤンバル、北部って思うような地域でも——例えば金武町とか、指定されている部分はあつたりするんです。ここは中部保健所の管内だからということだとは思っんですけれども、この県としてどういうベースに判断していくのかというのを持っているのかどうかお伺いしたいと思っます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 時短の措置につきましては、やはり私権の制限に関わる重要な要請であるということに鑑みますと、本来であれば市町村の単位でかけるべきものだということが原則であると思っます。ただし、今回の場合はかなり急速に伸びているということと、中南部につきましては、市町村が非常に入り組んでいるということもございまして、保健所管内で見たほうが抑制効果を高めることができるということの判断でございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 このこれから先、先ほどから話したみたいに、ここで——もう正直言って県民も疲れ切っているんです。本当にこのコロナ、飲食店のところだけではなくて、そこで働く人だけじゃなくて、普段そこに行く人たちもどこまで自分たちは我慢すべきなのか、国はどこにゴールを持っているのか、県はどこを目指して今やっているのかというのがなかなか見えないというところにみんなやきもきして、取りあえず時短中は自粛しよう、でも明けたらもうばんってやろうと、このいちごっこが今ずっと繰り返されている。これはもう僕が指摘するまでもないところだと思っんですけれども、僕の周りの特に若い人たち、今若い人の感染が広がっているというところという、若い人たちのそういった多くの不安だったり、不満だったりとかというものがあつます。

県はこれまでずっと国の、政府の方針の中でやってきたわけなんですけれども、ここまで感染状況とか経済支援の方法を政府とどのようにやり取りしてきたのか、お伺いしたいと思っます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まずは経済支援という観点からお答えしますが、当然その時短要請をする場合の財源等については、内閣府等々とその財源の確保について調整をしております。それと特に沖縄総合事務局は、経産部のほうとはやっぱり地元の企業の状況とかかなり詳細につかんでおりますので、例えばその国が打ち出した経済支援策をいかにして県内企業がスムーズに受けられるかという観点、それから対象をもっと広げることができないかという観点でいろいろ意見交換しまして、国のほうにも要望を出させていただいております。それから先ほど知事も答弁しましたが、全国知事会にいろいろ県としての要望を上げるに当たっては、他県の状況とかそういったものも情報収集しながら、国とも連携しながら経済支援策については検討しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 ありがとうございます。

ここまで国、政府は検査数を絞っていったりとか、あと世論的に見てなかなか支援が足りてないんじゃないかというようなところがありますけれども、県としてそれをどのように評価するかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 検査数につきましては、国もできる限り広めに取るようにというような通知などは出されておりました。ただその財源的な問題であるとか、また体制であること等については、やはり都道府県、県のほうでしっかりと取り組む必要があろうかというふうには考えております。ただ感染状況の拡大に当たっては、これまでも国との連携によって国立感染研から専門の先生に来ていただいたり、厚労省のリエゾンに入っていたいただいたりということで、御協力はいただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 翁長雄治君。

○翁長 雄治君 よく台湾に学べというようなことも出てくるんですが、あれはロックダウンして域内の動きを動かしたりということがあったと思うんですけども、今後県としてそういった台湾に学んで、ロックダウンまで、そこまで大きなことなのかどうか、そういった方向性みたいな可能性としてあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 台湾については、徹底的な水際対策であるとか——国と国との関係ですけれども、水際対策であるとか、あとITを駆使した感染対策などについて、世界的にも評価をされている

というふうに考えております。

県としましても、見習うべきところは見習う必要がありますし、そのITを活用したというところではRICAであるとか、健康観察にLINEを使ったりというようなことを取り入れてやっているところがございます。

○翁長 雄治君 1つ聞きそびれましたが時間なので終わります。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これまで3度にわたって協力願いを行ってきましたので、関係者からいろんな御意見をいただき感染防止対策についても努力してきた経緯を聞かされてまいりました。

それに対する県の考え方を少しお聞かせ願いたいと思います。

これまでの営業時間短縮協力金の支給状況について伺いたいと思いますけれども、協力金の支払いが遅延していると聞いているがどのような状況なのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） まず協力金の支給状況についてお答えいたします。

県では、これまで昨年4月末に発出した休業要請や経済的影響を受けた事業者に対しまして、1万9660件の申請を受け付けまして、うち1万7701件に対して支給をいたしました。また、昨年8月に発出した時短要請等については、2473件の申請を受け付けまして2351件を支給、それから昨年12月に発出した時短要請については、5907件の申請を受け付け、うち5817件を支給、それから今年1月に発出した時短要請については、3月29日時点で1万133件の申請を受け付け6046件を支給、さらに今年2月に発出した時短要請については、3月29日時点でございますが8577件を受け付け、うち300件に対して支給をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これをスムーズにやっていくことが一番大事だと思いますので、そういう声が出ないように努力していただきたい。

そして、これまでいろいろありましたけれども、なぜ対象地域が県内全域ではないのか。前回の一部の市

だけの対象でしたが、対象外地域からの困窮の声が上がっているのは当然であります。保健所管轄別での選定だと言っておりますけれども、連携と巡回は市町村単位で行う。これ、矛盾していませんか。その辺に対してどう説明いたしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の場合につきましては、市町村の感染状況も、それから圏域ごとの感染状況も踏まえた上で、この急拡大の抑制を行うために保健所管内とさせていただいたところがございます。また、市町村に対しましては、県と協力して巡回について一緒にやっていただきたいということで協力をお願いをしたいというふうには考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 現在の対象件数、今の指定しているものの、それ以外の全県を対象とした場合の件数、どれくらいになりますか、両方。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

全県実施の場合の予算規模ということですが、41市町村を対象とした場合の対象事業者数は1万1358事業所、1事業所当たり84万円、金額にしますと95億4072万円となる見込みとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 現在の対象地域の件数は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 20市町村で9041事業所になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 全県対象でもそんなに件数は変わらないんですよ。これまでの状況、伊平屋村でもこういう飲食業からのクラスターが発生しましたよね。脆弱な離島を抱えている我々沖縄県なんです。そうい

う面では特殊な事情がありますので、国との予算折衝の中で全県での対応をすること、それを県のほうで言えるような状況がなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） やはり店舗の営業時間を短縮するということは、非常に私権に関わるといふ強い要求でございますので、そういう意味では対象を絞って数値に基づいて判断すべきであるというのが原則でございます。法の趣旨としましても必要最小限に抑えるべきというふうな考え方がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 そうであれば支給対象とならない事業者からの不公平感に対する対策、それも打たぬといけませんよ。感染症対策を頑張っている名護以北の北部地域の関係者から、納得ができないという声が既にたくさんあるんですよ。不公平な扱いではないかと言っている。そのような方々に対する対策はどうやりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づきまして、まずは最重要課題である事業継続と雇用維持のための資金繰り支援の拡充ですとか、雇用調整助成金の上乗せ助成を継続していくこととしております。さらに経済対策のための需要喚起策を加えた回復期の出口戦略としまして、幅広い業種で利用可能なハピ・トク沖縄クーポンの第2弾の発行ですとか、県産品の県外向けの送料支援及び奨励キャンペーン、それからおきなわ彩発見キャンペーンの第3弾の実施、県産の土産品や農林水産物の学校給食への提供など、令和2年度2月補正予算及び令和3年度当初予算として商工、観光、農林の産業振興分野で総額にしますと559億円を計上しまして、当面の経済対策として取り組んでまいります。

今後も感染症対策を徹底し、経済活動への影響を最小限にとどめるため、必要に応じて追加の補正予算も視野に入れまして、関係部局一丸となって切れ目のない経済対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 先ほどからもありましたとおり、



対象地域から対象外地域にお客さんが流出することが過去の経験で実証されているんですよ。拡大防止のために店を閉める方も多んですよ。お客さんが来てしまったら、お店の前まで来たら断れないんですよ。そのような対応をしているのも、感染拡大防止のために協力しているという言い分なんですよ。その辺に対してどう丁寧に説明をするかというのが大事だと思うんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 時短要請を行う事業者に対する協力金の対象とならない事業者については、今国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というものがございまして、これは県内でもかなりの事業者が対象となるということになっております。

県としましては、3月15日に沖縄産業振興公社内に相談サポート窓口を設置しまして、中小企業診断士などの専門スタッフを配置して国及び市町村、経済団体等通じた情報の共有、それから制度の周知を行いまして、当該支援金の対象となり得る県内事業者が円滑かつ幅広く給付を受けられるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 市町村単位で線を引いてしまっているような状況がある。例えば、金武、宜野座、恩納村以北はないんですよ。名護にもどんどん入ってくる。これもう目に見えて分かる。しっかり対策をしようという名護以北の方々がいる中で、線を引かれるだけで対応が違ってくる。人間的な感情がここにもう出てきているんですよ。その辺をどう丁寧に説明するか。支援策はいろいろ言ってもいいですよ。それに対してできる人とできない人がいるんだよ。それは柔軟にどう対応して説得するかがこれからの課題です。どう対応していくのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 各種支援策の活用という点で多くの企業が活用できるように、我々としてはしっかりとサポートをしていくことが重要だと思っ

ておりまして、先ほど答弁させていただきましたけれども、相談窓口は3月15日に開けました。既に相談件数として35件の相談が来ております。そういった相談を通じて国、県それから市町村もいろんな対策を取っておりますので、そういった公的支援の活用が図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もう時間がありませんけれども、昼間の飲食店に対する対策はどうなっているかということも、県民の一番の関心事なんですよ。経済的な影響は夜間の営業の飲食店だけではなく日中営業している店も同じなんですよ。感染拡大防止のために営業を休止している。そのような方々から不満の声もたくさん出てきています。そこに対する県の考え方を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたが、国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、この中で県内でも時短営業の要請を受けた協力金の支給対象でない飲食店についても対象となり得るということになっておりますので、こちらについても相談サポート窓口でしっかりサポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、ある反面、飲食事業者から感染拡大は飲食が原因ではないんだという声も聞こえます。そういう面ではこのそういう声に対して、この点に対して皆さんの考え方を最後に聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 推定感染源につきましては、まず第1に保健所で積極的疫学調査をし、それを衛生環境研究所において分析して定期的に発表しているところでございます。その中で飲食関係として36%が上がっているということで、その次に多い家庭内感染の24%に比べても多数を占めているということでございますので、やはり飲食の場が感染源になっているところには間違いないものと考えております。

○平良 昭一君 はい、分かりました。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 では、よろしくお願いをいたします。

これまでも、この時短営業に対する協力金の支給ということで一生懸命手当てをしていただいたんですけども、ほかの皆さんからの指摘があるように、その時短営業の対象業種というのはそれなりの手当てを受けていいんでしょうけれども、やはり今、これまで何度も緊急事態宣言をやって、そして時短営業の要請をやって協力金を支給してということを繰り返している中で、同じようにその時短営業の影響を受ける業種というのがたくさんあるわけです。その影響を受ける皆さん方への手当てというものは、これまでの経験上もやはり多くの皆さん方が業種が影響を受けているということははっきりしているわけですから、それに対して何の手当てもできない、やらないというのは、非常に県民に対して説明が立たないんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

飲食業以外の業種への支援という観点からお答えいたします。

国が実施する、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というものがございしますが、県内でも旅客運送事業者、宿泊事業者、土産物小売店、旅行代理店、それからイベント事業者等かなり幅広い事業者が対象となり得ることとなっております。

県としましては、県独自の相談サポート窓口を3月15日に沖縄県産業振興公社内に設置し、中小企業診断士などの専門スタッフを配置して、国及び市町村、経済団体等を通じた情報共有や制度の周知、当該支援金の対象となり得る県内事業者が円滑かつ幅広く給付を受けられるよう取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 首都圏、緊急事態宣言をやった他の地域、他の都道府県との交流のある、あるいはまた取引のある沖縄の業種というのはそういう対象になるんですけども、しかし、そうでない業者についてはいかがですか。その一時支援金の対象というのは。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 確かに一時支援金についても対象となり得る部分と、そこになかなかその対象になるのが厳しいというところがございます。

そのため県として事業の継続、雇用の維持というのが非常に重要だという観点から、県の経済対策の基本としましては資金繰り支援——これは県単で500億円余りの予算を確保しておりますし、それから雇用の維持という点も非常に重要でございますので、国の雇用

調整助成金に上乘せをやって雇用の維持を図っているというところがございます。特に雇用調整助成金に係る上乘せ助成については、沖縄を含めまして全国で6県が実施しております。その6県の中でも上限額——助成の上限額を設定せずに助成しているところは沖縄県のみとなっております、こういった事業を通じて、県内の事業者の事業継続、雇用の維持、そういったものをしっかりと支えていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そういう手当てというのは非常に評価をしたいんですけども、やっぱり協力金の支給対象あるいはまた一時支援金の支給対象、そういうものがきちんと満遍なく適用できていれば一番いいんでしょうけれども、その一時支援金の対象業者の中では、外出自粛の影響を受けた業種というのも対象になっているはずなんです。そういう飲食業に関わる、そして取引業者である、そういうものに限らず外出自粛を促されることによって影響を受ける業種というのものもあるわけです。例えば、代行業などはもうてきめんなんです。しかし代行業などはその対象外になって全く手当てがなされていないと。もう悲惨な状況に追い込まれているんです。そういうところは、県独自の支援策というものを検討していくべきだと思っておりますけれども、もう一度よろしくお願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 先ほど答弁しました資金繰りと雇用維持のための事業に加えまして、地域消費の活性化を支援するための事業——ハピ・トク沖縄クーポンという事業を実施しております、これもかなり幅広い事業者が受けられるようになっております。当然その前提として、店舗を登録していただくという作業がございしますが、ぜひ多くの事業者が登録をしていただいてハピ・トククーポンを活用した地域消費、あるいは事業の継続という点について取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 それでもなお漏れる業種というのものもあるんです。だから例えば地方創生臨時交付金、これは都道府県それぞれの独自の裁量によっていろいろ計画が立てられると思うんですけども、地方創生臨時交付金などの活用というものをこういうとこ

ろに向けてさらに支援の手を差し伸べていくという、そういう考え方、計画はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄県としましては、もちろん沖縄県独自の経済対策と事業というものを考えてまいりましたが、やはり全国知事会等を通じて、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して、地方が独自に支援できるようにすることということで、全国知事会を通じて国のほうに要望しております。そういった財源も含めて活用できるものがあれば、しっかりと活用していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ですから、それを具体的にメニュー化してほしいんです。今回のそういう協力金で漏れた業種、幅広く拾い上げて、そして広くそういうものを手当てができるような事業メニューの開発、それを臨時交付金で充てると。そのことによって多くの業種、多くの雇用を守ることができる。ですからそれが今ないのでいろんな苦情が殺到しているわけですよ。やはり対象になる業者はいいでしょうけれども、場合によっては対象になる業者は普段あまり売り上げのないところでも、1日4万円保証される、84万円それが支給されるというように、非常にアンバランスという指摘も、厳しい指摘もあるわけです。ですから幅広くそれをすくい上げる手立てという、メニュー開発というものがぜひ必要になってくると思うんですが、ぜひ踏み込んでほしいんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） これまでにも、国の一時支援金について対象業種を拡充していただくよう要望してきたところでありまして、結果として、我々としてはかなり広げていただいたのかなという受け止め方もしております。ただ一方で、そこにもやっぱり漏れているというような声も当然ございますので、これは国とも連携しながら、どういう対策が取れるかということについて、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

ともあれ、感染防止対策を徹底して取り組むことに

よって、今後の緊急事態に至らないように——第4波に突入という知事の認識も示されておりますけれども、これをとにかく一日も早く抑え込んで生活が回っていくような、そういう対策をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 最後、無所属の会、10番目の大城でございます。

先ほど来あるように、これまで第4波はどうしても防がなければならないという議論をしてきましたけれども、残念ながら4回目の自粛要請、経済に沖縄県自らがブレーキをかけるということになってしまいました。

まず1点目、先ほども議論ありましたが、県が出した広告、これ3紙2200万の予算でということですが、これも全て広告出たんですか。その経過をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） それぞれの新聞で掲載した日についてちょっと御説明したいんですけれども、掲載日でございますと読売新聞の東京・大阪版が3月25日、それから朝日新聞、日経新聞の全国版が3月26日となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 3紙で2200万ということで、ずっとかねがね我々は、感染対策も頑張らないといけないし、それと同時に経済対策も頑張らないといけない。そういう意味では、これは経済対策の一環であることは間違いありません。ただ、残念ながら最悪のタイミングになってしまった。それと含めて、やはりやっている部分が、ちぐはぐ感が否めないというのが印象ですけれども、残念であります。

そこで、この中で言っているのは、とにかく沖縄県に安心して来てくださいと。沖縄県は感染症対策もしっかりやっているから観光地として安心していきます。県民も歓迎しますから来てくださいというようなことも書かれているわけですが、その中の1点、水際対策で冒頭出ているのはTACOの取組ですが、簡潔にTACOの実績を説明願います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君） TACOは令和2年6月19日から、まず一等最初に実施しました那覇空港でサーモグラフィーで熱を感知した方を看護師に……

○大城 憲幸君 数字だけでいいです。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）そして検査体制につないでいくといったようなことで実施をし、離島空港にも宮古、下地島、新石垣、久米島ということで同じようにサーモグラフィーで検知された方を検査体制につなげていくというような取組を次々と実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君）大城憲幸君。

○大城 憲幸君 言いたいのは、我々ずっと水際対策の議論をしてきましたけれども、TACOの取組も、いらしてくださる方の気持ちの緊張感につながるといのは否定しません。ただ、2億も3億もかけて、もう多分最終的には300万人くらいは通っているんでしょうけれども、なかなか陽性の方につながらないということになっていると思いますけれども、その確認をどうですか、1件でも陽性者は出たんですか。

○議長（赤嶺 昇君）文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）陽性者は出ておりません。

○議長（赤嶺 昇君）大城憲幸君。

○大城 憲幸君 2点目に指摘しているのは、この広告でやっているのは、那覇空港でのPCR検査。これもやっていますから安心ですよということですが、この那覇空港でのNAPPでしたか、その直近1週間の検査数と陽性者の数をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（渡久地一浩君）お答えいたします。

3月22日から3月28日までの1週間ということで、受検者が1028人となっております。そのうち陽性者が2人となっております。

○議長（赤嶺 昇君）大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ここで言いたいのは、やっぱり検査をすると残念ながら陽性者が出るんですよ。1週間で1028名ですから、1日当たりですと百数件。前からずっと議論していますけれども、経済を動かすということは1日当たり那覇空港を通過する人が数万人になるということですよ。その中で検査数が100件、200件ですよ。それも完全予約制の1人7000円ですよということでは、なかなか広がらない。これでは本当に水際対策として機能しているんですかというのが前からの議論です。

もう一点、確認させてください。

対策本部のほうから、残念ながらやっぱり年末年始で移入例が増えてしまったという話がありました。12月と1月の移入例の数は何名と把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）すみません。少し足し算をしないといけないんですけども、12月の15日の週が7名、その次の週が32名、最終週が39名、1月5日からの最初の週が64名、その次が58名、27名、10名というような状況でございました。

○議長（赤嶺 昇君）大城憲幸君。

○大城 憲幸君 皆さんの出した資料ですけども、大雑把にいくと、大体12月と1月で県外からいらした方、帰省者との接触、そういう皆さんで237名になるんですね。これは発症した、あるいは濃厚接触者か何かで検査をした皆さんだけで237名が残念ながら陽性になったということになるんですよ。この移入例と変異株の関係というのは、皆さんどう把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時22分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）県のほうで移入例と捉えている417件のうち、変異株が検出されたのは1件でございます。

○議長（赤嶺 昇君）大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今現時点では移入例と変異株の関連というのは、きっとエビデンスはないというような認識になると思いますけれども、なかなか全くないわけではないと個人的には思っています。だから、今県民が本当に恐れている変異株の部分も含めて、ずっと議論してきたように、県民がどんなに頑張っても経済を止めて感染を止めても、我々は観光が主要産業なわけですから、観光客を受け入れるとまた外から入ってきてしまう。残念ながらこれ1回2回3回まで、そういう議論をしてきました。水際対策の大事さもずっと議論をしてきたつもりです。様々な意見もあるんでしょうけれども、水際対策は、TACOの過去の実績を見てもPCR検査の数を見ても、なかなか十分ではない。そういう中で4回目になってしまったわけです。ずっと言っているように観光産業が6000億、7000億なの

に経済対策で100億やったって、それは十分に行き渡るわけではないですよ。そう考えると、やっぱりこれまで空港のクリニックの提案、あるいはもうPCRにこだわらなくても、抗原検査で広く網を広げて、そして何か引っかけたらPCRにつなげていく、クリニックの取組。そういうようなことを散々提案してきたと思うんですよ。そういう中でやはり今回の第4波というのは、私は本当に大きく反省をしないといけないと思っております。

今議会の冒頭で玉城知事が言ったのはそのとおりですけれども、とにかく沖縄県として知事として全身全霊で感染対策と経済対策に取り組むと、そういうようなものを所信表明で述べておりました。ただ、この1か月、その結果が今回の経済対策がこういう広告であったり、あるいは感染対策としては残念ながら、もう第4波を起こしてしまった。これに関して、知事はどう全身全霊でやったんだと胸を張って言えるのか。これはもう県民が緩んでいたからなのか。それとも想定外の何かがあったのか。その辺はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） いろんな取組については、細部について担当部長から答弁をさせていただければと思いますが、まず、この広告については、これからも笑顔でお迎えするためということで、私と感染症対策医であります高山義浩先生と2人で、要するに感染症の専門的な立場と観光客を迎える県知事としての立場とそれぞれから感染防止対策についてのお願いということで、快適な旅を楽しむためには2週間前からの健康観察、できれば事前のPCR検査を受検する、那覇でも受けることができるので希望者は受けてくださいなど……

○大城 憲幸君 知事、そこはあまりこだわりありませんので、ちょっと第4波について少し責任をお願いします。

○知事（玉城デニー君） そういうことについて県外の方に呼びかけて、できるだけ自己観察による感染拡大防止を取ってくださと呼びかけをしました。同じようにそれは県民の皆さんにも呼びかけさせていただいていることと同じ内容で、県外の方々にも呼びかけをさせていただきました。ですから、3月はいつでも誰でも安価で受け付けられるPCR検査の体制も拡充

できましたし、それはこれからももちろん進めてまいりたいと思います。つまり、打てる手立てをしっかりとその状況、環境を整備しつつ、さらに県民の健康・安心をしっかりと構築していくためには、様々な知見を積み上げていって取り組みたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 4回目と、これまでもこういう議論はずっとやってきたんですよ。全身全霊で取り組むって言ったんだけど結果として第2波、第3波、そして起こしちゃいけない第4波が起こってしまった。今の答弁では、また第5波になるのかという話になってしまいます。やっぱりここは具体的に組み込んでいただきたい。やっぱり水際対策についてもほかの検査体制にしても、まだ私はできることはあると思っていますので、ぜひとも議会も知恵を出しながら県民と一緒に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第36号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

本日の残り時間も少なくなったことから、甲第36号議案を本日に議了することは極めて困難だと申さざるを得ません。

よって、この際、お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、会期延長の件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（赤嶺 昇君） 会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、3月30日までと議決されておりますが、議事の都合により明3月31日まで1日延長いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、明3月31日まで1日延長することに決定いたしました。

---

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

本日の会議は、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

---

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

明3月31日の開議時刻は、議事の都合により午前0時30分に繰り上げたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次会は、明3月31日午前0時30分より会議を開きます。

議事日程は追って通知いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後11時46分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明





令和3年3月31日

令和3年  
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第12号）



令和3年  
第1回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第12号）

令和3年3月31日（水曜日）午前3時15分開議

## 議事日程第12号

令和3年3月31日（水曜日）

午前0時30分開議

### 第1 閉会中の継続審査の件

#### 本日の会議に付した事件

日程追加 甲第36号議案

甲第36号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

日程追加 議員提出議案第8号 感染拡大防止協力等に関する決議

日程追加 議員提出議案第9号 甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議

日程第1 閉会中の継続審査の件

#### 出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	25番	山里将雄君
1番	新垣光荣君	26番	玉城武光君
2番	翁長雄治君	27番	比嘉瑞己君
3番	玉城健一郎君	28番	仲村未央さん
4番	島袋恵祐君	29番	照屋大河君
5番	上里善清君	30番	仲宗根悟君
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	平良昭一君	37番	山内末子さん
13番	喜友名智子さん	38番	瑞慶覧功君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	次呂久成崇君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	崎山嗣幸君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長 勝 連 盛 博 君  
次 長 知 念 弘 光 君  
議 事 課 長 平 良 潤 君  
副 参 事 兼 課 長 補 佐 佐 久 田 隆 君  
主 査 宮 城 亮 君

主 査 親 富 祖 満 君  
政 務 調 査 課 長 上 原 貴 志 君  
副 参 事 中 村 守 君  
主 幹 下 地 広 道 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、予算特別委員会に付託いたしました甲第36号議案については、先ほど予算特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

また、仲村未央さん外23人から、議員提出議案第8号「感染拡大防止協力等に関する決議」、座波一君外18人から、議員提出議案第9号「甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議」の提出がありました。

この際、お諮りいたします。

甲第36号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 甲第36号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長次呂久成崇君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 次呂久成崇君登壇〕

○予算特別委員長（次呂久成崇君） ただいま議題となりました甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、営業時間短縮の要請に協力した事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費につ

いて補正予算を計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに129億4132万円で、補正後の改予算額は、8041億6732万円となる。

歳入内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫支出金及び財政調整基金繰入金である。歳出の内訳は、うちな－んちゅ応援プロジェクトによる飲食業を対象としたこれまでの感染拡大防止協力金の不足分及び那覇市ほか19市町村における飲食業を対象として、4月1日から新たに実施する営業時間短縮要請に係る協力金であるとの説明がありました。

本案に関し、対象地域から北部地域等が除かれている理由及び今後感染拡大した場合の対応について、どう考えているのかとの質問がありました。

これに対し、営業時短要請というのは、私権の制限に関わるということで集中的に、限定的にやるのが原則と考えているが、今回は感染が急拡大したという要素があるので、ある程度面的な対応として、保健所管轄で対象地域を設定した。それ以外の地域についても感染拡大の兆候があれば、追加の措置というものが必要になると考えているとの答弁がありました。

次に、経済対策関係団体との意見交換では、感染防止対策が不十分な店舗が多いという意見があったようだが、店舗ごとの感染予防対策についてどのような指導を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、県ではシーサーステッカー制度で感染防止対策効果を高めるために、店舗での感染防止対策の方法を紹介する動画を作成し、ホームページで公開するとともに、市や業界団体と連携し飲食店等への巡回点検キャンペーンを実施している。また、実際に店舗で感染対策がどのように行われているかチェックする体制が必要だと考えており、どういうふうにできるのか早急に取りまとめたいとの答弁がありました。

そのほか、当初予算になされた附帯決議への対応、安価なPCR検査体制の整備、41市町村を対象とした場合の金額、対象地域を拡大する場合の国との調整期間、これまでのコロナ対策費の総額と財源内訳、政府に支援策を求めるための取組方法などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第36号議案は、全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第36号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第8号「感染拡大防止協力等に関する決議」及び議員提出議案第9号「甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議」を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号「感染拡大防止協力等に関する決議」及び議員提出議案第9号「甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議」を一括して日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時22分休憩

午前3時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

議員提出議案第8号 感染拡大防止協力等に関する決議及び議員提出議案第9号 甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第8号について提出者から提案理由の説明を求めます。

仲村未央さん。

〔議員提出議案第8号 巻末に掲載〕

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん ただいま議題となりました議員提出議案第8号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、感染拡大防止協力等について知事に要求するためであります。

それでは、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔感染拡大防止協力等に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時31分休憩

午前3時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第8号に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 皆様、おはようございます。

それでは、議案8号感染拡大防止協力等に関する決議について質問をさせていただきたいというふうに思います。

令和3年度の予算執行に当たって、感染拡大防止協力金の対象地域を20市町村に限定し、他の21市町村に至っては感染拡大に応じてその対象市町村を決定し、感染拡大防止協力金を補正予算で執行するという意味合いになっていると思いますけれども、そこで質問を行います。

まず1、どうして北部地区、離島地域は今回の補正予算では対象地区とならず、感染状況に応じた感染拡大防止協力金の対象地区となっているのか。それをお伺いいたします。

2、宮古島市では、去る1月に爆発的な感染拡大が起こり、玉城知事は自衛隊医療班の協力要請により脆弱な離島における医療体制の崩壊の危機を回避しています。したがって、離島において感染の状況に応じた感染拡大協力金支援策を実施することは、去る1月に起こった宮古島の悪夢の再現を思い起こさなければならないというふうになります。医療体制が脆弱な離島においては、感染状況に応じた対策では遅く、感染予防により感染を抑え込むことが重要であります。今回

の補正予算で離島地区も対象とすることが賢明であることは明白であります。玉城知事は、離島振興を政策の一丁目一番地として掲げていますが、これでは離島が取り残されてしまうことになっております。離島対策をどのように実施しようとしているのか、その考えを伺いたいと思います。

3、今回の補正予算の内訳は、協力要請期間が4月1日から21日までの21日間、84万円、20市町村、対象件数9041店舗、金額にいたしますと75億9944万円。それと、令和3年1月12日から2月28日までの令和2年度における感染拡大防止協力金の不足額、53億4688万であります。つまり前年度で執行できなかった額を令和3年度で手当てすることになっております。このように協力金の支給が大幅に遅れることが十分考えられる状況において、感染拡大予防の観点から早急に対象地区を離島を含めた全県区域とすべきであるが、その見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 下地議員の質問にお答えいたします。

まず1点目。今回対象となった20市町村、21市町村は対象にならなかった。この中に北部、離島、その対象にならなかったところがあるがなぜかということがありました。また2点目も関連しておりますので、併せてお答えいたします。

まず、今回対象になった地域というのは、感染が非常に拡大を急速にしていると。その反面、対象にならなかった地域というのは、当然その目安も含めて対象の範疇ではないと。これは国の方針としても示されているというような、当局からの答弁がありました。対象を限りなく範囲を定め、そして実施することによって効果を上げていくというのが基本的な国の考えであり、そして、時短要請は基本的に私権を制限するという意味からも、その私権の制限については慎重に行う必要があるということも併せて説明がありました。そういう意味で今回の対象地域は、まさに感染の状況に合わせて対策をするためのものであって、今般の私たちの提案にあるように感染状況に合わせて、そこは速やかな対策をしっかりと取っていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 下地議員の2点目の質疑、宮古島の

件なんですが補足をさせていただきます。

宮古島の感染状況の説明も委員会でありました。宮古地区は今週、飲食関連の感染が確認されておりますが、感染経路の把握が進んでいること、このことが上げられております。また宮古の1月末のような一度蔓延した場合の影響が大きいことから、当局としても感染状況を注視していくというような答弁がありました。

いずれにしても、感染状況に応じて対象地域を速やかに追加していくというのが今回の一貫した方針だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 3番目の質問ですけれども、今回の129億円の内訳は、先ほども質問にあったように、令和3年4月1日から4月21日までの感染拡大防止協力金に要する経費——これが76億円です。そして令和3年1月12日から2月28日までの感染拡大防止協力金——これ不足額の追加に要する経費として53億円ということで、この内訳、この予算で内閣府のほうと調整をして今回補正予算につながったという答弁がありましたので、こういう考えで計上しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 丁寧な、当局の答弁と非常に似た答弁をいただきました。

まず感染拡大が起こった地域においてこの補正予算を対応していくということでもありますけれども、宜野座は対象地区に入っております。しかしながら宜野座においては感染拡大が認められていない。なぜそれが感染拡大等の対象地域に入っているのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

それと、私の質問の3番の前年度における感染拡大防止協力金の不足額の答弁でございますけれども、これが53億もあるんです。その不足額が53億ということは、当初の予測をする算定が、その算定根拠がどのようになっていたのか非常に疑問である。それぐらいの大きな差額が発生しているというふうに考えますので、なぜその差額が発生しているのか、それをお聞きしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時44分休憩

午前3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 今、下地議員から1点目の質問がありました。なぜ宜野座が対象に入ったのかと。感染状況はそんなにまでということでしたけれども、これはあくまで面的な対象としては、保健所の管轄市町村ということが対象になって基準が取られるということです、そこは中部保健所管轄という整理でこのような対応になったというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 2番目の今質問ですけれども、先ほど質問があったのは、この予算の内訳の質問であったのでそれを答えたつもりでしたけれども、今回私たちが質疑に応じているのは、この感染拡大防止協力等に関する決議の中身でありまして、この件に関して当局と同じ答弁しかできないので、この件に関しては先ほどと同様だということでお答えしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 皆さん、おはようございます。

感染拡大防止協力等に関する決議、第8号について質疑を行います。

北部地域や宮古・八重山地域がなぜ今回含まれなかったのか、ちょっと残念に思います。玉城デニー知事は、誰一人取り残さないとありますが、今回なぜ21市町村が含まれなかったのか。

そこで決議案第8号について、2点お伺ひしたいと思います。

まず1、我が沖縄・自民党案になぜ歩み寄れない、その理由をお聞かせください。

2、皆さんの下記事項の1番、感染状況に応じてとあります。内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時49分休憩

午前3時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 仲里議員の質問にお答えをいたします。

なぜ自民党案に乗れないのかと、これから提案をいただくことになるので提案理由説明はこれからだと思ひますが、恐らく一番の違いというのが、自民党さんの案では対象地域を限定するのではなくということ、そして我々のところが感染状況に応じてという、

ここが恐らく少しニュアンスというか、違うんだろうと。我々としましては、やはり感染状況に応じる対策というのが、まさにこの拡大防止に協力をいただかなければいけない、今の非常に逼迫した状況があると。その先ほども申し上げましたとおり、今回対象になった地域の感染状況というのは非常に大きな拡大があると、そしてその基準等々も含めてその国との調整の中で、まさにそこは対策を打たなければならないという、その一定を超えていると。ところが対象にならなかったところというのは、まだ、なお感染が爆発的ということではないという、この違いが一番の大きなところですので、その感染状況を見ながらまさに対応をしていくということに尽きるかと。その表現が、あらかじめその感染が起きていないところも含めて、その対象としていくということの立てつけにはなっていないというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

休憩いたします。

午前3時51分休憩

午前3時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん お答えいたします。

感染状況に応じてという、その感染状況というのはどういうことかとおっしゃっていただきましたので、感染状況の基準というのが幾つか県からも示されておりますけれども、例えば県全体の新規感染者数、1週間、10万人当たり15人とか、対象となる飲食関連の新規感染者数、1週間当たりで10万人当たり71人以上とか、そういった一定の基準があるという拡大がある場所、そこにやっぱり限定的にその絞り込んでいくということが、いわゆる感染状況に応じてということになるかと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里 全孝君 ありがとうございます。

この感染状況において説明を受けました。今回感染状況に応じて北部地域、離島を含め沖縄全域41市町村を新たに対象とすることと、そういうふうに明記されているんですよ。この感染状況といえば、例えば補正予算に20市町村は対象区域になっているんですよ。皆さんの説明からいうと41市町村、感染がなければ対象にはならないという理由なんではないでしょうか。提案さ

れているのは、既に20市町村はもう提案されて当局も対象区域に入っているんですよ。先ほどの説明からいうと21市町村が今回含まれてないから、この提案理由になっているのではないのかなと思う。そこで、今理由からすると、41市町村全てが感染がなければ、国との調整がなければ、41市町村新たに該当しないようにも取られます。それからいうと、41市町村全て追加対象区域に含めてくださいと、条件としては感染状況に応じてですよと、そういった考え方なのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時57分休憩

午前3時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 仲里議員の質問ですが、感染がなければ対象とはならないということだと思います。

○仲里 全孝君 ちょっと休憩してください、議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前3時58分休憩

午前3時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 20市町村が対象となっているのは、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）のことです。この私たちが今提案している感染拡大防止協力等に関する決議というのは、この補正予算にかかわらず、これからの県の姿勢として感染状況に応じて、北部地域、離島含めて沖縄全域41市町村を対象とすることというふうになっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 おはようございます。

夜明け前ですけれども、頑張りましょう。

私のほうからは、感染拡大防止協力等に関する決議、第8号について、その郵書きのところの感染状況に応じてというところについて質問をいたします。

まず、昨日のこの新聞ですけれども（資料を掲示）そもそも今回は4度目の時短要請となっておりますが、沖縄県はこれまで3回にわたって時短要請をしてまいりました。それが1回目は那覇市、浦添市、沖縄市。2回目は私どもの要請もあって、あるいはまた地域の状況も変わったかもしれませんが、名護

市、宜野湾市というふうにして拡大していきました。

最終的には、全県的に時短要請をし、また協力金を支給してきたという経緯があります。それからすると、今20市町村と言っておりますけれども、これは最終的には41市町村にわたる可能性もあります。これまでの経緯からすると、そうなるのではないかということが推測されます。であれば、当初でなぜ41市町村を対象にしなかったのか。それが私どもとしては腑に落ちません。

それで質問ですけれども、この県民が等しく協力をしていくという観点からすると、全県一斉に時短要請をし、協力いただく皆さんにはそれなりの給付金を支給する。これが当然ではないかと思っておりますけれども、皆さんのお考え方を伺いたいというふうに思います。

それから2つ目でありますけれども、やっぱり今回の時短要請について、いち早く私が市民から疑問を指摘されたのは、本会議でもお話ししましたが、なぜ名護・やんばるは置いてけぼりにするのかと。これは協力を求めるという観点からするのであれば、さっきも申し上げましたけれども、最初からそういう対応をすべきではないかというふうに思います。

もう一つは、実際当たっている皆さんのお話を聞くと、風評被害といいますか、時短要請をすることによって市民は自らの行動に制約がかかります。そうすると時短要請でないにしてもお客さんは来ない。時短要請を受けたのと同じような境遇になっている。これをどうしてくれるんだというのが、地域の皆さんの、あるいは経営者の強い思いであります。このことに皆さんはどう応えていくのかお尋ねしたいというふうに思います。

あとはまた2次質問やりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前4時4分休憩

午前4時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 末松議員の質問にお答えをいたします。

今、名護・やんばるの状況、その切実な声があるということもお聞きをしました。

実は私たちの今回提案者の中にも、同じように対象外の地域の選出の県議もおります。また、その地域からは対象外となったことで非常に安堵をしていると。何としても制約を受けることがないような、時短要請が及ばないようなことで頑張ってもらいたいというよう



な、そういう連絡もいただいております。

ですので、やっぱり私権を——先ほど来申し上げるように、営業の権利というのは非常に重く、またそれを制約するという点に関しても一定の基準、先ほど申し上げたような管轄内の感染状況、まさに何万人当たりというようなああいう形のもをやはり一定、照らして対象を限りなく限定しながら効果を上げていくというのが今一定の方針ですので、そのことを含めて感染対策を取っている。これが私たちの今回、またそのような状況があれば速やかに対処をしてほしいということで知事に要求するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前4時7分休憩

午前4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

[仲村未央さん登壇]

○仲村 未央さん 今ありましたその対象地域でなくても影響を受けるというようなことも、もちろんこれはあります。そういう意味では本当に厳しい中ですので、私たちのこの今回の決議の2点目、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な業種に対し、経済支援策を強化すること。やはりこれも併せてぜひとも対応を取っていただきたいということも含めての知事に対する決議というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 そもそも、この時短要請というのは、飲食店であったりそういったところで営業時間の制約を受けるわけですよ。今の答弁からすると、我々もこの罪書きの2番は、我々が最初書いたところなんですけれども、これは当然のこととしてあるわけですよ。私が聞いているのは、今時短要請をしているその事業者の皆さんにどう対応するのかと。そういう事業者の皆さんから切実な声が上がっているわけですから、これにどう応えていくのかということをお聞きしているわけです。

それについて、そうでないと言う人たちもいるようだけれども、しかし私どもが知る限りは、そういう声は全くありません。むしろ影響が大きくて、お客さんも来ないから閉めて、店を閉めて、給付金を頂いたほうが経営的には楽だという声がほとんどであります。それを、時短要請を受けないほうがいいという話は聞いたことがありません。

もう一度、答えてください。

それからもう一点ですけれども、この時短要請を受けるこの20市町村においては、9000件とっておりましたけれども、沖縄全県展開しても私は1万件ないのではないかというふうに思います。そういったことからすると、やっぱり県民の皆さんの協力を得てこのコロナ禍を乗り越えていこうというのであれば、そういった県民の思いをやっぱり知事としてもこれはしっかり捉えて、その制度も運営すべきだというふうに思っております。そういう意味では、与党の皆さんにおいても、実際こういった地域の声をしっかり受け止めて、知事に進言する必要があるのではないかというふうに思いますけれども、引き続き御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前4時12分休憩

午前4時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

國仲昌二君。

[國仲昌二君登壇]

○國仲 昌二君 今回の感染拡大防止協力金に対象にならないということで、そういうところの支援はどうするかということですが、現行でもこの協力金以外にも様々な支援策があるというふうに答弁しております。ただ、しかしながらそれでもまだまだ対象にならないというような方々がいると思いますので、そのことについてもしっかりと支援策を広げて、対象を拡大して行って、しっかりとそこも目配りして支援するようにということで、この2の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な業種に対し、経済支援策を強化することというふうになっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

[比嘉瑞己君登壇]

○比嘉 瑞己君 末松議員の質疑にお答えします。

全地域を対象にするような進言もできるのじゃないかという趣旨だったと思うんですが、繰り返し質疑に答弁させていただいておりますが、今回のこの時短協力金の目的が感染防止対策です。なので、この感染状況に応じて地域の対象を決めて行っている事業です。もちろんそういう状況になれば、迅速に追加を検討していくということが当然でありますので、その制度の趣旨にのっとった運用が今求められていると思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前4時14分休憩

午前4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第9号について提出者から提案理由の説明を求めます。

座波 一君。

---

[議員提出議案第9号 巻末に掲載]

---

[座波 一君登壇]

○座波 一君 ただいま議題となりました議員提出議案第9号につきまして、提出者を代表しまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議について知事に要求するためであります。

提案理由といたしましては、本日緊急提案された令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）では、コロナ対策として時短要請のための感染拡大防止協力金129億円が計上された。2月議会最終日における新年度の第1号予算として審議する、極めて異例な事態となっております。そこで私たちが問題としたのは、時短要請と感染拡大防止協力金の対象地域が沖縄本島の20市町村にとどまっており、名護市や北部そして宮古・八重山の離島地域が対象に入っていないことであります。その理由は、第4波が見られる中で感染拡大のスピードが遅いという理由であります。これまでの感染拡大の経過からそのような基準で除外することはふさわしくなく、第3波の際にも後づけで対象に追加した経緯があるのであります。

玉城知事は、誰一人取り残さない社会を目指すことを理念としており、北部や離島地域の落胆は大きいのであります。私たちは、令和3年度予算の執行に当たっては、今回対象外となっている21市町村を速やかに対象とするための決議を提案するものであります。

それでは、議員提出議案第9号を朗読いたします。

[甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[[質疑なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号及び第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

○議長（赤嶺 昇君） これより討論に入ります。

議員提出議案第8号及び第9号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 おはようございます。

もう4時20分になりました。本当にお疲れさまでございます。

私は議案第9号に賛成し、議案第8号に反対する立場から討論をいたします。沖縄・自民党会派、大浜一郎でございます。

本来であるならば、これ歩み寄って一つの案を導き出すという努力を我々議会人としてはやるべきだったんじゃないかなと、今の質疑を見ても僕はそう思いました。もう少し我々は議会人として努力すべきだったと思います。県民の代表ですから。

なぜ、我が会派は決議にこだわったか。現在、第4波の到来と言われる状況において、リバウンドが多発しているというのが玉城知事の判断であります。感染拡大防止策として4月1日より時短要請について指定された20の市町村の感染状況の悪化によるものとされておりますが、私たちは41市町村全体で取り組むべきという、地域の切実な声に応える必要性を強く認識したから決議にこだわったわけであります。特に北部地域、離島地域における医療体制の脆弱性は、これまでも何度も何度も議会で議論されてきたことであり、実は県立八重山病院にも今年の2月になって、やっとPCRの機械が配備された。これぐらい離島の医療に対する配慮というのが遅い。実はこれが現実なんです。これらの地域への特段の感染拡大防止策の徹底と20の市町村と同様に4月1日より感染拡大防止

対策をすることは、過去の経験から当然配慮されるべき課題であります。特に、感染が拡大している現在の状況下において、感染拡大に応じて対策を検討するなどということは全く甘い考えであり、特に北部地域、離島地域で感染拡大が起きてからは全く遅いのであります。まさしく県議会は、北部地域、離島地域の住民にとっては、住民生活を軽視しているとの批判に、そういう声にどう応えるか、私たちは考えなければいけないと思います。これら地域においては高齢者住民の割合も高く、小さな感染状況であっても、その時点で徹底した感染対策が必要不可欠なのはもはや当たり前です。沖縄県は全県民に対して、この状況を乗り切るためにこれまでも本当に多くの我慢、負担を県民にお願いしてきました。そして、今次においてもさらにお願いをしなければならないのであります。今こそ全県41市町村が等しく感染対策を徹底していくべきです。県議会は地域の声に耳を傾けてその課題に対して最善の方策をお示しすることこそ使命であり、感染拡大防止と経済の循環をどう実現するかが今本当に問われていると思います。そのためにも、4月1日からの全県41市町村への感染拡大防止協力の実施と速やかな追加補正予算の実施が必要であることから、私たちは議案第8号感染拡大防止協力等に関する決議へ反対をいたします。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 最後でございますので、どうぞよろしく願います。

私は第9号につきまして賛成、第8号に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず今回2点、まず前提がございます。

1点は、これは与野党共に県民のために今必死になってやろうということは一致しているということがございます。この決議に関してのもう一つの前提は補正予算、この補正予算があったということであります。

まずこの決議案に記載されている記の1番にありますように、感染拡大防止協力金に関して、対象地域を限定するのではなく、北部地域、離島を含め沖縄県全域を対象とすることについてということですが、今回の補正予算は先ほど来でございますように、20市町村を対象にした感染拡大防止の協力金となっております。一部地域といっても時短協力を要請することにより、ほかの地域のお客さんも減ってしまうということは、これはもう全県的に必ず発生するであろうというふうに思っております。さらに、これまでも一部地

域を対象とした時短協力要請では、開いている他の地域に移動して飲食店の利用がなされたりしておりました。現在感染が抑えられている地域においても、そのような移動が行われれば、感染拡大が広がる可能性が否めない状況であります。

今回も執行部の答弁でありましたが、予想を超えた感染の急拡大がありました。だからこそ、沖縄県全体の感染拡大の予防を行うことが、今後の全県的な医療体制の逼迫を緩和することにつながるものだと考えております。

記の2番以降には、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な業種に対し経済支援策を強化することについてでございます。私も多くの業種・業態の方から意見をいただいております。時短営業を行う際には、飲食店だけではなく、そのほか多くの影響を受ける業種・業態があります。店舗への卸業者、そしてその商品を作っている生産者、またタクシーや運転代行、そういったところも非常に大きな影響を受けるわけです。さらにはこの時短営業を要請するというで、この議会でも多くの質疑がありました観光関連の事業者なども、沖縄に来て食事もなかなか取れないんじゃないかということも聞こえてくると。来県を控えることは目に見えております。

県は、ゴールデンウィークに合わせ、その時短解除を目指すということでもありますけれども、それまでにしっかりとサポートをしなければゴールデンウィークに人を迎えることができなくなってしまうだろうというふうに私は思っております。だからこそ、ほかの業種・業態に対しても早急な支援を行うことが必要であります。

この2つの点は、予算特別委員会において我々の提案の後に提出をされた、先ほどありました第8号議案の文章も、ほぼほぼ同じ文面となっております。しかし、今回我々が提出した議案書案タイトルは、8号の感染拡大防止協力等に関する決議と異なり、補正予算に係る決議ということになっております。それは冒頭にも申し上げたとおり、この補正予算は20の市町村が対象であり、21の市町村は含まれていないということで、この予算に関して、特に医療体制が脆弱と言われている離島と北部地域において感染後に応じて手当てするのでは後手後手になってしまう、遅いということで、さらには医療にも経済にも影響が出てくるのではないかと考えております。だからこそ、この補正予算にありましたように、支援をするのはこれは当たり前です。ただ、この先のことも考えると、今このタイミングで早急にその今回の範囲に含まれていない

21の市町村に対応するべきということをしかりとしたメッセージとして伝えたいということで、我々はこの補正予算に係るということを決議書のタイトルにしております。

誰も取り残さない県政であるならば、与野党問わずにその意味を御理解いただき、議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、9号に賛成、8号に反対という討論とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

採決に入る前に申し上げます。

仲村未央さん外23人から提出の議員提出議案第8号と座波一君外18人から提出の議員提出議案第9号については、共通する部分がありますが、表決の便宜上、別個のものともみなし、それぞれについて採決いたします。

これより議員提出議案第8号「感染拡大防止協力等に関する決議」及び議員提出議案第9号「甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議」の採決に入ります。

議題のうち、まず議員提出議案第9号「甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第9号は、否決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、議員提出議案第8号「感染拡大防止協力金等に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回沖縄県議会定例会を閉会いたします。

午前4時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 上 里 善 清

会議録署名議員 島 尻 忠 明